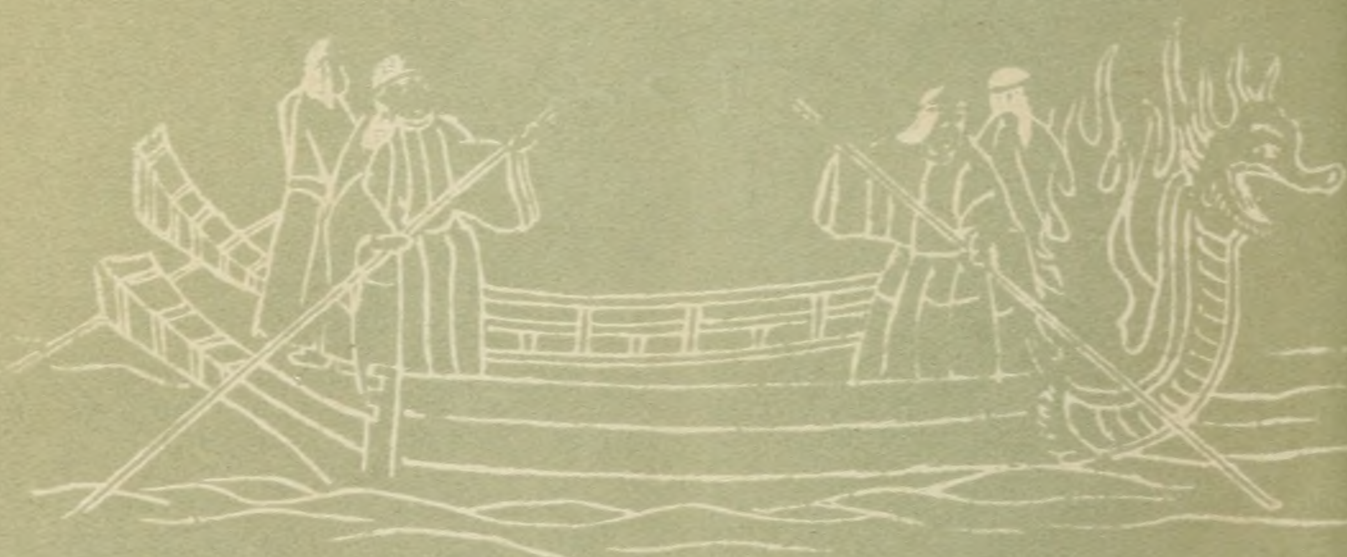


日本随筆大成 巻十一

日本随筆大成巻十一

収載書目

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官
田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第十一卷

凡例

本集には、年々隨筆、嘉良喜隨筆、烹雜の記、三のしるべ、好古小錄、好古日錄、奇遊談、茅窓漫錄庖丁書錄、こがね草の十種を收む。

年々隨筆　六卷　石原正明

本書は、享和元年辛酉より文化元年甲子に至る四年間における見聞と感想とを記述せる隨筆にして、行文流暢、雅文の範とすべきものあり。毎卷の末尾に終稿の年月を記せり。刊年及書肆詳ならず。著者石原正明は、尾張神守驛の人なり。初名は將聰、通稱喜左衞門、蓬堂と號す。初め本居宣長の門に入り、後塙保己一の門に學び、博覽卓見を以て聞ゆ。最も有職學に精通す。又和歌を能くす。文政四年辛巳(一四八一)正月七日尾張名古屋に歿す。享年六十三。著す所本書の外、冠位通考、臣連二造考、宰相通考、尾張の家苞、百人一首新抄、蓬堂集等あり。

嘉良喜隨筆　五卷　山口幸充

本書は、垂加流神道家たる著者の見聞雜說と所感とを記述し、併せて黑川道祐の遠碧軒雜記、遠碧軒聞見隨筆、靜庵隨筆、武陵隨筆及び西陣石神蓮生院の藁芥集、松岡玄達の詹々言、多田義俊の南嶺子等を抄錄したるものなり。所收本は無窮會神習文庫本に據り內閣文庫本を以て校訂せり。

著者山口幸充は、日向の人なり。白梅軒と號す。垂加流の神道を松岡丈雄、淺利大賢等に受け、また

吉見幸和に就き國學を修む。著書は本書の外に日次醜滿あり。歿年を詳にせず。

烹雜の記　二卷　瀧澤馬琴

この書は、上卷に新堀山、多湊風流附ほいと非人附善知鳥等、中卷に痲娘々、夢に冥土等計十一種、下卷に以レ惡見レ名、以レ羊爲レ牛より先板の訛舛まで、計九種の雜考を集め、圖畫をも挿入したり。書名は著者の概略に「この書は、をさ〳〵童蒙の爲にすなれば、かき流したる水くきの、ふりにしかたを見するにも、淺きを汲て、深きに渉らず、まいて唐山の書籍を引に、多くは國字をまじえ寫したる所もあり。此となく彼となく、ひとつに綴りよせたれば、名けて烹雜の記といひはん」とあり。卷頭に自叙を擧げ、次に文化八年岩瀨京山の書せし瘞筆塚銘（文化六年己巳春二月、鵬齋龜田興撰并書、𢮦齋狩谷望之篆額）の全文を掲げたり。文化八年書肆柏榮屋の版行に係る。後に京都寺町通四條北入大文字町山田茂助飜刻せり。

著者の略傳は、卷一所收の「羇旅漫錄」の解題下に記せり。

三のしるべ　三卷　藤井高尙

この書は、道、歌、文の大要を述べて、修學の楷梯となしゝものなり、即ち卷一道のしるべには、天津神の御教より說き起し、禮儀、神道、教の神代より傳はれることを述べ、卷二歌のしるべには、歌は何の爲に作るか、歌に古風近世風のあること、情と詞、格調のことを論じ、卷三文のしるべには、文の大旨より、文を作る心得、文章家の心得べき事ども、消息文、歌の詞書等十三條を述べたり。この書の題名及脫稿の年月は、文政九年の秋記しゝ、總論に「をとゝしの春道のしるべといふものをかきあらはして、ことし又歌のしるべ、文のしるべ、ふたつものせしを、とりしたゝめて、三のしるべとなし、すなはち

書の名として、ひとつのさうしいできにけり」とあるが如し、奥附は文政十二年己丑三月、京都錦小路室町西城戸市右衞門、大坂心斎橋筋南久太郎町南山本長兵衞、同心齋橋筋安土町北岡田儀助とあり。

著者藤井高尙は、松の屋と號す。備中國賀陽宮內村吉備津神社の祠官但馬守高久の子なり。幼にして小寺清先に學び、長じて後に本居宣長に師事すること七年にして郷國に歸り、父の職を襲ぎて祠官となり。寛政十一年五月從五位下長門守に叙任せらる。四方の學徒名聲を聞き贄を執るもの多し。高尙最も中古風の和文に長ず、天保六年京都吉田家より三寸鏡靈神の名を受く、生前に神號を受くるは寔に異數なり。天保十一年庚子(二五〇〇)八月十五日歿す。年七十七。大正四年十一月正五位を追贈せらる。著書は、本書の外に、松の落葉、松屋文集、同後集、伊勢物語新釋、後れし雁、消息文例等ありて世に行はる。寫本としては古今集新釋、枕子紙新譯あり。

好古小錄　二卷　藤井貞幹

本書は、考古家たる著者が、多年見聞輯錄せる諸國の金石文を始め、著名の古筆蹟、古繪卷物、或は古器物等を、記錄、物語等に徵して考證し、併せてその眞僞を批判せり。上卷には金石二十一項、書畫百三項、下卷には雜考五十七項あり。その附錄には民部省厨量烙印、銅斗、古磁硏、その他二十有餘種の圖を擧げたり。寛政六年六月正五位下橋經亮の序あり。奥附には寛政七年乙卯九月刊行、平安書肆林伊兵衞、小川多左衞門、西田莊兵衞、北村莊助、鵜鶴惣四郎とあり。後に日錄を併せて好古小日錄と題し、京都大谷津逮堂藏として版行したり。

著者藤井貞幹は、京都の人なり。姓は藤原、字は子冬、蒙齋、また無佛齋と號す。通稱を叔藏といふ。當時考古學者として第一の稱を得たり。實學を尙び、釋氏を好まず、故に無佛の號あり。寛政九年丁巳(二四五七)八月十九日歿す。年六十六。墓は京都神樂岡東麓吉田芝墓に在り。著す所本書の外、天

智帝外記、延暦儀式帳考圖、樂制通考、七種圖考、古印譜並考錢譜、集古圖、逸號年表、書學指南、衝口發、金石遺文考等あり。

好古日錄　二卷　同人

本書ば、前掲「好古小錄」の姉妹篇にして、秦璽、漢委奴國王印より絕伎、相感に終り、百十九項に就き、圖畫をも掲げて考究したり。寛政丙辰(八年)孟春下浣日藤原資同の序あり。寛政九年丁巳四月印行にして書肆は小錄と同じ。

奇遊談　三卷(四冊)　川口好和

本書は、卷一、卷二、卷三上、下の四冊に分ち、著者が山城國内にて、見聞せる珍奇なる事柄を記述せるものなり。卷一には愛宕寺車寄より伏見大善寺にある小野篁古冠の事まで、卷二には小栗栖小瓦より山崎會合神まで、卷三には西山三鈷寺刹碑より東山長樂寺木偶仙人目瞬の事まで、六十六項を擧げたり。寛政十一年秋荷田信美の序あり。奥附は寛政十一年未仲冬、皇都書林堀川綾小路下ル町錢屋庄兵衞とあり。この書の見返には諸國の二字を冠したれど、内題には單に奇遊談とあれば、今これに從ふ。

著者川口政和は、通稱を三郎といふ。京師の人なり。旅行を好み、この著述あり。その傳を詳かにせず。

茅窓漫錄　三卷　茅原定

本書は、和漢の書を涉獵し、卓拔なる識見を以て、驛路鈴、啐啄、佛法僧鳥、朱子學四書來由并二先生像等四十三項を考證せるもの、就中飛鳥寺銘并三貨由來の如きは、精詳を極めたり。文政十三年春の

自序あり。天保四年刊行す。嚢に百家說林に收めたり。

著者茅原定は、一名を玄定、字は叔同、通稱を丈助といひ、虛齋、長南、茅窓の號あり。傳記を詳にせず。或說に、中國の產にして、幼少の時漢學を專攻し、稍長ずるに及び京都に赴き、居を釜座丸田町に占め、皇國の古歌、古文を始め、殊に意を國史に留めたりと云ふ。（一說には醫を業とし頗る名ありといふ）。その生死の年月詳ならずといへども、文化、文政の頃を壯年時代として諸國に遊歷せり。著書は本書の外に、歷代地震考、詩經名物集成等あり。

庖丁書錄　一卷　林道春

本書は、和漢に於ける庖厨の由來、その官職制度を始め、腹赤、吉野國樔及正月の若菜、御粥より十二月の節分豆に至るまで、その由來を簡明に記述し、次に鯉、鱸、鮒、鶴、雁等の魚鳥類に就き、その解釋を假字交文にて簡明に記したり。奥に慶安五曆孟春中旬、崑山館道可處士鋟版とあり。

著者の略傳は、第一卷所收の「梅村載筆」の解題下に述べたり。

こがね草　一卷　石川雅望

本書は、京都五條邊に彷徨せる乞兒の、多額の金を拾ひ、そを金主の許に返したる清廉の美談を、著者一流の雅文にて記述したるものなり。嚢に百家說林に收めたり。

著者の略傳は、本集卷三所收の「都の手ぶり」の解題下に述べたり。

日本随筆大成

第十一巻目次

年々隨筆

年々隨筆一 辛酉上

石原正明著

花はさくら、櫻多かる山に、松など立まじりて、色どりわけたらむやうなるが、一しほ見所あり。友だち四五人ばかり、一とせあらし山の花見に行し事あり。けふぞさかりならむとおぼゆるほどにて、かつちるもあるに、渡月橋のこなたを、川ぞひにみなかみの方へゆく。風のさと吹あるゝに、雪かとばかり亂るゝ花の、となせの瀧の岩なみに、やがてまがひ行など、いひしらずをかし。中野三郎といへる人、川中の大きやかなる巖に腰うちかけて、ふえ高やかに吹ならしたるが、水音にひゞきあひてをかしきに、かたへにありつる法師、春おもしろくきこゆるはと、打ずしたりしこそ、折からをかしうおぼえしか。此法師、いづくの人なりけむ。心にくきけしきなりつるを、物をだにいはで、やがて行別つるは、くちをしき事なり。

月は水のほとり、ことによろし。いと大きなる川の、のどやかにながるゝあなたの岸にまとゐして、打わらひなどしたる、から人の登りけむ南の櫻おもひ出られて、誰ならんとゆかしきに、千里に明らかなりと詠ずるにやあらむ。ほの〴〵きこゆるいとをかし。

雪はいづくも〳〵をかし。たゞ海のみすさまじげなり。それも、みなと江の蘆、すこしばかり折殘たるひまに、とまり舟二ッ三ッ、篷いとしろうみゆるはをかし。

市の中は、何事もめとまる事なけれど、たゞ雪の朝こそ、めづらしうをかしけれ。すべていづくも雪はけしきことに、所かはりたる心地して、めづらしうをかし。日のさしのぼるほど、皆おきいでゝ、行來さかしきまで道あしうなりぬべし。いとあぢきなし。とくはきあつめよ。取すてよなど、いひさわぐこそかな

しけれ。月のいと淸き夜、大きやかなる松のなみたてるを、程隔て打みやりたるは、土佐家といへる繪のさましたり。今の世に、から繪とて物すめるは、さるおもむきなし。

皇國に某州といふ制はなきことなるを、城州、和州などやうに稱るは、みだりなる事なり。されど此事、いと昔より有こしなり。大同、弘仁のころの詩人などやいひそめつらん。すでにしかむかしよりいふ事なれば、今人のいはむ。はたとがむべきにもあらず。又某陽といふ事は、いつの頃よりいひそめけむ。二百年ばかりの書にはみゆるを、猶ふるくも有つらんかし。ふとはえおもひいでず。これはいと〳〵すぢなき事なり。さるはから國に、某陰、某陽といふ所の多かるにならひてのわざなめれど、かの陰陽は、南北のかへもじにて、山にそひ、水にそひたる地の、その山水の南北につきて、よぶ事にこそあれ。皇國の人の、伊勢を勢陽、尾張を尾陽といふたぐひにはあらず。洛陽、華陽などきこゆるも、洛華は山水の名ぞかし。絳州を絳陽、荊州を荊陽といへる事はあらじ物をや。

太宰彌右衞門ときこえし人の著れる書どもに、日本信陽太宰純となのるこそ、いと〳〵心えね。まづ漢人、唐人の漢唐にむかへて、日本といへるは、ことのさまたがひたり漢唐は世の名にて、國の名にあらず。日本は國の名にて、世の名にあらず。相對ふべきことわりはなきに、それをだにおもひえざる、いとはかなし。次に信陽といへるはいかに。信は山の名か。水の名か。此人の皇國の事論じたる、悉ひがごとながら、それはむねとせぬ學問なればと、ゆるさるゝ方もあるを、おのが故鄕のやうにいひおもふ土の地名の、陽の字の義をだにえしらぬは、いかなるから物まなびぞも。

鳴弦とて、ゆづる打ならして。邪氣をさくる事は、今の世の射禮家にて物するやうに、こと〴〵しくこそあらざりけれど、やゝ上代よりある事にて、物にみえたり。神代の遺れる風にやあらむ。さて萬葉集一の卷に、八隅知之、我大王乃、朝庭、取撫賜、夕庭、伊縁立之、御執之、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈利と

あるを、奈加弭はなり弭の誤にて、弭に鈴などつけて、ことに音あるやうに設たるなりといふ説あれど、鈴つけたらむからに、なり弭とはいかでかいはむ。今按に。弭は弦の誤、奈利弦にや。さやうに弓弦打ならす事は、御狩、軍陣などのねぎごとならんかし。同卷に、丈夫之、鞆乃音爲奈利、物部、大臣、楯立良之母とあるも、さるをりの出立のわざにやとおぼし。相てらしみるべし。又夜をまもるものゝ、弓弦ならすこともあるは、警衛のためながら、猶此わざのおなじ源なるべし。

辛酉は、革命とていみじうあしかる事とぞ。諸道の勘文をめさるといふ。何事のあらむとすらむ。ゆゝしき事なり。それも運によりてあたらぬこともありとぞ。ことしはあたれりや。あたらずや。きかまほし。寺々にも御事ありて、御祈どもありときくは、いみじう尊し。其みす法の名、金門鳥敏、々々々々とは、カノトノトリノトシといふ事なりとぞ。まことにやあらん。はかなだち、戯にちかくて、御法の尊くめでたかるべきには、打あはぬこゝちす。例なれば改元あるべし。寛政といふ年號、政の字、はじめて用られつるに、十三年までつゞきて、造内裏以下、よき事のかぎりなりつれば、めでたき例にぞなるべき。

辛酉の改元は、延喜の度をはじめとす。淸行の宰相の勘奏によられたるなり。さるは易緯に、辛酉爲㆓革命㆒。甲子爲㆓革令㆒。とありて、鄭玄が説に、天道不㆑遠、三五而變、六甲爲㆓一元㆒、四六二六交相乘、七玄有㆓三變㆒、三七相乘、二十一元爲㆓一蔀㆒、合千三百二十年とあるによりて、神武天皇元年を一蔀の首として、齊明天皇六年庚申まで、千三百二十年、天智天皇即位の年（齊明天皇八年）の辛酉を、第二の蔀首として、昌泰三年まで二百四十年。四六相乘の數みちて、延喜元年は、大變革命の運なりとぞ。もし此説によらば、今年は第四の四六よりは六十年おくれ、第三の蔀首よりは百八十年さきだちて、大變の運にはあたらぬにやあらむ。諸道の勘答はいかゞあらん。いぶかしきことなり。さてかの善家の革命勘文に、明年辛酉、當㆓帝王革命之期、君臣剋賊之運㆒。云々。又北野の右大臣とておはしましゝに、書たてまつりて、

明年辛酉、運當ニ變革一、二月建卯、□動ニ干戈一、遭レ凶衝レ禍、雖レ不レ知ニ誰是一、引レ弩射レ市、當レ中ニ薄命一。云々、伏冀知ニ其止足一、察ニ其榮分一、擅ニ風情於烟霞一、藏ニ山智於丘壑一、後世仰視不ニ亦可一乎。努々力々、勿レ忽ニ鄙言一。とあり。やがてその辛酉の正月に、北野の御事をあしざまに申せるものありて、左遷し給へるは、まことに掌をさすがごとくあさましきまでなむ。神武天皇元年を、辛酉とさだめたるがうきたるうへに、讖緯などもうきたる事のやうにて、何のしるしかはあらむと、おもひあなづらるゝ事なるに、かうまさしくいひあてたるは、まことにいみじき博士なりけり。

古學といふものまなびする人々、某麿、某彦といふ名をおほくつくなる。丸は子細もなけれど、中ごろよりは、童名にのみきこゆれば、成人のうへにて實名につかむ事、今においてはいかゞなり。彦はいとけしからず。彦と姫とは、相對ひたる詞にて、貴人のうへの稱なり。なほびとの妄につくべき事にあらず。さるは珍彦、登美彦など、日本紀、古事記のうへにては、さしも尊げにみえざなれば、おもひあやまるなめり。かの者どもは、天皇の御うへを記せる、其ちなみに彼人々にもおよべるなれば、天皇の御うへと相對へてみる故、貴人ともなきがごとくなれど。みな一國を領たるものにて、大小こそ異なれ。今の世の大名に似たるものなり。凡人にはあらず。我むすめいもうとなど、姫君といはざらんほどにて、彦といふ名つきてよからめや。

いにしへの人は、某麿といふ名多し。自稱してまろといふも、まろはもとより自稱なるにつきて、人の名にもおほくつくか。人の名に多かるゆゑ、自稱ともなれるか。もとすゑはしらねど、ひとつ根ざしの詞にはあるべし。近ごろまでは、天子の自稱のやうに心えをりつるを、學問の道あきらかになりて、今はさしもあらぬにや。牛飼は、後々までも丸といふ名つくうへに、天平勝寶の東大寺の奴婢籍にも、某丸といふ名多かり。

宇治拾遺物語に、猿を猿まろといひ、狭衣物語に、蝗をいなごまろといへり。枕草子に、犬に翁まろあ

り。駿牛繪詞に、牛に獱丸あり。たち、かたな、琴、笛、何物によらず、某丸(ソレ)といふ名おほくつけたる物なりしに、今はさる事、をさ〳〵きこえず。たゞ舟のみに、なほそのなごりあり。

或人の考に、自(ミ)のうへをまろといふは、藝能ある人をかどありといふ反(ウラ)にて、から國にて不肖などいふもおなじ意ばへなりといへり。げにこれはよく相對(ムカ)ひてきこゆる詞なれば、打聞はよろしき説のやうなれど、さやうにこざかしく自謙(オト)しなどする事は、上れる代にはなき事ぞかし。もし此説のごとくならば、猿まろは、藝なし猿といふ事ならんかし。螽丸も藝なしいなごといふにやあらむ。かの物語には、拍子うつとありつるものを、心うき名にあらずや。すべて言語の本義は、いかなる事ともしりがたし。それしらずとも、まろは自稱などやうに、當用をだにしらば、何の事かく事もなし。しかるをあながちに解むとすれば、かならず横ざまに、ゆがみゆくものなり。しかしり難き事をしらむとせんより。いとようしらるべき事のしらであるが多かるを、まづそれよりまなびとるべきわざならずや。世の學者たち。

今は四とせばかりにもなりぬらん。此品川の莊居(ヤドリ)にはじめてうつりたりしは、長月なかば、よもの草葉は、やう〳〵まれになりゆくほどなるに、園のうちなべてあれまどひて、人のすむべき所ともなし。野らといへど、總角は分かよふべし。こゝはたゞ兎の徑(ミチ)さへぞみえぬや。こちたき葎にうづもれて、さゝやかなる家、たゞひとつあるを、わがための寢殿ながら、侍所も無人にて、ひとりのみあかしくらす、神無月つごもりがた、時雨めきて風いたう吹あるゝに、うづみ火によりつゝ、夕ぐれの空を打ながめたる、何事をかはおもひ殘さん、くらうなりはてゝも、何のあやめもなきとのかたを見出して、酒ふたつみつのみて、ねぶたうなりぬれば、そのまゝにそひふしたり。めさめてみれば、格子もおろさず、火などもとぼさでありいつのほどにか、空はれて霜がれたる淺茅原、なごりの露おもげに置わたしたるに、星の光きら〳〵とみ

ゆ。かくこそすさまじき宿なりしが、今はこよなうめやすくなりにたり。長月つごもり、神無月ついたち、山ふところのすこしゆほびかなるあたりを、ゆくこそおもしろけれ。もみぢの、くれなゐなる、黄なる、こき、うすき、にほひある、匂なき、おのがさま〴〵の情にて、見所多かり。又常盤木のこきみどりなるに、下葉のいひしらずそめたるなど、いとをかし。江戸のあたりにては、目黒、すがたみの橋、さては此その〻中。もみぢはかへで、猶みどりなるに、たゞ一しほ、今ぞ染つらんとおぼしくて、つや〳〵と匂へる二藍の色めでたし。いとこくひいろに染なしたるもをかし。今の世には、もみぢといふ名を、おのがものにぞしたる、すくせいと尊しかし。梔はめでたけれど、葉のさまうるはしうて、なつかしげなし。ぬるては品くだりにたり。柿の葉の、霜より後までちり残たるが、うるしもてぬりたらむやうにてりひかりて、只二葉ばかりみゆる、いとめづらかなり。黄なるはいてふ。

上野は時となくよろし。花の幾ちもと〻なきが、常盤木に立まじりたる、あらし山おぼえてをかし。夏はいと〳〵しげりあひて、日かげうときに、しづえひまある方より、忍ばずの池のはちす、所せう咲みちたるがほのみゆるに、追風いと涼しうて、さと匂ひくる、いとうれし。もみぢのころ、又いはむ方なし。

夕やまさりたらむ。村雨なごりなくはれ、風いと涼しうて、山のはの雲いとしろう、わざとならず所々にかくれるに、いざよふ月の、今いづべきにやあらむ。にほひうつりてみゆる、あしたやまさりたらむ。峰の松原こきみどりなるに、あかねの色もゆるやうにて、日のなからばかりさし出たる。曉いとよきものなり。かう世はなれたる里ながら、ひるのほどは、とかくまぎる〻事もあり、よひのほどは、ひと日のつかれとり集てねぶたきを、丑みつなどいふほどより起いで〻、ふみにむかひたる、四方にはいさ〻かの物音もなくて、いと心すむわざなり。冬は、ひまもる風のいと寒きに、埋火かきおこ

すほど、遠山寺の鐘の音、たゞこゝもとに聞なさるゝも、いとゞ浮世遠き心地ぞする。春は、小雨そぼそぼとふりて、たえ〴〵なる玉水の、かしはの枯葉にかゝる音する、夏は蚊こそうるさけれど、まきの板戸もさゝで置たるに、廿よ日の月、窓ふかくさし入たる、秋は、かりがね、きり〴〵す、いと哀にて、我もともになきあかさんとす。

忌服と汚穢(ケガレ)とは別事なるを、世には、服中は火のけがれたるやうに、おもふ人も多かるにや。これは凡(タヾ)の人のみにもあらず、書などよみて物の意しりたる人も、なほ此まどひありげなり。つぎ〴〵これをわきまへばや。今いみといふは、いみといふ名は、外よりうつれる物なれど、事はいにしへいはゆる假にて、奉公せぬ日數なり。親戚の喪にあひて、かなしびまどふまゝに、官を治る事もはか〴〵しからじとて、そのなげきのさむるほど、宮づかへのいとま給はる趣なり。假寧令に、凡職事官遭二父母喪一並解レ官。自餘皆給レ假。夫、及祖父母、養父母、外祖父母、三十日。三月服十日。七日服三日。とあり。日數などいさゝか違へるは、代々の制度の沿革にて、趣意はいまのいみに相當せり。かゝれば假は宮づかへにつきたることにて、凡の人には無用の物なり。もとより穢にかゝはりたる事にもあらず。

服は素服、鈍色(ニビ)に染たる布の衣なり。親戚のおもひにをる日數のかぎり、此衣をきる。歌に藤衣とよむもこれなり。鈍色は、今鼠色といふ色にて、その人の親きうときによりて、其色のこきうすき意しらひある事なるべし。親戚のおもひにて、美服するこゝろもなき人情を、ねざしにて定たる制(オキテ)なり。此服をきたるほどは猶、かなしびおもひをる姿なり。假の日數だにたてば、服者といへども事にしたがひて、素服ながら内裏へも、曹司廳へも參入せし事なり。中ごろよりは、父母喪にも除服を仰らるゝ事となりしかば、今においては、公家さまといへども、服を着ながら出ありく事はなし。まして下ざまには、服きる事は跡たえて、名の義をもしらざめり。結句は火の穢るゝ日限と、心うる人もいできにたり。これはさらに穢にはあらず。たとへば、國をへだてゝ親の喪にあふ時は、服は一年なれども、穢は一日もなし。神

事に服者をいむは、その哀戚に情のうつらん事をおそるゝなり。神事は、志を精一にせむと搆るものにて、佛像、經卷をもいむと同じ趣意なり。きたなき故にはあらず。輕服にては、神事に從がへる例さへ、まれにはあるをや。

神事といふ事あり。新年、月次、神今食、新嘗などの諸祭、ことなる神事の時、いみつゝしむ事なり。本文は、神祇令に、凡散齋之內、諸司用レ事如レ舊。不レ得二弔レ喪問レ病食レ宍。亦不レ判二刑殺一、不レ決二罰罪人一、不レ作二音樂一、不レ預二穢惡之事一、致齋唯祭祀事得レ行。自餘悉斷。とみえたり。さる大事のみならず、諸社祭の上卿以下。又は奉幣の使にさゝれたる人々、社々の禰宜祝などみな此定なり。すべて公私の事につきて、神のおまへに頭さしいづるほどの人、みな神事することなれば、今世上の人のうへにても、嚴密なる齋こそかたからめ。さる心しらひして、神拜はすべきことなり。その齋の主意は、志を神事に精一にせむとのことなり。をかしき事にも、かなしき事にも、尊き事にも、何事にも、心うつりて一すぢならぬを嫌ふ事なり。佛像、經卷、僧尼をいむも、其かたの尊さに意のうつらむかとての事なり。重輕服の人をいみ、弔レ喪問レ病ことをいみ。不レ判二刑殺一、不レ決二罰罪人一。などあるも、かなしくゆゝしく心くるしきに心うごきて、神事おろかにやならんとなり。不レ食レ宍、不レ作二音樂一などみゆるは、たのしさに荒まんかとなり。これらみな神事の時ばかりいみて、常は憚らず、もとより穢につきたる事にもあらず。

汚穢といふは、きたなきものに觸て、その穢氣をうくるをいふ。死穢、産穢、五體不具穢、傷胎穢、到二山作所一穢、改葬穢、血氣穢、灸穢、六畜死穢、産穢、燒亡穢など、ふるくものにみえたり。猶いろ〳〵の子細ありて、文保記、永正記にしるせり。穢氣は神事にかぎらず、常々誰もいみきらひし事にて、中にも死穢「割註」これは親に拘りたる事にあらず、穢に觸れば他人とても三十日けがる、觸ざれば父子とても穢はなし。」は、人にも轉る事なれば、穢者は大かた世のまじらひもせで、ひたすらかきこ

もりをりし事なり。上件の四條、公家さまには、今もその定なれば、いとようわかれてまどひなかめれど、世上にはをさ〳〵しらぬ事ゆゑ書つけつ。さて死穢の轉るといふは、延喜式に、甲處有レ穢。乙入二其處一。（謂着座。）乙及同人皆爲レ穢。丙入二乙處一。只丙一身爲レ穢。同處人不レ爲レ穢。乙入二丙處一。同處人皆爲レ穢。丁入二丙處一不レ爲レ穢。とある本文にて、明らかなる事ながら、簡略にて、きゝとり難くまぎるゝ所もあるべし。宇槐雜抄。仁平二年觸穢の事ありてさたありし所に、死人の候所は甲也。死人取弃之後、入二其所一之人は乙也、其人の來所は丙也。其人去之後、來二其所一之人丁也、（西宮、北山、清涼抄、天慶八年外記日記、皆有二此意一。）甲人來所は乙也。與二甲人一同時居合は乙也。甲乙去後向二其所一之人は丙也。丙人來所は丁也。與二丙人一同時居合人者丁也。丙人去後來人者不レ及二丁穢一。（清涼抄説有二此文一。）とある、いと心得やすければ引出す。

父母の喪に遭人は、本服一年、服中すべて事に從べきにあらざる故、官を解るゝ事なり。これを喪解といふ。罪なくて官を解るゝ事なる故、公ざまにも、その御心しらひありて、あるべき限は其官を虚して、服の期みちて後、復任せらるゝなり。さて又、奪情從公といふ制あり。官も樞要の官、久しく虚くすべからず。人も器量たる人、久しくこめ置がたき時は、相構へて出仕すべきよしを仰られて、事に從ふなり。此制事に便あれば、誰も〳〵此定になりて、服解の跡たえたるがごとし。名教のためには少し輕薄ぬやうなれど、何事もしかのみなりゆく勢なれば、さていかゞはせむ。假五十日といふさだめは、奪情從公の日限を、あらかじめ立たるがごとし。

假、服、汚穢、神事、みな法度に拘りたるものにしあれば、事に臨て疑あれば、明法道にとはれし事なり。文保記、永正記と云書あり。伊勢の祠官の汚穢の雜事を記したり。中に疑しき事ども、官に申て、法家の勘答を得て、定たるも數多あり。神宮にのみ下されて、世にひろからぬ制ながら、准的の例に據あり。志ある人たち、求得てみるべし。文明、寛正などいひし比は、世中みだれと亂れて、常世往やうなりしかば、明法の家々にも、はか〴〵しき博士なかりしにこそ。公私につきて疑ある時は、神祇道にとは

るゝやうになれり。伯家、卜家の代々の記錄どもに、其勘答あまたみゆめり。假をいみといふも、神事の禁忌よりうつれる名なり。そのかみ忌ときこゆるは、七々日の法事のことなり。いみにこもるといふ事のありて、四十九日のほど、親しき人、法師など、本家にこもりて、念佛讀經などせし事なり、いみといふ名、これよりうつれるかとおもへど、しからず。

延喜式に、甲處有レ穢、乙入二其處一。謂着座、下亦同。乙及同處人皆爲レ穢とあり。人の死穢は着座をもて穢とす。座につかざれば、喪家に入るとも穢はなし。家内に入とも、板敷に立たるばかりは穢にあらざるか。源氏物語に、夕がほの君におくれ給てのくるつ日の所に、大殿の公達もまゐり給へと、頭中將ばかりを、立ながらこなたに入給へとのたまひて、みすのうちながらの給ふとあり。沓をはきながら、板敷にのぼりしにや。今も公家ざまには、觸穢の時、穢に混ずべからざる人、やむ事をえずして穢所に入には、薦を敷て、其上を草履をはきてわたる。さては穢にならずとぞきく。又門の閾にも薦をかけて、その上をかよふ。閾をふめばやがて穢なりといふ。又簀子には、腰かけたるも穢にあらず。伊勢の祠官なども、此定なりとぞ。平戸記、仁治三年十月十日、順德院御事ありしを弔奉る所に、其後參二六條宮一。御悲歎過法云々。令レ混二彼穢一給之間、乍レ着レ沓懸二尻於簀子端一、於二北面妻戸口一謁二女房一、閑談之處、御乳母尼公又被二來謁一。云々とあり。これらも其趣なり。

月水は、和名抄に、俗云二佐波利一とあり。和泉式部が歌にも、月のさはりとなるぞ悲しきとよめり。さはりといふばかりにては、重き穢にはあらざるにやあらん。古事記倭建命東征の御かへるさの所に、入二坐先日所レ期美夜受比賣之許一。於レ是獻二大御食一之時、其美夜受比賣捧二大御酒盞一以獻。爾美夜受比賣其於二意須比之襴一着二月經一。故見二其月經一、御歌曰、云々。多和夜賀比那遠、麻迦牟登波、阿禮波意母閇杼、那賀氣勢流、意須比能須蘇爾、都紀多知邇祁理。美夜受比賣答御歌曰、云々。岐美麻知賀多爾、和賀氣勢流、意須比能須蘇爾、都紀多々那牟余、故爾御合而、云々とみゆ。重き穢ならば、御酒盞など參り給

はむやうもなく、ましで御合ますべきやうあらましや。月水の女房、常に內裡に祗候してはゞからず。禁祕抄劍璽條に、月障內侍者、闕如之時或持之。不可然事也とあり。宜しき事にはあらずとも、かりにも神器の役にしたがふ事あるを以て、重き穢にはあらぬ事をしるべし。又延喜式に、凡宮女懷姙者、散齋之日已前退出。有二月事一者、祭日之前退二下於宿盧一。不レ得二上殿一とあり。祭日のみ局へおるゝにては、深き穢にあらぬ趣なり。しかるに當時、社によりては、禰宜祝部の家、さらでも神境の內など、此禁忌いみじう嚴にて、タヤとかいへる下屋におろして、其ほど七日、跡の忌七日、火を改て一日、十五日は同宿同火せぬ所もありときく。さては半に過たる旅ねにて、いとからき事なるべし。物濟るはよき事ながら、これはあまりの事にやあらん。

食レ肉は穢なりや否。いまだ勘定めず。穢ならんとおもふよしは、內七言の忌詞に、宍謂レ菌とあるは、穢をさくるよしにぞ有べき。儀式貞觀大嘗祭儀に、預二喪產幷雜畜死產一事、喪限二卅日一、食レ宍限レ月、〔割註〕日數の多少をいはず、其月の中をいむ事か。一本限レ日とあり。此本によらば、限二十日一などありしが落たるか。延喜式によれば三日なれど、こゝはしからず。日數多きを上に記したればなり。〔產幷畜死七日、產三日、文保記に、猪鹿食人禁忌百日、同火人卅一日、又相火七日、不レ參二大神宮一とみえたる、みな神事によりていへる文なれど、死產に混じて差別なく、同火三轉いむなど、正しく穢ときこえて、遊樂をつゝしむ。作樂の類にはあらず。又類聚三代格に載たる承和十一年の格に、鴨河之流、經二神宮一。但欲レ淸二潔之一、豈敢汚穢。而遊獵之徒、就二屠割事一、濫二穢上流一、直觸二神社一。因レ茲汚穢之祟、屢出二御卜一。又式に、凡鴨御祖社南邊者、雖レ在二四至之外一、濫僧屠者等、不レ得二居住一といふ事もみゆ。屠者は肉を屠るものか。四至之外にすらいまるゝは、いみじき穢なるがごとし。又皮はぐものにて、今の穢多の類か。いにしへは肉を屠るも皮をはぐもひとつにぞ有けむ。穢多は今もいみじうきたなまるゝものにて、良人は同火せず、家の內へもいれず。さて又、穢にあらじかとおもふよしは、日本紀一

に、月夜見尊、受勅而降、已到二于保食神許一。保食神乃廻レ首嚮レ國、則自レ口出レ飯。又嚮レ海、則鰭廣鰭狹亦自レ口出。又嚮レ山、則毛麁毛柔亦自レ口出。夫品物悉備。貯二之百机一、而饗之。又十一に、仁德天皇三十八年秋七月、天皇與二皇后一居二高臺一而避レ暑。毎レ夜自二菟餓野一有レ聞二鹿鳴一。云々。及二月盡一以鹿鳴不レ聆。爰天皇語二皇后一曰、當二此夕一而鹿不レ鳴、何其由焉。明日猪名縣佐伯部獻二苞苴一。天皇令二膳部一以問曰、其苞苴何物也。對言、牡鹿也、問之、何處鹿也。曰菟餓野、時天皇以爲是苞苴者必其鳴鹿也。云々とみえたり、天武天皇の御時に、牛馬の肉をくふ事を禁ぜられしも、猪鹿憚なき趣なり。釋奠の胙はさるものにて、御齒固の供御にも猪宍鹿宍あり。後には雉、水鳥を代に用る事なれど、はじめはやがて其物を奉りしなるべし。祈年祭祝詞に、白猪白鶏、諸の祝詞に、毛乃麁物毛乃柔物などあるも、神饌の料ときこゆ。これら穢にあらじかとおもふゆゑよしなり。延喜式に、凡觸二穢惡事一應レ忌者、人死限二卅日一、産七日、六畜死五日、産三日、其喫レ宍三日。此官尋常忌レ之。但當二祭時一、餘司皆忌。とあるは、穢惡の條にいりたれども、餘司の常にいまぬをおもへば、猶神事にて、穢にはあらず。其の字を置て事を隔たるも、上とは事異にて、穢にあらぬゆゑなるべし。管見かくのごとくにて決せず、西宮、北山などに所見ありや。かさねて引考べし。とまれかくまれ。穢にうたがはしき物くはざらんに子細なし。たい、すゞきなき世中かは。何の事かきかはある。今も田舍にては、肉くふはいみじき恥にて、まじらひをもきらふやうなるに、中々江戸などにてこそ、やんごとなきあたりを置て、凡人は誰もくふなれ。から書よみ、からうたつくるなま學生、ことに多し。けがれといふを俗なりとさだめて、これ見識ぞと心うめり。いはゆる見識といふものなん。あやしき物はありける。

五辛くふ事は、もとより穢にあらず。神事にいむ事は、家說社說にはみえたれど、うるはしき制符はなし。日本紀十に、日本武尊、披レ烟凌レ霧、遙經二大山一、既逮二于峯一、而而飢之、食二於山中一。山神令レ苦レ王、以化二白鹿一、立二於王前一。王異之、以二一箇蒜一、彈二白鹿一、則中レ眼而殺之。云々とみえて、貴人もきこ

しめしつる事あきらけし。佛道よりうつりてや、穢のやうにもいひおもふならん。さらでも、家の中にそらだきをし、衣服にも何にも香たきしむる世となりては、しか臭(クサ)きものくふべきよしなし。源氏物語にみえたる蒜くひの女は、えむにやさしき事はなく、こち〲しき博士なり。それすら此香うせなん時、又立よらせ給へといひて、そのほどは、まじらひもせざりしなり。かくむくつけき物にいひおもひしより。おのづから禁忌のやうになれるなるべし。今は江戸などにては、いむべきものともなきがごとし。正明が故郷などにては、下すはいまず。しかるべき人はをさ〱くはぬ事なりしを、十年ばかり何となくくふ人おほくなりて、女もくふやうに、やう〱なり行は、世の中の事、しかのみあるわざながら、口をしき事なり。今これを評(サダ)めていはく、世あまねくくふ事なるに、もとより穢ともなき物なれば、大かたの人のこれくはむ。なでう事かあらむ。神事にあづかる人がら、さらぬ人も神拜の日、貴人のおまへちかく物する日はいむべし。女はたかきいやしきとなく、をとこもおもとつかへする人たちはいむべし。物いふたびに立そへる追風、えむになつかしうもあらぬ物をや。そもこれらの事。正史典章おもひ出るまゝに、いさゝか引出す、記録先例所せく多かるを、悉引出なば、觸穢部類など、うるはしき書にやならん。隨筆にはあまりしたゝかにや。

隨筆は、みきく事、いひおもふ事、あだごとも、まめごとも、よりくるにしたがひて、書つくるものにしあれば、常にはいとよくしりをる事も、忘れてはひがごといひ、淺まなる考どもゝ立まじり、文章もえむにこまやかにはふとえ書とらで、こち〲しくつたなき事などもありて、さまあしき物ながら、さるつくろひなきもいなるゆゑ、心いき、ざへのほど、器のかぎりもみえて、中々おもしろきものなり。本居先生の玉かつまに、東鏡にあるさよみを引出て、今のさいみにやといはれしを、江戸の物しりたちの中には、いみじうそしるがありとぞ。さるは、さよみは和名抄にもみえたるを、東鏡をめづらしげに引出られたりとてわらふなり。こはわらふ人こそをかしけれ。げに貲布の物にみえたるは、いと古けれど、玉かつま

の此條は、東鏡をよみたるほど、ふとおもひよられつる事どもの中にありて、物のついでに、しいでられたる事なれば、和名抄にある事よくしりをらんからに、爰に引べきいはれなし。是ぞ隨筆といふものゝ姿なりける。すべて此玉かつまに、あさまなる誤の何くれとみゆるは、隨筆なるゆゑなるべし。

隨筆の中に、いにしへ今、からやまとにわたりてめでたきは枕草子、李義山が雜纂にもとづきたりといふ說あり。時代のほどをおもふに、さる事ならんもしりがたし。又偶合ならんもいかでかしらん。いとよう似たりといふ人もあれど。その紫磨金身のたとへに、黃疸やみを引出るがごとし。其色こそ似たらめ。尊さときたなさといと〱こよなし。から人もかの雜纂ををかしとやおもふらん。つき〱いできて、四續まであり、いづるごとに、いよ〱きたなし。

近き世の人の隨筆に、めづらかなるは鹽尻、そのはじめ三百餘卷はありしとぞ。天野氏身まかりての後、下すをとこに、きたなき心のやつありて、盜出て、ほぐにしてうりける故、はやう世にたえて、其家にもわづか七十餘卷のこれりとぞ。堀田何がし、これをあたらしみて、世にあまねく求て、つひに百卷となせり。猶おびたゞし。おのれ、さきに爰かしこ抄(スキ)出して、寫せる本五六卷みつ、まだいと物まなびの物心しらぬほどにて、いかなる事と、さだかにはなけれど、よろしき論も考もありつるやうにおぼゆるを、いかで又見てしがな。

隨筆の中には、つれ〲草、いと幸ある書(フミ)なり。げに其世にとりては、よろしげなる筆つきとはみゆめれど、枕草子など猶めでたき書はいと多かるを、何ともおもひたらで、注さくなど、所せきまでつくり出て、もてはやすなる、大かた此書、文章などはけしうはあらぬを、道心がましく、さかし立たる事書ちらしたるが、かしらいたき心地す。されど中には、心につく物語もあり。證空上人とかいふ聖の、女のゝりたる馬に行あひたるに、口とり、口をあしく引て、堀にふみ落されて、こは希有の狼藉かな。四部の弟子はよな、比丘よりは比丘尼はおとり、比丘尼よりは優婆塞はおとり、優婆塞よりは優婆夷はおとれり、かくのごとくのうばいの身にて、比丘を堀へ蹴入さするやうやはあるといひて、きはまりなき放言

しつとおもひしはをかし。女房に、郭公はきゝ給つやととはれて、故ならぬ身はえきゝ候はずといひしは、答のふと出こざりしさま、しるくをかしきに、數ならぬ身むつかしきと、定たる詞さへをかし。ものしりがほする人に、馬のきつれうとひたる、いと心とし、かはき砂子の用意やなかりけむといはれて、いかにはづかしかりけむと心ぐるし。鹽といふもじのさたこそ、かたはらいたき事なれ。何がしのおとゞも、兼好も、ざへのほどみゆるよ。鹽とかくは俗なりとやおもひけむ。あつしげはさすがに道の人なりけり。ちかきほどは世にしらぬ物わすれなるうへに、たゞ一わたりよみつるまでにて、人の名も、事のさまも、はやう忘にたり。

布のもかう、もかうは、御帳の帷をかけたる桁のきはに、横ざまに引わたすものなり。ひとへなるを中折にして、わなを下にして引なり、今水引といふものゝさましたり。常は纐纈にてするを、倚廬の御料は、鈍色の布にてしたり。放免のつけ物、放免といふは、世のわろものゝ、かろき方の罪おかして、流徒に配役せらるべきを、放免して、檢非違使のつかふものなり。さるわろものは、かくろへたる犯ある者をも、おのづからよくしるものにて、追捕に便あるゆゑなり。付物といふは、御幸始、祭の日など、ことなる晴にする事なり。はなやかなる木草の花を、隨身などのきるものにおしつくるなり。賀茂祭の日、けびゐしのぐしたる放免、付物する事にて、文永の祭の繪詞に、此圖みえたり。これらは何の子細もなき事なるを、つれ〴〵草は、むげの人のみもてさわぎあつかひて、大事ともおもふめり。しろうるりは、さる物やはあるべき。色しろく、たけ高くて、をこげにみゆる人を、何となくいへるにて、よくせずば、いひそこなひならんもしり難し。さる物をわれもしらず、もしあらましかば、此僧の顔に似てんといひたるも、おもしろきいひざまなり。しかるを、なき手を出し考ものして、祕訣大事といひかまふるは、いかなる事ならん。いひし人だにしらぬ事を、後の代にしらむとするは、しろうるりに似たる人の所爲なりけり。

花はさかりに、月はくまなきをのみ見るものかはと書出たるはめでたし、同條(クダリ)も、末には筆の勢たゆみてさまあしくみゆ。あふをのみ戀といふものかはといへるは、人情にわたりていとめでたし。源氏物語などよむにも、花ちる里、うぢの中君などのやうに、こともなくゑ給へるあたりは見所少し。薄雲女院の御事よ。その事こそふさはしからね。かやうのあたりに、かぎりなき情は見ゆゑぞかし。致仕の大臣の御女を、夕霧の大臣のゑ給はむ事のあまり似つかはしき故、六位すくせの事つくり出たるも、物はかなき女三宮に、右衛門督のこゝろいれたるも、みなあひがたきより出たるおもむきなり。手習の君は、何のすぐれたる所かはある。大將殿は、總角の君の此ゆかりに、草はみながらとも御らんずべきに、宇治の中君、左大臣殿の六君、世にたぐひなき女ふたりまでも給へる兵部卿宮しも、からきうちかよひし給へるは、あやにくなるに、御心のまさるなり。朧月夜の君に、弘徽殿の細殿にて、はじめてあひ給し夜、頭中將のすさめぬ四の君などこそよしと聞えしか。中々それならましかば、今すこしをかしからましとおぼしたるも、今より見ては、さる御あはひにてと、けしからぬ事のやうにおもはるれど、かへりて情ある事なりしなるべし。一夫一妻にさだまりたる、後の世の心にては、おもふにたがふ事多し。そも〳〵これは順逆のたがひにて、あふは順なり。あひがたきおもむきは逆なり、順は戀の本情、逆は戀の風致なり。本居先生、此本情を準として、徒然艸を論ぜられたる、ことわりはことわりとして、をかしげなし。あふをむねと戀をいはゞ、辻君、立君、あふ事はたやすけれど、品くだりたることなりかし。人のこゝろは、よろづなだらかなるよりは、一ふしある方におもむくものなり。兵部卿宮の、眞木柱の君のいたうもなやませてなびき給たるを、うらみ所なしとおぼしたるも、此おもむきなり。からきは人の好むまじき味なればこそ、辛艱辛苦などもいふに、わさび、はじかみ、唐がらしといふ物をさへ、好める人もあるは、たゞあまくなだらかならんよりも、中々なる心地するゆゑなり。むかしの高き人たちに、人しも多かるに、法師とたはけ給へる事のみゆるは、唐がらしこのむたぐひなり。

法師とたはくる事につきて、此ごろよみしから書拊掌錄に、許義方之妻劉氏、以二端潔一自許。義方嘗出、經レ年始歸、語二其妻一曰、獨處無聊、得レ無下與二隣里親戚一相往還上乎、劉曰、自二君之出一、惟閉レ門自守、足未二嘗履一レ閾。義方咨嗟不レ已又問。何以自娛、答、唯作二小詩一以適レ情耳。義方欣然命取レ詩觀之。開卷第一篇、題云、月夜招二隣僧一閑話とありき。事のついでのをかしきに、こゝに書付てん。おとゝしの春、おまへの花見むと先生に申て、百首百杯といふ事をしたりき。題をさぐりて歌をよむ。一首よむごとに、酒一杯づゝのむあそびなり。ひつじの時より、申の二點まで、一時あまりによみ終つ。肴は一種物、正明は、王餘魚のあぶり物を、山吹がさねの色紙につゝみて、山吹の打板につけたり。行教は題者なり。小き紙に、百首の題をかきて、ひねりかけて、短き串につけて、さゝやかなる肴ひとつに、一づゝさして、硯の盞にもりたり、題をとればさかなをうる。それやがて一杯の料となれり。かゝりしかば、行教がはくひ盡しつれど、歌よむに心せかれて、こと人のは、手だにふれでやみたりし。いとこそねたうおぼえしか。流謙一勾當、米山美晴など、よたりばかりしての事なり。

ちるぞめでたきとよみしも、ことわりなり。さくらの盛は、たゞ二日三日ばかり。あまりあへなき心地はすれど、又來む春はと心いられして待るゝも、久しからぬ故ぞかし。唐きりといふ物、葉のさますゞしげに、花の色、いとめでたけれど、夏のなかばより、秋すぐるまで、たゞ同じさまに咲たるにあきはてゝ、とくかれよかしとさへぞおもはるゝや。

すみれ、二種あり。いづれもよろし。葉の細くてながきが殊によろし。ひろくて短きは色あさし、これをつぼすみれなりといふ人もあり。さる事にや、つぼすみれ、すみれ、もと一品にて、此花のいたらひろごらざるよりいふにもあるべし。から國ぶみには、菜の部にいれたり。若葉をくふ事ならんかし。大かた花は折とこそいへ、つむとはいはざるを。此花にしもしかいふは、莖いとみじかくて、折とはいふべくもあらぬさまなればなり。しかるを此あたりのものしり人、なまなまに菜の類なる事をも聞しり、

又つむといへるが、若菜などのやうにきこゆるなど、おもひあはせてのわざなるべし。此花をいと多くつみもて來てくへりしが、いたうわづらひて、えもいはぬ事などしてくるしみけるとぞ。足八ッありとて、あらぬ蠏をくひし事、から人にもあり。物しり人の、中々なるひがことする、今にはじめぬ事なりかし。

さくらの花待遠なる比。こぶしてふものゝまづ咲出たるが、それかとばかり似かよひて、いとうれし。此花を人におくるとて、時しあればこぶしの花もひらけたり君がにぎれる手にかゝれかし。續詞花集にみゆ。此花の歌、いとめづらし。

催馬樂に、高さごの、さいさごのとある、さいは、はやしなり。さごのは。上の高砂のを打かへしてうたへるなるを、たかを略きしなり。うたひ物には、打かへしてうたふ事も、上なるもじをはぶく事も、常の事なり。はやしとは、歌に勢あらせんとての料なれば、令レ榮の義(コヽロ)か。いひはやす、もてはやすなどいふも、はえあらしむる意なるべきにこそ。はやしといふ名、古くよりいひこし事か。物などにみえざるか。すべておぼえず。はやすと用の語にいひたるは、貫首祕抄、平家物語などにみえたりき。拍子といふも、はやしの言便にはあらざるか。今の世の謠(ウタ)どもにも、此はやしといふ物常多かるを、よくおもへば、古のといたく異ならず。考のたづきにいとよしかし。

から國書の中に、詩經といふは、そのかみの謠をあつめしものなり。されば、此ふみのもじつかひも、其心して見ずば有べからず。虚字てふものも、只斯思且などの類、此書をおきては、をさ〳〵みなれぬもあり。さるはゆゑあることぞかし。そも〳〵焉哉乎地のたぐひ、各其義ありて、置べき所、大かたはさだまりありて、これにて義理を整ふる事なるに、詩經のは、さらに趣意にあづからず、たゞ音をかりたるものにて、謠のはやしなり。螽斯の斯もはやしなり。小序に、若ニ螽斯不ニ妬忌一とあるを見て、螽斯といふ虫の名と心得めれど、鸒斯柳斯鹿斯などあるを併見ても、斯は虚字なる事あきらけし。也矣之

焉なども、此書に用ひたるはさまことなり。これはた謠のはやしにて、義理にあづからぬ故なり。世々の儒者たち、誰かは詩經を講ぜざる。さても此事のきこえぬは、經といふ名を尊ぶあまりに、謠といふ本を忘るゝにやあらん。いかゞあらん。

女の眉そる事は、黛もて畵んとての事なり。さるは、はえ際のしどけなき所、色のこきうすき所などありて、わろびたれば、それをそり落して、おもふまゝに畵くなり。今大かたは剃たるまゝにて、かゝむ物ともおもひたらぬは、無沙汰なる事なり。又はくろめは、色のきばみて、きたなげなるをかくさむ料なり。共に女しく物心つきたるおもむきなり。俗にこれを元服といふは、あらぬ事ながら、おとなになりたる意はかよへり。

享和元年九月十一日始成一卷了。先生品川別業、長松密竹、頗爲幽玄之所。正明移住莊中、於今四年、欲勵蹇劣之性、而五車之富、遠住江戸、恨欠旦昏披閲之事、筆削鹵莽、併爲是故也。

石原喜左衛門正明

年々隨筆二 辛酉下

日野中納言資朝卿は、太平記にみえて、人のよくしれる人なり。かの卿は、忠烈のたぐひなきのみにあらず、有職の事もいみじかりけり。その日記を見てしるべし。此記、世にもまれに侍なるを、先生はうつしえてもたれたり。傘の事を、唐笠とかゝれたる所ありて、此名、いと古かりけりと、めづらかにおぼえたりしを、はやう雅亮の裝束抄に、その內に鏡臺をはりてたつ。そのてい、とうだいの土ゐなくて、からかさのかみのやうなりとみゆ。猶ふるくもありもやすらむ。

おなじみかどの再度御位につかせ給しは、稱德、齊明、皆女帝におはします。さてはじめの度は崩御まし〳〵たるにあらねば、御諡あるべきやうもなきを、皇極、孝謙とたてまつりたるは、〔割註〕孝謙、稱德は、天平寶字二年に、寶字稱德孝謙皇帝と上りし現御世の尊號を、二ツにして用たり。されど、二ツにしては、一所ときこえていかゞなり。」いかなる事ならん。桓武天皇の御時に、上世の御諡は奉りしといふ說あり。その時、仰事うけ給はりし博士、御代のかはるごとに、かたはしよりつけまゐらせて、玉體の一柱なるもいはず、疎漏なりし事にこそ。

諡といふは、まことにはあぢきなき事なり。いけりし時の行迹のよさあしさを論じて、名におふすとぞ。まさしくよろしからぬ事あらんからに、父のため、君のため、あしき諡おくるやうやはある。子は父のためにかくすと、孔子はの給つるものをや。行迹につきて名づくとはいへど、うみの子孫のうけ繼たるは、わろものもよき諡をえて、國をうしなひ身をほろぼして、祚をわがすぢに傳ざるのみ。よき行あるも、あしき諡おくらるめれば、何の勸誡にかはならん。畢竟無用の詐なりかし。皇國に此制を立られしは、桓武天皇の御時なり。〔割註〕天平寶字二年に、天平のみかどを、勝寶感神聖武皇帝と尊號上りし。これぞ始にはありけれど、此度は、臨時の事にて、恒の典とせられたるにあらず。又公式令に、天皇諡

とあるは、法を設て行はれざるなり。大寶、養老に此事ありしには非ず。」さてその御代を、桓武とたてまつりしより、其制、たゞちに變じて、仁明、文德、光孝、此三御代の外にはなし。〔割註〕その始は、遜位のみかどには奉らざる故事なりけれど、やがて村上天皇など在位崩御の御代にも上らず。」崇德、安德、順德など、ことよりてきこゆるも、御追號とて事異なり。政迹によりて御謚たてまつるが、人情にそむきて、神の御こゝろに叶はぬ故にぞあるべき。秦始皇帝制云、朕聞。太古有レ號無レ謚。中古死而以レ行爲レ謚。如レ此則子議レ父、臣議レ君也。甚無レ謂。朕不レ取矣といふ事もあるは、誠に千載一人の卓見の君なりけり。

郭公をめづる歌、古にはをさ〳〵なし。おのづからありもすれど、後々のやうに、打まかせてめでたき物にしたるにはあらず。いつのころよりか、かくもてなして、我人めづるものにはしたりけむ。それも、京にてはまれにきくゆゑの事なり。江戸にては、はじめ一口こそ、これぞ初音よとおもふに、めづらしき心地もすれ。月日へて、里なるもまゝに、たゞ耳のもとに、さしつけたらんやうにてうるさし。四谷、いちがやなどにては、ふみ月なかば、猶聲たえず。いとすさまじ。卯月に閏のありける年、あかぎの杜の木陰すゞしかるべしとて、ふたりみたり物しつ。そこはかとなく茂りあひたる、遠近のけしき、いとをかしうて、久しくたてるに、時鳥の、わが陰しめたる槻の木にしも、二ッ三ッとまりゐて、いづれまされりと、ねをつくす、うるさしといへど、行ての聲は猶をかしきを、こゝさらずなくは、ふくつけさ、にくさ、いはん方なし。おのれ、

うるさしよきくもうつきの今年またあまりあるまでなく郭公とよみつ。事ざましなる歌なり。

かくいひながらも、年ごとの卯月のはじめ、今はなくべきにやと、心もとなう下またるゝぞ、心よわきや。日ぐらしにてきのふ、小石川にておとゝひなど、人づての聲のきこゆれば、あやしうすゞろなる心地す。

から國にては、菊は黄なるをめづめり。詩どもにも、黄菊黄花などぞきこゆる。皇國には、置まどはせると、霜によそへしよりはじめて、しろきをむねといひならはしたり。まことに手をつくしたるくさ〴〵の色よりも、白菊、黄菊の、いたく大ならず、又小くもあらぬを、わざとつくろひなどもせでさかせたる、此園の中など、そこらの松影に匂ひみちたるこそをかしけれ。そがきくとは、黄菊のことなりといふ。さる事にや。何がしとかきこえし連歌師の句に、黄菊白きくその外の名はなくもがな。さる事なり。

もみぢは、かへで、いてふ、返々めでたし。かつらといふ木の黄にそめたるは、いてふよりもめでたしと美晴かたりき。此かつら、賀茂祭のおなじ物にやあらん。ゆかしき事なり。

をかしとはわらふ事なり。さるは心にめでおもひて、たのしみよろこびてわらふも、あざけりそしりつまはじきをしてわらふも、みなをかしにて、いづ方につきても、しのびかねて聲にあらはるゝ事なり。わらふといふ詞も、此二かたにわたりて、古今おなじ事なり。しかるに、田中道麻呂といふ人、めでたのしむ方は、おむかしの略にておかし。あざみそしる方は、をこかしの略にてをかし。もとより詞異なりといへりしを、本居先生も、これをよしと定て、假字も、しか二樣にかゝるゝ事なれど、それあらぬ事なり。おかしをおむかしの略といふは、萬葉集に、おむかしのおをはぶきて、むかしといへる所もあれば、むをはぶきておかしともいふべしとおもへるなれど、おむかしは、面向しの約れるにて、〔割註〕もむの反むなる上に、同聲にて、ことに約やすし。」めでおもふ時は、面のそのかたに、むかはるゝをいへるなり。むかしは向しにて、おといふ詞はもとよりなし。〔割註〕向しも面のむかはるゝ事なり。おもといはでも其意になる。」省きたるにも、約たるにもあらず。をこかしといふ詞は、すべてなき事なり。をかしのをはわらふ聲、かしは語辭〔割註〕わらふのわも聲、らふは辭語。」にやあらんとかつはおぼゆれど、それはたよしなき穿鑿なり。たゞわらふ事とのみ心得たるなん、おいらかにてよからまし。穿鑿を

むねとすれば、いたづらなるちからを費すものなり。蜻蛉日記に、みちのくにゝ、をかしかりける所々を繪に書て、もてのぼりてみせ給ければ、陸奥のちがのうらにて見ましかばいかにつゞじのをかしからましとあるも、おも白き方なるを、岡にいひかけたれば、をかしなる證とすべし。此人の父倫寧朝臣の陸奥守になりしは、天暦八年なり。任はてゝ上りし比の歌なれば、天徳のはじめの事と定むべし。和名抄はた、此前後にこそ出來つらめ。和名抄の假字とらむほどにては、いかでかこれをもとらざらむ。村田春海に、さきにたいめしたりし頃、つゝじの岡など引出て、二様にかく說はわろしと、これもいひたりき。

ゐといふは、田にまかす料の水の事なり。〔割註〕今尾張國、美濃國などにて、一ッ水口より七村、八村ほどつゝ水を沃す。其村を井組といひ、其事につきたる雜費を賄ふ米を井料米といふ。それを石高にわりつくるを井高といふ。」さるは山田は、山の尾さきと／＼の間を築とめて、その山のたり水、雨水などをためて池として、〔割註〕萬葉集九に、つくはねのすそわの田ゐとあるにても、其さまをしるべし。」ひの口より水をかよはして、其下なる田にそゝぐ事なり。〔割註〕歌に池水の言とかゝるはこれなり。」これを池ともいひ、沼ともいへり。〔割註〕名所の池沼みな此事なり。今も中國にては池といひ、東國にては沼といふ。」打まかせては池沼といふものなれど、田に沃す料の水なるゆゑ、井とも、井どゝも。（とは所の意。）山ゐとも、田ゐともいふなり。さて又平なる地にては、大井河などやうの河をせきわけて。〔割註〕ゐせきといふは、川の底に杭をうち、土石をあつめて、そのかみに水のよどむやうにして、其淀より水をせきわくるなり。田にまかす水をせきわくるゆゑ、ゐせきといふ。」細き渠をほりて、その流の末よりまかすなり。その堤を井手といふ。〔割註〕手は畷の手なり。今いふ土手も、その詞の遺れるか。」今尾張、美濃などにて、井桁といふ。〔割註〕けたは、ゆけたのけたと同じかるべし。かれは、温泉を人のあむべき淺深をはかりて、つきとめし土手の事にやあらん。」山城の井手も、さる堤のありし故、所の名にもおひしなり。玉川やがてその流なるべし。飛鳥井も、せゐも、數々の某井も、みな此渠と池との事なるを、近き世の先

達は、井を堀井戸のみの事と心えたるにや。さては、尾花ちるしづくの田ゐに雁がねも寒來啼ぬ、萬葉九、又伏見が田ゐに雁渡らし、萬葉九、又朝霧のたなびく田ゐに啼雁も、萬葉十九などあるを、井戸の底にて雁のなかむ事いかゞとおもひて、田づらの家の事とぞいふなる。さらば山里を山ゐとも、浦ざとをうらゐともいふべきを、さるたぐひ一つもきこえざなるはいかゞ。すべて居の字をゐとよむは、起居(タチヰ)の居なり。居所の居は、すまゐとよむべき意ばへなり。〔割註〕もじと、訓と、かたへはあひて、かたへはあはざる、常ある事なり。居の字、古くすまゐとよみし事ありやなしや。ふとはおぼえねど、體の語にて、しかよむべき意ばへなり。」ゐとよむべきよしなし。もとゐといふ物をしらで、しひたる說なり。ゐを堀井戸の事としてかなはぬは、田ゐに限りたる事かは。飛鳥井にやどりはすべしも、せかゐの水をひさごもても、似つかはしくもきこえず。結ぶ手の雫に濁る山のゐのとある、堀井戸の水、手に結ぶべきやうもなく、雫に濁らむやうもなし。走井のこがゝよりも、堀井戸の底にかやのおひんやうあらましや。池と渠との事としては、一も滯所なし。さて又、此田ゐといふ詞、後々には、たゞ田の事と心えてよめるが、撰集にもいれり、續千載集に、あし引の山した水をひきわけしすそわの田ゐにさなへとるなり。新拾遺集に、つくばねのしづくの田ゐの秋の庵このもかのもにけぶり立なり。新千載集、くれ竹のふしみのたゐのかりのよにおもひしられてもりあかすらむなどの類、猶多かり。

居所に名づくる事は、九重のうちの事なり。さるは、おなじやう成殿舍門廊いと多かれば、名なくてはわきまふべきやうなきゆゑに、建春門、宜秋門などなづけしなり。里第なるは、たゞ西對、東對、惣門、中門などにて事たるめれば、ことさらに名を設し事きこえず、東三條殿、小一條殿などいふは、その在所をさしていへるにて、こと家に分たむとて、外の人のいふ事なり。風流につけし名にあらず、枇杷殿、紅梅殿など、ことさらめきたるもあれば、さる木のめにたつがありしを、おのづからよびそめたるにて、地名よぶも同じ意ばへなり。あるじの意として、設られたるにはあらず。やゝくだりて、連歌師

などにこそ、梵灯庵、種玉庵などいふもきこゆれ。西土(カラクニ)も、そのかみはさる事なかりしを、桃李園、獨楽園蘭亭などはいかゞあらむ。」など、唐の比ま
〔割註〕猶ふるくもありもやすらん。ふとはえおもひいでず。
れ〳〵みえて、宋よりこなた、やう〳〵多く、今はなべてなるやうなり。皇國の儒者たちは、よろづから風をまねぶならはしにて、家の名はた人々にさたすめる。ずさならでも、なま心あるものは、皆この家の名つくるならはしなり、小き家たゞ一ッもたらむ人、何某が宅にて事たりぬべきを、あやしきえせ風流なり。されど、からもじよみなるは、かの連歌師などより、やゝふるく、世あまねき事なれば、皆なし。すべて何事もはやうよりし來つる事の、我も人も物する事は、あしからむとてもいかゞはせむ、さしはへてとがむべきにあらず。心づからしいづる事こそ、よくおもふべき事なりけれ。しかるに此ころ、古學といひてから國をいみじうそしる人々、この家の名のからめきたるをにくみながら、なくてはさう〴〵しきにや。松のや、竹のやなど、訓にてぞつくめる。もとのねざしは、から風をうらやみながら、うはべはつれなく、やまと魂がほなるは、心きたなく、つみ深き事なり。これ誰人がはじめつらむ。眞淵なども、あがたゐといひしにや。そよ、此あがたゐの居、かの田居のゐとおなじ義にや。平維章ときこゆるは、篠崎金吾といひし人なり。東海談といふ隨筆あり。此比、物のついでこれをよみし中に、徂徠翁の孔子畫像贊云、是謂二克肖一、吾豈敢。是謂レ不二克肖一、吾豈敢。亦唯唐帝之賜袞冕十二章、儼然王者服、萬世之下、萬里之外、伏惟、聖德遠矣哉。癸卯之夏、日本夷人物茂卿稽首拜手謹題。此夷人の二字、看官(ミンヒト)以て如何とかする。其評をきかまほしとあり。維章がおどろかせし意は、けしからずとおもひしやらん。大見識とおもひしやらん。しらねども、これはいみじう物にくるふわざなり。愚に頑(カタクナ)なることはさるものにて、これは國をはづかしめ、公をもおとしむるすぢにて、いみじき罪なり。もと聖人の書をいたづらによみて、聖人の情(ミコヽロ)をえしらぬゆゑ、かやうの事もいふぞかし。孔子の外蕃を夷狄とていやしめ、わが國を中夏とて尊げにの給しは、いかなる御情ぞと、その御こゝろをしり學ばむに、か

ゝる妄言いはましや。かやうの人は、孔子のおのが父を賊との給はゞ、おのれも賊といはむにこそ。

同じ東海談に、地名の正しく雅なるは、中華はいふにや及ぶ。次に朝鮮と安南とのみ、此二國は、よく中華をまなびたるなり。豈唯これのみならんや。名字稱號の正しきは、二國に及やある。此國をのぞく外は、すべて夷言なりといへるは、頑なる論なり。皇國とても、江戸をさして江戸といひ、大阪をさして大阪といひ、親をおや、君をきみといはむに、何の正しからざる事かはあらむ。西土の稱呼を準として、それに似たるを正しとおもふはつたなし。西土も一域、皇國も一域、こと國々も一域なれば、其國々の稱號こそ正しけれ。からに似ずともなでふ事かあらむ。朝鮮、安南のから國に似たるは、久しくかの國に屬て、何事も其制をうくる故なり。さればかの二國の似たるは恥にて、似ぬ國々こそ、かへりてたけき物にはあれ。

同じ書に、公卿殿上人をさして、王人とかける所、爰かしこみゆ。もとより俗語まじりの俗文につゞりながら、此一言をきりいれたるはいかに。公家衆などいふを、俗なりとおもひしにや。そは天子につかうまつる人といふ事にて、當れるもじとや思らむ。いとつたなし。から國の書をも見よ。秦漢よりこなたの百官を、王人とかける事やはある。王といひては、同じから國の天子にすら當らぬもじなるを、ましてかしこくも我すめらみことにかけ奉らんや。そも〳〵左傳に、齊人、楚人などいふもおなじやうに、王人といひたるは、ゆゑある事なるを、かばかりにては、よもえしらじと、專門の學さへ、そこひみゆる心地なむする。

から書わづかによみそむるより、やがてそのすぢにまつはれて、よろづにからさへづりのいでくるこそ、みぐるしきわざなれ。消そこなども、いはゆる書牘などうるはしきさまにもあらで、字音がちに書すくめ、熟字といふ物も、おもふにまかせたる、はたなきなるべし。俗語ながらにおしゆがめて作りなし、さても猶えつゞけもはてず、奉存候など、時々は打まぜたる、さしむかひたる詞にも、わりなく字音にい

ひなしたれば、ふとは聞取がたくて、やゝと打かたぶくに、云々の事よと、ことわりたるなど、いと便なし。をこがましき事ながら、これ人情にて、おのづからしかるにや。源氏物語帚木巻、ひるくひの女の詞に、月比ふひやう(不平)おもきにたえかねて、こくねち(極熱)のさうやく(雜藥)をふく(服)して、いとくさきにより、えたいめむ給はらぬ。又乙女の巻、はかせの詞に、をゝし、かいもと(垣下)あるじ(主)、はなはだひさう(非常)に侍、たうふかくばかりのしるしとある何がしらをしらずしてや、おほやけにはつかうまつり給へる、はなはだをこなりなどいひしことみゆ。此物語よむ人、誰かは蒜くひの女は、たをやかならず、博士はこちなくふくつけしとおもはざる。さてまのあたりの學生らの、片ことまじりの字音ことばゝ、いかゞさだむる事ならん。中には今日大風土砂眼入などいふが、わびしきといふ人もあるべし。これはから言のみにもあらず。古學といひて、古事記、萬葉集のさたするともがらは、消そこ文にも、詞にも、古言めかしきことのみ出きて、かのからさへづりよりも、聞つかずみぐるし。さるは契沖、眞淵、本居先生などの考を見なれ聞なれていふめれど、その考共も、あたらざるも多かれば、あいなきたのみ所なり。すべて世の事と詞と打あひたる物にしあれば、今時の雜事を、古言にいひとらん事、難きわざなり、されば俗語も入まじりて、賴政の卿の射たりけむ怪鳥のごとく、かしらは猿、尾はくちなはにて、みぐるしきわざならずや。學問を、打出てとくみえむとのすさみにこそ。よしなし／＼。

佛法に、結夏といふ事のあるは、天竺はいと暑き國なれば、夏のほどは、いとくるしく堪がたくて、何事も難事なるを、それをも堪しのびて、おこなひすませば、おのづからその行業(ワザ)もすゝむゆゑの事なり。今の世に、寒稽古とて、何伎藝(ワザ)にても、冬のいと寒きに、朝とくおきて物するもおなじおもむきなり。皇國は寒さ暑さおなじ程といふ中に、猶寒き方の忍び難き故、寒稽古するなれば、法師たちも、結冬したるなむよろしかるべき」

佛書にみゆる偏袒右肩は、かの國はいと暑き故、常は左右ともに袒(ウタスキ)たるを、貴き人にむかへば、かた方

を著るにやあらむ。打聞はしからざるがごとくなれど、貴人を見て、ことさらに肩ぬがん事、あるべき事とおもはれず、儀軌などいふものには、いかゞある事ならん。尋とふべし。

米の粉を粘て、まろめてむしたるを、世にダンゴとぞいふなる。團子といふ字、から書にみえて、おなじさまなる物とみゆれど、音訓にわたれゝば、これによりたる名にはあらじ。八種の唐菓子といふ中の團喜よりうつれるにやあらむ。今團喜の形をみるに、米の粉に胡麻をまじへ、粘して丸くしたるものなり。白き黒き相まじりたるが、碁に似たれば、團碁といふものなるを、漢音によみなして、好字に書改めて、團喜といふにやあらむ。尺素往來に、碁子麪といふものみえたり。これは伊勢、尾張などにては、今も調ずる物にて、湯餠に胡麻をいれたり。これらをもておもひよれる事なり。さて今のダンゴには、胡麻はいれざなれど、そは省けるにて、代をふるまゝにうつれるなり。此考なほ迂遠にや。

から國の四聲といふは、上聲は、いひはじめひくゝやはらかなるが、末やうやくにあがりつよくなる聲なり。平聲は、もとすゑ同じほど、去聲は、はじめつよく高きが、やう／＼にさがる聲なり。聲のさがるさま、遠ざかり行心地するものなるゆゑ、去といふ。入聲もさがる聲なり。そのさがる事、直に急にして、末つまるばかりの聲なり。つまる聲は、喉のうちへ更に入行心地する故、入といふ。去聲と入聲とは、おなじくさがる聲なる中に、去はやう／＼にさがる故、アイウと引、ンとはぬる韻あり。入は直にさがる故、息つまるやうになりて、餘韻は隱々として、聲の喉へかへる間にあり。皇國の詞には、平上去の三あり、その上り去るさま、いたうきは／＼しからず。から國の聲にては、同じ平聲といふほどなるべし。しかさがる事甚しからざる故、いかにいひなしてもつまる事なければ、入はなし。たゞ俗語に、人がサッ。サとはしる。火がクワッ。クワともゆるといふたぐひ、たま／＼入聲なれど、それもいくつもかさぬる事は、息つまりていひ難し。そは餘韻なき故なり。から國にては、餘韻咽喉の間にありて、息のつまる事なきゆゑ、いくつも重ねていはるれども、猶詩賦のたぐひ、しらべよく調るには、多くかさねては、あ

しかるわざなりとぞ。

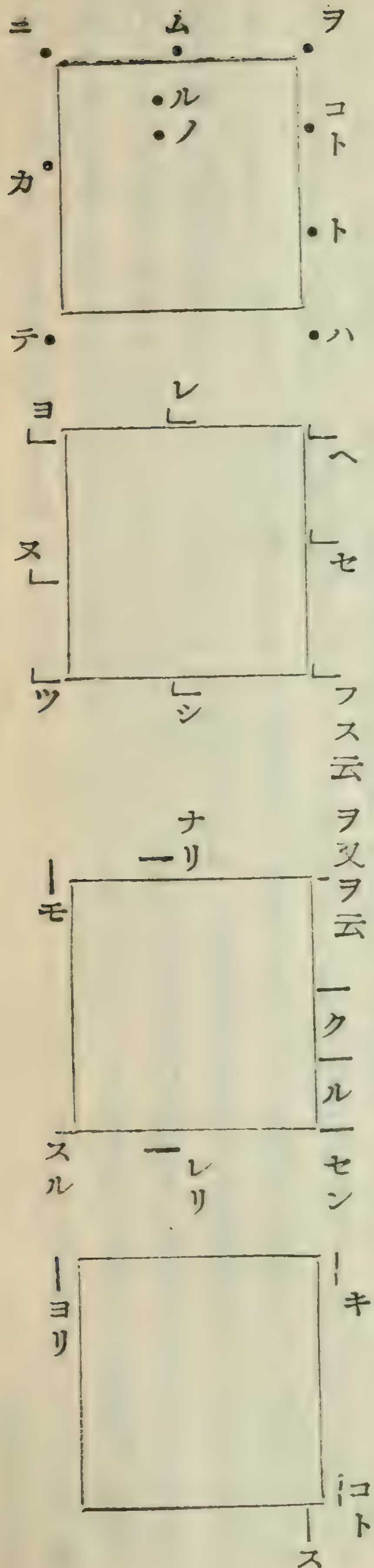
から書、佛書などの古本どもに、四聲をさしたるは、みなよみごゑの上り去りなり。そのかみはかりそめに書よむにも、訓詁の典雅なるは、さるものにて、よみごゑの上りさがりまで、とゝのへて、うるはしくめでたかりしを、近ごろは、〔割註〕荻生惣右衛門といひし人、訓をやくなきものにおもひ、音がちによみなし、てにをはもとゝのへず、いやしげに物せしが、かく下れる時世にあひて、あまねくなれるなりといふ人あり。さる事にや。」ひたすら相傳といふ事をやぶり、見識といふものをさきにして、みだりに物するやうになりて、おのれが知見の陋きまゝに、かやうのすぢをも、みな迂遠なりと心えて、鄙俚きよみざまに物するゆゑ、清濁四聲訓詁の則など、やう／＼うせて、その定なる書、をさ／＼みえずなり行は、あたらしく悲しきわざなり。天台、眞言の經疏の類は、印本にもおほく聲をさしたり。それにしたがひてよむともみえざなれど、告朔の餼羊にていとうれし。皇國の書も、國史、令律などうるはしき物はさらにもいはず。歌物語といへども、上り去りおごそかにとゝのへてよみし物なり。顯昭の古今集注は、注にすら、清濁四聲をさしたり。今の學者は、かゝる事あるものともおもひたらず。

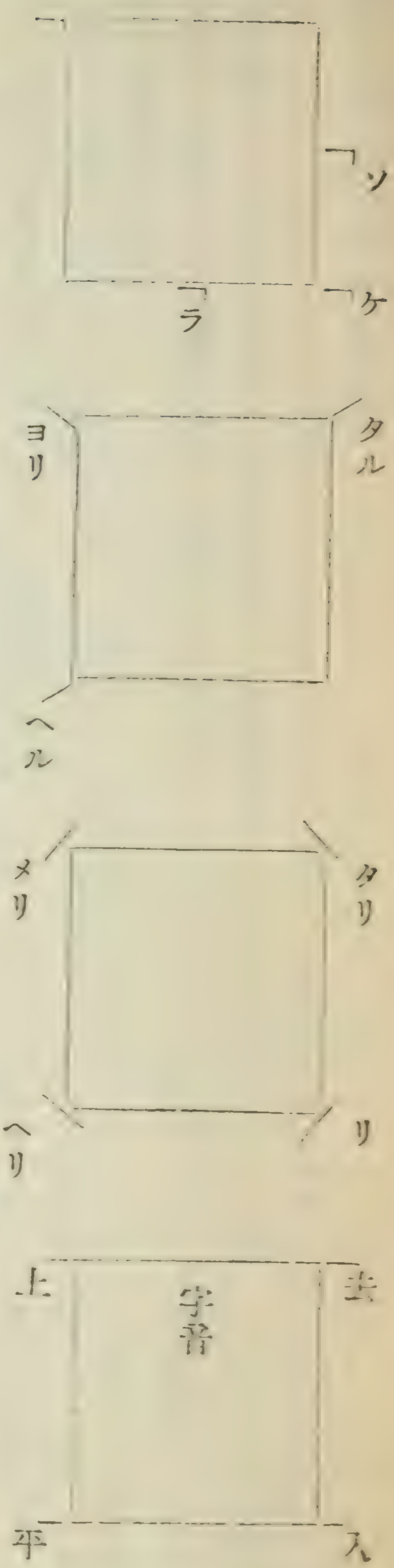
字音によみつくるスルセンなどの類、あるひは清、あるひは濁は、平上去によれり。そはもじの平上去にはあらで、よみざまの上り去りなり。去聲は、いひ初る時つよくて、やう／＼さがり行聲なる故、發語の勢開口のところに盡て、よみつくるもじまでに及ばねば、語のまゝにすまるゝなり。上聲はゝじめ柔にて、漸につよく上る聲なる故、發語の勢、よみつくるもじまで殘りて、その勢にひかれて濁らるゝなり。便二童蒙一辨二陰陽一。この二ッをいひ試て、發語の輕重をしるべきなり。平聲のは、もとすゑおなじほどなる中に、いさゝか上聲へちかきは、にごるなるべし。此事、字音に限たる事にはあらず。よろづの詞みな此定なり。たとへば辛苦なる事をからくしてといへば、からの二もじ、去聲なるゆゑ、發語の勢こゝに盡て、しもじは語のまゝにすまるゝを、言便にからうじてといへば、かもじ柔軟にて、らもじうもじ、や

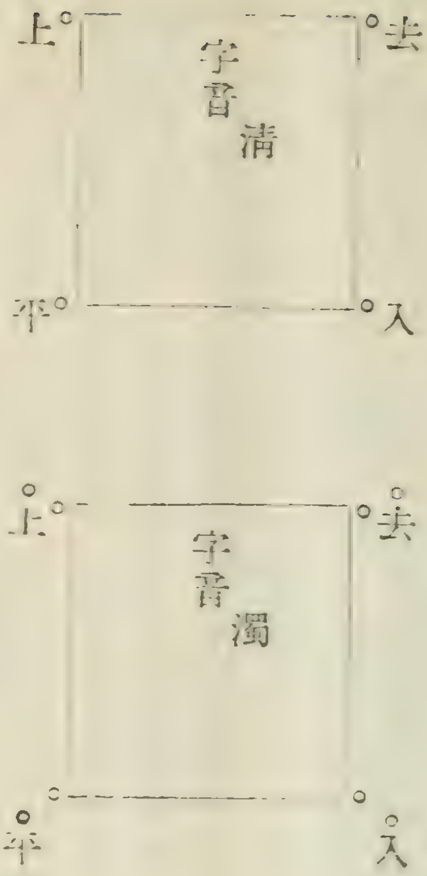
う〳〵にあがりゆく故、發語の勢、しもじに及びて、それにひかれて濁らるゝなり。幾度もいひ試れば、をしへを待ずしてよくしらるゝ事ぞ。

本居先生、古と今と清濁違へる事ありといふ說ありて備れり、遠江國人石塚龍麻呂といふ人、この說をひろめて、古言清濁考といふ書をつくれり。一とせ伊勢へ物したりし頃、稻懸大平。これをみせたりき。旅のならひ、何くれと心せかれて、よくもえみわたさゞりしは、心のこるわざなり。今上木すべしなどいふ。はやう事なりぬなどもいふ。さらば又みる時もあらんかし。そも〳〵此清濁のことなるゆゑは、いひざまの上り去りの異なるなり。すべて物いひは、上りざまなるが便よきにや。言便といふもの多く上聲なり。上聲の下はにごる事、上にいへるがごとくなる故、古すみたるを、後には濁るが多し。かの清濁考に書集めたるも、さこそあらんとおしはからるゝは、いかゞあらん。

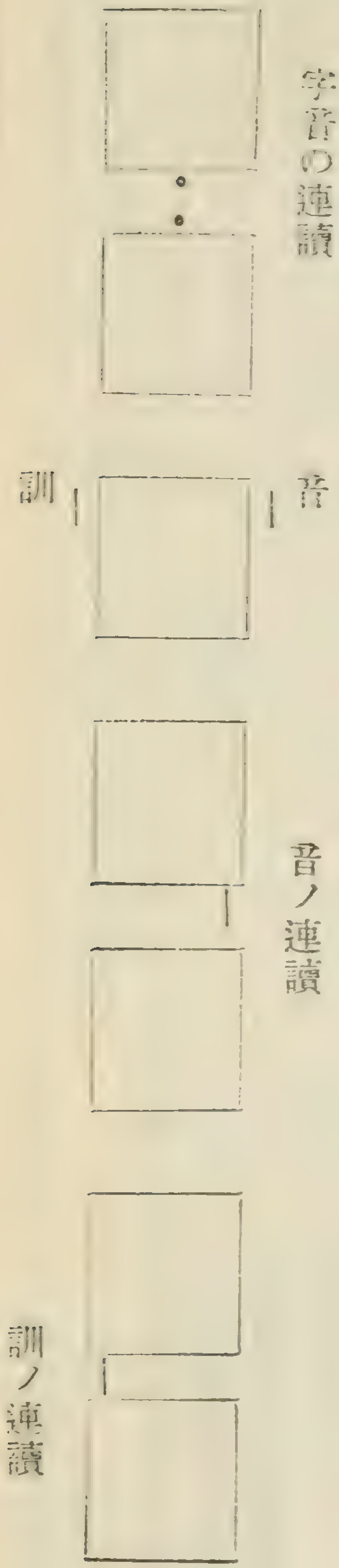
令の校合にあづかりし比、古本どもにつけたる點を勘あはせて、點圖をつくりたり。その後、律式などの古本をみるに、みなおなじければ、法家の點、一例なりけむ。







又字音の傍注に、乚|　立|とかき付たる所々あり。乚はンの字　オをはぶきたるなり。立は音の省文なり。



子注

□□□□□□

子注は、文字本文の大さにて、字の首に朱にて、○これほどの圏を、隔字につけたり。又毎字つけたる所もあり。

□□人　古人の名

かくのごとし。字音は、平上去の三聲は、文字の平上去には拘らずして、よみざまの平上去なり。入聲は入聲のもじなり。すべて何書に聲をさしたるもかくのごとし。

やまひを歡樂といふは、死喪を吉事といふごとく、凶をさけていへるなり。五六百年こなたの記錄どもに常みゆ。去年の秋、萩の花さかりに咲みちて、池水にうつろふがをかしきに、月さへをかしき比なりければ、稻山行教、淸水良治などに、せうそこして、まとゐしたり。酒いたうすゝみて、むらいもさりあへず、歌よむもあり。すゞろなる朗詠などして、もて興ずるほどに、亥の時もはやう過にけり。良治はかへりぬ。行教も正明も醉ふしぬ。又の日はかしらいたくおきあがるべうもあらずくるしければ、昨宵歡樂生二歡樂一とかきて、良治がりやりつれば、昔日聖賢味二聖賢一とかきそへて、やがておこせつ。聖賢とは酒の事なりとぞ。

尾張國に、潮花といふ誹諧師あり。誹諧もけしうはあらぬなるべし。利口などしてをかしき翁なり。ひと日、此潮花がり行しに、やかて盃もていでゝ、何事の情をもそふるはこれこそあれ。いかにぞ日ごろはまゐるやとゝふ。ひと日も此君なくてやはあるべきといふに、さりや竹の葉ときこゆるものなればといひしは、をかしうおぼえたりき。

われてといふ詞を、先達はわかれて説めり。さても岩にせかるゝ瀧川のといふ歌はかなへれど、こと歌は解がたし。われてはわりなくてなり。わりなくのなくは、無の意にあらず。おほけなく、いとけなくのなくなり。りとれと通ふ。もと同言なり。古今集、よひのまに出て入ぬる三日月のわれて物おもふ比にも有哉。金葉集、みか月のおぼろげならぬ戀しさにわれてぞいづる雲の上より。新古今集、花ながす瀬をもみるべきみか月のわれて入ぬる山の遠方。風雅集ほのかなる俤ばかり三日月のわれて月みる名や立ぬらん。新後拾遺集、おもひいづやあら磯浪のうつせ貝われてもあひし昔がたりは・山家集、いむといひて影にあたらぬ今宵しもわれて月みる名や立ぬらん。これらわかれてとみてはきこえず。

二村山は尾張國なり。兵部式に、尾張國驛馬、馬津、新溝雨村各十疋。とある雨村印本、雨を兩に誤。古本ともに雨と有。これなり。今は兩説なる中に、多くは三河國と定めれどしからず。陸奥の十府の菅薦、とふは地名にはあらじ、七ふには云々。みふに云々。とある語勢にてしるべし。今宮城郡にその所あり。猶奥の地にもさる所ありとぞ。共に信がたし。多賀城碑は、天平の古物にて、いと〳〵めでたけれど、壺の石文にはあらず。つぼの碑は、古歌どもに、おほくはえぞをよみあはせたるにても、いたうおくなる事しるきうへに、清輔朝臣の家集に、石ぶみやつがろの遠にありときくえぞ世中をおもひはなれぬ。とあるにて、津輕近き所なる事をしるべし。袖中抄に、顯昭云、いしぶみとは、陸奥のおくに、つものいしぶみあり。日本のはてといへり。但田村將軍征夷之時、弓のはずにて、石の面に、日本の中央のよしを書付たれば、石文といふといへり。とみえたるにも、多賀城にてはかなはず。南部殿のしらす地に、つぼ村あり。そこに石文大明神といふ社あり。石文湮滅して後、その跡を神にまつりたりといひ傳たりとなん。これよくかなひておぼゆ。かやうの類、諸國に多し。多くはすきものゝ、我郷にゆゑありげにせんとてのわざなれど、なからんも恥なき事なり。かやうの事に强ごとする、いとあぢきなし。

ことしは革命の運なれば、何事かあらむとゆゝしかりしに、名高き物しりたちこそおほくうせにしか。

京にては、六如蘆庵、江戸にては、平洲松窓、みな世にゆるされし人々なり。何よりも本居先生こそあたらしけれ。古事記傳など寶とある書つくり出、やんごとなきあたりにても物きこしめし、弟子などもよろしきが多かれば、其方はあかぬ事なけれど、猶涅槃の期おそからむには、めでたき說教どもゝあるべく、阿難迦葉も數そふべきを、辛酉の厄、これぞいみじき事なりける。

正明

享和元年十二月十一日、於品川莊居更成一小冊了。

年々隨筆三壬戌

官をうらるゝ事は、いつよりかありそめけむ。皇綱のゆるぶもとゐにて、かなしきわざなり。本朝文粹にのせたる菅三品の異見三箇條の中に、請レ停レ賣レ官事といふ條ありて、方今授任之道、非レ不レ正。黜陟之規、非レ不レ明。然時有下以レ財官レ人矣。公家以爲レ助ニ國用一、衆庶以爲レ輕ニ天工一。云々とみえたり。これらはいかなる官をうられしにかあらん。類聚三代格にみえたる昌泰四年格に、播磨國解偁、調庸租税、國之大事也。此國百姓、過半是六衛府舍人、初府牒出レ國以後、□稱ニ宿衛一不レ備ニ課役一、領ニ作田疇一。又延喜二年の格に、河内、三河、但馬等國解偁、此國久承ニ流弊一、□多ニ困窮一。就レ中頗有ニ資産一、可レ堪レ從レ事之輩、既帶ニ諸衞府舍人一。云々とみえたり。さばかり諸國に、衞府舍人（衞府舍人とは、近衞兵衞門部をいふ。）の多かりけむは、賣れたる故ならんか。中ごろより諸國受領の政おとろへ、庄園多くなりて、公田減じ、調庸租税やう／＼に少くなりて、成功といふ事いできたり。成功とは、造宮造寺、何事にもあれ。臨時の大事の公用ある時は、私物を以てその事を成し、功を立て、官を申事なり。本朝文粹に、大江匡衡朝臣の美濃守を望申狀に云、匡衡爲ニ尾張守一之時、撫レ民治レ國、致ニ合期之勤一、有レ功無レ過之由、諸卿僉議已畢。又依ニ官符宣旨一、修ニ造國分二寺神社諸定額寺十二箇所一、不レ申ニ請官物一、別進ニ造伊勢豐受宮之料米五百斛、造宣陽殿料准穎十餘萬束一、依ニ官符宣旨藏人所召一、所ニ交易進一絹一百餘疋等、不レ立ニ用公帳一。皆是諸國吏之誇レ功稱レ雄之事也。とあるをもておもへば、此事、はじめは受領など、何となく土木の功をなし、あまる物たてまつり置て、かさねて熟國溫職など、望むたづきにせし物なりしを、用度年をへて乏しく、造營日に逐て多くなりしかば、ことさらに一分、二分のともがらを催しても、募らるゝ事になりけむ。されど白河院、鳥羽院などの御時までは、必、闕によらるゝ事にて、朝野羣載にのせたる申狀ど

も、みな其定なり。衛府尉、諸司三分を、無員數にして成功を募らるゝやうになりしも、いつのほどよりならむ。いまだ考えず。もしは後白河院などの御おこたりにはあらざるか。一人二人づゝやう〳〵に數まして、きはやかにいつよりといふ事は、なきなるべし。文治のころは無員數なる事勿論なり。寛元の比になりては、猥なる事いふべくもあらず。寛元三年の平戸記に、十三度の除目の聞書をのす。その度ごとに、四府の尉おの〳〵十二三人づゝ任ぜらる。又治部丞五人、一時に任ぜられし事などもみゆるは、あまりなる事なり。かの記に、叙負尉以下、無量無數などいひ、公事毎度、被レ行二成功之□任一、雖レ知二末世之至一、猶々可レ悲ともあるは、その比の有職も、嘆かれし事ながら、これを除ては生財の道なかりしなり。さるは諸國に守護地頭をおかれしより、國々の賦役、大かた無實になり果て、國役と成功とをもて、かつ〳〵臨時の事は行はれしなりけり。任ずる人がらも、朝野羣載にみゆる申文どもは、諸大夫、侍、しかるべき人にて、望外の職に轉じ、次序を守らずして、超越するなどやうの事なるを、かの无量無數の成功にいたりては、行事官より諸國に觸て、富豪の百姓に募りたる物なれば、きのふまで庄官、里長の脊とりし者も、けふは正六位上左衛門尉となりて、弓やなぐひなど、勢だちありくは、いと〳〵みだりにて、やみがたき勢とはいひながら、かなしきわざなり。成功の數多くなれば、おのづから物も多くは出さぬやうになり、物多く出さねば、任人の數、いよ〳〵增て、四府の尉、諸司の三分、天下にみち〳〵たり。これ、今時の俗名に、兵衛、衛門多かるゆゑなり。成功の物の事、叙負丞は八百疋、兵衛尉は四百疋、諸司の三分は二百疋に過ずといふ事、薩戒記にみえたり。錢の價は今時の百倍にも過たれど、されどなほ、あさましういさゝかの物めさるゝなりけり。元弘、建武の比よりの物には、此事みえず。さるは天下たゞみだれにみだれて、皇威諸國に及ばず。かの豪富の輩、數代成功せしは、先祖のなのりしまゝに、某左衛門、某兵衛となのりしなり。兵革やむ時なくて、さやうの事、糺明せらるべき時世にあらねばなり。

今時の俗名といふものは、人の實名は、かりにも他より呼べきものならねば、輩行と成功との二ッをも

て稱へし物なり。其輩行といふは、兄を太郎といひ、つぎを二郎といひ、三郎、四郎、ついでのまゝによぶ事なり。十郎より上は、餘一、餘二などぞいひけらし。今昔物語に、其國ニ平維茂ト云者アリケリ。此ハ丹波守平貞盛ト云ケル兵ノ弟ニ、武藏權守重成ト云ガ子、上總守兼忠ガ太郎也。ソレヲ曾祖伯父貞盛ガ甥平甥子ナドヲ、ミナ取集メテ養子ニシケルニ、此維茂、甥子ナルニ、亦中ニモ年若カリケレバ、十五郎ニ立テ養子ニシケレバ、字ヲ餘五君トハ云ケル也とあり。眞田與一、淺利與一などいふもこれなり。これら必しも十餘子とはみえざなれど、餘五のやうなる子細ありもやしけん。その程すでに、曾我十郎は兄にて、五郎は弟なるたぐひあれば、この與一も、輩行のみだれたるにもあらんかし。成功とは、上條にいへるごとく、物をいだして四府の尉、諸司の三分になりて、その官名をなのるなり。かくてその族々に、太郎、二郎、兵衛、衛門ありて、他氏、他族と參會しても、さらぬをりも、何事につけても、まぎらはしき故、その上に、姓の一もじをそへて、藤太郎、源二郎、清兵衛、宗左衛門などやうに名乘たる物にて、今時の名はこの姿なり。さてもなほおなじ名の多かるほどに、居所の地名をそへてよぶ。新庄にすむ藤太郎は新庄藤太郎、山田にをる源二郎は山田源二郎なり。これすなはち今の名、苗字なり。元弘、建武よりは、成功の事は絶はてたれど、代々に官中たる家は、父祖のなのりしまゝに、名のりもしつらむ。さらぬ者も、僭上して兵衛衛門とつきもしたらん。亂世にて誰とがむる者もなきゆゑなり。應仁以後にいたりては、何事も舊き蹤うしなひはてつる世なれば、上の一もじを姓といふ事も、下は輩行、官名とも、何ともしらで、たゞ人の名は、かうやうの物ぞと心えてなのりしほどに、上の一もじ、姓ならぬもいできたるなり、されば世の中のうつり來しにしたがひて、成功の實もうせ、輩行の序もみだれて、そのかみのやうにうるはしくこそあらねど、きと由緒ある事にて、今においては、うけばりたる名乘に、これを置ては何かはあらん。しかるを此頃の學者たち、さるゆゑよしはしらずやあらん。世に俗名と稱れば、ひたすら俗なりと心えて、歌よ消息よと人のがりやるにも、これをいみさけて、人の實名書ちらす

こそ、さもこちなくうたてき事なれ。そも〳〵これは、皇國の學するともがらのみにもあらず。儒者とある人たちの、漢文にかゝむにも、いとよろしき稱呼なるを、さる事のきこえぬは、くちをしき事なり。朝夕にめなれ口なれたある唐詩選などをもみよ。王大、高五などあるは輩行、高都、護杜、少府などあるは官名にて、今時の名ともはらおなじきを、唐人の名のるは雅にて、こゝにて物するは、俗なるやうあらましや。今時の漢文をみるに、稱呼の妄なる事、いふべくもあらず。

今の俗名は、成功のなごりにつきておもふに、衛門、兵衛、丞、允の外に、爵をもうられつとみえて、今昔物語に、田舍人榮爵かはんとて、京へのぼりて、河原院にやどりて、女を鬼にとられし事みえたり。今某大夫となのるは、その餘波なり。又諸寮の次官もうられつるか。某助となのる人もあり。某進は、京職修理大膳の判官、某內は內舍人、これらは除書に常みゆ。內舍人はかならず衛府を帶せし物にて、藤內左衛門、源內兵衛などいふを、時としてはこれをはぶきて、藤內、源內とばかりもいひしなるべし。これらみな成功の遺風にて、今もなのるなり。某、藏といふは、佐々木源三、梶原平三などのやうに、三を言便に三といひし餘波にて、藏とかくは轉訛なるべし。諸院の藏人になりし事もあるにや。土岐十郎藏人など、太平記にみえしにや。もし此類か。某作、某吉は、亂世になりての後、人の名の由緒をもしらで、おのが事好にまかせて杜撰につきしなり。源は杜撰なれど、三百年來、世あまねくつく事なれば、今においては子細なし。たゞ此ごろ此江戶人の名には、をさ〳〵つかぬもじをつき、又輔祐などかならず書まじきもじをかき、あるは阿畑根住などやうに、人の名ともきこえぬ事をぞなのるなる。おろかにつたなき事、いふばかりもなくて、いと〳〵わろきならひなり。

いにしへは、中書王、儀同三司などやうに、めでたき文人といへども、その道の人ならぬは、字といふ物は、つく事なかりつとみえて、すべてきこえず。源氏物語乙女卷に、夕霧のおとゞの六位にておはしましゝ頃、字つくる事を、二條の東院にてし給ふ事ありて、そのさはういかめしげにみゆるは、身のほど〳〵

につきて、うるはしうしてつく事なるべし。さるは此君、大學の衆になり給ひつるゆゑに、字もつき給にこそありけれ。しかるを今の世は、よろづそゞろきて、けふ書よみそむるよりやがてつくなる。打聞は物々しく博士めきて、その實はたゞ難波津、淺香山のほどなるは、戯たちてをこがましき事なり。かくてから國の字は、みな二字なるを、皇國のは多くは一字にて、菅三、文琳などやうに、姓を加へて二字なり。ゆゑある事なるべし。しかればかの難波津も、一字こそつくべきに、さる故實はしらずして、なほ二字をのみぞつくなる。そも〳〵あざなといふ義は、いかなる事ならん。此から流のを除て、實名ならぬ名のりを、みな字といふめり。今昔物語に、字太郎介、字澤駿四郎などいふがみえたるは、今時の俗名のさまなり。日本靈異記に、字上田三郎、萬葉集に字仲郎といふあり。輩行を字といふ事、いと古よりありこしなりけり。玉葉に、字伊與内侍、字弁内侍などいふ事のみゆるは、今はよび名といふにや。十訓抄に、南都の舞師に、字和博士崎遠といふ人あり。宇治拾遺物語に、ぬす人の大將軍保輔が、保昌朝臣に、あざな、はかまだれといはれ候といへるは、今時のすまひのつくなのりといふ物、またぬす人、ばくち打のつくあだ名といふものに似たり。字はやがて、その異名(アダナ)のうつれるにて、本義ならんかし。又日本紀には、億計天皇、諱大爲、字島郎とありしよな。彼紀は漢風にかきたる所多かれど、こゝはその例にもあらで、自餘天皇、不レ言二諱字一。而至二此天皇一獨自書者、據二舊本一耳とあるは、はやく此紀よりもさきに、しか漢風なる史もありしなりけり。こは文飾にて實にあらず。いにしへ、王たちの御名かならずしも、一つに限らざりける物なれば、億計、大爲、島郎みな御名なり。諱にも字にもあらず。おもひまがふ事なかれ。今の世に、大名、旗本とある家がらは、さらにもいはず、諸家の陪臣、農夫、商人なども、むね〳〵しきは、死れば院號といふ物贈ることとなるを、ちかごろ、心ある學者は、天子を僣するなりとて、いみじうあしかる事にいふもきこゆ。何心なき者もこれをきゝつたへて、かしこき事におもふも、かつ〳〵出來たれど、なべての世の風俗なれば、心ならでも我人、これをつくる事なり。まことに猥なる事ながら、これは

天子を某院と申奉るを、みまねたるにはあらず。もとより異事なり。今くはしくこれを辨ぜむ。まづ院といふ文字は、四方ついぢなどして、隣つゞきの家はなく、別に一構なる處をいふ。中和院、眞言院、勸學院、學館院などの類皆しかり。施藥院は、便なき病人を置て療して給はる所、悲田院は、貧しき老人などを置て養ひて給はる所なれば、院といふもじ、必しも貴からぬ事いちじるし。獄令に、流徒罪居作者、云々。毎レ旬給ニ假一日一、不レ得レ出ニ所役之院一とあるは、罪人をゝく所をしも院といふ、こは逃亡の用意に、ついぢなどめぐりて、一かまへなる所にこめ置なり。されば此稱、公家の別院にも限らず、花山院、河原院などやうに、一かまへなる所なれば、臣下の里第に院といへるも常の事なり。かくて陽成院、朱雀院、冷泉院、亭子院などいふは、みな公家の別業にて、今の代にては、御下屋敷といふものなるが、さやうの所は、もとより一區なるゆゑ、院といふ名もあるなり。さて天子の御追院某院と申ことは、御位をおりさせ給て後、別院におはしますを、その帝の御うへの事は、やがてそのおはします院の名をもて稱せしが、崩御の後も、猶そのまゝにとなへ申せしなり。陽成院、朱雀院、冷泉院、圓融院などみな、おはしましゝ所の名なり。具にいはゞ、某院天皇と申べき事にて、大江匡衡朝臣の家集に、朱雀院天皇、冷泉院天皇とかけり。されど常には便にまかせて、たゞ某院とのみ申せしなり。はじめこそさることなりけれ。やがて事うつりて、後一條院よりこなたは、在位にて崩御なりしも、なほ院とのみ申なり。から轉りゆくが世のならひにて、うるはしき朝廷の御制にも、此たぐひのみ多かり。又凡人のつく院號は、攝關大臣など、やごとなき人たちの、御願とて寺をつくられつるが、その人、薨ぜられて後、某寺の名をおふせて稱ふる事あり。道長公を法成寺殿、實能公を德大寺殿といゝ類よ。その寺に、院號なるもあるにつきて、兼家公を法興院殿、忠實公を知足院殿などやうに、院と稱せしもあり。この寺建るが源にて、末のながれやう〳〵亂れて、何のゆゑよしはなくとも、さるべき人は、みな寺號、院號贈る事となれり。その中に、古は寺號の方多かりつるを、三四百年このかた、院號おほくなりて、二百年あなたまで

は、なほ寺號もまれにはありしを、今はなべて院號ばかりつく事なり。上件の差別ありて、天子の院號は、別院よりおこれるゆゑ、大かた地名をもて付奉る事、凡人のは、寺院よりおこれゝば、すべて佛語をもてつくる事なり。今誰も／＼物するは、法師らが授る事にて、そのほど／＼に隨て、幣物などとるなるべし。中にも、腹ぎたなきえせ法師もありて、貨えまほしきまゝに、商人、農人、すまひ、俳優までも、其方の沙汰のとゞこほらぬほどは、此號を授るゆゑ、かうみだりがはしうなりにたり。わかき寡婦の髮の末、すこしばかりそぎたるにも、例の此號授るに、佛語はいま／＼しげなれば、松柏によそへ、福壽といはひ、ほぎことしてつくるなど、をこなる事いふばかりなし。抑借上と心づきたる人も、心ざしはさる事ながら、是は天子をまねぶにはあらざれば、しかるべき人品に贈らん事、難なかるべき事なるを、何ばかりの人よりと、きはやかに限を立べきやうもなく、さりとて、その限なくては、やう／＼に上をまねぶが人情にて、下がしもまでつくるやうになるは、せん方なき物の勢なり。おのれ試にこれを評めむ。公卿、殿上人、地下も、おほやけにつかうまつる人々、みなやごとなければ、さらにもいはず。此江戸にていはんに、大名は論なし。旗本衆も、三千石給りたらむほどの人は、小寺ひとつ建んに、土地も費もとゞこほる事なければ、寺は建ずとも、其心ばへにて難なし。又祿はうすくとも、諸大夫とある人は、人がらのやごとなければよろし。さらぬ旗本衆も、知行すべき地給りたるは、その雜費こそ堪まじけれど、寺たつべき地はもたれば、なほよろしかるべし。又土地を給はらざるも、土地給はりたる旗本衆と　よろづおなじ格なれば、その准據として、ことなる咎にはあらじ。諸家の陪臣も、地えたるはしばらくさてもありぬべきにや。旗本ともなき御家人衆にては、いかゞなる事とおもはる。まして土地なき陪臣は、いとあるまじき事なり。商人、農夫は、財もたるはありもすべけれど、寺立べき地やはもたる。いとも／＼すゞなき事なり。今はまづしくとも、財はうる時ありもすべければ、よし今、寺は建ずとも、その時をまつよしにて、土地ある人の院號つくは難なきを、庶人の地を得る世なき事なれば、き

はめて楷上の事と定むべし。かの寺を院ともいふ。これはた一區なるゆゑぞよ。もろこし人もいひけんやうに、くひ物と色ごのみとは、人の性にこそ有けれ。その中に、色ごのみは、はかなき花紅葉につけても、さま〴〵のなさけありて、歌物語にも常多かるを、くひ物の事は、品おくれたる心地して、をさ〳〵物にもみえざなる。されどよろづよりも、人の情みゆるものにて、羊の羹のために、國をほろぼせしたぐひ少からず。たま〳〵うまき物を得ては、何某招じて酒すゝめばやとまづおもひ出らるゝよ。

魚は何よりも鯛よろし。神代紀に、赤女比有口疾云々。注に、赤女鯛、魚名也。一書云、赤女有口疾不來。亦曰、口女有口疾。卽急召至探其口者、所失之針鉤立得。於是海神制曰、爾口女今以後不得預天孫之饌。卽以口女魚、所以不進御者、此其緣也。とあり。此一書の文は、口女か赤女かたゞよはしきやうなれど、又の一書どもには、赤女とも赤鯛とも鯛女ともあり、又古事記に、海赤鯽魚とありて、本居先生の說は、神宴記に海鯽魚をたひとよめるを據として、鯛の事なりとあり。日本紀のおもても、まづはたひの事とみえたれば、御饌にたてまつらぬにやあらん。からたぐひなくうまきものゝ、くちをしき契なりけり。しかれども御元服の理髮の大臣、干鯛を奉る事あり。今もつねに奉るときく。かた〴〵いぶかしき事なり。こゝに正明おもふ事あり。尾張國知多郡の浦々、篠島、ひまり島などにてとる魚に、ヂンメ、ヂンナメ、アイナメ、アカメ、クヂメなど、めといふ魚なほ多かり。これらみな藻魚の種類にて、たひよりは味淡く毒なき小魚どもなり。およそは、あいなめを除て、その餘はおしこめて藻魚といひ。〔割註〕さよりをも、藻さよりといふ。」又島物、〔割註〕これはしのじま、ひまり島などにて、おほくとらるゝ故の名なるべし。」といひて、こまかなる名は、漁人魚市の口にのみ傳れり。そのアカメは、赤もどこともいふ。紅色にて三、四、五寸ばかりあり。江戸にて常みる物なり。クヂメは、淡黑色なり。くろもどこともいふ。赤女と口女とは、鯛と黑だひとのごとし。さて又一種、今やがて赤鯛ともい

ひ、又めだひともいふ物有。形、鯛に似て腹のあたりほそく、肉あつく、まなこ、ことの外にふくれ出て、〔割註〕めだひとは、此魚の目の大きなるによりていふか。もしは、めはこの種類の名にて、鯛女といふも同事か。」鱗の色もゆるばかり赤し、これすなはち赤女の大品にて、（これ幸鈎のみし魚なるべき）味淡く、藻魚の屬なり。鯛の種類にはあらず。その口の大きにひろごれるは、かい探られし故にもやあらん。はかなき方言を據すなれど、やがてあかだひといふ事もあると、めだひと鯛女とかよひてきこゆると、赤女がその小品なると、口女がその種類なると、かた〲よしありげなり。さて又、書にみえたる名字どもをとかば、赤女とあるは、女は藻魚島物といへる、數品を攝ねたる種類の名、その中に一種、ことに色あかき故の名にて、すなはちめだひをさしていへるなり。〔割註〕しばらく大小品を混じて、赤女といへるとみるべし。」口女は、同種類ゆゑ、まぎれたるつたへ。鯛女は、鯛に似ヶる女といふ事とみて、すべてよくかなひたり。赤鯛、海赤鯽魚は、形たひに似て、その色、ことに赤きゆゑの名。〔割註〕黒鯛にむかへて、たひを赤鯛といふと心うべからず。鯛はたひにてうけばりたる名、赤鯛は鯛にむかへていへるなり。」やがてこもしかいふ。海鯽魚がたひならば、海赤鯽魚が赤だひなるに論なし。赤女鯛、魚名也とあるぞ、すこしいかゞながら、是も打まかせて、鯛の事とおもはれたらば、鯛魚也とこそあるべきに、名の字をしもくはへたるは、鯛の一種と心得られたるにや。赤女は藻魚の屬にて、鯛とはもてはなれたる物ながら、形の似たれば、まぎれもすべし。日本紀つくれる博士たち、郭璞、孫愐が流にもあらず、蜑人、魚舗にもあらざれば、さばかりの誤にありもすべし。かうまでわりなう論ずるも、世にたぐひあるまじきものを、御饌に奉らぬといふが、くちをしさのあまりぞかし。めだひもうまけれど、鯛にはこよなし。いかにも〲神代紀の赤女といふ物は、鯛の事にはあらずなん。

鰡魚のいとちいさきは、白かねの色にひかるものなり。是をはくといふ。その次はおぼこ、六七月のほどよりすはしり、年こえたるはなよし、年つみたるはぼらといふ。かうはかなき物だに、大きくなるに

したがひて、名もかはれるに、幾年たちても書生とのみなのるこそ、めづらしげなく哀なれ。

古人の名におへる魚名、鮪、鯯魚、入鹿〔赤兄は魚の名か。しからじか。〕など、今の世には品くだりたる魚なるを、そのかみは。さるゝのやうせしにや。時のうつりかはるにつけて、くひ物の好惡もかはる事なればなり。又は時にもてはやせし魚のゆゑにはあらねど。木兎、さゝきなどやうの事ありて、おひし名なるもしり難し。

中臣鎌子連を、カマスノムラシとよみて、魚名なりといふ說がある。それひがことなり。子の字をスと呼は唐音にて、禪家の僧多く入宋してうつせし音なり。日本紀えらばれし時代に、かけてもさる音ありしにあらず。かやうの事にも沿革をしるが大切なり。

赤えといふ物、いづれも片面はくちば色したり。いづれも赤い物ならば、たゞ、エといひてありぬべきを、赤えとしもいふは、いかなる事ならんといぶかしうおもへりしに、陸奥へ物したりし比、えの形して、片面の色淨(ウス)黑き物をみつ。墨をさといかけたるやうにて、端さまにほひやかに白く、鰭の末、更に又黑し。〔割註〕赤えの赤き色の定(テウ)なり。」仙臺あたりに多かる物にて、土人はこれをカラカイといふ。これ黑えにて、それに對へて、赤えといふなるべしとおもひとりつ。後にきけば、尾張國篠島、三河國龜じまなどにて、はやう黑えといふ物ありとぞ。國にありしほど見聞ざりしは、いたうも多からぬにや。これかのカラカイの事なるべし。

論語の我不三復夢二見周公一とある周公は、周公のごとき人といふ事なり。孔子之後、復無二孔子一の孔子とおなじ。此條は、孔子、禮樂のすたれたる事を、いたくなげきおぼして、周公のごとき人、世に出給はゞ、禮樂再ふるふべきに、われいまださやうなる人は、夢にだに見ずとの給ふなり。復の字も、復無孔子のまたと同じ。然るを若かりしほどは、時々周公をゆめみ給ひしが、年おい、氣力衰へてまた見ずとの給ひしなりと說めるは、人情にうとく、はた詞の勢をもえしらざるなり。述懷めきたることは、聖人

の語勢にあらずとおもふは頑なり。氣力衰へて、むかしみつる夢もまたみずとばかりならば、富士も茄子も同じ事にて、周公にかぎるべからず。周公としものたまへるは、そのゆゑなくてやは有べき。そのうへ論語は、人を教みちびきて、萬代の規範ともなるべき事を書集たるを、たゞ年おいてゆめみずとならば、しどけなき浮世物語にて、何の教にかはたるべき。あたら論語を、はかなき草子に見なしたる博士たち、あに孔子の忠臣ならんや。

子夏が孝をとひし時、孔子のこたへに、色難。有レ事弟子服ニ其勞一、有ニ酒食一先生饌。曾是以爲レ孝乎との玉へる、色は好色の事、難とは、色のことにつきては、ふとしたる意もいできて、ともすれば孝行の道をも忘るゝ、これが難義ぞとなり。それより下は、先輩の說もたがはず。すべて人は色とくひ物と勞なきとを好めるが、常の情なる中に、親に孝ある子などは、勞をいとはぬはもとよりにて、くひ物も、おのれはうゑても、まづ親にあたへむとするも多くて、これらの事にて操を改るは、をさ/\なきを、此男女のなからひにつきては、俄に中あしくなるも有、あるはあらぬ死をし、行へもしらずあくがれなどして、親を遺(ワス)るゝも、まゝある事なり。何事も色によりては、志のかはりやすき物ぞかし。顏色を奉順する事といひ、愉色婉容ある事などいふは、いと物遠し。

山梁雌雉時哉々々とは、くはまほしくおぼしたるなり。詞のいきほひしかきこゆ。子路がたてまつりしも、その故なり。三嗅てやみ給しは、いかなる故ともしり難けれど、臭惡不レ食とあると相照して思へば、もしにほひなどやあしかりけむ。雉はえもいはぬ物くふものなれば、さる事あるまじきにもあらず。しかるを、おのが時をえたる哉との給ひしを、子路が聞あやまれるなりとぞ說める。子路ともあるかしこき人の、その時聞あやまれりし御言を、千載の後に、よくきゝわきまふる博士たちは、いみじきさえのほどなりけり。

あな哀、世はあぢきなきものなり。かりそめのやうなりし此品川の旅住ゐも、はや五とせなり。庭の木草

はみな手づからうゑつる物ぞかし。常にめなれて心にもつかねど、いつしか立のびしげり合、いたう物ふりたる山ざとゝなりぬ。今はめかるべきにつけても、まづ浮世の中の思ひなかされて、たゞあな哀とぞいはるゝや。さるは此きさらぎのはじめより、胸つとふたがりて、よろづなげきがちに、はるゝ世しらぬを、いかでなぐさまんとて、そゞろにあくがれいづるなりけり。あな哀、われ何事をかはおもふらん。人數ならぬはくちをしけれど、もとのねざしもはか／＼しからねば、そはいとよう思あきらめて、さしもおもひぐしたる事もなし。たゞ何となう世の中あぢきなく、身をうき物におもはるゝが、せん方なさのあまり、戀せぬ身にも、住吉の岸尋ばやとてなん。あな哀、さらばいはほの中ともおもひいらでと、われながらあやしう、物おもはしさは我身ぞかし。里の名くだしと、情なきやうにもあれど、から世ばなれたる所は、むくつけき事、はたなきにしもあらず。

　松かぜもそよしらなみとさわぐ哉世をうみ渡る岡のへの宿

よしさらずとも、物おもふ人の魂は、うかれいづるならひなるものを、下がひのつま結ばるべきよすがも、なければなどおもひなる。此ごろまだきよりさみだれのやうにて、八重雲とぢたる空さへ、あはれなるにもよほされて、つく／＼とながめゐたり。郭公音づる。あな哀、江戸も家かは。

　行方も又たびなるを子規いかで歸るにしかずとはなく

かしこにては又、こゝをこそこひめなど、五とせの餘波、まづおもひやらるる。庭の池水をみるにも、あな哀、

　すみ馴し契ぞ深き心あらば我影とめよ庭の池みづ

かへで、ことしはことなうしげりにたり。夏も日影はもらじかし。下てるばかりは、長月の廿日あまりにこそ。見ずやあらん。あなあはれといふまゝに、はら／＼とこぼれ出て、下枝のしづくもあらそひかねたり。

降雨にいまもみぢせよ若かへで我衣手の色にならひて

あまりこちたきやうにもあれど、あはれとおもひいらるゝがからうまでなん。かしは、うゑし時根をやいためけむ。いとよわ〳〵とみえしを、土かひ、水そゝぎ、わがひとつ子のやうにて、やしなひしぞかし。あな哀、

けふまではわがしめはへし玉柏葉守の神にまかせてやみん

雨やみぬ。草のしげみは露むつかしけれど、園の中をたゞずみありく。これも限にやとて、

わが分し跡もなきまであすは又しげりやそはむ園の夏草

あなあはれとたからかにいへど、聞つくる人もなきは、まことにうき世の外のこゝちす。けしの花、心とまるとしもなけれど、みるまゝに哀なり。おとゝひこそ咲そめしか。かつ散たるもありて、まろかしらふとさし出たり。

山かへる我さへあやな草だにものりのみとなる宿からにして

くらの造ざまのよの常とことなれば、道行人の御堂ぞと心えて、あみだほとけおはします。いなくわん音大士にこそなどいひしらひし事、ふとおもひあはせられて、けしの入道あな哀、我もさもやとまでなん、いく百千ともなき松のこかげをたゞずみありく。こはまことの二葉をうゑてき。今はたけにも過にたり。深みどりつや〳〵として、心地よげに榮ゆるものから、雨の餘波露おもげにて、何となくしめ〳〵としたり。心なしとはいかでかいはん。あな哀、

めかるゝをうらむな松よ此陰にちとせもへんと我や契し

こは見なしなるべし、ぬるて、櫨のさまちほうなれど、あきごとにまづ染出つるものを。あなあはれ、えの木、何事をかはなつかしともおもはむ。たゞ月のさしかゝりたりしほど、はえありておぼえしぞかし。あな哀、つゝじ、あな哀、

　來む春は入日うつろふ雲を見てさぞなつゝじとおもひおこさん

萩、あなあはれ、わがそめし心の色は、こと木草よりも深かりしはや。

　やよ眞萩わかるゝ人の袖を見よ色なる露は秋のみやおく

しをに（紫苑）、きちかう（桔梗）、みるものごとに、あな哀、

　うゑし時たゞ一もとゝおもひしを庭もせきまでしげり合にけり

　のきちかう植にし花も秋またでめかるゝ人を哀とやみる

いであはれくらべむなども、ひとりごつ。又梅、あなあはれ、

　春來てもわが袖ふれし匂ひぞと誰かはとはむ梅の木下

これぞ世のつね、くれ竹子生たり。

　くれ竹は子もたりとてもひとり來てひとり歸れる我をわらふな

これもよの常など、たはぶれごとのやうなれど、その身にとりては、中々の哀なり。何物もみなあなあはれとおもふ中に、さくらこそとりわきてのあはれなれ。

　それをだに夢かとぞおもふ春いづくなれし櫻の花の下哉

いまだおいといふもじは、かけぬよはひながら、おなじことのみせらるゝよ。あなあはれ、〳〵。

大臣以下參議以上は宰相なるに、參議をしも宰相とよぶは、宰相を規摸とするゆゑなり。四位、五位は大夫なるに、五位をしも大夫といふは、大夫を規摸とするゆゑなり。宰相はよく人のいぶかしがる事なれど、大夫は不審したる人だに聞えず。

大臣より下六位までも、昇殿ゆるされたるかぎりは、殿上人なるを、公卿は、公卿を規摸とするゆゑ、打まかせては殿上人といはず。六位は、駈使のための昇殿にて、もとよりすぢことなれば、打まかせて殿上人といはず。四位、五位のひと〴〵は、殿上ゆりて近侍の臣となれるを規摸とするゆゑ、打まかせ

たる名になれるなり。參議を宰相、五位を大夫といふとおなじ趣なり。

宰相以上を上卿といふ。記錄どもに、日の上の事ならで、すべての公卿を、上卿といへる事、をり〳〵あるを、正明も公卿の誤なりとして、なほしなどせし事もありしを、行敎の諷諫にてさる事としりつ。その上卿を、上ともいふ。物語などに上達部といふは、上等部にて、公卿といふも同じ心ばへなり。左大臣を一上といふも、右大臣以下もみな上なれど、その中に第一の上といふ事なり。

百敷は百座にて、座を百ばかりも敷といふ事なり。その座は、百官の參入して事を行ふ座なり。古き說にも、百官の座を敷事なりとはいへれど、それは百を百官の百の字とみ、敷は用の語にて、庭を敷事としたれば、說ざまたがへり。百官の事を百、座を敷事をしきとばかりいひては、きこゆる物にあらず。されどいひもてゆけば、事の趣は同じきを、契沖、眞淵など、これを破りて、雄略天皇の御歌に、百敷の大宮人とよませ給へるに、彼頃までは百官のさたなしとぞいふなる。そは孝德天皇の御時、はじめて八省百官をおかれたりとある、日本紀の文になづめるなり。此御代には、制度の改りしにて、漢樣の官々を始て置れたる事なり。もし是よりさきに、官々なかりしとせば、世々の政、誰人か執申てきこしめしたりとせむ。大御饌、大御衣も、御自てうじ出給ひし物とやせん。おのづから百官はありて、その事とり申さむために、大宮へまゐりたりし事、何の子細かあらむ。されば雄略天皇はしばしまて。神武天皇の御歌にみえたるも、すべて妨なし。さてみづからの說々、契沖はもゝしきを、崇神天皇磯城瑞籬宮六十八年までつゞきて、いと久しくめでたかりし御世なれば、百數といひそめしなりといへれど、百年世をしろしめしゝ、磯城宮といふ事を、年といふもじをさへ、はぶきてきこえむ物か。たゞ師木といふ物の數百とこそきこゆれ。眞淵は、百の石もて堅めたる城といふ事なりといへり。これは詞の說ざまは、さもときこゆれど、何れの城とても、石もてきづかぬはあるまじきに、取わきて大宮にかけたん事いかゞ。百とは數多き事にて、取わきて大宮にかけたるなりといはゞ、千敷八千敷、猶數多くいふべきに、百としもかぎ

れるはいかゞ。百ばかりの石もて、大宮は築かるべき物かは。

あら玉のとしとつゞけ、あらがねのつちとつゞくる事は、其說いまだ詳ならず。まづあら玉を、眞淵は、あら玉は、明玉、としは、てらしの約（てらの約は、たなるを通はして、とゝいふとなり。）などいへど、例のしひごとなり。明をあらといふ事、あるべくもなし。〔割註〕僻冠考ありきぬの條に、例證を引出たれど、みなあたらず。その中に、現御神、荒魂をも引出たるは、あまりくるしげなり。」松坂の故先生は、あたら〳〵まのいふ事（と脫カ）なりとて、長々しき說あれど、迂遠なり。あらがねは、もとは、金は土中より生ずるゆゑの義とせしにや。さらばかなあれのなどぞいはまし。用語を先にいふ事、皇國にはなき事なり。眞淵は、くだ〳〵しき論はありながら、ことなる義勢なし。すべて、金、銀、銅、鐵、何かねにもあれ。みな岩山のいはほの中に生じて、土よりいづるものならねば、かゝりたる義事違へり。松坂さまには、舍根の義として說れたれど、根もじ穩ならず。一說に、（土生金の義といへるはをかし。）正明おもふに、あら玉は璞、いまだみがゝざる玉なり。そは砥をもてみがく故とゝかゝる。あらかねは鑛、まだ鍛ざる金なり。そは鎚もてきたふ故、つちとかゝる。あら玉はふるき說にありしにや。あらかねは今やはじめならん。此二ッ、いひかゝりたるさま、もはらおなじければ、相てらして心得べし。されどこれら猶、こと心なるもしるべからず。さら〳〵此義を執するにあらず。おのづからみきかむ人、正明が說とないひたてそ。そも〳〵あら玉のは、年の枕詞、あらかねのは、土の枕詞、此外に用る事なき詞なれば、かうだにしらば事かく事あらじ。古學といひて、詞のもとをさぐらんとする人たち、みづからのちからのほどをもしらで、いかで新しき說いひいでんとするは、徒なる力いれにて、よそめさへくるし。すべて詞の源をとく事は、そのかみよりありこし事なれど、いとふようなり。天は青みえなどいふ說は、よろしげにきこゆれど、天といふに義あらば、青といふにも、義なくてはあるべからず。それは云々の義といはゞ、その云云にも源なくてやはあるべき。いつまでももとめゆかんに、其もとのねざしとある詞は、何となくいひ出づるなりといふより外なし。し

からば言語の源は、窮つくし解盡す事難きはしるからずや。たゞ天は月日のゆく所、青は、松竹の色といふ事だにしらば、事かくまじきを、何をあかずとしてか、頭をかゝへて、うめきすめきおもふらん。故先生は、かの延約のさたのみする、眞淵が弟子にて、古學者といふ流ながら、此事はさしも要ならずとて、其ことわり、物にかゝれし事あり。いとめづらかなり。世上の學者は、これぞ學問と心えて、われ人、しひごとくらべする世ぞかし。そはみな、もみぢばを、まそほまりいづる葉と說がごとく、迂遠き事いふばかりなし。さやうの事のみしいづる故、和學をふようの物なりと、ずさたちにあなづらるゝよ。

物の名には、古きと新しきとありて、言語ありそめてのをりの名は、何となくいひはじめたる物なれば、いかに心をめぐらしても、しるべきにあらず。新しきは、ことわりありてつけしものゆゑ、中にはいとようしらるゝもありて、一槪にはいひがたし。たとへば瓜は何の義ともしられねど、熟瓜(ホゾチ)は臍落なり。蛤(ウムキ)は何の義ともしられねど、蚌蛤(ハマグリ)は濱栗なり。そのしらるゝは解說をまたず。しられぬは世をかへてもしり難ければ、これに力をいれむ事、いたづらなる事なり。

本居先生の古今集遠かゞみ、いまだ世にひろごらざるほど、其かまへを傳聞て、いたく取くだしたる事なり。唐詩選の國字解てふ物にぞ、似るべきとおもへりしに、さもめでたくときなされたり。大かた注さくをよみては、ねぶたうのみなり行に、これはいとけうありてめさむる心地す。世の唐詩選とくともがらは、みなかの國字解のたぐひにて、蓮の萼にはらまれて、十二の天樂きくがごとく、心ゆかぬ事のみなり。人ごとによみ講ずる書なるを、などかう人の心にしむばかり、說なす人のなからん。おのれ試に。

題袁氏別業

主人不相識偶座爲林泉莫謾愁沽酒囊中自有錢

御亭主トハコレマデマダオチカヅキデナイ(不相識)。ソレニ、カヤウニ(偶座)ヒザグミテ御意エルト云モ、ヘヽヽ、此

御下屋敷（林泉）の風景カヨサカラ（爲）ヂヤ、ソレヂヤニ、コレハメツタ（漫）ニ酒ヲ買コトヂヤトテ、御メイワク（莫愁）ガリナサレナ、酒買錢バカリハ巾着ノソコニシゼン（白）トアルモノヂヤヨ、アハヽ、アハヽ、からとかばいかに。さばかり詩人といはれし人の、つくれる國字解の、いとも／＼つたなきをおもへば、遠かゞみはます／＼尊し。

鮪と眞黒とは、一物か二物か詳ならず。いとよう似てあらぬ物にて、これを鑒定むる方（ワザ）、魚市の秘說なりといふ。其品の高下はとゝへば、さしも異ならずとぞ。さばかりみわき難き物の、品の高下さへたがはずば、一物と心えたらんも、なでふ事あらむ。陸奥に物したりし頃、金華山のあたり大原といふ里にやどりしに、家あるじは漁人にて、其頃しひを取といひのゝしる。しひと眞黒とは、いづくか異なるととひしかば、同物にて、春鮪といひ、秋眞黒といふとこたへき。古事記に、建内宿禰命率二其太子一爲レ將レ禊、而經二歷淡海及若狹國一之時、於二高志前之角鹿一、造二假宮一而坐。爾坐二其地一伊奢沙和氣大神之命、見二於夜夢一云。以二吾名一欲レ易二御子之御名一、爾言禱而白之。恐。隨レ命易奉。亦其神詔。明日之旦。應レ幸二於濱一獻二易レ名之幣一。故其旦幸二行于濱一之時、毀レ鼻入鹿魚既依二一浦一。於レ是御子令レ白二于神一云、我給二御食之魚一。故亦稱二其御名一號二御氣津大神一。故于レ今謂二氣比大神一也。亦其入鹿魚之鼻血臭。故號二其處一謂二血浦一。今謂二都奴賀一也とある入鹿は、此江戸にて常みゆる物なり。新選字鏡に、鮪字をいるかとよめり。げにこれもしひまぐろの類にて、肉の色赤く黒し。いと／＼下品なり。酒うる小家にて眞黒となのりてあきなふ。諸家の小者など下すのくひものなり。鼻やくさからん。血やくさからん。追風遠しるし。抑名かへの幣として、大御食の魚たてまつらせ給はんには、たひ、するめなどこそあるべきに、地の名におふばかり、臭かりつる入鹿をしも、獻らせ給ける神の御心なん、測がたきものは有ける。清少納言が枕草子、いと心ゆく書なれど、うまき物といふくだりのなきは、あかぬ心地す。今補（クハヘ）てん。たひ、あいなめ、するめ、五島はさらなり。いと暑き頃、日ざかりは身もうくばかりあせ流て、息のみ

あへがるゝに、からうじて日ぐらしの聲待つけ、湯あみなどして、酒のまばやとおもふ折しも、鰺のいと鮮けき、籠の中にて猶おどるを、鹽あえて燒て、さゝげのひたし物など、ことさらにはあらで、一二杯かたぶけたる、たのしさいはん方なし。庭の梢そよ／＼といひて、いと涼しき風の、時々音づるゝなど、七寶行樹百味飲食まのあたりなり。さよりも燒たる、たかうな、松たけ、大根、菘。

享和二年十二月五日、餘白既盡姑閣筆了。春天垂帷於品川莊園。偶有白波寒心之患、秋日鳴鑼於市谷鄽居、難奈紅塵撲面之煩、未達君平卜居之意、却似孟母擇隣之所爲者歟。

石原喜左衛門正明

年々隨筆四 癸亥

皇國の上古は、同母兄弟にあふ事はなくて、異母兄弟はいまず。今ノ世よりみれば、ことはらといへども、はらからといたくかはらぬを、夫妻としもなれるは、世々のものしりの、打かたぶくめる禽獸にちかきに似たり。されど、古書どもを考て、人情によそへておもへば、おのづからゆゑある事なり。いにしへは尊き卑きとなく、夫妻のまじらひは、女の家へをとこのかよひし事にて、今のごとく夫の家へむかへとりし物にはあらず。かくてその子は、おの／＼其母のもとにて生長もの故、ことはらは兄弟といへどいと疎く、他姓の人と異なる事なし。女どちのことはらは、いけるかぎり相見ざるもあるべし。よき女を見て、いかでえてしがなとおもふは、人の性なるに、かうと／＼しくのみある中なれば、まぎもし、なびきもし、しか人情のよる所なるゆゑ、神もゆるし給ひ、人もとがめざりしなり。こはもとより道なり。さらに禽獸にちかき事にはあらず。しかるを同姓不ニ相娶一といふ事を準として、あしかる事にいひおもふ人もあめるは、いとをこなる事なり。同姓相娶らぬは、周の世の法なれば、これ周公の制にそむけりといはゞ、我のがるゝ所なし。もし道にそむけりといはば、率レ姓謂ニ之道一。いかでか道にそむくべき。皇國はおのづから皇國なり。周の制度を守るべきゆゑあらましや。さていにしへ異母兄弟に婚しは、道に乖けることはなけれど、今の世のありかたちは、ことはらといふも、おなじ所に生出て、たゞはらからも、おなじ定におひたつものなれば、これにあふは、まことに禽獸にちかく、みだりがはしき事にて、公ざまにも、其御禁はあるなるべし。古と今とことのさまたがひたれば、是非する所もことなり。學者は何事につけても、この沿革にこゝろを用べきわざなり。

異母の妹をめとる事、上古は百官の家、おの〳〵その本居に住ながら、宮づかへせしものなり。女もその本居にすみければ、相娶るには、をとこのさとより女のさとまで、よな〳〵かよひたりしものなり。かくて女ふたりみたりもたる人は、女はおの〳〵そのさとにありて、をとこはこゝへも、かしこへもかよひたり。さて其子どもは、母のさと〳〵にて生長するものにしあれば、ことはらの兄弟は、中には國郡へだてたるもありて、いと〳〵うとき中なり。かゝれば娶ふ事をも憚らざりしなり。平城の京より、百官の第宅、大かたは帝都にある事なれば、いづれの家もほどいとちかし。近ければおのづから、行かよひなどする事もありて、やゝしたし。親しければやう〳〵に、相娶らぬやうになりしとみえて、事の迹、ものにおほくはみえず。これ制度にはあらねど、人情にしたがふ道なり。されど、もといまざりしものなれば、おのづからあひし人もあり。かくて年経て、今の京となりては、人情にいたう快からぬ事におもひしにこそ。玉葉集に、〔割註〕玉葉集はいたう後の集なれど、さる古集ありて、とられたるなるべし。歌の姿も後ざまなりと疑ふべからず、かの朝臣の體なり。」いもうとのをかしきを見て書つけて侍ける。參議篁、中にゆく芳野の川はあせなゝん妹脊の山をこえてみつべく。返し、參議岑守朝臣女、妹脊山かげだにみえでやみぬべく吉野の川はにごれとぞおもふ。新千載集に、いもうとの影だにみえでやみぬべく芳野の川はにごれとぞおもふ。と申侍ければ、よめる、濁る瀬はしばしばかりぞ水しあらばすみなんとこそたのみわたらめ。又續古今集に、身のならん淵瀬もしらず妹脊川おりたちぬべきこゝちのみしてとあり　世にうけばりたるさまにはあらず。伊勢物語に、ねよげにみゆる若草をといへる返しに、うらなく物をおもひけるかなとあり。うらなくは、今の世にきのないといふほどの事にて、その間がらをあぢきなくおもひしなり。狹衣の物語〳〵、源氏宮は、大將にあひ給はんに、いとよき御あはひなるべきを、かけはなれにげなきものに、宮のおぼしたるも、おなじ所に生立て、はらからのやうなりしゆゑぞ。これより後、さるたはけごゝろあらんは、まことに禽獸なり。

續日本紀に、養老三年二月壬戌、初令二天下百姓右一襟とあるは、それよりさきは左衽なりしにこそ。今おもへば、左衽は便あしきやうなれど、常にしかしたらば、中々右衽は、ふるまひにくからむも知べからず。何事もなれたるが便よきものなり。大寶の衣服令は、唐の制にならはれたるものなれば、その時、はやく禮服、朝服は右衽なるべけれど、下ざまの者、公卿も褻の服などは、なほふるきならはしのまゝにぞ有けむ。から物まなびするともがら、これをいやしげにいひおもひ、こゝの學者も、わりなき事にはづめるは、論語に微二管仲一吾其被髪左衽矣とあるが、いやしげにきこゆるゆゑなり。此被髪左衽は、只夷狄といふ事なるを、あやなしてのたまひたるにて、先王の禮制たえはてゝ、たゞ夷狄のやうに、なりはてんといひたまふなり。その夷狄とていやしむるも、おのづからいやしむる故あり。被髪左衽によれる事にはあらず。化内を尊び、化外をいやしめ、本國をあげ、他國をおとすは、古今一般の人情にて、聖人といへどもおなじ事なり。孔子もし被髪左衽の國にうまれ給はゞ、髻髪右衽といやしめ給はむとす。浩々たる上天の見そなはさむに、左衽、右衽、何の尊卑かはあらむ。すべて後世のものしりたちは、孔子の御こゝろをまねばむとはせで、たゞもじにのみなづむなる、いともはかなき事ならずや。

古き冢を發く事、もろこしには、はやくより多かる事にて、心ある人は、中々厚葬をいみじき物に、いひおもふなり。さるはたゞ世渡の爲にて、山賊、海賊などもおなじものなれば、中々論なし。皇國にはちかき世まで、さることはなかりしを、此ごろなん、事好むともがら、勾玉、鏡などやうの、くさ〳〵の古き物を、いみじうもてはやしあつかふほどに、いかでさるものえまほしくて、古き墓どもあばく事きこゆなる。いとゆゝしう心うきわざなり。その墓よ、そのかみいかなる貴人を、瘞めたるもしるべからず。又おのれが幾世の遠祖、あるは同氏の同統人ならむも、いかでかしらむ。さらぬ凡人にても、枯たる骨をかきあらはされて、さこそうらめしき物に、よみの國よりおもひおこすらめとおしはかられて、身の毛たち、そゞろ寒きこゝちす。さるしれものゝくせに、物しりだちて、古を考るたよりになどぞいふ

める。さばかりあしきわざせずば、考えがたき事ならば、それしらずとも、なでふ事かあらむ。いにしへを考へむとならば、書をやはみぬ。書を見あきらむる力なくては、いく百千の墓をあばきて、いく千よろづの古き器をえたらむも、何事をかは考いでん。いとやくなき事なり。そも／＼もろこし人は、はじめよりよからぬ事としりながら、世のたづきなきまゝに、うゑしなんよりはとて、しいづるわざなれば、猶ゆるさるゝ方もあるを、これは好事（スキゴト）しきすさみばかりに、かゝる罪おかして、猶ことよげにいひをるなど、まことにいはん方なし。あなゆゝし／＼。

主ころしの例は、眉輪王なれど、いとやんごとなき皇親にて、しかも事いとをさなく、親の御ためにてさへあれば。たしかに逆臣の例ともいひがたし。蘇我の馬子こそ、かしこくも、大けなくも、きたなくも、よこしまにも、おもひかまへて、君をしせまつれるなれ。又親ころしの例は、推古天皇三十一年に、有ニ一僧一執ニ斧殴ニ祖父一とありて、これに依て、僧正、僧都、法頭を置れし事みゆ。律條には、祖父母々々を一般にしたれば、これ的例なり。佛法まう來ていまだ幾許ならず、一人は比丘、一人は優婆塞にて、かゝる禍の門ひらきけん。あやしき事なり。さる道をしも、朝廷に尊び弘め給ひけむ。又あやしき事なり。

夕さればといふ詞、さればは、去の字なり。春されば、秋さればなどいふもみな同じ。かやうの去の字は助語にて、意義にあづからず。詩にも老去擲去などの去、意なくて、和漢符合せり。近代夕さればとよみて、夕ざれは、夕ぐれの義とす。畢竟の説はかはらねど、去ノ字の義にうとし。されど此説久しき事にや。大藏卿行宗卿の集に、さらぬだに歸る人なき夕されにむすひとゝむる神垣の藤。治暦三年三月十五日、備中守定綱朝臣家歌合、基綱、朝またふる秋霧にゆふされの春の霞は立まさりつゝ。去の字の義としては、とものともつゞかず。なほ夕ざれの説なりけり。

江戸人、かざりなき人をみて、ヤボと云。世説注に、意趣野鄙。

古き物語に、草花を前栽といふ。尾張の風俗、草花うゝる地を前栽といふ。なほよしあり。江戸人は大根、牛房、菜類をしも、前栽といふは訛なり。そは後園とぞいふべき。

ひきはだとは、皮の名なり。蝦蟆の膚のごとく、つぶだちたればしかいふ。延喜民部式に、皺文皮とみえたるこれなり。刀の鞘にきする皮の衣は、尻鞘といふものなり。それを皺文皮にて造れるは、ひきはだのしざやといふべきなり。今時打まかせて、ひきはだといへば、尻鞘の事となりにたり。又今鏡に、成通卿の事の迹記せる所に、白河院御いとをしみの人にておはしき。殿上人の中には、たゞひとりいろゆるされておはすとぞ。雪ふりの御幸に、ひきわたのかりころもをき給へりとて、心えぬ事に仰らるゝときゝて、資遠とこ侍しけびゐしの、まだわらはにて、おまへにもちかくつかはせ給しに、わび申よしきかせまいらせよとのたまひければ、はかなく打出して、なりみちこそ、ひきわだの事、かしこまり申候へと申せと申たりければ、あしよしのみけしきはなくて、まことに奇怪なりとぞ仰られける。近衛のすけなどは、かとりうす物など、花の色もみぢのかたなど、そめつけらるべかりけるを、ひきわだのあら〳〵しくおもほしめしけるにやと、みえたるひきわだは、何にかあらん。もしは、はをわと言便にいひたるにて、皺文皮の狩衣か。今時、桐油といふ物きるごとく、ひきはだの狩衣を、着給ひしもしるべからず。雪ふりの御幸なればなり。もししからば、まことに奇怪の事なり。

俗間に小石をざりといふ。歌に、さゞれとよむと同言なるべし。さゞれも、ざりも、さら〳〵じやり〳〵といふ音を、形容したるなり。十訓抄に、三井寺の覺讃僧正、年高くなりて、有職をゆりざりけるが、熊野に詣て、山河のあざりとならでしづみなばふかきうらみの名をや殘さむ。とあり。ざりといふも古き事なり。

近ごろ、大口は肌にしたしく付たるものなりといふ説いできて、今のゆぐにあたれりとす。心ある人みな、此説をよろしとする事なれども、猶おもふにしからず。大口は袍に下襲あるがごとく、もとより一っ

かさねて着たるものなり。しか重ねてきるゆゑは、たま〳〵ほころびなどしたらん時、見ぐるしかるまじき用意にぞ有べき。袍には、なほ袙も單衣もあれど、それだに下襲はきるを、袴は、ようせずは赤裸みゆるまで、ほころぶる所もあるべし。いかでか重ねてきざらんや。もし大口が褌ならば、單衣より下にきるべし。ひとへは、今のジユバンのやうなる物なるに、先ジユバン着て、其うへにゆぐする事はあるべくもなし。又樂裝束には、大口の色をも換る事なるに、ゆぐに風流せんは、今時のすまひみるごとく、品おくれたる事なり。うちとけたる時は、指貫をも略して大口ばかりにて、をるも常の事なり。いかに打とけたらんからに、湯具あらはしてをらんやうなし。大口とは、くゝりなどもせで、口の大きくひろくあきたる故の名なるべきに、かくすべき物かくさむ料ならば、大口にせでもありぬべくや。猶いはゞ、賤き者は古とても、大口着たる物にあらず。身は賤しくともかくすべき物、かくさでやは有べき。秀大口は褌にあらず。そのたゝみ褌は、單よりも下に着て、たけ短かりし物なり。後三年合戰の繪詞に其圖あり。縫殿式年中御服條に。春季云々。表袴、中袴各十腰料。絹十六匹四丈。別五丈。糸三兩一分二銖。別三銖。袷袴單袴各十腰料、絹十一匹二丈。袷別四丈、單別二丈、腰料八尺。糸二兩三銖。別五銖。とみゆ。中袴とあるは大口なり。褌は、こゝは表袴、中袴にむかへて、下のはかまとよむべし。御肌に付おはします今のゆぐなり。料の絹にて短かりし事もしらる。式の中に、御料と齋王の御料とを除て、褌といふ物みえざるは、祭服當色など給はすとても、さやうにうち〳〵の物まで、そへて給はるべきにあらねば、こは皆みづから物せし事なるべし。もろ〳〵の日記などにも、さらにみえたる事なきも、單よりも下にみじかくて、かりにも人の目にみゆべきにあらず。有職の故實あるべきにもあらねば、おのづから記し置かざるなり。大口の褌なる故にはあらず。又中袴といふ事も、御料と齋王の御料とにみえて外にはなし。其ゆゑは、褌をもそへて二三重べていふ時は、大口は中袴なれども、褌は何となくいひ出べき物にもあらねば、たゞ表袴と大口とをかぞへて、褌は外物にしたるなり。中袴といふべきことわりなし。奴袴にかさぬるも、大口とおなじ物なる。

そはやがて下袴といふ。褌と名を同したるも、褌は外物にして、かぞへざる故なり。

緌といふものは、文字によらば、かぶりのひもなるべきに、耳のあたりに獣の毛もて、扇ひろげたらむやうにてあるは、いかなる事ぞと、年ごろいぶかしうおもひつるに、此ごろ考えたる事あり。さるは衣服令に皂緌とありて、謂冠紘也とあり。その紘字は、左傳に、衡紞紘綖といふ事ある。紘を纓自下而上者とあるにあはせてみれば、一すぢの緒のなかばを、頷の下にあてゝ、二ッの端を耳より上にて、冠に貫き結びて、殘れる緒の末を、ふつと切すてしものなり。しかすれば、二の端、ふさ／＼となりて、直垂水干の菊とぢといふものゝごとくになる。其菊とぢも縫糸の末のほゝけたるを、形容せしものなるを、これは今一きは威儀あらせんとて、毛もてつくれるなるべし。齋宮式に、緌八十二條とあり。緒なればこそ條とかぞへたれ。當時のごとき物ならば、枚といふべきものゝ姿なり。これは武官と賤者とのつくるものにて、もと立はたらくに、落冠せじの用意なり。老懸といふ名は、老人のゝ鳥など、ほそう落たらむ人は、文官にても、これをかくべきにやあらむ。又かけ緒といふは、冠をぬりかためたる後の物にやあらん。こは蹴鞠の時の具と聞ゆるを、有職の中には、常にもかけらるゝといふ。ゆゑある事にや。

學問に志ある人は、古と今とかはり來し有さまを、よくしりえむと心がくべきわざなり。古の事、今より見ては、いとけしからぬ沿革あるものにて、事によりては、ゆくへもしらずうつり來たるもあり。しかるをたゞ文章のうはべと、今の世のさまとをおもひあはせて、大かたにのみ心得をるゆゑ、かすめる夜半の月みるやうにて、おぼ／＼敷事のみなり。たとへば、そのかみ諸家の侍といふは、家祿給分たまはりし物にあらず。みなおのがじしきるべき物も、何もとゝのへ出て、朝夕つかうまつりしものなり。たゞ物給はらぬのみにあらず。大饗物詣など、何くれの御いそぎとあれば、裝束調度饗饌絹布をあてられて、出せしものなりといはむに、そのかみのありさま、よくも心えざらむ人、一撮米一文錢も給はらで、何事も我と物して、よるひるとなく追つかはれ、そのうへに物あてられて、出すとやうのをこなる

事ありなんとおもはでやは有べき。そは今の世の諸家の家來といふものを、常見馴たる心よりうたがふなり。しか古に昧く、今に惑ふ知見にて、古き書、とかむとすとも、故人故事の論ぜんとすとも、その說のあたるべきやうあらましや。古學者と口たけくいふともがらの、いへる事をきくに、萬葉などたゞいさゝかばかり、おのが心えたるあたりの事に、今の世の事など、まじへていひのゝしり、これ學問ぞ、これ見識ぞと心えをるなる。かたへより見ては、あなかたは今すこし書よませたらむには、かうまでつたなくはあらじものをと、あはれにみゆるぞかし。返々もこの沿革を、よくあきらめんとおもふべきなり。しかはあれど、此事、見識といふ物大きくて、博く書をもよみあきらめでは、なしえざるわざなれば、いと〳〵かたくなん。正明、この心つきしより、いかでその大概をかきて、つたへましとおもへど、才つたなくて、心えかねたるふし多かるうへに、家まづしく、身いとまなくて、いまだえ物せず。代々の先達たちも、物まなびの古今にわたらむことを、あしとやはおもへる。されどこれをむねとこゝろがけよと、いふ事をいへる事のきこえねば、等閑なる事なり。今から露ばかりおどろかしおくも、後進の扶とならざらんや。

中ごろは、赤肌のみゆるを、ことの外に恥し事なり。女は兄弟夫などにも、をさ〳〵さしむかひては見えず。几帳へだてゝ物語などせし事なり。禁中など、又里にても、やむことを得ざる所を出入するに、筵道などしきて、けこうなる所をわたるには、よろしき人は几帳さゝせ、さらぬは顏に扇をおしあてゝ、おもかくしする事なり。ひたひ髮といふは、今びむといふわたりの髮を、皃のかたへまゆじりのほどまでときかけて、末をかたへゆりこしたるものなり。かくするは、皃なかばは髮のうちにかくれて、片そばよりは、みえざるやうにとの心しらひにこそ。その末をそぎて短くして、ともすれば顏へはら〳〵とこぼれかゝるやうにしたるは、扇などもなくてわりなき時、ふりかけて面かくしせむ料にやあらむ。大和物語に、おなじみかど、月のおもしろき夜、みそかに御息所たちの、御そうじどもを、みありかせ給け

りて御ともに公忠さぶらひけり。それにあるみそうじより、こきうちき一かさねきたる女の、いとゞきよげなる出来て、いみじうなきけり。公忠をちかくめしてみせ給ひければ、かみをふりおほひて、いみじうなく。云々。枕草紙に、清少納言が中宮にはじめて参りたるほど、伊周公にとらへられて、恥かしかりし事かける所に、かしこきかげと、さゝげたる扇をさへとり給へるに、ふりかくべき髪のあやしさゝへおもふに、云々とあり。下すなども衣かづきといふをして、あらはに人の顔みるまじき、用意せし事なり。下りたる世の物なれど、七十一番の職人歌合に、立君のかづき着たる圖あり。これにても大かた世中のさましられたり。正明はじめて京に物したりしは、寛政のはじめなりき。其時は被衣きたる女を時々みつるに、四とせばかりさきに行し時は、さやうの人にはひとりもあはず。又尾張國などにても、六七十年のいにしへは、人みなきたりしものといひつたへて、古き家には今もなほもたり。人の身まかりし時とかう物する寺、あるは三昧などいふ所まで、したしき限は、をとこ女、みな送することなるに、女はしろきかづきを今もきるなり。名も打まかせてかづきといへば、此白かづきの事にて、凶服の名のやうになりにたり。又白かづきにむかへて、むかしきたりしたゞのかづきを、染かづきとゝなふる。主客たがひたれど、なほ餘波あり。名古屋にては、田舎めきたりとて、此白かづきも着ぬ事となれるは、くちをしきことなり。しかるに此江戸などの女どもは、ことさらに領をひろくあけて、肩までもみゆるやうにす。又袴きぬはなべての事なれど、こゝにはきぬどもを、一ッまへといふに着て、すそを蹴出すほどに、あゆむたび／＼脛しろくみゆる、いとしどけなし。むかしもをとこは顔はかくさねど、かほをおきては、指のさきをも、をさ／＼あらはさず。朝野群載にのせたる進退傳に、取レ笏之後。不レ顯二兩手一。左手之上、覆二其袖之端一。側レ手隔レ袖取レ笏とみえ、又辨官抄に、欲レ揖之間。以二左右手一把レ笏。不レ顯レ手。また持レ笏事、右手把レ之。不レ令レ動二搖笏一。以二左手一引二右袖鰭一天、人差指與二中指一之中二引夾天、拳ヲ蔽（カス）爪。人差指許令レ出也とみゆ。この類なほ多かれど、おもひ出るまゝに一ッ二ッ引つ。およそ袍の下に襲きる

も、玉袴の下に大口きるも、指貫の下に下袴きるも、又縫腋のしたに半臂きるも、みなほころびて腑まらはさむ事を、おそれての用意なり。しかるに今の江戸さまの、諸家の召供は、侍とあるもおよりして、下すをとこにいたるまで、みなはぎ高くかゝげて、赤肌をあらはすを、禮節とするならはしなり。亂世などにはかやうにせしが、つきづきしくみえしを、今もなほ、そのならひのまゝに物するなるべし。下すのかぎり、グハエン鳶の者などいふにいたりては、常裸(アカハダ)にて、かひな肩のあたりに、くさぐさの繪を彫いれて、墨くろぐろとみゆるに、青く赤く色どりなどして、父母の遺躰をきざみて風流する、あさましき事なり。こは文身といひて、から國人もいやしむる事ぞかし。又そのかみは、衣大口など打とけてをる事はあなれど、ゐぼうし引いれずして、人などにみゆる事は、さらさらなき事にて、時忠の大納言の月代のすきかけ、簾中よりみえしとて、荒涼なる事に、玉海にはしるし置給ひしを、今はなべてゐぼうしきるものはなく、月代もひかるばかりそりたるが禮にて、さらぬをりは、此比いたはる事侍てなん。假髪にてむらいになど、かしこまりいふよ。時世をふるまゝに、かはりもてゆくさま、かうまでやはと驚かるゝばかりなり。

文身につけておもひ出せし事あり。今は六とせばかりになりんかし。壬生の谷町に、喜八といふ工匠あり。一日たちまち物狂をして、のゝしりさわぐを、妻おどろきて、あたりの人々につぐるに、皆來つどひて、制すれどさらに叶はず。これがいふやう、けがれたる木して、宮を立たるいみじう腹だゝしきに、おのれが世のかぎりかいそひて、物にくるはせむといひつゝ立さわぐ。人々せむかたなくて、其ゆゑをよくもとむれば、何がし殿と申大名おはします。その里第の稲荷の社をすりせられたるに、喜八、その事うけ給はりて造りたるが、穢にふれたる木を、兩三ばかりまじへ用ひしなりけり。そはおもひかまへてせし事にも侍らず。心つかでの怠なれば、さしもたやまし給ふな。此物ぐるひだになほり侍らば、やがて取かへ清め奉らむと、かしこまりねぎ申せど、ゆるぐけしきもなくて、二三日は過ぬ。夕つかたいと

どくるひまさるに、此あたりの蔦の者何がしとかや。喜八が家などたつる時は、つねにつかはれて、世をわたるものなり。から物狂すときゝて、とぶらひに來たり。腰のあたりにきるもの、けしきばかり引まとひて、かみもしもゝ裸（アカハダ）のまゝにて、つと入來ていふやう、いかにぞ喜八は、物にくるふといふは、ことゞゝまことかといふに、喜八、かしこまりて、さる事侍れど、これはたゞかりそめなる事に侍るを、ことゝゝ敷人の中なすにやと、ふるひ〳〵いふさま、いたうおそれたりとみゆ。此をとこは、つね喜八が顧の下にて、めこをもやしなへば、おのれこそ、おぢしたがふ事なれ。打かへし、かうするが、いと心えがたけれど、さばれおどしてむ。たま〳〵おつる事もこそあれと。たけくおもひなりて、いたういかれるさまして、なでう狐が此喜八をなやますらん。とくおちなんや。さらずば、からきめみせむといへば、いよ〳〵かしこまりて、今おち侍ぬべし。いたうなせめ給ひそと、てを押すりてわぶ。汗あえ涙おとして、いとくるしげなり。さらば必といひて出ていく。跡にて物にくるふ事、たゞおなじさまなり。家のうちの人々、などかうおそれつらん。猶物あざむく狐のしわざかとおもひをり。かのをとこも、おなじやうに心もえねば、又の朝とく來たり、喜八見るより、おそれかしこまるさま、きのふに異ならず。さては欺くにはあらじとおもひて、などかおちざらむ。たゞとく〳〵と責もよほして、さてかへりぬ。出ていぬるかげ見送りて、物ぐるひ高やかに打わらひて、をこのやつかな。おのれを恐るゝとおもふよといふ。さはなど今はおぢつらん。いとくるしげにみえつるものをといへば、物ぐるひ、さるゆゑある事ぞかし。おのれむかし、熊野にすみし比、文覺上人の荒行すとて、那智の瀧にうたれておはしつるを見たりしに、けしきいみじう、顏つきたけくいかりて、いとこそおそろしげなりしが、かれが肩腕にそのかたを書きたるをみれば、たゞそのをりの心地して、身にしみておそろしさに、おぼえずかしこまるにこそあれと、こたへしかば、人々あきれながら、かつはうれしうて、かの荒行の繪を物にかきて、壁におしつけて置しかば、物ぐるひ見るたびにいみじうおびえて、つひにおちにけり。

ある里の古ばくちうち。名をば虎といふ。子ぶんなども多くもたりけらし。その里の庄屋、かしこきたばかりあるものにて、世にむべ／＼しくおもはれ、おほやけ人たちも、さるともがらの中には、たのもしきものにおぼして、何くれの仰事などあるを、うけ給はれば、やがて道理のまゝに糺しなど、いとかひがひしくて、其里、あたりのさと／＼までも、いきほひあるものなりけり。ある、日虎、庄屋がもとに行て、せうそこせしに、庄屋出あひて、いかにぞ虎、おのれいみじう肥滿したりな。しか肥滿して身のためよからめや。用意せよ。あなゆゝしといふに、とら、顏の色青くなりて、かしこまりたるやうにていでぬ。さて家にかへりて、心のおにゝいとおそろしければ、子分どもよびあつめて、けふ庄屋殿樣にまうでつるに、かう／＼なん、の給ひつれば、やすき心地もせず。そも／＼肥滿とはなでふ事にかといふ。子分ども、おのれらもしり侍らず。されど身のためあしかる事と、のたまはむには、ゆゝしき大事なり。あすばかりには、からめられさせ給はむにこそ。いかでかくしたてまつらむといふもあり。つねもかなしうし給ふが、かゝる大事にまづおどろかし給ふ。うれしき庄屋殿樣の御心ざしかなと、くち／＼にいひて、しぬばかりおそろしとおもひたり。大かた親分の不當におはすなり。ばくちなどはさるものにて、われらにもしのびて、ひまんをさへしつることの、あまりけしからずなどせめられて、あなかま給へ、ちかきほどには、惡事にも用意をくはふるほどに、ひまんとやらん聞しらぬわざなど、いかでかし侍らむ。そも／＼ひまむとは何事にかあらむ。いかで物しり人にあひて、聞定てしがなと打なげきつゝ、おぼつかなうおもひたり。それきゝて何にかはし給ふ。何わざにても罪はつみなり。身のためあしかる事ぞ。用意せよとありつる御詞にて、はやう事は定りぬといひて、うけひかず。それもげにことわりにて、たゞわびしきは、虎が身のうへなり。さるにても、肥滿とはひはぎ、人かどはしなどの事にやあらむ。わかきころは、それもしたりし事もあれど、今はいかでか、たゞ賽なげ筒とるより、外のわざは何事もし侍らずといふに、ひまんし給はざらんに、庄屋殿樣のいたうひまんせしな。ゆゝしき事なりとは、いかでか

の給はむ。さても身の置所なきまで、ひまんするやうやはある。あさましうなどいへば、天道神明おはします。ひまんしたらば、かくいふ者もくされぬべし。痩せ給ふよ。心の限ひまんしながら、ひまんはせずなど、われらた歎きてと、すべて口あかすべうもあらず。さるにてもかくておはしまさば、からゝられ給ひていとからかりなん。まづ二ヶ月ばかりは、隣國にしのびておはせ。世上のけしきとりて、やがて皆申さむとて、出し立てやる。月こえても何事あるべしともみえず。子分等、いと心えずおもひて、其中に物よくいふをとこ、庄屋がもとにゆきて、物け給る。こゝにおはしますかといふ。何事ぞとゝへば、さいつ比、虎は御勘當にて今は家に侍らず、母など年おいてたげくが、ことわりに心ぐるしう、朝夕の煙も心ぼそうのみなり行に、いとゞあはれに思給へられ侍りといひて、まことにわびしげなり。庄屋、げに此ごろは、虎が來らざりつるを、心もつかでとぶらひもせざりき。さばかりからうじつる事もなかりしに、いかでさはいふらん。肥滿しつるがくせ事と、仰事侍りつとうけ給侍といふに、をかしくて、そこのやつかな。肥滿とは、ふとり過たる事ぞよ。大酒のむげにや。あまりにこえていみじげにみえしかば、中風などのおこらんがゆゝしさに、湯藥をもふくせよとおもひて、用意せよといひつるはとて、わらふに、心おちゐて、さては事なかりけりとて、うれしかりけりとぞ。

殿（ドノ）といふは、敢て其身をさゝず、居所をさしてよぶ禮節なり。物語ぶみどもに多くみえていと古し。樣といふは方角をさす。西ざま東ざま、とざまかうざまのさまなり。五百年外の日記どもに、洞院樣（ザ）、西園寺邊などやうにかける常なり。この樣といふは、邊といふに同じくて、方角をさす。そはたゞ外々のうはさする所にこそいへれ。まさしくその人に對して、樣とも邊ともいひし事はなし。室町殿の比より、等持院殿樣、鹿苑院殿樣などいふ事きこえて、後には字體によりて、尊卑をわかつやうの事出來たり。この殿樣と重なりたるさまは、もはら今やうのおもむきなれど、なほ方角をさす本の義遺りていとよろし。茶壺といふ狂言に、判斷なしてたび給へ。所の檢斷殿樣とうたふ。世上なべていひし事なるべし。

今なべてはきこえねど、尾張、美濃の民間に、庄屋殿様、醫者殿様、舅殿様、禰宜殿様といふ事あり。此四くさの外、をさ〳〵聞えず。なま心ある者は、詞重なれりとて恥ていはず。たゞ賤民の口にのこれり。これ三四百年來の古風なり。

ことし、はしかといふえやみおこりて、高きいやしき、みなやみのゝしる。卯月ばかりよりの事にて、五月、みなつき、家々おちずやみつゞけたり。この病は、生る限に、たゞ一たびわづらふ事にて、二十年餘物へだてゝおこる事なり。さきの度には、おのれもわづらひつるを、まだをさなきほどにて、はか〴〵しうおぼえねど、世にしらずくるしかりしとばかりは、猶わすられず。それは、安永五年の事なりといへば、二十八年さきの事なり。さやうにまれ〳〵にのみあるものなれば、くすしなども物なれずて、たど〳〵しうのみあめり。さきの度に、もはら療治せしは、此比老しれて、物の用にたつは少く、此ごろむねと療治するは、さきの度は、まだ書生にて、その術をよくもおぼえず。されば藥もよくもあたらぬにやあらむ。人のおほくしぬめるは、せんかたなく悲しき事なり。ふみ月のほどは、たゞ死にしにて、のべの煙も天雲とたなびくばかりなりし。世の常なきは、今にはじめぬ事ながら、これはたゞ、わかくさかりなる人のかぎりわづらふ病なれば、いと悲しき事のみおほくて、世もかくて盡ぬるにやとおぼゆかし。おのれが親しきあたりにも、かなしき事どもおほかり。加藤淡路守殿の北方うせ給ふ。その比、たき物まゐらせて、つゝみ紙に、

　　魂をかへす香のそれならで夜半の煙やおもかげに立

久留金之助殿の御そひ臥も、ふみ月ばかりよりわづらひて、葉月、長月やう〳〵よわりもてゆきて、神無月のはじめになむうせ給し。五七日は霜月十日ばかりなり。金之助殿の母君、後の御いとなみし給ふを、とぶらひきこえて、

　　衣手のかわく世やなきかきくれし時雨は雪と日數ふれども

とよみてまゐらせつ。又先生のをさない君、これはまだ二ッにて、うつくしう、つぶ〱とこえて、此ごろ何となき物語し、高やかに打わらひなどして、らうたき事かぎりなし。をのこはこれひとつにてさへあれば、よるひかる玉とこゝもてかしづきしが、行末はおのれちからを盡して、箕裘ときこゆるわざも、すべて何事も黏つかるまじく、うしろみたてむとおもひつるに、雜熱などいへば心さわぎして、いかでこたみつゝがなくなど、いのらぬ神も佛もなし。ゆゝしき御大事ぞなど、くすしどもの打かたぶけば、いとおそろしけれど、さりともことなる事あらじと、神佛をたけきものにおもひつるに、三日ばかりありて、たゞきえにきえ入たまへば、心地ほれ〱として、おもひわくかたこそなかりしか。此時はあまりのかなしさに、歌などもいでこず。

蛙をかはづとのみ歌によみて、かへるとは、をさ〱いはねど、萬葉集に楓を蝦手とかける所あれば、いと古よりいひ來しなりけり。後撰集に、をとこの物などいひつかはしける女の、ゐなかの家にまかりてたゝきけれども、きゝつけずやありけむ。かどもあけずなりにければ、田のほとりにかへるのなきけるをきゝて「足引の山田のそほつ打わびてひとりかへるの音をのみぞなく。清輔朝臣集に、女をうらみて、今はあはじなどちかごと立て後、もとよりげにこひしかりければ、青きすゞある帋にてかへるのうたをつくりて、書つけてやりける。「ちかひしをおもひかへるの人しれず口から物をおもひけるかな。扇のかなめといふは、かのめの訛れるなり。かのめは蟹の目を畧きたるなり。行宗卿集に、うちにて、大夫のすけの、あふぎのかのめかためてとて、つかはしたりしかば、かためてつかはすとて「かにの目のはなるゝたびにいとゞしく君がこゝろのうしろめたさよ。返し、大夫のすけ「けふよりは君がかのめにかたまりぬ人のあふぎはおもひはなたむ。とあり。これ延喜式。また長寛の大神宮御裝束送官符などにみえたる、蟹目釘と云物なり。釘かくしをつくり付たる釘にて、今時はビヨウといふ。蟹の目の細く高く出て、末の丸く大きなるが、その形の似たれば、かくいふなるべし。

堯舜之民比屋可レ封といふは、から人の例のそらほめなるを、世々の物しりたち、ともすれば口に誦して、當時をそしるくさはひとするは、いとかたはらいたき事なり。そはたゞ此一句を解して、堯舜の世を解せず。もし此說のごとくならば、瞽叟も象もたが民ぞ。丹朱商鈞はたが子ぞ。四凶はたが臣ぞ。事迹にあてゝみれば、忽にしらるゝ事にて、臣子すらなく不肖なり。いかでか比屋可レ封事のあらん。ふじの山いとめでたけれど、さりとてうばらも生ずしてにあらず。いかに時政はめでたくとも、わろものもいでくるは自然の事なり。さらばさてあれといひては、あしき人、いよ／＼はびこる故、あるひはをしへ、あるひはこらして、ひろごらざるやうにすご事なり。そのをしへには令なり。こらしには律なり。經濟の意、律令をおきて其術ある事なし。學者の心をとゞむべきわざならずや。

京都を洛陽、長安といふを、物しり人のよくそしる事なり。さるはから國に、此二ッの京名高きゆゑ、こゝの京をも、そのまねして、何となくいふ事とおもふ故なり。そは中々物しらぬまどひなり。こゝの京を洛陽、長安といふ事は、桓武の御時都定め給ひて、左京を洛陽城、右京を長安城と、なづけられたる御制のまゝにいふなり。さらにわたくしの稱呼にあらず。これもと、から國をうちつけに、まねびたる名にて、あさまなるこゝちはすれど、何事も吉例を逐るゝが、朝廷の恒典なるに、この二ッはから國にて、めでたき京の名なれば、それをうつされたるにて、これ故實なり。さらにあさまなる事にはあらず。それよりも、こゝの詩人の牛込を牛門、小石川を礫川などいふこそ、片ことはあれ。おのれひとり心えて、人にはいづくの事ともしられず。

契沖が伊勢物語の注に、たとへばひえの山を、はたちばかりかさねたらんほどしてとある所に、はたちは、源氏にも、とをはたみそよそとかけり。諺には、人の年をかぞふるにのみいひなれたれど、おもへば年にのみ限るべきにあらずといひて、はたとは云々。ちとは云々といはず。この說はをさなけれど、ときざまは當用をつとめたり。大かたこと葉は、かやうにとくべき事にて、事に用るに便あり。あなが

ちなる延約通用、ふようなる事のみ多かり。

高砂、すみの江の松も、あひおひのやうにおぼえとは、老後の述懐なり。相おひとは、もろ心におもふをあひおもひといふ相にて、もろともに生出たる意、俗にいふおない年なり。これ本居先生の說なり。此先生は古學者となのる眞淵の流にて、延約相通をむねとして、詞をとかるゝ中に、かうおだやかなる說の出來るは、めづらかにめでたし。

勢語臆斷に、さすがにあはれとやおもひけむいきてねにけり。夜ふかく出にければ、女云々とある所の注に、源氏物語の末摘花に、何事につけてかは御心もとまらむ。夜ふかく出給ふとある文をひけり。こは夜ふかく出る例證なるべし。すべて注釋は、注さくなくてはきこえがたきふし。例證なくては疑殆の殘るふしにこそ物すべけれ。夜深く出にければに、何の注釋をかまたむ。何の例證をかまたむ。近ごろの注さくには、かやうの無益の引ぶみして、物々しくしたる所多かる物なるを、ちからいりたりと見おどろく事なかれ。初學の人たち。

春の神をさほ姫といふ。佐保は山の名、秋の神を立田姫といふ。立田は山の名、ならの京の東西にありて、みな高山なり。さればならの時代の諺なる事しるべし。

重荷に小附といふことわざ、いと古し。後撰集に、村上御製「事の數つまんとすなるおもにゝはいとゞ小附をこりもそへなん。とあり。近き代、芦庵といひし人、「やせ馬に重荷にこづけつけそへて鞭をおほする世にこそありけれ。とよめり。此人つねに、古今體といふ事を唱へしかど、これはたゞ散木の口氣なり。いかゞ。又これは、時政を憤りたる述懷ときこえたり。さる隱遁の身にて、何事かいきどほろしかりけむ。

淸輔朝臣集に、寒夜千鳥「ひさきおふるあその川原の川おろしにたぐふ千鳥の聲のさやけさ。そも〳〵山おろしは、山より吹おろす風なれば、おろしとはいふを、川おろしとはいかゞ。英雄人を欺くなり。例

とも證ともなすべからず。

江家次第春日使のところに、中關白爲レ使。於ニ兼時山崎家一飮レ水。兼時依レ無ニ土器一、以ニ茶垸一獻レ之。關白有ニ疑色一。兼時得レ意作レ給ニ茶垸一渡レ前。云々。未レ用之由歟とあり。此比、茶は僧房の物にて、ことなる法會の饗ならでは、これを設くる事はなかりし物なるを、兼時が家に茶碗のありけむ。いふかしき事なり。もし磁器の通稱にはあらじか。

前裁とは、物語などにも、草花の事にのみ見ゆれど。後撰集に、前裁にこうばいをうゑて、又の春、おそく咲ければ。云々。又家より遠き所にまかる時、前裁のさくらの花にゆひつけ侍ける。云々。十訓抄に、前裁の中の楓の木、二俣に是程きりてこと云々。なほ花、紅葉の木にもいふなりけり。

親鸞聖人の門徒の在家、朝夕の看經に、上下の上ばかりをきる有。又輕業力持のはやし方、上下の上ばかりをきるを、をかしき事におもひこしに、十訓抄に、大原の聖達、四五人ばかりつれて高野へ參けるに、河内國石川郡に留りけり。家主は紺の直垂ばかり着て、袴はきず。云々とあり。むかしもさるためしありけり。

茶碗を磁器の通稱なりといふ事又一條、十訓抄に近くは徳大寺の右の大臣、うちまかせてはいひ出がたき女房のもとへ、師子ノ形をつくりたる茶碗の枕を奉るとて、うすやうの紙をやりて、此歌を書て、おもひかけぬはさまにかくし入たり、「わびつゝはなれたに君にとこなれよかはさぬ夜半の枕なりとも。とみゆ。磁器の枕をいふに似たり。今磁器うる家を、茶碗屋といふ。よしなきにあらず。

平野社は、そのかみ殊なる御尊崇なりけるを、今も其定なるべけれど、御社のいたう荒まどひておはしますが、かしこう心ぐるし。平家の氏神にておはしますに、今は源氏ノ御代なれば、無沙汰なりなど、民間にはいへど、さる事にはあらじ。おのづからゆゑある事なるべし。平家の氏神たる條は、何くれの書どもにみえたるを、抄してもおかず。たゞ一ッ二ッぞある。今鏡に、今又たいらのうぢの國母、かくさかへさ

せ給うへに、おなじうぢの上達部、殿上人、このゑつかさなど、多くきこえ給。云々。平野はあまたの家の氏神にておはすなれど、御名もとりわきて、この神垣のさかえ給ふ時なるべし。清輔朝臣集に、平家の人のつかさなれるよろこびに、「おひのほる平野の松はふくかぜの音にきくだに涼しかりけり。などぞみえし。

人の實名を字音によぶ事、江談抄に、天暦皇帝召二道風朝臣一勅云、我朝上手何人哉。申云。空海、敏行。時人雖云、於二大師御名一可レ奏二音讀一也。敏行事ハ。猶止志由岐止奈牟可レ奏云々。この外に、道風、佐理、行成みな能書なり。其後、々頼、俊成、定家、々隆みな歌人なり。平家物語をみるに、實定、家成、雅頼など何となき人にもいへり。定家、々隆を限として、其後はたえて聞えず。

壬生二品家隆の家にて、ある人の子を、をとこになす事侍けり。隆祐朝臣の子になして、やがて彼朝臣加冠はしけり。名をば何とかつくべきなど沙汰しけるを、あつゝの三郎爲俊といふゐなか侍聞て、すゝみ出て云けるは、此殿に御一家は、みな隆の字をなのらせ給へば、いえたかとつけまゐらせらるべくや候らんと、ゆゝしくはからひ申たるげにていふを、人々わらひ興事限なし。爲俊が父圖書允爲弘きゝて、いかに汝は、かゝるふしぎをば申ぞ。殿の御名乘をば、しりまゐらせぬかといへば、いかでかしりまゐらせぬ事あるべきといふ。さるにはかゝる事を申かといはれて、さも候はず。殿の御名乘をば、家隆とこそしりまゐらせて候へ。世にも又さこそ申候なれと陳じたりける。比興の事、此卿きかれて、入興せられけるとなん。此物語、古今著聞集にみえたり。そのかみ打まかせて、字音に、となへし事しるべし

物ごとの果の事を結句といふ。四五百年來の消息に多くみゆ。詩の結句よりうつれり。今はあげくといふ。連歌の擧句よりうつれり。

享和三年癸亥十二月十五日成一卷了　　正明

年々隨筆五 甲子

あしたゆふべと、うつりゆく一とせのほどに、折にふれ時にしたがひて、あはれにもをかしうもおぼゆる中に、初春のけしきこそ、いさましう心ゆく物はあれ。何事かきのふにかはれると、打ながめやるはつ空、いつのまにかかすみわたり、明ゆく鷄が音まづいさましう、門ごとに松切たて、竹さしそへて、春風の音づれ待つけたる、いとうれし。梅の花いとめでたし。香はもとよりいはん方なし。色も、羅敷のをとめの、月のもとにたてりけむ昔おぼえて、ゑむにやさし。大かた世人は、さくらをのみめでたき物にする。それまことにめでたけれど、桃、海棠など、及ばずとも傍あることゝもするに、これは、こと木の冬ごもりたる中に、匂ひいとことよなくて、氷のひまより打出る波ならで、立ならぶ花もなきは、心とかりけりと、おもはるゝがをかしきなり。此かげにぞ黃鸝はかくるなる。この鳥はた打とけて、聲をしまぬ後の日數よりも、尚こゝろもとなげなるはつ音こそ。けにくゝてゆかしけれ。柳がえだもやう〳〵に、淺みどりなる糸打なびきて、眉ごもりたるほどいとをかし。花のひとへに咲ばかりと、春いひけちたるむかしの人も、ひたおもむきなるかたくな心もて、物のあはれしりがほにと、にくきまでなむ。久かたの雲のうへ人は、内宴、臨時客など、うるはしうも、をかしうも、さま〴〵なりとか。さらぬゐなかのやぶかげにも、若菜つみ小松ひきて、ことふりたる千年萬代ながら、あかずめでたし。あはれともをかしとも、おもはるゝは、時となき物ながら、猶はつ春こそ。

品川に一とせばかりありての除日に、いそぐべき事もなければ、枯わたりたる、庭のおもてをながめつゝ、くれ過るまで格子もおろさず。故鄕今夜思千里。霜鬢明朝又一年とひとりごちつゝ。此年ごろ、親にもまさりてたのみ聞えし、はらからにもわかれて、草の枕も我宿のやうにて、世にまじはらねば、心

やすき方もあれど、ありしにも似ぬ身のさま哉と、あはれに心ぼそし。池の水こほりわたれるに、

　我宿とすみなす池のひも鏡うつりかはれりこれや世中

あやしき歌なれど、しのびがたくて。そのついでに書つくべし。ひも鏡とよめる歌、近き物にもみえたらんを、例の物わすれするくせにて、すべて覺えず。されどよみ來し事ぞなければ、今もよむべし。ひもは氷なり。實方朝臣「あしびきの山ゐの水はこほれるをいかなるひものとくるなるらむ。清少納言、「うは氷あはに結べるひもなればかざすひかげにゆるぶばかりぞ。と有。かゞみは氷のおもてのきら〳〵としたるをたとへたり。

古今集の祕訣は、摩訶、摩尼のつたへありて、やごとなきあたりにては、燕石を寶としたまはず。そのえにしなき我ともがらは、これかれの書にあはせて、かくもやあらんと、おしはかりごとするわざなり。呼子鳥は、つゝ鳥なりといふ說よろしきが如し。つゝ鳥は、春の末、夏のはじめ、麥はたけなどの間にゐてなく。大かたはよるなく。ひるも夕ぐれ明がたなどになく。人よぶ聲に似たりといはゞ、これいと似合しけれど、萬葉集に「瀧のうへの三船の山ゆ秋津邊に來なきわたるは誰よぶこ鳥とあり。此鳥、飛ながらなくものにあらねば、此說かなはず。いなおほせ鳥は、鶺鴒なりといふ。折から似合し。されど大和物語に、としこ千兼をまちける夜、「さよふけていなおほせ鳥のなきけるを君がたゝくとおもひける哉。とあり。鶺鴒のなくを、たゝくとはいひがたければ、なほこと鳥なりけり。百千鳥はうぐひすなりと云はあらじ。夏ならば反舌鳥なりといはましを、さへづる春はとあればかなはず。ある人は、百鳥といはんも同じくて、くさ〴〵の鳥なりといへり。さる事にや。

此ごろの歌よみ、子日といふ題に、小松をよみて、若菜をよまず。子日遊の子細をしらざるなり。後撰集に、子日の歌五首ある、小松のなき歌もまじれゝど、若菜よまぬはなし。小松も菜の一種なり。されど千年萬代とめでたる物なる故、とりわきたるにて、つひには小松引ばかりの事に人おもへり。かの後

撰集いうた、朱雀院の子日におはしましけるに、さはる事侍りて、えつかうまつらずして、延光朝臣につかはしける。左大臣、「松もひきわかなもつまずなりぬるをいつしか櫻はやもさかなむ。院の御かへし、「まつにくる人しなければ春の野のわかなも何もかひなかりけり。小松引になんまかると、人のいひければ、「君のみや野べに小松を引にゆく我もかたみにつまむわかなを。宇多院、子日せんと有ければ、式部卿のみこをさそふとて、行明親王、「故郷の野べ見にゆくといふめるをいざ諸ともにわかなつみてむ。子日しにまかりける人のもとに、おくれ侍りてつかはしける。みつね、「春の野に心をだにもやらぬ身は若菜はつまで年をこそつめ。と有。五首ことごとく若菜をよみて、二首は小松をよまず。正明、これにこゝろづきて、子日に若菜をみづからもよみ、人にもをしへてよまする事なり。七種の菜は、すゞな、すゞしろ、などゝはたがへる物なり。年中行事秘抄にや有けん。白河院仰に、松を添て奉るはひがことなり。菘と書て、なとよむなりと、の玉へりし事みえたりき。其頃はやう、松はくはざりしなり。信濃國少縣郡の農夫にとひし事あり。かの國にては松をくふ。四月ごろ、松のわか芽の出たるを折きて、ゆでゝくふ。松脂のけはなしといふ。そは赤松の芽なりしか。聞もらしたり。赤松は尾張、美濃にて、ひめこと云。松の雌品なり。木も良材にて、柱にして檜にまがふばかりにて、すべて脂なし。そのことし計もえ出たる若苗は、引てくはんにも軟かにて、脂あるべくもなし。あぢはひこそすぐれざらめ、くふに堪たる物にはあるべし。今時好事のひと、子日に野外に遊びて、小松はひけど、何にすべき物ともしらず。俊成卿歌に、「さゞなみやしがの濱松ふりにけり誰世にひける子日なるらん。とあるは、引栽し意なれば、はやう實をうしなひしなり。

枕ことばゝ、冠辭考によりて義をもとむる、當時のならひなり。長流の燭明抄などいふもきこゆれど、えがたきにや。人多くは翫ばず。考の說心ゆかぬ所もあれど、大かたはよろしくて、岡部氏の述作は、これらをすぐれたりとす。此ごろ、ものゝついでこれをみて、一二三條、その非を摘て書つく。又の序に、又も

書つけてん。いめたてゝ。とみのをかへ。考云。萬葉卷八に、射目立而跡見乃岳邊之瞿麥花總手折吾者持將去寧樂人之爲。こはまづ取すべていはゞ、御狩人をたてゝ、鳥けものゝ跡どころをとめて、射さする意なり。そを委しくいはんには、卷六に、見芳野乃。飽津乃小野笑。野上者。跡見居置而。御山者。射目立渡。朝獵爾。十六履起之。夕狩爾。十里蹋立。卷十三に、高山。峯之手折爾。射目立。十六待如。床敷而。吾待公云々。この上のは、御狩のさまなり。さて跡見を居置といひたれば、鳥獸の處を知べき人をすうるをいふ。射目は立渡とも、鹿待ともつゞけたれば、鳥けものを射る人を、あまた立渡すをいへり。且その射目は射部なり。〔割註〕目と部と語の通ひて、且その目は牟例反なれば、群ある事を、目とも部ともいへり。」凡御狩には、鷹飼部、犬飼部、射部、跡見部、山守部、野守部などの、部々あるべしと有。この部々あるべしといへるは、似つかはしき事なり。されど射目、跡見部、各一部の人ならば、跡見の枕詞に、射目をいふべくもなし。今おもふに、いめは後にまふしといふ物、狩人のかくれゐて、鳥獸をいるものなり。いめのいは、射。めは、目にて。其かげより鳥獸をみるべく構たる物なり。まふしのまも、目なり。ふしは柴なり。小柴など折かこひて、身をかくすやうにしたるなり。文選射雉賦に、射翳と有て、翳はかくるゝ意、まふしに隱れて、鳥をも射たりしかば、射翳樹て鳥見とつゞきたるなり。いめ人のふしみといふ條もあるは、射翳の陰なる人の、柴より鳥をみるといふつゞきなり。またいめは、射部の義ならば、いめ人といふ稱は有べからず。宍人部などのやうに、人部とはつゞくとも、部人とつゞくべくもあらず。

くれなゐのあさはのゝうら　考云。卷十一に、紅之。淺葉之野良爾。苅草乃。云々。こは卷十二に、紅薄染衣。淺爾。また、桃花褐淺等乃衣。淺爾とやうに、あらそめともいはねど、紅には淺きが有も常なればつゞけたり。卷十六に、紫乃。粉滷乃海といへるは、濃きとかゝれるを打かへして見よとあり。紅の淺葉とつゞけたるは、紅の薄松衣とよみたると同じく、うす紅にて、後世一斤染といふ。深紅もめ

でたき色なれど、淺きも世にめでし物なれば、淺葉とつゞけしなり。桃花色は一斤染よりも、こかるべし。深紅は京方にて、おやま紅といふ臙脂のやうに、黒きを帯てひかゝるなるべし。薄染も、桃花褐も、あらそめといふはわろし。あらそめは退紅とかく。紅花染のかすにてそむる故、退紅といふか。あらそめといふも、あらはかすの義に似たり。されど紅花のかすは、物をそむる事なしといふ。何にてそめたる色ならん。黒きけをおびて賤者の服なり。

むらさきのこかた、萬葉集十六に、紫乃粉潟乃海爾潜鳥珠潜出者吾玉爾將爲。眞淵は、紫の濃きとかゝれりとおもへり。それもよろし。又一義、粉は紫の根を粉にしたる事、かたは形木にて摺事にて、こかたとつゞきたるか。いはゆる紫の根摺なり。根摺は、紫根の粉を續飯にてねりて、形木にさまぐの文あるを摺入たるなり。二説いづれよけむ。

しきたへの 衣の袖、たもと、枕、床、いへ、 考云。萬葉十二に、敷妙乃衣袖者通而沾奴。また靡我宿之敷妙之妹之手本乎。卷十一に、敷妙之衣手離而玉藻成靡可宿濫和乎待難爾。また敷細之衣手可禮天。卷十七に、之岐多倍能蘇泥可弊志都追宿夜於知受。云々。こは夜の衣袖に冠らせたり。さて敷細布とて、夜衣に冠らしむる事は、古事記に、牟志夫須麻。爾古夜賀斯多爾。多久夫須麻。佐夜具賀斯多爾。云々。萬葉にも、蒸被なごやが下にねたれどもといへり。然れば、なごやかに身に親しきを用る故に、和らかなる服てふ意にて、敷拷の夜の衣といふより、袖、枕、床ともつゞくるなり。既に朱良引敷たへの寢下に引る如く、神祇令の集解に、敷和者宇都波多也といへる敷は、絹布の織めのしげき意、和はなごやかなるいひなれば、美織也といへるをもおもへとあり。敷字に絹布の織めのしげき義は、あるべくもなけれど、しきといふ詞のかゝりもじとして、繁き意にみたるなり。織めの繁きは、糸の繁きといふ事にて、俗に地のよいといふ事なるべし。地のよいたへは、はれの衣にこそ似つかはしからめ。夜の衣には物遠し。今おもふに敷たへの衣とつゞきたるは、衣の字をかけて義をなす。夜の衣は、下に引しく物なれば、敷たへといふ名は

有。今ふとんと云物なり。上にかうふるも有。いひなれては、それも敷たへの衣といふべし。こは枕詞にはあらざるを、岡部氏はいかゞ心えつらん。まづ萬葉集二なるは、柿本の人丸の、石見なる妻に別れて、京に上る時の歌にて、「ますらをとおもへる我も敷たへの衣のそではとほりてぬれぬ。とありて、別し夜の旅ねに、妻をおもひて、よるの衣をなきぬらしたりといふ事。其次なるは、同じ人の、妻を國にのこして來たる事にて、「玉藻なすなびきわがねし敷たへのいもがたもとを露霜の置てしくれば。と有。敷たへのいもが袂とは、夫婦相ぬる時は、女の衣は下に敷、をとこの衣は上にきる事なればなり。露霜の置てしくればゝ、歌のつゞきは、衣を置てくる事なれど、やがて妻を殘しおきて來し事なり。敷たへの衣手かれては、女に久しくあはぬを、その衣に遠ざかる事にいへるなり。敷たへの袖かへしつゝぬる夜おちず夢にはみれどは、夢にみん爲に、夜の衣をかへす。其夜ごとに夢にみし事、以上敷拷乃衣とつゞきて、始て義をなす。被衾なり。美織(ケツハタ)にはあらず。又考云、卷一に、敷妙之(シキタヘノ)。枕之邊(マクラノワタリ)。忘可禰津藻(ワスレカネツモ)。〔割註〕これは數いと多ければ、略つとて三條引り。今又略レ之。」こは枕とつゞけたり。卷五に、敷多倍乃(シキタヘノ)登許能邊佐良受(トコノヘサラス)。云々。こは夜床をいひかけたれば、卽夜の物をいふとあり。今おもふに、敷たへの上(ウヘ)なる枕、敷たへを敷設し床といふつゞきにて、いひつゞけたるさま、敷妙の衣とはことなり。又考云、布細乃宅乎毛造(シキタヘノイヘヲモツクリ)。また敷細乃家從者出而雲隱去寸(シキタヘノイヘユハイデテクモカクレニキ)。こは寢衣より一たびうつりて、夜床につゞけ、二たびうつりて、常に所宿家にも、いひかけたるなりとあり。此說の如し。

なつごろも　かとりのうら。考云、こはふるきふみにはみえず。後世の歌にあり。されど此つゞけたる樣をおもふに、後の人の語にはあらじ。さて夏の衣は、搓(ヨラ)ぬ片糸もておる故、片織とつゞけたるなり。且その加多於利の反登なれば、加登利とつゞけし物にて、古ざまの語なり。帷をかたびらといふも、もとは片糸の平等もておれる布をいふなど、思ひあはせよと有は、何といふ事ぞ。まづ縒糸といふは、糸二すぢをあはせて、縒かけたる物にて、物ぬふ糸なり。片糸とは、しか二すぢをあはせず。繭より引しま

ゝ、麻を績たるまゝにて、絹布におる糸なり。さて夏衣にする絹布は、撚ぬ片糸にて織故に、片織といはゞ、夏衣ならぬ絹布は、二すぢあはせたる、諸糸にておる物とするか。縑は細糸の絹にて、うすき故に、夏ごろもによろしきなり。帷をかたびらといふも、もとは片糸の平李もて、おれる布をいふなどあるは、みな杜撰なり。かたびらのかたは裏なき事、ひらはひらめく意、帳、几帳、壁代、〔割註〕和名抄に、帷圍也。以二白障一圍也。和名加太比良とあるは、壁代なり。」みなその定なり。又きる物のかたびらは、浴後にきる湯取のかたびら天子に奉るを天羽衣と云。をもとにて、夏は汗取の帷を、束帯の下にもきるやうになれり。湯取のかたびら〔割註〕今ゆかたといふは、ゆかたひらの略かれたるなり。」は、裏なくてひらめく事勿論、汗取のかたびらは、大口、表袴をも着、帯などもさしたれば、ひらめく事はなけれど、湯帷よりうつりたる名、後世の大帷も同じ。世上おしなべてきるかたびらも、袴肩衣などを着、さらでも帯引しめて、ひらめくにはあらねど、なほ湯取のうつりにて、かたびらとはいふなり。

鳥獣は、なく聲に、遅速、緩急、大小、高低ありて、喜怒哀楽の勢をうつすなるが、つぶ〳〵と物語する計、下の情の通ずるものなり。おのがどちかよふ詞ありて、啼つゝ物語するにはあらず。鹿、雀、雲雀、鴿、雉などの、笛によるにてしるし。笛の音に、言語あるべきにはあらねど、遅速、緩急、高低、大小をうつす故、鳥獣もしかぞとおもひてよるなり。公治長が鳥語に通じたりといふ説は、よしなき事なり。

論語などに、先王之道とやうにいへる先王は、文武周公、令を立し君の事なり。儒者たちにも、しかとく人有もやすらん。いまだ見及ばず。聞及ばず。古先聖王の義とするは、いとわろし。先を古先といふ。いとつたなし。王は聖王といふも、聖の字、あながちにそへたるもじ也。打まかせて、先祖、先考といへば、必わが父祖の事なり。他族にかけていふべきにあらず。周の世にて先王といひて、往代の王者堯舜禹湯に係べき物かは。

東國にて親の死たる時、はふりのわざするに、其子、いろといふ物をきる、絹にて頭をつゝみて、左右へたれたり。猿樂の狂言のゆぼうしといふ物に似たり。こは人にあひて、もみえざらん料の物にて、意須比(オスヒ)のたゞびならむかし。いろといふは、天子の御服のころおはします、御所の名よりいでゝ、服する物にうつれるなるべし。服の日ごろを、いろといひしは、十訓抄に、基綱卿、年たけて後、師になりて下られける時、白河院、年高くなりて、遂におもむく、心ぼそくおぼし召、琵琶の秘事など誰にか傳へおける、聞召おくべき事なりと仰られければ、時俊、通言などに、如レ形つたへ置侍れども、其器にたらず侍れば、筑紫孫にて候少女に、底を拂て敎置て侍り。もし聞召べき事あらば、彼を召べき由申下りにけり。其後、筑紫にてかくれ給ければ、法皇、かしこくぞ尋置けると、思しめし出て、彼少女を召て、琵琶を聞召事ありけり。いまだいろなりければ、かうし色の袴きて、にぶ色のきぬどもきて、かきあはせより三曲まで、數を盡して引たりけりと有。

尾張のなごやにて、人の死たる時、子は白小袖、淺黄の上下をきる。これは諸國にわたりたる風俗なれば、室町殿のころよりの事なるべし。弟姪などは、茶色の上下をきる。萱草色のうつれるなるべし。

ことしは革令なれば、改元ありて文化といふ。いとめでたし。誰人の勘文にて、何書よりとられたるならん。とひ求めて注すべし。弘治の度にも、此號いでて、化字、新字なりといふ難ありき。新字は近例、寛政の政の字、いともめでたき例なれば、何の子細かあらむ。そも〳〵年號は大化を始とす。化字、新字之條心えず。さるは大化は事のはじめにて、その儀連綿せず、年號の有无まち〳〵なり。大寶よりこなたは、必あるべき物となりたれば、其以前は猶數の外としたる說にや。

元年は初年といふ事なり。一帝一元なる事、いふもさら也。されど元は善之長なりとて、初年を元年といふか。もとより吉祥の名をもとめたるなれば、一帝幾干元なりとも、祥瑞怪異に元を改て、延壽消殃のはかり事あらんは、あるべき世のことわりなり。それを惑なりといはゞ、元年も初年とぞいふべき。こ

は年の名號にて、後世よりあがれる代をいふに、分別しやすく、記臆しやすく、便ありていとめでたし。此事、から國にて漢文帝よりはじまれり。かの帝、即位十六年四月に、方士新垣平。使三人持二玉杯一、詣レ闕獻レ之。刻曰。人主延レ壽、又言。候ニ日再中一。居頃之。日却復。於レ是始更以ニ十七年一爲ニ元年一と、通鑑にみえたり。十七年をふたゝび元年となしゝは、傾きし日の、再午時にかへりしに、ふたゞれるなり。さて景帝は三元、武帝は十一元、三元は即位元年、中元年、後元年といふ。中後とは後よりいふ稱にて、その時は三ッともに同じ元年、一年なれば、事に臨みてまぎらはしかりけむ。武帝にいたりては、しば〳〵の改元なるに、名字なくては紛はしき故、建元、々光、元朔、元狩などやうに、年の名號を設けしなり。いづれも吉祥をまねき、凶災を避るわざにて、和漢、これをうけつぐ事なり。明世祖より、かの國は一帝一元なり。から書よむ輩、これをいみじき事にほめのゝしる。されどこれはいとしもなし。一帝一元がめでたくば、某皇帝初年二年にて事たれり。年號は何の料ぞや。漢文の惑をさとりて、漢武の蹤をふむ。をこ事なり。何のほむる事かはあらん。

革命、革令の外に、三合といふ災歳あり。改元はせられねども、御祈どもありて、御つゝしみなりき。三合には、三代實錄に、貞觀十七年十一月十五日。陰陽寮言、黄帝九宮經、蕭吉九宮篇云、察ニ天之道一、固ニ人之情一、上古ニ三元一、下用ニ五行一、三神相合。名曰ニ三合一。所レ謂三神者、大歲害氣太陰是也。今自ニ上元己亥一、至ニ于本朝貞觀十八年丙申一、積レ年四千九百一十八年也。以ニ三元百八十一除レ之。今中元之末。河元之内也。三合之運、當レ在ニ明年一。經曰、毒氣流行、水旱接並、苗稼傷殘、寇盜大起、兵喪疾疫、諸口並起。實是雖レ當ニ五行之理運一、而弭レ災之術、既在ニ祈禱一。夫禍福之應、譬猶ニ影響一。吉凶之變、愼與、不レ愼也。當ニ此時一、人君修レ德、施ニ行仁一、自然銷レ災致レ福。去天平寶字三年。歲當ニ三合之理運一。是則三元大終。而五德始復始之年矣。上元之三合、初在ニ斯歲一。由レ是有司上奏。詔頒ニ下天下一、令レ讀ニ般若心經一。既免ニ其災一。即是本朝之殷鑒也と有。御禱ありしなるべし。樗嚢抄相撲條に、三合甲子、正

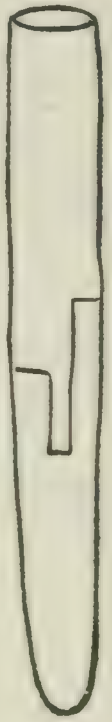
暦四三合。萬壽元甲子。寛治三合。停止。延喜廿依病。天延三三合とあり。御愼ふかく相撲停止せられし事もありしなり。近來このさたある事をまかず。

そのかみ祈禱に石塔（シャクタフ）といふわざあり。小右記、寛治二年三月廿三日庚午、云々。今日侍所石塔、次仰ニ所々ニ令レ書ニ寫壽命經七百十五卷ヲ。即殊書ニ寫一百卷ヲ、依レ例供ニ養心經七百九卷ヲとあり。こゝろざす所の事、石の塔婆を立たる功德にてかなふ義なり。壽命經は、其供養なるべし。年賀などよろづによかめるわざなるに、今は佛法かたの如き世にて、さる事きこえず。たゞ盲人一座に、二月、六月守瞽神をまつりて、石塔（シャク）の事あり。此座中に故實の遺風、古代の名目の遺れる事多し。これも其一ッなり。其次第こまかにとひもとめて注すべし。猿樂の狂言に、某座頭（ナニ）といふものありて、多くは石塔（シャク）にて、勾當の參會する事どもなり。まらうどの勾當、あるじにむかひて、お塔めでたふござると云。其やうをみるに、職撿挍の房の儀のやうに、うるはしき事ともみえねど、かの座には、むかしより此わざを傳たる事しるし。狂言は鹿苑院殿のころよりこなたの事なり。

そのかみは一年十二月（ツキ）の修行ありて、寺々にて行ふ會式ありしとおぼし。天下泰平國家安寧五穀豐熟萬人快樂のためにぞ有べき。今はさるわざすべてきこえず。京の蓮臺寺に修正といふ事あり。おびたゞしく鐘をうつとて、失火燒亡など、人のあやしまん事を恐れて、年々有司に申すとぞきゝし。尾張の甚目寺にて、正月十一日修正を行ふ。形の如き事なりときゝつ。修二は、奈良に二月堂あり。修二月會堂にぞ有べき。中右記に、天永三年二月三日。參ニ圓宗寺ニ。行ニ最勝會ヲ。御座引レ列。有ニ左右ノ舞事ヲ。行ニ常行堂ノ修二月ヲ。入レ夜歸と有。修三、修四は物にみえたるか覺えねど、奈良に三月堂、四月堂有。修五は、三長記に、建永元年五月廿七日、今日被レ行ニ新日吉小五月會ヲ。式日依ニ御熊野詣ニ延引也とあり。修六は、同日記に、僧事の除書をのせて、法橋院明。（御佛幷熊乃六月會用途功。）小右記、寛弘九年六月、丶日。權僧正被レ過ル。良久清談ス。次ニ云、爲ニ六月會ノ竪義ノ、弟子玄晦登ス山ニ。云々。而今朔日有ニ修善ノ之御消息ヲ。申ニ所勞之由ヲ。云々とあり。七

月會以下は物にみえず。季御讀經も、四季にはなくて、春秋二度なり。月次の修法は、はやくよりをこたりし物にぞ有べき。

應仁記に、九番ニ花御幸。因レ茲御家ノ大營萬民ノ弊、其語ノ不レ及所ナリ。サルハ花御覽ノ結構ハ。百味百菓ヲ以ツクリ。御所ノ御相伴衆ノ筯ヲバ金ヲ以展レ之、御供衆ノ筯ヲバ沈ヲ以削レ之。金ヲ以逆鰐口ヲカクと有。逆鰐口の箸、今世上に多く用ゆる物なり。如レ此。



同記に、亂前御遊しげかりし事とて、大事九ケ條をかぞへ立て、如レ此面々名ヲ惜ミ諸家ヲ耻テ。粧ヲノミ刷ント奔走セシマヽニ、公家モ武家モ、皆所領ヲ質ニ置キ、財寶ヲ沽却シテ勤レ之ラル。是ヲ以、國々土民百姓等ニ課役ヲカケ、段錢、田畠の段數に、なわりあつるなり。役錢 棟別 家數にて取課役なり。ヲ色々ノ樣ヲカヘテ、譴責スレバ、國々ノ名主百姓ハ耕シエズ。田畠ヲ捨テ乞食シ、足手ニ任テ悶行。依レ之萬邦ノ鄉里村縣ハ、太平郊原トナリニケリ。嗚呼淺マシヤ。鹿苑院殿ノ御時ハ、倉役四季ニカヽリケン。普光院殿ノ御代ニ成テ、倉役、一年ニ十二箇度ニナサレケン。然ヲ當義政將軍ノ御代ト成テ、倉役ノ臨時シゲクカヽリシカバ、大嘗會ノアリシトシノ霜月ニハ、臨時九箇度。臘月八ケ度ナリとあり。此ころ、泊層の壺役といふも有。壺といふは、今の如き一升ばかり入ものにはあらで、水がめの類にて、今は桶にて作るを、むかしは壺にて造りしにやあらん。さらでは役を取にいかゞ也。亂世の民のくるしきをみて、國家昇平の恩をおもふべきなり。あなかしこ。

ころもはきるも、はかまははくも、ふすまはふすも、もといひ、まといふが、衣服の名なりと、我先生の說なり。尾張人まらうどの來て、何くれとなく物語してかへるを、よも山のはなしゝて歸りしと云。

よも山は古言なり。神樂採物の歌に、弓、よも山のまほりにたのむ梓弓神のたからにけふしつる哉。梓にも、よも山の人のまほりにする梓を神の御まへにいはひつる哉。と有。同じ義なり。

夕ぐれは、夕のはやうくらくなりしほどなり。明くれは、明方のいまだくらきほどなり。たそがれ時は、誰ともかれとも辨がたきほどなり。かはたれ時は、かれは誰ならんとおぼめくほどなり。

夕されば（さもじすむ）春されば、秋さればなどもいひて、夕になれば、春になれば、秋になればといふ事、されといふに、させる意なし。もと去ノ字なり。詩には、晩來といふ來に意なし。老去、歸去といひ、春來、秋來などいふ去來の字、いとかろくて、そへていふもじなり。近代は夕ざれ（さもじにごる）といひて、夕ぐれの義とす。春されば、秋さればにかよはざる故、誤なる事あきらけし。されど此説もやゝ古き事なり。大藏卿行宗卿集に、「さらぬだにかへる空なき夕ざれにむすびとゞむる神垣の藤。治暦二年三月十五日、備中守定綱朝臣家歌合、基綱、朝まだきふる秋霧に夕ざれの春の霞は立まさりつゝ。猶多かり。これらの歌、去來の儀にあらず。

日觀集に、梅の花うす紅の下かきをむら〳〵染る春霞かな。とある下かきは、下そめなり。かきは紺かきのかきなり。そめ汁を瓶に入て、底にゐぬやうに、くるり〳〵とかきまはして、染る故いふなるべし。

關雎は戀の詩なり。初章は、なきかはしつゝ（關々）みさご（雎鳩）は河の洲にをりといひて、をとこ女のおもひかはしたるにたとへたり。さてものふかくしめやかなる（窈窕）ひめぎみ（淑女）は、このわかきんだち（君子）に打あひたる（好逑）中ぞとなり。これ一篇の總括にて、第二章は、はじめてまきしほどの事、第三章は、えたりし時の樂なり。（五章とみる說はあらず。）第二章は、そろはぬ（參差）あさゝ（荇菜）は、かなたこなた（左右）にながれなびきて（流之）、とり難しといひて、女のえがたきたとへ、めでたきをとめ（窈窕淑女）のよるひる（寤寐）となくこひしければ（求之）、これをまくになびかねば、ふしまろびいねかへ（輾轉反側）

りておもふとなり。第三章は、參差なる荇菜も、かなたこなたにとりえらぶべし（左右采芼）といひて、女をえたるたとへ、めでたきをとめをえたれば、琴瑟鐘鼓もてたのしむるがうれしとなり。かくて此詩は后妃の德をうたひしにはあらず。詩は國々に行はれし歌謠なり。さるむづかしき事にはあらず。其中に、關雎ばかり文辭のをかしきもなく、節奏の和雅なるもなかりしにて、邶鄘の詩のけやけくにぎはゝしく、打きけば、酒にすゝみ色にすゝみ、ともすれば、惡風俗にうつらしむると、日を同していひがなし。論語に、樂而不淫とあるはこれなり。しかるを、大序、小序といふあやしき物ありて、千歲のむかしより、詩の正義をうしなへり。詩は、皇國の催馬樂と同じ物にて、歌謠なるを、言語のたすけとせし物なり。歌謠には彼此古今、男女の事多かる物ぞかし。

南有樛木葛藟纍之とあるを、樛木を曲木なりといふは、何ゆゑぞ。葛藟纍之とあれば、まがれる木は、枝などたれたるべければ、葛藟まつはれやすかるべしとおもへるか。幹はまがれりとも、枝は低たりとも、地にいたらざる限は、葛藟は及ばず。根より幹へはひまつはれのぼるべければ、まがらずともありぬべし。いかさまにも、一木の名ときこえたるを、小序にまどひて、これをおもふ人なし。萬葉集に、樛木をつがの木とよめり。さるゆゑありてよめるなるべし。詩なほもしばらく、しか心えてあらばや。さて此篇の義は、樛の木に、葛藟のまつへるがごとく、めでたき君（樂只君子）には、さいはひ（福履）の身にまつはれて、綏之將之成之となり。祝言の詩なり。これを例の序に、后妃の下に及ぶなりなどあるは、あやしき事なり。

樛木の事、萬葉集一ノ卷に、樛木乃彌繼嗣爾、三ノ卷に、神奈備山爾、五百枝刺、繁生有、都賀乃樹乃、彌繼嗣爾とあり。六ノ卷に、御舟乃山爾、水枝刺、四時爾生有、刀我乃樹能、彌繼嗣爾とあり。つとゝと、ちかくかよふ。四方の國にて、つがといふを、京に栂尾といふ所ありて、たゞ一ツなり。さてつがの木のいやつぎ〳〵にと、詞をたゝみてつゞきたれば、樛木はつがの木なる事子細なし。冠辭考に、此條あ

りて、論辨すべき事もあれど、又のついでにいふべし。

古今集の序の、やまと歌は人のこゝろをたねとして、よろづのことのはとぞなれりけるとあるを、近比の學者に、心えあやまる人多し。さるは心にうかび來る事を、其まゝにいひ出れば、やがて歌なりといひおもふめれど、花さかりを見て、あゝよう咲たといひ、月清き夜に、とんだよう晴たといふは、人の心はこゝろなれど、それを種として、文ある詞にいひなさざる故、歌にはあらず。よう咲た、よう晴たは、萬人一途のこと葉にて、よろづのことの葉になりゆかず。よろづのことの葉にいひなさるゝは、詞にあやをあらする故なり。種といふもじ、よろづといふもじに、心をつくれば、此あやまりは有べからず。かやうのをりには、かう／＼おもはるゝ物ぞといふ。その時々の心をたねとして、打つけにもいひ、物によそへてもいひ、うらへかへして立たるおもひをしらせ、心をふくめて、下の心をおもはせなど、あやある詞は、よろづになり行ものぞかし。そのこゝろをしらぬ人、おのれが歌の不堪なるをおもふとて、此ことばによりて、此論をたつる、先生といはるゝ人に多かり。

芦庵といふ名高き歌よみあり。古今集の風をよしといひて、萬葉集は、いまだとゝのほらざるなり。後撰集より後は、はやうながれたるなり。古今集ひとり、其體を得たりといふ論をたてゝ、人にすゝむる人なりき、又みづからの歌も、よみ出たる歌を、古今集にくらべ見て、それよりも古くは、いまだとゝのほらざるなりとおもひ、それより後ざまならば、はやうながれたるなりと、おもふべしといふ教なりき、古今集は、もと古今の集なれば、其姿一様ならず。いづれの歌をさして、古今集の體とはいふべき、たとへば、老らくのこんとしりせば門さしてなしとこたへてあはざらましを。和田の原よせくる浪のしば／＼にみまくのほしき玉津島かも。などある歌は、今の京の歌とはおもはれず。年ごとに花のかゞみとなる水はちりかゝるをやくもるといふらん。吉野川岸の山吹ふくかぜにそこの影さへうつろひにけり。といふは、爲家卿の後といへども、此歌の姿なしとはいひがたし。かくて今の歌人、うた一首よみ

出て、初の二首にくらべ見て、あらず。改作せばや。いたうながれたりとおもひて、次の日また、後の二首にくらべ見て、こはいまだとゝのはず。さばれきのふは、いたうながれたりと、おもひつる物をと、あやしかるべし。さばかり古今集を執しながら、古今集の姿をしらず。いかなる事ならん。

芦庵のわかゝりし時、いとまづしかりけり。物をかふに、價の三ッたらざりければ、隣にこひかりてかふ。さてよめる。くやしくもなにはのみつのあしをなみこと浦かけてかゝせつる哉。あはれに心ぐるし。正明も、市谷わたりに。蝸牛ばかりの身をいるゝ宿はありながら、朝三暮四に心ぼそし。あはれともみやはとがめぬ淺間山あさましきまで細きけぶりを。すぐせとはおもひつゝなむ。

もし花の節會あらんに、さくらはしうとくの太政大臣、いみじきいうそくにて、内辨を奉仕す。相國の内辨は、昭宣公の例とかや。外辨に大納言二人、紅梅は大將かけていとやごとなし。海棠は二位の齢高き新大納言、さへある儒卿なり。梅は二位の中納言、すこしをめりて同列にたつ。花のさま、のびやかならぬは、晩達の公卿とみえたり。三位の中納言は柳、松にかゝれる藤、山谷にもあまるばかりに立つゞきたる桃の花、白き黄なる菊の花の、したゝかならずつくろひたる、みなめでたし。いと清きやり水、もしは心ひろき池水に、杜若のさきにほひたるは宰相中將、八重山吹の大きやかなるが一もと、朝露おもげに咲みちたるは、參議左大辨、みな三位にて。中納言の闕をまつ。いとよせおもき上卿なり。牡丹は參議左衛門督、別當にていとうるはし。色白き桃、棚にしたる藤の花は、非參議の三位、めでたくともさう〲敷こゝちす。女郎花はおなじ非三木ながら、三位の中將、すぢことにやごとなし。柘榴、葉の色みどりうつくしげに、花の色もゆばかり紅なるは、參議大藏卿、蓮は三木右兵衛督、みな正下の四位なる中に、大藏卿は諸大夫にや。品おくれたるこゝちすめり。右兵衛督は細公達にて、世のおぼえすさましげなり。なでしこは頭中將、時めきわたる君達にて、此日の奉行の藏人なり。龍膽、朝がほ、すみれ、秋海棠、荻、かるかやは、左右の近衛の次將、階下に陣をひく。しをに、きちかう、花さくろ、

花あやめ、鐵線、唐桐、何くれの花は、侍從諸大夫、近き世には蝭の座の饗絕たれば、此日の恩にはもれてやあらん。鶏頭花、千日草は、とのもりの伴のみやつこ、座燎をたき庭かきはらひ、これぞ下すの限なりける。

日本紀の今の訓は、卜部兼賢などの進退したる物とはみゆれど、なほ養老のそのかみより、しかざまによみし物にて、公望の私記などにも、訓の義を講ぜし所あり。古事記は、いかさまによみし物なりけむ。本居先生の傳の訓は、古訓なりと世人は心うめれど、いかゞあらん。なほ新義にぞ有べき。今すこしから書よむやうなる所、まじりたるべしとおもひつるを、三年ばかりさきに、尾張に物して、無所得上人とぶらひに眞福寺に行て、古書ども多みたりし中に、古事記の抄書あり。奥書なくていつ頃の物と定がたけれど、此寺の所藏は、延慶、元亨より上、弘安、建長より下なるが多かる。其中にも、古色みゆる物なり。これいにしへのよみざまなるを、かくておもへば、傳のよみざまいとよう似かよひたり。こは岡部氏のおもひよりし事にて、本居先生は、とかう直されたるなれば、二先生のいみじき見解なる中に、岡部先生いとめでたし。その文、

天照大御神詔之。亦遣曷神者吉。爾思金神及諸神白之。坐天安河〻上
之天石屋名伊都之尾羽張神是可遣。伊字以音。若亦非此神者其神之
子建御雷之男神此應遣。且其天尾羽張神者逆塞上天安河之水
而塞道居故他神不得行。故別遣天迦久神可問。故爾使天迦久神
問天尾羽張神之時。答白恐之。仕奉。然於此道者僕子建御雷神可遣

乃貢進尒天鳥船神副建御雷神而遣是以此二神降到出雲國伊那佐之小濱而伊那佐三字以音拔十掬劍逆刺立于浪穗趺坐其劍前問其大國主神言天照大神高木神之命以問使之汝之宇志波祁流此五字以音葦原中國者我御子之所知國言依賜故汝心奈何尒答白之僕者不得白我子八重言代主神是可白然爲鳥遊取魚而大御之前未還來故尒遣天鳥船神徵來八重事代主神而問賜之時語其父大神言恐之此國者立奉天神之御子即蹈傾其船而天逆手矣於青柴垣打成而隱也訓柴云布斯故尒問其大國主神今汝子事代主神如白訖亦有可白子乎於是亦白之亦我子有建御名方神除此者無也如此白之間其建御名方神千引石擎手末而來言誰來我國而忍忍如此物言然欲爲力競故我先欲取其御手故令取其御手者即取成立氷亦取成劍刃故尒懼而退居尒欲取其建御名方神之手乞歸而取

如取若葦搤批而投離者即逃去。故追往而迫到神科野國之州羽海將殺時建御名方神白恐莫殺我除此地者不行他處亦不違我父大國主神之命不違八重事代主神之言此葦原中國者隨天神御子之命獻故更且還來問其大國主神汝子等事代主神建御名方神二神者隨天神御子之命勿違白訖故汝心奈何爾答白之僕子等二神隨白僕之不違此葦原中國者隨命既獻也唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流此三字以音下效此

和銅五年正月廿八日正五位上勲五等太朝臣安麻侶撰

とあり。脫字も衍文もいさゝかあり。訓の訛れる所もみゆれど、漢文よむとは、いたく異なるを、古かくさまにも、よみし物なりといふ事を、こゝろえをらんは、物まなびのちからとなるべく、二一先生の勞も、かひあるこゝちしてなむ書つく。

文化元年九月五日反古之一卷逼軸了

石原喜左衞門正明

年々隨筆六　甲子

近き世まで、皇國の書を講ずる事は、をさ〳〵きこえず。おのづからありもすれど、大儒先生の博物の料にせし事にて、みな傍ごとなりつるを、此ごろは、皇國の事を、專にする先生もいできたるに。さはいへど、契沖法師、岡部先生のちからなり。しかはあれど、その講ずる所、萬葉、古今のかたきふし、久かたの天、あらがねのつちを穿鑿するに過ず。おなじ書、おなじ事を、われ人工夫して、少しづゝも異なる說をいひ出ぬれば、やがて書にも書いれ、語りつたへて、某が說〳〵と、いくつも〳〵いひならべて、つひに其定說をしらず。其うへにもなほめづらしき事いひ出んと、息をつめ、心をこらして、同じ事して世を終めるは、かたはらいたき事なり。大かたの天、あらがねの地は、しばらく枕詞として、古歌とくにも、今よみいづるにも、さして事かくこともなければ、猶ありなむ。萬葉、古今のかたき歌どもゝ、しられずばしらでをあらまし。古き歌の十首、廿首解えざらんからに、何の妨かはあらむ。大御國にて故事、制度さばかりめでたき典章の備りたるをさし置て、わづか歌謠の穿鑿を、終身の業とするは、くちをしき事ならずや。大丈夫は有用の學に志すべきわざなり。

孔子曰、必也正レ名乎。正レ名謂レ正レ實。々有二貴賤一而名從レ之。故實正則貴賤之分自定。八十瑞彤端嚴微妙者。謂二之如來一。我則尊レ之。雙角四牙凶惡暴戾者。謂二之羅刹一。我則惡レ之。若代二其名一。則尊二羅刹一而惡二如來一已。名不レ舍レ實而獨行一。豈有二貴賤一哉。皇國文華之盛。四方之國。百家之業。無レ有下不二輻湊而傳授一者上。皆謂二其業一曰二某學一。謂二其人一曰二某學者一。獨儒乎。謂二其業一曰二學問一。謂二其人一曰二學者一。何其卓然而自專哉。是固有レ以也。中古之制。儒有二四道一。曰紀傳。曰明經。曰明法。曰算。從二其成業一。課試取レ人。用レ才尙レ德。或立二槐下一。衣冠之徒。儒者過レ半。政有二疑殆一。下二問異見一。詔勅符牒。筆硏之事。莫下不レ出二於儒門一者上。老佛無用之學。醫卜有レ局之術。固不レ能二相抗衡一。而皇國之學。古未レ

之有。神道幽微。一人奉レ之。公事職務。群臣行之。星霜二千。家門相承。能奉能行。未三嘗須二學問一也。應仁以來。兵革相襲。朝家困祿。有司散之二四方一。文物典章。或有二闕如一。神祖撥レ亂。於レ今二百年。逸書殘篇。日出成レ堆。於レ是二三先生。講レ古立レ業。世謂レ之曰二和學一。何其內レ彼而外レ我哉。是亦固有レ以也。物有二先後一。々者未二必爲レ賤。我後二於彼一千有餘年。彼已爲レ主。我則爲レ客。不レ能下謂二我業一曰二和學一。不レ可以別二於彼上。施二之於事一。有レ用有二不用一。其業之貴賤。於レ是可レ知也。名不レ舍レ實而獨行一至下於謂二我業一曰中和學上。我則從レ衆。

近き頃、皇國の學さかりにおこなはれて、萬葉集、古事記、日本紀の歌どもを講じて、古言をとく人々、わが物まなびの師をさして、大人といふは、いとよしなし。大人はぬしなり。うとぬとかよふ。〔割註〕人をさして某主といふ事はあれど、師などをさしていふべきに非。又尊稱に、大人といひし事は絕てなし。〕本居先生は、のうしの約なりといはれき。それもさる事ながら、これはなほ轉語なるべきにや。一郡一鄕ばかりの地にもあれ。土地のあるじたるを、萬葉集に、うしはくといへる其うしなり。三熊の大人は、三熊といふ所のあるじなり。物まなびの師にあらず。本居先生は、師といはれき。これは難なし。しかれども、物の師を、大かたに師といはんにはよろしけれど、必さす人ありていはんには、親しからず。まのあたりに師といひては、その人の事ともきこえず。なほ先生といふべきなり。韓昌黎がことばに、生二乎吾前一。其聞レ道也。固先二乎吾一。々從而師レ之。生二乎吾後一。其聞レ道也。亦先二乎吾一。々從而師レ之。吾師レ道也。庸知二其年之先二後生於吾一乎とあり。先生とは、吾に先だちて生し人、いはゆる長者にて、道を聞事、吾より先なる義をぐしたるなり。げに道に通達する事の先ならんには、後生といへども猶先生なり。年の先後生をとふべきにあらず。かくて日本紀に、南淵先生とあるは、物まなびの師なれば、稱呼すでに定まりて、和漢に通じて、うけばりたる名なり。その呼方二字皆にごる。春宮帶刀の古老を、先生といふに同じ。正明、先生の御德にて、古き本數本をみしに、先生と聲をさしたり。をぐ

らき所より、大人といふ名を引いでんより、明らかに先生といはんに、何の憚かはあるべき。

伊勢備後守貞彌の日記、（世に花營三代記と云。）春日亭え風呂御成といふ事、年々あり。春日亭とは、伊勢守里第なり。其第へ御成を申て、御酒奉りし事なり。さるは此頃の風俗に、人を招きて燕樂する事を、風呂と稱したる物なり。風呂とは、浴室の事、けうは湯を設たり來給へといふは、事のさまを容易にいふにて、尾張の俗に、人に酒飯を進むる時、某の日、御茶をまゐらすべし來給へと、いふと同じ趣意なり。かくて浴湯をも設たる物にて、浴後に一杯をすゝめしものなり。此事、貞治、應安のころの物にはみゆれど、其後の書に見あたらず。見あたらねど猶打つゞきありし事には有べし。慶長以後は、さかりに行はれし事とおぼし。我も人も、風呂と稱して、酒を饗するほどに、道路に風呂屋と稱して、酒をうる家いできたり。まらうどゝも、まづ風呂に入て、浴後に酒をのむ事なりしとぞ。さて其家に女をすゑて、湯を出る時は、かたびらを假し、酒になれば酌をとる。これを湯女といふ。此湯女、つひに情をうるものとなりて。風呂屋は北里の名と轉じたり。紫の一もとに、麹町、紀の國坂に、風呂屋ありといへるは、みな娼家の事にて、湯はありしやうにもなし。今大阪の島の内の娼家は、某屋とはいはで、某風呂といふ。さくら風呂、常盤風呂といふたぐひなり。湯女のなごりはなほあれど、浴すべき風呂はなし。江戸にも、元祿の頃までは有しとみゆるを、いつ制せられて、さる家どもたえ果けん。湯屋と風呂屋と別なりと、江戸人のよくいふ事なり。さてもいかなるわざするを、風呂屋といふとまではしらねど、猶聞傳へたる所有ていふなり。世中何事もかうまで、うつり行物なるを、心えをるべき事なり。風呂の饗は、尾張國甚目寺村に、其遺風あり。去年、妻を迎たる家々に、正月十一日、湯を設て、同じ所の人を招き、入湯せしめて、浴後に一杯を勸む。親類、隣、よしある者、みなこの招きに應ず。富る者は村中を盡す、年によりては、五所、六所にあり。人によりては三所、四所にものみありく。けふは風呂をしたり、來給へとあないする事なり。

江戸にて、二月八日、十二月八日に、芋、蒟蒻、小豆などをいれて汁をにる。これをおこと汁と云。二度

ともに事はじめなりとも、事をさめなりともいひて、さだかならず。尾張にては、二月は不沙汰なり。骨のなき物をくふ事なりといふ。むしつ講とて、無實の難をまぬかるゝ義なりといひ傳へたり。臘八は釋迦成道の義なりといふは附會なり。おことゝは何事ならんと、年頃不審なりしを。出雲國日御崎の神職神西左門行耕が語けらく、出雲にては、十二月十三日に、煤取などやうの正月の事をしそめて。芋、蒟蒻、小豆等の汁をくふ。これを事始といふ。さて年神をまつりて、正月廿日に、鏡餅を撤却して、飯を供す。是を飯くらへと云。二月一日、鱠を供す。是をなますくらへと云。鱠くらへ七日ありて、八日に年神の棚を取る。これを事をさめと云。十二月と同じ汁をくふといへりき。これにて事とは、正月の事なることも、初終もよくわかれたり。

天子といふ稱は、から國よりうつり來しなり。されどわが天皇は、日の神の御後におはしませば、天子とも天孫とも天神子とも申て。其ながれ萬世無窮の天子におはしませば、から國とは、やうかはりて、實によりたる御稱なり。しかるを公式令義解に、凡人君者、父レ天母レ地。故曰二天子一とあるは、汎說二故事一と云例なれど、から書の抄書にて、朝には匹夫たり、夕には天子たりといふ王者の、かざりにいふ事なり。皇國の天皇は、さる御ゆゑにはおはしまさず。から國の天子は、春秋繁露に、德侔二天地一者、天祐而子レ之。故稱二天子一とある如く。うはべをかざりたる稱なり。されど代レ天用レ事ものにしあれば、天宰といふべきが如し。子といふもじは似合しからず。古き書に、日出處天子、日沒處天子とあり。天子といふ名は同じくて、其意ばへいたく異なり。

源氏物語、夕がほの巻にみえたる切懸は、板がこひのかりそめなるなり。兵範記に、仁安三年十一月二日、大嘗會齋場所の結構を記して、南廂自二第三四間一、敷二布端疊一、爲二八女座一、同第五間、敷二同疊一、爲二稻實公座一、東第一間切懸下、敷二六男座一とあり。齋場所などは、かりそめなる事とおぼし。切懸とは、柱に切懸をして、それに板をさしあてゝ、上より押木をうちたり。板蔀は、さごろも物語、飛鳥井の宿に、

いたじとみ長々としわたしてとあるは、立板にて、今時板塀といふ物なり。此圖、志貴寺縁起にみえたり。被部ニ云には、格子いれたるも有べし。ついひぢは、今いふねり壁なり。熱田宮などのやうなる瓦練壁は、瓦垣といふ物なり。三長記に、建永元年五月二十七日、云々被㆓仰下㆒曰、諸寺瓦垣門等、修造功輩、各給㆓功記㆒、多武峯功又如何。予奏曰、各致㆓合期勤㆒之由、雖㆓構申候㆒、本寺不㆓擧申㆒候之間、於㆓自稱㆒者、頗不穩候。但於㆓諸寺修造㆒者、本寺奉行排多付㆑之、定終㆓其功㆒候歟とあるこれなり。土佐の谷重遠といふ人、佐留別志を荻生茂卿、南留別志といふ随筆あり。佐留別志はいまだみず。今これを辨ぜむにも、あまりはかなくて、世人もさは心えをらぬ事多ければ、かひなしとてさし置つ。その中に、まみ穴（江戸に麻生まみ穴の事なるべし。）といふ所は、古金をほりたる穴なり。まみは、まふの事なり。享保六年の頃、黄金のやうなる砂出たれども、いまだ年のたらぬ金なりとて、ほらずなりぬといへるは心えず。金の出べきやまは、かならずあらき金色の砂あり。江戸の砂は、黒くしてこまかなり。すべて似よらず。古書に銅を出しゝ事はあれど、秩父郡なり。怪巖奇石などある山ならでは、金を出すべきにあらず。享保中に、金砂を出しといふは、人のあらぬ僞いひしを、まことゝ思ひて、しるしたるなるべし。まみは、貍の一名なりといふ人あり。さる事にや。まぶ穴といふ義はわろし。

又云、朝臣といふ事、もと朝廷の臣といふ事にて、漢語より出たり。後に和訓をつくる時に、朝夕の意をかりて、あさおんの反しにて、あそんとよみたるなりと有。朝夕の意を何故借しならん、心えず。本居先生は、吾脊臣の義なりといはれたれど、迂遠なり。猶朝臣の意にはあるべし。朝政をあさまつりごとゝいふと。外記廳をあいたん所といふと、みな朝夕の義なり。抑朝廷朝政を朝といふは、百官あしたに先、庭將にしたがひて、後に雜事にわたる故の義と思しければ、朝廷、朝政、朝臣、朝所、もとより朝夕の朝の義を帶るにて、和漢一義なり。かりたるにもあらず。吾脊臣にもあらず。

又云、源氏物語をみれば、病に藥用る事はすくなくて、大形は祈禱をのみしたるやうなり。今も田舍のものはかくの如し。鬼を尙べる風俗の弊なるべしと有。延喜式、政事要略などをみるに、むかしとても、病には必醫藥をもはらにせし事なり。源氏物語をふとうちよみて、藥を用る事なしとはいひ難し。葵卷に、いざや聞えまほしき事いと多かれど、まだいとたゆけにおぼしためればとて、御ゆまゐれなどさへあつかひ聞え給ふを云々。柏木の卷に、宮はさばかりひはつなる御さまにて、いとむくつけう、ならはぬ事のおそろしうおぼされけるに。御ゆなどもきこしめさず、身の心うき事を、かゝるにつけてもおぼしいれば、さばれ此ついでにもしなばやとおぼすとある御ゆは、藥なり。これ卷々に多かり。そのかみは、驗者のいのりにて、病の癒し事なれば、鬼を尙べる弊風俗ともいひがたし。畢竟は醫といふもまじなひなり。醫といふ字の巫に從へるは、まじなひなる故なり。丹波康世の醫鍼方をみるに、多く千金方によりて、方ごとに咒文有。令にも、典藥寮に、咒禁師、咒禁博士、咒禁生ありて、まじなひて病を療す。此咒禁は、唐書百官志にも有。皇國のみ鬼を尙ぶ弊風俗なるにはあらず。

今時の歌よみは、緣の詞といふ事を大事にするなる、さるは緣の詞三ッあらば、上句にふたつ、下句にひとつ、四ッあらば、上に二ッ、下に二ッ置べきなりと、置べき數さへ定まれり。本居先生は、芦鶴のむらがる雁にぬき出たるごとく。學者の中に、列をはなれて秀たる見解なれど、この準繩にまつはれて、其定ならぬ歌は、下句に月の緣なしなどいひて、捨らるゝ事なり。みのゝ家苞にも、常此義をたてゝ、めでたき歌どもを難ぜられたるは、固執にてうたてある事なり。しか緣の詞をとり集めて、一首を結構するは、濱の眞砂といふゝみにすがりて、わづかによみいづる、うひまなびのわざなり。新古今集の頃の英雄たち、さる事にかゝはりてんや。古人にかけてはろなき事なり。今人もすこし口とけたるは、さるべき緣語は、おのづからより來る物なり。より來ずばさてあらんかし。意だにとほりなば、これなからんも何事かあらむ。源氏物語玉葛の卷に、末摘花の、來てみればうらみられけりから衣かへしやりてん

袖をぬらして。とあるを見給ひて、こだいの歌よみは、たもとぬるゝかことこそはなれねとのたまひ、御幸の卷に、おなじ君の御ことをいへるに、御こうちぎのたもとに、れいのおなじすぢの歌ありけり。我身こそうらみられけりから衣君がたもとになれずとおもへばとある、をかしさをえねんじ給はで、から衣又から衣〳〵かへす〴〵もからころもなるとあり。又三條大宮の御歌に、ふた方にいひもてゆけば玉くしげ我身はなれぬかげとなり鳧とあるを、玉くしげにまつはれたる哉。こともじはすくなしとの給ふなど、緣の詞にまつはれたるをの玉へるなり。またよろづの草子歌まくら、よくあないしりみつくして、そのうちの詞をとりいづるに、よみつきたるすぢこそ、つようはかはらざりけれとあるは、かの濱のまさごなどやうの歌材を、書集めたるふみをみて、その中の詞をとり集めて、歌をよめば、いたくやうかはりて、めづらしきことはいでこずとなり。六百番の歌合に、野遊、經家卿、梓弓春の日くらし引つれているさの原にまとゐをぞする。左方申云、野遊をさしおきて、弓を詠ずるに似たり。又おほかる野をさし置て、いるさの原におもひよられけむわりなし。判云右歌、左方申旨、頗其謂なきにや。野遊のこゝろはなはだしくこそ侍れ。いるさの原は、梓弓にひかれて、はるの日ぐらしまとゐすらん。すべて秀句きはまりなきにこそ侍めれ。左歌は下句よろしきにや侍らん。右秀句によりて勝侍らば、歌の道みぐるしくやなり侍らん。左勝に侍べしとあり。此判のことば、今時の歌に藥石なり。

和歌第一義は、よしの山花の故鄕跡たえてむなしき枝に春風ぞ吹。みわたせば花も紅葉もなかりけり浦の苫屋の秋の夕ぐれ。みな上下にかけ合たる詞なし。打しめりあやめぞかほる子規なくや五月の雨の夕ぐれ。打しめりは雨のよせなり。かくほのかに匂ひやかなるは、なほ第一義をうしなはず。

和歌の第一義は、餘情と餘韵とにあり。餘情とは、年をへていのるしるしは初瀨山をのへの鐘のよその夕暮。樒つむ山路の露にぬれにけり曉おきのすみ染の袖のたぐひなり。上の歌は、よその夕ぐれにて、我にはあはずして人にあふ事をおもはせ。次の歌は、曉おきのにて、わかゝりしほどは、をとこに別る

ゝとて、涙に袖をぬらしたる事をきかせたり。餘韵とは、一首打よみおはりて、後まで其さま、心にしみ、めにうかぶやうにて、なごりあることゝちするをいふ。道のべの草の青葉に駒とめてなほ故郷をかへりみるかな。白雲のたえまになびく青柳のかつらぎ山に春風ぞふくなどの類なり。上の歌は、故郷を顧みて、駒とめたらんさま、心にしみてさらぬことゝちし、下の歌は、繪にかきたらんやうなるけしき、めにうかびてうせぬことゝちす。そのめにのこり、心にのこるが餘韵なり。これを高しとしてねがはざるは闡提なり。歌よまむ人に、かならず此境にいたるべき佛性はある物なり。心つよくおもふべし。

諸大夫といふ名目、もと一義ながら、さま〲に轉じたれば、其所につきて定むべき心えあり。しばらく相對する所を以て辨ぜば、まぎるゝ所なくやあらん。古書どもに、侍從、諸大夫と相對したる諸大夫あり。侍從は、職員令に正員八人、掌二常侍規諫一、拾レ遺補レ闕とありて、武家ざまの納戸、近習といふによくあたる。傍に侍て給仕する官なり。又八人のうち三人は、少納言を兼、常侍云々の外に、奏請、宣傳をつかさどる。これも今武家ざまにて、納戸役にて御用をとり次とおなじ事なり。これ一切藏人の職掌なり。しか同じつかさを、弘仁にならべ置れし事、不審あるべし。ついであらん時いふべし。正員侍從八人の外に、次侍從といふをおかる。次をなみとよむ。侍從は本役、次侍從はなみ役也。和名抄に、親王以下、五位以上、入二侍從籍一者百人とある、これなり。拾遺補闕などこそせざりけめ。よろづ侍從もおなじ樣に、常に侍て給仕をしたるなり。侍從と次侍從とは、職事と殿上人との如し。此二ツをあはせて侍從といふ。國史に、侍從以上、賜レ祿有レ差などやうにあるは。みな次侍從をも兼たるなり。諸大夫は非侍從なり。おまへちかくはつかうまつらぬ四位、五位なり。侍從、諸大夫の差別、藏人所にて堂上、地下といふも同じ趣なり。諸大夫とは、大ぞうにおしこみたる四位、五位といふ事、侍從ならぬを、おしくるめて諸とはいふなり。國史などに、賜二宴侍臣一とあるは、次侍從のみにて、非侍從（諸大夫なり。）はあづからず。賜二五位以上宴一とあるは、恩諸大夫に及びしなり。侍從も諸大夫も、同じおほやけ人にて、俗にいふ

犬も傍輩、鷹も傍輩ながら、近侍をゆるされざる故、うとく輕き方にはあるなり。次に公達諸大夫と相對ひたる諸大夫有。公達は代々侍從の列にて、大臣、納言にものぼりしほどの人の子孫の身がらをいふ。諸大夫は、非侍從なる人、攝關、大臣の侍所に候し、恪勤して、これを肩入といふ。其ちからをかりてなりのぼる身がらをいふ。源氏物語の惟光、良清、かもの瑞垣うらみし右近將監などの類なり。かくて代々、公達諸大夫なるほどに、つひに家がらの名となりて、公達は近衞の次將、兵衞佐などを經歷して、納言、大臣にものぼる。されど又代を累るほどに、いたく微弱なるも出來て、鳥羽、後白河のころは、受領にて地下なるもあり。諸大夫の英雄は、辨官をへて參議にも任ぜしを、才器奉公打あひて、內府、儀同にも登揚する事となれり。打きゝては公達は尊く、諸大夫はいやしきやうなれど。さる英雄は、諸大夫とは昔の稱にて、いみじき貴族權門なり。次に名家、良家といふ稱あり。名家は、上にいはゆる才器奉公打あひて、內府、儀同にも登揚せらるゝ家門、これもむかしは諸大夫といひし。其中に名ある家といふ事、才名の家といふ說もあるにや。才名の家といはゞ、紀傳の儒、菅家、江家などをこそいふべきに、職原抄などに引出られたる人々、さる家門にはあらず。その家系を推てしるべし。良家は、地下にては省の輔などを經て、老後上階にものぼる程の家の事なり。次々は諸寮の頭などに任ずるあり。その若きほど助にもなる。職原抄に、六位諸大夫任之とあるは、諸大夫の家がらの人の、まだ六位なるほどなり。次に諸大夫侍と相並びたる稱呼あり。諸大夫はつぎ／＼いへる如く、執柄大臣に伺候して、其ちからにて昇進する人にて、かのかもの瑞垣うらみし右近將監などの類なり。年へて恪勤するほどに、侍に紛るゝ所あり。侍はもと執柄大臣の家人なり。家人の中に才器あるを、貢人にして、諸司、諸國の判官、主典にも申なしたるが、五位にもなるがありて、諸大夫に紛安し。畢竟は諸大夫はもとより公人（オホヤケヒト）、侍ははじめは家人にて、後に公人になりたる差別なり。それは延喜、天暦それよりも上より有來し事にて、白川、鳥羽の御代などに至りて、やう／＼家がらの名となれり。元暦以後はその迹に逐（シタガ）ふ事となりて、時の浮沈はあ

れど、なほ某甲、某乙は諸大夫、某丙、某丁は侍と、家の品さだまりたり。今時親王、大臣に伺候せらるゝ諸大夫は、一向家人のやうにみゆれど、もとは公人にて、しかも良家なる多かり。

五位の中に、殿上なるも、無官大夫などいふがあれど、いとやごとなし。地下も後々の昇進、おひさきこもれるが品々あるべし。おしこみたる諸大夫の中には、藏人五位ことにやごとなし。藏人五位とは、六位藏人さくたうばりたるを云。次に式部大夫五位とて、式部丞より爵えたる、又民部丞よりさくえたる、此二ッは二省五位とて拔群なり。中務、兵部を除きて、この二省を尊ぶは、吏務の繁閑によるなるべし。此三ッをおきては、次五位といふ。

五位に叙せらるゝ時、必官をさる。前の官のまゝにて爵給はるを、叙留といひて規摸とす。檢非違使、左衛門尉ことにめでたし。次に大夫將監、大夫外記、大夫史などなり。他官にもありや。ふとはおぼえず。源氏物語に大夫監あり。かくのごとき官には其類すくなし。叙留にやあらん。一たび辭して還任したるにやあらん。議者にとひて定むべし。

職原抄に、參議者、諸臣之中、四位以上、有二其才一之人、奉レ勅參二議官中政一之意也。故非二正官一。然而除目任レ之、又例也。四位任レ之者、猶稱二某朝臣一。三位以上、稱二姓朝臣一也。と有は。諸司の官人の中、ざへある人をえらびて、朝政の議に參ゐらしむるなり。參るとは、俗に相談相手にするといふほどの事なり。うけばりて政をするにはあらぬ故、正官にあらずといへり。されどむかしより除目に任ずる例なれば、任といひて補といはず。大抵大臣は一位、大納言は二位、中納言三位、參議は四位としたる物にて、節會の異位重行この定なるを、今は三位のみぞ多かる。さて四位の參議は、陣の議奏の定文にも、某朝臣定申云、云々といひて、有官も官をなのらず。三位は左衛門督源朝臣申云、云々といひて、名をいはず。又云、任二參議一有二數道一。左右大辨、幷近衛中將、有二其才一者、藏人頭、及勘二七箇國公文一受領等是也と有。大辨は朝政を勾勘したる勞、近衛中將は大かた公達、藏人頭は、内藏頭、大藏卿などやう

の數官にて、朝夕に奉公したる勞、受領七國みな解由を得て未進なき功也。此事、むかしはしらず、白河院の御時には所見あり。文治より後は、諸國受領の政廢したれば、此事あるべくもなし。

參議に任ずる時、朝棐の淺深數道あり。攝家、淸華は、三位中將より直に中納言に任じて、參議を經ざればり別義なり。華族の參議も例あれど、今は聞えず。四位參議ことにめでたし。左右大辨、近衞中將、貫首の勞にて拜任する事よ。次に三木に任ずる日、三位して、辨中將を叙留する。次に宰相になる日、三位に叙して、中將をさり、左衞門督など傍職に轉任する。次に上階の日は、まづ非參議の有官になりて、後に參議に任ずる。次に無官の參議なり。これ近代の義なり。さて四位の三木をめでたしといふは、そのかみ參議は、大抵四位にて、三木の後、三位にもなり、中納言にもすゝみしを、四五百年來、位階を給はる事容易なれば、非參議も上階なるが多くて、三位淵といふ計なりし故、三木は必三位の後なるに、これは年わかき四位のほどより、宰相にし給が規模にてめでたきなり。これ內教が物語なり。

冬のころ、寒さをいとひて宿にのみゐて、外にさし出ぬを、誹諧者流は冬ごもりといふ。ことわりしるき事なれど、萬葉集にみえたるとは、事の意たがひたれば、歌人はをさ〳〵よまぬ事なり。後鳥羽院の御歌に、冬籠さびしさおもふ朝な〳〵爪木の道をうづむ白雪とあるは、たれこめて外に出ざる事に似たり。詞の數多きが、歌よむに便なれば、今もよむべきにや。

誹諧に、夏籠といふ草子あり。夏ごもりとは、密室にさしこもりて、裸體にて風をひくなり。半揚庵の人に贈る消そこに、犢鼻褌ひとつはさすがに浮世を捨かね候とあり。また、物申の聲に物きる暑さかなとあり。みなをかし。

古ひさしといふは、身屋(もや)廂と分別して、南庇はまらうどをすうる所。もやも同じ殿のうちなり。今時いふは座しくばかりひろきもあれど、桁より別に尾根ふきおろしたる所にて、尾張あたりの民家には、かやぶき瓦ひさしのみ多かり。さる所を庇といひし事、物語などにはみえねど、日觀集に、草の庵に軒の

あやめをふきつればひとひ、さしさす心地こそすれとあるは、今時いふひさしなり。今時は庇をおろすといふを、こゝにはさすと有。母屋庇といふひさしも、日影のさし入義なるべければ、今時のは更なり。

鐘のねといふ事は、歌にはよまぬ事に人おもへれど。建保三年六月十一日歌合に、權中納言通光、かねのねのしぐれを送るまきの屋はもらでも覺る篠目の夢とありて、人、これを難とせず。猿樂の狂言にも、かねのねといふあり。室町殿の初のほどの物なるべしと覺しき文段なり。なほさもよむべく、や。そも〳〵鐘の音とは、いかなる故にてよまざるならん。其心をえず。ねとは、鹿のね、虫の音など、ほそらやさしげなるにいふ事にて、かね、つゞみやうの高く、おどろ〳〵しきには、似つかはしからずとにやあらん。詞の多きは歌よむに便あれば、なほよむべくや。識者にとふべし。

千世萬代は、千年萬年といふ事なり。世數千萬をかふるにあらず。それを、一年の事にたしかによめる歌、新古今集に、式子內親王、へだて行よゝの俤かきくらし雪とふりぬる年のくれ哉。此よゝは、年々といふ事なり。

近代の歌よみは、同心、同字をいたくいむ事なれど、それも一首のうへにて、いみいまずは定むべきなり。新古今集に、西行法師、小倉山ふもとの里に木の葉ちればこずゑにはるゝ月をみる哉。木といふもじ二ッあり。また前大僧正慈圓、天の原ふじの煙の春の色の霞になびく明ぼのゝ空。天と空と二ッあり。古今集に、秋の野の草のたもとか花すゝきほに出て招く袖とみゆらん。袖と袂二ッあり。これらは實字なり。新古今集に、秋篠や外山のさとや時雨らんいこまが嵩に雲のかゝれる。やもじ二ッあり。また、うき身をば我だにいとふいとへたゞそをだに同じ心とおもはむ。だにといふもじ二ッあり。また、てる月は雲のよそにぞ行めぐる花ぞ此世の光なりける。ぞもじ二ッあり。これらは虛字なり。猶多かるべし。

日本紀に、作二云々池一とあるは、新治の田の事なり。さるは、山のふもとの小高き所に池をつくりて、そ

のあたりの、やう／＼低くなり行所を田につくりて、水を沃ぎしなり。田どころはやう／＼にひろごりて、そのかみまづいできたるは、いづこばかりともしりがたくなり行物なれば、此地は、某天皇の某年某月作たりと、池にかけて語傳へたるなり。崇神天皇紀に、六十二年秋七月乙卯朔丙辰、詔曰、農天下之大本也。民所レ以恃以生一也。今河内狹山、植レ田水少。是以其國百姓、怠二於農事一。其多開二池溝一以寛二民業一とあるは、狹山に池を作そへて、もとよりある田に、水をまかせたる事なれど、新開も同じ方にて、池より水をそゝぎたる物なれば、此文證據となすべきなり。さて、此池をつくるといふは、庭の池水とはやうかはりて、平らかなる地を堀鑿ちて、水を湧しめたるにはあらず。山の尾さきと／＼とをつきとめて、雨水、雪みづをためたる物にて、萬葉集に、水たまる池田などよめるは是なり。かくて冬十月、造二依網池一、十一月、作二苅坂池、反折池一。などあるも、みな屯倉御縣のたぐひにて、公の田なり。日本紀にはかやうの子細多かるを、等閑に看過す事なれば、おどろかさんとてなん。

垂仁天皇紀に、廿三年秋九月乙丑朔丁卯、詔二群卿一曰、譽津別王、是生年既三十、髯鬚八掬、猶泣如レ兒、常不レ言二何由一矣。因□有司而議之。冬十月乙丑朔壬申、天皇立二於大殿前一、譽津別皇子侍之。時有二鳴鵠一。度二大虛一。皇子仰觀レ鵠曰、是何物耶。天皇則知二皇子見レ鵠得レ言、而喜之、詔二左右一曰、誰能捕二是鳥一獻之。於レ是鳥取造祖天湯河板擧奏言、臣必捕而獻。卽天皇勅二湯河板擧一曰、汝獻二是鳥一、必敦賞矣。時湯河板擧、遠望二鵠飛之方一、追尋詣二出雲一而捕獲。或曰、得二于但馬國一。十一月甲午朔乙未、湯河板擧獻レ鵠也。譽津別命、弄二此鵠一遂得二言語一。由レ是敦賞二湯河板擧一、則賜二姓鳥取造一。因亦定二鳥取部、鳥養部、譽津部一。とあり。鳥取造は、鳥取部、鳥養部を進退する職にて、いはゆる伴造なり。上古は職を世々にしたる物にて、やがて姓にもおへるなり。鳥取部、鳥養部は、後世の鷹匠、えさしなどやうに、大御饌に奉るべき鳥を取て參らする者と、大鳥、小鳥に餌をあたへて養ふ者とにて。今にいはゆる伴部、品部の色なり。〔割註〕令には、主鷹司あれど、鳥取部と覺しき物はなし。又鳥養ふ司もなく、鳥養部もな

し。」譽津部といふは、諸國の百姓のうちを取わきて、譽津部となのらせて、これらが奉る貢調を、此皇子にいれたるにて、今にいはゆる封戸なり。上古は國造とて、國々を領する人有て、封建のごとき世なりければ、庶民もみな、國造の民の如きものなりしを、かく譽津部などやうに、御名代といふ事いできて、その民をわかちて、やう／＼國造をけづられしなり。さて國々の譽津部も、湯河板擧の預なりければ、得分もありて、數き賞給はりしなり。日本紀には、かうやうにかくれたる子細ありて、活眼にあらざればよみえがたし。こまかには、臣連二造考にいふべし。

さきに大原女といふ事を、おはらめかと、五もじに歌によみたりしを、當座の歌なりければ、人々打かたぶくめりし。げに杜撰なるが如くなれど、建保職人歌合の作者に、おはらめあり。萬葉集に、ともし火のあかしの大門に入日にやうきわかれなむ家のあたりみてとあり、大門をおとゝよむべくば、大原もなどかおはらとよまざらむ。

かなづかひといふは、こゝの詞の音に、もじの音をかなへて、かりもちひたるなり。其中に、いゐ、えゑ、おをは、言語の音も、字音もよくわかれて、〔割註〕其わかれたるさま、本居先生の字音かなづかひに圖解あり。」打きけばいかゐか。えかゑか。おかをかは、分明にしられてまがはざりしかば、音にしたがひてかり用ひしゆゑ、萬葉集、續日本紀などに、かなのたがへる所はなし。かくて奈良の京には、まがふ所なかりしを、今の京となりて、言便といふ事いできたり、〔割註〕いつの比よりといふ事考なし。かやうの事、いつよりときはやかには知べきにあらず。もしは貞觀の比より漸有しにや。」言便といふは、いひ易きやうにまげていふ事にて、よろづの訛言、みなこれよりいでくるなり。さるは其頃の人、物いふに容止をおもひて、口を大にひらき、唇のしば／＼動くを、威儀なしとして、人がらをつくろひて、さていひ易きやうに物いふほどに、いゐ、えゑ、おをもまがひてわかりがたく、ひふほも、いうおときこゆる様になれりしなり。延喜、天曆のころよりは、ひたすら其定なりしかば、かなのたがひ行源は、此時

より觴を濫べたり。さりながら、言葉にこそいゐひ、えゑへ、おをほを、まがへていひつらめ。物かくには書來しまゝに書たるべければ、忽にいたくはたがはず。三代集に、かなちがひの歌、をさ〳〵みえざるは此ゆゑなり。さて年をつむほどに、やう〳〵たがひもて行て、寛治、嘉保のころ文治、建久の末になりては、只心にまかせて書たるなり。さても同じかなの二ッ三ッあるが快からねば、上にかくい、中に書ゐ、下にかくひ、などいふ説もありしかど、其説に人、よれりともみえず。こゝに京極黄門、拾遺愚草を人にあつらへてかゝせ給し時、かなづかひを定めらる。みわたしたる同じ紙に、同じことばの出たる時、いゐ、えゑ、おをのかなのかはらんか。心ゆかぬ事におぼしての事なるべし。屋代太郞殿の藏板に、三藐院殿下の摸寫し給ひたる墨本あり。これかなづかひと云物の、いできたるはじめなり。其かなづかひを、行阿法師がひろめたる、定家かなづかひといふ書ありて、世に行はる。其序に、かの卿のかな定め給ひしゆゑをしるせり。今のかなづかひは、世々の宗匠、此かなづかひを增補刪削して、一部となせりと聞及べり。いゐ、えゑ、おをは、既にまぎれ果ての後、さる名家のしいで給ひける事の跡なるに、やごとなきあたりに、みな用ひさせ給ふ事なれば、今これにしたがはむに、誰かはまどへり、あやまれりといはん。かなづかひの事定まれるが如し。近き頃契沖法師、萬葉集を講じて、上れる世のかなづかひをみさだめて、和字正濫抄をつくる。こゝにおいて、かなづかひ、世に二流いできたり、そのかみ、いゐ等の音のわかれたりし世の古言をとくには、此かなづかひによらざれば、おもひえがたし。たとへば、今がな、おとこおとめと書なれど。少男、少女の義なれば、古がなは、をとこをとめなり。大はお、小はをの義なり。かゝれば學問に志ある人、此かなも又廢しがたし。わが先生は、延喜より上なる書は古がなに、後なる書は今がなに、二樣に書て物せらる。此ころより、いゐ等の音まがひて、ひとつになりし事なれば、此處分や公平(クヒヤウ)ならん。正明なども、このでうにこそあるべけれど。あやしう物わすれする性質に、事ごとに二樣を記臆しえむ事、いとたい〳〵しく、わづらはしく、えたへぬ事なりければ、古語とく便に、契沖法

師の考定めたる古がなを用ひなれたり。それはた例の物わすれにて、百人一首抄に、二所とか書たがへし所ありとぞきゝし。物書ごとに、さのみぞあるべき。そも〳〵いゐ等の音ひとつに混じて、おとも、をとも唱へわきがたく。えとも、ゑとも聞わきがたき世となりては、耕雲大とこのせちのやうに、かなは打きゝだにたがはずば、いかやうにかゝむもよろしかるべし。さりながら、すでにかなづかひといふ物あるうへは、同じくばそれによりてかくべしと、みづからはおもふなり。かゝれば、別におもふ所ありて、師の所爲をわすれ、今がなをすてたるにはあらず。記臆うすき身の、學問の便宜にしたがふなり。世上の人も、かなは言語の音を、字音にうつしたる物といふ事と。いゐ、えゑ、おをは、いにしへは音ことなりしを、今は混じて一ッになりしなりといふ事は必しるべし。それしりての後は、かなづかひは、人々のこゝろにやあらん。

九國、四國の人の物いひには、ちと、しと、つと、すとの濁音、おのづからわかるといふ。常其國々の人にあひて、物いふはきゝながら、心もつかで過しつるを、さいつ比、思ひおこして、松平肥前守殿の家臣峰六郎短當といふ人のもとに行たり。物語するほどに、心をつけてきけば、おのづから分別あり。ちつの濁は、舌短き人の物いふごとく、おもくいひがたきが如し。さるは舌のさきを、上腭にさしあてゝ、ぢといひ、づといひながらはなつ故、おもくいひがたきが如きなり。じずは、いひざま、やゝかろくやすげなり。いひはじむるほど淸るが如くにて、末にごる。おもふに舌を下齒にさしあてざまにいふ故、舌の齒にいまださしあたらぬほどは、淸音の如くにて、あてはつれば濁るにやあらん。分明に聞わけて、けふはかう〳〵の事にて、それ聞分むとて、來つといひてさてかへりぬ。其後も、其國々の人に逢て物がたりするに、すべて心もつかず。

御臺所とは、御臺盤所といふ義にやあらん。御は寢殿のもやにすませ給ひて、北庇に女房の侍あり。臺盤所といふ。申べき事あれば、御臺盤所の女房につぐる故しか申なり。北政所とは、申べき事を政所に

つぐる故なり。北とは、女方におはしませばなり。北方といふも、女方につけていふ名なり。御簾中とは、おはします所をさす。奥方とは、家の奥もやにすむ義。御しんぞうとは、深窓と云に似たり。長恨歌なるは未嫁女（ムスメ）の事なれど、それも奥ふかくすむ故の義なれば、人づまをいふも其義にて、意かよふにやあらん。尾張にて、ごつさまといふは、御室様といへるにや。かみさんといふは、物がたりにあるうへといふに似たり。又何がしのおかたと云。其家さまをさしていふなり。女房といふ房も、奥深き方によれるにや。かゝといふは、其義をしらず。

甲子のわざはひ大かたならず。先生の奥がたの政する御方、春のころよりみこゝち例ならず。こぞより本所といふ所にわたりおはしませば、わが市谷のかいつぶりの家とは、ほどへだゝれど、時々まゐりかよひてみ奉るに。御なやみいつとなくて夏もすぎぬ。葉月なかばには、すこし御をこたりざまにて、おきゐつゝ盛なる萩を御覽じて。御心なぐさむやうなりしかど、ともすれば御ながめがちにて、露けき秋をすぐさせ給、神無月の末つかたより、なやみまさり給て、年のくれ近づくまゝに、いとよわげにならせ給へど。年かへりなば、かならずみなをし奉りてん。春は人のけしき、はれ行物なればとおもひをり。二十八日にまゐる。いよの御とて、年ごろつかうまつるが。みありさまかたりきこゆ。御くすりはきこしめせど、御かゆなどは御手をだにふれさせ給はず。さこそさはやぎ給らめと、心づようはおもふ給られながら、心ぼそうといふ。さる事なれど、何事かはおはしまさん。年のかはるもたゞ今の事ぞかし。みけしきなをらん春へまちつけ給へといふ。御みづからも御物がたり有て時うつる。年の内には、今一たびみ奉るべしとて、日くるればかへりぬ。次の日は正俊をまゐらす。よるも御かたはらさらず、御ゆなどこうじてまもりゐつゝ。午の時ばかり歸來たり、よべは夜ひとよなやませ給し。今もやきえいらせ給とみ奉つる。明はてゝは、すこしよろしげにみ奉つれど、猶たのみすくなし。けふは御をぢの君のとぶらひ來んとの玉ひしとて、まちおはすみけしきなりしといふに、しづ心もなけれど、紅の塵所せくつもり來

て、はらひかねたる年のくれなれば、いそぐとすれど事ゆかで、とかうしてまゐりたるほど、日もくれなんとす。はした者あひたり。みけしきかはらせ給ふ。とくおはさなんとて、人はしらせ給つといふに、むねうちつぶれて、つねおはします所につといれば、先生、大君、いよの御など打なきつゝまもりおはす。今なんたえいらせ給つる。待おはしつるに、口をしうとのたまへば、わが身つみさり所なうくやしうかなし。

かへり来ぬ別もしらでくれて行年のなごりを何をしみけむ

大君は、三浦備後守殿に宮づかへしておはします。此春よりとき〴〵をりゐて、打そひ見奉たまふ。元日より打つゞき、ぎしき所せければとて、けふとぶらひにおはしたり。朝より御傍さらずつとそひおはして、よろづにつかうまつらせ給。今はかへりのぼらせ給へ。けしうはあらじとの給ひしかば、さはとて出させ給に、門にだに及ばせ給はぬに、みけしきかはりぬと申せば、立かへりてみ奉あつかはせ給ふに、たゞきえに消いらせ給へば、残給ふ御かたさへ、われかのみけしきなり。なほ打ふしたるまゝにておはするを、みじろきもやし給ふと、うちまもりつゝ時うつる。灯火かすかにひかりて、よはのさま、すゞろにかなし。子時ばかりにもなりぬ。伊よの御は、日ごろ御かたはらさらずつかうまつりて、いたうかうじたるなるべし。すこし打まどろむとみるほどに、御ふすまはわれまゐらん。さながらそひふさせ給へ。やをらといふは、日ごろの事ども夢みるなりけり。今こればかりはまゐらん。御藥よりもげんあるわざなりと、御くすしの申つるをといふは、御かゆそゝのかすなるべし。またおきあがらせ給はんとならば、われたすけ奉るべしといひて、ふと立あがるを、人々おどろきよりてたすくれば、うつゝになりて、こは夢なりけりな。おはすとおもひつる物をとてなくに、誰かは涙をしまむ。聲うちあはせてなきかはす。

ありとみし夢は中々ゆめならでさめて夢なる人やこふらん

鳥もなきぬ。おはしましゝほどの事どもかたりつゞけて、かのをりその時、との給ひつ。かうし給ひつと、かへらぬ事をくりかへし、しづのを環いと心ぼそし。今は明はてぬ。なべて世人はいさましう、千年よろづ代と、君をも人をも祝ひよろこぶほどなるを、こゝには人々みなかきくらしつゝ、やみより闇にうつり行こゝちのみして。

石原喜左衞門正明

文化二年正月五日、補綴反古以爲二帖了。

年々隨筆終

嘉良喜隨筆

嘉良喜隨筆卷之一

山口幸充著

○慶長ノ治天下日ニ至テ、自他枕ヲ泰山ノ安キニ置コト、東照ノ神恩云盡シ難シ。然ルニ身上左スルヨリ謗ヲ御倹約ニ及ボスト云ヘドモ、予ハ曾テ其意ヲ得ズ。故イカントナレバ、昇平ノ時ハ、農工商トモニカセギテ食ヒ、今ヲ省ミ安ジ居ルベキ事也。是則治世ノ賜也。又千金ヲ貯ルヨリ、一日百錢ノ備夫迄、身上ヲ知リ倹ニ處スル時ハ他ヲ諂ハズ、而モ事缺ズ、損費ヲカケズ、不實ヲナサズ、予等又如レ此。且生質朴素、一生他ニ借ズ、一錢ノ損失ヲカケズ、快然タル事計ハ、顏淵ヲ想像ス。然ルニ堂上地下町家迄、衣食住ヨリ奴僕ニ至リ、分ニ過タルハ勢猛ニ、他ノ見ル所美キガ如シト云ヘドモ、歳ノ終ノ苦シサハ、火ノ車ニ乘ル心地ヤセン。借シ方貴人ニイヤシメラレ、雜言ヲ聞モツラカラン。ソレノミナラズ、日比モ人ニ諂ヒ、髭ノ塵ヲトリ、金銀ヲカラン事ヲ欲シ、或ハ山顛ナド云事ヲ匠ミ、汚名ヲ蒙ル事、世ニカマビスシ。下サマハ更也、近クハ公家ニモ心賤ク、西國大坂抔、富有ノ町家ニ息女ヲ遣シ、表ハ勘當抔云フラシ、内證ニテ料物ヲ貪ル類見及侍リ。是ヲモ忍ブベクンバ、何レヲカ忍ブベカラザラン。

○貴人高位ニ對シ、御椀、御足ナド女ノ云ナルヲ、重言ノヨシニテ笑ヘルアリ。是御御ノ重ナルニアラジ。御ノ字ノ訓成ベシ。例セバ、臣、富、彭、君、公、忌、齋、上、神、海、止、弓ノ類、ハネ假名皆、ミトヨム。流石ニ御足トバカリニテハ、敬フニタラザルガ如ク思フヨリ云ナルベシ。サレバトテ御足トハネタランモ、女ニ似ツカズ、コト〱シク聞ユレバナルベシ。

○燈臺本闇シト云俗諺、ツク〲思フニ、毎事ニワタリ、而モ身ノ心得トモナリハゲムベキ事也。伊勢賀茂ヲハジメ、神家ノ輩神道ヲ不レ知、出家入道シ、觀音彌陀ヲ信ジ詣ヅル族、間目撃ス。官人ハ官職ヲ不レ辨、サモ有ナン。近キ年是ヲ見ルニ、國々ノ百姓、又ハ町人、金銀多ク遣シ養子トナリ、其職ヲ買得スレバ、有職ヲ知ザルノミナラズ、却而亢傲(タカブリアゴリ)、上ナキ思ヲナスモヲコガマシ。醫師ハ醫理ヲ知ラズ、假名ノ醫便濟民惠德ノ方書ヲ粗見シ、敗毒正氣等ニ一二ノ妙藥ヲ覺ヘ、家祕抔トテ云廻ル。誠ニ盲人ノ蛇ヲ恐ザル如ク、誠ニ危キ事ノ最ナルベシ。司命ノ職也。天鑑イチジルシ、恐レテ以テ大病ヲバ他ニユヅリ、峻藥猥リニ施スベカラザル事也。カク云ヘバ迚、一列ニ如レ此アルニアラズ、普代ニ勤學ノ人アリ、又田舍ヨリ出京ノ人、万事心掛ルアリ、是又京出生ノ人ニ合テ、彼ニハ本闇ク是ハ傑然タル者乎。

○或人云、太平ノ世大名ニ成ガタク、且今ニテハ公家ニハ曾テ成難キ事ト云。予ガ云然リ、去レドモ絶而成ラヌト云事ニハ落着ガタシ。先ヅ近ク見聞スルニ、攝家清花ノ諸大夫ニ、間(マヽ)鄕士ナルモノアリ、或ハ外様ニ勤メ中、扈從近習ヲ經、諸大夫ニ成モノアリ。或家ニハ町人モ數多アリ、如レ此猥リニナルモ一物ノ故ゾカシ。然ルニ攝家ノ諸大夫ハ大名旗本ニ成タルハ、現ニ人ノ知所也。又堂上ニナル事ハ、錦小路極﨟モ、近衞殿ヨリ六位藏人ニ仰立ラレシガ、養子ハ公家トナル。又藤波、吉田、萩原、土御門等、近年堂上ヲ聽タリ。知ベシ。然レドモ我佛貴ト云如ク、武家ニ生育(ソダテ)バ長袖ヲイヤシメ侮リ、京ニ住メバ堂上ナラデハト思フハ人情ニシテ、且ハ驪龍ノ蟠ル所ヲシラヌ類ナルベシ。輕キ官人、或ハ使番如キモノ、鼻高ナルハ、サナガラ白猪白犬一家ノ自賛ナランカ。將可笑(ハタヲカシキ)ハ、昨日武家ヲ出、今日平堂上ニ靑侍シ、御直參抔トテ我ゾ良ハ誠ニ捧腹スルニ絶タリ。賤シキ者モイデヤト思ヘバ肩ヲナラベル格ナルニ、無智ナルモノ、存念コソ不便ナルハアラジ。

○飲食男女ハ人ノ大欲存スト、人ニハ不レ限、生類皆然リ。龍ノ欲情ノ甚キ事、五雜俎ニ見ユ。牛馬等

形大ナル程欲甚シ。人ニモ樹頭ノ蟬ノ如ク情欲ナキモアリ、男女ニモ二品トモニ厚薄アル事具ニ知レリ。シカシ脾臓アレバ飲食ヲ欲シ、腎臓アレバ色ヲ思フハ、皆內ヨリスル事ニテ天性也。西土ノ醫書等ニハ、求嗣ノ術多而、心ヲ用ルヨシナレド、予ガ見ル所、相續ヲ思テ交ルハ稀也。物ノ心モ辨へ、子孫ノ事ヲ思フニ至リテハ、胎敎ヲ案ジ、山水ノ氣ヲウクル抔試ル人モ有ベシ。藤樹ノ花朝、息游ノ外書等論アリ。松庵漫錄ニモ辨ゼリ。シカシ天地自然微妙ノ事ニテ、一應ニテハ辨ジガタシ。聖賢ノ子ニ不肖アリ、愚頑ノ心ヲ用ズシテ聖賢ヲ產出スアリ。カウヤウノ所ニハ、數ノ筋ニ云タル事共ニテ、實ハ心ヲ潜メミレバ、サ迄ナキコトモアリ。神道雌雄ノ傳、一段越ノ傳アレ共、是又普クハ及ビガタキ事共也。

○西川求林齋万物怪異辨談、日本水土考、華夷通商考、夜話草、天文書以下數品ヲ顯ス。辨談ハ論ニ致也。通商考ハ大清十五省ノ圖添テ、重寶ノ書也。其水土考ニ、千歲ノ後金銀ナケン、人物繁多ニシテ食物ナク、世界滅センノツモリ、左モアリナン。彼邵公節ノ一元十二万九千年ノ說、其後數賢諸然リト云へ共、日ノ本ニテハ知テ云ズ。只天壤無窮寶祚長久ト祝祈スル事也。是又水土ニヨルノ嘉言也。

○宇野ガ姓氏解ニ萬多（マタ）等（ト）ト點ス、如何ン。萬多親王ハ新撰姓氏錄ヲ顯シ玉フ。不比（ヒ）等（ト）ノ等ニハ有ベカラザル歟。追而可レ考。且ツ同姓ヲ娶ルノ事ニ付、熊澤子ヲ笑フ事アリ。集義和書、顯非等ノ類、前ニ出テ誹謗スト云へ共、彼レハ眞實ヨリ出タル學ニ而、今世博覽強記、我慢ノ儒生ニハアラズ。和書外書、或問小解、大義西銘解、五倫書易小解、女子訓、九經傳、夜會記、心法行狀、以下ノ數書ヲ見テ知ベシ。其魚鳥ハ乳養ノ理ト云ナド、俗說辨ニ井澤氏書ヲ引テ、左ニ非ズト云ヤウノ事、其外些少ノ違失ハ、賢人以下ニハアル事也。是ヲ以彼人ヲ謗ルベカラズ。行狀ニ程伊川ニ比スル宜ナル哉。

○松岡丈雄ハ尾州ノ人也。予垂加流ノ神道ヲ此人ニ聞キ、大和魂ノ一書ハ壯年ノ作、烈シヒ哉不レ可レ取レ之、其外卿ノ著述多シ。或時云、熱田ノ社家五六輩、吾大神ノ御內々ヲ知ラザルハイハレナシ、イ

ザ玉ヘ迚寶劍ヲ開キ拜シ奉ルニ、木ヲ彫寶劍ヲ埋テアリ。然ルニ此拜見ノ族、數ケヲ經ズシテ咸ク癩(カタイ)トナリシト。然ルニ右ノ師、同國東照宮ノ社司吉見氏古語拾遺ヲ抄而、往昔妖僧ノ盜タルトキ靈驗ナカリシ事ヲ辨ズルニ、此癩ノ事ヲ云ハズ。イカン、他日非藏人松室氏ハ、予ガ講席ニモ列ル人ユヘ、此事ヲ語ルニ、同日ノ譚アリ。我松尾ノ社司、神體ヲ拜シテ忽チ盲(メシイ)タリト。然レバ彼西海ニテ神璽ノ箱ヲ開キ見ントシテ、血ヲ吐シモ不レ可レ誣。後陽成院内侍所ヲ叡覽マシ〳〵シハ、帝王ニテマシマス故カ、御不敬ナガラ何ノ御恙モマシマサズ。却テ一物ノ有シヲ泉涌寺ヘ下サレシハ、御器量ト申奉ルベシ。

○世界生滅ノ事ヲ云迚、ハマグリ貝ノ高山ノ頂ニアルト、山ノ形ノ波浪ノ體ナルヲ以テ證ス。誠ニ予ガ本國口州ニモ、ハマグリガ城トテ高山頂上ニ蛤貝多アリ。然ルニ十二万九千年夜ノ内、一向生物ナクシテハ蛤モ有ベカラズ。又蛤アリ共、金石スラ灰燼トナランニ、ナドカ蛤バカリ、灰ニナラザルベケン。深ク思フテ得ベキノミ

○天抑穗耳尊、ヲシホミヽノミコトヽ申奉ル。此耳ノ字音ヲ用、耳(ニ)ト申スベキヲ、一書ニ、抑骨尊ト書ス。ホネホニノネニ通音ナレバ也。音ヲ用ル事魂留(タマル)命ノ類抔アリ。然トイヘ共猥ニ云ベカラズ。默而工夫スベシ。抑神道ト云事大ニ退轉、卜部家ニ傳ルガ如シト云ヘ共、是又卜家ニシテ正說ナラズ、其餘中臣齋部中絕ス。何ニヨツテカ正說ヲ得ン。淺利太賢正義勅授ト稱シ、後水尾天皇ヨリ猪熊神祇大副、水戶光圀卿、今井有順、太賢ト相續スト。予初メ太賢ニ學ブ。是又附會雜說信仰シガタシ。顯ス書多シト云ヘ共取ガタシ。白川家又一向不傳ト云ヘ共、近年彼是打寄リ建立ス。信ズルニ足ズ。其外增穗氏初メ一流ト稱スルアリト云ヘ共、何ノ神道ゾヤ。垂加先師ノ發明多シト云ヘ共、失モ又多シ。風水草モ名程ニ思ハレズ。近年尾州吉見氏大ニ發明シ、外宮並ニ吉田ヲスラ辨破シ、專ラ古書ニヨルト云ヘ共、是又悉クハ取ガタシ。官牒ヲ用ユトイヘ共、悉ク道ヲ知テ記シタル人々ニモアラズ。予神

道奥秘ニ愚意ヲ記ス。後昆往テ見ルベシ。

○予清次ヲ要トシ、是セザル者ハ甚ダムサク覺タルニ付、工夫ヲナスニ至。心ナリ。子細ハ胎ヲ出レバ乳ヲ呑事、上天子ヨリ下万民ニ至ル。先其産門出胎ノ不淨ハ更也、乳ハ又女體ヨリ出ツ、上ニ出ルヲ津液トス。人ムサシトス。下ニ出ルハ二便也。第一ノ不淨トス。中ニ出ルヲ乳汁トス。是ヲ以生命ヲツグ、上下ヲ不淨トシ、中ヲ清シトスルモ、イカヾナレ共、是ナケレバ長ナラズ。万人同ジケレバ何モ思ハズ。同乳ヲ成長ノ後呑シメントセバ、ヌイナミヌ。シカノミナラズ鹽肴煎肴ヨリ鹽等ニ至リ、其本ヲ尋レバ大ヒニムサシ、茶モ麸モシカ也。去レ共洗ハズ、飲食スルニ氣モツカズ。彼服忌如キモ人作也。然レ共人定ル時ハ天ニ勝ニテ、今ニテハ法定レバ犯ス時ハ過失也。如何程貴人ニテモ、イワレザル品アル事余見聞ス。彼梁昭明太子ノ、御膳ニ厘ヲ栽道玉フニテ知ベシ。然レバ身ハナラハカシノモノ也。強而人ヲバ不レ可レ咎。我ハソノヨキ程ニシテ、口ニ叶ヘテ可ナリ。

○延寶ノ比、洛ニ黒川道祐ト云人アリ。日次紀事若干卷、雍州府志等ヲ顯ス。諸事ニ多能ノ人也。予同心ノ思ヲナス。然レ共彼レハ詩ヲヨクス。予ハ詩作ヲ好マズ。何事ニモ執滯スル事ナク、且遊藝ヲ自身ニセズ、他ノナスハ面白シ、依レ之物每他ヲ以樂ム。且ツ寫本ヲ甚ダ好ミ、寢食ヲ忘テ寫シ、或ハ再見シテ心ヲ慰シム。道祐ノ雜記並ニ隨筆數卷アリ。一覽ノ序粗隨筆ス。京都並ニ諸國ノ寺僧ノ名什物、或ハ諸家ノ略系等、何レノ事ヲモステズ。聞ノマヽニ記セリ。雜事ヲ考ント欲セバ全書ヲ見ルベシ。六原花日堂ニアリ。○延寶九年二月起筆、遠碧軒隨筆云、○印色胡麻油鍊法、南京興福寺逸然傳、胡麻油二斤、一斤百六十目、皂角子壹箇、小キヲ莢ナガラ二ツ三ツニヲリテ、生姜三片、明礬二錢、白蠟一錢半、黃蠟同、右文火ニテ一ツニ合シテ、以後鍊リ、至レ滴レ水爲レ珠、常ニ鍊ヲキテ肉ノ乾每ニコレヲ加フ。幸充云、如レ此品無二際限一、年來合二別記一可二合見一。○水靈ハ龜也。○日本國ノ神社佛閣ノ緣起ノ内、釋迦堂清涼寺ノ十二卷、和州當

痳ノ縁起ヲ一二トス。探幽ガ日光ノ縁起ヲ寫ス時、日本國ノヲ集テ見、此二ツヲエリ出シ、手本ニシテ書。〇盲人會所ヲ清聚庵ト云。本ハ關山派也。サレ共都方(イチカタ)ノ座頭ノ畫像ニ、大德寺衆ノ古キ賛アルアリ。今ハ千江ト云僧住ス云。本關山派ノ僧代々住ス。中島清宗子ニ撿挍アリ。此時關山派ノ留主居ノ僧死シテ跡ナシ。宗清肝煎ニテ、大德寺正受院ニ居タル千江ヲスユ。是ガ大德寺派ノ始メ也。二月石塔ニ中ノ飾ハ柳也。大瓶一双、小瓶一双、提子銚子一双、サテ二重菓子ト云テ、餅ヲ五色ニシテ、



此ナリノ高盛一ツアリ。サテ土器ノ小中大三通アリ。始ニ雜煮出ヅ、其上ニテ職ヨリ一禮ニテ、小キ土器ニテ一遍廻ル。二獻ニ糟雞、コレハ吸物、其上ニテ中ノ土器ニテ廻ハ、此上ニテ惣撿挍綱引ヲカタル。三聲座中エイ〳〵ト唱、サテ頭人ガ延喜聖代ヲ語ル。此次ニ四派ヨリ一人ヅヽ語ル。サテ蒸麥出テ、大ナル土器ニテ一遍廻テスム也。宿彗神ヲカケテ、前ニモリ物麦麪ヲ一双スユ。各燒香ニテ卽卷也。座ツキニ千江各ノ前ヘユキ、一人ヅヽノ前ニテ心經ト申スト、百卷ト答フ。此數ヲカキ、惣撿挍ヨリ翌日久我殿ヘ持参ス。卷數ノ心也。〔割註〕幸充云、凉ミニハ又式替ル、一年杉谷撿挍雖レ招、遠方早晨旁不レ行。」〇愛宕山ノ本社ノ傍ニ護摩ノ灰ヲ捨ル所アリ。其所ニ小便抔ヲ禁ゼンガ爲、佛ヲ彫タル石灯籠ノ柱ノヤウナル物ヲ、印ニ建テヲクヲ、イツノ比ヨリカ時平公ノ墓ト云謬傳也。扨本社ハ伊弉冊尊ナリ。諸尊ノ草木ノ花ノ如ク、再蘇生アルヤウニ迚、花ヲカザシテ舞玉フトアル由緒ニテ、今樒ヲ賣也。又軻遇突智ヲ産熱ニテカクレマシマスユヘ、火難ヲ救玉フ也。且武家尊崇ノコト、中古ノ軍記ニ見ヘズ。信長公ノ時分ヨリ崇ラル歟。勝軍地藏ト云コト、一切經ニ見ヘズ。又太郎坊ハ魔所ユヘ、地主ノ魔ヲ祭ルナルベシ。幸充云、不レ如レ此。地藏ハ天應元年慶俊合祭遥ニ後ノコト也。〇三善淸行居逸(キヨヤス)トモカキ替テアル故ニ、淸行(ヤス)トヨムガヨシ。〇布モカウトヨム。徒然草ニ在。モカウハ本瓜(モカウ)ヲ紋ニツクル故云トナレド、實ハ帽額(モカウ)ト云コト也。唐僧ハ簾眉ト云。〇聖賢ノ像並ニ佛像ヲ銅ニ鑄、又ハ木ニ作ハ大明ノ律ニ咎メアリ、一毛一髪違フテモ眞ニアラズ。只名ヲカ

キテ祭ルガヨシ。ソレ故ニ釋菜ニモ神主ヲ用ルガ吉ノ說也。〔割註〕幸充云、下禮ヲ教ルニハ、像ナケレバ
信ゼズ迚、增穗氏竈神奥津彥命、沖津姬命ヲ記テ札ニシ、大和姬命ノ木像夥敷拵タリ、於此說有ン」〇
達音、又忠ニ作ル。〇淸閑寺從一位內府ハ、實ハ二條昭實ノ子也。披露ナリガタキ譯アリテ、庸道ヲ嫡子ニ
用、淸閑寺ト云新家ヲ取立テ名家トシツガシム。〇獻策ノトキ、親父ヨリ題ヲ三ツ出シテ、文ヲ三篇、
秀才ニカヽスル也。三ビ試心乎。策文ハ古ノハ經國集ニアリ、今年高辻父子ハ、北野南門外石壇下ニ
テ腰輿ヨリ下ル。扨井ノ本ノ傍ニ兀子ヲナラベヲキ、上ニ氈ヲシク、五條、東坊城等親類ノ堂上、井
ノキワニテ手水ヲ仕ヒ、右ノ兀子ニ腰カケテ居ラル。前ニテ一禮シテ、父子ハ寶前ノ前ニ、蛛手ノ上
ニ檜ノ曲物ニテ手水ヲツキヲキ、柄杓ヲ上ニ横ニヲキ、手巾ヲ二ツ青キ丸竹ニ挾ミヲク。西京ノ地人
ノ內ヨリ、末社ヲ守ル白張著ノモノ手水ヲカク。其後神樂ヲ奏ス。扨天滿宮ノ勅額ノ門ノ內ヨリ筵道
也。本社ノ階ノ下ヨリ、ノ椽ノ上迄ハ、筵道ノ上ニ地布アリ。夫ヨリ幣殿ヘ入ル也。〇宗祇ハ園池ト
云所ニ住スト云。種玉菴モソノ所ニアルベシ。葉室ト云所ハ松ノ尾ノ邊トミユ。〇鷺仁右衛門ガ家ニ
行合ト云面アリ。海邊ニテ同所ニテ面ヲ二ツ拾フ、共ニ翁ノ面也。一双ノ細工也。南都若宮祭禮ノト
キ、松下ノ開閇口ノトキノ足ツキガ反閇(ヘンバイ)也。行幸等ニ陰陽家先ヲ祓フヲ反閇ト云。今俗ニヘンバイヲ
フルト云ハ是カ。又權柄ヲフルフトモ云フカ。扨反閇ノ足ブミヲ禹歩ト云。禹王水ヲ治トキ、手足ニ
胼胝アリテ、跛ノゴトク足ヲヒカル。其マネヲシテ禹王九州ヲメグリテ・無恙ニアヤカルトテ、禹歩
ノ眞似ヲスル也。〇左甚五郎ト云モノ、榮徳ガ弟子ニテ、細工ヲ上手ニス。今ノ北野ノ社ノスカシノ彫
物、並ニ豐國ノ社頭ノホリ物龍ハ、榮徳ガ下繪ニテホレリ。ソレユヘ見ゴト也。左ノ手ニテ細工ヲ上
手ニシタルモノ也。〇今ノ智積院ハ南化ノ守ニテ、太閤ノ御息祥雲寺殿ノ寺ニテ、南化迁化ノ後、弟
子ハ織田常眞ノ子也。コレガ墮落シテ、ソノ跡ヲ兩僧爭フモノアリ。家康公中ヨリ御トリ、智積院ヲ

取立テ新義ノ法ヲ、コサシム。長谷小池ト智積トガ兩立ナリ。○醍醐ノ三寶院（應仁ノ比、已ニ稱三寶院門主。）ハ院家ノ室ニテ、尤僧正ニテ寺務ヲスルコトハ久敷コト也。秀吉公ノ時代、二條晴良ノ子三寶院ニナレリ。才覺者ニテ醍醐ノ花見ノトキニ色々馳走アリ。夫ヨリ門跡ニ仰付ラレ、三百石ノ寺領並ニ桐ノ紋ヲ遣サレヌ。此人器量アリ。云、本願寺ノ門主ハ、九條殿ニツヾキテハ由緒モアレドモ、如何ニシテモ僧家ノ者ノ參會スベキモノニアラズト仰置レ、夫故ニ今モ參會ナシ。〔頭書〕三寶院開山定濟、此ノ弟子滿濟ハ、鹿苑院殿弟ニテ、門跡ニテ公方家崇仰也。小野流ノ法流ノ本ナリ。○南都松尾寺ノ後ニ、舎人親王ノ石塔アリ。二月初午ニ、四十二才ノ人參詣ス。○菅家三家ノ生卒ハ、兎角代々一月ノ中二十日過也。菅家二十五日ニ遠行ユヘカ、希代ノコト也。○奥州壺碑ノコト、二所ニ委アリ。畧レ之。鎌倉實記ニモアリ。但文字見エヌハ、苔ヤ土氣ヲ落シテ、上ヘ刷毛ニテ二三篇墨ヲヌリテ、乾ナガラ水ニテ洗、又乾シテミレバ、凹處ノ文字ニ墨ノコリテ見ユルト也。大和ノ高鳥ノ側ニ、益田碑石アリ。半ハ土中ニ埋、大方文字ハミユ。二尊院ノ源空ノ碑モ同前、南都ノ南圓堂ノ前ノ鐵灯籠ノ銘ハ藤冬嗣也。又宇治橋ノ銘ハ行基也。叡山双輪䃰ノ銘ハ傳教ノ作。〔割註〕壺碑天平寶字六年十二月一日也。大野東人置レ之。至二享保十四年己酉一九百八十七年也。」○丈大王ハ推古ノ幼名。○元興寺ノ小塔院ノ護命僧都、初テ法命味噌ヲ作ル。○湯立ハ近世ノコト、云ヘドモ、土佐將監ニ三百年以前ノ土佐ノ畫アリ。然レバ古キコト也。（土佐先祖不レ慥、金岡ガ子公持。）○佛ノ長ヲ何寸ト云ハ、前ノ髮際ヨリ尺ヲ取、五尺ノ須彌壇ニハ一尺ノ座像ヨシ、下ノ臺座、寶座、蓮座ニノスレバヨキ比也。○高野三度中絶、入定ハ十三年後、延喜十七年ヨリ廿一年マデ荒廢、又百十九年村上天皇ノトキト、長保三年ノ比ト也。十五六年ノ間住山ノ僧モナシ。祈親上人再興也。（空海廥所山中七ケ所アリ。）○轉軸山、楊柳山、摩尼山、コレヲ三峯ト云。コレヲ鼎足ニ比シテ鼎峯ト云。○草墪（ジク）（コシカケ）、崑崙（クロ）八仙（ハセ）。○爆孛妻ハセ、葩煎（ハセ）、天王寺ノ法事內ニ袋餅ト云テウル、ハゼノコト也。○相扠、相撲ハ共ニスマフ也。法華經ニモアリ。釋迦幼少ノトキ

戯ニ取シト云コトアリ。○阿保親王、○興福寺領二万千百十九石五斗餘、坊舍百軒内六千七百十五石餘、春日神供領並社家禰宜領社家二十六人、禰宜四百卌二人。○長享年後畿内兵亂記。○ネリ土ノ方、白キ沙石交ノ眞土一斗ニ、鹽三四升、石灰六七升、合臼ニテツキ、餅ノ如クニナリテヌル。○禁中ニテ、臺盤ニ公家ツカル丶トキ、耳土器ニ箸七ヲノセテヲク、今ノ僧家ノ佛飯ノ如シ。箸七ハ西土ノ風也。○紫宸殿、今ハ北ノ方ニテ六間也。中央ニ蓬萊ヲカク。左ニ獅子、右ニ一角ノ兕、ソノ下ニ切戸二枚ニテ開ク。此所ニ御修法抔ノトキ御簾掛、御聽聞所也。一枚ノ切戸ハ、東ノ方ニ一枚開ノ所アリ。東ノ方ニ四間アリ。ソレニ一間ニ賢聖ノ像ヲ六人宛、西ノ一間ニ八人カク。是ニテ三十二人也。(幸充云、名別記。)上ニ持明院タテニ名バカリ墨ニテ書付、緣ハ初ハ畫ニ菊ト燕トヲカク、今度ハ淺黃ノ無地ニ、菊、蜻蜓、燕ヲ紫絲又ハ白糸ニテヌイニ縫フ。細ベリハ無地ノ紫也。今度永眞ガ書ルハ、聖賢像ノ長三尺五寸宛也。○道風ガ古キ畫像アリ。唐冠也。大織冠ノモ冠衣裳紳ミナ唐ヤウ也。上古ハミナ如レ此トミユ。衣冠唐制度ト作レルコト尤也。○甲冑記(岩井玄隆作。)○瀧川一益〔 〕鞘ノ甩皮ハ和州吉野ナラデハアシ丶。○三味線ノ革ハ五畿内ノ猫ガヨシ。地猫ノ革ト云革ノ目ノ細キガヨシ、スレバ本カラニテ京近邊ノガヨキ筈也。田舍ノ猫皮ニテハレバ、音ナマルト也。〔割註〕幸充云、尺八竹モ上京ヨシト云、山城ハ大上々國ユヘカ、音ノナマルト云ニ付テハ、予ガ辨アリ、重テ記スベシ〔〕○三河ノ寶來寺ハ、家康公御手習ノ寺也。○箱根權現ノ鐘ノ銘ハ、天仁四年トアリ、筆者三品ノ人書リ。大工ハ礒邊某也。○大德寺玉室ハ、京ノ吉岡ノ一族トキク、系圖ニハ美濃ノ齋藤ノ種族トアリ。スレバ京ヘ流浪シテ來リ、吉岡染ヲシテ世ヲ渡ルカ、武士ノ末故ニ、兵法ヲモ仕フカト覺ハル。○印色方、朱一斤、水飛、艾葉十錢、麻油半斤、艾葉ヨクモミ、石臼ニテ二反ヒキ、黑ミヲスキト去、布袋ニ入、手ニテ幾度モ水ノ淸程モミ出シ、ヨク干、又水ニテ一反洗フ也。麻油煉樣、油タギルトキ、蓖麻子ヲ入、皂角、黃蠟、白蠟、明礬、生姜ヲ入煎ジ、ヨクネレタルトキハ、油ヲ水ニソ丶ギミレバ玉ニナル。其後上テ

サマシ、翌日朱ヲ入合ス、油ノサメヌ内ニ朱ヲ合スレバ、朱ニ黒ミ出ル也。○遊行上人今迄四十三世也。禁酒ナルユヘニ、今モ酒ノ座ニテハ閾ヲ隔テ居ル。十四世ガ遊行柳ノ上人也。廻國ニ持參ノ小キ熊野權現ノ社アリ。靈寶ハアラメノ抄子、實盛ノ冑太刀刀多シ。鸑貝、牝貝、牡貝、並ニ貝ノ石ニナリタルアリ。七寶ノ念珠、舍利、二マタ竹、三股竹アリ。其外略。○目次ハ目錄ノ心、明朝ノ書ニ見ユ。○夢溪筆談ニ、關中病瘧者掛二乾蠏於門一祓之、關中人不レ識之鬼亦畏レ之。○罘罳ハ今ノ後ロ屛風也。○今貝多羅葉ニアル梵字ハ、眞言家ニ用ル字ニテモナキ故、問ヘバ五天竺ノ文字ミナ替レリ。中天竺、上天竺ノ梵字、日本ヘ傳ル。三天ノハシレズ。貝葉ノハ此三天ノ文字カト也。○並岡モ北ノ山上ハ陵也。南ノ山上ヘハ車ヲ埋ト云。所々ノ陵モ池ヲホリテ、其土ヲ高ク築、中クボニシテ葬。ソレヨリ路ヲ付テ、ソノ後ロニ必車ヲ埋ム。是ハ中華ヨリノ法ニテ、平生御用ノ器物並ニ樞ヲノスル車抔ヲ埋ム。サテ前ヘモ途ヲ付テヲク。是ガ子孫ノ相續ヲ祝スル心也。上宮太子ノ是ヲキレカシコヲタテトノ遺誡、上ノ太子ヲミテシル、也。神功ノ百舌ノ陵ナドモ、前ニ土ヲトリタル所池ニナリテアリ。○二條御城ハ寛永元年甲子築レ之。小堀遠江守政一、五味備前守豐直、中坊左近、小野宗左衞門、洲浪主馬、市川茂左衞門、六人爲二奉行一營レ之。○播州兵庫ヨリモ三里、明石ヨリモ三里、須磨ノ後ノ山間ニ太山寺アリ。淡海公ノ采地ニテ、コレニ淡海公ノ時建立ノ寺アリ。此所ニ了介住ス。了介實野尻藤兵衞、水戸ノ地侍也。熊澤ハ養父ノ氏也。松平新太郎殿ヘ、十三ノトキ小姓ニ出、元服ノトキ三百石取、近江ニ行、中江與右衞門ニ從テ物ヲ習フ。扨備前ニテ領所寺ロト云所ナルヲ、蕃山ト名ヲ改ム。名乘ハ伯繼（マサツグ）ト云。播州明石ヘ行テカラ息遊軒ト云。〔割註〕幸充云、熊澤行狀一冊アリ。中江氏號藤樹所レ顯、鏡草、翁問答、此外數アリ、行狀ニ品アリ 賢能ノ人也。」○紀州温湯ノ所ニ、彌介、隼人トテ兩家アリ。所ノ者名ヲ申サズ。維盛ト云來ル。維盛ノ子孫也ト云傳フ。維盛入水ノ分ニテ是ニ住ス。重盛モ熊野詣ノ時、此處ヲ見置テ頓死分ニテ、コレハ隱遁カトノ説アリ。其

子細ニテ維盛ハ是ニ入ラレタルカト也。清經モ入水分ニテ、肥後ト薩摩ノ間ノ山中ヘ入テ、緒方ノ婿ニナリテ仕シ、今ニソノ末有テ、緒方ヲ名乘テ仕ス。巡見使ノアルトキハ出テ逢ト也。其所ヲ作リ取ニシテ居也。〇秀吉公ノ物書山已ガ紀行アリ。宗牧紀行アリ。石出帶刀有馬ヘ赴ク紀行アリ。東海道ノコト如レ形委ク記ス。（幸充云、紀行若干、驛路鈴モ見安シ。）〇織田彈正忠ノトキニ、尾州ニ濱田出羽守光義ト云アリ。俵藤太ガ末孫ニテ、龍宮ヨリ褒美ノ太刀アリ。每朔日同名出合、三日潔齋シテ供具ヲソナヘ、三獻ノ儀式嚴重也。度々靈驗ノミアリ。（幸充云、龍宮ト云コト如何、可レ有レ說。）内裏造營料ヲ宗牧ニテ、彈正忠ヘ御賴アリ。翌年平手中務ヲシテ上ラルト也。〇因幡ノ山ノ喬木ノ梢ヘ不レ時飲火（インコ）飛鳴ス。取様ヲ不レ知故、其形ヲ見ン爲ニ鐵炮ニテ打テトレリ。羽ヲ休メテ其儘通ル。鶴モソノ通也。スレバ因幡ハ韃靼抔ノ方ヘ近キ乎、昔ハ渤海ノ貢船ハ加賀ヘ著タトミユル也。〇藤紫ト云モノ、木ニテ南蠻モノ也。諸木ニスリテツクル也。〇伊與ノコトヲ記スル豫章記アリ。二川分流記ハ兩細川家ノコト也。〇杜鵑ノ子鶯ノ巢ノ內ニ一ヅツ出來ハ必定也。又說ニ、カツホウ鳥ガ杜鵑ノ雌ト云也。尤杜鵑ヨリ大也。惣別、鳥ハ雌ガ雄ヨリ大也。〔割註〕幸充云、雌ヨリ雄ガ大也。雞雉ヲ見テモ知レタリ。松菴漫錄ニモ辨ズ。又人間ヲ始メ萬生雄美雌惡。」鷹ノ兄モ弟モソノ通ニテ、大鷹ノ鶴ヲトル弟（タイ）モ雌ナリ。〇小倉殿ノ一ノ宮ノコト、若女御ニ宮サマ不ニ出來ニトキハ、親王ニテ儲君ノ筈成ヲ、戶田越前殿申サルヽハ、此宮ハ日蝕ノ日御誕生ナレバ、度マジキコト也ト也。舊例考レバ、日蝕ニ降誕ノ宮ハ即位ナラズ、自然ナラセラレテモ、世治ラズト也。日ハ天子ノ象ナレバ也。〇眞言宗ノ傳授机ト云ハ、東山殿ノ讀書机ニ似リ。密法傳授ノトキニ書ヲノスルモノ也。〇黃蘗高泉云、趙郎之ハ死而水難ヲ救シトノ盟アリ。夫故ニ旅行ノ者ハ一行或ハ一二字ニテモ隨テモツ、是ヲ携レバ水ノ厄ナシト也。故ニ殊ノ外祕藏スト也。〇田地ノ竿ハ六尺三寸ノ者也。田舍間ハ六尺一寸也。今度五畿內ノ竿ハ六尺一分ノ竿ニテ、兩端ニカギヲ打テ、ソノ土ヘ入ル穴ヘ又入テ打也。是ヲヽキ竿ト云。少モ依怙ナラヌ打ヤウ也。攝州昆陽寺ニ行基ノ間杖（ケンツヘ）今度出

一間六寸也。サテ一段ニ畝ヲ百六十歩ニシタル者也。ソレヲ其後ニ一段ニシテ百歩ニス。百六十歩ヲ一歩ヲ一升ニシテ、是ニテ一年中ノ、一人ノ飯米アルヤウニツモリタル者也。近年ハ六尺三寸ノ尺ニナル。高竿トテ打ヤウハサキヲツケテ、手ノ方ハアケテ打、コレニテハ打入ル丶也。太閤ノ時ノ間竿ハ六尺二分、延寳五年ノハ六尺一分也。○東寺過去帳可レ見乎、應永、寛正、延德、天文、永享、文安、應仁、明應等ノ時分ノ白砂人ノコト委シ。○勾當内侍替ニハ公方ヘ指二上使者一。○中華ニテ近世傾城屋ノクツハヲ忘八ト云。孝、悌、忠、信、禮、義、廉、耻ノ八ヲ忘ル丶心也。コノ裏ニテ禪錄ニ君子可八ト云コトアリ。君子タル人ハ此八物ヲ存ズル心也。○上大人化三千七十子、尓小生八九子佳作仁可知礼也。コレガ中花ニテ、小兒ニ始テ手習ノトキノ、日本ノイロハ也。事フリタレドモ、ヨミクセヲシルサン爲ニ記ス。上大人ハ、孔子三千ノ弟子七十子ヲ化ス。尓小生二三子モ仁ヲ勤禮ヲ行ヘト也。幸充云、朝鮮ノイロハ別ニ記。○公家ノ源家ノ紋ハ、皆リンドウ也。竹内バカリ子細アリテ二引兩也。是ハ清和源氏也。〔割註〕幸充云、神道ニ菊理媛ノ傳ニテ、菊ト桐トヲ禁中ノ御紋トスルト、怡顏齋ノ云ヨシ、定テ吉田傳ナルベキカ、紋ト云ハ後代ノコトニテ、神代ニ出ベキヤウナシ。但シ日神心化ノ神ユヘ、キクノキハ、クト同音ユヘ、ク丶トシ、キクノキヲ上略シテ、拵ヘ表シタルナルベシ。徒然ノ朗詠ト、又木綿繦トノ、トリチガヘ、愚ヨリ出タルナルベシ。西土ニモ紋ト云コト、少シノ間コレアリタル由、珍書考ニ記レ之也。○關口柔心ト云人、和ヲ始タル故柔ト云。〔割註〕幸充云、起倒流柔術五卷、其外一流ノ末書、燈暇集ニ委ク辨ズ。柔能制レ剛ノ七書ノ語ヨリ柔術ト名付、外ニ和ト名付ル流ハ、又同門ノ一流ヨリ云フト。」○藤房遁世、主上モ驚思召テ宣房ニ仰付ラレ、石藏ヘ勅定ヲ申入ラレタレバ、何コトノ浦ヤマシサニ皈ベキ世ニアリ迚モイトヒコメセメ、ト云ステラル。車ヲ飛シテ宣房參ケレドモ、ハヤ行方シラズ。終ニ散聖道人トナリ、侃山主ト申ケル。何ノ宿業ニヤ有ケン。土佐下向ノ船中ニテ風波ノ難ニ犯サレ、皈泉シ給ケルコソ哀也。此藤房ハ吉田大貳資經孫、藤三位資通ノ子、大

納言宣房ノ息男也。〔割註〕右ノコト、異本ノ古キ太平記ニアリ。幸充云、參考太平記ニ有ベキ歟、大全、綱目、評判、殘太平記、難太平記等ニハミヘズ。平家抔モ長門本、八坂本、或ハ抄モアリ、汗牛充棟ノ書不レ可ニ見盡一」○燕居記事故事本、男色ノコト具ニアリ。〔割註〕幸充云、息游夜會記カ、竹書カニ、人々ノ心ニ任テ可也ト云。予モ左思ヘリ。太平記理盡抄ニハ、其失ヲ記セリ。藤樹翁問答ニハ甚ダ載タリ。五雜俎ニ其怪說ヲ擧タリ。今モ武家ニ甚ダ有之コト也。」○松永霜臺ガ語ニ、善人有德人ハ智惠有レ限、惡人愚昧ノ人ハ智ニ無レ極ト云、尤也。アラヌコトヲ匠ム者也。〔割註〕幸充云、惡人ハ更也、愚昧ハ巧ミ不レ足。有德トハ身上宜ヲ云ナルベシ。道德ノ人者更也、身上宜人ハ、溫和而人品宜キモノナリ。」○四條院、光孝天皇ハ在位ニテ崩御也。上古ニハ多カルベシ。四條院御遺言ニテ我禪坊ニ葬レト也。泉涌寺開山俊芿ヲ我禪坊ト云也。扨天子崩御ノトキ泉涌寺ヘ左右アルト、住持即參內、御遺骸ハ棺欙ニ納、內ハ樟腦以下ニテ詰テアリ。此棺欙ヲ四脚ノ臺ニノス。住持出テ入棺ノ式アリ。兼テ棺ノ蓋ノ方ニ白絹ヲ細ク裁テ、フタノカタバカリ、小口ノ方四方張テアリ。蓋ハ取掛テアルヲ、住持經ヲ誦テカラ、蓋ヲ釘ニテ打、蓋ノ方ニ張掛テアル絹ヲ、下ノ筥ノ身ヘ張掛也。扨白絹ヲ絞テ十文字ニ棺ヲカラゲテ、時ノ住持判ヲスヘテ封ズ。其後屛風ヲ面ヲ外ニシテ建テ、其正面ニ不動ノ像ヲ掛テ、前ニ三具足ヲ置テ、晝夜七人ヅツ三時ノ勤行アリ。扨御葬送ノ刻限ニ、御車ヘ右ノ棺ヲノセ、住持御車ノ內ヘ乘、泉涌寺迄ノ道スガラ、內ニテ伽羅ヲタク。院御所ノ南黑門ヨリ御出、サハラギ丁、北ウラ武家町ヨリ寺町ヲ下リ、五條橋ヲスギ、大佛通ヨリ泉涌寺ヘ奉レ入、五間ニ十間ノ龕前堂ノ前ヨリ牛ヲ放チ、車ヲ手牽ニシテ龕前堂ノ前ニテ棺ヲ出シテ、又臺ニノセテ法事アリ。本寺ノ僧ハ大方役アル故ニ、一宗ユヘ西大寺、東大寺衆來テ勤ヲス。ソレスミテ、チリ取ノヤウナル輦ニ棺ヲノセ、夫ヨリ火屋ヘハ古例ニテ、三井寺ヨリ力者二十人來テカキ奉テ、火屋ヘ移シ荼毗ノ儀アリ。火屋四門ノ額ハ、古例青門主書玉フ。夫ヨリ山ヘ移テ、石ノ辛櫃ヲ、兼テ土中ヘ入ヲキ夫ヘ納ム。木ノスキ鍬ヲ用意シテヲキ、公家

衆ノ内々ノ衆土ヲカケ納ル體也。○公義ノ御茶壺ハ、宇治ヲ出ル晩カ、杜山一宿木會跡ヲ御通、下諏訪ヨリ甲州ヘ入、土用ノ二日ホド前ニ天目山下ヘユキ着ヲ程ニテ、直ニ山上ヘアグル也。〔割註〕幸充云、西國大名ハ、京愛宕山上ニ預ケラル。近年儉約ニテ略セラル多シト、予ガ門人愛宕山而西村、臼田、河原、平井、眞次、詮量坊等六人、毎度入來聞レ之者也。」○刀脇指ノ札折紙ノアルハ、本充(光カ充カ)阿彌ヨリノコトニモナリ、光温親ノ光德ヨリ大方ハ始メ也。○大小ノ皷ノ革ハ馬革也。能登國ノ馬革ヨシ。凡石地ノ山ニ出生スル馬ノ革性ヨシ。小皷ハトカク二歳ヨリ年カサノ馬ノハアシヽ。大皷ハ四歳以上也。加賀國ハ張手アリ、丁金又岩松ナド云古キ家ノ張手アリ。南都ニモアリ。奚元ノ大ナル大皷ハ、天部ニテモハルヽ、自然ト死スル馬ニテ張ルトハ云ヘドモ、二才四才ノコロナレバ、川ノトキハ殺シテスルト見ユル也。○天台宗ノ夏開ト云コト、夏ハ六月四日ノ傳教忌ノ齋了ヨリ、分散シテ暑氣ヲ避テ、八月朔日ヨリ又入ニ學寮一、冬ハ十一月廿四日ノ天台大師忌ノ齋ヲ食シテ後、分散ニテ正月一パイ休息シテ、二月朔日ヨリ又入寮、諸宗トモニ、ソノ開山カナニゾノ忌日ヨリ夏冬トモニ、右ノ程休息スル也。○北野眞盛前北カハニ、文子仁大夫ト云者アリ。菅神筑紫ヨリ初テ飛來ノ左條ノ文子ガ末也。ソノ夫ヲ仁大夫ト云、倫徒ノ外ノ社司ハ是一人也。北野モ應仁ノ頃ハ大方中絶、松梅院抔モ丹波ヘ下テ居ズ。信長ノ時分カラソロ／＼又ナヲル也。〔割註〕幸充云、京中ニテ第一參詣多シ、松梅院ハ西田氏、予門弟ニテ細事多聞スト云ヘドモ略。」○紫式部自記ニ、日本紀ノ局ト內裏方ニテ人々嘲レドモ、御諱ノコトヲ申サネバナラザル故ニ、毎々嘲弄セラルト書リ。〔割註〕幸充云、紫日記ニ不ニ見覺一、紫家七論一册アリ。可レ見。」○宗長九々記ニ、大永六年粟田口ヨリ京入ニ、人一人ニモ不レ逢、大裏ハ麥ノ中ニ見ユトアリ。○天子ノ引直衣ト云モノ、兩ハ腋ヌヒ合セズニ有テ、スソヘヒクモノ也。拜領シテ着ルトキハ、一ドニテ兩腋ヌヒ合テ、下ヘヒキズルモノヲキリテ著スル也。○石灰壇ハ清涼殿ノ鬼ノ間ノ北也。是ニテ毎日四方御拜也。此所土座ニテ白土ヌリテアリ。土堦三尺ノ上古ヲ學ブ心カ。又ハ

庭上ニテ拜ハアル物ユヘ、庭ノ土ヲ表スルモノカ、中殿御會ノ圖ニテ可レ見。御拜ノ圓座モアリ。雲圖抄、里雲圖抄等考而可也。〇宗長交友九州探題今川了俊、常光院幸仁及堯孝、松月菴正徹、及僧善說、時童謠曰、東重野、常光院、善說、正徹、飛鳥井殿、幸充云、各歌人也、作書有レ之。〇大德寺江月和尚へ那波宗旦金子五百兩進ジ、ソレニテ輪藏出來、一切經モ大方求納ムト、大德寺入院ハ上三人ノ吹擧ニテ、勸修寺家ヨリ執奏、當日ニ綸旨出ルヲ規摸トス。山門ハ宗長、立閣ハ利休建立。入院ニ近キ頃迄ハ勅使ハ德禪寺ノ前下ラル。今ハ新命ト同所惣門ノ前ニテヲリラル。〔割註〕幸充云、大德、妙心、相國、仁和寺、其外諸寺ノ細事多シ、且諸人出自多可レ見。」〇公方家ノ御サシ物竿ハ、家康公ヨリノ吉例ニテ、八幡ノ淸水邊ノ竹藪、又ハ多田院ノ竹ヤブニテ切ル、ト也。長久手御出陣ニハ、尾州長母寺ノ末寺地藏寺ノ上ノ勝山ニテ評切也。于レ今尾張衆ハコレニテ切ラル。〇戒光寺ニ劉悟ガ筆ニテ、唐ノコマモノウリ傘ヲサシテ居ル體ノ二幅對アリ。〇兼壽ニモ古今傳授ノ箱アリ。一華堂并ニ鹽瀨宗二、又堺ノ門徒ノ僧、又牛井ト養ニモ一流アリ。〔割註〕幸充云、予モ一傳授ノ書アリ。奈良傳授ト云歟。禁裏今ノ御傳授ハ、殊外大切ニ被レ遊也。醍滿ニ傳來ノ人名記レ之。深ク可レ思レ之。」〇聖武天皇ノ時、倭字百アマリ出來ル也。摘タルハ見ズ。慹（アヂキナシ）トヨム類也。〔割註〕幸充云、倭爾雅歟。大和本草歟ニ、峠、鐙、鑓、枠等少々記シテアリ。予師維慈（ナリ）云、辻ト云字ハ漢字也。往古渡リシ海篇ト云字書ニテ見タリ。其後不レ渡。以後ノ說文、字彙、韻會、日月灯、彙苑等ニミヘザル故、和字石也ト云ハ不レ知二是否一。神代文字ハ無レ之由、神代文字辨ニ委ク記セリ。〇古ハ京ノ條里ノ境目ニハ標アリタルトミユ。古キ草紙ニ、イヅレノ標石カラハ何ホドイヅレヘハアルト書付テアリ。〇ニヤウサイ、エイサイト云コト、今世ニ云フ。榮西ノ堂建立ノトキ、自分ノ名ヲ唱フ。幸充云、此コト四民本傳ニモ見タリ。〇家康公駿河ニ御座ノトキ、南蠻ヨリ日ヲミル眼鏡ト、月ヲミルメガネヲ上ル。日ヲミレバ火炎ノ如ク、メガネニウツリ熱シ、又月ヲミレバ、大波濤眼鏡ノサキヘウチ著テ冷氣侵レ身ト也。〇猿峯ニ途中ニテ逢テ禮ヲスレバ、サマ〴〵アナタヨリ

禮ヲスル。又鷹匠ニ禮ヲスレバ、四十八色返禮ノ法アリ。〇印金ノ切ハ南蠻ノ細工ト云傳フ。サレドモ紋ノ花草キヤシヤニテ、中華ノ細工トヲモハル。南蠻ノ細工ハ手ギハニ有テ、少シムゴキ所アリ。細工手キハニテアリナガラ否ナル所アリ。〇高麗茶碗ノ内ニ井戸ハ至極ノ物也。其次金海、其次熊川、ソノ次フキスミ、三島呉器手、判事手、茂三手ト云、判事ノ物ノ好也。茂三ハ宗對馬殿ノ茶道ニテ此者ノ好也。此外ニカサ手、御本手、御藏手ト云モアリ。是ラハアシヽ。井戸ハ古キヲ賞ス。第一ノヨキハ呉器手也。〔割註〕幸充云、茶書多ク所持ス。然レドモ生質不レ好二茶湯一〕〇明惠作ノ思不可議ト云カナノ青物アリ。〔割註〕幸充云、外ノ文ヲモ集メ、慈鎭和尚ノ編集トアリ。〕〇古キ目利ノ申スハ、東山殿ノ時代ノ蒔繪ト申スハ、保元ノ頃ノ蒔繪也。東山殿ノ道具御嗜ニテアツマル內ナル故ニ、其トキノ物ト云。去レドモ此時代ノマキ繪ノ物ハ麁相モノ也。〇日根野シコロト云ガ、頭形ノ冑ニ添フテアリ、肩ヲフサグ心著シタル氣味各別也。此人ノ物ズキノ具ドモ武具ニ多シ。此錣モ唐ノ冑ノ錣ニ似リ。〇青江ハ備中ノカヂ、左文字ハ筑前ノ鍛冶也。千五村正ハ伊勢ノカヂ、下作ニテイヤシ。當家ニ忌ル、ハ是也。〇後花園院ハ武家ノ計ヒニテ不圖卽位マシマス故、公家思ヒ付ヌユヘ、伏見閑居ノ御時ヨリ心ヲ寄タリシ公家ヲ內々トシ、ウト／＼シキ仁ハ皆外樣へ出サルヨリ、內々外樣ト分レタリ。扨伏見ニ御父崇光院マシマスヨリ稱號出來リ、常親王ノ家也。〇ウチ曇ノコト兩說アリ。青ハ空色ナレバ上トス。紫ハ土ノ色ナレバ下ニス。又玄惠法印申サル、ハ、紫色ヲバ空ニ片トリ、青色ハ地ニ象ルト云々。冷泉家ニハ春夏ハ青色、上ニ可レ用。秋冬ハ紫ヲ上ニ用ト云々。本式ナケレバ何レニテモ吉トミユ。〇櫻雲記ハ南朝事記也。〇北親記。准后作。（明朝也）〇南都賞曉記〇兼載雜談。一冊、弟子兼純作。〇落書露顯。今川了俊。〇群玉抄。日蓮歌ノ師ハ阿佛尼也、贈答ノ歌載之。〇繪事記ト云中花ノ書ニ繪ノコト委有、コトニ繪ノ具ノコト具ニ記ス。〇圖繪寶鑑〇尺八ハ唐ノ李勣ガ軍ノカケ引ノトキノ相圖ニス。〔割註〕幸充云、楊貴妃馬嵬原ニテ害

セラルトキノ聲ヲウツス故悲シト、枯杭集ニ在、漢事始可レ考乎。」日本ニテモ古キコトニテ吹ヲ中絶スルトミヘテ、續世繼ニ（大鑑ノコト也）此比絶タル尺八ト云モノヲ又玩トアリ。〇萬葉山阿彌藤澤ニ住ス。采葉抄ヲ顯ス。然レドモ今ニテハ未熟ニ見。〔割註〕幸充云、大坂多福寺契沖代匠記委シ、門弟今井似閑萬葉緐アリ。契沖ハ古今餘材抄、勢語臆斷、改觀抄、厚顔抄、川社以下數本顯ス。古今未聞之記臆ノ僧 、「可レ考。」〇詩歌ノ懐帋ノ始、紙端ヨリ題ノ間ハ、自己ノ手ヲ伏テ、ソノ間ヲ、キテ題ヲカク法也。河野公業ノ傳也。此端作法詩歌トモニ此法也。〇今世ニ正月俗ニスルホウビキハ賦ビキ也。〔 〕鷺阿彌（今ハ觀世座也）ハ東山殿同朋狂言師也。末ニ至テ鷺ヲ氏ニス。千阿彌ガ子孫ニテ千利休ト茶湯師ヲ云類也。〇天子ノ指貫ヲ召コトハ、大嘗會ノトキ一度計也。其外ハ袴也。扨天子ノ像ニ法皇ニ袴ヲ著テ衣ヲ著セラル、ハ、潔齋ノ僧人行ヲ修スル人ニハ袴ヲメサズ。只法皇計ニテハ袴ハナク衣計也。〇太平記作者ノ玄惠ハ、南家ノ儒ノ隱タルモノト云傳フ。憖ニシレズ。僧ニテハナシ。〇禁中典侍腹ニテナケレバ天子ニハナラヌ法也。內侍腹モナラヌ法也。〇因幡鳥取ノ二里許脇ニ時平ノ墓アリ。古此所ガ采地ニテ葬リタカト也。此在所ノ人于レ今天神ヲ會テ不レ用。〇中山定親ノ子、應仁亂後流牢シテ、吉野ノ鄉民ノ所ニ火燒テ居ラレタト云傳フ。中山家近頃迄千本中山ノ人燒賃、幷ニ六條傾城町ノ地子ヲトレリ。此所古ノ采地ナリシガ、今出川家ヘモ少シトラルト云。〇禁中宮樣ノ御養育料五十石ヅツ公義ヨリ出テ、御局ノ親父ノ方ニテ養レ之。〇後崇光帝ハ後ニ魔法ヲ修メ精進也。崩ノテイ無覺束、西園寺ナド□（虫）スルヤウニ思ハル。〇愛宕ハ陰神冊尊也。仍テ柔能剛ニカツニテ其理ヲトリ、武士尊崇ス。調伏モ其心也。皆陰神ヲ用ニ。（幸充云、三女神ヲモ尊崇ス。）〇封戸、賀陽宮、高陽宮トヨムガヨシト也。〇庚申夜自二大乳人一獻二白粥於禁中一。〇立入河內守、正月五日白酒大根淺漬乾肴ヲ禁裏仙洞ヘ獻ズ。八月朔ニ糟漬香物乾者ヲ獻ズ。右京大夫ト云女中ニ、滿所ニテ逢、盃ヲ頂キ、末廣ヲ拜領シテ退出。古ハ勾當內侍ノヌレ土器トテ、奥ニテノマ

レテ次ヘ持參、出デテコレヲ戴呑シト也。此兩度ノ物ハ、女中衆ツギ〳〵ノ衆ヘモ遣ス。又毎月朔日ニ朝餉ノ樽トテ上ル。昔ハ是ヲ上ル急ニモ來ルト也。衰微ノトキノコト也。六月土用ノ中ニ瓜ヲ一度上ル。唐僧ハ香物醤瓜ト云。　八月十五日ニ、御下頭伊豫ト云女中ヨリ醴ヲ禁中ヘ獻ズ。此外毎日御酒シホノ酒ヲ上ル役也。其代リニ料ヲ大分トレリ。〔割註〕幸充云、當時年中行事等ニ、以上二箇事粗見ユ、可ニ合見一。」○正月五日ニ仙納彌市兩舍人參內、簾中ヨリ內侍月出度々々々ト申サル。兩人白砂ニ平伏シテカヘル。○十一月ニ自ニ江州北郡一ウベト云モノヲ上ル。柴ニテケ様ノ形ニシテ、中ニ棚ヲカキテウベヲ入、上ヘニ注連ヲハル、ウベハ山ヨリ出、今ミレバ通草ノ實也。此所ハ酒井修理殿領分ト云。〔鼇頭ニ云。〕御贄ヲ誤テ御贄ト云。又誤テ郁核子ノコト、覺ユ。今ミレバ通草ノ實ニテ、是ハ藥也。〔割註〕幸充云、此コト予壯年不審、其後成章子說アリ、具ニ日次醜滿ニ記可レ見。」○方違ハ賀茂氏〔幸德井〕ヨリ考、大方四十四日也。其內ニ沒滅ノ日アレバ四十五日目ニモナル。主上ノハ別殿ト云局方ノ別當ヘ行幸也。別殿ヨリ本御殿ヲ相生吉方ニ而行幸也。○今小皿ノチョクハ爵ノ字ヨシ。節會ニ外辨ニ庭上ニテ被レ下爵ノ盃此形也。チョクハ是ニ似タモノ也。唐人ニ問ヘバ鍾子ト云、ショウスモ面白シ。○二條昭實ノ弟片付ナキニヨリ、本國寺ニ喝食ニテイラル。上人信長公ヘ禮ニ出ラル、トキ同道也。信長御覽、ウツクシキ生質凡人ニ非ジト也。上人昭實ノ弟ナル由ヲ申サル。ソコデ攝家ノ絕タルガアラバ取立ントテ、折節鷹司中絕故ニ是ヘスエラル。信房是也。信ノ字ハ信長ノ信也。勸修寺ニモ公方ノ諱ノ字拜領多シ。〔割註〕幸充云、一條殿良基公以來乎、公方家猶子、諱ノ字進ラル。」○殿上ノ管領ト云コトアリ。羽林ノ頭中將ト名家ノ頭辨トノ兩貫首ノ役也。是ヲ西三條實隆ト勸修寺尹豐ト爭フ。此管領ノ爭ヒ兩度迄アリシト也。上ニモ一決ナサレ難キニヨリ、管領ハ尹豐ニ被ニ仰付一、實隆ハ參議ニ被ニ

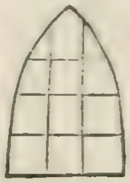
仰付一。此例ニテ西三條ハ頭中將ニナラズ、名家ハ五位デ職事ニナリ。夫ヨリ其勞ニヨリ四位ニナリ、又程ナク正四位上ニナル。年中三ケ度ト云テ、一年中ニメキ〳〵ト昇進、コレ規摸也。羽林ハ四位ニナルト頭中將ニナル是遲シ。羽林ヨリ名家ヲ諸大夫ダチト云。○今ノ內裏ハ土御門ノ內裏也。昔ハ今ノ二條城ノ所ニ在シコトモアリ。ソレユヘ其跡ニ御城建ト也。○三度五度七度ト云土器ニアリ。九度ハ塞鼻ナルベシ。大盃ニテノメバ鼻カヽグル。此字ハ唐ノ字ト云、今大土器塞鼻ト云アリ。○大江匡房ノトキ迄ハ、田樂ヲ散更ト云。○正月十五日僧禁中ニ來テ食粥。○世話ニ云、一里ボンサイアレト云コトハ、一里四方ニ幸アレト云コト也。○醫者ノ官位ノトキノ口宣ハ、上卿ヨリノ命ヲ職事書出シテ外記ヘ渡ス。外記ヨリ出ルガ宣旨也。○穢多ニ蕃別ノ投化人ノ後多シ。上代ハ獸ヲ屠ルトテ神ノ恐レニテ嫌、唐人ハ不食ハナラズ、夫故一所ニ集メテヲキ、日本人モ屠タキトキハ、是ヘ賴ニヨリ自ラ屠ルトナルト云傳リ。○戴餅ト云コト公家ニアリ。兒生テ百廿日ノ食始ニアルコト也。小キ餅ヲ下ニヲキ、二番目ニ中ノモチ、上ニ大ノ餅ヲヽク、上程大也。三カサヌ。大根ト橘トヲ先ノ方ニ兩方ニヲク、ヘギニスヘテ出ス。是ニヨリ小キ餅ヲ小戴(コイタヾキ)ト云。兒戴トモ書。○ヒツベキト云ハ、裾ノ張ヤウ山科ニアリ、サシベニヲ入ルコトアリ、コレ習ト云。○六月十六日嘉祥ノ夜、月見ト云テ十六才ノ人亭主ニテ、入レ夜於二禁中一饗應ヲ行ハル。〔割註〕幸充云、悉參內ニハ有ベカラズ。一年花園家月見ノ祝儀、一家ノ堂上入來ニ被レ招有。○巨勢野足中納言也。金岡ガ父也。後入道シテ在二仁和寺一、賢聖ヲカケバ髮ヲ付テカク、法師ヲ忌故也。〔割註〕幸充云、近年狩野家賢聖障子ヲ書トキ如レ此カ、未レ知レ之、可レ尋乎。」○二條尹房大力也。大內義隆聟也。幸充云、大內軍記有レ之。山口ニテ陶亂ニ死ス。官務等モ其內也。明神ニ勸請、山口ニ社アリ。又二條殿婿ニ高ノ師直成ル。此成ノトキ寺社ノ記錄ヲ無理ニ取テ進ス。夫故ニ不慮ニ燒失カト云。今度ノ燒失其報ト云。〔割註〕幸充云、職原支流ニ、天下ノ記錄悉二條殿ニアリト云、原云庵日次序アリ、雖レ然燒失後一切無二記錄一、近年從二東武一被レ進、又被レ令二新寫一及二大分一云。」○今百萬遍ニ

猫塚ト云有。猫間殿ハ家隆ノ父也。此所勸修寺ノ屋敷、夫ユヘ稱號ヲ吉田トモ云。此邊ニ福塚アリ。是國綱ノ墓カ、富有ニテ紫宸殿ヲ建ラル。是モ勸修寺ノ一代也。○轉法輪院ト云祈禱坊主ガ、此ヤシキニ居タルヨリ異名ニナル。廣橋ハ鷹司ノ家來ニテ、此御所ノウラニヤシキアリ、表ヘマハレバ遠サニ、裏ノ堀ニ大ナル橋ヲカケテ出入ス。夫ヨリ廣橋ト云ト也。是モ異名也。○要(カナメ)、鹿目(カノメ)ガ本也トゾ。○東寺八幡ノ社家ヲ竹内ト云。代々常順ト云。宇佐カラ八幡ニ笠ヲ差シ掛テ、京ヘ供奉スル人ノ孫ト云。八幡ヨリ賜レ姓ト云。然ラバ武内ナルベシ。誤ル乎。○台徳院ノ幼名ヲ長ト云。於長殿來ルト、勸修寺ノ家記ニアリ。又正親町院秀吉ニ鹿狩ヲ御所望ノ行列アリ。記錄アリ。秀吉ハ高麗輿ニ召レ、唐人ノ出立ト記サレタリ。○勸修寺家取次ノ所、東門主、永平寺、惣持寺、長門國分寺、周防國分寺、遊行八幡、正法寺、淨土宗ニハ誓願寺、圓福寺、安養寺、大徳寺、泉涌寺、西大寺、眞如堂、清水執行、一身田、專修寺也、舊在ニ越後高田ニ。佛光寺、善光寺上人、伊勢上人慶光院、南禪寺、金地院。社ニハ上御靈、住吉、御香宮、藤森。〔割註〕幸充云、當寺年中行事末ニ有レ之、諸傳奏有レ之。」○烏帽子ハ初ハ頭巾ノヤウニタヽミテ、其上ニ冠ヲキル。依レ之略也。今ノヤウニカタムルハ近頃ノコト也。初ハ頭巾帽子ノ同前也。○平禮ハタテ烏帽子也。車副、如木ナドノキルモノ也。○襪(シタウヅ)ハ光明皇后ノ足ガ、鹿ノ足ノヤウニテ、指ノマタ一ツハレテアリタル故、夫ヲ隱サン爲ヨリ始ル。上古ノ衆ハ異形ナル所多シ。夫故ニ冠烏帽子モ始ルカ也。〔割註〕幸充云、尾形ノコト人口ニアリ。」神農、牛頭天王等有、世界ノ圖ニ異形多シ。枚擧シガタシ。牡丹、菊、櫻、以下人ノ好ニ隨テ、珍花珍形珍色出來リ、數百ニ及ブゴトク、人モ異形ヲ否ガリ、端正ヲ好ミ、殊ニ好色ノ人多ク美質ヲ好ム故、上古ヨリモ今ハ美男女多シ。楊貴妃、李夫人モ歎ク者目ニ觸ヌ。不審紙ニ佛家ノ卅二相ヲ打タリシモ尤ナル乎。姿ハ春花、顏ハ秋月、手足ハ琉璃抔更也。○兼載句、コレニテ瘧ヲツルト云。露落て松の葉かろき朝哉。雲のほこりを拂ふ秋風。有明も日ませになりて影もなし。○色紙ヲ屛風ニ押出ス初ハ、重半角ト抑テカラ、跡ハナリ

次第也。□□（重）□（半）□（角）コレ也。アトハ物ズキ次第也。○禁中諸寺ノ諸禮ニ、松林院、淨花院（寺內。）般舟院、兩僧黒衣ニテ拜二天顏一。此外ニハ西堂ノ參內ハナシ。仍テ爲二規模一。○天子ノ御衣ニ袖白直衣ト云アリ。小直衣ノコト也。人丸ノ影ニアルヤウニ袖細ク白シ。○兩漢異談ニ、中華ノ蒔繪ハ殊ノ外アシヽ、日本人ノ作ノマキヱヲミテ、今ハ上手ニナレリト誉リ。○延寶五年八月廿五日ノ夜、靈山權阿彌ガ庭ニ、丸ク白シテ大ナル菌出。二三日ノ間ニ大ニ成テ、白犬ノ蹲踞ノ體ニ似リ。タヽケバコン〳〵ト云。肉芝ノ類トミユ。○町屋ハシキイノ下ノ石ヨリ、溝ノ手前ノ石ノカド迄、二尺三寸ノ法也。鉄屋町作久間將監家ノガ其通也。作事ノ上手ニテ古法ヲシラレタ故ニ、其通ニタテヲカレタリ。四條通室町西入月鉾ノ町ハ、南北兩ガハトモニ建出シテ、公義ノ溝ヤシキノ下ヲ通ル也。○松ヤニフルイ土ヲ三分一入テネリテヌル。是チヤンヌリ也。○土州蹉跎山金剛福寺、古此寺ヨリ補陀ヘユク空舟ヲノリ出ス所。今天台宗也。○黒漆太刀ト云ガ常ノ太刀目錄ノ太刀也。白太刀ト云ハ太刀ハナク、代計ヲ云カ。禁裏ニハナキ名目也。公方家ノ記錄ニ、白太刀ノニハ馬ハ眞ノ馬ナルニヨリ毛付アリ。太刀ハ代ニテ上ル。八朔ニ公方ヨリ禁中ヘ上ルガ白太刀也。夫ハ太刀ハナクテ鳥目千疋、太刀代也。馬ハ眞ノ馬上ル。○祇園北野ノ茶屋、從二公義一修理。叡山行者茶ヲ飲故也。○叡山大會ニハバンノ鐺取トテ、禁中ニテ御鐺ヲ預ルモノ、勅使ニ先テ、案內モノヽ、兩三度、案內モ日出度君ノ御通リバンノカンドリ祝言申ヲヽト高聲ニ唱フ。○禁中ニテ御飯ヲ調進スル女ヲ後々ト云、供御ナルベシ。賀茂ニテハ神供ヲ後々ト云。今在家ニテ中食ヲ小後々ト云モ是カ。又淸所ノ庭ノ上ニ、高ク舞臺ノ如クニ板敷ヲカマヘ、高欄ノアル所アリ。コヽヲ濟床ト云。是ニテ惣樣ノ飯ヲモリ出所、又獻モコヽニテ調フ、後々ヲ火司ト云。○小法師ト云モノ穢多也。禁裏內證ノ庭ノ掃除、又ハ不淨ヲトリ、淸所ノコボレタルモノヲトル役也。サアレバ字ハ建仁カ、是ヲ八十ト云。後陽成院ノトキ大老ノ小法師アリ。孫ハ幾タリ持タルトアレバ、八

十人アリト答フ。夫ヨリ八十ト御付、今ハ惣ヤウノ名ニナレリ。〔割註〕幸充云、穢多ニシテ内裏ヘ出入如何由アルベシ、可ㇾ尋。今筆師小早師、或ハ小法師ト云アリ。是ハ別ナラン。」〇毎日ノ御手水ハ山國・ト云仕丁アグル也。本丹波姫栗谷ノ者也。緒太ヲ獻ズル也。〇禁中ニ一年服ノ女中ハ、十三ケ月ノ間里亭ニ蟄居。〔割註〕幸充云、今梅園家新内侍下リ居ラル。」〇四家合考十冊、保科家儒者作著名、會津、伊達、陸奥、佐竹最上ノコト也。〇齒固ノ御膳ハ正月二日夜上ル、高坏ニヘギヲノセ、中ニ土器ヲノセ、左右ニ三膳ヅヽ六膳スハル。ソレニハ色々ノ物アリ。乾者ノ小ク切タルヤ、豆大根アリ。是喰始ノ儀式也。大根ニテ齒固ヲスル法也。是ヲ惠方ヘ向テ上カル。此内一膳ハ〇〇〇〇〇□土器盃 御生土神ノ上御靈ヘスハル也。是ヲ直ニ被ㇾ遣。御酒ハ白キネリ酒ヲ上ル。膳部ハマネノヤウナルコトノミ也。〇三日夜雪下ノ御祝義アリ。配膳ノ女中、悉ク紅梅ヲ著、上ニ白キ衣ヲ著シテ伺公ス。コハ獻ヲスユル赤飯ノコト也。〔割註〕幸充云、禁中内々ノ秘書アリ、所持ス。」〇晴御膳ハミナ木地ノヒキ盆也。獻出デ、後ニ湯漬出ヅ。此御膳ミナ高盛也。〇御拜ノ屛風内ニハ机ニ花入ニケヅリカケアリ、是ガ花ノ代也。香爐アリ、鏡タテニ鏡タテヽアリ。大宋ノ屛風ニハ韃靼ハアリ。〇菊綿ヲメサシマスルニハ、赤一重ニ黄ヲ一ツ。黄一重ニ白一ツ。白一重ニ赤一ツニテ、以上三通ニテ三人前スミテ、又コノゴトク幾ツモキスル也。〇毎日道喜ヨリ鳥子赤白ノ强飯、又十字ト云テ小戴ノ餅、毎朝内侍所ヘ上ル。十字ハ字シレズ、十字ノ具ト云心ニテ餅ノコトカ。〇樣器ト云モノ大饗ニアリ、今シレズ。其外大饗ノ道具、今シレヌモノ多シ。多クハ田舍ノ社頭ニコメテ有シト也。靜ニ考ヘバシルベシ。〇節會ヒユルトキユヘ、花片ヲヤキ、紙ニ包テ臍ニアツ、寒ヲフセグモノ也。〇裁手絹コレフクサ物ノコト也。一説、覆茶物、或ハ覆茶絹トモ。又泉涌寺抔ニテ法事ノトキ、華籠井ニ御誦經ナドノ上ノヲヽヒニ、紗ノ打敷ノヤウナル物ニテ、ヲヽヒニ而アリ。元ハ是ヨリ起ル故、覆紗ナリト此義尤也。〔割註〕幸充云、俗ニ

ハ幅紗ト書人多シ。[illegible]瀨ノ紫ノハ一ツ銀ニ一兩程也。若キ輩ハ紅ノヲモ用ル也。」〇行幸ノ行列ニ出車ト云アリ。主上上ツカタニハ、車ニ召ト云コトハナキコト也。故ニ上古ハ禁中ニナキモノ也。諸家ニハ用來テノル故ニ、行幸ノトキハ夫ヲ役ニカケテ出サセテ、女中ヲ乘スル也。仍テ名ク。其後ニ禁中ニモナクテハ不レ可レ叶トテ拵ル也。今武家ヘ身上ニ應ジテ、朝鮮人來朝ノトキ拵、自ニ公義一馬ヲ御カリアル心也。〇端ト云ハ、カスリノヤウニツカミ染、糸ヲソメテヲリタル物也。〇江戸御城千枚分銅長一尺一寸、横一尺、高四寸二分、行軍守城用勿爲尋常費。右ノ分銅、延寶五年御吹潰候。〇移鞍ト云アリ。乘替ノ鞍トモ見ユ。又滑革ニテ縫フクミタル物トモミユ。〇覺 一先年禁中築地永井伊賀守申付候。代銀從御藏取替相渡シ候。淸帳依ニ出來候一、江戸ヘ差遣候。先例之通五萬石以上割付可ニ相觸一旨申來候間、高壹萬石ニ付而銀壹匁ニ五拾貳匁貳分四厘四毛宛之積、江戸元方之御金奉行ヘ當十一月中可レ被ニ相納一候、以上。十月朔日、淺[illegible]式部大輔殿、戸田越前守、此知行高五萬石以上ニシテ千六百萬石餘、銀子ノ高千七百貫目餘也。〇玉櫛笥ト云物ハ、元服ノトキニ出、三重ノモノ定ノアル臺ニノス。其臺ニ僕ツキテ緒アリテ、ソレニテ結ブ。一重ニハ笄刀入、一重ハ櫛、一重ハ本結拵入也。今ハ玉櫛笥ニ角赤ヲカクハ誤也。〇空頂黒幘



カヤウノ物、天子ノ東宮元服ニ、理髪以後ニ是ヲ召テ出玉フヲ、是ヲトリ加冠アリ。諸家ハ髮ヲユフテ其上ニスキコジト云テ、ソノカミニフクロヲキセテ出ラルヽヲトリテ加冠ス。〇内山ニ辨慶ガ手其外多シ。〔割註〕幸充云、珍書考ニ辨慶ハナキモノト云。仍テ記ス。鎌倉實記ニ、手跡ノコト東鑑ノコトノセタリ。追而一所ニ可レ辨。」〇新上東門院有ニ絶代美姿一、又多ニ嫉妬一。山科、冷泉、四條、此女中ノコトニヨリ流罪後家絶ル。故ニ山科ニハ猪熊、冷泉ニハ今城、四條ニハ櫛笥、三人ヲ新シク被ニ仰付一、歸洛ノ後又此三人ヘ稱號ヲ被レ下、此女中酒ヲ好マル。正月ノ雉燒モ此トキヨリ始ル。猪熊ハ又後ニ罪アリテ終ニ斬罪也。〇韋駄天ハ南山道宣律師ヘ毎日百味ノ飲食ヲトリ來テ供ス。

其ワケニテ今厨ニヲクコト也。○佛并明王天ト佛ヲ次第ス。如來阿羅漢等可レ有。○西宮記ニ、仁明天皇ノ時ニ諸國ヘ遣茶使ヲ被レ遣、國々ニ茶ヲウヱシムルコトアリ。スレバ明惠ノ栂尾ニ初テ茶ノ實ヲ種レタガ始ニテハナシ。中華ニテハ漢ノ代ニ行ハレタトミユ。サアレバ弘法抔ノ入唐シテ取テ來ラレヌコトハ有マジキ也。○繁華麗錦ニ會合ノコトヲ專ラ記ス。〔割註〕幸充云、如レ此類西土ニ尤多シ。日本ニテハ黃素論ノ外不レ見レ之。」○山折敷ハ淸イモノ也。以上一冊之拔萃。○右同人延寶五年十月記筆。號ニ遠碧軒雜記一、粗拔レ之。○大館家書札全、天正年中ノ作。樣ト申字必書奉ルコトニテ、不レ叶樣ニ不レ有候。假令勝定院殿樣トカキ奉候、今認メヌトテ自由緩怠トハナラザルコトニテ候由、本ヨリノ沙汰也。奉行ノ調候奉書抔ニモ、樣ト申字ヲ書不レ申ノミデ候。○祇園ハ本感神院ト云小キ寺アリテ、其傍ニ勸請ス。三社ハ素戔烏尊、今少將殿ト云ハ稻田姬也。御手カケト申ノ四角ナル神輿ガ、御子ト云テ尊ノ八人ノ御子也。世ニ云ハミナ謬傳也。今ノ藥師ハ觀慶寺ト云テ、定額ノ寺也。是ラガ古ノ感神院ノ堂ノ殘也。靈印ヲ、スハ古キコト也。御請印ニテ氏子ノシルシニヲス。サアレバ惡鬼ノタヽリナシ。今以テ靑門主ヘツクト云コトハナケレドモ、社僧ノ子ヲ得道ノトキ、靑門ヲ戒師ニタノムコト也。是ヲ系圖ト覺ユ。又手前ニテ得度モアリ。一旦山門ノ僧徒イタルコトモアリテ、其比慈惠大師ノ像抔ヲモ置ルトミユ。昭宣公ノ宅ヲ給リ、本社ニタツルト云ヘドモ、祇園ニハ慥ニミヘズ。天子ノ紫宸殿ヲ被レ下タルト云コトハアリ。○法然ノ緣起ニ、法橋慈鎭和尚トアリ。スレバ此トキマデハ、九條兼實ノ子ノ門主モ、直叙ノ法眼ハナラヌコト、ミヘタリ。今ハ攝家門主ハミナ直叙法眼也。○禁中黑戸ニ彌陀地藏辨財天アリ。コノ辨天ヘハ、女中衆ハ何ニテモモラフテハ必ズ初穗ヲ供ス。○天子御一代ニ一度、彌陀ノ像ヲ繪所ヨリ書テ調進ス。是ヲ正五九月十六日ニ內殿ニカケテ女中衆參ル。此前ヘアラメ等ヲ供ス。女中衆ヘ天盃ヲ被レ下サカモリアリ。淵醉ノトキ大ガヽリ迚、左右ニカヤウニ並居テ盃チ初テコレヘサス。コレヨリ、又第一ノ上首ヘサス。重テハ又カヤウニ二人トビテサス也。此トキ諸公家袍ノ肩ヲ片ヌグ。大テイハ左ヲヌグ、

勸修寺家バカリ右ヲヌグ也。○新殿幷ニ正月ノ御會始ニハ。饅頭ノ高盛バカリ供ス例也。○梅酒方、梅二升、古酒五升、白砂糖七斤、一法ニ青梅四十、酒一升、砂糖百六十目、梅大方熟シ申候ヲ、一夜水ヘ入レ、灰ヲ一升入、桶ニ置、翌日取出シ、梅ヲ一ツヅヽ布ニテ拭、灰ノ氣ヲトリ、右ノ梅酒砂糖一ニ致シ、壺ヘ入テ蓋ヲヨクイタシ、廿日程梅ヲ付テ置、ソノ後ニ梅計ヲ取出シ、ソノ跡ヲ又ヨク蓋ヲハリヲキ、二十日程過テ用候。○六月廿日ニ鞍馬ニテ斫リ殺サルヽ者ヲユリ人ト云。動ノ字乎、一度斫ラルヽト、ユリ者ヲユリ料トテ一生間、山中ヨリユリ料ヲ遣シテ養之。○延寶五年十月ニ、肥前國唐津ノ海上ニテ人魚ヲトレリ。又兩頭龜ヲトレリ。執權威ヲ爭ヘバ、兩頭龜出ト古文ニ在。又元龜二年靈陽院義昭ノ信長ニ押コメラレシトキ、兩頭ノ龜出。先ハ不吉ノ例也。〔割註〕幸充云、寛延二己巳六月廿日頃、堀川一條下ル川ニテ、佐兵衛ト云者兩頭ノ龜得之、鳥目十貫文望者雖有之、河合涼ニ而可見者、過半ノ料可得之迚不賣、令見之。〔頭書〕幸充云、堀川ノ龜、他龜ノ頭ヲ切拵タル者也シト云々、嗚呼可憎哉。○家塾ノ釋采ニハ、樂モ内論義モナキコト也。禁中ニテハ勿論也。然ルニ先聖殿東武ニテノ内論義樂ハ如何、家塾ノ式ニアリタキモノト、公家衆沙汰也。○凡津浪ノウツハ、七度カ、九度カ、十一度カ、十三度カノ物也。ミナ陽數也。十三度ヨリ數ノ多キコトハナシ。○輦車ヲ聽サルヽト云ハ、牛ニテ牽ルヽ所マデハヒキテ、夫ヨリ手引ニスルコト也。尊崇ノ人ヲバ手ビキニシテ、又車ヲ牽引也。牛ヲヤリ放シテカラハ手引也。爰ヲ輦ト云カ。又輦ト云モノ、近衛殿ノ車屋ニアリ。是ハ中和門院ノメサレタルト云。手輿ニ上ニ四方アキテ四本柱アリ。尤ヤネアリ。是ヲ四方輿ト云也。今妙心寺ノ入院ニ勅使ヲ迎ニ、力者ガ舁テ出ルモノヲ塵取ト云也。是ガ公家ニテ云手輿ノコト也。ソリト云モノハ、ヨリカヽリノヤウニ板ニテシテ、後ニヨリカヽリ所ヲ付テ、雪ノ上ヲスベラスル者也。〔割註〕幸充云、北國衆ニ尋ルニ、ソリ又橇ト云ヲ用ト、橇ノコトハ太平記ニモアリ。又車ノコト、九條西園寺ノ車圖二卷有。○黄檗山ニアル梆ハ、禪林ノ儀規ニシカトミユ、又内ヲクリ

タル木ヲ釣テ置テ鳴スモノ也。今ハ魚形ニス。是モ木魚モ、魚ハ夜ネヌモノ故ニ、夜ヲ戒ル道具ニ用ヒ、又官人ノ魚袋モ晝夜ノ分也。勤ル心也。〔割註〕幸充云、魚袋ノコト、有職書ニ其譯篤ト見ヘヌ故、一決ナシ。」〇石摺ノツギ〳〵目毎ニ印ヲ貼スト云コトヲ、毎接縫貼印トアリ。又紙ノツギメノコトハ、紙縫ト書タガキコエンカ也。〇仁和寺守覺(シウカク)(シウトヨムカ吉)、此人ノ左記右記トテ百巻程アリ。〇護法神(ゴヲウジン)ト云ガヨシ。〇寫瓶弟子華嚴ニミヘタリ。一器ノ水ヲ一器ニウツス心ニテ、傳法ノコト也。〇移徙ハ中花ノ字。〇僧家ニテ諱ヲ尋ニハ、雙字名ハ何ト申ゾト問、譬ハ藏主ノ首座ノト云ニハ、上ニ一字アルユヘニ、雙字名ハ何ト云ゾト尋ル也。〇中古マデハ六月十七日淸水堂ニテ、西岡百姓六齋太皷ヲウテリ、金モアリ。〔割註〕幸充云、一年與レ風七月十八日淸水堂ニ至ル。近在ノ百姓六齋ヲ打コト夥シ。」〇上手ノ堆朱ホリ物ハ五花ト云テ、牡丹花、梅、薔薇、海棠、菊ノ物也。他ノ花ハ大方ナシ。〇蠟燭ノナガル丶、所ニ墨ニテ山ト云字ヲカケバ、其儘トマル。又天井ニ鼠ノアル丶ニ、賦ノ字ヲ三ツ指ヲ以テ中ニカケバ止。又目イボノ出カ丶ルトキニ、ソノ方ノ足ノ大指ノ爪ノ上ニ、墨ニテ馬ト云字ヲ書テ、其上ヲ圓ク墨ニテヌレバナヲル。又船ヲカルトキ、其濱ノ沙ノ上ニ、賦ノ字ヲ三カキ、其儘消テ扨舟ヲミルニ、其舟ノ影水中ニウツル、舟ハ無事也。影ナキハ必風波ノ難ニ逢舟也。不レ可レ借。又蜂ノ螫ニ沙ノ上ニ東西ト云字ヲカキケシテ、其沙ヲツクル也。〇大和ノ三ツ山ハ、畝傍山、耳無山、天香久山也。朝日ノ出ルトキミレバ、三ツ鼎ニミユル也。〇勢田大明神ハ鶴ガ使者也。日本武尊爲ニ白鳥ニ飛ノ心也。扨宮中ニテ蓬ヲ見付申候ヘバ爲レ福。又此處人一生不レ食レ鹿也。〇兵主ハ近江ニテ龜ヲ供ス。此氏子ハ一生不レ食レ龜。尾州ニテ神體ハ鈴ノヨシ申傳フ。〇三上明神ハ相撲ヲ被レ好故ニ、相撲ノ圖繪馬ニアリ。近江ノ者是ヲ語ル。〇堂上方ノ出仕、衣冠ノ下ニ懷脇指ヲサ丶ル。又打刀ト云物ヲ、五攝家ハモタセラル。是ガ太刀ノ畧也。昔ヨリノ法ニテ、大方革ノヌイカケニテ、金銀或ハ眞鍮ニテ、柄首ニモ、逆輪ヲ深シ、尤小尻ニモサカハヲ深ク呑コマスル作リ也。今以近衞殿ナド、參內幷ニ院參ノトキモシ

カリ。○日蓮像ニ一宗建立ノ最初ノ面貌ノ像アリ。面體烈シ。〔割註〕幸充云、サゾ有ベシ。空海始メ諸ノ祖師、兎角大我慢ノ性質ニテナクテハ、中々成マジキ也。毀譽ニカヽハリ、人品ニナヅミテハ成ザルコト也。惣別考ルニ、神道ヲ立ルモノハ、儒佛ヲ打テ吾ガ神國ト主張シ、儒者ハ佛法ハ本ヨリ不ㇾ信、神道モ易ノ觀卦ヨリノ名抔ト微笑シ、佛者ハ神佛水波、或ハ本地垂跡抔云内ニ、我ヲ上トシ神ヲ下トス。儒ハ又今日ノ上バカリニテ、未來永劫因果ノ便ニナラズト誹ル。此外醫ヲナスモノハ宅ヲバ庸醫粗工ト陰ニソシリ。吾ヲマサレリトス。如ㇾ此類多シ。只當世ニ名アランコトヲ欲シ、半ハ渡世ニカヽレリ。アヽ人間七十古來稀也。何ゾ如ㇾ此夫賤シキヤ。○泉州國府ニ名水アリ。大坂全盛ニ秀頼公ノ御茶ノ水ニモ是ヲ汲ヨセラル。○柱杖ノ先ニ必マトヒツク枝ヲ淺ス。コレヲ探水ト云テ、川ヲ渡ルトキニ、水ノ淺深ヲ試ルモノ也。○太凝菜ト延喜式ニアリ。心點ノコト也。又凝點ヲコヽロテント云コトヽ云。此説可ナランカ。〔割註〕幸充云、庭訓ニ西山ノ心太、俗ノトコロテンナリ。」○和琴ハ六絃ニテ、撥ニテ彈、御神樂ノトキ、人長榊ニ○丸キ鏡形ノ板ヲモチソユ、則鏡ニテ神鏡ノ心也ト。然レドモ此説アシヽ、茅輪也。○西ノ土手ノ刑罰場ノ邊ニ、宿紙ト云田地ノ字アリ。紙屋川ノ下也。此所古ヘ宿紙ヲスキタル所トミユ。今ハ死セル乞人ノ捨所也。可ㇾ歎哉。○疊ノ上座シ玉フトキ、天子ハ疊ノ上ノ方ヨリアガリ座シ玉フ。夫ヨリ下ハ下座ノ方ヨリアガル者也。是法也。○貴人ノ主ニテ、下ノ位ノ人賓ニナリテ振舞ニ行テハ、箸ヲトリテ上ノ主ヲ伺ヒ、貴人ノ方ノ主ヨリマイレヨトアル詞ヲウケテ食スル也。又座ヘ入トキモ、主人ノ階ヨリ上リテ、賓ノ階ヲバサクル法也。賓ノ位ニアタラヌガ禮也。賓ガ貴人ナレバ此ウラ也。○大和ノ國俗ニテ、ヨメ入ノ新婦ノリ物ノ内ヲアケサセテ通シテ、諸人ノゾキミル法也。若耻テ戸ヲ細メニスレバ、石ヲウツ、夫ノ家ヘ近クト馬ニノセテ家ニ入シム。○柳馬場押小路下ル町ニ新婦ヲヨベバ、一町ノ婦女集テ是ヲ待迎フ。○山崎日頭人ハ八幡ニナル離宮ノ供僧一人、是ハ宇佐ヨリ臨幸ノトキ守奉ル行教ノ心也。山崎ノ侍分烏帽子蘇芳也。二

十人ノ隨身ヲツルヽ。離宮ノ前ノ拜殿ニテ能ヲミル。頭人ト僧トイル。天井幷ニ柱モ金襴ニテ包ム。冠束帶ニテ疊ニ坐ス。女房ハ衣カツギ、サテ八幡へ舟ニテユキ、八幡ト對座ニテ盃ヲスル也。隨身舟バタ迄ノリ、馬廿疋ニテ供奉スル也。舟ノ中ニテ拍子アリ、行列ノ先へ人形アリ。細男(スイノヲ)ト云ト人形手ヲタヽク。是モ道祖神ノ心カ。一說ニ、磯良ト云海神也。ソレガ出樂ヲ奏スル體也。山崎ノハ人形也。春日若宮ノ祭禮ニ、白張ニテヱボシヲキ、藏面ヲシテ舞也。藏面ハ人ツラノコト也。此細男ノコト、季瓊日錄ニ委アリ。○竹幷ニ葭ヲ苅取ニハ、十一月冬至過テヨシ。ソレハ今伐ル物ノ性ヨシ。又來年下ヨリ生ズル爲ニモヨシ、冬至前ニトレバ、陽氣復セザル內故ニ、切用モ又下ヨリ萠ノ日モアシヽ。宇治ノ茶園ノ覆ニスルヨシ、鵜殿ノヨシハ、三年モコタユ。淀伏見邊ノハ一年ヅヽ也。スレバ性チガフ。鵜殿ノヨシヲ篳篥ノ舌ニ用ガ尤也。此舌ハ皆笙ヨリ出ル物ズキ也。古ヨリ十二律ハアレドモ、調子ヲトヽノフルハ、上古ハ笛ニテシタトミユ。鵜殿幷ニ上賀茂ノ山ニ生ズル葭モ可也。○帽子ハ、天子ノ御衣ノ袖ヲトキテ、僧ノ寒ヲ禦グ爲ニ被ㇾ下タガ初也。スレバ內衣也。今以テ四月朔日ヨリ十一月朔日迄ノ夏袍ノ內ハ不ㇾ用。○幣袋ト云物、吉田卜部ニアリ。小キ袋ニテ首ニカケテ、內ニハ榊ノ枝ニ木綿ヲカクルモノ也。又ハ錦ノ五色ノ切抔ヲ入テ持參シテ、神ニ手向ル物也。菅家ノコノ度ハヌサモ、ヽハ、左遷ノトキ故ヌサモ取アヘズ、楓ヲ直ニ幣ニ用テ道祖神ヲ祭ト也。扨左遷ノ人ハ、冠落シト云テ、殿上ノ冠ヲトシノ門ニテ冠ヲトリテヤル故、禁中へハ不ㇾ入、小川坊城殿取次ニテ、加州中納言殿ヨリ束帶天神ノ贊ヲ、法皇樣へ被ㇾ申上ケレドモ不ㇾ成。惣別束帶天神ノ像ハ禁中へハ不ㇾ入。〔割註〕幸充云、膾除錄ニ、兼良公ノ御成ノ席ニ、天神ノ像カヽレバ怒玉ヒ、彼レニ增スコト三アリトテトラセ玉フコト、神階篇ニ具ニ記セリ。」餞別ノ幣袋ハ、頸ニ掛テ小キ物也。今ノ誰袖ノ匂袋モ、幣袋ヨリ出タル物數奇也。○禁中宮方ノ料五十五石ニ、御衣服料銀廿枚ヅヽ也。童形ニナルトキヲ鬢曾幾ト云。是ヨリ髮ヲカラハニ結ヒ、半尻ヲ着ス。○下馬札ハ勅願所ノ分ニハタツル法也トゾ。○短女(ヒキメ)坏(ツキ)、タケ

ノ低キ高坏也。○御神樂ノ時、公卿ハ三尋木ノ上ニ素薦ヲシキ坐ス。樂人ハ三尋木ノ上ニ直ニ着ス。三色木ト書テアレドモ、是ハアシヽ。丹波弓削庄ニ三尋木ヲ調進ノ家アリ。今ハ早ク上ルコトモナシ。杣山ヲ預テ切テ上ル也。八尺曰レ尋ト云ノ義ニテ、長キシヽレウノヤウナ木ニテ下ニシク、今ノシキノ板ノヤウナ物也。○衞士ハ立ヱボシ也。ソノ傍ニ折ヱボシニ白張キタル有。是ガ薪ヲ出ス釜殿也。○狐蘿、コレヲ日蔭ノ蘿トモ云。內侍所ニテ御神樂ノ有トキ、御簾ニカクルモノ也。又冠ノ巾子ニマトフコトモアリ。稻荷山ヨリトレリ。○下姿トハ上下ヲ著ルコト、天正天文ノ比ヨリノ記錄ニアリ。下姿ニテ參內ストアリ。內裏衰微ノトキノコト也。○勢多折トハ裳ヲツマゲルコト、勸修寺ノ一代ニ、山門ニ大會有シトキ、勢多折ニテ勅使ニ登山トアリ。此時代ハ衰微ニテ歩ニテ尻ヲカラゲテ登山ト云コト也。東カラゲノ類ニテ、勢多ノ人尻ヲツマゲ始タカ可レ考。○聖經ノ分行ニハ限ナシ。字ハ十七字ニノミ、何レノ經モ書テアリ。コノ由來可レ考。○極﨟ニ補セラルヽトキニ、中古迄ハ拜賀アリ。差次幷ニソノ次二人扈從シテ、殿ニテモ肝煎テ見事ナル體也。今ハ絕テナシ。○日本紀ノ私記、六百年程以前ノ書ニテ、神代卷抔ノヨミクセモ今ヨムトハ大ニ違フ也。三通リアリ、三代ノ集ニ云。○頭中將ニナリテ拜賀ノ人、弓場ノ前ニテ拜シ、夫ヨリ殿上ヘアガルト、出納ヨリ吉書ヲ奉ル。是ハ諸國ヨリ獻ズルモノヽ目錄也。譬バ美濃ノ紙、加賀ノ絹ノ類也。扨几帳タチテ夫ヘ內侍出ト、右ノ目錄ヲ奏シテ叡覽ニ入、ソレガ出テカラ、陣ノ座ニ文章生著テ居ルニ渡スト、其人請取テ裏ガキヲスル也。中將ハ殿上ヘアガルトキハ劍ヲ解、六位藏人脂燭ヲトリ、御前ニテ天酌天盃也。御次ニテ湯漬出ル也。○扶桑拾葉五十六卷水月、參考太平記、禮儀類典五百卷、其外夥敷書ドモ出來也。往々可レ見レ之。○火鉢ニヲキ炭ハ禁中迄ノコト也。勅會ノトキ、門主ニ置シヨリ、今ニ門主達ニハヲケリ。攝家ニモナキコトヽ云。○主上御座ノ間、表向ニハ十月朔日ヨリ三月朔日マデ炭櫃ニヲキ炭アリ。大抵大炭ヲ四ツ立テヽ、其上ニ横ニ二ツヲクコト也。常ノ御殿內ヽノ所ニテハ、火舍鉢ニ火アリ。甚ハ略也。○草座ヲ南都ニテハ繩床ト云ト也。○樂人ハ南都ハ左、

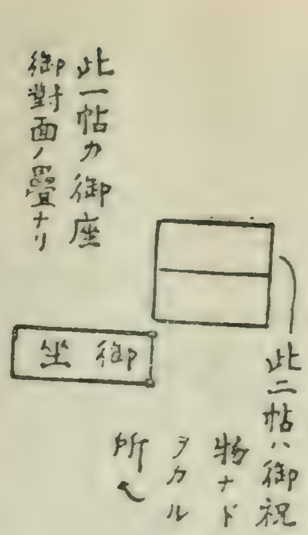
天王寺ト京トハ右也。京ノ內ニ又左右アリ。三方ニテ五十一人有、一方ニ十七人ヅヽニテ五十一家也。是ガ定リタル家也。此外ニ庶流アリ。此庶流モ、常ノ舞楽ハ勤レドモ、正月ノ舞御覽ハ、此十七家ノ惣領計勤之。十七家ノ內モ、親アルソノ子ハ庶流同前、親アリテモ微若ノ內ニ出仕ナラズ。又御神樂ニバカリ、兩親ノ服十二月ノ內ハ出仕不ㇾ成。鼉鼓ノ心ニテダイ大鼓ハコノ字ト云。又太大鼓、又ハ臺大鼓ノ說モアリ。笙ハ日本ノハ十七管ニテ、此內十五ガ用ヒラルヽ也。二管ハカコイノカザリ也。竹ノ節ノ高下ヲナリ次第ニス。唐ヨリ來ルハ十八管ニテ、竹ノ節ヲ一樣ニソロヘ、舌ハ銅ノサハリニテ、長ク湯桶ノロノ如クニ曲テ長シ。日本ノハ短クテ、サハリハ同前也。篳篥ノ舌ハヨシニテ、サイ〳〵仕易ル也。唐ヨリ來ル樂器ニ、六絃ニテ柱ハナク、三味線ノ絃ヲノセタルヤウナモノ運轉シテアリ。採桑老ハ東儀カ又ハ多ノ家ニ舞フ。此譜ハ其傳授ニテ舞所へ渡ル也。其舞方ノ人、代々ノ名ヲ記シテ渡スコト也。樂ノ裝束ハ禁中ノ御藏ニアリ。胡飲酒ハ多內匠ガ先祖傳フ。一代ニ實子ナシ。他家へ傳ヨト勅アリケレドモ無念也。他家へ傳へマジトテ切腹シテ死ス。夫ヨリ舞タユル也。仍テ面計アリテ舞ハ絕ユ。面ハ鼻長キ澁紙ノ色ノ顏也。胡樂トミユ。又每年三節會ノ樂ハ定リテアリ。元日ニハ初ニ雙調ノ音取、是ガ國栖ノ笛也。古ハ國栖ノ者來テ笛ヲ吹テ奏ス。今ハ樂人勤ム。扨立樂ハ胡飲酒ト酒胡子ト也。七日ハ平調ノ音取、是國栖也。樂ハ三臺ノ急ト鷄德ト也。十六日ハ壹越調、音取ガ國栖也。扨春庭樂ヲ吹テ日華門ヨリ入テ、左右へ別レテ舞始ル。振鉾三節スミテ每年萬歲樂、延喜樂、陵王、納蘇利、長慶子ニテ退出也。〔割註〕當年ヨリ陵王、納曾利ハ替リテ、太平樂ト登天樂トニナル。○幸充云、延寶六年乎。扨葭屋町ニ淵惟直ト云有。篳篥笛簫以下琵琶琴知レバ人有テ門人多シ。樂人ハ品ニヨリ不ㇾ傳ユへ、本滿寺等或ハ北野神樂堂抔、傳授而樂ヲ勤ム。予別懇故、譜モ悉ク此方ニ來テ有ㇾ之。予六藝ノ志甚シク、各稽古セシムル故幸也ト思フ所、カヤウノ品不得手ニテ止ヌ、惜ムベシ。此傳ノ絕タルコトヲ、神樂抔ハ殊ニ秘スルモノ也。譜アリ。」南都一乘院ノ文庫ニ、樂譜三十卷有。仕舞付アリ。扨其ト

キノ楽人ノ補任モ書付テアリ。○多上野宅ハ烏丸二條二丁目、此裏ノ室町マデガ二條殿ニテ、御池ノ水ガ圓福寺町へ流出ルカ近キコト也トゾ。二條昭實ノ親マデ此所ニ住シ玉フ。多氏所ヘモ度々御成ニテ碁ヲ遊バセシト也。○節會ニ陣ヘ大臣着ル丶入口ヘ、參議出向テ揖アリ。是ヲ請益ト云。其舞中ニ加ハリ度ト請心也。舞蹈ノ拜ハ左ヘ一度、右ヘ一度、左ヘ一度ニテ左右左也。文ヲハサムヲ鉤文ト云。當番ノ辨ヲ節會ニ限リ直辨ト云。職事ノ內頭辨ノ書出ニハ、悉之以狀トカク。常ノ職事ハ依天氣執達如件トカク。年號ヲカケバ諱ヲカ丶ズ。左中辨ニ大辨ト迄也。年號アレバ補任ニテ誰某シル丶故也。草名トテカキ判ヲスユル也。依例任請、挂甲補、袴ノマ大紅、○正月ノ買始ニ院中ニハ蛤蜊ト韮、又ハニンニクノ類、クサキモノヲ買フ、五辛ノ心也。○女中ノ文ノ夕、コレハ封ノ字ノ草也。〆コレハトト云字ニテ、男ノ文ニアリ。女ノ方ヘヤルニハシムルト云字遠慮ユヘ夕ガヨシ。小笠原別傳別ニ記ス。○エ胎ト金トヲホム。甲ノ歳乙ノ歳エノ年ハ胎藏界、トノ年ハ金剛界也。ゴマ木ハ乳木ト云、牛玉杖トテ、柳ノ生木ノモノヲ御修法終ニ板ヲタ丶キ經ヲヨム、法事ノ始ニ法螺ヲ吹。扨僧衆座ニ著ル丶ト、含香ヲ含ム。○近衛殿ノ歳男ハ齋藤勤レ之。元日ヨリ至二十四日一表向ノ上段ニ五ツスヘ飾テアリ。三方ノ眞中ニ丸饅頭、中ニベニヲ點、高盛上ニ松枝ヲタツ。スルメ、乾肴、牛蒡、芋ヲ四角ニ高モリニシテ置ル。是取肴ノ心也。十四日ノ晩ニ是ニ樽ヲ添ラレテ齋藤ヘ被レ下ト也。○鼓ニカネキザミト云コトアリ。大工ノカネニ合スルキザミ也。是ヲ秘書シテ金キザミト書テアリ。後世ニ誤ベキモノ也。○伊勢ヘ淺井家ノ比丘尼來テ、內外ノ間ニ住ス。禪淨土ヲ執行。此時後奈良院ノ御宇也。亂後故廿一年目ノ遷宮モナラヌヲ見テ、近江一國ヲ勸進シテ、淺井家ノ充リニテ二十一年メノ造營ヲトグ。因テ遷宮上人ト云。淺井家故ニ淀殿モ念比也。此由緒ニテ秀吉公モ出頭シテ、內外宮ノ取次ヲシテ知行七百石被レ下。台德院ノ御臺モ淺井ニテ淀殿ノ妹子故ニ、又時ニ逢ヘリ。此弟子代々社司ノ。木本氏ヨリツグ。近頃ハ祓ヲモ出スヲ、社司ヨリ公事ヲシテ負テ、社內出入モヒシトナラズ。勿論祓ヲクバルコトモナ

ラズ。アマリ大負故ニ、一ツ理ヲ付ラレテ、相續ハ木本氏ヨリツゲトノ御條目也。伊勢ハ神領二萬石ヒケル。此分ヲ郡代支配ス。其外ニ三十石役料アリ。扨向井大隅殿迄ハ山田ニ住ス。故ニ下ニ無作法多故ニ、訴訟ニテ山田ヨリ二里、脇小林ト云所ヘヒキテ住ス。元日ニハ三朝トモニ大紋ニテ宮ヘ參、三朝トモニ太刀持參也。節分ニモ大晦ニモ神事ハナシ。〇公方トハ禁裏ノコト也。鹿苑院ノトキヨリ足利家ヲ公方樣ト云ト也。公方代ト云物ト云ヘドモ、夫ハアシヽ。公方ノ樣體ト云心ニテ、公方樣ト云ガヨシ。今ハ只禁中方ニテハ將軍ト迄云。一條康済抔ハ狂言樣ナドト仰ラレシ也。狂言盡ノコト也。〔割註〕幸充云、一條綱平公ハ大樹ト仰ラルヽヲ聞、結句白川雅冬抔ハ江戸ノ親父ト申サレタリ。扨只今女房ノ奉書、攝政殿ヘ來ルニハ公方樣ヨリト初メニアリ。」〇今世ニ人ヲ卑メ、誰目何目ト云コトハ、日本紀ノ垂仁紀ニ見タリ。アツミト云モノ惡人ニテ、王命ニ不レ從迯、兩眼ヲキズツク、夫カラ彼アツミ目ガ〳〵ト云ヨリ事起レリ。今仕置ヲ置目ト云コト、日本紀ニ、山部王子ノ殺サレ玉フトキ、死骸ノ有シ所ガシレズ。置目ト云老婆覺テ申ス、奇特ニ覺タル迯賞ニ預ル。ソレヨリ賞セラルヽコトヲ置目ニ逢ト云ヨリコト發レリ。〔割註〕幸充云、刑ノコトコレニテハキコヘヌ乎。」〇紫宸殿ノ西ノ方ノヤネニ、西ノ廂ト云アリ。ヤネノ板也。〇日本紀ニ、異國ヨリ癩人來朝、ケガラハシ追戻ントス。癩人云、吾ニ技アリ、蓬萊ヲ作ルト。仍テ蓬萊ノテイヲ假山ニ作ル。コレ假山ノ始也。今ニ庭作ハ穢多ノ筋ト云ハ是ヨリノコトカ也。〇牛ノ繪ノ札ハ、和州志貴毘沙門堂ヨリ出ル也。小兒ニヨシ迯受也。〇東寺ニ一年ニ一度七日ノ間、光明眞言講ヲ修メ、過去帳ニノル程ノ人ヲ弔也。白銀一枚施入スレバ、今迄モ如レ此也。〇吉記吉田經貞ノ記、是ハ勸修寺家也。源平ノ兵亂ノコト、平家物語、盛衰記ニナキコトノセテアリ。〇鮭楚割ハ、セワリト云也。背ヲワルト云ヲ忌テソワリト云也。〇能州一宮氣多祭日、鵜浦ト申所ヨリ鵜一羽獻上、祝部數多其鵜ヲ神前ノ階下ニ置バ、其鵜神前ヘ參リ、夫ヨリ必諏訪ノ湖ヘ入テ死ス。ソノ死鳥磯ニヨルヲ相圖ニテ、諏訪ノ祭ヲ始ト云傳フ。〔割註〕幸充云、雲州大社幷日御崎ニ、十月白

蛇ノヨル抔思フベシ。」○熊坂ノ謡ニヲウブクナラネハ申スト云コトアリ。カクサズ申コト也。○曇花院ノ鐘ハ、元金龍寺ノ鐘也。買得トミユ、銘アリ。此鐘舊例ニテ、禁中院中ニテ四ケ大寺ノ御八講アレバ、是ヲカリテ撞コト也。山門ヨリカリ來ルカ、此鐘ヲツクハ圖書ノ役也。幸充云、今度梅井道（　）放モ、圖書寮散、原證據ノ彌陀、禁中ノ除位叙目ノトキノ大硯、イツノ時ニ來ルゾ、有叙位除目ノトキノ木入、蛤蜊貝ヲ用ユ。上古ノ質素ノ體也。古風ナルコト也。夫ヲ梶井門主御キヽ、今ハ門主ノ室ニアリ、大ナル硯ニテ、蓋ハナク身計筥ニ入ル。○土佐一條ヲバ高會我目、長會我目、兩流ニテ殺。○京中ヨリ江戸年頭ノ捧物、熨斗目、上京ヨリ三十端、下京ヨリ同前、自分ニ兩年寄綾二端ヅヽ、三日ニ御禮、十一日ニ時服二ヅヽ、拜領御暇也。大坂堺ハ沙綾縮緬卅端ヅヽ也。江戸ハ楢二十荷、[illegible]鯛百枚、熨斗千把也。樽計ニテ後ニ、ソノ酒ヲ銀ニテ上ルコト也。見事ナルハ江戸年寄ノ獻物也トゾ。奏者番披露之。○東照宮ハ號德蓮社崇譽道和大居士。○百家衲衣并糞掃衣(フンザウエ)ト云モ同ジコトニテ、天竺ノ僧ハ切レ〳〵ヲ集メ、衣ニモスタルモノヲ取集テ不レ捨心也。女人ノ月水ノツキヨゴレタルモノ、糞ノツキタル物モアツム。是其人ノ緣ニナリ。功德ニモ成コト也。〔割註〕幸充云、女子訓ニ、天竺ノ經少ク、又僧ノ行作粗シテサモ有ナン。又天竺渡ル物語ヲバ、大寺ノコト等アリ信ジ難シト云ヘドモ、追テ日次ニ可レ書記レ乎ト思也。」○御ニ問トハ主上ノ御座ノ間ヲ云。申シロトハ禁中男末ノソノ奥也。○鍋釜ノ新敷ニ、底ニ金輪ノゴトクニ赤銅ト云字ヲ三ツ墨ニテカケバ、カナ氣不レ出、此文字ニハ子細ナシ、トカク墨ガヨキ也。墨ニテヌレバ金氣不レ出也。○化野(アダシノ)ハ、イヅクニテモ葬場ヲ云。一所ヲ指タハ大和也。○公方ヘ八朔ノ御返禮、三ツ眞ノアル金滅金ノ橘ノ折枝ニ、薫物ヲ入テ大鷹ノ檀帋十帖ト、提子ト銚子トヲ被レ遣。是ハ室町家ノトキ在京故ニ、御盃同前ニ御酒ヲ入テ被レ下タリ。其例ニテ、今ハ江戸ヘ被レ遣カ、公家ヨリハ近比マデ金覆輪ノ太刀ヲ獻ズ。是ハ禁中衰微ノトキノ例ニテ、一尺四五寸ノ木々ヲ太刀ナリニシテ、鍔口并ニ三所ヲモ、柄頭ヲモ、金薄ノ紙ニテツヽミ張テ、金具ノ心ヲス。目貫モ金紙ニテ菱形ニ

シテヲク、革緒ノ代ニ打曇ノ紙ヲ四分程ニ、モトユヒノ如クニ疊付テ腰ニ着ル也。革緒ノ代ニ紙ヲタヽミテ緒ニス。古風ナルコト也。○應仁ノ亂ニ、兼良ノ記錄ヲ奈良ノ一乘院へ除、其殘リカサダカ成故ニ、一條ノ辻ニテ燒テ捨ルト也。○醍醐ノ水本ニ中山家ノ記錄多アルト也。幸充云、水ト坊ニ二條殿有ニ記錄一云。○堆朱丼ニ累々香盆香合等ノ底ノウラニ、作者ノ名ヲ彫ツケテアリ。尤楊茂張成ノ類也。是ハ東山殿ノ御物ニ成テカラ、能相ガ極メテ彫付ル者也。夫故ニ手跡日本也。此彫付ル事小刀ニテハナラズ、鼠ノ牙ノ尖リニテ彫ネバナラヌト也。○イボタノ木楊枝ニヨシ。○花タチバナハ尾張ニアリ、アナタニテハ名カハレリ。○高麗茶碗ニ、茂山丼ニ判事燒ノ外ニ舘燒ト云アリ。倭舘ニテ日本人好デヤカスル也。○西大寺ノ太皷ガ、今ノ西本願寺ノ太皷堂ノ太皷也。筒ノ内ニ西大寺ト書付アリテ、西大寺ノ藥方書付テアリト云。此方ハ興正菩薩ノ傳也ト云。菩薩ノ位ノ僧ノ塔ニハ名ヲカヽズ、梵字計也。人塔ニハ名ヲ書也。○世ニ云房内書ハ枕草子也。幸充云、被中辨ニハ春畫ト有。○禁裏常御殿ニ沈御トテ、



如レ此圖、常ノ疊ノ内ニ三帖厚疊ヲシク、常ノ疊ノ一倍ノ厚サ故ニ、常ノ疊ヨリ又半高シ。緣ハ繧繝ナリ。赤キ緣ハ下劣ノ坐スル所ノ疊ニ用ル色也。○施藥院全宗、本山門ノ僧也。元三大師ノ散錢ヲ二百貫程盜テ、ソレヲ料ニシテ醫者ニ成テ秀吉へ仕フ。後ニ申サル、ハ、主ハ大師ノ錢ヲ盜タレ共罰モアタラズ。サレ共本コノ筋目ヲ思ヒ、信長滅亡シ玉フ後ニ、秀吉へ申シ再ニ興山門一スルハ、全宗山門ノ蔭ニテ成立ノ報謝申サレシト也。夫ヨリ慧心院ノ派ニ施藥院ト云寺今ニアリト也。全叟建立ノヨシ、今ノ藥院有髮ニテ參內ヲ望マル、中絕故ニナラズ。○道正庵物語ニ、洞家ノ僧、日本國ニ十萬程アリト。武藏一國ニ千ケ寺末寺アリ。薩摩ニ七百寺程アリ。是ハ國守曹洞宗故也。越後ニ五百程アリト也。○稻荷祭ノ御出三月午ノ日也。社司共出デテ御供ヲ供シ、扨五人ノ社司ノ外ノ者神寶ヲトリ、次デ神輿ノ内へ入

ル。扨荷田明神ノ面一枚、眞ノハ輿中ヘ入テ、ウツシヲ神輿ノ前ニ掛ル也。扨社務黒装束ニテ幣ヲ持テ宮遷ヲスルト、夫々ノ舁手イデテ輿ヲカク。御幸道ヘ出ヅ。本社ノコマ犬名物ニテ諸方ヨリ摸ス。扨上ノ社ハ命婦ヲ祝フト云傳フ。本社ヨリ御酒ノ銚子コレヘモユク、山ニアルツカハシメハ狐二疋宛アリ。子ヲ毎年ウミテモ成長スルト外ヘウツリテ、山ニハ二疋ナラデハナシ、名譽也。弘法ノ畫ノ狐一幅アリ。是モ神寶ニナリテアリ、輿中ヘウツス也。○上賀茂神山ヲタケミカヅチ山ト云。是ニ鎭座ノ神故タケミカヅチノ神ト云。古ハ今氏人社家ノ邊モ鴨川流ル、故ニ、今ノ大宮ノ社ノ邊ニ、社家ハ住シテ折々參詣ス。然ルヲ漸々水ヲ治テ外ヘ流テヨリ、皆居ヲ移シテ社邊ヘ家居ス。今ノ賀茂馬場ノ邊モ河也シト。然ル故ニ大宮ノ杜ノ邊ニ森岡本林トテ在名アリ。扨此大宮ガ賀茂ノ地主ニテ氏ノ神也。行幸モ此道ヨリニテ、此大宮ニテ行粧ヲ刷ヒ、衣裳ヲモ改ラル。賀茂業平ト云歌人ノ墓モ、森ノ邊ニアリ。在原業平時代ノ歌人也。○安樂花ハ上ヘ野紫竹邊ノ賀茂ノ神地ノ地下土民ノ祭也。今宮ヘユキテ踊ル。上野ノ者ニハ今宮ノ社人、廣蓋ニ呉服ヲ入、祿ヲ賜テイアリ、赤熊ヲキタル人二人、入違ニ社家ノ臺所ノ庭ニテ躍ル。紫竹ノ者ハ宮ノ前計ニテヲドル。○豐前小倉ニ先生號ヲ賜リタル綸旨ヲモテル醫名可レ等。アリ。スレバ中古ハ武家ニモ、又ハ諸藝ノ名人ニ、先生號ヲ賜ルトミユ。帶刀先生シタノ先生杯モ、皆天子ヨリ賜リ、其人ヲ尊崇トミユル號也。○建仁寺ノ雄長老、大德寺ノ玉甫ハ、皆幽齋ノ兄弟也。幽齋丹後籠城ニ、內山僧正隋ノ人ト玉甫トニ參リテ、古今ヲ傳テ參レト、後陽成院ノ勅定ナレドモ、狹間ヲクヾラスル事ハ士ノ本意ニ非ズ迚、玉甫ハ不ニ同心一。雄長老ハユキテ幽齋ヲ走シテ和睦ス。三齋大ニ怒リ、歌道故此通リ武士ノ有マジキ事迚、子孫ニ至テ歌學ヲ禁ゼラル。尤ノ事也。○上リ龍下リ龍ハ、トカク頭ヨリ胴ノ中ガ上ニアルガ上リ龍也。頭ハ上ヘアガル共、胴ノ中下ニアルハ下リ龍也。胴ノ中ガ龍ノ一身ニテハ重者也。此上ヘアガルガ上リ也。雲ニ乘テ尾ノカタカラハネテアガルモノ也。○北野ノ目代ハ、タヲレ者ヲ取ノケ、又ハ昔風俗ノヨク、神領ノ多所有ル時、毎月風呂

アリ。其時森ノ枯木ヲ風呂ノ燒料ニ取シ例ニテ、今ニ風ニ倒、又ハ自然ニ枯ル丶木ヲ取レリ。又右近ノ馬場ノ外ハ、皆此目代ガ地子錢ヲトル。馬場ハ松梅院シレリ。其外東ハ七觀音淸和院ノ前ノ道ヲ限リ、西ハ西京限ニ茶屋并ニ賣物ヲ出ス。地子ヲモトレリ。南門ノ内ニアル一軒ノ茶屋計不レ出。此ハ古社頭へ惡人火ヲ付ントスルヲ訴人スルモノ丶子孫也。是計天神へ奉公ノ者迚、地子ヲ不レ出。又松尾ト云テ女ノ如クニ髮ヲユヒ、白張ニテ諸社ノ番ヲ勤ル者也。此者近比死シテ子孫ナシ。地下人此役ヲ望テ勤之。儀ニ、髮長カラヌ故ニヱボシヲユルサレテ勤レ之。是ガ役ニテ人ヲ咒詛シテ、材木ニ打釘ヲ拔役也。近年ハ山伏ヲタノミテ釘ヲ打事ナシ。正月八日ニ、昔ハ霞ノ御膳トテ、魚ノ御膳ヲ供セシト也。今ハ絕テナシ。○三寶院ニ尾張先達トテ、妻帶山伏ニテ紫衣ヲキル也。大身也。今度御弟子ノ入寺ニ先駈シテ貝ヲ吹也。○京中ニ紙師座中百二三十軒アリ。其內ニ十五人免許ノ札ヲ拜領シテ居者アリ。其內ニテ又兩人圖書ト云ヲ兼テイル者アリ。是ハ兩人シテ三十石拜領シテ居ル。又其者ヲ點香共云フ。將軍家ノ公方へ御目見御拜ノ時、紫宸殿ノ階ノ上ヨリ二ツ目ニテ香ヲツグ役也。卽位ニモ此者火トリト云テ、三ツ山冠ニテ生火（イケビ）ノ官人ト云ヲ勤ム。日光ニテ大法會ノ時モ如レ此。古ヨリコノ紙スキハ扇ヲスク也。昔ハ他國ヨリ扇地ヲスキテ持參スルヲバ、悉ク上米（ウハマイ）ヲトレリ。中古ソノ綸旨モ、他家へワタリ紙スキモチリ〳〵ニナルヲ、近比訴訟シテ他國ノ美濃アタリヨリ、地紙ノ來ルヲモ停止ニス。其代ニ百三十軒ノ紙漉ヨリ、禁中へ上米ヲ運上ス。先一年ニ宿紙ヲ四千六百枚上ル。是ハ出納迄遣ス。閏月ノ有時ハ、此算用ヲ追テ多ク上ル也。扨曆ヲヌスコユミノ宿紙ト云テ曆紙ヲ獻ズ。又六月ノ幣紙ト云テ、祓ノ幣并ニ茅輪ノ卷紙ヲ獻ズ。又此紙ヲスク舟トテ、水舟一ツニ付夏二具、冬二具出ス。此銀ニテ運上ノ紙ヲ調へ、圖書二人へアゲテ萬事ノ入用ヲツグノフ。此舟十モ十五モ持紙師有、京ノ紙漉ハスキ返シトテ、扇ノ地紙ハ大方髮結ノ髻ノ切クズヲ川ユ。禁中へアガルハ、物ノ本紙ノタチクヅヲ、右ノ舟へ水ニヒタシテ入テ、夫ニ夏ハトロ丶ヲ入、冬ハニベヲ少入テ、二色共ニ煮テアクニ用

ユ、少宛此内ヘ加テ、扱スダレニテスクフテアグル也。達者ナル漉手ハ、一日ニ六七百枚モスク也。天氣ノヨキ時ハ、トロ、モ、ニベモ、ヨキ比ニ水ニテネバリ思合、天氣ノ惡時ハ、一向思合ズ。人間ノ氣重キ時ハ又如レ此。スレバ天地ノ氣ニ萬事ツル、モノ也。第一水ヲ擇ブ事也。此トロロハ、ネバリヲツケ、扱紙ノ取ツカヌ性ヲ持タ者也。田舍ノハ、楮ニテ直ニスク、京ハスキ返シ也。トロロハ、黄葵ト書ト云。葵ノ類也。倭名所ニヨリ横タヨリ共云ト也。冬用ルニベハ、大木ノ皮ヲムクリタル物也。夫ヲ水ニテ煮テトキテアクニス。此ニベハ、北丹波サ、クリ、朽木、西丹波サ、レ村等ヨリ出、シヤナノ木トモ云。此皮ヲ打碎テ煮テ灰汁ニス。此紙ヲスク簾ハ、一枚一具ニテスル也。〇延寶六年四月朔日夜、鞍馬ト木船ノ間雷鳴、雪降コト三尺、希代ノコト也。京都マデ寒氣襲也。〇江戶ニテ、阿蘭陀加比丹ヘ御暇、時服三十被レ下、雅樂殿出座。〇攝家ノ外ヘ、天子ノ姬宮嫁娶ノ例ハナシト也。醍醐殿ヘ女一ノ宮ノ事、江戶ニテ老中ハ成マジキコト、思慮アリテ、高家衆ヘ御申付、兩傳參府ノ時、コノ配偶ハ成マジキ抔アルヲ、扱ハ江戶ハ內奏ハスミテアルト心得テ、花山殿ノ楚忽ニテ、一條殿ニ願セラル。一條殿モ楚忽也。小一條殿全ク同心ニテナクテ事止也。〇放免ノツケ物ト云事、徒然草ノ傳也。上古ノ祭禮ノ時、第一ノ先ヘネリ行モノ也。雜色ノ類ト云傳フ。和州布留ノ社ノ左右ニ、此神事ノ時、祭ノ行列ヲカケル圖アリ。其先ニ立エボシニテ、退紅ノヤウナル裝束ニテ、肩ニ布ノ卷タルヲカタゲ、其跡ヲ引テネル是放免也。此布ノ如クナルモノガツケモノ也。此布ハ地布ノ類ニテ、祭ノ神幸ノ道ヲ清ルモノ乎、可レ考。〇放免賣ト云モノ、此五六年以前マデハ、臘晦夜ニ街中ヲアリク。コレハ惡夢ヲ占テ拂モノ也。〇奧州仙臺舊千體ノ佛アルニヨリ、千體ト云ヲ、後ニ仙臺ニ改ム。〇伊東大和殿領分、ウドノ岩屋ト云アリ。是ウガヤフキ不合尊ノ產屋ノ跡ト云。鵜殿大權現ノ社其上ニアリ。此所ノ巫女ニ、伊東殿ハ萬事ノ吉凶ヲ被レ尋也。〔割註〕幸充云、傳聞ノ違ハ、此一件ニテモ知ラレタリ。仍テ盡ク書ヲ信ゼバ書ナキニシカザラン。抑日州飫肥領城下ヨリ三里餘ノ海邊鵜戶山アリ。號ニ鵜

戸山大權現ニ六社也。地神五代神武天皇ナリ。然ルヲ、ウドノ巖屋ト唱フニヨリ鵜殿ニ誤ル。或書ニモ又如レ此記セリ。且ツ岩屋ノ上ニアラズ。岩屋ノ中ニ社アリ。日本無雙也。予別ニ其證ヲ記ス。又巫女ニ問コトナシ。常ニ巫女无レ之、社僧ニテ寺領五百石、十坊アリ。眞言智積院末寺也。因ニ云、江戸鑑ニ、城下飫肥ヲ飯肥ト記。家老川崎ヲ川勝ト記ス。然レバ、西土ノ遠キ、イカバカリノ僞カ誤カアランニ、書ヲ學ブ者、異國ノ書ト云ヘバ信ジヨロコブハ、只一偏ノ僻見也。思フベシ、泥ム事勿レ。」〇葉公ト云人、好デ龍ヲ書テ自負ス。或時眞龍ヲミテ絶入ス。ソレヨリ物ヲ傳聞ト直ニ見テ違事ヲ、世ニ葉公ガ龍ト云。〇秀歌ニ返シナシト云傳ル也。〇公方ノ御使大上使ハ、緣頰ノ疊ノ上ニテ拜、自分ハ落エンノ板ノ上ニテ禮アリ。天盃頂戴。烏帽子トクサ色ノ狩衣ヲ着ス。稻葉美濃守、〇南都ノ春日ノ禰宜ハ大勢ニテ、武家ノチナミアル者多シ。依テ手前モヨシ。ソレユヘイキル也。近比柄長ノ傘ヲサヽセテ雨中ニ社參ス。是ヲ社家ヨリトムル承引セズ。大公事ニナレリ。〇妙見モ天部也。是ハ星精目ノ神ニトレリ。妙音ハ耳ノ神ニトリテ聲ニ表ス。辨財天ト符合ス。妙見ノ像ハ劍ヲ持ル像也。目太ク大ニテレリ。ミナ五根ニ表ス。〇伊勢山田ノ仕置ハ、近比迄三方衆ト云モノ町人ノ内ニアリテ、此家四五人有テ此支配也。町年寄ノヤウナ者也。然ヲ當御代ニ奉行職ヲ公義ヨリ置ルヽ事也。今ハ三方衆ト云モノ十四五人アリ。小幡ト明星ノ茶屋トノ間、右ヘトリテユク所ニ臺アリ。ソノ岡ノ上ハ芝ヲカリテアリ。其左右前後ノ野ニ松アリ。松ノ間ニ蓮花、ツヽジ、ナニ程共ナク有テ見事也。此所ヲ小社野ト云。田丸ノ近所也。志摩領ノ海中ニ七島アリ。風景見事也。奉行ノ住所林ヨリ海上七里アリ。此島ヨリ富士モミユ。此内ニ菅島ト云所ニ、五色ノ石多シ。沙ミナ如レ此。伊勢白子ニ角與三次ト云者、明智亂ニ家康公ヘ船ヲアグル。今ニ五百石舟ヲ自由ニ運上ナシニ海上ヲ乘。〇淨土宗ノ數珠ノ弟子ノツブハ、兩方ニテ三十ノ物也。片々ニ十五ヅツ也。袋中流ハ十ト六ト也。是デハカサビクテヨシ。〇注連ハ引、又ハ榮トモ云、ハエハ引カザル心也。今俵物ナドヲ、一ハエ、二ハエト云時モ此字カ。〇清涼

殿ノ二ノ間、鱗鳳龜龍ノ間ヲ額ノ間ト云。又階ノ間共云。此所即晝ノ御座也。紫宸殿ト云大ナル額アリ。清涼殿ト云額モ有ト云。○尾州清須ニ、アハテノ森ト云アリ。ソノ内ニ社アリ。竹藪ノ中ニ瓶ヲスヘテ、圓座ノ如ナル物ヲ蓋ニシテ有。鹽ウル人神ニ手向ル迚、瓶ノ中ヘ鹽ヲ入置、夏ニナレバ瓜茄ヲウル人、又入ヲク。自香物ニナリテ風味ヨシ。ソレヲ八月アツ田祭ノ神供トス。世ニ云藪ニ香物是也。○和州布留社ハ、白川法皇ノ御建立ノ儘ナレバ、古タリ。神體ハ素盞烏ノハカセル十握ノ劍ヲ納ム。即御倉ノ内ニ四方五尺ノ筥アリ。ソレニ納ム。神符今ニアリ。正月卯日御田ウヱノ神事アリ。劍明神ノ御神體ナレバ、袋ニ入テ鳥居ノ外ニ出シテ御供ヲソナフ。七月七日ニハ内山永久寺、桃尾山龍福寺、氏子五十餘郷內ニ住スル僧、三ケ寺ノ僧一年替ニ神前ニテ護摩ヲ修ス、御倉ヨリ笈トリ出シ、僧達ヲカケテ、拜殿ニテ牛玉ノ踊ト云事アリ。九月十五日ニ氏子共集リ躍ヲ催シ、御供ヲ備ヘイツキ祭ト云ト也。○圓座（ワラフタ）伊勢ノ濱荻ハ左ヘマトフテアリ。大體ハ右ヘマトフ。○新上東門院（勸修寺尹豐ノ息女、晴豐ノ姉也。）ハ、後陽成院ノ母公也。大ナル嫉妬ノ人也。嫉妬ノ事ニヨリ、冷泉、山科、四條、三家共ニ勅勘ニテ洛外ヘ出ヅ。山科ハ今ノ興門ノ下屋敷、月見ノ橋ノ二町下ノ屋敷ニ住ス。三家已ニ絶ルニヨリ、程ナク召返サレテ、本々ノ家ニカヘレ共、新シク稱號ヲツク。四條ハ櫛笥、冷泉ハ中ノ冷泉ト云ガ、近比根本ノ中山家ニカヘリ、今城ト云。山科ハ猪熊ト云。シカルニ猪熊ハ官女ノ事ニヨリ家絶ユ。今又神祇（是カ淺利傳ノ神道、）副ソノ稱號ヲ付リ。今城モ中絶スルヲ、今又新院ニ近侍ノ家出來ル也。扨中和門院モ妬フカキ故ニ、後陽成院ニ勝ノ御心マシマセバ、中和門院ヨリ母公ノ新上東門院ヘ告玉フ。此院ハ、後ニハ北山岩倉ニ住玉フ。中和門院妬フカキアマリ、此御腹ノ御子八人〔割註〕法皇樣、應山樣、慧觀樣、高松樣、准后東御所、二條康道ノ室、逸ノ宮門主。」ヲ引連テ、大和田ヘ引トラル。然ルヲ尼三位殿才發ノ人ニテ、後陽成院ト、中和門院トノ御間ヲナヲサレ、後ハ内裏ノ内ヘ御越也。後陽成院ヨリ尹豐ヘノ御文、勸修寺家ニ數通アリ。ミナ新上東門院ヘ御ワビ言ノ

御文共ニテ、ヲカシキ事共也。○禁裏ヨリ此比藤谷家ノ女子ヲ上ラレヨト迚メス。當家ヨリハ例アシキ迚不レ被レ上也。公ヲステ、私ヲ立ル申分不出來ナルトノ事也。○中古ハ懷紙ノ認様モトナヘ失ヒタガ、三行三字ノ下書、素然自筆ニテ書テ、二條殿ヘ被レ進候ガ、昭實ノ記ノ内ニアリ。○伊勢ノ十ノ禰宜ハ、禁河トテ京ヘモ不レ上、宮川ヲコサヌ法也ト云。先年禁裏ノ御用モ參間敷ト云ヲ、勸修寺殿神宮傳奏ノ時、勅命ナレバ迚上ル。禁河ハ私事、禁中公事ノ制ノ限ニアラズ。伊勢ニモ御請印アリ、印内ハグル〳〵ト丸アリ。何事ニモ公事ニハコレヲ貼ス。假初ノ事ヲ京ヘ奏スルニモ、太政官符ノ如クニ御請印ヲ捺テ、ソレヲ十ノ禰宜ヨリ宮司ヘ遣ス。宮司ヨリ祭主ヘ申入、夫ヨリ官務ヘ申シ、官務ヨリ神宮奉行ヘ申シ、奉行ヨリ神宮傳奏ヘ申シテ、夫ヨリ奏スル事也。伊勢ヨリ事申來ルト、段々ニ先々ヘ先テ觸ルト、行水シテ待テ居ラルヽ也。○今寫ス補略ト云ハ、官位次第ト云ガヨシ。補略トハ土代ノ事ヲ云。官位次第ハ、トクトトヂテ物ノ本ニシタルヲ云。補略トハ下地白紙ノ本ヲ一冊トヂテ、ソレニ官位ヲ押紙ニカキテ張付テ、カハル時ノ轉任ニ、上ノ押紙ヲ押替ル仕様ヲ云也。○狼ハ、ハゲ山ナラデハナシ。シゲリノ山ニハ、狼ガ又嫌フモノ有カト也。○辨侍ト云事シレズ。供奉ニアリ。帶刀ノ兵士ト云事モ今シレズ。行幸ニアル事也。○東寺ノ長者正月八日ノ參内午時也。輿ニノリ、鳥甲ニテ棒ヲワキハサミタ者ヲ先ヘ、左右ニユク。是ガ帶刀ノ兵士ト云モノカト也。扨テ四日ニ退出ノ時モ亦如レ此。サテ八日ノ晝參内ノ時、陣座ノ南ニテ東寺衆、靈寶本尊ヲ長者ヘ渡ス。受取渡也。扨御簾ノ内ヨリ上ヘニ御聽聞ハ別ノ事モナシ。舍利奉入ト云テ、本尊ノ舍利ヲ御内證ヘ御トリヨセ、御拜ノ時ハ作法アリ。修法奉行ノ辨持參ノ事ト云。○今堂上方ニ、流布ノ見臺二本柱ニテ、柱ハ丸シ、臺ハ板ニテ、夫ヨリ二本足アリ。丸柱ニテ、臺ノキハニテ前後ヘ雲形ノ木也。ウヱハ青紗ニテハレリ。コウシノ如也。全躰ニ蒔繪アリ。又一本足ニテ、下ノ臺ハ丸キモ、古キモノ也。二本脚見事也。是ヲ三條逍遙院ノ形ト云傳フ。○清水ハ本轟御坊計トミユ。轟橋、中古マデハ、今ノ轟ノ坊ノ前ニ有シヲ、中

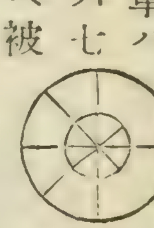
義詮、直義、尊氏ニ是也。トタシ申ト水ノ蟲、ハ本、號ノ後、ハ云ト水ノロクフ。門ヘ後世引シト也。

門ヘ後世引シト也。フクロノ水ト云ハ、後ノ號、本ハ、蟲ノ水ト申シタト也。是ニ尊氏、直義、義詮ノ三人ノ御敎書、三幅對ニシテアリ。坐ハ目代執行六坊本領也。目代慈心院ヨリ執行タユレバ、ツグ法也。蟲坊ヘ公家衆ヨリ合書ノ詞書ノ緣起アリ。扨瀧ノ下ニ七坊アリ。宗旨ハヨリアヒ也。其內虛空藏ノアルガ、願ノ下也。外六ケ所ハ、慈心院ト執行トヘツク、子安泰產寺ハハナレ物也。經書堂（聖德太子開基）、（石ニ經ヲ書埋、）幷ニ法城寺ノ婆堂ハ、願ノモチ也。又大日堂ハ金剛界ノ大日也。是ハ散錢ハ執行トレリ。コボル、米錢ハ、寺主トレリ。是ハ祈禱ノ料多シ。又南ガハニ、ゴマ堂ノアル不動アリ。是モハナレ物ナレ共、今ハ執行ノ弟子敎印住ス。サアレバ、自ラ執行ノ下也。願ノ門ノ西ニ、南藏院ト云寺アリ。此南藏院幷ニ金藏院ガ本願ノ左右ノ手也。今ノ願、每朝本堂ニテ百八拜禮ヲツトム。コノ不動アル寺ノ本尊モ、本ハ阿彌陀堂ニ有シト也。〇東福門院ノ事ニ付、色々ノ僉議有テ、主上ニ卽刻御格子下テ諒闇ノ儀式也。倚廬迄ハ如何トノ事也。御實母ノ如クニ萬事執行ル。扨臣下モ皆纓ヲ卷テ參內也。大抵ノ觸穢ノ分ガ七十日也。諒闇ハ一年服也。東福門院抔ヲ書物ニカケバ、崩トカク。只書札ニハ他界ト云ガヨシ。新上東門院ハ後陽成院ノ母公也。此腹ニ後陽成院、八條殿、竹門三方有。其後中和門院ハ、近衞龍山ノ妹ニテ、法皇ノ御母公也。此二方ガ近キ例ナレ共、是皆禁裏衰微ノ時ノ例也。今度ハ武家ノ尊崇故ニ、後光明院ノ御葬送ノ時ノ如シト也。〇歷々ノ人ヲ入棺ニ、坐棺ト臥棺トノ差アリ。坐セラレタ體ヲ棺ヘ入ルト、臥サセテ入ト也。〇延寶六年六月十五日未刻、東福門院源和子（カズライコ）崩ズ。御年七十三。御臨終ノ時、圓照寺尼公只一人近侍、主上諒闇、倚廬御所傳奏小川坊城前大、奉行東園頭ロ、御葬送奉行萬里小路大、御法事泉涌寺奉行勸修寺大、般舟院中陰御法事奉行淸閑寺右大辨、四條院初テ泉涌寺ヘ御入、以後御母公藻璧門院モ御入、其外御母公皆泉涌寺也。山陰モ泉涌寺也。シカルヲ中和門院初テ中院ヲ般舟院ニテ被成ヨリノ例ニテ、今度モ中陰ノ御法事般舟院也。此子細ハ法皇ノ御前ノヨキ三位局ノ親類、其時般舟院ノ住持故ニ、三位殿取持ニテ如ㇾ此。此三位ハ古市氏ニテ、初

ハ圓滿院落墮ノ久山ノ室ニテ後圓滿院、實相院ヲ誕生ス。ソノ後後陽成院ヘ近侍、今ノ照高院道晃ヲ誕生也。○主上ノ御車ノ事ハ、崩御ノ時計被レ用。此車ノ音五音調子ニ不レ合ヤウニ拵ル法也。△今度穢ナキ人内侍所ヘ近侍、藤谷、白川、吉田、萩原、祭主等、此外樂人十人ト仕丁十人ト也。出入ノ門ハ猿樂門ト云穴門ニテ、古御能ノアル時役者出入ノ道也。△泉涌寺法事御番石川主殿頭、御先拂戸田越前守、御跡拂稻葉美乃守、火消番織田信乃守、小出伊勢守、般舟院御法事御番本多兵部大輔、火消番桑山美作守、片桐主膳正、道筋掃除並柱出候ヲ御切セ奉行野瀨日向守、付リ、中井主水、諸道具改多羅尾四郎左衞門、芦浦觀音寺、御賄方酒井七郎左衞門、小堀源兵衞。△倚廬御殿ヘ御葬送ノ翌日御移、以上十二ケ日ノ間御入、是ハ以レ日代レ月也、舊例也。△般舟院ハ天台眞言禪律也。後花園院ノ法事是ニテアリ。此帝ノ尊父伏見殿道欽ノ寺ニテ、天子ノ持拂堂同前也。寺領七十石アリ。今ハ輪門ノ下也。△中和門院ノ時、子細アリテ中陰ハ般舟院也。夫ニヨリ泉涌寺ヘ女房奉書來テ、此度ハ子細アリテ百ケ日迄ノ法事、般舟院ニテ被二仰付一、重テハ中陰モ泉涌寺ニテ可レ被二仰付一トノ事也。後光明院ノ御時ニテ、奉書法安寺ニアリテ尋レ共不レ見、般舟院ヨリハ頻ニノゾム。板倉周防守仰ラルハ、證文アラバ般舟院ノ事ハ止ムベシトアレ共、此奉書見エヌニヨリ、中院ハ般舟院也。其後コノ奉書出。然ル故ニ今度ハ泉涌寺ニテモ御法事アリ。八木三百石被レ遣。又般舟院ハ最前ノ通ニテ中陰アリ。兩方共ニ此通也。今度ハ輪門ノ下ユヘ、猶御取持ニテ法事導師即輪門也。△天子在位ノ崩御ノハ、十三重ノ華藏塔ノ物也。其外ハ常ノ無縫塔也ト。△後光明院ノ時、攝家ノ諸大夫上北面ニ准ジ出申候。今度モ上北面無レ之故、諸大夫ヲ准ジテ香爐花瓶等ヲ持セラル。△倚廬ノ御殿ハ、別ニハ不レ被レ構。御學文所ノ内ニ其體有之由。△諒闇ハ天子ノ御父母ノ崩ノ時計也。院ニナラセラレテハナシ。御在位ノ時計也。△禁裏ノ御用ヲ承ル經師屋、權介ヲ本ニシテ六軒アリ。是ヨリ歲暮ニ障子張モノヲ出ス。此外ニ何家モ今ハ出來ル也。サレ共脇ヲ構フ事モナラズ、大經師爲春ト云者ハ、身本ノアシキ者ニテ、是ハ經師

中間ノ外也。勅會ノ御法事アル時ハ、承仕ノ役ヲ勤ム。是ヲ承仕法師ト云フ。上野日光ノ御法事ニモ下ルナリ。華籠ニ入ル丶散花ナド、此爲春ヨリ調進ス。東福門院ノ御法事ニハ三千枚調フ。扨內證ニテ女中或ハ御ヨシミノ衆ヨリ五十枚、或ハ百枚包テ結緣功德ニ獻ゼラル丶事也。△泉涌寺皆隱へ引導料銀二百枚、奠茶布施銀三十枚、奠湯ノ役同ク、役者幷諸老へ鳥目三十貫ヅツ也。七月三日ヨリ五日マデ三日ノ間ニ著座スム也。△行列ノ先女中輿アリ。△御葬送供奉公卿ノ差別ナク、竹杖或ハ木杖、心次第ニ用。○卷纓、吉事ニハ纓ノムネノ方ヨリ下へ挿ム、凶事ニハハノ方ヨリ上へ挿ム。是順逆ニテ吉凶ヲ示ス者也。△青鈍ト云色ハ、墨染ニ少藍ヲ入テ染ル也。服衣ノ色也。○主上ノ喪服ハ錫紵ト申候。公卿ノ太刀墨漆、黑骨ノ扇、雨皮。△倚廬ノ天井ノ押フチヲ結ブ、ヒヤウソカツラハ、賀茂ヨリ調ジ由。△諒闇ニハ禁裏ヨリ諸社へ觸穢ヲフレラル。夫ニヨリ神前ノ扉ヲ閉、鳥井幷ニ拜殿ニ注連ヲハリ、鳥居ニモ竹ニテカキヲユヒ、脇道ヨリ人ヲ通ス。△主上ノ御膳、ネズミ色ノスミヌリノ由。△御葬送ノ刻、松木大納言、泉涌寺ニテノ上卿、是ヲ葬場殿ト名目ニ申スヨシ。△龕前堂ノ後ニ五間ニ十一間疊ヲシキ、夫レへ御車ヲヨセテ龕ヲ移シ申スヨシ、御龕ヲ舁候力者ハ、北岩倉ノ者ニテ、今度モ四十人程參候由、其夜ノ諷經ハ輪門衆計也。△本院樣、東福門院ヲ御憚、玉簾錦ノノ床モ限有者ツイノ棲(スミカ)ニ御幸成ラン。△泉涌寺一日三時ノ勤ハ、朝ハ理趣經、午ハ法花懺法、晩ハ光明眞言講、滿散ノ日ハ堂上ノ曼陀羅供。△御葬送ノ行列ハ、常ノ行幸ト萬事違フ。夫故ニ二行ノモ、常ハ左ガ上手ナレ共、葬送ハ右ガ上首也。前駈扈從モ皆逆也。香爐ハ四品ノ諸大夫、松明ハ五位モテリ。△葬場殿ト申ニ三人ノ勅使アリ。段々ニ禁中へ奏スル人也。△猫搔 或ハ作レ垣、ト云モノ、倚廬ニシカル丶物也。主上ノ鞠ヲ遊ス時ニカ丶リニシク猫ダノ事也。サレ共、此猫搔モ、蹴鞠ノハ、左ヲ上へアム、倚廬ノハ右ヲ上へアグ。竹井ニコレ又兎絲子カツラモ、ミナ皆賀茂ヨリ調進ス。△及ナキ雲ノ上ナル歎キヲモ天ガ下逆ヌル、袖哉。赤染右衛門 △カ丶ルトキヌレヌ袖ヤハ有ソ海ノ濱ノ眞砂ノ雨ノ下露。中院 △此春ハ惜ミ

ヤ欲ヤノ人心薄ク成ユケ國モ榮ヘン。正徹○車ハ



コノ外ノ輪ノツギテノ八アルハ八葉、七アルハ七葉ト云コト。△七月十四日宸筆心經泉涌寺ヘ被レ獻、即供養アリ。△銀子十枚迄ハ兩トカク故、十枚ハ百兩トカク、十枚ヨリ上ハ只常ノ如ク枚ト書、故實ト也。東福門院ノ時、泉涌寺ヘ香奠如レ此。諸大名ハ五萬石以上、扨ハ御ヨシミアルハ御簾中ヨリモ來ル。折紙ニハ諱ハカヽズ。松平某ト假名計ヲカク。請取ハ下重ノ紙ノ端ヲ切テ書テコスト也。大名ノ使ハ拜計ニテ、燒香ハナシ。諸寺ノ僧ハ、諷經ハナク燒香計。先進ノ帳次第也。僧衆ハ般舟院ト泉涌寺ト兩方ヘ贈經。但シ本寺計、末寺モ由緒アルハ出ヅ。大名ノ使ハ、泉涌寺計也。△六月二十七日內侍所淸祓吉田勤レ之。八月六日音奏、音樂ノ奏、警ノ奏、警蹕ノ奏、陣儀上卿阿野大納言、本所素服除服出仕ヲモ被ニ仰出一候由。△泉涌寺ニテノ火屋龕前堂、萬事凶器ノ分ハ、悉大宮通ノ甑世ノ下町、西カハノ槌座酒屋ヘトル例也ト云。可レ考。今尋レバ、其邊ノ者ノ此酒ヤヲ御坊ノ筋ト云テ、人ノツキ合ナシト云。又此所ニヲキタル藤次ハ、脇ニヲカヌト云也。寺町ノ組屋ノ高島屋、古ヨリ泉涌寺ヘ蠟燭ヲ入ツケルト云。可レ考。其穢ノ內ニ伊勢參宮ス。ヨリテ崇リアリト云リ。△泉涌寺、八月十五日ガ石塔供養宿忌アリ。此時導師ヘ銀百枚ノ御布施アリ。又一七日ノ忌佛ハ十三佛ヲ作ル、七々ニ用テ百ケ日迄ニ、ソレ〲ニ配當ス。是ヲ忌佛ト云。一體ガ二百目ヅツナルヲ、今度百目トアリ。大佛師迷惑ス。又百ケ日ノ時、後光明院ノ時ハ、米三百石ト錢三百貫ト被レ下也。△御贖物ハ行事官ヨリ獻進、是ニテ調フトミユ。△主上一年服ノ內ハ節會モ平座也。然ルニ、五十日アクト音奏アリ。音樂モ用ラル。然ルニ平座ナレバ、國栖笛モヤメラル。音奏アルニ是ハ合點ユカヌ事也トゾ。○女院樣ノ御車ヘ雲生ノ御太刀人來ルヲ、泉涌寺ヨリ取カヘサル。是ハ御入內ノ時ニ、台德院樣ヨリ被レ進候珍敷作故ニ、江戶ヘ參カト也。爲ニ路頭一計トテ三宅玄蕃參リ取返ス。△五十日スミテモ一年服ノ間ハ、素服ヲカヘテ、臣下モ常ノ服トチガヒタルヲ着テ左前也。皆無紋也。主上モ錫紵ヲヌギカヘテ、他ノ喪服ヲメス、無紋ノ裝束ハ心次第也。△御贖

物トハ土器ヲウツブケテ、其内ヘ雛ヲ入テ、上ヲ紙ニテ張テ、行事官ヨリ調進ス。是御身代也。是ヲ清祓ノ時流ス也。是ニ惡事ヲツケテヤリ拂フ心也。行事官ハ史ノ内ノ下司也。イツノマニヤラ、ソロ〱ヨクナレリ。△出納ヨリ倚廬ノ器物十ニ八ッハ調進ス。ソノ下行八木百五六十石トレリ。以上今度ノ下行八百石也。萬事女院事ノ入用三千兩ニテモ不足ト也。△只北面ト計云ヘバ諸大夫ノコト也。法皇樣ニモ上北面ハ一人計也。親王行啓ニハ上北面計供奉ス。葬送ニハ上下供奉ス。○車副ハ橘氏ノ人、司ハ兩人有レ之。室町大門町大門屋五郎右衞門ト車屋町練物屋ト也。此下八人共ニ十人。今度ハ此内二人、當病八人出申候故カ、少ク御車ハヤキヨシ、牛ヲ押ユベキヤウナシト也。△御石塔ハ、寺町大炊道場ノ前中村左衞門武宗ト云モノ、代々勸修寺家ノ奉リニテ、綸旨アリテスレ共、今度ハ入札ニテ白川ノ者請取、代ハ寶篋印壹ツ銀三十枚計也。△泉涌寺ヘハ八木三百石、先ウケ取テ萬事ヲ經營ス。△女院樣ヨリ御遺詔ノ御道具、泉涌寺ヘ被レ遣物、御居間ニテ御手巾カケ、料紙筥ト硯筥、御臥具等、長持ニ二合アリ。又御臨終ノ時ノ如意輪觀音、法皇樣ノ御筆彌陀ノ名號、黃珀ノ御念珠、伊勢ノ舍利一粒、紫色伊勢淺間ヨリ舍利ナリ。塔ノ扉ニ此來由ト御寄附ノ事、照高院ノ御書付卽ホリ付テアリ。妙法院ノ御筆ノ引接ノ彌陀ノ畫像一幅ト也。御長刀ハノコリ、雲生ノ太刀ハ召返サル。△倚廬諒闇ハ、當法皇ノ後陽成院ノ崩ノ時、元和年中ニ行ハル。ソレハ今度ヨリ輕キ事也。后ノニハ今度チト規度シタルハ、順德院ノ母后ノ時ヨリ以來ト云、七百年程ニナレリ。△同殿上人ニテモ、堂童子ト云時ハ、緣ノ板ノ上ニ座ス。布施取ノ時ハ、疊ノ上ニ坐ス。然レ共、大臣ト殿上人トハ、絕席ト云テ、間ヲ置テシク。大抵堂童子ハ五位六位、布施取ハ五位四位人也。△今度ノ御車、御門卑テ通ラズ。敷ニ一尺アジロノ所ヲ切シト也。儉約ニテ平野二郎右衞門ガ了簡ニテ、御門共火事以前ニ二尺ヅツ卑シト也。主水今度、ソノ段モ申上ラル。△橡ト云色、心喪ノ內着スル裝束ノ色也。吉凶共ニ此色ハ用レ共、凶事ニハ地紋ノナキヲ用テ、扨紗ノ單ニテ左前也。此服ヲバ心次第ニ着ス。ウス黑キ色也。上

ノ纓ハ麻ノヲ上イニテ綰ニナフテ、六位ノ随身抔ノ纓ノヤウナ物也。常ニ巻テ有物也。御葬送ノ御供ハ、竹ノ杖或ハ白杖ヲ用ユト也。何ノ木ト云フハシレズ。白キハ麁相ナ飾モセヌ杖ノ事ナルベシ。今ハ白ノ字ニカヽハリ、桐ノ木ヲ削テ用ル衆モアリ。△名香袋ト云物、小キ袋ヘ香ヲ入テ、丈杖ノ先鳥ノ口ニハサミテ牌前ニ立ヲク事也。此圖モシレニクシ。上ヨリノ燒香ノ香也。二條康道公、後陽成院ノ時ニナサレシト也。古風ナル物也。△布施取ニハ四位モ出、尤極﨟禁色ノ衆モ出。是レハ散花ノ衆ト云テ、花籠ヲクバリ、又布施ヲヒク役也。堂童子ハ法事ノ間詰ル人、別ニサシテ役ハナシ。○八月十五日泉涌寺御石塔供養、着座ハ一條右大臣、小倉大、葉室中、日野中、鷲尾宰、殿上人藪中、竹屋侍、柳原侍、土御門極﨟、日野西辨。△天子崩ノ時ハ、道器ハ萬事寺ヘ遣ス法也。南都東大寺三倉ハ、聖武ノミナ御道具　。△牌面ノ妙法院ハ御筆、〔割註〕幸充云、以上△ノ分者御凶事ノ分也。日次醜滿承秋門院ノ所可ニ見合一也。」○以上遠碧軒雑記一册抜

○和琴ノ唱歌ノ由、攝政道香公臼井帶刀傳、御自筆之寫。

ハヤク歌フ
アンア、シアハタアンラ、シィ押キィトヲンシィシノ下ハア、ンィ引メ、ニカアンアクゥシィヘコヲン
ソ上チイイ引トヲンヲシイイインヲ、カアンア、ネエ、テ、タアンノ、上シィキィヲ、ツゥゥメ引以上一枚ア
ミアアン引アア引アンタミアア引ア引ラアアンア引シイ引イシイ、イン引キイ引イイントチヲ引シイイノヲヲ
下ハアアンアン引シイイメエ、クルエ引エンエニイイイ引イカアカ引ミクゥ引ウンゥ引ウンシイ、インイ
ドルゥコヲヲヲ引ソヲヲヲ引上チイイインヲサヘ上引イントヲヲンヲ引レイインイ引ヲヲ、カ下ルアアア引ア
ネエエ引エンエュ引エンテエ引タアアアアア引アノヲヲ引ナツシイイインイキイインイ引イ引ヲヲ、ミツゥ引

ウ引ウンウ引ウンウメ エヽヽ꜀꜀꜀

○樂之譜 淵氏數本之内爲ニ考索ニ一册記

一乙クユ エ下七八一柱 徂ナヒノ二柱 フ乙ニム三柱斗コ乙也四柱

五常樂 ヒ引七火七ヒヒコク七ヒヒコク下ナ下十八引乙八二反十下十ク十乙八八ヒ七ヒ八コクヒヒクコク引コク二反

越殿樂 也ム也八コク十下十ヒヒコク二反乙八ユヒ八十下十ヒ七ヒ八エコク二反 喚頭コクヒクセユ八ムユ乙ユ二反

太平樂急律、合歡鹽 拍子卅六コク火七々乙二乙乙之火火乙ニ乙乙八乙ニ乙也火也ム乙八火二乙ヒ七エ七二反乙ヒ七火々ヒコク火七乙ヒ七火々コク乙七ニニヒスヒヒン乙火八「コクこ七火ク下乙下コヒク「コクク二反號喚頭十下反付、十十火十下乙八火こ乙七こ火乙乙八乙ヒ乙也火也火也ム乙也八火也こ乙ヒ七エ七二反

鷄德 八エ七引十下十ク「コク引ニ七火七七ヒヒヒヒヒク十下十乙八引八コ下十下十十乙ユ引ヒヒヒク十下七乙エ七七引ヒ七ヒ八十下十ク「ヒヒク「コク引

林歌 一下引下十コ乙八引八二反七ヒ引ヒヒ乙八八引七八引ヒヒコ乙八八引乙八ヒヒヒ七ヒ十下十乙八八也八七ク七ユヒ引ヒ乙八八八也ハヒユ乙ユ七クヒユムムヒヒヒヒロナス十ヒヒヒコナスナ

○鵜ノ糞ノ末マツ、寫シ物ノ誤ル墨ノ上ニフリヲキ落ルト、或ル堂上ノ傳。○的ヲ射ル稽古ニ、大的ヨリ次第ヲチ十番迄、一行スベテ二間サリニアテ、十行シテ後、百發百中ト云輪ヲ齋云リ。陽明學ニテ東武ニ鳴レリ。四言教講義、傳習錄、鰲頭易解顯ス。本ト京都白木屋也。晩年上洛ス。○蕪菁汁ハ、イデ汁

ニテ、味噌ヲ仕立テ、色ヨク風味ヨク、ハギレ吉ト、茶人ノ云リ。因云、京ノ水菜、大坂ノ天王寺菜、其外諸國ノ名アルヲ食クラベテ、江戸葛西菜ニシクハナシ、ト江戸砂子ニ記ス。此事北小路俊芳ニ語ル。云ク二尊院住持菜好(スキ)ニテ、予ガ言ノ如シ。依テ江戸ヨリ種子ヲ取ヨセ、嵯峨ニ作ラセタリ。誠ニ一年ハ風味宜シ。又ノ年ヨリ不レ宜ト云リト也。然江南江北ノ橘、難波伊勢ノ芦ハ更也。人物剛柔等ニ至リ、土地ノ然ラシムル又宜也。砂子ノ内追而可レ令二拔萃一。鄙事又樂ムベシ。〇淀鯉ハ煎酒落ズ付ク也。油ツヨキ故也。依テ大名方ハ聞シ召ヌヨシ。鯲(ドヂヤウ)汁ナドハ小(コ)水ニテヨクタキ、加減ヨキ時澤山ニ汁ヲ入レ、モリ出テ吉ト知味人ノ云リ。

嘉良喜隨筆 卷之二

○世間ヲ考ルニ、原來正直ニ見ヘ、好人ノ樣ニ思フ人ノ子孫衰ヘ、又當下人ノ參會不レ宜、顏ニクサゲニミユルクセ者ノ跡榮ルニ於テ、人々疑ヲ存シ、賞罰不レ正ト成敗ヲ天ニ及ボス。僕倩（ツラ／＼）人情ヲミルニ、今ノ世內外通徹ノ士君子ト云ハ、大ニ希ニ而、表ムキ柔順ナルハ一應宜シケレドモ、畢竟金氣足ズ。世ニ云四所蹈ム人ノ質也。傍ヨリ欲情ニ進ムレバ落入ルベキモノニシテ、人ニマワサルヽ也。且一向柔弱ノ人ハ人ニ背ズ。又下愚ハ、米中ノ粗米ノ如クナレバ、旁子孫迄、果ノ及ベキコトニ非ズ。又惡キトミユル者モ、性偏固ニシテ、一途ニシテ我儘ニ働ケドモ、心中ハ邪少キモアルモノ也。且世事ニ賢ケレバ、子孫ニモ日比何カ教誨モアルベケレバ、身上ハ榮行コトモアルベシ。畢竟重（カサ）ノアル人ト云モノ也。此外人品千般、心ノ問ハヾ何ト答ンノコトモアリ、察スベシ。大ニ善ク大ニ惡キハ、一旦ノ貧富ヲ以ミルベカラズ。終ニハ賞罰明カナルベシ。

○神道ヲ云人ニ、國史官牒ヲ用ルハ一應理ナレドモ、三部六國史ハ更也、以下諸家ニ至リテハ、辨ナクンバ有ベカラズ。子細ハ學問才智ハ、堂上地下ニハヨルベカラズ。堂上ナレバ迚、悉ク國學極メタルニモ有ベカラズ。地下ナレバ迚、蒙昧ナラザルコトモ又史ニミヘタリ。今ノ世猶如レ此、假令奏覽ヲ經ズトモ、篤實ノ記シタルハ取用而可ナラン。漢學スル輩ノ、西土ノ書トダニ云ヘバ、珍重ガルハ癖ナル如ク、官牒ハ人每ミルコトアタハヌヲ以テ、人ヲ詰ルハ、偏ルト云ベキ歟。兩部ノ書ニダモ好キ事アリト、砂中ノ金ヲ取ベキ也。彼記錄ヲ云人、兼良公ノ如キヲモ疏シテ誇リ用ズ。其外モ記錄ヲ取捨ス。然レバ我ガ好ムニ隨フト云ヨリ外聞ヘズ。爰ニ於テハ大ニ議論アリ、別ニ記スベシ。

○上ハ公侯ヨリ、下町家ノ輩ニ至ルマデ、有德ナレバ多クハ人柄ヨク、溫和ニテ下便（ゲビ）ズ。天然ト見落ス

コト少ナシ。無力ナレバ自貪ル心出來リ、賤ク人ニモ諂ヒ、假初ノコトニモ、左ハ有マジキトミユ。只下ノミナラズ、高位ノ人ニモ程々ニ心ザマ否ヤナルコトアルモノ也。シカレバ常ノ産ナキ時ハ、常ノ心ナキハ、士以上ニモアル乎。

○鴻荒ノ世ハ、ヤヽ久フ而、人倫生ズル時ハ、或書ニ云ゴトク、天ヨリ降タルニハ有ベカラズ。土中ヨリウジ〳〵ト而、日數ヲ經テ形質備リタルナルベシ。然レバ上下萬人裸也。本ヨリ火食ナク、ヤウ〳〵ニ穴ニ居、木ノ葉ヲ着スルニ至ルベシ。且婚合モ何ゾ媒妁アランヤ。爰ヲ以テミレバ、系圖ト云コトモ後ノ作意也。サレドモ、今法定リテハ、夫レニ隨フテ可也。往古ニサカノボリ工夫而ミレバ濟コト也。我慢ノ神儒學ノ輩ノ深ク案ゼヌヨリ云トハ、各別ノコト也。獨リ心ニ知ベキノミ。

○天地開闢ノ時水火ハアリ、理氣ナドノ辨ハ人々云テ古(フリ)タリ。然ルニ水アリ迚、人出來ザル昔ヨリ魚類ノ有ベキコトモナシ。又有マジキトモ思ハレズ。死水ニテハナケレドモ、生ズル節來ラズ。生ゼザルノ理ナラン。水ハ始終ノ水ナルガ、此ラハ無用ノ辯ナレバ措レ之。

○雁ノ列モ親一人ニハ不レ可レ有。多ク飛ブニハ同年モ有ベシ。健カナルガ先ニナリ、自トヲクレルナルベシ。鷺抔モ大形同ジ。空飛(ソラトブ)時捕(トラヘ)テハ見ラレズ。何レカ親ニテ、何ガ兄弟トシラレネバ、長幼ノ序ニ表スルモ一概ナル乎。

○鴛鴦ノ別ノコト。是モ一年、二條殿御庭ノ池ニ放タレタルヲシノ落タル時ハ、他鳥ヲ求メ、混(ヒタ)ト雌雄ノ替ルヲミルニ、二三月ヲ經テハ新ニ來ル鳥ノ、互ニ交ルコト日々盛也。然ル時ハ、是モ一應ノ見ナルベシ。水邊ニテハ、水氣ヲウケ、人ノ障リナケレバ、雌雄定ルベケレド、外ニテハ上ニ云ゴトクナレバ、烏ノ反哺、鳩鴿三枝ノ禮モ其格ナルベキ歟。兎角書ヲ見、武藝ヲ勤メ、何ゴトモ工夫自得ニアレバ、離レテ案ズベキ者也。

○豐臣秀吉公ノ父ノコトヲ諸書説々アリ。軍書講ズル人ノ云モ聞タルニ一定ナラズ。或ハ怪説ヲ附會

ス。予思ニ、母公ヲ御敬アル上ハ、父タル人、如何程下賤ノ人ニテモ、御崇敬、殊ニ御贈官位モアルベキニ、無レ之ハ知シ召ヌガ故也。尾州田舍ノ下モ女ノ腹ナル時ハ、世ニ云夜這男ノ種ナルベシ。今以テ田舍ノ百姓、或ハ漁人等ハ、妻スラ多夫ニ觸レヌレバ、下女ハ夜々近所ノ下男來會ス。何レト定メガタカルベシ。京師スラ末々ハ母ヲ知リテ父ヲ知ラザルアルナレバ、上論ノ如クナラン。爰ニ於テ闔門ノ內ヲ謹ム、肝要ノコト也。

○火ヲトル玉ニ、火ウツルカラハ、人ニ甚ダアタリテ堪ガタカランニ、サモナキハ淸キニ淸キノウツルニテ、同氣相求ル類也。南蠻ヨリ獻ジタル玉ノ、水火ノ眼前ニ見ユルコト、大火焔大洪水ノ如クニナルモ、日月ニ向ヘテナスコト也、ト不思議ノコト也。

○桀王ヲ此日イヅクンカ亡ント、民ノ云タルトナレバ、日本ノミナラズ、西土ニテモ帝ヲバ日ト云ナルヲ、吾國計リノヤウニ覺ルモ、狹量ノコトナルベシ。

○猫ノ皮、尺八竹等モ、上京ナラネバ音ノナマリアリト人々云レ之。書ニモ記セド、必如レ此ノミニハ有マジキ也。但シ大上々國故カ、左ナクテハ帝土ハ桓武帝以前ハ所々換レリ。山城ノミナラズ、且開閉(ヒラキスボリ)訛(ナマリ)ナドモ、例シミルニ、京家ノ人計ニテモ嚴密ニハ分ラズ。其故ハ酒宴ニ鮭ヲ乞フニ酒ヲ持來リ、橋ノ邊ニテ箸ヲ云ニ疑フ體アリ。夫ノミナラズ、柚、湯等、引クトヒカズニテ分ツナド面白カラズ。貝原氏云、京ハ信長公ヨリ尾州詞ニ過半ナレリト云モ尤也。又京ノ人多ク治次(ヂジ)ヲ云分タズ。仍テ一ツニ云、或ハ一ツニ書ス、匂鏡ニテハ通ズレドモ、文字ニ、シ、チ、トアルカラハ、分ツテ可也。堂上古今傳ノカイコウハ秘ト云モ如何。一旦地下ニ殘リテ、夫レヨリ再ビ堂上ニ傳ヘラレタルモノヲヤ。

○西陣石神(イハカミ)蓮生(レンセウ)院藁芥集草稿一冊、但爲ニ娯樂ノ過半令ニ拔萃一。其雜詩文日出ニ雜書一者多除レ之。此分從レ△、如左ノ

△遊ニ豐國一　行路鳴レ冬洛陽之東、明年不レ知亦在ニ何處ニ樂ニ生涯一乎。今也其客舍淒々トシテ更不レ蔽ニ風日一、孤

燈寂々トシテ曾不レ與ニ雪月一早然送ニ一冬ヲ一者也。予休暇之日、依ニ其爲ニ隣近一、濟詣ニ于豐國之社頭一、而謹奉ニ以拜ニ神靈一者也。良以風霜年尙矣。噫夫、畫棟傾而舊苔(谷カ)滑カナリ、朱簾落而谿月凜タリ。悚然トシテ望ニ林巒ニ一有レ愁、悽愴顧ニ草木一如レ喪、誰无ニ見而不レ濡ルコト一レ襟焉。吾聞、神君之昔、張ニ於英風於海內ニ一馳ニ武名於天下ニ一矣。殊哉、尊レ賢而能重レ士、齊桓所レ愧也。大哉、養レ老汎愛レ衆、周文之所レ讓也。當ニ于此時一、商賈抃ニ于市ニ一、農夫歌ニ于野ニ一、雖レ然門葉已脫、後裔盡矣。蓋非レ愚非レ智、无レ貴无レ賤矣。衰也、其盛ナルコト也、天將レ疑乎、天將レ信乎、抑賜ニ于豐國大明神之廟號ヲ一以降、蓋五ニ十有餘年于レ此未ニ甚ダ遠一矣。苟ニ其恩顧ニ一徒蒙ニ其矜育ヲ一之族、不ニ往知ニ幾千萬人ヲ一乎。嗟呼人惟見レ利、而不レ聞レ義而已。可レ謂仁道廢セリ矣。余屢不レ克ニ愁殺ニ一、作ニ一章ヲ一云爾。滿山紅葉飄タル詩景、寂寞玉樓月一痕。〔割註〕幸充云、山風齋野耕承董撰ニ于此ニ一、次石山之一綴有レ之、與如レ此如何、可レ考。」

△高野大師以後、以レ善レ書名レ世者、道風、佐理、行成、蒼生之曰、古今不レ刊、何得レ勞ニ唇吻ヲ一乎、至テ于能ク書、則巨勢氏久矣。二百年來、周文、雪舟、其名藉甚。雖レ然近時往々有レ之者、不レ匪ニ蕭翼眼ニ一而捧レ心者難レ言、蓋是識監之所レ察歟、方今松花堂遍照日邊、祕密燈下追ニ書空書レ水之舊蹤ヲ一、有レ奇有レ妙、出ニ疊レ峰重レ山之新樣ヲ一、非レ雲非レ烟、可レ謂ニ手中之好手ト一、況又有ニ除病會理之道一以擬ニ古意ヲ一爲レ善乎、豈唯世俗所レ銜善レ書名ン、畫之所レ可レ擬哉。茲依ニ余所ニ謂請而獲ニ當相肖像士峯圖並詩章數篇一卷、詠歌大概一部ヲ一、席上得レ珍、几案生レ輝、彼隋珠趙璧不ニ得而見ルニ之矣。只聞ニ其名ヲ一而已、何賓加レ之、不レ借ニ藺眼ヲ一而識ニ繭紙ヲ一、不レ效ニ施顰ニ一而得ニ蛾眉ヲ一、卽是眞之眞ナル者也。與ニ世之假レ古而贋者一、可レ謂ニ霄壤懸隔ト一。設使有リトモ不レ贋者ヲ一、魚與ニ熊掌一其所レ欲如何耳、我取レ之也、圭ニ復來書ヲ一、中曲懇々溢ニ於言表ニ一、天涯海角對顏咫尺、且添ルニ以ニ倭什一首ヲ一誦レ之、乃覺雖レ不レ可レ知、彼此永訣之孰カ爲ニ後先ト一、然執ニ此書畫ヲ一以爲ニ它後軸々金玉之信ト一、於不レ堪ニ感荷一、愈增ニ欣載ヲ一、非ト翅慰ニ吾目ニ一而已上、復使ニ吾玩レ之適レ情不ヒレ喪レ志、是惠扆也、孫情之至、傳ニ于兒孫ニ一以爲ニ家藏ト一、遂摘ニ其歌末字ヲ一尋レ響ロ以占、以投呈焉。

丹青兩䕬雙卷□、得此光彩眞欣抃、
裴演展舒牀壁間、非常寶玩常々見、
寛永十六年孟夏下浣　䍦浮散人道春
松花堂明窓淨机𠁅〔頭書〕私云、首句脫一字不知何字、

△瓢簞町之記德菴作　閑井　天下平均而四海无風、世間豐饒而六合有銀矣。攝之大坂有傾城町、號曰瓢簞町。其名因何云爾、入非山椒、出非胡馬、祗立見貯分依望夕顏爲町之目乎。彼町雖狹少、一莫闕、若求歌人有定家、有家隆、參得有丹霞、歌書有古今、或寄身於鹽竈、或嘯意山歌、朝乘馬而戾上屋、暮連袖立家門、契堅牢比石竹、壽延長鬮龜介、昨日者誓比翼連理親、今日者變天地雲泥交、晝獨閑居局邊云千話、慕眞夫、夜集格子裏挽蛇三線、待買人、悲葛城夜契薄、祈出雲神利生立思得。採釆女土器辭玉火宴、終夜語淨瑠璃不知東天白乎。浮世五十年、一寸前闇、人更无少貯光陰如箭介、不招人群、不畜銀集、何人不畜財、不買挑顏施、无止蒙桶必矣。

寂寞雨中望上座　交々眉斧酒三盃
闇思君一夜揚錢　銀是人間萬事媒
（異本ニ）袋裡无銀無上錢　傾城門外人流涎
幾回欲解絹衣當　又恐明朝是凍天

△鼠猫論　于時土御門院御宇建仁元年辛酉霜月下旬之比、或山里眞言寺一個所。或日徒然年齡廿計男忽然而來、院主前蹲踞、一通狀捧。是披見給、鼠化擧九箇條訴狀。其狀曰、夫當山者仁王五十四代文德天皇御宇、仁壽元年辛未二月九日開山畢。御本尊者、忝地藏菩埵六道敎主慈悲不可思議尊像、小野篁作也。鎭主愛宕大權現山頭御座而、開山代々祖師御法度曰、女人、飼鳥、猫、双六、棊、將棊、鞠、弓法、兵法、此等類法度也。某簀子下住事數十代。當院主。明鏡知、而先師背遺戒、猫飼給事、當院主

始。依之捧九箇條狀。抑猫者獸之內徒者也。故如何成、外空眠內如利劍、此至極罪業也。縱面成惡形、內心有慈悲、是名善人。又外者着衣鉢、內心謀計是號惡人、猫既是也。法華四卷受記品曰、內祕菩薩行、外現是聲聞矣、內外此文案尤戒。是一、猫構一器、白米飯一盃請取、散々食洩、人付手足纏、座敷蠅集偏在家孚嬰兒家如、誰云寺院、何者云房舍耶、是二、次若衆達相止手習、東河出魚漁、若僧止讀經、成白衣、共提笊、濟雜喉、向取與腰內羅葉、亦老僧達開卷經論、結印契御手倒鰹穢法衣給。佛天蓋歡喜哉、是三、次一代教主釋迦如來、八相成道終秡提浪浮涅槃、娑羅林梢靡烟、眈三世諸佛堅牢、地神諸天善神、八萬大衆畜類鳥獸至迄、悲歎餘、水留流、草木屈葉、況在心於有情哉、猫涅槃像不見、是四、次當院犬大敵、犬是六畜也。正月七日迄雞狗猪羊牛馬人文、咆眈我此守門、汝自何來唱、猫何唱乎、或乎後山登鳩迷落食、鳩又八幡使者。彼鳥既遠北天竺、牛頭天王帝釋天使者、瑠璃鳥文、是聲似鳩鴿云々。近頼朝、尊氏等與瑞相聲法華妙文唱、加樣鳥无禮食、亦或眈鷄子食、夫鷄告勤行。殊更經文唱。圓通經曰、鷄八聲八番、曰今日已過、明日已來、五、今生已過來生已近、身如芭蕉、六、向風易破、七、命如朝露、向日易消文、如此名鳥食事旁々以僻也、非是耳、蛇蠊蜥蟒蜊蝗等夜中哺來、御座上會釋宛、不食間、半死獸怒人食付條、疵瘀癡豫御分別無之以外候畢、是五、次所社有、位牌堂下生產、人見喜猶怒已子共食害條、無情次第也。何鳥獸子思習也。情有以云有情、々无以非情、木石不異。是六、次自讚毀他申事候得共、申上東方藥師如來、一切衆生病患事歎、左持藥壺、捨藥味、救現當二世也。日光月光左右立、拾二神將前後御座。七千夜叉四方圍繞、十二神初鼠神在頂、衆生濟度、毘羯羅大將是也。本地釋迦如來、十二支干初、官途授領。元服袴着惣善日主。猫何日當哉、是七、次我荒神使者。昔尺尊祇園精舍始建立給時、朝造夕燒、暮立曙破事、其數十一度也。釋尊大怪。舍利弗曰、汝何者哉、鬼神答曰、我是曾龍神也云々。舍利弗此趣釋尊言、釋迦其儀一切諸法初、荒神崇堅御約束有成就給也。末代先荒神法樂無

障碍其神使者吾也、猫何神使者也哉。是八、次鼠福僧名付、貧家不住、當住持御料理、先代未聞條、我等他寺移候程、纔貧窮无福成給事无疑者也。是九、仍鼠之訴狀、蓋以如斯。

建仁元年辛酉仲冬下旬　　當院鼠等　敬白

亦爰年比盛年及男、殊鬚長生者一人來。是一通狀捧、猫變化棒狀有。其狀曰、謹言上。事新申狀候得共、先倩鼠形儀見、庫藏兵粮散々齕散不當、人食物盜取耳非、數多兵粮土交不食、俵切損米穀穴入、土持擧如小塚。民稼穡不知艱難、國費幾甚以僻也。是一、亦大事經論聖教食切、法衣法服咬散、至簞笥迄悉嚙婁、亦年々牙生過事案、唇損故、椀折敷盃中盛行器等至迄皆嚙破、代々常住什物至此貯亡失。鼠有何益。是二、次櫃中小鼠密入、錦七條、鈍色横尾嚢捨條、紡績辛苦不顧。古語曰、一度毎食、思稼穡艱難、一度毎衣、思紡績辛苦矣。公儀費不可勝計、誰人好哉。是三、次精米中入非盜食耳、糞多像如飴、人食受病、馬呑下腹、惡事耳爲朝暮業、何輩許容乎。是四、次諸兒集會進官位、數珠以引手柄。何運引爲上座。夫念誦煩惱表示、則菩提實儀、顯以念誦拜諸尊、彼盜取條、誠以曲事也。是五、次佛且天井小便下、本尊眉間白毫至彩色金物迄、皆悉汚損。代々繪本像、此貯破滅。失墜都不及宣、盡諸大善神加護有哉。是六、次鼠四土用十二疋宛子産。先春土用、鼠夫婦懷胎十二疋子産。父母共十四疋也。夏土用男女分七組、親十四疋、子八十四疋、都合九十八疋也。秋土用四十九組親九十八疋、子五百八十八疋也。冬土用三百四十組夫婦懷胎、子四千百十六疋、親六百八十六疋、合四千八百二疋也。又余鼠懷則九千六百四疋也。凡此國粟散邊化境也、少國不相應、子共國費也、有何益乎。是七、次鼠多荒、則大亂基文、更有何用耶、古語曰、一屋无猫則老鼠白晝往交、殊兵物盜取上、菓子名付壘表嚙破事、愚老罷在後御出難成候、是八、次漢土本朝大般若經被渡、彼經釋尊卅箇年說也。一部六百卷、文字數六十億九十萬字注。彼御經一字損寫不无之。大般若上積乘渡某也。鼠恣申狀僻也。是九、仍猫申狀如件。

建仁元年復陽下旬（十一月）　當寺花奴（猫ノ異名ナリ）敬白

ト書タリケリ。

貯住寺兩方訴狀披見、兩獸召寄、先鼠教化云、夫大乘心煩惱卽菩提、生死卽涅槃、善惡不二、邪正一如也。一切之諸法、悉是毘盧遮那已體也。如此觀、生不喜、死不厭、取猫不可得、被取鼠不可得、怨敵親友皆不可得、觀何者殘留、何輩常住乎。猫不合鼠穴、死、非業不可有、業盡有情文、免死命、佛坦邊猫組、佛具鐃鉢當臨終際、穢无早去穢土至淨土。夫三界火宅也、誰留心乎云々。亦猫教化曰、汝既肉食罪幾、既聲聞二百五十戒、緣覺五百戒、捻佛弟子禁戒數多。草繫比丘堀地拔草戒、持語曰、賊縛比丘草繫免王遊、乞食沙門鵝珠顯死後、況取有情食事、難免其罪、因果如車輪、聽爲犬狗食事無疑者也。此趣聞、汝自今以後者、餅飯豆腐等物食、肉食相止、後生可願。凡一切有爲法如露、亦如電也。唯長夜闇心憂、徒成惡念入无間、十二大劫難出言、猫眶頭泪流、鼠說法難有思風情、猫不恐近間寄、既危見鬼處、猫左無思入姿、鼠見遣、院主同宿兒若衆成奇異思。既其夜深更、猫以舌掌嘬、額三返廻、寢所衾下入。鼠續座敷立、大乘法門似實引矣。假染一通狀申上候處、眞道入事、口捘戲、眞實入畢。

△夫乘馬之法者、和漢古今有其道、有其法。如王良韓哀駕齧膝驂乘且、縱騁如景靡、如歷塊、得其法、得其道、人馬相得者也。我朝亦乘之、有法、有道、有强、有弱、强乘之法曰大坪者流。弱乘之法曰齋藤者流。此兩流者、本朝乘馬馳驅之蘊奧也。於大坪者流、得其道、鳴其世者何人乎。曰、上田吉之丞重秀也、譽名滿八荒。其門弟吉田次郎兵衛尉、小林團右衛門尉、平生馳騰驤驅沛艾、最接馳驅之妙術。予親炙此二人孳々焉。汲々焉。學之二十有四年、優游涵泳、而得大坪之祕法者也。又於齋藤者流得其道者、大西仙齋雅翁也。其弟子新保彌次兵衛尉、實接其道名世。予平日依賴此人學之三年、練習鍛季鍊、最得其業。予於兩流之道、共依數年之工夫、豁然而得兩流之要

領、且又達百箇之妙術、一日對兩師、頗演說乘馬强弱之法。兩師聞吾談曰、知其强不知其弱、亦非其道也。知其弱不知其强、亦非其道也。吾子又得强弱中道之妙術、可謂盡善盡美者也。感歎之餘、誓曰、自今以往不予門生、却以吾子爲師。古人所謂、弟子不必如師、師亦不必賢於弟子。斯之謂歟。別立一流可傳後世者也。予錄百箇之條目、且又發揮別流、或貽子孫、或傳弟子、漫不出戶外。以爲我家之珍寶云爾。

寬文元年辛丑秋八月上澣、香坂彥太夫滋野正能謹誌。

△惡瘡辨　近世無名之毒瘡蔓流于日本。南北東西不別貴賤、不擇男女、不拘長幼、一切患之者、如答鸚鵡之人語、人而不生者、存十一於千百、亦稀。其證有二種、痒與膿。與必先始於手指之間、旁有虫、其爲物如半風。頭小而黑、尻大而白、手足四而爪黃也。鳴叫皷燃、一晝一夜有萬二千六百餘聲、行不進而退。然又有毒尾、形至眇、粗類秋毫之末。豈卒然得見焉。有弟子出問曰、知之詳則聰師曠不知、明離婁不知乎、曰否、佗是安一士而其知之者、一士亦不及矣。弟子曰、其故何哉、曰患此瘡、則王侯不聞政事、學者廢書不誦、武夫不帶弓矢、不擔干戈、百工不顧業、商賈不出門戶、農夫不耕芸、在心于此不馳外事。是以見詳聰明然也。弟子曰、痒膿二種之別如何、曰、彼虫居之則瘡小而痒、虫去則其跡空洞、而風深瘡亦大而痛、故雖有二種之別、其源一而已。彼發熱瘙痒、則傾頭蹙額、細目喎口、猶猫兒緣木立爪、當此時、心不辨是非、眼不見物色、耳不聞聲音、鼻不嗅臭香、口不味不言、芒芒然如臥麥芒之肆、瘙了病委四肢而低摧矣。專臨閑座空乎爾發。且膿者大痛、而手足慳休不自由、滿身如眞甲冑、痂久得濕、則終化爲蚊蝱也。弟子曰、瘡名如何、曰、於書中未見正名、雖有相似者、小同大異、民呼之名肥前。其最初起於肥前國乎、一義曰、肥前西夷而近大唐、此瘡亦似唐瘡故云爾。或又用日千之字。是亦有二義、此瘡難治經日及三年、三年者千日也、其一義曰、一瘡愈則傍生者一日千箇許、又曰、當作非然之二字、言非自然生而

被他人之瘡、是即所以名瘡也。弟子曰、其藥如何、曰、無異國之定方。唯本朝之醫家、內瘴則與發散之藥、外治多用油之制。此這兩樣最宜乎瘡功乎愈。世用薰藥、或浴種々藥湯、此兩般幾危矣。所謂醫者意也、故有人々作意方、還得驗甚矣。整半野夫醫之曲、暖則與大熱、冷則用大寒。是醫道之大患也。子欲知道術、無若用中。弟子曰、中者其齊家之中乎、平天下中乎、曰、吾所謂中者、醫家者流之中也。然聖人齊家治國平天下之中道也。又無異。吾醫中者、聖人治天下、仁與刑而后謀、其可中則病無不愈也。弟子喜曰、問小瘡而聽大用、先生願、爲示治瘡之治方、曰、此瘡垂彼之良藥、爲此之鴆毒、千變萬化如反掌。豈可圖哉、雖然、無已則有一矣。大細如先言。別又有條目之理、而易治之。弟子曰、可得聞歟。曰、萬端舍公界、不嗜美物、戒飲酒。但上戶日許三盃、廻血脈散鬱氣。蓋勿用大盞。不好寒熱之甚者、勿近火、勿行風、必忌爪之長。日々可深戒、堅禁沐浴。特瘡宜初用熱湯、加鹽而洗之、則或體腫而後死、可不謹乎。於五戒之條、運二三番之一戒平日亦可戒、況臨此期乎。旦夕食粟麥之古、麁菜不可強過、常々堪忍於痒痛、寛志之狹、長氣之短、無先多藥、而亦再發乎、愈任自然運、一臨死活之岸、而后臥床經數百日、則此瘡無不愈、欽哉、々々、右論猶甲斐國小笠原住人大醫法眼柿本之述作也、門弟親聽謹書諸冊後。

△梅松論　昨有兩佳人、宴坐一室、美談移刻。維時松風來窓、梅香入室、春夜之興不可過此。一人託管城翁、論梅之位。一人命石丈人、談松之德。丈人不遜其辭、卒爾而出曰、吾松不混万木、不干四序、排其位則可爲梅之上。管城翁奮鬚怒曰、丈之言、何夫迂乎、梅也者乾坤至淸、太極之氣、雖不可得名、以之署言其一二、稱百花魁。則具南閤之德、牡丹退其位、芙蓉避其塵、枝有文武、木有人子、三皇春開花、五帝夏結實、當殷時化箕尾、傳說助和羹鼎、則高宗以之中興天下、歌於周詩、則男女及時、忘於楚騷、則淸濁分流、漢初爲四皓、魏始爲曹公、晉宋以來、詩人墨客賦之、詠之者森々濟々、枚翁千億之身、和靖一聯之句、輝騰古今、充塞天地。千梅百梅、其數不可

勝計焉。仲尼豈不曰乎、造次於梅、顚沛於梅、々哉。亦復就論之、則昔金仙氏拈一枝梅、百萬大衆、無知其消息者。唯大圓氏獨領春意、破顏微笑、何難探取之、於刹竿頭上、枝々相續者二十葉、已到東震六葉之祖、大庾嶺頭、殘月之曉、以梅花面目、示明上座、々々豁然大悟已、后尋其枝、摘其葉者、不知幾千萬焉。於是乾坤天地、一時變成梅花海。松之德安在乎。蓋松逢虐秦之君、纔受大夫爵、比吾梅之爲王、則實天壤也。況乎、蘇氏二君、以兄稱梅佛子、以弟名松佛子。上下之次第、太著明也矣。何以言梅之上乎。「丈人答曰、嗚呼吉人辭寡。汝今所言、饒舌叱々、似鸚鵡之不恐人、若論松之德、以虛空爲口、以須彌爲舌、積兎毛忽壟之劫、猶以不可說盡、靑々參天、鬱々蟠地、群卉凡草、無不屬其轄者、天下取材、則大廈明堂可以一木支、故遊俠吟客、覓其霜節雪操者鮮矣。唯臨濟師祖、數直指之譚、作蘭亭梅、直提金剛王寶劍、劃先哲之遺芳、刈群葦之浪葉乎。白地栽一株松、以爲後人標榜、快々焉枝撐五家七宗、有百世臨濟、有千萬世臨濟、雖至虛空盡時、不肯枯朽者松也。汝所謂梅者、南宋之時、落在含笑檐下、觸壽陽公主、々々謂之五出花、掃除者豈虛發乎。止々不須說、我松妙難思、「傍有一員君子、其名曰竹、瀟洒然告曰、今國家平安、君臣道合、兩翁確論可謂閑戈甲也。吾乎太古初、梅兮松兮結三友好、盟已不盡、其位其德、讓松則松以無慙焉、讓梅則梅以無慙焉、同其志、同其格、孰勝孰負。惜哉、落南逆北非之論、願請措之、兩翁點首去矣。竹君歌曰、梅從太古甚奇絶、松逐四時會不凋。就中唯有瘦多揭。三友社盟何寂寥。讙阜屋愚子漫書。

△酒茶論　春晝閒然、而四無人聲、唯花片染眼、鳥聲濡耳而已。當此時、空谷有聲、一客跫然而來。一人花間開筵、而飮酒不喫茶、一人者松邊下榻、而喫茶而不飮酒。兩人相對春遊移刻。問其姓名、花間開筵者曰、吾無姓名、自號忘憂君。松邊下榻者曰、自號滌煩子。於茲忘憂君謂滌煩子曰、此中不可容俗談。汝須論茶之德、吾乃論酒之德。「滌煩子曰、止々不可論矣。汝酒何

類吾茶。汝酒者、世尊在世時、娑竭陀醉臥吐泄衣鉢縱横。以彼因緣制飲酒。又一鬼問目蓮言、我頑無所知、何罪所致、答言、汝爲人時、强勸人酒、令其顚倒。又曰、酒有三十六失、人飲酒皆犯三十六失。故世尊深戒之。然而失天下亡身者酒也。「忘憂君怒曰、汝饒舌如鸚鵡叫煎茶而不恐人、汝纔知小而不知大。世尊曰、酒者甘露良藥、又波斯匿王末利夫人犯飲酒、世尊曰、如此犯戒得大功德。又曰、菩薩以酒施人、於佛無過。又四王天有天漿、名爲花酒。又阿修羅以四大海爲酒而飲之、猶不足、阿修羅此飜云無酒、上自四王天下至阿修羅界、如來藏中酒之德惟夥、未聞有茶之德、亦復六經不載茶。「滌煩子曰、七佛師、文殊大士、於五臺山與無着喫茶。文殊擧起玻璃盞子云、南方有這箇麼、然則是文殊非文殊、百千文殊皆須喫茶、加之有眞如茶、有鹿苑茶、又茶榜出、喚起華嚴大海象、古來獻佛以茶、不以酒、佛教豈無茶之德。汝所謂六經不載茶、如離騷不載梅、以天下更無淸可比也。若於禪門論之、趙州喫茶、保七百甲子、風穴賞茶匡三處禮度、潙山摘茶知體用、香嚴點茶厚好夢。南泉同魯祖皈宗杉山、喫茶洞山爲雪峯岩頭欽山。行茶央山籃中一甌投子、飯後三椀皆是叢林盛事也。「忘憂君曰、吾酒者第七祖婆須密乎、執酒器與六祖彌遮迦問答。婆須密從此得大法器、的々相承而至今日。又曇橋州者蜀英也。性嗜酒諸方謂之酒甕。或芭蕉泉禪師、以杖荷大酒瓢往來山中、馬祖有浮盃和尚、黄檗有噇酒糟漢、或曹山白家酒猶未霑脣。青峯蒲萄酒飲諸方知。且又晋陶淵明常愛酒、而無一點俗氣、呼爲第一達磨。抑又僧家號般若湯、專用之。汝前道失天下、亡身者酒也、此事如何。「滌煩子曰、桀紂兩王酣飲而果失天下。義和二氏沈湎而竟亡其身。豈虚發乎哉。「忘憂君曰、不然。昔堯帝累千觴、則其仁傳萬古。孔子傾百榼、則其德溢四海、儀狄作酒、禹王飲之、杜康造酒、魏武帝歌曰、何以解我憂、惟有杜康酒。高宗中興殷夢以得麴蘗也。又以淸爲聖、以濁爲賢、則聖賢之道亦起自酒。飯後飲謂之中酒。古注曰、不醉不醒飲謂之中。由是觀之、中庸之道又起自酒。又史記云、百藥長矣酒哉酒。

「滌煩子曰、茶之爲飲、發乎神農、聞於魯周公、齊有晏嬰、漢有楊雄・司馬相如、吳有韋曜、晉有劉琨・張載・遠祖納・謝安・左思之徒、皆飲焉。凡出生天地間者、人倫禽獸山川草木也。就中以人倫爲貴。分茶之一字、則人在草木間。汝酒者稱水邊鳥矣。禽獸豈可及人倫。「忘憂君曰、人有貴賤、位有上下。人若在草木間、豈貴介公子哉。雉兎芻蕘之輩乎、殊對花啜茶、爲殺風景之一、則非貴公子所甑。唐李杜者天下名士也。常愛水邊鳥、而終化開元一鳥、而翼蔽天下。則汝輩草木間藏身耳。「滌煩子曰、汝如猩々能言狒々叨笑人。吾雖不貴禽獸、隨汝言、而若以禽獸論之、吾茶者、有時成鳳凰團、有時作璧龍團。煎之以麒麟炭、皆是禽獸之長也。恁麼時節、水邊鳥向何處展翼。若論茶具、金銀珠玉銅鐵土石爲茶具。則其價不知幾千萬。好事者秘爲無上寶。若得一則得者表聲名於天下。汝酒具何直半文錢。「忘憂君曰、吁汝陋如何、風流醞藉不可論價。杯有金盃、有銀盃、有藥玉船、豈非重器哉。且又宜四時者酒也。春者宴桃李園、坐花醉月、夏者酌竹葉酒、拂暑迎涼。秋者林間燒葉、冬者雪裡避寒。高適亦曰、飲酒勝飲茶。「滌煩子曰、吾茶不拘四時、不隔晝夜、造次於是、顚沛於是。古來愛茶者雖多、以陸羽盧仝爲最。盧仝作茶歌、古今之絕唱也。陸羽作茶經、時鬻茶者至陶羽形置灶間、祀之爲茶神。茶經曰、木如瓜蘆、葉如梔子、花如白薔薇、實如栟櫚、蔕如丁香、根如胡桃、其名一曰茶、二曰檟、三曰蔎、四曰茗、五曰荈、又品評天下名山之水味者二十處、廬山水簾水第一、惠山寺石泉水第二、蘄州蘭溪石下水第三也。上不記、煎之濫不用衆水。高哉茶之爲茶、若論道地、日涇、双井、婺源、會坑、金粟山、蓬萊島、庭安、北花、金州、西城、東吳、東川、壽州、霍山、常州義興、顧諸、蒙山、葛仙山、此外不可勝計。「忘憂君曰、酒星麗天、酒泉湧地、天地之中間有人無不賞酒者、晉有七賢八達、唐有六逸八仙、或漢家七十二人、相馬之賜、金谷二十四友、梅花之觀、劉玄石一千日、淳于髡七八斗、元次山者隱三吾漫稱漫郎。歐陽修者貯一壺醉號醉翁。王績作酒經、劉伯倫作酒德頌。暑云、枕麴藉糟、無思無慮。其

樂陶々云々。大哉酒之德。若論酒之靈地、有魯趙齊革矣。趙者厚、魯薄、齊到臍、革止鬲、或有上若下若二村、有烏程烏祈、蒲城桑落酒、蘭亭桃節宴、此是酒美而地靈也。王侯將相者、以酒成治國策、士農工商者、以酒得慰勞術。鰥寡孤獨者、以酒作掃愁帚。盡乾坤一時變作醉乾坤。則汝韓無處措手足。蓋楚屈大夫者、以獨醒被放逐、宋蘇大史者、以不勸爲不能。此二人者、因酒滅洛者也。汝獨醒而不飮、則放逐徒耶、不能徒耶、又元結以不飮酒者爲惡客、則汝亦惡客也。「灤煩子曰、吾茶者不然。從京洛至蠻夷、無大無小、不好茶者非人。若於本朝論之、西齊詩話云、壽上人回自日東、以其國所産栂尾山茶見惠。賦詩謝、其畧云、幸得梅尾信、初嘗日本茶。本朝以栂尾山茶爲第一、宇治次之、梅與栂字相似、故通而用。近代好茶者、以宇治爲第一、栂尾次之。本朝諺謂好茶者曰數寄者。又諺曰、至宇治茶有清音、除皆濁音。又有宇治茶別稱、曰無上、曰別義、曰極無、然則縱雖爲酥酪醍醐、不可爲茶之上。況於酒乎。傍有一閑人出曰、今天下無事、國家有道、好箇時節、兩翁確論不謂無事生事、以虛空爲口、以須彌爲舌、論而至阿僧祇劫、酒之德以不可盡、茶之德以不可極。吾能飮酒、又能喫茶、此二物孰勝、孰負乎哉。兩翁請聽吾歌。松上雲閑花上霞、翁々相對闘豪奢、吾言天下兩尤物、酒亦酒哉茶亦茶。

梅里子漫書。

△書言故事十一、禽獸比喩類、兩爭不解、曰鷸蚌相待。

△同墳墓類、墓前開道曰神道。漢中山簡王薨、詔大爲修冢塋、開神道。

△從四位下拾遺補闕兼藝備二州都督淺野公神道碑、寛永十五年秋因州牧長治賜告歸備之三吉、適當先考七廻忌、命予以神道碑。予壯歲而之、以下略　尾陽儒醫法眼　杏庵正意誌、

△爰有三子檀越、一日皆袖南鐐一裹來而謂曰、滲古宗清尼、妙清女、大岳妙仙者、我各之恩處也。雖是少施、願宛彼福田矣。予謂、凡曰行、略有六、檀施居其首、曰恩概有四。父母惟其一也。隨應能

施謂二之自佗兼濟一。擇田種福謂二之智恩報恩一也。今公專能施而報レ恩、寧非二菩薩之大行一乎也。我投二斯達嚫一求二得一部之縹緗一以增二出冥福一矣。遂乃得三東坡集註全廿五冊並年譜與二綱目一也、有レ客謂曰、致有二內外一、理有二淺深一以レ內看レ外、則外是止、帝之黃葉乎、況詩賦者、樵夫誦レ之、牧童歌レ之、豈以二此戲弄之書一添二彼眞常之光一哉。於レ玆予撫レ掌、而呵々謂曰、莫レ謂、斯言內外者心裏之塵埃、淺深者胸間之烟霧也。倘磨二實相圓鏡一則內是實相、外是實相、詩亦實相、歌亦實相也。汝唯睹二蟭螟之翅一未レ知二大鵬之翥一勉レ旃、々々、唯々而退矣。惟旹寛文甲辰春二月日、釋沙門記焉。蓮臺寺尊宜臥雲老人、草之

△鼠賦　丙午之歲予掛二錫四明之齒洞一卸二檐横川之閑房一、挹二靑龍之餘波一、而攬二五相之鑑一、訪二丹丘之遺冊一而踞二十乘之牀一、院寓无レ人、閴爾者久矣。室中多レ鼠、旁午騰驤兮、誰謂鼠無レ牙、囓二吾經篋一嚙二吾衣裳一、嗷々爲二隊伍一、蹦而壞二篆香一、舐而嚼二灯炷一焉。撫レ掌忽散、斂レ手還聚、思寧非二憶悒鬼一耶、此觀所レ謂提不レ可レ得、驅已復來、啾嘈鬧レ耳、屑々叵レ裁、又憶、時媢鬼耶、非耶、大集所レ明、十二時獸、鼠爲二其首一試嘗喚レ名、至心持レ咒、而未二敢走一也。鬼魅也、怪鼠也耶、未レ可レ察焉。於レ此乎不レ覺勳二正鬼之怒一兮。以爲、快二張湯之殺一兮。寔矣。魯直嗟レ不レ眠、子瞻賦二其黠一也。予抑レ憤歎レ聲而謂曰、鼠也來、吾其語レ子矣。夫物得二其所一則貴且安、若失二其所一則竄而危。所下以晏子稱二憚レ社之貴一、李斯歎中處レ廁之穢上也。子之懷二土于此間一也、少レ飽多レ飢矣。不レ若レ從二雒之大倉一而肥大、比二猫兒一也、須二逍遥而佗之一。奚爲嗥々乎攻二吾孤露一乎、若其不レ遵二吾敎一則雖レ无レ猫、于レ茲必雇レ蟹捕焉。鼠忽然作レ聲曰、仄聞、既象近二精藍一漸息二蹟殺之暴一粱蚍聞二法花一尋脫二傍生之身一吾幸生二一乘弘演之津一而喜レ得二聞法之眞因一且又棲二遲于此一者、父祖相襲而不レ識二其幾百千春一也。仁者只是一斗藪之客耳。何顔也傲然叱レ吾、距レ吾之甚也。而无レ有二慈仁一也哉。昔者我大覺世尊涅拌出爲上、雖レ不レ容二閻王毒蚰蜒蝮蝎一而我曹得レ與參而、跋二扈席末一、況復妙經鼬貍鼷鼠。誰洩二通結妙名一孰非二皆金色佛一光明蟒鼠來況二地水一大集黑白以喩二日月一。加旃、遮那經鼠心無レ非二无盡莊嚴藏中之物一、所レ謂鳥空鼠卿、良有レ以

乎矣。若其噉ニ狸膸ヲ、食ニ牛角ヲ、虞氏以亡、周人誤レ璞者偶然而已。非ニ吾所レ覺。水鼠也、火鼠也者、異ニ其類ヲ也。抑亦人用而爲レ利、如レ是則於レ吾有ニ何咎ヲ、有ニ何醜キ乎。莫レ謂、吾不レ知レ禮。詩云、相レ鼠有レ禮、莫レ謂、吾不レ知レ恩、異苑云、奉レ珠謝ニ一飯恩ヲ、蓋知レ足、无爲者公等之所レ爲ニ勝軌ヲ、轟犇竊偸者吾黨之常理也。吾豈匏瓜乎、不レ盜則死矣。叮嚀、口是禍門、勿レ罵勿レ毀、予惘然無レ語、逡巡去矣。

明曆二年秋八月念日之深更有ニ所感一布ニ叙之ヲ。游方沙門運敞。

△安法棠賦、略之、次以ニ片字ヲ辨ニ男色ヲ、雖ニ無用ニ記レ之、而備ニ勸懲ニ。

△凡此道ノ久キ故ヲミレバ、西域中華本朝ニテ盛リニ行ハレケル。浮屠氏ノ說ハ、犯ニ糞門ヲ犯ニ口門ヲ、邪ナルニヨリテ名ニ非道ト、功德圓滿經ニハ、末世ノ比丘ノ少兒ヲ愛スル罪ニヨリテ、五百生ノ間惡趣ニ生ルト、佛ノ戒メアレドモ、難陀ハ花ノ如ク、文殊ハ月ニ似タリ。阿難ハ美キ侍者ナレバ、世尊モ愛シ給フ。摩登伽女ガマジナイ落ントセシモ、眞ニヤ理リニゾ覺ユル。提婆達多ガ嬰兒ノ時、阿闍世太子ノ膝ニ上リ、口吸ヒイダキテ拃ビ給ヒシコトモ侍リケリ。扨周ノ時ハ、宋朝ト云ヘル男、容貞ウルワシキニヨリ、世ノ難ヲ免レタリ。年寄リタル人モ、此道ニ迷フニヨリテ、男色ハ老ヲ破ルト、戰國ノ文ニ見ヘヌ。去レバ漢祖ノ猛カリシモ、籍孺ニ迷イテ政ヲキカズ。惠帝ハ閎孺ガ婉媚ヲ愛シテ、常ニ起臥シ給フ。男ノ寶ノ帶ヲシ、粉ヲ着ルコトモ、此時ヨリ起リケリ。文帝ハ黃彪郎ガ衣ノウケテ、尻ノウツクシキヲ幸シ給フコト隙ナカリキ。昔日弄兒ト呼レシ金日磾ガ子ハ、天下ノ首ニマタガリ、韓嫣李延年ハ天下ニ時メキアヘリ。又何平叔ガ、汗ハ粉ヨリモ白ク、潘安仁ガ車ニハ菓ヲ滿テ乘セタリ。此道世々ヲヘテ、終ニ絕ルコトナシ。昌黎東野ハ雲トナリ、龍トナラント願ヒ、李節推ハ風水洞ニテ東坡ヲマツ、刑敦夫ハ隙アル水ノ如シト、豫章譽ラル。西域中花ノ此道ヲ貴ビ敬フコト、如レ此多カリキ。本朝ニハ古ヨリ傳レル中ニモ、嵯峨天皇ノ御時盛ナリケル。彼御宇、此道ノ師、高野大師トナン、其ノ法ヲウケシ眞雅阿闍梨ノ、思ヒ出ル常盤ノ山ノ岩ツヽジト詠ルハ、在原中將ニメデテツカワシケ

ルトゾ。カケマクモ賢キ北野ノ天神モ、尊意僧正ニハ情深カリケル。竹生島ノ童子ハ仲山已講ノ愛セシ衣ゾ。無熱ノ池洗シハ、書寫上人ノ乙若ニヤ。彼經正ハ、仁和寺ノ童形ニテ、青山ヲツタヱ、舍那王ハ僧正ガ谷ノ契リニテ、劍術ヲ習フ。秋ノ夜ノ長物語ハ、瞻西上人ガ道心ヲ亂シ、松帆ノ草子ハ、少年ノ風流ヲ添フ。此道法師ノ手ニ入テ、世ノ人知ザル様ナレドモ、明友ノ道ナレバ、人倫五典ニモ爭デ洩レ侍ルベキ。其白ヲ蘭ニタトヘ、其契ヲ金石ニタクラベ、其心ヲ膠漆ノ堅キニ比べ、其情ヲ魚水ノ思ニタトヘ、其誓ヲ山ノ礪ノ如ク、川ノ帶ノ如クニナルニヨソヘテ、二心ナキ理ヲ守ルコト、爾ルニヤ。鎌倉ノ武衞ハ、能直ヲ寵シテ、左近將監ニ官ヲスヽメ、等持院殿ハ寵愛ノ童子ニ重寶ノ太刀ヲ給フ。遠クモ近クモ、少年ヲイツキカシヅクコト、牧馬ノ童ヘ黃帝ニ逢ルガ如クナルノミニ非ズ、然ハアレドモ、桃ノ餘リヲ君ニ奉リシ誡メ、少年忘レ給フナ、穴賢。

○從將軍送于吉利支丹而將斷之之文。「乾爲父、坤爲母、人生於其中間。三才於是定矣。夫日本者、元是神國也。陰陽不測之謂神。聖之爲聖、靈之爲靈、誰不尊崇。況人之得生、悉陰陽所感也。五體六塵、起居動靜、須臾不離神、神非求于他。人々具足、已々圓成、便是神之體也。又稱佛國者、不无據、文云、惟神明應迹國而大日本矣。法華曰、諸佛救世者、住於大神通、爲悅衆生故、現无量神力。此金口妙文也。神與佛其名異而、其趣一者、恰如合符節。上古緇素、各蒙神助、航大洋而遠入震旦、求佛家之法、求仁道之敎、孜々矻々而、內外之典籍、負將來後來之末學、師々相承、的々傳受、佛法之昌盛、超越於異朝、豈是非佛法東漸乎。爰吉利支丹之徒黨、適來於日本、非啻渡商船而通資財、叨欲弘邪法、惑正宗、以改域中政號、作已有。是大過之萌也。不可有不制矣。日本者神國、佛國、而尊神敬佛、專仁義之道、匡善惡之法、有過犯之輩、隨其輕重、行墨劓剕宮大辟五刑。禮曰、喪多而服五、罪多而刑五、有罪之疑者、乃以神爲誓、定罪罰之條目、犯不犯之區別、纖毫不差、五逆十惡之罪人者、是佛神三寶人天大衆所棄損也。積惡之

餘殃難逃。或斬罪、或炮烙、獲罪如是、勸善懲惡之道也、欲制惡、々易積、欲進善、々難保、豈不加炳誡乎。現世猶如此、後世冥道、閻老之呵責、三世諸佛難救、歷代列祖不奈、可畏々々。彼伴天連徒黨、皆反件政令、嫌疑神道、誹謗正法、殘義損善、見有刑人、載欣載奔、自拜自禮、以是爲宗之本懷。非邪法何哉。實神敵佛敵也。急不禁、後世必有國家患。殊司號令不制之、却蒙天譴矣。日本國之內、寸土尺地无所措手足、速掃攘之。強有違命者、可刑罰之。今幸受天詔命、主日域東國柄者、有年於茲。外顯五常之至德、因歸一大藏敎。是故國豐民安、經曰、現世安穩後生善處、孔夫子亦曰、身體髮膚受之于父母、不敢毀傷孝始也。全其身乃是敬神也。早斥彼邪法、彌昌吾正法也。世既雖及澆季、益神道佛法紹隆之善政也。一天四海宜承知、莫敢違失矣。

慶長十八年龍集癸丑臘月日　御朱印在。

△杜鵑之文、應勅命、五山之出家各々多文、略之、

△表具之記、並詩、夫堪輿之間、有可玩物可樂物可愛物。其爲良媒者何乎。內而琴棊書畫、外而風花雪月、所怡目者江山流水、所養心者石泉竹木也。吁琴者雖近身、勞手費心。石泉江山至遠、疲身勞足。書畫方不然。不行遠、不勞手脚、一軸掛堂床、不出戶知天下之絕景。不馳駕見異域之山川。且又見韵人墨客聖賢之筆跡。則如逢其人、曾朱晦菴欲見天下之好山水、作華夷凹凸之木圖、雖然不能乎卷而懷之。又不便於舒卷、無兼多景於一處矣。若圖畫書記、則坐觀四海八荒之多景於一軸中、助增於此德者何。是表具之功也。雖有千金之寶墨、无表具則不能掛堂上。且有表補繪、膝補衣輪補繪、禮紙、一文字、中緣、上下軸、風帶、露啄、木環、帶直之名、蓋一文字者太極之一氣而生陰陽之兩象、天 地上下天一生水之一是也、況有南極北極天地之兩軸、中緣擬人、象天地人之三才、且惣緣象青天、古人句云、青天一張紙、寫我腹中詩、能有法于天地也。又中緣準中庸、故道有中、々有權、其紙內長短曲直之中、理者中權也、是和漢兩朝所

玩、其揆一也。羅太景愛二山谷之八字一、掛二座右一、唐肅宗按レ圖、求二傳説一、明皇使三韓幹畫二御府之生馬一掛二金殿一乎、東坡贊二文與可之梅竹石一而爲三三益之友一、掛レ之愛レ之乎、後南宋孝宗帝掛二床頭一而寶レ之、賠二蘇軾一諡二大師一。又徽宗帝花鳥、滕王蜂蝶、戴嵩牛、王維山水、徐熙花鳥落果、東坡墨竹、米元章人物松石、錢舜擧花鳥、趙子昂山水人鳥、王若水山雉花鳥、龔開鍾馗、補之墨梅、思恭佛像、美朱達磨、牧溪觀音、顏輝佛像、范无準佛像、皆是可二愛賞一者也。以二此墨蹟一爲二陰陽理合之表具一、而懸二座床一而愛レ之。則不レ出二門戶一、而觀二五湖三淮之煙景一、在二座上一、知二三江五岳之花月一、卷裡逢二賢哲一、則語言如レ對二生人一、養レ心明レ性之教、試在二其中一也。昔日藝長老富士山爲二表補衣一曰、出二田子浦一而凌二出於八葉朶一、青天爲二惣緣一、白雲爲二中緣一、滿天星用二予金一、朝夕立煙爲二風帶一、筥根足柄爲二兩軸一、天高地廣直爲レ晴、々成大座敷一幅、颯掛流、夜則捲、晝則法之力、好加減而以二悟眼一見レ之、尤可レ愛者、何樂如レ之、如レ是述二其德之多一、備二君子之便覽之一助一者也。爰建部氏新右衞門信忠秀才、其先出二于建部宗由一、則信忠之父也。此宗由叟、寛永年中承二台德院神君之鈞命一、修二補於寶墨之表具一甚多。應二賢慮一、因レ之給二月俸一、此故小堀遠江守宗甫、金森宗和、蒙二此二公之恩顧一、依二此价紹一、列國之諸侯、都鄙之牧伯勤二修于墨跡繪贊一如レ山、中使塞レ路、往來如レ織似レ梭、中葉洛之大文字屋宗味之虛堂之墨跡、惜哉爲二盜賊一成二七花八裂之壞一、潛招二宗由一謀レ之、宗由則補レ闕修レ裂、不レ差二一字一畫一、繕補而全如レ初、依レ之天下之人之稱譽嗷々矣。其令孫信忠繼二箕裘之業一、爲二良工一勝二于宗由一。是以應二勅命一、登二蓮闕仙洞之丹墀下一、勤二修於院御所之寶墨之表具一、中世有レ故雖レ怠二家職一、延寶八年春至二江府一、謁二見於執政一而訟レ之、終復二舊業一。予不レ顧二孤陋不才一、漫綴二其遠太一繫以二小詩一。「奪得良工造化功、擘レ絹縮レ地勝二壺公一 杖龍文鯉仙家友　寸馬豆人牧笛童　在レ海浮レ船坐二天上一 袖レ山懷レ月握二蒼穹一 未レ迴歩見二洞庭景一 不レ出レ戶知二漢水洪一 黃葉千林恨二秋去一 白花萬點識二春終一 无聲詩與二有聲畫一 舒二卷乾坤一一軸中

延寶八曆庚申仲夏吉旦　瀧川昌樂菴隨有子九拜

表具師

建部新右衛門忠信雅丈

○佛骨表　韓退之　臣某言、伏以佛者夷狄之一法耳、自後漢時流入中國、上古未嘗有也。昔者黃帝在位百年、年百一十歲、少昊在位八十年、々百歲、顓頊在位七十九年、々九十八歲、帝嚳在位七十年、々百五歲、帝堯在位九十八年、々百一十八歲、帝舜及禹年皆百歲、此時天下太平、百姓安樂壽考、然而中國未有佛也。其後殷湯亦年百歲、湯孫大戊在位七十五年、武丁在位五十九年、書史不言其年壽所極、推其年數、蓋亦俱不減百歲、周文王年九十七歲、武王九十三歲、穆王在位百年、此時佛法亦未入中國、非因事佛而致然也。漢明帝時始有佛法、明帝在位纔十八年耳。其後亂亡相繼、運祚不長、宋梁陳元魏已下、事佛漸謹、年代尤促、惟梁武帝在位四十八年、前後三度捨身施佛、宗廟之祭不用牲牢、晝日一食止於菜菓、其後竟爲侯景所逼、餓死臺城、國亦尋滅、事佛求福、乃更得禍、由此觀之、佛不足事亦可知矣。高祖始受隋禪、則議除之。當時群臣材識不遠、不能深知先生之道、古今之宜、推闡聖明、以救斯弊、其事遂止。臣常恨焉。伏惟、叡聖文武皇帝陛下、神聖英武、數千百年已來未有倫比、卽位之初卽不許度人爲僧尼道士、又不許創立寺觀。臣常以爲、高祖之志必行於陛下之手、今縱未能卽行、豈可恣之轉令盛也。今聞陛下、令群僧迎佛骨於鳳翔、御樓以觀、舁入大內、又令諸寺遞迎供養、臣雖至愚、必知陛下不惑於佛、作此崇奉、以祈福祥也。直以年豐人樂、徇人之心、爲京都士庶設詭異之觀、戲玩之具耳。安有聖明若此而肯信此等之事哉。然百姓愚冥、易惑難曉、苟見陛下如此、將謂眞心事佛。皆云、天子大聖、猶一心敬信、百姓何人豈合更惜身命。焚頂燒指百十爲群、解衣散錢自朝至暮、轉相倣效。惟恐後時、老少奔彼棄其業次、若不卽加禁遏、更歷諸寺、必有斷臂臠身以爲供養者。傷風敗俗傳笑四方、非細事也。夫佛本夷狄之人、與中國言語不通、

衣服殊制、口不云先王之法言、身不服先王之法服、不知君臣之義父子之情。假如其身至今尚在、奉其國命來朝京師、陛下容而接之、不過宣政一見、禮賓一設、賜衣一襲衞而出之於境、不令惑衆也。況其身死已久、枯朽之骨、凶穢之餘、豈宜令入宮禁。孔子曰、敬鬼神而遠之、古之諸侯行弔於其國、尚令巫祝先以桃茢祓除不祥。然後進弔。今無故取朽穢之物、親臨觀之、巫祝不先、桃茢不用、群臣不言其非、御史不擧其失、臣實恥之。乞以此骨付之有司、投諸水火、永絕根本、斷天下之疑、絕後代惑、使天下之人知大聖人之所作爲、出於尋常萬々也。豈不盛哉。豈又不快哉。佛如有靈能作禍祟、凡有殃咎、宜加臣身、上天鑒臨、臣不怨悔。無任感激懇悃之至。謹奉表以聞。臣某誠惶誠恐。見古文五卷抄

○茶之湯記　有客卒然而來問曰、今代夷洛以茶之湯爲樂。予未知起本。請師示諭。林下道人爭知當世數寄之家風、拒辭再三請不止、强記一端云、蘇摩柯童子經曰、夫茶有十德云々。古今無不賞之。抑原茶濫觴、天竺白飯王之太子耆婆平生曰、我百年後、以一藥無可治萬病。我墳墓之傍生一草、號之茶。用之則衆病悉除云々。從此資始竺支日本流布。唐宋元明詩人文士評論之無窮。陸羽之茶歌、玉川之茶經、蜀閩之包貢、名閣出入不堪記之矣。本朝土御門御宇、建仁開山千光國師、栂尾明惠上人同船入唐、同時歸朝。持此種來筑前國脊振山栽之、號之石上茶。（有讀石上坊寺也）上人移之栂尾。又移宇治。宇治也、栂尾也、是日本之初枝也。（肥前イ）傳言、征夷將軍賴朝公專賞之。令鑄茶鼎一千五百。於今秘在之焉。後土御門之御宇、文明長亭之頃、茶亭設以四疊半爲法。一座之莊以上古質朴之物。繪事玉澗、牧溪、草字無隼、中峰盃山置之。殘雪一島松風石類、其外閑具任眞草、隨時用捨之。凡茶之湯四時改觀。春宜午睡、茶煙輕颺落花風。夏宜紅暑落礎霏々雪不如。秋宜樓上、月上中峯玉一團、冬宜密雪、童子敲氷夜煮茶。是皆四時之逸興歟。當關白左大臣天下除花美用質素、高位富貴人愛貧、學野卑。無官孤獨者、以貧交于大名。不擇

貴賤、不論貧富、以入社者爲親友。是今代之法歟。茶亭也、構其尾掛爾不過二疊半、結繩爲簾、編柴爲扉、縮身折腰、匍匐潛之。其路細不足一尺、脇肩蹐足透之、袖少履不泥足、行歩中規中矩、出入有禮有義、寂々如入仙家。至其壁、甕其窓、不掛一軸、不挿一花、唯聽鼎中松風而已。賓主兩三个、少語低聲、飲氣呑聲、一簞一瓢之素湌、山桃野杏之佳實、賞之了、主人手按排茶、一啜一啜、如嘗甘露、誠哉、五臟調和德、壽命長遠之德、不孤者乎。熟視世人所樂、詩歌管絃公卿之樂、酒宴舞樂將門武家之樂、鵜鷹漁獵士太夫之樂、圍棊象棊雙六隱士之樂、樂則樂、々中最有苦、詩歌希名譽、酒樂亂人心、鵜鷹戒殺害、象棊慣戰、恐君子人所忌、嗚呼天地之間、專可樂者數寄之樂歟。先入茶戸者、清淨其身、潔白其心、其交淡如雲水、胸冷煎氷雪、就中當世好事客、夜三更風雨雷電之時、矯不具打戸問、如何、於言下答、喫茶去趙州禪味非舌頭上、加之軍陣旅宿途中受用。造次於茶、顚沛於茶。左之右之。只是茶。於爰諸佛加護德、息災安穩德、自天所祐、童子經說不虛者乎。佛鑑禪師曰、相知不在千盃酒、一盞清茶亦醉人。謹白、數奇社友以佛鑑一語爲坐右銘、是幸。客傾聽點頭去。謾命管城公記之、爲茶話之咲具。

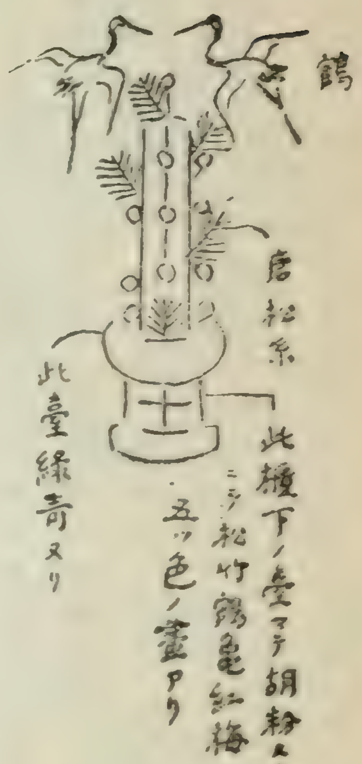
△江府神田昌平坂聖堂繪圖之跋。恭以、吾國之教者、仰天命貴明理。粤孝靈之御宇、徐福來而奉經矣。應神之世、阿直岐王仁又奉經史、而姑教儒學也。至於文武之時、蓋崇聖賢始行釋奠。故及延喜天曆之世、莫不有學也。物換星移、學亡教亦區々以別矣。烏虖哀哉、奬學院、勸學院、足利之讀書堂、知其名者亦希矣。嘗聞、北條氏之執權於天下也、建文庫于金澤、而藏儒佛之書。以朱墨印別之。本是惑乎內佛外儒之說焉爾、噫似治教實非治教。是以不十世而失其權、文庫亦泯矣。今也治教休明、而儒術與上相、斯文是立聖堂。實一人之心、千萬人之心也。上愛經傳、人亦學其教、豈非我國之幸乎。於是无貴无賤、自詣聖堂而發其志、然而遠者未詣、則必也其猶病諸。故欲博及於人而鏤其圖。是剞劂氏之意也。義適同應其需不獲辭、遂述其槩書之

呰日東、元祿四年閏八月廿一日。

△攝州湊川重修楠公墓記　世有不世出之人、而能慕不世出之人、自非不世出之人、安能慕不世出之人耶。贈正三位近衞中將楠公、將略无雙、軍功蓋世、勤王不貳、殺身殉國。其忠義貫日月、爭光、其功名與天地不泯。是豈非不世出之人乎。其墓在攝州湊川距廣巖寺可一里。荒廢年久、狐兎爲窟、有志之人誰不慨嘆。水戶侯梅里源君、素慕楠公之義、久蓄修復之志。是歲元祿壬申之夏、命其近臣良峰宗淳、遠至湊川修墓建碑、其爲制也、豐石爲壇、其崇五尺、其徑一丈、青石爲碑、樹之壇上。源君自題碑、曰嗚呼忠臣楠子之墓。蓋取孔仲尼題延陵季子之墓也。碑陰鐫楠公贊。是明徵士舜水朱之瑜所撰也。墓事功竣、遠近聚觀、無貴無賤、莫不感喜稱嘆也。伏惟、源君豪英之性、廣大之量、身處富貴、志在仁義。其卓行善政、傳播人口、匪翅上邦、赤縣亦知其名。是不亦不世出之人乎。嗚呼自楠公沒、三百五十七年、其間莫有一人修其墓者、而源君獨有此擧。果夫所謂有不世出之人、能慕不世出之人者耶。予齡迫八旬、殘喘無幾、而得遭此盛事。寔一生之大幸也。因錄顚末、留之紙墨、願後賢請大手筆、撰記上石、使源君之名傳千萬世。元祿五年歲次壬申冬十月穀旦、前住禪興、現住廣巖宗般千巖撰。〔割註〕私云、水戶儒者佐々助三郞代住寺書作之、幸光云、朱之瑜作之碑銘者、別記之、墓寸法其外委有之、又見攝陽群談、水戶光圀卿御事者、有于日次醜滿。以上。

○遠碧軒雜記、延寶六年八日起筆、至同八年二月壹冊拔之、隨如左。○內侍所ノ階ハ九ツ、紫宸殿ハ七ツ、清涼殿ハ五階也。○青鈍ハウス淺ギノ少コキ黑ニテアルモノ也。橡ハ吉ニモアレドモ、先凶服也。今度一條殿ノ心喪ノ服ハ、コイニビカ、合點ユカヌト也。是ハ高倉家ト相談ノ由、諒闇ノ間ノ女中ノ服ハ、表ハ柑子色、裏ハ萱草色ト云モノ也トゾ。泉涌寺ノ法事、顯部ノ法事、法儀法ナドハ、公家ト同冊也。密部曼陀羅供ナドハ、密法ユヘニ見セヌ心ニテ、公家ト同冊ナレドモ、假ニ數珠帽子ヲ入レ、

籠ヲ掛ル也。又共行ト云ハ、公家モ共々ニ花籠ヲモチテネル、大行道トモ云也。一條殿ノメシ物ハ、青鈍ノ小直衣トゾ、錫紵ト云ガヨシ。作樂飲宴山陵擧哀ミナ遺詔ノ內也。遺令使ノ申スコト也。葬場殿ハ三使ノ物也。今度ハ二使也。龕前堂ニテ、唯今何等ノ御事候哉トアレバ、靈柩ヲ寶輿へ移シ奉ト云、山頭ニテハ唯今擧火ヲハリ給ヒヌ、又御陵ニテハ、掩土ヲハリ給ヒヌト申サル。佛布施ハ卷絹也。凶事ノ記錄、又ハ弔ノ歌ハ青鈍色ノ紙ニカクト云。○高辻和長記ニ、竹田定盛ヲ、清水谷ノ庶流ト云ヘドモ、本ハ何ニテモナシ。清水谷實久ガ賄賂ニフケリテノコトトアリ。○大佛入用米二億八萬五千八百卅石、但石付十七匁、此銀三十四萬千四百五十九貫二百四十六匁。銀一萬七千八百卅貫目、金子九十六枚七兩。此銀五十八貫目、一枚ニ付五百九十八匁七分替へ。三口合卅五萬九千三百四十七貫二百四十六匁也。二王高五間一。〔割註〕幸充云、此費可レ見、然而有ニ何益一、以ニ此銀一救ニ貧困一者、廣大ノ慈心也。」○諒闇ノ主上ノ纓ハ、鼠色ト青ト二筋ニテ、丸クヨリ合セタルモノ、非藏人ノ纓ニ似申候ヨシ、冠ハ黑ト青トノコヨリヲ合テ、冠ノ礒ヲ一ヘン卷キテフチトス。○八幡放生會前、樂人等ヘソル、條目ノ禁忌。五辛、針、肉、同火、身不出血、可レ止ニ使廳ノ拷一、コレラ書付テ、八幡ノ山下ノ入口ニ立テアリ。木ノ簡也。○東河原、乾菜山光福寺ハ、宗眞上人ト云丹波ノ發心者ノ建立、今ニ至テ五代也。此上人ノ時、秀吉公、聚樂ニ御座ノトキ也。鷹野ニ御出ニテ、此寺へ御立ヨリノトキ、乾菜ヲ獻上ス。是ヨリ乾菜山ト云。即百間ニ六十間ノヤシキヲ下サル。今ニ共通也。只今ハ、京ニテ六齋太鼓ノ本寺也。毎年七月二十四日ニ、入レ夜六齋太鼓ヲウツ。○郁核圖アリ。畧之。此事記ニ亂滿一。○何レノ間ニテモ、主上御座ノ間ヲ當間ト云。此間ハ諸人遠慮シテ不レ入法也。殿上ノ上、主上ノ御通リノ分、筵道ノ上、ソノ外通路ヲスベテ馬道ト云。可レ考。○御膳宿、紫宸殿ノ艮ノ角ノ一間ヲ云。御膳調進ノ所也。此北ノ庇ヲ御後ト云。後取大臣、又御後ノ弁ト云フコトアリ。御膳奉行歟。○五十百ト云ハ、高橋ヨリ調進、深曾幾ノ祝儀也。餅ノ高盛一ツニ、餅ハ十ヅヽ八十アリ。今高盛ヲ盛物ト云、



是ハ誤也。是ハ太刀刀ニ限ルコト也。又世ニ云イカモノ喰ト云ハ、此餅ノ多キヨリ云歟。〇今ノ用ル折敷ハ、昔ノ切盤所ノ器也。一人前ノ飯臺、昔ヨリアリ。〇公方家御誕生ノトキ、胞衣ヲトリ、エナヲツヅトキノ竹ノ篦ハ、戸田左門ヨリ上ル。尾州勝山ノ竹ヲ用ユ。胞衣桶ハ蒔繪也。蟇目ノ弓、鏑矢、小笠原家ヨリ上ル。射手ハ酒井河内守、矢取ハ同與四郎。賜産屋ノ屏風ハ白、畫ニ鶴亀松竹、狩野隼人カク。是ト色直ノ一双トニテ、料銀子十二貫目也。右ノ飾大名衆ヨリ上ル。（九月廿八日出ル。）産着一重、（一萬石ヨリ四萬九千石マデ、）二重、（五萬石ヨリ十九萬石マデ、）三重、（二十萬石ヨリ卅九萬石迄、）五重、（四十萬石以上、）御刀ニテモ、御脇指ニテモ一腰ヅヽ、五枚ヨリ七八枚迄、（五萬石ヨリ九萬石マデ、）拾枚ヨリ十七八枚迄（十萬石ヨリ十九萬石マデ、）廿枚ヨリ廿七八枚迄、（廿萬石ヨリ廿九萬石迄、）三十枚ヨリ卅七八枚迄、（卅萬石ヨリ卅九萬石マデ、）五十枚ヨリ六十枚マデ、（四十萬石ヨリ四十九萬石マデ、）七十枚ヨリ百枚迄、（五十萬石以上、）五枚ヨリ七八枚迄、（五萬石以上モ四品以上、）惣領隱居之面々御道具被ニ指上ニ間敷候、御目見之時者常ノ御太刀ニテ。〇深曾幾ノ祝儀ノ五十百、モトハ下ノ櫃ニ餅ヲ盛テヲク、其時ハ櫃ノ三方ニスカシ有シト也。ソノスカツヲ牙象ト云。今不知。但シ象ノ牙ヲスカシタガ



サアレバ、カヤウノ物ナルベシ。其後

櫃ノ內ニ盛リテハ見ハアシキ故ニ、今ハ藁ノ眞ニ立テヲク也。夫故ニ櫃ニスカシモナシ。扨今モスユルトキハ、櫃ノ閉目ガ、貴人ノ前ヘナル。是ハ昔、スカシノ有シトキノ例也。今以テ三方ハ閉目前ナリ。スカシノナキ物ハ、閉目ガサキヘナル物也。スカシノ有シトキノ例也。扨古キ紋ニ松ト鶴バカリアリ。竹鶴紅梅ハナシ。イツノ比ヨリ此ノ三ハ添フタルゾ、不レ知也。高橋舊前所ニ、類聚雑用(要カ)集トテ二十册ハカリノ書アリ。是ニ幸充云、世ニ流布ノ雑用集ハ四册ナリ。御膳向ノコト、御祝ノ飾物ノコト、委有ト也。○

扨今ノ凶事ノ盛物ノ臺ノフチノスカシノ  カヤウナル物ハ、元來眞向兎ヲスカシタリ。其一也。兎ハ陰獸故ニ是ニ用ユ。○扨黒盤ノフチニモ、牙象ヲスカシテ、銀ニテ覆輪ヲトルト云コトアリ。　高貴ノ笏ヲ以テ人ヲ呼ビ、挨拶サセラル、言仰セラル、時ハ、正笏ト云テ、左右ノ手ニテ直グニモタル。右ノ手ニテ小指ヲハヅシ、三ツノ指ニテ外ヲ押ヘ、大指ト小指トハ、內ニアリ。○主上ノ圖ヘメス上金剛、緒太ニテ中ニテフクレテ、蝦蟇ノ形シタル者也。幸充云、醍醐ニ圖アリ、可ニ見合一。○加州ノ楽中ス。白山ハ、本ハ地形ヲミルニ、加州ノ內トミユ。白山禪定ノ坂道四筋アリ。四國ヘカヽルユヘニ、加州金澤ヨリハ四里、王添劔ト云村ヨリアガル、劔ガハエ山ニテ、白山七社ノ長吏コレニ住ス。山上ニハ中々冬杯ハナラズ、劔ガ十六村アリ。又越前ヨリノ上リ口ハ、牛頭風嵐ト云處ヨリ上ル。福井ヨリ十六里、是モ十六村ホドアリ。是モ本ハ加州ノ內ナルヲ、柴田モ朝倉以來、爰ヲ領シテ白山ノ修理再興モスルユヘニ、棟札ニモ越前ノヤウニ書テアルニヨリ、爭ヒ出ル也。此所モ公義ヘアガル。美濃ヨリモ上ル。公義ヨリハ此道ヨリ祈禱ノトキモ、美濃郡代取次也。飛彈ヨリノ道ハ、今ハ絶テ三筋計也　長吏ハ天台宗ニテ妻帯也。脇坊モナク、一字ノミニテ、寺領モ少シア

笏



リ。白山モ泰澄フミ分テ上ル也。〇南都若宮祭禮ノ廿八日ノ能、諒闇一年ノ內ナレバ多ハ止ラル。延寶六年ノ時、如何ト衆議有テ、衆徒上京シテ、鷹司關白殿ヘ窺ントアル所ヘ、江戸ヨリ奉書來リ、廿八日ノ能ヲ勤タラバ、役者不ㇾ殘江戸ヘ下リ申セトノコトニテ、廿九日ニ南都發足ス。〇上元、中元、下元トテ、離中斷ヨリ始メテ、六十年ノ間ヲ上元ト云。其次巽下斷ノ間六十年、是ヲ中元ト云。其次震下連ノ間六十年、是ヲ下元ト云。上元ノ間ニ生ル、人ハ、東ノ方ヲ生氣ノ方ト云、木生火ユヘ也。胞、ヲ此方ニ納ム。下傚ㇾ之。主上并ニ上々ハ、中元下元ナクテ、上元計ナル故ニ、イツモ東方吉田山ニ納ム。生氣ノ御衣ト云ハ、宮樣誕生ノ時、其日ノ空色ヲウツシテ、產着ヲ其色ニ染ム。夫ヲ生氣御衣ト云。公家衆ニテ一門衆庭ヘ出テ、其ノ日ノ空ノ色ヲ移ス。產育衣ノ長ハ、吉法ハ一尺七寸ノ物也。今ハ生氣ノ色ヲモ撰サズ。大方空色迚、花色ノ少シウスキニス。產着ノ長モムカシト長クスル也。〇襁衣トハ、能相ナル衣ニテ、隨身抔ノ下ニ着スル物也。鞆ノ袴ヲモ云。カウ色ハ黃褐色ニテ褐色ナルヲ、誤テ香衣ナド、綸旨等ニモアリ。又ハ甲衣トモ云、皆誤也。〇三ボウジ、一名ハ山灯心。紅毛人傳ニテ、此花ヲトリ油ヲ取ル。血熱ヲサマス。寒藥腫物ニ用ユ。花ハ三月ニ開ク、白キ小輪ノ花一重也。此眞ノ白ミニテ、長崎ニテ造リ花ヲスト也。大ナル木ハ四寸マハリモ有トゾ。幸充云、山燈心藍ニ用ト。〇京大佛ノ鐘ノ目七千貫目程アリ。凡ソ一萬貫目ヲ湯ニシテ鑄立ルトキ、七千貫目程アリ。兎角赤金ノ湯山ニ入ガヨシ。鐵並ニ鏡抔入ルガアシシ。南都大佛ノハ一人シテ撞テモ、大勢ニテモ同ジ音也。是能ト也。智恩院抔ノハ鶯ト音出ズト也。〇越前ノ湯尾峠ヘハ、府中ヨリ三里アリ。古ヘ疱瘡ノ神、コノ湯尾ニ一宿ス。コトニ馳走ス。其禮ニ此守ヲ押テヤレ、ソノ家ハ疱瘡スマジキ迚、湯尾峠孫嫡子トカキテヤルヲ版ニシテ賣也。府中ノ城內ニハ、疱瘡スルモノナシ、外ヘ出レバスル也。スレバ湯尾近キ城ユヘニ守ルカト也。蘇民將來ノ類ノコト也。豐前彥山モ、コノ所ニテハ疱瘡セズ、他國ヘ行クトスル也。〇高倉家ニカザリ松〔割註〕產着ノ入筥ノ上ニ、松ノ飾リアリ、夫故ニカザリ松ト云、細長ト云モノ入ル箱

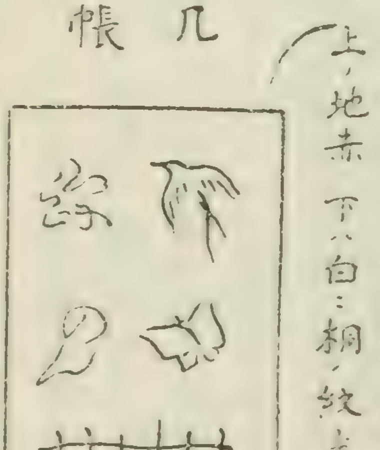
也」之圖アリテ、當公方樣ノ御誕生ニ調進ス。今度又高倉ニテ調ヘバ、永代此家ニ限ル也。故ニ中ノ院通茂肝煎ニテ、山科家ニ今度ト、ノヘサスル也。山科ニハ圖モ失セテナシ。一條殿ニテ密ニ通茂カリテ調進サスルトゾ。○當公方樣御誕生ノ時、武藏府中ヨリ鶴駮（ツルブチ）ノ馬來ル。此度亦シカリ。○今ノ西洞院ト小川トノ間ノ出水下ル町、古ヘノ獄門町也。古ノ樗（アフチ）ノ木ノ伐カブ、近比迄アリトゾ。廿年程以前迄ハ、改元ノ赦ノ時、五判官馬上ニテ裝束、今大文字ヤ前ニテ胡床ニ腰ヲ掛、赦ノテイアリテカラ下ノ獄屋ヘユクト也。○鳥飼宗慶ハ鳥飼流ノ祖也。○楠長菴ハ信長公ノ右筆也。○宇治布、大津ノ練ヌキハ、山城十徳ノ内也。今輿舁ノ着スル上着、又法體ノ着スル衣、此布ニテスル故ニ十徳ト云。十徳ノ布ニテスルヲ下略シテ云歟。〔割註〕幸充云、茶湯ニ着スルヲ八徳ト云。堺ニテ始ル。宗湛覺書ニアリ。今鼻紙入、又ハ丹婆姑入、或ハ懷中器等ニ三徳、二徳抔云アリ、各其徳用ノ數ニテ云。依テ案ズ、十徳モ道禰ノ説ニハ非ジ。」○飛鳥井家ヨリ大津ノ杉本ノ明神ヘ、年始ニ鳥目ヲ遣而祝ス。此神ハ猿田彦ニテ鞠ノ神ユヘ也。○太清ニテノ詞ハ、男色ヲ契弟ト云。○日向ノ法滿寺ハ、眞言宗ニテ、南都西大寺ノ末寺、泉涌寺ト律ニテ通用也。此藪ニ大竹アリテ花筒ニヨシ。勸修寺家取次ニテ、毎年ニ禁裏院中ヘ粲數ヲ上ル也。○六所辨才天ハ、宮嶋、竹生島、江島、箕面、天ノ川、肥前ノセバリ山也、天ノ川ヲ第一トス。天ノ川ノ幸福太夫、毎年正月札ヲ長橋ノ局ヨリ獻ジ、初穂ヲ頂ク也。○魚ヲツルニ、六物ナケレバナラズ。竿、綸、浮、沉、鈎、餌也。西土ノ書ニアリ。○賀茂抔ノ社家ノ三位ヲ申スハ、佳侶ノ三位ト云テ、其所ニテノ三位ニテ、外ヘモテ、不レ合也。○穴一ニ、外ヘ流レ出ルヲ左遷ト云、ナガサル、心也。始メハ誰ガ敎ヘケルゾ。〔割註〕幸充云、穴市ヲ日州ニテハ、ヘキト云、又肩ノツマルモ、ヘキト云。」○法皇樣ノ御卽位ヲ、東照宮御覽被レ成度迚、勸修寺光豐ヘ御相談也。殿上ヨリハ庭上ノコトミエズ。如何トアル時、然ラバ褁頭ニテ御覽被レ成ヨトテ、庭上ニテ御覽。勸修寺家ヘ往還御立ヨリ、晩ハ參河守殿、其外御息樣、長福公、台徳院、御龜樣御同道、御膳参ル、一汁三菜計ノ輕キコト也。○下

野ノ烏山邊ニ、雲岩寺ト云禪寺ノ山ニ磁石アリ。又出羽ノ鳥海山ニ砒霜石アリ。又ハマグリ石トテ、内ニミナ土アリテ外ハ貝也。○中華ニテハ、天子ノ王子出家ハ、梁武ノ御子尼惣持ト、唐ノ睿宗ノ王子谿立陞ト建王宸バカリ也。二王子一尼也。是レトハ替リ、日本ニハ門跡并尼テニ程モアリ、ー、。○唐ノ平緒、昔ハ多カリキ。今ハナシ。矮ハ唐物、上賀茂ノ社家ニ多シ。何ゾノ代ニ唐ヨリ取寄テ、天子ヨリ被レ下タカ。○脇指ハ小刀ノコト也。小刀ト云ガ脇指也。中誤ル也。脇ニサス故ニ脇指也。○牛馬ヲツカフ詞ハ動止也。コレモ云違テ今ハヨブ也。○モロハダヌギト云ハ、諸肩脱也。○蛇柴ト云物、紫檀ニ似ル木、南蠻物、スリテツクレバ、婦人ノ乳ノ痛ヲ治ス。松皮ノゴトクナハダヘ也。○小早川隆景ハ一生不犯ノ人也。〔割註〕幸充云、神社考ニ云、尼縄ニ尿道而已有ト、此人モ廢人ナル乎、但女子訓ニ云、樹頭ノ蟬ノ如キ質乎、常人ニテハ不レ可レ有。」○石淸水八幡宮ノ前ノ廻廊ノ内ニテハ、本社ガ貴キ故ニ武内社ト云。下ノ麓ニテハ尊崇シテ甲良ト明神ト云。實ハ一體也。○上賀茂ノ繪所アリ。山口修理ト云。即氏人也。官位ヲモスル也。繪ハ下手故、遷宮ノ時、毎度時ノ名人ニ本畫ノ分ハ賴テ、山口ハ橋ノ欄干ノ巴抔ヤ、雲形抔計カク。扨ヲモノ社八所アリ。夫ヘ神體ノ御箱ヲ遷シテカラ、屏風八双畫ヲ内ニシテ前ヨリ引廻シ、後ハアケテ置コト也。此八双ヲ狩野家カケリ。法師ハナラヌ故ニ、土佐光信、狩野越前守元信カケリ。舊狩野土佐一所ニナレリ。越前モ土佐家ノ受領ニモツタ名故ニ、元信モ付リ。サテ只今迄ノハ、探幽ガ采女ノ時カケル屏風、只今迄神體ヲ引廻シテアリ。今度夫ハ取テ寶藏ヘ納ヲキ、又新シク出來、今度探信并ニ永眞ノゾメドモ、法體ユヘナラズ。狩野縫殿介カク也。此屏風ハ大方金碧ノ花鳥也。スレバ花鳥ハ古ヨリノ圖也。此外ニカゲノコマト云テ、權殿正殿ノ左右ノ扉ニ、獅子狛犬ヲ一對ヅヽカク。是ヲ神體ト云テ謹ミ書也。權殿ハ外遷宮ノ假宮、正殿ハ正遷宮ノ社也。惣別此前ハ神寶ノ料三百貫目イヅ。今度ハ三十貫目也。扨山口ハ葵祭ノ假宮ノ御棚ノ畫ヲカク。大方山ヲカク。社前ノ棚ニテ供物ヲ供スル物ユヘニ、阿膠ナラヌ故ニ、カラシヲスリテネバリニ用ユ。畫

ノ具ヲトクト也。膠ノ如クネバルト也。〔割註〕幸充云、賀茂雷除守、摩利支天ノ守等ノコト、中古ノ拵コト乎。」○妙心寺一旦タヱテ、太閤秀吉公ノ比中興ス。」○但馬銀山ハ八里廻ノ山也。四百年程以來堀來ル。六ロヨリ入テロ々ニ番アリ。近年銀少ク出ル。○爲ニ年始之御禮一以ニ大澤侍從一言上候。仍御太刀一腰、御馬一疋令ニ進上一候。此旨宜被レ達ニ叡聞一候也。謹言。正月九日三條前内大臣殿、菊亭大納言殿、家光御判。○綾小路ノ東洞院東ヘ入町ノ神明ヘ、源三位頼政鵺ヲ射時祈誓シテ射留シニヨリ、鏑矢ヲ奉納ス。今ニアリ。見ゴトナル物也。○秀吉御舍弟羽柴美濃守秀長大和大納言也。秀吉ハ丁酉二月六日生ル。六二ニアタルト計アリ。復カ、可レ考。本文ニ天地ノ心ヲミル。註ニ云、雷動風行ガ如シ、万吉ト也。祖父祖母共ニ官家也。大政所二才ノ時、父モチハキ中納言、讒ニヨリ尾州村雲ト云所ニ遠流。大政所ハ成人而上洛アリ、禁裏ノ側ニ仕シテ宮仕シ、二三年アリテ又下國シ、程ナク一子誕生、是秀吉公也。〔割註〕幸充云、猶可レ考。何ニ仍テカク云ヤ、予ガ辯前ニアリ、按ズベキ也、如何。」○下鳥羽ノ草津ト云所、古ヘ西國ヘユクトキ、是ヨリ舟ニ乘ト也。○大原清和水○松ガ崎ヨリ岩倉ヘ越坂ヲ狐坂ト云。○六本杉ハ妙心寺此門ノ少シ東、今ハ道心者ノ菴アリ。○四條立賣東洞院東ヘ入町ヨリ麩ヤ町迄ノ間ハ、諸役免許也。祇園會ノ鉾ノ眞、此間ニテ折レバ、爲ニ過料一八木三石ヅヽ、雜色ノ方ヘ取コト也。此間ハ供奉ノモノニ笠ヲモキセズ。子細ハ東洞院ヨリ四條二丁目ノ南頬ニ、公方家見物ノ棧敷アリ。其前ニ雜色警固ス、今、公方ノ棧敷ハナケレドモ、雜色ハ其儘居也。○尾張紀伊御暇ニテ歸國ト上使アリ。書院番頭衆一人被レ參、一里程迎ニ御出也、城ニテモ玄關迄迎ニ被レ出。公方ヨリハ二荷三種被レ遣也。上使ヘハ、盃ノ上ニテ金十枚程ノ刀ヲ被レ下。或ハ家ノ目貫拵迄、十枚ノ道具也。○公義ヨリ八木ニテ被レ下コトヲ、泉涌寺ナドヘ三分一銀ニテ被レ下トアルコト規摸也。タトヘバ、惣場八木石ニ付五十目ナレバ、是ヲ本ニシテ此五十目ノ三分一加增ヲシテ被レ下コト也。銀子ニテ米ノ代ヲ上納ニハ、ミナ此納メラレヤウ也。○近川、堀川、鴨川同事也。○ヤスライ花ノコト、高雄ノ縁起ニ、高

雄ハ法華會ヤスラニハテヨト云コトヲ、ヤスライハナヨト申チガユル也トゾ。（幸充云、隨掃集可ニ考合一、又外ノ書ニモ有レ説。）○右近ノ馬場ノ南ヨリ平野ノ南迄ヲ、内野ト云。大内裏ノ舊地也。○小野庄杉坂村ニ小社アリ。コレヲ小野篁ノ社ト云。○四條西ノ末、西院村ノ西ノ四條ヨリ南、野々宮ト云森ノ内ニ、齋宮ノ跡アリ。○三年ノ喪ニハ、三十七月目ニ禫ノ祭ヲシテ除レ服。日本ハ二年ニテスム故、二十五月目ニ除服アリ。ソレ故二十五月ナレドモ、廿六日迄延引。賀茂抔ニハ其一月スミテカラ祓ヲス。六月十五日ナレバ七月朔日ニ仕テカラ神事ニ從フ也。（延寶七六月廿一日除服ノ大祓、吉田祓ヲ修ス。）○上賀茂ノ神體ヲ、邊々杵ノ尊ト云コトアリ。サレドモ社家ハ、是ヲバイヤガリテ祕ス。伊勢ト一双ノ社ト云テ、是ヲバ陰神ト云。伊勢ヲ陽神ニス。伊勢ノハ齋宮、爰ハ齋院ト云。扨造營ノ度々權殿ヲ立テ、夫レヘ外遷宮ス。扨正遷宮ノ後、此權殿ハ後ニナラシテ置也。延寶七年ハ甘露寺ガ賀茂傳奏也。陣ノ儀有テ、六月十八日夜ニ入テ社務岡本、宮、内、外遷宮ヲ勤ム。扨内陣ノ中央ニ濱床ト云テ、禮盤ノ如モノ、黑塗ニシテ四方ニ獅子ヲ書リ、夫レヲ四ツ合テ一間四方程アリ。大ニテハ持テアツカヒ成ニクキニヨリテ、四ツ割ニシテ合タル物也。高御座モ此ノ仕ヤウナリ。扨四角ニ柱ヲタテ、、赤白腰替リノ雲ノ下ノ織物ニ、燕ト蝶トヲ畫ケリ。四幅ノ帳ヲ掛テ、其上ニ風帶ノ如ナル緒サガレリ。其上ニケマン結ノ白キ組物ノ緒下レリ。扨天井モ四ハリニシテ格子アリ。其格子ノ一間毎ニ、菊ヲヱガク。今ノクミ入レ天井ハ、コレヨリ事發ルカ。天井ノ外ノ方ノ上ハ、漆ニテ板ノ上ヲ黑クヌレル物也。内ノ格子ハ黑ヌリ、其間ハ胡粉ニテヌリテ、其上ニ菊ノ花幷ニ葉ヲ少ヅヽ畫ケリ。其帳ノ内ニ神體ノ御筥ヲ納ム。扨後ノ方ニ衝立障子ヲ三尺餘ニシテ立、其畫ハ松紅葉カタ〳〵、又片々ハ桂癸ト櫻也。是四季ヲ表セリ。其外ハ屛風四ツニテ、内ヘ面ヲシテ引廻シテ有。

几帳



此セイモ三尺餘ノ屏風也。畫ハ松、櫻、楓、桂、葵、サテ夏ニハ杜鵑ヲ一ツ飛而アリ。歌ノ題ナドニハアレドモ、畫ノ四季ニ、杜鵑ヲカケルモ珍ラシ。此衝立障子ヲ、コレニテハ御倚架ト云。扨外ノ扉ノ左ノ方ニ唐獅子ノ牡ヲカク、コレニハ角ナシ。右ノ方ニ角ノアル牝ヲカク。極彩色也。コレ、ウラ向フ、牡ハ口ヲ開、牝ハ口ヲ閉、牡ヲ陽ノ座ニカク。是モ陽中ノ陰、々中ノ陽ヲ表ス。陰神ト云故ニ、此畫モ陰駒ト云也。此燕モ春鳥ナレドモ、珍シキモノヲ畫リ、是モ陰ノ神ユヘニ、尾ノ二ツヲ貴デ畫ル乎、蝶モ重ト云陰ノ數ヲ用テ、是二ツヲ帳ニモ彩色デ畫ルカ、帽額モアリ。扨正月ノ御棚ニハ、瓶子ニ御酒入テ供ス。色色ノ魚肴、アハビ抔モアリ。常ニモ地下人八木三石上グレバ、御供ヲ備ヘテ祈禱ス。サレドモ、ワキ〳〵ノ宮ヘハ御湯、又ハ御供ヲ備レドモ、此社ヘ進スル人ハナシ。痛哉。扨本社ノ脇ニ讀經所ト云アリ。本尊ハ普賢、左右ニ圓キ厨子一双アリ。大般若經三百卷ヅヽ左右ヘ納ム。三重ニシテ一重ヅヽニ、下ノ臺ニ穴ヲホリテ、ソレヘ軸ヲ入テ立テ置タルモノ也。是モ珍シ。後堂ニ舍利、觀音、地藏アリ。兩尊ハ運慶ノ作ニテ、堂ハ大方社頭ト同時ニ出來ルト云。スレバ是モ自然ト兩部也。又ソノ寶形ノ堂ノ北面ニ、小讀經ト云堂アリ。是ニテハ毎日法花ト仁王經トヲ讀ム。寶形ノ堂ニテハ、正五九月十六日ニ、天下ノ祈禱ニ、右ノ大般若ヲ取出シテヨムコト也。供僧二十一人アリ。二千五百石ノ神領ノ內ヲ取テ居ル也。馬場ノ南ノ鳥井ノ西ニ聖神寺ノ堂アリ。是ハ大宮ノ南、カタギ原ノ內ニ有シヲ、其樫原ヲ領スル社家、是ヘ引テカラ、今ニアリ。競馬料ノ田地五畿內所々ノ字ニアリ。氏人藤木修理訴訟シテ、近比高二三百石取モドセリ。近江ノ井伊掃部頭殿ノ領內ニモアリテ、賀茂ニ寄附ス。此修理ハ賀茂ノ繪所也。昔ハ此人、繪ヲカクヲ六カシガリテ、時ノ上手ノ畫工ニタノミ來ルカラ、今ハ狩野家カキ來ル也。コノ所永納畫所ニ渡レリ。（弟藤木主殿亭、）賀茂ヘハ、前夜カラ參ルハ各別、朝空腹ニテユケバ、行水サヘスレバ、火ノ構ヒナシ。夏ハ社家モ下ノ袴計ニテ、上ニハ大帷トテ、白キ廣袖ノ白キ布ヲ着ス。胸紐ツク。尤緣小妻モアリ。扨賀茂山ノ西ノ方ヲ片岡ト云名所也。東ノ村ハ、ソレヲ二

里ト云。太田ノ門ノ外、藤木氏ノ前ニ本條宮ト云アリ。客人ニ火ヲ別ニシテフルマウヲ横火ト云。〇紫泥封ト云テ、中華ノ天子ノ御印ノ色ハ、多クハ紫色也。〇中華ニテ殷ノ世ニ、殊ノ外神ヲ貴ブ。其風ヲ受テ、呉泰伯ガ日本ヘ來ラレタカラ、日本ニ神道ヲ專ニスル乎。〔割註〕幸充云、三輪物語、泰伯ノコト委ク云、然レドモ朝議有テ禁ゼラレシ、「可レ辨。」〇咎人ヲ入候箱、長サ二尺八寸、幅二尺一寸、高サ一尺七寸ノ物也。首バカリヲ出シ、肩ヨリ下ハ箱ノ内四方ニスカシアリ、底ニ穴ヲアケ、夫ヨリ大小用ヲ調フ也。〇上賀茂ノ氏人岡本宮内祖父、秀吉公高麗陣ノトキ、名護屋ヘ御下ノ節ニ、指物竿百本切テ獻ズ。夫ヨリ奇特ノコト、有テ、百石ヅヽ被レ下。當御代モ其通也。今ノ宮内幸アリテ社家ニ被ニ仰付一、本ハ六家自レ是七家、卽社務職ヲモチテ神主也。〇洛陽五墓所、舟岡、鳥部、深草、阿彌陀峯、西朱雀也。〇大祓ニハ、參議ト辨ト座ニ着法也。今年六月廿六日辰刻、自ニ南門一難波宰相、日野西辨、北上東面ニ南門ノ下ニ坐。黑袍、赤裾、束帶也。其次ニ吉田隱岐介兼景、其次第一平野社家、第二吉田佐渡守勝敎、吉田家禮、第三五條天神神主等四人祭服、淨衣ノ如ク白也。冠ニテ進ミ、北上西面ニ坐ス。南門ノ南ノ中央ニ幔ヲ引テ、東ノ案ノ上ニ筥有テ、内ニ切麻ト卷物アリ。吉田隱岐中央ノ案ニツク、夫ヘ鈴鹿出テ卷物ヲ渡シ、扨兩人ノ參議ト辨トノ笏ヲ持テイル。外記並夫ノ笏ノ上ヲ撫テ、一本ヅヽニテ如レ此ナデ、其儘切麻ハ取テ座ヘカヘルト、隱岐、右ノ卷物祝詞也、是ヲヨム人ヲ祝師ト云フ。ヲヨム。微音ユヘ外ヘハ聞ヘズ。終テ隱岐モ、東ノ方ヘ復座ニテスム。南門ノ外ノ筈ナレドモ、今ハ御門一重ト、其上幔ノ下行七十石ユヘニ止ト云。〇同申ノ下刻、一條殿爲ニ上卿一出仕着陣、辨ヲ召テ官方藏人ノ吉書ヲ受取、南殿ニ關白着座、ソレヘ遣ス。關白內覽シテ日々御座ヘ獻ズ。叡覽ノ後、上卿ヘ下ルト、ソレ〴〵ヘ辨ヲシテ遣サル。關白內覽故、上卿者不レ及レ見レ之。今度一條殿ハ披見、定テ例ハ有ベケレドモ、夫ハ關白ノ所勞カ、故障カ、又ハ上卿一上抔ナラバ尤也。今度ノハ失禮カト也。扨淸涼殿ノ當リノ間階ノ間ヘ出御、東ノ小庭ヘ吉田隱岐ト行事官進ム。隱岐ハ大麻ヲ階ノ下ヨリ極臈ニワタス。扨行事官ハ土器ニ

御飯ノヤウナル物ヲ、又極薦へワタス。是ヲ女中ヲシテ御前へ獻ズ。追付又下ル。此土器ハ御賾物也。是ニ主上ノ御息ヲシカケラル。是ヲ流スト云。又隱岐ハ、大麻ヲ上ル。コレニ諒闇ノ中御着用ノ御喪服ヲ添テ下サル。コレト共ニ川へ流スコト也。コレヲ御禊ト云。扨晴ノ御膳ヲ供ス。大床子ノ御膳也。源氏抔ニ書クハ朝物ト云ハ、式掌嚴重ノテイ、大床子ノ御膳ハ、武家ニ云フクサノ御膳トテ、上ルヤウニシタモノトミユ。今ハサカサマノヤウニ思ハル。難波殿ハ宰相兼左衞門督ユヘニ帶劍、貫首ハ帶劍ニテハ無レ之。大祓ノ日朝ノ御膳ハ左頭中將、晩ハ右頭中將ニテ、吉田隱岐介以ニ極薦ニ御前へ獻ズルハ大麻也。殿上ニ左頭中將一人、横座ニ極薦一人、朝ノ御膳ハ此中將イタヾキ被レ申。○馬駒郎ハ、此字ヨシ。馬工郎、博勞ハ、共ニアシヽ。○醬方、大麥一斗ヨク白クツキテ、一夜水ニツケヲキ、蒸テサマス也。大豆六升コゲヌ程ニ煎、一ツ割ニ引割、皮ヲ去、熬加減念入レ、右二色入交、麴ニネサセ、二日程乾ス。鹽二升五合、水九升、右二色一ツニシテカエラカシテ、サマシテ、彼カウジヲ入、一日一度ヅヽ上下へ返シカキ申候。八日目程ニヨシ。○鐵裂木ト云木、固クテ目ガ裂タヤウ也。仍テ號ス。唐ノ書ニモミユ。今琵琶ニ用ル紫藤ノ甲ト云ハ、藤ニテハナク、此木也トゾ。○追物サイ也。今云ヒキザイ也。○公家ノ子十六才マデハ、眉ヲ剃テ墨ニテ作ル。コレヲ殿上眉ト云。○增正寺所化ノ末、二千餘アリ。扨方丈ヲ次ニ十人衆、其次五十人衆ト云。是ハ一文字ト云。一文字ニ方丈ノ次ノ座ニツク故也。○鷹峯ノ分ハ、近比迄一軒屋地子ト云モノ、奧へハ何程有ト儘ヨ、一間口八木一升ヅヽ也。今度ノ檢地ヨリ多ナレリ。○八幡放生會、上卿ハ大納言也。中納言ノ例モアリ。多ハ源家也。前官ナレバ此爲ニ再任ノ例モアリ。昔義滿公ノ母ハ、八幡善法寺幸淸女ユヘニ、放生會ノ上卿ヲ鹿苑院勤レ之。坐セル疊ノヘリ兩面トアリ。扨行幸ノ時ノ雨革覆ヲ、大將家ニ祕事ニス。去ドモ祕モナキコト也。昔ハサイ／＼行幸アレバ、晴モアリ、雨モアリ。今禁裏裝替ユヘニ習ニナレリ。具足ノ着ヤウヲ武家ノ習ニスルト同ジ格ニテ、切々不レ出故也。放生會ニ役ニ隨フモノ十一色アリ。上卿、參議、辨、近衞司

二人、四府[五]四人、外記[六]、史[七]、官掌[八]、召使[九]、左右馬寮[十]、官人[十一]。〇疊ノ緣、高麗緣、大紋ノ雲ハ、主上ノ御疊也。兀子抔ニモ黃ヘリ、又ハ小紋ノ兩面ノヘリ、是ハ世俗ニ云高麗ヘリ也。是ハ織物ナルヲ、今ハ畧シテカタニナレリ。綠色ハ下、黃色ハ高貴ノ物也。綠色ト云ハ、アサギノ少コキ物也。今ノ紺ノヘリハ、綠ノヨゴレ目ミヘヤスキニヨリ、勝手ノ爲ニコクシタルトミユ。又今赤ヘリアリ、是ハ草子ニモ不ㇾ見。是ハ紫ノ損ジタル色ヲ用タカ、夫故下列ノ所ニ用ルト云ヘド、夫ハ誤也。高貴人、親王抔ノ疊紫ノ物也。其損ジタ古キガ、次末ノ間ヘ下リテ敷ルヲ、今ハ却テ夫ヲ本色ト云。下列ノ座ニ用ル也。元綠色ノ物也。〇ハネダ盃ト云ハ、黑塗ノ四角也。七寸四方ホド也。フチノハバ廣キ盃也。七日、十二日御日出度ゴトノ廻狀、今夜日出度御盃事有ㇾ之候、各伺公候樣ニ被㆓仰出㆒也。盃事ヨリ觸、常ノ御殿ニテノコト、內々ノ衆マデ出座、尤上ニ出御、七度天盃、天酌。大メグリ、小メグリト云コトアリ。七獻トモニ天酌、天盃也。後ノ疊ノアル緣(ニシ)ニ公卿列座、落緣ニ殿上人、向フニ女中衆アリ。カタ〳〵ヨリ笑ヒ、晴ガマシキコト也トゾ。扨座上ノ人初テ四海波ノ小謠ヲウタハル。第三ノ座、伊豆ノ三島ヤ大島ヤノ小謠ヲウタウ。後ロヨリ笑フコト也。尤座ニツク衆アトハ同音ニウタフ。延寶七年七月ニハ、三人漸出仕ト也。〇諸家ヘノ觸ニ御點ニテ被㆓仰出㆒者也。早々可ㇾ有㆓伺候㆒者トアリ。職事ヨリソレニハ伺候有ベキト被㆓仰出㆒者也トアリ。御點ハ誰々ト名ノ上ニ點ヲ被ㇾ遊テ出サルヽコト、勅諚也。〇庚申ノ日着座、又辰ノ日午刻着座抔ト事ナシニ舊記ニアルハ、何ゴトト云コトシレズ。三合抔ノ時ノ着座カト思ヘバ、左ニテモナシ。其時ハシレタルコトニテ、イワレヲ書ニ不ㇾ及コトナルベシ。今ハシレヌコト也。〇八幡放生會、春日祭抔ハ、上卿大形八幡ハ源家、春日ハ藤家、又他姓ノ例モアリ。春日藤原參向ノ時ハ、表門ヨリハ出仕ナシ、脇ノ小門ヨリ入ラル。是ハ內々ノ心也。上卿ト云役ニ付テノ參向ナレバ、必ズ兩氏ニテナクテモノコト也トゾ。〇日本三文殊、阿部文殊、般若寺ノ文殊、丹後ノ文殊也。〇禁中所ㇾ被ㇾ用六月祓ノ茅輪、祇園執行獻ㇾ之云々。〇土佐畫公十代程ハシレ

ル。金岡ヲ祖ニスト家ニハ云ヘド、家隆ノ兄、猫間中納言光隆ガ祖也。光信ガ子光茂、光重ハ四品迄ナレリ。補任ニアリト也。經教ハ光信ヨリ二三代先ニテ上手也。○



是ガ大テイノ糸纓、上ミノハ



如ク此ニシテ、



是ヲハサム。大形木ヲ黒ク染タワリ夾ミ也。上ミノトカシテカラ、關白殿已下解ク。卷時ハ、其人々ノ心モチノ日時ヲ選ミ、卷トキモ其筈ナレドモ、日時ノ構モナク解ク、七々ノアタリ日モ日時ヲ考テ、心ニテ用ル也。忌佛ハ七々ノ筈ニ立テ置テ、七々ノ當リ日ハ、人々ノ爲ニ日時ヲ考テ心ニテ用ユ。カシハ夾ハ、吉事ニモ有コト也。トカクカイ取タ禮ニ關シキ時ニスルコト也。檜扇ノ板ニテシタルト云コトモ有。此板ヲカキテワリ夾ミニシテ夾ムコトモ有ト、舊記ニミヘタリ。因事ニハ右ヨリ、吉事ニハ左ヨリ夾ム。陰陽ヲ表スル心也。○八幡放生會、十五日ノ朝三社ノ神輿ヲ本社ヘヨセテ宮遷アリ。神輿三社トモニ鳳輦也。樂人林邑樂ヲフキテ神幸ノ供奉ス。此林邑ヲ樂人林邑ト云。扈ノ字ヲ誤タモノカ。俗別當紀左京、神主紀齊、檢知紀宮內三人供奉。田中善法寺、新善法寺モ供奉也。此三人モ紀氏也。武內ガ紀氏故各然リ。此三人ガ替々社務ヲ持也。扨山下ノ疫神ノアル所ヲ宿院ト云。此前ノ絹(キヌヤ)宿殿ト云所ニ假屋ノ旅所立也。絹宿殿トモ云、又絹宿(キヌヤドリ)トモ云。上卿等ハ兼テ阿彌陀堂ニ居ラル。此堂ヲ極樂寺ト云。此鐘ヲ撞クト、是ヘ各出仕、召使ヲ以神幸ヲ伺ヒ、山下ヘ神輿下ルト、公家衆束帶靴ノ者ニテ出迎、絹宿殿迄供シ、扨又阿彌陀堂ノ緣ニ着座。扨神輿ヲ假殿ニヨセ、別當宮迁ス。扨鳳輦ハ脇ヘノケテ又樂アリ。四箇法要ノ法事アリ。俗別當祝詞ヲヨム時ニ拍手アリ。或ハ三或八ノコトアリ。此時着座ノ衆モ同事ニ拍手アリ。扨十五日酉ノ刻ニ還幸。此時ハ公家ノ供奉ナシ。供奉ノ僧モ鈍色ノ衣ヲ着、ワラヂ竹ノ杖ニテ葬送ノ儀式也。是ハ進ムハ陽、退クハ陰ノ心カ。宣命ハ、東坊城カケリ。是ガ御旅所ヘ遷座以後來ル。卽神前ニテヨムコト也。源家ノ公家ハ

大方参詣也。扨放生會料出デヽ、上賀茂ヨリ賀茂祭ノコト再興ノ企アリ。山城國中ノ御神ナレバ、京中ヨリ人別毎年錢一文ヅヽ取度トノコト也。此前宗旨改ニ四十萬人アリ。一人一文ヅヽニテ六十貫目也。六十目米ニシテ千石ノ高也。是ニテハナニゴトモナルコト也。此積リハ鳥目一貫ヲ十五錢ニシテノ算用也。鹿苑院殿以後、應永ノ比ノ公方モ、上卿着座ヲ勤ラルヽ例アリ。〇クヌギノ大木ヲキリ煎ジ、湯ニシテ銅ニ用、奇妙也。〇銅細工ヲ三條橋以東ニスルニヨリ、其カナケ下ノ田地ヘ行ッニヨリ作ァシヽ。依之作ヨリハ、家ヲ立サセタガ増タラントテ、町屋ニ成タリ。扨其下ノ田地ニハ、昔ノ燒アリ。ソレハ藍ノ糟ヲ入タ所ハ、皆カナ氣トレリ。或ハ芭蕉ノ葉モヨキト也。鐵ノ氣ヨリ銅ノ氣ハキツシ、茶トタバコ、又芍藥ニハ不苦、芍藥ノ根ハ八月ニワクルコト也。其時モ銅刀ニテ切サキテトレバ、少モ不痛也。サァレバ藥拵ニ、銅鐵ノ忌ワケヲ吟味スベキコト也。藍并ニ芭蕉ハ、金瘡ニモ付テヨカラント也。銅ノ性ノツヨキハ、火氣ハヤクサム、鐵ハヲソクサムレバ、銅ハ火ニ勝性ツヨキ故也。〇當代、閉門ト云コト考ルニ、中華ノ書ニハミヘズ。日本ノ律ノ書ノ内ニアリト也。〇水無瀨ノ後鳥羽院ニ、彩畫ノ御影アリ。毎月廿二日水無瀨殿自身開ク、故障アレバ、星坂左近ト云北面開ク。其北面、水無瀨ニツキタ者也。星坂明神ノ宮アリ。神ハシレズ。星坂ハ所ノ名也。山崎寶寺ヨリ、供僧六人アリテ、一人ヅヽ替テ晝夜ノ番ヲ勤ムト也。〇賀茂草鞋ト云テ、藁デ作リテ、間ニ紙ヲ交タル也。雨天ノ行幸ナドノ時、地下ノ者、是ヲ着テ供奉ス。〇八幡社領御前帳七千石、今棹ヲ入タラバ、三萬石モアルベシ。社役ニ預ル者八百人程ナリ。延寶七年七月十五日ヨリ淀ノ大橋ト、又南ノ方ノ入口トニ禁制ノ札立リ。八月十五日ノ曉七ツニ鐘鳴テ、神輿ノ拜殿ニヨスルト、樂人出テ林邑樂ヲ吹出ス。扨御前拂ノ者卅人程、白張ニテアランヤト三聲云テ、扨俗別當神主検知出テ祝詞ヲヨミ宮遷アリ。扨南門ニ本行立テ、夫々ノ役者ヲ呼、萬事ヲ下知ス。巡検知ハ烏帽子蘇芳ニテ鍵ヲモタセテネル。是ハ八幡ニテノ雜色也。其次、火長陣衆ト云ハ、挑灯ノ類、火ノ頭也。火灯陣衆、是ハ松明ノ頭也。松明トレル

白張ノ者五六十人モ有。サテ御前拂ガ出、神輿南門ヲ出給フトキ、又アウンヤト三音ヨブ。大鉾ハ樂ノ時ノ振鉾ノホコニ似テ大ニシテ、二三人シテサス。獅子ハ二人シテ舞フ。駒形ハ尸(カーシロ)ニテ、童子天冠ヲ着、前ニ馬ノ頭ヲアテ、後ニ馬尾ヲ拵テツク。幸櫃ハ神寶入、長持ヲワクヘ入テ二人ヅヽシテ舁リ、御幣トハ、榊ニシデヲキリ掛テ、二三十人手毎ニ持リ。扨道中ハ慶雲樂ヲ吹、左右馬寮馬二疋ヒク。是ハ禁中ヨリ牽ルヽ馬也。綱ハ紅ノ綱ヲ神輿ニカケテ、前後ヨリヒケリ。廿人ホド宛、是ニツク。園ハ、大園ハ、トリノ類也。軾トハ、神輿ノ横棒、坂ニテハ定テ是ヲ入テ舁ルカ、威儀ノ御馬トハ、鞍置馬チイサキ蒔繪ノ鞍ニ高麗鐙ヲカケリ、馬皆其奇麗也。鏡澄(スマシ)トハ鏡トギ也。童子ハ大童子、小童子也。香水ハキレイナル桶ヲ四人シテ荷フ也。香花ハ十二合、サマ〴〵ノ作リ花也。見ゴトナル體也。イチノ跡ニ三門主、此跡ニ社僧ネル。殿ガ信ノ者也。扨宿院ヘ鳳輦入ザマニ、又御前拂アウンヤト云。山坂ノ間、介副散錢ナゲナ、鳳輦ヘアタルト云ニヨリ、密ニ地ヘマク也。公家衆ハ神輿下山ヲキヽテ出向、磬折サテ手水ヲツカヒ、神前ヘ向ヒ、夫ヨリ極樂寺ノ縁ニ着座。神輿ハ宿院ノ前ヘヨセテ宮遷ス。扨上卿參議辨マデ、ミナ絶席ニテ高ライベリノ半帖、外キ史ハ黄ベリ、召使官人ハ薦(スゴモ)也。扨廻廊ノ西方ニ、田中善法寺、新善法寺、其外僧衆ノ座トス。東ノ方ハ、官人ノ分ニワタス。公家ノ者樂人等モコレニツク。御供ハ高坏ニノセ、ウスキ絹ヲ覆ヒテ階下ヨリ轉供也。香花ヲモ供ス。庭上ニ僧衆法事ヲ修スクヱス。樂人ハ、林邑ヲ奏ス。舞アレバ、僧衆ノ庭上ニ坐スル。ヒラハリノ上ニテマフ。舞済テ又法事ヲシ、又舞アリト也。朝神者ノ供奉ノ衆ハ休息シテ、コノ間ニ法事アリ。公家モ休息也。還幸ニ公家衆供奉ヲコヘドモ、舊記ニナキコトトテ、還幸ニハ淨衣ニテ南門ヘ出向、磬折バカリ也。庭田殿ハ源家ユヘ、淨衣ニテ樂人ニ交テ笛ヲ吹テ供奉。僧衆ハ鈍色ノ衣ニワラヂ竹杖、樂人ハ淨衣也。葬送ノテイト云傳フ。法事ノ間ニ放生アリ。魚鳥ヲ放ツ。參詣人モ心次第ニ放スト也。神輿出ルト、本社ヘ社人大工ヲツレユキ、社内ノ煤拂シテ序デニ破損ヲ修理スト也。神輿山ヨリ下ルヽヲ下御ト云。

○東大寺ノ二諦坊、佛壇ノ油煙ニテ墨ヲ初テ作ショリ、南都ニ油煙ヲスルト也。日本奈良之作ト書付アル古キ墨アリ。○田舍座頭ニハ、ヒメムロノ木ノ皮ヲ剝テ杖ニツカス、他ノ木ハツカセズト也。○大峯中村ニ前鬼、後鬼居ル。是ヲ前笈、後笈トモ云。○八幡放生會ニ、巡檢使ノキルモノ、アラヲシメト云モノ、樂人ノウチカケノヤウナモノニテ、短キ裾アリ。袖ナシニテ、胴ノ兩キハニ、緒ノアミサシアリ。○曹洞宗ハ、元和ノ比迄ハ、出世ノ分ハ皆紫衣也。夫故ニ、ワレモチ也。元和元年ニ評議有テ、權現樣ノ御條目出テ、越前ノ永平寺、能登ノ總持寺ハ、日本國ノ兩本寺トス。退院ノトキハ、紫衣ヲ脫却シテ、黑衣タルベシトノコト也。末寺ハ皆黃衣也。北國ノ大當寺并永興寺抔モ、大地昔ハ永平、總持ヘカマヒナク出世セリ。右條目出テヨリミトムナカリテ、本寺ヘ不ㇾ云ニイテ黑衣也。國主ヒイキナレバ、色々ニナレリ。肥後ノ大慈寺モ本寺ヘハカマハズ。天正五年迄ハ、紫衣ニテ七十一人、コノ通近年ハ本寺ヘカマハズ、黑衣ニテ肥後曹洞ト云テイタリ。○翁ニ紫ノ鳥襷ノ指貫ハ、二條大染金剛院ノ了簡ニテ着セシム。老人ハ若キアサギ色ノ筈ナレドモ、是ニテアシカルベシトテノコト也。採桑老ノ體也。○面樂トハ、日本ノ樂ナリ。高麗樂ト交リ奏ス。陪從神樂トハ、臨時ニ樂人ヲ增シテスルコト也トゾ。飛雲ノ能、仕舞、皷拍子モスキト唱ヘ失シヲ、秀賴公ノ時、大坂ニテ大藏平藏ニ被ㇾ仰付ㇾテ、萬事首尾シタル也。ソレニテ御能被ㇾ仰付ㇾ也。此時ノ平藏ハ上手ユヘニ、太夫モミナ下知ヲ聞シト也。○林邑樂ハ、笛バカリノ物也。昔ハ、林邑樂計ヲ吹役人別ニ有タト也。陪從ノ樂ト云ハ、吹モノ計ノコト也。近衞召人ト云ハ、ウタヒモノ、有ヲ云也。垣代ト云ハ、人々立カサナリテ、其中ニテスル樂也。大饗ノ時モ其外ニモアルコト也。○蜀紅ノ錦、鶴龜ト云謠ニミエタリ。○上賀茂神寶、行事官ニテ調進、神鏡ノ圓キ二、鏡臺二箇アリ。冠一箇、心葉ヲ、カモ故葵ヲスル也。又日蔭ノ糸アリ。靴、淺沓、糸鞋、山鳩色ハ染色ノ世ニ云茶色也。地文ハカラヒシ、襷ハ織色也。又黑袍

ハ黄櫨染也。下ヲベニニテ染テ、上ヲ黒色ヲカクル、口傳也。地文ハ桐竹鳳凰也。常ノ服アヤ也。夏ノハヽマシ也。長サ一身有半ヨリ長シ。廣袖也。十二一重ハ、下ヨリ着カサネタ所ヲ大方云也。本ハ五ツカサネト云テ、唐織ノ袖ハ、ヒヨ袖、ヱリト袖ロトニ、紅ノ裏五ツ重テ縫付テアリ。襪(シタウズ)ノ裏ハ赤、表ハ紫、散花ト云テ、櫻ノ花一輪ヅヽ織付テ白シ。笏幷ニ石ノ帶、紋ハ巻ニテ一アリ。石丸キガ五ツト、四角ガ六ツアリ。玉冠幷ニ金蓋アリ。是ハ佛家ノ天蓋ニ似タリ。檜扇廿五枚、或ハ三十八枚、彩色ハ外ハ松竹岩、ウラハ花鳥、幌(トバリ)ハ白シ、又紫アリ。ソレニハ蝶鵲ト云テ、蝶ト鵲トヲ、ウツボニ胡粉ニテカク、鵲胡ト云ハ、誤成ベシ。鳥胡ナルベシ。花鳥ト云トキモ又、大體神前ノ帳ニハ蝶ト鳥トヲカク、皆鳳凰也。



此通ハ鳳凰ノ略也。頸、白キ袴ノ紐ニ白糸ニテクミ物也。



如レ此也。螺結(ニナヒ)ト云。ニナノ貝ノネヂタルニ似タル散也。檜扇ノハタニサガル總(フサ)、幷造花ヲムスビ花ト云。世ニ云柳筥(ヤナイバコ)ト云テ、履ヲ載ル柳盤(ヤナイバン)ト云モノ也。櫛箱ハ冠、履、紙筥、料紙筥モ、昔ハ皆柳筥ナリ。元ハ柳ニテシクトミユ。今ハ皆、檜木也。胴盤ハ吉事ハ九ツ、凶事ノハ八也。烏襷ノ指貫ニモ、賀茂ノハ皆葵ノ紋アリ。浮線綾文ニ蝶アリ。裾ニアル紋モ唐菱也。幸櫃ハ大方朱也。〇法橋法眼ハ舊僧位也。俗ノ法體ヲ僧位ニ准ジ、禁中ヘ被二召寄一コトハ、稻苗代(イナハシロ)兼裁ヲ法眼ニナサレ被二召出一ヨリ、連歌師幷ニ醫者モ其通リ也。〇納豆ノ方、黒谷ノ方、大豆一斗能煮テ、イカキニ移シ、雫(シヅク)クラシ、饂飩(ウドン)粉九升ニマブシ、能サマシ、麴フタニ二升ヅヽ入レネサシ申候。又打返シ申、二三日過テ一粒ヅヽハナシ、風ニアテ能トカラシ候テ後、水八升ニ、鹽二升七合入、能センジサマシ、オリヲ漉シ、是ニテ仕込申候。〇官方ノ吉書ト云ハ、諸國ノ納米拵ノコトヲ書上テ、太政官ヘ納ルコトユヘニ、是ヲ官方ノ吉書ト云。藏人方トハ、絹幾疋、糸何程ナド云テ上納スル書付、コレハ藏人方ヘ納リ、四位ノ藏人カタヘ取次書付ユヘニ、是ヲ藏人方ノ吉書ト云。〇聖門入峯歸リニ、公方幷ニ禁裏ニテノ高加持ハ、初

ニ心經ノ初ト中ト終ヲ轉讀ニヨム。大音ニテ、甲乙丙ノ調子、第二大悲咒、第三不動慈救ノ偈也。コレハ陀羅尼也。大音ニヨムコト也。修驗道ト云ヘバ、役行者ヲ元祖トシテ、山伏一流ノコトニ限ヤウニ云ヘドモ、諸宗トモニ、修練修行ハアルコトユヘニ、大峯ニ本尊ハナシ。只眞言ノ室ト、天台ノ室アル計也。古ハ、諸宗トモニ修練ノ心アレバ、入峯シタトミユ。修驗一種ニナレルヲ、山伏ト云來ル也。〇凡奉幣ノ時、初ニ勸請シテ微音ニ祝詞ヲヨミ、少アツテ神ヲ遷ス。此上ニテ返リ祝詞ヲヨミテカラ幣ヲトル。扨拍手ヲウツ。拍手ハ初ノ勸修ノ時モウツ。扨神像、畫像ノ修復ノ時、神ヲ遷シテ置テ、扨表具出來テカラ、勸請シテ開眼スル法也トゾ。〇三種ノ神器ト云ヘドモ、鏡ハ陰、劍ハ陽、二氣ノ妙用ヲ神璽ト云。尤神璽迚、出御抔ニ、丸デモノ、玉ノヤウナルモノアレドモ、是ハ二氣ノ妙用ヲ表タル物ニテ、畢竟ハ、陰陽二氣ノ妙用ヲ合シタ物ニテ、三種神器ハ三ニシテ一ツ也。夫故ニ、職原ノ口ニ、御靈(ミタマ)八咫鏡ト、草薙ノ劍計ヲ擧テ、神璽ノコトハ不レ言。面白キコト也。御靈ヲ神璽ノコト、云說アレドモ、ソレハアシヽ。御靈トハ鏡ノ德ヲ云シ者也。〇玉露糕。上々葛ヲ藥研ニテ成ホド細ニシテ、絹フルイニテフルイ、藥種ノ薄荷ヲ水ニ浸シ、セイロウノ布ト、スダレノ間ニシキ、右ノ葛ヲ蒸籠ニ入蒸ス。蓋ノ內ノ露落レバ、葛カタマル故ニ、折々露ヲ拭取候。其後折敷ヘ入、氷砂糖ヲ、ヤゲンニテ細末シ、右ノ葛ヘ能加減ニシテ、成程ヨクマゼテ押形ヘ入、ヘラニテ押入レ、板ノ上ニテタヽキウツシ申候。〇唐僧ノ日本ヘ渡リ納メハ、鹿苑院ノ時、一菴、幷ニ天倫來朝、以後ハ隱元也。〇僧ノ帽子モ、十月ヨリ四月迄ノ物也。舊ハ請雨ノ時祝レ之、コレヲ笠ノ心ニカヅクガ初也。夫故ニ、見付ノヒダニ、水ノ字アリ。水ノ字ノナリニ疊テ、ヒダヲトレル物也。禁中ヨリ祈雨ノ祈ノ時、初テ著スルヨリ初レリ。〇眞如堂十夜モ、舊ハ虫供養。今紙袋ニ米ヲ入テ佛餉ニアグルモ、初ハ虫供養ニシタコト也。〇五山出世ノ衆著セラル紬ヲ、茶抔ニ染テキル衣ヲ隔衣(カクエ)ト云。布衣ト道具トノ間ト云コトカ。〇高戶(ベ)禁中ヘ大和ヨリアガル物、高戶ハ鴨也。〇江戶御城ノ、カザリ竹ハ、竹ノ葉ヲ取テ用ユ。是ハ三

河ニテ竹タバ竹ニテ陣中ニテ直被レ成シ例也。

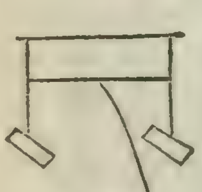
○且々、少ノ心。○古今傳授○桂光院――八條法皇――妙門堯然――新院
聖門道晃――日野弘資
飛鳥井雅章――中院通茂
岩倉具起――烏丸資慶

―堺淨光寺傳古今牡丹花傳己上五人有云
―アリシヤ
―大黑ヤ長右衞門

○一花堂ハ、三光院ノ傳授。○廷仁兩足ノハ、平野道雪傳。○牛井ト養○連歌兼裁ニモ箱有ト。

△堺源光寺一向宗――宗柳一向宗――藥師院慶祐醫者
等惠
―松井宗吟醫者

○種玉、宗祇、聽雪、逍遙院、月村、宗碩、夢菴、肖柏、耕閑、兼裁、孤竹、谷宗牧、紫屋、宗長、△專順ハ池坊先祖ト云。宗祇ヘ東野州ヨリ古今傳授不レ殘傳トアル同彬ノ切紙、淀屋ケ菴所持。△堯孝―三光院―幽齋―桂光院―法皇、△師眞哀心ニ作ル―宗祇―源光寺―等惠同寺―宗也―ケ菴、○花ノ下ハ毘沙門堂心散ヨリ也。○連歌席ニ天神ヲ掛ルコトハ、二條良基ヘ化人童子來リ、連歌百韻ノ批ヲ乞フ。人ヲ付レバ北野ノ社ヘ入ル。依レ之天神連歌ヲ好給フ也、今ニ掛ル。○行事ノ辨トハ、禁中ノ御法事幷蚑ノトキアリ。其外ハ裝束師ト云。○近衞殿姬君甲府ヘ御祝言ノ道具ノ内、○衣架



此横木ヨリ下ニテ、大抵ノ衣架ノタケ也、今度ノハ五キヌ

ガカヽル故ニ、セイ短カクテナラヌユヘニ、上ニカクルヤウニシタモノナリ。五絹ヲ絹トバカリ云、下ハ板ヲ雨方ニ平クアテ、足ニス、黑ヌリ蒔繪也。牡丹ト菊トナリ。○机帳



黑ヌリ蒔畫、

右ニ同ジ、○鏡ハハ、花形ト云形也、コレヲ菱花ノ形ニカタドリ。裏ノ紋ハ、牡丹カラクサト菊トヲ、赤白ノ糸緒ヲ以テカクル。一本柱ノ鏡臺ハ、短檠ノ如ニス。コレハ別鏡ト云コト、コレニハ



丸キ筥ヘ鏡入テ、蓋ノ上ニ兩所ニ環有テ、夫ヨリ赤白ノ緒ニテ、一本ノ柱ニツリカクル也。蒔畫右ニ同ジ。○二階棚



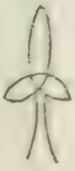
上ト中トノ間ニ、物ヲノスル也。扉トアル所ニハ左右ヘ開テ扉アリ。此内ヘモ雑雑ノ物ヲイル、。○二階



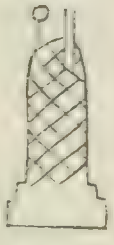
此棚ヲ二階ト計云、冠棚ノ横ヘ長キ一重ノ物也。是モカラ草ノ雪ノ下ノ朽葉ノ絹ニテハレリ。



ツノ上ヲ四方ノ、平打ノ糸ニテ、ヤウニ張タモノ也。平打ノ緒ニテハルチフセバリト云、伏セ張リ也。此アマリヲ總ニス。投其ハリタ緒ヲ板ノ上ヨリ通シテ、四角ヘフサニシタ物也。



此ヤウナ總ハ、ミナ右ノフセタル緒ノアマリ也。胃ノ上ニ出坏アリ。是モ上ヲ絹ニテハリ、其ヲシブチノ緒ヲ脚ノトヘ通シテフサニス。水入ハ銀ニテ茶碗ノ如シ。蓋臺有、○火取



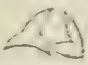
タケカケノ香爐也、金ノメツキニテシタルモノ也。



其ノ火箸ト、又灰押トガ添テ、カヤリニカゴ也、タテテサシテアル。○楾(ハンナ)



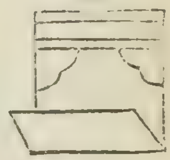
ハ、サウノ耳、貫緒ニテ、コグチヲハレリ。



イヅレモ如レ此也。黒ヌリニテ、シン

チウノ夜 ○香爐四畔、香ノ道具イル、モノ也、所々ニ菊ノ花青貝、蒔畫ニテ唐草アリ、イヅレモ〱木地蝶輪アリ。細ト云テ、青貝也。サテ筥ノ身ノ上ニ、板ニクワンアリ、赤白ノフサノ緒アリテ、大ヲ

取テ蓋ヲトル、上ニ木フタモ有、圖下ニ在。如レ此。○硯ト料紙箱ト重テ有、直ニホリツクルナリ。水入ニモ座ナク、○筆持セ

ハヒラ木、ヲアトサキニテ、ヲサユルヤウニシテ、フチヲ筆モタセヨリ少シ高フスルナリ。○亂箱モ木地、螺鈿ニテフタアリ、四角也。フチヲカネニテククトレリ。フン匣ノヤウナモノ、廣蓋ト硯ノフタトヲ三枚重テ梨子地也、何レモ覆輪有。○見臺木地イツカケ也、二本柱ニテ横木アリ、兩方ニクリカタアリ、爰ニカハノ葉ヲ五枚蒔畫ニシテアリ。上ノ板前ノ方ニフチアリ常ノゴトシ。フチ如レ此畫ヤウアリ。

○惺齋相國寺ニテ蕣首座ト申時、暫ク被レ寓ニ妙壽院一、還俗而藪ノ內ニ住ノ[illegible]、諸人妙壽院ト稱ス。歛夫ハ歛肅ノ心也。冷泉家也。○客頭トハ、行者ノ一老也。參頭トハ、楞嚴咒ノ行道ノ時、先ヘネル行者也。客塔頭トハ、初ハ外ニアリテ、後ニ寺中ヘツボムヲ云、始ヨリ有ハ只塔頭也。鳩羹茶トハ、羹ヲアツムル心ニテ、モリ物、又供物ノコトナルヲ、今ハ脚一ツニテ、臺ノ上ニ蠟燭五挺立ルヲ云、是ハ誤カ。○貼物、アヲミ抔ヲ固メテ、三色モリ申候物也。○明月記、貞永二年正月十七日記曰、近日咳病、世俗稱ニ夷病一、去比夷狄入京、萬人翫見。○秦皮、トネリコノ木ト云物也。此木ヲ箸ニシテ、食ヲクヘバ、疝氣治スルト云。サレドモ、本草綱目ニハ、疝氣ノコトハナク、目ノ藥ニテ血熱ヲサマスト也。○寒竹ノ笛、ヨキ音出レドモ、竹細クテ小音也。若太キガアレバ、重寶スルモノ也。○大德寺ノ國師ハ天子ト對座也。平長老ハ、上段ノカマチヘ手ヲカケテノ御禮也。大臣モ中段ノ上ヨリ二帖目ニテ御

禮也。勸修寺ナドハ、大德寺ノ常ノ長老ヲバ、平長老ト御申也。〔割註〕幸充云、往古天子ノ拜ヲ受シ僧モアリト、无二勿體一モノ也。御當代大德寺禮格改ルト。」○茶入ニ、火ニ逢テフスボリ色黒クナルガアリ。其トリヤウハ、コタツノ灰ノ下ヘ深ク埋テ、二十日餘ヲケバ取ルヽ也。埋ヤウハ、口ヲ下ヘシテ、底ヲ上ヘシテ埋ガ吉。是ニテ黒ミハトルレドモ、茶入乾クニヨリ、灰ヘ埋ル前ニ、油ヘ一二日ツケテヲキテ扨埋ル。油氣モ、灰ノ中ニテトレ、次ニ、黒ミヲサソウテ出ル故ニ、土藥カハカデ吉也。○後鳥羽院、建久八年五六月間、天下病惱、號二正月病一。○後堀川院ノ時、祇園會ノコト委アリ。見二一代要記一。〔割註〕十冊、僧作ト有、幸充云、先年二條殿ニテ以二油小路家書一寫相勤、是ハ廿冊有レ之如何、別ノ書ナル歟。」○天子、法皇ノ御膳ノ殘ヲ、今御下ト云、本ハ、サニテハナシ。朝政ノ時、朝餉ノ御膳ノ時、夫ヲ下サルヲ云。是ヲモタベズ而ハ、叢ノ政マデ空腹ニテハ居ラレヌユヘニ、夫ヲ被レ下コト也。○一代要記、龜山院、文永六正月二日寅剋、安藝嚴島社不レ殘燒失。自レ昔未レ有二此災一世謂二神火一。○同云、龜山院時、長谷寺炎上、觀音像燒失。頭上小佛幷ニ錫杖計殘ト云々。此外天子ノ事有、畧レ之。○三番叟初ノ面イナズミ、第二ノ太夫ノ面ヲキナ、第三シロズミ、スゞノ狂言。○散樂、今ノ猿樂也。永正比宮千代ト云太夫、男色ニテ能太夫也。公方家ニモ寵愛也トゾ。○二水記永正ノ比ニ、遊谷ヲ召シテ、禁中ニテ御能被レ仰付一コトアリ。幸充云、二條殿ニテ寫上ル、サノミ不レ宜記錄也。○京ノ天部ノ頭ニハ、公方家ヨリ吉凶トモニ、其所ヘ行物ヲモラヘトノ状アリ。夫ニヨリ猿樂モ、吉凶トモニ、行ヲ物乞タル故ニ、又其家ニ行テ、穢多、物ヲ乞コトヨリ、猿樂ハ、穢多ノ下ノヤウニ成テセビラカスコト也トゾ。金春ニハ申樂ト書テ、神樂ノ畧ト云ヘドモ、是ハ牽合附會ノ說也。○茜又ハ紅花、藍ハ紙ニツキタノ、又ハ絹ニソメタヲ、モミ落シテ仕ヘバ、物ソマル也。人血ハ本水ニテ、赤ハ陽氣ノ色也。死血ニナレバ體陰性バカリデ、氣脫スルユヘニ、物ニツケミテモ、一切染ラヌト也。○中華ノ國學ニ、今ニ釋菜アリ。明朝ノ文宣王ナレバ、尊崇尤トノコト也。至聖大成ノ平人ヲ、結構ニ祭ルニゾ、尊崇ノシル

トテ、神主ニ至庭大睾トバカリ書也。像ニ作レバ、後ハ葬ラネバナラヌ故ニ、神主ガヨキトノコト也。日本ニテハ、古ヨリ畫像ヲ用ユト也。○笏、記ト云テ、笏ノコトヲ委ク書シ日本ノ記録アリ。○左右左ノ拜ハ、朝鮮ノ拜也。中華ハ笏ヲモチ、眞直ノ拜ナリ。コレハ、腰イタクテ仕ニクキト也。○昔ハ公武トモニ印判ハナク、草名トテ、今ノカキ判ニ、ミナ諱ヲカキシ也。今以、公家ハ如レ此。ソレ故ニ判ノ上ニ諱ヲカクハ、武家ニテノ誤也。○三藐院殿、京サハガシクテ、在京ナラヌニヨリ、在國トテ伊達家ヲタノミ、仙臺へ御コシ。其時、岡屋左兵衛ト稱セラレシト也。一説ニ、植家公　ト云、可レ考。

○旗本衆、養子ノ願、十七歳ヨリ内ニテハナラヌコト也トゾ。御當家ノ通法ノヨシ也。○延寶七年己未臘月十六夜、恒例御神樂、紫宸殿ト内侍所トノ間ノ庭上ニ、東西四行ニ座ヲカマフ。主上ハ戌刻出御。山鳩色ノ御衣、關白殿指合故ニ、東園左頭中將御裾ヲモツ、御劍ハ庭田右頭中將、左右ノ手ニ捧テ、横サマニ主上ノ左ノ御方ニソヒテ供奉、雲客紙燭ヲトル、紫宸殿ト内侍所トノ間ノ長橋ノ戸ヲハヅセリ。柱ニカケ灯臺アリ。内侍所へ入給フ時、諸卿ハ平伏ス。扨一所ニテ御拜スミテ、中ノ間ニ疊ヲカマへテ其上ニ坐シ給フ。扨内侍所ノ神子、御才御方、廿九ノ鈴ノ綱壹ツニテ引テナラス。扨人長ハ、大野家ヨリ出ヅ。隨身ノ出立、緌袍、緌ヲカケ、榊ニ圓キ輪ヲ持添テ出テ、内侍所ノ西ノ庭ニ立、阿部左兵衛進、人長榊ヲ以テ、南ノ方へツキテヲシヱテ座ニツカシム。扨左兵衛庭燎ノ篳篥ヲ吹、其次ニ松木進ム、人長又教テ、北ノ座ニツカシム。扨　琴ヲヒク。扨本ノ拍子ノ左頭中將東園進ム。人長榊ヲ以テ教テ、南面東首ニ坐ス。其次、末拍子庭田右頭中將進ム。人長又榊ヲ以教へ、北面東首ニ坐ス。夫ヨリ持明院中將、綾小路少將、五辻右兵衛、次第ニ進ム。前ノ二行月卿雲客、後二行樂人也。扨座定ルト、人長ハ、西ノ方ノ横坐ニ、東面ニ坐、榊ヲモチ、八咫鏡ヲ表セル輪、左ノ方ニヲク。ソコデ東園庭燎ノ歌、御山ニハアラレフルラシヲウタヒ出シテ、笏拍子ヲ打ト、篳篥和琴ニテ神樂ナリ。笏ハ常ノ笏ヲ二ツニワリ、夫ヲ左ニ片々ヲモチ、其平ヲ右ニテ片ワレノ木口ニテウツ、枇杷

ノ木ニテ削レリ。庭燎スミテ榊、コノ次靜韓神、早韓神、サテ早韓神ノ時ハ、人長榊ヲ持テ立テ舞フコト也。是濟テカラ、公家ハ昇殿、其間ニ樂人前張ヲフク、サテコレ濟テ、公家衆庭ヘ下ル、ト、勅使有テ星ノ三節ヲ初ム。是ハ大事ノ曲ニテ、大方ノ時ハナク、勅定ナラデハナキニヨリ如レ右、コレニテスムト、次第ニ退出也。和琴ハ六絃也。古ハ常ノ樂ニモ和琴ヲ交ユ。又地下人ノ神樂ヲスル時ハ、ソノ樂人ノ内ニテ、本末拍子ヲトレリ。堂上再下リ給ヒ、星御ウタヒノ以後ハ、地下モ同音ニウタウ。初ノ座、堂上御ウタヒノ時ハ、地下ハウタハズ。其駒ハ地下ヨリウタヒ申也。○北野ノ忌明ノ塔ハ、淨藏ト云僧モアリ。コレ清行ガ蘇生ヲサセシ人ユヘ、夫レニアヤカルヤウニト云心ニテ、參ルト云。義輝公モ、義晴ノ忌明ニ參詣ノコト記錄ニアリ。タレノ墓ト云コトハミヘズ。○飛[illegible]服ノコト、將軍家譜ニアリ。可レ考。○一遍上人、今年江戸ニテ御禮、權僧正ノナミノ御禮ノ仕所ニナレリ。○書物ノ（罫ノ）封ハ、文字ヲカク間ノタケ九寸五分、上ノ天一寸、下ノ地一寸一分也。下ヲ長クスルハ、小口ソコネタトキタツ爲也。○印ハ、主上ノハ三寸四方、八省ノハ二寸、其下ハ一寸、コノ一官ヅヽニ、印ヲ鑄テ被レ遣。ナニゴトモコレヲ證ニス。印肉方、延喜式ニ有。○關白萬事ヲ内覽シテ、其上ヲ封ジテ、片字トテ、關白ノ諱ノ一字ヲ、封ジ目ニ書付ル也。今時ノヲトシ文ノコトヲ鎭火書ト云。是抔ヲモ關白内覽ス。サテ封シテ叡覽ニ入ル也。○千ノ利休ガ堺ニテ、ナヤノ與郞ト云シ。像ニ木履ヲハカセ、大德寺ノ山門ニ上ゲオキシハ、古溪ト云僧也。筑前ニ流サル。カヽル緩怠者ヲ茶上手ナレバ迚、今ニ其スヂノ族貴ブハ、同ク無智ノ慮外モノ也。之、幸充云 ○光孝天皇ノ御惱ノ時、御夢ニ女人赤袴ニテ徘徊シ立カヘリ、又モ此世ニ迹タレン名モ面白キ和歌ノ浦浪ト詠ズ。御夢醒、是ハ玉津島明神ナラン迚、紀州ヲ再興シ給テ御平愈也。玉津ノ津ヲ畧シテ、續日本紀ニアリ。允恭ノ時、宮ヲ建。ソノ後、聖武ノ時モ再興トミヘタリ。サレドモ、今社ハ小ニテ、五ツ本ノ松ト云アリテ、神體トテ鳥井アリ。東野州聞書ニ、日本ニ社ノナキ神ハ、三輪ト玉津島トカケリ。○叡山十住心院心敬ハ、宗祇ノ師。○部類抄二十冊、權現樣ヨリ水戸殿ヘ分ケ

進セラレシ御書物ノ內也。洞院雅カノ記錄ニテ、諸事大要ヲ擧タル重寶ノ物也。〇後光明院ノ時、官位競望多シ。是ハムザトシタルコト、御前ニテ申サル、衆アリ。先帝ノ仰ニ、夫ハ左ニテナシ。今程ハ有名无實ノ官ナルニ、マタ競望抔ノアルニテ、堂上ハタツトノ勅諚也。尤ノコト也。〇板倉周防守殿ニ、阿野家參會ノ時ニ、自分ニ家ヲ廣ク作テ、人ハナクテ迷惑也ト申サル。防州申サル、ハ、公家堂上ハ家ヒロクテ、人ノ少ハ不レ苦、奥深クナケレバ、堂上ハアシキトノコト、尤ナルコト也。〇中院通茂物語、若年ノ時、古歌ヲ作者抔ヲ忘テ通村ニ尋レバ、通村ノ云、汝集ヲ不レ殘考ミラレタカトアリ。未ダ夫ハ不レ考トアレバ、左ヤウノ無執心アルコト、先手前ニテ集ヲ考テ、ナキ時ハ尋ル法也トテ怒ラル、ト也。〇日野弘資物語、若年ノ時、通村ニ歌ノ點ヲ乞ルレバ、相應ニ點削ニテ儘點モアリ。其歌ドモヲ法皇叡覽ニテ奇特也迚、通村ニ仰ル、ハ、弘資ハ見ゴト歌モヨムベシ。其方精ヲ出シ、歌ニシテミヨト也。夫カラ歌ヲミスレバ大ニ叱リ、幾度モヨミナヲサセ、色々ニ教訓也。夫ニテ歌ニアキテ、半途ヨリ大ニ嫌ヒニナリシガ、其教誨ニテ、今ノ程モ歌ヲヨムトノコト也。〔割註〕幸充云、右二事ハ、物學ブモノ、可レ味コト也。左ナクテハ、ウハスベリニテ、ソコツヨミナキ者ナリ。」〇三光院ノ弟子ハ也足也。細川幽齋被レ仰ハ、トカク、歌道ノ大事抔ハ、必ズ子トナクトモ、弟子ニテモ堪能ナルニ傳ベキコトトアレバ、三光院ノ返事ニ、遲牛モ淀、速牛モ淀ナレバ、行サキニテナケレバシレヌトアリ。子ノ公保、器量ナキニヨリ、カヤウニ申サル、カ、遂ニ公保、歌ヲヨクヨミナサレテ、家ノ大事ヲ傳フ。一說ニ、公保ノ一代ノ歌ヲ、三光院ヨミヲキテヤラレタト云說アリ。唐ニ馬遠ガ子馬麟、畫ヨロシカラヌ故、馬遠多ク畫テ遣シ、馬麟ガ印ヲ捺セ、名ヲトラセシ類ニテ、尤ノコト也。〇南都氷室ノ三社ノ中ハ、仁德帝也。シカルニ、大工ノ神ト云、可レ考。榊ニ四方ナル紙ヲユイツケ、新シキ錐ヲブラサゲテ、氷室ノ時、神前ニ供ズト也。是ハ大工ガカクルコト也。〇人參壹斤代五百九十目、延寶七年十月ノコト。〔割註〕幸充云、只今ニテミレバ、朝鮮上人參ハ、一兩三百目ヨリ五百目ニ至ル、鬚或

ハ折レ抔ニテモ一兩百廿目以上也。物毎如レ此、高直ナルニ、人々渇命ニ及バヌモ奇特ト云ベシ。」○南都ニ、スギタル物三ツ。宗仁學、饅頭、大佛、此宗仁ガ、古今ノ箱兩足院ニアリ。又堺ト養、又門徒坊主ニモアリ。是皆牡丹花ノ流也。幸充云、奈良傳授ト云古今傳、予モ所持ス。○南光坊、當公方樣御誕生ノ時、於二日光一祈禱、八月三日ニモハヤ平産、男子誕生トテ壇ヲ下ルト、江戸ヨリ左右アリ。〔割註〕幸充云、閤ノ礫ニ、此南光坊一時ノ謀ニテ、今ノ宗旨付ハ始ルト。」○堺ハ、町ノ東西ノ中筋ヨリ南ハ和泉、北ハ攝津、シカレドモ、大方和泉ノ堺ト云。○渡邊道喜ヨリ餅ヲ上ルハ、信長公ノ時代ヨリ也。赤小豆餅六ヅヽ、土器二ツニモリテ、御才ヲタノミ。一年中每朝獻上ス。此下行一朝ニ八木一升ヅヽ也。土器二ツ、内侍所ノ兩壇ニ供ス。忌服ノ穢ノ時ノ爲、道喜道和ト兩家ニシテヲク。近比公事ヲシテ、道喜方ニ穢アレバ、一家ノ内ニテ別火ヲシテ獻上ス。道和ニ今ハ何モ獻ゼネドモ、駕輿丁ヲ勤ル故ニ免許ノ札アリ。〔割註〕幸充云、身上宜町人多クハカヨ丁、其外下役、或ハ能ノ幕引等ノコト迄願ヒ、諸役免許ノ札ヲウツ、金銀有テモ、身賣人ナレバ、其賤ヲ憂テ、カウヤウノコトヲナス。又ハ諸司ノカブヲ買タルモノモ多ケレドモ、夫ニテハ身上不如意、イカントモシガタク、彼ノ諸肩持シト云シ小女ノ如シ、アア。」○昔、歴々ノ上ル文ハ、五枚ノモノ、内ハ三枚ニ書テ、其上ヲ白紙ニテ包ム。是ヲ禮紙ト云。其上ヲ表紙（ウハカミ）迚、長（タケ）高紙ニテ包テ、其上下ヲ五山衆ノ詩ノ上ノ方ヲ封ズルヤウニシテ、上モドモ封ジテ、上ノタヽミ目ノ上ヲ、別ノコヨリニテ結デ封ジメニ墨ヲ付ル也。中華ノ人ノ書簡モ、一重白紙ニテ包テアリ。是ヲミテ日本ノ禮紙モシタトミユ。〔割註〕幸充云、五枚ノコト、二條殿書禮ノ書ニ委アリ。」○近衛殿姬君、甲府ヘ婚禮ノ時、品川ヘ御着ト、公方ヨリ乘物並傘ヲ遣サル。江戸入ノ時、右ノ傘ヲ乘物ノ上ニサシカクル、是規模トゾ。○侍從ハ員八人也。次侍從ト云ハ、其次ニテ、中古ハ百廿人アリ。擬侍從ト云ハ、其日ニ臨デ侍從ニ准擬シテ用ユ。是ハ員モナク外也。扨中古ヨリ武家ニ布衣ヲ聽テ、布衣ノ衆ト云。布衣ハ侍ノ常衣ニテ、侍タルモノヽ、平生ノ出立ノ常衣ナルニ、如レ此大ナル誤也。○近

寶八正十一日御具足開、黒糸威莊ㇾ之。東武。〇カルタト云ハ、天竺ニテ一切ノ畫ノコトヲ云。今ウツカルタニ限ラズ。〔割註〕幸充云、天竺渡物語ニハ見エズ。イブカシキモノ也。女子訓ニ言所ト、佛法ノコト相違ス、可ㇾ考ナリ。」〇大龜谷ノ上ノ城山ニ、箸萩アリ。メトギハ毎年新クスルガ吉。〇若狹ヨリ京へ出ルニ、熊川ト云所ニ、女ヲ吟味スル關所アリ。〇大坂ヨリ郡山ヘハ七里ナレドモ、クラガリ越ヲ來テ難所ユヘニ、十三里來ルヨリハ手間入ル。夫故肴モ稀也。〇秀吉公天下ノ望アレドモ、信長公ハ主人ナレバ、ナニトモナラズ、仍テ明智ニヒタト智惠ヲ付ラル。中國ノ時、其方城ヲミン迚、龜山ヘ御ヨリ城御覽。扨々夥キコト、其上城ノ體道心ノアル構也、ナリハ成ルベキナレドモ勿體ナキコト也ト、態ト氣ヲ御モタセ。扨家來衆ヘハ、中國ノコトナクバ、蹈潰テ通リ度ト被ㇾ仰ト也。扨兵亂ハ十六歳ニテ、信長公ヘヒタト明智御油斷ナサレナト申セドモ、アノ忰目ガナニカナラヒト、一向ニ被ㇾ仰、安土ニテ信長公御馬ヲ御覽。雨シグル。外ノ衆ハ覺テ拂フ。明智ハ雨降ヲ不ㇾ覺テイ、是モ一物アル故也。扨亂ガ分別ニテ、城中ニテ同朋針阿彌ニ申付テ、同朋ハ三千石ト、怪我ノヤウニシテ、明智ガ膝ヲ通リガケニ蹈ス。明智笑テウロタヘタコト迚、笑テ居ル。是モ大事ノ前ノ小事ユヘカマハヌ。又御次ニテ火鉢ニアタリ、火箸ニテヒタト人衆立ヲス。是モミナ森亂ミラレテ、信長公ヘ申セドモ不二同心一ト也。扨明智弑セリ。〔割註〕巷謗ニ、信長ト明智ト同等ノ筋ニテ主ナラズト云、可ㇾ考」明智コトノトキ、貞安ハ阿彌陀寺ノ住持也。夫故本能寺ノ燒跡ノ遺骨ヲアツメテ阿彌陀寺ニ葬リ。其後二條ニテ城介殿死去ノアトニ、大雲院ヲ立テ、是ニ貞安住ス。夫故信長、信忠所持ノ物ミナ貞安ニアリ。秀吉公寺引ノ時、今ノ寺町ニ引ト也。〇多羅尾一家、信長ノ時迄十萬石餘、何迚滅ジタナレバ、明智コトノ時、家康ヲナゼニ殺サナンダトノ秀吉ノ憤ニテノコト也。扨穴山梅雪ハ、勝頼ヲ叛テ家康公ヘ與シ、甲府ヘノ手引ヲセント云。夫ヲ信長御聞、穴山ガ分ニテハ無二覺束一トテ承引ナシ。モハヤ甲府ヘハ不ㇾ被ㇾ歸シテ、家康公ヲタノミツキ從ヒ、堺ヨリ牧方迄御出、横ニ御キレ、八幡ノ南海道ヘ御通ノ時、穴山コト

家康公ヲ疑ヒ殺サンカト思ヒ、跡ニ下ル時ニ、庄屋ノ子ヲ案内ニツルヽ。此子銀ツバヲサス。關東者ニテムゴキ者ドモニテ、穴山ガ下人是ヲ殺シテ鍔ヲトレリ。此子供ノデツチァリテ、主ヲ殺タヲミテ、イバラグロヲクヽリテ家ニ歸リ是ヲ告グ。一在所一揆ヲ起シテ穴山ヲ殺ス。此内ニ家康公ハ、ハヤ草内ノ渡シヲ御越也。此渡ヲ御越ナクバ、家康公モ危カラント也。○兎菴ト云、一條殿ノ代ト云。土佐一條ノコトニテ、土ヲ兎ト書替ルカ。〔割註〕幸充云、土佐ヘ御座ノトキハ大身ノ由、入江門川等モ、其時モ附テ勤タリト。」○幸充云、以上連碧雜記一册拔

○江戸御醫人見周竹家秘迚、親康壽安門弟之醫云之、號赤蘇湯。治水腫不換金加紫蘇香附子云々。予試處稀驗、可依症、何以一藥治哉。殊ニ耗氣藥虛腫等ニ必用ルコト勿レ。本草附方獨行散治勞熱骨蒸。石膏一味也。今世山脇氏專用石膏入劑。而試諸病寒藥如何、慣聲而謬人者多シ。林市之人參、名古屋玄之附子ト同日ニ論ズベカラズ。

○梨ハ痘ノ毒ヲ解ス。汁ヲツケテモ吉。尤食シテ吉。痘瘡ニ豆腐ハ忌。湯煮シテ少用、甘乾柿惡シ。梅干モアヤカル迚嫌フ。无鱗魚、蒟蒻、白和アシヽ。干瓢抔吉。以上者饗應云フ。

○龍王湯產前後吉。胞衣下カヌルニ。益母牛膝加テ用ヌ。手負ニ三年ノ赤味噌三匁、葱白一匁加ヘ、始メフリ出シ、後ニ煎ジ、終ニ悉食フ。中風ノ初發シビレルニ、酒屋ノ糀ニ飯ノアタヽカナルヲ等分ニマゼヲイテ用ル時水入レ、ニヱタツトカサニ入レセシメヲ一匁入ンカギ交、口ニ三度ヅツ廻リ用ユ。下リテモ不苦。右ノ甘酒ヲウルシノ木ノ煎ジ汁ニテ仕込モヨシ。以上木村氏、

○半夏ヲ喰タル鳩丼ニ雉ヲ食ヒ食傷シタルヲバ、生姜一升皮ヲ去タルヲ潰レル程煮テ、汁ヲ三盃程用ユ。榊氏、三味湯和木香益智藿香、各等分 霍亂吉、本三好家ノ秘方也ト。是ニ干姜一味等分ニ入、太閤ノ笠ノ下ト云テ軍士ニ賜リシト。三好長宥如此華、藤樹ノ醫筌ニ多シ。予又有。即鯰方全

○痢病妙方如神丸 阿遏丁匁、乳香、木香、黃連、黃柏、葛粉五匁、沉香三匁、右粉ニ而、小麥ノ粉ノ糊ニ

シテ丸ス。辰砂ヲ衣トス。南天ノ實程ニシテ、白湯ニテ一粒ヅツ用ル。妙方祕々。右ハ可士ヨリ澤庵和尚傳ラレ、大祕ニテ痢ノ厠數スルニ用テ度數ヲ減ジ瘥ト。岡部氏ニ予鳴弦相傳ノ一禮トシテ、書付越サル者也。

○アリニ癰（ヨウ）出來テ一メンニナル。首キレヤウト云。或田夫是ヲヤミ、衆醫手ヲ束ネ、技盡テ已ニ死ントスル所、他ノ敎ニヨツテ、鯰（ナマヅ）ヲ數日數疋喰ヒ瘥ヲツタ。伊勢喜

○瀫ヲヤメル人、數醫ノ藥効シナキニ、忍冬ヲ夥ク甘草不レ入センジ吞、又葉ヲヒタシ物ニシヌ、此汁ニテ飯ヲ炊キ食ヒ、五十日許ニ平愈、達者也ト。右同人

○瘻ノ如クシテ穴アキ汁タリ、藥ツカヌニ、合歡木（ネムノキ）ノ皮ノ内ノ、白ミヲ粉ニシテ、穴ニ入レテ愈タリ。ウミ血チ分ル物ト云、同人。

○或人鬱（ウツ）ニテ、人ニ對スルコトナラヌニ、合歡ヲ加タル藥ヲ服シテ吉。此木ヲ植テ朝夕見テ鬱ヲ開ク。同人

○長命丸、號女悅丸、蟾酥三分、阿片三分、紫稍花二分、胡椒一分、麝香一分、右細末シテ糊丸。如レ此藥方黃素女論ニ多クアリ。多クハ无用ニ渡ル。可レ措。垣本氏

○榮花物語ニ、扁（ヘン）ツキノコト出ル。僞書ノ說アリ。源氏六帖本ヨリ僞書ナラン。

○喫茶活方三卷、堺ノ門徒僧元旦作ノ由、茶ノコト委シ。北川云、臺子抔云モ、ソコニ至テハ何ノコトモナキ所也ト、格アル内ハ道行也ト、物每是トヲリ也。○堺ノ茶人、一通ト紹鷗ト申スモノヨリ、八德迚、黑キ單物ニ兩脇ニ馬（ムマ）ノリヲアケ八德迚著ス。無髮故也。利休百會一冊獻立飾等神谷宗湛。博多ノ町人、茶ノ覺書二卷有。秀吉公ノコト多シ。昔ハ都鄙トモニ輕々シ。今トハ萬ヅ異也。予ガ外祖父抔、城主ノ江戸ヨリ下向ニ手下ノ者數人召列、途ニテ自分ハ前ニ進ミ禮スレバ、字ヲ呼デ能ク出タリト仰ラレシガ、今程ハ高知ノ輩ニテモ、銘々ニ詞ハ掛給ハズ、是ニツキ時賴公以來、家康公ノ御コトドモノ輕カリシト、質素ニマシ〳〵シコトドモ、家君安良ノ常談耳ニアリト云ヘドモ、事永ケレバ是ヲ記サズ。

嘉良喜隨筆　卷之三

氣質變化ハ成難キ事也。文宣王ノ三千餘ノ門弟ニテ見ルベシ。勤テ七情抔ヲ過不及ナキヤウニシ、士君子ノ風ニ舒々移サン迄也。去レバコソ、孔夫子以後、其國ニシテスラ、聖德アル人ナシ、佛法、醫書抔ニ變成男子ヲ云ヘド、信ジガタシ。一滴陽氣ヲ受タル者ノ陰ニ成ベキナシ。佛ニ云、五種不男女ノ類ニハ變ゼン乎、枯杭集ニ、換骨羽化ノ仙ト云ヘド、是又人ト而、骨ヤワラギ、羽生ジテ、空飛事アランヤ。モシアラバ幻術ナルベシ。去ナガラ天竺ハ熱國ニテ、變化ノ者モ有ト云ヘバ、彼土地ニテハ然ランカ。五雜俎ニ、珍怪ノ事ヲ擧タリ。是信ズベカラズト云ヘ共、鴻荒ノ代、殊ニ邊土ニテハ左アル事モ有ナン。神道ナニ云如ク、其目ヲ信ジテ其耳ヲ信ゼザルモ、片意地ナルベシ。朱學ニ窮理ヲ云ヘド、人間今日ノ視聽言動思ヨリ始メ、天地ノ事萬物ノ品ニ至リ、一トシテ合點ハユカヌ事也。飛鳥川ニ云如ク辨ズレバ、一往云マワシニテキコユレ共徹底セズ。四言教講義辨アリ、思フベシ。熊中兩氏、必竟ニ聖人一ノ功ヲツメ共、狷者ノ位ニモ至リ難シト、外書ニモ云ヘリ。然レ共、藤樹ノ行狀ヲ見レバ、初ノ圭角ハトレテ、四十內外ニハ德義盛ン也シト。予モ幼年ヨリ雜記ノ四十ニ病ヲ座右ニ記シ、受用祠ヲ請ジ、功過之印檢過藉セン抔ニテ、必ズ賢者ニナルベシ。衆愚ト共ニ醉生夢死センハ口惜事也ト、行住坐臥心法ヲネルトイヘ共、今ニ至リテ心ノ問ハヾ、何ト答ンノ面影アリ、坐禪僧抔ノ我慢ヲ增ス程ニハコレナキノミ。

○人ハ輿育ヲ肝心ニスベキ事也。俗ニ下司ノ子トキビ團子ハ、三ツマデト云如ク、歷[illegible]ノ士抔ハ、幼年ニテ愚ニミユルモ、ソロ〳〵能クナリ、人ニ譽ラル、輩目擊ス。予ガ質直ナルヲ好、小氣ナル上ニ

家君ノ圍爐裏ノ石土ノ細ナルヲ、火箸ニテヒタト撥ヒステ、又路次ニテモ、竹ノ折、木ノ切レニテモアレバ、杖ニテ脇ニヨセ玉ヒシ。其外如此キレイヲ好ミ陰隲マシ／＼ヲ見タルユヘ、今ニ座ヲ掃クニモ、隅々マデハキ、器物モユガミヲ直シ、箱ノ内モ、メンドリ羽ニナラベ、書抔モ夜中ニ灯ナクテモ取出ス程ニ、小口ヲソロヘ入レヲク也。彼淺井ガ書ヲ求、則チ表紙ヲ捨常ニ懷中シ、本〻コソ入用也ト云フニハ異ナレ共、外題學文ナガラ、和漢ノ群書汗牛充棟也ト云ヘ共、幼年ヨリ分陰ヲ惜ミ、六十ニ垂ントスル迄一覽、又寫本ヲ好ノ癖アルユヘ、所々ヨリ珍書到來、晝夜之ヲ寫シ、樂メバ餘念ナシ。且北堂公ノ切目正シカラザレバ不レ食ナド、常ニノ玉ヒシ耳ニトマリ、習ヒ性トナル如シ。然レバ社、二條殿ニテ出勤ノ只脇、一二尊院ヘ御代參ヲ勤メ、用二酒飯一時、金叟院坊宿祇光云ク、御國ニテ御小性ニテ有シヤト、其小笠原ニ叶ヒシ故ニヤ。又綱平公古ル御居間ニ、三幅對ヲ掛サシメ玉フ。定テ田舍士并訣心元ナクヤ思給ケン、ヤガテ成ラセラレ、御覽ノ所宜シカリシ歟、御褒美有キ。其後左ノミ心元ナキ事ナシトヤ、思召給ヒケン、勅問ノ留、御一封ノ留、御染筆ノ留マデ、予ニ命ゼラレ、且ツ宜フ、手跡スグレズンバ、勘解由ガ如ク早筆ナランニハト、誠ニ其時ハ筆道モ學バズ、何事モ至極前方也シ、今ニモアラバ御爲ニモ成ナンニ、老ヲ養フ而已ナラズ、公モトク神去玉ヌ。又吉忠公モ折々ハ、汝ニハ及バヌト御賞美マシ／＼キ、自讃ナレ共、筆ニ任スルモノナラン。

○上代ノ記錄ハ、守屋入鹿ノ亂ニ燒失、應仁ノ亂又然リ。中古ノ記モ、天下ハ廣大也、脫落ノコトノミ也。仍テ國史官牒ニ見エヌ迚、一向用ヒザルハ惡カラン。下々ニモ實記アルベシ。一家之私言トノミ云ベカラズ。唐土ノ書トダニ云ヘバ、天下公共ノ書迚、儒學ノ徒珍重スルモ理ニ叶ハズ。予追々辨ズベシ。珍書考抔甚ダ違失多シ。系圖抔モ、遠國田舍ノ本通ガタキ事モ有ベケレ共、卜部ヲ三代實錄ニノセヌ迚、下々トスルハ違ヘリ。田舍ニモ皇別、臣別、蕃別アレバ、都ニモ共通リ也。且富家ノ者ハ町家ナルモノモ、今日ハ歴々ノ家ヲ買得ス。然レバ一偏ニハ論ジ難シ。姓氏錄モ、三書六國史ニ見ヘヌ

氏姓モ有歟、俗說贅辨ニ云モ斷リナレド、予ガ如キ迄、敏達天皇ノ皇子春日皇子ヨリ妹子王ノ江州滋賀ノ小野ヲ領シ玉ヒシヲ始トシ、東武横山ヲ領セシ時季ヲ氏トシ、末ニ至リテ多ク分レ、山口等ニ至ルヲ、今稱號トスト云ハ、ヲコガマシケレド、誰モ我事惡シク云者モナケレバ、系譜ニ任スルノミ。

○遠碧軒隨筆延寶八年春二月起筆之一冊拔萃ス。○天曆時大江忠基捧欵狀名文也。不レ合ニ主上之心ニ、然重レ之、內裏火災時、被レ尋ニ欵狀燒否一、是規模也。○永正年中ニ、神宮傳奏ノ中ニ、御法事奉行ヲ被レ勤タ事アリ。是ハ其比亂後故ニ、京ニ公家少キ故ニ如レ此、此頃ハ三條逍遙院中納言ニテ、節會ノ上卿ヲ勤ラレタ時分ユヘ、是ハ例ニハナラヌ事也。○大僧正覺乘共、律師誰ト誰ノ名ヲ書テ、懷紙ニアルヲ、其僧ヲ尊崇ノサハ、覺乘大僧正、又覺乘律師ト名ヲ先ヘ云テ、書タ通リノ如クニ讀上ル也。出家ニハ其通リ也。俗家ハ官實名ト讀ム。法中ハ實名官トヨム。是僧俗ノ相違也。和歌懷帋式目一冊ニアリ。○日野弘資ノ物語ニ、コノ人ナドノ家ノ會ニ等輩ノ衆ノ會アレバ、老人ト云ヒ、人物ト云ヒ、主盟ナルニヨリテ、講師ノヨム時ニ、大納言殿弘資ト、殿ノ字ハ懷紙ニハナケレ共、付テ讀ガ故實也トゾ。○杜子美ノ廿卷ノ集註ノ注ニ、栢城ノ事アリ。天子ノ陵ノ事也。○信濃又ハ上野抔ニハ火井アリ、會津ニ鹽井アリ、潮時ニ汲テ灰ノ上ニテタレテヤク、常ノヨリハウスケレ共、如何ニモ鹽ニ用ト也。下ヘハ三十間モアル由也。○樣ト云コトハ、寬正年中ノ季瓊日錄ニ、大方殿樣ト慈照院殿ノ母公ノ事ヲカキテアリ。太平記ニ上樣ト云事アリ。是ハカミサマノ人ト云事也。今貴樣ト云事ハ、戀書抔ニ君樣ト云事ヲ下略シテ、キサマト書タ事也。遊君ヘノ狀抔ニ書シ事トミユ。○普賢寺殿ト云近衞殿ノ一代ノ北政所、博才奇人也。禁中ニ當座ノ御會ノ有時、ヨシミノ辨官ヨリ題五ツ告ラル。已ニ裝束シテ出玉フトキノ事ニテ、何共了簡ナシ。帶抔シ玉フ內ニ、政所五首共ニ讀デ遣ス也。皆名歌ニテ、普賢寺殿悅ル、ト云事、源平盛衰記ノ常ノ本ト替タニアリ。○勝仙院ノ物語ニ、今熊野ヘ後白河ハ百三十三度

御幸也ト也。古ハ境内八丁也。扨社ノ邊ヘハ那智本宮ノ土砂ヲ取ヨセ地ニ布レタトアリ。今モホリ出セバ、京ニナキ丸キ山石、又ハ山川ノ石ヲトリ出スト也。〇水戸ノ海邊ノ地ニ、蛤蜊貝共ニ石ニナリタヲホリ出スト也。海邊ニ此類多事也。又山桝貝トテ、朝倉ノ乾山椒ニ似タル者アリ、又浮木ト云魚ノサメ名物也。〇道春ノ語ニ、關東ニテ歷々ノ墓ヲ改葬スル迚見タレバ、漚ノゴトクナル水、石ノ辛櫃ノ内ニタマリテ有テ、獺ノ死タルアリト也。是ハ化生也。〇大極殿ノ中ニ、都堂ト云間アリ。釋奠ノトキ、此所ヘ聖像ヲ安置シテ祭リシト也。親長記ニ、釋奠ノ事委アリ。都堂ノ字西土ノ書ニ出テアリ。〇近衞東求院龍山ノ信長公ノ悼ノ物ニ、三河德川中納言藤原家康ト有。此頃迄ハ氏ハミナ藤原ト云ト武家ニ嘗ラレテカヽレタヲ、公家衆モ直ニソノ通ニカヽレタトミユ。〇醫者僧官ニテ參內ハ、尊氏ノ時、士佛ガ始也。〇佛ノ玉眼ハ、佐藤秀衡ガ始テ入初シトアリ。スレバ玉眼ノ分ハ、其以後ノ作也。〇仙臺領昔ハ葛西陸奥守トリシヲ、正宗是ヲ平テ取レリ。葛西子孫ハ降參シテ、今ハ小身ニテ家禮ニテ居レリ。侍ミナ地方也。百貫ト云ガ千石ノ事也。五千石ハ五百貫也。地方ニテトラヌハ金子也。江戸ヘノ供ニハ七百石ヨリ馬ヲ牽、軍陣ヘハ百五十石ヨリ馬ニノレリ。相馬領モ正宗ノ時二万石程トレリ。駒ハ相馬領ヨリ取テ來レリ。忍ノ者ヲ黑脛巾ト云來ル。舊ハ盜山賊ノ類也。江戸迄九日路、六丁一里ニシテ五百八十里ト云。〇牛ヲ相スル倭書一部アリ。是ハ車ニカクル牛也。扨仙納彌市ガ事モアリ。後京極殿馬ヲ相スル事得物也。又畫ヲカケルニ馬ヲ得ラレタトアリ、スレバ畫モナリタ也。馬ズキ也。普賢寺禪定殿下ハ牛ヲスキ玉フ。當時一双ニ云シト也。普賢寺基通公也。〇普廣院殿ヘ赤松ガ女ヲ妾ニ上テ置ケリ。コノ女義有人ニテ、只今ノ御仕置、毎レ物ニ不レ宜。諸人刄ノ上ヲ渡ル心地スト申サル。普廣院殿以ノ外ノ忿怒ニテ、終刄ノ上ヲ渡ヲ不レ見。汝渡テミヨトアリ。即時ニ渡テ仕舞、夫ヨリ自分ノ部屋ヘ入テ自害シテ死、マヅカヤウノ事也。日蓮宗本法寺ノ日親、新法ヲ說トアリテ怒リ獄舍ヘ入、少モ不レ動、鍋ヲ燒テ蒙レトアリ。少モ不レ動、カヤウニ大乘ノ行者ヲ戒ラルヽ程ニ、普廣院

殿ノ身ノ上ニ、三年ノ内ニハ大事出來レト也。是ヲ御聞、三年ハ久敷事也。夫程ノ間ニハ何事モ有べキト也。夫ヲキヽ、左アラバ一年ノ内ソレモ久シトアリ。畢竟七日ノ内ニアラントヰサル。果シテ七日ノ内ニ赤松弑レ之、獄舍ノ内ニテ種々ノ靈驗アールニヨリテ、雜色共驚テ日蓮宗ニナレリ。于レ今其通也。〔割註〕幸充云世ニ云、鍋被(カツギ)也。惣新法ヲ立ル。或ハ世ニ名高キ者ハ大我慢ノ者也。然レバ兇咀モキク筈也。日蓮ノ事ハ破邪顯正記、禁斷義等之ヲウツテ明也ト云ヘ共、一邊相應ヲ見テ結緣ノ事ナレバ其通也。松蓊漫錄ニ辨ゼリ、予モ內外ノ御書ト稱スル數卷、法花名目以下見ルトイヘ共、理ニ叶フ事ハマレニテ、只我慢ノ節ハ多シ。今ノ世攝州邊カ、久代(クシロ)傳兵衛ト云百姓、本法寺ニ年中三四箇來リ加持ス。諸人群參生佛ノ如ク云ヘリ。此者モ我慢者也。日蓮ハアマノ子ナルヲ歷々ト云。後世此久代モ左云シガ、土百ニマギレナシ。諸國ニ名知レタリ。逆修ノ墓共多シ。又出水通ノ西ニ稱念寺ト云日蓮宗アリ。普賢院ト云シ法花寺ノ隱居日妙、四五年以前建立ス。此僧又七面ヲ勸請シ御託也迚、諸人ノ病氣等ニ藥方ヲ指圖シ祈禱シ、諸人群參名高シ、賣僧也。去レバ社、自分ノ病ニハ人ヲタノム。予モ一年療治セシム。其後三會寺住僧ニ咄セシニ云、一向ノ事ツクリ事ニテ、曾テ託宣抔云事ハナシ、我抔テ人ヲ誑也ト。○應仁ノ亂ニ、一條殿弟鑓ニテ突殺タトアリ。又此少後ニ、常ノ御殿ノ內夜ノ御殿ノ鏡紛失スト云事アリ。是ハ御拜ノ鏡カ、又ハ劍璽ニソヱテ、別ニ鏡モヲカレタカト也。○御影供ノ會ニ、押板ノ左右ニ何ヲ置ト云事アリ。此板ノ事シレズ。歌抔ヲ書テヲス板ヲ云カ、可レ考。○唐繪ノ泥ハ、日本トハ消ヤウ違テ、餘リ光リナシ。扨梅ノ花抔ノ蘂ニ泥ヲ用ルハナシ、尤鳥ノ羽ニモ稀也。是又一ノ目利カ。○延寶八年二月二十日、大坂ノ傍平野ニ一夜ノ內ニ雁鴨三百餘死ス。死ニザマニ人ノ尾ヘアガリ、色々狂死ニス。夜中諸人驚アヘリ。是ハ何方ゾニテ、一所ニ毒水ヲ呑タル成ベシト也。富士山ノ重レル頂上ニ水アリ。硫黃ノ氣ニテカナクサシ。是ヲ食ト鳥忽死ス。但馬生野ノ銀山ノ邊ノ水ニモ、魚鳥卽死スト云。砒霜又ハ礜石ノ類アル所ノ水ハ皆然リト也。蛇ノ、メル水モ毒有。○

鷹ノ鳥ノ味ノ善ハ、鷹取易ニヨリ若鳥ヲトリ付、大方若鳥故也ト、又ハ當座ニマルヲクムニテ悪血ヌクルト、又アマリ苦ヲセズニ一旦ニ死スルユヘ、肉不ㇾ損、ワナノトリ、又ハモチニテ苦痛ヲシテ死タル鳥ハ風味アシヽト也。〔割註〕幸充云、猿ノ斷腸、又ハ離別ノ斧肝ノ事、左モ有ナン。」樒ヲ佛前ニ用ル事、經書中華ノ書ニ不ㇾ見。日本ニテ仕來ル事也。此葉ノ形蓮花ノ一葉ノ形ニ似リ。夫故ニ用ユ。又舍利分散ノ時ニ、樒ノ葉ヲ庭ニマキ置時ハ、紛失ノ舍利必ズ此葉ノ上ニノルト也。サアレバ佛ニ縁アル木トミユ。〔割註〕幸充云、樒ハアシキ實ト云事ニテ、腎水ヲヘラス性ユヘ、僧ノ不婬ノ爲ニ用ユ。俗家ニハ不ㇾ宜ト榊氏云。」又世俗ニ愛宕ノ花ハ、常トハ違テ葉不ㇾ落ト云ハ、諸木共ニ水ニ付置バ、程ヘテ葉落ル。愛宕ノハ多ク竈ノ上ニ挿置ユヘ、直ニ枯テ葉不ㇾ落筈也。○鼠尾草(ミソハキ)ノ事モ不ㇾ見。是ハ水道ヲ通ズル能アルニヨリ、七月水ムケニ用ル。〔割註〕幸充云、往年江口氏云、半井卜養如二本文一答ト云、喉渇ト云ヨリ起カト。」溝萩(ミソハキ)ト云事歟。○武藏モ角田川下總トノ堺ナルヲ、今ハソトヘ出テ中川ヲ境ニス。サレ共砂ノ色カラガ別也。國々モ昔ハ土ノ色ニテ分タリトミヱテ、堺目ニテ堀テミレバ皆別也。土地ニ萬事ヨレリ。京近邊ノモ砂ガ年ヲフレバ皆土トナレリ。梅津バカリノ砂、年ヲ經テモ土ニ不ㇾ成、越前ノ石ハ大小ニヨラズ皆丸シ。○氏久ト云ガ、上賀茂ノ松下ノ一代ニテ、後鳥羽院ノ御子也。幼名ヲ氏王(ウヂノ)ト云、氏久、遠久、經久トツヾク。後鳥羽院ノ宸翰共ノツギ目ニ、此三代ノ名カキテアリ。○草氣人身ニフレバ血トマラズト云、古ハ刀ノ柄、又具足ニ革ヲ用ユ、如何ト也。○凡仙臺領ニ鯉ト松虫ナシ。松虫ヲ他所ヨリ取來テ籠ヘ入置共忽死スト也。大鷹モ弟ハ稀也。兄ハ多ク網ニ出來ル也。鶴雁鴨多シ。年頭ニ三ケ日ノ間、家中ノ禮アリ。三日ニハ野ヘ被ㇾ出、雉ノ追鳥狩アリ。仙臺ノ城ハ前ニ大河ヲアテヽ要害トス。岩石アル河鰷多シ。百間程ヅヽノ大橋十ケ所アリ。侍屋敷川ノ内外ニアリ。○今川家ニ木下藤藏、同藤次郎ト云名ノ侍アリ。木下藤吉ト秀吉ヲ稱セラレタハ、此二人ノ武勇ヲ慕テノ事カ。○矢瀬郷高二百七十石、施藥院、弘文院ナドノ領有。又小原ノ寂光院ノ領御朱印

三十石ノ内モ、八瀬ヨリ少納ム。八瀬ニ百十七軒古キ家アリ。此者共、小坊師ノセンノト云類ノ名ヲ付。此内ヨリ年老ヲ三十六擇テ、是ガ皆國名ヲツク、一人缺レバ又替ヲ其内ヘ入ル。是ガ鎭守氏神ノ天神ノ事ニ預ル。侍分ニテモ入人ハ卅六人ノ内ヘハ不レ入。八瀬祭ノ時三十六人ハ、淨衣白張ヲ着ス。其外ハカチンニ子持筋ヲ付テ素袍ヲ着ス。扨此所天神ノ阿闍梨屋敷ヘ手習ニ九歳ヨリ通玉フ時、此在所ニテ晝ノ休息所也。所ノ者貧窮ノ體ヲ見玉ヒ、釜風呂ヲシテ病人ヲモ治シ渡世ニセヨトノ事也。夫ニヨリ十歳ノ形ヲ束帶ニ作テ天神ヲ祭。又山門ノ下故ニ、山ノ鎭守山王二ノ宮ノ社ヲ合祭ル。祭日先ヘ出神輿ハ天神、跡ノ小キハ二宮也。三十六人ノ内一人ヅヽ社人ヲ勤ム。毎年大晦ガ交替也。扨八瀬祭ノ日、去年ノ先社務ト當年ノ社務ト兩人出テ、御戸ヲ開テ神輿ヘ宮遷ヲ勤ム。又九月十六日ニ又兩人出テ、御戸ヲ開テ神體破損ナキヤ、又御安座カヲ窺フト也。阿闍梨屋敷ハ横川ノ北名也。是ヨリ飯室ヘ十八丁、是ヨリ西教寺ヘ十八丁、東坂本ヘカ京ヨリハ近シ。扨此屋敷、今ハ上乘院ノ持ニテ、近頃寺出來ス。此上乘院今ハ法音院僧正ト云三ケ寺兼帶也。扨八瀬ノ人髮長キハ、世上ニハ淸見原天皇暫此所ニ御入ユヘ、其末ト云。是ハ謬傳也。慧心ノ生身ニテ冥途ニ參ラレシトキ、コンガラセイタカノ二天童現シテ供奉ス。冥官此者共ハ何者ゾトアレバ、シカ〳〵ト答玉、キタイノ事也。一人ハコノ方ニ留置度トアリ。ソノ代ニハ安樂花ノ實ヲ可レ遣トテ三粒アタフ。是ヲ種テ菩提ヲ願フ者ハ、卽滅無量罪ト申ス。携歸テ安樂寺ノ庭ニ植玉フ。今ニ三本アリテ不レ枯、葉ノ裏ニ實ナリテ菩提樹子ニ似リ。此金羯羅(コンカラ)制多迦(セイタカ)ノ天童ノ體ヲニセテ、髮ヲ長ク童子ノライヲ表ト云。(幸充云、還テ是後世ノ附會ナラン歟、難レ信。)扨此者共、八瀬祭ノ神輿ヲカキ、又安鎭法ヲ座主ノ禁裏院中ニテ執行ノ日、又大會ノ阿闍梨ノ輿ヲ舁、其トキハ髮ヲサゲ金ノトウ〳〵モトユヒニテ二所結テ、直垂ヲキテカク。此時ハ十三人出テ、長一人先ヘ行、以上十四人ヅヽ出。又山王祭ノ時、二宮ノ神輿ヲ舁ト也。八瀬ニ山門ノ末寺三十ケ寺アリ。質素ヲ守ラシテ下帶ヲサセズ。毎日在所中ノ非時齋ヲ食テ濟。コノ一統菴ト云ガ古菴ニテ、北谷ノ淨善坊ノ下

也。大原上野村、是ハ矢瀬ヨリ一里北、是ニ惟高宮アリ。アレタカト云宮モ有。コレハ惟高ノ靈アレ玉フニヨリテ、又祭ルカト也。高野村ニ千足ガヽケト云岸アリ。夫ニ義朝ノカヽレシ觀音、岩腹ニアリ。弓ノ先ニテ書レシト云。又此度ノ戰利運ニナラバ、過モ有マジキトノ盟ニテ、馬ニテ飛越所モアリ。其石ニ四蹄ノ跡今ニ在。高野祭モ三月五日也。八瀬ニ昔ヨリ鐵炮十五丁、弓十五張ノユルシアリ。是ハ田ヲ荒ス物ヲ打タメ、是ニハ運上モナク、所司代替ニソノ免狀ヲ先規ノ書付ニテ、コノ如クトリテ、在所々々デ其器量アル者是ヲスル事也。〇垂撥（スイバツ）トハ利休作也。張付ノ床ニハ掛花入カケラレヌユヘニ、此板ヲ掛テ其上ニ花入ヲカケル也。

二寸

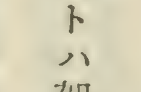


如レ此ノ形ニテ、琵琶ノ形ニ似リ。仍テ垂撥ト云。上ノ幅二寸、下ハ四寸也。掛ル花ハ花入ノ大小ニヨル故ニ、上下ヘカクル環ヲハシラカスヤウニス。床ノ三幅對ノ折釘ヲハシラスルガ如シ。上ウスニ上ニテハヾ四寸、下アツニ下ニテ二寸也。織田主計ニ利休ガ形ノ垂撥アリ。夫ヲ尾陽侯カリテ被レ寫ニ摸之一。〇鷹峯（ガ）、鷲峯（ガ）、天峯（ガ）ト次第ス。南ハ鷹、中ハ鷲、北ハ天、昔ハ丹波ヘノ海道多ハコレヨリ通フ。釜殿（カナイト）ト云モノ、今ノ光甫屋敷藥園ノ向ニ菴ヲ構ヘ茶屋ヲ立、往來ノ者ニ茶ヲ賣テ、扨駄別ヲトレリ。其代ニ禁裏ノ御湯ヲ沸シテ獻ズ。今ハ京ニ往シ、禁中ヨリ下行アリ。今其屋敷ニ釜殿ノ水トテ名水アリ。光悅町ハ四丁ニ八丁アリ。此地子今迄ハ一年六石也。閑松菴ノ屋敷ノ前ニ愛宕權現アリタルト云。今ニ礎磐ノ大ナル、又ハ瓦ノ厚三寸程ノ永キ平瓦アリ。和カニテ用ニハ不レ立。此所ヨリ今ノ愛宕山ヘ引ト云傳フ。スレバ今ノ今宮祭ニヒク愛宕ノ車ハ、地主ノ愛宕權現ヲ祭レル物カ。此車モ近頃出來、寸松菴ノ山夥シ。山隱ト菴ヲ云フ。〇狸ハ原山ニナラデハ不レ住。シゲリハ用心ノ心ニテ不レ住、洞穴ニ臥ス。犬ヲタラシテツリユキテ、思所ヘ引ヨセ、血ヲ吸テ放スト也。首カ又ハ前足ノツケネカニ穴ヲアケテ、スキト吸トナリ。〇或寺

ノ僧眞虫(マムシ)ヲカイ付、佛供ヲ飼、或時往僧夜中飯院ノ時、不レ知シテ蹈ト螫(サス)。ソコデ大ニ痛ム。眞虫ニ云ハ、虫類迚モ物ヲシラヌトテ怒ル。夫ヲ耻テ翌日何ヤラン草ヲクハヘ來テ、僧ノ眼前ニテ食ト即死ス。ソコデ扨ハ蛇毒ヲトル物ト思ヒ、其ヲサス所ニ付ルト卽愈。ソノ蛇ヲ葬テ大德寺ノ傳外ヲ招テ齋ヲスト也。○天カヘルハ情識深キモノ故ニ、黑モノニ付テ居レバ黑クミユ、青物ニソヒヲレバ青ク見ユ。蠅ノ糞ノ色ノ替ルガ如シ。○眞珠モ分(ブン)スルト也。舍利計デハナシ、目利ハ本舍利ハカナヅチニテ碎テワレヌヲ眞ト云、分メカラ大ニナルト也。○松浦黨計ガ肥前ヲ一圓ニ昔ハ取テイクト見ユ。下松浦ハ今ノ平戶、上松浦ハ今ノ唐津也。夫故ヒレフル山アリ。舊綱ガ子孫ト云、渡邊黨ト云。夫故肥前殿ハ幼名ヲ代々源三郎ト云。猪右衞門方ニハ源四郎トツク。綱ヲ箕田源次郎ト云ヨリ起レリ。箕田ハ武州也。後ニハ肥前ヲモ領シタガ、是興寺ト云ガ平戶ニアリ。七郎是興迚、松浦法印ノ祖父武功アリ。舊天台也。夫ヲ再興シテ寸松菴ノ末寺トス。○平戶祭九月二十日。七郎權現ト云。是興ヨリ先代ノ七郎トミユ。○天子ハズイトテ玉ノ笏、諸侯ハ牙ノ笏トアリ。スレバ日本ノ天子牙ノ笏ナレバ、中華ヨリノ封國トミユ。三韓ノ內百濟ハ、昔カラ日本ヘ從フト諸書ニミユ。新羅高麗ハトクト從事ハ不レ見。人質杯ヲ越シテ人數ヲカレル事ハミエタリ。〔割註〕幸充云、異國ノ封ト云、例ノ儒ノ癖也。新羅通用ハ神代ノ卷ニ見。○紫方袍ト云ハ袈裟ノ事也。衣ハ內衣袈裟カ。佛衣ニテ紫衣トハ袈裟ノ事也。○伏菟(ブト)



環(マガリ)、コノ形米粉ニテ搾テ油ニテアゲタル物也。春日ノ供物也。○朝陰晴ヲトスルニハ、



山第一ヒキクミユ、鐘太鼓ノ音遠所ヘヨクキコユ、又草木ニ露ノ早消、霜早消ルトキハ必雨降也。又山高ク、鐘太鼓ノ音サダカナラズ。草木ノ葉ニ露アリ。朝霜久クアル時ハ晴天也。又朝日赤ク、朝霜早ク消、尤東風吹時ハ、必一日ノ內ニ雨降也。○春屋ノ塔ヲ改葬スル時ミタレバ、壺ノ內ニ儼然トシ

テ形アリ。福ヲウケツクサズ。夜ノ御坊ト秀吉ノ御意、陰德ノアリタ人故ニ、形モ不レ壞歟ト也。三十年後改葬ノ時也。〇官者殿ハ、今ノ祇園ノ御旅ヨリ以前ヨリ有タカト云。依レ之祇園造營ニモ、公儀ヨリノ修覆ナシ。緣起ヲミレバ、天照太神へ對シテ、素盞烏尊惡行アリ。自今以後惡行ヲスマジキトノ誓ナリ。夫ヨリ誓ト云事起レリ。ソコデ吾勝々々ト、天照太神被レ仰シト也。スレバ官者殿ハ素尊歟。寺町東ニ入惡王子ノ宮ハ、泉涌寺來迎院ノモチ也。〇菊燈臺ノ下ニ置盆ハ打敷ト云。職掌ハ燈臺ハ木地、打敷計ハ胡粉ニテヌルモノ也。仙洞ノ歌合ノ時、勸修寺入道大納言ノ時ニテ、奉行ニテ吟場ノ圖アリ。〇昔ハ宮ノ內ニ板ノ押ヘアリ。是ヲ重葉(オモイバ)ト云。內ノ道具ノ押ヘ也。〇琴ノ譜ヲ載ルモノ、竹ノ組物ニテ結構成物也。是モ譜ヲ包ム帙ニテ包ミシ物ヲ、ヒロゲテ下ニシキテミル事也。〇二尊院ニ法然ノ七ケ條トテ、法義ノ事ヲ書シ遺誡有。此旨ヲ守ベシトノ事ニテ、百八十人ノ弟子ノ直判有。又古キ楾(ハンザウ)アリ。中ニ簀ヲ竹ニテ編テアテヽ有。昔一代天子落飾有ベシ迚、楾ニ向ヒ玉ヘバ、衣ノ水へ移ルヲミ玉テ、落飾ヲ止リ玉フ。兎角水ニ形影ノ移ルハ如何迚、夫ヨリスヲ置テ水ニ移ラヌヤウニセシト也。〔割註〕幸充云、貫簀ハ盥抔ニ有テ、飛汁ノカヽラヌ爲ニセシ物ト、夫ニテハ無カ。〇二階町ニ柳原家ノ家アリ。每夜靑火光ル。此所昔寺也。其時金銀ヲ埋ヲキタカ、金銀ノ氣、靑火出ト申傳ル也。〇原見石主水ガ林へ、家康公竹千代ニテ駿府ニ御座ノ時、小鷹ニ切々イカカヽルヲスヱ、アケニ來テ、腹ヲ立、三河浪人ニアキハツト申ス。後高天神ニコモル時、生捕テ切腹サセ玉フ。大河內助玉フ。又尾張ニテ幼ナカリシ時、百舌ノ子ヲ進スル河野藤左衞門ハ、一統ノ後御取立也。〇河原鷄(インヂ)ハ、義經幼少ノ時、鬼一法眼ニ習ヒテ是ヲス。皆競渡ヨリ發リ五月五日ニス。〔割註〕幸充云、異本義經記ニヨレバ、鬼一ガ軍書ノ爲、女ニ通ジテ傳タリ。然レバ印地ノ事抔、敎ベキ事ニアラズ。因ニ云、花月堂ヨリ此程、鬼三太事、犬追物ノ事、玉藻前ノ事、問ニ來ル。仍テ犬追物ハ道春作ノ書ヨリモ、小笠原卷物ヨリモ、盛長私記委曲也。即玉藻前ノ事モアリトテ遣ス。又玉藻前ノ事ハ、枯杭集玄能ノ所ニ見ユ。信

ジガタシ。又鬼三太者滿間ノ法種ガ子ノ由、義經動功記ニ有迚遣ス。鬼一ハ吉岡氏ノ由申遣ス。又北條九代記ニ、牛追物ノ事有レ之迚遣ス。鄙事ニ多能、且民間ノ稗史野文ニテモ、考テ取捨スベシ。徵トスルニ足ラズ共、是ナキニハ增ン、用捨ハ依レ人。○齋梓○生衣、筥ノ黑塗ノ上、若松金粉、鶴銀粉、脚ノカナ物眞鍮、押形紙紋、青貝、○琴ノ譜ヲ包ム簾ニシタル物ニ、紐ツキテ譜ヲ包テ、是ヲ經包ト云。夫ヲ琴ノ絃ヲシムル時ニ、只シムレバ疊損ズル故ニ、龍頭ノ所ニ、此簾ヲ押アテヽシムル也。○井伊兵部直政、初ハ万千代ト云。賴政ガ臣井ノ隼人ガ末ニテ、遠州ニ流浪セリ。○雜色朝夕築捧差俣トツヽク。又手俣棒ヨシト云。○慶長六年辛丑九月秀忠公關東御下向、夫ヨリ江戸城ニ還座シ玉フ。コノトシ伏見ノ城モ再取立玉フ。同七年壬寅四月廿八日、大坂ヨリ家康公御歸、禁中ニテ御能アリ。京都ノ御座所平屋敷ニテ要害宜カラズ。假ニ城塀ヲ構ヘ、御在京ノ折々休息ナサルベキ迚、二條堀河西神泉苑ノ北ニ、四丁四方ニ城ヲ築ントテ、諸大名ニ被二仰付一繩張ヲナサレ、五月三日伏見城ヘ還玉フ。二條ノ御所ト世人二條城ヲ稱シキト也。同八年癸卯三月廿一日、家康公參內ノ爲上洛、二條新御所ニ移リ玉ヒ、同廿五日參內、征夷大將軍ニ任ジ玉フ。同六月廿五日江州志那ノ蓮花一覽ノ爲、大津ヘ御動座、大津城要害惡トテ、膳所ヘ移シ、城郭ヲ構、大名ニ被二仰付一戸田左門氏鐵ニ御預ケ、帝都ノ外衞トセラル。○慶長十二年朝鮮人來。大德寺ニ宿ス。○慶長元年ニ秀吉大佛ヲ造立、地震ニテ本尊モ損ズ。重造立善光如來ヲ淺野彈正ニ申付、信州ニ遣サレ、如來ヲ受取被レ參、大佛ノ堂ヘ未ダ供養ナキ內ニ秀吉薨玉テ世上不レ靜。其上如來御座ノ國ハ、必衰微ストノ事ニテ、中一年有テ返遣セリ。秀賴前志ヲツギ銅像ヲ鑄ラル。初ノハ土佛故ニ、同七月十二日ノ地震ニ損ス。仍テ堂ノ內ニテ鑄、所々ノキズヲ補ン迚、銅ヲワカシテ入タレバ、中ノ柱ニ火ツキ、佛像ノ目口鼻ヨリ火出テ堂遂ニ焚ヌ。又秀賴ヲ進メ、東市正奉行ニテ慶長庚戌又再興。初ノ焚シハ慶長七年也。○白川關本朝陸地ノ眞中ト云。奥州サモアルベシ。廣所也。大坂ヨリ安藝マデ七日路、是ヨリ長崎ヘ五日路、扨大坂ヨリ江戸ヘ百卅里、是ニテ算テモ、

未ダ白川ヨリ奥是程アルト見ユ。松平和泉殿佐倉ヨリ唐津へ常ニカハレル思召ニテ所替也。此佐倉ヨリ唐津迄、海陸四百九十里餘トアリ。日本ノ東ノ果ハ鹿島ノソト海、西北ノハテハ唐津ト也。是ヨリ名護屋三里也。喚子浦ヨリ船ニ乘、壹岐并ニ對島ヘモ行。寺澤殿朝鮮陣ヲ立ル、時、三百餘トリ物ニ男ヲツレ來レリ。朝鮮ニテ照布(テリフ)ヲ今迄織タルト申者ニハ、布木綿ヲ、ラセ、茶碗ヲ燒タト云者ニハ燒物ヲ申付ラル。朝鮮町迚、二三町ノ所ヘ皆集テヲカレシト也。此時ヨリ唐津燒上手ニナルハ、高麗人カ。高麗茶碗ヲ燒シ仕立ニテ仕ル故ニ見事也。不出來物ハ谷ヘ棄ル也。其棄タル內ニ物ズキナルアマタ有ト也。今治(イマリ)ト云ハ、肥前內ニテ、唐津ヨリハ又程遠シ。此染物燒ヲスル所ハ、海濱ノ山ニ、幾村モアリ、夫ヲ船ニツミテ上方ヘ上スル。其船場ヲ今リトス。燒物ヲスル所ニハ非ズ。○名護屋ニテ秀吉ノ敷玉フ御床疊迚、カサネ疊二帖有。緣ハ白キ高麗ベリ、厚サ八寸餘、大サ二帖、シケバ八帖敷ニ二帖ノコクチニテ一盃アリ。スレバ幅間半(マナカ)ノ所ガ一間、長ミハ二間トミユ。今ニ箇入テアレ共、大方朽ザル所ヲミレバ、近江表トミユト也。唐津ヨリ壹岐ヘ海上十八里也。肴萬事澤山也。江戸ニ何事ニモ大ナル御仕置アレバ、長崎唐津淀ヘ告來。京大坂ハ不レ及レ申事也。椿ニ五六間宛ノ大木有。又南天多シ。唐津ヨリ五里脇ノ在鄉ニ、ソト河內ト云所ノ百姓、庄屋ノ所ニ三間半ノ南天ノ大木有。本ノ太サ七寸マハリホド宛ノ木五十本程有。實ハ二尺餘ヅヽ長クテ、實大ニ紅也。地ヲ築上タル所故ニ、地ノ內ヘ三尺餘埋テ有。スレバ本根ノ地ヨリハ三間餘ノ木也。山茶花ノ白キニ赤ク丸キ飛入アリ。哈正(マヽ)寺ノ御魂屋ニ、何方カラカ上リタ迚、椿ノ葉トアスナラフノ葉ト入交リタル白玉椿アリ。是ハ本ヤドリ木ガ椿ニアリテ一ツニナレル、ソノ種ニテ生ジタカト也。佐倉ニテ牡丹ノ實バエニハ、高麗ト世ニ云ベニ牡丹一輪ト、又大躰ノウス色ト、一輪ヅヽノ咲分アリ。此ラモ皆ウヱヨリ出來ルトミユ。○朝鮮ヨリ鶴多ク唐津ヘ來ル。日本ニ有時ハ大キニナル。コレハ朝鮮ハ寒國、日本ハ暖國ユヘカ、土地ニヨレリ。鳥獸草木共ニ然リ。○鬚ヲ筆ノ軸程ニミセテ、拔ヨキヤウニシタル鏡ヲ、鏡ヤ因幡工夫

ス。コレハ虫目ガネヨリ出ルモノスキ也。又人ノ面ヲ鬼ノ如クニアラクミス。是ハ中高ナル鏡也。又、クボケレバ其カヾミニウツセバ、面小クミユ。○泉南台覽記ト云モノ有。家康公ノ御事ヲ記ス、一冊アリ。○寛平丙子方長老事ノ後、初テ朝鮮ヨリ信使來レリ。○如木(ジヨボク)トハ、役人ノ內ニテ、何ゾ一役アレバ、夫ニツキテ裝束ノ色モアルニヨリ、夫ヲ入色(ニウシキ)ト云。平モノハ一樣ノ者ナル故ニ、白張ヲスベテ如木ト云、木形(キナリ)ノ心也。雜々ノ色ヲ着シテ使令セラル、者ヲ雜色ト云。○親王宣下有テ。儲君ニ立、東宮ニ入玉フヲ入第ト云。甲第ニ入玉フト云ノ義也。○香嚢モ八講ノトキ、出納方ヨリ威儀師ニワタス。坊官ノ內ノ人、法會ノ時ニ威儀師ニナル。是ガ萬事法會ノ式ヲ掌ル。ソノ內ノ上首ヲ惣在廳ト云。今ハ威儀師ト云。名立一人ノ稱號ニナレリ。行香トハ大法會ニ香ヲクバル事也。香ヲ賦リ行フ心也。此香ヲ入ル物ヲ行香袋ト云。○官職便覽五十五冊。出納萃菴作引事大全、西國太平記共ニ植木悅作也。啓運書五十冊、日澄作。○大和郡山ノ一里程脇ニ、超昇寺ト云在所アリ。夫ニ陵アリ。本多內記殿是ヲミテ、鷹野ノ邪魔迚堀ントス。息出雲殿、弟肥後殿供シテ參ラレ、御無用ト申サルレ共、領分ナレバ苦カルマジ迚、江戸ヨリ來ル江戸屋ト云カケヤ出合テ、大力故人足ト共ニ程ナク鏡ヲ一面取出ス。見事ニテ磨出スガ如シ。又堀レバ唐櫃ノ蓋ヲホリアテヽ、是ヲ取ントスルト、內ヨリウナル。ソコデ皆恐テ鏡モ埋テ舊ノ如ク築リ。程ナク此カケヤ煩出シテ一家ミナ死。又此頃參勤前ニテ、京ニテ內記殿乘物ヲアツラヘ乘初ノ時底ヌケテ、此年江戸ニテ煩、內記殿程ナク死。肥後殿ハ無事也。扨此鏡ヲ半分埋ル時ニ、龜屋勘十郎ノゾク、夫ヨリ片眼ヲ煩フ。西川織部ガ姪ナル故ニ。親ク此事ヲ淸水濕齋ニカタレリ。此陵ハ光明皇后ト云ヘ共、夫ハ多門寺ト云所ニ、聖武帝ト光明ト兩所ノ陵アレバ、コレハ上古ノケヤケキ帝王ノ陵ナルベシ。○水戸公ニ出來ル紀傳ハ、神武ヨリ百代ヲ限テ、時代ワケニシテ、本紀、世家、雜傳ト部分テ三十冊、眞名也。○延寶八年二月、阿蘭陀人獻上ノ土圭二尺四方程アリ。一度シカケテヲクト、三年其分ニテヨキト也。是長崎ニテ少シ損ズ。阿蘭陀人難儀ス。長崎ノ土圭屋

是ヲナヲス。印子ニテツガイ〳〵ニ、牡丹ノ花ガタノ釘二百程アリ。此眞クギニテトリ置也。是ヲ抜テナヲス。紅毛モ肝ヲ潰スト也。○和劑局方ニ、ゲイシハ牛乳也。練ヤウ有、瘡毒ノ藥也。但馬豐岡ヨリ三里奥山中、湯ノ島ノ湯水湯ニテ瘡毒ニヨシ。硫黄ノ香ハアリト也。海ヲ舟ニテユケバ二里程有ト也。○金子ニ鹽ヲ塗テ吹バ、金ノ位ハヨクナレドモ、兩目ヘル。此鹽ヲフケハ銀ニナルト也。○龍山ノ妹尼公ニテ、入江ノ御所ノ住也。コノ尼公大力ニテ、今庭上ニ一間程ノ大石アリ。夫ヲ自由ニ運轉ナサレシト也。是ヨリ先ハシレズト也。○堀川ニ酒屋太郎右衞門ト云者アリ。放浪タル性質也。夫ヲウトミテ、子ヲ産デカラ、二條殿ヘ乳母ニ出テ、康道ヲ守立ツ。此乳主ハ卽北小路宮内也。是ヲ召置レ、二條殿ノ家司ノ古キ氏ノ北小路ヲツガシム。扨其乳母家ヲ出デヽ、其後家ニ久使フ高麗人ノ女アリ。夫ヲ女房ニシテ子ヲウム。姉ハ大宮大藏入道宗雅ガ室、其妹ガ舘林ノ母公桂昌院殿也。此兄弟共ニ春日局江戸ヘ同道デ東行、姉ハ御意ニ不レ入、妹ガ殘テ舘林殿ヲ産リ。此弟モ舘林ニイデ八百石トレリ。宮内ガ子平四郎ハ四千石トレリ。此康道ノ乳母ハ、後ニ三位ト云。此人結構ナル心ニテ、彼高麗人ノ女ノ産ル子ヲモ、皆吾ガ子分ニセリ。○伊勢淺熊金勝寺、舊ハ眞言ニテ、弘法モ住ス、三代目也。スレバ舊キ寺也。本尊虚空藏。○大德寺ヨリ公儀諷經ノ江戸下リニ、長老下向金子十枚ノ御布施ニ、大方小判七十五兩被レ下。是ハ持參シテカヘリ、常住ニ納ム。自分ニハ拜領モナシ。常住ヨリシテ馬三疋トル分也。○クハシン居士ハ大和ノ者ニテ、桑山丹後守在所ノ者也。幼少ニテ高野ニ住ス。天性術ヲ得゛リ形ヲ德利ノ內ヘ入、又大塔ニ繩ヲ打カケテ上ル。夫ヨリ山ヲ追出、方々術ヲシテアリク也。○順德院ヲ九條廢帝ト云。スレバ淡路ト兩帝ヨリ吟味ノ物ニ可レ書。○昔ハ五位以上文武ノ官ニ不レ限、中務ヨリ位記出ヅ、六位以下ハ文官ハ式部、武官ハ兵部ヨリ出ヅ。扨三位以上ノ位記ハ、綠ノ紙ニ綠ノ袖也。神位ノ贈位贈官、寺ヘノハ白紙也。是ハ消息宣下ト云テ、多クハ陣儀ナシ。是ニハ皆故大臣……誰トカク。故ノ字ヲ死人ニハツクル也。消息宣下トハ、只書付テ遣ス事也。書中ニテス

ムト云心也。高貴贈官位ニハ陣ノ儀也。遠方ノ神位抔ニハ、陣ノ儀ニ不レ及也。大抵ノ位記ハ、五位六位ノハ強紙ト云テ、厚紙ノヤウナ上代紙ニニタモノ也。位記ニハ三所ニ月日御請印アリ。宣旨モ、宣命モ、御畫ハナシ。請印ハ申ウケ出ス天子ノ印ト云心也。昔ハ六十六ケ國、又一官々々ニ印アリタ也。○綸旨ニ某人可レ任ニ其位一者、コト、ヨムガヨシ。御堂道長ヲサガ吉ト云ヘ共、圓淨法皇ノ仰ニ、人ノ云來ル通ナガヾ吉トノ事也。一條兼良ハラヨシ。足利義詮ハアキ吉、ノリナラバ末孫義教ハナキ筈也。字ハ替レ共同ジ唱ヘハナキ筈也。○水戸樣ノ一代要記ハ鎌倉ニテノ記也。○柿ビタシト云酒、賀茂ノ松下ノ家ニアリ。常ノ酒ニツルシ柹ヲ漬テ置テ飲事也。コケレバ水ヲウメテ用ユ。鞠ノ時ニ息アイニ何ヨリ宜ト也。又上古ニハ鞠ノ時ニ、夏ハ冬ノ雪ヲ取ヲキテ、茶碗ニ盛テ出スト云事アリ。○公卿補任ニ、家康公迄ハアリ。十七ケ條出テ、武家官ハ公家ノ外タルベキト有ヨリ。武家ノハカヽズ。○將軍宣下ニテ公家衆其後參向ノ時、江戸ノ殿ヘ公卿上ラルヽト、副使ノ者高聲ニ御昇進トヨバヽルヨシ。○詔止良方ハ詔ト云事也。○主鈴ノ者。應仁ノ亂ニ紛失セシヲ拾テ上ゲシヨリ、直ニ主鈴ノ役ニナレリ。請印ヲ預ル。御請印一度押ニ十石下行アリ。身下トテ身ニアテヽ五石トレリ。十石ハ印料也。○煠刀自。○侍公トハ二條良基ヲ云。○堂上方ニテ人ノ肉ノ付タルヲクソヅクト云。○導師ノブシト訓ズ。○魚焚鼈ト云。今云ハ此字也。今大德寺大川ノ正月十五日ノ古溪忌ニ、豆腐ヲ薄四半ニ切テ煮テ、中藥ニヲク。是ヲ焚鼈トカク。昔俗家ニ鼈ヲ燒テ出タトミユ。夫ヲ豆腐ニテ似セテシタルトミユ。○梅酒。梅干鹽ヲ出シ、酒一升ニ廿五入、砂糖四十目入、二日程ニテ吉。又五月ニ梅ムキヲシテ干ヲキ、何時ニテモヨキ程入、土ニ四五日埋テ出シテ用ルモ有。右二色共ニ、春白梅花ノ梅ヲカゲホシニシテヲキ、酒ヘ入レバ香ヨキ也。○血綿ト云物、近頃若狹ノ海ニミユ。是出レバ兵亂ニタヽルト、古來云リ。赤キ綿ノ如、ユブ〳〵スルモノ、幅一間程ニシテ平キ物、五里モ十里モツヾキテ有ト也。○陸奥國南北十二日、東西九日ノ行程也。第一名ゴソノ關、第二白川關、是ヲ二所ノ關ト

云。○主上勅筆ニ法華經ヲ一品アソバセバ、囑累品ヲ定リテアソバス故實也トゾ。短キ故ニ此品ヲアソバスカ。○禁中ノ御格子、中古マデハ一枚ニテ內ヘアゲタリ。今ハ上下ヲ二枚ニシテ、外ノ方ヘツキアグル也。○江戶ニテ僧中ノ御禮ハ、大方天台、眞言、法相、華嚴、禪、律、淨土、法華、一向宗、時宗トノ次第也。五山ヨリ以上十五人。以下略。○前ノ鯛ト云ハ、西ノ宮ノ前鳴尾ノ海ノ鯛也。西園寺家記ニ、十月ニ前ノ鯛ヲ群臣ニ賜フト云事有ト也。○刀脇指ニ三百貫マデバ折紙アリ。夫ヨリ上ハ代不知ト云物也。○御靈ノ齋竹ハ、竹屋町ノ竹屋ヨリ一左右次第ニ、竹ヲ根共ニ堀テ、上下ノ御靈ヘ持參スト也。何ノ祭ニテモ所〻建ノ齋竹ハ、根共ニ堀ガ故實也。○古今傳授ノ時、上間ヲシツラヒ、天井ヲ錦ニテ包ミ、中央ニ案一脚ヲ置、其上ニ第一明鏡、第二水精ノ玉、第三ニ紫ノ袋ヘ入テ劍ヲ、キ、扨洗米ヲ土器ニモリ、錫ニ御酒ヲ供ズ。是ハ三種ノ神器ニ表シタルトミユ。洗米御酒ハ住吉明神ヘ供物ト、飛鳥井一位殿物語也。平人地下ノ傳授ニハ右三品モナシ。洗米御酒計ノヨシ也。○延寶八年庚申五月七日ヨリ、古今御傳授新院ヨリ當今ヘ始ル。其前住吉ノ氏人ヲ召、五十首ノ御製ヲ住吉社ヘ奉納。此時三日ノ神事也。御相伴ノ近衞殿モ同前、五月一ケ月ハ每日講談アル筈ヲ、十二日ニ大樹ノ事聞ユ。五日ノ慶朝ユヘ、此事モ止ム。御相伴ノ近衞殿御歌同前。扨御祝儀ニ新院ヘ金子二十枚、樽肴、近衞殿ヨリハ金五枚也。此黃金共ハ五(後カ)藤一代ノ判、一人ノヲ揃ユ。是ニ手間入一判ノ金集リ兼シト也。宗祇時ヨリ五枚、三條逍遙院、宗祇ヘ右ノ金子ナクテナラズ、法ハカ、レヌ迚、宗祇密カニ大內ニカリ、逍遙院ヘ遣シ、夫ヲ禮ニ取テ、其儘大內ヘ返スト也。殊勝ノ事也。主上御傳授ノ時、其席ヘ未傳授ノ者ハ入事ナラズ。故ニ日野亞相、中院亞相配膳也。○鞠ノユルシニ、紗ニ浮紋ノ白ト、又スリ薄ハ平人モナル。金紋紗ハ飛鳥井殿外ハナラズ。○ソクヅ商陸ニ似タリ。コノ陰ボシ。忍冬陰干等分ニシテ、水ニテ煎ジ、ニヱタツ時ニ少シ鹽ヲ入テ、アタ、ミノ內ニ、疵丼ニクジキ等ヲ洗ヘバ和グ也。アタ、メテサイ〳〵洗ヘバヨシ。○木筆ヲ用ル事、布ニハムクゲノ木ヲ用、墨ヲカクスニハ塗物ニ直ニ入ヲク

ガ吉、ト入木書ニアリ。○武家ノウブギハ白綸子、同ネリ、長二尺七寸ニシテ三ヅ、三カサネニシテ、白油單ニテ上ヲ包ム。夫ナガラ出ス物也。○楠正儀ハ後村上ノ時三位ニ叙ス。〔割註〕幸充云、太平記評判ニ、正成正行ニハ大ニ劣レル旨委シ。○天神十號相傳　好去、都率天、阿彌陀、道良、篠魔宮、地藏、道信、樂變化天、文殊、道直、帝釋天、大日、道眞、人間安樂寺、十一面、廣幾、色無色天、釋迦、眞道、他化、自在天、眞道。神ト顯シ玉フ、過去七佛ノ内、道貫、四天王、良道、忉利天、南無大政威德天滿大自在天神　我無父母令出世一切衆生能引導道非二一心　於日夜實名知者應守護。こゝろたに誠の道に叶ひなはいのらすとても神や守らん　南無正覺眞道如來　慶長十七年季秋下旬五日　權中納言菅原朝臣



五條爲經也○狩野榮德伏見全盛ノ時、畫ヲカキニ徒歩ニテ、自身長刀ヲカタゲテユキ、歸リニハ禮ノ拜領物ヲ、長刀ニユイ付テ歸リタトゾ、カロキ事トミユ。○弘法ノ卷物長キアリ。此内ニ内外書三百餘軸寫印アリ。唐ニテ草稿也。○弘法ノ十喩ノ贊ヲ、中古ノ僧寫ス。夫ヲ又光悅寫ス。其奥書ニ、用紙二十六枚沙門仁海トアリ。墨付ト云ヨリ、用紙ハヨキ也。○加賀中納言殿道中ニテ乘物ヘ溲瓶ヲ入ラル。隨分ノキレイズキナレ共、道中ニテ乘物ヨリ出テ小用アレバ、末々マデ下馬ス。萬人ノ妨迚、如レ此ヨキ心入也。○琉球ノ今ノ王ハ、鎭西八郎爲朝ノ末也。爲朝大島ニテ死去ノ分ニテ、琉球ヘ渡リ伐平ゲテ主トナレリ。松前ハ義經ノ末ト云。○宿紙、今水雲紙ト云。三長記トテ三條長親ノ記錄ニアリ。禁中ニ中古女中ノ文反古多シ。其外ニ御書ステノ反古多シ。打チルモ如何迚。是ヲ引サキテ紙ニ漉ス。舊反古故ニ漉返シテモ色黑シ。扨色ノアシキニ構ハズ、職事ハ多物ヲカク役ユヘニ、職事ノ方ヘ遣シテカヽス。夫ヨリ口宣案モ直ニ此紙ニ書クニ成タ

リト、油小路大納言殿物語也。○下括トハ、指貫ヲ中クヽリニセズ、跡ヘ引事也。クヽラズニ永ク引ク、著座抔ノ時有事也。東福門院ノ三回忌ノ著座ニ、清涼殿ニテ一條殿並勸修寺ト著座ノ時、如レ此アトヘ引テ見事也。惣別中括ハ、行歩ノ自由ノ爲ニテ畧也。殿上ニテハ上古ヨリ如レ此。○親鸞ハ兼實ノムコト云ヘ共、夫ハ年數齡不レ合。謬傳トノ說アリ。○公家ニ閉門ト云號ナシ。朝參ヲヤメラレ、官職ヲ被レ召上一人ハ、自身門ヲ閉蟄居也。○一條殿ニ子ナク、花山ノ子ヲ養テ、夫カラ清花ノヤウニ成タルユヘ、今ノ內房ノ父ハ法皇ノ御子分、今ノ內房ハ新院在位ノ時ノ御猶子也。代々天子ノ御子分ト云ニテハナシ。○笛ハ海上ニテ吹ハ、三里程キコユ。ヒチリキハ遠音キコヘズ。○セゴシ斑トハ、背ヨリ迹足ノ方ヘサガル斑。別レ角〔割註〕常ハ向合、コレハソレト違、片ハリ、片ハ如レ此背クナリ。月額ニ白キ月ガタアリ。右崩御ノ時、河內邊ヘユキ買求、常ノハ銀二三枚也。是ハ常ノ人モ忌ユヘ、下直ニテ二三十目ス。○主上後水尾院崩御入棺、導師ノ外僧十人、宮ハヲサメオキ、布ヲ一疋ニテ二ツニ合テ、長サ四丈程ニシテ、此カラゲヤウ故實也。先ヲ切ズニ、長クアマシテヲク。是ヲ子孫長久ノ表ト云ヘ共、サニテハナシ。御車ヘノセアゲニ、此先ヲ持、車ノ內ニテモ、ハダヘ結付テヲク事也。サテ泉涌寺ヨリ徽宗ヲ筆ノ三尊像ヲ中ニカケ、屛風ヲ立廻シテヲク、合メニ不動ヲカケ、是ハ惡魔降伏ノ爲カ、畫像ノ屛風ニカケヲク。扨七人ヅヽ一晝夜勤、三時ノ勤行、夜ハ二人ヅヽ不寢番ヲス。○惣別ノ字モ二ツ也。惣テト別シテト也。通稱別稱ノ心也。能化所化ヲ能所ト云モ、ヨクスルト化セラルヽト云心也。天龍八部ト云モ、天龍ガ卽八部ノ內二ツナレ共、此二ツケヤケキ故ニ、天龍八部ト云。○凡ソ沙門ノ法、誰ニテモ燒香導師ヲ勤ルモノ、臨終ニモ參ル者也。○紀州和歌山ヨリ和歌ノ浦ヘ五十町、是ヨリ紀三井寺ヘ五十町、粟島明神ハ賀田ト云所ニ座ス。是ヘ二里、藤代峠ヘ二里、新宮、本宗、那智、由良ト行也。

○東寺ノ少北大宮通ノ西頰ニ、フルイノ宮ト云アリ。大坂陣ニ、諸侍甲冑ニテ此前ヲ通ルニ、馬振ヒ

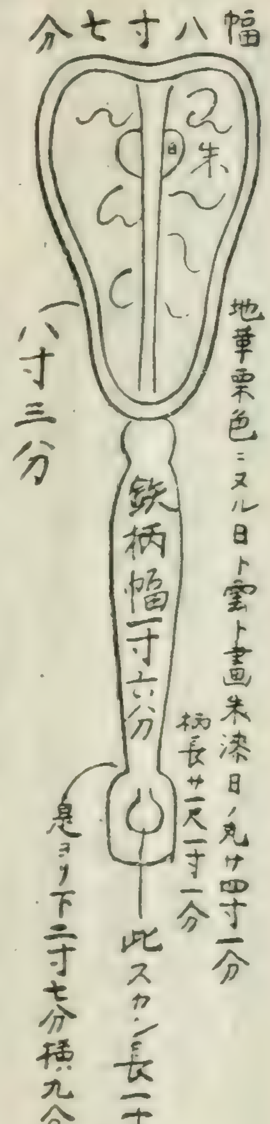
テ不ㇾ進、驚テ下馬ス。今ニ繪馬ニ鎗長刀ヲ持セル武士ノ行粧ノ繪アリ。神體可ㇾ考。源家ノ歷々ノ社成ベシ。○祭主ノ門外ニ、諒闇ノ内ハ札アリ。諸人不可入門内事トアリ。○明後十一日奉爲後水尾院御中院。於般舟三昧院可有。御經供養御導師可。令參勤給者依。天氣上啓如件。後八月九日。謹々上、積善院前大僧正御房。權右少辨俊方奉。凡書法ニ三日ヨリ内ノ日限ニハ、明後日十一日奉爲―如此書者也。三日ヨリ外ノ日限ハ、來ト書者也。進上ノ字ヲ書ハ、第一之崇仰也。僧正ハ參議ニ比スル故、謹々上トカク。去共進上ヨリハ一等下也。兩頭ヨリ大納言ノ方ヘノ一通ニハ、進上ト眞ニテカク。中納言ニハ進上ノ字ヲ草ニテカク也。又一通ノ觸狀ノ下ニ、兩頭ヨリマハスニハ、大納言迄ハ奉ノ字ヲ、其自分ノ交名ノ下ニ奉ノ字ヲカク。中納言以下ハ、奉ノ字ヲカヽズ。五位職事ヨリノ一通ニハ、中納言マデモ奉ノ字ヲカク、一通ノカキ出シモ、其觸手ノ官ノ高下ニヨリ少替ル事アリ。來五日奉爲　後奈良院於般舟三昧院可有。御經供養御導師可令參勤給者。依天氣執達如件。九月二日。謹上。上乘院僧正御房。左中將慶親。コノ一通ハ左中將ヨリユヘ、謹上ト斗書也。○本阿彌ノ三ケノ事、目利。磨。拭ガ表藝也。此内ニテ拭ガ第一ニテ成ニクキ事也。○兀子。親王ノハ墨塗ニテ、上ニ白綾ヲ張ル。其餘ハ木地也。○御葬送御車ノ跡ニ、退紅ニツキテ雨革ヲ御車ヘカクル。棹持ト云モノ今度初テ出來。○般舟院ニテハ七々毎ニ導師替ルニヨリ、其時々々ノ導師忌佛ヲ申請テ被ㇾ皈、泉涌寺ハ寺中ノ導師故ニ寺ヘ納ル。一體昔ハ二百目、今度ハ銀壹枚也。古ハ白檀、今ハ榧木、女院ノハ檜木ヲ黄ニ染トノ說モアリ。○攝家江戸御城ニテ、上段ノカマチヨリ上ヘ四帖目公方座、三帖目近衛殿、二帖目鷹司殿御入。今度ハ御參向御苦勞ニ思召ト、近衛殿挨拶也。參着ノ刻モ、早々御使被ㇾ下、今度之儀ハ目出度思召候トノ事。○高倉ハ公方御出、兩袖ノ口ヲ押タメラルヽ分也。是ガ衣紋ノ役也。其時苦勞ニ思召トノ御挨拶。今度ハ御會釋バカリ也トゾ。○麥ト赤小豆トヲ二紅ト云。鹽ト大根ト葱トノ外ニ又、三白ト云物アリ。可ㇾ考。○隨身ノハク太刀、熊ノ皮ノ尻鞘（シサヤ）ト云。シリト不ㇾ云シト計云也。○寶積經

ニ、鬼子母神、諸人ノ子ヲ取食、其戒ニ鬼子母大勢アル子ヲ、一人鉢ノ底ニ隱玉ヒ、夫ヲ尋悲ニテ思ヒヤラセテ、夫ヨリ人ノ子ヲトル事ヲ止。○關防ノ印ト云ガ、中華ノ書畫ニアリ。日本ニテ肩ノ印、勅印ト云モノアリ。物ノヘダテ境ノシルシ也。○一條殿ニ釋奠部類ト云アリ。上古ハ悉ク禮服ナルヲ、後ニハ儒家、又ハ其家ニテナクテモ、表役ヲスル人計禮服、其外ハ日本ノ束帶、是ニテ漢和シレテ尤也。事文類聚ニ、釋奠濟テカラ、道家ト佛者ト議論ヲサセタ事ハアレ共、日本ノヤウニ、儒ノ論並ニ講尺、又ハ詩ヲ作ル事ハナシ。是ハ日本流也。高座ヲカマフル事モ日本流、三牲ノ内、豕ヲ中古雉ニ代ル尤也。○崩御ノ御車作料八木五十二石ノ物也。今度ノハ車ノ内ミヱテ惡キ迚、織席(ムシロ)ヲカク、常ノ織席ニハ高麗縁アリ。是ニハ縁ナシ。是故實也。勿論出絹モ白キヲ用ユ。御車ノ迹ニ御淸所ノカロキ役人、並ニ北面等ノ供ニ、一日晴ニ布直垂ヲキセテ、長柄笠ヲサカサマニモタス。是ヲ弓ト見誤ルト也。○智恩院ニ、後柏原院勅書ニ、日本淨土惣本寺トアリ。此取次ノ外ノ出世ハ破却スベキト有。是ハ燒失ス。此先規ニ任セ遣サル、トノ同文言ニテ、正親町院ノアリ、今ニ存ス。○東大寺三藏ニ、日本惣國分寺ト云古キ勅額アリ。○吉事ノ著座ハ前着(ツキ)、凶事ノハ後着(ウシロツキ)、席ノ前ヨリツカズ、後ヨリツク事也。○双親ノ内一親(カタ)有テモ、其内ニ主上並ニ一親ノ爲ニ喪ニテイテ、凶服ヲ著スルニ、裾(スソ)ノ事跡短ク著ナス法也。後ノ方ノ左ヲ、少シ挾ムモヨシ。跡ヲ祝スル心デ、後ノ方ノ裔(スソ)ヲ短クアトヘ引スガ故實也。烏帽子道服モ、一親ニテモアル内ハ不レ著法也。腰ニモアリテ、衣ヨリ出タル物故也。當官ノ若キ衆ハ、双親ナクテモ不レ着。是ハ老後四十以上ノ人着スル法也。○天子ノ穢ト下ノ穢トハ混ゼヌ物也。故ニ上ノ諒闇ノ内モ、臣下ニ私ノ穢アレバ、定リノ日數程蟄居スル也。倚廬ノ事。延寶八年、法皇ノ時ハ、御學問所ノ床ヲ、地ヲ去事七寸ニ切下テ、大抵ノ常ノ床ニハ三尺五寸餘下ルト也。十二日ニテ倚廬ハ御出ニテモ、五十日ノ精進故ニ、倚廬ヲ御出ノ時モ、魚(マナ)ノ御膳今度ハナシ。扨倚廬ニ竹柱ヲ用ユル事多シ。故ニ禁中ニ常ニ竹ヲ不レ用。倚廬ノ軒ハ地ヲ拂ト古法ニアレバ、今ノ乞食ノ藁屋ノ如ク、

片庇（カタヒサシ）ニシテ地ヘ軒ノツク法也。○上賀茂ニテ、神供ヲ入テ首ニ戴キ、婦人抔ノ運ブ四角ナ櫃ヲ竈食（コウジ）ト云。〔割註〕幸充云、日州ニテ葬送ノ時、位牌枕食等ヲ載セ、下女ノ持テ供スル物、白木ノ一尺二三寸四方ノ蓋ナシノ筥ヲ、ロンジト云。文字未レ考。槅子ニテ無歟。○天子ノ崩御ノ時、御車ニノラル、泉涌ノ長老モ、鬒紫衣ニテモ、此時ハ鼠色ノ鈍色ヲ着ル筈ヲ、今ハ故實ヲ知ズ。紫衣ヲ着スト也。諸宮門主モ、父王ノ喪ニハ鈍色也。扨日本ニテ、大臣ノ僧ヘ被物ヲ勅會ニヒカル、コトハ、舊宮門跡ノ古カラ、導師ヲ勤ラル、事アリシヨリ事起ルト思ハル。唐ニテハ三公ノカヤウノ事ハナシ。三公ノ僧ヘ三拜サヘセラル、人ハ、一兩人ナラデハ無カト思ル。可レ考。○播州明石邊ハ、田一反ニ籾一斗程マク。大和郡山邊ハ、一反ニ籾二升ニテ吉。扨植ル時ハ間ヲ二尺程ヅ、置テヨシ。上下ノ間ハ是程違フ也。○紀州那智ヨリ西北ヘ五里ニ色川ト云所アリ。此所ニ平ノ維盛入水ノ分ニテ籠居セリ。維盛ノ石塔アリ。並ニ社アリ。所ノ氏神ハ別也。維盛ノ孫裔色川角太夫迚、今ニアリ。卅人程下人モアリ。紀州侯ヨリステ扶持十人被レ下。是ヨリ手前ニ小松權介ト云者アリ。山家安田ト云所ニ住ス。是モ同末ト云ヘ共、サシタル文書モナシ。色川ガ家ニハ、文書、系圖、綸旨、院宣モアリ。平家ノ家ノ紋アル赤キ旗ニ、蝶ノ文アル古キ旗于レ今アリ。維盛ノ城迚、平ナル臺アリ。ノボリハシヲ掛ネバアガラレズ。以下略。和歌山近所日前宮ノ司ヲ國造ト云。出雲ト是計也。○高野ニ日本靈異記三冊書（ノカキ）本アリ。元亨釋書ニノスル奇異ノ事ハ、皆是ニアリ。虎關ヨクミタリトミユ。賴朝每年正月八日ヨリ十三日迄、鶴岡ニ參籠也。其留主ニハ歴々ノ大名、御殿ノ番ヲ一晝夜ヅ、勤ム。于レ時秋田ノ城ノ介泰盛ガ當番ノ夜、障子ヲ密ニ外ヨリ開キ、絹カツギノ者通ル。盜ト心得ノガスマジ迚、長刀ニテツク、何者ゾ名乘ト云。賴朝ト答玉フ。扨此手ニテハ死スルダマレ／＼トアリ。其内ニ家禮出合、城介生害セントス。賴朝固ク制シ、必ズ生害サスルナ。サアレバ枉死シル、トノ事也。ソコデ頓死ノ分ニス。東鑑ニ、二年ノ闕ノ内ノ事也。態トカキテ置タカ。夫ヨリ城介ハ、入道發心シテ高野ヘ上リ覺地ト號ス。二位殿

嫉妬ブカキ故ニ、參籠分ニテ女房ノ所ヘ通ハル、ヲ、楚忽ニ城介ツキシト也。此事珍布事也。此書ノ奥書ニ、諸樂古京藥師寺ノ沙門景戒錄ストアリ。色々ノ事ヲカキ集シ聞書本也。〔割註〕幸充云、盛長私記賴朝馬入ニテ落馬、程ナク薨ノ由記ス。考合スベシ。」〇阿保親王室業平母曰ニ伊都ニ。〔割註〕幸充云、今岡丹波舌耕ニ、伊豆ト云シ、誤成ベシ。」〇千利休ヨリ、燕ヲ客來ノ一味ト云。〇春日社ニ雀板ト云物有、凡ツ雀ヲ畫テ、上ヨリ蛛ノマヒサガリタル所ヲ書リ。是ハ其蛛ノ下リタル廣狹ニヨリ、神道ノ盛衰ヲ考ル儀アリ、其年ノ豐凶ヲ占フ心也。古アリタル事ヲ圖ニシタル物成ベシ。〇右ノ板長六尺、横一尺五寸、其板ニ雀九畫、上ヨリ蜘蛛糸ヲ引テ下ル、雀一羽飛來テ此蛛ヲ取體也。蜘ト雀トノハシノ間ノ遠近ニヨリ、神道ノ盛衰ヲ考儀アリ。盛ナレバクモト雀トノハシノ間一分半也。今書クハ爵ト蛛ノ間三分ニ書リ。是レ非也。又蛛ノ下テ在ル所一分有也。亦非也トゾ。〇勿體ナシハ物體ナシニテ、事ノ體ナキ心。〇博奕ウチハ重言、バクウチト云事也。〇女中ハ給ヲ幾ツモ重ヌル式也。源氏ニ末摘ニ、後ニ參會アル時、貧ニ成テ革キヌヲ著テ見ユ。アハレニミユト書リ。取合ヌ心也。〇般舟院ヨリ毎年歲暮ニ、米二重ト淺漬トヲ禁中ヘ献ズ。又女中ヘ米五升ト錢十文ヅヽ、十二包上ル。〇古今傳授ノ間ハ、天井ヲ錦ニテハリ、四方ニ水ヒキヲハレリ。人丸畫像ヲ掛、廣蓋ヲ眞中ニヲキ、紫ノ緒ノ太刀、六角ノ番合ニハ水精ノ玉ヲ入、圓鏡ヲ前ニタテリ。扨古今ノ筥ノ右ノ方ニ置、座敷ノ中央ニ臺盤ヲヲク。此禮盤ノ上ニ傳授ノ師アガル筈ナレ共、卑下ニテ不レ被レ上。其間ヘ天子御通ナレバ、地布ヲシク。又禮盤ノ左右ニ白布ヲツミヲケリ。〇マガリ土器ハ、耳ノ内ノ方ヘカヾマル小土器也。天子ノ天盃ノ時、上段ニ坐玉ヒ、四方ニマガリカハラケヲノセ置、先ニ昆布トアハトヲ置、アハトハノシノ事。主上ノ酌ハ大納言トル。夫ヲ兩頭ノ内出デ、取次デ下サル。是ヲ天盃ト云。肴ハ不レ被レ下。天酌ト云ハ多ハ女中トレリ。後ニヒキ、屛風タテリ。〇春日社ノ内、少ヲモタル分ニハ、末社ニテモ庭ノ掃除ヲスル時ニ、雲絹トテ黑染ル布ノ幕ノ如キ物ヲ前ノ檐ヨリカケヲク。是ハ塵ヲ社ヘ掛マジキタメ也。切々掃除スレ

バ其儘置コトモアリ。○寺ノ本尊ノ前ノ柱ヲ大光柱ト云。來迎ニテハナシ。○古北猪熊ニ獄舍アリ。是ニテ罪ノ輕重ノ吟味而、重罪ハ猪熊ノ下九條ノ末ニテ斬罪、此所ニ活早社トテ神社アリ。是ニテ死活場祭ト云事ヲシテ、斬罪ノ人ヲ弔シト、古キ書ニアリ。今壬生井千本念佛ヲ融通念佛ト迄云ヘ共、右ノ死活場祭モ神社絶ルユヘニ、此兩場ヘ預テ祭ラスルカ、兩所共ニ咎人ノ弔ユヘニ、所司代ヨリ米出ルト云ヲ以ミレバ是成ベシ。○イビツ形ヲ、唐ニテ隋ト云。○佛ト云訓ハ、浮屠又ハ佛陀家ト云事ノ昔ヲカリテ云ヘリ。○厘等。唐人コトバニリントント云。是レイテン具ノ事也。唐人詞ニリトング、日本人誤侍。○塗乙。塗ハ物ヲ寫スニ消事也。乙ハ點ヲカケテ字ヲナヲス事也。○太秦桂宮院ニアル太子軍配團圖式



○稻荷社ヘ神ノ影向、今長曆ヲ以テ推レ之、則二月九日初午ノ日也。依レ之九日ハ不レ用、初午ノ日ヲ會日ニ今ニ用ル也。○辛酉ハ金ト金トユヘ、兵仗ウゴク年迚、改元有。一說ニ、神武天皇元年ガ辛酉ノ年ユヘニ、其吉例ニテ改元アリ、元年トストノ說アリ。○者執達如件。下ニ字ナク、者ドマリナレバ、コト、ヨムガ吉。○官務白紙ニハキ出ス、白紙。○天子ノ御點ヲ、御爪點ト云。○後深草ノ代九年、補任ノ闕一代要記ニアリ。○伊達家數代奥州ヲ領ス。政宗ニ至テ父祖ヨリモ彌大身ニナレリ。上方ヘ通路モナク、本ヨリ何レヘ從フ事モナカリキ。秀吉公勢强ク也。小田原北條迄ヲ隨ントノ企ヲキヽ、隨從ノ心アリ。小田原着陣ノ少シ程ヲヘテ、政宗自身大將トナリ、礫柱五十本持セ、秀吉公ノ陣

ニ來リ、淺野彈正ヲ賴ミ、段々延引ノ分ヲ申述、此咎アラバ召連ノ家ノ子ニ至迄命ヲ奉ン迚、如ㇾ此云々。長政宜ク披露。秀吉公大ニ感ジ、卽對面ト也。此時分迄、奥州ハ大童ノ躰、袴肩衣抔モ不ㇾ用事也。此時長政ノ心入ニテ、上下ヲ着シ、禮儀ヲ被ㇾ調。此恩ヲ大ニ感ジ、此後親昵他人ニ異リ、朝鮮陣ニモ幸長ト云合モ有シ也。後讒言ニテ幸長逆心ノ聞ヘアリ、長政共ニ蟄居也。此間政宗ヨリ一度モ見舞モナク心入少モナシ。後此難ハレ候時、政宗昔ノ懇志ヲ忘レラレタル迚。長政父子大ニ怨ミ、代々末々ニ至迄、政宗一家ト斷絶有ベシト云定ラルヽト也。○天地根源歷代圖、有二一卷一。永仁五年一天下德政ヲ行。是德政之始也。沽却田畠其外質物悉皈二本主一。○下ノ石神(イハ)アリシ岩ヲ高松殿ヘヒク、夜々光ル故ニ、高松殿ノ乳母ノ所緣ノ、今上京ノ石神寺ノ坊主ニ被ㇾ下。此坊主ハ薩摩栗生蓮乘寺ノ僧也。良純ト云。○公家ノ齒黑、并ニ眉ヲ十六迄剃ラルヽ事モ、二百年餘以來ノ事ニミユ。上代ノ事ニハミヘズ。是美麗ヲ專ニシテ、婦人ト混雜ヨリ出ル事トミユ。○若君御方城中ヘ入シメ玉フ由、目出度思給候。宜樣ニ御申賴入候。近衞殿ヨリ老中ヘノ御直書、月日ノ下ニ御書判バカリ。○他國ヘユキ、水土ニ不ㇾ服時ハ泄ス。吾鄕國ノ土(石カ)ヲ一ツ持參シテ、何ヲニルニモ、ソノ鍋釜ノ內ヘ其石ヲ入レバ、吾國ノ水味ニ成テ不ㇾ泄。幸充云、以上遠碧軒隨筆一册拔書之。

〔割註〕幸充云、遠碧軒聞見隨筆、寬文十年正月ヨリ起筆同迄二七月一一册、全拔萃。延寶分先拔之。次第不同不ㇾ全仍斷ㇾ之。」

○齋藤內藏介ハ明智內ニテ、三人ノ家老ニテ、殊ニ崇敬、ザレ言ニ內藏介殿ト常ニ申サレタリ。六月二日ニ信長公ヲ生害致ス前、朔日ノ夜紙帳ヲ張、紙帳ゴシニ內藏ヲヨビ密事ヲ告、內藏申スハ、勿體ナキ事也。乍ㇾ去思召立事ナラバ、是非モナキ事ト云。ソコデバタリト刀ヲ鞘ニ納ム。扨紙帳ゴシニ申サレタハ、刀ヲ拔タヲミセジトノ事也。內藏介若否ト云ハヾ殺サントノ事也。扨諸軍ニシラシタハクラガリ峠ニテノ事也。夫迄ハ中國出陣ノ體ヲ、信長ノ御目ニカケニ京ヘ上ルトノ事也。扨桂川ヘ朝

六ツニ着、折フシ船ニ船頭乗テイタヲ、船ヲ奪ヒ是ヲ殺シテ、内藏介其首ヲ明智ニミセテ首途ヨシト云。扨信長生害ナサレ、又人衆ヲ三條河原ニテタテナヲシテ、城介殿ヘ取カク、其時モ内藏人數ヲ率ヒタテナヲス、明智ミテ今ニハジメズ見事ニ立ラレタリト云。扨其後大閤御上リ、大徳寺葬禮シテ、今ノ惣見院ヲ建ラル。安土ノハ此後ニ建。○木箱。〔割註〕大徳寺北派ハ六勺ヲ一合ト云、南派ハ五勺ヲ一合ト云テ、二ツニテ本一合ニシテ食スト、略之。〕○燒物ヲ包ム疊紙ノ折ヤウ、近衛樣ニテモ、宮樣ニテモ、御自身折玉フハ自然ト見事也。燒物ノ香合ヲ包テ床ニ置テ見事ナ物也。又金銀ノ佾ニテ仕タルハ城殿ニアリ。燒物調合ノ時ハ、御自身屏風ノ内ニテ、近習ノ小性一人御手傳ニテ合サル也。燒物ハ香具ノ疊ミヤウガ專也。是ハ人ニ見セラレズ。○冠ノトキ髻ニカブスル物ヲ巾子ト云。冠ノ緌ハ、唐物ノ組物ニテ、ヨキハ殊ノ外高直ナ物也。チヾミタヤウデ見事ナ物也。扨冠ノ上ニ、タテテアル物ハ、羅ト云テ、ウスモノ計ニテミヘスク物也。是大法也。西方ヘ出タ物ヲ角ト云。甲ハ磯ト云。海邊ノ磯ニ似タル心也。前サガリニテ濱邊ニ似タリ。磯ヒタヒトモ云。又天子ノ冠抔ヲ作花抔ヲサスニ、巾子ニサスト也。今指處ヲミレバ、兩方ノ角ニ指テアリ。スレバ今云角ヲ巾子共云カ。又巾子ノ根ニサセバ、巾子ニ指共云ベケレバ、内外ノ替リ計、今ハ巾子ニモ、下地アリテ、上ニ羅ヲキセタモノナレバ、元來ハ内髻ニハサヤヲキセ、外ノ冠ノハ羅バカリナルヲ、今ハ一ツニシテ、冠ニシツケタルニテモ有ベシ。エイハ二枚アル物ニテ、片々ノ方ニツキテアルモノ也。 如此ナ物也。此ハヾノ廣キ方、右ノ方ニアルヤウニサス。○吉野ノ花ノ盛ハ、大方洛陽淸水ノ花盛ガ最中也。是ヲ考テユケバ不レ違ト也。〔割註〕幸充云、篤信ノ吉野山ノ圖、諸州廻、又錦小路ノ吉野參詣道ノ記可レ考也。大峯ノ事略。〕○出家ノ衣ノ色ニハ、五色ノ外ヲ着ヨト云フ式法也。木蘭色壞色青色ヲ云。木蘭色トハ木蘭木ノ色也。然レバ黄ニ黑キ色ナルベキニ、今泉涌寺ノ衆ハカキ色ニシテ、木蘭色トテ着ス。壞色ト

ハ敗壞ノ色ト云心ニテ、何共シレヌ損ジタヤウナ色ノ事ナル故ニ、今ノ泥染抔ト云フ色ニテ、鼠色ノ少シコキヤウナ物也。青色ハウスアサギノ色也。○八方荒神ト云ハ、八方ノ神ヲ祝タル成ベシ。今ノ荒神河原ノ荒神ニ八角石壇アリテ、夫ヲマハルニテ知ベシ。○四條ノ御旅ノ南ニ冠者殿迚、誓文ヲ云ヒ商參ル。近頃ハ誓文ノ免ヲ出ス。今ノ兵部ガ、是ヲ町人ノ手前ヨリ買時ニ、古キ皮籠ニ古反故共ノ入タヲ渡ス、アケテミレバ誓文ノ許ヲヤリタ事抔アリ。夫ニヨリテ今專ラユルシヲ出ス。世俗ニ昌俊ガ社ト云ハ誤ル。ソノ南ニ惡王子ト云社アリ。是ハ山王ノ末社ニテ、泉涌寺ノ持也。○法然ノ念佛三昧ト云ハ、尤モ示ニ有事ナレ共、人ニヨリ坐禪工夫モ示シ、第一禁酒、五辛ヲ忌レタ事、舊記ニミヘタリ。兎角相手ハ器量程ニ示ス事、尤師家ノ事也。〔割註〕親鸞ノ月輪殿聟年齡不レ合、又五戒ヲ持ツ連狀アリテ不審シトアリ。假令妻ヲ遇セラルトモ、中年後ノ事歟。」○寛文十年五月十二日江戸ニ灰フル。白シ、硫黃クサシ。淺間ノ燒ルヤケボコリ、空中へ吹上、又風ニテ來ル成ベシ。〔割註〕幸充云、以前小豆ノ京ニフリシ時、諸人不レ解。予云、西川氏ノ萬物怪異辨談ニ、如レ此品多シ。不レ可レ奇ト、人々見レ之、始而醒レ目。○添水、又ハ玄賓僧都ノツクラレタ物故ニ、僧都共云來ル。又ハ我亙々共云、コレハ添水ヲナル音ニツキテ、直ニ名ニナル事也。此外田地ニ鳥獸ヲ追ニハ安民、是ハワラニテ人形ヲ作リ置事也。ヒタ、是ハ板ヲ繩ニテサゲ、夫レニ小サキ木ヲユヒツケヲケバ、板ニ右ノ木風ニヨリテ扣如クニアタル故、此音ニ驚ク也。鳴子ハ竹ヲヒン編木ノ如クニシテツナギテヲケバ、風吹時ニ鳴ル也。○宮本ノ公卿補任ハ、上古ヨリ書テ五十冊アリ。扨天正以後ヲ別ニ五冊ニシテ、是ヨリハ武家ノモ參議以上入テアリ。武家ガ入テシニクサニ別ニシタモノカ。○細川幽齋ノ親ハ三淵也。幽齋ハ公方ヨリ細川ヲ下サル也。○今ノ船岡山ニ、古へ船岡山ノ墓シルシト云テ石塔アリ。夫ヲ利休トリテ、一ノ上ヲ自身ノ石塔ニシテ、今大德寺ノ內聚光院ニアリ。中ハ芳春院ノ水鉢ニナル。下ハ高洞院ニアリ。是ハ二條院ノ墓ト云傳フ。然ルヲ如レ此。ヨツテ共罰ニテ利休終ヲヨクセズト云。〔割註〕幸充云、

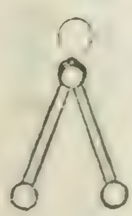
罰モ左ゾァラン。彼利休ガ僭上言語同斷。山門ノ像以下多シ。終ニ梟首セラル。其身町家ノ者トシテ、カヽル事是ヲモ忍ベクンバ、孰ヲカ忍ベカラザラン。然ルニ今ノ茶好者、彼ヲ貴ブ。吁、孔子ハ盗泉ニ渇ヲ忍ビ玉ヒシヲヤ。」○壽ヲ賀スル詩ヲ壽章ト云。○公方家六月嘉定ハ、室町將軍家ノ比ヨリ始ル。六月熱トテ涼ノ御遊アリ。揚弓ヲ射テ射勝タル者ガ錢ヲトリ、十六文ガ物ヲ買テ食フ。嘉定錢ノウラニ一文字ヨリ十六迄アリ。嘉定十六年アリタル故也。今堂上ノ女中ノ文ニハ、嘉通ノ御祝トカク。嘉定通寶ノ心也。○近江八景ノ歌并ニ名ハ、三藐院殿作也。○天台大師、天台ノ三大部ノ內、止觀ノ空假中ノ三諦ヲ、不見不聞不言ニ比シ玉フ事アリ。夫ヲ猿ニ表シテ、傳教大師三ケノ猿ニ刻ム。是傳教作ノ猿アリ。今ノ粟田口ノハ新シキ物也。中古ハ青門ノ下ニテ、道心者預テイル。今ハ院家知レ之。〔割註〕幸充云、三未ノ猿ノ事、庚申傳ニ云、理ハアリテ未レ決、是ハ別ニ辨アルベキ也。」○音羽瀧ハ源山科ノ音羽ノ在所ヨリ來ル。音羽ノ在所迄ハ川流テ、是ヨリ地中ヲ行テ、今ノ清水ノ瀑ト成テ落ト云。〔割註〕越前ノ朝倉、清水ノ觀音ヲ取テ、越前へ下ル。今ノ淸水ノ本尊ハ、新シキ物ト云ツタフ。扨南光坊ヨリ大猷院公へ三色ノ名物ヲ上ル。內ニ此朝倉ノ家ニアル觀音ノ像アリ。是ハ卽日光門主へ下サレ、今ハ日光ニアリト云。實否。」○本朝通鑑二百冊。自二上代一迄二稱光院一出來。八千枚ホド、其後永祿迄者中書モ出來。今四十年餘殘レ共、天正、文祿、慶長、多年ニ候得者、五十冊モ可レ有レ之。一兩年ニハ成功ト、弘文院ヨリ寛文九年臘月十八日申來ル。○天子ノ短冊ニハ御名乘ハナシ。阿茶丸抔トカヘテノ名ハアル物也。○祐盛ハ東山殿ノ侍ニテ、狩野越前介ト云。此廿代程以前ノ先祖ヲ狩野介宗茂ト云。于レ時東山殿ノ座敷ノ繪ヲ、小栗宗丹ニ書セラルヽトキニ、祐盛ヲ奉行ニ御申付候。其時ニ繪ヲ習テ繪ノ家ニナル。祐盛法眼ト云。宗丹、雪舟弟子也。二代元信、コレヲ古法眼ト云。俗名越前守元信、名ノリヲ直ニ名トス。奉公ヲヤメテ上京ニ居テ、扇ノ繪抔ヲ書レタリ。舍弟雅樂助モ繪ヲ上手也。內義モ繪ヲ書レケル。卽正榮母也。三代正榮民部法眼ト云。後ニ盲ト成。四代榮德以下略。○

高野山金剛峯寺學侶衆、院號四百間餘、寺役スル僧三百餘、一人シテ二三ケ院カ、ユル者アリ。弟子ヲ合テハ五百人モ有ベシ。碩學料百石ヅツ八ツアリ。聖方院百四五十アリ。僧ハ三千餘アリ。行人方院二千四五百。僧六七千アリ。客僧院百四五十、僧千人モアリ。以上知行ハ二萬千百石餘有。〇七堂ハ山門、佛殿、法堂、庫裡、僧堂、浴室、東司。〇肥前ノ浮嶽ハ高山ニテ、西國ノ富二ト云ナラハス。〇公家ヨリ公ヘ奉ル欵狀ハ、欵ハマコト、云心ニテ、吾誠心ヲ吐露ス。欵ナレ共クワトヨム。〇叡山元三大師ノ像ハ勅封也。古例ニテ極月ノ末ニ、毎年上京般舟院ヘ持參シテ、正月三ケ日ハ般舟院ニヲキ、正月四日ニ般舟院ノ僧、禁中ヘ持參シテ勅封ヲ改ル事也。元三大師ハ繪像也。〇今ノ京一條ヨリ上ハ出雲路ト云テ、中古ハ在鄉也。應仁亂ノ後ノトキハ、鴨川モ今ノ柳馬場ヲ流ルト云。混ト東ヘツキ出ストミユ。〇妙心寺ノ西ノ夏野ハ、古ノ天子ノ狩場也。〇瀨田ノ橋ノ下ヲ浚ヘ、東ノ方ノ岸ノ出サキヲ切トル。是ニテ近江ノ知行二十萬石ノ益、下河内ニテ二萬石ノ損ト也。〇修羅三番迚、修羅ノ能ニ太鼓ノアル事、實盛、賴政、頭長也。實盛ノハ大事修羅ノウチコミト云事アリ。淸經ノデハノ音取ノ笛大事也。松風ノキリニミトメト云事アリ。松ヲミトムル事也。〇江戶町人角屋敷持タル者ハ御目見ス。權現樣ノ時ニ、町々角屋敷ヲタテル事ハ、人ノ否ガル事ユヘ、其キボニ御目見ヲ被仰付トミユ。角ハ物モイリ、又ヤグラ抔ヲタツル故也。江戶ノ始リノ事ノ例トミユ。〇天守ノ土ダイノ木ハ、槻ニテ九間ニ三尺四方ノ木也。富士ノ裾野ノ御厨ト云處ヨリ十八本伐出シテ、稻葉美濃殿ヨリ先年アガル。今一本大木アリ。是ハナニゾノ時ニ迚キラズニアリ。〇シル谷ガ、古ノ鎌倉ヨリ京入ノ道筋也。〇山臥ノ上ニ着ル素襖袴ノヤウナ物ヲ篠懸ト云。扨袴ヲ摺ト云。信夫摺抔ノ類ニ摺繪ヲシタルト見ユ。頭巾。〇トキラ罪トハチイサキ罪ノ事也。〇突吉羅罪上ニ云、突ハ惡、吉羅ハ作ト註ス。小惡業ノ事也。〇梅輪内ト云事ヲ、今ハ丸ナケレ共、ウメハチト云。〇尾張ノ江戶ノ多門ニテ、或侍ノ庭ニクチナハハゴタマリテイルヲ、其外ヲヒキカヘル輪ヲカケテマハルト、混滅々テ水ニナル。其上ニカ

ヘル小便ヲシカケテ砂ヲ掛テ皈ル。去程マタ其上ニヒラ茸ノヤウナル菌生ヲ、又カヘル出デテクラフ、奇代ノ事也。〔割註〕又クチナハノ口ヨリ吐白沫地ニ落テ、平葷ノヤウナル物ニ成テハユルト也。是ハ毒也。○近衛殿幡枝ノ八幡ヘ鳩ヲ十放生ス。田地ヲ荒ストテ、地人訴訟ス。ヨツテ八幡石清水ナラン、ヘ送ル。翌日悉ク本ノ處ヘ皈ル、不思議也。○禁中ニ正月ニカザリヲスル事ナシ。是ハ常位神事清淨故ニ、改ムルニ不レ及ノ義也。○小笠原ノ家ノ門松ニハ、下ニ敷居ノ心ニ柱ヲ、ク、ケハナシヲハヅシテ無キハ不吉ノ事ユヘニ、蹴放ノ心ニ是ヲ置。是故實也。○鎮州大蘿蔔ハ、大ナルハ馬ニ一疋程ニ一ツ着事也。是程ナルガ出來レバ豐年ノ瑞也。三十人程シテ食之。○雪中ニ奉雉繪ハ、源氏御幸ノ卷、冷泉ヨリ小原ノ狩ニトレルヲ奉。○大村殿ノ領ヨリアコヤト云テ、貝ノ玉出ル也。唐ノ蠙珠ノ事トミユ。唐人今ニ高直ニ求ム。是ニテ大村殿利ヲ得ルト也。此珠ニ大小アリ。今ノ菓子ニアコヤト云テスルモ、此アコヤ貝ヨリ似セテ名ク也。○信濃ハ寒國ナレ共、樹木殊外成長ス。推量スルニ、寒スル事ハ地形高キ故也。地高ナル故ニ、地中ヨリ陽氣盛ニウカブ故カ。日本ノ地モ關八州ヲ先關東ト云來ル。東ニテハ上總下總ノ邊迄ガ正東ニテ、ソレヨリ出羽奥州ノ邊ハ北西ヘフル也。然ル故ニ、此邊ハ寒シテ大雪フル。尤エゾ松前北ニアタル。西國肥前薩摩ノ抔ヨリハ、外ノ濱、仙臺ノ沖ヘハ、指渡シテ海路甚近シト也。○日本國ニテ越中ハ、中納言家持ノ領所ニテ守護故、風景ヲミタテラレシカ、名所夥シ。扨ハ信濃ニ多シ。○鳥飼近江在所、鳥飼宗慶、近江侍二百年程ニナル。此後六十年程シテ、宗慶ガ筆法ヲ、同國侍飯尾彦六左衛門カク、二人鳥飼飯尾流ノ先祖也。○大坂ヨリ橋本ヘ九里、是ヨリ高野ヘ四里、高野ヲミルニハ、橋本ニ泊テ高野ヲミテ、又橋本ヘ出ルガヨシ。○四月申日、日吉神事朝辰剋出京。山中越白川ノ石取場ヲ遊覽、山中ノ在所ノ一里程手前ノ路ノ東北ニ、石佛二ツ有。城州江州ノ堺也。一向ニ江州、一向ニ城州。夫ヨリ志賀ヲ越社ヘ詣ズ。七社幷ニ八王子ヘ登リ拜ス。慈眼大師ノ塔木像アリ。戸帳ニ二引兩ノ紋アリ。山上ニ東照宮アリ。扨祭禮ニ付七社ノ神輿拜殿ニアリ。中ニ一社コレ大宮也。左右ニ三社

ヅツ有。扨社ノ前ニ幸鉾（サイノ）一本ヅツアリ。鳥居ノ外ニ横棧敷、又北ニサジキ一、南ニ二アリ。谷々ノ衆分テ見物ス。祭ハ八ツ過也。其前ニ右ノ棧敷ヘ山門衆入ル時ニ、坂本ノツギ〳〵ノ衆徒、甲冑ニテ供奉シ、棧敷迄送テ又皈リ、祭ノ前ニ社家兩人馬上ニテ束帶、コレ宮遷ニ登山、此兩人神體ヲ神輿ニ移スティ也。幣ヲ持參シ、徒步ニテ社家五人、何レモ束帶黑裝束也。扨神馬七疋登山、尸（カミシロ）ノ童（ワラハ）五人、馬上ニテ登山。扨衆徒幷地人神輿ヲ迎ニ登山、此儀式コト〳〵シ。其第一ニ獅子舞ネル。是ハ右ノ棧敷四間ノ前ニテ笛ニテ舞テトヲル。其次ニ田樂法師一人、狩衣ニテ四間ノ前ニテヱボシヲ着テ拜シテ、ビンサヽラヲ鳴シテ通ル。程ナク神輿ヲ大勢舁テ走リ、舁リテ七本柳ノ舟場ヘユク。其間本社ヨリハ二十町餘アリ。扨舟ヲ二艘ヅツカラミ、夫ニ神輿ヲノセ、唐崎ノ邊ヘユク。御輿舟七艘、神馬舟七艘、幷ニ獅子舞田樂等モ舟ニノル。此神輿七艘ニ、芦浦ノ觀音寺セキ舟ニ舟ジルシ、舟幕、何レモ赤シテツイテノル。是海上ノ警固ノ心也。扨辛崎ノ海上ニテ御供舟一艘來リテ、七社トモニ三方ニテ御供ヲ備ヘ、直グニ湖水ヘ沈ム。大カタ二十四時アリテ、湖面ヘ浮出ト云傳フ。扨御輿舟吾先ニト漕戾シ、御還リニハ七本柳ノ前ヲノリ過、半町バカリ北ノ方比叡辻ヨリアゲテ本山ヘ戾ル。此時節ハ大カタ鷄鳴ニ及事多シト也。御供ハ粟津七鄉ノ內、一鄉ヨリ每年替々アグルト也。粟津ハ膳所ノ內也。御供ノ御膳ヲ調進スル所ユヘ膳所ト云。〔割註〕元ハゼンショナルヲ、俗諺ニゼヾト云キタル也。」御供ノ舟ニハ、船印ニ花ヤカナル事ヲシテコギ來ル也。右ノ神輿ヲ舁者ハ、八瀨、一乘寺、修學寺、舞樂寺、坂本方々ヨリノ寄合者ニテ、請取々々有テ分レテ舁事也。一社ニ百斗程ノ人也。扨上ノ鳥井ト下ノ鳥居ノ間四町也。其馬場ノ左右ニテ見物ヨシ。上ノ棧敷ノキハ程神妙ニテヨシ。殊ニ北ガハ能ク見ヘテヨシ。衆徒ハ大方東坂本ニ住ス。妻帶ニテ出入ノ坊有テ、ツキ〳〵ノ者也。愛宕ノ中衆ノ類也。山王祠輿ノ出ル少前ニ、大ナル大木ノ榊ヲ七八人シテ、神前ヨリ白丁舁出シテ、御輿舟ニノスル也。又鉾七本太刀等、神主持參シテ舟ヘ乘スル也。山王ノ末社ニツンボノ神迚、聾（ツンボ）ヲナヲス盟アリ迚、聾人參

ル。石ヲ以テ扉ヲ扣ク。夫ニヨリ小社損ズル也。大宮ノ前ニ猿ヲ三疋カフテ有。唐崎ノ面ヨリ比叡辻ヘコギ戻シ、濱ヘ神輿ヲアグル時ハ舁手ナクテ、方々カリ出シテカヽシテ山ヘ入ル也。是ハ夜陰ニ及故、舁手ナキト、又唐崎ノ濱ニ七疋ノ神馬ヲ舟ヨリ上テツナギテ、夫々ニ七社ノ札ヲ付テヲク。神輿唐崎ノ面ヲ漕出ト、右ノ神馬ヲ牽テ、山ヘ神輿ヨリ先ヘ歸ル。モハヤ此神馬ニ乘テ、神體ハ山ヘ歸ラセラルヽト云故ニ明ゴシ成故ニ、舁手モ出合兼ルト也。扨觀音寺ノ舟ハ、松倉周防殿作リテヤラル。命ニテ舟印ノ赤ノボリニ、山法印觀音寺ト白ク染ヌキテアリ。甲冑ヲ帶シタル衆徒ノ先ヘ、綿帽子ヲ頸ニマトヒ、黑衣ニテ練ル者ハ、右ノ衆徒ノ內老僧ニ成タル大將分ノ者也。淸水坂ノ弦指ノ內ノ六人ノ大將ノ類也。扨大木ノ榊ハ、七日前ヨリ大津ニタテヲク、榊ヲ祭日山上ヘ持參シテ立テ、又舟ヘ持參シテノスル。○葵祭ニ社家不ㇾ殘葵ヲ髮ニサゲ、桂ノ枝ヲ白ハリノ懷ニサシテ、賀茂ノ後ノ山ニ詣ズ。此所ニ靑松ノ枝葉ニテ假ノ祠ヲ建テ、其前ニ御供ヲソナヘ、各米錢ヲ捧テ拍手ヲシ拜シテ歸ル計也。此假宮ノ所ガ、明神ノ初テ降下シ玉フ所也ト也。ソコヲ祭ルテイ也。



カヤウノ紋ヲ千切(チキリ)ト云。大方唱門師ノ家ノ紋也。下機(シハタ)ノ道具ニアル物也ト、俗ニ榺ノ字ヲ書。幸充云、小童手本ニ多藤ノ字ヲ用フ。可考。

○祇園ノ木瓜ハキウリノ事也。今ハモツクハト心エ、ボケノ事ト思ヒ、クハノ紋ト云誤也。扨鷹司殿ニキウリヲ忌、殊ニ輪切ニ切ル事ヲ忌。不審、可ㇾ考。○板頭(バントウ)ト淨土宗ニハ云來ル。僧ノクビタテ衣ヲ僧綱ト聖道ニ云。是ト公家ノ裾トハ日本ノ製。○勝軍山ノ少シ南ニ木瓜(キウリ)山ト云アリ。此處ヘ祇園ノ神初テ降臨ト也。瓜生山ト此邊ノ總名ヲ云。宗祇作ノ名所集ニアリ。○興福寺ノ大會ニ僧衆夜出仕ニハ、提灯ニ俗姓ノ紋ヲ付テ、段々ニヲシタツ、人數押ノ如ク也。○泉涌寺ノ山上ヘ、每年如法經ヲ書テ土中ヘ納ム。經塚ト云。○相思草一度用レバ忘レ離レ難キト也。河豚魚ヲ西施乳ト云心ノ類ナルベシ。朝鮮人ハ專ラ烟草ト云。○烟草ハ日本ニテハ關ケ原陣ヨリ後ノ事ニテ、六十五六年ニナル事也。

去レ共南都興福寺ノ三ツグラニ、大ナルキセル有ト也。スレバ其以前ヨリ吸事アリテ中絶シタカ。但異朝ヨリ渡リテ珍シキ物ユヘニ、三グラニコメタカト也。又烟艸ヨリ外煙ヲ吸モノ有タル歟。○今ノ烏帽子ハ、唐ノ世ノ樂天巾ノ、華陽巾ノ、九峯巾抔ノ體シテ似セテシタルカト也。衣冠ハ唐ノ制度ト云事、ヨル處アリ。○四天王寺ノ火行道ニハ、地下人頭ニ小キ面ヲカケテネル。皆見事ニテ青黄色々ノ彩色アリ。珍敷面トモ異形也。大方天部ノ面ヲウツシタルカ。○淫肆佛書ニ傾城町ヲ云。室ノ泊、江口、神崎ニテ、遊女ガ舟路ノ人ヲ慰ニヨリ流ノ女ト云。○比丘左簓、昔釋尊ノ姉僑曇彌ト云ケルハ、摩耶夫人ノ妹、是比丘尼ノ始也。聖德太子ノ時、百濟ヨリ尼法信初テ日本ヘ來、日本ニテノ比丘尼ノ始也。○行狀、吝姫、歩意々、草鞋、箏笊、左往右往、純、白砂、席駄、三谷、痴者、隔子、頬車覆。○惣嫁、サウヨウト云イ。〔割註〕幸充云、太夫天神ナド云モサウヨメ也。然レバアタラヌ事ニヤ。但シ下品ノモノ故分ケテ云。誹諧抔ニハ早歌、桑下、左乎可ト書シヲ見ル。職人歌合ニ云立チ君ノ事也。待君ト云ガ傾城、大ハ茶ヤ女ナルベシ。島原ノ前ヲ衣紋ノ馬場ト云。遊人爰ニテ衣紋ヲ改。」○古ノ東海道ハ富士ノ芦鷹ノ間ヲ通ル。其中ニ横走ノ關ト云アリ。足柄、淸見、横走ト云。芦高明神ケタカクテ、重服穢ノ人ヲ嫌フニヨリ、今ノ道ヲ通ルト也。○漢宣帝ノ時、米一石當五錢。通鑑綱目。○賀茂ニ三月九日ニモ少ノ事ナレ共競ノリ、又四月晦日ノ夕日ノ頃、氏人馬場ヘ出テ馬ノ稽古ヲスト也。此式面白キト也。扨五月六日ニ馬ニノリタル者ノ分、今宮ヘ行テ拜殿ニテ千度ヲシテ、扨走テ歸ル。ソノ内ニ馬場ノ埒ヲ仕舞ヲク法也。若其間ニ杭ヲヌキ殘スカ、掃除ムサケレバ、其請取ノ分ノ杜モ柴モトラル、法也。○自讃歌ノ歌カルタハ三百四十枚アリ。○佛師定朝ハ法成寺ノ御堂共ノ佛ヲ造ル賞ニ法橋ニナル。是佛師任位ノ始也。○大太鼓ハアマベノ内橋本權兵衛ト云者造レ之。筒ハ近江ノ山中ヨリ出ト云。夫ヲ又アマベニテナヲス。○三十三間ノ矢數ノ起リハ、東山今熊野觀音堂ノ別當ナニガシノ坊トヤランガ弓ヲ好ミ、八坂ノ青塚ヲイノベヲ以テクリ、其販ルサニ三十三間ニ休ミ、繰矢ニテ射ソメシヨリ事起レ

リ。〔割註〕幸充云、都往來、淺岡氏以ニ根矢五十一ニ通ズト云ハ此後カ。又天下一ノ分ハ、日次醜滿ニ記ス。慶長十一年正月十九日通矢五十一、淺岡氏。」古ハタッヒヤウト云テ、カロキ矢ニテツギヱンヲ搆ヘ、風ニ任セテ遠矢ヲ射ル也。〔割註〕幸充云、太平記ニ本間孫四郎遠矢ノ事アリ。」此始ハ松平下野守殿内川瀨權内也。遠矢ノ無双ハ同内村田與介也。○卅三間ノ射前ハ、緣ノ小ロヨリ七尺九寸目、緣ノハヾ七尺三寸、長サ六十四間一尺八寸六分、緣ノ南ノ小口ヨリ北ノ小口マデノ寸法也。ツリ柱ノ太サ一尺八寸　緣ノフチヨリ柱ノ間五寸七分一ノタルキ、高一丈六尺五寸二、高一丈五尺九寸九分、マス形高一丈四尺七寸八分、同ハヾ一尺三寸五分、クラミノ高一丈七尺五寸五分。○童隨身ト云事アリ。今知レズ。源氏ニ出タル事也。今推量スルニ、今ノ法事ノ時ニ、門跡衆ノ供ヲシテ、先ヘネル大童子小童子ノヤウナモノトミユ。是ニハ天冠ヲキタモアリ。又ハ髮ヲ垂テイルモアリ。又紫下濃ノバサラ本結ニテ髮ヲユフモ有。其髮ヲ結タル者ニ童隨身ト云トミユ。紗ノ袍ヲキル物也。一日晴ニハ金襴ヲモ着スル也。此裝束ノ古キガ、樂人ノ辻伯耆ガ所ニアリテ出ス。不審成事也。但上代ニ樂人ノ子共抔ガ、童隨身ニ成タル事アル故ニ、伯耆ガ所ニモ有タルカト也。○西門跡ニハ築地ニ白キ筋アリ。東ニハ筋ナシ。隱居ユヘニナラヌ事カ。又一本寺ナレバナルトミヘテ、佛光寺ニモ筋アリ。此筋ニモ、禁中ノト、築地ト、又公家ノトハ、筋ノフ　トサ幷ニ筋ノ間ニ少ヅヽ違アリト也。可ㇾ考。天國ト云太刀、大方日本ノ刀ノ鍛冶ノ初トミユ。是ヨリ以前ノ刀脇指ハナシ。是大同年中ノ者也。是ヨリ以前ハ大方劍ノナリニシタルトミユ。扨牛井瑞雪ニ代々所持ノ劍アリ。長サ一尺餘



カヤウノナリニテ、ツバモ直ニ作リ付タ物也。是ハ宇佐八幡ヨリ和氣淸麻呂ニタマハリタルト、牛井家ニ云傳フ。覺束ナキ事也。本阿彌光甫了簡ニハ、是ハ唐ノ劍ニテアル ベシト云。公方昌山ニ三ノ寶劍アリ。二ツ銘コレ兩作也。二人ノ名祕密ニテ、本阿彌アラハニハ云ズ。鬼丸是ハ粟田口國綱也。太傅太

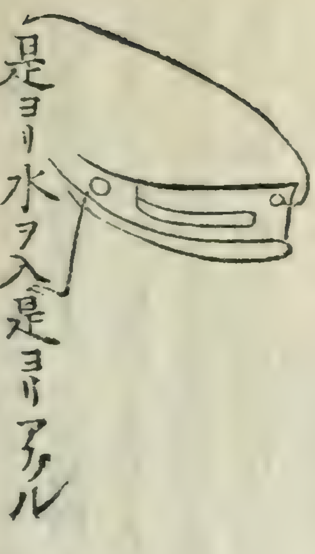
是ハ名乘ハ光世ト云。秀吉仰ニ吾天下ヲシル故、諸方ヨリ寶物ヲ上グ。昌山ハ一モ上ラレズ。再ビ天下ヲ取ンノ志アルトミユト、影ニテ仰ヲ傳聞、恐レテ三ナガラ上グル。上リテカラ御心モチアシキニヨリ、二銘アタゴヘ御奉納。鬼丸ハ本阿彌ヘ下サル。太傳太ハ加賀黃門ヘ下サル。鬼丸ハ關ガ原御陣後、家康公ヘ上ル。去共家ノ物迚返シ下サル。又台德院ノ代ニ上ル。家康公御受用ナキ物ヲ召上ラルベキナシトテ、又返シ下サル。今ニ在リ。小鍛冶モ一條院ノ時ノ者也。〔割註〕幸充云、珍書考ニ小鍛冶ノ辨アリ。如何。可レ考。」○小野ニ小野小町ガヤシキ趾アリ。樹木シゲル。枝ヲ折事ナラズ。幸充云、珍書考小野ヲ無シトス。○國吉號昌益法印―吉高中村彌介右衞門尉―昌吉中村彌助法名筑阿彌―秀吉。〔割註〕幸充云、以下略、筑阿彌ト云事心得ズ。前ニモ辨アリ。實ナラバ贈官位モ有べキ也。」○東寺ノ東向ニ築地ニ穴門アリ。畜生門ト云。不律追放ノ僧ヲ出ス口、又死人ヲモ出ス。常ハ閉テアリ。○日本ノ橋ノ始ハ、伊勢ノ宇治橋、山城ニテハ宇治ノ橋。○伏見海道ノ一ノ橋ノ南東ニ小社アリ。藤杜ノ旅所ニテ、五月五日祭ノ日、ヒトリ武者上古ヨリ有レ之。見事ノ具足ヲ著シテ、右ノ旅所ニテ崇道天皇ニ蒙古ヲ退治アレトノ勅使アルニ、右ノヒトリ武者出合テ、勅命ヲ傳ル禮ヲスル也。法皇ヨリ此具足ハトリテヲクヤウニトテ、新敷ヲ拵テツカハサレ、夫ヲキル。祭ノ前ニ神前ノ拜殿ニテ、社家共鎧ヲ着シテ御酒ヲノムテイ、由々敷物見也。○多賀豐後所司代ニ成タ時、道ヲ通ルニ先ヲ遮リテ車通ル、沙汰ノ限トテ、牛ノ首ヲキリ、勿論車ツカヒヲモ切ル。如レ形無理ナル事ナレ共、仕置ノ初メニハ先威ヲ立テ、其跡ニ溫和ノ政ヲ行フ也。○東西門主ハ青蓮院殿ヘツク分也。後柏原ノ比迄、平僧ニテ青門ニ法事抔アレバ、廚ニテ働キ抔シテイル也。後柏原ノ時、道遙院トリ次ニテ即位ノ料ヲ進上ス。夫ヨリ門跡ニナル。〔割註〕幸充云、永宣旨ニハ非ズト云。親鸞ノ式法モ替リ、五代前蓮如ヨリ今ノ宗風ニ成ルト。」○芋ノ莖ト赤小豆ノ汁ヲフシ汁ト云ハ、モト芋葉ト根トヲ入タ、ズイキ汁ヲ云。ナゼニナレバ親子ナガラ入ト云事ニテ、久子汁ト云ヲ、今ハ芋莖計ヲ入ルヲ云。又說ニ、黑キ芋莖ト赤小豆トノ黑赤キ色、公家ノ裝束ノフシシバト云色ニ似タ故

ニ云共云。父子汁ノ義ナレバ、二親看(ニシサカナ)、従兄弟煮(イトコニ)ノ類也。イトコ煮ハヲイ〱入ル、ト云義也。ニエニクキ物ハ先ヘ入レ、ニエ安キ物ハ跡カラ入ル、ト云心也。〇中將棊ノ詞ニ、馬ヲトルニスト云事アリ。巣(ス)カ素(ス)カト云ニ、巣ノ字ヨカラント也。〇錢一貫ト云ニ四十タラヌハ、古ヘ下ヨリ錢ヲ鑄テノボス。其時代ニ百文ノ内ニテ二文ヅヽ、下ノ關ト上ノ關ニテ關ノ料ニ出シテ來ル例ナリトゾ。〇カリウクト云ガ黑船ノ事也。是ヲランダ南蠻ヨリ來レリ。大テイノ船十艘ヲ一艘ニシタ物也。其後法度ニ成タハ、第一是ガ切支丹ノ最上ユヘ也。其分ヲ今ノ紅毛人(ヲランダ)船十艘ニツミテ來ル。此カリウタノ來ル時ニハ、日本ニ金銀少シ。仍テ此一艘ヲ町人得買ホサズ。スレバウレズニモドル。左アレバ又船ヲ上サヌ故ニ、ツミテ來ル分ヲ買トメテツカハサレン爲ニ、長崎ノ町人年寄ニ割符ト云事ヲナサレテ、人別ニ身ヲモチタ者ニ、何程ヅヽト支配ノ御トラセアリ。其時ハ迷惑ガリ、後ニハ何程モホシガリタレ共ナラズ。此分ハ公義ヘ召上ラルヽ代ニシテ下サル故ニ、大分ヤスキ故ニ、利ヲトリテ又ウル。近年ハ割符迄下直ニナサルレバ、紅毛人迷惑スル故ニ、公儀ヘ計安クナサレテ御トリ、其外ハ相對ノ商買ニナリ、割符ハヤム也。扨銀子ニ鉛ヲマゼルハ、家康公ノ時ニハ未ダ日本ニ銀子少シ。仍テ多クナサン爲ニ鉛ヲ御入サセラル。其上異國ヘ毎年銀ノユクヲヽシク思召如ㇾ此。紅毛人モ鉛ノ交ル、合點シテウレバ同事ナレ共、家康公金ヲ御スキナサレタ故ニ、多ナルヲトカク御悦有タトミユ。扨甲州判ト云ハ、關東ハ古ヨリ金子ノトリカヒナリ、上古ハスナガネニテ交易、コレヲ砂金ト云。信玄ノ時領内ニハ甲州判ト云ヲ拵ユ。是ハ金ヲ銀子ノ豆板ノ如ニシテ、二分(フン)三分一匁二匁マデ段々アリ。其後家康公駿河ニ御座ノ時、今ノ一歩出來テ、甲州判ハ止ヌ。小判モ駿河判ト云ハ、金ノ位ヨシ。大佛判ト云ハ、大佛造立ノ時代ニ出來テ、金ノ位今ノ判ヨリヨシ。銀子ニモ二三段アリ。是ハヤワラカナトカタキト、尤交リノアルトヨキトナレ共、金子ニハ位三十段ホドアリ。扨大體ハ先一歩上、小判中、大判下也。壹歩ノ目ニハ一匁七分五厘アリト也。夫ヲ四ツ小判ノ目也。小判七兩二歩ガ大判一枚也。是通法也。今

百貫ト云ガ、古ヘニハ大判五枚ニ錢百貫ウリタトミユ。扨知行百貫ト古キ物ニアルハ、今ノ百石ノ知行ノ事也。古ノ知行モ今ノ通リニ、地カタニテ取テ、百石ノ處ニハ六ツ七ツ米ハ取タトミユレ共、人足ヲ自由ニ仕ヒ、馬ヲモ使ヒ、山林竹木ヲ自由ニシタル故ニ、スクミノ又上ニアタリタトミユ。〇祇園御輿洗ハ五月晦日也。祇園中下ニヨリテ、御輿ヲ吾先ト河原ヘカキ出シテ、川バタ迄出、少將殿ノミコシ計河ヘ漬テ洗フ體ヲス。其外二社ハ其分ニテ、三社共ニ昇戻リテ、晦日ヨリ拜殿ニヲク。扨七日ニ旅所ヘ出、十四日ノ日山ヘ昇戻リ、宮移シヲシテ夫ヨリ十八日マデニ、神輿三ナガラ神前ニナラベヲク也。〇西行ガ行狀（册）三。〇殘ッ樂ト云ハ、何レノ樂ナリ共、一人ヅヽ吹止テ次第ニノキテ、琴バカリ一張ノコリテ彈ク、殊勝ナル事也。〇今ノ三條ノ繩手ヲ太和大路ト云。今カツタイ橋ト云ヘ共、公義ノ書付ニハ、三條太和大路ノ橋トアリ。即太和橋也。是伏見ヨリ南都ヘ通フ道筋ユヘ云。六波羅ノ西ノ川原ニ、古ノ五條ノ橋ノ詰ノ處也。今ノ所ヘ五條ノハシノナオルハ太閤ノ時ノ事也。〇兒咀ノ法ハ藥師經ニアリ。今ニ因幡堂ニ其式ヲ知タル人アリ。其時ノ本尊ハ觀音ニテ、左右ノ脇立ノ如ク鶴ト烏トアリ。フシギナ事也。扨畢竟兒咀ノ本意ハ、呪咀諸毒藥念彼觀音力則還着於本人ノ心ニテ、人ヲ呪咀スレバ、ソノ報却テ祈ル人ノ身ノ上ニ報フト云事ヲ知ラセテ、却テ呪咀ノ惡心ヲヤメサセン爲ノ方便トゾ。面白事也。〇播磨ノ天守ノ五重目ニ、ヲサカベト云社アリ。ソコニ居ル靈狐ガ、天守ヘ來リテスムトミユ。種々ノ奇妙ヲス。城主ヲミタテヌモ、皆此靈狐ノワザトミヘタリ。〔割註〕幸充云、今姬路ノ城主酒井侯モ宜キ殿也シガ、アシキ沙汰ヲサマ〴〵スル也。可レ考。」〇近江ノ湖水ノマハリノ植出シト云モノ、觀音寺申サルハ、湖水ノマハリノ田大體十五萬石也。其內十萬石ハフリテリニ構ハズ、イツモ田ニテ納所ヲス。殘五萬石ハ旱（ヒデリ）ナレバ田ヲウヘ、雨年ニハ水ツケニテウヱラレヌ也。〇ホトロトハ、南蠻コトバニテ酥ノ事ヲ云。〇因幡ノ山中ニ、一谷ノ小石ニ大カタカシノ葉ノ紋ツキテアリ。破テミレバ內ニアルモアリ。又關東ノクサツノ熱湯ノ近所ノ谷ニ、大カタ楓ノ葉ノ紋アリ。

幸充云、日本五雜俎、日本博物志、可レ考。○黒坊ト云物、常ニ山中ニ住テ、猿同前ノ物ナルヲ、タラシテ取ラヘウル也。出所ニヨリ用ニ立ヌモアリ。用ニタツハ高キ也。南蠻船ノ檣ヘノボルモ猿ノ如シ。間人ヲ食モアリ、長崎ニテ先年三才ノ兒ノカイナヲ拔テクラフ。是ヲ成敗ス。○熊野本宮ノ湯ノ花飾リ屋ニ仕フ。カネノアハセ目ヲツクロウト云物ニナル也。草津ノ湯ノ花ハ專硫黄也。○丹波ノ千(セン)カ畑ノ傍ニ、ヒラキヲスル迚地ヲホル。瑪瑙石ノ寶塔ノ中ニ、牙ノ舍利アリ。又鏡、扨經筒ノカラカネノ物十二堀出ス。是ハ墓中亡者ノマハリニ立テ置タトミユ。水ノ尾ノ邊近シ、清和ノ比ノ歴々ガ、其筒ニ經文ハ平生ノ手ナレシ道具抔ヲ入置タトミユ。其內ニ一ツニハ三十箇計、人ノ大指ノヤウナ物ノ、骨ハナク肉ノヒカタマリタヤウナ物計、針金ニテ貫テ入テアリ。何共シレズ。人ノ五體ニモカヤウノ物ハナシ。了簡ニ其死人ノ家禮、殉死ノ心ニ遁世發心ノ雜切ヲシテ、ソノ玉葉ヲ各切テ埋タル物ト思ハル。一絲抔モソノ了ケン也。〇鞠ヲ蹴ル外郎(ウイ)ガ一家ハ、正月三日精進ニテ、一年中精進日ナシ。惣別元三ノ儀式ハ色々有者也。先當家ニハ元日ニ兎(ウサギ)ノ御吸物。是ハ古ヘ三河ノ山中ニ御先祖御座ノ時、肴ハ大切、兎ヲナマグサキ物ノ心ニ御用ノ例トミユ。細川家ニハ元日ニ佛ニ供スル饗ノ膳ヲ祝フ。尤精進仕立也。是ハ内野合戰ニ、賴之朝カケニ出合、未朝餉ヲクハズ、上京ノ或寺ヘ掛入、佛供ヲ食シテ出。大ニ軍利ヲ得タル吉例。又井伊掃部殿ノ先祖ハ、遠江ノ井ノ中ヨリ涌出ス。其近所ニ井ノミト明神ト云アリ。其神主是ヲ拾ヒ、神ノ變化ナラント洗米ヲ供ス。今ニ元日ニ早々水ヲアビ、浴衣ノテイニテヲハスル所ヘ、洗米ヲ三方ニノセテ供フト也。扨神主ノ傍ニ、公家ノ勸修寺ノ先祖流人ニテ居、ソノ人子分ニス。仍テ藤原氏也。近年ハ九條殿家禮分ニナレリ。又長ノ九郎左衞門ト云ハ加賀ノ家老也。古ハ能登ノ地侍也。是ハ長谷部信連ガ子孫也。高倉宮ノ時、六波羅ノ討手ニ出合高名ス。去レ共多勢故生ドラルレ共、勇ヲ感ジテ助ク。仍テ縲絏ニ逢テ却テ名ヲ上ル故、元日ニ早々上下ニテ出ルト、家禮ノ者コヨリヲ持參シテ、兩ノ袖口ヨリ左右ヘ通シ、背ニテ結テシバルマネヲシテ、ソノ體ニテ雜煮ヲ祝フト也。〔割註〕幸充

云、如レ此事國々多シ。若州抔ノ士ニ元日黒米飯ヲ食シ、古ノ百姓成シ事ヲ元日ニスト云。」〇熊野ニテ神前ヘ供ル物ヲ供雜(クザウ)ト云。色々ノ物ヲ三方、或ハ高坏ニモリテ供ル也。由良ブキ迚、法灯ノ寺ノ山ニ多シ、常ノフキニ似テ、脇ニテミヌ物也。法灯山中ニ菜ノ大切ナル事ヲシリ、衆僧ノ爲ニ野菜ノ代ニ、是ヲマキヲカレタリト云。熊野往來ニハ、天井ゴシ迚、藤蔓ニテカゴヲシテ人ヲ入、ミコシノ様ニ棒二本ニテ兩人シテ肩ニアゲテユクト也。或ハ木ヨリ蛭ノ落ル所モアリトゾ。本宮ヨリ新宮ヘ九里、川船ニテ下ル。岩間ノ急流ニテ一時計ニ着事也トゾ。〇宇多野ニ夏ニナリテ、闇夜ニハ光物イクツモ飛ブ。又叡山ノフモトニ大德寺ノ方丈ヨリミレバ逢火(アフヒ)ト云。是モ四五月ノ事也。色々附會アレ共青鷺也。此羽毛夜ハ光ル物也。此鳥ノ飛カヨフ光リ也。〇法皇様ノ御好ノ硯ニ二重ソコヲシテ、冬ハ湯ヲ下ヘ入ルレバ水氷ラズ、夏ハ水ヲ入ルレバ墨カハカズト也。尤唐ノ硯ニモアルモノズキ也。



ケ様ニ船ナリニシテ、船ノ中ヲ海ニシテ、二重ニシテアリ、コシテイレテ、コクソニテツクル也。今ハ水入計ニモ、右ニテ色々ノコトシテ水入ニス。是モアハセ物ナレバ、何ゴトモナルコト也。〇清水坂ノツルサシ、連々貧ナリテ、今ハ古ヨリ少シ、コトニガツサウニテハ商買成難キユヘニ、大カタ髮ヲ結也。夫故祇園會ニ供奉スル者、古ノ半分也。〇水戸ノ田地ニテ、印子(インス)ニテシタル二寸程アル馬ノ鞍ノ前輪ヲホリ出ス。古ヘ歷々ノ幼子ノ翫物ニシタル物カ、小判十七兩ニカヘタリ。〇又駿河ノ田中ノ領内カリヤト云所ニテ、民家ノウラニ大ナル松アリ。其根ノ傍ニ水門ヲ堀迚、二尺程ホルト、燒炭ヲホリ出ス。其下ニスリ鉢又一重アリ。其下ニカケ硯ノヤウナ物有、内ヲミレバ大判ノヤウニテ、紋モナキモノ十七枚有。是モ印子ニテ小判三百二十兩餘ニカヘタリ。西尾氏裁判ニテ、皆其百姓ニ賜ルト也。〇大社ノ階ハ七段ニスル者也。キボ也。六段五段ノモアリ。〇松ヲウヱルニ根ヘ昆若(コンニャク)ヲ

埋メバヨクツク也。イカニト云ヘバ、松ノ根ニツク虫有ヲ喰ユヘ松カルヽ、コンニヤクガ其虫ノ嫌フ物ナルユヘ松ツク也。○笊籬(ソウリ)、ザルトモ、イカキトモヨム。籠(フゴ)、筧、牛ノ鼻ニアツルク、ツト云物也」○古今ニのノ字トマリノ歌、只一首アリトゾ。○疊ヘ油ノカヽルニ水ヲ掛テ、其上ヘ紙ヲシキテ、滑石粉ヲヲケバ吸取也。又直ニ大根ノ絞リ汁ニテ拭フモ吉。絹布ニツクモ、右二色ニテ洗フガヨキ也。○奄羅(アリノミ)」近江ノ井伊掃部殿ノ領ノ北ノ方、越前境ノ山中川上ヨリ洪水ノ時ニ、川ノ上ヨリ桶抔流來ルヲミテ、岡本半介川上ヲ尋レバ在所アリ。近江ノ方ヘハ不レ出シテ、越前ノ方ヘ通シテ用ヲ叶フ。越前ニハ近江ニモ通路スルト思テ居タル也。○相良ハ肥後ノ山中、是モ人シラズ、麻流來ヲミテ家アリト知。加藤清正行テ、今ノ相良ヲ同道シテ太閤ヘ目見ヲサセシム。城下ヲ求麻トカク、麻ヲ求テユクト云心也。今ニ此境ニ大河アリ。橋ヲカケ。他國使モ橋ノ外ニテアシラヒ、内ハミセズ、内ハヨキ所トミユ。又駿河阿部川ノ上ニモ山中ニ在所アリ。鹽ヲ買ニ出タルヲミテ行テミレバ、谷底ニ在所アリ。山上ヨリノヲリクダリモ坂道モナク、藤カヅラヲ組デノボリ、橋ニシテ出入スト也。是ハ權現樣ノ時分ノ事也。中華ニモ菜葉ノ流レ出ヲミテ、人家アリト知テ尋出ス所アリ。是ト同ジ。〔割註〕幸充云、日州飫肥領宮ノ久保ト云所ノ道傍ニ涌泉アリ。山ノスソヨリ出ヅ。時ニヨリ揮抄、或ハ煤茅ナド流レ出ルト云。是ハ川上坂谷村ノ川ヨリ山中ヲクヾリナガレ來ルカト云。人シレヌ在所アルニハアラジ。」○今宮ノ御旅ノ東ノ川バタニアル小キ社ハ、龜ノ社ノ事カ、惟高ヲ祭ルト。社領二石余アリ。神主ハ雲林院ノ在所ノ内ニイルトゾ。○關東ノ偏土ニハ、今ニ潔齋ノ出家抔ト云事ハシラズ、ナキトミヘタリ。毛坊主ト云テ、ガツサウノ男アリテ、人ヲ葬ル事ヲスル也。〔割註〕幸充云、今日州ニ、佛持迚門徒宗ノカロキ奉公人多シ。是ニ齋非時ノ米抔ヲ遣シ、旦那多シ、但此俗人葬ル事ハセズ、旦方ノ死ル時ハ、宗旨ノ寺ヲタノミ葬ル、他國ニモ有ヤ。」○岩淵動操法華八講ヲ始テ修ス。○東寺ノ塔廿五間、五重目ハ内八デウ敷有。椽一間程ヅヽアリ。本尊ハ五智也。○子ノ生ルヽニ槌ト云事アリ。庚午ヨリ十五日ノ間也。此内ニ生ルレバ短命也。ソレニモ

間日アリテ、夫レニアタレバ不レ苦。ツチニ生ルハ子ノ祈願ニ、祇園ノ美ノ御前ヘ大ブト丼ニツチヲ一双ケヅリテカクル也。又南門ノキハノ小社神明ヘモカクル也。是呪也。△又蘇民將來ノ社ハ攝社ト云テ、惣末社ノ頭也。其向ニ夷二體アリ。惣別北向ノエビスハ是計迚、殊外ハヤル也。△又祇園ノ秘神三座ハ、美御前、官者殿、相王神也。○賀茂ノ松ノ下ヘ、後鳥羽院ノ官女ノハラミタルヲ下サレ、此王子ハ隱岐ヘ遷幸以後誕生也。仍テ今ニ松下家ニ宸翰以下多シ。七月七日朝ノ間虫拂アリ。〔割註〕幸充云、以上一冊。拔萃世上ノ事略。同云、寛文十一年六月朔日起筆、一冊左ニ令二拔萃一。

○祇園御旅所兵部ガ藏ニ、御簡迚、祇園ノ祭禮ノ式ヲ後圓融院ノ勅筆アリ。夫ヲ七日ノ祭禮ノ時、御輿ヲムカヒニ行時持參ス。△神殿ト云ハ、小人ノ冠キテ馬ニテネル物也。尸トミユ。△少將殿ニツク馬頭ヲ戴ク尸ハ、牛頭天王ヘ也。是ハ西郊ヨリ出、一人ハ兵部出ス。一人ハ因幡堂修行ヨリ出ス。○冠ノ今ノ纓ト云物ノフチハ藤也。內ヲ張タ紗ハヒシギヌト云モヂ也。○二條ノ御城番以上二十萬石ノ高ノ分也。大番頭一組ノ人數、大方侍分五十ヅヽアリ。扨大坂ハ以上四十萬石ノ高也。駿河ハ十萬石ノ高也。○井伊掃部殿ハ三十萬石ニテ、馬乘常ハ六百アリ。ナニゾノ時ハ八百程ノリ出ベキト也。幸充云、宜キ家風ナリ。○南都興福東大モ妻帶ニテ有タヲ、增舜ノ時ヨリ改之。蓮臺寺モ本トハ妻帶也。○鄕ノ刀脇指ハ、上作當家ニ忌ハ千五也。非レ鄕千五郎ト云カヂノ作也。御先代ニ一度千五ノ脇指ニテ自害、淸康ハ千五ニテ阿部氏ニ殺サル。○天子ノ勅筆ノ短册ハ、伏見院ヨリアレ共、實ハ後醍醐ヲ初トス。サレ共大方短册ニテハナク、何首モ書ツヾケテ卷物ニシタヲ切タ物也。題ハ飛鳥井ノ手也。白クンジヤク、又ハ雲ノアルモ有。○宰府ノ天神ハ、安樂寺ノ傍ニ天神流罪ニテ御座アリタ所ニ直ニ祝フ也。天神ノ別當ハ永宣旨ニテ、代々不レ歷二勅裁一法印也。天神ノ名ノリガ信也トテ、信ノ字ヲツク社僧四人アリ。○亂拍子ト云物ハ、元來神樂ニアル事也。夫ヲ能ニ借用ユ。今南都若宮ノ祭禮抔ニ、拜殿ニテ亂拍子ノ神樂アリ。扨能ニハ三番ニアリ。一番ニハ道成寺、コレハ金春ノ能、又檜垣ニアリ。是ハ

觀世ノ家ノ能、又住吉詣、是ハ金剛ノ家ノ能也。扨道成寺ハ金春ノ家ノ能、葵ノ上ハ觀世ノ能也。○扇ノツマゴカシタルト云事、源氏夕顔ニアリ。古ヨリ傳授ノ事ニス。只畢竟ハ、扇ノイタク薫ジハタリテ匂フ事也。又畫師ノ土佐抔ニ、扇ノツマゴカシノ扇ト云テアツラユレバ、扇ノツマトハ本ヨリ端ノ事ナル故、端ヲ朱ニテクマヲヒク事也。其クマノヒキヤウニ口傳アリト也。サアレバ只扇ノツマヲアカク彩色シタル事ヲ云カ。○天子ノ御能書ハ、嵯峨天皇、伏見院、上代ニハ聖武天皇也。歌ハ後鳥羽、順德、土御門、後宇多、後深草、後柏原也。○仁明ノ子ニ常康親王ト云アリ。空也ハ其子也。○經師屋ノ始ハ、滿仲ノ子美女御前發心シテ源憲ト云。コレ始也。是ヲ元祖ニス。多田法眼ト云。慧心ノ弟子ニナリ說法ス。○興正菩薩ハ叡尊ト云興福寺ノ僧。得一ハ伊豆ノ大山ノ僧也。行基ヲソヘテ日本ノ三菩薩ト云。○奥州ニ津輕ト云所ナシ。中古名ガ替タカ。津輕越中殿ノ居城ハ廣崎ト云。海道諸國記ニハ、却テ津輕內裏ト云所アリトカク。後世名ガ替タトミユ。○ハマナスヲ南蠻詞ニロウサト云。此花ヲ蒸シテ其湯氣ヲトリテ腫物ニヌル、血熱ヲサマス物也。癰疽ノ赤ミノハタヘ、血熱ニテ廣ガルニツクル也。寒藥也。又イバラノ花ヲヒロウザト云。是ヲ水ニ漬テヲキ、夫ヲ蒸テソノユゲヲ取テ髮ニツケ、又頭痛ノ時カシラニツクレバナヲル也。南蠻人スル事也。○伊勢ノ月讀宮山田ノ町ニ在。去年類火也。奏聞ヲ經テ手斧始スル事ヲ、今度不レ經二奏聞一シテ作事ヲ始ム。依レ之長官以下十人ノ社司遠流トノ事也。八ノ禰宜、六ノ禰宜ハ長官ノ子也。兩人ヲ流罪ニテ、長官ハ老人ノ事ナレバ御免アリタキト願也。十人ノ者ハ上ノ老分也。是ノケバ下ヨリヒタトアガル。檢校ノ十﨟、智積院ノ十﨟ノヤウナ事也。○伊勢傳奏ハ一家ノ內ニ死人出來レバ、其マヽアガル役也。○大德寺ノ入院、今心安キ分ニテ、二十貫目程イル。萬事ミナ八木ノ支配也。○直言宗ニ結衆ト云テ、寄合ノ場ヘ六ケ敷カリテ出合ネバ法會ノ席ヘモ出サズ、定額也。○八目ウナギハ山科ヨリ出ル。○伊豆大島ニアル魚ハ、內シヤウト云、ドヂヤウニ似タ大ナル物也。○彼岸ヲ日本ニ用ル事ハ、砥平石カ、念大休ノ錄ニ有レ之ト云傳フ。

可レ考。○年牌トハ、開山ノ年紀ヲカク板ヲ云。○火屋ニカク駄都門ノ字、梵語カ。幸充云、舍利和讃ニ駄都ゾカシト云有。義理不レ通。△七佛事ハ第一鎖龕、コレハ亡者ヲ入棺スル事、其後ニ龕前堂ニソノ繪像、或ハ法名ヲカクル。是ガ第二ニテ掛眞ト云、眞ヲカクル心也。第三起龕ハ龕ヲカキ出ス事。是三ツハ山頭ニテスル事也。扨火屋ヘ龕ヲナヲシテカラ、奠茶、奠湯、收骨、安骨、コレデ七佛事也。扨葬禮午前ナレバ、湯ヲサキ茶ガ後、午後ナレバ茶ヲ先ニシテ湯ハ後、ナゼナレバ午後齋スギテノ事故、茶ヲ先ヘシテ湯ハ後ニス。食後ノ心ユヘ、茶ヲ始ニシテ、湯ニテロスヽグ心。扨火ヲカケテカラ收骨安骨アリ。是ハ大方葬送ノ翌日アル事也。下火丼ニ茶湯念誦ハ此外也。念誦ハ古キ詞ヲ唱ル也。○丹羽長秀疝氣ツヨク忍カネ、切腹穢瘕ヲトリ出シテ秀吉ヘ上ルヲ、竹田ノ家ニ下サル。今度二條ノ番衆荒河八郎左衞門モ積ツヨキニヨリ切腹ス。○女中方ノ禁中ニテツクル記錄ヲ湯殿ノ記ト云。休息ノ所ニテ其日ノ事ヲ記スル心カ。內證ノ心也。○宇多野ニテ天長通寶ノ錢ヲホリ出ス。卽鎭守トス。○壇木大、乳木小、ゴマノ薪ノ大小ノ差別ニテ名違フ也。○護摩壇ノ本尊ハ不動、座右ニコンガラ逝多賀、扨天部ノ十二天六體ヅヽ、左右金胎ノマンダラ、其內廣澤流ニハ火曼陀羅ト云テ、壽ノアルヲ用ユ。又小野流ニハ咒字ノ小マンダラト云テ、兩部ノ佛ノ梵字ヲカキテ用ユ。○聖天供ノ壇ニハ、如意寶珠ノ內ニ聖天ヲ作リコムル也。○長門ノヤキ物ハ、深川ノ萩ノ城下ヨリ三里、ハギ、又城下ニハ松本ト云所ニテヤク。○聖德太子六十六番ノ面ヲ作テ、六十六ケ國ニ表シテ舞シム。其例ニテ翁ガ金春ノ家ニ計六十六番アリ。扨能ト云物ハ只一番也。夫ハ高砂也。其外ハ物マネト云物也。神ノ舞ヲ表スル故ニ、金春ニハ翁サヘアレバ、其前日ヨリ精進、當日ハ食之、兩部習合ノ心也。昔ハ翁計ニテ千歲三番叟ハナカリシト也。○節會ノ內辨ヲ勤ル時、冠ノ巾子ノ內ニ、何ニテモ其人ノ思フ佛ノ小キヲコム。守護神ノ心也。大方大黑天ノ小像ヲ入ル也。天部ニテ大黑天ガ精ノツヨキ佛ナル故、永キ役ヲ無事ニ勤ルヤウニ迚入ル。近衞殿ノハ蓮肉ノカラヲ厨子ニシテ、其內ヘ作リコメテアル小キ大黑也。○五山ノ侍眞ト云物ハ、三十日

替ニ平僧替リテ、闕山ノ前ヘ朝夕勤行ニ出ル役也。○五山ノ行者ニ第一堂司ト云ガ、佛殿山門ノ事ヲ知ル。第二客頭ガ法塔方丈ノ事ヲシル。第三聽呼ト云。扨參頭ト云ガ惣ノ司也。是ハ袴ヲキズ、衣計ヲ著ス。行道抔ニ第一ノ先ニネル。○土佐ノ繪ハ鳥羽僧正ノ風ヲ似セタモノ故。鳥羽僧正ヨリ出。○賀ノ文ヲ掛物ニシタヲ壽軸ト云。七十八十ノ高年ヲ賀スル也。壽ヲ賀スルコト、近世大明ニモ三十ヨリ初テ十年ヅヽ也。幸充云、日本ハ四十ヨリ。○公義ノ代官ロ前ハ百石ニ三石也。○惣別制札領トテ、制札ノアルホドノ寺社ニハ、五石ヅヽアル物也。是ガ則公義ノ寺社ノ心成ベシ。○武家ノ短冊ハ、東野州幷ニ蜷川智蘊、大内義隆等也。其外大内殿ノ時ノ周防山口衆ノ短冊多シ。又伊勢短冊トテ伊勢侍ノ多シ。○春日ノ鹿、古モ人ヲ突、此本ヲセンサクスレバ、飢ヨリ起ル。夫ニヨリ上古吟味ニテ鹿料ト云テ、興福寺ニ八木ヲツケヲカル。然ルニ近年私用ニ仕ヒ、鹿ニ飼ヌニヨリ、人ヲツク。依レ之公義ノ詮義ニテ、今度人ヲツクニヨリ鹿一頭ヅヽヲリヲ搆テ入ヲキ、鹿ニハ興福寺ヨリ餌ヲアテガヘトノ事ニ極ル。△惣別鹿ヲ殺者嚴科ニ處スルト、寺僧イヘ共、何モ慥ナ證據ノ記錄モナシト也。古ノ記錄ナキハヅ、中世ニ到、ハミ物ヲアタヘヌカラノ事ナレバ、古ハ鹿ノ人ヲツク事ナケレバ、又人ガ鹿ヲ殺スベキヤウナキ筈也。○宇治橋ノカヽル序ニ、其古木幷ニ餘木ニテカクル橋四ケ所以上五ケ所也。宇治ハ御壺ノ往來ノ地故ニ、道橋吟味ノツヨキ也。○鼠ノツキタニ麝香ヲ兩袖ヘ入テ居レバヤム。△河豚ノ毒ハ會津ノ蠟ヲクヘバナヲル。○常州笠間ノ城中ニ、三白觀音アリ。其堂ノ前ニ糸櫻ノ木ハ二圍モアリテ、高サ十二三間モアルアリ。大方糸櫻ノ大木ナルベシ。○カキツバタノ根ヲトリ、其儘スリツブシ、或ハワサビヲロシニテヲロシ、崩漏ノ證ニ頭ノツジノ眞中ニツクレバ止ム。下ヘツキニクキ物ユヘ、其所ノ髮ヲ少夾ミハダヘツクヤウニスリツケテ、紙ニテフタヲシテオクベシ。○竹爐ハ竹ニテ袖爐ヲシテ、內ハイレコニヤキ物ノ香爐ヲ入ル也。百姓抔ガ手ニカケテ火ヲ入テ野ヘ出ルトミユ。○駿河ニ家康隱居ノ時、知行取八百人アリ。大名分ハ藤堂和泉殿ノヤシキ計アリ。御隱居ノ後ナレバ尤也。時代ニテ人少ナ

ル事也。〇賀茂競馬モ本ハ内裏ニアリ。然ルヲ賀茂ヘ遣サル。左義長モ、今年ヨリ賀茂ニテアリ。惣別賀茂ヨリ左義長ヲ數本アグル故ニ、夫ヲ上ズニアナタニテホコラス。禁中并諸家ニテハ注連ヤキ計也。〇御室元日二日三日三ケ夜ノ修正ハ、牛王加持ト云テ、本堂ニテ大鼓鐘ニテ門主モ出座、仁和寺ト云牛王ヲ其内ニスル事也。〇定家ノ領代々細川庄也。凡五千石計トミユ。去共貧ナトミヘテ車馬ヲヒタト人ニカリタトミユ。扨爲家ノ後家ハ阿佛、此隱居料ニ細川庄ヲヤルヲ、前腹ノ爲相是ヲ押領シテヤラズ。此訴訟ニ爲氏ヲツレテ在鎌倉ス。終ニ彼地ニテ死ス。〇隱元流ノ頭巾ハ、天子ノ御衣ノ袖口ヲキリテ下サレタヨリ事始ル。頭ノ眞中ニ縫目ノアルガ、袖ノヌイ合(アハセ)ノ心也。〇讃岐ノ海上ニ直島(ナホシマ)飽(アク)トテ、四國ヘモツカヌ島アリ。何レモ古ヨリノ地侍アリテ是ヲ進退ス。公方ヘ代ガハリニ一度御目見ニ下ルヤウナ事也。又伯耆ノ沖ノ竹島抔モ此類也。直島ノ領主ハ中原ト云三百石ノ御朱印アレ共、内證ハ六七千石モアリトゾ。五六百石程ノ大船ヲ幾艘モ持テ運賃ヲトル。△備前ノキハノ小島モ殊ノ外ヒロシ。此内ニモ地侍一人アリ。新太郎殿ノ下ニツキテ、折節江戸ヘ參勤スル事也。〔割註〕幸充云、小笠原島ハ無名島ト云十一島ニテ夥シキ事ノ由。〕〇丹後ノ伊根ブリ迚、伊根ト云海上ニテトル鰤(ブリ)名物也。又中濱鰤トテ是モ名物也。〇毎年正月十四日ノ夜、北野神前ニテ社僧不殘出テ灯ヲトモシ、大鼓貝ニテ牛王加持アリ。其内ニ牛王ヲ、ス印ノ子ノ杵ニ朱ヲツケ、宮司ノ第一老ノ額ニ、コレヲ松梅院手ラ貼ス。萬事ノ式ハ、松梅院ト妙藏院ノ兩人シテ是ヲ執行ス。サテ宮司ノ數、寛文十二年正月九十五人アリ。通リ字ハ能ト瑞ト常ト三ツアリ。〇時宗ノ内妻帶ノ御影堂抔ハ、肩衆(カタシウ)トテ、亂世ノ時、開山ノ像ヲ肩ニヲイテアリキテ、衣ノ肩ヤブレタリ。コレヲキボトシテ、今ノ衣ノ肩ヤブレタヤウニシテヌイツギテアリ。〇智恩院亂世滅却ノ時、近江大溝ノ邊ニイカダ寺ト云末寺ヲ新智恩院トツケテ、正月ノ御忌ヲ執行ノ事アリ。△正月ノ諸山ヲ勤ル出世ノ僧、正月廿五日ノ結願ノ日導師ヲスル也。其僧又翌年廿一日中日ノ說法ヲスル也。△東寺邊ニ古ヘ疫癘ハヤルヲ、法然ノ呪ノ守リデ大方助ル。其報謝ニ

今ニ毎年御忌中ニ、其在所ヨリ水菜ヲ車ニテ厨ヘツマクルニ也。アマレバ又車ニテ取テ返ル、夥キ事也。○正月ノ御修法、公儀ヨリ現米二百石出ル也。扨供僧ハ十四口ノ物也。是一人ヘ大體八木五石ヅヽ也。役ノアル僧七人ハ七石ヅヽ也。壇ハ四也。宵ト曉ト兩度ヅヽ行法アリ。四天王ノ役トテ、四角ヘユキテ拜シテ返ル計ノ役モアリ。須彌ノ四洲ヘ拜也。是モ七人ノ內也。○東寺ノ拜堂ニハ銀子十貫目程入事也。安井門主ヘ法皇樣ヨリ銀子百枚下サレ、其外ハ今年ノ御修法ノ料ノアマリデ、三月ニ拜堂ヲ執行ノ筈也。大抵ノ御修法ハ七十石程ニテハナル事也。○東西ノ門迹ノ下坊主、御一家ナリト云ニナルニハ、冬ヨリ申入テナル、此料金子二百兩ヅヽ也。粟津ガ取次料二十枚ヅヽ也。○吉貝布ハ金巾木綿ノ事也。○大經師本ハ叡山ノ行者也。今ニ其筈也。大勢共ニ日光ノ御法事ニユキタカレ共、今ハ以春、以三計也。養源院ノ法事ニモ出ル。袴ニ直綴ヲ着ス。扨日光ヘ奉納ノ公家衆ノ一品ヅヽカヽレル廿八品ノ下地ノ紙モ、此兩人シテスル也。金泥ノ畫也。大抵ナラバ六貫目程ニテ出來ルヲ、十一二貫目モトル。扨書損ズルト又シ直ス也。大分トル事也。○住吉神領二千三百石アリ。社務カタヘトル。其外十二坊ノ社僧ヘ十二三石ヅヽ配分ス。扨政所ト云者、是ハ客方ト云テ、社家ノ次ニ十二人アリ。其內ノ第一老政所ニナル。是ガ政所料迚高五十石トル。此內ヲ十七石ホド、神供料ニ社家ノ者共ヘワケ遣ス。殘ハ三十石ホド取也。扨松原ノ落葉幷枯枝ヲトル。又大木枯レバ中ノ柱ノ所ハ社務ヘヤリ、末ノ枝ト根ナドヲバ政所トル。扨住吉中ノ茶屋ノ地子ヲトル。扨少シナレ共、堺ノ方安立町ヘムケテノ茶ヤノ地子ヲ取ト也。扨八十人ノ禰宜ハ無緣ニテ、散錢幷ニ神樂ノ料ニテスム也。神德ノ名譽也。八乙女幷ニ五人ノ神樂男ノ神樂也。○西行ガ歌ノ詞ハイグハイナルガ多シ。隱遁ノ西行ニハ苦シカラズ。他ノ者似セテハ相應スル事ニテナシトノ評也。○ノロノリトハ、沖津邊ニアル苔（ノリ）也。ヤハラカナル也。關東ノ野呂ノ事ニテハナシ。○北野報恩寺ノ堂ハ、奥州秀衡建立、于今殘テアリ。○墨ヲ摺ニハ、文字ニテモ、イキ物草木ニテモ、ソノ首ノ方カラスル物也。摺テ硯ニモタセテヲク時ニ順也。今ハ文字

ノ下ノ方カラスル。是ハ逆也。〇伽羅ニ六十一種ノ名香ト云テ、昔ヨリ有ル物也。定テアリ。是ヲ十炷香ニモ用タトミユ。〇猪抔ノ大サヲ云ニハ、首ヨリ尾ヅヽ迄ヲ何程ト云。夫ヲバ手ノ中指ト大指ノサキトノ手六寸ニテサス。十二三程ノタケ。大方一番シヽ也。〇北條阿房殿ノ傳授ニメサルヽ方圓尋心圖ト云物アリ。磁石ノハリノヤウナ物ニテ、道ノ遠近、海ノ上ノ程、人衆ノ多少、山ノ高下計ル物也、又南蠻抔ニ、クハトロバント云物アリ。右方圓ヨリハ同事ニテ細カシ。山ハ大山ノ後ニアリテモ、頂上サヘ少ニテモミユレバ、コナタカラ考ルニ、打シテミルニ少モ違ハズ。幸充云、以上一冊拔萃。

嘉良喜隨筆 卷之四

○享保四己亥年陬月廿一日ノ夜、一條殿供奉ニテ、女一宮御方ニ參ル。供待ノ間、彼是ノ青侍等物語ヲ聞ニ云、百八丁記ハ、三教共ニ一リアリトノ名也。イカサマ其土地々々ノ道ヲ本トシテ、兩國ノ教ヲ羽翼トシテ可也ト、近代羽翼々々ト云ハイカニゾヤ、獨立ナラヌ故カ、其上土地トハイヘド、佛法ヲ土地相應ト思フノ詞也。又一人云、古昔高貴ノ人ノ撰集ヲ見ルニ、多ハ以レ佛本トス。禪閤兼良公ノ博覽強記ナル纂疏等アリ。准后親房卿ノ元元集等見テ知ベシト。予思フ、如何ニ博識ニテモ、中古迄ハ文明ナラズ。殊ニ戰國是非ヲ正スニ及バレズ。且ツ道ハ高貴ノミニ止ラズ。平人ノ有德士君子ノ量アリ。書モ又却而其理明カナルアリ。子細ハ士タル者ノ人ニ知ラル、ハ、ヨク／＼道ニ志スニヨリテ也。藝術詠歌蹴鞠等モ、堂上ニ家定リ、我物顏ニセラルレ共、古ヘヨリ地下ニ名アル人ノ出來ルハ、心マコトニ求ルヨリ也。然レバ本朝上古ノ道ヲ守ラバ、何ノ間ル事カアラント思ヘド、漆桶ノ質理ヲ云共用ヒナンヤ、ト默而ヤミヌ。

○或人云、今世ノ諸生等ハ四寸ノ學也ト云心ハ、耳ニ聞テ忽チ口ニ吐ク、此間纔ノ事也ト、予ガ云、翁問答ニ云、口耳ノ學ノ事也。何事モ記臆ハ少モナクシテ、他人ノ云ヲ半聞テハ、味ヨク云マワセバ、學才モアル人ト人々思ヘリ。カウヤウノ人ハ僧俗ニ限ラズ、多年見及事限ナシ。却テ鼠トル猫ハ爪カクスト云如ク、知惠アル人ハ人是ヲシラズ、古今同事也。而ルヲ不レ慍、イヨ／＼君子トナラントホツセヨ。

○大樹ノ御紋葵ハ、左ヨリ莖出ル。餘家ハ右ヨリ出ル。勿論三五六七角色々輪ニ異アレ共、マヅ是故實也ト。

○六間ヲ一段ト云。奈須與市ガ射タリシ扇ハ、八段計ニ見ユトアレバ、四十八間計ナルベシ。太平記ニ、本間氏遠矢ノ事アリ。

○或人云、金銀錢ノ類ハ主人ト思フモノ也ト、予思フニ、マコトニ主君ヲバツカフベカラズ。金銀又ミダリニ仕フベカラズ。若用ヲ節セズ、ミダリニ仕フ時ハ、貧ノ盜ニ戀ノ歌トヤニテ、惡事出來リ、恒ノ心ナク日々ニ僞ヲナシ、人ヲタブラカシ、カタ〳〵スル也。然レバ迚、儉約ヲ取チガヘ吝嗇ナルハ又賤シ、何事モ中ヲ操ル事肝要也。徒然草ニモ此心ヲ云ヘリ。

○高雄山ノ竹、曲尺ニテ一尺四寸五分餘（但根本ニテ、）マワルヲ一本、四ツ賓（ス）銀百目ニ納平公求サセラレ、花生ニ作ラセラル。因ニ云、天竺渡物語ニ天竺ニ大竹アリ、桐ノ木ノ如ク空少シアリ、ト實ナリヤ否。

○遠碧軒聞見隨筆寛文十二年（壬子）一冊拔萃從レ○。久我廣橋勸修寺バカリ、自餘ニチガヒ御方料二百石ヅヽアリ、公方ヘ緣ノアリツル時カラノ事トミユ。○叡山ノ麓高野在所ノ中ニ、小野毛人ノ金牌、法幢寺ト云ニアリ。伊勢物語ノ小野ハ、コノ高野トミユ。小野篁ノ出生ノ小野ハ鷹峯ヨリ丹波ヘ越ス小野細河（コウ）ノ小野ト云。〔割註〕幸充云、予系圖小野妹子王、近江滋賀郡小野木ヲ領スルヨリ稱ニ小野一。可レ考。」○鹽小路、梅ヵ小路ハ、鹽梅ノ心ニテ、天神ノ名付ラレタト也。又桑原ト云ハ、天神ノ在所、ソレユヘ今ニ雷ノ時ニ唱ル也。○東寺モ四百年以前マデハ僧房作リ也。其後寺院ニナル。北門ノ二王ノ股ヲ小兒コユルレバ長命ナルトテ、歷々ノ小兒ヲトウス也。○無工（ムク）、（金銀ノ道具ノ、）○吉野法師ハ四十迄ハ淸僧、ソレカラハ妻帶也。○新町通三條ヨリ三町目ノ東側茶ヤ四郎左衛門家ニ、家康公三河ヨリ上洛ノ宿、秀吉悅ニテ大坂ヨリ夜通シニ御出御逢候。○新町三條通下ル伊藤ノ町ト云東頰ニ伊藤ト云者アリ。秀吉ノ氣ニ入テ御宿也。ウラノ了順モソノ通。○渡リ者ハ三條通ヘ牢屋ヨリ引出シ、ソレヲ油小路ヲ上一條迄ユキ、夫ヨリ室町ヲ三條迄サガリ、新町ヲ松原迄ユキ、粟田口ヘノハ松原ヲ寺町ヘ出テ、三條ヨリ粟田口ヘユク、西ノ土手ヘハ同松原ヨリ油小路ヲ三條迄アガリ、夫ヨリ西ヘ野ヘユク。△京ノ馬借屋

ハ堀川小池下ル東カハ、勘左衛門ト云繼飛脚モ、コレヨリ大津マデ送ル傳馬人足、ミナコレヨリサス。公義ヨリ扶持ヲモトル。サテ渡ノモノヲノスル馬モ、京ノ馬モチヘマハル。コノ役ヲ一度ツトムレバ、常ノ傳馬五度ユルサル。サレ共イヤガリテ、自分ノ馬ハ出サズ。在鄕ノ馬ヲ大方一日拾匁程ニテ傭テ出ス事也。○四箇ノ本寺ニハ、寺中ニ二人程ヅヽ出世ノ僧ヲ拵ヲク、方々ヘノ使僧ノタメ、何カノ用ニサシ仕フ也。○對馬ハハヾ六七里、長サ廿里餘、居城ハ府中ト云。畠物バカリニテ、二万石ハ肥前ノ內田代ニテトル。出家ニ文字ノアル僧ヲ扶持シテヲキ、對馬殿ノ自分ノ用ヲ叶フ。ハ倭舘ニハ在唐百日ヅヽニテ、侍モ町人モミナ替ル也。△人參ヲ喰テ來テ、餌袋ニ人參ノアル雁鴨多シ。ドコゾ、人ノシラヌ所ノ山ニ人參アリトミユ。△又南部邊ニハ土地ニ金多シ。沙ニモアリ。夫故魚鳥ノ餌袋ニ金ノ有アリ、夫故ニ性モ强シ、又風味モヨシト也。○攝家ノ子初テ天子へ御目見ノ時、古例ニテ團扇ヲ一柄下サル。夫ニ文字アリ。是其人終身ノ身持ノ事也。是字周禮ニ有トゾ。可レ考。○西寺ノ釣鐘、西寺衰テ後、西九條ノ九條殿ノ殿ノ邊ニ預テアリ。夫ヲ東福寺ノ釣鐘ニ用ユ。銘モ少アリ。○九月九日、十五日ニ幡枝ノ八幡祭アリ。面白事也トゾ。○四十二年ノ禁忌ノ事、書物ニ不レ見。双六ノサイハ兩方ニテ目四十二アリ。スレバ四十二迄ハ生老衰滅、ナニカノ爭アリ。是ヲ過レバ法外ノ心ニテ、何事モ祟ルト云事ナシト云事カトノ俗說アリ。是面白シ。○公儀ノ代官ハ納百石ニ三石也。其外ハ三百俵ヅヽ下サル。小堀仁右衛門ハ六百俵外ニトル。是ハ源兵衛ヘハユク間布也トゾ。○大明ノ紅蓮ハ、壺ニ植ル迚モ淺キガヨシ、根ヲ深ク底ヘサヽスル程多著也。扨土ハ池ノ泥ノ內ヘ三分二程、豆腐ノ糟ヲ善マゼテトクト思ヒ合テカラ植ユレバ、壺ノ內ニテモ開也。○具足ノ上ニ脇カケト云物アリ。兩方ノ肩先ヲ蓋フ樣ニ牡丹ニテ占ル物也。永原吉右ヨリ久野丹波ヘ送ル也。○七月十五日ニ、花園ヨリ長谷ノ八幡ノ前へ、灯籠ヲ荷ギヲドリ來ル。夫スミテカラ、長谷ノヲドリ出ヅ。夫スミテカラ花火アリ。十四日ノ夜モアレ共、是ハ在所ニテ十五夜ノ習禮ナリ。此宮ノ祭ハ八月十五日也。岩倉ニ

モ九月ノ九日ト十五日ト祭アリ。○色ハ親王攝家各家ニヨリ淺深アリ。先ハ薄鼠色ノ物也。唐ニテノ此色ハ黲ノ字ニ通ズ。日本ニテハ藤衣ト云。コノ色ハ有職ニテ暮ノ色ノ赤クモ黑クモナキ中ノ色ヲ表ス。夫ニヨリ暮ノ字書ト云說アリ。面白キ事也。○七夕ニ宮方ヘ天子ヨリ薄地ノ扇一本下サル。十本骨ニテ幅廣ク折リテ、成程結構ナ金泥ニ、仙人ヤ鶴ヤ目出度物ヲ書ル也。今ノ扇流シニ幅廣キ扇アリ。皆是ニテ有シ也。△又茅輪ト云ヲ下サル。今ハ壽輪トカク。徑五寸ホドノ輪ヲ、赤キ見事ナ切デヒタト端ヲ卷タ物也。兩親アルニハ赤ト黑ト二ツ輪ヲ下サル。片親アルニハ、黑キ切デ卷タ輪一ツ下サル。姬宮モ同前ニ多年下サル也。△幅ノ廣キ扇ノ地紙ノ古法眼榮德抔ノ類ノ筆ノ畫、今扇流シノ屛風ニ押テアリ。皆是薄地ノ扇ナルバシ。○饒充云顒ノ字、顒山又ハ仰山共、尤倭字也。○鬱陶、不通、魍、湛、戯、漫、混乎○游仙窟ノ點ヲ付煩フ頃、夢ニ木ノ島ヘ祈タラバ告有ベシト云、其告ニテ點ヲ仕マフト也。木島ガ古ノ御手洗ニテ、賀茂ノ社アリタトミユ。○太秦、中古眞言宗ニ成リテカラ、一老二老迄ガ、松尾ノ供僧ニ成テ供僧料モアリ。夫故ニ八朔ノ晝ノ相撲ニ、太秦ヨリ棧敷ヲカクル也。○對馬以下菴ノ交替ニハ、直ニ勘合ノ印ヤ、又其外ニ大事ノ物アリテ渡ス。對馬殿ノ儘ニモナラズ。△六月十五日ニ祇園會ノ神事能アリ。○北國海道親シラズハ、越後ノ海邊、其間ハ五十間程ノ所也。上ノ山ヘ回レバ一里ノ廻也。又黑瀨ニ四十八瀨ト云テ、溪川ヲ岩ヲ飛越ユク所一日路アリ。江戸ヲ出テ碓氷ヲコヘ、追分ヨリ右ヘ取テ行ク。信州善光寺抔ヲ見テ高田ヘ行キ。夫ヨリ越中ノ外富山ヘ出ヅ。追分ヨリ左ヘ行ケバ中山道也。○毘沙門堂門跡ト輪王寺門跡ト兩派成ル。夫ハ日光門跡毘門ノ弟子ト云事ヲ嫌ヒテ、兩派ノ樣ニ成タル故ニ、夫ガ毘門ノ仕合ニ成テ、又毘門ノ弟子ヲモトラル、樣ニ成タル也。ヤハリ日光門主ハ毘沙門ノ新門ト云ヤウニ成テ御座レバ、ドコモカモ御貶ナサル、ニ。不レ入兩派カラ却テ惡ク成タル也。輪王寺ト云ハ山ニ寺アリテ知行モアリ。其稱號ヲ名乘ラル。○烏丸光廣ノ內村平主殿ト云モノ、烏丸殿ヲ出テ河原町三條邊ニ居テ蝦屋ト云也。河原ノゴモクヲフスベテヤク事ヲ請取ル。

是ニモ取アリトミユ。○五雜俎ニ、日本ノ春意圖ヲ求トアリ。是ハ枕草子ノ事ノ樣ニ思ハル。〔割註〕幸充云、被申辨ニ、春畫ノ事アリ。醫方考ニモ有タルカ、黃素論ノ奥ニ書入ヲク。又兼好枕繪ノ語書ノ切、世上ニ有者ナリ。它ハ自讃ノ內ニモ不迷ヲ規模ト云ヲケド、又肥胥付タランハ外ノ色ナラネバサモ有ンカシトハ、一段落ノ文也。是殘口ガ東雲ニ評シタルモ同心也。徒然ノ抄大成、文段ヲ初メ、數十品ヲ見ルニ、兼好ノ心ニナキ事ヲ附會セリ、高屋氏ガ明汗稿正シテ盡セリ。高屋氏ノ女ノ事老年ナリ。」○北條ノ時代ニ、小田原ニ明珍ト云者アリ。筋兜抔ヲ上手ニス。其星ノ內ニ四ツ、四天王ヲ四方ニ作タガアリ。裏ニ其名ヲカキ、作名ヲ彫付テアリ。今ノ東福寺前ノモ其末流也。小田原鉢ト云テ名付也。○柳樽ト云ハ、今ノ柳ノ厨子ヲ行アタリニ、柳屋ト云酒屋アリテ、手樽ヲ初テ結テ酒ヲウル。是ヨリノ名也。○觀世太夫能ノ時ノ辻々ノ札來、幾日ヨリ於ニ內野七本松ニ觀世太夫殿勸進能御座候。御望之旁々可レ被レ成ニ御見物ニ候者也。昔鞍馬修理ノ爲ニ、寺僧憑ミテ公方ノ同朋ノ取持デ、修理ノ勸進故ニ、同朋打タル札ユヘニ、公方ノ太夫ナルニヨリ殿トカク。其例ヲ今ニ用ユ。夫ユヘニ中古迄ハ、白湯衣ニ三尺手拭ヲ帶ニシテ、茶筅髮ニテ樂屋入ヲス。是ハ畧ノ體、ヤトハルヽ故也。今ハ上下ヲ着テ來ル。扨札ハ一條二條三條四條五條、并ニ東寺ノ南ノ四塚ノ少シ手前ニウツ。是ニテ六ケ所ナリ。扨此札ハ申ニ及バズ、一切ノ箇樣ノ札ハ、雜色ノ甚右所ヘ斷リヲ云事也。扨打ニ出ルモ、甚右出テ、其所々ノ町代ニ公儀ノ同心一人ヅヽ添テ打事也。扨四ケ所ハ晝モ番ヲス。一條ノ辻バカリ番ハセズ。夜ハ取入。是亦例也。フレノ太皷ハアマベニ敷タル、打ナガラ觸ル者ハ、椹木町通寺町ヘツク南側ノ梅屋也、是モ筋アシキ青屋也、此所古ヘ相國寺ノ田地也。今度ノ芝居ハ松梅院、伏見殿、相國寺ノ知行所也。相國ノハ十石アリ。八ツ二分ニ取所一段二石代ノ所也。一段ト云ハ五間ニ六十間ニテ三百坪ノ物也。ケ樣ノ公用ニ地ヲ借ルヽニハ、公儀ヨリ本所ヘ三分二、百姓ヨリ一分ハ取也。是ハ夏毛ニテ、百姓モハヤ取故ニ、一分ハ百姓ニカヽル。奉行ノ與力日向右內、深谷六左、若狹殿內、鈴

木半左也。今度ガ勸進能ノ初也。其後相國寺石橋ノ勸進能アリ。勸進能ニ禮恊ハナキモノ也。〇東叡山ハ台徳院ノ時ニ、南光坊ト御相談ニテ、御取立也。根本江戸ニ天台ノ寺ヲト、南光坊思ハルヽニ依リテ、爰ガ江戸ノ鬼門ニ當リ、不忍池ハ湖水ノ心、其上ニ今ノ本院ノ東ヲ坂本ト云。彼是符合ス迚、南光坊悅ルヽト。ソコデ藤堂和泉殿、去ラバ寺ヲ建ラレヨトアリ。去バ鎭守ニ權現ヲ勸請スベシトテ、和泉殿ノ權現宮ヲ作ラル。地ハ南光ノ思ノ儘ニ下サル。扨權現ノ御在世ニ、百歲ノ後モ御傍ニ近侍可レ仕ト御約束トテ、御宮ニ和泉殿逆修ノ石塔ヲ建テ、閑松院ト云寺ヲ建、即泉州院號也。扨今ノ法華堂、常行堂ハ、尾張紀伊ヨリ建立。藥師堂ハ掃部殿カノ建立。今ノ二王門ハ南光ノ建立ニテ、昔ハ是キリ也。後ニ黑門キリニナル。松平伊豆殿ノ時、今ノ黑門ノ東ノ山ヲモ崩シ度事也。其子細ハ天守ヘ差渡シ三十町アリ。又ハ山アレバ要害ニモナルト申サル。南光云、夫ハ豆州ノ無功故也。コノ要害ヲ敵ニ取ラルヽ、位ニテハ、何モ不レ入。スレバ天守ヘノ近キ遠キノセンサクモ入ズ。江戸ヘ敵ヲ入ルヽカラハ用ニ立ズ。何ゾノ時ハ此方ノ要害ニスル心得專也ト申サル。尤也。去共伊豆殿ノ心ニテ、終ニ山ハ土取場ニ成テ今ハ卑クナル。扨南光ハ世良田ノ人也。家康公天台ノ法ヲ御聽有タキガ、殊勝ナル僧アリヤト、施藥院ニ御尋アリ。ソコデ南光坊ノ事ヲ申上ラルヽト、呼ニ遣セトアリ。ソコデ傘一本ニ平包ニテ參ラル。玄關ニ跣ニテ待ルヽヲ、施藥院城ヨリ返ラレ、ヤレソコニヲク人ニテハ無トテ上ヘ請ジテ、夫ヨリ御目見ニテ、一度ニテハヤ御機嫌ニ合ハス。主ノ筋ハ新田トテ、紋モ二引兩也。軍法儒書ヲ好ミ、書物ハ夥敷上野ニ有ツルヲ、遺言ニテ三ツニワケ、一ツハ上野、一ツハ日光、一ツハ叡山トハケラルヽ也。久世大和殿ノ奉リテ支配也。南光坊死ノ一日前ニ御成、直ニ何カヲ申サレ、何ヤラン書付ラルヽニ、硯ノ水ナシ。大猷院御手ヅカラ御指アテガハル。座ヲ御立ナサルヽ時、手ヲ打テ寐ナガラ呼返シ、又何事カ申上ラル。扨上野ニテ千石トラル。日光ニテ一万石ノ內ヲ三千石トラルヽ。以上四千石也。遷化ノ前ニ大煩アリ。弟子衆キヅカウ。主申サルヽハ、將軍ニ子ノ出來ヌ內ハ死ナズ。氣

遣スナトアリ。扨御懐胎ノ沙汰アルト、今度ハ男子ナレ共彌祈禱有ベシ迚、日光ヘ閉籠リ、七日斷食ニテ荒薦ニネテ、扨或曉申サル、ハ、江戸ニハ男子誕生ト申サル。弟子衆申サル、ハ、去バコソ氣遣タリト申所、中根壹岐殿ハヤ乘物ニテ呼ニ参ラル。男子誕生トアリ。ソコデ江戸ヘ出ラレテ、竹千代ト云名モ付ラル。口切ニ茶ノ湯ニイツモ南光坊亭主ニテモ、將軍樣ヨリ前ニノマル。〔割註〕幸充云、南光坊ノ事、山東宗開運錄ニアリ。又宗旨改ノ事、南光坊一時ノ課ノ由、關儀ニ云リ。名高僧也。○高野ハ下乘ノ所ナレ共、撿挍バカリ、チリトリト云テ、手輿ノ樣ナ者ニ乘テ山上ヲ往還ス。○阿波ニ公方ト云モノアリ。阿波殿ノ預リ也。是ハ義植ノ末ト云。可レ考。但四國ニ上屋敷、下屋敷トテ、細川ニ古ヘ兩流アリ。○寛文十二年九月初、南都今厨子ト云所、夜々光ル。其光ヲモトメテ地ヲ四尺程堀レバ、髑髏ノ大サノ少シ平キ物アリ。中ニ臭氣深クテ何共成ズ。即捨ト光モナシ。又春日ノ一鳥井ノ邊ニ、夜ニ入レバ七尺バカリノ人ノ如クナ者、髮ヲ長クシテ人ヲカイテ追バニグル。是ハ野馬ノタケテ居ルニテ可レ有ト也。希有ノ事也。○菊綿ヲキスル抔トハ不レ云、被レ爲レ召ト云者也。一ツヲ一重ト云、三ツヲバ三重ト云。○仙人ノヲル袖匂フ菊ノ露打拂フニゾ千代ハヘヌベシ 俊成。ノ歌ヲ三遍微音ニ唱ヘテ衣スル事也。白ト黃ト赤トニ綿ヲ染テキセテ、竹ノ筒ニサス也。○春日山ノ大タケナル變化ノ者ト云ハ、此山下ニ久敷住ム乞食ニテ、髮鬚ヲモ久布剃ズニ居タル者也。常ニ五穀ノ類ハ不レ食。或ハ墓ヲ發キ死人抔ヲ食フ。今度露顯ス。又堀出タル物ハ、鞠ノ大サノ物ニテ、金ノ樣ナ少平キ物也。蓋ヲコヂ開テ見レバ、内ノ臭氣中々タマラズト也。扨捕テ間ヲ置テ見レバ、酢貝ノ寄ル樣ニ、兩方ヨリ寄ルト也。古キ者ノ申スハ、是ハ野槌ト云物ニテ、地中ニ有モノ也ト云。吾ヲ以テ見レバ、古ヘ夫婦ノ首抔ヲ入テ一所ニ葬タモノカ、野槌ト云モノ知ザルコト也。○又春日山ニムサヽビト云蝙蝠ノ樣ナ者アリ。日夕ニ飛デ人ヲ威ス。○觀世能ノ辻々ノ板札ノ木ハ、鞍馬ヨリ出ス。鞍馬勸進能ガ始故ニ其例也。書手ハ淀ノ城主ヨリ右筆ニ云付テ書セテ出ス。○棧敷芝居カコイヲ材木ヤ致シ來ル。竹ハ公儀ノ土居ノヲ下サル。扨役

ヲスル材木屋、堀川堺町七條三箇所ニテ十六町アリ。家數大方一町ニ卅五六軒ホドヅヽアリ。扨今度ノ訴訟ニ、材木町ヨリ外ヘ出テ居者アリ。是ヲ一所ヘ寄度ト也。・處ヘ寄事不レ成バ、他處ニ居ル共、役目ヲサセ度ト訴訟ス。去レ共夫ハ追テ仰付ラルベシ。先此度ハ何カ念ヲ入致セトアリ。昔ノハ今ヨリハ丈夫ニテ、八貫目程ノ材木屋造作、今度ハ麁相ニテカラ八貫ニテハ不ニ出來一、拾貫目ホド入シ也。万事高直ナル故也。人足ハ京夫ヲ使フ事也。〇大抵勸進能ハ、三日ノ物也。今四日アルハ、一日ハ貫ガ例ニ成テ四日也。観世ガ能ノ禮座ノ外ノ上手分ノヤトイ七人ヘ銀子五十枚遣ス。〇又分ロハ一代（シロ）ト云ガ百目也。夫ヲ上手分ニハ幾代ト云テヤル事也。今度ノ能ニハ銀多アリタ故、一代ヲ百五十目ヅヽニシタ也。新九郎抔ガ一貫二百目程トル。扨子（コ）ノ代ニ成テ藝ガ下ルカ、又ハ不嗜ナレバ代（シロ）ヲ減ジテヤル。公儀ヨリ拜領ノ積錢モ、此代ニ應ジテ分ケテ取事也。〇紅葉狩ニ此世ノ人共不レ被レ思ト、脇ガ謡フ時ニ、太夫ヲ下ヨリ見上ル者也。變化ノ者ハ下ヨリ見上レバ化（バケ）ヲ見スモノ也。ソコデ太夫ハ見付ラレヌ様ニ、顏ヲ隱ス心持ニテ現ハニ見セヌ様ニスル習也。〇観世二日目ノ翁ニ、面箱持ハ太夫ノ後ノ座ニ付テ居ル。扨千歳ガ舞テカラ、右ノ面箱持出テ尉トノアトヲ打也。〇太夫ノ翁ハ天照太神、又ハ春日、又ハ住吉、家ニヨリテ取様替ル也。〇深イノ面トヤセ男トガ紛ルヽ也。観世ノフカヘノ面ハ作ニテ、是阿彌ガ判形面ノ裏ニアリ。童子又紛ルヽ面アリ。〇天鼓ニ臺イテズ。〇三輪ニ幣ヲ持テ舞フ。〇道成寺ニ鐘ヲ脇ヨリ先ヘ出ス。此等ミナ観世流ノスル事ニテ下掛リトハ違フ。〇観世ノ翁ニ面箱出テ其次太夫、其次千歳、其次三番三也。面箱持ハ、太夫ノ後ヲイテ、後ニ三番叟ノアトヲ打、千歳ハ千歳ヲ舞テ其儘ハイル。〇高砂ノアイヲバヱボシ素襖ニテカタル、晴ノ時ハ如レ此。〇松風ノ後ノ出ハノ一セイノ内ニ流シ、八首ト云事ヲ打、三度目ノ仕舞ハ松ニ吹來ルノ所ニアリト云。〇観世道成寺ハ亂拍子（シラハヤシ）ノ小鼓ノ首十ニテ、タツハイヲ躍リ、十五メニ謡ヲ歌ヒ出ス。長クスレバ廿三迄頭ヲ拍モアリ。〇白拍子ト云事、三輪ノ内ニアリ。神樂ヨリ地ヘ移ル所カ、又ハ神ハ上ラセ玉ヘバト云所ニ有トゾ。〇金春座ハ樂屋ニテモ、年次第ニ座ニ着

ク、藝ニハ不レ寄ト也。○千手ノラキノ袂ト云謡物ノ時ニ、小鼓バカリ一打ニテ拍ツ、他ノ家ニテハ大小共ニ拍ヌ所也。○平調返シハ江口ノ序ノ舞ノ初段ヘヲロス所ニアリ。大小幷笛ニアリ。○融ノシヤクノ舞ハ、酌盃ノ返ス〱ノ所ニアリ、是モ大小、笛、太夫。○安宅ノ延年舞ハ、三塔一ノ遊僧舞延年ノ所ニアリ、太夫。○リヤウカンノヒシキハ道成寺ノタツハイノ所ニアリ。笛ニアル事也。○流シ八頭ハ、松風ノ一聲ノ所ニ在、大小ニアリ。○露ノ紐解（石塔ノ舞俗ニ云）ト云事ハ、定家ニアリ、大小ニアリ。○能ノ面ハ十作ト云テ作者十人アリ。扨面ノ數ハ大抵百廿面ト云、狂言ノ面モ八十枚アリ。○能ノ髭面、フカイ面ト云ハ、觀世ニアリ、ザウハ金春、小ヲモテハ保生抔云テ、家ニヨリテカヅク事ニカクル。孫二郎シヤクミ抔云シヤクミハ。少ヤセテ色黑シ、百萬抔ニカク狂女ニカク、大ベシト云ハロヲ開タ也。小ベシハロヲ塞グハヤシモ、大ベシハ少シ靜、小ベシハ囃モ早クハヤス。三クハウト云尉ハ、叡山ノ三クハウ坊ト云モノ、是ヲ拍ツ上手也。眞ニ名ニナル高砂ノ、チノ面ハ平太也。平太ガ幽靈ノ面ナルユヘニ、祝言ゴトニハ如何ト云說アリ。融ノ面ハ中將也。○一聲ノコシト云ハ、此所ニテ樂屋口ノ幕ヲ擧サセテ、ソコヲ太夫コスニ寄テコシト云。○道成寺ノ亂拍子ノ内ニ二度笛ノヒシキアリ。○鼓ノ筒ハ昔ハ櫻、或ハ機ニテスル。是ハアシ、。今ハ果樆、又ハコガノ木ニテ作ル。コガハコガナシノ木、スレバ果樆ノ類也。アラ筒ニテモ出來タニハ、幸清五郎が判ノ有ガ多シ。小幡時雨ト云草子、源氏ノ少後ノ物也。一冊、文章面白キモノ也。○草紙ノフルキモノハ、空穗、竹取始也。○アマノ能、色々ノ善ヲナシ玉フノ所ニ、二段返シト云事アリ。○組物ニタクボクト云事アリ。高卑ニウツタ物也。高卑ヲタクボクト云來リタカト也。○芋ホリ坊主トハ、ツルヲヒクト云心ニテ、俗緣ノ親類ヲ必弟子トスルモノ也。殊ニ和州僧ガ大方カクノ如シ。仍テ家康公ノ掟ニ、瀧性院、無量壽院ニハ和州ノ所生ノ人ヲスユルナトアリ。○神點トハ神佛ノ合點ノ心、籤抔ノ事也。○業平ノ二條后ヲ負テ逃タル時分ハ五十有餘也。此事ニ依テ奥州ヘ流サル。○行平ハ各別ノ質ニテ、學校ヲ再興シタキト云文章一篇、本朝文粹ニ

モミエタリ。○廿一代集ノ歌ノ數、大凡二万首ノ上アル也。○正月三ケ日北野右近馬場ニテ、天狗玉ト云テ、宮司共出テ玉ヲウツ、中ニテ打サユル事也。名譽ノ事也。○百エン書ト云古キ記錄ニアリトテ、新院ノ仰トテ、植西堂語ラルヽハ、伊勢ノ火事ハ必京ニ及ブ、町屋燒レバ必ズ京ノ町燒ル。火神殿ニ及ベバ禁中必燒トアリ。古モ神殿燒テ、其後程ナク關白ノ家ヨリ火出テ禁中燒トアリト也。○讓葉ノ黑燒、麻油、又ハ醋ニトキテ付レバ、草ヨリアルホド水出テアトナヲル。クサノ妙藥也。油ヨリハ醋ニテ解ガヨキ也。○包ミ牛蒡（コシ）女中詞ト云テ、正月ニ菱ハナビラノ內ニ、牛房ヲ和カニヨキミソニテ煮テ包ミテ食フ事也。扨出家衆ヘハ、豆腐ノ雉燒迚、豆腐ヲ鹽ツケテヤキ小クキリ、夫ヲ茶碗ヘ一ツ二ツ入テ、カンヲ强ク仕タル酒ヲカケテ出ス、吸物ヤラ肴ヤラノ樣デヨキ物也。○華水供ハ聖天供ノ前ニアル事。是ハ厨子ヲ置ナガラスル。前行ユヘニ灌頂ヲ打モノハ皆勤、此後ニ浴油ト云テ、油ヲ湧シテゴマ木ニカクル事ハ、厨子ヲ開テスルユヘニ、若キモノハナラズ。ナゼニナレバ本尊ハ觀音也。化身シテ女トナルヲ、惡鬼愛着シテ抱付ヲ、ソコデ佛體ヲ顯シテ愛着ヲ切ラスル表事、若キモノ見レバ却テ愛ノ心ヲ添ルユヘニ。直ニ見セズ。〔割註〕幸充云、聖天供ハ歡喜天ノ事乎、玉木夜話ニ褒美ス。〕○南都二月堂ノ行ハ、二月朔日ヨリ十二日迄也。若狹ノ井ノ水ヲトルハ十二日ノ夜也。〔幸充云、詹々言ニ說アリ、可レ考。〕○諸役免許ノ札ハ、宅替スレバ又其町ニテ相願ハネバ成ヌ也。○青蓮院殿ハ紫衣ノ家ニテ、紫衣ヲキサマニ諸門跡コレヘ屆テキル。飛鳥井家ノ冠ノ掛緒ノ樣也。院家ハ紫衣ヲ衣事成ズ。竹門モ院家ノ門主ユヘニ座主ニモ成ズ。紫衣モナラヌヲ、青門尊純ト今ノ竹門ノ二代前ト入魂デ、尊純ノ死樣ニ、遺物ニ古キ紫衣ヲヤル。自レ夫今ニ着ル。○東西門主ノ年始ノ進物ハ、自ニ兩方ニ長橋ニテ使僧ニテ上ル。表向ハ前後ノ爭アリテカラ、双方共ニ止ム。○角倉凡夫ノ時ニ嵯峨ニテノ事故ニ、大門ノ扶持人ニ成テ、八木一年ニ三石ヅヽ貰フ。今ニ家禮分ニテ、正月五日ニ節（セチ）ヲ食ニ行。今返シタガレ共不レ成。五日ハ每年東寺衆井ニ出入ノ家禮分ノ衆ノ節也。東寺ノ僧衆ハ土器計也。○南都興福寺領一万八千石、寺僧

百人餘アリ。其內ニ學者五人ヲ擇デ是ヲ五師ト云。是ガ本社四所ト若宮一所ト五社ニ一人ヅヽ付、又同學衆ト云ハ、五人程ヅヽ學者ヲ擇ビ、一乘院ト大乘院トニ付、是ガ門主ノ同學衆也。扨寺僧ノ座次ハ、兎角年老次第也。興福寺ノ寺務ハ、一乘院ト大乘院ト易ル〳〵モタル。一門ハ千石ナルヲ、今ノ二代先ノ門主學問料ニ五百石訴訟シテトラル。今ニ直ニ付テアリ。大門ハ千石也。東大寺ハ三千石、瑞心院ガ此門跡ニテ寺務也。○春日社領五千石、一社ニ千石ヅヽ、修理料也。○扨四社ノ社司ハ十七人アリ。此內ニテ老次第ニ一ノ社司ニ成、金銀ヲ多クトル。若宮ハ自レ昔社司一人、禰宜ハ八百人餘アリ。少モ祿ノ無モアリ。此女房ガ神子（ミコ）也。眞福寺ノ一万八千石ノ內ヲ社家モトル。春日ノ事ハ五師次第也。水屋ノ能ハ牛頭天王ノ前ニテ勤。四月朔日ヨリ四日マデアリ。禰宜中間（ナカマ）ヨリ造作ヲシテ勤ム。又旦那ヨリ祈禱間ノ右手ニ竹ノモガリヲシテ、其內ニテ飲次第ニ酒ヲ飲ス。去年ノ一乘院ノ祈禱ノ時モ、四日ノ內ニ酒九十石程入也。○薪ノ能ハ、二月七日ヨリ十二日迄ノ能也。○芭蕉ノカタリニ雨後リヨト云フ。リヨハ多分棕櫚ノ事ナルベキ乎。○金春亂拍子ハ道成寺、觀世ハ檜垣、保生ハ住吉詣也。○南都ノ禰宜八百餘人アリ。神主ハ二十人餘アリ。此下ニツク事也。神主第一死スレバ、第二昇進シテ知行三百石トル。仕丁ハ禰宜ノ又下也。是ハ南都ノ町人也。興福寺ノ五師ハ五人也。春日カラ興福寺カケテ、知行一万五千石ホド也。五師ニナレバ大分ニ餘勢アリ。各望ヲカクル也。（幸充云、以上一冊抜、）

○遠碧軒隨筆。寛文十三癸丑ヨリ延寶二甲寅迄一冊。左ニ令抜萃。○碁所ハ、信長公ノ時、寂光寺ニ宰相ト云僧アリ。碁ニ器用アリテ、御前へ被召出。算沙法印ト御ヨビ、是ヨリ代々碁ノ上手ヲスユル也。宗桂ハ桂馬ヲヨク使フニヨリ、信長公名付ラル。碁將棊共ニ、信長公ノ時ヨリ、今ノ如クニ兩家ニナル。信長公生害ノ夜モ、夜半迄碁將棊ヲ御覽アリ。曉ニ成リテ、桂川ヨリ鮎ヲ持テ臺所へ來ル者ノ申ハ、丹波ノ方ヨリ大勢甲冑ニテ上ル。道スガラ京へ來ル者ハ切殺スガ、大將ハ明智殿ト申ス。不審ナル事ト申ス。近習ノ衆モ聞、不審ナ事也。夜明ナバ知レントテ申上ズ。此時申上タラバ御用意有ベキニ、

運ノ盡ル所也ト也。○江戸西ノ丸ハ家康公御立アリ。大猷院樣ヘ御本丸ヲ御讓ノ後、台德院樣西ノ丸へ御隱居。コノ時ニ西ノ丸ヲ新城ト云。○近代ノ改元ナキ代ハ、稱光院ト本院也、是ハ女帝故也。稱光院ノ代モ凶例也。兎角何事無共、帝王ノ代リニハ改元ハ有ベキコト也トゾ。○鬼門ノ事、天台宗ノ書ニモミユル也。尤儒書ニモアリ。忌ベキ事也。○建仁ノ靈源ノ南ノ溝キハニ有ル石、妙德石ト云。昔ハバケタルト云フ。ホレ共根シレズト也。○南禪抔ノ紫衣地ハ秉拂スルト、即單寮ニテ覆輪ノ衣ヲキル。是ガ紫衣地ノ規模也。他山ハ西堂ナラネバ覆輪衣ハナラズ。○堂上モ淸華迄ハ、大臣ニナラヌ内ハ宿直アリ。東坊城ハ秀吉ノ氣ニ入リ、夜モ伽ヲ被レ召ニ依テ、宿直ハ無用ト、秀吉公ノ許サレショリ、例ニナリテ今ニナシ。○月蝕ハ日ノ中ノ晴虛ニアタルト云ハ、宋儒ノ說ニテ、面白キ樣ナレ共、尤陽中陰ト云事ハ有コトナレ共、ソトハ陽ニツヽマレテ有故ニ赤シ。夫ヲ打拔テ闇キ樣ハナシ。灯ノ内ニモ暗虛ハアレ共、外ハ火氣アル。日月共ニ此世界ノ大キサホドアルモノ也。去故ニ地ニ蓋ハレテ、日ノ光ノ及バヌ分ガ月食スル也。○寬文十三年ニ內裏炎上、禁中へ織田主計上使ニテ黃金五十枚、法皇、新院ニ銀子五百枚、ミナ此以前ノ半分也。攝家ヘ金子五百兩、淸華ヘ三百兩、大納言ヘ二百兩、其外ヘ百五十兩ヅヽ也。○禁制、上樣御被官人、上京白雲絹屋壹町、一軍勢甲乙人等亂入狼藉事、一相懸非分課役事、一寄宿事、右條々堅被二停止一訖、若有二違犯一之輩者、速可レ被レ處二嚴科一之由、所レ被二仰下一也。仍下知如レ件。弘治四年五月八日、左近太夫將監神宿禰判 前大和守三善朝臣判 是ハ義輝公ヨリ也。又義晴公ヨリノ一通畧之。折紙。一京中地子被レ成二御免許一之訖、永代不レ可レ有二相違一候條、可レ令レ存二其旨一者也。天正十九年九月廿二日、新在家、秀吉公朱印。此外數通畧之。○本新在家ヲ白雲ト云トミユ。其邊ニ村雲ト云所モ有。本新在家ヨリ下京ヘヒケルヲ、紹巴申サルヽハ、絹屋ハ下京ノ水ノアシキ所ニテハナラヌ物也ト申サルヽニヨリ、今ノ新在家ヘ移ル。正親町殿ノ頃ノ事ト見ユ。紹巴ハ十九歲ヨリ昌休ニ付テイラル。今ノ新在家ノ所ニナルハ、紹巴ノ取成ユヘトミユ。○策庵ハ昌叱コト○御代始ノ改

元ニ赦ノナキ事ハ、又改元アレカシト思ハセヌ爲也。年忌ノ外ハ代カハリニハ无キニスル事也。

○交野(カタノ)ノ禁野(ギンヤ)ト云ハ、交野ノ傍ニ天子ノ狩場ニテ、他人ノ獵ヲ禁ズル野ト云心也。交野ノ外ニモ禁野ハ何方ニモアリ。○延寶ノ改元ノ時、今城遲參ニテ席ツマリ座ナシ。九條殿ニ何ノ所ニ着ベキ迚尋ラル。九條殿トウワクニテ一條殿ニ尋ラル。內房ノ答ニ、古ノ改元ニ三條公條宰相ニテ遲參、横座ニナヲラル。其例ニテ今城モ宰相ユヘ横座ニナヲラルト也。○天龍寺ノ出世ハ、初ハ黃衣ニテ圓覺寺ノ住持也。扨歷住シテ天龍ノ位ノ薄紫ニナル。扨又南禪寺ノ紫衣ニナル。西堂ハ大方眞如寺ノ西堂也。東福、建仁モ同事也。○碁所ハ相手ニ十二番勝テバ成事也。サレ共一年ニ一番ヅヽノ事ナレバ、餘命ナキニヨリ九番負テカラ、負タ方ヨリ讓ルガヨシ。算智モ九番負タ故、寬文十三年十月ニ碁所ニ本因坊ヲ仰付ラルト也。○近衞殿元服次第、延寶元年霜月十五日巳刻、新冠ハ年七歲、名乘家熙、即禁中ヨリ拜領難波殿ノ亭、正面ハ南向、中ノ間疊ヲ擧テ十二帖ノ處也。四方ニ簾垂テアリ。緣ガハモ疊ヲ擧テ又落緣アリ。扨刻限鷹司關白殿輿ニテ御成。白裝束ニ冠也。十二帖ノ北ノ簾ノ前ニ横疊二帖布テアリ。其北ノ疊ニ新冠ツク。禁色ノ指貫ニ綾ノ白キ御服、髮ハ亂レテアリ。扨西ノ方ニ一帖布ク、東面ニシテ是ニ關白殿着座。東ノ方ニ西面シテ疊二帖ノ上ニ、北ヲ首ニシテ大炊御門、阿野、甘露寺ツク。甘露寺ハ黑袍、殘リハ白。扨東園ガ理髮ノ役、新冠座ニツクト、家禮ノ出羽守圓座ヲ二枚持テ出テ、一枚ハ緣側ノ敷居ノ外ニヲキ、一枚ハ十二帖ノ內ヘ入レテシク。扨勅使ニテ冠ヲ下サル。掛緒ハ紙ノ袋ニ入レテ、二色共ニ文匣ノ蓋ニ入レテ持參。ソコデ冠ハ櫛笥ニ載テ、殿上人ノ櫻井縫殿介持出、新冠ノ右ノ方ニヲク。カケ緒ハソコヘハ出ズ。扨櫛笥ハ九寸ノヘギ程ナニ、是ヲツケテ銀ノ茶碗ニ水ヲ入テ持出テ、新冠ノ左ノ方ニヲク。是ガ泔杯也。扨コリノ蓋ニ笄刀、幷ニハサミ、櫛、紫ノ緒ヲ入、上ニ油單ノヤウナ緒ヲキセテ持出テ、是モ左ニ泔杯ト並テヲク。扨櫻井ハ退出。新冠ノ後ノ簾ヲ、內ヨリ公家兩人シテ揚テ、初ニ首ヲ打事也。サテ出テ疊ニ坐玉フ。扨東園カノ

ソトノ圓座ニ坐ス。夫ヨリ內ノ圓座ニ乘テ、扨二帖ノ新冠ノ坐シ玉フ疊ノ上ヘハイアガリ、玉ト新冠首ヲ手ヲツキテ下ラル。東園前ヨリ俯伏テ、長キ髮ヲ切テ櫛ニテ水ヲツケテ、右ノ紫ノ緒ニテ結テ、扨冠ノ巾子ノ內ニイレコニシテアル袋ノヤウナ物ヲ取テ、髻ニハムル。扨退出。泔杯モ何モカモ櫻井出テトル。扨關白殿座ヲ立テ、右ノ冠ヲキセ玉フ。掛緒ハナシ。扨冠ヲカヽヘテ簾ノ內ヘ入玉フト、其奧ノ間ニテ三方ニ四本松ノ木ヲ立テ、眞中ニ高ク飯ヲモリ、其上ニ何ヤランノセテアリ。夫ヲ一人シテ御祝ヒ、銚子ニテ酒ヲ擧ル。其間ニ關白殿モ其外モ休息。扨十二帖ノ西ノ間ノ西ニ關白殿、東ニ右ノ方ノ衆着座。ソコデ蓬臟出テ、銚子ニテ新冠ヨリマイリ、其土器ガ關白殿ヘ行テ替ヘル。皆加ヘアリ。扨新冠ヘ戻ル。夫ガ又大炊御門ヘ行、夫ハ新冠ヘハ返ラズ。次ノ衆ヘ回ル。扨其次ニ壁ノ獻、其次ニヒレノ物ノ吸物、タビ〳〵銚子ニテ加ヘアリ。其蓬藏ノ後ノ壁ノ獻ノ時ニハ、關白殿ノ盃ガ新冠ヘ行テ、關白殿ヘ戻ル。扨新冠ヨリ何レモヘサシ玉フ。蓬臟ノトキニ臺ノ物出ル。松ニ四方ヘ藤ノ花下リ、小キ鹿ノ作リ物二ツアル臺ノ物也。是ガ座ノ眞中ニアリ。誰ニテモ新冠ト云。元服ノ日一日ノ稱號也。○靑門主ヘ紫衣ヲ天子ヨリユルサレ、夫ニヨリ連枝ノ衆モ僧正ニ成テ、靑門ヘ斷リヲ云テ、許シヲ得ネバ成ラヌ故ニ、夫ガ見トムナキ迚、連枝ノ宮門跡モ紫ハキズ。東西ノ門主ハ靑門ノ院家ナル故ニ、僧正ニナルト靑門ヨリ許シテ着スル也。是ハ各別。又竹門ハ良恕ノ時、尊純ヨリ遺物ニテ今ニ着セラル。○飛鳥井ヨリ冠ノ緒ヲ許スハ、後鳥羽ノ時、彼家ニ紫ノ懸緒ヲ許シ玉フヨリ也。トカク鞠ヨリ懸緒ハ始ル事也。夫故ニ今モ表向ノ時ハ、懸緒ハナキ筈ナレ共、夫ニテハ落ルユヘニコヨリニテス ル事也。○祇園ノ鳥居長四間半、古ヘハ額ナシ。酒井故雅樂殿ヨリ近衞三藐院殿ニ申上ラル。感神院ノ舊名ヲ書付ラル。其後靑門主尊純、是モ雅樂殿ヨリノ執奏、今度モ又照高院ヘ申サレテ額出來。○大鼓小鼓、大鼓ニシラベノ事、禁中ヨリハ紫ヲ許サル。公方ヨリハ淺黃色也。扨又公方ノ御鼓ハ紺ノ調べ也。公方ヨリハ禁中ヘ仰上ラレテ、誰ニ成共紫色ヲ許サル。則シラベヲ添テ下サル。其外

御鼓ヲ預ル者ハ、紺丼ニアサギノシラベニテウツ。是ハ公方ノ鼓ニテウツ心也。新九郎家ニハ淺黃ノ色ヲ許サルヽガ規模ト云ヘ共、今度ハ是モ紫ヲ下サル。○宇治ノ茶師森ハ、秀吉ノ茶師ユヘ御潰シ候。其外味木（ノマキ）モ今ハタユ、上様ノ金一枚ツメモ太閤ノ時ヨリ始ル。扨本御壺ヲ積ルモノ十家、其外ニ九家ハ袋茶ヲ二袋ヅヽ、竹庵ヘ持參シテ御壺ノ內ニ入ル也。此九家ハ上洛ノ時、公方ヘ目見ヲ仕來ル。御トホリヲ詰ル者ハ二十一二人アリ。扨御壺夏上ル時ニ、去年ノ袋ヲ二ヅヽ殘シテ入下サルハ、峯順竹庵バカリ也。規模也。竹庵ガ袋ハ第一多シ。竹庵代官所ハ、攝津國ト山城ノ內ニテ五千石下サル也。○紀伊國苫（トマカ）島ハ粟島ノ傍ニテ、八丈ガ島ヘ程近シ、舟乘ニクヽテ靈場也。○二條天守ノシャチホコノ長七尺五寸アリ。鉛ニテ鑄テ三段ニキセカケテハメテアルトゾ。尤內ハウトロ也。○凡諸魚ノヤキ物ハ、裏ヲ易ヘサヌモノ也。國栖魚バカリカヘシテモ不レ苦。クス魚ノカタミヲ水ヘ放ス例ナリ。○御三人衆ノ菩提所ハ皆常紫衣也。然故ニ越前ニモ、三河守殿ノ寺ノ淨光院モ常紫衣ニナル。○家康公濱松ニ御座ノ時、岡崎三郎殿御座シテ躍ヲ好玉フテ、近江ヨリモカケ踊アリ。大濱ノ名主長田平右衞門子大鼓ヲ打テヨキ子也。夫ヲ三郎殿小姓ニシテ仕ハル。三郎殿沒落シテ後、家康公召仕ハル。後ニ永井右近ト云。○鼓ニ習ノ次第ヲ打テモ、太夫ソレヲ知ネバ、習ヲ埋ト云テ、習ヲ打タズニ置事也。○千載集ヲ俊成ニ撰者ヲ被二仰付一ニ、法師ノ撰集ニ預ル事ハ例ナシトカヽル。スレバ時分ヲ考フレバ、忠度ノ百首ヲ持參ノ時、最早釋阿ノ筈也。○獅子ノ脇ハ寂照法師也。太夫ハ尉ニテ出レバ、背ニ紫ヲ負テ出、又黑頭ニテ童子ナレバ何モ負ス、狂言ハヽヤ鼓ニテアイニ出ル也。○白頭ヲバ是界丼ニ玉ノ井ニカクル也。○長谷大代ハ謠計ニテ能ハナシ。○七番ノ亂曲ハ西國下、（是ハ平家西國落、）東國下、（是ハ盛久東國下、）カレイユツリハ上宮太子隱岐院也。〔割註〕幸充云、六番也如何、惣別能ハ大夫脇以下拍子方ニ至、傳授ノ習ノト云。殊ノ外子細ヲ云、根ナキ事也。畢竟物トリ也。俗ニ子細モノヲ役者カタギト云ハ此也。又定祿ノ者ハ人柄惡シヽ、賀茂ノ者共、ソノ風アリテ人々キラウ事也、可レ嗜事ナリ。」東國下ト上宮太子、別而節

六ケ敷故ニ、鼓打ニクシ。夫ユヘニ小左抔モ家ニナキ事迚打タズ。○紀伊國ニ翁ノ面ヲ祭ル社アリ。翁ノ面ハ天照太神也。幸充云、此牽合附會ヲ見、可レ考、播州坂越ニ秦(ハタノ)ヒロタカヲ祭ル宮アリ。是モ面アリ。是金春ノ祖神ユヘニ役者ノ往來ニ必參ル也。○紀州道成寺ニ古キ緣起一卷アリ。國守ヨリ封ツキテアリ。其寫シ別ニアリ。今ニ鐘ナシ。古ノ鐘撞堂ノアトハ、垣ガ結廻シテアリ。人其地ヲフメバ瘧ヲ振フカ煩也。扨古キ緣起ハ、畫ハ光信、詞書ハ後小松院ト云。○奇應丸ハ松平淡路殿ノ方也。食傷ニナルホドヨシ。○伊勢ノ傳奏ハ今ハ轉法輪也。舊臘伊勢山田炎上ノ事ヲ、攝家へモ行テ告ラレヨト、年寄衆申サル丶ヲ、三條申サル丶ハ、淸華ノツイニ、伊勢ノ事ヲ攝家へ行、腰ヲカヾメ玄關へ行タ例ナシト云ハル。ソコデ中御門申サル丶ハ、淸閑寺傳奏ノ時モ、フレテ有ケル例アリト云。三條ノ云。夫ハ尤也。淸閑ト吾トヲ同樣ニ申サル丶ハ、曲モナキ迚、終ニユカズ。下ノ役者ニ云付テアリカセラレヨト也。惣別伊勢ノ役ハ、傳奏迄七段アリ。兩局ノ內ノ上首ヨリ歷テ、傳奏マデ七段アリト也。○延寶ノ元日四方拜ハアリ、年始ノ御禮ハナシ。其外三節會共ニナシ、火事ニテカリノ皇居ユヘ也。○禁中ノ御姿見ノ鏡ハ、古ヨリ米八石ニ極ル。淸閑寺ノ取次也。小キ鏡ハ又小シキ也。其八石ハ今ノ七升也。其時ハ一石ガ拾匁ヅ丶ノ相場也。今度ハ石ヲ十三匁ヅ丶ニスル也。大方昔ノ十匁ニ合フ。○又御簾ハ三石ヅ丶ニ極丶也。○新殿へ移徙ノ時、幣二本イル。夫ニ鏡一面ヅ丶、其幣紙ノ內ニ有。其鏡ガ八木三石ヅ丶ニ極ル。今度ハ夫モ十三匁ノ直段ニ極マル。幣ノ紙ト水引ハ二條ノ城ヨリ來テ、其幣ノ切手間極マル。○禁中醫者ノ諸禮ニハ、次々チシヤ刀ヲ拔テ置也。○五山ノ出世衆ニ、攝家對面ニテ禮ヲ請ケラル丶ニハ、上段ヲヲリテ平座デノアシラヒ也。諸門主ハ猶以ノ事也。○太秦ノ太子へ勅額ヲ申セル例ナキトテ不レ成トゾ。○上野那須野ノ際ニ、石ヲ割テミレバ、內ニ魚ノ紋ト柏ノ葉アリ。古へ爰が池ニテ水干テ土ニ成タカト云事也。〔割註〕幸充云、殺生石ヲ大徹始ニ撫デ、後ニ玄翁四句ノ頌ヲ作リ、百姓ヲ語ラヒ二ツニワリ、片ハ其儘アリ、片ハ脇ニアリ、大徹玄翁ハ法ノ兄弟々子也。關東ニテ今ニ此兩禪中

違テアリ。扨砒霜石ナルベシト委クアリ、畧ス。枯松集ニモアリ。附會ス。」○肥後ノ山ノ木ヲ切テ見レバ、內ニ劍一フリ立テアリ。是ヲ祝フ社ヲ劍ノ宮ト云。是モ木ノ小キトキ劍ヲ拔テ置テ忘テヲクガ、木ガ大ニナリテ內ニツヽミテ生長シタ者也。○法皇「皆人ノ上ニ目カツク横ヘユク芦間ノ蟹ノ哀レナル世ヤ。○神道ノ家ニ四橛、或ハシクイト云來テ、日本ニテ竹生島、繪島、宮島、富士ヲ四柱ノ心ニ用テ、皆天照太神ト云。○熊野ニテハ、神前ノ御戶ヲモ、瀧津坊ト云社人出テ幣ヲフル。四方髮也。古ノ社僧ガ落テ妻帶ニ成タカ、又社家ハ庭ニ荒薦ナドヲ布テイル也。社僧位ヨシ。○京ニテ町人ノ變遷ナキハ西陣也。切々一揆ヲ起ス、光源院ノ時モ中村ガシユント云モノ一揆ヲ起ス。其內公方ノ被官ノ絹屋ヘ下知狀ト云モノヲ下サル。其內卅一人ガ光源院方ヲシテ、母義ノ慶壽院殿ヲ河內迄無事ニ送ル。中村ノ福井ト云モノガ其內也。今ニ其末アリ。夫ラニハ機(ハタ)別ノ運上ヲ許サル。惣別吉岡抔云者モ、西陣ノ者ニテ、今ニ兵法弓鐵炮ヲ嗜ム也。下知狀ヲ持テ居者今ニ多シ。○宇治ノ小半ノ袋ヲ鷹ノ半ト云。鷹ノ爪ハ大切ナル者ユヘニ小キ袋ヘ入ル。是ヲ江戶ヘ下トキ、此小半ニ茶共ヲ入テ、二重袋ニシテ大壺ヘ入ヲキテ、此方ノ控ヘニシテ、江戶カラ左右ガアルト、此上ニ書付ヲシテ、何ノ日ニ此茶ヒクヨシアシト云事ヲ書付ル也。○禁中ニ指合ノアル時、長者ノ正月ノ御修法ヲ、東寺ニテ執シタキ者ナレ共、古來東寺ニテハサセズ。醍醐カ勸修寺ノ門主ノ寺ニテ修ス。○南禪ノ取次、禁中ヘハ勸修寺家、公方寺ユヘ也。五山ニハ傳奏ナシ。○蘇合ト云樂ハ、天子ノ蘇合圓ヲ調合ノ內ノセイ盡ヌ慰ノ爲ノ樂ト云。殊ノ外靜ナ事也。扨舞御覽ノ鶴ノ庖丁ノ內ニ此樂アリ。其ニ合セテ切事也。誰モ知レル者樂人ニモナシ。今ノ辻伯耆ガ、細川幽齋ヘ參リ、御前ニハ庖丁ノ事ヲ御存知ト承ル。某ガ家ニ鶴ノ庖丁ノ樂アリ。合テ見申度ト云。幽齋仰ラルヽハ、奇特ナ事ヲ申ス。今知人ハナシ。去バ即鶴アル程ニ合テ見ヨトテ、幽齋キラル。樂ニ合セテ切リシマウ。名譽トノ事也。是ヲ貞德末座ニテ聞ト云也。○淸經ノ謡ニアル、コシヨリ横笙ヨシ、ソウジヤウヲヤウシヤウト云フ。〔割註〕幸充云、竊窕トカキタルヲ、以前見タリ、

笛ノ名カト思ヘリ。敦盛ノ靑葉抔ノ類カト思ヒシカ、此横笙ノ事、出所コレ有カ。」○石谷土入申サル。江戸ニ東西參勤ノツドウ時ガ、江戸ノ人數七十五六万人アリトゾ。是ハ寺社ヲ除テノ事也。○大坂ニ近年造ル酒米四十五六万石也。○越前ト加賀トノ間ニ二ツ屋ト云所アリ。其所ノ庄屋ガ所ニ、朝倉金吾ガ常器ノ四ツ椀アル。黑ヌリニ朱ノ鶴龜ノ繪アリ。飯椀ハ大カタ飯ツギ程アリ。〔割註〕幸充云、今大名ノ椀ハ布キセ黑塗堅地也。膳モ同ジ。奥方ノハ黑塗內朱金紋等也。昔ハ物事飾ラズ且少シ。彼猫間中納言ニ木曾殿精進椀ノ事、平家物語ニ云ヘリ。」○能ノ舞臺ノ橋カヽリ、樂屋ノ幕キハヨリ一間ニテ、一寸ヅヽ下テ行也。サナケレバ樂屋ヨリ出ル太夫モ、舞臺ノ方ヨリ見ニクキ也。○丹後ノイネト云海、ブリノ名所少シノ間也。千本物ト云テ、宮津ノ城主ヘ千本運上シテ後町ヘハ出ス。○越前ノ內(ウチ)鱒ト云モ、海上小ニテ內ト云所ノ鱒吉。近江鮒モ大津ヨリ竹生島ノ邊迄ヨシ。南ノ方ハヒハラ抔ト云テアシヽ、形モ易ル。○尾張大根モ宮シゲト云所バカリ也。○延寶二年正月ニ、京中戶口改惣別公義ノ役ヲスル町ハ、京中ニ千四五百町アリ。境內門前等ハ外也。○西山源算開基ノ金藏寺ハ、杉七圍アリ。○越後ニ大杉アリ。長三十三間、本口ニテ丸ミヲ除テ、一丈三尺四方ノ木。○山王祭ニ祇園ノ社僧ユキテ封ヲ切テ、神輿ヘ宮ヲ移シヲスル事アリ。スレバ古ヘ感神院モ、天台ノ末寺トミユ。○方違ノ事、東鑑ニミユ。又源氏ニモアリ。河海抄ニ委註アリ。此方ニ中央ノ神ノ塞ル方也。此方ヘ行テヲケバ、何ノ方ヘ行テモ、何レノ方ヘ家ヲ建出テモ不レ苦。其人々ノ年ニヨリテ方易ル。四十九日目ニ其方ヘ行キ、一宿分ニシテ鷄ノ聲ヲシテ歸ル事也。○十二將　狹手彥、源賴光、平貞盛、源義家、平重盛、源賴朝、大塔宮、源義貞、楠正成、楠正行、甲斐信玄、織田信長。○延寶二年京都町中宗旨幷人數ノ覺、町數千八百五十二町、天台千百九人、眞言一万七十人、法相五千四百人、律九千四百人、禪二万千五百十二人、淨土十万五千百廿人、日蓮八万三千七百廿四人、西門徒四万千五百八十六人、東門徒八万百廿人、高田七千四百六人、佛光寺八千五百廿三人、大念佛二万八千人、山伏幷時宗等千七十三人、都合四十一万三百廿二

人、男十八万二千七十人、女廿二万八千二百五十人、右ノ人數一人ニ米五合ヅヽ、毎日ニシテ一日ニ二千五十一石六斗一升、一年ヲ三百六十日ニシテ七十三万八千五百七十九石六斗、此代銀四万四千三百十四貫七百七十二匁也。右ノ外御築地ノ內、人數寺方幷乞食等之事何程有之茂御改無レ之候。〇大念佛衆ハ大原ノ融通ノ分(ワカレ)ニテ、大坂ノ平野ニ寺アリ。大ナル數珠ヲクル。長老ヲスユルニハ、俗人ノ旦那ヨリ伊勢ノヘイグシニテスユル也。ヲカシキ事也。〇盛阿彌ニハ秀吉ノ御朱印アリテ、天下一塗師ト云號ヲ下サル。〇春秋二八月ノ初申ノ日、春日祭勅使ハ、當日ノ曉八ツ時分ニ社參、束帶、車宿ヨリ輿ヨリ下テ、案內ノ禰宜先ダツ。松明ヲ取テ二行ニ先ヘ行、扨神前ノ階ノ東ニ手水水アリ。夫ヘ寄テ社家ノ者定テアリテ、勅使手水ヲ仕ヒ、扨神前ニ圓座ヲ布、夫ニ坐ス。扨一ノ禰宜ト正ノ預ト云テ、二ノ禰宜トガ、夫ヘ出ト。又餘ノ禰宜荒薦ヲ兩人シテ持テ出テ、心社ノ前ニシク、一禰宜ト正預ト二人シテ、御前ヲ二人シテ舁テクル。夫ヲ勅使請取、正預ト兩人シテ舁テ、横ニ階ヲ上リテ、兩人シテ四社ヘスヱ、若宮ト五社ヘスヱハタス。扨廻廊ノ中ノ土間ノ所、勅使ノ圓座ヘツクト、ウツノヤノ幣ト云テ、小キ幣ノ烏帽子ヲ衣タ者持テ出ルト、是ヲ神前ニタツ。是ガ勅使ノ自分ノ幣ト見ユ。扨正預神前ヘ行、神前ニ稻何把モ積テアリ。其內ヨリ四五筋取テ圓ク輪ニシテ、扨兩ノ端ニ稻ノ穗ヲブラリト下テ、夫ヲ冠ノ巾子ニカクルト、兩ノ耳ノ上ヘ穗ガ下テアリ。是ヲ神前ヘノ獻上ノ初穗ヲ取テ返リ、又天子ヘ上ルト見ユ。行幸ノ時先ヘ祭主ガ行ニ、日陰ノ絲ト云テ、カツラヲ輪ニシテ冠ノ巾子ニカクルト同ジヤウノ事トミユ。扨一ノ禰宜神前ヘ行テ、大ナル幣ヲトリテタテ、持來ト、勅使取テ立乍ラ奉幣ス。是ガ天子ノ幣也。ウツノヤノ幣ト云ハ、古春日山ノ內ニ、ウツノヤト云テ勅使ノイラル、屋ガ有タトミユ。其幣ヲ持テ出ルモノ、大文字ノ長兵衞勤之。出立ハ能ノ脇ノ衣ルヤウナヱボシ布直垂ノ如キヲキテ、下ニハ赤紅梅ノヤウナモノニ薄ヲシタ物ヲキ、野太刀ノヤウナ朱鞘ノ平タキハヾノ廣キ物ヲ、白キ紙ニテ左マキニ巻タヲハキテ出ヅ。右ノ勅使ノ手水ハ、猿田彦ノ宮ノ前ノ小川ノ側ニアリ。扨幣スミテカラ、

西廻廊ト社トノ間ヨリ、神馬々々ト呼ハルト、東ノ方ノ社ノ後ヨリ、傔一人ヅヽ烏帽子ニテ、裸セノ馬ヲ四疋ヒキ、五疋メノ馬ハ鞍置也。是ハ若宮ノ神馬也。社ノ前ヲ三ベン牽テ、西ノ方ヘ出ヅ。出ザマニガンドウヨ〳〵ト、五人ノ口取ヨバヽル。是ヲ何トゾ、古ヘ此時ガンドウ出テ、馬ヲ取ラントシタ事アリタカト云事也。フト例ニ成タルトミユ。扨西ノ廻廊ヘ勅使練テ行、東向ニ圓座ニツクト、一ノ禰宜、神前ノ土器ヲ五枚、兩ノ手ニテ持テ、勅使ノ前ヘツクト、銚子ヲ持テ禰宜來ルト、又一人四尺計柄ノアル柄杓ヲ持テ來ル。扨土器ヲ一枚トリテ勅使ノム、頂ズニノム。是ガ神前ノ御酒也。銚子ヨリ右ノ柄杓ニテ請テツグ。銚子ハ神前ノ銚子ユヘニ、右ノ柄杓ヘウケテツグトミユ。何レモ三々九度也。五ノ土器ハ四社ト若宮ト也。コノ勅使ノ時ノ御膳ヲ、アヅマカラゲノ御膳ト云。コノ名目考ベシ。〇南京ノ奉行、今ハ薪ノ能ニ、古ヨリ大乘院ノ棧敷ノ寺僧ノ居タ所ニ、毛氈ヲ布テイラル、ソノ代ニ寺僧ヘクラガケヲ五脚ヅヽ、奉行ヨリ遣ス。〇烏丸光廣中納言ノ時、春日ヘ勅使、雨フリケレバ、「フラバフレ三笠ノ山ノ雨ナレバサシテ何カハ苦シカルベキ。此歌ニテ早々大納言ニ轉任ス。〇春日祭ノ勅使歸ル内ニ雨フレバ凶事ト云傳フ。〇御膳ハ御棚ト云四本足ノアル臺ニ、色々ノ物ヲ盛テ供ス。勅使ト一ノ禰宜トノ兩ハタヲカキテ、階ヲ上リテ供ス。裾モヂル、故ニ、三所程ニ緒ヲ付テ置テ、夫ヲ三段程ニ繰テ、三ノ緒ヲ指ニ夾テ裾ノ下ラヌ様ニスルガ故實也。官幣ヲ參ラスルト云。是ガ天子ノ幣、氏ノ金幣ヲ參ラスルト云ガ攝家ノ幣。扨勅使ノ幣ト三本也。東カラゲト云ハ、堂上方ニテ云ハヌ名目也。右ノ御棚ニ瓢簞ノ様ナモノガ下リテアリ。社家ニ東カラゲト云カ。〇勅使ノ冠ニカクルハカヅラユフ也。五色ノ絲ニテシタモノ也。〇出世ノ長老ニツク五位ノ侍者ト云ハ、燒香侍者、侍香トモ云、請客內證ノ名、表向ノ知客ト同前。書狀表向ノ書記ト同前、湯藥衣鉢侍衣也共云、方丈ノ後ノ間ヲ侍眞ト云。侍眞ノ役、表ノ開山元祖ノ影ニ侍スルト云心。役者一月替ニ勤ム。洞家ニハ御影侍者ト云。同上ノ間ヲ衣鉢閣ト云。長老ノ衣鉢ヲヽキ休息ノ間也。今長老ヘノ狀ニ衣鉢閣下ト書モ是ヨリ也。〇五山入院ニ公帖ヲ法堂ニテ讀ハ維那ノ役ナリ。問

禪ノ役ハ乃禪學也。兩ヤウニ云。土地神ハ即槌堂ノ神也。出世ノ新命ノ香ハ、天子、將軍、旦那、師匠ノ四ツ也。○室ノ間ニテ長老衆新命ヘ香ヲタク、是ヲ獨禮ト云。其上ニ拜アリ、夫ヲ新命ヨリ押フ。扨新命ヨリ還香ト云テ、長老衆ニ又香ヲ燒ク事也。○妙心寺ノ定天、江戸曹溪寺ノ住、延寶二三廿入院。勅使日野西宿坊ヨリ手輿ニテ出テ、惣門ノ前ニテオリ、塵取ニ乘テ、勅使門ノ前ニテヲル。是ハ力者舁。扨新命ト默禮、扨山門ヘ上リ東ノ座ニツク、階ヲ上ルニ皆左足ヨリ也。新命ハ右足也。扨新命モ輿ヨリ下リ、蓋ヲサシテ行、先ヘ袈裟ヲ行者臺ニノセ持、次ニ綸旨、次ニ鉢、次ニ印籠、山門ニテ法語ヲ唱ヘ、佛殿ニテ法語、等地堂祖師堂ニテ法語アリ。勅使ハ是ニテモ東ノ方ニ坐ス。扨法塔ニテ室ノ間ノ法事アリテ　法アリ、出世衆トノ拜アリ、先開山塔ヘ行テ諷經アリ。夫ヨリ方丈ヘ入休息。此内ニ勅使ヘ五度獻アリ。相伴ハ時ノ方丈ノ住持。扨法塔ニ鼓ナルト、勅使又東ノ方ニ曲錄ニノル。新命曲錄ニ坐ルト、綸旨ヲ行者持參、香ニ薰ノ役者ニ渡スト高聲ニヨム。扨開山ノ袈裟ヲキテ須彌壇ヘ上リテ、天子ノ香、將軍ノ香、旦那ノ香、師ノ香、ソコデ千山白槌法筵龍家衆當諦觀第一義ト唱ト、前堂ノ禪學ト問答。サテ法語ヲ唱ト、又千山出法筵法王法々三法如是ト唱フ。扨堂上ヨリ出世以下平僧迄ニ謝語アリ。扨ヲリテ互ニ香ヲタキ拜、勅使ヘモ拜シテ入ル、ソコデ齋アリ。勅使ヘモ七五山出相伴當住孤峯和尙初ノトキノ如シ。○杖拂ヲ持ト、新命ノ蓋ヲサストガ、行者ノヨキ役ニテ、行者ノ内ノ老人ノ役也。○綸旨ノセテ出ル迄ハ、出世ノ人モ黑衣ニテ出、頂戴シテカラ勝手ヘ入、紫衣ニテ出テ香ヲタク。○足輕ノカケヤウハ、只足輕トバカリ見スルガ吉、イカニトナレバ、足輕ハ侍ニテナク、下々ユヘニヤヽモスレバニグル。足輕ハ大事ナイガ、侍ガ交レバ引立ラレテ、侍モニグルユヘニ、侍ノ有樣ニハセヌ也。然ルニ細川與一郎三齋ノ若年ハノボリヲ出サルツイニ、グ、スレバ侍ニアリタトミヘテ、ノボリガ見エタ、敗軍シタト敵ニ思ハルヽ事也。〔割註〕小牧陣ノ時、秀吉ニ屬シテノ時也。神子田八右嘲ケルヲ、秀吉云、若輩ノ奇特トホメ玉フニ迚、八右ト中違ヒ暇ヲ取シ事也。」○鞠ノカヽリ、竹ニテ腰ヨ

リ上ヲ横竹ニスル事モ、飛井家へ斷リ一禮ナケレバ成ヌ事也。カヽリノ木ハ、先楓、松、竹ヲ三角ニコルス。今一本ハ楊柳ヲ植ユ。松計ノ四本ハ飛鳥井冷泉計也。藤谷モソノ通也。夫ハ御子左ノ家ノ末ニテ、鞠ノ家ニテ飛鳥井ト云ナラブ子細也。御子左ハ御堂ノ關白ノ子多シ。ソノ居所ニテ唱ヘテ稱號ニナル。御子ノ左ノ方ニ御所ヲ構テイラルヽ故ニ、御子左ト云テ家ニナル。○御堂殿ノ屋敷ハ四町ノ內トアレバ、一町四方ナリ。今ヲ以ミレバ少シノ事也。○栢ヲカヱ共ヨム、カヤト通音。古ハ墓ノ上ニ植タルトミユ。○女切手ハ女ノ色品ヲ書テ、此方ヨリ上ル。年ノ老少、髮ノ有無、カゴ乘物ノ差別、皆書テ與ニ年號月日ヲ書テ出ス。其裏書ニ、右表書之通无相違御通可有之ト書。江戸道中關所御番衆中、大方目付ノ少シ上ニアテ名ノ字墨印也。扨右ノ女一人ヅヽノ所々ニアナタヨリ押切ノ印ヲヽサル。扨國方ヨリ京ノ留主居ノ者ノ方へ、女ヲ幾人江戸へ遣ス、切手ヲ取テ下セヨト云狀ヲ、伊賀殿へ持參ス。夫ヲモ念ノタメニアナタニトヾメヲカル。扨伊賀殿留主中ハ、西國ヨリ上ル者ハ、大坂ノ奉行ノ切手。扨縱西國者タリ共、京ニ住シテ京ヨリ發足スル者ハ、京ニテ前田安藝殿ノ手判ニテ下ス事也。○大坂ノ傍ノ八尾ニ兩作ノ影ト云テ、八幡ノ影ヲ弘法作リ、弘法ノ影ヲ八幡作ラルヽヲ一所ニ並テアリ。幸充云、覺束ナシ、八幡ニ非ルベシ。○草子ノ紙ノ間ニ入ルヽヲシ華ハ櫻カ、叉ハ單ノ山吹カ也。丸キナリヤ、扇ノ地紙ナリニシテ、勅筆ノ歌ノ有モアリ、幾年經テモ朽ズ。○隱元遺骸三年ノ間ソノマヽ置ニ付テ、法皇樣ヨリ一周忌ニ人ヲ遣サルベキトノ義ニ付、穢是アルベキカト御尋、吉田家ノ勅答ニハ、遺骸ノ地ニ埋ミ申サル內ハ穢ハナシ。スレバ三年ノ間迚モ當分迚モ、同理ト申サル。白川伯勅答ニハ、トカク病人死シテソノマヽ地ニヲケヌ內ハ穢ナシ。既ニ三年ト限アリテノ事ナラバ、穢アルベシトノ事也。去レ共卜部家ノ說尤迚、人ヲ遣サルヽニ成也。○百五十年程以前ニ、大明ニ三平和尙ト云アリ。其昭堂ノ前ニ三本伽羅ノヤウナル木アリ。一本枯。夫ヲ時ノ佛師トリテ、三十三體佛ヲ作ル。釋迦ト觀音ト也。此佛ヲ安置スル所繁昌セズト云事ナシ。夫ニヨリ隱元來朝ノ時、一體カリテ來ルト、黃蘗モ心ノ儘ニ繁

昌ス。夫ヲ遺物ニ法皇樣ヘ上ラル。今度泉涌寺ヘ下サレテ堂ヲ御建立也。○仁和寺ノ大師堂ノ東ノ門外ニ、ヤネヲシタル岩アリ。是ガ菅家ノ流サレサマニ、此所ノ宇多ノ御所ヘ御參ニテ、石ニ腰ヲカケ一夜アカシ、「流行吾ハモクズノ歌ヲヨミケレ共、ツイニ取ツカズ、其時ノ石トゾ。○右ノ石ヲ以テミレバ、亭子院コノ所ニ有タル事、必定トミユ。○花山カ、菊亭ハ、時平公ノ末ナルユヘ、北野ヘ參詣ナラズ。○江戸御城ノ連歌ハ、今モ床ニ天神ノ自畫ノ像ヲカク、前ニ鉛スヾニ兩方ニ松ト梅ヲ生テ、又錫一對ニ御酒ヲツギ、紙ヲ口ニキセ、ネヂテ口覆ニシテ備フ。扨座ツキニカユ、四ツ時分ニ精進ノ飯、畫御具足ノ餠ノ雜煮、是スギテ次ニ詰テ居ラル丶旗本衆ノカル丶ト、若年寄衆共所ヘ出ラル。扨御老中御出、上ニハ上ノ間ノアカリ障子ノ際ニテ、上下メシテ御聽聞二句程ノ間也。障子ゴシニ御影モミユル也。古ハ障子ニ穴ヲ御アケサセ、座ノ體ヲ御覽ナサル丶也。碁ノ時ハ老中出ラル丶ト、上ニ御出御、立ナガラ二三手御上覽、古ヨリノ例也。始終大目付一人ヅ丶座ヘ出デ居ラル。○連歌ノ時、御城ニテ朝ノ粥ノ時ノ箸ヲ包テヲキテ、三度共ニ各々ニ此ヲ用ユ。次テ包テ置キ、包ナガラ膳ニ付テ出ス。床ノ錫以下ノ質朴ノ體、皆三河ニテ御小身ノ時ノ例トミユ、今ニ古風ナル衆ノ所ニテハ、箸ヲ包テ出ス事也。○改葬ノ場ハ、本人手前ヨリ一人モ人ヲ出サネバ二十日ノ忌也。人ヲ出セバ三十日ノ穢也。○叡山慈惠大師、生死共ニ正月三日也。仍テ元三大師ト號ス、墓ハ横川ニアリ。扨自畫ノ影ハ卷テ納テアリ。寫シガ常ニ厨子ニ懸リテ諸人拜ス。飯室ニテハ松禪院ニ卅日アリ。横川ニテハ十四五アル坊中ヲ、大方卅日廻リテ安置ス。會日ハ毎月ノ三日十八日廿八日ナリ。大方一日ニ錢十貫程ヅ丶散錢アリ。惠心僧都ノ墓ハ、横川ノ下ノアミダガ峯ト云所ニアリ。辨慶水ハ西塔ニアリ。是ニテ大方西塔中ノ用水ニナル。辨慶屋布モアリ。「三塔ハ東塔、西塔、横川也。○今モ山上ニハ、所々合テ坊數大カタ二百四五十モアリト云。○小笠原右近殿仰ラル丶ハ、此家ハ仕付ノ家ノヤウニ世間ニ云、他所ヘ行テ必仕付方ヲ仕事ナカレト、常々仰ラル。右近殿ニハ尤ノ事也。此家ニ元日風呂エ入、アガリメサル

、ト黒米飯ニ鰯ヲ燒テスユ、夫ヲ祝フテカラ雜煮ヲ出ス。是ハ信濃ノ山家ニテノ作法トミユ。扨二銚子左右ヘツギテイテ、家中ノ諸侍禮ヲ申ス者、肴ナシニ土器計ヤリ、家老分ヘハ引渡シ出テ、其上ニテ盃也。大流ト云ハ、右近殿初ニ土器ニテ酒ヲ一ツ御請候テ、夫ヲ左右ノ銚子ノ内ヘ打アケ、其上ヘ加ヘノ銚子ノ酒ヲツギ添テイルト、土器ヲイクツモ臺ニカサネテ、銚子ノ脇ノ座ニツギヲイテ、禮ニ出ル者ニ一ツヾ、渡スト、右ノ酒ヲ請テ呑テ、土器ヲ取テハイル。又小流ト云ハ、右近殿ノ前ニ三方ニ土器イクツモ積デ有ヲ、第一ノ上ノ土器ニテ請テ呑テ、夫ヲ段々ニ下ノ土器ヲアケ〱シテ、手ヅカラ酌ヘ渡スト出テ頂ク。大流ハ酒ヲ請テカライタヾク、小流ハ土器ノ時戴ク、御盃ノ心ユヘ也。大流ハ酒ハカリ頂ク心也。御通リト云ハ第一ノ初ニ出ルモノハ御盃、其次ハ其土器ヲオイテタツ、又次ノ者出、是モ酒バカリ請テ頂ク。第一ノ初ノ者御盃ユヘニ、初ュ土器ヲ頂ク也。堂上方ノ如シ。〇右近殿ノ家ニ桂ト云テ、代々女ノ相續ニテ、入壻ヲ取テ續者アリ。五十石ヅヽト也。是ハ小笠原ハ八幡ノ子孫ト云、異國退治ノ時、川バタニ洗濯シテイタ女、魚ヲサヽゲテ夫ガ吉事ニ成テ軍ニカツ、其女ノ末ト云心也。年頭ニモ、是ガ一番ニ盃ヲノム。何事ニモ第一、具足ノ餅ノ開キニモ、第一ノ座上ラス。出立ハ髪ヲサゲ、其上ニ長キヱボシ子ノ樣ナ竹ニテシタルカゴヲキテ、ソレヲ白キ布ニテ卷テ、マキアマリノ布ヲ髪ト一所ニ下、下ニハ結構ナ衣服ヲキ、上ニハ白キ練ノ廣袖ノ物ヲ衣テイルトゾ。〇細川家ニハ具足ノ餅ノ開ノ時ハ、近頃迄六具シメテ祝フト也。〇朝鮮ニ日本ヨリノ船付、今迄ハ釜山海也。延寶二年ニ金海(コモカイ)ヘ日本ヨリノ望ニテカハル。釜山ヘハ、對馬ノ鰐ノ浦ヨリ四十里ト云ヘ共、晴天ニハ朝鮮ノ山ミユル程ニ、纔十八九里計モアランカト也。去レ共横潮ニテ乘惡シ。金海ヘハ西ヘ廻ルニヨリ、海程少遠ケレ共舟乘ヨクシ。テ舟カヽリモヨシ。朝鮮ノ爲ニモ六ケ布事ハ、右ノ釜山海ノ倭館ノ爲ニツケ城アリ。夫ヲモ金海ヘ引テ作事アリ。倭館初ハ一町四方也。今ハ混ト廣ガリ、八町四方アリト云。日本人其内ニテ商賣シテ、其外ヘハ出ズ。侍モ番ニ百日替ニ行、夫ニ町人モ付テイテ商賣スト也。對馬殿ヨリモ多

葉粉計モ二百貫目ホドノ商ト云。朝鮮ヨリ日本へ毎年八木千俵ヅヽ貢納ス。夫ハ對馬殿へ下サル石灰ヲマゼテコス。其洗ヤウアリ。惡ク洗ヘバ毒ニ中ルト也。○高麗陣ノ時モ、米倉ヲ其マヽ彼地ノ人ヲキテ退、其跡へ入テ石灰ノ交ル米ヲ洗ヤウヲ知ズ、食シテ軍士腹中ヲ煩テ死者多シ。○女中馬ニ乘テ供奉ノ時、平貫ノ指貫ヲ衣事アリ。如レ男。○子ノコハイクツカ參ラスベカラン。三ガ一ツニテモ有ンカシ、四ト云ハ數ノシキ故ニ、餅ヲ四抔ニモル事ナレ共三ケ一ト云也。又記ニ餅三杯ト箸一双ノ事共云、又三杯一具ト云事共云。去ナガラ是ハ四ヲ忌テ三杯ニ盛テカラノ事、古ハ四杯ノ物也。○京ニテ大社ノ內、稻荷、賀茂抔ヨリハ、祭ノ日御供上リテカラ、夫ヲ所司代へ奉ル。○北野ヨリハ五節句ニ上ル。北野ノ御供ハ、西京安樂寺ニテ調進ス。ソノ外ニモ一二間モ御供ヲ拵ユル所アリ。○公家ノ子ハ十五歳ヨリ禁中ノ御番ヲ勤ム。ソコヲ御方料百石品アリ出。近頃ハ其親父ノ方ヨリ四人ノ老中若年寄、尤酒井雅樂頭幷河內殿へ禮狀ユク。高家衆ハ勿論ノ事也。古へ外へノ事ハ无レ之、高家衆迄へノ狀ニテ、老中へモ心得申サレヨトノ位也。武家ノ御威光ツヨキ故也。○鼻血ノ留ラヌニ、「尾張ナル熱田ノ森ノ木カクレニカサシヲシテ色アル女トマラザリケリ」此歌ヲ唱へ、平元結ヲ紙ニテ疊ミテ拵へ、此紙ニ此歌ヲ一返唱へ、息ヲシカケ、如レ此三度シテ、其紙ニテ左ノ鼻ノ穴ヨリ出レバ左ノ手ノ小指ヲ結ヒ、右ナレバ右ノ手ノ指ヲ結フ、立處ニ止ム。○北野ノ天神、宰府ヨリ京へ移ル時、冣初ハ今ノ眞盛ノ北向ヒノ判ハンジノ家へ先移ス。此家其時ハ文子アヤコト云者ノ家ノ女人也。今ノハ入壻也。上月二太夫ト云。今ニ神前へノ御供、此家ニテ調進ス。內陣、モ入也。少シ神領ノ內ヲ取、夫ヨリ今ノ右近馬場へ移ス。扨社司ノ能禰瑞ヲツク者共ハ、地主ノ觀音堂ノ行灯也。夫ガ冣初ニ神前ノ取次、參詣ノモノヽ取次抔ヲシテヨリ、今ニ社司ニ成ルト也。本ハ本社ノ西ニアル觀音堂ノ承仕法師也トゾ。西京ニ北野へツク地侍有、夫等ハ皆宰府ヨリ付テ來ルモノヽ末也ト云。幸充云、以上一冊抜。○靜菴道祐ナリ 隨筆七 延寳二年秋九月起筆、同三年四月終拔萃 ○本阿彌ノ替へ名字ノ庶子ニツクハ、松田幷ニ片岡也。田中モ其內トミユ。庶子是ヲ名乘事ナリ。○芳春院玉舟ノ塔ノ、新院ノ勅額ハ玄妙ノ二字也。

○神道者ノ申スハ、十月ニ神社ノ御留守ト云ハ、十月ノ十六日ヨリ廿五日迄ノ事ト云。是モ理不レ通。只十月ハ無陽月故ニ神無月ト云事也。〔割註〕幸充云、徒然草ニモ說アリ。又出雲風土記抄ニモ、又三部ノ書ニモ說アリ。神在月等ハ不ニ意會一。」一楮俗傳ニ、祇園ハ素盞烏尊ニテ、出雲大社同前ニテ、出雲ヘ神幸ナキ迚、十月朔日ニ參詣多シ。又北野天神ハ十月廿五日出雲ヨリ御歸トテ、諸人ノ參詣多シ。〔割註〕幸充云、是ニテ世ノ人ノ愚ナルヲ見ルベシ。神代ノ素尊ノ故事ヲ云カトスレバ、中古ノ天神ヲ云、吁。」○內侍所ヘ何ニテモ他ノ物ハ、洗米ノ外ハ備ラズ。初鮭計江戶ニテ上ルト、禁中ヘ進ラルヽト、夫ヲ又先內侍所ヘ供セラルヽナリ。○妙心寺出世ノ僧、田舍ヨリ上ル時ノ土產ニ、定リテ在寺ノ出世衆ヘ美濃紙三束ヅヽ、單寮衆ヘ美濃紙一束ニ蹈皮二束ヅヽ持參也。○大坂天王寺ニ、每年二月廿二日ニ聖靈會ト云テ、聖德太子ノ忌日ニテ舞樂アリ。又九月十五日ニ太子ノ神輿ヲ堂前ヘ舁スヱテヲキ、夜舞樂アリ。秋野等神輿ノマハリヲ警固ス。舞樂ノ節ニ寺僧ノ法事モアリ。○生玉祭ハ九月十五日。○又十三日ハ高津宮ノ祭也。高津ハ古ノ三ツノ浦ノ高津也。○難波津ト云所、大坂ノ難波ト、尼崎ニ難波津ト云傳ル所アリ。礒津ハ今不レ知ニ其所一。○二條城番替リ、此前ハ御城ノ前ニ江戶上リノ衆三夜ヅヽノ逗留ニテ、城ニ去年ヨリノ衆ト替ル。每年四月十九日ヨリ初ル。長屋ニ今迄ノ衆ノ宿札アリ。長屋ニツイタ道具ハ勿論ノ事、其外疊ノ表替、茶湯ヲシカケ置、菓子迄ヲク衆アリ。今ハ城外ニ兩宿ヅヽニヲル。扨四組ノ衆ハ天守ノ下ノ重ニ番ヲス。一組ニ五十人アリ。扨八人ノ小頭アリ。大番頭モ三日ニ一度ヅヽ寢番ヲスル也。平番衆モ三日ヅヽニ寢番廻ル也。是ニハ平番衆四人ト八人ノ小頭ノ內一人ヅヽ泊ル。寢番ノ時ハ、囘々ニ菓子ヲ持參ス。酒肴モ持參也。東組ハ東ノ方ニアル御殿ノ番ヲスル也。扨風呂屋敷ト云テ西ノ城外ニ長屋アリ。其內ニ風呂モアリ。每月三日、四日、十三日、十四日、廿三日、廿四日、コノ屋敷ヘ五十人二組ニシテ、朝ノ五ツヨリ城ヲ出テ、四ツ迄是ニテ休息ス。此處ヘ細物ウリ諸商來テ商賣スル也。東山邊ヘ番頭衆出ラルヽニモ、一人ヅヽニ小頭付テアリク也。外ヘ出ル番頭ニ、內ニ殘ル

番頭ノ下ノ小頭ヲ同道シテユク。互ノ横目ノ心也。養源院參リ、智恩院ヘモ其通也。○建仁寺前ノ夷祭ハ九月廿日也。神輿一基、鉾六本、笠鉾一本アリ。建仁寺ノ常使ト云モノ四人、此神職ヲ勤ム。幸充云、神主ハ陰陽師小泉乎、○愛宕寺ハ、中古ヨリ祇園會ノ人衆揃ノ場ニ成テ、自ラ祇園ノ下ニ成也。○マシラトハ猿也。土器ヲカハラケト云、弓ヲタラシト云、此三ツ梵語也。日本ハ自佛國トミヘテ梵語ニ通ズ。慈鎮ノ書ニミヘタリ。○銀箔ヲ屏風等ニ貼ニ、其儘色變ズ。然ルヲ生大根ノ汁ヲ上ニヒケバ、色不レ變ト云。○攝州富田ノ西北ニ耳原村ト云所ノ山岸ニ藥師寺アリ。其上ノ岸自然ニ崩ル。一ツハ自然ノ土ヲ切ヌキタモノトミユ。一間四方程ノ穴アリ。其内ニ具足一兩、冑一刎、長刀、三尺五寸ノ太刀、又小脇指、又銅ノ花入アリ。又一ツニハカラト石ニテ扉モアリ。内ニ具足八兩、冑一刎、サテ根モ羽モ鐵ニテ仕付ニシタル矢五十本ヅヽ、三把アリ。上古ノ歷々ノ武士ノ塚トミユ。多田滿仲抔ノ一家ノ衆ニテハ無キカト也。所ノ者ハミノ原ト云。高槻ノ西、天神山ノ西、所ノ者前々ヨリ申ハ、此所大織冠ノ知行所ニテ、初爰ニ葬リ、後ニ多武峯ヘ改葬スト云。是モスレバトカク歷々ノ墓ナルベシ。○槐膠ハ藝州佐伯郡和田村三四郎取來候。槐ノ木ノ荒皮ヲ去。アマ皮ヲ長一尺廻五寸ヅヽニ仕、水一斗ニ十五把ヅヽ入テ、右ノ水五勺程ニナリ申ス迄煎詰申候。○長崎ノ氏神ハ諏訪明神也。毎年九月七日九日兩日ガ祭禮也。此日ハ阿蘭陀人モ御免ニテ、島ヨリ出デ、見物ス。唐人ハ不レ及レ申也。○葦手ト云事ハ、今ノ世ニ云サヽノ葉ヤウ抔云ヤウニ、ヒラ〳〵ト芦ノ葉ノヤウニカクト云説ト、又今歌ト蒔繪等ノ繪トヲマゼテ、歌ノ事ヲ繪ニ書テ、其歌ヲ少ヅヽ、二三字ヅヽ、切テ書事ヲ云トノ説アリ。ナゾノ樣ニ下ノ句カ上ノ末カヲナゾノ樣ニ切テ書ヲ云也。○銅ノ花入ヲ明日ノ客ニ出セバ、其前日ヨリ井底ニツケヲキ、扨翌朝取出シ、大ナル蒲團ヲカブセテ暫ヲキテ、扨花ヲ入水ヲウテバ露モチ各別也。小堀遠州抔常ニ其通也ト云傳フ。〔割註〕幸充云、此隨筆中茶湯ノ事尤多シ、予依レ不レ好不レ通レ之、萬事心掛ノ人也。○鐵炮ノ格ハ眞ノ中ハ不レ及レ申。藥ツキト云テ、少ニテモ端ニ藥ツケバ中リニナル也。矢ニテハソレ

矢ナレ共、鳥銃ニハユルス也。○小原音無瀧ハ、大石ノ平ニシテ、自然ニ傾ク上ヲ走ル瀑故ニ、音聞エズ。ヨリテ音無瀧ト云。○東西本願寺、號滑谷、佛光寺、高田錦織寺、江州森山、鯖江、右五門徒也。○和歌所ノ開闔、寄人等ニハ、輕キ者モナルトミユ。鴨長明ナド井ニ堯孝ナドモ成也。ケ様ノ事モ撰集ノ有時ナラデハナキ事也。○太秦ニ極月朔日夜五ツ時分ニ佛名ト云事アリ。古ハ禁中ニテ有シ事也。三千佛ノ名ヲ唱テ拜スル事也。今黄檗ニハ元日ヨリ三ケ日ノ間執行ス。佛名懺ト云。○延寶三年四月廿日、日光登山大猷院殿二十五年忌也。法事ハ日光ニテハナク、江戸上野ニテアリ。四月十七日ハ東照宮五十年忌也。尤死者五十年忌ニテ法事ハ無キ事ナレ共、幸充云、年忌ノ事一切經ニ無之ト云々。生人ニ四十ヨリ百歳迄ノ賀アレバ、名將抔ノハ跡ヲ慕フ心ニテ、百年忌迄ハ十年〳〵ニテ、少ヅヽノ法事ハ有べキ事也トノ、久世大和守殿ノ了簡ト云。○導師ノ蓋カサヲ指ガ執蓋也、其蓋ニ綱アリ。夫ヲ取ガ執綱ナリ。此役モ宮門跡ナレバ堂上ノ衆勤ム。攝家門跡ナドニハ公家ハ勤メヌ也。○勅使三條前右府、法皇使新院使中御門大納言、本院使今出川大納言、女院使烏丸中納言、同櫛笥中將、執綱久世中將、執蓋極﨟土御門、門跡衆梶井宮、聖護院宮、曼殊院宮。○日光御法事ニ、山門ノ門主ト三井ノ門主ト一度ニ會スレバ、座論カ何カナクテ叶ハヌ事也。夫ニ因テ兩門主一度ニ會合ナレバ、一日替ニ法事ヲシノキ也。卯ノ年ニ天台當座主梶井門主、竹內門主ト聖護院宮ト參向也。此外中少將モ執綱執蓋ニ下向アルベキ也。寅年ヨリ日光門跡モ、一年ニ一度ヅヽ日光ヘ登山ノ筈也トゾ。○極月七日祇園煤拂也。○正月六日山王二ノ宮ノ前ニテ日吉太夫能アリ。

○攝州箕面本尊ハ辨才天也。法印一坊又外ニ一坊アリ。正月七日ノ富ヲツク事、是ハ觀音堂ノ前ニテスル事也。七日ノ晩ニ右ノ坊ヘツキテ、扨木札ニ人々ノ名ヲ書テ、三枚ヅヽ僧ヘ渡ス。夫ヲ半櫃三ツヘ一枚ヅヽ入テ、筥ヲ振テ交テ、觀音堂ヘ持參シテ、ソコデ又振テ、扨蓋ノ上ニ穴ヲ一ツアケテヲキ、夫ヨリ右ノ法印柄ノ長キ錐ノヤウナモノニテツク、其始ニ一枚ツキアガルガ一ノ富也。其次ニツクガ二ノ富、其次ガ三ノ富也。筥一ツニテ一枚ヅヽ突テ以上三枚也。扨夫々ノ主ヘ右ノ札ヲ見スル。扨夜深テ

竿ヲ右ノ三人ノ者一本ヅ、持テ行、堂ノ格子ノ間ヨリ堂內へ指入テヲク。其竿ノ先ニ白紙ノ短冊ノヤウナ者ヲ付テヲクヲ、火ヲ滅シテ右ノ僧ガ、其白紙ニ暗中ニテ如意寶珠ノ印ヲ貼シテヤル。ソレガ富ノ證據也。右ノ坊ニ一宿晩、朝二度ノハタゴ二錢目ヅ、也。每年二三千人モ有事也トゾ。○五十串トハ此樣ナモノ也。祓ノ道具ニテ幣ノ類也。何本モアルユヘニ五十串ト云。伊勢物語ニ「戀セシト御手洗河ニセシ禊ノ歌ノ所ニ、河邊ニ此幣何本モ立ル所ヲ畫ニ書テアリ。○正月元日ヨリ十四日迄、北野神前ニテ修正ノ會式アリ。松梅院、妙藏院、兩人幣殿ニ禮盤ヲヲキ、高札ヲ飾リ法事アリ。十四日ニハ夜牛王ノ寶印ヲ貼シテ、夫ヲ宮司ヘクバル。其紙ハ每年竹門ヨリ出、妙藏院今ハ老僧故、僧綱衣ヲ着ス。是ハ竹門ヨリ一具、每年出、寶印ヲ貼ハ宮司ノ一老ノ役、楊柳ノ二尺程アル杖、是ヲ加持杖ト云。夫ニ牛王紙ヲ夾ミ、四五本ト卷數トヲ高机ノ柱ニ結付ヲキ、法事スミテ大鼓螺ヲ吹テ、扨此紙ヲ取テ、神前ニテ一老寶印ヲ押ス、此分ハ天子將軍歷々ニ行、其外ハ机ノ上ニ重テ有紙ニ押ス。宮司ハ一老ハ法橋ニ成、白キ衣ニ紋白ノ袈裟ヲ許ス。扨六老マデガ白キ衣許ヲ着ス。又二月廿五日ノ夜、西ノ京ヨリ大ノ御供、小ノ御供ヲ獻ズ。大ハ白米五斗、小ハ白米三斗ヲ飯ニシテ桶ニ盛、上ニ梅花ヲ指、梅花早キ時ハ菜花ヲ指ス。（幸充云、世ニ菜種御供ト云。）扨米五勺程ヅ、小キ曲物ニイレ、其上ニモ花ヲサシ、ナニ程共ナク、大人小兒手ゴトニ持參シテ、幣殿ヨリ神前迄、宮司共左右ニ居テ、右ノ器物ヲ手操ニシテ神前へ供ス。是ヲ轉供ト云。北野ノ外ニモ轉供ト云事多シ。高雄ニモ弘法ノ前ヘノ供物ニアル事也。○宮司ハ禪宗ノ行者ノ類也。○筑紫ニハ盲人ガ釜拂ニ地神經ト云ヲヨミ祈禱ス。夫ヲ叡山ノ學頭ノ正學院ヨリ法印ヲ許シ。又院號ヲヤル。夫ヲ座頭中ヨリ訴訟シテ、正學院閉門、取次ノ正龍院ハ近江山城江戶方々ヲ御拂也。座頭中ヨリ小瀨ヲ御禮ニ下ス。○地神經ヲ讀類、祝言又ハ吊ニ物ヲ請ニ行ヲ土座頭ト云。〔割註〕幸充云、前々太平記ニ、座頭ノ事委ク記スト云ヘ共、都テ前々太平記、前太平記、四海太平記等ハ、近代ノ作ニテ僞ノミ多シ。後太平記、續太平記、西國太平記等ハ宜キヤウニ見ユ。九州

記、總見記ノ類ハ、近代ノ作ト云ヘ共宜ク見ユ。南朝太平記、北國太平記、小栗實記、義經勳功記ノ類、附會多シ。予和漢ノ軍記ヲ涉獵スルニ、六韜三略等ニ超スハナシ。七書モ近年抄宜シ。大全等ハ可レ然モ思ハレズ。太平記ハ評判、大全、綱目、難太平、殘太平ヲモミテ、參考太平ヲ見ルベシ。扨座頭ノ事、杉谷撿校ニ委ク問ニ、皆一家ノ私言ニシテ、偕上曾テ是ヲ信ズベカラズ、笑フベシ。」○弓ニ三ツ物ト云事アリ。分(ブン)ノ物トハ的ノ事也。遠矢（又ハ指矢共云）、鍬鋤ノカラヲ射ヌク事是三ツ也。○智恩院ノ御忌、正月十八日ノ齋了、立花幷ニ盛物濟テカラ、晩ニ級解迚、各ヨリ阿彌陀經ヲヨミ三遍行道、十九日カラ曉三部經、晝同、晩ハ宿忌ノ心ニテ、六時禮讃ヲヨミ、又過去帳ヲ悉ク和尚讀マルヽ也。中古ハ名ヲ讀ズ、サラ〱トクル、今ハ一人ヅヽノ名ヲ讀也。○毎年極月十一日ガ御忌定ト云テ、役者ヲ定ム。○地下ニテハ樂ヲスル時、管ノ分ト太鼓トハ不レ苦、絃ヲ交ル事ハ成ズ。管絃ヲ合スル事ハ堂上方バカリニテノ事也。○錢ヲイル所ヲホド屋ト云。鑄手ノ頭ヲ錢頭ト云。其下段々役者アリ。ミナ坂本ヨリ出。○土御門ハ信長ノ氣ニ入、執奏ニテ昇殿スル。其時信長ヘ奉書ニテ、其方ノ事禁中御修理ナニカ奉公ハ有レ共、箇樣ノ事ハ必取次無用。此度バカリハ望ニ任セラルヽト云事ノ狀、今ニ土御門ノ家ニアリ。○禁中ノ築地四方ニ四百八ツアリ。柱ノ一間ヲ、築地ニテハ一ツ二ツト云。○大判ニ橋本ト云極印アルアリ。是ハ東京(トンキン)ヘモ舟ヲ遣ス、太閤ノ時ノ銀座也。千枚分銅者七寸ニ八寸アリ。○一歩ハ一舛ニハ二萬余入ル物也トゾ。花小判ト云テ金子一兩ヲ四ツニシテ、小判ノヤウニシタモノ也。一歩大サ也。大坂ノ竹ナガシハ大方金五兩程ヅヽ、有タト也。家康公ノ賞金ト形ヲ替タ者也。印子ト云物ハ舟ナリナ物也。是ハ南蠻物也。又碁石金ト云テ、碁石ノ形ナ銀子、是モ古キ銀ニアル物也。銀座ハ秀吉公ノ時迄ハ、和泉ノ堺ニ宗陳座ト云テアリ。今ノ京ノ兩替座ハ、大坂以後權現樣被二仰付一。昔ハ歷々衆ト銀座ノ者緣ヲクム。淀ヤト云者ハ太田備中殿ノ妹婿也。角倉與一ハソノ淀ヤガ婿也。扨常是ト云者ハ、銀座ヨリカヽヘ置白銀屋ニテ、上手ノ銀吹也。位下リノ者ニテ、江戸御城ニテノ御目見モ、銀

座ノ者ト常是トハ所違也。是ハ末座ニテ御禮申上、後藤庄三郎モ古ヘ江戸ヨリ後藤ノ内ヨリ一人下セトアル時、其時分ハ江戸ヲイヤガリテ、後藤ノ手代ノ庄三郎ヲ下ス。即小判・歩二色ヲ極メシム。夫ニ依テ庄三郎ヨシ、本阿彌ハ其時直ニ光溫先祖光德江戸ヘ下リテ詰ル也。○相生ト常ニ書候ヘ共不レ宜。此時ハ端ノヲ、カキ候ヲイト假名カキニモ書候義ハ、連理ノ義也。松ニ連理ハ無物ト也。相追ノ字正字ニ候。此時ハ假名ニ奥ノオヲカキ候、ヒタト松ノオキ〱ニ生ジテ、不盡ノ心ヲ祝シテ、相追ノ松ト云。是古今傳授ノ内ノ事也。〔割註〕幾千代モ君ガ齡ニ立ナラブ相追ノ影ヤ洞ノ松ヶ枝、行直朝臣云々。」○挾鳥ヲ取ハハグヲ俗ニハゴト云。 ○承鞚（ウツ）笈鞍（ミノクラヲ）杷（ヒ）、唐櫃ノ杷抔ニ、此杷ノ字舊記ニ書テアリ。○舞樂ノ童舞ハ、陵王、納蘇利、貴德、林歌、胡蝶、頻迦、コレ六番也。皆面ヲ童舞ハカケヌ也。○背子、カラキヌト云テ、婦人ノ上着紗、又ハモヂニテヒロ袖ニシテ、常衣服ヨリ袖ノ短モノ。今女嬬抔ノ上ニ着ルモノ、能ニ用ル水衣ニ似タモノ也。○髮筆、獸ノ首筋ノ毛ニテ結フタル筆也。○鑵ハ魚ヲトルヤスノ事。○鹿嶋ハ常陸ニテ海ノ東ノハテ、高天原ト云テ、海ヘナリ出タル松原アリ。末無河ト云アリ。海ヘ入際二町程沙ニテ、水上ハ大河、其所ニテハ沙中ヲ行テ水不レ見、又六七里ワキ森戸ト云處ニ善生寺ト云眞言宗アリ。佐藤庄司ガ子ヲ待兼、是マデ出テ居テ、化人ノ山伏ノ物語ニテ、兄弟ノ死ヲ聞遁世ス。〔割註〕幸充云、如何、異本義經記、盛長私記庄司評定ノ事考フベシ。」其木像アリ。十德ニテ法體ノ體也。サカサ竹ト云テ、眞ハシノビタケ、葉ハ眞竹ノ葉也。庭ニ生ズ。大體ハ子ヨリ父母ヲ慕フ。是ハ親ノ方ヨリ子ヲ慕フ。此下リセ（サカサマイ）ヲ形容シテ生ズルト俗ニ云傳フ。○房州日蓮ノ父母ノ屋敷、今ハ誕生寺ト云テ寺ニナル。此所ノ寺領海面一里四方也。此處ニテ眞黒、又海老ヲ夥布トル。其運上也。寺内ハ皆魚也。〔割註〕幸充云、日蓮禁斷義ニ、日蓮ハ蜑ノ子也ト證ス。破邪顯正記等多シ。」夫ヲ商ガ買テ行、扨魚ノ取レルヤウニト祈禱ヲ賴ム。木札ヲヤレバ大ナル魚二疋、紙ノ札ナレバ魚一ツ禮ニ持參ス。扨海面ニ桶ノ口程、潮ノ中ニ清水ノ涌所アリ。日蓮ノ產湯ヲ取ト云。可笑、古ハ此所ニ蓮花開ト云。是又呵々、深サ六七寸ノ所也。

是ニ限ラズ、海中ニ淸水ノ涌所アル者也。桑名ヨリ宮へ渡ル宮ノ渡リロ、又攝州尼崎ノ海面ニモアリ。〇座頭ノ石塔。每年二月十六日ノ曉ヨリ始ル。延寶三年二月十六日ノ頭人ハ、大久保加賀守殿ノ撿校杉立也。職ハ澁谷也。座敷ノ中央ニ楊柳ノ枝ヲ立、枝ニ所々銀箔ヲ貼シ扇子ヲ一本廣ゲテカクル也。扨瓶子一双、高盛一合アリ。石塔ハ光孝天皇ノ御忌ニテ、其報恩講也。夫ニヨリ勾當衆分迄出座ス。又六月十九日ノ涼ハ、一分ノ納涼ノ遊宴也。故ニ所モ狹ク、暑時分ユヘ、遠方ヨリ座頭上京ニ及ズ。在京ノ者モ撿校ハ殘ズ出頭。其外勾當ノ上着一人計出座ス。是モ大抵ノ儀式ハ石塔同前、只座ノ中央ニ立ル木ガ楓ノ木、是計ノ替也。扨滿座揃フト三老出座、其次二老、其次一老出ヅ。扨守瞽神ヲ職事持參シテ掛ルト。一老、二老、三老燒香ス。扨滿座ノ撿校坐ナガラ拜ス。扨職事兩人左右へ別テ、夫ニテ會所ヲ守ル鬪山派ノ僧一人出テ、座頭ニ一人ヅヽ心經々々ト呼バル。是ガ光孝天皇ヘノ手向ニ、心經ヲ二十卷、百卷讀申候程ヲトフ。各轉讀ノ程ヲ答フ。此心經ノ事モ石塔ニ計有事也。涼ニハ無事也。吊故ノ事也。石塔モ光孝ノ御爲ニツム事也。此僧ハ淸聚庵ト云テ、鬪山派ノ僧ヲ會所ノ留主居ニ傭置也。扨宿瞽神ヲ、職事參テ職ノ前ニユキ、宿コ神ニ送申スト云テ宿へ遣ス。扨始職事滿座ノ人數ヲ一老出ト即告グ。當座百五十二人ト云也。扨三方ニテ勾當迄雜煮出。衆分ニハ足打也。扨銚子出テ、一老ノ前へ行ト、撿校左右へ一人ヅヽノ名ヲ呼デ一禮ヲス。其內晴ノ事ヲ仕舞タル撿校ハ、コレメセト云、晴ヲ仕舞ハヌハ畏ルト云。扨一老、二老、次々ノ撿校中へ銚子回ルト、吾法眷弟子傍輩ノ內へ計時宜ヲシテ、名ヲ呼テカラ土器ヲマハス。扨引渡ノ吸物、撿校ノ分ヘハ膳ヲ引カヘ、勾當以下ハ、雜煮ノ膳ヲ其儘置テ吸物ヲ引テ通ル。銚子二篇通テ、一老祝儀ト云テ、一句平家ノ外ノ事ヲ語ル。終ニ鳥羽ノ湊へ舟ガ着テ候ト云ト、一座ノ盲人同音ニエイヤ〱ト三音呼ブ。是ハ古へ日向ニ座頭ノ知行アリ。〔割註〕幸充曰、景淸ト日向勾當ト云テ、下向ノ事會テ无レ之事ハ、俗說辨等ニミヘタリ。然ニ日州宮崎郡ニ生目八幡、幷ニ景淸觀音、又石碑水鑑景淸大居士ト云アリ。人ノ附會ヲ云事ヤ、吁。」其ガ船ニテ

鳥羽へ着ト米ヲ揚ルマネビト也。扨頭人延喜聖代ト云平家ノ外ノ一句ヲ語ル。扨職事大瓶子ノ口ヲ開ト云テ、右ノ瓶子ノ口ヲ開キ、銚子ヘツギテ回ス。扨座頭ノ四派ヨリ一人ヅヽ平家ヲ語、北島ハ月見、淺利ハ横笛、石田ハ竹生島詣、池田ハ千手也。是ニテ一會スム也。古ハ晩ニ四條河原へ出テ石塔ヲツミ拜スト也。今ハナシ。宿聻神ハ、山王ノ廿一社ノ内十社ヲ祭ルト云。座頭ノ申スハ、光孝ノ皇子ニ雨夜ノ御子ト云アリ、盲人也。是ヲ憐愍ニヨリ、座頭中ノ官位ヲ定テ、即日向ニテ座頭中ヘノ知行ヲ御申付有タト云。又上賀茂ニモ盲人ノ名田アリ。今ハ社家へトル。夫故ニ田舍ヨリ上ル盲人ヲ、賀茂ノ社家ニテハ五七日ヅヽ養フト也。雨夜御子ノ事、慥ナル本書ニハ不レ見。扨稻葉美濃守殿、高山所持ノ頻迦ト云琵琶ヲ求メラレ、弘文院へ此記ヲ書セラレ、座頭中へ此琵琶ヲ下サレ、宿神ト一所ニ撿校ノ首へ回セト也。今度北島此琵琶ニテ語ル。琵琶ノ名ニ靑海波抔云モアリ、樂ノ名ニテ付ルガ多シ、子細有ベキ事也。頻迦ハ日本物ナレ共、名絃ニテヨク鳴也。〇靑キ袍袴ヲ着スルハ衆分也。白ハ四度ノ勾當、又クハセン勾當共云。本ノ黑衣ヲキル。勾當トノ間ノ者也。扨角ノアル熊坂ヅキンニ似タルヲ帽子ト云。金襴デス。又燕尾共云フ。撿校ノ首服也。沙門ト云テ、能ノ僧脇ノ着スル如ノ金襴ニテシタルヲ勾當首ニ衣也。〔割註〕洞家僧ノ着ル帽子ノ様ナモノナリ、」若撿校沙門ヲ着レバ、其座ニテハ勾當キル事成ラヌ法也。紫衣カラノ體、僧ヲ似セタ者也。〔割註〕幸充云、武家ニテハ、歷々モ殿ヲツケヨクアシラウ、攝家抔ニテハ町人ノ次ニ居、麁相ニ云。」〇禁中紫宸殿ハ、天井ナシニテ八本ノ虹梁ニテ持ツ也。其木ハ八間通リタル松ノ木也。是ヲ八本物トハイズシテ八枚物ト云來ル也。此八本ニテ紫宸殿ヲ皆モツ也。〇宇治ノ者申ハ、自ニ丹波ニ燒テ出ス壺ヨク持ト也。古キ壺ヨリ勝レリト也。〇天神御供料（前ニ粗記ス）、西ノ京ニテ五十石餘地方ニテ付テアリ、扨犬ノ御供ハ、ヒキ鉢ノヤウナ物ニ、三斗ノ米ヲ蒸テモル。桶ノ底ノ無ヲ二重ニシテ、右ノ飯ヲ固メテ二ツ重テ、右ノ引バチニモル。夫ヲ臺ニスヱ、西ノ京ヨリ長持ニ大小二ツヲ入テ來リ、神前ニテ鼻ト口トヲ紙ニテ覆面シテ、息ノカヽラヌ様ニシテ、扨右ノ桶ノ皮ヲ切棄テ、

宮司ハ、渡サヌ前ニ、少ニテモ飯崩レバ改サスルト也。扨四人シテ宮司ガ右ノ臺ヲ昇、又上ノ方ヲ両人ンテカ、ヘテ神前マデ持參ス。神前ニテハ宮司ノ一老供ス。扨小土器ヲ臺ニシテ、厚紙ヲ横ニ二ツニ切、夫ヲ茶袋ノ様ニ土器ノ端ニ張付、上ハ其儘開テヲキ、其內ヱ生米ヲ一盃入、其上ニ大小共ニ、梅ノ花井茶花トヲサス。此小キ御供ハ六十程アリ。是ヲ茶種ノ御供共、又轉供共云。宮司二行ニ幣殿ヨリ神前迄立双テ居テ、西ノ京ノ者ノ渡スヲ請取、裏向ヨリ轉供ニスル事也。此大ノ御供ハ竹門ヘ行、小ノ御供ハ惣衆中ヘ下ルヽ事也。扨小キ土器ニ盛ヲ、或ハ一ツ、或ハ二ツ、松梅院ヲ初、夫々ヘ遣シ來ル所アリテ請ル事也。又酒ノ糟ヲ水ニテ解、大ナル瓶子ニ入テ是ヲ一双供スル也。「割註」惣別節句々々ニ供ス。扨朔日、十八日、晦日ニハ松梅院、妙藏院、神前ニテ行法アリ。十八日ハ天神ノ本地筑紫ニテハ觀音十一面ユヘ十八日ヲ用ユ。北野ニテハ文殊ガ本地ナレ共、行法ニハ其儘觀音ノ日ヲ用ユ。松梅、妙藏以下、宮司不レ殘、毎朝日出ノ頃社參ス。」○公義ノ御藏ノ分高七十萬石餘也。夫ヲ代官衆三十二三人シテ支配ス。惡年ニハツメ米ニハ惡米ハ不レ請取、金納ニスル故ニ彌米少シ。延寶三年ニハ何カニ拂テ公義ノ米ヤウ〳〵七萬石アリ。夫ヲ何カニスル事也。百姓ニカツヘ食ニ遣スヲバ夫食ト云也。○蚊柱トハ、蚊ノ堅マリテ太ク成タルヲ云。魚柱ト云ハ、魚堅マリテ一所ニ有事也。鯛ニテモ何魚ニテモ有事也。夫ニ取當レバ、獵師一年モ二年モ仕合能事也。備後ノ鞆ノ浦ニテハ鯛ニ時々アル事也。夥敷取レル事也。○樂器ノ內ニテ、太鼓ニテ惣ヤウノ遲速ヲ調ルモノ故ニ大事ノ役也。扨ハ羯鼓ニテ老成ノ樂人役也。○古今傳授往々記之、次第、東野州ヨリ宗祇ヘ不レ殘傳ルトアル。野州ノ判形ノ有切紙ヲ、淀屋ケ庵傳授ノ時ニ求テ、今ニ所持也。堯孝ヨリ三光院、々々々ヨリ細川幽齋玄旨是ヲ傳ヘ、夫ヨリ八條桂光院殿ヘ傳ヘ、夫ヨリ當仙洞ヘ傳フ。實ハ幽齋ヨリナレ共、直ニハ成ラヌ事故ニ、先桂光院殿ヘ傳フ。扨堺ノ源光寺ト云一向宗、名ハ等惠ト云ニ宗祇ヨリ傳ヘ、同寺ノ宗柳ヘ傳ヘ、自レ夫淀屋ケ庵傳フ。○伊勢、賀茂ノ齋宮、齋院抔ハ、常ニ隙ニテノミ居玉フ故、色々ノ遊事アリ。根合ト云事

草合ノ事ヲモスル、彈碁ト云ハ石ナゴヲ取事也。○イレフタギト云事、字ヲ隱シテ何ノ字デアラント云。又或ハ詩文ハ歌ヲ一句隱シヲキ、此次ノ句ハ何ニテ有ント一句ヲ入サスル事也。是ヲヘンツキト云、○筒藍（トンラン）、小首力（サスカ）、○褄帶（又袋ノ字）、是ハ宮樣抔ノ上ニ召、モヂニテ縫タル長絹ノ樣ナモノ也。平家物語ニ舊苔ノ袖ヲシボルト書ルハ誤也。〔割註〕幸充云、平家物語評判宜シ。但松雪作ノ評判宜由、又抄アリ。八坂本、長門本アリ。」○透渡殿（スキハタドノ）ト云ハ、殿ノ上ヨリミユル廊下ツヾキノ、人ノ通ルガ見ユル所ヲ透渡殿ト云。

幸充云、以上一册拔（

○遠碧軒隨筆。（八、延寶三年閏四月起筆、幸充云、令ニ拔書ヿ）○弓打ト村師（ムラジ）トハ別ニアリ。折可村（シツカ）ト云テ折可ト云、弓ノ上手ノシタル村也。今ニ弓ノ鉾ニ折可村ト書付ノ有ガ有。又玉ヲ貫（ツラヌキ）ト云字ヲ村ト讀トノ說、可レ考。荒弓ヲ混（ヒタ）ト細メ削ルガ村ヲスルト云モノ也。○他家ヘ松平ヲ下サレタハ中村伯耆殿始也。廿一才ニテ卒シ、跡タユ。○法事ノ濟日、一切經ヲ轉供ニシテ僧衆手クリニス。是一切經ヲ轉讀スル心也。經藏回テモ功德ハ讀轉ニ同ジト也。〔割註〕幸充云、シヤウ事ナシニ云、寓ス事ナラン、シラカリトトモ（マヽ）愈リイ勢ト云ガ如シ。」上野ニテモ有事也。公方御成ニテ被物アリ。○宴曲集十册アリ。今ノ謡以前ノ物也。太夫ノ脇ノト云事ハナク、シヤウモサシテアリ。今ノ仕樣トハ違フ。中古ノ白拍子抔ガ是ヲ謡タルカト也。亂曲ノ樣ニテ何番モアリ。○今婦人ノ持數珠袋ト云ハ過也。調度袋ト云事也。昔ハ婦人ニ限ラズ、男子モ何カ所持ノ道具ヲ入テ、旅ノ中井ニ平生モ持セテ、今ノ夾筥ノ樣ニスル也。スレバ東鑑ノ調度懸モ、何ニテモ其日持スル道具ヲ云カ、矢ヲ入ル、矢籠（シコ）ノ事共ミユル也。〔割註〕幸充云、盛長私記ニ有レ圖、又四民本傳ニ說アリ、見ベシ。」今下人旅ヘ持ツ錢ナドヲ入ル袋ヲデウヅト云。是即調度袋ト云事也。○肴ニスル唐墨ハ、サハラノ子ニテモスレドモ、根本ノ土佐ノ名物ハシクチ（シル）ト云魚ノ子也。○滑谷、古キ物ニハ多ク汁谷ト書テ有。唐櫃辛ー韓ー、又辛崎、唐ーノ類也。○落花生ハアナタヨリ渡ル、松子ノ類也。相傳、此花ノ露ガ地ニ落テ、其所ニ此實ナルト、日本ニテ植テモハユル也。（見ニ博覽心鑒ー）○宋書ノ藝文

志目錄ニ、日本佐理ガ書一卷トアレバ、廿一史ノ內ニモ記シ、中花ニテモ重寶スルト見ユ。○勅額モ前例アル所ハ其通也。新儀ノ所ハ江戸ヘ被レ仰、其上ニテ濟事也。○蜑。〔割註〕アマノ訓、韻會ニミエズ、輟耕錄ニ、廣東采レ珠人、懸ニ絙于腕一、沉ニ入海中一、良久得ニ珠樹一、其絙船上人掣ニ出之一、號曰ニ鳥蜑戸一。蜑音但。○幸充云、幸アテカヒ、埃嚢抄ニ、餬モラウ、アテガフ、左傳ニ出ル。字彙ニモ、引ニ左傳一常ニ云事也。」○鼻虫。鷹ノ煩、鼻ノ內ニヒルノ虫アリ。鷹野水ヲ飲時ニ蛭鼻ヘ入ナルベシ○明智光秀ヲ鎗ニテ突者ハ、小栗栖ノ作右衛門也。子ハ喜兵衛ト云、今ニ存生。○鳥ハ林ニ栖ユヘニ、其羽木葉ニ似タリ。獸ハ山野ニ栖ユヘニ、其毛似レ草、魚ハ水ニスム故ニ、其鱗ハ波ノ紋ニ似タリ。幸充云、如レ此類大和本草ニ多シ、見ベシ。○角アル獸ハ上齒ナシ、有レ牙者無レ角モノ也。○碁ノ成目九ツナレバ成數也。此字ヨシ。又井目共書、聖目ト書ハアシヽ。○杜鵑ハ巢ヲ作ラズ。鶯ノ巢ヲ借テ子ヲ產ト云。去共巢小クテ、杜鵑ノ出入ナランヤ。去共何ニモ鶯ニ育ラルヽハ必定也。然時ハ自然ニ鶯ガ杜鵑ノ子ヲ產ナルベシ。西域記ニ、鵰卵三ツ生バ、一ツハ狗トナル。其狗ノ背ニ羽毛數莖有ユヘニ、鷹背狗共云。杜鵑ノ子モ此類ナルベシ。螟蛉有レ子、蜾蠃負レ之ト云ハ、詩人ノ誤也。幸充云、以下略、五雜俎ニ云ガ如シ。○目金ニスル水精ハ、火取玉ノタチハ宜シ。常ノ水精ハ水ヲ吸ユヘニ、眼中ノ潤ヲ吸テアシヽ。○硝石ノ目金ニ能サヘ有バ用ベシ。○今ノ雲紙ヲ染紙ト云。西行時代ノ未其前ノ手ニモアリ。スレバ雲紙ハ古キモノ也。○栂尾ニアル鳥羽僧正ノシヤレ繪四卷、名物也。諸虫ノ合戰シ、又ハ色々ノ體也、○妙法院御門主ニ、古例ニテ每年十一月玉祭ノ日。境內ノ者ヲ不レ殘御振廻、御酒ヲ被レ下、夥キ群集ニテ、棒ヲ突テ下知シテ、長座スル者ヲバ追出シテ替ニスル也。○無位眞人現面門智惠愚痴通般若靈光分明顯大千神鬼何處着手脚、〔割註〕我名アル門ニハ立ナ風ノ神、名ナキ門ニハトニモ角ニモ、右ノ頌幷歌、疫癘ノハヤル時、門戸ニ貼スル時ハ不ニ傳染一云々。○艾葉一種ヲ水ニテ煎ジ、練詰レバ膏藥ノ如シ。疝氣幷ニ虫等ニヨシ、松油一味ヲ蒸テ用ル法モアリ。是ハ本草綱目ニモ出ジ、○今ノ江州草津ハ、本今ノ淨善寺ニテ興正菩薩布薩ヲ執行ス。布薩

ヲ草津ト云誤ル也。此寺ニ興正ノ畫像アリ。古ハ律ニテ一本寺ナリ。其後眞言宗ナルヲ、家康公ノ仰ニテ淨土宗ニナリ。智恩院ノ末寺也。家康公關原歸陣ノ時、是ニ數日御逗留、石田ヲ捕ヘ來リ縛リ付シ松ノ木、今ニ庭前ニアリ。此吉例ニテ上洛ノ度毎ニ、公方ノ暫此寺ニ休息遊サル。御茶壺モ毎年是ニ立ヨラル。老中ハ門前ニテ下馬シテ過、天下一統ノ地也。其時ハ何程モ寺領ツクベキヲ、住持ノ所望ニテ此邊ニテ五十石望マル。多クハ後々上ランカトノ遠慮也。○春日ノ御供所ニ舍利ヲ置マジ迚、社家江戸ヘ訴ヘケレ共、禁中ニサヘ上テ御修法ノ本尊ニスルカラハ、何ノ僉議ニ及バズ。興福寺ノ勝ニナル也。幸充云、勢是非ナキ事共也、 ○大佛ノ扉幅二間上ヘ九間、檐ノ瓦形ノ木一尺七八寸有トゾ。○古ヘノ土御門ノ内裏ト云ハ、今ノ二條ノ城ノ邊トミユ。又閑院ノ内裏ト云ハ、今ヲ以云バ三條間(アイ)ノ町ノ邊トミユ。亂世ニテ三條邊ニタマラレズ、只今ノ所ヘ引ケタトミユ。子細ハ徒然草ニ、今ノ内裏造營ノ時、或人申スハ、閑院ノ内裏ハ升形ハ穴丸シ、今ノ内裡ノハ四角也トヤランアリ。兼好ガ時ノ今ノ内裏ト云ハ、即只今ノ所ト思ハル。〔割註〕幸充云、山城志、名勝志、名跡志等可レ考、府志ハ道祐作也。」○鞍馬ノ竹切ハ六月廿日也。晝大竹ヲ二本立ヲキ、奔リカヽリテ切ル。夜堂ニテ寺僧出テ一人ヲ祈ル、祈ラレ後ニハ天井ヘ飛揚リ、終ニハ死シテ絕入ス。兼テ閼伽井ノ水ヲ桶ヘ八盃汲入テヲキ、夫ヲカクル。七盃目ニ氣ガ付。〔割註〕幸充云、數ノ極ルハ不レ審、云談シテノ事ナルベシ。予弱年ノ比、或山伏不動ノガランバカリ信ジ募テ云、予ガ友ノ云祈リ縛テ見ヨ、中々印有マジト云。山伏暫ク祈リ印ヲ結ビ旁スレ共、少モ印ナシ。皆是行法ノ深キト、互ノ强弱ニヨレ共、此行効ノ有事ハ予信ジ難シ。」祈ノ内ニ行法ノメテナル方ヘ祈ラレテヨルヲ、檜扇ニテ祈ノ僧扣テ寄付ズ。扨祈ラルヽ人ノ家二十人アリ。鬮ヲ取、毘沙門ノ前ニテ、其鬮次第ユヘ、同人年也。續キテ祈ラル事モアリ。祈ラル代リニ、翌日米一石ツヽ貰フ。又翌年ノ六月廿日迄、毎日成共山ノ木ヲ伐テ薪ヲ取也。人ヲ列テハ成ラズ、一人シテ祈ラルヽ人ハ疫鬼ノ學トミユ。竹伐ハ二本ニテ、西方東方ヲ定テ、思ヤウニ切倒ス方、其節ノ秋五穀熟ト云、不ニ切得ニ方ハ不熟也ト云フ也トゾ。○祇園大晦日ノ夜、削掛

ヲ二本タテ、火ヲツケ、倒ルヽ方共年ハヨキト占フ類也。○弘法ノ御供東寺ニテ東ノ方ヘソルレバ東ノ方ヘ祟ル。西ナレバ西也。內ヘ破ルヽ時ハ東寺ノ內ヘ祟ルト云。皆凶事ノ例也。〔割註〕幸充云、談峯緣起大織冠破裂ノ事多シ、如レ此コト多シ。」朝顏ノ葉、蝮ニサヽレタルニ付ベシ。○梶原一二ノ懸ノ折節、箙ニ梅ノ枝ヲ指シハ、西須摩ヨリ多井畑ヘノ道筋ニ、右ノ梅今ニ有之。葉逆ニ生ズ。○四書ノ末書ニ、舌存幷退結珍書也。〔割註〕幸充云、未レ見、大全、蒙引、存疑、御說章圖大全以下、俚諺抄等若干卷ハ目擊ス。和漢ノ群書從ニ少年ニ至レ于レ今、所レ閱不レ遑ニ枚擧ニ。」○攝州一ノ谷。〔割註〕長サ四町余、十二間、高サ九間、但コレハノボリ十間程、谷ロヨリ波打際迄六十間程也。二ノ谷。〔割註〕長三町餘、横十八間、高サ九間、谷ロヨリ波打際迄四十間、二ノ谷ヨリ一ノ谷ノ間二町四十間程。」三ノ谷。〔割註〕長二町餘、横十九間、高九間、谷ロヨリ波打際迄五十間、三ノ谷ロヨリ二ノ谷ノ所迄ノ間二丁餘。」○新町通西ヘ入姉小路通ノ南側ニ捨子ノ地藏ト云アリ。迷子ヲ尋ルニ、從ニ此所ニ尋出レバ必行逢迚、每度此所ヨリ拍子ヲスト云々。〔割註〕幸充云、京都ニ每々長幼共ニ晃レニミヘヌ者有テ、町々迷子ノ某ト云テ夜モ呼也。俗ニ天狗ニツマヽレタルト云。思フニ、天狗ト云モノ名有テ未見タル者ナシ。予ガ外曾祖父ノ神道記ニモ、日州ニテ天狗ノ事所々記サル。又傳聞ノ筋モ多シ。太平記六本杉等ノ事不審シ。多分老狐ノ所爲ナランカ。水戶侯ノ廃眞杉記出來ノ由珍書考ニシルセド、是モ世々ノ類共ミヘズ。此外世ニハ不測多シ、識者一決ノ論ナシ。」○八朔禁中ヘ公方ヨリ獻上ノ馬一疋上ル。近江井狩十介ヨリ古例ニテ所司ヘユキ、夫ヨリ二條大御番頭ヘユキ、夫ヨリ禁中ヘ牽セテ、御附ノ衆受取。扨傳奏ノ雜掌請取。御馬預ノ大炊御門、今出川兩人ノ手前ヘ行 夫ヨリ大方諸社ノ御馬遣サル。〔割註〕幸充云、大方御附ノ武家ヘ下サル。」○六道ニテ人ヲ葬所ニスルハ、桓武迁都ノ頃ヨリ也。 桐壺ノ更衣ヲヲタギト云處ニ葬ト、源氏ニアリ。是モ此所也。諸皇寺ト云寺有タトミユ。○九條兼實公法然ニ親鸞ヲ落墮セシメ、六條西洞院ニ移リ、殿下ノ十八才ノ女玉日ト申ヲ配遇。○都物語十一卷ニ、我國ノ俗ニテ、桂ノ里ノ女郞桂ト名テ、新祝言ノ有家ヘ行、祝言ヲ云テ品々ノ秡ヲシケル。近キ

頃迄アリタ事也。〔割註〕幸充云、京童物語、京雀等ハ勿論、京羽二重洩、○鳥羽ノ牛車ハ、古此所ニ勝光明院ト云寺アリ。此僧ニ牛車ヲ許サル。門前ニ牛ヲ牧タル。其例ニテ今ニ牛車バカリ殘テ人ニ借ス。○石山寺ノ勢田橋ノ下ノ、湖水ノ岸ノ下夜々光ル。延寶三年六月石ヲトル次デニ取止ル。喚鐘ノ形ニテロニテ、指渡シ一尺五六寸アリ。美ナル鐘也。金多入故ニ古ク成テ光トミユ。古勢田下ハ龍宮ト云ニヨリ、宿願ニ沉タルカトノ事也、○內山本尊觀音也。安產ヲ守ル。禁中后妃ノ產ニハ此方ヘモリマシテ禁中ニ安置スト也。內山正產安全守護所ト云朱ノ札ヲ上乘院ノ僧正ヨリ出ス。〔割註〕丹波ノ子安ハ觀音、淸水坂ノハ地藏也。幸充云、梅宮ヨロシカルベキ。〕○奚囊便寶 六册、明朝ノ書、曰、初受胎之婦、未ニ於慣胎一者產戶未レ廣、必四五月前後用ニ軟絹一、或帛濶七八寸、自レ背纏至レ腹以ニ針線一縫。注如ニ兜肚樣一、晝夜不レ解、倘胎長大覺ニ胸中氣急狀一、方可ニ放線一、二三分、或五分、不レ可レ滿レ寸云々○丹波龜山ニ相撲ノ首アリ。京近邊ニテ勸進ノ相撲ニハ、是ニ斷リヲ云入、木樽トテ代ニ金子一兩ト酒二斗程樽ニ入遣ス法也。此比山崎ノ邊高濱ノ勸進ニ、是ヲ斷リヲ不ニ申入一夫故芝居ヲ崩サント云、金子五兩ニテ侘テ夫ハ濟。此處水無瀨家ト伊賀殿市正殿ノ入組ノ所ナルニ、京ヘ斷リヲ申サヌニテ無用トテヤメニナル也。○四國海ノインノ島殿三百石ニテ代々住ス。近比ハ書ヲ阿波殿ノ旗下ニナル○天神ノ自畫ト云モノハ、大藏ト云者天神ノ畫ヲ畫像ヲ書始ム。是カラシテ此大藏ノ自畫ト云。大藏ハ菅家ノ人歟、可レ考。〇〔割註〕たちわたる身の浮雲も晴ぬべしたらぬ御法の鷲の山風。日蓮自詠。○日蓮ハ武州荏原郡池上左衞門太夫宗仲家ニテ死、六十二歲。○淨土寺ノ本尊彌陀ハ春日ノ作、或時光明ヲ放ツ。弘法是ヲ拜シ、未來ニ此光明ヲノコシ、見聞ノ輩生極樂ノ緣トナサン迚、光明ヲ大ノ一字ニ加持シ、方十丈ノ筆畫ヲ峯ニ殘スト也。〔割註〕幸充云、此後左大、船、鳥居、妙法ノ火、文月十六日多シ。〕○日本三大橋、山崎大渡、近江勢田、宇治也。○皇朝類苑ニ云、日本國奉神道山州有賀茂明神託ニ二五歲童子一、降ニ言禍福事一。幸充云、以上一册拔終。

嘉良喜隨筆　卷之五

○往年予出京ノ砌、川崎氏（伊藤家家老職）云、京都ハ身持六カ敷土地也。人多ク不レ遂レ終、愼デ可也ト。粤（コヽヲモテ）假令仕官ストモ、立レ志不レ生ニ不義心一、遊所等堅ク歩マジキト記臆シテ上京シタリ。依レ之京地流行ノ念比抔云コト終ニセズ。仍テ新命抔云者曾テ不レ會。況ヤ人ノ妻子ヲ犯ス等ノ念ハ一毛起ラズ。是ハ云ニ及バズト云ヘドモ、今ノ世多分此筋ノミ也。人ノ惡ヲ擧ルコトヲ好マヌ故、慥ニ記サズト云ヘドモ、堂上ニテモ妹ヲ犯タル人二三輩モアリ。靑侍諸太夫等ハ主人ノ妾ニ通ジ、朋輩ノ女中ニ會スル類ハ、筆舌ニ述難シ。醫師抔、人ノ妻女、後家抔犯ス族ハ、指ヲ以テ計ヘ難シ。町家ハ人ノ妻妾ヲ犯シ、出家ハ素ヨリ俗家ニマサレリ。カヽル世ニ直ナランハ、クヤスカラヌコト也。只學文ヲスルニシクハナシ。心ニ恥、獨ヲ愼ノ心アレバ動カヌコト也。抑人ノ妻妾ヲ犯スコトハ大ナル罪科ナリ。呂不韋ガコトノ、イマ〳〵シク思ヒ居タルニ、予ガ朋ニモ妾ノ身持アシク、他夫ノ種子ヲヤドシタルヲカツギタルアリ。粗告ヌレドモ、性弱ナレバ其マヽ止ヌ。吁（アヽ）妥ヲ以テ人ノ姓氏混雜スルコト多キコトヲ、予ガ本國ナド曾テ無レ之コト也。且京ニテハ夥キ金銀ノヒキ負、私欲ノ輩モ、暇ヲ出ス抔ニテ濟バ、日々月々ニカウヤウノ族多シ。公ノ筋ノ人々云ヘド、日向薩摩抔ニテ、少シノ銀米ヲ引チガヘタル斬罪シテ、十年ニモ小盜ノ者モナケレバ、後ニハ罪ヲ蒙ル者モナキハ厲（ハゲシキ）ガ如シト云ヘドモ、比ベテハ无事ニテ宜シト思ヘリ。但シ此ニハ深キ論モアレドモ、今書下シ難シ。

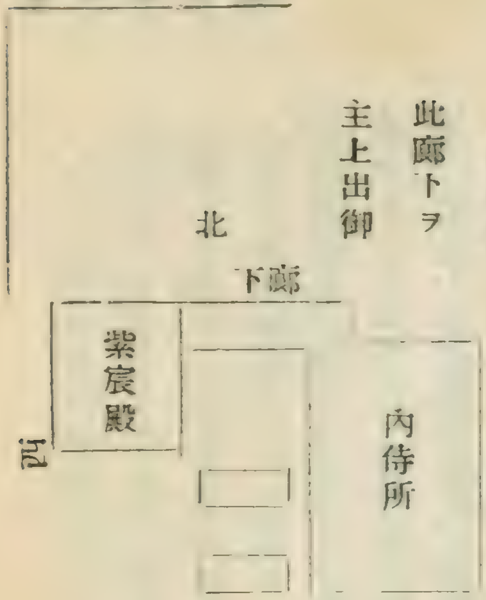
○今ノ世大名方醫ヲ抱ヘ給フホド可レ笑ハアラジ。限リナキ内ニ、予ガ知ル所一二ヲ擧ン。加藤氏ハ大成論、衆方規矩スラ、名モシラネバミタルコトモナシ。只手跡ヲ達者ニカキ、俳諧ヲ善セリ。浪人シテヤムコトヲ得ズ浪花ニ趣キ、中衆抔云者ノ取持ニテ、野巫醫ヲ仕、辯舌ヲ以賣弄シ渡世寛ナルガ、再

ど上京シタルニ曾テ中ラズ、故ヲ以東武ニ趣キ、唐澤ノ城主ニ抱ヘラレキ。又甲良ト云モノ懷中醫ナリシヲ、若狹侯抱ヘラレキ。本ナキコトユヘ多クハ終ヲトゲズト云ヘドモ、其人ヲ擧ルコトノ鬧キヤ。但シ俗ニ云、遠キハ花ノ香ト云ノ類ナル乎。

○遠碧軒隨筆九、延寶三秋八月起筆、終二于臘月一。一册拔。○內侍所渡御サヘアレバ三ケ夜ノ御神樂アリ。安德帝入水後、三種神器三年目阿波內侍手前ヨリ渡ル。ソノ三年ノ間ハ神樂ナキニヨリ、三年ノヲタ、ンデ一度ニスル心ニテ三ケ夜也。三ケ夜ノ中夜ハ日要曲ト云ウタヒ物ヲ謠フ。又弓立ノ曲モ時ニヨリ謠フ。コレ兩曲ハ祕曲ニテ、持明院ト綾小路ト兩家ニ傳來、各番ニ謠フ。七日神樂ニモ、四日目ノ中日ニ、此ノ祕曲ヲ謠フ。七ケ夜ハ大方春日ノコトニ用、星ノ三節ト云コトモアリ。○凡伊勢例幣使ノ陣ノ儀アル內ニ、內侍所ニテ御神樂アリ。二十一度ホドアルトミヘテ、鈴ヲヒク數大方二十一度也。○大臣ノ大饗ニ軟障ト云物アリ。乳アリ、綾ニ唐繪ヲ畫クトアリ。總モアリ、ノウレンノ類トミエテ、カラヱナニヲ書ゾ知レズ。○青鸞ノ羽帚ハ大鳥ヨリ少大也。コイカキ小紋ナリ。○赤旃檀ノ板ニハ、大方ウラノ方ニ下ニ蓮華座ヲホリ付テ、其上ニ唐人ノ手ニテ赤旃檀ト書付アル物也。○禁中御格子上下一双八木三拾石ニキハマル。○鼉太鼓ト云樂ノ太鼓一角ノ蛟ノ狩野ハ、內匠外畫ク、ダノ革一枚ニテ張ル物ナレドモ、今度ハ繼グ也。作レ去漆ニテスル物ナル故ニ外ヱハミエズ。是ハ本大佛師仕來レドモ、今度ハ別人仕立ル也。○禁中ノ黑戶〔割註〕後小松院ノ幼君ノ時ニ、燒火ヲナサレテ烟ニテ薰リシヨリ、直ニ黑戶ノ間ト云。其間ニ御佛壇アリ。」ニ御佛壇アリ。繪所ノ了澤、一圓ニ蓮華ヲカク、本尊ハ代々ノ御尊崇ノ佛ヲ安置、ユヘニ色々ノ古佛アリ。然ルヲ後光明院ノ御代ノ炎上ニ皆燒失ス。後光明院ノ勅諚ニ、今度ノ炎上ハ御難儀ナレドモ、此佛ドモノ燒タハ珍重ト仰ラル、ト也。取テモノケラレズ、炎上ハ幸也トゾ。〔割註〕幸充云、御尤也。然レドモ玉本夜話、并ニ隨搨集ニ記ス。後陽成院ノ萬宗壇ノ佛ヲ御取出シ、泉涌寺ニ下サレシハ遙ニ勝リ。」○五山ノ西堂カラハ、道號ヲ書テ和尚トカキテ不レ苦。其寺ノ名ヲ書コトハナラズ。○九條

七條ノ袈裟ハ、平僧モカクル也。サレドモ一色ノハナラズ、餘ノ色ノ切ヲ少ニテモ交テハ不レ苦。〇稱名、聲明、唱名、宗旨ニヨリ替ル。文字未レ知ニ孰是。〇大嘗會ノ悠紀主基ノ歌ハ、南家ノ儒家ヨムコト也。〇賀ノ時ノ十二月ノ屛風ノ歌ヲ被ニ仰付一ハ、殊ノ外規模ニスルコト也。〇一年中ノ納ノ御方達ハ、女御ノ御方ニテサル、コト也。是ヲ滿御方達ト云。一年中ノガミテル心也。〇御車ソトニテ長サ二間網代アリ。內ハ小キ疊三疊敷テアリ。〔割註〕幸充云、九條家、西園寺家ノ車圖、彩色委キ者也。所持ス。」〇醍醐衆ハ若年ニテ百ケ日ノ加行ヲス。續ケテハツヾカヌ故ニ、三切ニシテ休息シテカラ又勤之。此後禮拜加行。又百ケ日三切ニ勤ム。扨師匠カラ灌頂ヲ傳フ。師匠早死スレバ、三寶院ヘ傳法阿闍梨ヲタノミ、是ヘ相傳ノコトヲ殘シヲク、自分ノ師カラナレバ、銀五貫目ホド入ル。三寶院カラナレバ八貫目ホド入。扨師匠傳法ノ器量ナケレバ、一派ノ內ノ人ヲタノム。〇每年十一月十五日祇園大千度參ト云コト、本社ノ拜殿ヲ廻リテ高臺寺ノ前ヘユキ、又是ヲ廻コト往來千度也。常ニモ祈願如レ此スルコトモアリ。〇六月九日、北野ノ社ヘ南ノ鳥居カラ往來九度、是ヲ九度リト云ノ類也。〔割註〕幸充云、六月二十九日幸崎千日參如レ此多シ。俗ノナス所也。社堂トモニアリ。此ニ於テ體アルベシ。」〇東福寺南北ノ長キ所ハ八町アリ。泉涌寺ノ古キ地圖ニ、彫崎アリ。南ノ稻荷山ノ境、東ハ山科ヘ近ク、割アマシノヲクビナリノ所、何レヘモツカズ、樹木モナシ。今ハ大方山科ノ放牛ノ場ニナリテアリ。〔割註〕古キ大ナル地圖、伽藍建立ノ訴訟ノ時、小ク書寫テ上覽ニ備ル圖一幅方丈ニアリ。」〇京、大津、淀、鳥羽、嵯峨ヘカケテ、荷車六百餘アリ。延寶二年以來ノ飢饉ニテ牛幷人滅、漸百四五十兩アリ。〇禁中新殿ニテ吉書始ト云コトアリ。主上ニ物ヲアソバシ初ルコトト云。今度ハ臘月七日ニアリ。〇本院火事ノ刻、烟ノ中ニ法師ノ影現ズルヲ、角倉內八木九左衛門ミルコト歷然也。世ニ云、狗賓ノ類カ。輟耕錄ニ火事ノ逸トキニ、大ナル法師イヅクトモナク大妖來々々々ト云テアリキタト云コトアリ。〇內侍所渡御ノ夜、禁庭皆火ヲ消。內侍所ノ緣ニカケ燈臺一ツカケテアリ。紫宸殿ノ

階ノ東ニ平張アリ。其上ニ主上御一人立御。群臣其下ニ平伏。內侍所ノ箱駕輿丁カキユクヲ、內侍所ノ神子二十人程出、右ノ箱ヲ舁、兩箱ノ兩ノ壇ノミスノ內陣へ納ム。コノ二箱御代々ニ上家ヲ被ニ仰付。ヒタト大ニナル故ニ、後ニハ古キ覆ヲ取テ、吉田ノ社內へ納ムト也。○天子ノ八十賀ハ、仁和ノ比、陽成天皇ノタメニ光孝天皇執行。其後ハキコエズ。今度法皇此次也。御杖ハ銀ニテ竹ノ節ヲツケテ、扨御製ノ御歌ヲ左リマキニ杖ニ、直ニ銀ニテミユルニヨリ、墨ニテ勅筆ニテ遊バシ、字頭ハ上ノツクノカタノ方ヨリ書出シテアレドモ、歌ノ讀ハ下ヨリヨミアグルヤウニ書物也。其杖ヲ中ヲ紙ニテ句ミ、臺ニノセテ上ル。其包ヤウ故實アリ。今度ツヽマルヽ人覺悟ノ人也。眞サマ竹トハ、ハヱタナリニシテツクコト也。是ハ天子ノ崩御ノ供奉ニ、シノビ竹ヲハヱナリニシテツキ、靑地ニ黑骨ノ扇ヲモチ、ワラヂニテ供奉也。右ノ銀ノ杖ニハ、上ニハシモクモ鳩モナシ、直ナル分也。賀ニ杖ヲ上ルコト、源氏紅葉賀ノ巻ニアリ。今度ハ杖ト黃金五枚被レ進也。古來銀ノ杖ヲ獻上ノ物也。八百年來ニナルコト也。○神前ヘ、弓ヤ、杖ヤ、色々ノ物ヲ奉納ノ時ニ、夫レヲ題ニシテ歌ヲヨミテ、轉供ニシテ奉納ス。ソレヲトリ物ト云。神樂ニ合テ古ノ歌ヲウタヒ物ニシテマフコト也。〔臨時ノ御神樂、恒例ノ御神樂ト云アリ。今度ノ新殿へ內侍所渡御ニツキ、臘月十七日ノ夜戌ノ刻ヨリ臨時ノ御神樂始ル。



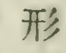
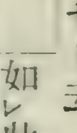
此二通ノ席ニテハ、北ノ方上タリ。東ノ方ヲ坐ノ上トス。第一ニ地下ノ者ニ、人長（ニンヂヤウ）ト云役アリ。六位ノ袍ニテ、榊ヲ横ヲ兩手ニ持出デテ舞フ。此人長ハ鈿女命ヲ表シタリ。舞了テ堂上ノ役者出ラル。右ノ方ノ北ガ席ノ上座也。右へ着座ノ人ノ時ハ、此榊ヲ右ヘフル、左ノ方へ着人ハ、此榊ヲ左ヘフル。其榊ニツキテ着坐ス。コレガサキヲ追指揮スル心也。扨座ヘツキテカラ、小倉中將上首トシテ座ニ着、モトノ拍子ノ役、此ノ席ニ着テ、南ノ席ノ人ト向合テ居ル。扨庭燎ト云謠物始ル。是ガ座ツキノ

ニトニテ、其次ニ神樂始テ、本ノ拍子ヲ小倉始ム。附歌ト云コトヲ謡フ。此役鷲尾宰相、小倉宰相、東園中將、庭田中將、持明院少將、五辻、綾小路也。扱地下ノ歌方十二三人アリ。和琴ノ役ハ四辻着座以後、出納ガ役ニテ和琴ヲ持出テ、四辻ノ前ニヲク。神樂スミテ末ノ拍子東園大納言勤之。此役ノ內ニテハ本ノ拍子故ニ小倉ガ上首也。笛山井近江、篳篥阿部左兵衛、同左衛門也。人長ハ六位ノ袍ニテ隨身ノ出立也。是モ謡物ニテ舞也。〔割註〕和琴等ハ出納方ノ御藏ニアルモノユヘニ、出納トリ出シテ持參スルコト也。○內侍所ノ渡御ノ行列ハ、筵道ノ外ヲ二行ニユク。皆次將也。左右滋野井、梅園、東園、大宮、持明院少將、扱辻將監、園將監、阿部將曹、皆六位ニテ次將ノ內ノモノ也。堂上ハ隨身ヲ具ス。金銀ノ箔ヲツケタ小隨身也。紫宸殿ノ下ノ東ニ筵道ヲカマヘ、天子出御、侍臣平伏、駕輿丁內侍所殿ノ少シ西マデカキ、夫カラ公家衆手舁ニシテウケ取、內陣ヘハ女中出デ受取テ納ム。得選、釆女抔、ミナ內侍所ノ役也。御齋ナド云ガ上首也。市殿ト云ハ地下ニテヒキヽ者也。內侍所ノ二箱ヲ載ル物ハ羽車ト云。是ニノセテ舁也。羽車ハ行事官ニテ調フ。〔割註〕幸充云、內侍所渡御之式一冊所持ス。見ベシ。○御神樂ノ時ノ出御ニテ、內侍所ヘ入御ナサルヽト、鈴ヲ三度ヒク也。山鳩色ノ御裝束、十七、十八、十九夜トモニ、御劍ハ中將、御裾ハ關白殿。○折紙ハ禁中方ノハ一枚也。古ハ直キニ馬ヲ牽ク。馬代ト云コトハナキ故ニ、受取リト云コトナシ。今ハ馬代ニナル故ニ、一枚ノ裏ノ方ニ横ニアリ、武家ノハ二枚ノ折紙ニテ、內ノ白紙ヲ拔、夫レニタテニ請取テ書之。○辻ト云ガ大方兩替師ノ名ニナル、理不レ通。兩替ハ大方四辻ニイルヨリ、辻トヨブカ、一口屋ヲワキヨリ唱ヘテ、目名ニナル類カ、銀辻ナド、書タル中古ノモノアリ。幸充云、以上一冊抜。

○遠碧軒隨筆十、延寶四年正月起筆。八十賀ノ杖ヲ獻上ノ時、杖ヲ白キネリノ袋ヘ入テ、其袋ニ歌ヲカクコト也トゾ。法皇ヘ新院ヨリ上ラルヽ、杖ハ、袋ヘ入テ上ル。歌ノ沙汰ハナシ。○試筆ノ詩ノ認ヤウ、七言四句ヲ四行ニカキ、中ニ諱ヲカク、是五山ノ通法也。建仁寺ニハ四句ノ奥ニ諱ヲカク。○西門跡ニ堺ニ

テ三百石寺領御朱印アリ。又山科ノ内ニテ二十石アリ。以上三百二十石朱印也。〇江戸ノ御堂モ十間張楽ヲ御免ナサル。〇西門跡ニ大方一ケ月ニ三十貫程ヅヽノ賄也。扶持方大方二百人分程出。與門ヘ十人分ユク。下妻抔ガ四人扶持也。〇鵯、赤斑ナル鳥也。漢名シレズ。〇近衛龍山公ハ櫻ノ御所ニ御座ス。三藐院殿モソノ通、此人武家ニ親ミ多シ、夫故ニ野心モアランカト、秀吉公疑思召比ニ、德善院幷ニ菊亭殿ナド、中惡、此兩人讒言ニテ日向ヘ流罪、其間ニ、今ノ御所ノ屋敷、四方ヨリ御留主ノ内ニタテ出シテ屋敷狹ナルト也。知行ノ内三百石ハ、今ノ東山淨土寺ニテ取給フ。其比ハ慈政院ニモ無住ユヘニ、龍山ハ東求堂ニ御入、ソレ故ニ東求院ト云。淨土寺知行ノコトニテ、德善院ヲ御恨、ウチ果ニゴザアル時、中分ニテスム。夫ヨリ淨土寺ノ知行ヲカヘラレ、今ノ枇杷庄ニテ三百石ワタル。〔割註〕幸充云、堂上方江戸ノ親父ガ何々トテ、大ニアシク申サルレドモ、大樹ノ治メ宜ユヘ、太平ニテ安樂ニ住セラルヽ也。仔細ハ一條殿先祖モ流矢ニ中リ給ヒ、一條殿兼良公抔モ、九州ニ流浪シ給ヘバ、況ヤ其外ノ堂上ヲヤ、コトニ新家抔ハ、亂世ニナラバ速ニ退轉スベシ。又官人モ共通也。康富ノ貧ミベシ。〕〇上賀茂神前ニ、元日ノ御供ノ御棚ヲカザリテ色々ノ供物アリ。近江ノ安曇川ヨリ鯉ヲ上ル。今ニ共通也。又外ニ安曇ト云モノ又一人鮎ヲ獻ズ。是ハ其代リニ今ハ干カマスヲ呈グ、延寶四年ニ、此二色ト又白鷺ヲ獻ズル法ナルニ、獻ズル時ハアリテ無レ程ナシ、不シギナルコト也。又奥ノ山中蟻ガ池ノ土手少崩ル。其邊ノ水眞中ニテ濁ル不シギ也。脇ノ方ハ水清也。〇同二日夜、貴布禰山中殊ノ外鳴動ス。翌日ミレバ船ノ所ノ石ガケ崩ル。尤先年ノ地震ノ時ノ崩ノ修理ノ所ナレドモ、是モ不審也。〇北野ノ西神谷川ノ高橋ヨリ北山ヘ行所ニ大石アリ。貫之ガ歌ニヨミシ鏡石也。スレバ人ノ形ミユ。雲母ニテアラント也。〇靈山、丸山、御影堂ナドニ阿彌ノ號四十八アリ。臈ノアガリ次第ニ其名ヲツク、故ニヒタト名替ル。〇野麵ト云テ小キ鹿ノ如ナルモノアリ。朝鮮ヨリ來ル物ニテ、對馬ニモアリ。水戸様ノ御庭ニ牝牡放テアレバ、今ハ子ヲ産テ蕃息ス。薄萩ノアル所ニ放バ景ニナル也。〇白瓜

ヲ二ツニワリ、瓢ヲ去テ水氣ヲ紙ニテ拭乾シ、扨豆腐ノ糟一升ニ、鹽一升入テ拌、夫ヲ香ノ物ニ糟ヲ入ル如ク、船ノ內ニ右ノ物ヲ盛テ、俯（ウツブケ）テスレ合ヌヤウニ一重ヅヽ段々ニ入テ、其間ヲ右ノ豆腐ノ糟ニテツメヲク。春夏ノ比マデコタユ。取出シテ鹽ヲ出シテモミ、瓜又ハ鰹ヲ削テ、右ノ瓜ヲ刻ミ、水ニテモミテ酒ニテ用ユ。○越後國ニ行智法師ト云モノ、生ナガラ肉身カタマリテアルヲ、寺ノ佛壇ニノセテヲク。後ニバカモノ鑓ニテツキシアト、右ノ肩ハヅレニ有。○八幡ノ參詣ハ、東寺ヲ南ヨリ舟ニテユキ、狐河ノ邊ニテ上リテ、先放生川ヲ行過グ、コレハ方八町ノ川ニテ反橋アリ。八幡ノコトニハ、八ノ字ノ數ヲ用ユ。扨疫神ヘ參ル。是ハ大已貴(素盞烏乎)ニテ、諸人ノ厄ヲウケトリニ、正月十九日ノ寅ノ一點ニ天降リ、辰ノ刻ニ早上天也。(幸充云、俗說乎、)スレバ疫神參ハ、此二時ノ間ノコトナルニ、今ハ十九日ノ前後ニモ蘇民將來ヲ買ハ誤也。扨此疫神ハ、平生ハ芝原ナルヲ、十八日ノ夜ヨリ此所ニ榊ニテ圍ヒ廻シテヲク。其內ヘ來臨シ給フ。其廻ヲ社家背ヲアテテ圍デ立并ブ、人代也。イツ方ガ正面ニ御座スヤランシレヌユヘニ、丸ク取マハシテ居ルコト也。扨厄串トテ、白箸ノヤウナル者ノ先ニ、幣ヲ少付タル物ヲ、此神ノ內ヘ投込デ歸ル。扨疫神ノ所ハ、上ノ八幡ノ御旅所ニテ、八幡ノ社モアリ。又高良明神アリ。武內也。〔割註〕神前ニテハ憚テ武內ト云。下ノ所ニテハ高良大明神ト云也。」扨垣ヲ出デ、山上ヘ社參ノ本道ハ、井ノ鼻ト云ヨリアガル。本石ノ壇ノアルヨリ岩ノ間ニテ路險也。ソレヲアガリテ石淸水ニテ手水ヲ仕フ。瀧本坊モ石淸水ノ瀧本也。淸水ハ右ノ方ニアリ。淸水ノ一段上ニ平地ノ所アリ。爰ヲ鳩ノ嶺ト云。ソコヲ過、サヽヤキノ橋ヲ渡リ、夫ヨリ神前ヘ參ルガ本也。又井ノ鼻ト石垣ノ間ニ將軍坂ト云路アリ。賴朝參詣ノ時、井ノ鼻海道ヲアガラル。其時岩ノ間ニ景淸カクレ居テ伺フ。俄ニ道ヲカヘテ此坂ヨリ上ラルヽヨリ云ト。○扨菖蒲ノ染革ヲシテ地侍ドモ賣也。子細ハ仲哀天皇三韓征伐ノ時ニ、毒箭ニ中テ崩給フ時、鹿夢ニミヱテ、已ガ革ヲ兵具ニ少ニテモ付ラレバ、箭ヲヨケ矛ヲモ通サジト也。ソコデ神功皇后ノ再征伐ノタメ、高麗ヘ御出ノ時、此染革ニテ鎧抔ヲ包ム。

今ノ紋ハ草摺ノサネヲ表シタル者也。夫故武具ニ此革ヲ用來ル也。今脚半等ニ用ハ勿體ナシ。八幡本社ヘノ参詣ハ十五日也。〔割註〕中古迄ハ具足一兩ニ用ル程ニ、色々ニ小紋ヲ付タル染革ヲ、八幡ノ地下人シテ賣シナリ。〕○モズクヲワラニ包ミ、二日程水ニヒタシ、其後出シテ下ヨリ火ヲタケバ、忽ザコノ魚ニナルト也。○嵯峨法輪寺ノ建立并修理ハ、綸旨頂戴ニテ、日本國ヲ勸進スルコト也。今度モ其通也。○小笠原元祖信濃守入道月山ト淸拙ト相談ニテ、小笠原家ノ仕付方ヲ拵ユ。即小笠原遠江殿ニ月山ノ手ニテシツケヲカク、淸拙ト連判ノカキ物有ト也。○大明ノ金子ノ形ハ大方如此。是ヲ大明ノ詞ニアコヤト云。○日本ニテ黄色ニシテ、此中ノニ杏ヲ入タル餅ヲアコヤト云。此金ニ似ル故也。又如レ此形ハ錠ト云也。○五條天神并ニ富小路橋通上ル東頰ノ神明ノ神主夫婦、御湯ヲ仕フコトヲ神子ヘ傳授ス。幣串ニ火ヲ付口ヘ入ルコト、并ニ火ヲフムコトモ傳ル也。○河內國信貴(シギ)ノ邊八尾木金剛蓮華寺、コノ所ノ鶯ハ尾八枚重ネ也。大抵ハ十二枚也。○大納言(ヂャンナゴン)トヨムガヨシ。後深草院(ゴフカクサノ)ト云ヒ、後宇多ト云ノ類也。○妙蓮寺ハ勝劣宗ユヘニ涅槃像ナシ。不生不滅ノ釋尊ト云立ル故也。○銀座ノ運上、近比千貫目迄ハ銀子百枚、二千貫目カラハ三百枚ニナル。訴訟ニテヒタト減ズ。○松尾八社ノ神輿アレドモ、本ハ七社也。其內ノ一社ノ神輿、毎年新敷白木ニテ作リ、同ジ如ニ祭ノ日昇アリキテ、其晚ニ神ノ寢入給フ迚、桂川ノ東ノ河端ニカキステ、歸ル。其翌日又昇アリキ。島原ノ邊迄昇テキテ、道スガラ大勢シテタヽキヤフ、後ニハソレヲミナハケトリテ、氏子ノセツチンニ置コト也。○新院抔ニテ、第一ノ大ナル殿ヲ廣御殿(ヒロゴテン)ト云。攝家ニテハ寢殿ト云。武家ノ廣間也。○殿上ノ間ニアル掌燈ハ、菊燈臺ノ類ヲ云フ。上ノ土器ヲ置所ガ、人ノ拳ノ如ナルニヨリテ掌燈ト云。結(ムスビ)燈臺ト云ハ、節會ノ時ナド、陣ノ座ニアル三マタノ竹ニテ作ル燈臺也。行幸ノ時ニ、天子車ニメシ、三種ノ神器等ヲモ、車ノ內ヘ納テカラ、大將出デ、次將ニ申付、御綱ハレト云。夫ヲ舍人ヘ申付ルト、車ノクビキニアル綱ヲ各取テ、手ニシテ出牛ヲカクル也。馬副四人褐冠(カチコフリ)、馬副ニハ御隨身、或ハ小隨

身、人々ノ心次第ニツル、ユヘニ色々ノ出立アリ。褐冠トハ褐ノ衣ノコト也。冠ハ尤カンムリノコトニテ、衣冠ノコトヲ云トアル説アリ。又今一説ニハ、褐冠トハ冠ノ惣名ニテ、馬副等ノ著スル冠ト云ノ義ト兩説也。○衝重ト云ハ、三方ト足打トノ間ノ物也。是ハ兩頭ノ貫首ハ、公卿ヘモツキ殿上人ヘモツクモノ也。大臣ノ大饗抔ノ時ニ、此衆ヘスユル爲ニ拵タル者也。足打ト三方トノ間ニ用ル物也。天子ハ四方ニテ獻ズ。○衵、昔ハ上下トモニ着ス。今ハ天子ニ限ル。冬ハ裏ニモ赤キ物ヲツケ、尤表モ赤色也。夏ハ此裏ヲ取テ單ニス。是ヲ引倍木ト云。二重ヲヘギテ單ニシタル意也。○室町通ノ上後藤ノ厨子ノ少シ上ノ東ガハニ榊ノ生木アリ。是ガ榊ノ本ニテ、祭主ノ切用ル木也。夫ニヨリテ毎月神酒ヲ自ニ祭主ニ供之。十一日ト二十一日トハ毎朝櫃一荷ニテ供之。○古來ノコトニ、上手德分ノコト多シ。秋月ガ出來畫ハ雲舟ニナル。雅樂助ガ出來物ハ古法眼ニナレリ。又宋乘ガ彫物出來物ハ祐乘ニナレリ。光德ガ磨ノ出來物ハ光眞ニナルト也。○古今脇指ノ形格合ノヨキ至極ハ吉光ニ極レリ。刀ハ江則重ニ極ル。是ナリ。此ノ至極也トゾ。則重ハ因幡作也。○江州石部ノ一里上草津ヨリ半道下右手梅木村是齋藥、當歸、白朮、陳皮、茯苓各大、干姜、肉桂、益母、甘草、粉ニス。○三間越尾燒米名物也。○愚息方料拜受恐悅之至ニ存候此旨宜樣可令洩給者也　月日　酒井雅樂頭殿　小川坊城前大納言判。○舍利ノ謠ニ、エソ〳〵月モ白毫ノト云コトアリ。古來エソ〳〵ハ知レヌコト、云傳フ。泉涌寺ノ舍利ノ式ニ、漸々トヨム。是ハヨソ〳〵ト云コトヲ點ヲ誤リタカ、又ヨミソンジタ誤ヲ、直ニ傳テ云、カヤウカヤウト云心也。○三井寺ノ別ノ鐘ノコトシレヌコト、云。歷々ノ衆ヲ葬ル時練ル內ニ鐘ヲ六ツ撞コトアリ。是ヲ別ノ鐘ト云。今度聖門ノ葬送ニ或人ニユク。葬送ハ何時ニテアラント問ヘバ、別ノ鐘ノ鳴ヲ相圖ニ來ラレヨト云。案ノ如ク輿ヲ舁出ト六ツ鐘ヲツク。○千本閻魔堂ノ前ヲ、死人ヲツレテ山ヘ行時、一ツ鐘ト云テ一聲撞類也。別ノ鐘ノ六ツハ六道ヲ表シタル意カ。○歷々ノ葬ナラデハ、講堂ノ前ヲネルコトナラズ。是ヲネラスル程ノ葬ニハ、別ノ鐘ヲツク。自餘ニハナキコト

也。○采女ノ謠ニ、久方ノソノ始メ雨ハコギノ昔ヨリト云ハ、コギト云コトシレズト也。可レ考、○禁中ヘハ、誰ニテモ遺物ト云テ上ルコトハナラズ。穢ニナル故也。○チヤンハ松脂(ヤニ)ヲ粉ニシテ、赤土ノフルイ土等分ニテ練ラスル也。水舟ノモリヲモトムル也。○興門主ハワキ門跡ト云。門主ノ內ノ者分散ニ、五千人扶持遣ス。是家禮ノ印也。江戸ニテ拜領物モ萬事本門ノ半分也。○ベニ牡丹ハ、倉橋并ニ外記ト云ガヨシ。コヤシハ火葬ノ灰ヨシ。○藤ハ酒ヲ好ム物ユヘ、酒ノ糟コヤシニ吉。○賀茂ヘ古ノ行幸ノ道、大德寺ノ前ヨリ大宮ヘ車ニテ御入、コレニテ輿ニ召替、御裝束ヲ改テ賀茂ヘ御入也。此所ヲ賀茂ニテハ大賀茂ト稱ス。賀茂縣主ノ始祖也。大田ノ神ヲ祝フ。三輪并ニ賀茂ノ神ノ御子也。今ニ社家氏人トモニ諱ヲツキテハ此所ヘ來リ、爰ニテ諱ノ廣メヲス。山王ノ大宮ノ神輿ヲ振テカラ、大宮ト云ハ誤也。尤神輿ヲ爰ニ振捨テ衆徒歸ルト云コトモアリ。賀茂ニテ大田ト云所ニ宮アリ。是ト同體也。地主ノ神ハ上賀茂ノ片岡ノ神也。○殘樂(ノコリガク)ハ、元天子琴ヲアソバス故ニ、一色ヅヽヤメテ後ハ、主上ノ琴ヲ何レモ聽聞スルヨリ、殘樂ト云コトハ始ル。○座敷ニテノ童舞ハ、還城樂ト陵王ヲ大方スルコト也。○天守ハ五重目ヨリハ二間マシ也。江戸ノ殿守臺(ヨマ)ハ、下ニテ十五六間四方アルベシ。○大德(イカゝ)寺ノ方丈、東西ノ雨落迄十八間アリ。內ハ間ハ四間ニシテアリ。○小田原ノ北條ノ虎ノ印トテ、氏盛ヨリ五代トモニ、小キ虎ヲ書テ、其內ニ名乘アリ。外ノ虎ハ名筆ノ畫カ、殊ノ外見ゴト也トゾ。〔割註〕

幸充云、以上一冊拔濟、餘者悉ク雜事重出故略之。

○武陵雜筆、(自萬治元戊戌至同二己亥、)部外一冊、(遠碧軒動息融雜筆闕本大尾、)○無事甲裏一切經ノ一ノ箱甲ノ箱ニハ、(月令義解ニ可レ有カ)古來經ナシ、故ニ悟リタ顏ヲシテ何モナキヲ、無事甲ト云。結甲、十三經ノコト。○石灰壇、遙拜ノ時此所ニテ御拜ノコト。○鬼間ノ事、時ニヨリテ何ゴトニテモ執行ノ間、定リタルコトハナシ。○日本ヘ唐僧來ハ俊明極ヲハリ也。釋書ニ傳ナシ。其後義滿ノ時、道彝一如ト云僧使僧ニ來ル。○十月廿日、線香一尺一寸一時ニタツ、午ナリ。○短册ハ爲世ノ比ヨリ始ル。白短册也。淨辨、慶運、後醍醐天皇ノ時三條實光

ナド短冊ノ始也。〇色紙ハ貫之ガ比ヨリ始ル。〇灰屋色紙ハ俊成ノ歌也。〇義時ノ比ニ、王胤ハ後深草龜山ノ兩胤ヨリ交嗣ベシト也。是ハ王威ヲ分タントノコト也。五攝家ハ時頼ヨリ始ル。（幸充云、北條九代記ニ見ユ。）是モ攝關ノ威ヲ分ン爲也。〇鷹ノ一種ニ高體ト云アリ。名產也。太半逸物也。〇日本ヘ來朝ノ唐僧十五人、內十二人達磨宗、外三人ハ聖家。〇平治ニハ義朝ハ、長田ガ舘ニテ行水ヲメサル。浴衣ノ奉リ手ナシ。金王丸浴衣ヲ取ニ出ル時、三人ユカタヲモチ參ルトテ行チガヒ義朝ヲ切殺。金王家內ヲ切マハリ、長田ヲ尋ケレドモミエズ。力ナク馬ニサカシマニノリ、三人ツレテ退ク。千代世モ三人ノ內ニテ、義朝ヲ害ス。舞ニマフ說トハ相違也。此說可ナラン歟。〇萬治元年臘月晦夜ノ亥ノ刻ヨリ、伊勢ノ國橋姬ノ邊畑ト云所、民屋ヨリ出火、內宮幷末社不レ殘回祿。御本體御神寶御神馬等無二異儀一。造營奉行岡田將監。（幷ニ石川大隅守。）〇元服ノ別當ハ、加冠ノ役者也。〇位記ハイヅレノ位記モ、中書ヨリカキ出ス故ニ、ツキトモナキコトナレドモ、中務トカキ出シニカク也。〇牛天神ノ出所シレズ。〇連歌ニ天神ノ像ノカクルハ、橫川ノ記ニアリ。文明ノ比、花ノ下ノ連歌師ヲ、公方家ニ集メテ會ヲス。時ニイヅクトモナク、天神ノ像ヲ持參ル。幸也トテ座上ニカケテ百韵ノ連歌スム。コレ例也。〇桐油ノ方、一沸ノ油ニ蜜陀僧ヲ粉ニシテイレ、色ハ何ナリトモ所レ好ヲ加ベシ。〇伊川先生謂、棺之合縫以二松脂一塗レ之。則縫固而木堅。注云、松脂與レ木性相入、而又利レ水。蓋今人所謂瀝靑者是也。須下以二少蚌粉黃蠟淸油一合煎上レ之。乃可レ用。不レ然則裂矣。其棺椁之間亦宜以レ此灌レ之。〇朱子曰、據二邵子說一、先天者伏羲所レ畫之易也。後天者文王所レ演之易也。〇內宮炎上之事。桓武天皇延曆十年炎上。〔割註〕盜神物ヲトラン爲ニ火ヲツク。天子七日引籠、奉幣使アリ。末社ノ火ニ三日引籠ラバ、仁安ノ火ハ目火也。コレハ伊勢ノ書ニアリテ他ノ書ニナシ。續日本紀ニ記レ之。其外舊記ノ內不二按出一。伊勢社家ノ書ニ、六條院仁安三年炎上云々。或一本年代記、四條院仁治元年內外宮炎上云々。仁治東鑑之時而書中不レ見。則不レ能レ無レ疑。陽復記ニ、光仁寶龜十年炎上云々。然而不レ見二續日本紀一、則不レ爲レ實。此

外齋宮炎上、見ニ續日本紀一。○五行數ノコト、易繫辭ニハ河圖ヲ說、書ノ洪範ニハ洛書ヲ云。サレバ水火木金土ハ生成ノ數ノ次第也。木火土金水ハ相生ノ順行也。生成ノ次第トハ、天一生レ水、地六成レ之。地二生レ火、天七成レ之。天三成レ木、地八成レ之。地四生レ金、天九成レ之。天五生レ土、地十成レ之。天ハ陽也、氣也。地ハ陰也、形也。水ハ陰ノ稺ナレバ、天一ノ陽氣ヨリ生來、萬物土ヲ得ザレバナラズ。土ノ數ヲ加テ六トナル成就ス。火ハ陽ノ盛ナレバ地二ノ陰形ヨリ生ズ。土ノ數ヲ加テ七トナリ成就セリ。木ハ陽ノ稺ナレドモ、陰體ヲソナヘヌレバ、天三ノ陽氣ヨリ生ズ。土ノ數ヲ加テ八トナリテ成就ス。金ハ陰體ナレドモ、老陽ノ精ナレバ、地四ノ陰形ヨリ生ズ。土ノ數ヲ加テ九トナリテ成就ス。土ハ陰ノ濁ナレバ、天五ノ陽氣ヨリ生ズ。ミヅカラ其數ヲ加テ十トナリテ成就ス。此故ニ一二三四五ヲ生數ト云六七八九十ヲ成數ト云モノ數多ト云ヘドモ、十ニモル丶コトナシ。五行生成ノ後、ミヅカラ相生而順行ス。○日月ノコト、沉存中ガ筆談ニミヘ、朱子モ譽ラレタトゾ。サレバ日ハ太陽ノ精氣ノ凝カタマリタル物ニシテ火丸ノ如シ。全體ヒカリ也。天ノ氣ニ順ツテメグルコトヤマズ。月ハ太陰ノ精氣ニシテ水丸ノ如シ。天ノ氣ニ列テメグル物也。月ハモトヨリ闕ルコトナシ。又光モアラズ。日ノ光ヲウケテ世界ヲ照スト也。タトヘバ鏡ヲタテテ灯ニ向フガ如シ。灯ガ鏡ニ移リヌレバ、鏡ノヒカリ影ヲ照ス。月ニクガウコトナシ。月ハ下ニアリテ日ハ上ニアル故ニ、朔日二日ニハ日ガ月ノ上面ヲ照ス。人間ハ下面ヨリミルニヨリテ、月ノウラヲミテ月ナクト思ヘリ。三日ハ少シ月ヲハナレテ、日入レドモ月ノコレリ。日西ヨリ月ノ傍ラヲ照ス。人間下ヨリミレバ、其ヒカリ鉤（ツリバリ）ノ如シ。是ヲ哉生明ト云。若神人アリテ虛空ニノボリテ、月ノ傍ラニ對シテミタランニハ、必滿月ヲミルベケレド、人ハ下面ヨリ望故ニ缺タリト思フ。譬バ丸キ玉ノ傍ニ白粉ヲヌリテ、ソバタテ丶虛空ニサシアゲテ下ヨリ見バ、其白粉ノ所鉤ヲミルガ如クナラント同ジ。扨四日五日六日七日ニ至リテハ、月漸々ニ日ヲ離ル丶コトヽヲクナリユクマ丶ニ、日ハ地下ニ落入レドモ、月ハ天上ニ殘リヌ。日ノ光リ地下ヨリウツル故ニ、月ノ

光リ少ヅヽ下面ニマハリテ、八日ハヒカリ半分ニ満リ。是ヲ上弦ト云。九日十日ト次第ニ、日ガ月ノ下ヘマハリテ照シ、十五日ニハ月ト日ト相對スル故ニ、月ノ下面一盃ニ日光ヲウケテ圓滿タリ。日月向ヒ望ムニヨリテ、此夜ヲ望トハ云也。和歌ニ望月トヨミシ。扨十六日ヨリ日ノ光、月ノ上面ニ少ヅヽマハル故ニ、月闕ルニ似リ。既ニ廿三日ニ至リテ、其光半分上面ニウツル。人間下ヨリ見レバ、カタハラ半月ヲ見ル。是ヲ下弦ト名ヅク、廿四日五日ト次第々々ニ、其光上面ニウツリテ、晦日ニ至リテハ又日ガ上ニアリテ月下ニアリ。日光月ノ上面ヲ照シテ、下面ニ光ナキユヘニ、人間下ヨリ月ノ下面ヲミテ月ナシト思フ。晦ト云ルモ月ミヘズシテ晦ケレバ也。扨日蝕ト云フコトハ朔日ニアリ。モシハ晦日、モシハ二日、此時分月ト日ト一處ニアル故ニ、同ジ道ヲメグリアハセタル時、日ガ月ニ覆ハレ、月ハ下ニアル故也。日ガ月ニ覆ハルレバ其光クラシ、是ヲ日蝕ト云。月蝕ト云コトハ、十五日ニアリ。若ハ十四日、若ハ十六日、此時分ハ月ト日トサシ向フ。サレバ日ハ陽精ナレバ、陽中ニハ必ズ陰アリ、日輪ノ中ニ晴所アル是也。○五大尊ハ大日、寶珠、觀音ノコト、藥師、釋迦、阿彌陀。○吉連川右兵衛ハ基氏ノ末、久我公方ノ跡也。大森豊前守コレヲ引マハス。右兵衛ハ晴氏ノ一類、頼純ノ末也。○黒日ノ歌戊ヤ辰亥巳子ノ午ニ丑未寅申卯酉黒日ナリケリ。十二十一 倭ニテノ黒ヲ、漢ニテ受死ノ日ト申也。忌ニ上官起造、嫁娶出行一宜ニ捕魚畋獵一。見ニ暦法大旨通書一。○俊成贊。家在ニ五條一位登ニ三品一。咳唾洒レ玉肝腸吐レ錦。賜レ杖乃老隱レ几而寢。遼哉千載聲名籍甚。定家贊。折レ新負荷無レ忝ニ乃父一。奉ニ二代勅一逢ニ七朝主一。黄門有レ蘇拾遺有レ杜。同レ土異レ出各垂ニ千古一。○堯孝大僧都、歌林之翹楚、永享四稔忽有レ夢ニ二老一焉。不レ思而神交。是何祥也。果而明年有レ詔、編ニ撰古今耶馬臺歌一。寢トアリ 乃命レ公掌ニ藏室關鑰一。於レ是象ニ夢中事一而乞レ贊ニ其上一。故筆レ之。後成恩寺關白贊。謹誌レ之。○宸殿ト常御殿トノ間ヲ、一棟ノ御所ト云。○熱田宮社家禮次第。座主一、社僧 圓成坊二、大宮司一、社家 但馬丹波守二、祝詞ノ誌役也、馬場左京三、林助太夫、權太郎、權平。○闕山ハ大燈ノ下ニテ被ニ擯出一。ソレヨリ信濃ニ由身アリテ、遁居テ晝夜臥シテノミ居タリ。然ヲ花園法皇大

燈ニ對面アリテ、ソノ方弟子ニハ誰カ法ヲキクベキ人アリト尋ヌ。信濃ニ住スル關山慧玄藏主ト云者アリ。是ニ御尋有ベシト答。夫ヨリ勅使立ケレドモ不ㇾ起、及二兩度一上リ、サラバ寺ヲ建ベシトテ、大燈ニ寺號ヲ尋ヌ。即正法山妙心寺ト御名有ベシト云。○大燈ハ初住二播州書寫山一眞言宗也。後ニ建長ノ住大應國師南浦紹明ノ弟子ニナル。大燈ハ中峯ノ錄ヲミテ、ヤワラカナルコト、テ尼錄ト名ヅク。夢窓ヲバ嵯峨ノメクラ坊主ト云ハレタ也。○念可翁、中峯ノ弟子ニ成テ、印可ヲ得テ歸朝シテ南禪ニ住ス。大燈ノ申サレヤウハ、中峯ハ盲（メクラ）坊主也。アノ可翁ニ法ヲ傳テト云ヘリ。大燈ハ紀氏ニテ、駿河ノ藁科ノ人也。（幸充云、大燈ノ女子訓ニ委見。）玉室ハ棚倉ニ住ス。流罪ノ時、大德ノ一老澤庵ハ訴狀ノ筆取也。江月ハ公義次第ト申上ル故ニ無事也。相手ハ傳長老也。言上ト云ハ、禁中ヘノコト故ニ、江戶ヘ申上ザルト、一老ノ玉室申上ル。其訴狀ヲ澤庵書スル也。傳長老大德妙心トモニ破滅セントノソ意ニテ、大德妙心ハ江戶ヲ蔑ニ仕ト申上ル也。夫ヨリ一切出世ノコト停止ニナルヲ、澤庵東海寺ノ住ノ內ニ申上テ、出世ノコト大德妙心トモニスム也。○大德ハ五百即ミル也。妙心ハ三百即ニテ見ヤウアラシ。○能ニ五構、七體、六道、七通ト云大法アリ。大眞獨胡ト云コトアリ。○申樂延年ハ、聖德太子ノ作、今春傳ㇾ之。今能ハ初瀨觀音ノ示現ニテ、觀世傳ㇾ之。申樂ノ元祖ハ今春、能ノ源ハ觀世也。○サシ聲ニ出ルハ、イツモコサヌ也。狂女ノ能ハミナコストシレ。○作物ニ太夫入ナバ能コトソ、ツ、ミハ越ヌ物ト知ベシ。○一聲ノ二ツアリツ、後出ハ、ウタニテ出ハツ、ミ半コシ、（割註）幸充云、能ハ一二ナド云コトヨリ起リテ、今云コトダカシキコトニテ、會テナキヨシ、洲雅直云リ。今ノ世是ヲ神代ニ本ヅキ、大ニ子細祕傳ヲ云可ㇾ笑コト也。惣而役者形儀（カタギ）迚一風アリ。美人集ト云能ノ書、本願寺下間所持ノ由。平井氏云リ。謠者ノ謠風ノ由、集義外書等云ヘドモ、光海翁ハコトニ賞シテ書ニ顯ス。音樂ナケレバ氣ヲノバスベキコトナシ。任ㇾ世ニ可ナリ。」○十文字鎗ハ戟也、片カマハ戈也。○古人ノ評ニ、兼好ハ文バカリニテハ名人也。イラザル歌ニテアシキト也。鴨長明ハ歌バカリニテヨシ。方丈記ニテ名ヲクダスト

也。〔割註〕幸充云、四季物語板ニアルハ僞書也ト。予寫本アリ、本書カ。文面白覺ユ。〔大三原ノ刀ハ二尺六寸六分半、銘ハ正家也。三原ノ元祖ハ正廣也。セイカウノ刀脇指、代々公方家ニ祟ル也。故ニ札折紙モ今ハ不レ出。又葦毛馬ブチ馬モ、公方馬ニ祟ル故ニ御厩ニナシ。〇定家新古今ヲ撰、未レ經ニ奏覽一以前ニ鎌倉へ下シ、實朝ニ見ス謟也。其上ニ實朝ノコト大ニ稱美ス。〇萬治二年二月晦午前地震、那須野山湧出。〇蜜陀僧塗ノコト、ヱノ油一升ニ、蜜陀僧ノ細末ヲ三匁七分入レ、火ヲ文武ノ間ニシテ、二十四時ノ内ニ一升ノ油ヲ七合ニ煎ジ、ヒタト手ヲ放サズ練テ、扨ヌリ物ノ下地ニ雌黄ヲ水ニテヨクヌリ、夫ヲ下ニ引テ、扨上ヲ油ヲ刷毛（ハケ）ニテウスク塗べシ。赤色ニハ蘇芳ヲ下ニ引べシ。〇洞家宗、江湖未レ能レ行貧僧、他ノ會下ニ行テ學文スルヲヲロシ僧ト云。〇韃靼ニ西東アリ。西廣大也。蝦夷折ハ東ノ内ニテ東ノハテ也。元ノ世祖ハ西ノ人也。只今大明ヲ亡シタルハ東韃靼也。東韃靼ヨリハ舟路モアリ。〇フカ、鯨、タナコハ、子ヲ生ニテウム也。〇馬ハ狼ニ追ハレテ倒ル所ヲ喰フ。牛ハ不レ食也。〇頼義奥州ノ合戰ハ、永承五年ヨリ康平五年迄十二年ナレドモ、世ニ前九年ト云。武衡家衡トノ合戰モ、永保二年ヨリ寛治五年迄數フレバ十年ニ及ブ。然レドモ世ニ後三年ノ合戰ト云傳フ。但對陣ノ内ヲバ除テ、合戰ノ間ノ年バカリヲ取テ云ニヤ。〇肥前名古屋ヨリ壹岐へ四十里、壹岐ヨリ對馬へ四十里、ツシマヨリ高麗へ四十里。但六町一里也。名古屋ヨリ天氣ヨケレバ、壹岐ヲ歴ズシテ直ニ釜山海へノレバ殊ノ外近シ。高麗陣ニハ大方直ニノリタリトナン。壹岐ハ松浦肥前守領ス。五島ノ内一島ハ肥前守領ス。宗對馬守ハ肥前ノ内ニテ知行ス。博多ノ内ニ袖ノ湊ト云アリ。昔ハ此湊ヨクテ唐舟大方是へ着ク。ゲンカイガ島ハマハレバ廿四町アリ。山ノ高キ所上へ九町アル所アリ。民家三十程アリ。畠物ノバカリ也。大略漁人也。〇松浦ニ上下アリ。武文ノ舞ニアル松浦ハ上松浦ニテ、古へ唐津ニ住ス。今ノ肥前守ハ下松浦ニテ、古ヨリ平戸ニ住ス。〇紅毛（ヲランダ）國ニホウガロウスト云鳥アリ。長九尺計、羽アリテ飛コトアタハズ。走コト早シト也。〇淨土宗門一宗ニ用ル經四巻アリ。内上下二巻、コ

レヲ無量壽經ト云。又大經トモ云。觀經一卷、彌陀經一卷、以上四卷。（號ニ三部經ノ）所化ノ學文次第ハ、名目圖一卷、名目二卷ヲ本末二卷ト云。以上三卷。了慧ノ作。コレヲ第一ニ學也。其次ニ二藏記、本末三十一卷。是モ同作。其次ニ撰擇鈔三冊。法然ノ作。扨玄義ヲミル。玄義ノ內ニ、小玄義大玄義ト云ワカチアリ。其次ニ文句禮讃序、文義定善義、コレミナ唐善導上人ノ作。扨論部也。論部以下ヲ有部ト云。論部以上ヲ無部ト云。是ヲ本末一マイニナリタ境界也。有部ノ內ハ未ダ一マイニテナシ。扨十五卷ノ傳通記ト云物アリ。是ハ鎌倉光明寺開山良忠上人作也。又散善義四冊、行基文五冊、是モ同作也。又傳通院開山了惠上人作ニ糅鈔ト云モノ四十八冊アリ。扨淨土ノ派ハ、昔ハ九流アリ。今ハ畢竟西山派鎭西派二流也。鎭西ニ法然ノ直弟子聖光上人ヨリ傳フ。西山ハ法然隱居、上方ノ粟生ノ光明寺ノコト、是ハ法然上人、善慧上人トツル也。京ノ誓願寺、榮（永カ）觀堂ハ西山派、其外ハミナ鎭西派也。四カノ本寺モ鎭西派也。江戶吉水ト云所ニ、了譽上人住シテ御影アリ。增正寺ノ開山酉譽ハ、了慧ノ弟子、增正寺ハ當住マデ廿三代也。了慧派ハ中絕ス。然ルヲ增正寺ノ一代存應ト云人、後ニ觀智國師ト云。此人吉水ノ傍ニ傳通院ヲ取立、當住迄八代也。大方傳通院ヲモチテ、扨增正寺ヘナヲルコトナレドモ、關東ニ增上、傳通ヲ初メ、大地十八ケ寺アリ。此內ヨリ年臘熟スル人ヲ、增正ヘハスユル也。十七ケ寺ノ內ニ、武州鴻巢ノ勝願寺、鎌倉光明寺、上野新田大光院、コレハ代々ノ紫衣也。下總ノ飯沼弘敎寺ハ、代々寺ニ紫衣ハナシ、人ガラニヨリテ紫衣ニナル、四箇ノ本寺ハ代々紫衣也。十五年學文シテ權上人ニナル。廿年ノ學文ハ正上人ニナル。是大テイ也。先智恩院ヘノボリ、上人ヲ以テ禁中ヘ申入、綸旨ヲ頂戴ス。增正ヨリ擧狀ヲ取テ、關東ヨリハ上ル也。水戶瓜連ノ常福寺開山了實ト云人、名ハ智淨ト云。ソレニヨツテ淨蓮社トツク。ソレヨリ蓮社號ハ始ル。慧遠白蓮社ヲ學テ也。其弟子ニ了譽ト云人アリ。此譽ノ字ヲトリテ、今ニ譽號ヲツク也。增正寺ノ十二代ノ存應弟子十（代了的、十五代廓山、）ト云アリ。廓山ハ權現君歸依、故ニ師弟ナレドモ、先增正寺ニ住ス。師兄了的ハ其次ニ住ス。古智恩院ニ

如一國師ト云人アリ。國師ハ是一人也。近ゴロノ住ハ久應、今ノ宮ノ戒師也。此次尊空、是ハ伏見殿ノ家ノ人也。〇毛皮ヲ柔ニシヤウ、芒硝ヲ水ニテトキ、皮ノ裏ニヌリテ日ニ乾テモムベシ。〇カヾイモノキリロニテ、扰（イ采）子ヲスルベシ。〇唐ニテ宰相ヘ馬ヲ獻ズ。尤返シタレドモ、其者ヲミレバナニトシテモ贔負ノ心出來ル也、事ニカヽルモノハ一切不レ可レ受ニ賄賂ー事。〔割註〕幸充云、近年京都町奉行所河野豐前守ヨリ外潔白ノ人無之。勿論公事役ニハ古崎喜右衛門ヨリ外一切不レ受ニ賄賂ーハ無レ之、依レ之公事捌過半依怙ニヨリ非道多シ。且堂上以下諸官人雜掌等者、悉物欲紛々言句ニ述ガタシ。」〇唐ニ湯起請。火起請ト云コトナシ。湯火ニテヤケヌ物ナラバ、水ニテヤクル筈也。不レ足レ信コト也。（幸充云、辯アリ。）〇蚤虱ノコト、諸藝ニヨキタトヘ也。間斷アレバ事不レ成也。〇垂仁ノ時、倭使初通レ漢。〇文武ノ時、初開ニ木曾山道ー了。〔割註〕幸充云、川社雜々記ニ引ニ國史ー委ク記ス。」〇子美氏施傳、（七書講義作者）白賁大王性理字義、此二條古來不レ知。〇振衣千仭岡ー濯ニ足萬里流ー、左大冲。大丈夫不レ可レ無ニ此氣節ー、海濶從ニ魚躍ー大空任ニ鳥飛ー。陣白沙。大丈夫不レ可レ無ニ此度量ー。王韞レ山含レ輝、珠藏レ澤自媚、大丈夫不レ可レ無ニ此蘊藉ー。月到ニ梧桐上ー風來ニ楊柳邊ー、邵康節。大丈夫不レ可レ無ニ此襟懷ー。〇後堀川院貞應元年、西園寺公經太政大臣ニ任、以來實氏、公相、實兼マデ四代相國タリ。是ヲ西園寺ノ四代ノ相國ト云。〇義滿ノ時、日本僧如瑤ト云モノ大明ヘ渡リ、彼國ノ大臣胡惟庸ニ逢リ、惟庸逆心アリテ、大明ノ太祖ヲ弑セント匠ミ、如瑤ヲタノミ、日本ノ加勢千人ヲ招テ隱シヲキ、行幸ヲ催シ、太祖許容シ、惟庸ガ所ヘ行幸アラントスル所ヲ、訴人有テ惟庸殺サレ、如瑤流罪ス。是ヨリ番船ヲ置、日本人ヲ唐ノ地ヘイレザルコト也。〇二條良基。光明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松マデ、五代ノ即位ノ師範タリ。即位ノ日高御座ノ中ニテ、執柄ノ人傳授シ奉ルコト也。〔割註〕幸充云、至ニ于今ー二條家不ニ攝關ートキモ授奉ラル。近衛家久公ノ時、近衛家ヨリ勤ラルベキ由仰ナリケル。一條兼香公御荷擔ニテ、二條吉忠公彌授奉ラレキコトアリ。野々宮定基卿述ル所ノ即位灌頂ノ密書、予所持ス。眞言家ノコト也。」〇伊勢

内外宮火事、宮中記錄ニハ七度、内四度ハ兵火、三度ハ惡王故也。○澁柿ニ甘柿ヲツグハ、同氣相求ニテ甘キ氣液ヲスイアグル。甘柿ニ澁柿ヲツゲバ不レ甘。末ノ枝シブケレバ、シブキ氣ヲ引出ス。甘氣自不レ通。一說ニ、始ハ底ヲ乾トシ、成底ヲ坤トス。根ノ氣資始ト云ヘドモ、枝ノ氣資成ユヘトモ云。○茅渟宮ニ允恭帝ノ衣通姬ヲ置給トアリ。日本和訓吉野ヲ芳野ト書申ニツキ、村庵ノ申サレ候トテ、金地良長老ノ物語ニ、芳ハ茅ノ字ノ誤ニテ有ベキトノコトニ候、左アレバ茅渟ハ今ノ吉野ニテ有ベシト思ハレ候、乍レ去マヅチヌトヨミヲクベシト春齋物語也。○兀庵ハ御暇申歸唐。ソノ外唐僧來朝以後歸唐ハナシ。○女人ノ簾ノ内ニイルコト、程嬰杵臼ガコトニアルカ、可レ考。○咸陽宮ノ圖ニ、傘ヲサシカケラレテアリク者アリ。李斯趙高ガ類乎。○月輪兼實公ノ子甚實、近衞殿初ハ六條殿ト云。兄ナレドモ、家ノ寶ハミナ弟ノ九條殿ニユヅラル。天子ニ三ノ寶アリ。臣下ニモ三ノ寶アリ迚ユヅル。第一大織冠畫像一幅ノ内ニ、中大織冠、右ニ不比等、左ニ定惠ノ像也。大織冠ハ唐冠ニ黑袍、窠ニ霰ノ指貫、束帶ノテイ、繪ハ信實也。第二小狐ノ刀、第三記錄等ナリ。〔割註〕幸充云、以上部外令レ拔レ之。雜事無用ノコト、歌等也。」

○南嶺子〔割註〕四卷九十條、寛延二己巳梓行、秋齋桂氏別號南嶺子集レ之。粗令ニ拔萃一同作神明憑談、孫吳異見五、」○星貨鋪○日本書紀雄畧紀稱レ妻爲レ妹、蓋古之俗乎ト載タリ。用明推古ノ比迄モ、庶妹ヲ后トシ給フ抔申募輩アリ。論ヨシ器ス。禮ヲ製セザル昔ト、製シテ後ノ差別也。○鮭、河豚ノ一名、俗誤テサケトヨム。サケハ鮏也。河豚ノ毒ニアタリタルハ、青砥ノ粉ヲ水ニカキ立テ呑セテ解ス。○古今ノ翻譯人佛聖、凡一百八十七人、皆誤アリ。○日本書紀孝德紀輕ニ神道一ノ字アリ。○續日本紀三十七、桓武天皇延暦元年七月ノ文ニ、神道難レ誣ト書レタリ。國史ト云ヘドモ、多クハ此文字ノナキハ、唯我大日本ノ大道ニシテ、別ニ號ヲ設クベキ樣ナケレベ也。佛法儒教ハ天竺漢土ノ教ニシテ、我大日本ノ主教ニ非レバ、イカニモ佛ノ字、儒ノ字ヲ蒙ラシム道理ニテ、神道常ニハ只大道トノミ云ベキ。○續日本後紀

第十五、承和十二年七月ノ文ニ、中務少錄正五位下巫部宿禰以下五人神饒速日命ノ裔ナルニ、子細アリテ桓武天皇此カタ巫部ト云姓ヲ賜リ、何トヤラン巫覡ノ子孫ノ樣ニテ迷惑也ト願ヒシ故、當世宿禰ト改メ賜リシコト見ヘタリ。古ヨリ巫覡ヲ賤シムルコト如レ此。官幣ニ預ル大社小社ノ神人ハ、其社ノタメニツケ置ルヽモノナレバ、庶民ノ祈禱ニ預ル理ナシ。故ニ是ハ別儀也トイヘドモ、市中ノ巫覡ニ紛ルヽワザヲセバ、罪猶重カルベシ。○金胎兩部ヘカケテ說ク兩部神道アリ。○兩部ト云ハ、佛神ノ兩部也ト心得違タル兩部神道アリ。○兩部ナラズ、神道唯一筋也ト心得シ唯一神道アリ。○天ト人ト唯一トタツル唯一神道アリ。○深秘ノ大事ハ、唯授一人ト立タル唯一神道アリ。○護摩ヲタキ加持ヲシテ無上靈寶神道加持ト心得タル神道アリ。○宋儒敬ノ一字ヲ眼的ニスルヲ取コミ、土金ノ傳ト云コトヲ新ニ巧出シ、〔割註〕幸充云、徂徠可成談ニモ、土金之コト不審ト記ス。」敬ノ字ニ紛ルヽ神道モアリ。〔割註〕幸充云、此外御流神道、立川流、或者直授勅授等、或者風庵者、清ノ一字ヲ以、神路草遊草ヲ顯シ、增穗者和ノ一字ヲ以、艷道通鑑以下八九部顯シヌ。是ヲ擊ノ書若干、孝ノ一字ヲ以テ神道トスルノ族、枚擧スベカラズ。予去年ヨリ尾州由(吉カ)見風水翁ニ屬シ、國學ノ師トス。國史官牒ニ自負ノ意ハ粗アリトミヘドモ、開闢已來ノ一翁也。予又何ヲカ云ハンヤ。六十ニ垂トス。只此翁著述ノ神代正義、古語拾遺直解、中臣辯妄、神武抄、五部書說辯、國學辯疑已下數百卷、六國史之外、官文涉獵集而大成シ、折衷分辯善盡セリ。仰而是ヲ學ビ、同志タル時ハ、今迄ノ疑ヲハラシ信仰スルノミ。其日次醜滿、嘉良喜隨筆以下許多ノ雜記者、樂天ニ章句ノ癖アルゴトク、鄙事ニ多能、好事ノ士トナユルシ給ヒソ。若自今愚得アラバ、外ニ記スベキノミ、呵々。」○神史考同作。弘仁ヨリ康保迄七ケ度、禁中ニテ日本紀ヲ講ゼシモ、紀傳明經ノ博士ノ任云々。幸充云、然者儒書ノ力ニテ見解シテ可也。風水翁ノ神代私辯ノゴトクナルベシ。玉木等鑿スルコト深シ。○萬葉集ニハ、天子ノ御事ヲ惟神トヨミ、公式令ニハ以二大事一宣二於蕃國使一詔書ニハ、明神御宇日本天皇詔旨ト見ヘ、今日ノ天子ヲ直ニ

神トアガメ奉ルノ文也。然ドモ日本紀ヨリ文德實錄迄、五部ノ國史ニハ神國ト云コト見ヘズ。三代實錄ニ至テ初テ出タリ。第十七貞觀十二年二月十五日ノ告文ニ曰、我朝乃神國止憚良禮來禮留故實ト云々。○貞觀十一年十二月遣ニ使者於伊勢大神宮一告文曰、日本朝波所レ謂神明之國奈利云々。是ヨリ後ノ書ニハ神國ノ字往々出タリ。昔ハ神國ト云ニ及ザル程ニテ、貴賤ヨク心得タル號ナレドモ、儒佛ノ學頻ニ行ル、故、ソレニ對シテ相混ゼラレザルタメニ、淸和天皇以來神國ト云號ヲ張ルトミヘタリ。○上略神武天皇宸襟ニ神策ヲメグラシ、英氣ヲ取直サセ給フコト、神武紀ニ見ヘタリ。此策ヲ用ルト云コト、今日ノ人情ト一ツナル故、是ヨリ人代ト申ハ、人情今日ニ同キ世ト云コト也、ト玉塵鈔ト云書ニハミヘタリ。斷ハ左モ有ヌベキ儀ナレドモ、人王何代ト云コト、サシアタリテ五百年前ノ記文ニハ見ヘズ。其後ノ書ニハ多ク見ヘタリ。○說文ニ曰、古之神聖、人母感レ天而生レ子。春秋元命苞曰、女登生レ子、人面龍顏始爲ニ天子一。○史記周本紀正義曰、帝王世紀曰、文王龍顏云々。○漢高祖本記ニモ龍顏トアリ。顏ノ字增匂ニ、頞角曰レ顏ト注シ、山ノ至高ナル處ヲ山頞ト稱ス。頞ハ額ニ通ズ。國語ニ天威不レ違顏咫尺ト云々。眉目ノ際ヲ顏ト稱スル由、說文ニノセタリ。然レバ未ダ位ニ卽ザル其昔ヨリ、眉目ノ間ニ天子トナルベキ相アリシトノ義、龍ハ飛龍在レ天ヲ天子ノ象トスルヨリイヘリ。太古ヨリナキ人相ノ事ニシモアラネドモ、龍ニ比スルハ天子ノ相アリトノタトヘゴト也。○聖德太子ヲ諱也ト神皇正統記ニ書レシハ、北畠大納言ノ誤也。令集解卷十ニ謚號ナルコト明シ。○三善爲康ガ朝野群載第三ニ、遊女ノ記一篇アリ。略之今ノ世ト異リ。本朝文粹第九ニ、大江以言ノ見ニ遊女一詩序一篇アリ。〔割註〕彼西行ガ出合シ普賢ノコトモ、江口ハ地名、普賢ハ名ナルベシ。子細者觀音、中君、小馬、白女、主殿、宮城、如意、香爐、孔雀、立牧、河菰、孤蘇、宮子、刀命、小兒等ノ名アリ。但シ宗盛公ノ愛セラレシ女ハ、皇后宮太夫師時卿ノ長秋記ニ、遊女久萬乃トノセラレタリ。熊野トハイカヾ也。是ヨリ謠曲ニモアヤマレリトミユ。」○應永十年八月三日明ノ船永樂通寶ト云錢ヲ多ク積來レリ。是ヨリ慶長ニ至ル迄

二百年餘、永樂錢直貴（アタヒタツトク）、他ノ錢ヲ惡錢ト號シテ、在々所々永樂惡錢ノ撰强ク、天文九年相摸ノ國北條家ヨリ下知シテ、永樂ノ外用ベカラズトノ儀ニ及ビ、關八州是ニ習シニヨリテ、他錢ハ上方ヘノボシ、關西ノ諸國バカリニ仕シニ、豐臣家ノ時、又永樂ト他錢交ヘツカヘドモ、他四ツ五ツヲ以テ、永樂一ツニアテタリ。慶長十一年十二月八日永樂錢通用ヲ禁ゼラレ、慶長通寶ノ錢ヲ鑄サセ給ヒ、永樂ノ撰ビ凡五十七年ノ間、其後寛永三年ニ寛永通寶ノ錢ヲ行レシヨリ、終ニ通規トナルヨシ、天野氏鹽尻ト云書ニノセタリ。〔割註〕此書凡百卷ニ及ブ。尾州ノ人、博達好事ノ士也。○戸令（コレウ）ヲミルニ、男子十五以上、女子十三以上ナレバ、婚儀ヲ聽ト也。是日本ノ古法ニテ異邦トハ異也。摘要。媒介スミテ女ノ方へ男ユキテ婚禮ヲ調ヘ、後々ハ我家ヘ伴フトミヘタリ。江次第二十聟取次第畧之嫁入ノ式舊記ニハミヘズ。○女ノ方ヨリ盃ヲ始ムルハ、亭主方ナレバ也。此後嫁入トテ、初ヨリ夫ノ方ヘユケドモ。盃ハ古例殘リテ女ヨリ始ム。〔割註〕幸充云、諾冉尊ノ故事ニカケ、サマザマノ說アレドモ、上件ノ譯ニテ事濟リ。因ニ云、神無月ノコト、契沖萬葉代匠記ニ、雷無（カミナシ）ノコトニテ、ヤスク心得ラルヽヨシ云、出雲ニテハ神在月トシ、又上無陽無等ノ說紛々、予思フ、雷モ九月迄トハイヘドモ、今年庚午ニハ十月ハ勿論、十一月迄雷鳴ス。決シ難乎。」○結髮スルハ、定リタル夫ヲ持テ髮ヲ結ブコト也。サゲ髮ハ未ダ髮ヲ結（アゲ）ザル形成ベシ。○東山左府實熙公ノ名目鈔ニ、紫端（ベリ）ノ疊ノコトヲ、赤端ト世俗云此事歟ト注シ給ヘリ。今ノ紫ハ紫根ト云物ヲスリ付テ染ルユヘ、古今集ニモ紫ノ根スリノ衣トヨム。古ヘノ紫ハ、茜根（セイコン）ヲ主ニシテ、サマ〲合セ物アリテ染ル故、赤ク染タル色ニテ、朱ニ似タルヨリ奪フノ語アリ。○訛ハ國限リノ音ナル故、平聲ニ片ヨリ、入聲ニナヅム。訛ラザルハ六十六國二島ノ都會ノ地故、諸國ノ音聲和合而、ユヅリ合自然ト中ヲウル也ト。〔割註〕幸充云、辯ジテヨシト云ヘドモ、都會故トハタラザルガ如シ。子細ハ難波津モ一都會ノ地、殊ニハ東武ノ會集、貴賤俗僧都鄙ノ參集、擧テ云ベカラザレトモ訛レリ。但二百年ニ不レ充ユヱト云ンカ、予所々ニ云、京都ノ人ト云ヘドモ、酒ノ席ニ鮭ヲ乞ヘバ、多ク

酒ニ誤リ、又橋ニ向テ箸、端ヲ云ヘバ橋トノミ聞。然レバ堂上方ニテ、其道ニ心ヲ用ル人ノ數人ノミ立合アヤマルベカラザルカ。又キニウヲユウ、シヤウヲシウナド、スボルハ西國邊多シ。是ハ一向下々ノコトニテアシシ。予上京ノ砌、京師ノ有學ノ云ク、以前日州ノ人ニ會セシ大ニナマレリ、足下ニハ左ナシト。予ハ幼年ヨリ開闔ハ心ヲ用ヒ、又多ク文字ニヨリテ言語ヲナセシ故ナル乎。京ノ人ハチト引ザルヲチイト引、コウト引クヲコト云。予神書儒書歌書以下素讀、又講ジテ數人ヲ試ルニ如レ此。但シ有學ハ予ト同ジ、且治ヲ次ト云、重ヲ重ト云。多クハ一ツニナリ。儒モマヽカナニアヤマレリ。但韵鏡ニ於テハ、一ツニ云テ苦カラヌ理アレドモ、夫々ニ五十音アルヲ、一ツニ云ハンモカイナカルベシ。或時朋友ニチシヲ分チ、ヂジノ濁音ヲ唱ヘキカスルニ、一ツニキク由云テ、其身ハ一向得云ズ。是ヲイカン、」○史記秦始皇本紀ニ、秦以ニ水德ニ王タル故、六ノ數ヲ用ユ。輿ハ六尺トミヘタリ、轆軫抔用ハ史記ヲ考ザル故カ。○軍防令ニ勳狀トアルハ、後世ニ云感狀ナラズヤ。然レバ文武天皇ノ比、既ニ感狀アルヲ知ベシ。○經國大典ニ庭訓往來ノコトヲ載タリ。諸道ニワタラズシテハ、輙ク解スベカラズト。〔割註〕藤明衡、々々往來ト新申樂記一冊トヲ合テ、玄惠ノ撰バレシモノ也ト。幸充云、虎關ノ異制庭訓アリ。三重氏漫錄ニ庭訓調法ナル物ノ由記ス。」○顏ヲ洗フニハ其盤アリ。足ヲ洗ニモ又其盤有。是ヲ別ニシテ清キト次ギヲ立ルハ法也。然レドモ居風爐抔ヘ入ルニハ足ヨリ入ルハ止コトヲ得ザルガ故也。成ルコト、ナラザルコトノ差別アリ。其ナルベキヲナスノ常トスベシ。理ノタメニ葛藤セラル、コトナカレ。論ジテ吉、理窟ハ多有レ害。○陳氏ノ樂書、同禮書見ズンバアルベカラズ。○延喜式ニ、六月晦十二月晦二季大祓詞トアリ。江家次第、北山鈔、貞觀儀式等ニ其事委シ。六月晦バカリスレバ、火剋金トモ云ベシ。十二月晦日ヲイカン。冬ノ水ト春ノ木ト水生レ木ナラズヤ。〔割註〕夏ノ火ト秋ノ金ト遇フ時ナレバ、火剋金トナルヲ、祓シヅムル義也ト、陰陽家ヨリ申セシコト、玉海ニミヘタルノ辯也。幸充云、鎭魂祭ノ祭具ノコト、臼井氏ガコト重テ記サンカ、附會トミユ。」○神代下卷ニ、平

ノ字ヲオモムカストヨマセタリ。故ニ獻方ノ目錄ニハ、鯛ヲおもむきト書ク。名ニヨリテ祝賀ノ魚トス。タイラカ魚ノ名實ニ舊シ。〔割註〕幸充云、幼年ノ砌、鯉ノヲモムキト云コトヲ、人ノ問ヒタリシニ知ラザリキ。鯛ノオモムキニテヤ有ケン、カンガウベシ。〇神前湯立ノコト、古書所見ナシ。古語拾遺ノ手草迚モ、此例トハシガタシ。武内ノ探湯モ、神事ノ湯立ニハアラズ。梁塵愚案抄神祭ノ弓立モ、弓ニシテ湯ニハ非ズ。可レ尋。〇三代實錄第十七、仁和元年正月十七日ノ文曰、天皇御ニ建禮門一觀ニ射禮一。是日始禁レ著ニ用貂裘一。但參議已上非ニ制限一。昔ハ朝官ノ人モ裘ヲキタリ。今ハ革ヲ穢トス。古今ノ異也。〇日本紀ニ、安閑天皇ヲ繼體天皇ノ長子トノセ、欽明天皇ハ繼體天皇ノ嫡子トアリ。安閑帝ハ元妃目子媛トテ尾張連草香ノ女ノウミシ所也。故ニ初メニ生レ給ヘドモ嫡子トハカカレズ。欽明帝ハ正后手白香皇后ノウマセ給フ故、御弟ナガラ嫡子トス。嫡ハ嫡妻、又ハ嫡母ノ嫡也。國史ニ御妾腹ノ御子ハ、庶兄庶妹抔トアリ。嫡庶ノ義ニヨリ嫡子、長子、太郎、小太郎ノ義モ是ニ同ジ。〇釋日本紀十五卷ニ楯節儛ト云ヲ注シテ、手以レ楯爲ニ節度一故名トアリ。節トスト云ハ、今ノ俗ニ段ヲトルト云ニ同ジ。猿樂ノ三段五段。〇日本上古ヨリ梅ヲ賞スレバコソ、王仁難波津ノ歌アリ。萬葉集ニ花ト立タルハ梅也。古今集ヨリゾ櫻ヲ正花トハシ給ヘリ。〇荒海布蕎麥ヲ消。モシソバ切ノ食滯ニハアラメヲ煎ジテ用テ吉。此事諸本草ニモミヘズ。名譽ノ藥也。〔割註〕幸充云、大和本草ニ靑鵐ノ功ヲ云ト同。其外本草ニ云ザル草、大和本草ニミヘタリ。好書也。常ニ考フベシ。」〇刀劍ノネタバヲ合スト云字、延喜兵庫寮式ニ、太刀ヲ造ル子細ヲノセ、分レ乘合レ乘ト云コトアリ。乘ハ字書ニ、把也、執也ト註シテ、イネタバナルヲ上署シテ、ネタバトヨミ來レリ。〇足輕ト云名目、吳子ニ輕足トアル是也。註ニ能ク走ル者ト云々。〇禁祕鈔中卷、如ニ猿樂ニ參ニ庭上一可レ止事也。〇明月記、寬喜二年閏二月十二日己未、至ニ建久ニ下衆猿樂被レ召。先々无ニ此事一。仍只可レ召ニ侍 猿樂ニ由所レ申也。下衆猿樂トハ、是ヲ數世家業トスル義也。侍猿樂トハ召シ仕ハルヽ人ノ慰藝ニシテ、家業ナラザルノコト、ミヘタリ。神樂ナラバ何ゾカヽル

文アルベキヤ。枕草紙ニ、猿ガフワザト云ハ、正體モナキワザトノ詞ニシテ、宇治拾遺ニ、御神樂ノスミタル跡ニテ、猿樂ヲシタルトアルヲミレバ、樂人兄弟尻ヲマクリテツキアハセ、オドケゴトセントノコト也。今ノ能ト稱スル物ハ、サルガフワザニハ非ズ。文章時代ヲ誤リ、古語成語ヲ書タガヘテ、慥ナラヌ物トハイヘドモ、章譜節ヲ正シ、鼓笛拍子ヲ失ハズ、千里同譜ニシテ、見聞ノ人ヲシテ婬ナラシメズ。古ト今ト轉變如レ此。貴介公子ノ壯觀更ニ害ナシ。〔割註〕幸充云、禁裏御覽ノ能、各不知人ニテ勤ム。明月記ノ如シ。但大名方扶持人等入交ル。因ニ云、熊澤者集義外書等ニ、淫風ナルコトヲ論ズ。它ハ舞樂ノ正キヲ學ビシユヘ尤也。又光海ハ殊ニ俗謠ヲ賞ス。正樂ナキ人ハ又尤トヤ云ベキ。彼狂言等モ、古ノ主意ハ主人ニ諷諫ノ意有キト。今ハ只人ノ喜笑フ欲ス。前ニ所々辨ズ故畧。○富士禪定ノ時、朝日ノ中ニ三尊ミユルハ、ミル人我影ノ日ニウツル也。又高山ノ巓、日ノ出ル方ニヨリテマバユカラズト云。○應仁ノ亂世、吉水ノ安養寺ヤケタリ。今ノ丸山、其比源照ト云ル盲人、五條坊門烏丸東ヘ入所ヨリ、東山ヘウツシテ建立ス。源照、後小松院ノ御恵ヲ蒙ルコト深ク、初テ紫衣ヲ賜リヌ。是ヨリ盲人モ紫衣ヲ着ルコト、成ニキ。又舊記ニ建業福市トアリ。何レノ時ヨリカ、檢校ト書、勾當ト云名目ヲモ添タリヤ。○可成談ノ主水、掃部ノヨミ、不審ノコトハ、大和物語、古語拾遺ニテ解シ、大辨ヲ於保伊於保止毛比、中辨ヲ奈加乃於保止毛比トヨマセタル、オホトモヒノ訓ハイカナルコトニヤ、官名ノ一ツノ難也。〔割註〕幸充云、古今算法記ニ數術ヲ問タルニ、根元記ニ答ヘ、又十五ノ難問ヲ出シ法ヲ缺、算學啓蒙ニ答テヨリ、今ニ難問ナキ由、予ガ算法ノ師臼杵氏語リキ。今又祇園社ニテ、繪馬堂ニ算法ノ難品アリ。藥名等ニ解シ難コト多シ。○梶井宮御境内ノ天神ハ、菅家左遷ノ時、天台座主法性房尊意僧正ノ所望ニテ、千萬緒ノ心ヲコメテ筆ヲトヾメラレシ畫像ニ、鐙容ト云硯ニ添テノコサレシ自畫ノ像、外ニ多ク有ベキヤウナシト云々。鰐口ヲカケラレズ、鈴ニ成リヌト。園槐抄ニ、諸社比ニ鈴奏、懸レ鈴曳レ之啓白。其社氏人退二其地一不ニ再歸一心決時。叩ニ鰐鉦一爲レ誓。此故神人有ニ犯罪一放ニ于他

鄉ニ時、使ニ下其人ヲ叩レ之立テ不レ可レ歸ニ入於神地ニ之盟ヲ上云云。神人僧侶殺ニ忍ビザルヲ追却スル時、鰐口ヲ遁レ出タル心ニテ、是ヲ叩セテ再ビ歸ルマジキノ誓盟ヲ立サセシト見ヘタリ。諸社ニ詣スル人、ワニグチニ近付バ心アルベキコトニコソ。〔割註〕維摩院已講曰、山王ノ社ニ鰐口ヲカケテ、常ニハカネノ緒ヲマキ上ヲクコトナリ。不律ノ僧アリテ山ヲ離放スル時、カネノ緒ヲオロシテ二度山ヘ歸ルマジキ誓約ニ、ワニロヲ打鳴シテ離山スル法、古來ヨリ法也。何ゾ鰐口ヲカケラレンヤトテ、鈴ニキワマリヌト云々。幸充云、已講博識、殊ニ僧ニシテ鈴トハ宜シ。北野今ノ松梅院ハ、垂加流神學ノ人ナレド、先年假殿ノ時ハ鈴ニテ、正遷宮ノ時、其儘スヾ然ルベキニ、鰐口トハ不器量也。又社僧心ニハ僧形宜カラズト、知ル人アレド、僧ニ而ハ高座バルモ、俗ニナリテハ官位カロクナルヲ苦ミテ改メズ、各柔弱ト云ベキ也。」○續日本紀第四、元明天皇四十三代和銅四年ノ文ヲミルニ、錢一文ニ米穀六升ト有。省佰ニ五石七斗六升ナレバ、錢ノ貴キコト限ナシ。〔割註〕省佰トハ、充百ニアラザル九十六文也。」○百練鈔第四曰、長元三年八月五日召ニ問祭主輔親去ル六月荒祭宮託宣之趣ヲ。申云、齋宮頭藤原相通妻宅内作ニ大神宮寶殿ヲ、詐假ニ神威ヲ誑ニ惑愚民ヲ。其罪已重。早配流者八日相通。配ニ流伊豆國ニ。妻比賣古曾流ニ隱岐國ニ云々。〔割註〕幸充云、延喜式ヲ引テ、風水翁ノ辯アリ、予又時所人情ノ辯有。○類聚國史百八十七、桓武天皇延曆十二年四月己酉朔丙子文曰、制、自今以後、年分度者非レ習ニ漢音ヲ勿レ令ニ得度ヲ云云。呉音ハ訛謬多ク、經ノ意ヲ誤ル故也。呉音ヲ禁ゼラル、コト、萬世ノ通規ナルニ、僧徒舊襲ヲハナレ得ズ、呉音ニ經論ヲヨムハ、朝制ニソムケリ。○日本紀畧ニハ、延曆十二年十一月儒書ハ漢音ニヨミ習ヘトノ勅アリ。〔割註〕幸充云、儒書ノコトハ、大學抄其外多ク云ヘリ。」○契沖ヲ論ジテ、歌學ノ達人ト云ベシ。歌道ノ達人トハ云ベカラズ。○三十三間堂ノ棟材ハ一本ノ柳ノヨシ申傳フ。日本書紀ニ、景行天皇卷ニ、長ヶ九百七十丈ノ歷木アリトノス。〔割註〕幸充云、凡ソ耳ヲ信ジテ鼻ヲ信ゼザルハ狹キ旨、伽這子ニ記ス。マコトニ然リ。五雜俎、博物志ニ云、和漢ノコト理外ノ理也。人才カギリアリテキワメ難

ク、見ツクシガタシ。然レドモ怪力亂神ヲ語ラズ、常ニハ云ベカラズト云ヘドモ、又格物致知ノ餘ンノ論也。獨知ルベシ。以上終。」

○詹々言。〔割註〕上下、松岡玄達、成章、怡顔齋恕庵作、今年梓行、白砂人也。」○帆ハ羽也。舟ノ左右上下スルコト、鳥ノ羽ノ如シ。鳥ノイワクス舟抔ノ緣ニモ近シ。○論語ヲ圓珠經ト云コト、祕府略九百八十三卷ニ出タリト。○世人赤糸ヲドシノ鎧ヲ、緋威ノ鎧ト思フハ誤ナリ。伊勢武者ハ皆緋威ノ鎧キテト云ハ譯(ワケ)ノ有コト也。○鬼門道ノコト、元人百種ニ出ヅ。橋掛リノ柱ノコト也。○二條通、三條通抔、通ノ字ヲ付ルハ贅言也。○小野小町ニ姉アリ。歌家集ニ見エタリ。〔割註〕幸充云、珍書考ニ、小町ト云女ナシ。局ノ名ナル由云、盛長私記ニ少々勘拔萃ス。猶考フベシ。」○猿ハ手ナガザル、猴ハ獼猴ト云テ、今日本ニアル常ノサルナリ。猿ハ日本ニナシ。然ルニ俗ニ混稱ス。〔割註〕幸充云、恕庵子ハ、物產ニ鳴ル人也。本草一家言、品類、用藥須知、以下撰述多シ。」○唐土ノ書ニ、半邊蓮ト云小草アリ。是日本ニテ蒔繪ニ書ケルカラクサト云モノ也。○百人一首ノ書ノ始ニ、菊桐ノ御紋ヲ畫クハ時代ヲ知ラヌ故也。菊桐ノ御紋ハ、嵯峨天皇ヨリ也。扨菊桐ト並ブルハ譯ノアルコト也。〔割註〕幸充云、菊理媛ノ傳ニ牽合スト云、不審也。」○恭ノダメサスト云コト、源氏空蟬ト軒端ノ荻ガ碁ヲ打シニケジメサストアリ。○天氣ノ陰ルヲシケルト云ハ、神武紀ニ時忽然天陰トアリ、古キ詞也。○車ノ筒、源氏ノ抄ニ解無シ。和名抄ニ、轂、俗ニ筒ト云トアリ。コシキハ筒ニ似タル故也。○壻ヲナカラムスコト云コト、唐書回紇ガ傳ニ、今婿半子也トアリ。○カルカヤ云秋草アリ。唐土ニテ雀麥ト云モノ也。和歌ニ詠ズルハ、常ノカヤノコト也。秋苅取ル物ユヘカルカヤト云ヘリ。○俗ニヒサゴヲ瓢簞ト云ハ誤也。瓢ハヒサゴ、簞ハ竹ノクミモノ也。○夫ノ女弟ヲコジウトメト云コト、大學衍義補、丘濬曰、夫之女弟自ㇾ唐以來稱爲ニ小姑ニトアリ。○鰯ヲ、婦人ノ詞ニムラサキ又ヲムラト云ハ、鮎ニマサルト云意也。鮎、藍、和訓同ケレバ也。○鹿皮ヲ神供ニセシコト、伊勢神宮記ニ見ヘタリ。○春日ニテ鹿ヲ殺

サヌコト、春日ノ臨幸ノ圖ニミエタリ。○米五斗ヲ一俵ト定メシコト、諸兄公ヨリ始ルト、古今王代圖ニミエタリ。○醍醐ノウトメノコト、其地ノ人ニ尋シニ、古ヘ醍醐僧房ニテ、料理ノ菜ノ名也。其色黒シテ、烏ノ頭目ニ似タリ。故ニ烏頭目ト名クト云ヘリ。○豈ヲアニ、鶉ヲウヅラト云。朝鮮コトバ也。朝鮮ニテ鶉ヲモツラト云。倭人轉ジテウヅラト云ヘリ。○盜賊ヲスリ、字ヲアザナ、惡ヲワロシ、空ヲソラ、獼猴ヲマシラ、魚ヲマナ、尼女ヲアマト云ヘル、皆梵語也。〔割註〕幸充云、空虛津彥ノ傳ノ妄ナル、是ニテ知ベシ。」○酢ヲ日暮テ買コトヲ忌ム。若シ求ムレバアマリト云コト、職人盡歌合（幸充云、古キモノ也、可レ見。）ニ出ヅ。○船ニツクアヤカシハ、本邦ニテ小判魚ト云物也。利鳴竇ガ坤輿全圖ニ、明機那魚ト出ヅ。○酒ヲサヽト云コト、唐土人ノ詩ニモ、竹葉清香好ト云ヘリ。○梶原ヲケチ〳〵ト云ハ、景時ノ音ヨリ云ヘル也。〔割註〕幸充云、可成談ニ辨慶ヲムサシト云ニ同ジ。」○江州アブラ火明神ノ社記ニ、證明四年ト云書付アリ。此曆號何代ナルコトヲ知ラズ。〔割註〕幸充云、孝德帝大化以前善紀以下年號アリ。後人ノ附會成ベシ。」○今人誰ハ土性、金性抔云ルハ、自ラ我ヲ禽獸ト意得ヌル也。五性ガ一トシテ人ニ缺テヨキモノカ。○菅相公ノ松ヲ愛セシコト、扶桑略記ニ見ユ。○產衣ト云書ニ、懷妊シテ五月ニ帶スルコトヲユハタ帶ト云ヘリ。ハタハ肌也。○婦人ノ文ニカシクト云コトハ。アナカシコ也。元來男子モ書ベキコト也。恐惶謹言ヲ用ルヨリ、是ヲ用ベシ。アナハ尊ブ詞也。カシコミ恐ルヽ也。恙ノコトヨリ穴賢ト意得ハ僻事也。〔割註〕幸充云、洲維直云、女ノ文ノ返ス書ノ留、マタ〳〵カシクト書モノ也ト、又禮家ニタノ封ハ月也ト。」○神樂ヲカグラト云ハ、岩戸カクレヲ祈ル鈿女ノ舞ヨリ起ル。神カクレノ歌舞ト云コト也。○黃櫨染ヲ天子ノ御衣トスルハ、嵯峨天皇ヨリ始ル。○作事ヲ普請ト云ハ、助力ヲ以テ作ルニ限ル。自力ニテ作ルニ普請ト云ハ當ラヌコト也。○世ニ牛ノ玉ト稱スル物アリ。牛ニ限ラズ。鹿、野猪ニモアリ。獸ノ扰蘪也。玉ニアラズ。○燕子花（カキツバタ）、杜若ハ非ナリ、本邦未ダナシ。山吹ハ金堂棣、款冬ハ非、フキ也。橐吾ハツハ也。

○椿ハキヤンチン也。ツバキハ山茶也。○甲ハヨロイ也。唐土ノ書ニ、甲首ト出タルヨリ、カブト首ト覺タル也。○熨斗ハノシノ訓ヲ借ル。○帷ハ幕ノ類。カタビラト云ハ誤。○唐紙ハ藤紙也。○近衞殿ノ時出タル鵺ハ、皇明通記ニ出タル黑眚ナルベシ。○世ニ獅子ノ香爐ト云ハ、狻猊ノ香爐也。此獸煙ヲ好ム、故ニ爐上ニ案ズ。又墓碑ノ下ニ敷モノヲ龜ト意得ハ誤也。贔負ト云物也。○杜甫ガ詩ニ、翡翠鳴ニ衣桁ートト云ヲ、或抄ニ、衣桁ヲ家ノ中ニアル衣掛ケト思ヘリ。翡翠ノ家ノ中ヘ來ルハ怪シト、是笑フベシ。衣桁ハ衣ヲ曝ス竿上ゲ也。〔割註〕幸充云、類聚雜要抄可レ考。又寶基本記說辨可レ考。竿上可ニ考合ー。○笏ヲ尺ト云ハ、本邦ニテ骨ノ音ニ同キヲ忌ム。笏ノ長サ一尺アルヲ以テ尺ト云ヘリ。○扇ノ異名五明ハ、天子ノ扇ニカギリ、便面ハ女子ノ扇ニ限レリ。○舍兒舍弟ハ誤、令兒令弟ト稱スベシ。○天子ノ御茵ニ龍鬚ノ席ト云アリ。龍鬚草也。鬚ノ字ヲ改テ髯トセシニ譯アリ。黃帝昇仙ノトキ、群臣帝ノ鬚ヲ攀タルヨリ龍鬚ト云ヲ忌テ如レ此云ヘリ。○玄關ハ本寺院ノ稱ニシテ、玄ニ參ズル關ト云義也。○和泉ノ大仙陵ハ仁德天皇ノ御陵也。大仙ト書ハ誤也。大鷦陵ノ轉ゼシ也。仁德天皇ヲ大サヽギノミコト、申シ奉シ故也。○一日晴ハ誤ナリ。續日本紀ニ、一日法例トアリ。其官ニアラザル人ニ權ニ其コトヲ行ハシム。衣服車馬等ヲ其日一日許サル、ヲ云也。○詠歌本義ノ中ニ、仁德天皇ノ御製ヲ擧テ注アリ。高キヤニ登テミレバ煙立ツ。高キヤハ高山ヲ云。高屋ニアラズ。今高樓ノ義ト意得ハ誤也。〔割註〕幸充云、俗說辨幷ニ四民本傳合セ考フベシ。〕○福州府志ニ改レ機ヲ字アリ。織物ノカイキノ字ナラン。○後撰集ニアトウカタリトアルハ、度詞ノコト也。○反生天皇ノ御陵河內國ニアリ、士人ハゼヤマト云。ハゼハ反正ノ轉語也。○朴ノ木磁石ヲ制ス。故ニ刀鞘トスル成ベシ。○節會ノ夜殿前ニ瓶子ヲ置、俗ニトリヘイジト云ハ誤也。胡瓶子ト云モノ也。胡國ヨリ來シモノ也。古ヘハ酒ヲ斟シ也。今ノ胡瓶子ハ古ヘノニテハナキ也。○入鹿ハ鞍作ト同也。○絁ハフシギヌト云、今ノツムギノ類ヲ云也。○京都祇園會郭巨山アリ。釜ハ量也。黃金一釜ヲ掘出シタル也。熊澤廿四孝解合見ベシ。○鴛鴦ヲ

ヲシドリト云ハ、此鳥ヨク蠱毒ヲ解ス。唐土ニテマジナヒニ用ユ。厭勝ノ鳥ト云コトナリ。○鬼子母神石榴ノコト、佛經ニ見エズ。日本ニテ拵ヘタルコト也。扨十羅刹鬼子母神ハ別ナリ。今俗混ジテ一トス。○昔朝鮮人對馬ヘ來テ、横笛ヲヨウデウト云シト、中山大納言記ニ讀ノカクリタルヲ書ケルニ、對馬書ニ横笛ヲヨウテウト云如シト云ヘリトゾ。○四月ノ卯月ト云コト、卯ノ花開ク故也ト。然ドモ唐土ノ書ニ卯月ト出ト、荒井白石子ノ東雅ニ見ユ。○暦ハ日ヨミ也。假名記ノ說ハ誤也。○朝廷節會等、寒夜ノ時、丁子ノ油ヲ綿ニ漬シ、面及手杯ニ塗ラル。今物語ト云書ニ油綿トアリ。○イキス玉ハ怨靈ノコト也。文選遊仙窟ニ、窮鬼ヲイキス玉ト訓セリ。窮鬼ハ貧乏神也。○參州池鯉鮒ハ後世ノ書改也。延喜式神名帳ニ三州知立神社トアリ。○赤銅ハアカヾネ也。今俗シヤクドウト覺エタルハ紫金也。○シツリハシトリ也。シトヽ鳥ノ織シモノ也。古ヘ鳥ヲ以テ名トセシ故云ヘリ。○和歌ニ名ニシオフハ名ニシ負也。又名ニシ合ト云意モアリ。名ニシ應ハ誤也。○ニナクモ似ナク也。二ナクハ誤也。○十種香ノ小包ヲ刺ス物ヲ鶯ト云ハ、香ニ止ルノコヽロ也。○陰陽家ニ人身氣有餘ニ當ル年ヲ有氣トシ、虛耗ニ屬スル年ヲ無氣トスト、俗ニ有卦無卦ニ作ルハ非也。○玉來ノコト、三代實錄ニ出ヅ。來ハ大麥也。玉ハ稱美ノ辭也。靈芝ノ生ズルト同ク祥瑞ノ物也。韻府ノ中ニ玉來ノ生ゼシコトヲ載セリ。○萬葉ノフクシ、或ハフグシコトハ、木ニテ作リ、先ヲ尖ラシ地ヘサシコミ、物ヲ掘ル棒ノ如キ物也。本ハタヲ織ルニ、布ノタテヲハヘルトテ、地ニ打ツ代ヲ布串ト云ヨリ起ルト。○徐福ガ社ハ、紀州新宮ノ中ニアルアマカノ明神也。○本邦ニテカラ紙ト云モノハ、居家必用ニ出タル印紙ト云モノ也。○源氏物語葵ノ巻ニ、イマハサルモジトアルハ、不諱文字也。不諱トハ死スルコト也。○上陽人ハ、婕妤ノ類也。上陽ハ宮ノ名也。泛ク宮女ノ不偶ナルモノヲ云フ。○飯ハミヲシノ轉語、神代卷ニモ此訓ミユ。鷹ニ餌スルニヲシスルト云モ此意也。○ボタモチハ牡丹餅ノ略也。扨其牡丹餅、萩ノ花、今通稱スレドモ、春ハ牡丹餅ト云ヒ、秋ハ萩ノ花ト呼ベシ。○荒雞、吉祥ニシテ凶事ニ非ズト、

說郛ニ辨ゼリ。○本邦皇后ノ御諱下ニ子ノ字ヲ着ラル。德子、薏子抔是也。トクシ、ヨクシト音ニテ讀ベシ。皇后ノ諱ハ音ニテ讀ムト云コト、台記ニミエタリ。○三敎醋吸ハ、東坡ガ三酸ヲ誤リ傳ヘタル也。趙子昻ガ坡老遺蹟記ニ見ユ。○ミソハギト云花ハ、ミソギ祓ニ用ルハギト云意也。○北野ヲ聖廟ト云ハ誤也。古ヘ吉祥院ニ孔子ノ廟アリテ、釋尊等有シ也。其聖廟ヘ御奉納ノ和歌アリ。ソレヨリシテ混來レル也。〔割註〕幸充云、風水翁宗廟社稷辨可二合考一。因云、門人兼前云、千本引接寺ノ閻魔者、吉祥院ノ十哲ノ內ノ子路ガ像ノ殘レル也。仍テ靈他ニ異也ト。不レ知二實否一、猶可レ考。」○俗ニ蒜ヲ忍辱ト云フ。本邦ニテ僧家ノ隱名也。涅槃經ニ雪山ニ有二忍辱草一云々ト、是別物也。蒜ノコトニアラズ。○牛頭天王ハ佛書ニ出タル天刑星ノ別名也。軌義ト云書ニ出タリ。○七種ノ茗菜ノコト委シ。略レ之。○馬ノ長ケ一寸ヲ一キト云フ。其一寸ハ金尺八歩也。文錢ノ徑リ馬ノ一キアリ。因テ錢半分ヲキナカト云。○郁子ノコト委シ、略ス。○二月堂ノ水取リハ、天推雲命ノ水取リ給フ故事也。今ハ二月堂ノ行事ト、佛家ノコトヽス。本ヲシラヌ故也。○東百官ニ要人アリ。カナメト讀ム。本ハ要ノ介也。今介ヲ人トスルハ誤也。○小野氏云、透様ノ字、公家名目抄ニ出ヅ。是公家庭上ニテ練リノ時、地ト裾トノ透キ様ノコト也。スキサマト讀ム。物ノ名ニアラズト。○庭訓往來ニ西山ノ心太トアリ。瓊脂ノコトヽシ、又萊菔ノコトヽス、誤也。石花菜ハ海藻也。疑ラクハ今俗ニ云フホドト云物ナラン。ブトホド音通ズ。コヽロフトヲ略シテホドヽ云成ルベシ。○官職須知ニ、花押ノ草名二合ノコト祕訓也トテ注ナシ。草名ハ二字ノ名ヲ、上一字ヲ文字ニシテ、下一字ヲ花押ニスル也。二合ハ二字ヲ一字ノ様ニシテ花押ニスル也。〔割註〕幸充云、花押藪正續可レ見。又弘安禮節可二合見一。」○イヅナハ信濃ニイヅナ山ト云アリ。其山ニ陀耆尼天ノ祠アリ。故ニ其術ヲイヅナト云ト。○五朝小說ニ、飛天夜叉ト云モノ、塔上ヨリ下リ婦人ヲ挘メリ。形似二梟鴟一ト。俗ニ云フ天狗ト云モノカ。〔割註〕幸充云、珍書考顚狗ノコト可二合考一。○萬葉集ノ中、歌人ノ名淡等ト云アリ。拾穗抄ニアハキラト付タリ、誤也。タヒントヽ讀

ベシ。旅人ト云コト也。歌ノ時ハ旅人ト書シ、唐土人ト唱和抔ノ時ハ、淡等ト書シ也。淡字ヲタビルト訓セリ。淡彩ノ畫ヲタビヱト讀ム例也。○俵ノ字、文獻通考及ビ治平全書ニ出ヅ。和字ニアラズ。○匡房ヲタヾ房ト讀ハ非也。匡房ノ反名ヲ萬歲ト云ヘバ、マサフサトヨムベシ。○魯山禪伯云、橘家ノ紋菊水ニアラズ。井手ノ山吹花ノ形也。水ハ玉川ノ水也ト。幸充云、玉木夜話圖アリ。○神社ニアル韓櫃ハカラミ櫃也。昔ハ鑰無シ、物ヲ以テカラミシ也。○或說、愛宕ノ太郎坊ハ、宍戸三郎右衞門ト云人ニテ、愛宕ヲ信ジ、社ヲ再興セル人也。其人ノ社號ヲ太郎子(オホイラツコ)ト付リ。俗ニ太郎坊ト云、天狗ト意得ウ。又愛宕ノ使者ヲ猪トスルモ宍戸ノ緣也。以上二冊、拔萃終之矣。

○〔割註〕是ヨリ官家丙丁童ニ附ラルベキ反故堆ヨリ書。○覺、一讃岐國那珂郡小松庄金毘羅大權現者、往古ヨリ鎭座ニ而候事、一大猷院樣御朱印ニ而社領三百三拾石餘被ㇾ附ㇾ之候。尤高松丸龜地領之外ニ而、他領之指構無ㇾ之候事。右之通ニ御座候以上。金光院。宥辨。○金作劍、黃金作ニ候得者必黃金ハ不ㇾ可ㇾ用ㇾ之存候。黃金作ハ餘リニオモク候テ、殊ニ銹劍ナレバ、帶取ノ革不ㇾ堪候。臨事ノ時キレ申候煩コレアリ候。金ノヤキツケヲ可ㇾ用候。東山左府實煕公說ニ、金作劍ハ、大臣以上用之。銀作ハ納言以下用之由ニ候。此說一定ノ法トハ不ㇾ存候。勘ニ延喜式一候。近衞中少將劍金裝所々見候。衞門兵衞佐モ金裝之由ニ候。東山左府不ㇾ依ニ式文一被ㇾ立ニ此說一候事不審存候。殊況禪正式ニモ、純素金銀及白鑞聽ㇾ爲ニ五位已上服用一也。銹如ㇾ此候。何依ニ金銀一大臣與ニ納言一可ㇾ有ニ差別一候哉。金銀トテ別ニ彫刻アルニアラズ、劍金具ミナ用金候也。○春日社假殿遷宮日時之事。來ル十一月十三日十五日十六日、右之內、兩日吉日勘進可ㇾ有之旨御氣色所ㇾ候也。恐々謹言。七月廿三日、一「南院法印泰眞。幸德井陰陽助殿」一○阿蘭陀人　かひたん　だあへつとふろうゑる　歲三十八、役人やんへんてれきへいきまん　歲三十八　外科ひいわつふひはとるむすくるす　歲三十四　子二月十二日　大通詞今村源右衞門、小通詞——　長崎奉行より家來使者にて京兩奉行所へ連名之封狀、一黑大羅紗二間、一尺長弁柄島三反、一尺長大海黃

三反、一尺長大壹番さらさ壹反、一糸あれしや島三反、一上白小金巾貳反、一尺長大さらさ壹反、右何茂白木大臺に載、右之通獻上如レ此兩役へ持參、一薄茶、一吸物、一盃、一肴、一酒ちよく、一くわし、一煎茶、〔割註〕大まんぢう、ようかん、大らくがん、大みどり。」此給仕人徒士之者共へ申付、讃岐守於對面挨拶在レ之平伏、大通詞小通詞口上にて、右之御返答申上候由申之、一右役人之唐人右筆にて品々らくがき奉書に認見せ候。一劍一腰所持仕、右之細工見事也。一懷中時計。右之細工見事成者時を打申候、一笠細工もの、一枚同、一沓同、一扇子同、一印籠同、右列座相伴、公事方與力裏付上下にて木村勝右衛門、眞野久次郎、阿蘭陀人三人、大通詞貳人、小通詞壹人。○輪王寺宮令旨致二披見一候。抑來歳三月於二紅葉山一、御宮法華八講御執行之事、從二武邊一被二仰置一候、就レ夫勅會之節は威儀師從儀師被二召下一候得共此度者不レ被レ及二勅會之御沙汰一候故威從之者不レ被二召下一候大法會法席も威從無レ之候而者化儀難二相調一候に付被二仰越一候紙面之趣、則關白殿へ得二御意一候處、威從之儀仁和寺門跡坊官、代々被補□□。山門大會共外勅會之御法會參向候。他之門室におゐて威從被レ補之儀無レ之事に候得ば、來年紅葉山法華八講之節威從之儀は其御門室におゐて代を被レ儲可レ然與之御事候。此旨宜可二洩達一候。○依二輪王寺宮仰一致二啓達一候。抑來歳三月於二紅葉山一、御宮法華八講御執行之事、從二武邊一以二御使一被二仰進一候。就レ夫、勅會之節者威儀師從儀師被二召下一候得共、此度者不レ被レ及二勅會之御沙汰一候故、威從之者不レ被二召下一候、大法會法席威從無レ之候而者化儀難二相調一候に付。當山永宣旨を以、威從之者被二仰付一候樣ニ被レ成度御門主思召候。甚輕キ職之儀ニ候得者、右之通被二仰付一候而苦間敷候哉。此等之趣宜二申進一與之御事御座候。恐惶謹言。十二月十日

久我大納言樣 深海
葉室前大納言樣 覺源

○一日光御門主御代之一品御昇進に付而、此度御願有レ之候。先例は別紙之通候に得共重キ事に候之旨、關東に而被二仰出一候段者御憚ニ茂被二思召一候。御門主へ被レ對候而も御輕々敷被二思召一候に付、從二禁裏一被二仰出一候樣に被レ遊度候。左候はゞ幸近々年始爲二勅使一御兩卿參向之事に候條、上野本坊へ以二勅使一一品宣下之儀被二仰出一候樣に被レ遊度候。併

右之通難二相調一品も御座候はゞ、御兩卿參向之節、位記を御持參候而、上野執當被二召呼一御達候之様に成共被レ遊度候。此段令二相達一候。被二仰出一之旨申來候宜被レ成二御沙汰一候事。一右之趣は先例於二關東一被二仰出一候得共重キ儀にも關東に而御門主へ被二仰出一候段、御憚に被二思召一候に付被二仰出一候事に候。大明院宮崇保院宮共、關東御下向より四年目に一品御昇進之事候間、此度御門主御昇進之儀御不審茂無レ之相調候様との御事候旨年寄共より申越候。是又可レ然様御沙汰可レ被レ成候事。○日光御門主公寬代々之通、一品宣下有レ之候之様被レ給度被二思召一候。此段被レ達二叡聞一勅許候様ニ傳奏衆迄可二相達一之旨上意候。依レ之如レ斯候。恐々謹言。 二月十三日 土岐丹後守殿 本多中務大輔忠良、松平伊豆守信祝、松平左近將監乘邑 判 ○本照院宮、正保四年九月江戸御下向、慶安三年七月上京、同年八月一品昇進。三年目。一解脫院宮、延寶八年五月江戸御下向。元祿三年二月一品昇進之儀、上使牧野備後守を以被二仰遣一候。右御門主一品之儀、年來御願、共上今度病氣大切に付而被二仰出一候。因レ茲右之儀達二叡聞一彌相調候様にと內藤大和守え宿次以二奉書一達レ之。一大明院宮。元祿三年三月江戸御下向。同六年三月上野へ御成之刻、一品昇進被二仰出一之。江戸御下向より四年目。一崇保院宮。正德四年二月江戸御下向。享保二年二月上使阿部豐後守を以、日光御門主御各別被二思召一候付而、一品被レ叙候旨被二仰出一候。江戸御下向より四年目。一大明院宮、崇保院宮一品御昇進之時は位記等之儀相調候様に、傳奏衆へ可レ被レ達旨、所司代へ宿次奉書を以達之、位記も繼飛脚に被二差越一、上野執當へ何茂より相渡し候。○下知狀。土御門家陰陽生宣旨有レ之者は、於二江戸一も觸頭之者、大樹に目見有レ之、冠服帶劍并鑓長刀乘輿共免許有レ之者也。寬保四甲子年二月三日。土三品家 陰陽職。備前備中大頭。結城越州へ。○臨時御神事料として、毎年五百俵被レ進、夫を以臨時之御神事にも被レ行候之様に相成間敷哉、尤右御神事料被レ進候迚、年々御神事被レ行候御事には無レ之、御神事無レ之年は、右御用達除置、夫を以往々思召之御神事をも被レ行候様に有レ之、當年使々へ奉幣使被レ立候御用達も、右御神事料を以御差繰相調候様有レ之度御事候事。○奉幣

諸社使。伊勢、石淸水、權大納言藤原朝臣資家。散位源朝臣豐治。賀茂、權中納言藤原朝臣宗豐。散位源朝臣友長。松尾、參議藤原朝臣淸房。前伊豫守源朝臣長富。平野、參議藤原朝臣守繼。前伊豫守三善朝臣重德。稻荷、散位藤原朝臣行豐。春日、權大納言藤原朝臣公名。前美濃守三善朝臣親衡。大原野、侍從菅原朝臣益長。正長二年八月廿二日。〇奉幣諸社役。石淸水、權大納言藤原朝臣時房。中務大輔源朝臣家種。賀茂、權中納言藤原朝臣兼鄕。越前守大江朝臣俊宣。松尾、參議藤原朝臣隆遠。散位高階朝臣經之。平野、參議源朝臣持康。散位源朝臣爲春。稻荷、左近衞權中將藤原朝臣雅親。春日、權中納言藤原朝臣宗繼。前越前守三善朝臣種衡。北野、文章博士藤原朝臣在綱。嘉吉二年十月十九日。〇奉幣諸社役。伊勢、石淸水、權中納言源朝臣光顯。大膳權大夫高階朝臣成基。賀茂、參議藤原朝臣隆信。左近衞將監藤原朝臣友淸。松尾、參議藤原朝臣資國。散位高階朝臣經貞。平野、從三位平朝臣親長。治部大輔三善朝臣興衡。稻荷、散位平朝臣知高。春日、從三位藤原朝臣隆直。兵部權少輔藤原朝臣懷親。大原野、侍從藤原朝臣永藤。應永九年十月廿三日。〔割註〕幸充云、往年七社奉幣之節之勘進也。宇佐使以下之勘文等、此外大嘗會以下雜事追而若干可レ記レ之。」〇伊勢御神寶料米三千石餘。八幡御神寶料每度銀子ニ而相渡り候。鴨御神寶料延寶七年銀子ニ而相渡候。〇一條殿御家禮中山大納言殿、庭田宰相殿、園宰相殿、今城中納言殿、同侍從殿、淸閑寺中納言殿、同右少辨殿、五條中納言殿、同三位殿、梅園宰相殿、同左兵衞權佐殿、東坊城宰相殿、六角宰相殿、中園宰相殿、同兵部權大輔殿、倉橋二位殿、同三位殿、同中務權大輔殿、藤波三位殿、岩倉宰相殿、橋本中將殿、同侍從殿、植松三位殿、同右兵衞權佐殿、大原中將殿、同左馬頭殿、高辻大內記殿、石山少將殿、三(壬カ)生宮內大輔殿、池尻彈正少弼殿、千種少將殿、淸岡大藏大輔殿、桑原宮內權大輔殿、東園殿、梅小路殿、御門弟醍醐前大府殿、同大納言殿、花山院前內府殿、大炊御門大納言殿 烏丸大納言殿、同頭右大辨殿、淸水谷大納言殿、同中將殿、西園寺大納言殿、松木大納言殿、四條少將殿。〇二條殿御家禮白川殿、中御門殿、

岡崎殿。「古今最要抄第七ニ云、樓門一基 春木在役、最初一條殿殿御願也。春木庄は一條御寄附也。御油、右之通に御座候。近來正遷宮夜計燈申候。金燈呂者毎度新調ニテ、御造營之節御普請奉行より此方へ被ニ相渡一、一夜燈候て本紀（兗イ）井家へ拜受仕候。〇備後守（私に牧野）兩人へ口づから申述候趣、一宇佐にて勅使を受候儀は、寺社奉行にて致ニ吟味一候迄、宇佐之祠官へ寺社奉行にて萬端申付、執奏家よりは一通りに祠官へ通達にて可ニ相濟一候。宇佐社中にて事々敷取扱致候はぬ様にと存候。若祠官を執奏家へ召寄被レ諱候儀も有之候はゞ、其諱を備後守へ兩人より申達、備後守より返答有之候上にて、執奏家之取扱有之候様に仕度旨備後守申候。一上七社奉幣に付、其社々へ御尋合之事も可レ有レ之候はゞ、內々執奏家より相尋候程の儀は苦かる間敷候、併表向被ニ仰出一候儀は無レ之様にと存候。宇佐之儀は一向御沙汰無之様にと存候旨備後守申候。一今度九條家相續之儀、故宮御方、隨心院殿、右兩様之內被ニ 仰出一度御內慮之趣を以、關東へ及ニ御沙汰一候處、隨心院殿、九條家血脈之儀、其上當時攝家方一條殿之外は、何も若年之事に候間、隨心院殿還俗候而相續之方可レ然之旨被ニ仰出一候段、年寄共より申越申候、以上。三月八日。〔割註〕庭田前大納言殿、柳原中納言殿、高倉前中納言殿、八條宰相殿、武者小路前中納言殿、」牧野備後守。〔割註〕幸充云、傳奏江戶參向之留主は、議奏取計故如レ此、牧野侯は所司代也。此後隨心院殿へ勅使之節勅答者、日次醜滿に悉記之。」〇當宮所司僧俗一統官位之儀、去冬御願申上候處、時節も可レ有ニ御座一候旨、殿下御命之趣被ニ仰渡一奉ニ承知一候。然共御願申上候儀恐入奉レ存候得共、先達而も申上候通、當宮所司官位久中絕之儀、於ニ一社一ニ數鋪奉レ存候。御社之御錺に而御座候間、何卒以ニ御憐愍一所司僧俗蒙ニ 勅許一候様、一社一統御願申上候。放生會に御再興以後、貞享年中俗別當神主檢知三人之者共、官位蒙ニ 勅許一近年昇進等仕候處、同格之所司無位無官にて罷在候而者神官より劣候處御座候而、一統數鋪奉レ存候。偏御願申上度奉レ存候間、可レ然奉レ願候。右之趣被レ爲ニ聞召分一被レ下候は、所司願早速爲ニ差出一度奉レ存候。何分宜御沙汰奉レ願候。以上。未九月八日。〔割註〕速水長門守殿、河端右□權

助殿。田中法印正淸、善法寺權僧正香淸、新善法寺權僧正秋淸。〔割註〕幸充云、八幡執奏廣橋家也。
速水河端者彼家隨役者也。」〇石淸水八幡宮神主正統、孝元天皇五代孫大臣紀武内宿禰、執政平群木菟宿禰、大臣平群眞鳥宿禰、大紫臣紀朝臣大人、從五位下園益。贈太政大臣諸人、大納言麿、太宰大貳飯麿、大納言古佐美、太宰大貳廣濱、紀夏井、古中第一神主御祖也、八幡宮神主始、貞觀十八年八月十三日補ニ神主ニ、叙ニ從六位下ニ 第三十二代宮寺主紀光信、冷泉大納言殿御猶子 正德三年十二月廿三日叙ニ從五位下ニ 正德六年二月十六日任ニ大藏權少輔ニ 享保十八年十二月廿八日叙ニ從五位上ニ。〇以ニ次男ニ立ニ嫡子ニ之時、生得嫡子服假事、可レ有ニ三月服廿日假ニ歟之由、元文二年十二月、大判事明宗勘答分明也。〇鎭魂祭御祈禱、布留之言本歌十反、衡字氣百反、天津璽瑞寶十種之御名千五百反、御魂緒結十反、御魂手宮由良々々振動千五百反、大直日歌一反、千歳一反、萬歳一反。右奉ニ爲 關白兼香公御壽算無窮ニ、殊致ニ丹誠ニ所レ奉レ祈之狀如件。寬保元年十一月中寅日、神祇學頭源雅胤上。〇嘉吉之度七社奉幣者、依ニ御不豫ニ之御祈ニ而有レ之候。今度之例ニ可レ被レ用候歟、如何之事。〇應永正長兩度之八社奉幣者、依レ何被レ行候哉不ニ分明ニ候事。〇一條室町地福長大明神者、大宮猪熊ヨリ遷セリ。太閤秀吉公聚樂亭ヲ造リ給ノ時ニ猪熊ノ地ヲ諸士ノ宅地トス。此時ニ彼地ニ殘リタル社二字ヲ遷セリ。此社ハ福井神社、綱長井神社也。此二神ヲ配合セ祭リテ福長大明神ト祭レリ。〇庚申祭神獻供物。餅御備一重、洗米一器、但土器、神酒瓶子二ツ、御肴二尾但シ生魚、鰤掛鳥二羽 野鷄、用無キ時ハ何ニテモ、鹽五合ヘギニモル、昆布五切、但土器。熨斗七筋ヘギニモル、蒸菓子三種、土器ニモル。干菓子三種、同菓物三種。同 四季ニ應ジテ、以上 〇稻荷社職之次第。下社神主、是社務也。中社神主、上社神主、右三職者、是迄小折紙願書入ニ御內覽ニ付ニ職事ニ經ニ奏聞ニ以ニ口 宣案并副狀ニ轉補仕候。正禰宜、正祝、權禰宜、權祝、下社禰宜、中社禰宜、上社禰宜、中社祝、上社祝、田中社祝、右者是迄願書計ニテ以ニ補任狀之壹通ニ轉補仕候。正御殿預リ、正目代、權御殿預リ、權目代、右兩家普代職、是迄願書計ニテ以ニ補任狀壹通ニ補レ之候。〇可レ令ニ早停止ニ祇園本

社、播磨國廣峯社東南坂下鳥居繩手內守護使幷甲乙人亂入狼藉事。右任二去十月廿日關東御下知一可レ致二沙汰一之狀如レ件。延慶元年十一月廿日、越後守平朝臣判。○上書ニ〔割註〕人皇九十四代花園院御宇、六波羅越後守平貞顯。○禁制、廣峯山、一軍勢甲乙人亂妨狼藉事、一伐二採山林竹木一事、一對二參詣衆一不レ謂族申懸事、右條々堅令二停止一訖。若於二違背輩一者速可レ處二嚴科一者也。仍如レ件。天正六年三月廿日、筑前守判。○上書ニ羽柴筑前守秀吉公御高札。○當社大禰宜職事以二實長一所レ被二補任一也。社領葛原小野、織幡、金丸、犬丸幷散在神田畠等可レ被二知行領掌一者、長者宣如レ此、悉レ之以レ狀。正和四年十一月十四日、右少辨判。香取社實長舘。○香取社大禰宜長房申條々。一當社造替千葉竹壽丸幷大須賀左馬助等無沙汰事、一常陸下總兩國海夫事、一實秋實持幷中村式部丞胤幹等對二于神輿一及二狼藉一、神人殺害社宇放火以下事、以前條々關白家就レ被二執筆一所レ有二吹噓一也。神訴吳々他□(不見分)早嚴密且被二遵行一之、且可レ被二申上一候。右□(不見分)無二遲怠□□(不見分)可レ有二其沙汰一□(不見分)、依レ仰執達如レ件。應安五年十一月十四日。武藏守(花押)上椙兵部少輔入道殿。○實秋實持等奉レ射二神輿一、殺二害神人一剩社頭放火之條、所行之企罪科不レ輕、早解二却神職一止二神領一綷社家一圓進止可レ被レ全二神役一者、長者宣如レ此、悉之以レ狀。應安五年十一月八日、左中辨判。香取大禰宜長房舘。○



稻荷社祠官裝束之儀、三神主御殿顧、目代五人之輩如二先規一衣冠、正禰宣以下權職等齋服冠致二着用一可レ隨二神役一、此旨永々可二相守一之狀如レ件。寶永二年三月十八日、伯家雜掌、左近衛尉永久奉。稻荷下社神主殿、中社神主殿、上社神主殿、御殿領殿、目代殿。○關白家政所下。下總國香取社司等可下任二親父實房讓狀一令丙大中臣惟房領乙掌社領葛原牧內織幡、小野兩村甲事、右得二惟房去九月日解狀一云、謹檢二案內一、件兩村者、依レ爲二先祖相傳私領一相二副調度一、文書等自二親父實房手一所二讓得一也。加レ之長承三年之比、宮司眞元成レ妨之日訴二申政所一之處、任二文書理一、

實房賜ニ政所件下文(マヽ)ニ了。而稱ニ故左大臣家仰ニ給□登宣、去六月廿四日成ニ私下文ニ所ニ宛給ヘ、鹿島大禰宜則近也。是無ニ相由緒ニ只耽ニ賄賂ニ偏巧ニ無道ニ之故也。何以香取社領猥可レ給ニ鹿島神官ニ哉。相傳有レ限文書不レ暗者、可下任ニ親父實房讓狀ニ令中大中臣惟房領ニ掌彼兩村上之狀、所レ仰如レ件。社司等宜承知不レ可ニ違失ニ故下。保元元年十月日、案主惟宗判。大從主計允安倍判。知家事主計允案中宮屬惟宗判。別當丞權頭兼石見守源朝臣判。右中辨藤原朝臣判。散位正朝臣判。散位藤原朝臣判。中宮權大進藤原朝臣。○玉葉曰、承元五年三月三日、今日奉ニ幣春日御社ヘ仍沐浴修秡、圖書頭在親朝臣、予、正ニ衣冠ニ降庭遙拜了歸昇。幣物已下昨日沙汰、遣ニ於權頭祐忠許ニ進ニ小神寶金笠ニ(イチメカサ)置ニ茵上ヘ以レ水諸願趣於ニ笠又御幣本御ニ同書レ之、此事見ニ入道殿御記ヘ皇嘉門院仰云々、先蹤必所願成就云々、可レ憑、頭書曰、文治元年十二月九日、有ニ此事ヘ同廿八日內覽已成就了、尤吉祥也。今度又可ニ同事ニ歟。○去ル比所士五人之者位階御願申上候、其節私共よりも書付を以申上置候通、五人之輩是まで官位不レ申相濟來候。尤八幡之儀は、延寶年中放生會御再興之節、舊例を以、夫々格式相定、官位に進候者は進み、無官に而相濟候者は御願も不ニ申上ヘ勿論御沙汰も無ニ御座ヘ是迄首尾能相濟來候。然所右五人之者之內、往古之例有之候趣を申、位階相願候段承知仕、此儀先は新規之願に御座候。上代之例を申候得ば、樣々之儀御座候得共、是は頓着難レ仕奉レ存候。私共儀は連綿仕位階申に付、五人之者何事も次第には、私共と同樣仕度存知御座、是まで之通に御座候得ば、何事なく社中相納り候儀に御座候。私共我意以申上候儀にては無ニ御座ニ候。有來候通申上候間、御沙汰も御座候はゞ宜鋪樣に奉レ願候。以上。七月。俗別當神主 ○大和國吉野鄕忍海郡笛吹村式內爲志神社笛吹大明神と奉レ申者、天孫瓊々杵尊幷地名之神寶、別社式內大雷神大二座、末社無戶室ノ三神、思兼神、市杵島姬一柱神、大巳貴命相殿此外祕祭神六拾八座合七拾九座。○一大嘗會被レ爲レ有候節、當社從ニ往古ニ若櫻桃兆竹二品奉ニ指上ニ候。此度之大嘗會に古來之通奉ニ指上ニ度奉レ願候。乍レ恐宜御沙汰被レ爲ニ成下ニ候はゞ難レ有奉ニ存上ニ候。以上。七月。笛吹大明神神

主持田傳治。○乍ㇾ恐奉二願上一候。大和國吉野郷忍海郡笛吹村笛吹大明神。右之從ㇾ社、大嘗會被ㇾ爲ㇾ有候節、若櫻桃兆竹二品從二往古一奉二指上一候古實御座候處、貞享年中大嘗會被ㇾ爲ㇾ在候節、右行事官より被ㇾ致二調進一候之由承知仕候。當社古實に御座候故、元祿年中より吉田家へ度々御願申候得共御沙汰不ㇾ被二成下一候に付、此度乍ㇾ恐御願奉二申上一候古例之通、從二當社一右之二品奉二指上一度御願申上候。御憐愍之上、奉二指上一候樣に被ㇾ爲二仰付一被ㇾ下候はゞ、寔以當社之規模相立冥加至極難ㇾ有可ㇾ奉ㇾ存候。以上。七月。笛吹大明神神主持田傳治。○吉記、養和元年十一月廿日巳刻許、藏人判官在高示送云、今日解齋御粥陪膳闕如了、各稱下無二吉服一之由上、着二鈍色一勤仕之例候哉、何樣可二沙汰一候哉、答云、猶可ㇾ令二相催一事闕者、早可二參勤一立歸示、未二催出一已闕如了者、仍午刻着二吉服束帶一（往古布袴、近代束帶）、參內、下畧。○石淸水八幡宮內殿外殿大床御餝之具、一御几帳拾五枚、一御帽額六帖、一御茵七枚、一龍鬢御莚六枚、一御屛風三帖、一御障子三枚、一御供米行器一箇、一同計器、右。一御盞三具、一狛犬六口、一右居臺六枚、一御幣机三脚、一禮盤一、一机二、磬臺一、一日ノ御供米高杯三、一外殿御机三脚、一同所花折敷三、同机三、一桐之間御祈念所、禮盤一、机三脚、一同所花形前具一通、一舞殿三具足一通、高机一脚、同所前机一、脇机一、禮盤一、已上。○可ㇾ令下早任二先下知一停中止祇園本社播磨國廣峯社山上坂本守護使亂入上事。右如二解狀一者、任二建保四年行光奉書一、去年十一月被ㇾ成二御下知狀一畢。然間今年四月守護人小山判官朝政令ㇾ成二施行一處、代官猶不ㇾ用ㇾ之。依ㇾ令二亂入一、所司神官住房私宅散々被ㇾ致ㇾ煩之條、以外之無道也云々。事若實者背二御下知一守護代入部甚不二穩便一、早任二先下知一可ㇾ停二止彼使亂入一之狀、依ㇾ仰下知如ㇾ件。貞應二年十月廿五日、前陸奧守平判。○庚申祭式。

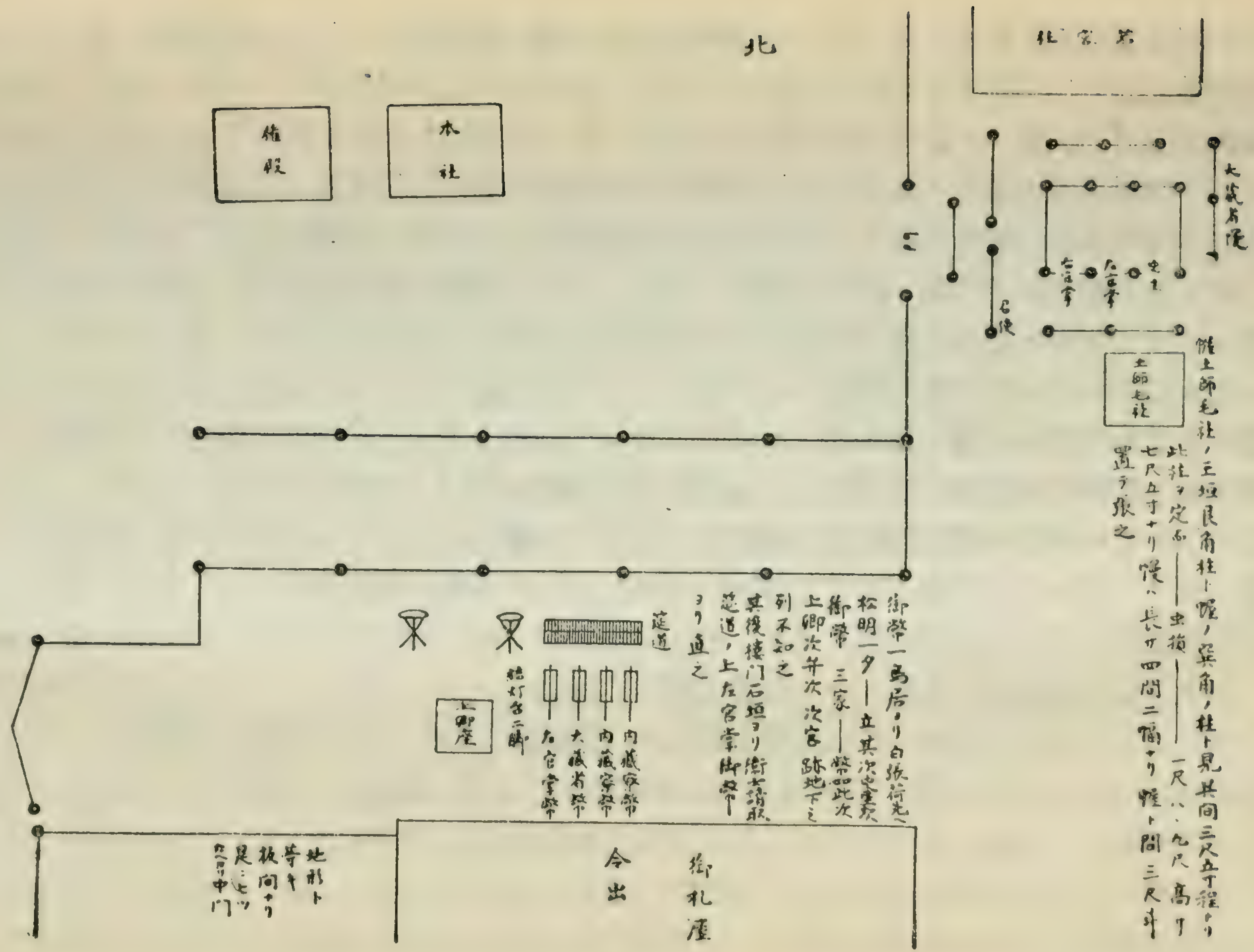
一庚申祭ハ、神武天皇始テ祭リ給フ處ノ式ニテ、猿田彥大神者、深神廣大ノ御德、日ノ神ニナラベ祭ル。天孫ヨリ　神武天皇マデノ間、此神ノ導ニシテ、日ノ神ト幽契ノ神也。世ニ所謂庚申待ト云物トハ天地懸隔ノタガイ也。具ニ庚申祭ノ起本ニアラハス。考フベシ。扨祭ノ式ハ、庚申ノ夜、宵ニ神號ヲ

北ノ方ニ掛テ、南面ニ竪貳尺、横參尺、高サ壹尺貳寸ノ八脚ノ机ヲ置ク、青赤白黑ノ幣長壹尺貳寸、タレ五垂、東西南北ニ立、中央黄色ノ幣長壹尺貳寸、タレ七タレ。祭事木ト一處ニ神號ニ立掛ケ置ク。祭事木ハ檜木ニテ長壹尺貳寸、內握手參寸、丸クス。ハヾ四分ニ九寸ノ處角ニス。燈火土器一重ヅツニテ、燈心五スジ、左ニ三ツ、右ニ三ツ、中央ニ一重、燈心七筋、供物亥ノ下刻ニ備ヘ置。此時神靈勸請。サテ中臣祓一篇、三種祓三十六篇ニシテ退ク。夫ヨリ子ノ中刻祭主神前ニ出テ、幕ニテモ屛風ニテモ引廻シ、ヘギニ打米三合、コレヲ持テ七ツノ燈火ヲシメシ、高チホノクケスメミマイネヲ持テ、祓ニタマフコトヲクハンジテ、米ヲ取テ東南西北、東南ヘハ三度、先祓タマイキヨメタマウト打、西北ヘハ四度ヅツ鎭リ給ヒ〳〵ト打、ソレヨリコントン形ヲナシ、コントンクハンニ入。又五行融通ヲ觀シ、祭事木ヲ取テ神前ヲ七ツ打、ソレヨリ心中ノ諸願ヲノベ、燈ヲ明ニス。祝詞ヲヨミ。次ニ中臣一反、三種祓三十六反、鈴ヲフリ又立拜座拜、卜部ノ式ノ如シ。夫ヨリ神送リ神前ヲ退下ス。

〔割註〕幸充云、此祭式白川家學頭歟、臼井帶刀歟、下御靈出雲路ニテハ有ベカラズ。庚申祭儀口授ト見合ベシ。但此コト國史官牒ニ證文無レ之ウヘハ、不レ可レ用、恭軒先生辨アリ、可レ考。○一書曰、國常立尊生二天鏡尊一、天鏡尊生二天萬尊一、天萬尊生二沫蕩尊一。沫蕩尊生二伊弉諾尊一。沫蕩此云二阿和那伎一。此一書ハ神道傳授ノ說キ給ヒテ、三種神寶ノ起源ヲ說キ明セリ。○國常立尊生二天鏡尊一トハ、國常立尊ハ天理全化ニシテ、虛靈不昧ナル德ヨリシテ生ル、神ヲ天鏡尊ト云。國常立尊ハ天地兩道ヲ中ニ立チテ、不動不易ノ神ニシテ、萬理ヲホドコス神也。故ニ國常立尊ト申ス。其神ノ萬理ヲ具ヘ虛靈ニシテ、一切ニ應ズルノ德ヲ受テ生ル故ニ、天鏡尊ト申シテ寶鏡ノ出現ノ元神也。○天鏡尊生二天萬尊一トハ、天萬尊ハ天鏡神ノ固ヨリ能ク衆理ヲ具ヘ給フノ德ヲ受ケテ生ル、神ニシテ、玉ノ出現ノ元神也。○天萬尊生二沫蕩尊一トハ、沫蕩尊ハ水火ノ功用ニヨツテ生ル、寶劒ノ出現ノ元神也。沫ハ水ノ功用ニシテ、湯ハ火ノ功用也。○沫蕩尊生二伊弉諾尊一トハ、天鏡尊、天萬尊、沫蕩尊、此三神ノ德ヲ伊弉諾尊一神ニ受ケ傳ヘ給

フ故ニ、女神ノ御尊ヲ書キ給ハス道傳授ヲ說キ明スヲ以ノユヘ也。伊弉諾尊ノ國常立尊ヨリ德ヲ受ケ得給ヒテ萬物ヲ造化シ、此三神ノ德ヲ受ケ給ヒテ、以テ日神、月神、素盞嗚尊ノ三神ヲ生ミ給フ。此三神ノ德ヲ、又吾勝尊一神ニ受給ヒテ、降臨ノ時ニ神器ヲ以テ傳ヘ給フトイヘドモ、氣化ノ神ニ天德ナルガユヘニ、降臨ナクシテ瓊々杵尊ヘ、吾勝尊ヨリ三種神器ヲ御傳授シ給フ故ニ、天津彥火々瓊々杵尊ト御名ヲ申シテ、下土ニ降リ給ヒテ、萬代不易ノ寶祚ヲ始給ヒ、無盡ノ皇道トナルノ、其理ノ神通ヨリ流出シ來ルノ元理ヲ、此一書ニテ說キ給ヘリ。國常立尊、伊弉諾尊ハ二神ニシテ一體也。發スル處ヲ國常立尊ト申シ、成就ノ上ヲ伊弉諾尊ト申ス也。故ニ七代ニシテ五代、五代ニシテ一神ナルノ運ヲ云フ也。〇尙博問、吉田家ニ大織冠御ニ附屈（屬カ）伊日麻呂ニ御書ト云フモノアリ。其文言ニ曰、大祖尊神者掌ニ其解除之大諄辭ニ而宣、俾下以ニ太古之卜事ニ而奉仕上、立ニ神事之宗源ニ者也。神籬亦名天津磐境吾國之神寶、祖神之眞體者也。以ニ神傳錄ニ附ニ屬祭官意美麻呂ニ者、愼而莫レ怠矣。大化六年六月一日。中臣朝臣鎌子。右御書正僞如何。答、僞作也。解除ノ大諄辭ヲ宣也ト云フ文ハ、中臣祓ヨリ取リヌスムト雖モ、大諄辭ノ意味ヲ知ラズシテ盜メリ、大諄辭トハ祈ル辭ノ長大懇誠ナルヲ云フ。別ニ神咒祝文アルニ非ズ。天上ニ神アリ、天津詔戶太詔戶命ト名ク。此神至誠ニシテ私僞ナク、常ニ虛明ニシテヨク上國地下天神地祇ヲ知リ、事ノ未然ニ先テ知リ給フ。是以コノ神ノ如ク、誠ノ至ヲ極メ、敬ノ心ヲ盡シテ、神道ノマヽニ祈禱リ申スコトヲ、天津祝詞ノ太祝詞ノコトヲ宣レト云フ也。故ニ延喜式ノ祝詞等ニ、始末ニ天津祝詞乃太祝詞乎神主物忌等諸聞食止宣トアリテ、誠ノ至ヲ盡シ神ニ祈ヲ云フ。神明ノ感格シ給フ廣ク厚キ祈禱事ヲ云フ。此ノ深意ヲ知ラズシテ僞作スルユヘニ、日本紀中臣祓ノ文ヲヌスムト雖モ始末相違セリ。掌ノ字ヲ入テ、附屬ノ辭トシテ、吉田家一人ノ職掌トスルノ謀也。俾下以ニ太占之卜事ニ而奉仕上、主ニ神事之宗源ニ也トハ、此文言日本紀ノ文ヲ逆シマニシテ、諸人ノ眼ヲ翳メリ。然ドモ日本紀ノ意味ヲ知ラヌ神祇長上ノ僞作ユヘニ、今日ノト筮祭事底ト心得テ、吉田家ノ職分ニ作レリ。然ドモ日本紀ノ深

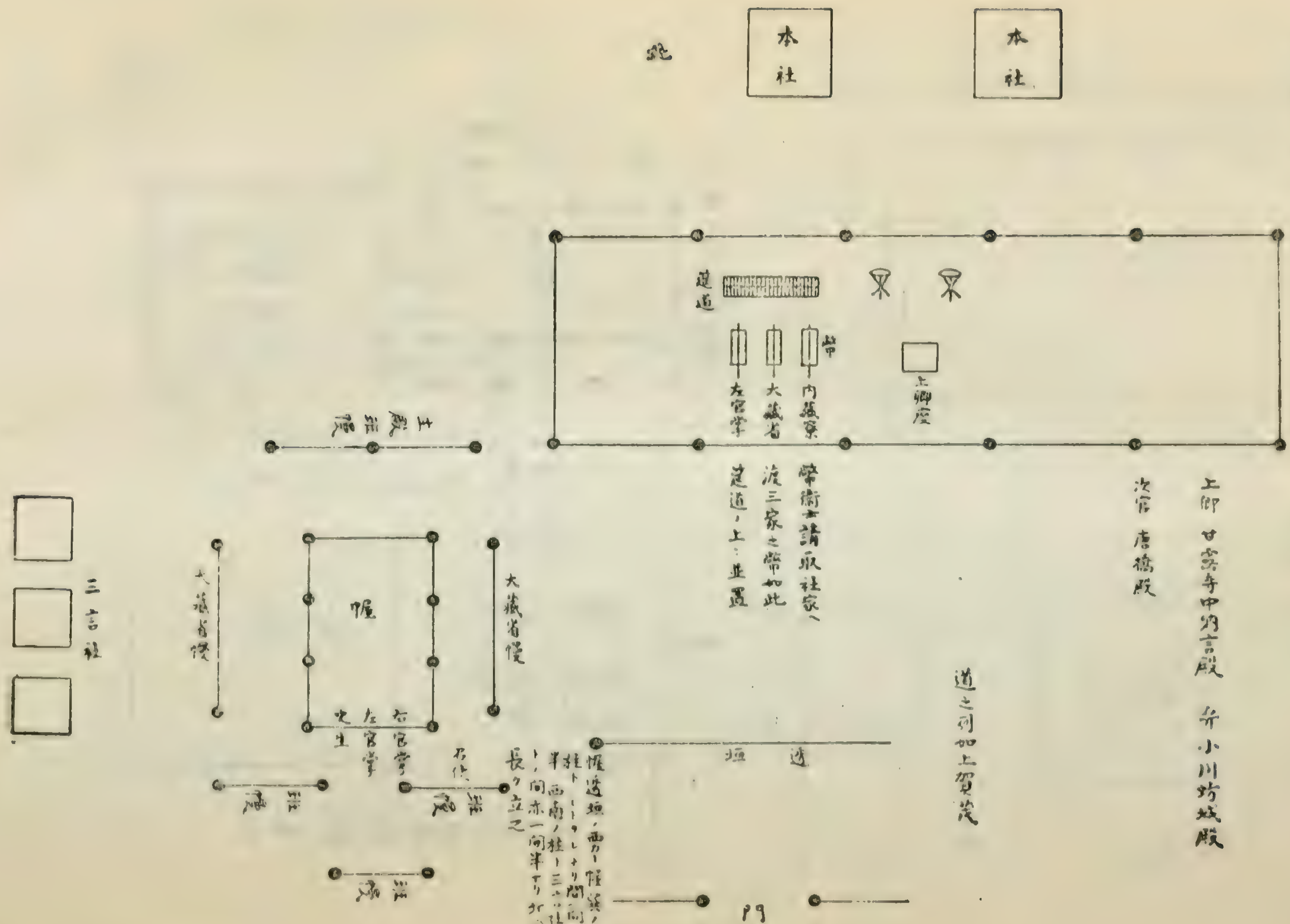
意ハ、天兒屋命ハ中臣祓ノ神ニテ、中心ヲ富シ養フ德ノ神ナルユヘニ、皇孫降臨リ給フ時ニ至テ、高皇産靈尊此勅アツテ神人ノ差別出デ來ルニ及テ、神事ヲ主ルノ宗源ナリト勅シ給フ。神事トハ人事ノ實理ヲ云フ。宗源トハ神事流出ノ根本ヲ云フ。別ニ祭事底ノコトニ非ズ。故ニ大占之卜事ヲ奉仕シムル也。皇孫降臨リ給フト國定リテ、幽顯神人差別立チ來ツテ、幽神ニ伺ヒ問フハ、誠ノ至ヲ盡シ、中ヲ富シ養フ也。一毫ノ不實ナク、廣ク厚ク稱辭祈啓シ、天理ノ本然ヲ以テ、人道ヨリ神明ニ伺ヒ問フ。此レヲト事ト云フ。是レ即チ中臣神ノ德ニシテ、人事ノ實理ヲ主ルハ、神事流出ノ根本ヲ持ツノ德ヲ以テ、皇孫ヲ輔佐シ降臨リ給フ。是レ即チ中臣也。中臣ハ氏ニ非ズ。故ニ日本紀ニ中臣神忌部神ト記シ給ヘリ。人皇ニ至テ其德ノ人ナキユヘニ、氏ニ賜ヒテ天子ヲ輔佐シ神事ニ預ル。是等ノ神道ノ深意ヲ知ラズ。日本紀ノ味ヲ學バザルト部長上ノ僞作ユヘニ、先後始終相違ス。神籬トハ神明鎭座ノ齋宮也。蒼賢木ヲ以テ造之。磐境トハ神籬ヲ起シ鎭リ坐シテ、皇孫降臨リ給フニ至テハ、萬代無窮ノ寶祚ヲ守リ護リ坐スヲ云フ。是神境人境立チテ、幽ヨリ顯ヲ助ケ護リテ、萬代不易ノ鎭護ヲ云フ。銅印底ノ物ニ非ズ、神寶ニ非ズ、璽ニ非ズ、兒屋命ノ眞體ニ非ズ。宗源神籬磐境ノコト、吉田ト部ノ知ルコトニ非ズ。大織冠ニ託シテ僞作妄誕ヲナス。大化六年六月一日、中臣朝臣鎌子。コレ亦不レ勘ノ僞作也。大化ハ三十七代孝德天皇ノ年號ナリ。此時ニ鎌子ハ朝臣ニアラズ連ナリ。三十九代天智天皇八年ニ薨ズ。四十代天武天皇十三年ニ中臣連賜二姓朝臣一。姓氏錄ニ、内大臣大織冠中臣連鎌子。天智天皇八年賜二藤原氏一。男正一位贈太政大臣不比等。天武天皇十三年賜二朝臣姓一ト載ラル。鎌子終ニ朝臣ニアラズ。又日本紀ニ、大化六年二月九日、穴戸國司草壁連醜經ト云者白雉ヲ獻ズ。是ニ因テ大化ヲ改テ白雉トス。然レバ六月一日ハ白雉元年也。前後不レ勘僞作分明、是ヲ以可レ知。○上賀茂。延寶七年九月十六日。遷宮戌剋、上卿甘露寺中納言殿、辨淸閑寺殿、頭官唐橋殿、〔割註〕於二禁中一予冠裝束也。此夜以後狩衣御幣大紋。


北
本社
土師毛社
惟上師毛社ノ玉垣艮角柱ト巽角ノ柱ト見其間三尺五寸程アリ
此社ヲ定ム──出摘──一尺八九尺高サ
七尺五寸ナリ幔ハ長サ四間二幅ナリ幔ト間三尺斗
置テ張之
御幣一鳥居ヨリ白張行ヘ
松明一タ──立其次史生衆
御幣 三家──幣四此次
上卿次弁次次官 跡地下ヽ
列不知之
其後楼門石垣ヨリ御幣請取
参道ノ上左官掌御幣一
ヨリ通之
莚道
内蔵寮幣
内蔵寮幣
大蔵省幣
左官掌幣
上卿座
今出
御札屋

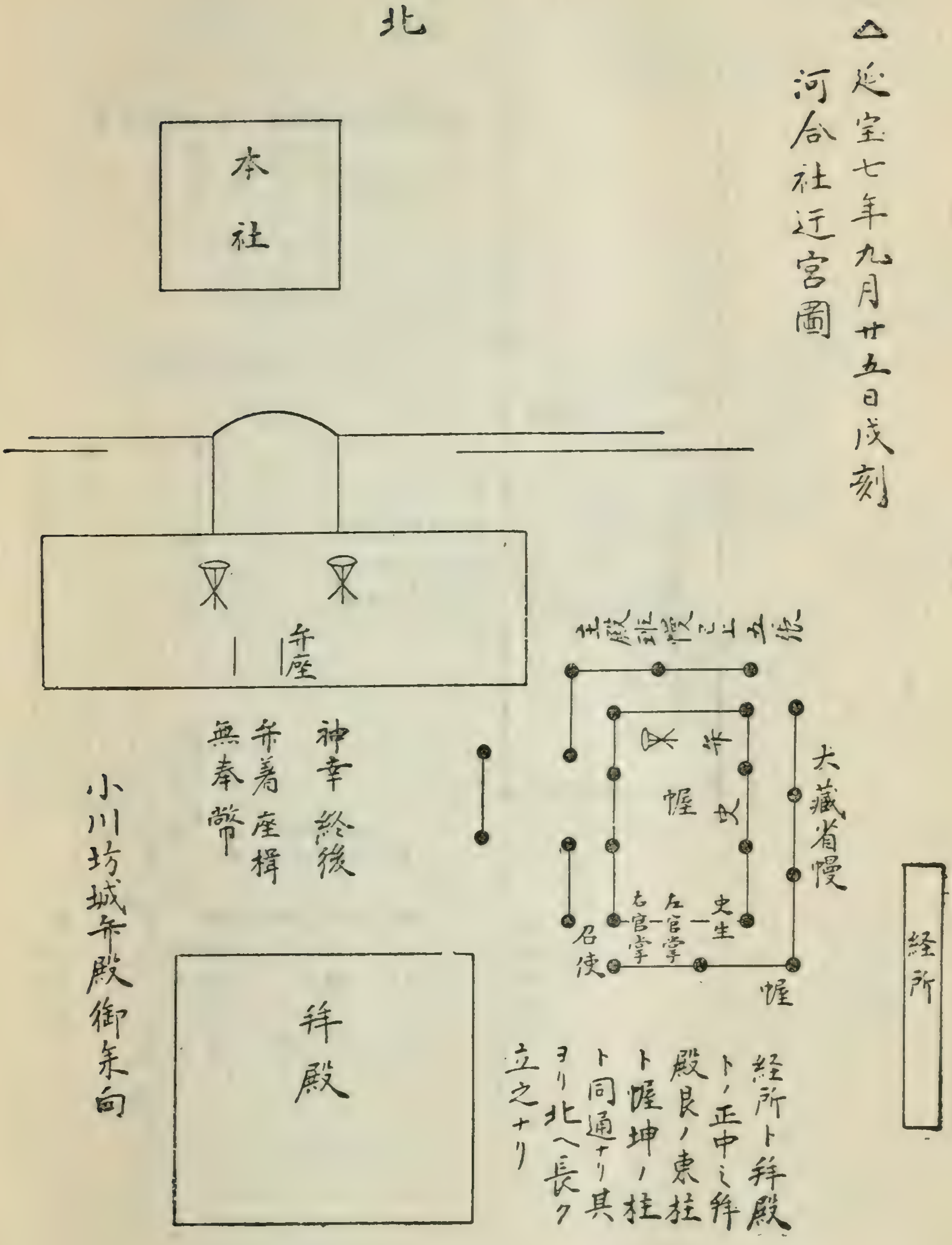
一下鴨御祖江　延宝七年九月十七日戌刻行宮

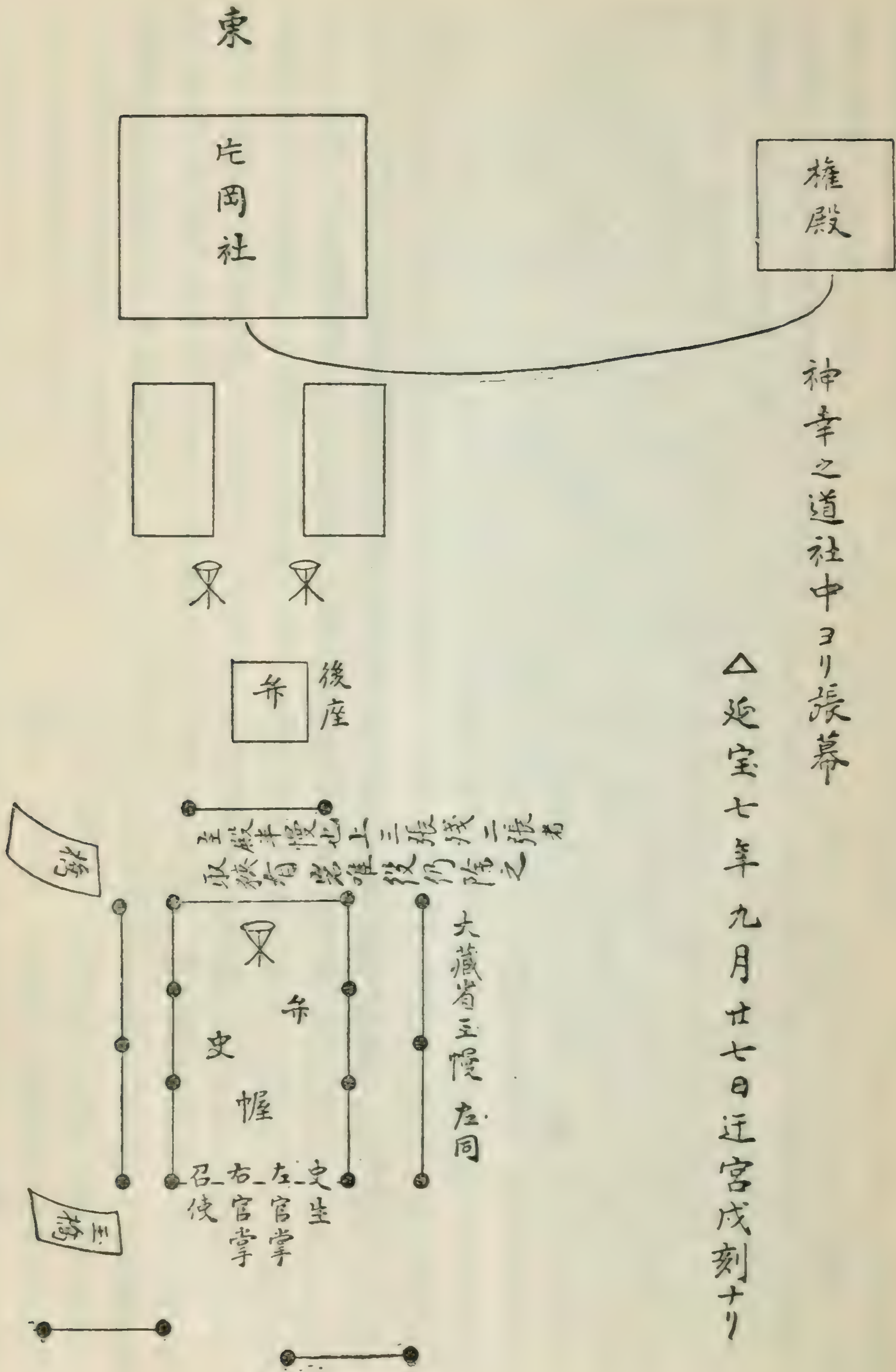
上卿　甘露寺中納言殿　弁　小川坊城殿

次官　唐橋殿



△延寶七年九月廿五日戌刻
河合社遷宮圖




東
片岡社
權殿
神幸之道社中ヨリ張幕
後座
大藏省丞代 左同
史生
左官掌
右官掌
召使
△延宝七年九月廿七日遷宮戌刻ナリ

○貴布禰社立柱上棟日時定次第。上卿着仗座奥。職事仰々詞。次上卿移着端座。次上卿令官人敷膝突。次上卿以官人召辨。辨來膝突。次上卿仰々詞。其詞職事同仰詞。辨退出。次辨持參日時勘文。上卿披見畢目辨、々退出。次上卿召官人傳仰外記可持參筥由。次外記持來筥。置上卿前退出。上卿入日時勘文於筥。次上卿以官人召職事。職事來膝突。次上卿付日時勘文仰可內覽奏聞由。職事取筥退出。次奏聞了返賜。上卿披見結申。職事仰々伺退出。次上卿以官人召辨。辨來膝突。次上卿下日時勘文於辨。辨披見結申。上卿仰々伺。辨退出。次上卿以官人召外記。外記來膝突。次上卿下筥於外記。外記取之退出。次上卿退出。不撤膝突。○御製、幾春も重てをみよ軒はなる松のことのはつきぬためしに。讀師家久公、講師實全卿。御懷紙松かさねの薄様。泔坏の臺の上に女房の扇を敷、御懷紙を載。○覺、一南都右方人幷寺侍之儀、官位次第書に左方一列に書付不レ申候段御不審之趣奉レ承候。一列に書付不レ申候子細共言上仕候。一右方人と申候者、氏も違大神氏にて、往古は南都西京に住居仕候に付、西京之樂人と稱し申候。南都於二春日社一舞樂を奏し候時は、右之舞を相勤申候。幷興福寺之法用等勤來候。於二禁裡一御用等には參勤不レ仕候。若左方輩之內無人之節は闕を補候爲相勤させ候儀も御座候。官位之儀者六位一階蒙二勅許一昇進は不レ仕候。右之輩に付於二南都一左方之輩參會仕候にも、末座に着仕。假令左方幼稚之者に出合候ても、上座仕候儀者不二罷成一候。右之格に御座候故、一列之書付に不二書載一之候。一寺侍と申候者、元興福寺之侍にて、常々助力を受罷在候。樂所へ從候與申候は、往古狛氏之先祖左近衞將監近眞へ出入仕、樂之太鼓を習、折々舞樂之太鼓を打せ申候。其謂を以寺侍之子孫代々、於二南都一太鼓を打來申候。此子細にて樂所に從、只今にては樂所之仕者與成、表向參勤仕候節は、淨衣を着陪膳仕候。尤從二古來一官名蒙二勅許一候。右之格に御座候に付、官名一列に不二書載一之候。右之通依二御尋一書付差上申候。以上。二月窪甲斐守。四辻三位樣御內芝式部殿。○一、其家之家業無二懈怠一之儀勿論に候事、一歌學之儀は堂上一統被二相勵一之儀に候事、一雖レ爲二何家一儒學有職被二心掛一候儀專要候事、右元文四年

被二相觸一候。前大樹公御趣意を以、此度從二關東一申來及二奏聞一更諸家中へ可二相觸一旨可レ被レ得二其意一事

○名香目錄。法隆寺、東大寺、逍遙、三芳野、紅塵、古木、中川、法花經、盧橋、八橋、園城寺、右十一種。似、富士煙、菖蒲、般若、鷓鴣斑、楊貴妃、青梅、飛梅、種島、漂澪、月、龍田、紅葉賀、斜月、白梅、千鳥、法華、老梅、八重垣、花宴、花雪、明月、賀、蘭子、卓、橘、花散里、丹霞、花形見、上薫、須磨、明石、十五夜、隣家、夕時雨、手枕、有明、雲井、紅、泊瀬、寒梅、二葉、早梅、霜夜、寢覺、七夕、篠目、薄紅、薄雲、上馬、右五十種。○竪紙眞字參議正三位行近江權守藤原朝臣基望誠恐誠惶謹言。望請蒙 天恩以本名基望爲基衡狀。右謹考典故、依有謝恩改名字者、古今因循以爲恒規。伏請天恩早賜 勅許、以基望改基衡者。益仰 聖慈之渥惠、彌浴叡明之鴻德、基望誠恐誠惶。寛延三年十一月廿八日○下鴨禰宜家泉亭、梨木。○祝家、鴨脚兩家秀隆家、光雅家、右七歲以上叙爵、中置二二年一、極位正三位。○社司家、祐壽家、祐友家禰宜家之庶流二而御座候。秀典家、光倫家、能光家、祝家之庶流、右十歲以上叙爵、中置二四年一、極位正四位下。○氏人輩、右廿歲以上叙爵。中置二五年一、極位從四位上。○同上幼年之輩初職年齡。玉松丸 祐直、慶長十一年四月廿八日補二河合社禰宜一。五才。祐見、寛永六年四月四日補二三所社禰宜一。九才。長鶴丸 秀治。同年同日補二三所社祝一。九才。右少年被レ轉二社職一候先例二御座候。且元服前蒙二勅許一候近例者、長丸垂祐、元祿十二年三月一日叙二從五位下一。補二貴布禰社權禰宜一。同月五日元服。十才。右童形にて被レ補二社職一候先例二御座候。○御祖皇太神宮造替之度、自二木作始一到二正遷宮一禰宜可二奉行一之旨被二仰下一。先例當社造營奉行事如レ此間、可下令二存知一給上之由被二仰出一候由被レ申旨候也。恐々謹言。文明十五十一月十六日。親繼判。鴨禰宜三位殿。當社造營事、如レ先被二存知一候事、并神體安置事等、急速可下被二申沙汰一給上之由被二仰出一候旨可レ申旨候。恐々謹言。延德二十一月廿九日。親繼。鴨禰宜三位殿。○當社造營奉行之事可レ被二存知一之由可レ申旨候。恐々謹言。天正九 九月廿八日、國次判。鴨禰宜殿。右之通

毎度造營申沙汰之事。禰宜奉レ蒙レ仰候。又園太暦に、貞和二年十二月十八日晴陰、藏人治部少輔兼親爲ニ勅使一入來。鴨社遷宮服暇社務奉行事、勅問也。申付書之、少々直付、鴨社造營服暇社務令ニ奉行一哉否事、祠官面々記錄故者不レ構ニ今案一歟。然者所詮進之。天暦十年禰宜正秀、父雅秀服。承德元年禰宜雅秀母服等兩度奉行之。先蹤云ニ史局之勘奏一、云ニ祠官之記錄一、就ニ彼是一加ニ了簡一所レ申無ニ相違一哉。祐重雖下レ申不レ得ニ所見一之由上、不實之條不レ備ニ支證一。然者日來懸之上者、以ニ代官一致ニ造營之沙汰一、明年服暇以後日可レ奉レ遂ニ遷宮一之由嚴密被ニ召ニ置請文一如レ元被レ仰ニ奉行一、於ニ祐光一之條有ニ何事一哉。右同記に、禰宜祐光輕服之節注進文云、弘安五年六月假殿、八月正殿遷宮、禰宜親繼、自ニ弘安二年八月一重服。同四年九月服滿。此間以ニ子息等一爲ニ代官一、遷宮沙汰日時等令ニ申沙汰一云々。又同記に、貞和四年八月廿四日天晴、抑今日鴨社正殿遷宮也。禰宜祐光所勞獲麟、而相扶無爲奉レ遂、神慮所レ令レ然歟、可レ貴也。右園太暦に所見仕候。禰宜祐光と申者、則泉亭累祖にて、私より十四代以前にて御座候。御祖神宮禰宜鴨縣主乘祐。○楯。長十二尺、廣上三尺九寸、中肆尺七寸、下肆尺四寸五分、厚二寸。



○延享二年二月八日公仁親王御元服次第。當日奉仕御殿御裝束。其儀南面奥端并東西懸亘御簾、副東簾敷高麗端疊二帖、（大文、南北行、）加茵爲加冠御座。（西面、）副北御簾敷高麗端疊二帖（大文、東西行、）加茵爲親王御座。南面、同西簾外副西簾敷高麗端疊二帖（小文、南北行、）爲上達部座（北上東西、）同北方爲御休廬。副東簾立四尺屛風二帖、敷疊二帖、（南北行、）加錦茵爲御座。（西面、）其前置御硯筥脇息等。（硯北、脇息南、）副北簾立四尺屛風一帖、立二階二脚、（東西行、）東二階上層置御冠、西二階上層置唐匣泔坏等、（以東爲上、）副西簾敷小文疊一帖、（南北行、）爲扶持公卿座。（東面、）兼置雜具。（殿上四位五位役之、）先御冠、（放巾子居柳筥、置御座左、）次唐匣、（有臺、置御座右、）次泔坏、（有臺、撤蓋、入木置唐匣南、）菅圓座一枚敷御座前、（諸大夫役之、）刻限親王令着御休廬座給。扶持公卿着座、上達部着西簾外座親王令出簾給。扶持上卿褰御簾、次家司親王御出之由申加冠、次加冠令着御座給、（女房褰御簾、）次理髪、依加冠召參進庇、（家司傳仰、）依加冠御氣色進御前、理髪畢退候庇。次加冠儀畢令復座給。次理髪依加冠御氣色更參進御前、理御鬢、整入雜具等退。○修（竪紙）給行々滿以後、赤山共行令成就、殊今般一百大囘遂其先途之由、併澆末之嘉摸佛法再興之基、叡感不斜、彌可抽金輪聖主、寶作延長、天下平守、海內静寧之懇祈之旨、天氣所候也。仍而執達如件。天正十三年七月六日、左中將在判。金光院法印御房。○請特蒙（同上）天恩、因准先例、弟子無品公啓親王被補一身阿闍梨職狀、右謹撿故實瑜伽薰修誠、是敎苑祕軌闍梨補任、宜爲釋門殊榮、爰弟子無品公啓親王出刹利之家、奉迦文之道、初蒙　鳳詔住於曼殊伽藍、令賜　鴻恩、居於毘門□若顯密學（マヽ）乙就大小之行、兼持衆望、所歸實充其器、伏冀以件無品公啓親王被授彼職者、出雲守裏、專祈聖躬泰安、瑠璃殿中、永護皇國鞏固、仍勒事狀、謹請上裁。寬延四年二月三日阿闍梨一品公遵親王。○當社假殿遷宮事、可爲來廿二日、存其旨可被申沙汰之由被仰下之狀如件、（貞和四）七月二日。右衛門佐判。鴨禰宜殿。來廿日當社遷宮延引可被存知之狀如件。（貞和四）八月十七日。右少辨判。鴨禰宜殿。

當社假殿立所事爲假之上者、任御□（字不明）被爲本社跡之由被聞食了者、天氣如此、悉之以狀。明應二月十九日。左少辨判。鴨禰宜三位殿。寛仁奉寄地山城國四ケ郷興行田畠山林等事、任建武勅裁、氏人知行不可有相違、存其旨可被社屋造營之由、可下知者、天氣如此、悉之以狀。延文五年九月廿七日。左中辨判。鴨禰宜殿。追仰。御供所大炊殿先忩可修營之由可下知、氏人等旨同所被仰也。○此度正祝權祝故障之處、闕職之通代官役參勤仕候樣相成候時者、正祝之所へ片岡禰宜祝之內一人參勤、權祝片岡之一職、貴布禰三ケ所ヲ代官役之者相勤申候事に御座候。右者享保四年御書付に、神主幷四官闕之時は、片岡貴布禰之職より可相勤旨被仰出、自然片岡貴布禰之職於有故障所勞者、雖爲神主幷四官之闕代官役之氏人可致參勤旨御座候故、右之通に御座候。且又片岡貴布禰之職、一職充は其社に殘り候樣に被仰出候故、旁以右之通に御座候。○大御所樣信仰社司等故障之節、代官役之氏人勤仕之義被仰出候に付、例書等委細書付入御覽候。一右之通被仰出候ても、正祝權祝兩職者、直に代官相務候義にては無御座候。正祝之所は、享保四年御書付之通、片岡之社職之內より相務、權祝片岡之一職幷貴布禰闕職之所代官相務申候、片岡貴布禰一職充は殘申候故、片岡兩職之內、若當病之時は、直に正祝權祝二職共代官役相務申候。則別紙書付入御覽候。一社司等當病之節、名代之者位袍之儀、位階乍蒙　勅許、本人之位袍着用仕候、幷難得其意存候得共、箇樣之義迄も彼等違亂申候故差控罷在候。御上より位袍にて相勤候樣に被仰付被下候得ば忝義奉存候。且先達て名代無位之旨、向後無用に仕候樣に被仰付候得共、此義も彼等先年被仰出候趣不用無位之者茂語合申義難得其意候、何とぞ右之義も無用に仕候樣に被仰付被下候得者、是又忝仕合可奉存候。○竹千代樣來春は御元服之可爲　御沙汰候。左候得ば先例之通從二位大納言可爲　御任敍御事候、然者來春は公方樣右大將之義、大納言樣へ御讓被成度段奏聞可被　遊候樣に被思召候。此段內々傳奏衆迄可申入候旨御　意に候。一右之通に候得ば公方樣には右大將御辭退之御事之條、隨身兵仗之宣下有レ之度御事候。○先御代之例。一台德院樣に

は慶長六年被レ任ニ大納言一、同八年右大將御兼任、右は御家督以前之事。一慶長十年權現樣征夷大將軍ヲ台德院樣へ被レ爲レ讓、將軍宣下之同日被レ任ニ內大臣一候事。一權現樣には始終大將ノ御沙汰ニ及バレズ征夷大將軍計御兼帶にて候。隨身兵仗宣下は、慶長八年右大臣御轉任之時有之候事。一台德院樣も慶長十年將軍宣下之時被レ任ニ內大臣一。其以後大將御兼帶之儀不ニ相見一、隨身兵仗宣下は有レ之事。○妙心寺派古月座元與申者、道德他ニ勝レ、年齡七十有餘相成候條、此度特賜禪師號之事、一山井法類等相願候旨、甘露寺家より御申達有之候に付、彼是被レ遂ニ御吟味一□狀等被レ成ニ御覽一候處子細有之間敷被ニ思召一候に付、傳奏衆迄被ニ差出一候樣被レ仰候由、此義寺例は無ニ御座一候得共、沒後之例准に被レ有ニ御沙汰一にても苦間敷哉と被ニ思召一候。仍私存寄御尋之趣奉ニ承知一候得共相考追て御答可ニ申上一候事。幸充云、所司代土岐氏狀乎。○口上覺。新年祭一於神祇官被行之相考見候處、神祇官御沙汰先達而元文二十二四作圖指上候。月次祭と大概同前に御座候事。一禁中御作法之事、江次第漏脫候歟。建武年中行事所見仕候例幣出御同じ事之樣に相見候。一幣物三千一百三十二座にて御座候歟。一座別之幣物、延喜式四時祭所見候也。右御幣物當時之義故、上廿二社ばかりに被相略候へば、御作法之品は替り候得共、祈年穀奉幣之祭と同事に被成候歟之事。○覺。南部先祖ハ皇孫にて人王五十六代淸和天皇より始り、其苗裔新羅三郎義光、其子刑部三郎義淸、甲州に居住仕、家名武田與申候。其子淸光、其次男加々美次郎遠光、其子三郎光行、或は信濃三郎共申候。是當家之先祖に御座候。一光行事、甲州巨麻郡知行仕、同郡南部に居住仕候故、家名を南部と申候。一文治年中奧州合戰之時、光行軍功御座候に付、從ニ右大將賴朝一、奧州之內糠部以下之數郡恩賞に被レ行、依レ之甲州より下向仕候。當年迄五百五十餘年代々領知仕候。一家幕紋割菱に御座候。其後鶴之吉瑞之故有之、双鶴之紋用申候。一光行より當時修理大夫迄三十三代にて、代々血脈を以系統相續仕候。右之通御座候。先祖より代々持傳候系圖、數百年之事に御座候得ば、殊之外虫ばみ、文章難ニ見合一御座候に付、今度書替仕度奉レ存候。右品付之外御書加可レ被レ遊品御座候は

ど、御書添御文章は何分にも御取繕可レ然様御調被レ遊被レ下候様奉レ願候。一右御文章之末に御歌御目錄二首計被レ遊被レ下候様に仕度奉レ存候。一御文章之末、當時之年號月日、尤御官名御名乘御朱印等迄、委く被レ遊被レ下候様に奉レ願候。以上。十一月。〔割註〕幸充云、一條關白兼香公江先年被ニ相願ー候也。以レ有ニ御由緒ー也。○幸充云、以上之品々雖レ爲ニ無用ー、可ニ打捨ーも無ニ本意ー時々隨レ筆如レ此、品好之後裔者可レ見之者歟。仍記。

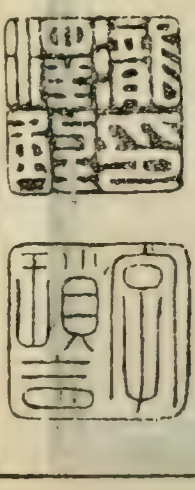
嘉良喜隨筆終

曲亭翁著

烹雜記

烹襍記方成先是書賈柏榮堂嘗觀稿本請刊之未許而竊取鴨齋先生所撰瘞筆塚銘充之序以登梨棗及刻成余則始知之召詰之則曰是書首篇載新堀山玫證寫彼碑充序乃有其緣也余漫然不深咎之又不敢拒也題數行而還之

蓑笠陳人解識



瘞筆冢銘

曲亭翁者、稗官者流也。善飾亡根之事以醒里耳、綴鑿空之話以振恆心。雖戲謔似弄世。頗寓勸懲焉。其所著傳奇小說、大小凡二百餘種、皆隨時尙以標其異、追世態而悉其變。今年新於去年、明年新於今年。是以詞中搆無數之幻緣、紙上現無邊之化境。一創一奇、百創百奇、漏天機者爲不尠矣。其無邊無數之寓言、雖悉出翁一人之意匠、假毛穎氏之資者、二十年於此。噫毛穎氏亦甚勞矣。夫稗官脞記者鄙事也。毛穎氏勞鄙事而費其精。々費則頭禿。頭禿則人弃之。旣假其資而弃之、則其精蘊而鬱矣。豈得無祟耶。於是欲瘞枯管而祀之。中山途遙、言歸未迨。因留瘞于東都之郊。擧之以布囊、斂之以瓦甎。庶幾永安于茲。冢在於谷中新堀山之

上。乃建之石而勒其銘不亡勞也。銘曰、
若魂氣則無不之也。無不化也。汝化矣。則將奚處奚歸乎。問之無聲、叩之無音。汝傚毘耶氏之默耶。抑患貫中氏之瘖耶。瘖乎、默乎、
吁戲乎。噫得無箴後之戲譏乎。於是乎、銘于石。

文化六年己巳春二月

鵬齋龜田興撰并書

披齋狩谷望之篆額

翁名解、字瑣吉、一稱馬琴、曲亭其別號也。姓瀧澤氏、江戸人、世仕某藩爲武辨之家。父諱興義、性長技擊而射御之術無不悉究其奥矣。有子數人翁其季也。翁以多病故、去而隱市。其所著諺詞冊子、巧寫憂樂愁啼嬉笑怒罵之光景、使閭人稗子估客村農不能不爲解頤酸鼻千般萬般之態。是以名噪一時。坊賈捷利者、獲翁之新著以爲居奇而得其贏餘者有年矣。今玆坊賈等與翁嗣子興繼相謀、而建之。蓋飲水思源之誼也云。

鵬齋興再識

曲亭翁烹雜記成。書肆柏榮堂、寫鵬齋先生所爲作曲亭瘞筆之銘、移欲充之序、來請余書。余常辱二老之知。余之拙書亦二老之所知也。故不肯辭、書以與之。

文化辛未初冬　京山樵者

烹雜の記前集目錄

概畧

この書はをさな〲、童蒙の爲にすなれば、かき流したる水ぐきの、ふりにしかたを見するにも、淺きを汲て、深きに渉らず。まいて唐山の書籍を引に、多くは國字をまじえ寫したる所もあり。此となく、彼となく、ひとつに綴よせたれば、名づけて烹雜の記とやいはん。さばれ、もろこし人の筆のすさびにせし、侯鯖錄といふものには、似るべうもあらぬかし。

この書、これのみに止るにあらねど、時の後れん事をおそれて、今僅に兩卷を刊行す。これは書賈が所爲なれば、予が知ることにあらず。後集、續集、遠からず草を起すべし。

予が著述、毎年に、只速なるをもて利とす。されば、この編のごとき、本月はじめの四日、にはかに、おもひくはだつことあり。よりて八かの日より筆をとりそめて、五日がほどに、はや廿四五頁を稿じ果たりしが、あまりに、物々しくて、童蒙には、えきこえじとおもふ所もあれば、これらをば、みな拔捨て、更にあは〲しき事ども、おもひ出せるまゝに、書つけつゝ、十五日に至て、一卷に滿たり。かゝれば、一遍も草稿を更ず、只、てにをはの、うち重りたる、或は、文字を脫したるあれば、いやが上に、はりかけて、果は、敷紙といふものに、似たるくだりもありけり。この故に、一日も、机のほとりに、粘のなくては、骨のはなるゝこゝちぞする。かくまでに遽しく、文作るもの、いにしへもありや。いまだ物にしるせるを見ねば、わがうへ誰かは實事とせん。固より教となるものならねば、後々までは懸念せず。なき力瘤出さんとて、まだ見ぬ書のみあさりくらさば、山のとね見て、絢ふ如く、いた

づらに、口ごろへなん。只あさ糸の、あさはかにも、短き才に綴ることの、かく速なるよしを、しる人は、ゆるしもせん歟。曩に著したる燕石雜志は、おもひの外に悞おほかり。よりて友たちの、誰かれ、或は、とほき縣の文人に、打驚されたる條もあり。さらでも傭書に悞れ、或は、漏せし事を、後にみづから考得たるもあれば、今この編の後に附。われもし彼書を著ずば、わが悞を誰かは告ん。告ずは、しらであるべきに、ゆくりなき幸なるかな。この書も、さこそあらまほしけれ。

文化八年辛未仲穐ノもちの夜、月ノ光を著作堂の西廂に引て校しをはりつ。

簑笠漁隱

烹雜の記前集 巻之上

荏土 瀧澤解 編纂

一 新掘山

日暮の里は、江戸名所記、全部七巻、寛文二年五月の印本、巻ノ一第十五條に、新堀村と出せり。又江戸古鹿子、元禄四年九月の印本、紫一本天和三年寫本、等みな、新掘としるして、日暮里と書ることなし。但紫一本の上ノ巻新掘の條下、編者の自註に、所の者、今は日暮里といふといへり。かゝれば、天和のころ、はや日暮里と書るにやあらん。新掘、日暮里、音訓相似たればなり。かくてその文字、稍俗ならずなりにければ、やがて訓に唱て、日くらしの里といふ。しかるに今俗は、里の字を省きて、日くらしとのみ唱るもあり。かくては、舊名の新掘の義に稱はず。上野、下野は、元來上毛野、下毛野なるを、中葉より毛ノ字を略されたり。毛は草なり。彼處は郊原、山澤多くて、いと草ふかき地方なれば、上毛野、下毛野と呼せ給へるなり。國々の名、二字に定りて、上野、下野と書に至ても、なほ毛の字を添て唱たり。和名類聚鈔、國郡の部考ふべし。これ毛の唱を省ざるゆゑに、今なほ古意を失れず。これらに由ても、日暮里を、日くらしとのみ唱るは、省略に過たるをしるべし。しかれば、ふるくは、新掘なるを、後に、日暮里と書かえてより、日くらしの里と唱ふ。こは、此ごろのことなるを、入江翁の繋舟松の碑銘に、山曰二道灌一、里曰二日暮一。可二以徵一と書れたるは、別に考る所ある歟。こゝろ得がたし。日暮里青雲寺の上なる山を、今俗は道灌

山と唱ふめれど、これもふるくは、新掘山といへり。江戸總鹿子、延寶四年三月刊行、卷ノ一ノ山の部に、新掘山は谷中のうしろにあり。是又、道灌の舊趾なるよしいへり。山中に、諏訪權現の宮あり。云々。今按ずるに、新掘を、日暮里と唱はじめしころ、好事のもの、道灌の事をさへとりよして、新掘山を道灌山といひしにや。紫一本に、道灌山は谷中感應寺のうしろ、七面明神の山つゞきなる、城山のことなり。岩淵といふ所は、江戸より岩附への道なり。そこに常勝寺といふ寺あり。道灌の菩提所なり。又、小日向金剛寺といふ寺に、道灌の御影あり。道灌山より東北を見れば、限りなく云々。こゝにいふ道灌山は、天和以來の稱呼歟。ふるくは物に見えず。或はいふ、件の道灌山は持資入道の事にあらず。關道灌といふもの此に處れりなどいふめり。いづれも、證文を引ざれば、徵としがたし。又、西窪にも道灌山といふあり。江戸總鹿子卷ノ一ノ山の部に、道灌山は西のくぼにあり。持資入道の舊趾なりといふ。山ノ上に、稻荷の禿倉あり。この山の鎭守なりとぞ、云々。これを紫一本には塚の部に收めて、道灌塚と出せり。僅に二三里を隔て、道灌といふ山二ッあるを見れば、好事のもの〻附會せしにはあらぬ歟。疑ふべし。予をもてこれをいへば、いまだ徵とするに足らず。

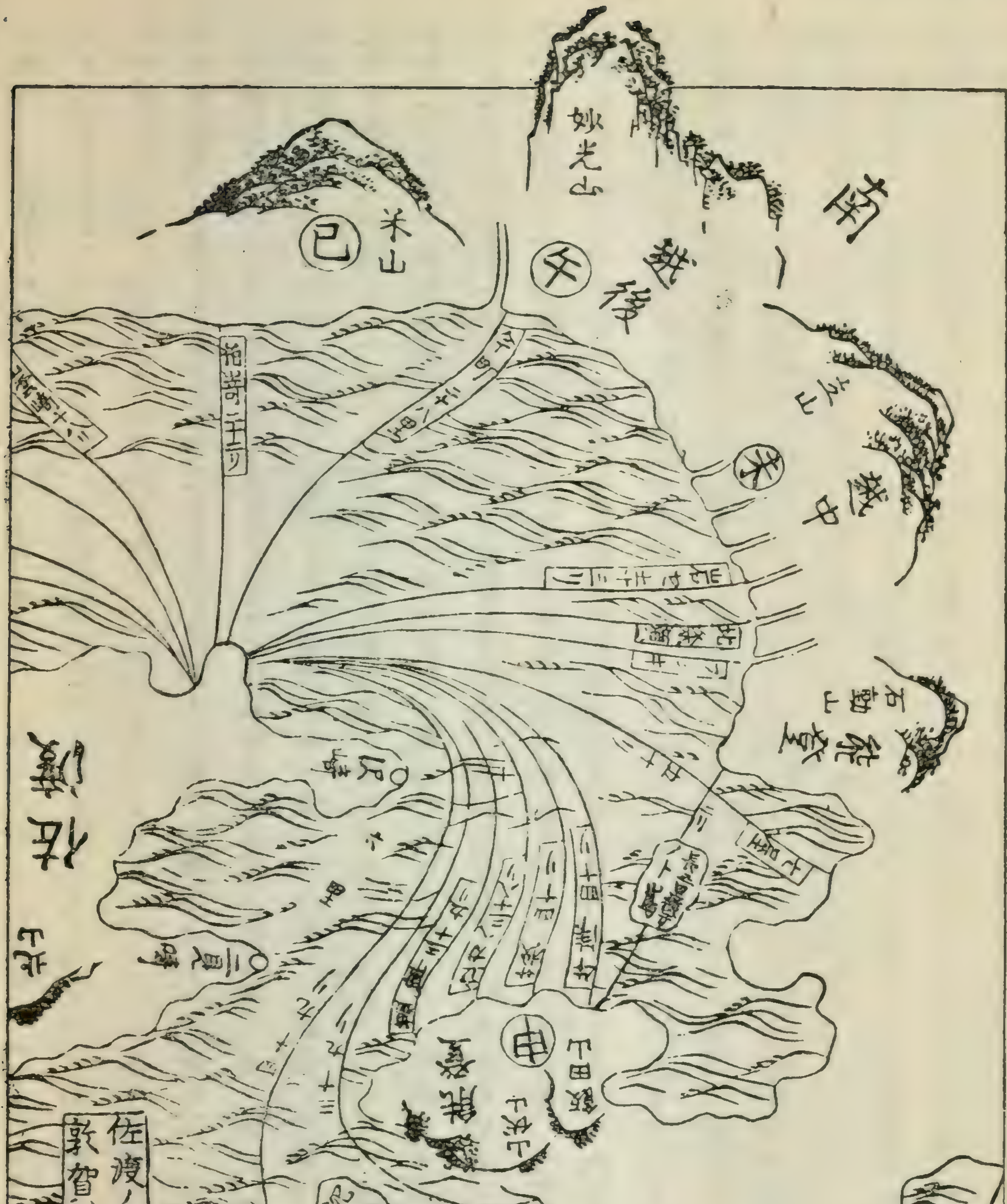
いぬる己巳の年にやありけん。日暮里なる修性院とかいふ寺の庭に、やんごとなきかたざまのおん歌を石に彫て立たり。此ころ、予、彼處に遊びつ。立よりてこれを見れば、

　　たれとなく咲そふ花のかげに來てげに日くらしの里ぞにぎはふ

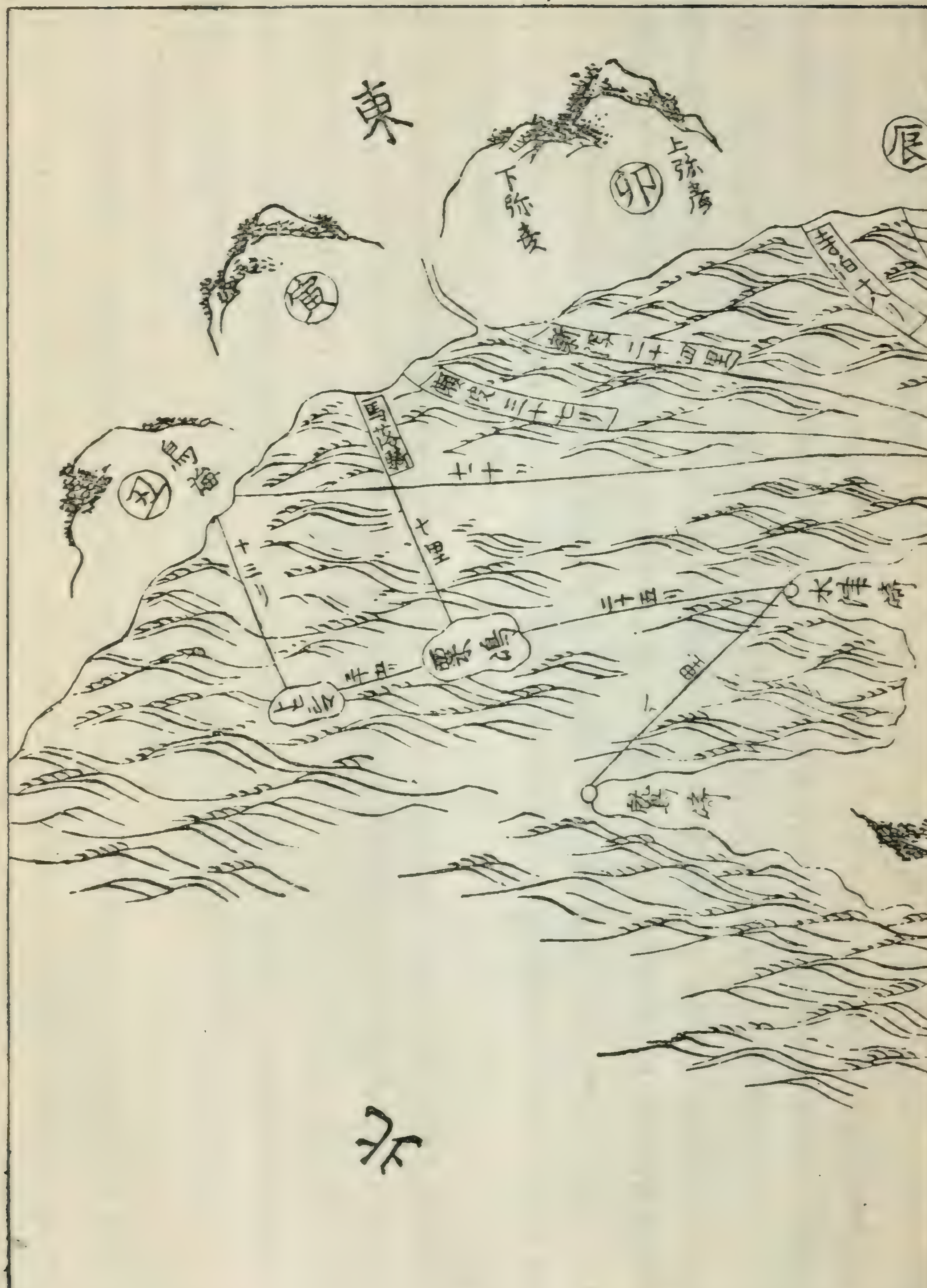
從一位資—とかゝせ給へり。あづま人の需に應ずるよし詞書あり。いとたうとく、いとめでたし。江戸にてかゝる歌塚は、いまだ見ざる所なり。日暮の里の名は、これよりや定るべからん。

二　多湊ぶり　ほいと　非人　善知鳥　附

佐渡は、さはとの中路なり。さは、多なり。とは、みなとの上略なり。〔割註〕とを、字の如くわたる義にしてもかなへり。このごろ、諸國名義考といふ書を刊行せしと聞つ。われいまだ見ねば、こゝに贅せず。」ふるくは、多を、さはと訓したり。〔割註〕さはといひ、やまといふ。みな物の多き義なり。今も、物の多きを、やま〳〵といふ。さはやまとかさねて、繁多の義なるを、世俗にて、字に澤山と書しより、これを音に唱て、たくさんといふ。かくてはその義を失へるなり。」これより、能登、越中、越後へ渡るに、湊いと多かり。この中、越後を順路とす。佐渡の小木より午のかた、越後の今町へ、水行二十八里、辰巳の方柏崎へ水路二十二里、出雲崎へ水行十八里、卯辰のかた、寺泊へ水行十八里、寅卯の方、新潟へ水行二十四里、瀬波へ水行三十七里、寅のかた、粟島へ水行二十五里、粟島より馬落崎へ水行七里、粟島より丑の方鳶島へ水行三十五里、鳶島より鳥海へ水行十三里あり。又未申の方、岩瀬へ水行五十三里、北條須へ五十三里、七尾へ五十里、申の方牛津へ四十四里、狭へ四十里、立刀へ三十八里、鹽津へ三十五里、酉の方高井へ水行三十九里、和島へ水行四十九里、みな小木よりこれを數ふ。〔つばらに圖中に見えたり。〕又佐渡の澤崎より、同國二見崎へ水行六里、水津崎より鷲崎へ、水行八里あり。かくの如く、渡海の港口多きゆゑに、多湊と名く。又、本州に、雜太郡あり。〔和名鈔に國府この郡にあり。〕雜は、假字にて多の義なり。太と渡と通ず。これ則和泉に和泉郡あり。河内に河内郡あり。駿河に駿河郡あり。能登に能登郡あり。加賀に加賀郡あり。出羽に出羽郡あるが如く、佐渡、雜太、文字異なりといへども、その義おなじ。佐渡へわたるはいと難義なるよし、南谿子が東遊記にもいへり。一書に、神學類聚鈔を引て、佐渡は、瀬戸の義なり。又、圃にあはしては、田の多き故に、多田の義歟。としるされたるは、受がたし。〔割註〕因にいふ。三十年許むかしの小歌に、佐渡は四十九里波の上とうたひしは、和島より小木の湊へわたるを



妙光山
米山
越後
越中
能登
石動山
佐渡
佐渡ノ小木ヨリ越前敦賀ヘ百二十二里


東
寅
卯
辰
下弥彦
上弥彦
七里
水津崎

いふ歟。海上四十九里あり。」又、按ずるに、古記に、挾門に作れり。亦これ假字なり。一說に、海中に離れたる國なれば、離所の略かといへれど、かゝる島峯は、佐渡のみならんや。離所とするは、受がたき說なり。〔頭書〕追考、伊勢國桑名より、乾の方三里許に、多度といふ所あり。多度太神宮立せ給ふ。多度、こゝにはタドと唱ふ。タト、サハト、サト、その義同じ。」

一書に、佐渡の風土は晴天稀にして、風雪忽地に起り、驟雨しば〳〵至る。この故に、虹おほかり。夏は夕立なくて、常に急雨あり。雷は夏稀にして、冬おほしと、土俗はいへれど、冬雷のなき年もあり。露、霜ともにすくなきは、風の吹はらふ故にやと思ふに、たま〳〵風の吹ざる日も、露、霜は、すけなし。風は日として吹ざることなし。霧は夏に多く、雪は金比山より降そめて、消るに遲し。相川の東に白子山といふあり。季秋の中旬よりこの山に雪あり。こゝに降ること二三度にして、里にも降るといふ。雪は每日に降ながら、積ことおほからず。里の深雪は五尺ばかり、山路は一丈にも及べり。簷垂氷は、二尺より五尺に至り、寒風つよく吹ときは、席薦を吹あぐる如く、雪は透間より入て、席上に積り、湯は速に水となり、硯の水は、晝だも凍る。戶外に雪覆あるをもて、白晝といへどもいと闇し。よりて、明るに早く、暮るゝに遲ければ、冬の夜いとゞ長くぞ覺る。本州、東南の海のつきたる鷲崎村より梅津村までを、內海府といふ。このわたりなる村民は、波濤より出る朝日のみ見て、太山にのみ沒る夕陽を見る。又、西北の海につきたる願村より小田村〔割註〕原本、「小河村に作る。おそらくは非ならん。」今、地圖によつて改レ之。」までを外海府といふ。こゝにをる村民は、山より昇る朝日のみ見て、海に沈る夕陽のみ見る。月もこれに準へてしるべし。〔割註〕解、按ずるに、內海府、外海府、共に加茂郡に屬す。願村と鷲崎の間を、ハシキ野といふ。」

同書に云、佐渡の海上に、巖かさなりたるあり。赤松、そのうへに生出て、蓬萊の島臺といふものめきたるいくばくもあり。いと大きやかなる巖、奇妙の窟など、くさ〴〵あり。はじめは目をおどろかしぬるも、後には飽こゝちす。唐畫の山水見るやうにおぼえて、やわらぎたる景色にはあらず。山路をゆくに、險しき阪ひとつふたつこえて、今は平地に出る歟と思ふに、さはなくて、又高き坂あり。これを登り果れば、又そが上に、高き阪あり。この故に、他鄕の人は、路に退屈して、疲勞るゝこと甚し。海は西北の果をしらず。白波のかたまれる如くに走るを、土俗、うさぎと唱ふ。風ある日には、必このうさぎ見ゆれど、烈風、激浪甚しきときには見えず。只、浪の音、百千の霹靂の落るごとくにおぼえて、いとすさまじ。地震ときは、舂くがごとく、すべて魂をいたましむること多かり。本州の山嶽、赤やかに兀たる多きは、金氣によれり。以上摘レ要

佐渡は、いとおどろ〳〵しき荒磯なるよし、ふるく物にもいへり。されば、いにしへの制度に、罪のいと重きをば、こゝへ配流せらるゝもありけり。〔割註〕聖武天皇の天平十四年壬午冬十月十七日戊子、河邊臣東女を、佐渡の國へ流す。正四位下鹽燒王が反逆の事によつてなり。〇孝謙天皇の天平寶字元年丁酉秋七月、安宿王を佐渡の國へ流す。中臣朝臣良麻呂、私に廢立を謀るによつてなり。〇冷泉天皇の安和二年己巳夏四月、藤原千晴、千晴、一作二千晴一。秀鄕の二子なり。佐渡國へ流す。左府高明公と同意たるによつてなり。〇鳥羽天皇の天仁元年戊子春二月、源ノ朝臣義綱を、佐渡ノ國へ流す。舍弟義光に誣られて、無實の罪を得たればなり。〇後白河天皇の保元元年丙子夏五月廿五日、盛則入道を佐渡ノ國へ流す。新院隨從の武士たるによつてなり。〇高倉天皇の安元二年甲午冬十二月晦日、山本兵衛尉義經を佐渡ノ國へ流す。治承元年丁酉夏六月二日、新判官資行を佐渡ノ國へ流す。平家をかたむけんとせしによつてなり。





○順徳天皇の建暦二年壬申夏六月八日、伊達四郎某を、佐渡ノ國へ流す。荻生右馬允と鬪諍の罪によつてなり。承久三年辛巳夏六月廿二日、順徳天皇を佐渡ノ國へ遷し奉る。北條義時が所行なり。○龜山天皇の文永八年辛未冬十月廿八日、僧日蓮を、佐渡ノ國へ流す。宗門建立の事によつてなり。○後宇多天皇の弘安四年辛巳秋七月二日、佐介修理亮時光を、佐渡ノ國へ流す。○伏見天皇の永仁元年癸巳夏四月、平左衛門尉宗綱を、佐渡ノ國へ流す。宗綱は、賴綱入道果圓が長男なり。父と弟飯沼安房判官と相謀りて、北條貞時に叛くよしを告訴せしによつてなり。永仁六年戊戌春二月、冷泉院入道爲兼卿を佐渡ノ國へ流す。北條貞時が所行なり。○後醍醐天皇の正中元年甲子春二月七日、權中納言資朝卿を佐渡ノ國へ流す。北條高時が所行なり。この餘のこと毛擧に遑あらず。」文祿のはじめより、こがねの花さきてめしかば、いとめでたき島峯となりつ。且泰平淳化の時にあへる事久しければ、人のこゝろもあらき波風とともに、和ぎて、文の道にさへ、わき入るもの、彼處にいと多かりとなん。しかれども、所としてはなは辛き活業するもありけり。嘗彼處の風俗を粗記したる物を閲せしに、漁獵せざる村民は、耕作の暇毎に薪を伐、或は莚、臥座、草履、草鞋、苫などを織り、蓑笠を縫ひ、石を鑿、木を挽、竹細工するもあり。或は索を綯ひ、葛根を掘り、山稼をするもあり、鹽を燒もあり、日傭に出、海船水主の飛乘するもあり。種々の商物するもあり。婦女子は、木綿を織、さき草を刺縫、柴を樵、磯菜を摘もあり。姫津の女子は糸を繰り、漁索を綯ひ、湊町の女子は日傭を挊了、役夫とひとしく、旅客の行李、鎗、挾筥、合羽籠を擔ふとなん。およそ、賤婦は、三十三歳に至るまで、眉を剃らず、髪をゆはで、只、抑つかねておくのみ。紅脂紅粉を施さず、櫛、笄等絶てなし。帶にはかならず帶平といふものを挾り、稀には挾ざるもあり。女子もをさ／＼薪を伐、薪を擔、萱を脊負、野蔬、魚類を擔ひて賣あるくもあり。又、海濱

なる女子は、男子とともに網引を業とす。市中の女子も準てしるべし。常には、手拭を鉢巻にし、或は、神社の祭祀の日、或は、遊山、翫水のとき、紫の帽子を細く疊て、額より頂へかけて、これを戴。帽子は紫に限るにもあらず。黒きも白きもあるべし。衣裳はかならず、紅花を水染にしたる木綿をうらきぬとす。二布もこれにおなじ。但舊家と茶店のみ二布は白しといふ。又、賤婦は、さき織といふものを袿とす。又、とうねといふものを、布もて縫て着たるもあり。さき織といふ物は、江戸にていやしきものゝ脱捨たる木綿のつゞりきぬを、本州へ船積にして送り來るを買て着用す。これをさき帛といふ。彼さき草を山苧をもてひたと編つゞり、道服の如くにして、常に着るなり。以上摘要。今をもて古を推量るに、承久の擾亂、正中の苛法、萬民の父母として、かゝる荒磯に遷され給ひ、槐門の貴族として、うき島守に身をよしつゝ、生て華洛へ得もかへらず。旅魂誰家に落給ひけん。いと痛きことにあらずや。當時の分野、おもひやるべし。〔割註〕解、再按ずるに、さき草は、刺草にて、とうねは胴着を訛れるなるべし。江戸より送る舊衣を刺て着用するをもて、刺草といふなり。草は草□の草の如く、刺衣したるとといふ義なんら歟。」

相川の人平夏海、曩に予に語ていへらく、佐渡にて乞兒をホイトといふなり。古老傳へていふ。承久三年の夏、順徳天皇本州へ遷され給ひしとき、みやこ人、のち〳〵にはいたく落魄したるもありて、嗟來の食だも辭せざりしかば、漁翁山妻これを憐ざるなし。これより乞兒をホイトといふ。ホイトは、布衣徒の義なりといへり。解、按ずるに、これ牽強附會の言なり。信ずるに足らず。ホイトとは、乞兒をいふ。こは佐渡に限る言葉にあらず。今も、中山道、及紀路にて、乞兒を、ホイトといふ。高野山に杜鵑の歸り後れたるが、木の節穴などにかゞまり居て、やゝ寒くなる時は得動かず。餌も元來えせぬを、

雀がつどひて餌を與へ、來るとしの春に及ぶまで養ふなり。いと不思議なることにて、これを雀のホイトといふ。ほいととは、乞兒の事なり。雀の爲の食客といふこととぞ。これを醫生和田氏に聞るよし閑田次筆にいへり。又、按ずるに、江戸にて、曜齋を、はつち坊といふ。ハチとはホイトといふが如し。ハとホと通じ、チとトと通ず。江戸にて、比丘、比丘尼の乞兒して、人の門に立ときは、必はいィといふ。上野以西にては、ほゥいィといふ。ハイとは鉢米を入れ給へといふ事なり。ハとホと通ずれば、ホイといふも、おなじこゝろなるべし。

因にいふ。近屬、四方硯とかいふ物を閲せしに、いと愛たき考多かり。そが中に、非人といふ濫觴なりとて、三代實錄を引て云ク、有レ勅賜二非人逸勢男龍劍、實山等本姓一聽レ入レ京。これ當時、非人といふ濫觴なるべし。本刑の人を、非人といふより、その人孫迄を非人といふ。今の非人といふものに、いかで勅ありて賜ことあらんや。こゝに載て考證の一に備るのみといはれしは、こゝろ得がたし。實錄に、所謂、非人逸勢の非は、罪ノ字の悞にて、印行のとき网を脱せしものなり。すべて印本の三代實錄は、脱文特に多く、悞字も又少からず。補任などの事、その餘許多漏したり。これ善本を獲ずして刊行したればなり。むかし、犯人を非人といひしこと、外に見及ばざることなり。文德實錄には、嘉祥三年五月壬辰の條下、流人橘朝臣逸勢とあり。さて今いふ非人は、人にあらずといふ義にはあらず。非當レ作レ悲。彼等、元來悲田院垣外の徒なれば、悲人といふなり。

佐渡國雜太郡相川の鎭守を、善知鳥大明神と號す。祠官市橋攝津。神明、春日の兩社、同所に相並て、立せ給ふ。これを相川の三社と稱せり。土俗の說に、善知鳥の神社は、周景王のおん女を祭るといへり。緣起甚しき怪談なれば、こは、妄誕なるべし。異朝の公主を祀ることありとも、いかで神明、春日を、左右にし錄するに堪ず。

たてまつるの理あらんや。祭る神こそ定かならね。善知鳥は出崎といふがごとし。陸奥の方言に、海濱の出崎を、うとふといふ。外濱なる水鳥に、觜は太くて、眼下肉つきの處高く出たるあり。故に、これをも、うとふといふ。彼鳥の觜に喩て、出崎を、うとふといふか。出崎に比て、彼鳥を、うとふといふ歟。何にまれ、さし出たる處を、うとふといふは、東國の方言なり。美濃の御嶽驛の東に、うとふ村あり。信濃に、うとふ阪あり。いまは、鳥頭と書。これらみなさし出たる處なれば、うとふといふなるべし。さて、うとふを善知鳥と書よしは、此鳥、甚しく人をおそれ、又よくその友を愛す。もし、その一隻を獵師に捕るゝことあれば、もろ鳥、そのほとりを翔めぐりて、鳴こと甚く、涙を落す事、雨の如しとなん。故に善智の二字を當たる歟。又、鴮とも書り。その義詳ならず。予、曩に善知鳥の寫眞一張を獲たり。そのゝち又、善知鳥の腸を脫て乾たるを見しに、前に獲たりし圖と大かた違ず。鳥の大サ小鴨に類して、羽は、うす墨色なり。羽の色すべて雉子鴿といふものに似たり。觜は太くして前尖り、横に巛如レ此陷たる處ありて、すぢの如し。觜よりつゞきて、眼下肉つきの所、高くさし出たるが、その色、本は薄紅、すゑは黃に黑色を帶たり。鷗にすこし似たるやうなれども、大に同じからず。眼下に白毛垂て、髯の如く、足に水搔ありて、腹はすこし白し。水鳥の足は、大かた後へよりてつくものなれど、この鳥は、わきてその足、臀にありて、尾はいと短し。今つばらに、こゝに圖す。舊說に、善知鳥は親をうとふといひ、子をやすかたといふといへり。一書に、此鳥、砂中にかくして子をうむなり。獵師おやのまねをして、うとふ〳〵といへば、やすかたとこたへて、はひ出るといへり。これによりて、「みちのくの外が濱なるよぶ子鳥なくてふ聲はうとふやすかた。といふ歌は、いできにたれど、いとおぼつかなきことなり。この鳥は、荒磯の中にて、安かるべき干潟をたづねて子をうむゆゑに、親を出崎に比て、う


善知鳥

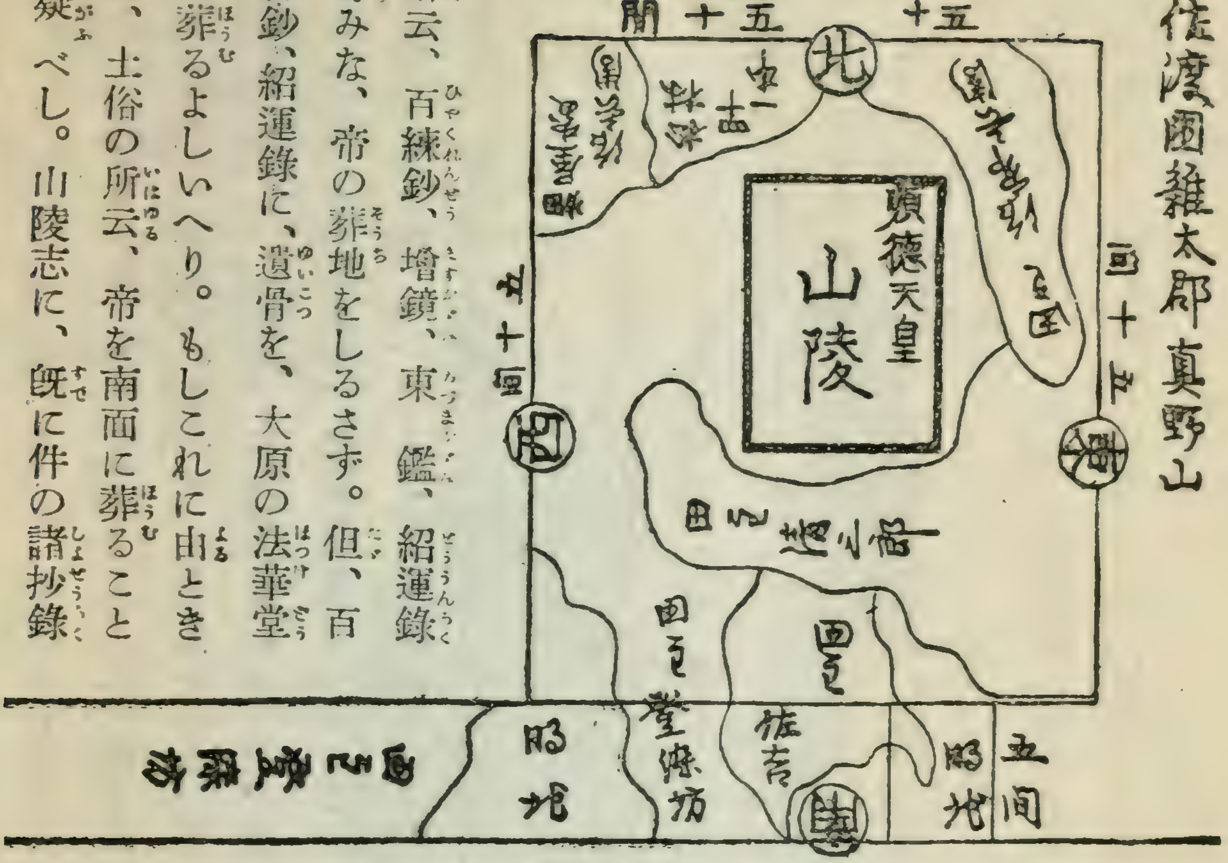
とふといひ、子を干瀉に喩て、やすかたといふ。といはゞ、おだやかに聞ゆべし。しかれども、邊境近塞のことは、傳聞の悞多かり。今、推量をもて說べからず。祕藏抄に、

　ますらをのえむひな鳥をうらふれて涙をあかく落すよな鳥

これによりて、善知鳥の異名を、よな鳥といふ。その子を、えむひな鳥といふよし、註に見えたり。これ又悞なるべし。一書に、これをことわりて云、えんひな鳥とは、その名にはあらじ。將獲雛の義歟。しからずば、ますらをの、えんひな鳥とつゞくことといかゞ。よな鳥のなは、助字にて、涙をあかくおとすよ鳥とよめる歟。只、うとふのことを詠るのみにて、異名にはあらざるべしといへり。又、一說に、よな鳥は、善知鳥の異名なり。この鳥、子を捕られ、友をとらるゝときは、必よゝとなく故に、よな鳥といふ。といへり。人のかなしきときにこそ、よゝともなかめ。鳥のかなしむ時、よゝとなくといふは、いよ〳〵受がたき事なり。むかしより外が濱にては、うとふとも呼つらめ。みやこ人は、その名だに、しかとしらざる鳥にやありけん。なほ考べし。

順德天皇、佐渡へ遷されさせ給ひしとき、はじめは、眞野といふ里にをはしましき。そのゝち八幡へうつらせ給ふとなん。眞野と八幡は、二里ばかり隔て、その間に越の松原あり。一名は、そはずの森といふ。この里過よの御製は、八幡に御座せし時、よませ給ふといふ。こゝにて、皇子、三はしら生れさせ給ひしを、後に神に祝ひまつりて、一ノ宮、二ノ宮、三ノ宮と稱し、今なほ在中にあり。八幡より北にあたりて、和泉といふ所は、順德帝御在世の時の御料所たるよしをいひ傳ふ。こゝへ、をり〳〵御幸ありしとかや。いこはせ給ひし迹なりといふ芝山などあり。今はこの邊いたく荒て、半兵衛といふ農夫の宿所になりぬ。又六尺に九尺あまりなる、いと愛たき石あり。この處の地ぬし、むかしより件の石を鎭守

佐渡國雜太郡眞野山



解云、百練鈔、増鏡、東鑑、紹運録等みな、帝の葬地をしるさず。但、百練鈔、紹運録に、遺骨を、大原の法華堂に葬るよしいへり。もしこれに由ときは、土俗の所云、帝を南面に葬ること疑ふべし。山陵志に、既に件の諸抄録を引たり。

と稱して祝ひまつれり。もし褻て、そのほとりを穢すことあれば、閭宅の男女、忽地眼病を患ふといふ。今なほしかり。又、彼半兵衛が地境、南のかたに、新九郎といふ農夫あり。これが田圃の中に空地ありて、堂所と呼びなしたり。是も同帝の御願として、一宇の堂を建立し給ひ、一軀の靈佛を置せ給ひしが、堂の傍なる松の梢に龍燈のあがりしとぞ。今なほ龍燈松と唱ふ。彼堂は、僅に舊趾を存すれども、今なほ獨松のみあり。又、龍燈も、をり／＼のぼりて、彼松にかゝるとぞ。又、帝宿願の旨をはしますとて、和泉の四隅に、木佛四軀を、おかせ給ひしかば、東の觀音、西の彌陀、南の藥師、北の天神といひけり。觀音は和泉の本興寺、日蓮宗、にあり。その餘は詳ならず。御長二尺餘、木佛、立像の正觀音なり。この餘、帝の建立し給ひしといふ靈佛、所々にあり。

順徳天皇の山陵は、國分寺、國分寺村にあり。これを守奉る御廟守は、眞輪寺といふ末寺なり。雜太郡、眞野村。當

寺は建暦五年の建立にして、本尊は知證の作なり。寺寶に、順德天皇の御持佛阿彌陀如來、順德天皇の尊像、池ノ藏人、これを作り奉りしといふ。佐渡八景、順德天皇御製のうつし等あり。相傳ていふ、帝遺勅に、わが骸をば眞野山に瘞めて、南面せしめよ。南は華洛のかたなれば、いとなつかしく思へばと宣ひけり。さる故にや。御廟は南向なり。しかのみならず、山陵の松のいとふりたるが、南へさしたる枝特に長し。又、御廟のほとりに石碑あり。苔むし、文字磨滅して定かならず。又御廟より上二町許に船石と唱る巨石あり。これは帝のめさせ給ひし御船の化石なりといひ傳ふ。石のかたち、粗船に似たり。

和泉より四里ばかり東に、梅津といふ村あり。こゝに眞法院眞言宗といふ寺あり。この寺の庭に一株の老梅ありて、苔梅と名けたり。傳ていふ、むかし順德天皇、此ところに行幸ありしとき、もたせ給ひし梅の枝を土中へさゝせ給ひしが、枝葉としげ〳〵に繁りつ、五百餘年の後までも、春毎に花さけり。その樹の幹は四尺あまりあるべし。四方に石垣をしたり。幹の半まで青氈をもて包るが如く、いと厚く苔むしたれば、幹とも見えず。苔より上なる枝は、四方にひらきて、花笠に似たり。花は白く又薄紅なり。梢の花のうつらふころ、苔の中ところ〴〵に蕾を生じて、さながら苔に花さくが如し。よりてこれを苔梅と名く。又二見村なる農夫の庭に老梅あり。名づけて鶯宿梅といふ。花は八重なり。匂ひ究て高し。この梅もおなじ帝の植させ給ひしといふ。但餘木に異なることは、花一輪に、實は必三ッ四ッとまれり。頗奇とすべし。他處よりその穗を乞とりて接木にし、或は實植などにするものあれども、たえて花さき榮る事なし。帝の植させ給ひしといふこと誣べからず。苔梅、船石等のこと、佐渡風土後記に見えたり。

背地圖を按ずるに、眞野山の西は、入江にて、尾河内川、眞野川、國府川、石田川等、そのながれみな越の海に入る。この邊を戀が浦といふ。順德天皇の御船、こゝに着せ給ひしとぞ。この荒磯につかせ給

ひて、いとゞしく華洛を戀しくおぼしめされたれば、戀が浦といふにやあらん。いざさらば磯うつ浪にこと〻はんおきのかたには何事かある。又海へさすがを落し給ひて詠せ給ひける、束の間も身をはなさじとおもひしに水の底にもさや思ふらん。みなこの時の御製なるよし、里老の口碑に傳へたり。抑この帝は、文の道に長給ひて、しかも歌をよくあそばしたり。させるおん僁なしといへども、時の不正にあはせ給ひて、魂を波瀾に漂し、屍を荆棘に包れ給ひき。これを哀んや。彼を惡んや。こゝに且く輪回の理をもて說ときは、義時、三皇を遠き島々へ遷し奉りしより八代、武家の執權として、朝憲を恣にす。しかるに高時、先例にまかして、後醍醐天皇を隱岐國へ遷し奉りしかば、いくほどもなく族滅せらる。成敗は時を得ると得ざるにあり。時を得るときは、拙策もあたる事あり。時を失へば、智謀も行れず。高時が智の短きにあらず。はじめ義時、俑をつくれり。

佐渡の方言に、風は東より吹を山瀬といふ。辰のかたより吹を出しといふ。巳より吹を、うちといふ。南をくだり、未より吹をわかさ、申より吹をひかた、酉を眞西、戌より吹を下西、亥より吹をたば、北は正丑より吹をあひ、寅より吹を中の手といふ。これをしる歌、

卯は山瀬辰だし巳うち午くだり未わかさに申ひかた風
酉眞西戌はしも西亥たば風北は眞丑あひ寅は中の手

この餘方言いと多かり。○露草を、めくすり花といふ。○瞿麥を、ところてん花といふ。○芹を、ばいたといふ。○かねほりを、大工といふ。江戸にていふ大工な番匠といふなり。○土官の女兒を美人といふ。又びいさまといふ。びいは、美人の轉語なり。又あにねといふ。あにねは姉なり。○愛子を勘藏といふ。〔割註〕勘藏は甘草なり。あまく育るといふ義にや。百年あまりむかしの小歌に、かんざうねんやとてあまちやちやそだてといひしとぞ。今

按ずるに、ねんやは寢よなり、あまちやちやは、あまやかすなり。○夜具をやぶつといふ。夜物なり。○石斑魚を四十といふ。四十、此云之々嘗。乾魚商人を四十物商といふ。四十物、此云安邊毛乃。○もいをを、はちめといふ。〔割註〕魚にめの字を添て唱るおほかり。赤目、黑目、めくろさめ、めばる、ひらめ等なり〕○あふらめ〔割註〕舊註不詳。この物種類多し。沖あふらめ、磯あふらめ、わたりあふらめなど、くさ／＼あり。〕○氷をしみといふ。○醉狂鬪諍を、すべておごるといふ。○心苦しきことを、てきないといふ。江戸にてせつないといふがごとし。○ものいふことを、しやべりことゝいふ。○ちよとあひたいといふことを、しそらくあひたいといふ。○酒の間するを水をとるといふ。○木履を、げらといふ。〔割註〕相川にては、下駄といふ。いま按ずるに、げらは下駄の訛りなるべし。○刺織にする木綿のふりたる裂を、さきくさといふ。注、前にいへり。○人に酒殽など贈てゆきて拜するを、つとひらきといふ。今按ずるに、つとは苞苴の義なるべし。○八幡村より出る女商人をやはらあねこといふ。今按するに、やはらは、八幡の訛なるべし。○船の歇る所を、澗といふ。小木湊に內澗、外澗の稱あり。〔割註〕舊註に、澗の字、土俗通用す。字彙に、澗は爭訟之聲なり。その義にかなはず。〕右佐渡の方言、ある物に見えたるを、いさゝか抄錄し、且自註を增すものなり。この餘いくばくもあるべし。

佐渡に三十種の異魚ありといふ。予曩に燕石雜志を編るとき、その三四種を載たりしが、いまだ形を見ざりき。しかるに彼編刻成のころ、相川の夏海子、件の異魚の乾たるを贈れり。凡四品。こゝにおいて、その圖を模ざるを遺憾とす。故に今、これを圖す。所云三十種の異魚は、○とこひれ、文鰩魚に似たり。六ノ稜及小刺あり。○針千本〔割註〕かたち、しほさえふぐといふものに似て、全身に刺あり。〔頭書〕追考、和名鈔鯸鮧、和名布久閉、犯之則怒。々則腹脹浮出水上者也。これ江戸の、俗のしほさえふぐと唱るものなり。石伏



針千本
鮫ノ守
海藻の類
矢根石
銅クサリ
白石英
白きこと水晶の如
カニツカ


箱フグ
雷斧石
木葉石
黒ヨウ石
赤玉石


禿骨畢列
或記云此魚全躰文鰩魚に
似て六の稜あり稜に小なる
刺あり刺毎に細脈亀甲の紋の
如し其の質堅硬乾枯るものは
けれバ褐色に変ず漁人肉を
餘あり上下の長鬣これを引けバ
十四堂琴嶺写

龍宮の鶏



或のいへらく龍宮鶏とハ佐渡の方言にて鬼頭魚の奇品なるものなり頭に冠ありて鶏に似たり横肚に小なる方角高起て剣鑿る如し乾枯しなるものハ堅硬して海馬に似たり今按ずるに全體その色鮮紅にして又魚の如し實に希しの佳種なるべし

鉦敲魚

この魚ハ佐渡のミならず相豆の海中に多くあり或ハ多く魚の形大小一ならず大なるものハ尺許に至るもあり鱗なくその色薄黒に青と黄を帯て光澤あり横肚ハ水色の中に薄紅を帯る鰭の如し両面に黒圓紋ありとの魚脂ありて味美なり相豆の海中冬春の交多くこれを獲る漁戸これを的魚といひ又賀陀比と呼ぶとぞ



今按ずるに是を江戸にていふ加々美豆比の奇品なるべし

琴嶺典継写

は鯷なり。和名鈔に鯷音夷、和名伊師布久、性伏沈在二石間一者也。」○箱河豚、海すゞめといふものに似たり。○鯛の聟源八、鯛に似て極てちひさし。○鮫の守り、〔割註〕魚にあらず、海ほうづきといふものゝ如し。又そのかたち、藤まめに似たり。○鉦たゝき、鏡鯛に似たり。○かうごり、〔割註〕未レ詳、石伏の事にや、石伏の一名を、ゴリといふ。このもの二種あり。海河ともにあり。眞物は、腹の下にひれありて、杜父魚に似て小なり。聲ありて夜鳴く、ひれにはりあり。海なるは、やわらかにして、河なるは、するどきよし、山海名產圖會にいへり。カウゴリは、河石伏なるべし。○瘤鯛佐渡にてかんたひといふ、これにや。未レ詳。○海馬、佐渡ならでもあり。大きなるは稀なり。○龍宮雞、鬼頭魚の奇品なり。この類三十種ありとぞ。餘はいまだ詳ならず。これらを本草に考なば、漢名のしらるゝも又能毒もあるべけれど、今倉卒の間に錄するをもて漏せり。他日考たゞすべし。〔割註〕トコヒレ、鉦たゝき、龍宮ノ雞は、ある人所藏の畫幅を臨寫す。」又海中に生ずる異草四種あり。○雪海苔、土呼は未レ詳。○蔓藻、藻海なり。○海松、○海柳、又は海濱に稀に流れよるもの四種。○藻玉、○蛸船、○巨葭、○椰子。〔割註〕今按ずるに、藻玉一名藤榼子、一名猪腰子、この物、蠻國に生す。本草綱目啓蒙巻ノ十四の上、榼藤子の條下を考ふべし。蛸舟は、相摸の江ノ島にていふ鰹の烏帽子の類なるべし。又按ずるに、本草綱目啓蒙巻ノ一の十背椰子の條下に、椰子、通名ヤシホ、又津輕にては、タウヨシノミトいふよし見えたり。」又花卉、鳥獸は○黑萩、小倉村にあり。他所にあるは葉短し。○白蒿、小泊村及西三河村にあり。○雪割草、方言未レ詳。銀山にあり。又他所にもあり。○福壽草小川村、達者村の邊特に多かり。○人參草、長江、栗ノ口、大野等の村にあり。○鷲の巣、〔割註〕二見、北狭、岩屋口、關願、深浦、澤崎、大杉等の村々にあり。○寄鯨、稀にあり。○玳瑁、〔割註〕このもの、元文三年のころ獲たりし事ありとぞ。海龜は常にあれども、玳瑁はそのゝち聞えず。○海獺、○海豹、稀にあり。○葦鹿、北海の俗、トゞといふ。○山獸は狸

と兎のみなり。狢ありといへども、狸に混雑して慥ならずとなん。〇雪なだれ、〔割註〕形海月に類す。その色潔白にして、雪の解るがごとし。この物稀にあり。土俗、これを雪なだれといふ。これ大和本草に所云、北海に雪魚あり。方一丈餘、その形鰈のごとし。その肉白くして雪のごとく脂なし。好て海上に睡るといへり。これなるべきよし、ある物にしるされたり。

又佐渡に、十七ロと稱する奇石あり。所云十七ロは、〇赤玉石、赤玉村にあり。〇じやうしんばう石、眞受川村にあり。眞受一本眞之に作る。〇木葉石、關村にあり。〇鮎石、羽茂本郷にあり。〇石鍾乳、戸地村にあり。〇溫石、北鵜島村にあり。〇砥石、新穗村にあり。〇蒲萄石、内海府邊にあり。〇黒曜石、和泉村にあり。〇燧石、〔割註〕土俗、せんべい石といふ。又さめがい石といふ。西三河村にあり。〇石腸、〇無名異、銀山にあり。〇水晶、銀山にあり。〇紫石、處々にあり。〇矢根石、處々にありといへども、奇品はまれなり。〇雷斧石、稀にあり。奇品稀にあり。この餘〇菊銘石、處々にあり。

又土産の藥草二十四種あり。精く採らば三十種、五十種にも及ぶべし。またく廿四種に限るにあらずとかいへれば、こゝに錄せず。但、本州の黄連、極めて佳。故に、をさ〳〵これを鬻く。細辛も又よしといふ。

いぬる年、佐渡の相川なる夏海子に訪れしころ、親しく彼處の風土をきゝつ。又さらでも豫より、先達の記しおかれたる書ども、ひとまき二卷藏たれば、これらよりあさりつゝ、わが淺はかなる考さへ姑くかきもしるしたり。こは九牛が一毛なめれど、後の人亦續ことありて、この足ざるを補はゞ、故よりおのがねがひにこそ。

烹雜の記 中之巻

三 痳娘々

痘鬼の事は、曩に燕石雜志に載つ。しかるに、なほおもひ漏せし事あれば、こゝに述。七年ばかりさきの春、なべて童子等の痘を病ことありけり。此年の夏五月、わが宅より二三十歩東のかたに住ひたる傭夫の婦、有一日晝寢したるが、忽地に覺て、その隣の人に物がたりつるを、後に聞けば、彼婦のいへらく、さても奇しき夢をこそ見つれ。いづちより來ぬるとはしらねど、六十あまりなる媼の、ふるびたりける青茶染の布子を着たるが、つとむかひなる長生ぬしの門より入て、あがり框に尻をかけ、茶を乞つゝ喫ことおよそ三度にして、退出にけり。さて左り右なる耳房の門をさし覗き／＼して、與生ぬしの背門より入らんとして、しばらく躊躇、いな／＼こゝは後にこそ來めとひとりごち、北の巷をさしてかへると思ふ折、商人の呼聲に覺されにき。こはよき夢ならんや。わろき夢ならんやと問に、占するものはなくて、みなあざみ笑ひけり。かゝりし程に、彼長生が女兒、痘瘡をやみつ。いとかろらかにして、酒湯といふもの、そゝぎかくるころ、又その妹痘瘡にて臥したり。さて、季なる男兒さへやむに、みな恙なく肥だちぬ。又與生が孫女、とし十三になるまで、もがさを患ず。今玆はこの疫のこよなう行れぬれば、祖父も祖母も、いかに／＼と思ひおそりたりけるに、この度も、また遁にけり。かくてぞ人みな、曩に傭夫が婦のゆめ見たりといひつる媼は、世にいふ疱瘡神なるべしと、やうやくに曉りしが、與生が孫女は、なかひとゝせありて、年十五の春彌生のころ、痘瘡いとかろくておこたり果しつ。この時もまた、

人みなさきの事などいひ出て、媼が茶を乞て三たびこれを喫たりしは、長生が三たりのむすめらが、痘瘡やむべき象なりき。又與生が背門を張つゝ、こゝへは後にこそ來めといひしに、一點たがはず。こたみ彼孫女のもがさやむを、見よ世に病瘡神といふものゝをはしますこと疑ひなしとて、いとかしがましくのゝしりけり。こは怪談に渉れども、予が親しく観もし、聞もしつることぞかし。草木子に、鬼は人の影なりといへり。物あれば必影あり。既に世にこの病あれば、彼鬼なしとも誣がたけれど、ありと決んはなしとするにしかず。唐山にも、よくこれに似たることありけり。彼處にては、疱瘡神を痲娘々といふとぞ。左に考證す。

耳食錄云、痘神何神也、姑勿深考。或曰、居峨眉山姐妹三人、身著麻衣、蓋女仙之流、主人間痘疹之疾。人呼爲痲娘々云。神甚靈驗、而嚴于小節。病痘之家爲位奉之。言語稍不撿、衣物稍不潔、及誠敬少懈者、病者輙作神言語、呵譴之。雖私隱無不昭揭。其甚者、痘或不治。爲得罪於神也。靈異之跡不可勝紀。然亦非妄禍人者。吾鄕陳君洪書兒、時以痘死。置於東廂。其母撫而哭之。座於戶限、倦而假寐、見三麻衣婦人入室。視兒驚曰、向幾誤。此望都宰也。可放還。言畢出戶去。母驚覺、兒已甦矣。後果仕望都邑令。罷官歸、今猶在。由是觀之、痘殤者非盡神之爲政也。其亦數之前定者歟。

解按ずるに、耳食錄十卷、今冊五巻一帙、清の乾隆中の人、撫州の樂宮譜字元淑、號蓮裳が編述する所なり。この書今より十年ばかり前に舶齎せり。今なほ罕なりといふ。或藏弃せられしを、借抄してもて、異聞を廣む。かゝる怪談は、いとうけがたき事なれども、前にしるしたる、わが鄕のことをもて推ときは、亦誣がたし。神は心なり。鬼は氣なり。鬼神は固より我にあり。鬼神の我に降にあらず。わがこゝ

ろ鬼神を來たすのみ。怪に足らず。予が相識れる坊賈の叔母、齡五十にあまれども、いまだ痘を病ずとて、こゝろにふかくこれを懼る。さる故に、痘の流行する年には、杜して必遠くも出ず、寐るときはその夢に痘鬼と鬪ふことあり。その艱苦いうべうもあらず。しかれども、勝負なし。これを憂ことにおもひほそりつゝ、その侄甲にいへらく、吾儕もし夢に、疱瘡神に負ることあらば、彼病にて死んといふ。甲叮嚀に理を推て諭せども諾ず、かゝりしかば、甲又これを憂ひつゝ、近ころをり〳〵療治を請ふ。醫師ちかきわたりにありしかば、竊にこれと相謀り、有一日彼醫師して叔母にいはするやう、世に痘を病ざるものあり。正月一日と、八月十五日に生れたる男女これのみ。およそこの兩辰に生るゝものは、生涯痘を病ことなし。病といへども極てかろしと、方書に見えたり。われ年來、これを驗るに、實に古人の說のごとしと、眞しやかにいひこしらへたり。この老女八月十五日をもて生れにき。よりて今その說を聞て、ふかくこれを信じ、且歡びて、侄甲に告。甲、なほしらぬおもゝちして、をさ〳〵醫師を稱にければ、年來の狐疑頓に解て、痘をおそろしとおもふ事なければ、夜さへうしろやすく寢て、夢に神とたゝかふことなし。今に至りて、この老女痘を病ず、身も又隨てすくよかなりとぞ。

四　夢に冥土

十あまり三とせさきの春、予、夢に冥府に遊びしことありけり。覺てそのよしを、書とゞめ、破簏の底に藏めたりしを、今玆の夏、紙魚を拂ふとて、ゆくりなく撈り出せり。よりて、みづから繕寫して、世の童子等に示すのみ。癡人、面前夢を不說。われ又秘して、何にかはせん。

寬政十一年己未春三月十七日、このゆふべ、予夢に冥府に遊びつ。覺ての後も記憶せり。一片花飛て春を減却す。峯の白雲、晴ながら愁を拂ふ山下風はなし。物思へばながむる空も霞こめて、世は春ながら

こもりゐつ。詞かたきもがなと思ふ折、亡友某甲、忽然と來にけり。予、あやしみて、子は襄に身まかり給ひぬと聞たるに。今、訪るゝことこゝろ得がたし。いかなる故やあると問ば、友のいはく、その事に侍り。けふなん冥府放赦の日なれば、吾們たま〳〵遊行を許さる。いざ給へ。黃泉の光景を見せまゐらせんといふ。予、遽しくこれと共にゆく程に、前程いくそばくそをしらず。又絶て、東西をしらず。遂に忽地、友に後れて、ます〳〵こゝち惑ひにけり。山を踰、水を渉り、ゆき〳〵て見かへれば道次に官舍あり。門前に莚布わたしたる上座に、媼ひとりみつわぐみてをり。ちかくなる隨にこれを見れば、荆婦が養母會田氏なり。外姑は、寛政七年四月廿九日沒したり。しらぬ里にまどひ來て、しれる人にあひぬるは、いと憑しきものなるに、況これは、荆婦の母なり。海月の骨にあふこゝちして、別離の情を述るほどに、童子の或は五ッ六ッばかりなる、或は七ッ八ッなる、或は十あまりなる、うちつれたちてこゝに來て、額をつき、何事やらんいひしかば、外姑、うち點頭つゝ、木牌の四五寸ばかりなるを、あまたとり出て、或は四五枚、或は一二枚、彼童子等にわかち與へしかば、童子等、おの〳〵これを得て走り去。少選して餅果子なんど、くさ〴〵の食物を携來て、少許外姑にたてまつり、みづからこれをたうべつゝ、歡ぶこと限なし。予、その故を問ば、外姑のいはく、大凡婆婆なる父母、妻子、兒孫等、亡者の爲に善行を修し、常に好て施すときは、その錢、必冥府に歸し、そのこゝろざす所の亡者の有となる。しかれども、冥官法度を出して、常にはその錢を取ることを許されず。只けふのごとき一切放赦の日を待て、わかち與へ給ふなり。吾儕幸にうけ給はりて、このことを主れり。さばれ、わが主るところは、わらはべのうへのみ。但、亡者には錢を弄ことを許されず。故に割符をもて、これに換るといふ。予これを聞てふかく感佩し、且おもへらく、わが胞兄弟はやく二親を喪ひにければ、口碑に傳る祖先のうへなど聞

漏せしも少からず。家兄のみ、考妣の物がたりに傳へも聞給ひけん。これさへ去年の八月、四十の秋の露と消給へば、むかしの事を問よしもなし。日來、このことといたう心苦しく思ひたるに、今ゆくりなくこゝに來つれば、親、胞兄弟はさらなり。その面影だに見もしらぬ祖父祖母にさへ、あひ奉らば、ねがふにえがたきさいはひならんと思へば、今さらになつかしく、また外姑に對て、わが親胞兄弟は、何處にをはする。あはし給ひてんやといへば、外姑、答て、この事、容易からずといへども、あはんと思はゞゆきてたづねよ。路なほ遙なりとて、叮嚀に指南せられしかば、やがて外姑に辭しわかれ、ひたと走ること、數十町にして、路いと陝く、忽地に暗くなりて、日のくれたるごとし。時に前面に物ありて、ゆるし玉へ、ゆるし給へと叫びしかば、胸まづうち騷ぎながら、その聲を郷導にしてゆきて、これを見れば、身長六尺あまりなるいとおどろ／＼しき盲法師が、嚮に予を誘引來れる亡友をうつ俯に蹈すえ、汝何の爲に陽人を伴ひ來れる。今もしこれを忽にせば、必地府の制度を亂さん。とくいへ。いはずやと罵つゝ打懲すにぞありける。いと痛しく思ふものから、影護てよりもつかず、こなたに闚窺をる程に、忽地、袂を引ものありけり。驚つゝ見かへれば、外姑なり。聲をひくめて、よからず／＼汝速に歸るべし。もし歸らずば、彼友ます／＼笞をうけん。人を苦むるは、善根にあらず。とく／＼といそがしたり。われいまだ、親胞兄弟に環會奉らず。こゝよりむなしく歸らんは、遺憾きことゝいふべうもあらねど、何ともすべなくて、又外姑に導れ、舊來し路へかへると思へば夢さめにき。胸は頻りにうち騷ぎて、ひやゝかなる汗、衣のうらをとほしたり。やうやくに、われにかへりて、枕にかよふ鐘聲を僂れば、曉るにちかし。われいまだ佛學せざれば、佛說の忝きをしらず。この故に、浮屠家に媚ることもなきに、いかなれば、かゝる夢をみたりけんと思ふに、去年の八月十二日、家兄なくなり給ひし

より、年は改れども、袖におく露、いまだ乾ず。まだ時ならぬ、雪霜の頭にも降そめつべし。かゝる歎きのかずそひて、今この夢をむすべるなり。むかし、小野篁の生ながら冥府にゆきかひ給ひたる。笙窟の日藏の燋熱地獄を見給ひたる。その事、妄誕にちかしといへども、夢としいはゞ誣べからず。けふよりしてわれは信ず。白氏が三夢記寓言にあらず。于時、己未ノ暮春十九日、家廟を拜して自記し訖。この日は祖父の亡日なり。

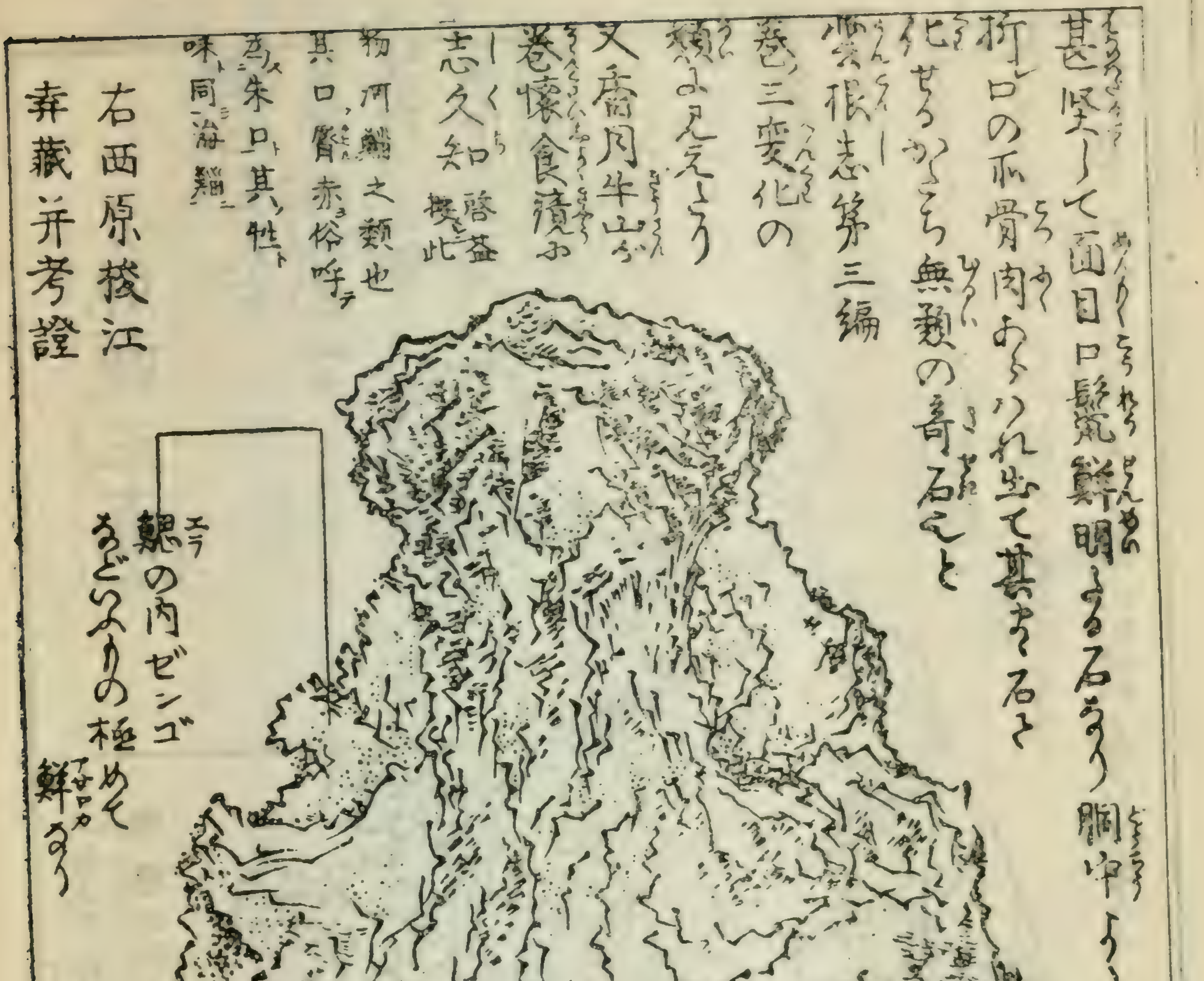
自評すらく、人の夢は神と物と交るにあらず。乃魂と物と接るなり。目を開けば陽となりて、魂その位に居る。目を閉れば陰となりて、魂その位を離る。則時ありてか物と接る。かゝる故に寢ては夢生ず。神は則中に處て將帥の如く、一身の主たり。中臣の祓考ふべし。離れてこれを外にするときは死す。かゝるゆゑに方術家に、神を出すときは、その生も死するが如し。〔割註〕莊子、齊物論、南郭子綦隱レ几而坐。仰レ天而噓。嗒焉似レ喪二其耦一云々。」とは則これなり。然れども、若夫化して二となり、三五となりて、これ彼皆よく動靜するものあるときは、則又純皆神なるにあらず。或は魂と魄と兼たり。間形を煉り、生を養ふこと、初て成ことありて、返ることあたはざれば則死す。出て滯ることあるときは、病。又驗べし。故にいふ。夢は乃魂と物と接るなり。況夢之事皓首頽年といへども、いまだ嘗みづからもて老たりとせず。凡歷る所、多く少壯時のことなり。亦驗べし。蓋、夢は少陽の氣なればなり。以上、宋の王逵が說に本づく。蠡海集考ふべし。唐の段成式が酉陽雜俎に云。李鉉が李子正辨にいふ。至精の夢は、則夢中の身なり。人見るべし。劉幽求が妻を見るがごときは、夢中の身なり。則知りぬ。夢は一事をもて推べからず。愚者は夢少し。獨人に至て問のみにあらず。騶皀百夕一夢なし。巻ノ八の十二、面を照べし。又按ずるに、酉陽雜俎三巻貝編に、地獄一百三十六、三角の生死は善と無記となりといへり。しかして錄する

所、青出死地獄、黑繩地獄、號叫地獄、燋熱地獄、八寒地獄のみ。蓋、佛說に、地獄の數一百三十六とするものは、天一、地六の數ならん。又十八地獄の說あるも、三六十八、陰の數なり。宋の王達が云、釋氏に十八地獄の說あり。人口に膾炙すること久し。其義いまだ詳ならず。然れども、釋氏に、六根、六入、三毒の分あり。六根は、眼耳鼻舌身意に緣、六入は色聲香味觸法に因る。皆、三毒貪嗔癡の惡業あり。故に三六共に十八の數と成るなり。又九地にして、これを兩にすれば、亦其十八の數なり。〔割註〕右小兒輩の爲に引ところの文、悉國字に寫す。文義を味んとならば、原本を照べし。」かゝれば佛說は、只理のみ。姑虛實を問ざれし。

五　魚化石

風流をもて友かき結ぶ梭江主人、鯔の頭の石に化たるを藏弃す。請てこれを見るに、未曾有の奇品なり。これを見れば魚頭なり。これを敲けば果して石なり。主人のいふ、われこの石を、筑後柳川、某家に獲たり。彼家の傳來、詳ならずといへども、恐らくは、雲根志に載する所の、田尻氏の弃藏せるものなるべし。われ嚢に米元章が嗜欲に傳染して、只管奇石を聚んと思ひしころ、志を費し、辛くしてこの石を獲たりき。固より雲根志に所見あれば、十餘年前有一年、田尻氏へ消息して、かゝる石を、今も弃藏せらるゝやと問はせしに、今はなしと答たりき。しからばこの魚化石は、雲根志に載たる所の物なりけりとおもひ決めたり。卷懷食鏡に、志久知の俚呼を朱口といへり。同書鯔の條下を考るに、江鮒も洲走と同物のやうにしるしたれども、九州にては別種とす。方言に、江鮒、赤目、屋須美、朱口、黑目、ギチヤウ、ボラといふとぞ。叮嚀に話談せらるゝ。予獲がたきの物を愛するにあらねども、造化の變これをしらずばあるべからず。今、圖說を併してこゝに臨す。


魚頭正面
梭江主人云
筑後柳川君山が
いふ柳川近御
年々といふ所の
郷士田尻宗助
といふ人魚頭の
石に化せしを秘
蔵む此邊にてハ
ミクチといふ魚
ありとぞミクチハ伊勢鯉よ
似たる魚にて大サ二尺餘の魚半より
尾の方ハ朽失て半より頭のかたハ石と化せり
此あたり玲瓏として
瑪瑙の如し


甚堅して面目口鬚鬣鮮明なる石なり胸中より
折レ口の爪骨肉あらわれ出て其まゝ石と
化せるかくち無類の奇石なと
雲根志第三編
巻ノ三変化の
類に見えたり
文裔円牛山が
巻懐食鏡に
しく
志久知 啓益 按此
物河鰍之類也
其口臂赤俗呼テ
為ス朱口ト其ノ性ト
味ト同シ海鰍ニ
右西原捘江
弄蔵并考證
鰓の内ゼンゴ
あどりよりの極めて
鮮なり

六　その罪を惡てその人を惡ず

予いと少かりしとき、竹田出雲が作したる假名手本忠臣藏といふ淨瑠理本を閱せしに、君子はその罪を憎でその人を憎ずといふことを書たり。こは、こゝろ得ぬことを見るものかな。罪と人と、いづれかわかたん。公冶長縲紲の中にあり。しかれども、その罪にあらざれば、孔子これを惡み給はず。公冶長もし實に罪あらば、聖人いかで許嫁し給はんや。孟子羿を評して罪ありとす。この故にこれを笑へり。羿もし實に罪なくば、孟子決して笑ふべからず。小人はその好むところに絆されて罪ありとしりつゝも、その人を憎ざることもあらめ。君子においてこの理あらんやと思ひながら、をり〳〵博物の客に、如此々々の語は本据ありやと問に、或はなしと答、或は只笑て答ざるもありき。かくて年長て、ゆくりなく孔叢子を披閲せしに、そのことあり。但その罪とはなし。孔叢子には、その意を惡てその人を惡ずとあり。罪とせしは、作者暗記の失錯。もしくは竹田出雲は孔叢子を見たることなくて、暗合したるかもしらず。孔叢子上卷論書第二云、孔子曰可哉。古之聽訟者、惡其意不惡其人。求所以生之、不得所以生乃刑之。君必與衆共焉。今之聽訟者、不惡其意而惡其人。求所以殺、是反古之道也。見つべし、罪を意とするときは、聞え易し。孔叢子は僞書なりといへば、聖人の語にあらざるかはしらねども、意味極て深長なり。書は必しも博く覽ざれば、生涯惑ひ解がたしと、このときやうやく思ひおこしつ。

附ていふ、孟子梁惠王の上篇に見えたる、挾泰山以超北海の譬は、元來墨子に出たり。墨子には挾を挈に作る。又北海を河濟に作る。只この三字異なるのみ。墨子卷二兼愛の中篇云、今天下之士君子曰、然。乃若兼愛則善矣。雖然不可行之物也。譬若挈太山越河濟云々。孟子

は故に楊墨を惡つ。しかれども、たま〳〵墨子の辭を取れり。これもその意を惡みて、その辭を惡ざるなるべし。朱子、又ふかく老佛を惡つ。しかれども、經書に註するに、動れば、老說佛語を取れり。〔割註〕朱子の佛語を取りたるよしは、つばらに櫻蔭腐談に擧たれば、今こゝに贅せず。」朱晦菴詩經に序して云、人生靜天之性也。感ニ於物一而動、性之欲也。」これは元來老子の語にして、文子一巻道原篇五面に出たり。文子には性之害とあるよし、仁齋先生はいひにけれど、今世に行るゝ和刻の文子には、性之欲とあり。且朱子の經書に序したる、啻老說佛語を取れるのみならず。俗語といへども、必とれり。宋儒の文章には多く俗語あり。大學章句に、朱子云、間嘗竊取ニ程子之意一以補レ之云々。この間嘗は俗語なり。〔割註〕百回本の水滸傳十七回に見えたり。聖歎本には、間常に作る。嘗常ともに、生平の義なり。又同書第一回に、如常とあるもおなじ。」しかるに間嘗を、コノコロカツテと訓むはわろし。つね〴〵といふ事なり。朱子、つね〴〵程子の意を取て、其文を補ふといふことなるに、嘗をカツテと訓するは、俗語に疎き誤なるよし、鳥山石丈子もいへり。今按ずるに、是のみならず、朱子の孟子に序したる、千變萬化只說レ從ニ心上一來。とある來ノ字を、キタルと訓はあやまりなるべし。この來ノ字又俗語にて哩ノ字とおなじく通用す。〔割註〕水滸傳に來とあるところを、金瓶梅には哩に作れり、考べし。」水滸傳第三回に、掙不レ起來、とある來ノ字これなり。この餘いくばくもあり。枚擧に遑あらず。俗語に所云、來ノ字の義は、この方の俗語に、それよ、これよなどいふよの字と等し。しかれば來字に意あるにあらず。これらの訶論をこちたく物せんは、嗚呼がましき所爲なるべければ、さてやみつ。よりておもふに、今の草紙物がたりなどいふものなりとも、勸懲のこゝろ正しくは、辭のいやしきはさらなり。その意をば惡むべからず。

かさねていふ、禮記は漢儒の纂寫せしものなり。この故に粗老子の語を載たり。朱子の文章禮記を引こと多かり。こゝをもて朱子又老子の語を取れるにやあらん。語錄の類は俗語多かり。これ通じ易きをもつてなり。又程朱の老莊に本づかれしよしは、近比錦城先生の九經談に考證せらる。極て精細なり。九經談卷一總論第八條を照るべし。

七　箴刺

或ひと、今の染坊のきぬを張るしいしといふ字を予に問。予たま／＼國語に見る所あるをもて、箴刺と書べきよしを答たりき。國語卷一周語上四云、瞽獻典、注略。史獻書、注略。師箴、「割註箴之林切○小師也箴、箴刺王闕、以正得失。○刺七賜切、俗作刻。」云々。こゝにいふ師は、小師とて朝廷の理亂得失を正す尤重き職なり。王闕を箴刺すとは、天子の得失を、伸もし縮もして、これをためなほすの義なれば、この方の染坊等が、籤を削りて、衣を張、或は伸、或は縮めなどすることを、小師の王闕を箴刺するに比て、かの衣張の竹籤を箴刺といふならん。こは僻案かはしらねども、稱ふことはよく稱へるにあらずや。俗或は簽に作る。その義をしらず。又簇に作る。簇は蠶箔なりとて、蠶のすだれなり。亦是その義にあらず。又按ずるに、簽は字書に見えず。籢の譌か、籢は鏡籢と熟して鏡の奩なり。その義いよ／＼遠し。○和名しいしとは、しきのしの中略なるべけれど、漢字に當るときは、箴刺と書べし。しいしを音便にて、しんしと唱ふ。この類、常に多かり。

八　夷三郎

えびすの神の事、世にはさま／＼にいふめり。近ごろ七福神考といふものに、諸說をあげて詳に考證せらる。しかれども猶ほ、からがへ漏せるものあるにや。西宮澳夷社は、太田の所變なり。蓋乘ニ


近世畫者が
摸する所の
恵美壽の
像
なり猶
くさぐさの考へあり
左に録して覧に
そなふ

蛭兒吟心ニ而現ニ漁翁一。神代傳受記、これは、彦火々出見尊の海濱にさまよひ給ふ時に、事勝神亦名は鹽土翁と現じ導せし事あり。この說、古記にあればにや云々。又蛭兒吟心の時、感じて出現まします太田命を夷とし、馮夷名、河伯のとし、磯に釣し現るゝ時、澳の別稱とす。世間愛比須と蛭兒と混同せり。蛭兒は、夷社にして、愛比須は、蛭兒吟心の時に出現の神、太田命の所變也。神社啓蒙、又平康頼、流人たりし時、硫黄島を去ること五十町に離山あり、紫岳と號す。彼山に夷三郎の祠あり、岩殿と稱す。康頼こゝに祝詞せし事あり。源平盛衰記、又、安心法師が歌に、「世をすくふえびすの神の誓ひにはもらさじ物を數ならぬ身も 廣田社二十四番歌合。又藻鹽草にも、西ノ宮ノ海老主、世を救ふとよむとあり。これ、歌合の事をいへり云々。日本紀通證に、拾玉集の慈鎭の歌を引たり。「西の海に風こゝろせよ西の宮あづまのみやえひすさすらふ。又大巳貴子事代主神。遊行在ニ於出雲ノ國三穗之崎一。以レ釣レ魚爲レ樂。神代ノ卷。又或說云、三十四代推古天皇九年三月、聖德太子、始ニ市賣買術一誓ニ蛭兒ニ爲ニ商賣鎭護神一。後世以ニ愛比須一崇ニ福神一自レ是始。年代記。又西宮に鎭座の事、神記の舊傳なるべし。定家卿の假名遣には、惠比須の字多し。俘囚人四夷海邊人を、和俗すべて、ヱビスといふ。蛭兒を指てヱビスといふ事、上古にはこれなき事分明なり。以上七祠神考摘レ要。

解按ずるに、中葉より夷の神と唱るものは、蛭兒と彦火々出見尊とこれなり。慈鎭の歌に、夷さふらふ侍に三郎をとよみたまへるが如きは蛭兒なるべし。神代卷云、伊弉諾尊、伊弉冊尊、已生ニ大八洲國及山川草木ニ於是生ニ日神一。次生ニ月神一。次生ニ蛭兒一。雖ニ已三歲一脚猶不レ立。故載ニ之於天磐櫲樟船一。而順風放棄。これ日神は第一にをはします、月神は第二、蛭兒は三郎なり。故に夷三郎と稱す。さて蛭兒

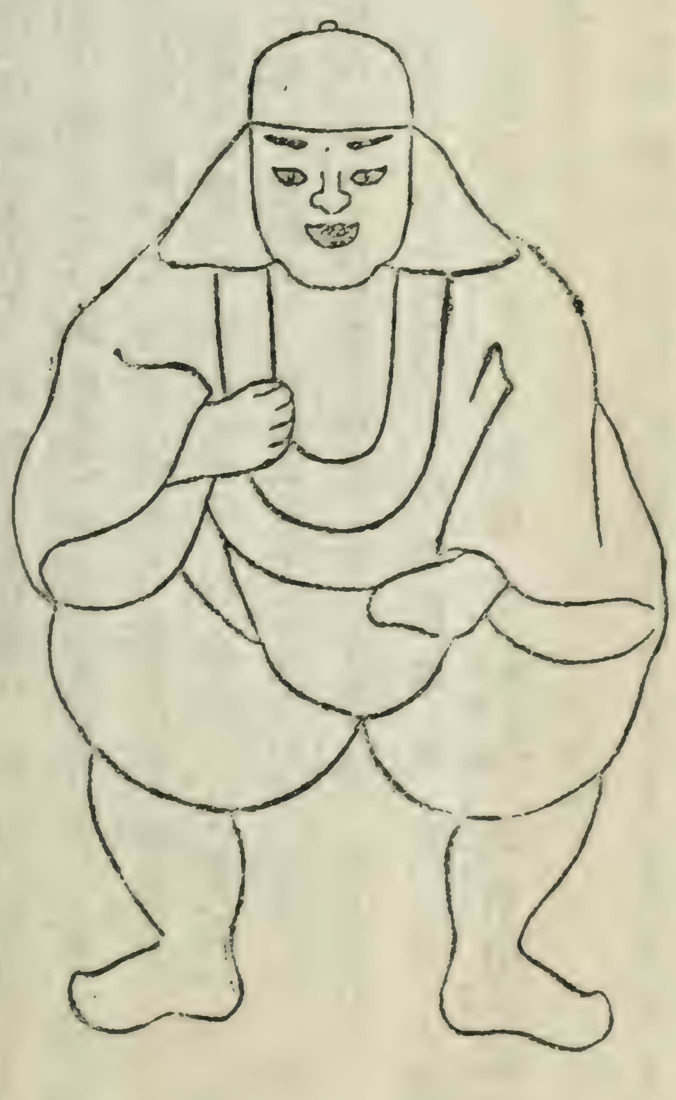
をえびすと稱するよしは、この神、尩弱不具にて、三歳になるまで、脚のたち給はざればなり。すべて物の異なるを指て、えびすといふ。これ、天朝の古言なり。安齋翁の隨筆に、華を正とし、四夷を異とす。故に、夷蠻狄戎、みなえびすと訓ス。匠人紙を裁ときに、角の折こみたるをしらずして、裁漏せば、その角出て餘紙と異なるを、世俗、えびす紙といふも、おなじこゝろ也といへり。〔頭書〕因ニ云、えびす紙は、漢にこれを閃刀紙といふ。名物六帖第三帖ニ引ニ本草ヲ一載ㇾ之ヲ。」今按ずるに、世俗すべて、物の圓かならず方ならざるを指て、いびつといふ。亦是えびすの義也。〔割註〕いとえと通ず。又ふるくは、ずつかよはしていへり。」むかし東をえびすといふよしは、奥羽は邊鄙近塞の地なれば、京様をしらず、華に比ればそのさま異なる故に、あづまえびすといへり。こは、奥羽のみにあらず。八隅の國々いへばさら也。近江にも夷長をおかれしよし、國史に見えたり。〔割註〕文德實錄卷ノ十の十六面、天安二年夏五月己卯の條下を考ふべし。」かゝれば、蛭兒の尩弱不具なるをもて、えびすとは稱するなり。又この神、天磐櫲樟船に乘られて、順風放棄られ、遠き島峯を宿としつ。そのさま、同胞の神たちには異なる故に、えびすとまうさんも亦、そのよしあり。蛭兒の釣を好み給ふといふ事は、紀に見えねども、既に海濱に漂流し給はゞ、又海の幸を獲給ひけん。且、尩弱不具なるによりて、はやく世を避給へば、榮枯得失につきて一切煩ひなし。莊子に、所謂、櫟社の樹、その無用なるをもて、壽きが如く、これ眞の福神にあらずや。世俗は福の福たる所以をしらず。福をもて富の義とす。誤れるに似たり。凡人間生涯の福といふは、榮枯得失の交を脱れて、無事なるにしくものなし。しかるに今、彼が福とする所を捨て、我欲する富を祈らば、これ甚しき惑ひにあらずや。〔割註〕大黑を大國玉命にすれば、この神久しく大八洲を管領し給ひたるゆゑに、天孫に返しまゐらする時、一旦は拒給ひしが、理の拒むべからざるを知覺して、故

なく返しまゐらし、世を避て始終の福を全くし給ひしかば、これも、眞の福神なり。又布袋和尚のごとき、德をつゝみ光を埋み、生涯乞食して、無智無欲にをはりしかば、これも眞の福和尚なり。この餘、毘沙門天、辨財天、福祿壽星に至りては、くはしう七福神考に見えたれば、今こゝに贅せず。」又當今、えびすの神像を觀るに、釣竿を右にし、鯛を左に抱き、無目籠を傍に置て、巖に尻をかけたり。はじめこの像を作れるものゝこゝろはしらねど、釣竿と鯛をもて據とするときは、彦火々出見尊に似たり。書紀の神代巻を按ずるに、兄火闌降命は、自海の幸有す。弟彦火々出見尊は、自山の幸有けり。始兄弟二人相謂曰、試に幸を易んと欲ふとて、遂相易之各其利を得給はず。兄悔之弟の弓箭を還して己が鈎を乞。弟は既兄の鈎を失ひ給ひつ。訪覓に由なし。故別に新鈎を作りて、兄に與へ給ふに、肯受ずして故鈎を責れり。故彦火々出見尊憂苦甚深。行海畔に吟給ひつ。時に鹽土老翁に逢ぬ。老翁問曰、何故にか此に在して愁給ふや。對給ふに事之本末を以す。老翁曰、勿復憂。吾當ニ爲レ汝計レ之。乃作ニ無目籠一、内ニ彦火々出見尊於籠之中一沈ニ之于海一。卽自然可怜小汀あり。於是籠を棄て遊行、忽海神之宮に至給ふといふ段に、海神因問ニ其來意一。時彦火々出見尊對ニ以情之委曲一。海神乃集ニ大小之魚一逼問之。僉曰レ不レ識。唯赤女赤女ハ鯛魚ノ名也。比有ニ口疾一而不レ來。固召之探ニ其口一。果得ニ失鈎一。云々。

見るべし。今のえびすの神像の釣竿を右にし、鯛魚を左にし、無目籠を傍におきたる。すべて彦火々出見尊失ひ給ひし鈎を索て、海神の宮に赴き、赤女の口中を探りて、失たる鈎を獲給ひし形勢に似たり。且彦火々出見尊は弟にてましませども、兄火闌降を超て大八洲を御したれば、これ天稟の福神にこそをはするなれ。ことのやうはよく稱ふに似たれども、彦火々出見尊にするときは、えびすと唱る

によしなし。余が臆度をもてこれを辨するときは、えびすの神は、蛭兒なるべし。〔割註〕安心法師が、えびすの神の、世をすくはんとちかひ給ひしよしを詠たるは、何に本づきたるをしらず。もし、事勝神一名は鹽土老翁、彦火々出見尊をたすけ奉りしかば、彼神を指て、世をすくふえびすの神とよみたる歟。又、彦火々出見尊、天下しろしめして、世をひろく惠せ給ひしかば、彼尊をえびすの神として、世をすくひ給ふよしを、よめるにや。歌のこゝろは、千載集に、慈圓の、おほけなくうき世の民におほふかなわがたつそまにすみ染の袖と、よみ給へるに似たり。」

房總志料巻ノ三、に、上總の夷灊郡山田村に、時雨臺といふ處あり。山ノ上に不動を安す。近ごろ、彼處の農夫、相川某といふもの、山麓を發ことありしに、高六寸許なる銅像を掘出せり。その體甚古質にして、重六百四十量あり。何の像なるよしをしらず。その形、頭に幞頭やうのものを戴き、直衣に袴を著し、左脚を些斜にせり。前年、雪舟の圖したる、えびすの古畫を見たりしに、甚相似たり。右の掌の中に穴あり。竿など著し穴と見ゆ。えびすの像なる事、疑ひなし。側に高き森あり。森の中に、日の神をまつれりといふ。おもふに、彼神祠中のものなるべし。その圖を



こゝに載といへり。今圖説共に抄錄す。これはえびすの像にはあらぬなるべし。羅山先生の說に依ときは、金毘羅の像ならん。彼山ノ上に不動を安すとあるをもて推量するに、はじめは、不動、金毘羅とならびて立るなるべし。七福神考にも、大黑の袋を負像を取て、大巳貴命とせば、愛比須は、金毘羅神たるべきか。いかにとなれば、金毘羅の像、日光山にありて、烏帽子に袴を着て、夷居體なり。叡山にあるも又おなじと羅山先生の記に見えたるよしいへり。かゝれば、房總志料に載たるえびすの像も、金毘羅ならん歟。但、件の像を金毘羅とするも審ならず。金毘羅は、天竺、耆闍崛山の神王なるよし、讃岐の南月堂三等が、金毘羅靈驗記に、增一阿含經、天台妙文句、法苑珠林、大寶積經、金毘羅天童子經等を引て、つばらにこれを考證せり。烏帽子袴は、本邦の平服なり。これを天竺の金毘羅とする事、その故をしらず。但、金毘羅は、三輪の神なりといふ說あるによれるにや。さればこそ、七福神考にも、大黑を大巳貴命とするときは、愛比須は、金毘羅神なりといへるならめ。佛說の外に、金毘羅と稱する神ありやこゝろ得がたし。そはとまれかくまれ、原、金毘羅の像なるを、えびすの神の像とせば、ます〳〵非なり。貫之の像をもて、菅家の神像とし、孔子の像を、閻魔にしたるもありとかいへば、かゝる悞、世に多かり。

夷の假名は、えびすなり。しかるを、中葉より、ゑびすと書。これ誤なり。いにしへは、えみしといへり。みとひとしとすと相通なれば、やがてえびすといふ。書記、垂仁紀に、江美志、又愛瀰詩、私記に江美須、敏達記に、毛人を江比須、大毛人云々とあれど、惠美志とも、惠美須とも書るものを見ず。藻鹽草に、海老主とあるも、海老の假名、えびなり。和名鈔に、鰕和名衣比、注俗用二海老二字一。よろしく、えの假名を用ふべし。前にも辨ずるごとく、えびすとは、京洛より邊鄙を指、雅より俗を指ことばにて、いまだ見なれざ

るものなれば、得不レ見の義なるべし。よしや常に見るものといへども、われに異なるものをば、いやしめて、えみすといふ。譬ば、邊土の浮浪人、官もなく爵もなく、只その强勢をたのみて横行し、動すれば、國司の命に叛ものを。朝廷より俘囚と呼し給へり。奥の阿倍頼時が類、その身富といへども、俘囚なり。これらの浮浪人、いまだ囚とはならねども、犯すときは、必囚となるべきものなれば、これをいやしめて俘囚といふ。漢土にて北狄を北虜とも、又只虜とのみいへるも、おなじこゝろなり。いまだ虜とせざれども、境を犯すときは、必虜とすべきものなれば、いやしめて虜と呼べり。俘も虜も、和訓えびすなり。彼常に見るものといへども、奇異なるをいやしめて、えびすといふよしを、これらに準てしるべし。しかるに物子は、孔子の像に贊して、日本夷人物茂卿と書たり。こは甚き悞にて、非禮のかぎりなるよし、曩に安齊翁の隨筆、及、村田翁の時文摘紕に論じられたりき。人のしるところなれども、姑く童子等が爲にいふのみ。

九、天　狗 以レ惡見レ名附

天狗の事、先達粗これを辨じたり。しかれども、物子が天狗說、尾張の僧、諦忍が天狗名義考、平賀生が天狗辨の若き、或はその文、洒落に過て、事實を撈るに足らず。或は牽强附會して、却穿鑿に疎かり。解は孤陋にして聞こと博にあらねど、今管見をもて諸說を折衷し、世の童子等が惑を解のみ。抑天狗と名るもの、和漢一ならず。星なり、夜叉飛天なり、山神なり、獸なり、山魅なり、寃鬼なり、但當今、和俗のをさ〳〵天狗と唱るものは、なほ天魔といふがごとし。しかるにその說ところを聞けば、善に福し、惡に禍す。魔羅波旬釋迦の時、魔王の名なり。翻譯名義集考べし。と同じからず。しからばこれ何物ぞ。姑く置て論する事なかれ。いさゝか舊記を參考して、もて世の童子等に曉らしむ。

第一證、天狗は元來星の名なり。和名、安麻通止菟禰、又、安麻津記通年。書紀、舒明紀、九年春二月丙辰、朔戊寅、大星從レ東流レ西。便有レ聲似レ雷。云々。於是僧旻僧曰、非二流星一。是天狗也。扶桑略記、丁酉。作二九年一 當今流布の書紀には、天狗を、アマツキツネと傍訓せり。トトネ、キツネ、音通へばなるべし。又、史記天官書九面二十云、天狗狀如二大奔星一。〔割註〕孟康曰、星有レ尾。旁有二短彗一。下有下如二狗形一者上。亦太白之精。」有レ聲其下止レ地類レ狗。所レ墮及二炎火一。云々吳楚七國の反くとき、吠て梁野を過るといふものこれなり。〔割註〕或はいふ、この星いまだ地に墜ざるものは、流星なり。」又晉書二、穆帝升平四年十月云々。通鑑大全二、宋欽宗靖康元年六月云々。唐書二、昭宗の天復元年五月云々。佛祖通載宋理宗端平二年云々。すべて天狗星の墮たるよしを載たり。〔割註〕崎陽の西川如見が怪異辨斷、及尾陽の諦忍が天狗名義考に、これを引たれば、今本文を錄せず。」又太平記卷五、相摸入道、田樂を弄事といふ段に、何くより來るともしらぬ、新座、本座の田樂共十餘人、忽然として坐席に列てぞ舞歌ひたる。暫有て拍子を替て舞聲を聞ば、天王寺のヨウレイホシを見ばやとぞ拍子ける云々。城入道取る物も取あへず、大刀を取てその酒宴の席に臨み、中門をあらやかに步ける跫を聞、化者は搔消やうに失せ、相摸入道は前後もしらず醉臥たり。燈を挑させて遊宴の座席を見るに、誠に天狗の集りけるかと覺て、踏汚たる疊の上に、禽獸の足跡多し云々。これは今俗もいふ天狗に似たれど、この妖怪が、天王寺の妖靈星を見ばやと歌ひしとあるに就ておもふに、是則天狗星の地に墜て人間に血食するにやあらずらん。元の至正元年、天狗星地に墜て人間に血食せしよし、草木子卷ノ三四十六背に見えたり。本文を摽錄す併考ふべし。〔頭書〕草木子卷ノ三云、元至正元年當二天下正昇平一、司天監奏。天狗星墜レ地血二食人間一五千日、始二於楚一遍及二齊趙一云々。宜下二下文一併見上。」

第二證、佛說に所云天狗は夜叉飛天なり。地藏經に、夜叉天狗とあるを、先達、見出して物にしるせしかば、人皆天狗は彼經文より出たりといふ。そは又偏見ならずや。五百年來世にいふ天狗は、果して地藏經より出るや否、證據なくば定かにはいひがたし。但、佛者の說ところ天狗あり、地狗あり、地狗は狐の事にや。書紀に、天狗をあまつきつねと訓たるに由ときは、天狗とは夜叉を指、地狗は妖狐を指といはんも誣たりとせじ。しかれども、予はいまだ、本文を得ず考ず。只見る所は、僧正慈鎭の記に出たり。愚管抄卷七藤氏のうへを評せられたる段に、これは一定大菩薩の御はからひか。天狗、地狗の又しわざかと歎ふべし云々。同書卷六に、兼仲と申候し者の妻もかゝる事申出候けり。それも物くるはしきうつは物の候に、必狐天狗など申物は又候ことなれば云々。或は天狗、地狗とならべ出し、或は狐と天狗とを一對とす。これによりて觀るときは、地狗は狐の事なるべし。權僧正慈圓は、法性寺忠通公のおん子にて、建久の比、天台座主たり。嘉祿元年九月廿五日入寂。諡して慈鎭と號す。愚管抄は、彼慈鎭の著述なりといひ傳ふ。碩學宏才、當時に高かりし僧なれば、天狗、地狗の說、必正しき出處あるべし。

第三證、山海經に載る所の天愚は山神也。又獸也。同書卷五面、十八堵山神、也。神山神天愚居レ之。是多ニ怪風雨ニ。其上有レ氷焉。名曰ニ天扁ニ。音鞭、又卷二十四背、陰山有レ獸焉。其狀如レ狸。郭璞曰或作レ豹也而白首。名曰ニ天狗ニ。其音如ニ榴々ニ。可ニ以禦レ禍。又博聞錄云、山陰有レ獸。狀如レ貍首白嗽レ蛇。名ニ之天狗ニ。又杜子美天狗賦云。夫何天狗嶙峋兮。氣獨神秀。色似ニ猨猊ニ。小如ニ猿狖ニ。忽不レ樂。雖ニ萬夫ニ不敢前ニ兮。非ニ胡人ニ焉能知ニ去就ニ。〔割註〕博聞錄以下、運敞谷響集、及中山三柳醍醐隨筆引レ之。」唐山にて天狗と名けたる獸は、或は狸に類し、或は獅子に似て小なること猿狖のごとくなるときは、名のみ同くて、その物異なり。譬ば雷と、雷獸の如し。

第四證、唐山池州の山魅に、一種此にていふ天狗の形状に似たるものあり。その物人に類して身長一二丈許、面の闊きこと三尺餘、長はこれに倍して披髪なり。鳥喙にして二翼ありといふ。もし果して實ならば、此方にいふ天狗と甚よく相似たり。よりて左に引證す。

廣西通志云、池州近レ山地牧童十餘人聚而戯。或歌或舞。吹笛情方洽。忽見ニ山半ー一人約ニ長一二丈ー面闊三尺餘。長倍レ之。披髪鳥喙。背有ニ二翼ー俯觀ニ群童爲レ樂嬉然而笑。少間垂レ舌長過レ腹。群童大驚皆反走。其人能ニ夷語ー連呼曰ニ合合勿レ驚勿レ去。乃歌舞吹笛以樂、令ニ群童復聚吹笛歌舞ー焉。其人喜拊レ手大笑、聲振ニ林樾ー已而復垂レ舌如レ故。久之乃去遂不ニ復見ー。結毦錄既載ニ是文ー。又馮夢龍古今談概曰、有ニ術者ー哭云。吾見爲ニ天狗所レ殺矣。云々。又元伊世珍嫏嬛記曰、君子國有ニ鳳凰嶺ー出ニ天狗ー。一名胎詹。又唐李綽尚書故實に、十歳の兒、天狗のごとくなるものに攫れしたる物がたりあり。この三ケの故事は、既に桂林漫錄に載たり。今畧レ之。〔頭書〕因に云、宇治拾遺物語巻ノ一第四段に見えたる、大から山にて鬼に瘤をとらしたる翁が事、粗、この物語に似たり。」

第五證、保元物語、及太平記に、所謂天狗は寃鬼なり。保元物語巻三に、この君崇德天皇、怨念によりて、生ながら天狗の姿にならせ給ひける云々。同書同巻に、又云、人の夢に、讃岐院を輿に乘奉り、爲義判官子共相具し先陣仕り、平馬助忠正後陣にて法住寺殿へ渡御あるに、西の門より入奉らんとするに、爲義申けるは、門々をば不動明王大威德の固給ひて入りがたしと申せば、さらば淸盛が許へ入れ進らせよと仰せければ、西八條へなし奉るに云々。〔割註〕こゝには天狗といふよしはなけれど、前の文と併見るべし。」又太平記、巻廿五、貞和の比、往來の禪僧、夕立の雨を仁和寺の六本杉の下に避て怪異を見たる段に、夜痛く深て、月淸明たるを見れば、愛宕の山、比叡の嶽の方より、四方輿に乘けるもの、虛空に集たり、


天狗圖
荊景琴三山の神
唐山池州の山鬼
廣西通志載
國俗所云天狗
春亭画


陰山の天狗
山海経巻ノ二 北四葉ニ出ツ
白鶴童
杜子美所謂猛獣天狗
山陰の天狗
保元物語
義経記
太平記

此六本杉を指てぞ並居たる云々。座中の人々を見れば、上座に、先帝後醍醐の御外戚峯の僧正春雅、香染の衣に袈裟かけて、眼は如二日月一光りわたり、觜長くして鳶の如くなるが、水晶の珠數爪繰て坐給へり。その次に、南都の智教上人、淨土寺の忠圓僧正、左右に着坐し給へり。皆古見奉りし形にて有ながら、眼の光常に替て、左右の脇より、長翅生出たり。往來の僧、これを見て、怪しや我は天狗道に落ぬるか。將天狗の我眼に遮る歟と、肝心も身にそはで、目もはなたず守り居たる程に、又空中より五緒の車の鮮なるに乘て來る客あり、搨を踏て下るを見れば、兵部卿親王のいまだ法體にて御座ありし御貌なり。先に座して待奉る天狗共、皆席を去て蹲踞す云々。この兩說は、人の死後、怨念によりて天狗となりたるよしをいへり。

右證する所の諸說一定ならず。もしその好む所によりて、その說に泥み、天狗は如此々々の物なりなんどいはゞ、却天狗の天狗たる所以を解さゞるに似たり。今俗のいふ天狗は、星にあらず、獸にあらず、幽鬼にあらず。五六百年前に僧徒のいひ出せし譬諭にて、佛說に、夜叉飛天を天狗といふに本づきて、魑魅罔兩を天狗といひ、又轉じて放慢、慳貪、破戒、無慙の道俗を、天狗つき、又直に天狗と名づけてあざみ笑ひしより、やがて天狗道などいふことは出來にたり。こは當時の流行言葉なるが、今に至ていひ止まず。畫者、その形狀を圖するに至て、人身鳥喙にして、左右の脇に翼を添たり。翼は則飛天夜叉を象れるものにして、加るに兜巾を戴せ、篠被に金剛杖をもたし、大刀を佩せしは、修驗者に擬したるなり。故いかにとなれば、大凡、役行者の流を汲むものは、吉野、葛城、三熊野、羽黑なんど、すべて靈山へ登るをもて身の勤とするものなれば、和名をおこなひ人とも、又山わらはともいへば、俗は山伏と唱つゝ、山に緣あるものなれば、魑魅罔兩に撮合して、天狗の圖をば作せし也。かゝれば、天

狗のすがた書は、謎々といふものにひとし。譬ば漢の時、畫者、雷公を圖するに、連鼓を負したるよし、王充がいへる如く、今古和漢その俗同じ。〔割註〕論衡巻六、雷虚篇、王充曰、圖畫之工圖ニ雷公之狀ー纍々如ニ連鼓之形ー。又一人若ニ力士之容ー、謂ニ之雷公ー。使下之左手引ニ連鼓ー、右手推レ椎若上ニ擊レ之狀ー。其意以爲、雷聲隆々者、連鼓相扣、擊之意也、云々。明淸の俗、畫工、雷公を圖するを見るに、力士のごとし。鳥の喙にして二の翼あり。しかして連鼓を背上に負へり。その狀、夜叉飛天の如く、頗此方にて圖する天狗に似たり。」さばれ、天狗の畫像を見るに、衣被の上に二翼生出たり。彼もし肉翅にあらざりせば、飛行に便なかるべきに、これが衣被は、いかにして裁縫やらん。なしがたかるべきわざにこそ。毛女といふもの、おのが毛衣を人に獲られて、飛行する事得かなはねば、遂にその人の妻となりて、子ども生たる後に、彼毛衣をとり復して飛去たるよしを、搜神記に載せ、又本邦にても、駿河の漁者、三穗の松原にて天人の羽衣といふ物を獲たるよし、猿樂の謠曲に作したれば、天狗の翼も彼はづし自由なるものにや、一笑を發すべし。大凡、畫工の物を圖するに、水火をもて難とし、鬼神をもて易しとす。故いかにとなれば、水火は人常に見る所なれば、一點たがふことあればこれを拙しとす。こゝをもて圖しがたし。鬼神は人の見るものならねば、杜撰也といへども咎るものなし。こゝをもて圖し易しと、草木子にいへり。この言實にしかなるべし。角あるものは上牙なきに、惡鬼の畫像を見れば、角あるに上牙あれど、見て咎るものは稀なり。又笑ふべし。

烹雜の記 卷之下

一、二、附評以レ惡見レ名

さて道俗相議て天狗つきと喝、又天狗といふよしは、愚管抄卷六に、文學は行はあれど、學はなき上人なり。あさましく人をのり、惡口のものにて、天狗をまつるなど、人にいはれけり云々。又云、かゝるさかしき人もなくば、さは不思議もとげられて、一旦この國は邪魔にせられなんずるはと、あさましくこそ。この天狗つきどもは、〔仲國夫妻、兼仲が妻、淨土寺の二位などいふなり。〕赦免せられて、いまに生て侍るなり。又云、野干天狗とて、人につき候物の申ことを信じて、かゝる事出き候べしやは云々。同書卷五に、この院〔後白河天皇、〕の木曾義仲と御戰ひは、天狗の〔院の寵臣等などいふ。判官などいふ歟。〕皷しわざ疑ひなきこと云々。これらみな佞人、讒者を指て天狗といへり。但文學を評せし段に、天狗を祭るといひしは、强慢を譏れるなり。又天狗つきといふよしは、今も浮薄にして、虛亂々々するものを譏て、狐つきといふが如し。故に野干天狗、又狐天狗、又天狗地狗なんどならべていへり。これ當時僧家のはやり言葉なるべし。〔割註〕因にいふ、愚管抄を世には慈鎭の作なりといへれど、この段殊に疑ひあり。慈鎭の作にはあらざるよし、山岡妙阿いへり。予一考あれど、こゝにあづからぬことなれば贅せず。」又沙石集に、無住法師云、天狗といふ事、聖教の慥なる文には見えず。先徳の魔鬼と釋せる是にや。日本の人のいひ習したるばかりなり。只鬼類にこそ。佛法者の中に破戒無慙のもの多く、この報を受るなるべし云々。又云、天狗、人に託して云、慈悲ある人はおそろしくして、いかにも犯しがたし。いかなる善事を行すれども、我相憍慢ある人は、あはれ我伴黨よ

と思ふ。故に心安く覺ゆとなん。大乘の行者、もつはら無所得を以方便とし、我相人相を離れ、空無相の觀心の用意、これを心に懸る眞實の道人なるべし。諸忍が書にも、この文などば引たり。これらをさ／＼僧徒の我慢を押たる言葉なり。現學て行ざるものゝ爲には、才をもて天狗とすべし。富て奢るものゝ爲には、貨をもて天狗とすべし。片言を信ずるものゝ爲には、讒者を天狗とすべし。聲色に溺るゝものゝ爲には、美人を天狗とすべし。酒食に命を隕すものゝ爲には、美膳を天狗とすべし。人我事々、みな天狗あり。油斷すべからず。又按ずるに、天狗を修驗山伏の體に唱はじめたるは、太平記を本とす。天狗、越後勢を催段、又、貞和五年四條河原田樂能の段を考ふべし。

平家物語に、入道相國清盛薨ぜられし比、六はらの南にあたつて、人ならば二三十人ばかりがこゑして、うれしや水なるは、瀧の水といふ拍子を出いて、まひおどり、どつと笑ふ聲しける。去ぬる正月には、治承五年、上皇高倉天皇、かくれさせ給ひて、天下諒闇になりぬ。はづか一兩月を隔て、入道相國薨ぜられぬ。心なきあやしの者も、いかゞうれひざるべき。いかさまこれは、天狗の所爲といふさたにて、平家のはやりをの兵百よ人、わらふこゑに付て、これをたづぬるに、院の御所法住寺殿には、此三ケ年は院もわたらせ給はず。御所あづかり備前の前司基宗といふ者あり。かの基宗が相しつたる者共、酒をもち來りあつまりのみけるが、かゝる折ふしに音なせそとてのみけるが、次第にえひて、かやうには舞おどりけるなり。六はらの兵ども、是を聞付はつと推よせ、酒えひ共二三十人からめとつて、六波羅へ將て參る。源平盛衰記文與此同。これは今俗のいふあやかしのつきしなり。

東鑑、天福二年三月十日記云。去二月比。南都天狗現恠一夜中於人家一千餘宇書三字。未來不云々。非短慮之所覃。尤爲奇恠。これは中葉の俗のいふ物の怪なり。

故事談上卷に云、貞觀七年比、染殿〔文徳ノ后、淸和ノ御母公、忠仁公ノ御女ナリ。〕后、爲天狗被惱。稍經數月。諸有驗僧侶無敢能降者。天狗致言曰、〔頭書〕致言云一本作放言之。云々。これは中葉にいふ物の怪、今俗のいふ死靈つきものなり。同卷に、叡山の平燈大德は、阿彌陀房の阿闍梨靜眞の師なり。池上阿闍梨皇慶の祖師なり。或日、朝に河屋〔廁ナリ。〕に居たりけるが、足駄ばかりを踏脫て暗跡ぬ。弟子共、天狗などの取たるやらんとて、暫は求けれども云々。これは今俗もいふ天狗かくしにおなじ。

又、同卷に、關東北條が孫〔小女歳十二。〕絶入俄にしたりければ、然るべき驗者などもなくて、折節、忠快僧都の經廻鎌倉の時なりければ、請ていのらせんとしけるに、小女、天狗付て種々の事をいひければ、云々。これは今俗のいふ狐つきの類なり。〔割註〕狐を神として祭れる事は、旣に續故事談に見えたるよし、襍に予が燕石雜志にいへり。今は天狗をも神として、不動金毘羅の使者と稱す。天狗、地狗の說、おもひあはすべし。」以上、天狗と稱するよしの、等からざるをしるべし。上古は、すべての怪物を鬼といひけり。〔書紀以下三代實錄に至る文、宜く考ふべし。〕このゝちは、へんぐゑといふ。又物の怪といひけり。〔源氏物語、榮花物がたり等考ふべし。〕そのゝち、天狗といふ。これ古今同稱異名なり。この餘、聖財集、續故事談、宗祇諸國物語、〔編者、宗祇にあらず。〕善惡因果物語等に見えたる天狗の事は、諦忍が書に引用したれば、こゝに抄せず。又義經記、秋の夜長物語、奇異雜談集、本朝怪談故事等考ふべし。

予、襍にたまたま、天狗名義考を閱せしに、引ところ佛書多かり。編者法師なればなるべし。しかるに本文に、天狗の名目なきも、强牽附會してその事とし、却愚管抄、保元物語、平家物語、故事談、東鑑、太平記等の文をば、ひとつもこれを引ず。豈、穿鑿麁漏なるにあらずや。且、先代舊事本紀に、服狹雄尊猛氣、滿胸腹餘化吐物、成天狗神。姬神而威强。其軀人身、頭獸首、鼻長、耳長

奇長獸。云々。といふ段を引證して、これ日本天狗の元祖なりといへるはいかにぞや。近來先代舊事本紀、一名大成經、又舊事本紀といふ。と題する書は、美濃の黒瀧の潮音和尚とかいふ天狗、いさゝか昔より傳たる抄物に取つけて、七十二卷を偽撰し、これいにしへ聖德太子の撰せ給ふ舊事本紀なりとて、四十卷ばかり刊行したるが、かれ既に偽書なるよしを看破せられ、やがて板をば燒失れしものなるに、此偽書をもて第一の引證とし、剩谷響集を詰りて、運敞は天狗の本說をしらざる歟。天狗の和名はあまのざこがみなりなんど、いとほこりかに評したる、つや〳〵こゝろ得がたき事なりかし。さりとても、予が說を得たりといふにはあらず。彼が翼を短として、もしわが鼻の長きを說ば、われ又天狗といはれなん。怪力亂神、君子は語らず。これは只燈下の戲墨にして、童子の夜話を助るのみ。

或ひと問云、子はすべて妖怪を天狗といひ、又破戒無慚邪智慳貪の道俗を天狗といふこと、五百年前のはやり言なりとす。抑何に由てこれをしるやといふ。予答て云、當時の筆記は、かならず當時の言葉をもてしるすものなり。縦數百年以前の事をしるすとも、言葉は今の言葉をもてせざることなし。こゝをもて天狗の說の起る時勢をしるべし。豈天狗のみならんや。不義殘忍なるものゝ、官爵姓名に惡ノ字を冠て唱ることも、又五百餘年前の流行言葉なり。譬ば頼長公を宇治の惡左府といふがごとし。この人兄忠通公と不和にして、保元兵亂の棟梁たればなり。又源爲朝二十八騎の從卒の中に、透間主計惡七別當あり。惡ノ字の義未レ考レ之。保元元年七月十一日の合戰に、齋藤實盛に擊とらる。以上保元物語。又中納言兼右衞門督藤原信頼を惡右衞門督と唱ふ。この人、平治反逆の首領たるによつてなり。又源義平を惡源太と唱ふ。この人叔父の帶刀先生義賢を擊滅したる故なり。以上平治物語。又上總ノ七兵衞景淸を惡七兵衞と唱ふ。この人、叔父の法師を殺せし故なり。平語及小說。又鶴岡別當公曉を惡禪師と唱ふ。叔父の右大臣を擊たるによつてな

り。北條九代記。この外にも惡字をかけて呼るゝもの有といへども、世に聞えたるは、この數人に過ず。亦是當時のはやり言なり。是より前後なほ甚しき惡人はあれど、惡字を被ざるは時勢のたがひある故なり。このゝち夥の年序を經て、剛强なるものを惡と唱る事になりつ。これ中葉剛强なるものを、鬼と唱たるが轉じ來れるなるべし。譬ば桃井直常を鬼桃井と唱たるが如きも、後々には惡と唱ふ。赤井惡右衛門の如きこれのみ。又勇敢敵なきものを暴といふ。俗荒に作る。三浦荒二郎の類これなり。惡も暴もその義おなじ。亦是時俗の變なり。吾曹たらんもの、活眼をもて書を讀ね。もし死眼もて書を讀ば、賈者の市を過るがごとし。數篇披閲して、口よくこれを誦するといへども、何の益かあらん。

〔三〕　羊をもて牛に易

牛の性は、その死を聞ときはいたくおそるゝものなり。又羊の性は、その死を聞といへども、あへて懼れざるものなりといふ。宋の王達が明文あり。今童蒙の爲に、國字をまじえてこゝに錄す。蠡海集に曰、牛と羊と共に丑未の位に居れり。牛の色は蒼し。雜色ありといへども蒼が多し。春陽の生氣に近きが故に、死を聞ときは則觳觫す。羊の色は白し。雜色有といへども白が多し。秋陰の殺氣に近きが故に、死を聞ときは則懼れず。凡草木牛噉を經るの餘は、必重茂る。羊噉を經るの餘は、必悴稿る。諺にこれあり。曰、牛食は澆が如く、羊食は燒が如し。信矣。是蓋生殺の氣然ことを致せり。〔割註〕十四の面に見えたり。文義をしらまくほしとおもふものは本文を照るべし。」この說孟子の一章を注すべし。孟子梁惠王篇に、齊宣王羊をもて牛に易よといひし段を按ずるに、王の意小をもて大に易るにあらず。又牛を見て未羊を見ざる故にあらず。牛は死を聞ていたく懼るゝが爲に忍びず。故にいふ、不レ忍四其觳觫。〔割註〕朱子曰、觳觫恐懼貌。」若三無レ罪而就二死地一。故以レ羊易レ之也。

これ羊は死を聞て懼ざるものなれば、牛に易といひしなり。もししからずば、家をもて牛に易ふも妨なけん。さばれ孟子は、牛と羊の性を説かず。只いふ、見レ牛未レ見レ羊也。君子之於二禽獸一也。見二其生一不レ忍レ見二其死一。聞二其聲一不レ忍レ食二其肉一。是以君子遠二庖厨一也。これ仁者の言、所謂その君をして堯舜になすものなり。嗚呼なる所爲なれど、童蒙の爲に註しつ。

〔四〕實錄の悞脫附ス讀書の益

文德天皇實錄十卷、合爲二三本一、寶永六年春三月に、書賈刊行す。此印本殊更に悞脫多かり。刊行をさ〳〵書賈の手に成ものから、俗儒漫に訓點を施して、蛇足の爲にこれを畫きつ。こゝをもて、ます〳〵得て讀べからず。右大臣基經公の序のをはりに、松下見林翁小書して、此序當時大相國代二基經公一。御文章第七有レ之。云、奉二家君教一所レ製也。見林云と記されたれど、恐らくは見林校合の本にはあるべからず。特に甚しく悞れるをひとつ二ついはん。卷一に、十四面、嘉祥三年春三月己巳云々、詔二佐渡國一放二還配流罪人一。金判福貴滿とあり。按ずるに、金判當に金刺に作るべし。金刺は流人の氏なり。福貴滿は名なり。點のつけやうわろし。放二還配流罪人金刺福貴滿一と點すべし。三代實錄卷七の二十七葉に、金刺舍人貞長といふ者見えたり。是も金刺は氏なり。舍人は姓なり。こゝには舍人の兩字を脫せしが、又罪人なれば姓を除れたるにや。上冊に述たる非人、罪人の辨、これと併考ふべし。又同書卷三、嘉祥三年十一月己卯。從四位下治部大輔興世朝臣書主卒書主右京人云々。新罪人沙良眞熊彈二新羅琴一。書主相隨傳習云々。天長八年還爲二左京亮一云々。八年二月更爲二左京亮一。承和四年上請改レ性爲二興世朝臣一云々。按ずるに、新罪人は當に新羅人に作るべし。沙良直熊の沙の下に門の字あるべし。熊恐らくは能ノ字の悞ならん。かく推量して讀ときは、やうやくに語をなして、新羅人沙門良眞能彈二新羅琴一。と讀得るなり。又還爲二左京亮一。

の還字は遷の悞。左京は右京の誤ならん。もしからざれば、下の文に、八年二月吏爲二左京亮一とある
に齟齬ふ疑ふべし。上請改レ性爲二興世朝臣一。この段上字の下に表字を脱せり。宜下爲二上表一請中改上レ性
爲二興世朝臣一。この餘の誤脱毛擧に遑あらず。只その端を擧て讀者に曉らしむ。又卷十、二十七丽、天皇
崩御の段の結句に、在位已短。天之降レ命蓋有レ數歟。于レ時春秋世有レ二。こは特に甚しき悞字なり。
春秋世の世は、當に三十に作るべし。卅を世に寫しあやまりしを、やがて悞字の隨に點じたるものなり。

天皇の春秋三十有二にならせ給ふとまうすことなるに、よしや傳寫の手に悞て、卅を世に作ればとて、そが隨に點じては、何の事とも得解せず。春秋の世といふ世あらんや。又、その世の二ッあるといふよしあらんや。この印本決して見林の校合せられしにはあらざるべし。三代實錄は彼翁の校合なり。悞脫ありといへども、文德實錄より見れば善とすべし。

予嘗國史を讀に、只善本なきに苦む。しかれども書紀より下三代實錄に至て、刊刻既に成るから、予が如き貧書生も、輙く國史を窺ふことを得たり。亦是昇平の餘澤にして、生平の樂事これに過ず。この餘未刊の古記錄、人間に散在するもの、多くは坊賈のしいれ本なれば、誤脫最讀べからず。その讀べからざるを讀果せる、これを讀書の功とこそいはめ。もし書を讀て倦ことなく、苦學年を積ことあらば、必至る所あらん。いと嗚呼なる言にはあれど、予は二十餘歲より青雲の念を絕て、塵埃に玄同し、樂推して身を終らんことをねがへり。さるからに、世の譏を誘ことも少からず。われを知るものは戲作のうへにあり。われを知ざるものも又戲作のうへにあり。筆に耕し意に織て、餘あれば史書を購のみ。戲作は人に益なくとも、われには損益相半す。われもし漫戲の書を編ずは、何の餘財ありて架に幾卷の

書を置べき。しかれども學て人の爲にする。語曰、古之學者爲レ己、今之學者爲レ人。漫戯　意匠に羞るの故に、今なほ庭の訓を闕人は、四十を超てこそ、志の定るものなゝ。孟子曰、我四十不レ動レ心。わが齡はや半百に遠くもあらず。言を兒孫に加んとして、漫にその端をひらきつ。

予少かりしとき好事なりき。この故に元祿前後、坊刊の草紙を市に涉獵て、多くこれを藏つゝ、弄翫して人に誇り。或は古器、古書畫、すべて今世に稀なるものを見れば、これを愛玩せざることなし。かくてやゝ壯年を過るころ、あるゆふべ不圖文中子を披閱するに、王仲淹、〔割註〕王通、字仲淹、隋の大業中の人、諡して文仲子といふ。その著す所の書十篇、門人、これを文中子と名つく。阮逸取りてこれに註せり。」有レ言曰。昔之好レ古者聚レ道。今好レ古者聚レ物。予忽この語に慚愧して、その夜さりいも寢られず、明るに及て藏る所のふるき草紙やうのもの、古畫、古器なんどをとり出て、みな悉沽却しつ。但地理のこと書るものと、當時の風俗をしるよすがになるべき草紙のみ、僅に殘しとゞめつゝ、是より好事の遊びもせず。予が讀書に益ありと思ひしこと、ぐさ〲なれど、これらはもとも幸甚しとおもへり。さばれかばかりの敎、經書中になからんや。〔割註〕書曰。玩レ物喪レ志。又老子曰。不レ貴二難レ得之貨一、使二民レ不レ爲レ盗。卽此意。」しかるにいとするゞ〲なる文中子を閲して、忽地に身の非を覺し事はいかにぞといふに、譬ば畫をならふもの、そのはじめ、物を寫眞にせんと思ひて、鳥にまれ獸にまれ。そのものを見つゝ圖すれば、ひとつも似ず。よく似せたる畫本を見て寫せば、おのづから似ることあり。凡夫の學問も又これに準ふべし。聖人の旨を窺んと思ふもの、はじめ四書五經を讀誦すること、しば〲なれども得る所なし。さて二隔も三隔も、するゞ〲なる諸子百家の書を見るときに、日來記憶する聖語に思ひあはして、忽地感悟することあり。故に聖賢の人に敎給へるに、博く譬を取ざる

ことなし。予が小說稗史といへども、得捨ざるはかゝる故にこそ。

〔五〕　後妻打　附ス孝女花扇

つら〳〵戰國の俠氣を推量るに、勇を好ども理に暗く、智を貴めども奸多し。目前の恥を恥として、始終の勝をおもはず。そが中にも、おのづから賢不肖ありといへども、大かたはたがふ事なし。二百年前には妻敵擊といふことありて、妻を人に竊れたるもの、或は仕を辭し、或は產を破り、國々を編歷して、奸夫淫婦を擊果すを、男子なりとおもひしとぞ。これ則目前の恥を恥として、始終の勝をおもはず。毛を吹て疵を求め、恥に恥をかさぬるもの歟。父讐不與共戴天。兄弟讐不反兵。交游讐不同國と、曲禮には見えたれど、妻敵擊といふことは、いまだ本文を見も及ばず。富貴貧賤その差ありといへども、すべて一家のとゝのはざること、またく主人の不德によれば、いとも恥べきことにあらずや。縱娶ていく日もあらず、いまだ敎るに遑なくとも、その妻の淫なるをしらば、速に出しやるべし。更に奸夫を引容るゝ日を待にしも及べからず。予嘗疑ふ。孔子三世妻を出すと、この說出來既に久し。夫聖賢の德をもて、妻子しば〳〵和合せず。祖孫おの〳〵その妻を出さば、その家とゝのひたりとはいひがたし。いにしへ楊墨道に塞り、言を設て孔子を誣たるも多かり。見るべし。墨子に、晏子の言に託し、白公の事をもていたく孔子を誣たれば、孔叢子に詰墨篇あり、宋の葉氏が攷古質疑に、又詰墨を補へり。おもふに孔子出妻の說、もし墨者の誣言にあらずば、必道家の僻說なるべし。妻子の和合せざるすら、君子はふかくこれを羞。況てその妻を竊るゝが爲に、祿を返し產を破らば、何をもて丈夫といはん。是よりなほ甚しきものあり。元龜天正の比、所謂後妻打これなり。後妻或は嫐に作る。又これを騷動打といへり。そのこといとくはしうふるき草紙に見えたれば、乃、左方に抄錄す。

昔々物語に云、百二三十年以前、昔元亀天正の比をいふ。は、女の騷動打といふことありしよし、女も昔は侍の妻勇氣を差狹し故ならん。嫐打といふも同じ。譬ば妻を離別して、五日十日或はその一箇月の中、又新妻を呼たるとき、最初の妻より必騷動打企る。功者なる親類の女と打寄談合して、是非騷動打仕らずばなるまじきと、談合極りたる時、男の分は曾非ニ構事ー。扨手前の爲、たとへば五三人有レ之女に、親類の方より若き達者なる女をすぐりて借り、人數二十人も、三十人も、五十人も、百人も、身代に依て相應に拵て、新妻の方へ使を遣す。この使は家の老たる者を出し、口上は御覺可レ有レ之候騷動打、何月何日何時に可レ參候。女持參の道具は、木刀なりとも、棒なりとも、しなひなり共、道具の名申遣す。棒、木刀は大きに怪我有候故、大かたしなひなり。新妻の方にても、老僕出合承て、新妻へ申達し、驚入候、何分にも御詫言可レ申と申もあり。左樣に弱け出し候へば、一生の恥なりとて、成程御尤心得相待可レ申條、何日何時待入候と返事有レ之もあり。其以後、男の分は一切不レ構、最前申遣す時、左右方の使一度男にて、其後男出合事不レ有レ之法也。扨其日限に至り、離別の妻乘物に乘り、供の女は何程大勢にても、皆歩行にて括袴を著、襷を掛髮を亂し、又はかぶり物をし、或は鉢卷などし、甲斐々々敷出立にて、手々にしなひを持、腰にも差、押かけて門を開せ、臺所より亂入、當るを幸に打合、鍋、釜、障子を打こはす。その時刻を考、新妻の仲人と、待女郎に來りし女中と、先妻の婚禮の時、待女郎仕たる女中と同時に出合、眞中へおさへて扱ひ、樣々詞を盡して歸す。供の女共、働の善惡樣々有り。昔は騷動打に、二度三度憑れて出ぬはなし。七十年ばかり以前に、八十許の婆々ありしが、我等のわかき時分は、騷動打に十六度憑れて出しとて語りし。百年ばかりこのかたには、透とこのこと相止たり。






孝女義扇伝
上
本石町二丁目

もろこしの阿ぼう宮にあまたあれど九三千餘人の美なる数
我朝ちかき町にならぶまがきくの内ぞゆゝしく
居ありし嬪顔るのみぞれどみえしひとかおりし庵
今まちわびもうかれそゝめぎいひうへたゆめひをらじれ
おのゝりうら夜の姉けしをしらずさかれて時のひめし
あをうらむ廓(くるわ)中(ちう)ぬえん書中らへりふもすへありいつ
さしさゆらたつとめまるけらんおほくへ歎のためふ
その習理志川め仰(やう)めらりして二千ぶあきまでの
ことの年月かでの名のとうぐいそろあそれくに
歎老もりの居まかならはうあおまぐ中にもさりとけ
名をふし扇屋小かくれなきさぜんせいのおいらん志よく
花扇のきさ(ぎやう)ぎくれしる桃花の嬢(まろ)筆でめの
さつりふとりぐゆうくふよまりせあ紙その志川せつを
くいしくたづね此下小漁(のべ)てめづらし扨はあし
くさとなふせり

扨花扇がおせいほうのかゝ文にハいまさおさなき時はあれ源氏物語
母おやハいそぢのかしらに雪つもりてうれしきかうでぞのやまめ
まゝちゝのおつとにはなれて嫁らんく不仕合すつき今ハ
つとめのきさらぎうのみら居もまゝおふでまのやしきうち
すりとかく花扇姿おもひあれどもみがこの身ハすハ
ひとりの母人ふたおやのうゑをさむきなげきのきとたおみ



くれはこれをあげくまで大しかりしふきこむきこうちの消
よりしは死骸にかゝるをかさねかさことにかくおさへおさへかられ
あき町人いへそてきかある家の〻かゝりのかゝりふそのへひしとくれ
しくんのきせ所ある老母もののさわさ〻しかまへさつそく白根
たつねゆく母かたいかたしかいさん老やうりきいも死に朝かゝ
かさより保りかねとられだちおりうる所こうへうこつさ人ことおりしひ
織田町小宴さきの小店をもとめ侍りけれは母なのめなり
ずいちうこびの相談にみかの店へ〳〵うつりて悔さんそくくるさへ
たいつりもくりかへし紀婦よあひなうさんけの死骸も落かたた
すめりてへしかさかかくさほしく附御のやしてまうしてハ
かりたるひは焼さかきうかくさまてしくもしく母なほとら織田町にあれはそは
まぼ川あんげうしひくりし母ほどとらおりなるひはつき
つきこふも同夷まゐるひ日ら母くの問ひおとられ方るはつき
まなん隣る老の船をくるまけれは宴頃よつくしくと〳〵れ
うら市のあくら死のふのみなれそつれ状見えり〻ある人とふ
くつすりへつとるまる女のおもひあるその侍るもかくるめい
よの夫の言ことあれはあたりのるとより〳〵のひゃう割みたれ
いふとあく落ぬゆるにとなあぐ君もよしや音原よその心も
ひしく顔在　小今との　あるまへかあしくすさかや

綽約氷姿似紫雲清
歌妙舞更能文倩行
孝道無雙侶聲譽
京華得上聞

名擅青樓第一人天
生百藝妙通神憐
余長作天涯客碧海
蒼茫欲問津

江戸有名妓花扇者美
有姿容步獨文藝家有
老親更能曲盡孝道余来
崎陽十餘年矣嬌麗静
美風流跌宕之輩雖

不之人獨難其孝而能
文也余閑々不勝神往
因賦二絶郵寄云
苕溪貴晴湖

見るべし。戰國には婦人といへども、俠氣なることかくの如し。こは妻敵撃と同日の談なり。女は柔和溫順なるをよしとすべし。さればとて、武士の妻たるもの、難に臨て節を失ひ、淺ましく命を惜ことは、あるまじき事にこそ。およそ世間の婦幼、かゝる物語を聞くにつけても、いとあひがたき、今のおん時を仰ぐべし。泰平の良民はよく理義をしる故に、男子はおのづから男子魂あり。婦人はおのづから婦人の情あり。もし彼妻敵撃んとおもひし男と、後妻打したる女と、おの／＼その意持をもて、忠孝節義にかけたらましかば、さぞな頼もしかるべきに、恥べきを恥ずして、忍るべきを得忍ばざるは、みな戰國の蔽風なり。昇平既に久しうして、市井の愚夫愚婦、われらごときの狼狽物も、道のはしをこゝろ得るのみならず、遊行女にも孝をもて賞せられたるものありけり。二十餘年前、北里五明樓なる花扇とかいひし遊女、老母に孝行なりとて、その事を板して巷に賣ものありし。予このころは弱冠なりしかば、その事としも聞ものから、耳の底にはとめざりしに、友人南野ぬし嘆賞のあまり、彼孝女傳と題せる小紙二頁を藏たり。しかるにこの比の商舶費晴湖崎陽にあり。この孝娼妓が事を傳聞て感佩し、漫にこれを賛したる詩草を、ある人藏弆せしかば、南野ぬし又これを乞て表裝し、彼花扇が艶簡さへに、帖の末にものしつゝ、煙花三絶と題して、今に祕藏せられしかば、予嚢に主人に借りて、弟子琴梧して影寫にうつさせしを、因にこゝに載す。元來彼遊女は、心ざま風流にして書をよくせしとぞ。これをば世の人よくしるらめど、その孝行に至ては、いまだしらざるものもあるべし。予はその風流と能書を取らず。孝の一字に愛るのみ。むかし名だゝる遊女、はやく世を觀じて佛の道に入り、或は歌をよくして集にえらみ入られ、或は貴人に召れて、今に名の聞えたるも少からねど、媚を獻じ欲を鬻もの、孝をもて賞せられ、その名異國にさへ聞えたりけん。こは未曾有の美談ならずや。予嘗孝子の行狀記とて、巷を

賣あるく呼び聲を聞ときは、必子どもにこれを購せ、これを讀する毎にいふやう、汝等よくおもへ。彼も人の子なり。汝等も又人の子なれど、心ざまの及ざることは、雲壤のたがひあり。彼歌舞伎の番付なんど賣ものゝ呼聲を聞ときは、草履はきもあへず走り出て呼とゞむるものもあり。こは一時の樂を取るのみ。この孝行記と日をおなじくして見ることなせそ。よく藏よといはざることなし。彼莊周が言を聞ずや。道在二屎溺一とは、かゝる遊女をいふに似たり。もしこの圖を覩、この說を聞ば、羞て貌を改る女子もあらん。これ併、昇平淳化の餘澤なり。又仰くべし。よりてはじめに後妻打のことを錄して、今昔人氣の淸濁を、童男童女に諭すのみ。亦是おのが老婆心と見なしね。〔割註〕忘れたり。會呂利咄卷二に、教月上人筑紫にてある女房うはなり打しけるによみて遣せし歌有り。「世の中に女の心直ならば女牛の角やぢやう木ならまし。

〔六〕 浮　瀬

大坂に浮瀬といふ酒樓あり。こゝには白菊、君不識などいふ大酒盃有て、よく飲ものはその名を簿にとどめ、亭主引出物してこれを賀すといふ。按ずるに、浮は罰盃なり。今俗の酒をしひるといふにおなじ。瀬は助字なり。晏氏春秋 卷之三下 雜下第六、景公酒を呑。田桓子侍。晏子を望見て、公に復て曰。請浮二晏子一。公曰、何故ぞや。無字對て曰、云々。晏子坐り。酌者觴を奉て進之曰、君命浮二晏子一。晏子曰何故ぞや。田桓子曰云々。今子細布之衣、麋鹿之裘を衣つ。棧軫之車にして駕二駑馬一以朝。是則君之賜を隱す也。故浮レ子。晏子避レ席曰、云々。〔割註〕又劉向說苑臣術篇に載たり。文與レ此同。」浮字の義これにて明にしるべし。彼酒樓は大酒盃を置て酒をしひる故に、浮瀬と名づけたるなるべし。又江戸の酒客、輿に乘じて狐つりといふ戲をするに、浮そ〱狐を浮そと囃す。この浮字も罰盃の

義にて、狐に酒をしひんといふにおなじ。又茶を多く喫たる夜、いもねられぬを、世俗茶に浮さるゝといふ。この浮の字も、その義おなじ。茶にしひられたりといふべきを、浮さるゝといふなり。

〔七〕 幸稚

幸若丸匂節舞踏に妙なるよし、軍記に見えたり。其餘波諸國にある歟。江戸人はしらざるもの多かり。しかるに今も筑後山門郡大江村なる農家に、代々幸若の舞を傳たるあり。又その近邊永田といふ所にも、彼派わかれて大夫かゝり、何かゝり この名を忘る。 などいふありて、酒宴の席、月祭、日祭などいふをりには、必招きてもて囃しつゝ興ずる舞なるに、今幸若の舞といへば、扇拍子にてうたふあり。これを舞とこゝろえたるは僻事なるべし。この大江には、むかしより傳もてる烏帽子裝束あり。ふりたる幕を張り、鼓うちならして立舞と聞り。職人繪盡に載たる舞々の畫像おもひあはすれば、よくこれにかなへりとぞ、西原主話談せらる。解按ずるに、遠からぬ世の武辨物語に、前田何がしが馬取のをのこ、幸若を舞こと見えたり。こゝに抄して後勘に備ふ。武林錄 六巻 に云、「前田何がしは、松風といふ名馬をもてり。京にて夏のころ毎夕川へ冷しに出しけり。馬取の腰に烏帽子を付させたり。路にて往來の大小名に逢とき、美事なる馬なれば立戻り、誰の馬にてあるぞとたづぬれば、彼馬とり、そのまゝ烏帽子をかぶり、足拍子を踏み、この鹿毛と申するは、あかいちよつかい、草袴、茨かくれの鐵兜、鷄のとつさか立烏帽子、何がし慶次の馬にて候と、幸若を舞てとほりける。人のたづぬる每に、かくのごとし。」これにて粗幸若の舞ざましれたり。なほ考ふべし。

〔八〕 先板の訛舛

予が曩に著したる燕石雜誌は、例の倉卒の間に草したりければ、懊れる事少からず。しかれども刊刻速

になりしかば、いかにともすべなくて默止しつ。かくて彼篇世に出たるころ、友人靜盧子閱せんと請ふ。予がいへらく、予は和漢の奇才なり。見るに隨て悞ることあらば、わが爲にこれを正しね。解は至愚なれども、非を飾ることをば得せず。こを辭する事なかれといへば、盧子點頭て考正すこと二十餘條、更に雌黄を施して、これを還さる。そが中におのが追て考得たると暗合するもあり。又うち驚されたる條も多かり。又友人たれかれに、ひとつふたつ難ぜられたる條もありけり。人、その悞を告るときは、筆者だもこれを幸とす。解は小人なり。且孤陋にして、聞こと博からず。いかでかこれを幸とせざるべき。よりて今自他の批評を併記してもて、遺忘に備ふ。さばれ大傳馬町の馬字を脫し、弱冠を弱官に悞るがごときは、人僉見るに隨て、その悞なるをしるべければ、これらをば漏らしつ。

卷一漢壽亭侯印の段、〔割註〕その圖好古日錄に見えたり。同書に、宣和集に載する所云々。」備書悞て宣和集の下古印史の三字を脫せり。當レ作二宣和集古印史一。同卷怪刀禰の段、〔割註〕水鏡欽明天皇の段に云、野干をきつねと申侍りしは云々。」靜盧子云、水鏡の說は、日本靈異記に見えたり。〇おなじ段に、〔割註〕帥大納言經信卿申ていはく、白龍之魚、勢懸二預諸之寮網一。寮網一本作二獵網一。」盧云、按ずるに、寮は一本密に作るを是とす。魚勢を句とすべし。是は經信卿文選の文を暗誦し給へるなり。西征賦に、彼白龍之魚服。掛二豫且之密網一とあり。さて魚勢とあるは、經信卿暗記の失なり。解、再按に、莊子外物篇云、仲尼曰。神龜能見二夢於元君一、而不レ能レ避二余且之網一云々。この比喩、左傳及淮南子の注にも見えたり。

同卷物の名の段、〔割註〕津は船の通ずる所なれば通歟。万葉集に川をつとよみたり。」解、再按ずるに、阮籍莊論云、通謂二之川一。回謂二之淵一。本邦にて川字を通と訓せし事、これに本づけり。津の訓もその義おなじ。〔割註〕又爾雅の川の下を案ずる通回のことは、注疏にもなし。但說文云、川貫二通流水一也。

是より出たり。」〇同段に、子六月村と書て、こそだて村とよむ村ありとぞ。廬云、按ずるに、秉穂録に云、美濃に六月村あり。そだち村とよぶ。元來育字なるが、悞て二字になりたるなるべし。〇同段に、古歌に物の名も所によりてかはるなり云々。廬云、古歌當レ作ニ連歌一。菟玖波集十四雜連歌、草の名も所によりてかはるなり。「難波の芦はいせの濱荻。救済法師。

同巻苗字の段、〔割註〕文德實錄云、嵯峨天皇誕生有ニ乳母一。姓神野、先朝之制、毎ニ皇子生一、以ニ乳母姓ニ爲ニ之名一焉。故以ニ神野一爲ニ天皇諱一。云々。これより前後かゝる制度聞えず。解再按ずるに、孝謙天皇の諱を阿閉とまうし、桓武天皇の御一名を山部とまうし、平城天皇の御一名を安殿とまうし、淳和天皇の御一名を大伴とまうせしも、みなその乳母の姓なるべし。

巻二時代不同の歌合の段、〔割註〕おほふべき袖こそなけれ世の中に寒けき民の冬のよな〱。十訓抄に云云々。」廬云、古本十訓抄及月清集には、下の句まづしき民のさむきよな〱とあり。月清集には、三の句、世の中のとあり。

同巻房錢の段、〔割註〕窓錢のうき世をはなす雪見かな其角。或説に云々。按ずるに、窓錢は房錢を悞る歟。其角が詠草には、假字にてヤト錢と書たるヤをマに悞り。眞名に窓と書て云々。」ある人云、やと錢を片假名にて、ヤト錢とあらば、マトともよみたがふべし。もしひらかなにて書たらば、まをやに悞るべうもあらず。且五元集は、其角が自筆の詠草を板するよし、旨原が序にいへり。予が說誣たるにあらずやといへり。解陳じて云、ひらかなのまの字、下の結びを失へばやにちかし。や字の下を結べばまになるなり。しかればひらかななりとも、やをまに悞るまじきにあらず。又五元集は、其角が自筆のまゝに板したりとも、年序いと後の事なれば、文字のおぼつかなきをば補ひたることもあるべし。其角も

椽字を書しことあり。譬ば門戸の閾を、樹木の樒に書たる類これなり。さばれ愚が解を得たりといふにはあらず。なほ註すべきよしあれども、事長ければ別にしるすべし。

同巻鬼神論の段、〔割註〕村岡五郎貞通、又今昔物語に、村岡五郎平良文、これは別人なるべし。」解再按ずるに、村岡五郎平良文は、高望王の季子にて、従五位下鎭守府將軍たり。著聞集、今昔物語等に、所謂平貞通も又村岡五郎と稱す。良文の子孫なるべし。

巻三鬼神餘論の段、〔割註〕白癜病源論云、ーーハ一云白電之良婆太、今俗はしらくもといふ云々。又歴易病源論云、ーーハ奈万豆波太。」廬云、白癜は白くもにあらず。白なまづなり。歴易はなまづなれども、しろからぬをいふならん。解陳じて云、癜は癜風班片なり。紫白の二種あり。白に又二種あり。世俗のしらくもといふは、白なまづの種類なり。頭髪の中へいで來る故に、白雲と名けたるのみ。

同巻關東の段、〔割註〕十訓抄に、匡房卿わかゝりしとき、藏人にて内裏をよろぼひあるきけるを云々。相坂の關のあなたもまだ見ねば云々。」廬云、この段、匡房卿の事とせしは、十訓、著聞等の椽なり。匡衡の事なり。匡衡家集、後拾遺集、古本今昔物語集等に見えたり。

同巻俗字考の段、〔割註〕唐蕭炅不レ識レ字。嘗以二伏臘一爲二伏獵一。又一日張九齡送レ芋。刺稱二蹲鴟一。蕭以爲二鵰鴟一云々。これは五雜俎の文なり。」解再按ずるに、この世話、顔氏家訓に見えたり。但、その事異同あり。かさねてこゝに考證す。顔之推云、江南有二一權貴一。讀二誤本蜀都賦注解一蹲鴟芋也。乃爲二羊字一。人饋二羊肉一。答書云、損二惠蹲鴟一。擧レ朝驚駭。不レ解二事義一。久後尋レ迹方知。家訓上巻三十二背、これ同時代の物がたりなり。五雜俎に蕭炅が事とせしは、別に出處あるべし。亦復考索すべきになん。

同巻正儀、義隆の段、〔割註〕義隆朝臣を鎌倉大草紙、櫻雲記等に義陸に作る。浪合の記に義則とす。」解

再案ずるに、鎌倉管領九代記にも義則に作る。義隆、義陸、義則、同人異名なり。例せば源ノ義經の名をしば／＼呼更られたるごとく、當時忌諱の事ありて、足利家にて改られたるにや。〔割註〕又按ずるに、實は義則なるべし。將軍義教のノリと唱の觸るゝゆゑに、呼かえられたるにはあらぬ歟。

同巻八幡太郎の段、〔割註〕奥羽軍記、十訓抄等に、貞任等義家朝臣の武勇をほめて、八幡太郎と名づけし事。」所かさねていふ。書紀成務紀に、川上梟師が討るゝとき、小臼皇子を美奉りて、日本武尊とまうせしを嫁りて、奥羽軍記に、八幡太郎の事をいへるにや。しかれども義家の童名は淵源ありて、詳見ニ于原本一。日本武尊とはいと異なり。

同巻淺草事實の段、駒形駒掛の辨のくだりにいはく云々。解再按ずるに、中山道鹽名田驛の東に駒形坂といふあり。この地の鎮守の神社を駒形大明神と號す。しかれば淺草の駒形堂の古名駒掛にはあらで、別に縁故あるならん。なほ考ふべし。

同巻わがをる所の段、牛込駒込は云云。解再按ずるに、上總の長柄郡に牛こみといふ所あり。不入斗、幸治、中里、八斗、五井、古所、剃金、牛込、濱名驛と相連る。房總志料、巻之四、上總附錄之部に見えたり。この牛込も、むかし牧の迹にや、可レ考。

同巻俗字解の段、許叔重釋云々。又與レ與同云々。傭書全く訓點を誤れり。故に廬子彈ぜられて云、許叔重が釋と點すべし。說文の撰者許愼が字叔重なり。後漢書に傳あり。与ハ與ト同と點すべし。○おなじ段に、〔割註〕さは麼の草なり。さは則云々。」廬云、按ずるに、和漢名數に、さは盤と見えたり。さも盤の極省歟。

巻四關東ノ方言の段、〔割註〕さいは菜蔬の義なるべきに、魚類をもすべて菜といふは、こゝろえがたし云々。」或難じて云、菜は蔬魚ともに通稱する言なり。必竟菜に限るにあらず。宋ノ趙與時賓退錄ニ云、靖州

圖經載。其俗居レ喪不レ食二酒食鹽酪一。而以レ魚爲レ蔬。今湖北多然。謂二之魚菜一不二特靖一也。」一國俗の魚を菜と稱するはこの意なり。解陳じて云、魚菜ともに和訓なり。さかなといふときは、魚蔬ともにうちまかしていふこと勿論なり。但あはせ物をさいと音に唱ふる事。此にはふるく聞しらぬことなり。異邦の俗はしかなるべし。○おなじ段に、太平記に云云。鬼味噌とは、番椒味噌の事にや。この段芥子味噌とあるべきを、悞て番椒味噌とせり。故に盧子彈せられて云、太平記のころ、番椒のあるべきやうなし。大和本草に、番椒、古書に見えず。近代の書に出たり。秀吉公伐二朝鮮ヲ一時、彼國より種子をとり來る故に、高麗胡椒といふとあり。餘にふかく考んとて、淺き所にあやまたれたり。○おなじ段に、〔割註〕河社に、兼盛集を引て、旅人はすりもはたこも云々といふ歌をもて、簏字を當たり。又學語篇には、須利と出して梵語なるよし註したれど、出處詳ならず。彼すりちがひつゝゆくさまにて、物とらんとするなれば、すりとはいふなり。」盧云、須利はもし梵語雜名に出しにや。余もたりしかども燒にき。翻譯名義集に、朱利草秦言レ賊と見えたり。○おなじ段に、〔割註〕念秧杜騙を胡麻の繩と名づけたるは、その賊なるや否見わきがたきを、胡麻の上なる繩に譬たるなり云々。又云々。和名かどはかしとは、その門を迷して、他所へ誘引の義ならん。」盧云、杜騙のことは、おのれあるものにしるしおきつ。近日稿を脱せば見せ奉るべし。又云、門迷しの事はいかゞあるべき。ふるくかとひといふ語のあるを轉じたるにや。後撰集春中に、藤原雅風「山かぜの花の香かとふふもとには春の霞ぞほだしなりける。岩瀨用藏子云、ごまのはへは護摩の灰なり。百年前東西の道中にて、高野聖に出たちて、弘法の護摩の灰なりとて、强賣せしものありしより、道中の小賊に、この名を負したり。元祿前後の繪草紙にも、護摩の灰とあり。胡麻の繩とするはいかゞあるべき。或云、杜騙と連用してカタリと訓するは誤ならん。騙は局騙と連用して律書に見え

たり。京攝の間にていふ筒もたせの事なり。杜騙はその騙の防かたの事なり。杜は塞なり。律書に、杜騙新書二卷あり。〔頭書〕解云、江湖歷覽杜騙新書四卷、浙江夔衷張應兪が著ところなり。予寫本にてもたりしが失ひにき。同書に、句引光棍とあるは、此にいふごまのはへ、かどはかしの類なり。」又按ずるに、清沈大易清律註云。局騙猶ニ圈套一也。裝ニ成圈套一使ニ人自入ニ其中一而不ㇾ得ㇾ不ㇾ與ㇾ之。曰ニ局騙一。又按、淸葉盛水東日記云。蜀人以ニ交子一貿易藏ニ腰閒一。盜善以ニ小刃一取ㇾ之。稠人中如ニ己物一云々。此卽今京師小李之類。小李云者。意爲ニ其昔時此賊之首一。猶ニ健訟者所ㇾ云鄧思賢一耳。この說によれば、國俗の所謂すりは、ショウリの音轉じたるにやあらん。こは甚しき僻案なれども、小李とスリの音相似たるは一奇とすべし。解陳して云、杜騙をカタリと見たるは、不圖俗語藪を誤り見たるなり。但簏須利小李等の說は暗合なるべし。老人雜話に、天正の比、小賊よく人の刀に著たる目貫、笄をぬきとるものあり。これをヌキといふといへり。これに由て觀るときは、目貫、かうかいをぬきとりしかば、その賊をぬきといひしが、後々にはすりちがひつゝ懷なる物をとる故に、すりといふ。すりに本文はあるべからず。益なき辨なれど、姑藁を存す。

同卷團頭の段、〔割註〕水滸傳云々。一面七斤半團頭鐵葉護身枷とあるは、鐵の鍱鉸を打たる首枷なり。簏云、鐵葉護身枷は鐵の枷なるべし。その故は、七斤半とあるにてしらる。斤數に定あるものを、木にて製するときは、輕重はかりかたければなり。猶考給へ。予も考べし。解陳じて云、只鐵の枷と見るときは、葉有の義明ならず。證文かさねて考ふべし。かくてこの篇刻成る比、簏子又云に、件の枷は木なり鐵にあらず。三才圖會によりて、予が說の非なるをしりぬといへりし。忘れたるをこゝにいはん。

兎の物語の繪卷物は、淨辨といふものゝ作なり。繪詞の中ところ〳〵に歌あり。「さとり入る心のおくに

こそ人にしられぬかくれ家もあれ。「うづめたゞ庭木は松の落葉してわがすむ宿と人にしらすな」奥に淨辨としるしつ。出羽の秋田なる茂木氏、件の繪まき物を城下の骨董店にて購せしよし、廣貫卷の十二に載たり。

同卷猿蟹合戰の段に、有波斯常日云云。盧云、有波斯常と點すべし。波斯は波斯國なり。傭書のあやまりにや。○おなじ段に、因にいふ云云、戴石屏詩云云。盧云、戴石屏詩と點すべし。宋戴復古號石屏。小傳見宋詩鈔宋詩紀事等。

同卷舌切雀の段、盧云、この比の物ながら廣新聞に、舌切雀に似たる事あり。

同卷兎大手柄の段、〔割註〕兎にうたれたる狸は、彈三郎狸が親なるよし、佐渡の俗說に云々。〔解再按ずるに、佐渡には狸と兎の外たえて獸なし。故に彼土俗この物がたりは、本州より出たりといふにやあらん。彈三郎たぬきの親なりといふは、傳聞の悞なるべし。又按ずるに、この段、古事記を引べかりしに、おもひもらしたりき。大巳貴命鰐をたすけて兎を懲し給ふ段考ふべし。これこの物語の父母ならん歟。

同卷浦島の子の段に、列子を引べかりしに遺忘せり。列子湯問篇、五山背、禺彊注、張氏引大荒經曰、北極之神名禺彊。靈龜爲之使。うら島の子の釣たる龜化して仙女となりしといふは、全くこれによれり。

卷五上、猿川珍重の段、藤浪氏の妻は、珍重の姪なり。藤浪當作藤沼、傭書の手に悞たる。

同卷我來也の段、〔割註〕この事原小說に出たり。類書纂要は、引ところの書名を出さず。これ明人の癖なり。盧云、我來也は宋の沈俶が諧史に出たり。又類書纂要を明人とあるは誤なり。この書二種あり。

撰者は明の蠙崑玉と淸の周魯なり。こゝに引ものは、周氏の書なれば淸人なり。鮮陳じて云、蠙崑玉が纂要には、古今の二字を冠したり。予兩書ともに藏弆す。こは一時の失なり。

同巻伊豆海の段、輟畊錄云、廣東採ン珠人云云。盧云、蜑の珠とりのことは、輟畊錄より前に、宋の范大成が桂海虞衡志に出たり。

巻五下六鄕橋の段、〔割註〕六鄕の橋は元祿年間度々の出水にてうち壞されしかば、終に船わたしになりぬ。その圖說、東海道名所記、大和名所鑑等に見えたり。〕解再按ずるに、元祿十七年の春、由之軒政房といふもの、著したる誹諧海と題せる草紙の巻の三に云、六鄕の渡こゝも三月より九月までは土橋かゝる云々。これに由て觀るときは、六鄕の船わたしになりしは、元祿のはじめ歟。さらずば天和、貞享の比にてもあるべし。ある人の所藏、寶永年間の道中記には六鄕橋の圖ありといふ。これ假橋なるべし。但大和名所鑑なる六鄕橋には欄干あり。これは假橋にはあらざるに似たり。なほ考ふべし。

同巻西江月段、東坡赤壁懷古念ニ奴嬌一之詞云云。盧云、念ニ奴嬌一と點されたるは誤なり。塡詞名解に、念奴嬌、一名百字令、一名壺中天、念奴天寶中名妓善歌とあり。すべてこの條疑あり。他日考て見せ奉るべし。

同巻連歌の段、〔割註〕連歌の式は、建保年間爲相卿の作り給ふ物なれば云々。〕盧云、建保は建治に作るべし。公卿補任を按ずるに、爲相卿は弘長三年癸亥の生れなれば、建保に後るゝこと四十餘年なり。但建治とするも疑ひなきにあらず。建治四年是年改ニ元弘安一に作り給へるとても、十六歲のときなり。連歌の式作り給はん事いかゞ、猶考給ふべし。

同巻鐘聲追考の段、蓮漏は唐の世にいで來しものなれば云云。盧云、蓮漏は唐にはじまるにあらず。晉の惠遠はじめて製せるよし、國史補に見えたり。又按ずるに、漏刻に水を用る事は、初學紀に梁漏刻經云、漏刻之作、

蓋肇於軒轅日宜乎夏禹之代とあれば、その來ること久し。漏とあるは卽水を用る事なり。說文に、漏以銅盛水。刻節晝夜百刻とあり。又周禮挈壺氏註に、以水守壺者爲沃漏とあり。この條すべて穿鑿足ざるに似たり。○同段、〔割註〕太平記云々、大塔宮云々。赤地の錦の鎧直衣のまだ巳時なるを透間もなく召れ云々。」廬云、巳時云々のことは、太平記より前に見ゆ。源平盛衰記卷十五に、足利又太郎は西の岸に打出て云々。鎧は緋威に金物を打未巳時とぞ見えし。などてこれをば引ざるにや。

同卷十二獸追考の段、〔割註〕日本後紀卷六、延曆廿三年八月壬子、暴雨大風中院西樓倒打殺牛。天皇生年在丑歟曰朕不利云々。」解再按ずるに、類聚國史卷三十四帝王不豫の部にこのことを收たり。但、その文これとおなじ。今流布の日本後紀は、類聚國史を抄錄せしもの歟。

同卷風俗惑問の段、〔割註〕月額は云云。太平記卷ノ五大塔宮熊野落の時云云。」解再按ずるに、年山紀聞に、玉海を引て月額の事をしるされ、又安齋翁の秋草にも、玉海、沙石集、撰集抄、太平記等を引て、月額の事を辨證せられたるに、みな忘れてこゝに引ざりき。但、秋草にさかやきを逆氣の義なりとあるのみ。愚案にあはず。

同卷島子考惑問の段、〔割註〕兼顯卿の古事談を撰れし比までは、浦島子傳といふもの世にありしなるべし。」解云、この春不圖群書類從目錄を披閱せしに、卷の百三十五の中に、浦島子傳及續浦島子傳あり。しかればこの書今亡びたるにはあらず。いまだ予が見ざるのみ。そのゝち廬子よりも、又群書類從の事をもて告られたり。

同卷熱田春敲門の段、〔割註〕熱田大神宮南門の額は云々。熱田神官丹波丹州の家に有。」尾張名護屋なる古文云、南門當作東門。丹波丹州當作田島丹波。春敲門は南門にあらず。春敲の二字を考ても、東門なるよしはしらるべけれ。田島丹波ぬしは本姓尾張氏なり。この家に作の額あり。居住の地により

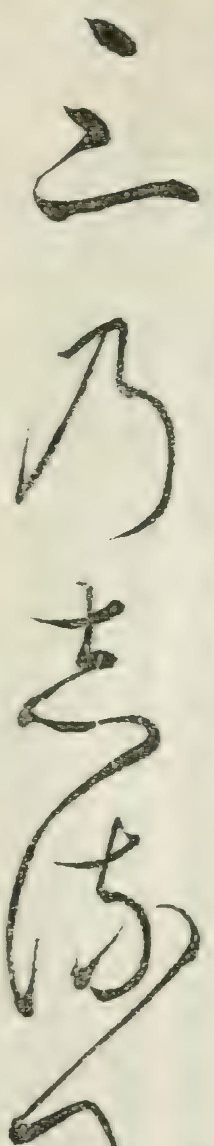
て、今は田島と稱す。御所といふ所、熱田にあり。この處の住人熱田の社家なり。代々五郎丸といふ。御所五郎丸是なり。この外にも種々傳來の事ありといへり。

〔頭書〕さはどぶり追攷、ハコフグ、これ大和本草所謂皮籠海豚と同物なるべし。此魚、長崎の海にも有とぞ。又同書に、クサイと云魚見ゆ。その形狀、トコヒレに似たり。大和本草附錄の部を併見べし。亦按ずるに前にあげつらい奉りたる平城天皇の一名を安殿と唱奉るよしは、乳母の姓を取給へるにはあるべからず。安殿は大極殿のことなり。又西の安殿、向の安殿、內の安殿、外の安殿など唱るもあり。みなやすみどのとゝなふ。書紀に見えたり。」

右先板燕石雜志に悞るもの、通計四十ケ條、更にこれを補ひ訖ぬ。前にもいへるごとく、予が著述は只速に成をもて利とすなれば、人に校正を請ふ遑はあらず。しかれどももし悞あるときは、人必これを告。只その用べきものと用べからざるものとは、ひとりこゝろにえらむのみ。悞ときは必改む。これ生平の樂事なり。ある人又難じて云、先板卷五の下に、曾祖の詠歌を載たるに、和歌の書法をしらざる歟。假名に濁點を施せしはいかにぞやといへり。ことわりはさることなれども、今刊行の著編には、書賈の好に任すること多かり。歌書は見る人俗ならねば、印行の本といへども、おのづから俗ならず。予が著述のごときは、詩にまれ歌にまれ。をさ〳〵婦幼の讀易を旨とす。歌に濁點を施すは物かは。眞名にはすべて假名を附したり。譬ば詩草を人に呈するに、句讀を施すは非禮なり。しかれども刊行の詩集には訓點を施しつ。又假名付など唱るものあるが如し。これらいかでか、編者の志なるべき。とにもかくにも、俗に遠きは書賈において利なしとぞ。こゝをもて俗間刊行の著編には、作者の意を枉ること多かり。闇者しらざれば難ぜらる。予拜して敎を受といへども、已ことを得ざるをもて、止なくも陳

するのみ。もし彼雜志を閲するもの、更にこの條々をあはし見ば、予が他の功を竊まで、聊勤たるをしらん。〔割註〕又いふ、先板昔語質屋庫と題せし册子にも悞ありき。孔明が陳大鼓の段に、諸葛孔明異傳の後に附したる宋の張敬夫が諸葛忠武侯傳、又隋の文中子が說、明の王世貞が說等、くさ〲引ことあり。これらみな載ずして止ぬ。又俵藤太が龍宮入の說は、全く故事談より出て、粟津冠者が龍宮に入りしとあるに根づきたる物語なるに、これは忘れて引ざりき。又將門の段に、藤六のことを論じたるも悞なり。藤六のことは大系圖に見えて、長良弘經輔相無官號ニ藤六ト とあり。又袋草紙に、藤六輔相は中納言長良孫とあり。長良より年序を推ときは、藤六は將門と同時の人なるべきよし、靜廬子いへり。」因にいふ、このごろ卯花園漫錄とかいふ草紙、いく卷あるかはしらねど、はづかにその一卷を閲せしに、多く古人の說を書あつめて、みな書名を引たり。そが中に、予が雨談に記せしことなど載られたるが、これのみ書名を引ず。編者自說のやうに書なしたり。知ざるものは予が隨筆なりと思ふもあらん歟。よりてこゝにことわるのみ。

烹雜の記 終



三のしるべ

とりすべていふ事

をとゝしの春、道のしるべといふものをかきあらはして、ことし又、歌のしるべ、文のしるべと、ふたつものせしをとりしたゝめて、三のしるべとなし、すなはち書の名として、ひとつのさうしいできにけり。道はさらなり、歌も文も、いと〳〵やんごとなきすぢのまなびにして、そのしるべもたはやすからぬ事なるを、老ひがめる身になしえんやは。しかにはあれども、いまだ世にたよりよきしるべの書の見えざれば、うひ〳〵しきかたど〳〵しからん事の、心くるしさにものしたるになん。さて此みつのしるべよ、うひまなびの人に、此みちゆくにはかく心えて、かしこの道ゆくには、かう〳〵とさしをしへて、おほらかにしるべしたるのみにて、道すがらの事を、くはしくいひさとしたるにはあらず。其ゆゑは、すべてがくもんといふものは、みづから心とゞめちからいれて、ふるき書どもを見あきらめて、なしうるわざにしあれば、こまかにいひては、そのしるべにのみよりすがりて、おのづからちからいれざるやうになりて、なか〳〵に、まなびのためにわろからんと心してなりけり。見ん人、いひいたらぬくま〴〵のおほかるをなあやしみそ。

文政九年の秋

長門守従五位下大中臣藤井宿禰高尚

三のしるべ上の巻

藤井高尚著

道のしるべ

わが神のみちのこゝろは、故鈴屋大人の直毘靈といふものに、ひとわたりいはれたり。其說は、いにしへ今にたぐひもなくめでたきに、まれにはおだやかならぬふしのまじれるこそうべなれ。そのかみは、たとへば天つ日を八重雲のおほひかくせるやうなりしかば、其雲をはらふしなどの風は、げにはやくふかでは、世の人のひかり見ることはあらじかし。さて空はれて後は、風もしづまるならひなれば、今はそのかたははなれて、世にふる人のためとなるべき教のすぢをのみ、まめやかにいひさとして、おなじく道のしるべせんとす　さるは故大人は、道のこゝろをときあかすをむねとつとめられて、道のをしへのかたには、くはしうはいひおよばれざりしゆゑぞかし。はやう翁のいはれたるやう、人はみな産巢日神の御靈によりて生れつるまに〳〵、身にあるべきかぎりのわざは、おのづから知りてよく爲るものにしあれば云々。今はた其道といひて、別に敎をうけて、おこなふべきわざはありなんやといはれき。此說さることなれども、よく思へば、いひいたられぬくまぞのこりける。げに人は、産巢日神の御靈によりて生るれば、大かたはよき事をよしと思ひ、惡き事をあしと思ひはすれども、深くさ思ふと、さもあらぬと、かしこきと、おろかなるとは、神代よりあれば、教といふものもあることわりぞかし。大穴牟遲神の兄弟の八十神のみしわざの、皆惡かりしと見てもしるべし。神代の神たちといへども、身にあるべきかぎ

りのわざを、こと〴〵くよくなしたまへりとはおもはれず。其後の人はいふもさらなり。又道といふ名こそあらざりつれ。教をうけておこなふ事は、天地のはじめよりありて、神代の書に見えたり。まづ天津神の、伊邪那岐命、伊邪那美命に、をみなの言先だちしによりてふさはずと、教へたまへる事ありて、其教をうけてあらためいひたまへり。しかのみならず、儒佛の書のわたり來ざりしあなたに、ものをしふること、教をうけておこなひし事、これかれとあり。萬葉集十八卷の歌に、於保奈牟知須久奈比古奈野神代欲里伊比都藝家良之父母乎見波多布刀久妻子見波可奈之久米具之宇都世美能余乃許等和利止可久佐末爾伊比家流物乎云々。とあるを見るべし。此歌のこゝろは、いとふるき世よりいひつぎ來ぬることあり。それは大穴牟遲、少名毘古那二柱神の、此國つくり堅めをさめたまふ時に、世のことわりとて教へたまひしを、いひつぎきぬるにぞあらん。其教のごとく、げに父母を見ればたふとく、妻子見ればかなしくめぐしと云意なり。二柱神の代よりといひ、それをいひつぐといひ、世のことわりといへるを思ひわたして考ふれば、教ありしこととしるし。これは妻子を惠むすぢの事、用ある歌にて、それにつれて父母をたふとむ事には、かくいひおよべども、君又は友だちの事はいふよしなければ、もらせるにこそあれ。君につかふるやう、友に交るべきこゝろえのことも、かならずいひつぎ來ぬる教のありけんとは、此歌を見ておしはかりしられたり。

日本書紀に、大巳貴命與㆓少彥名命㆒戮力一心經㆓營天下㆒。復爲㆓顯見蒼生及畜產㆒、則定㆓其療病之方㆒。又爲㆑攘㆓鳥獸昆蟲之災異㆒、則定㆓其禁厭之法㆒。是以百姓至今咸蒙㆓恩賴㆒とあり。かやうに何くれと教へおきたまへば、まして人の身のおこなひのあるべきやうをば、此二柱神のかならず教へたまふべき事ぞかし。さるを其事のこゝに見えざるは、人の身のおこなひといふもの

は、二柱の神のさだめたまふことにはあらず。世のことわりにて、もとよりしかすべきわざを、はらきたなくさせぬともがらをば、天津神の教へなほしたまひしにしたがひて、二柱神も教へたまふなれば、ことさらにとり出て、いふべきほどの事にもあらざればなり。

此二柱の神のなかに、少名毘古那神は、天津神にます高御産巣日神の御子なれば、天津神の教をうけつぎて、此大八島國の人には教へたまへるならん。

少名毘古那神よ。天にしては天津神の御教にしたがひたまはざりしよしなれど、天降りましてのちは、御身のおこなひのあしきを、よきにあらため給ひて、大なる功をなしたまへば、ありし天津神のみをしへを思ひ出たまひて、世人のおこなひのあしきをも、よくせよとぞをしへたまひつらむ。さ思ふよしは、古事記八千矛神の后の歌よみしたまふ段に、爾其后取二大御酒坏一立依指擧而歌曰、夜知富許能迦微能美許登夜阿賀游富久邇奴斯許曾波遠邇伊麻世婆宇知微流斯麻能佐岐邪岐加岐微流伊蘇能佐岐游知受和加久佐能都麻母多勢良米阿波母與賣邇斯阿禮婆那遠岐弖遠波那志那遠岐弖都麻波那斯云々。とあるを見てさとりつるなり。此歌のこゝの意は、汝命こそは男にてませば、いづくにもいづくにも遺る處なく、妻を持ておはすらめ。吾は女なれば、汝命をおきてほかに夫はなしといふこゝろなり。これは男は身のほどにあはせては、いくら妻をもちたらんもあしからず。女はたゞひとりのみ夫はもつべき婦道の教へあるによりて、かくはいひ給へるなり。八千矛神といふは、すなはち大穴牟遲神にして夫君なり。その夫君のはじめていひ出たまへる婦道の教ならんには、かくさだまれる事のやうにはいひたまはじ。天津神のみをしへをつたへたるものなるからに、かく婦道の法則としていひたまへるものぞ。

ある人のいへらく、こはたゞ后のわれはかよわき女にしあれば、夫はひとりのみあるべきことぞと思ひとりて、かくのたまへるにて、かゝる教のありしにはあらじといへり。高尚こたへけらく、さやうにてはあらじ。神代紀の一書に、ひとりの兒さがなくして、をしへごとにもしたがはざりきと、少彦名命のことを天津神ののたまひし事見えたる、其御教といふは、惡きを善きにをしへなほしたまふ事ならずや。善事といふは、人の身のおこなひの、かならずしかあるべき孝悌忠信はさらにもいはず、女ならんには、夫につかへてふた心なきやうの事なり。此天津神のみをしへの、かならずつたはりくべきことにしあれば、かみのくだりのごとくにはいへるなり。

これを見て思へば、天津神の、夫につかふる婦道をのみ教へたまふべきにあらず。父母につかふる子道、君につかふる臣道も、もとよりをしへたまふべければ、かの万葉集の歌に見えたる教も、そのもとは、天津神の御教ならんとはいふなり。

天津神の御教といふは、儒道の教のごとく、忠孝などいふ名をまうけて、なべての教にとさだめたまへるにはあらず。さしあたりて身のおこなひのあしきものあらんに、さやうになせそといさめをしへたまへるを、人の世までかたりつぎいひつぎ來て教となるをいふなり。

されば教道は、天地のはじめより世のことわりをもて、神のはじめたまへるものなり。ついでに禮といふべき事もありしをいはん。古事記上卷天若日子の喪屋をつくる段に、於是在天天若日子之父天津國玉神及其妻子聞而降來哭悲、乃於其處作喪屋而、河鴈爲岐佐理持、鷺爲掃持、翠鳥爲御食人、雀爲碓女、雉爲哭女、如此行定而、日八日夜八夜以遊也とあるを見れば、天にて天津神のさだめたまひて、おこなひをりし喪葬の禮をもて、天津國玉神の喪屋をつくり、こととるものを定て、あそびをも

せしなりけり。鳥どもに任したるこそ、此時にかぎりてゆゑある事ならめ。岐佐理持、掃持、御食人、碓女、哭女などいふは、はやくよりさだまれる事と見えたり。

あそびとは、管絃、歌舞のたぐひをいふなり。伊勢物語に、女の死て喪にこもりをる男のやうをいへるところに、よひはあそびをりてとあるを見れば、いにしへ人は、神代よりいひつたへたる教をたふとびまもりて、今の京となりての後までも、かく儒佛の書の教によらざりしことあり。喪にあそぶは、わが御國の古禮なり。さるは棺の前にておもしろき事すれば、死たる人のめでゝ、此世にかへりやくるとて、悲しみのあまりになすわざなるべし。

さて又、祭禮婚禮、何くれの禮も、もとよりみな神代に神の定めたまひてぞありける。その事、神典にこれかれと見えたり。

ひとつふたつをいはゞ、まづ祭禮は、天照大御神坐二忌服屋一而令レ織二神御衣一とあるは、いさゝかなれども、神をいつきまつりたまふ禮のはし見えたるなり。おなじ大御神の天石窟に入ましゝ時、磐戸の前にくさぐ〳〵そなへまつれるもの、そこにてのもろ〳〵の神たちのみしわざなど、みな神をまつる禮儀となれり。又神祇官に白豬白馬白鷄をもて御蔵神を祭ることゝ、古語拾遺に見えたるも、神代の禮なり。婚禮は、伊邪那岐命、伊邪那美命みとのまぐはひしたまふをりに、八尋殿をみたてたまふことあり、須佐之男命のつまごみに八重垣つくるとよましゝも同じ。かの新屋をたて、かの二柱の神の柱をゆきめぐりたまふなど、上代の婚禮と見えたり。又大山津見神のむすめ木花之佐久夜毘賣に、其姉石長比賣を副て、天津日高日子番能邇々藝能命に奉りたまふをりに、令レ持二百取机代之物一とあり。火遠理命に海神のむすめ豐玉毘賣を婚せまつるをりも、具二百取机代物一とあるなど

を見るに、これも神代婚禮のわざのひとつなりけり。さて又、高天原より天若日子を此國に降したまふをりに、天之麻迦古弓、天之波波矢を賜へるは、國ことむけに出たゝす禮なり。またこ禮といふべきことどもは、なほ多かれどはぶきつ。これらは神代に禮ありし事の證にいへるにて、今の世にかくのみおこなふべしといふにはあらず。いまは今のおほやけのさだめたまへる禮にしたがふぞ、すなはち禮にはありける。孔子の周禮にしたがはんといはれしもこのこゝろなり

神代よりいひつぎ來ぬる教をのみ、ひたぶるにまもりし上つ代の人は、今の世に儒教の書をよむ人よりは、なかなかに身のおこなひ、仁義禮讓孝悌忠信などいふすぢにも、よくかなひたりしぞおほかる。さるは神の教とたふとび、世のことわりぞと、心にしみて思ひしゆゑなるべし。古事記、日本書紀にしるされたる儒佛の書の、わたり來ざりしあなたの世の、かしこき人のうへを見てしるべし。孔子の教も同じすぢにかよひたるは、それも世のことわりを思ひていへる事なればなり。

をしへねどもとよりよき人の、いにしへも今もある事なれども、そはいとまれにて、大かたは神代よりいひ繼來ぬる教をまもりてよかりしなりけり。すべてふるきいひ傳へをまもるは、わが御國ぶりになん

さてのち儒書のわたり來つるまにまに、それをかの神代よりいひつぎ來ぬる教にまじへ用ひて、さてありつるなり。

かくまじへ用ひたるうちに、書はたしかにて世にのこり、いひ傳へはうきたるものなれば、やうやうにまぎれうせつるによりて、人の心、身のおこなひもわろくぞなりにける。そのゆゑは神代よりいひつぎ來てきゝおぼえたる教は、心にしみてわするゝ事なく、書にしるしたるは、たゞ書のうへの事

とのみ、よそげに見すぐして、心にしみておぼえざるからに、其道のはかせといはるゝきはの人さへも、心きたなく身の行ひあしきもあれば、ましてほのぼの見たる人どもは、ひがこゝろえして、見ぬ人よりもおとれるがおほければなり。其中には、よく見、よく心えて、すぐれてよき人もあれど、そはいと／＼まれにて、なべてはいひ傳への教によりたる上代よりは、おとりてあしくなれり。おのれ此事をふかくなげきて、いかで儒教の書によらざりしいにしへのさまに、世の人ををしへこゝろみんとしかせば、まがれるもすみやかになほりなんと思ひて、去年の春夏はみやこ、秋冬はなにはにありて、神祇のすぢの條目ども、何くれとかき出て、それによりて神道教をあまたの人にときゝかせつるに、神典のかうさくをきくよりは、耳にきゝとりやすく、ふかく心にしみておぼゆと、たれもたれもいひき。かゝるにつきては、おのが心のうらまさしく、神をいつきまつりをゝがみて、きたなかりしこゝろ、よからざりし行ひをも、きよく／＼よきになほさんとする人の數そひゆくよしにきこゆるは、いと／＼うれし／＼なん。孔子の教も、そのかみかきあらはせるは春秋といふ書のみにて、弟子のものならひしは口づからいひ教へたるを、心にしみておぼえたる事ならずや。

孔子の教のやう、天津神の御教のすぢに、おのづからかなひたる事もあれば、神も人もゆるして、其教の書の世にはひろごれるなり。

さきにもいへるごとく、いひ傳への教よりは、書の教はおとれども、これも又、すてがたくぞなりにける。

今の世のものしり人こそ、おのがよる道のほかなる道をばいみきらへ、神の御心は廣く厚くおはしませば、こゝのならずとも、人のためわろからぬ事ならんにはすてたまはじ。

外國の教のやうをつら〳〵思ふに、きたなきその國ぶりにしたがひてをしへたれば、きよきやまと心におもへば、よからぬふしまじれり。儒道にてひとつふたつをいはゞ、堯の天下を舜にゆづれるを、よき事のやうにいひ、湯武のしわざをあしともさだめず、文王を至徳といへるたぐひなり。そはかの悪き國ぶりのそひたるにて、それをとりすつれば、孔子の教などは大かたはめでたし。釋迦のをしへもなぞらへつべし。かゝるもことわりぞ。そのもとは御國の教と同じすぢにかよへばなり。そのよしは天津神の御子少名毘古那神、外國に天降そこにおはしまし、たゞしばしのほど、此國に渡り來まして居ますうちにも、人のためとなるべきことゞも、何くれと教へおきたまひつれば、ましてすみたまひて、しらせたまふ外國にては、ことに世の人を教へたまふべければなり。たゞしふるきいひ傳へを、なほざりに思ひ、さかしらいふ國ぶりなれば、此少名毘古那神の御名も、とつ國々にはつたはらず。まぎれうせし事ども多かれど、さすがに其御教のなごりとまれるによりて、聖人又は佛などいふかしこき人のことゝりそへ、其國々のふりにかなへて、道の教をときひろめたるなりけり。かゝればいひもてゆけば、儒教も佛教も、わが神の教のほかならず。

高尚かしこけれども、天津神、又は大穴牟遲少名毘古那の二柱の神の御心をこゝろとして、わが好むかたにもかたよらず、直く正しき神道、教をいひあらはすになん。

大穴牟遲神は、はじめ帒を負ひ、とも人となりて、兄弟の八十神にしたがひたまひ、何事も御祖命ののたまふまに〳〵なしたまひて、後にはひとり此國を得たまふは、孝悌といふすぢにして、智ありともいふべく、又我ものとして、つくり堅めをさめたまひし此國を、天津神の御子に奉り、國むけし時につけりし廣矛なりとて、それをもさゝげまつり、幽事をしりては、顯露事のみまつりごとをた

すけたまひ、和御靈ニ諸山にしづまりましては、皇御孫命の近き守り神となりたまふなど、又たぐひもなき、いみじき忠臣のみわざにぞありける。御みづからかゝれば、そのかみをしへたまひしも、さるこゝろばへにぞありけんかし。かみにひき出たる萬葉集の歌と、此みわざとを思ひあはせて知るべし。

そも／＼人は直毘靈にもいはれたるごとく、高御産巣日神、神産巣日神と申す二柱の神の、産巣日の御靈によりてなり出るものにしあれば、

拾遺集戀部の歌に、君見ればむすぶの神ぞうらめしきつれなき人をなにつくりけん、とあるを見るべし。神の産巣日の御靈によりて、人は生れいづることを、むかしはたれも／＼よくしれりしなり。

心も行ひも直く正く、明く清きをよしと思ひ、さあらぬをわろしとは、こゝろのそこにたれも思ひおきてはをるものにて、あしき事をいひもしなしもするは、我心にもこゝろよからぬを、まして御靈たまひたる神の見たまひきゝたまひては、御靈をけがすを、さぞにくしとぞおもほしめさん。そこを思ひ、はぢもしおそれもして、心を明く清く、行ひを直く正くせなん。世の中の人神はしも多かれど、さきにいへる二柱の産巣日神、大穴牟遲神、さてはわが住わたりしきます産土神などをいつきまつりをがむべし。しかいふゆゑは、産巣日神は、此神の御靈によりて生れ出たる我身なれば、さらなる事、大穴牟遲神は、日本書紀に、高皇産靈尊の遣二二神一勅二大己貴神一曰、今者聞二汝所一レ言、深有二其理一、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜二是吾孫治一レ之。汝則可下以治二神事一云々。於是大己貴神報曰云々。吾所治顯露事者、皇孫當治。吾將退治二幽事一、とありて、あらはに目に見えぬ幽事をつか

さとります神、又産土神はしきますその所に生れ出る人をば、ことにめぐみたまふよしあれば、こなたよりもわきていつくべければなり。

幽事をしりたまふ神は、天地のはじめに御身をかくしたまふ神たちをはじめ、伊邪那岐神つぎ〳〵にもおほかるを、産巣日神と大汝牟遲神とをのみとり出ていふゆゑを、なほくはしくいはん　此幽事は、高皇産靈尊のよさしたまへる顯露事にむかへる神事をいへるにて、世の人の身にかゝれる善惡賞罰のすぢにつきたる幽事なり。そはむねと大穴牟遲神の事とりたまふゆゑに、其事よさしたまへる産巣日神をも合せていへるなり。

人の身のうへのよくなるもあしくなるも、おのづからぞと思ふめれ、みな神のなしたまふ事にして幽事なり。人はしらじとおもひて、みそかになす惡事も、神はしろしめしてとがめたまふ。おそるべきことならずや。人にしられぬ善事も、さやうにてこれはさきはへたまふとぞ。

故大人のいはれけるやう、神は佛などいふなるものゝ趣とは異にして、善神のみにはあらず、惡きもありて、心も所行も然あるものなれば、惡きわざする人も福え、善きわざする人も禍ることとある世のつねなりといはれき。かくいはれしは、たゞ其時々にかやうにもありといふ事にて、つひにしかありといふこゝろにはあらじ。古事記傳七ノ巻、三柱貴御子神の成り出坐すところにいはれたるは、世間のあるかたち、何事も吉善より凶惡を生し、凶惡より吉善を生しつゝ、互にうつりもてゆく理をさとるべく、又然凶惡はあれども、終に吉善に勝事あたはざる理をも知べく、又人は必凶惡を忌去て、吉善を行ふべき理をも知べきなりといはれしぞ、まことにたふとく、さらにうごくまじき説なりける。神はよきもあしきもおはせども、此幽事は大穴牟遲神こととりたまひて、其御

靈、出雲大和にしづまりゐませば、あらぶる惡き神はありとも、神代よりなべてまつろひしものなれば、今もなびきしたがひぬべく、さらでも惡神は、善神につひにはかちえざることわりもあるぞかし。人の身の行ひのよさあしさによりて、幽事の賞罰といふすぢ正しくあるべきことわりなれば、世にふるあひだには、吉善凶惡たがひにうつりもてゆくとも、はて〳〵は善事する人福え、惡きわざする人禍るべしとぞおもふ。たゞしいにしへ今の世の中の人のうへを見るに、禍福の理にたがへるやうなるもまじる事なれども、そは神の大なる御心は、人のちひさき心もては、はかりしられぬゆゑにて、たとへば其人のうへに見えぬ禍福も、うみの子のつぎ〳〵にあらはるゝもあるべく、又人は福なしと思ひとる事にも、福あるもあるべければなり。さるからにやくなきものうたがひをやめて、唯明くれに善事をのみなして、幽事とりたまふ大穴牟遲神、産巣日神をいつき祭りをがめば、福ゆることゝ思ふべし。ついでにいはん。禍福のこと、富るといのち長きとを福えとし、貧きといのち短きとを禍るとすなれども、富ていのち長き人も、いける世のかぎり心のうちのくるしきあり。貧くても心やすく樂しきあり。いのち短き中にも、いとはやく死ぬべき人の善事をなすによりて、神のたすけありて、しばしのどまりながらへて死したるを、かたへよりはなほ短しと見るもあるべく、かゝれば禍福の理にたがひたがはぬは、まことにはしられぬ事ぞかし。

上のくだりにもいへるごとく、大穴牟遲神は幽事とりたまふあるじの神にませば、つきしたがひたまふ八百萬ノ神をわかちくばりて、天ノ下の人のよしあし、きゝたゞしもしたまふべく、又其所々の産土ノ神の中には、産子のわざのよしあし見わきて、とり傳へてものしたまふもあるべし

産巣日神、大穴牟遲神、産土神たちをいつき祭り拜みて、其御心にかなふべき善事をのみなさば、

いける世のかぎり守り幸はへたまふのみかは。死たる後の魂をも、此神たちまもりみちびきて、よき所にすましめたまふべし。魂の行へは、大穴牟遲神の知りたまふ幽冥の世界はある事にて、善人は此神の御心にかなひて、御もとにさふらはせ、又はよき處にすませなどしたまふべし。惡人はきたなきところにやらはれてゆくもあるべく、又其墓のあたりをすみかとしてをるもあるべければ、そことさだめてはいひがたし。むかしよりなき魂の祟りをなし、荒ぶるを社をたてゝ神とまつればなごむなるは、神の知りたまふ幽冥の世界にあるしるしにて、神とまつらるゝは、其世界にてたふとき事なれば、よろこびてなりけり。此幽冥の世界のくはしき事は、おのれ幽冥考といふ書をかきあらはして、別にいへるを見てしるべし。さてその魂は、いづくにありても、祭る所へはより來ることゝしられたり。ふる言に天かけりくといへるこれなり。此國にて幽冥の事とりたまふは、大穴牟遲神一柱なれど、目に見えぬ神たちは、すべて幽冥の世界にませば、産巣日神、其人の産土神なども、大穴牟遲神にそひてものしたまふべきなり。

こは人の世のあらはにごとのさまもてなぞらへしるになん。

神典に、顯露事と幽事とはたぐへいへれば、天下をしたまふやむごとなきよりつぎ〳〵事行ふ人、ある顯露事をもて幽冥ノ事もさならんとおしはかりしるなり。年ごとの十月には、國々の神、出雲ノ大神の御社につどひたまふと、むかしより世ノ人のなべていふなるは、神代よりいひつぎ來ぬる事なるべし。其國々處々の産土ノ神たち、幽冥ノ事とりたまふ出雲の大穴牟遲神の御もとに、一年にひと度はつどひたまひて、一年のうちの其産子うぶ子のよしあしをの給ひて、幽事の賞罰をさだめたまふにぞあるべき。

されば目にこそ見えたまはね。神たちのかたへにおはして、我なす事の善さ悪さを見たまふなれば、いとおそろしき事に思ひて、明くれに善事のかぎりをせんとして、つゆばかりもあしき事せじとこゝろえたらんには、わが神ノ道ノ教にまさりて。よき教へはあらざるべし。さ思ひをりて朝ごとに神ををがみ斎き祀り、さきにもいへる如く、こゝろを清く身の行ひを直くして、神の御心にかなふやうに爲べし。心をきよくせんとするにつきていふべき事あり。いける世に己が和魂を、家ノ内にみづから斎き祀るべし。しかすれば魂の荒ぶる事なくしづまりて、思ひはかりもやうやうにさとくかしこくなり、まがれるすぢ、きたなき事をば、よく思ひわきまへ、いみて心清くなり、大なる功もなしつべし。しかいふは、神代に大穴牟遅神、和御魂を御みづから大和の三諸山に斎き祀りたまふによりて、和御魂榮え座し、其御身を守り幸へたまひて、遂に天ノ下を作り竟へたまへるによりていへり。こは古事記、日本書紀、出雲國造神賀詞などに見えて、うきたる事にはあらず。其魂をまつるべきさまは、おのれ別に考あり。身の行ひのかたは、こゝにはこまかにしるせる書なければ、今の世のふりにては、孔子の教のすぢにもよりて論語などいふからふみをもよく見、心得てまなぶべし。

此書どもを見て、まなぶにもこゝろえありて、御國ぶりにかなはぬことははぶくべく、そのかなはぬすぢの事どもをば、おのれ別にかきあつめてときさとすべし。又からぶみよむ人は、からをあるじとして、ものゝよさあしさのすぢをさだめいふ癖あり。それはいたくわろし。さてついでにいはん。書見るまなびの事、こゝのもからのも、近き世には古學といふすぢおこりて、そのすぢによる人、やうやうになまかしこくなりて、人の耳とゞむべき、めづらしきいにしへ詞を見おぼえつかひ、から文字のこまかなるこゝろなどは、よくしれども、これもかれも、教ノ道には心いれざる

ならひにして、たゞふるき詞と文字とのうへのみ、とやかくやとさだめいひをるは、思へばやうなきいたづらごとなりかし。

又佛の教も、人の心のあしきをいさめ、よきにおもむけんとてものしたるなれば、大むねはわろからねども、天竺といふは、其國ぶりいと惡く、人の心おろかにねぢけてなんあれば、さる人を教へさとすとていへる事どもにて、直く清き神の御心にはかなはぬにこそ。又ことにきらひたまふゆゑやあるらむ。伊勢、加茂などの神ノ宮には、佛をいみたまふこと、皆人のしれる事なり。しかにはあれども、世の人を教へさとすには、たよりよき事のあれば、神の御みづからはいみたまへども、人のためにせいしたまはずして、これも世の中にはひろごれるにやあらん。かゝれば孔子の教のさしつぎには、此教へをもわが神ノ道のをしへのうちにいれぬべし。しかするぞ天津神をはじめ、大穴牟遲、少名毘古那の二柱の神の、廣き厚き御心にかなひて、まことの神ノ道ノ教にはあるべき。

上にもいへるごとく、少名毘古那神、外國よりしばしのほど渡り來まして、大穴牟遲神にそひて、此國をつくりなしたまひて歸りましつる、其外國にいできつる儒佛の教どもの、又渡り來て、こゝの神ノ道ノ教にそふは、またく同じおもむきになん。深き理りありげなりかし。これもかの二柱の神の御心ならんとぞおもはるゝ。

おふけなくも、かくさだめいふは、六十にひとつあまることとしまで、此きびの道の中なる大吉備津彦神命の宮の事とりつかへまつるくち翁、わが松ノ屋の垣内なるかくれかの竹ノ菴にて、此書かきそめつるは、文政七年甲申正月八日の日、事竟へぬるは同じ月の廿一日になむ。

三のしるべ 中の巻

歌のしるべ

歌はなにのためにやうありてよむものぞといふ事を、まづあきらめしりて、そのよむべきやうのよしあしを思ひわくべし。たとへば太刀はきるためにやうあるものとこゝろえて、うちふるわざのよしあしをいふがごとし。しかせざれば、よしといふもあしといふも、まことのさだめにあらず。これなん言の葉の道ふみそむるあしもとに、こゝろうべき事にはありける。

なに事も本をあきらめしらず、末にかゝづらひてとかくいへば、たがふふしのおほかるものにて、歌もさやうなり。歌よむしるべの書、ふるくは定家卿の和歌庭訓、爲家卿の詠歌一體、阿佛尼の和歌口傳などいふ書のたぐひ見え、近き世にもかける人數々あり。此ごろも、これかれと見えしらがへども、みな何のためにやうありて、よむものぞといふ事のもとをさだめずしてかけるものなれば、そのいへる事のすぢとほらず。正しきしるべにはあらずとぞおもはるゝ。さるによりて、こたみかき出たる此しるべの書ぞ。さて上のくだりにいへる中にもよしあしあり。まづ庭訓、一體、口傳などは、さはいへど歌よくよみたまひし人々のしわざなれば、さすがによき事もまじれり。つぎ〳〵にいふを見てしるべし。庭訓に、拉鬼體をやんごとなきものにいひたまへるなどは、いたく歌のさまにたがへるを、又同書に、先哲のくれ〳〵かきおけるものにも、やさしくものあはれによむべき事にぞ見え侍るとあるは、げにさる事なり。かくうらうへの事どもあれば、ようせずは見ん人まどひぬべし。一體に、和歌はながめてきくによき歌は、しめ〳〵ときこゆるよしいひたまひ、又すべてすこしさびしきやうなるは、おもしろくよき歌ときこゆるなりともいひたまへり。此はじめの說はいとよし。げにさやうなり。後のは詞をにぎはしくかざらず、情をむねとしたる心なり。爲家卿

の此こゝろえもわろくはなきやうなれども、詞、えんにをかしからねば、あはれなる情もあさくなる事にて、しかおもひいれてよみたまへるゆゑに、此卿の歌はおほぢ俊成卿の歌には、すこしおとりぬれば、まことの歌のさまをよくしりて、よみ給へりとはいひがたし。近き世のは、おのが好むかたにかたよりたるよからぬくせありて、むかしのにはおよばず。此頃のは萬葉まなびをあしくして、柿本大人、山部大人などの歌には心とめず。かの集の中に、たゞ言歌の見えたるをよしとおもひあやまりて、歌は詞をえらばずつくろはず、思ふ心をたゞありにいふをよしとやうにいひてをしへたり。そは歌のさまにいたくたがひたるひがことぞ。

そのあきらめしるべきやうは、ゆゑあるをり事とあらん時に、おもふこゝろをたゞにいひては、いかに詞をつくしていふともかぎりあれば、あはれと人のきく事なきを、歌は見るものきくものにつけて、情ふかく詞をかしく、しめやかにいふものなれば、人もあはれとめでて、其いふ事をふかくきゝいれぬべし。かく事にやうあるによりて、よむものぞといふ事をしるになん。

こは古今集の序のはじめに、世の中にある人、ことわざしげきものなれば、心に思ふ事を、見るものきくものにつけていひ出せるなりと、あるによりていへり。こゝの文のこゝろをときあかしてん。世にある人、なすことわざのしげきまじらひに、心におもふ事を、人のあはれときゝいれぬべく、いはんとするをりあらんに、たゞ言にいひてはあはれときかれず。さるからに、見るものきくものにつけて、人のあはれとめづべきやうに、情をふかめ詞をうるはしくつくろひなして、いひ出せるなりといふこゝろなり。なにはづ、あさか山の歌にてもしるべし。花につけ山の井につけて、あさからぬ情を、詞をかしくいひつるからに、あはれときかれていさをたちしにあらずや。

さしりて、そのまことの歌のさまをえんとよみならはすほどに、さとびてあさくさがなかりし情も、おのづからみやびて、ふかくものゝあはれしるよき情になる事ぞかし。これなん歌といふものゝ大むねな

りける。

まづ哥のはじめといふ、須佐之男命の八重がきつくるとよみたまひしみ歌よ。たゞそのをり見たまふさま、思ひ給ふよしを、み心やりによみたまひしならんと、こともなげに、みな人おもふめれど、さやうにはあらず。いかでかやくなき事をなしたまふべき。これもゆゑありて、櫛名田比賣にか、足名椎、手名椎にか、よみてきかせたまひつるにて、きくその人のあはれとめづべきさまにみこゝろして、そのかみ見たまふものにつけて、情ふかく詞うるはしくよみたまへるなり。そのよしくはしくときさとしてん。須佐之男命の櫛名田比賣をみめとしたまひ、宮づくりしてもろともにすみたまはんとおもほしよる處にしも、雲のたちのぼるを見たまひて、

八雲たついづも八重垣つまごめに八へがきつくるそのやへがきを

とよみたまひし。此み歌のこゝろは、八重雲のたちのぼることよ。此いづるくものみこゝろとあひにあひて、やへがきつくるさまなるは、これもおのれみことのつまごめのためにさするならん。あないみじ。その八重垣のさまよとのたまへるこゝろなり。をはよといふに同じ。かくいふは、みうたのおもてなり。さてしたには比賣をふかくうつくしみおぼせば、さるつまをこめたまふには、いく重も垣をめぐらして、いかめしくうるはしく宮つくりせんとおもほすふかきみこゝろを、見たまふ雲につけて、かくいひあらはしたまへるにて、いと／＼あはれふかく、めでたしともめでたし。雲は心なきものなれば、八重垣つくるにてはなきを、さいひなしたまふが、ふかき情をしらせたまふ事ぞ。そのかみきゝつる人たち、さぞいみじう感じよろこびつらん。神代に歌はこれかれあれど、此みうたのみ、みそもじあまりひともじにて、詞うるはしく情ふかく、しらべもめでたく、よろづたらひて、あはれと人のめづべきさまによみたまへれば、これなんすぐれてよきとて、人の世となりてみななならひよむ事なり。又古今集の序には、なにはづ、あさか山のふた歌を、うたの父はゝのやうに

てぞ、手ならふ人のはじめにもしけるといへり。いにしへよき歌はおほきを、此ふた歌は、いみじきいさをのありけるゆゑに、世の人たふとびしたひて、手ならふ人のはじめにもしけるなり。これにておもふべし。こと〻あらんをりに、あはれと人のめでて、き〻いれんやうによむぞ、歌のこ〻ろなるを、さるいさをなくては、よみてなにのかひかはあらん。さて又、おなじ序に、柿本ノ大人をうたのひじりなりといひ、山部ノ大人を歌にあやしくたへなりといひしこ〻ろをも、あはせおもふべし。此大人たちの歌、あはれなる情ふかく、ことばうつくしく、をかしくしめやかに、あてにみやびて、いひしらず人のふかくあはれとめでぬべき歌のさまをえられたるからに、たふとみてさやうにはいへるなり。此心にてえらびあつめたるものゆゑに、古今集の歌は、すべてさるさまにてめでたきなり。されば同序文のをはりがたに、人まろなくなりにたれど、歌の事とゞまれるかな云々。まさきのかづらながくつたはり、鳥の跡久しくとゞまれらば、歌のさまをもしり、事の心をえたらん人は、大空の月を見るがごとく、いにしへをあふぎて、今をこひざらめかもといへるにあらずや。こゝの文のこゝろをときて、くはしくいひさとしてん。人麻呂の歌のこゝろを思ひてあつめたる、こたびの集かくなれるからに、その人はなくなりても、歌のことはこゝにとゞまれりといひて、さて此集のながく久しく世にとゞまれらば、歌の事しらぬ人は何ともおもはざらめど、歌は人麻呂のよめるやうに、情ふかく詞をかしく、あはれと人のめづべきさまによむものなりといふ、まことの歌のさまをしり、しかよむは事とあらんをりのため、又はあさくさがなき情をも、ふかくよき情になほすためといふ事のこゝろをおもひえたらん人は、人麻呂大人のいにしへをあふぎて、その歌のこゝろによりてえらびあつめたる、古今集のいまをもこひしたふべしとはいへるなり。序文のをはりに、心いれて歌のむねなる事を、かくかきあらはされしなり。こゝに山部ノ大人の事の見えざるは、柿本ノ大人をいひて、かの大人をばいはでこめたり。さるはふたりをいひては、文のさま、だ〳〵

しくわろくなればなり。おのが此書には、ふたりの大人をいつもならべいふは、見ん人のこゝろうべきやうをむねとして、文のさまをばおもはぬものぞ。むかしより此古今集の序を見る人はおほかれど、そのやうやうにふかく心いれて見し人のなかりしにやあらん。こゝは歌のむねとあるところなるに、その心をたれもいひあらはさゞりき。さてついでにいはん。此序に歌のさまをむつなりといへる事、六人の歌のえたるところ、えぬところのさだめなどは、たゞ文章のかざりにかゝれたるものにて、ことことなり。

されば歌はゆゑあるをり、事とあらんときによみてかひあるもの、又さとびていやしくあさき情を、みやびてあてにものゝあはれしるふかき情になすものにしあれば、

つぎ〳〵に此同じ事を數しらずあまたいへり。見ん人、うるさく思ふべく、文のさまもくだ〳〵しくつたなくなる事なれども、こは歌のむねなる事を、三百年こなたの歌よみの、なげにおもはずしらぬがかなしさに、くりかへし〳〵いひて、見ん人の心にふかくいれんとてのしわざなり。人のためをおもひて、みづからの文のわろくなるをばさらにいとはず

むかしよりつねに月花を見ても、さるさまによみならはす事なるを、世の人はたゞ風流の事とのみこゝろえ、心をやるすさびのやうにおもひたがふるなり。

月花を見て歌よむは、上のくだりにいへるごとく、大むねは人の情の淺くわろきをふかくよきになし、又事とあらんをりに、あはれと人のめでぬべきをよまんとする、そのならはしになすわざとこゝろうべし　題よみの歌もさやうなり。此ならはしなくては、事とあらんをりに、いかでかよき歌のよまるべき、されば、むかしより初花を見そめて、めづらしとおもふこゝろはよめど、はつなすびを見てよろこぶ心をよまざるは、人にあはれとめでられんと思ふ歌のならはしなればなり。これにてしるべし　歌は思ふこゝろを、たゞありにいふものにはあらず。人のあはれとめづべきこゝろ詞を、こと

さらにもとめていひならはすわざなるを、たとへばさき竹を革もてつゝめる刀しろは、人をきるものにはあらざれども、うちふるわざをならはすには、まことの刀として、きるこゝろにてものせずては、其わざのなりがたきがごとく、月花の歌はやうなきものなれども、人のあはれとめづべきさまに、ふかく心いれてよみならはさざれば、事とあらんをりに、あはれなる歌はよみえられじ。つねの情もものゝあはれしるよき情にはならじかし。人の情はあさくさとびがちなるを、うちおもふ情をたゞにいひてよからめや。いにしへのよき歌のみやびて、ものゝあはれしれるふかき情にならひて、ことさらにそのかたにおもむけつゝぞものすべき。かくよみならはすほどに、情あさき人も、おのづからものゝあはれしる深き情にうつりて、あしき人もよき人になるは、言のはの道なれば、なほざりにおもふまじく、正しき道をとめつゝぞゆくべき。ものゝあはれをしるよき情にうつりては、君おやにつかふるも、つかふ人めこなどをうつくしむも、友だちのまじはりのしたしみも、みなうはべをつくりかざらず、まことにしみてふかきにぞいたるべき。されば道みちしきすぢををしへたる書よりも、ものはかなげなる此歌ぞ、よきすぢをまなびえては、なか〳〵に身のため世のためともなりぬべき。からぶみにも詩の事をいふに、先王以レ是經二夫婦一、成二孝敬一、厚二人倫一、美二教化一、移二風俗一。などいへり。ものゝことわりをこちたくいふは、かのくにのふりなれば、げにかくもいふべき事ぞかし。歌もなぞらへておもふべし。

さてよき歌はたゞ一ふりなるを、いにしへぶり、ちかき世ぶりとふたつにいひわけて、あるは古風をしんじてよみ、あるは近世風おもしろしとてよむなど、みなひがことぞ。むかしの歌集にこそさるさまは見ゆれ。今こゝろざしよまんには、いかでかさやうのことあるべき。

萬葉集は古風、古今集は中ごろの風なれども、それはなべてのふりのことなるにこそあれ。柹本ノ大人、山部ノ大人の歌は、さやうにはあらず。萬葉集のよみ人なれども、此大人たちの歌、古今集のう

ちにいるとも同じふりにて、ことにすぐれてよき歌なるべし。さるは古今集は、さきにもいへるごとく、此大人たちの歌のさまなる歌をえらびあつめたる集なればなり。その後、俊成卿なども、此心をおもひてよみたまへるゆゑにおなじさまなり。さればよき歌に、古風、近世風といふはさらになし。ことやうなるわろき歌にこそさるふりはあれ。阿佛房なども、べちに古風といふ歌のふりはなしとおもへるよしなり。此人のかける口傳にいへらく、いにしへの歌のやさしく、いかなる世にもふりがたく、おもしろくやさしきこゝろ詞をこそ、今の世にも上手とおぼゆる人々は、好みよみあはれさふらふめれば、むかし今、かはるべきにもあらずといへり。此古風といふ事、定家卿はじめていひ出たまひて、今の世の歌よみの、いみじげにいひて人まどはす事なれば、なほくはしくいひてん。柿本・大人、山部・大人の歌は、奈良の京のなれども、此歌のさまをば、今の京となりて後の歌よみの、世々にしたひまなびたるものゆゑに、その歌どもと大かたは同じさまに見えて、古風といふべくもあらねば、ことさらに古風とてよむは、萬葉集の中にて、あだし人のことやうなるわろき歌のさまをまなびうつす事なり。かの大人たちのは、いにしへ今にとほりて、よき歌のさまなれば、いかでか古風といひわくべき。又師なりし故鈴屋翁の古風とてよまれしは、古學するに、さる歌よめば、その世の事のふかく心にしみて、よくおもひえらるればとて、ことさらにをり〳〵、いたく詞のふるめきたる歌をもよまれし。これはがくもんの一術といふものにして、歌よむこゝろえにはあらず。さて近世風といふにはきざみ〳〵あり。まづ俊成卿ならぬ新古今集のよみ人の歌のふりにとおもひのぼりたるあり。そは調えんにあてに、みやびていひしらずおもしろきさまをまなぶ事なれば、そのよめる歌、けしうはあらぬもまじれり。やゝくだりては雪玉集の歌のめづらしきふしを、詞たくみにいひて、しめやかならず情のあさきをよしと思ひてまなびたるふりあり。三百年のむかしよりこなた、しもざまの歌よみのなべてこゝろざすはこれなり。此ふりまではわろきながらに、

みやびていやしくはあらぬに、此ころは玉葉、風雅の二集の、ことやうなる歌のふりを、みづからもよみ、人にもをしふるあり。こはむかしよりいやしみて歌によまざりしものをさへ、情をさへとり出ていふからに、事のこゝろしらぬ人は、めづらしくおもしろくおもひてほめはやしよみあへり。これなんとるかたなく、くちをしききはなりける。かゝれば古風、又は近世風といふみつのしなども、まさりおとりはあれども、いづれもまことの歌のさまにあらねば、なまなびならひそ。

歌はさきにもいへるごとく、柿本ノ大人、山部ノ大人のあはれなる情ふかく、詞をかしくしめやかにして、きく人のふかくあはれとおもふべくよまれつる、そのさまによまんとこゝろざすほかなし。さこゝろざしなば、およばずともあしもとにはいたるべく、ゆゑあるをり、事とあらんときに、人のあはれとおもふべきもよみうべく、つねの情もおのづから、ものゝあはれしるよき情にうつりぬべし。あだしふりは、歌のこゝろにあらねば、たくみにおもしろくよみたらんも、なにのかひかはあるべき。わらはべのたはふれあそぶわざにおなじきぞかし。

ふたりの大人の歌のさまをまなべといふは、歌の體をそのまゝによめといふにはあらず。そのこゝろをまなべといふ事にて、たとへばいにしへ人のかきたるかしこき筆のあとをまなぶに、文字やうをまなび似せんよりは、筆のこゝろをまなぶはまされるが如し。そのこゝろをまなぶといふは、かの情ふかく、詞をかしくしめやかにして、あはれと人のめづべきさまに、よまんとこゝろざすこれなり。詞は世々にことなるもありて、柿本ノ大人、山部ノ大人の歌詞なりとも、中ごろよりのちかけて、きゝなれぬははぶくべし。しかするぞ、いたく詞をえらばれしふたりの大人の歌のこゝろなりける。

かみのくだり〳〵いへるにて、大かた歌のさまはしられぬべく、さてやむべけれど、ついでに情と詞とをわけて、ひとつごとにこゝろうべきやうをいひ、しらべの事をもとりそへて、いますこしこまやかに

いひさとさんとす。れいのふる人のとはずがたりのなが言よと、そしりてうるさくおもふ人もありなんかし。まづ歌の情は、つねのこゝろとはことなるものぞ。何にまれつねにおもふ心は、ものゝことわりをもて、みづからせいするゆゑに、ふかきにはいたらざるを、歌の情はことさらにいたくふかめて、おろかなる事をもいふものにぞありける。しからざれば、きく人のあはれとおもふこととなし。ものはかなげなる事いひて、人をあはれとおもはするがよき歌なり。

萬葉集なる歌に

さをしかのつまよぶ山のをかべなるわさ田はからじ霜はふるとも

春の野にすみれつみにとこしわれぞ野をなつかしみ一夜ねにける

といへるなどを思ふべし。霜ふるまでわさ田をからでおくべきにあらず。旅ならで春の野遊に、そこにひと夜ぬべきにあらねども、さやうにおもふふかき情をいふが、まことの歌のさまにて、かくもおもふものかなと、きく人のふかくあはれにおもひて感ずるなり。たゞの詞にてはかやうにふかき情はいはれず。あなめでたあなたふと、歌のたふとさや。かゝればいにしへのかしこき歌よみは、なにゝまれ、人のあはれと感じおもふべくよまんと、こゝろざしてよめるものゆゑに、ふかき情をいふをりは、涙のこぼるゝを、われはせきあへずたきつせなればなどいへり。こは李白が白髮三千丈といへるがごとく、まことのさまにいたくたがひたることをいひて、情のかぎりなく深きをあらはして、人をあはれと感ぜしむるなり。又をり／＼のさまをいふには、まことのさまに、すこしもたがはぬ事をいひて、きく人のあはれげにさやうなりと感じおもふべくよめり。萬葉集に見えたる春のはじめの歌に、

きのふこそ年はくれしか春霞かすがの山にはやたちにけり

といへるを見るべし。古歌に、きのふこそといふは、きのふのやうにおぼゆるをいふ。まことのきの

ふにはあらず。これにならひて、きのふこそさなへとりしかいつのまにいなばそよぎて秋風のふく。とよめる歌にてもしるべし。されば此歌は、はやくともむつきの七日八日頃にぞよみつらん歌のこゝろは、春は霞のたつものなれど、いつもむつきのはじめには、まだ見えざるに、ことしははやく春めきたる事かな。年のくれしはきのふのやうにおもふに、春がすみかすがの山にはやたちにけりと、春のけしきを見そめて、おどろきよろこぶこゝろをいへり。いと／＼めでたくあはれげにさやうなるべしと、きく人感じ思ふなり。ちかき世の歌よみは、情をいふには、ふかきにえいたらざれば、ことわりにたがひたる事をいはず。をり／＼のさまをいふには、かへりてまことのさまに、いたくたがひたる事をいふなり。廣澤の長孝が桂雲集に、

年も今つれなくのこるあり明の月よりかすむ春は來にけり

といへるを見るべし。たくみにはあれども、歌のさまにあらず。春のたつころに、いかでかあり明の月のかすむべき。深夜の月のかすむは三月頃なるべし。かやうの歌を、あはれげにさやうなりと、たれかは感じおもふべき。古今集のよみ人はさらにもいはず、後拾遺集のよみ人までも、上手は歌のさまをしれりき。さてのち、あしさまにたがひにたるを、俊成卿、頓阿法師などいふ、かしこき歌よみのをり／＼にありて、正しきによみなほしつと、はやうより人のいふなるは、げにさることにて、此ふたりはまことの歌のさまをしりて、柿本ノ大人、山部ノ大人の歌のこゝろをおもへる人なり。そはいかにといふに、ふたりの歌、あはれなる情を、うつくしき詞して、しめやかにいへるものにて、かゝるはかのふたりの大人の歌のこゝろにあらずや。いほとせ千とせをふるあひだには、歌のすがた詞のふりは、いさゝかづゝはかはれども、まことの歌のさまをしりて、事のこゝろをえたらんには、同じ事ぞ。さもあらぬは、たくみにめづらしくおもしろくよみたりとも、人のあはれと感じおもふ事もなく、みづからの情のものゝあはれしるよき情にうつりなる事もなければ、やうなき

いたづらごとなり。いたづらごとせんよりは、歌よむ事をやめて、いますこし、なしてかひある事をせんぞよかるべき。かく頓阿法師までは、まことの歌のこゝろをおもひて正しかりしに、愚問賢注といふ書に、頓阿法師の事をかきたまへるやう、爰に頓公すでに七十有餘の遐算をたもちて、能三十一字の奥玄をわきまへたり。久しく柹本の言葉をしたひて、ふかく山部の至道をたづぬとかきたまへり。その代よりかく柹本、山部の道によりたる人とはいひつる事なり。三百年こなたは、むげに歌のさま、いにしへにたがへり。さるはそのはじめに逍遙院實隆公と聞えし人ありて、歌のさま事の心をば、おぼしわきまへずして、たくみにのみぞよみたまへる。

飛鳥のつばさしをれてかへらずばくるゝもしらじ春雨のそら

ふるまゝにいろそめまさるふかみどり松のしぐれや春雨の空

此ふた歌を見てしるべし。はしは頓阿法師のにて、草菴集に見えたり。あはれなる情を詞をかしくしめやかにいひて、春雨はあはれげに、さやうなりと感じおもはる。歌のさまをしりてよめるゆゑならずや。おくは實隆公のにて、雪玉集にあり。めづらしくたくみにはあれども、情淺くしてしめやかならず。まことの歌のこゝろにはあらざるなり。さてのち、此公の歌のふりを、しもざまの人はみなまなびて、長孝といひし名高き歌よみも、さきのやうなる歌をよしとおもひてよみつる事なれば、天のしたの歌のふり、いにしへにあらずなれり。くちをしともくちをしく、かなしともかなしき事なりけり。近き世には、契沖法師、岡部翁、わが鈴屋大人などいふ、いみじきものしり人ありて、つぎ〳〵にふることをば、ときあきらめられつれど、歌のさまをば、みなくはしうはしられず、又京にも、江戸にも、名だゝる歌よみの近き世にありつる。其ともがら大かたは、古今集なる歌のふりをまねびたれば、その歌うちきくに、よろしげには聞ゆれど、柹本大人、山部大人の歌のさまにならはんとこゝろざさず、事の心をえざるからに、よめる歌いへることをしきかな。まことの歌のこゝろに

はかなはず。高尙心おそくおろかなれど、はやう古今集の序を、人にときかすとて、くりかへしよみけるをりに、貫之主のみかげによりて、歌のさまをば、かくいさゝかしりそめき。されど事しげくいとまなくて、みづからだにさるさまに歌をえよみならはさず。おもひえたるすぢをも、えがきしるさず。いたづらにことしは六十にみつあまり、おいのつもりのなやましきに、なにがしくれがしと名ある病さへくはゝりて、ひとつにおもりもてゆけば、かくてやみなんがくちをしくかなしさに、にはかに思ひおこして、たへがたくくるしきをねんじて、をり／＼かしらもたげつゝ、筆とりてかたはしをものしそめつ。今より後、あはれこのこゝろざしをつぎて、上のくだりの心をいやときにとき、いやひろめにひろめて、下ざまには久しくすたれたる、まことの歌のさまをおこして、天のしたの歌のふりを、いにしへの正しきにかへす人々もがな。わがかくれかの竹のいほにおのゝ夕露の、あすは消なん老の身に、これぞおもひおくひとふしなりける。

俊惠法師は、たゞ歌をば、をさなかれといへり。此人、歌の情をよくしれるなり。をさなき人はおもふ情ひとへにふかく、おろかなる事をぞいふ。歌の情もさやうなればなり。

山部大人の歌に

ふじのねにふりおける雪はみな月のもちにけぬればその夜ふりけり

とよまれしも、おろかなる情をいはれたるなり。さるからにいと／＼あはれふかくきこゆ。此歌は、ふじの雪のとことはに消ぬ事をいへるなり。それをみな月のもちにも消ぬふじのしら雪、とよみたらんには、かいなでの歌よみなるべし。もちにけぬればといへるなん、いひしらずをかしき。今此歌の情を考ふるに、ふじの雪の常にきえぬを見て、いみじき高山なれば、寒くてきえざることわりはしらぬをさなきこゝろになりて、なべての雪といふものは、ふりてはきえ、消てはふれば、ふじの雪もかならずさやうならんに、きえしをりの見えぬはあやしと、しばしながめやすらひて思ひえ

たり。ふじはいみじき高山なれば、雪も消がてにして、こと所とはことなるべし。此山にふりおける雪は、みな月のもちのあつささかりのかぎりに消て、その夜ふりけり。さるからに消しをりの見えぬにこそと、あらぬ事をいへる歌にて、いと／＼あはれふかきなり。まことに歌の情は、かくこそあらまほしけれ。をかしともをかしく、めでたしともめでたく、世々の歌よみのさらにおよびがたき所なり。さきなる野をなつかしみの歌と、此歌とをあはせておもへば、赤人は人麻呂のしもにたゝんことかたしとも、歌にあやしくたへなりともいはれつる貫之主は、歌のさまをよくしられたる人なりとぞおもひしられける。さるを萬葉集のむかし今の注さくどもに、此もちにけぬればの歌を、ふじの雪はまことにみな月のもちに消て、その夜ふるものゝやうにこゝろえて、こともなげにとけるは、むげに歌の情を見しらぬときごとなりけり。まことにさやうならんには、山部大人のともおもはれぬつたなきたゞこと歌なり。雪のきゆばかりあつからんに、いかでかその夜ふるべき。さはあらぬ事をおもひいふが、あはれなる歌の情なり。それを見しらぬは、いにしへのよき歌のさまをたふとびしたはざるゆゑに、心のおよばぬにぞありける。さやうに古歌をなほざりに見過しては、すべて柿本、山部のふたりの大人の歌のあはれなる情のふかき事は、さらにしられじ。此大人たちのこゝろをえて、つら／＼おもへば、歌もてみち／＼しき事いふは、いみじきひがことなりけり。道々しきことは、文にかきてこそいふべけれ。いにしへよりよき歌には、おのがこゝろえがほなる事、たけきこゝろなどを、さらにいはざるも、人のあはれとおもふべくよむが歌なればなり。

さて歌の詞は、みやびてうつくしくをかしきをえらびとり、いひざまつゞくべきやうも、さやうにとふかく心してものする事ぞ。柿本大人、山部大人などは、さるこゝろせられしと見ゆれど、そのころはなべては、そのわきまへもなくわろかりき。今の京こなたの歌よみは、かのふたりの大人にならひて、

いたくこゝろするならひとなれり。

そは古今集の歌の、萬葉集の歌とはことにして、詞みやびて、うつくしきを見てもさとりぬべく。又かの集の序に、柿本大人、山部大人をいたくほめてしんじたるよしにいへるにてもしるべし。さて又宇津保物語に、俊蔭卷、夕ぐれにいなびかりのするを見て、

いなづまの影をもよそに見るものをなにゝたとへんわがおもふ人

つるいとあはれにうち鳴てゐたる。此君、これをきゝてましてかなしさまさりて、

たづが音にいとゞもおつるなみだかな同じ河べの人を見しかば

とあるを見るべし。文の詞には、いなびかり、つるといひ、歌の詞には、いなづま、たづといへり。いたくこゝろせしことしられたり。かく詞によしあしあれども、ことばのつゞきたるさまによりては、あしき詞もよくなる事あり。たとへばつるといふよりは、多豆といふかたよけれども、しらつるをしらたづといひてはかへりてわろし。さるからに庭訓抄に、すべて詞にあしきもなく、よろしきもあるべからず。つゞけがらにて歌詞の勝劣侍るべしともいはれしぞかし。これを思ひて、上のくだりにいひざまつゞくべきやうも、さやうにとふかく心すべしとはいへるなり。たゞし定家卿の說は、つゞけがらをのみむねとしたまへれば、かたよりてわろし。よき詞とあしき詞とは、もとよりある事なり。えらぶべし。

しか詞をえらぶはなにゆゑぞ。詞みやびてをかしからねば、人のあはれときゝてめづることなくして、歌のさまにあらず、事のこゝろにもたがへばなり。されば歌は情のみかは。さしつぎには詞もやんごとなきものになん。

此情と詞との事、いにしへのよき歌の情はまなびがたく、詞はまなびやすければ、いまこゝろざさんには、情をむねとせんぞよかるべき。さやうに思ひても、なほ詞のかたにこそかたよらめ。よき

歌の情といふは、柿本大人の歌に、

あまさかるひなの長ちゆこひくればあかしのとよりやまとしま見ゆ

とあるを見てもしるべし。萬葉集の諸注みな、よくときえねば、こゝに此歌の情をときあかして、くはしくさとしてん。はやく家にかへりて、おもふ人々にもあひ見んと、ひなの長きみちのあひだ、日數へてよるひるこひつゝくれば、あかしのとよりはじめて我すむかたのやまと島見ゆ、あはれうれしさいはんかたなしと、いへるこゝろなり。一うたのおもての詞のことわりのかたにつきては、三の句、こひくるにといふべき事ぞ。そのゆゑは、こひつゝ來ずとも、あかしのとにいたりては、やまとしまは見ゆべければなり。さるをこひくればといひて、やまとしま見ゆといひとぢめたるは、あはれうれしさいはんかたなしといふ餘情をしらせたるなり。かゝること、たれかはおよぶべき。又同大人の歌に、

あはぢのぬしまのさきのはまかぜにいもがむすびしひもふきかへす

とあるも、あはれなる情いみじうふかし。ぬしまの崎に船はてゝ、ならはぬはま風の、ひも吹かへすばかりはげしう吹たらんには、もの心ぼそくて、家なるいもを、いと〳〵こひしう思ひ出るよしを、いもがむすびしといひてしらせたるは、これもたぐひなき上手のしわざなりけり。又たちかへりこまやかにとかんとす。五の句吹かへすとあるにかけておもへば、三の句はま風のといふべきことわりなるに、にといへるは事たがひたるやうなれど、さにあらず、いとゞあはれなる情をそへたり。はま風にかう〳〵の事ありと、四五の句はことわれるなり。その事はいもがむすびし紐ふきかへすといひて、かゝるにつけても、家こひしさたへがたしといふ餘意あらはれたり。此あはれなる餘意は、にのてにをはよりいできつるぞかし。妙なりとも妙なり。かくふかき情をいひえては、はじめの五もじの四もじにてしらべわろきは、さておかれたるにや。又おもふに、あはぢのやとありし

やもじを、うつしおとせるにやあらん。そはとまれかくまれ。情をもとゝして詞もうるはしく、きく人のふかくあはれとおもふべくよまれしは、げに歌のひじりなりけり。庭訓抄にも、情をもとゝして、詞をば取捨せよとこそ、亡父卿も申置侍りしかとあり。かくこゝろえられたるからに、俊成卿の歌は、いにしへのよき歌のさまして、あはれなる情ふかし。情のまなびがたしといふは、中ごろより後の歌よみは、そのふかき情を見しる事だにえせざればなり。そは萬葉集、古今集のむかし今の注釋の歌の情を、大かたはときえぬにてしられたり。萬葉集はこゝにしるせる柿本大人のふた歌、さきにとり出たる山部大人のふじの雪の歌にてなぞらへおもふべし。古今集は思ひいづるまゝに、貫之主の歌ひとつとり出ていふべし。

くろとあくとめかれぬものをうめの花いつの人まにうつろひぬらん

これはいつの人まにといふに、いと〳〵あはれなるふかき情ある歌にて、めでたきを諸注みなときえず。此集いづれの歌の注も、此たぐひにして、ときえたるはをさ〳〵なし。なぞらへて思ふべし。さて此歌の情をときえざるゆゑは、いつの人まにといふを、いつのひまにと云意のやうに、なほざりにたれも〳〵こゝろえてとけるゆゑなり。もしさやうならば、いつのまにかもうつろひぬらんといふべく、ことやうに人まとはいふまじきなり。人まは人のなきまなり。おのれ此歌の情をときあかすべし。たとへば人のにげていなんとするを、いなさじとするには、番人をつけおきて、此番人なきまなくかたへにて見をれば、にげていぬる事なりがたし。その如くうめの花をちらさじとて、日がくるとては見、夜があくとては見、めもはなたず見てまもりをるものを、いつの人なきまにちりぬらんと、あやしく思ひいへるこゝろなり。うつろふとは、此歌にてはちるをいへり。花も人のごとくちらさじと見てまもりをれば、ちりていぬる事のならぬものゝやうにおもふは、花ををしむ情のいと〳〵ふかく。せちなるよりこゝろまよひして、おろかにもさはおもへるなり。山部

大人のもちにけぬればと、いはれしたぐひにて、あはれたる情いみじうふかし。さて人まの人といふは、おのがことなるをおほらかに人といへるは、いひしらずをかしき歌詞なり。それにたがひて、あさ夕にとといはず。くるとあくとゝいへるは、詞つまりてしらべはわろくなれども、くるあくといふは、のちへかゝりていふ詞にて、くるといふに、夜もすがら見る事こもり、あくといふに、ひねもす見る事こもりて、情ふかくなれり。情をおもひて、詞をもしらべをもとゝのへえざるなり。こは柿本大人の、あはぢのぬじまの崎のとよまれし歌の心ばへに似たり。このうめのはなの歌にてしるべし。貫之主は柿本、山部のふたりの大人の歌のあはれなる情を、ふかくしたひてならひよまれしを、かくいにしへのよき歌は、情のいと〳〵あはれにふかきものなれば、見しりこまなぶともおよびがたからんを、まして見しらざるをや。今やうの歌は、うべしこそなべて情淺けれ。近き世よりの歌よみの古今集の歌をめでたしといふは、その情のあはれふかく、詞のいひしらずをかしきうちずするにも、なにとなくこと集とはすぐれて、しらべめでたくおぼゆれば、それによりてめでたしといひ、歌といふものは、しらべだによければぱと、あさはかにこゝろえていふなりけり。高尙さる世のならはしのこゝろくるしさに、いにしへのよき歌のあはれに深き情をいひあらはして、天の下の人にしらせまほしく思ひて、はたとせも過し、むかしより萬葉集、古今集の注さくをこゝろざしてかきけれども、おほやけわたくしのいとまなきに、みやこ、なにには、國々に弟子のやう〳〵數そひあまたになりぬれば、それにもかゝつらひまぎれて、いまだしたがきもなかばにいたらず、うちおきて年久しくなりぬ。今はかく老くつをれぬれば、いける世にえなしはてずやあらん。されど葉のしるしありて、やまひのおこたりざまになり、今しばしながらへなばとり出て、いかで此二集の注釋ばかりは、かきはてゝのこしおきてん。

ついでにしらべの事をいはん。この頃はこれを歌のむねなりとやうにいひて、をしふる人もありとぞ。さやうにはあらねど、げに歌はしらべも、なほざりにおもふまじき事なり。たとへば歌の情あはれに、詞のをかしきは、女の心うつくしくかほよきなり。しらべのわろきは、さる女のけはひのいやしげなるが如し。こゝろばへもかほもにくからぬに、あてなるさまぐしたらんやうなるをぞ、歌のかみのしなにはおくべき。

しらべとは、歌のすがた餘情をこめていふ事にて、いひもてゆけば、情詞のほかならねど、こまかにいひわけて、人にさとさんには、上のくだりの如し。此しらべ、いひしらずすぐれたらんには、情詞のをかしさそへて、いと〳〵めでたく、おくれたらんには、よき詞もこちなげにおぼゆれば、歌のむねなりとは、げにいはれたりともおもはるゝやうなれど、さやうならぬは、情詞のをかしくとゝのひあまりて、しらべをばなすものなり。さて又、しらべより情詞のをかしさをもそふる事にて、しらべのわろきは、情詞をよくとゝのへえざるゆゑなれば、情詞ぞ歌のむねにはありける。しらべをむねなるやうにいふは、女の情さがなく、かほ見にくゝても、よしけはひよければといふに似たり。さる女のいかでかよろしからん。

さきにいへる歌のさま、事のこゝろと、のちにいへる情と詞との事をかよはし考へなば、此えせ書も、言の葉の道わけそむる人のしるべとはなりぬべくぞ。近き年ごろなやみわたれば、こよなきほけ翁となりて、老のならひにもまさりて、たどしへなくさし過したるこのしわざよ。われながらも見るにくげなる所々おほかるを、まして人のとはおもふものから、かしらいたさにえかきなほさでなむ。

三のしるべ 下の巻

文のしるべ

文はなにのためかくものぞ。人にむかひていふことばは、こまやかなるも、いひつぐたびにたがひあやまり、もし年經てはうせゆくを、文の詞は百千の人にうつりても、いさゝかもたがふふしなく、事をさへ心をさへ、萬世にもつたふべければ、そのためにかくものになん。さればいふことのすぢ〳〵、さだかにわかれて、人のよくこゝろうべきやうにかきえんぞ、まことの文のさまにはあるべき。いかばかり詞めでたくとも、いふ事のすぢみだれて、見ん人のこゝろえがてにせんは、文のこゝろにあらず。ひがことなるべし。これなん文まなびの大むねなりける。

ちかき世の哥よみの文は、上手めかしてかくとては、詞をかざるにつれて、そのいふことのすぢおち、髮のごとくみだれて、とほらざるぞおほかる。伊勢ノ物語の古意のすりまきのはじめに、上田秋成がかける序を見てもしるべし。何をいへることゝもわかれず。此たぐひこれかれと見えしらがへり。かゝるはいせのものがたりは言すくなゝるが、いひさしたるやうにても、ふかきこゝろのふくみたるをえ見しらず。げんじの物語は、ひとつの事をいふ中に、いさゝかなること事をいひ、又たちかへりはじめの事をいひ、さてひとつにむすびて、いひとぢめたるなど、こゝろとゞめて見れば、そのいへることのすぢ、みなよくわかれたるを、なほざりに見すぐして、これもえ見しらざる心より、文といふものはかたよりて、さだかにいふはきすくにてわろし。いひさしてはこと事をいふなん、えんにみやびたると思ひあやまりて、さやうにかくにこそ。

かくこゝろえて、いふことのすぢとほるやうにかきえてのちは、いにしへの文の詞めでたくをかしきさまをまなびて、さるふりにとかきならふべし。文のさまをかしからでは、人のめとゞむる事もなく、い

たくつたなからんには、かたはしを見ても、かしらいたくてうちおくべければ、かきてもなにのかひかはあるべき。さればあけくれにまなびならひて、よくかゝまほしきことになん。さて奈良のみやこよりあなたのいにしへは、漢文にのみものはかきしるすならひにて、たゞ祝詞と詔詞とぞ、哥ならぬみやび詞してかけるものとは見えたる。これをなん、こゝの文のおやとはいふべき。今のみやことなりて、ひらかなといふもののいできてよりぞ、たよりよきまゝに、何やくれやと、こゝの文にもかく事なる。ひらかなの文は祝詞、詔詞とは、かきざまも詞のやうもこと〳〵にして、いにしへをまなびうつせるものとは見えず。されば文章は、いにしへのふり、中頃のふりと、ふたくさにわかれたり。

いせの物語の文の言すくなにて、ふくめるこゝろのおほかるは、延喜式なる祝詞にかよへるやうに見え、げんじの物語の文の詞はなやかにして、ゆきいたらぬくまなくかけるは、續日本紀の詔詞にかよへるやうに見ゆるは、すこしはみなしたにはならひてかけるにやともおもはるれど、すべての文體、いたくことなれば、一ふりなりとはいひがたし。

かゝれば今もたよりよきまゝに、何くれの文は中頃のふりにかくべく、祝詞をのみぞいにしへのふりにはかくべき。

これは大かたのさだめになん。石ぶみなどは、ひらかなの文にものしたらんは、つぎ〳〵しからず。その事によりては、いにしへぶりにかきてよきもあるべく、人のふるきふりにと請はんに、いなみがたきをりもあるべし。

此ふたふりの文かきならふべきやうをいはんとす。いにしへぶりのは、いと〳〵かたければ、まづ中頃のふりなるをならふべし。そのがくもんは、伊勢、源氏のものがたりを見るにしくものぞなき。さるはこと葉いひしらずをかしく、かきざまはた、こと物語さうしのなみならず。

いせものがたりは、板にゑりてすれる本どもいたくわろし。これかれとある註さくもみなよろしか

らず。おのれ一とせ、江戸にありけるころ、ふるきうつしまきをこゝかしこよりかりつどへて、よみ合せかうがへて、よきにつきてさだめおける本に注さくをくはへて、伊勢物語新釋となづけたるもの、板にゑりてすりまきとなして、六巻、世にひろめおけり。これをえてよむべし。しかいふは、文のこゝろ詞のこゝろをもくはしくときて、文かくがくもんになるべきやうに、心してかける書なればなり。げんじの物語は、湖月抄の本に、師のかゝれたる玉の小櫛をくはへて見るべし。おのれも考おける事どもあまたあれば、いかで小櫛のほとりばゝかりのものは、かきて又そへんとぞ思ふ。しかにはあれども、いせは詞すくなく、いと／＼たくみにして、うひ文かきならふ人はまなびがたく、げんじは巻數おほくして、一わたりもたやすくよみわたしがたく。こまやかなる文のこゝろもえやすからねば、清少納言の枕ノ冊子ぞ、巻の數もよきほどにして、きざみ／＼ありてよみやすく、文はためでたければ、たよりよきものにはありける。まづはじめのほどは、これによりてまなぶべく、此冊子も板にゑりてすれる本みなわろく、注もよきはなし。さるからにおのれ江戸にて、ふるきうつしまきどもさがし出て、見わたし考へたゞしおけるに注をものして、枕冊子新釋と名づけたるあり。世にひろめんとすれども、いまだきようかきをへず。おのが注釋を出さゞるこなたは、春曙抄といふ本を見るべし。

かきならはんには、題を出してものすべし。そは古例なき事なれども、哥にもいにしへは題といふものなかりしを、中頃よりよみならふたよりにせし事なれば、文にもものしたらんなでふ事かあるべき。うひまなびの人は、かくべきやうをいかさまにかとおもひまどふべければ、おのが松屋文集、さきなると後なるとあはせては五巻あるその中には、題にてかける文も數々あれば、それによらんもひとつのたよりなるべし。さるはいと／＼つたなきえせ文なれども、いふことのすぢはわかれてみだれず、詞づかひてにをはなども、心してものしたれば、見ならふともわろきくせつく事はあらじ。さやうにしてかき

ならひたらんのちに、なにくれの文かゝんに、序は貫之主の大井川行幸和哥の序、古今和哥集の序、旅路の日記は、おなじぬしの土佐ノ日記などを例とすべし。これらをはなちては、いにしへには例とすべき文の、をさ／＼見えぬぞくちをしき。扶桑拾葉集といふものに、　さま／＼の文あれども、ふるきもゐならず。むげにわろ　て例とはしがたし。今の世は、み國のみやびごとさかりになりて、おのがもとにもこれかれきて、例もなきなにの詞、くれの文かきてとこふ事おほかるを　つら／＼思ひめぐらすに、こゝにまれからにまれ。はじめてものせし人は、みな例なき事を、みづからのこゝろにかうこそとおもひさだめて、かきはじめける事なれば、いまもしかせんぞ、すなはちいにしへの例なると思ひていなむことなく、何やくれやとかきけり。此のちも文かきえたらん人はさすべしかし。

鈴ノ屋集にも文詞ノ部あり。見ならふべし。こはおのが文のたぐひにあらず。まさりてよき文なれども、數すくなくて例とせんにことたらねば、かしこくもおふけなくも、おのが文集をさきにいへるなり。又橋本ノ稻彦が紫文製錦、おのが弟子なる片岡ノ徳が言葉の花かたみなども、うひ文かきならふたよりとなるべき書ぞ。

中頃の文かきえてのち、いにしへぶりの文をかきならふべし。それをかゝんには、祝詞は延喜式なるを本として、そのさまにならひてものすべく、されど數少くことたらねば、さることなれども、同じ古文辭なれば、續日本紀なる詔詞をもそへて、かくてもことひろからねば、萬葉集の古言をもまじふべし。されど歌と文とは、おなじ詞もいひざまことなるふしあれば、哥詞を文詞のふりにかへてつかふべき事ぞ。これらはうひまなびの人どもの、ようせずはあやまりぬべき事にしあれば、いにしへぶりの文は、かく事かたしとぞいふにはありける。さて祝詞といふものは、磐戸の前にて天兒屋命（アマノコヤネノミコト）の申たまへるがはじめにて、そのふとのりとごとを、天照大御神（アマテラスオホミカミ）のきこしめして、此ころ人あまた申せども、かくいふ事のうるはしきはあらずとて、磐戸をほそめにあけて見そなはすとあるをおもふに、申ことを神のめで

ゝよくきゝいれたまはんやうにと、いたくこゝろして詞うるはしくかくべき事ぞ。むかし人もさこゝろえて、大祓・祝詞にも、高御産巣日神、天照大御神二柱の御事を、神漏岐神漏美と申しゝは、詞にあやなさんとて、おほらかにいへるにて、ものをかきしるす文とは、いたくことなるさまなり。さて祝詞ならぬ古文辭をものするには、詔詞を見ならふべし。これも詞にあやなして、人にのりきかせたまふものにしあれば、たゞの文とはことなれども、さいひてのみあらんには、いにしへにさらによるべきかたなく、これは神に申詞とはこゝろしたるやうかろくて、こまやかにかける文のさまなれば、祝詞よりは此かたによるべくおぼゆればなり。くはふるに萬葉集の古言をものせんやうは、さきにいへるにおなじ。上のくだりにいへるやうにして、中ごろのふりなる文よりかきならひはじめ、いにしへぶりの文をものしなば、大かたにはかきうべく、さてのちは、みづからのこゝろに思ひはからふべき事になん。

〇うひ文かきならふしるべは、さきにひとわたりいひてとゞめたれど、ついでに文かきのしりおくべき事どもを、

せうそこ文

これは人にむかひてものいふさまにかきてやる文なれば、ひとつのふりにして、あだし文とはことなり。此文かくべきやうは、おのれはやく消息文例といふ書をかきあらはして、くはしくいへり。その本、すりまきとなりてあり。えてよみてしるべし。ことながければこゝにはもらしつ。

歌の詞がき

これもくさ／＼のこゝろえある事にて、高倚享和のころ、佐喜草といふ書をかきあらはしつ。板にゑりすりまきとなりて世に弘まりあり。此書をえて見るべし。かくべきやうをくはしくしるべせり。

まくら詞をまじへてかく文

なが／＼しき事をくはしくかく文には、まくら詞をまじへてはかきえがたし。さるからに、いにしへの祝

詞、詔詞、又はものがたり、さうしの文には、をさ〳〵見えず。出雲國造ノ神賀詞に、八百丹杵築宮尒靜坐支。又白玉能大御白髮坐赤玉能御阿加良毘坐と見え、源氏ノ物語夕顔ノ巻には、しろたへの衣うつ砧のおともとかきたれど、こはいと〳〵まれなる事なり。ひとわたりおもふ事どもいはんとするには、まくら詞をまじへ、あるは序歌といふうたのやうに、詞をあやなしてもかくべきなり。貫之ぬしのかゝれたる大井川行幸の歌のはしがき、古今和歌集のはしがきなどさやうなり。見ならふべし。古事記中ノ巻に、泊青雲之白肩津と見え、日本書紀神代ノ巻には、眞髮觸奇稻田媛と見え、仲哀天皇ノ巻には、神の御言に是謂栲衾新羅國とあり。又神功皇后ノ巻には、神風伊勢國之百傳度逢縣之折鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉とあるも、神の御言なるに、かくまくら詞をかず〳〵ものしてのたまへば、詞をあやなしていふは、もとよりのみくにぶりになんありける。さるいにしへの例をおもひてぞ、貫之主もかきはじめられけんかし。

文にちふとふと云詞かくたぐひわろき事

いにしへまなびする人の文をみるに、ちふ、とふなどいふ詞のふるめきたるをこのみて、といふとかくべきところをつゞめて、さやうにかくことあり。詞はのびたるこそよけれ。しかつゞめたるはわろし。歌は五七の句のしらべをとゝのふるに、言みじかくいはんとては、つゞむることおほかれども、文はつゞめいふべきことはをさ〳〵なし。大祓ノ詞に、天下四方國尒波罪止云布罪波不在止云々。瀬織津比咩止云神云々。速開都比咩止云神云々。氣吹戸主止云神云々。速佐須良比咩登云神云々。自今日始氐罪止云布罪波不在止。とあるを見てしるべし。つゞめていひてはわろければ、ひとつも知布止布とはいはざるなり。さて又、常にいふさまとことならん事を、ひたぶるにこのみてにや。あやしう言をのべていふもひがことなり。古言梯ノ跋に、昇るをのぼらふといへるたぐひみなわろし。

文を漢語のふりにかくはいたくあしきゆゑよし

からさえづりの語は、きゝくるしく見ぐるしければ、さらにこのむまじきことなれど、ゆゑありては朗詠集の詩はさらなりかし。この經子史集の語などをも、文にかくことあり。それと見えしらるゝやうにかきたらんぞよき。源氏ノ物語の桐壺ノ卷に、大液の芙蓉未央の柳もといひ、賢木ノ卷に、白虹日をつらぬけり太子おぢたりと、いとゆるらかにうちずしたるをといへるたぐひなり。これらはわろからず、なにのゆゑもなくみやび詞に、漢語のまじれるはいたくわろし。たゞし中ごろの世にいひなれて、物語ぶみにもまた見えて例となりたるは、なだらかにきこえてわろからず。そのたぐひにはあらで、定家卿の顯注密勘のおく書に、一紙にかきのぶべしともおもひより侍らぬに云々。此みちの勤學博覽、これよりのちたれかいでき侍らんなどかき給ひたる文のたぐひをいふ。これらはいと／＼こちなくぞ見ゆる。六百年こなたの文には、かゝるひがことおほし。又こゝの詞を、漢語のふりにいへるあり。いとわろし。そはから書よみの詞を、文にかくをいふなり。たとへば漢文に、日夜とあるによりて、ひるよるといふはからぶみよみなり。こゝの詞にはよるひるといふべし。此たぐひあまたある事なり。

文に字音の語をいとひてなか／＼にあやまる事

中頃の文よ。詞のみやびたるやう、たくみなるさまは、いたく心したるものと見ゆれど、大かたはその世のものいひのさまにかければ、字音の語も、いひなれたるをものしたるにて、なだらかに聞えてわろからず。そは裝束輿師弟子などやうの語いと多し。此ごろの世は、いにしへまなびさかりになりて、字音の語のいやしきすぢをば、みな人わききまへしれる心より、これをいたくいとひて、みやび詞にかへてかけり。そはよき事のやうなれども、さやうにては、きゝなれぬ例なき事になりて、なか／＼にわろきぞおほかる。たとへばねがふといふ詞を、體の語になしては、願と字音にいへり。源氏ノ物語手習ノ卷に、ふるき願ありてはつせにまうでけりといひ、浮舟ノ卷に、大願をぞたてけるといへるにてしるべし。土佐ノ日記のその末に、いづみの國までたひらかにとねがひたつとあるは、うつす人のかなにかきなしたるひがこ

となるべし。中ごろの例にたがへり。此ころの人の文には、此たぐひおほきぞかし。

ものゝ音を文にかくべきやう

ものゝ聲は人のことはならねば、いやしげにきこゆる事にて、いにしへのよき文には、いと〳〵まれなり。今昔物語やうのいやしきさまなる文におほし。さて聲のまゝにまさしく、いひては、いよ〳〵きゝぐるしければ、大かたにものしたり。大祓詞に、水をのむおとを可々呑氐武といひ、ちごのなく聲を、うつぼの物語には、とらの時ばかりにいか〳〵となく、といへるを、榮花物語には、みこかい〳〵となきたまふといへり。又源氏物語には、からうすのおと、屏風をたゝむおとを、こほ〳〵といへるを、おちくぼの物語には、腹のなるおとをしかいひ、蜻蛉日記には、舟ばたをこほ〳〵とうちたゝくといひ、榮花物語には、田つゞみをこほ〳〵とならしゆくなどいへり。これらのおとどもおなじやうにはあらねども、みなこほ〳〵といひ、ちごのなく聲も大かたみなおなじきを、いか〳〵とも、かい〳〵ともいへるなどを思ひわたせば、まさしくはかゝざりし事、又文も、歌のやうにこそあらね。みやびたる詞をえらびつる事しられたり。かゝるはあがりたる世のふとのりことのなごりならんと思ふにたふとし。されば ものゝ聲をば、きくまゝにかきとらんとするはわろし。むかしかきつる例にしたがひてものすべし。たとへばわらふ聲なども、そのわらふさまにしたがひて、さとも、さゝとも、むゝとも、ほゝとも、はとも、はあとも、きやら〳〵とも、きう〳〵とも、くさ〴〵にいへれば、なにの聲も、むかしの例をたづねて、そのさまにしたがひてこそ。

歌詞を文にかくはわろき事

おなじみやび詞も、歌詞と文詞とはことなる事あり。たとへば草木といふは歌詞なり。文には木草といふべし。さなへとるといふは歌詞なり。文にはなへうゝといふべし。さくら花といふは歌詞なり。文にはさくらのはなといふべし。此たぐひ數しらずおほし。いにしへの文をよく見て、その例にしたがひて

かくべきなり。近き世の歌よみは、ふるき歌をのみ見おぼえて、文をば見ても心とゞめざるゆゑに、さるけぢめをば、むげにしらずして、歌詞して文をぞかくなる。そのわろきくせ世にひろごれり。

はじめに一わたりいひてたちかへりこまかにいへる文法

古今集の序に、やまと歌は人の心をたねとしてよろづの言のはとぞなれりける。と一わたりいひて、世の中にある人云々と、次にくはしくいへり。此たぐひあまたある事にて、土佐ノ日記にも、これのとし十二月の廿日あまりひと日の日の戌の時に門出すといひて、さてある人、あがたの四とせ五とせはてゝ云々とたちかへり、そのほどの事をくはしくいひ、又源氏ノ物語の桐壺ノ巻にも、母君なく／＼そうしてまかでさせ奉りたまふとまづいひて、たちかへりまかでたまふさまをくはしくなが／＼といへり。これはひとつの文法なり。こゝろえおくべし。

詞をあとさきにいへる例

文にあとにいふべきをさきにいへる事あり。その例を、ひとつふたつしるしてさとしてん。源氏ノ物語夕顔ノ巻に、となりの家々あやしき賤のをの聲々めさましく、あはれいとさむしやとあるは、賤のをのめさまして、聲々にあはれいとさむしやと云こゝろ。同巻に、としごろをさなく侍しより、かた時立はなれ奉らず云々、とあるは、をさなく侍しより、とし頃かた時云々といふ心、若紫ノ巻に、けしうはあらず。かたち心ばせなど侍なり、とあるは、かたちこゝろばせなどけしうはあらずと云こゝろなり。此たぐひ、いとあまたある事なり。さて此文のしるべに、ものゝ例をむねと源氏ノ物語にていふは、文のめでたければなり。はじめのわたりの巻をとり出るは、うひまなびの人もよく見るわたりにて、しりやすからんと思ふ心しらひなり。

上にいひて下にはぶき下にいひて上にはぶけるかきざま

かみにいひてしもにはぶけるは、源氏ノ物語にていはゞ、桐壺ノ巻に、御かた／＼めざましきものにおと

しめそねみたまふ、おなじほどそれより下らうの更衣たちはましてやすからず○同巻に、母北の方なん、いにしへの人のよしある○にて、空蟬巻に、もやのなかばしらにそばめる人やわが心かくる○と、まづめとゞめたまへばといへるなどなり。かみにおとしめそねみたまふといへるゆゑに、ましてやすからずといひさして、そねみ思ふと云こゝろをふくめてはぶきたるなり。次なるは、よしある心かくるのしもに、みな人といふことをはぶけり。さるは上に人といへばなり。しもにいひてかみにはぶけるも、同物語にていはゞ、桐壺巻に、かくいま〳〵しき身のそひ奉らんも、いとゞ人ぎゝうかるべし。又見奉らでしばしもあらんは、いとうしろめたう思ひ聞えたまひて、夕顔巻に、内よりまかでたまふ。中やどりに大貳のめのといたくわづらひて、尼になりにけるとぶらはんとて、五條なる家たづねておはしたりといへるなどなり。人ぎゝうかるべしの下にもと思ひ聞えといふべきをはぶきて、しもにかきて、上へひゞかせ、五條なる家の大貳のめのとといふべきをはぶきて、下へまはしたるにて、文のさまをかしくなれり。かくかみしものはぶきざまにて、つたなからずなる事なれば、文かきならふ人のこゝろえおくべき事なりかし。

きるべき詞をきらずしていひつゞけたる例

源氏物語桐壺巻に、うちかへしつゝ御しほたれがちにのみおはしますとかたりてつきせず、なく〳〵夜いたうふけぬれば、若紫巻に、高き所にて、こゝかしこの僧坊ども、あらはに見おろさるゝ。たゞ此つゞらをりのしもにとあるなどを見るべし。つきせずなくといひとぢむべきを、なく〳〵云々といひつゞけ、見おろさるといふべきを、見おろさるゝ云々とつゞけていへる、ひとつのかきざまなり。又空蟬巻に、いかならんをりにかとまちわたるに、紀の守國にくだりなどして、女どちのどやかなる夕やみのみちたど〳〵しげなるまぎれに、わが車にてゐて奉るとあるを見るべし。まちわたるにかやう〳〵にて、のどやかなる夕をまちつけたり。その夕やみのみち云々といひつゞけたるなり。いと〳〵をかし。

せうそこ文の事いへるより、こなたのくだり〳〵は、ふみかくこゝろえとなるべき事ども、ひとつふたついひておどろかしおくなり。なほ數しらずあり。そは、たれも〳〵ふるき書を心とゞめて見て、みづからわきまへしるべきことぞかし。

物語ぶみさうし日記どものさだめ

今の京となりて、文のすぐれてよきは伊勢のものがたり、源氏ノ物語なり。いせは詞すくなく、いと〳〵ふかきこゝろをいはでこめたるかきざま、いひしらずおもしろし。げんじはふかきこゝろをしたにはこめながら、うはべはものゝくま〴〵まで、のこりなくかきつくせるさま、いはんかたなくめでたしともめでたし。此ふた物語をおきては、大和ノ物語をかしきふしありてすぐれたり。さては狹衣ノ物語おもしろし。土佐ノ日記、蜻蛉ノ日記、淸少納言ノ枕ノ册子、榮花ノ物語など、とり〴〵にをかしく、これらはさごろものつくり主にまさるべき。文かきのしわざなれど、そのかみありつることどもかきしるしたるものゆゑに、そらごとをつくれるものがたりのやうにおもしろからざるなり。たとへば同じ人のかける文も、紫式部ノ日記は、源氏ノ物語にはいたくおとれるがごとし。又竹取ノ物語、宇津保ノ物語は、いとふるきものがたりにて文つたなし。たゞし、うつぼは卷のかずおほく、ひろくいろ〳〵の事どもかきこあれば、かならずよむべき書なりかし。すみよし、おちくぼのふた物語は、あはれなるすぢをかきて、文もさるかたにをかし。すべて源氏ノ物がたりよりさきにいできたる、又は同じころなるものがたりさうしやうのものは、みなひとふしありて、見るにかひあり。おくれていできたるは、大かたは源氏ノ物語の文のさまにならひてかけるものにて、めづらしきふしなし。濱松ノ中納言、松浦ノ宮などいふたぐひのものがたりども、文はめでたけれど、さやうにぞありける。今の世はみくにのものまなびする人おほきによりて、何のもの語、くれのものがたりと、めづらしき名のものがたりぶみども、かくれてありしもあらはれいづるころにて、高尙一とせ、江戸にありつるをり、めづらしとおもふかぎりを、十はたとかぞふばかり

かず〳〵見しに、みなげんじのものがたりの文をまねびたるものから、いたくおとれるかきざまにて、めとまらざりきかし。さればよにめづらしき名のものがたりぶみえて見んとするは、やうなきすさみになん。

此さだめは、はやうかきしものにて、おのが松のおち葉といふ書にありつるを、こたみそのしたがきの中よりぬき出て、こゝにくはへつ。さるはこれも文かく人のこゝろえおくべき事なればなり。

三のしるべ 終

好古目錄

好古日錄序

好古之情夫人所同也然異事奇品採錄集成已難矣至於搜索故家舊物或阻于方域或拘于事掌往々不得如其意爲若藤子冬此編其所輯錄異事奇品森然羅列固非一朝一夕所能得也好古之

篤用心之切可謂勤矣是雖夫人
所同乎豈複夫人所能爲哉頃者
欲梓以傳同好余受而讀之遂書
簡端乎爾
寛政丙辰孟春下浣日
藤原資同識

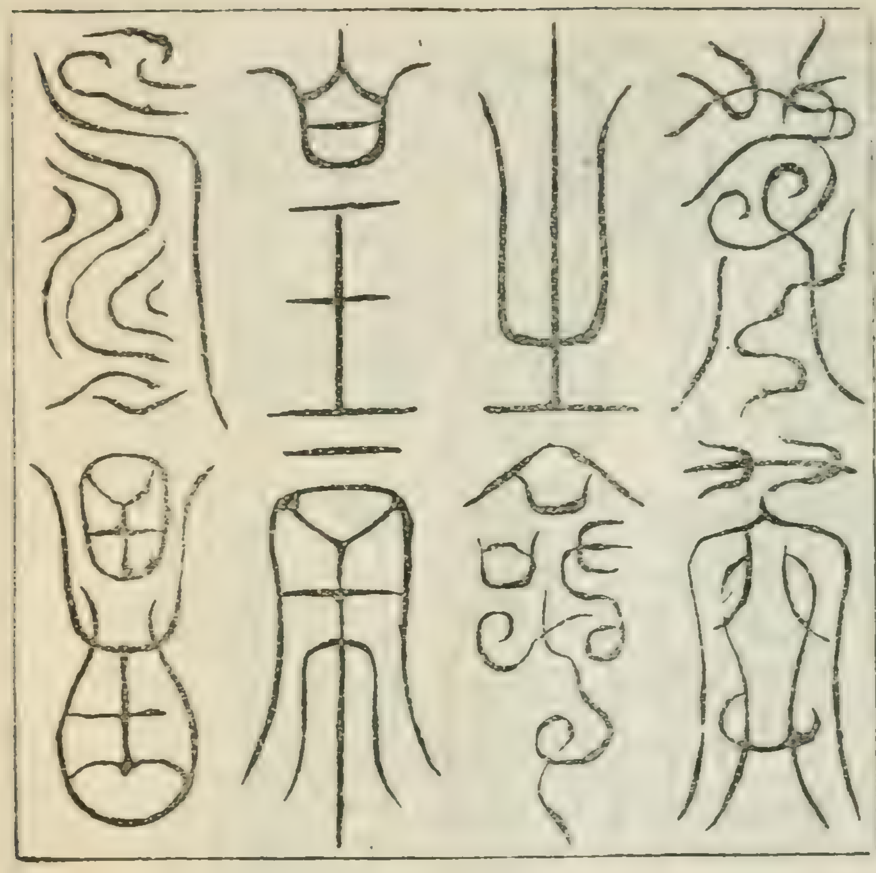
好古日錄目錄

好古日録

左京　藤原貞幹著

璽一

〔一〕秦璽　向巨源傳本

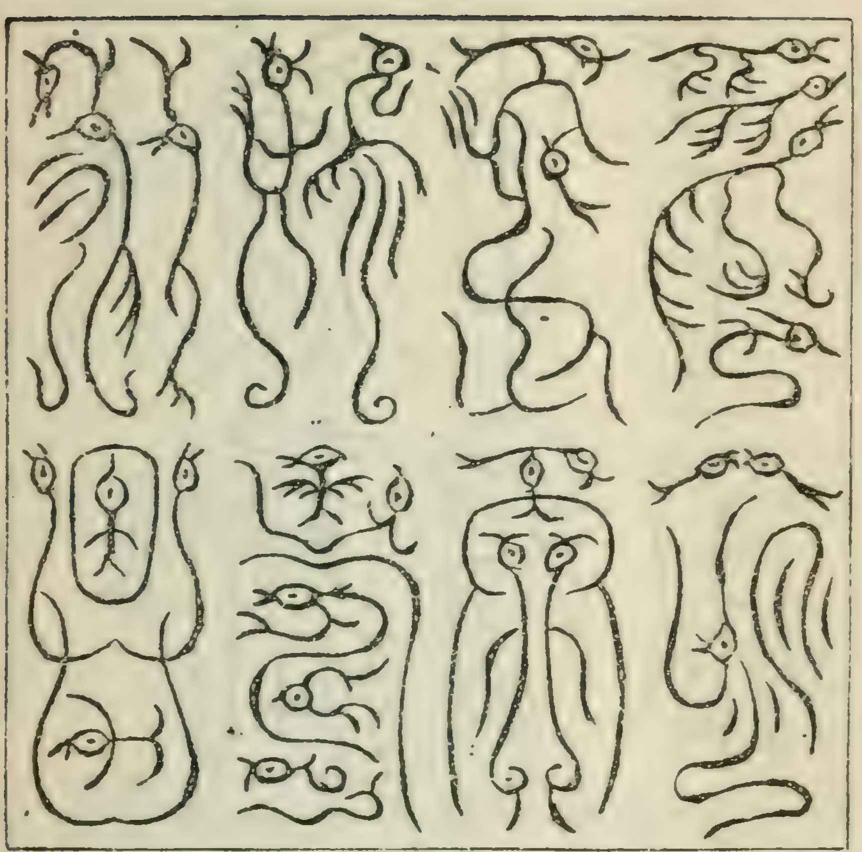


受天
之命
皇帝
壽昌

（印影全部三分ノ二縮寫）

右璽文。按ニ集古印格一云。其文玄妙。淳古無レ過ニ於此一。雖ニ龍飛鳳翥一。不レ足三以擬ニ其勢一。摸印之祖也。

璽二



受命
于天
旣壽
永昌

璽三

蔡仲平傳本



釋音

同前

右二璽文。本只一器。緣ニ傳摸ニ字畫不レ同。形勢大小有ニ異同ー。併刻。亦疑以傳レ疑之意也。按集古印格序云。秦取ニ趙氏藍田玉ー。命ニ丞相李斯ー。作ニ魚鳥之形ー。刻爲レ璽。文曰。受命于天。既壽永昌。歷代傳レ之爲ニ國寶ー。

右古法帖所載。零本帖名不傳。俟後考。

又　向巨源傳本



受天之命皇帝壽昌



受命於天既壽永昌

蔡仲平傳本



受命於天既壽永昌

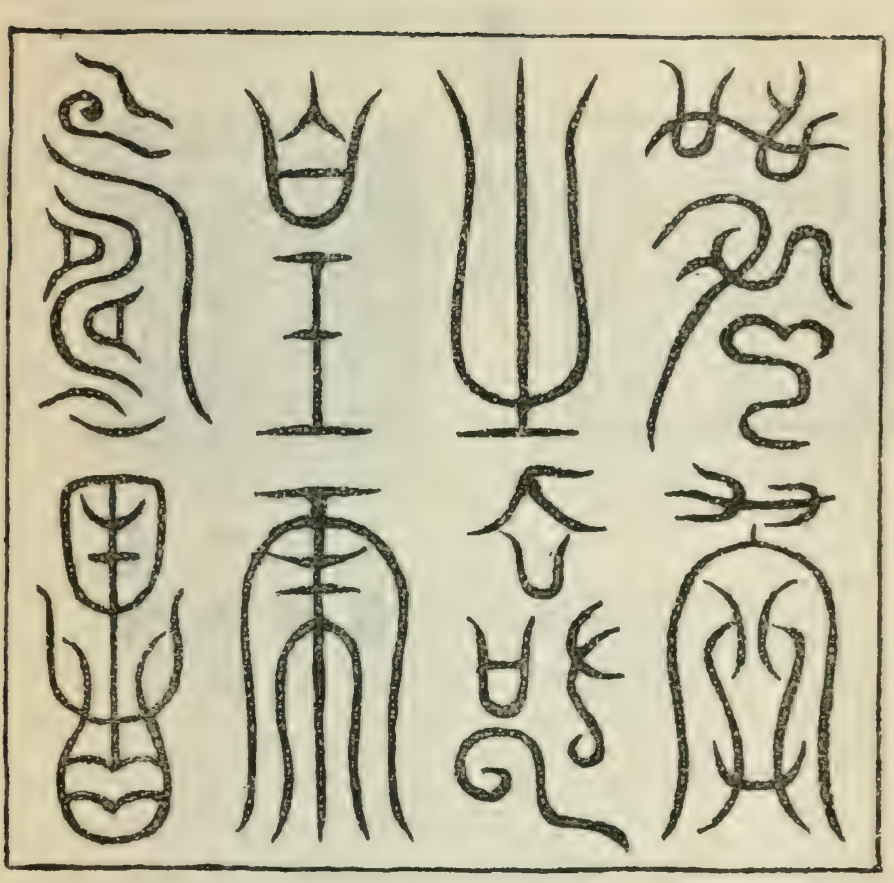
秦璽螭鈕



右首璽向巨源傳本二璽三璽。蔡仲平傳本周圍方四寸。璫七寸。鈕蟠螭向本較蔡本大一分許。

右縮本宣和集古印史所載。

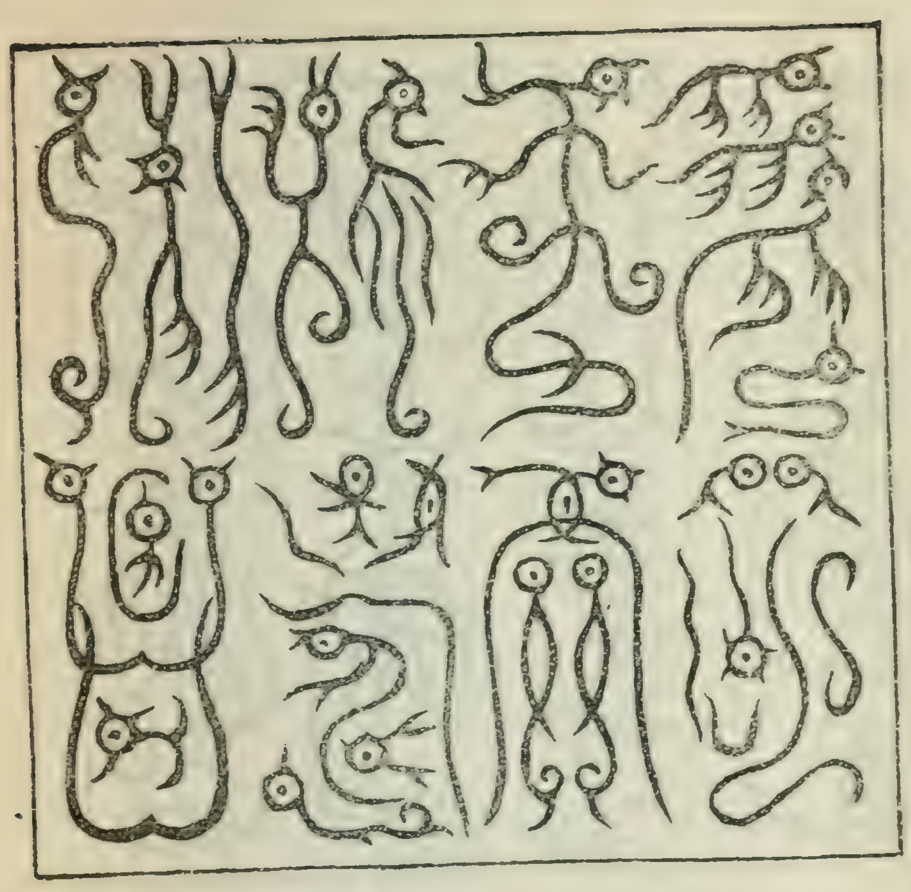
又



受天之命皇帝壽昌

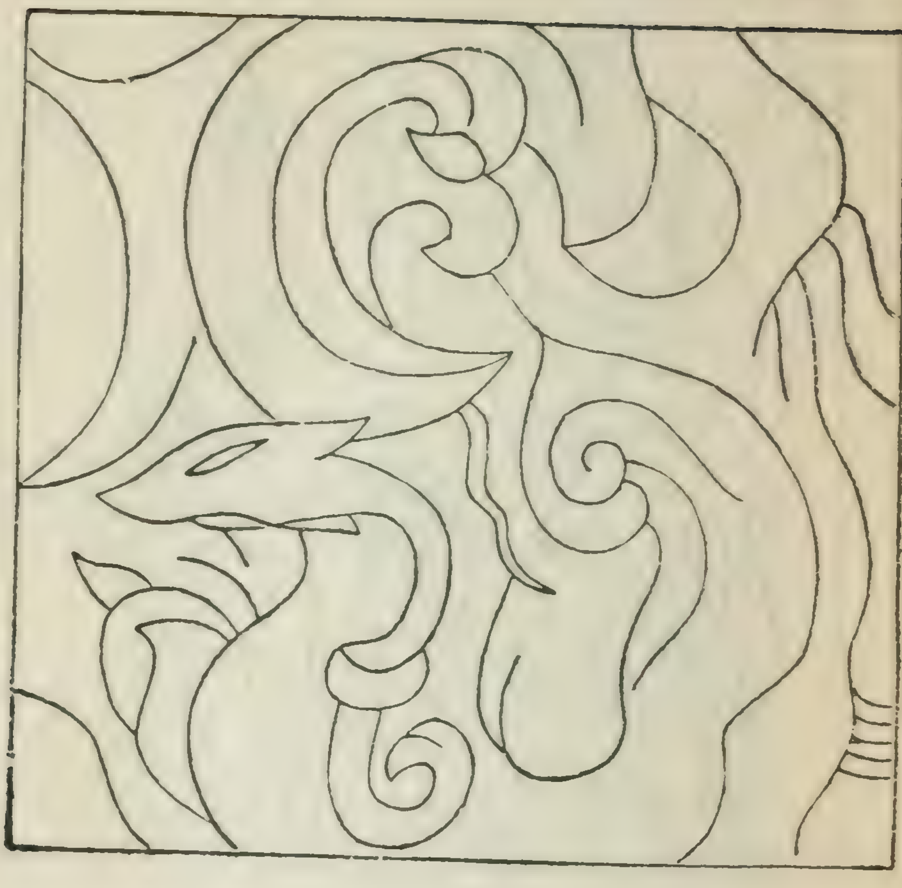


受命
于天
既壽
永昌



釋音
同前

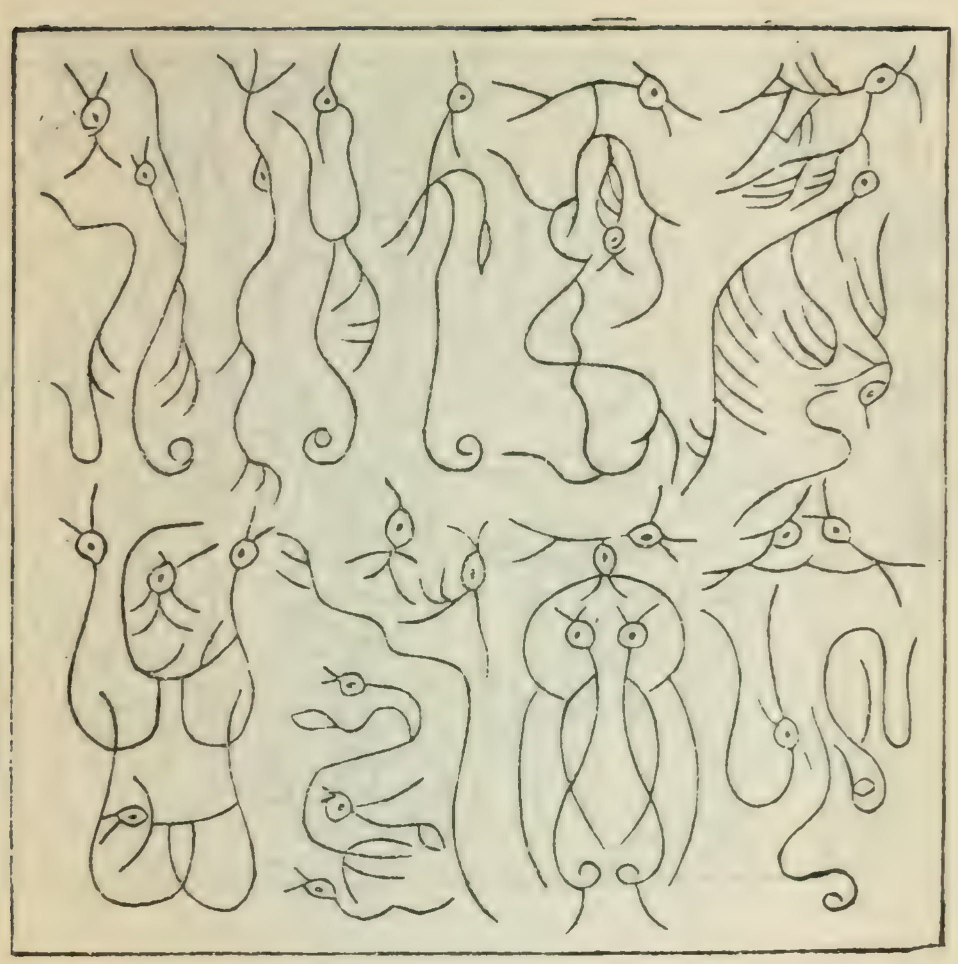
螭鈕



右甘錫印譜所載

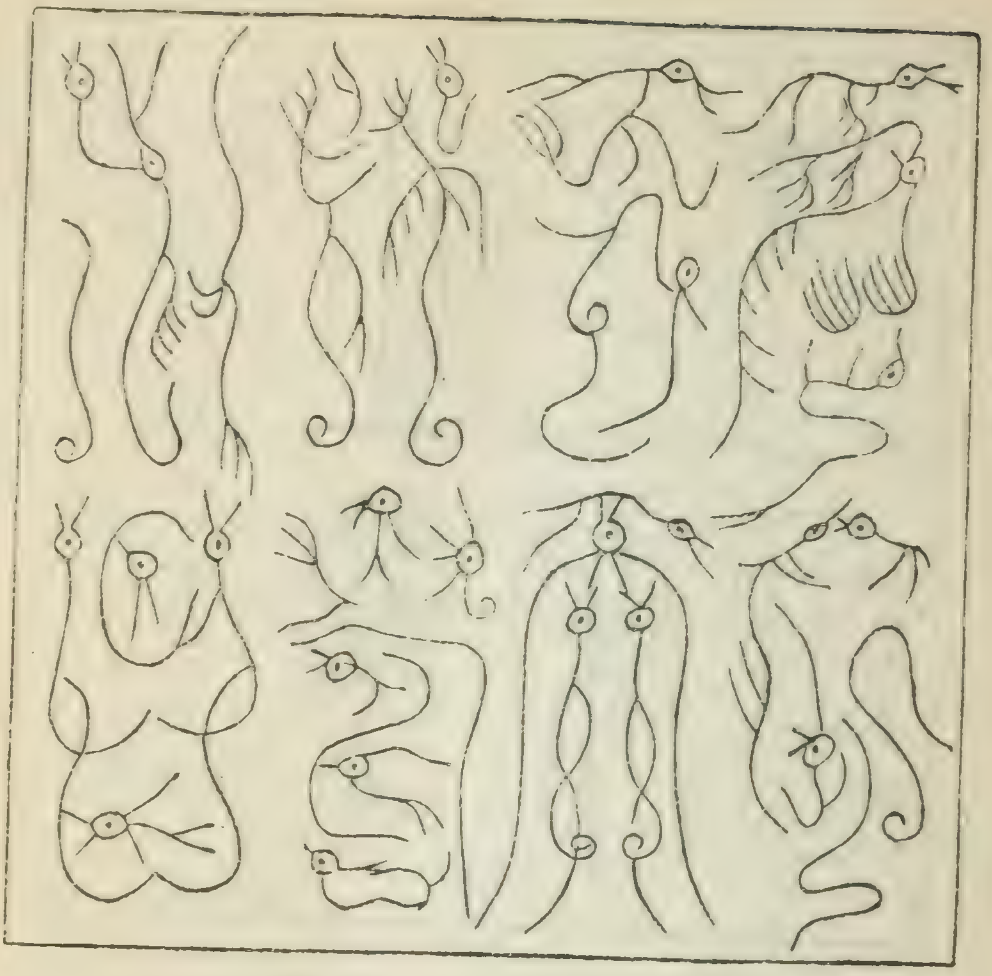
又

向巨源本



受命于天既壽永昌

蔡仲平本

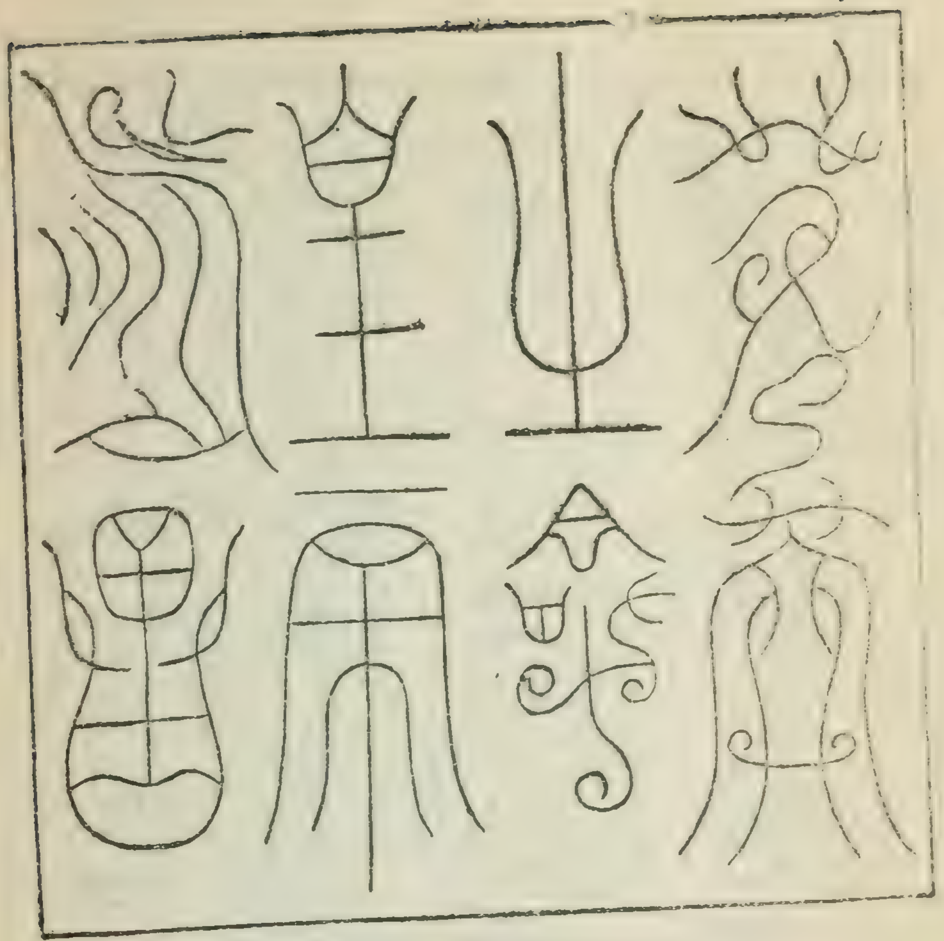


釋文

同前

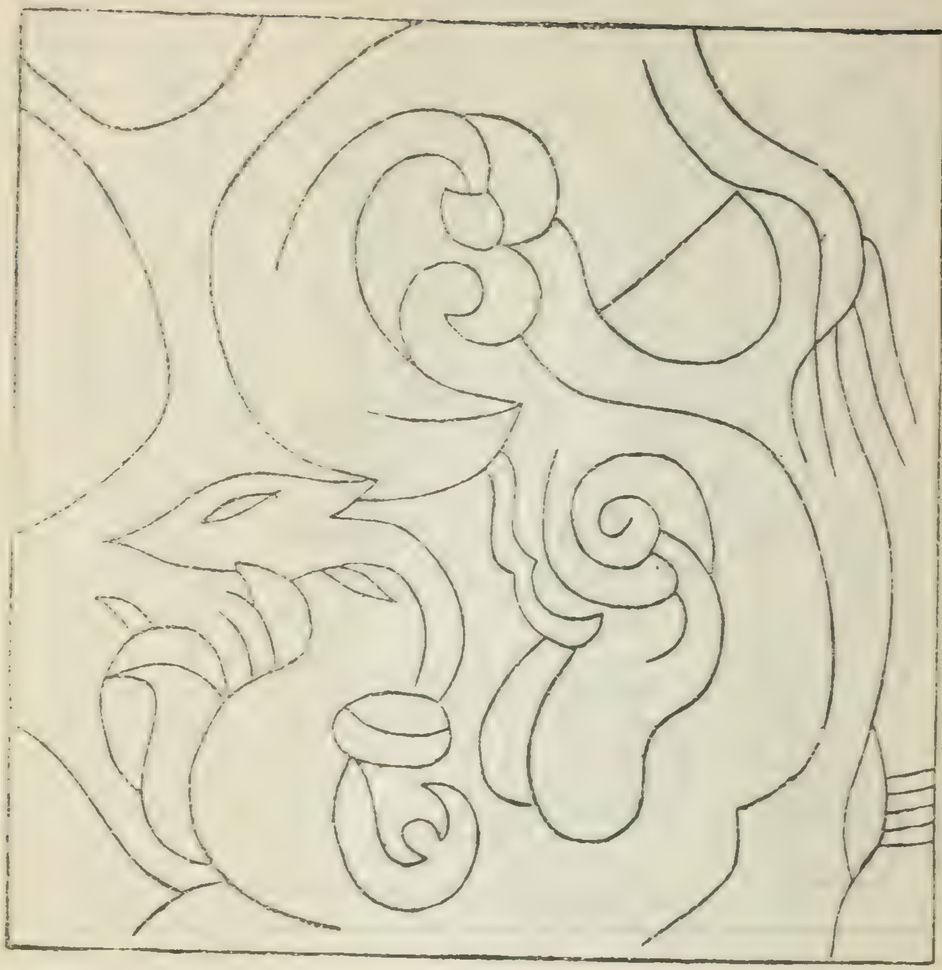
尙功云。二器文本只一器。緣傳摸字畫不同。形制大小有異因(同上)。併刻之。亦疑以傳疑之意也。

畢景儒本



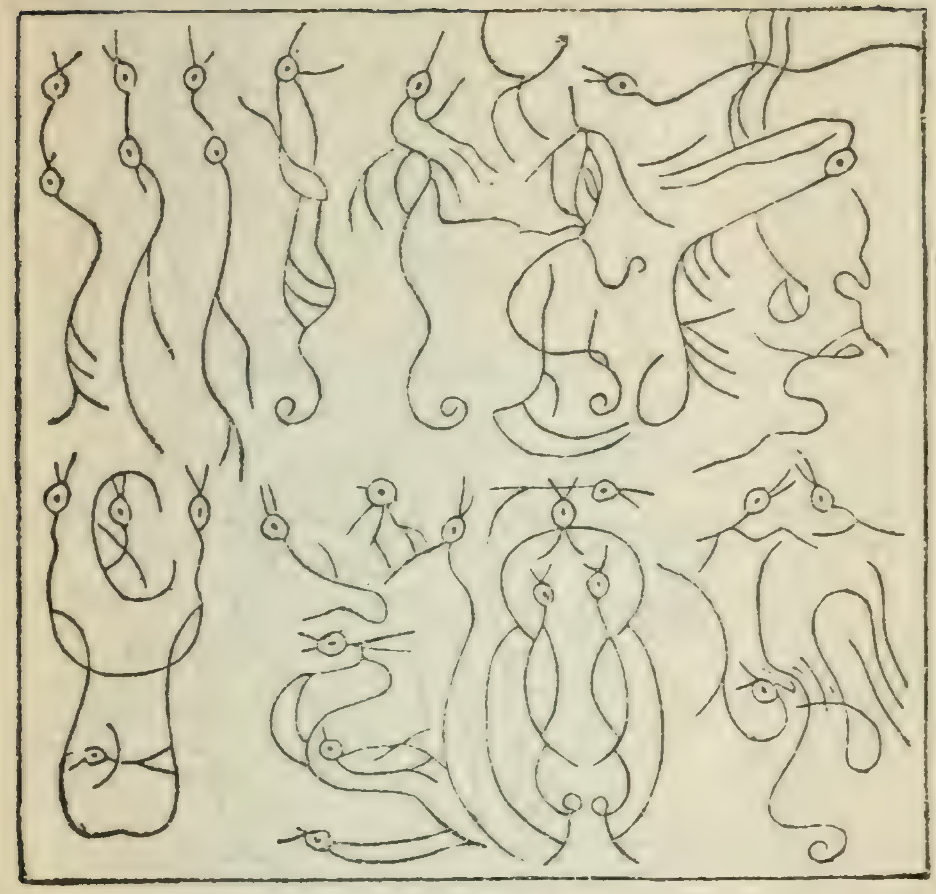
受天之命皇帝壽昌其文玄妙淳古無過於此雖龍飛鳳翥不足以擬其勢摸印之祖也

螭鈕新增



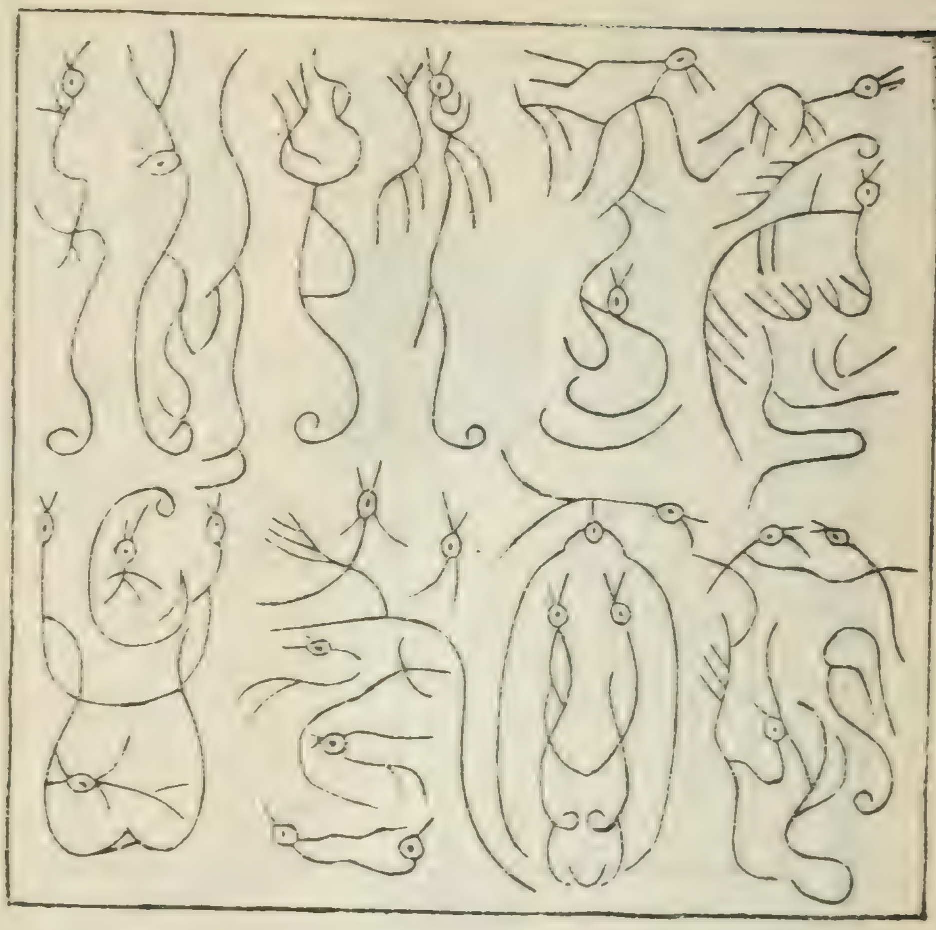
右[illegible]錄所載云。取宋薛尚功所編歷代鐘鼎彝器。款識法帖碑本第十八卷內墓次之。摸勒以備博古者之一覽云。

又傳國璽

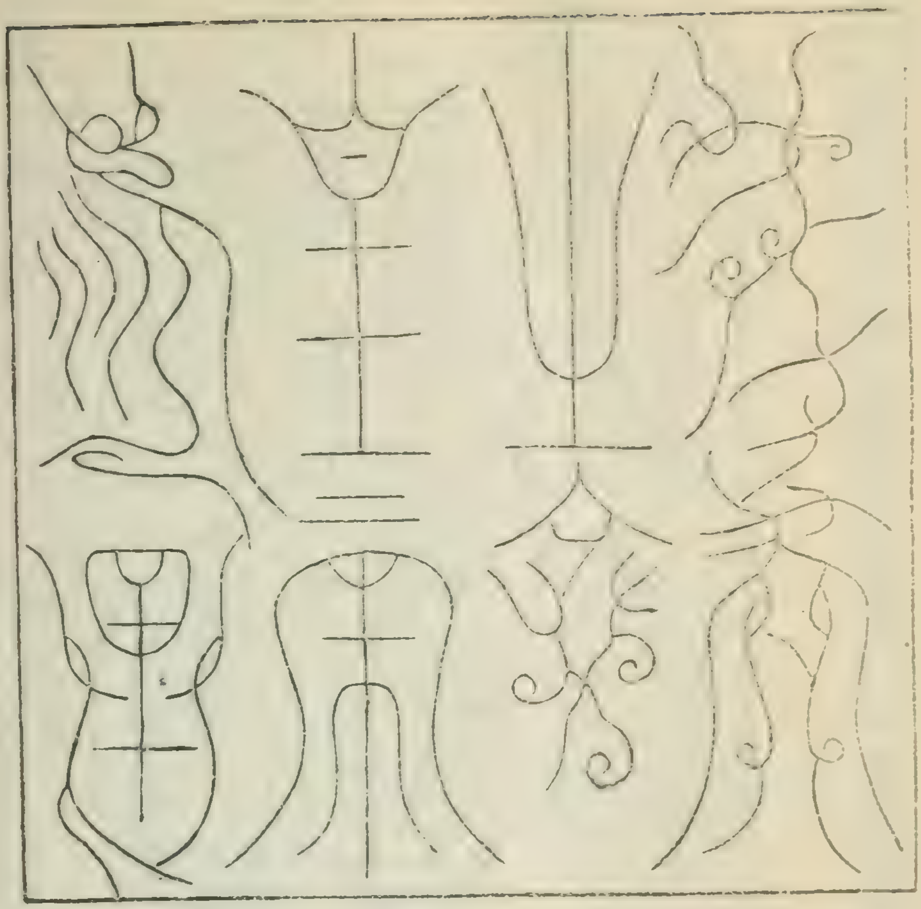


向巨源本
受命于天
既壽永昌

尙功云。二璽文本只一器。緣傳摸字畫不同。形制大小有異。因刺玉刻之。亦疑以傳疑之意也。



蔡仲平本
受命于天
既壽永昌



受命于天
皇帝壽昌
其文玄妙淳古
無適於此雖龍
飛鳳翥不足以
擬其勢摹印之
祖也

幹按釋文受
命于天當作
受天之命

已上俱見宋薛尚功所編歷代鐘鼎彝器。(款カ)疑識法帖碑本第十八卷內璽文。

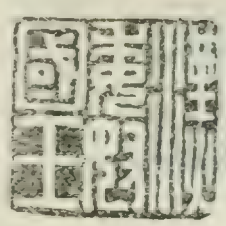
右格古要論所載

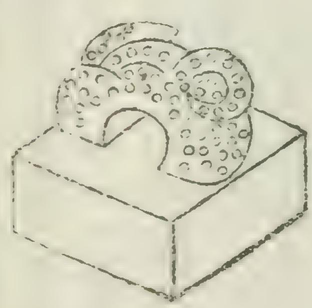
秦璽古法帖。及集古印格、玉蘭堂法帖等ニ載ル者、元一本ニシテ、大小及字體、轉寫異同ヲナスノミ。

幹按ニ、宣和集古印史云、秦璽方四寸、向本ハ蔡本ニ較レバ、大ナルコト二分許ト、今試ニ二三璽ヲ度ル

ニ用ユベキノ尺ナク、甚キニ至テハ、蔡本カヘリテ向本ヨリ大ナルアリ。唯古法帖載ル所ノ璽、晋前尺ヲ以度ルニ、向本方四寸二分許、聊據アルニ似タリ。故ニ今此ヲ存シテ佳本ヲ得ルヲ俟。宣和集古印史刻ム所、縮本トイヘドモ、其字體、考ニ備フベシ。甘錫集古印譜載ル所、全ク宣和集古印史ニヨル。聊亦考ニ備フベシ。輟畊錄、格古要論載ル所、元一本ニシテ字體同ジカラズ。且疑ベキ者多シトイヘドモ、存シテ私考ニ備フ。

〔二〕 漢委奴國王印

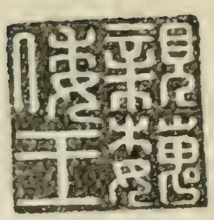




委奴國王印、黄金印、此鈕虵尺ヲ以度ニ、方八分弱、厚二分五厘、重二十九錢、天明四年甲辰二月廿三日、筑前國那珂郡滋賀島土中巨石ノ下ヨリ堀出ス。幹按ニ、說文曰、倭從レ人委聲、於爲切。委從レ女從レ禾、於僞切、〔割註〕玉篇始テ倭烏禾切、國名ト註ス。」倭平聲、委去聲ナレドモ、古昔倭委通ジ用ユ。〔割註〕第四十三條委倭通、並セ考フベシ。」委奴國ハ後漢書倭傳ニ、所レ謂倭奴國ナルコト知ベシ。後漢書倭傳曰、光武中元二年、（光武本紀、中元二年正月辛未、）倭奴國奉獻朝賀。使人自稱ニ大夫。倭國極南界也。光武賜以ニ印綬ト、倭國ハ此邦ノ惣名。倭奴國ハ極南界ニアル國也、〔割註〕俗ニ倭奴國ナド、此國ノ古名トスルハ非ナリ。」然レバ倭奴國ハ、魏志倭傳ニ、至ニ末盧國ニ〔割註〕末盧國、日本紀以下ノ書、松浦ニ作ル。肥前國松浦郡ナリ。」東南陸行五百里、到ニ伊覩國ニト云者ニシテ、此即筑前國怡土郡也。日本紀仲哀紀ニ、筑前國伊

覩縣主祖五十迹手ナリ。此印疑クハ、伊覩縣王使譯ヲ通ジテ漢ニ授ル所ノ印ニシテ、後漢書倭傳ニ、所レ謂使譯通レ漢者三十許國、皆稱レ王ト云者也。委奴、倭奴、伊覩、怡土、皆通音也。

〔三〕 親魏倭王印



親魏
倭王

此印、宣和集古印史ニ載ス。鈕製ヲ脱ス。惜ムベシ。按、魏志曰、景初二年六月、倭女王遣ニ大夫難升米等一詣レ郡、求下詣ニ天子一朝上獻。太守劉夏遣ニ吏將一送詣ニ京都一。其年十二月詔書報ニ倭女王一曰、上略、今以レ汝爲ニ親魏倭王一、假ニ金印紫綬一。下略、又曰、正始元年太守弓遵遣ニ建中挍尉梯儁等一、奉ニ詔書印綬一詣ニ倭國一。

〔四〕 關羽印



僧心越携來ル所關羽ノ印ト云。今水戸ノ一佛刹ニ藏ス。按、印文四字ニシテ、三字ハ蒙古字、今一ハ花押トミユ。疑クハ、胡元ノ時所レ鑄ノ關帝廟ノ印ナラム。

〔五〕 不動倉印

諸國不動倉ノ印、國史及律令格式スベテ見エズ。而シテ幹営ミル所、播磨倉印、東大寺所レ傳古文書所レ印。丹波倉印、東寺所レ傳古文書所レ印。隱岐倉印、〔割註〕隱岐國若玉酢ノ神社所レ傳、古色蒼然印文難レ讀。

〔六〕 崇福寺造寺司印

鞍馬山富ノ札ニ用ル所ノ印文ニ曰、造崇福印。是崇福寺造寺司印也。何ノ時、此寺ニ傳ヘテ、何ノ時ヨリ此札ニ印スルニヤ。弘ムル寺、受ル人、崇福寺ノ造寺司ノ印ヲ用タル一片紙ニシテ、富ノ札ト稱アル何ノ意ゾ。

〔七〕 古錢

新開元錢幕文、其品類皆傳リテ、此間ニ乏シカラズ。按ニ、唐書仲郢傳ニ云、時廢ニ浮屠法ヲ、以ニ銅像ヲ鑄レ錢ヲ。仲郢爲ニ京畿鑄錢使ト、工欲ス於レ幕ニ加ヘ新字ヲ、仲郢止レ之ヲ。唯淮南加ニ新字ヲ。ト幕文新字ノ者、余此ヲ見ズ。小乾元重寶錢背穿上文アル者、稀ニ存ス。泉志等ニ此ヲ脱ス。

宋史食貨志脫漏多シ。聖宋元寶小平錢、熈寧當三錢、大觀當三錢、淳祐當百錢等、皆コレヲ擧ズ。其餘元祐陝、熈寧衞、宣和陝、建炎川、乾道正等ノ背文、一モ載セズ。

明史食貨志亦簡略、幕文ニ至テ一モノセズ。又崇禎末年敕鑄ニ當五錢ヲ。不レ及レ鑄而明亡フト。崇禎當五錢今存スル者有リ。西清古鑑載ニ當五錢ヲ。明史云、聿鍔裕王嫡一子、順治三年十一月、福建平立ニ於廣州ニ僭號紹武。按、紹武當レ作ニ昭武ト。其錢、昭武通寶アリ。

西清古鑑洪熈通寶、及正統通寶、天順通寶錢ノ圖アリ。此等ノ錢、此間ニ一モ傳ラズ。

初明錢文大中通寶、是年號ニ非ズ。池北偶談云、明太祖初定ニ天下ヲ建レ國ヲ。意在ニ大中ニ。既而祈レ天ニ、乃得ニ大明ヲ。故當時錢文有ニ大中通寶ト。

永樂通寶錢、眞正大樣徑八分五厘强、重一錢、其餘ハ徑八分、重八分、字文結體小異同アリテ七八種ニ及ブ。又僧仲正明ニ在テ、永樂通寶錢文ヲ書ス。其錢、希ニ存ス。一二三種アリ。

永曆錢數種有テ、摸狀盡シ難シ。一種銅質褐濁、或紅濁、製作麁惡ノ者アリ。傳云、鄭成功ガ鑄ル所ト、按、南沙文集卷五海寇記、云、順治十六年六月、群賊日於ニ成功船中ニ議シテ鑄レ印ヲ鑄ル錢ヲ。疑クハ此等ノ錢ナラム。又鄭氏ノ鋼記聞アリ。成功鑄ル所ト云、是不ヲシラズ。

康熈錢背文大淸會典載ル所、此間皆有。唯鞏昌鑄ル所ノ幕文、鞏ノ字ノ者ヲミズ。

正德錢、池北偶談云、於ニ慈恩寺市ニ見ニ正德錢二面ヲ。幕皆有レ文。如ニ蟠螭ノ狀ヲ。與ニ今制ト殊異。正德又夏國年號也。錢不レ知ニ何年所レ造ル。按、正德錢銅鐵二品ニシテ、各大小アリ。大者徑寸五厘、重三錢七分許、小者徑九分許、文ヲ正德通寶ト云。肉郭亦文アル者アリ。

〔八〕南廷　灰吹銀

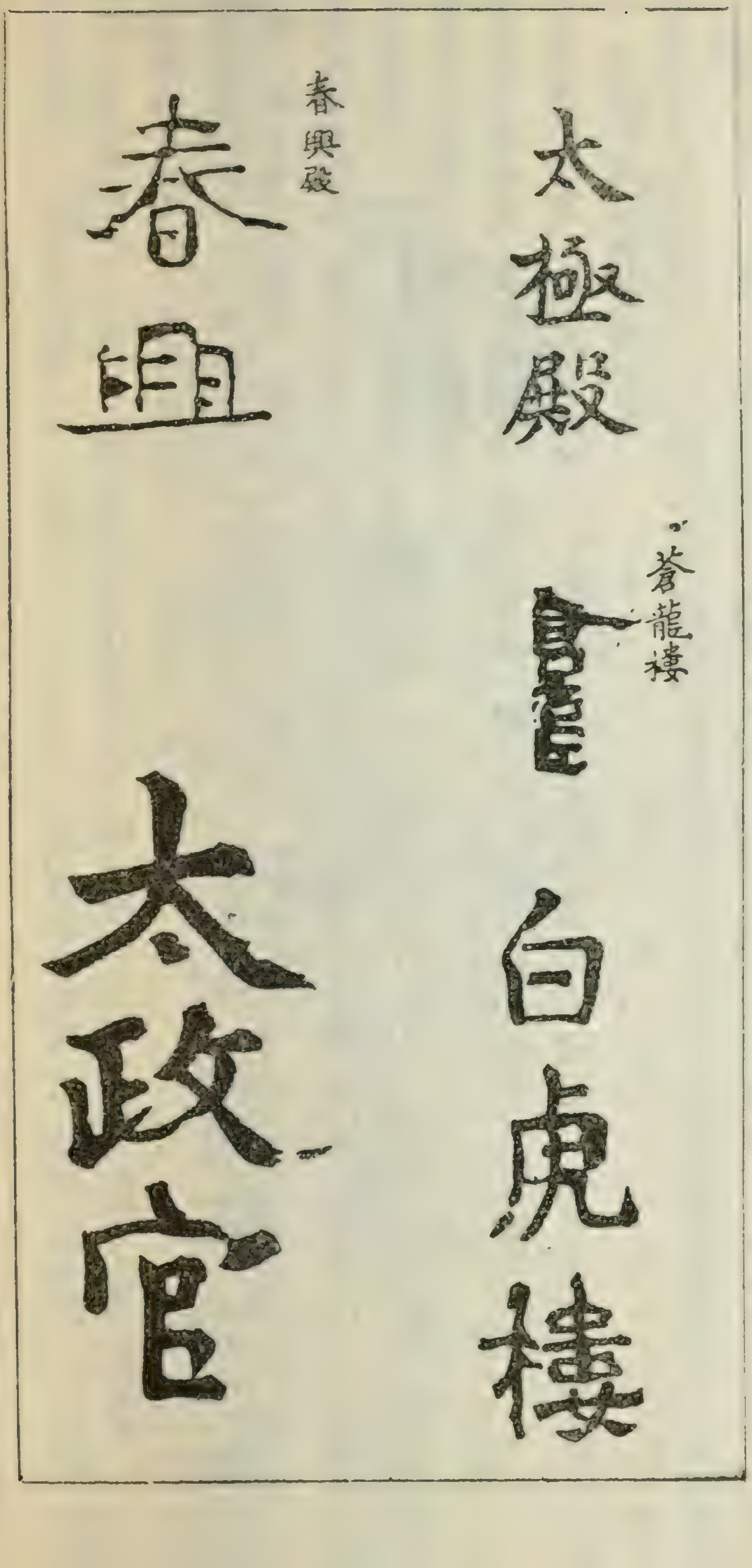
南廷、古書ニ散見ス。余其價ヲシラズ。近日久安二年四月廿二日禮單ヲミル。進上銀南廷貳、直六百四、〇下略。

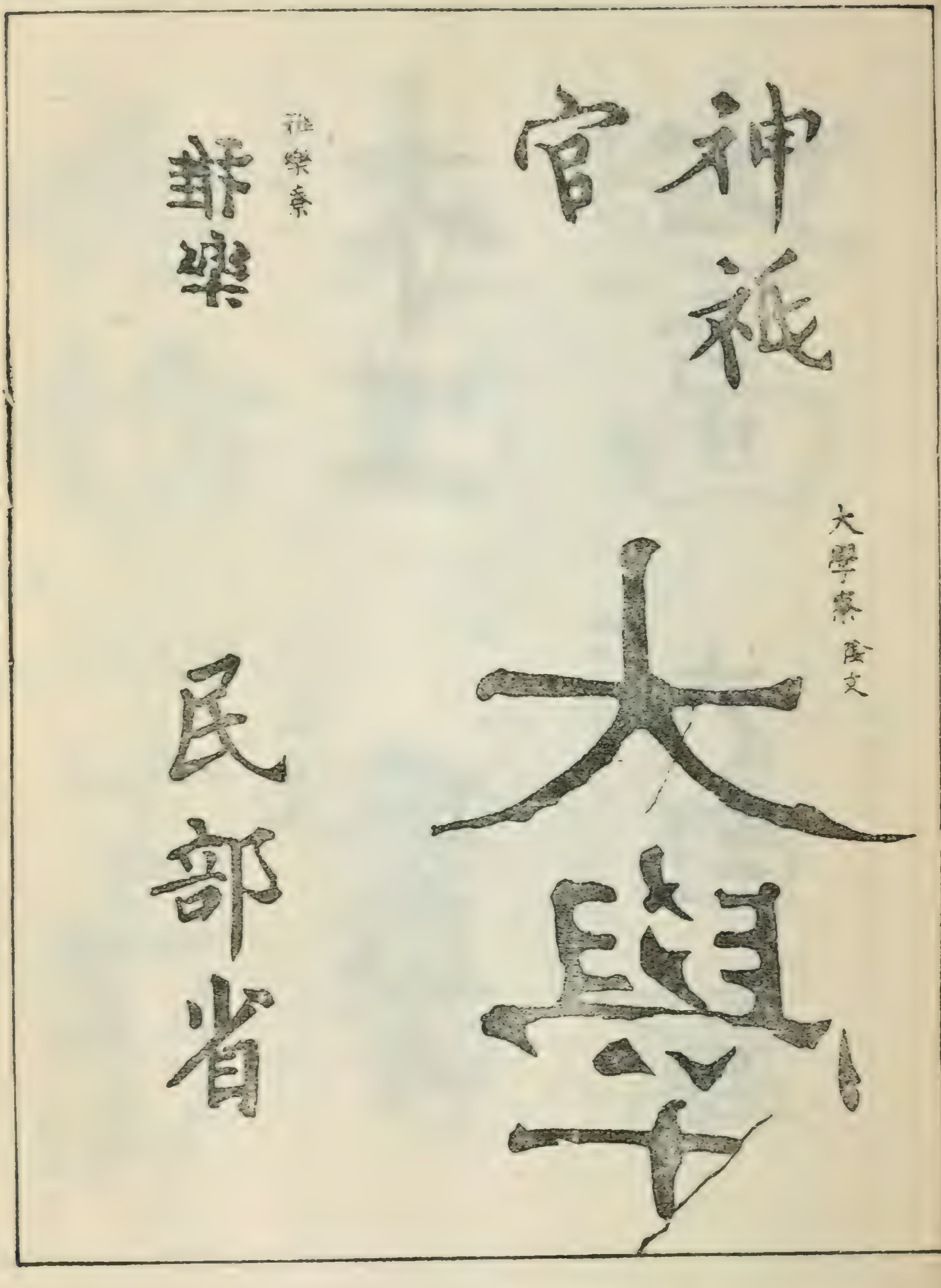
〇灰吹銀ノ行用、四百年來諸記ニ散見ス。永享二年八月記、鈴鹿某云、灰吹銀五十目錢壹貫文ノ價也。

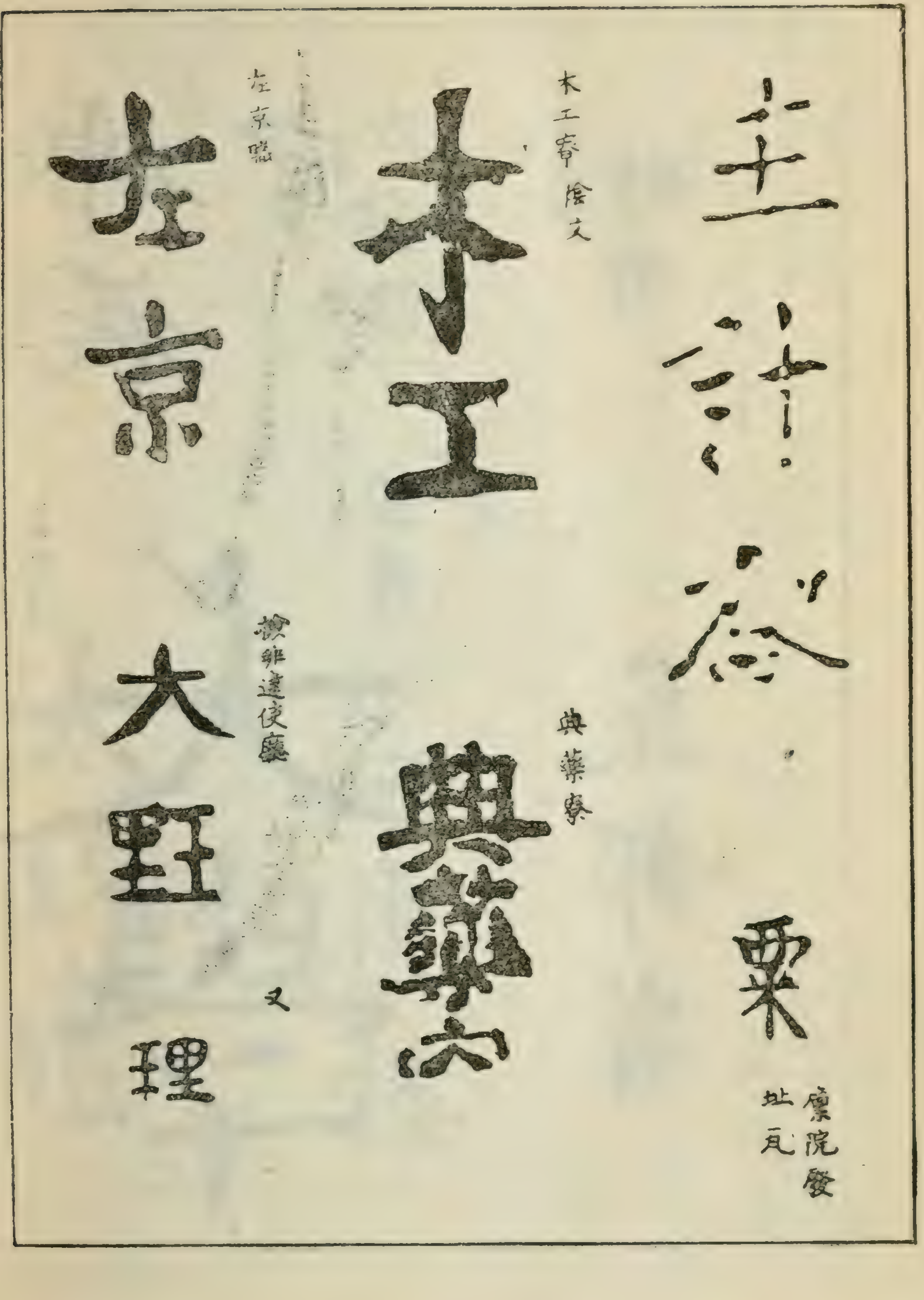
〔九〕石敢當

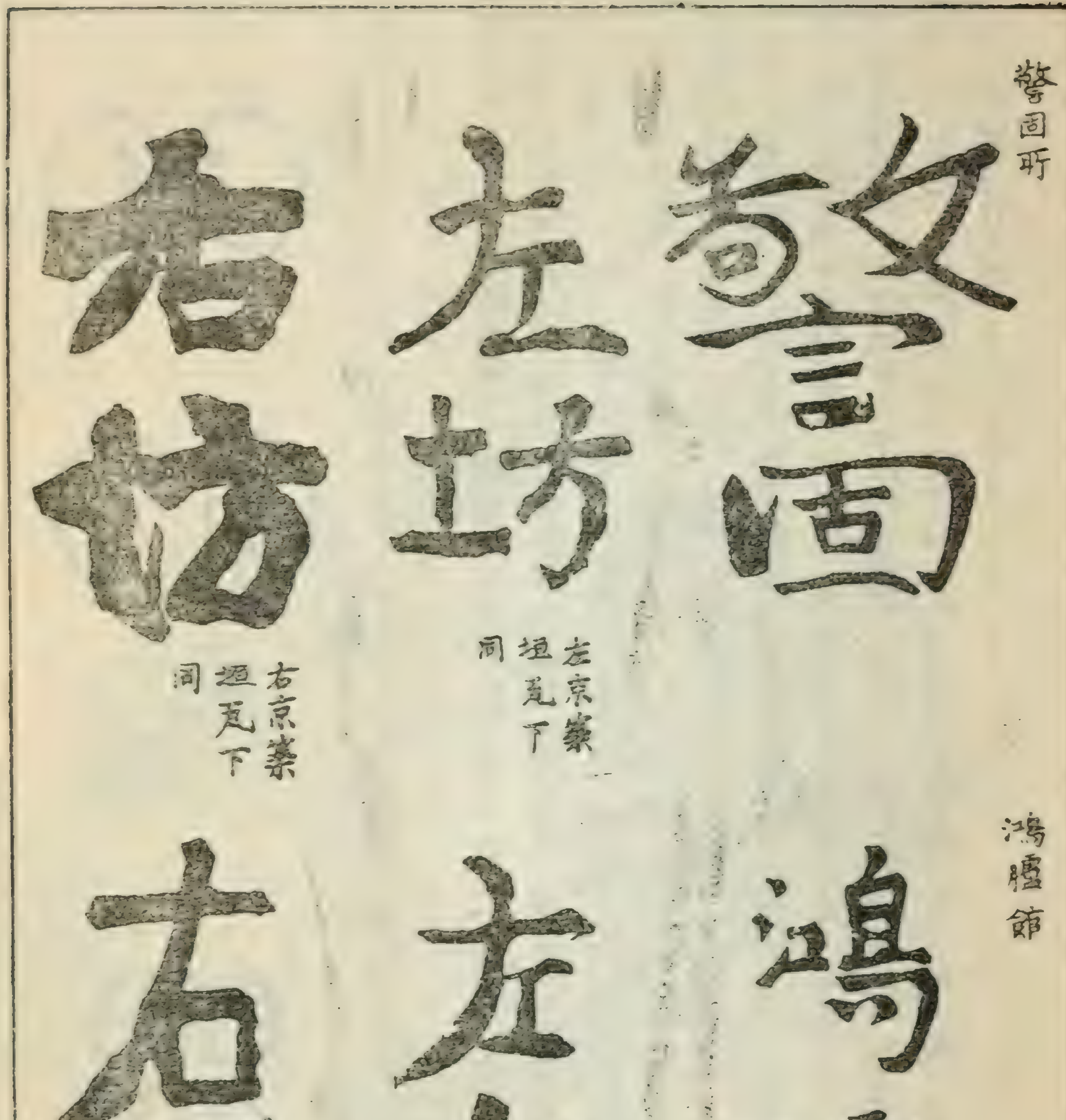
肥後國郡及邑ノ名ヲ忘ル。ニ立ル所ノ石敢當、其字大サ尺餘、其書奇古、打本希ニアリ。何ノ人何レノ年ニ立シニヤ。

〔十〕古瓦文字

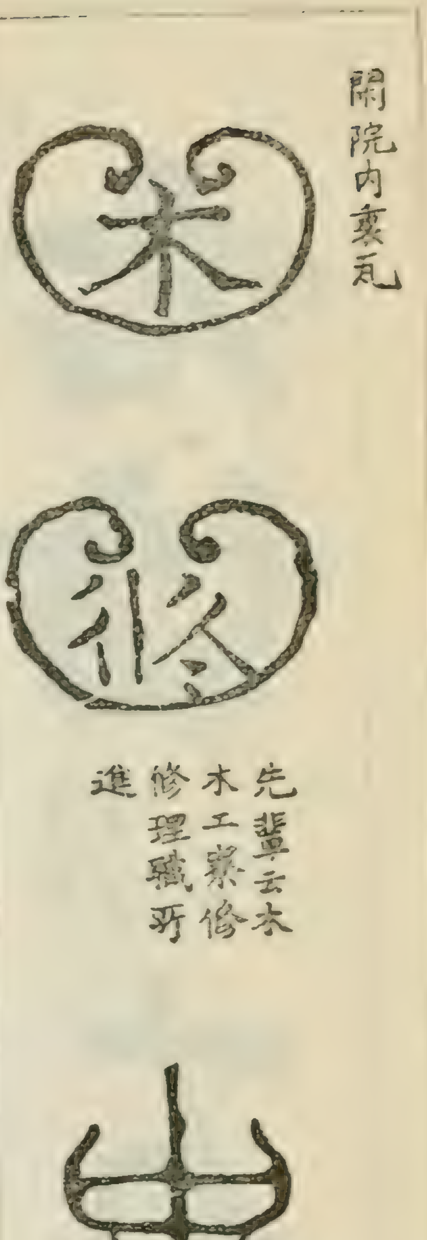



神祇官
大學寮 隆文
大學
雅樂寮
雅樂
民部省


主計
栗
廣院廢
址瓦
木工寮陰文
木工
典藥寮
典藥
左京職
左京
檢非違使廳
大理
又
理



警固所
警固
鴻臚館
鴻臚
左坊
左京家垣瓦下
同
左坊
右坊
右京崇垣瓦下
同
右坊

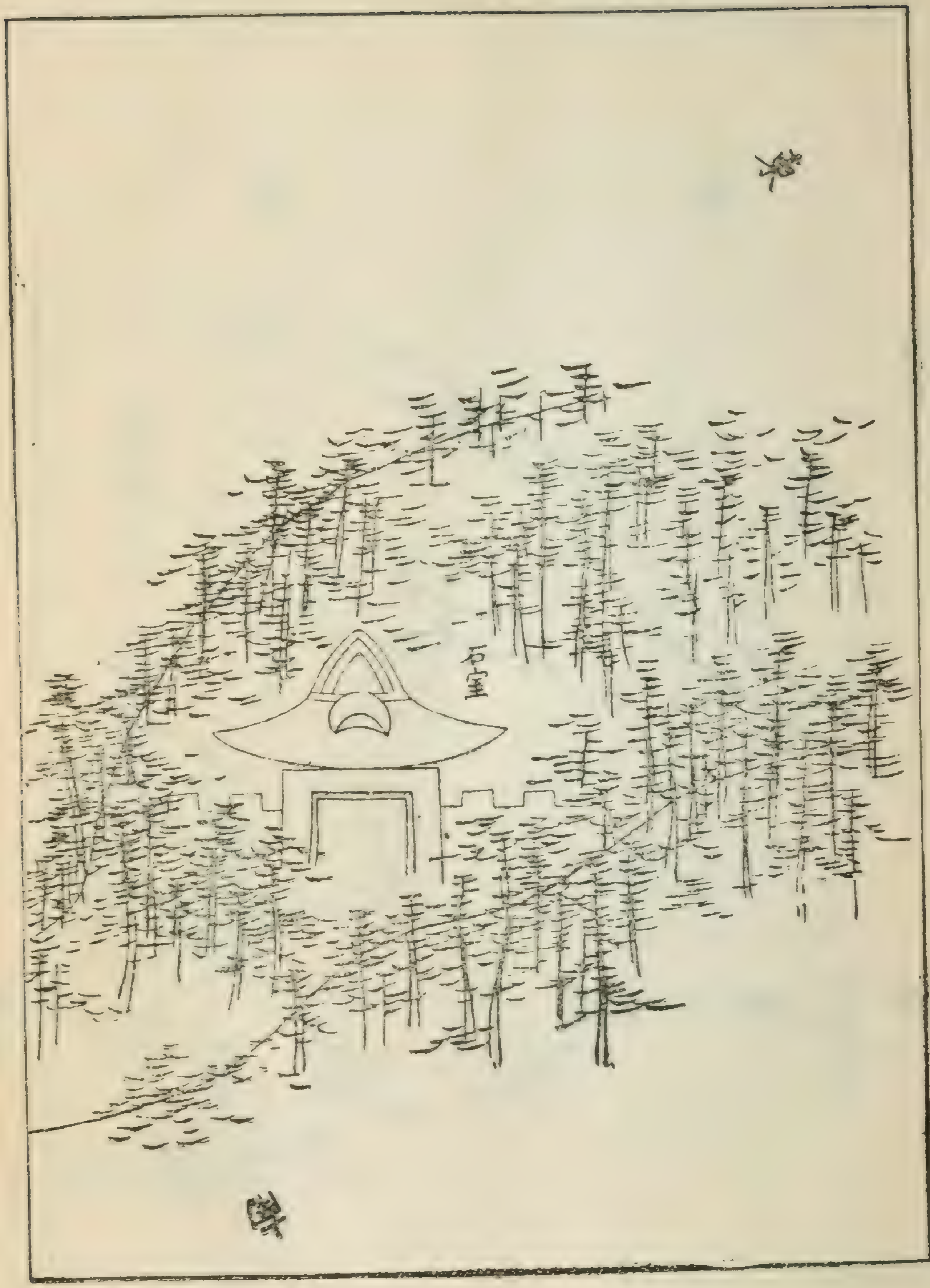


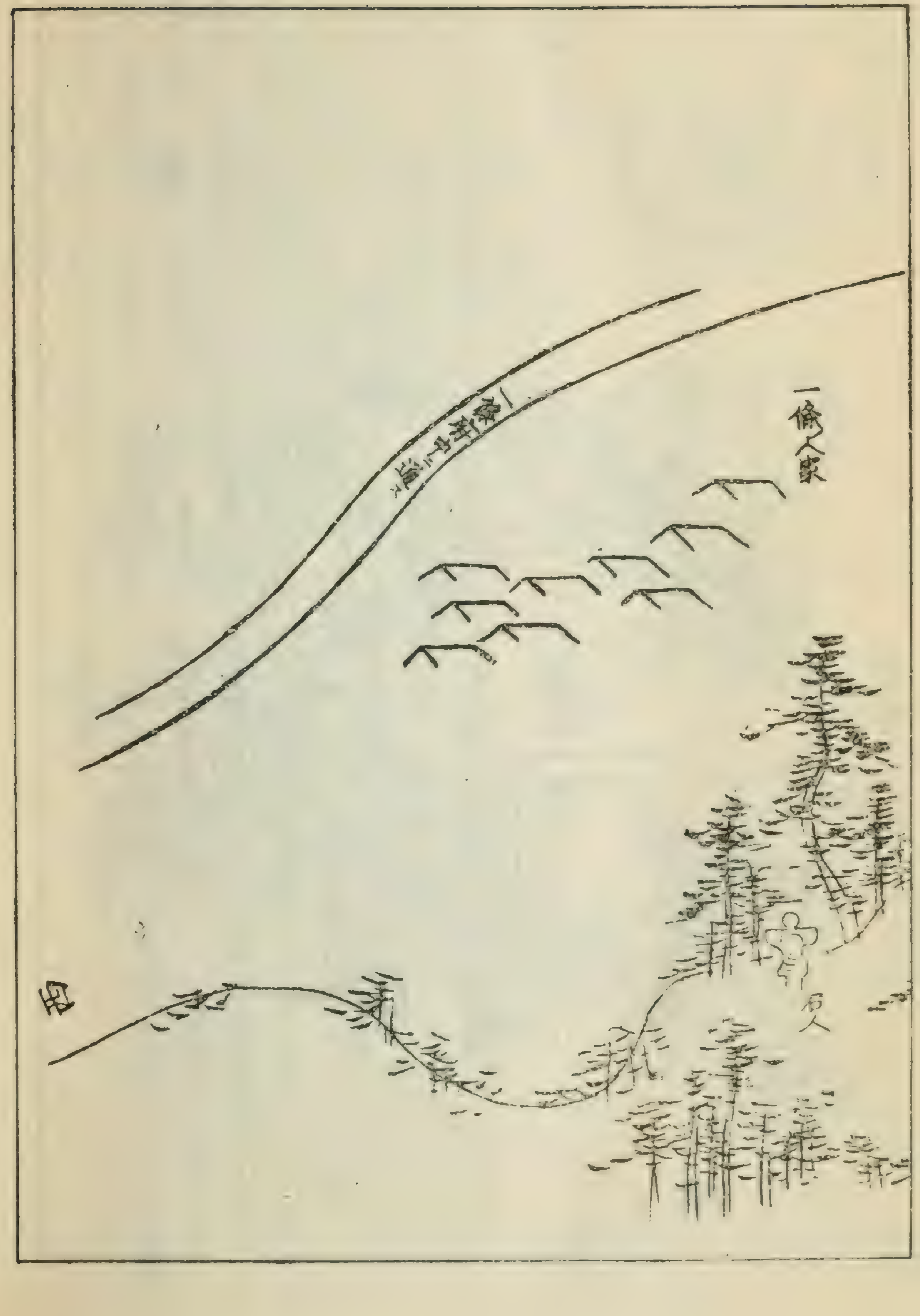
至古ノ屋瓦文字ナシ。六七百年来間文字アルモノアリ。今摸寫シ傳ルモノハ、多ク寛文中掘出シタル者也。

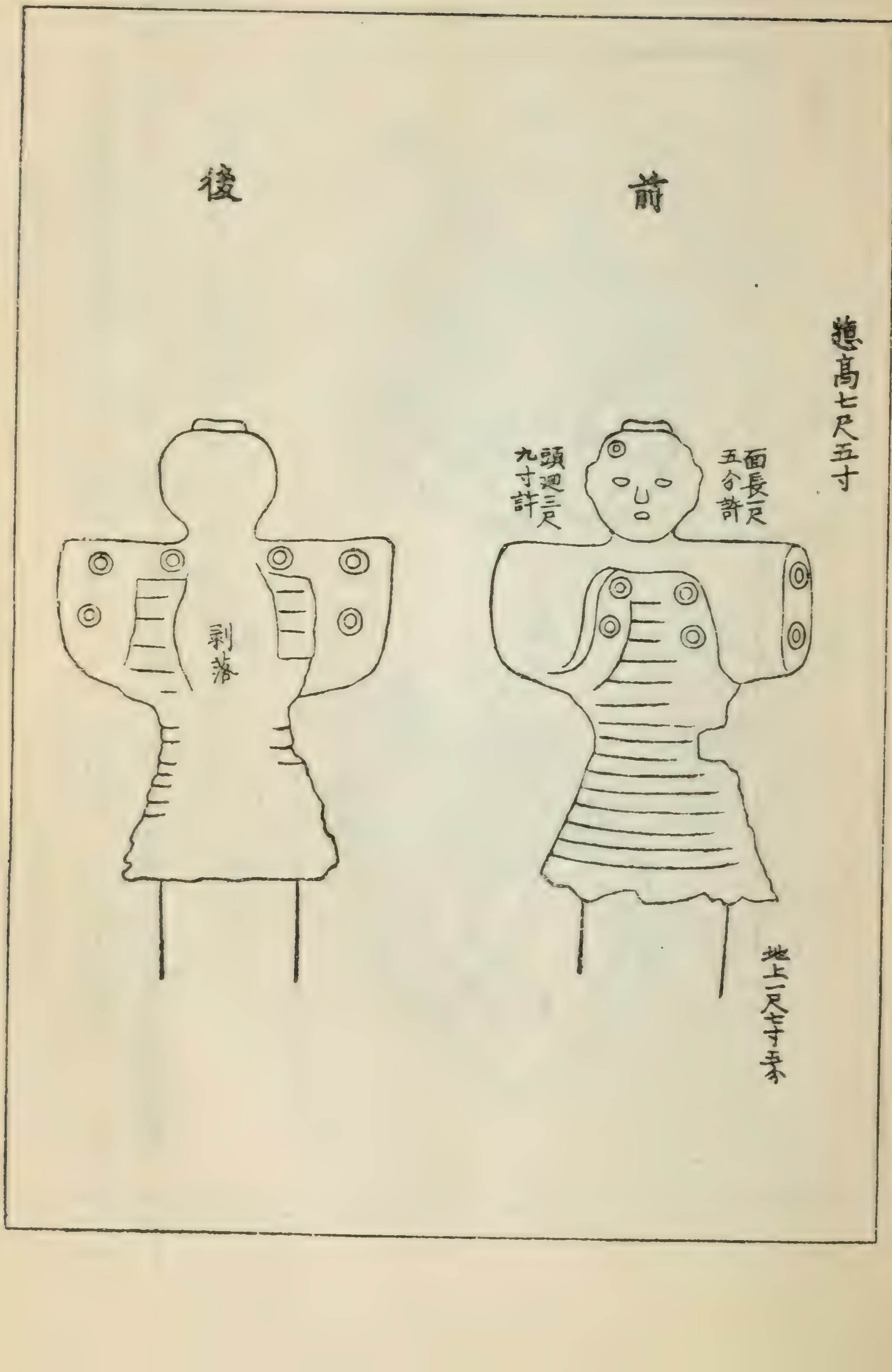
〔十一〕石人　石室

筑後國人形ガ原ハ、繼體帝御宇、筑紫磐井造タル石人アル故ニ、後世其名有ト云。按、釋日本紀引ニ筑後風土記ヲ一曰、上妻縣、縣南二里有ニ筑紫君盤井之墓一。墳高七尺、周六尺、墓田南北各六十丈、東西各四十丈、石人石盾各六十枚、交陣成レ行。周匝四面、當ニ東北角一、有ニ一別區一。號曰ニ衞頭一。衞頭政ニ欤一所也。政 其中有ニ一石人一、假容立レ地。號曰ニ解部一。前有ニ一人一、躶形伏レ地。號曰ニ偸人一。側有ニ石猪四頭一、號ニ贓物一。彼處亦有ニ石馬三匹、石殿三間、石藏二間一。古老傳云、筑紫君盤井、豪強暴虐、不レ優ニ皇風一。生平之時、預造ニ此墓一。官軍動發、知ニ勢之不一レ勝。遁ニ豐前國上膳縣終南山峻嶺之曲一。官軍失レ蹤、擊ニ折石人之手一、打ニ墮石馬之頭一。」今存スル石室、疑クハ石藏ナラム。石人一軀地ニ立。又馬ナラント云者アリ。頭及足ナシ。又按、宋書禮樂志ニ、漢以後天下送レ死奢靡、多作ニ石室石獸碑銘等物一。建安十年魏武帝、以ニ天下彫弊一下レ令不レ得ニ厚葬一。又禁レ立レ碑。盤井造ル所ノ石室石人ノ類、蓋シ此ニ倣フ者ナラム。

石室及石人圖


東
石室

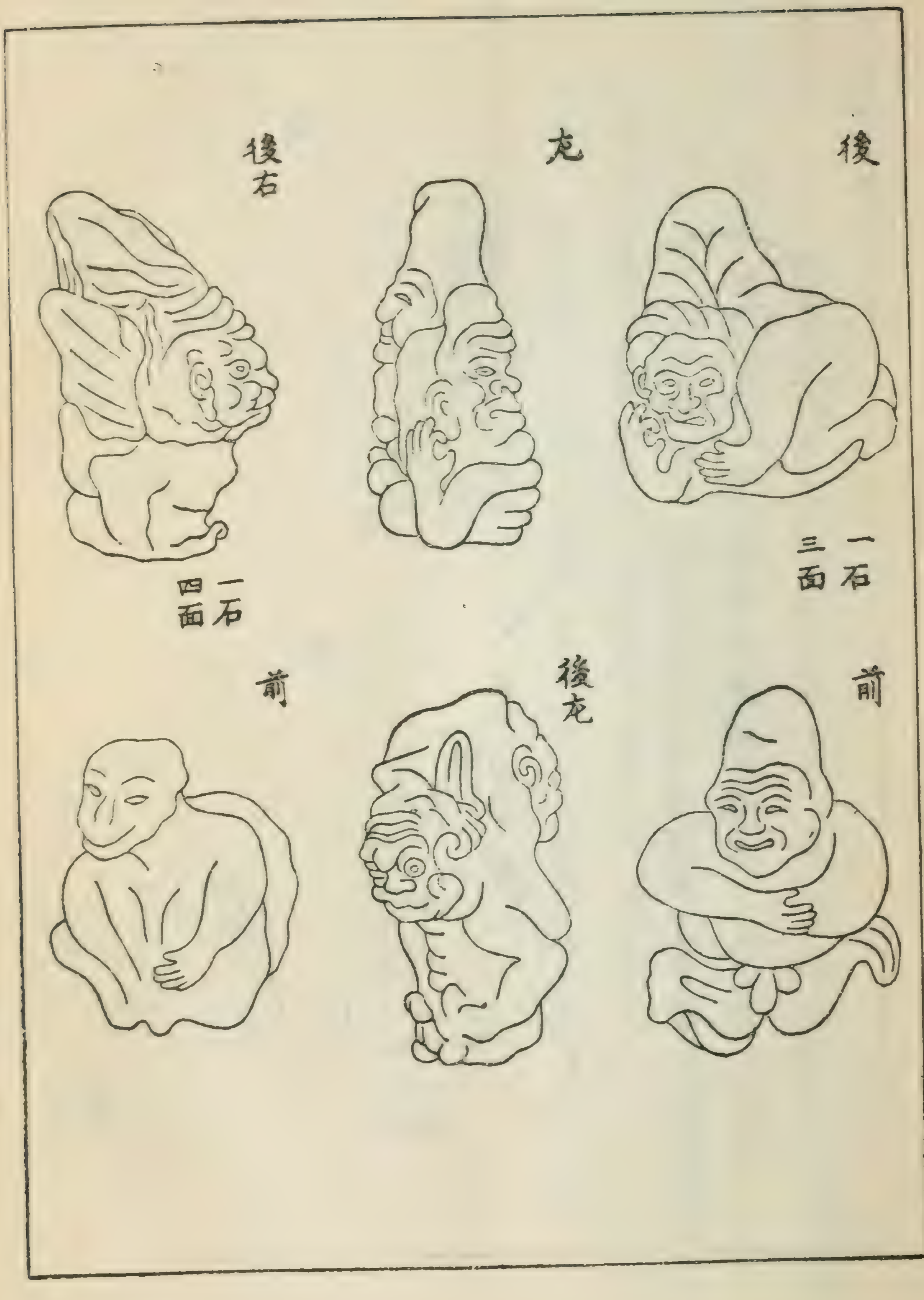

一條街
一條人家
石人

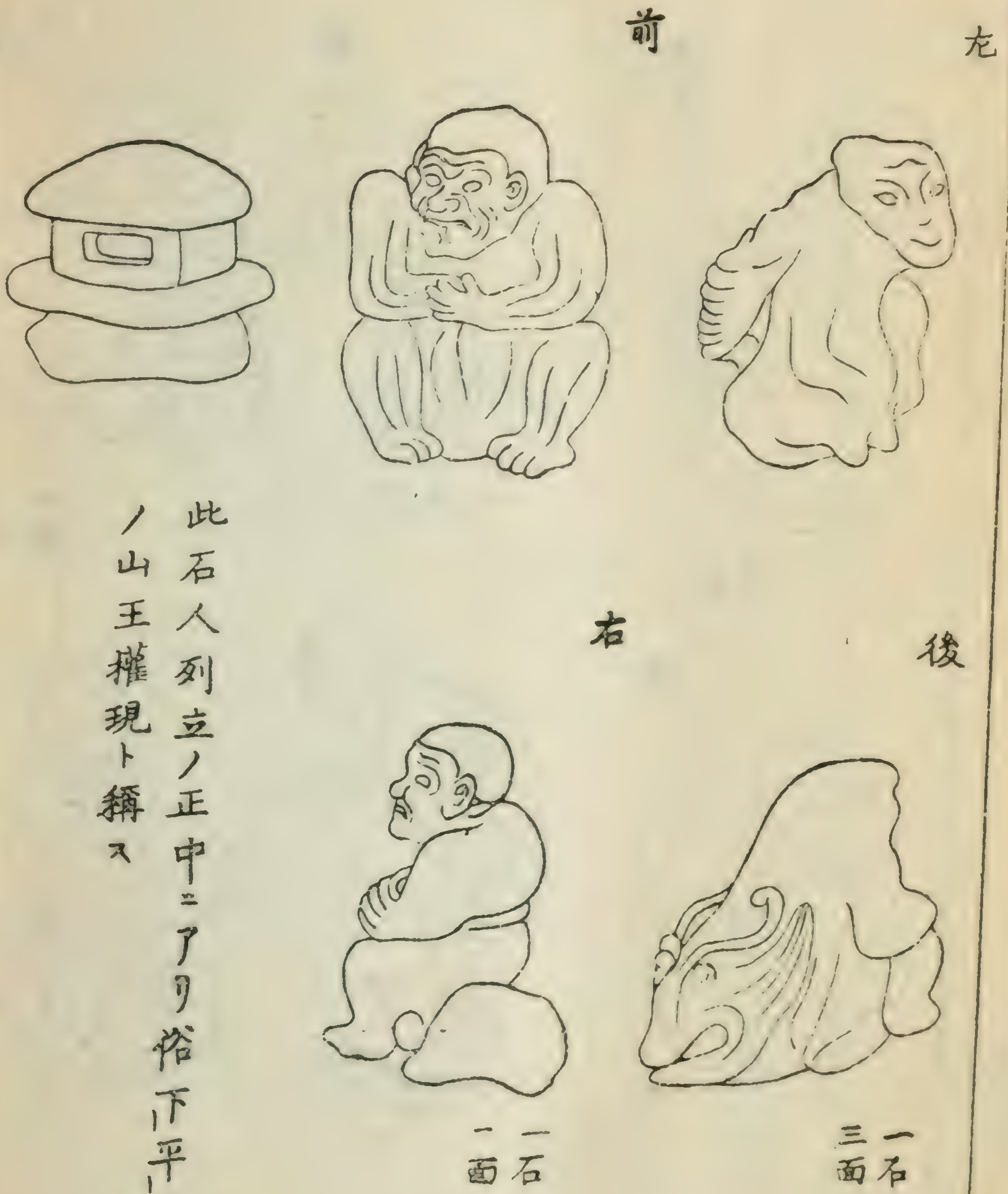

後
前
總高七尺五寸
面長一尺五分許
頭廻三尺九寸許
剝落
地上一尺七寸余

〔十二〕 石人

往年　欽明帝御陵ノ邊ノ田間ヨリ石人四軀ヲ掘出ス。一ハ一石三面、一ハ一石四面、一ハ一石三面、一ハ一石二面、後土人、此ヲ陵上ニ列ス。俗呼テ七福神ト稱ス。固ヨリ意義ナシ、亦其形製、何ノ意アルコトヲシラズ。或云、古昔石工ノ戲ニ鐫ル所ナラムト。或ハシカラム。




後
左
後右
一石三面
一石四面
前
後左
前

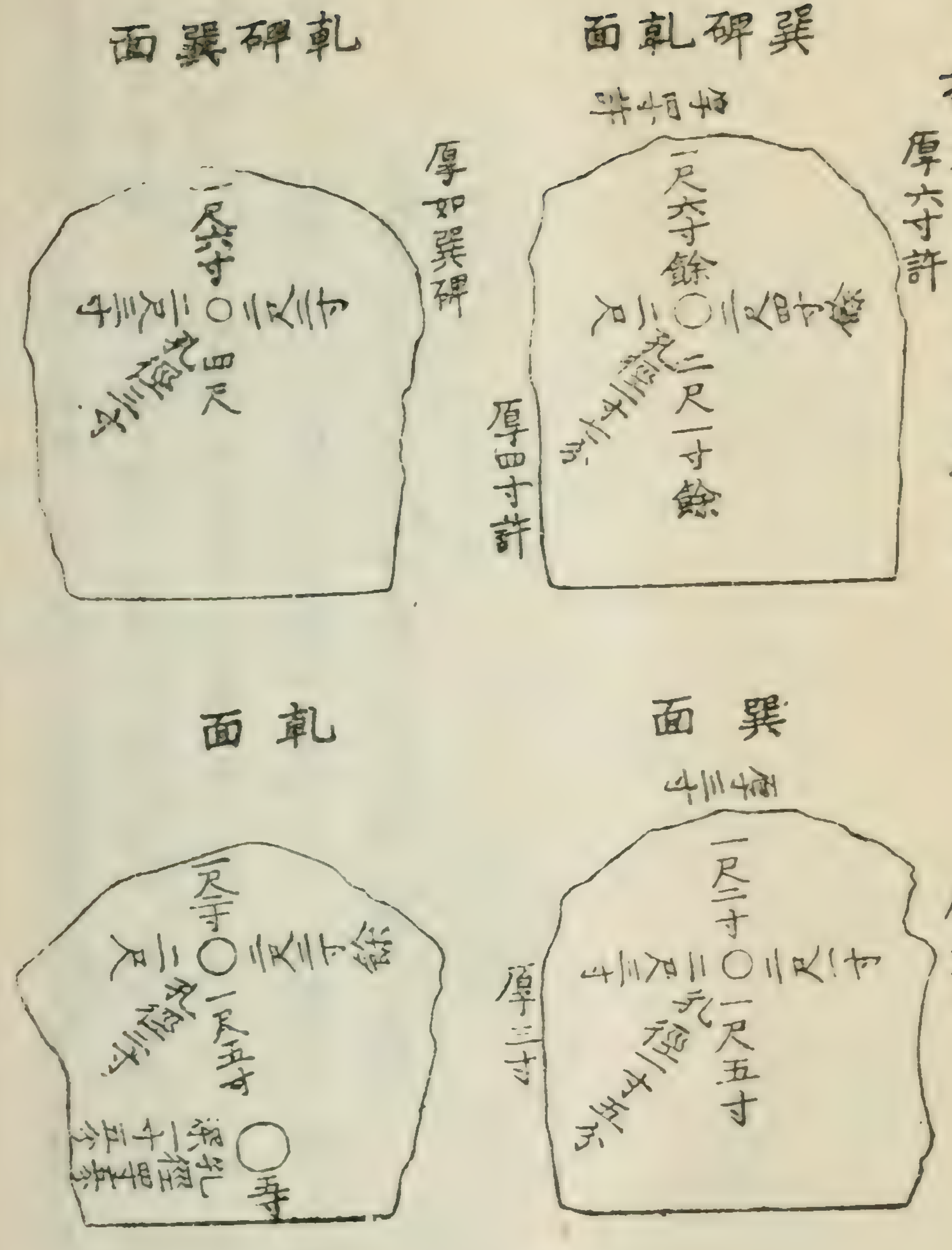


此石人列立ノ正中ニアリ俗下平田村ノ山王權現ト稱ス

〔十三〕碑

鶴林玉露云、古人立レ碑廟以繫レ牲、墓以下レ棺。厥後乃刻ニ歲月ヲ、或識ニ事始末ヲ。蓋亦因而文レ之耳。後世特立レ石以紀レ事述レ言、而謂ニ之碑銘ト。與レ古異矣。」國朝墳墓葬埋ノ制、孝德帝御宇以前定法ナシ。或ハ石室、石人、石馬ヲ設ケ、或ハ碑ヲ立ツ。皆西土ノ制ヲ用テ、我好ム所ニシタガフ。河內國安宿郡松岳山ハ、古昔船ノ史ノ塋域也。古墓三所猶存ス。其西ニ在ル者高九丈許、上ニ碑一枚ヲ立ツ。又幹、往年訪古ノタメ南遊ス。一石橋ヲ過ルニ、橋板一孔ヲ穿ツアリ。マサシク碑石也。何レノ時、何レノ墓ヨリ移シテ橋トナセシヤ。面背隻字ヲヱラズ。全ク下棺ニ用ル古制ニ倣フ者也。

松岳山古墓碑圖



此地、石板ノ如キ天然石アリ。二碑ノ材、此ヲ用ユ。孔ヲ穿ツノ外、斧鑿ノ痕ナシ。乾巽相對シ、相距三丈餘。〔割註〕嘗テ經過セシ石橋ニ架スル碑モ天然石也。

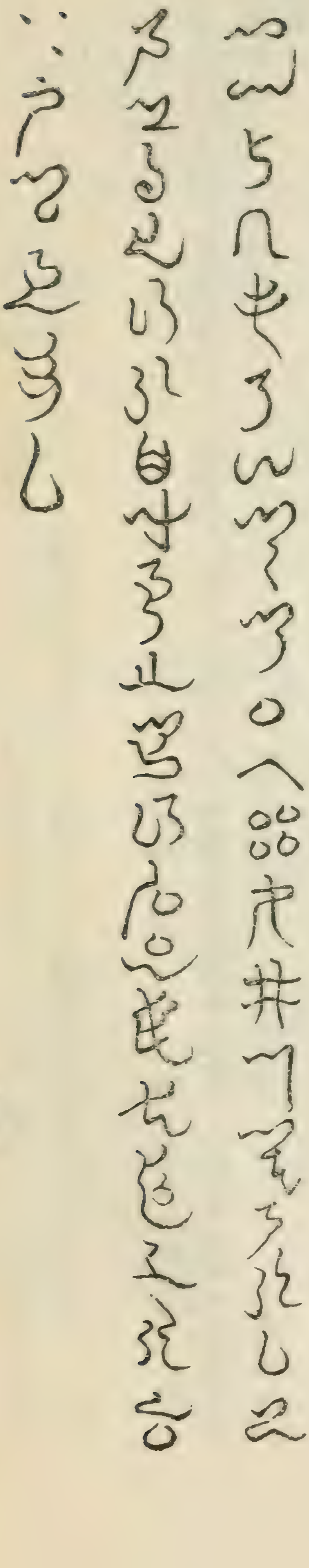
〔十四〕 淳化閣帖

淳化閣帖ハ歷代法帖之祖也。今其原刻、片楮半葉存スル者ナシ。余嘗テミル所ノ重摸六七種ニ及テ、精粗相伯仲ス。皆朱明以降刻ム所ナリ。其中、池無名藏本零本唐一帖大年甚珍賞ス。又賈似道ノ藏本ヲ以、重摸スル本アリ。余ミル所二種、一ハ活所那波氏藏本、一ハ一故家ノ藏本、零本一帖此本至テ精刻、活所氏ノ本ノ比スベキニ非ズ。此等ノ本ヲ以、原刻ノ精妙ヲ想像スベシ。因云、此間古來墨本ナシ。韓大年叔父顏魯公多寶塔感應碑ヲ刻ム。此始也。其後諸家刻ム所數種有トイヘドモ、其摸其刻皆精密ナラズ。今三十年來諸家其好ム所ヲ摸刻ス。精好西土後世ノ重摸ニ勝ル者多シ。大年、實ニ其鼻祖タリ。其家刻ノ如キ、皆咄々眞ニ逼ル。刻字匠モ亦、近來ヨリ其意ヲ得ル者アリ。

〔十五〕 古竹簡

古竹簡凡二十四枚、曲尺ヲ以度ルニ、長八寸許、廣五分餘、上下章ヲ穿ツ孔アリ。鐫所ノ篆奇古、古色掬スベシ。疑フベクモナキ漢前ノ物也。享保初年マデ、一村落ノ人家ノ醬坩ノ覆トナリテ存セシトゾ。詳ニ余ガ外祖考ノ手錄ニ見タリ。

〔十六〕 古文



右四十七字、原本鹿島神祠傳フル所ニシテ、世ニ寫シ傳テ神世ノ文字ト云。按ニ、此文字、八紘譯史ニ載ル所ノ、苗人ノ書ト絶テ相似タリ。決シテ苗書ヲ寫シ傳フル者ナラム。譯文アリ。論ズルニタラズ。

〔十七〕古本

世ニ傳ル古本日減シテ益コトナシ。足利學校ノ七經孟子、豐宮崎ノ尙書ノ如キ、實ニ奇世ノ珍ナリ。正平及明應印出ノ論語、其本、今スデニ得難シ。況ヤ寫本ヲヤ。予親クミル所ノ古本、一二左ニ錄ス。

尙書 全十三巻 豐宮崎文庫所藏

跋尾云

正和第一曆大呂廿五日、以家祕說授中生德既少人耳　明經得業生

詩經 全部

紙性手跡ヲ詳ニスルニ、七百年許ノ本ナラム。卷尾年號等ノ證スベキナシ。惜ムベシ。

又素本 全部二巻

正安年中寫ス所、一字ノ缺損ナシ。

論語疏 皇侃

紙性ヲ以考ルニ、八百餘年ノ本、每合縫朱記及花押アリテ、其字讀ベカラズ。惜ムベシ。

論語解 朱

古書卷ニ非レバ葉子也。而シテ此論語、嘉禎二年ノ本ニシテ冊子ナリ。

古文孝經 全一卷

卷尾云

永仁五年太歲丁酉二月廿九日宋錢塘無學老叟吳三叟道書畢

吳三叟、何人ナルコトヲ知ラズ。想フニ、宋末本邦ニ來リシ人ナラム。

又 全一巻

弘安二年九月十三日書寫之畢



右巻尾識ス所也。花押讀ベカラズ。後考ヲ俟。

御注孝經 殘缺

此本、往年一友人ノ家ニ於テ熟覽ス。按、天平寶字元年四月勅シテ、天下家ゴトニ、孝經一本ヲ藏メシメ テ、（事見ニ續日本紀ニ）今其本、片楮半葉存スルコトヲ聞ズ。然レドモ五六百年間ノ本猶存ス。御註ノ如キ貞觀二年十月、（詳ニ三代實錄ニ）鄭孔二註ノ外ニ此ヲ用テ、今古本ノ存スル者至テ尠シ。此本手蹟紙性ヲ詳ニスルニ、五六百年前ノ物ナラム。殘缺トイヘドモ珍重スベキ者也。

孟子 趙註、全七冊

書寫ノ年月ナシ。疑ハ五百年前寫ス所ナラム。巻尾明應及文龜年校合ノ記アリ。

又 全七冊

此本、巻末ニ篇序一篇アリ。主水正良賢眞人（藏冰軒文翁）至德三年講解ノ日改點云々、跋アリ。又嘉吉元年三位業忠（環翠軒宣翁）曾祖父翁（文翁）説ヲ以、男主水正宗賢ニ授ルノ跋アリ。幹、此古摸本ヲ藏ス。實ニ淸家累代ノ傳本アリ。

春秋左氏傳 第十

右左氏傳、傳云、賴業手澤ノ本ニシテ、菅在貫卿感得ノ一巻ナリト、其紙性及手蹟ヲ詳ニスルニ、九百年外ノ本ナラム。實ニ奇世ノ珍無價ノ寶ト云ベシ。按ニ、保延五年ハ賴業十八歳ノ時也。

點畢　頼業　花押
保延五年五月十八日受庭
訓畢　頼業　花押
應安二年十一月十二日於鄉市感得畢齋在貫

右四行、巻尾記ス所。

蒙求全一巻
　貞和已前ノ本

又

手跡紙色ヲ詳ニスルニ、七百年已上ノ本タル疑フベカラズ。其註、諸本ト合ズ。

〔十八〕　山口本

老人夜話曰、大内介ハ西國一ノ大名ナリシ。周防ノ山口ノ城ニ居ル。紙ヲ大明ヘ遣シ書物ヲ摺セテ取寄ケリ。今ニ至テ有リ。山口本トモ、大内本トモ云。」因テ云、大内家藏板ノ聚分韻略アリ。義隆家刻ノ跋アリ。其本、今稀ニ存ス。

〔十九〕　活字水鏡

御厨子所預ノ家所藏ノ水鏡、活字本也。其文、印板ノ水鏡ト大異同アリ。水鏡ノ原本ナラム。印板ノ水鏡ハ、後人猥ニ日本紀ニ據テ取捨シタル所有トミユ。

〔二十〕古刻柳韓文（俗稱翠ノ板）

祖在唐山福州境界
福建行省興化路莆田
縣仁德里甚室諌坊住人
俞良甫久住
日本京城阜近幾年勞
鹿至今喜成矣
歲次丁卯仲秋印題

右柳文卷末所レ鐫。按ニ、傳法正宗記活字卷尾云、「福建道、興化路、莆田縣、仁德里住人俞良甫、於ニ日本嵯峨ノ寓居ニ、憑ニ自己財物ニ、置レ板流行ス。謹題。」俞良甫何人ヲシラズ。此跋文ニ據レバ、京城阜ハ嵯峨ナラム。歲次丁卯ハ、寬永四年丁卯カ、後ノ考ヲ俟。

〔二十一〕活字神代紀

神代卷二冊、俗傳テ教板ト稱シ、元龜帝ノ刻マセ玉フト云アリ。正保帝ノ下鴨鴨脚某ヘ恩賜ノ本モ、此印本ナリ。今ニ其家ニ傳フ。簽ハ即 元龜帝ノ宸翰也。此活字ヲ以テ印出スル醫書アリ。稀ニ存ス。

〔二十二〕舊本家傳、（前後文無異同。略之。）

皇太子遷居于長津宮。猶聽海（俗本作水）表之軍政。時謂侍臣曰。傳聞。大唐有魏徵。高麗有蓋金。百濟有善仲。新羅有庾淳。各守一方。名振萬里。此皆當土俊傑。智略過人。以此數子。比朕內臣。當出跨下。何得抗衡。冬十一月天皇喪。至自朝倉宮。殯于飛鳥川原。（裏書曰。攝政五年八月葬。）十四年皇太子攝政。契濶早年。情好惟篤。義君臣。禮俱師友。出則同車並騎。入則接茵促膝。政尚蘭寬。化存仁惠。遂使德被寰中。威懷海外。是以三韓叙事。萬姓安寧。故高麗王贈內公書云。惟大臣仁風遠扇威德。遐覃宜王化於千年。揚芳

風於萬里。爲國棟梁。作民船橋。一國之所瞻仰。百姓之所企望。遙聞喜抃。馳慶良深。攝政六年春三俗本作三、月。遷都于近江國。五月〔割註〕俗本國下有七年二字。又五作正。皆非是。」皇太子即天皇位。是爲天命開別天皇。與書云、天智天皇。朝廷無事。遊覽是好。人無菜色。家有餘蓄。民咸稱太平之代。帝召群臣。置酒濱樓。酒酣極歡。於是皇太弟俗本皇太二字乙。非是下同。以長槍刺貫敷板。帝驚大怒。以將執害。大臣固諫帝即止之。皇太弟初忌大臣所遇之高。自茲以後殊親重之後。〔割註〕後下俗本有値壬申之亂五字。非是。」從芳野向東土歎曰。若使大臣生存。吾豈至於此。因哉人之所思。略此類也。即位二〔割註〕俗本無即位二字。」一作七。並非是。」年秋九月。新羅進調。大臣即付使東嚴。賜新羅上卿。庾信船一隻。或人諫之。大臣對曰。普天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣也。先此帝令大臣撰述禮儀。刊定律令。通天人之性。作朝廷之訓。大臣與時賢人。損益舊章。略爲條例。一崇敬愛之道。固一本作同止奸邪之路。理慎折獄。德洽好生。至於周之三典。漢之九篇。無以加焉。即位三俗本作二非是年冬十月。稍纒沈痾。遂至大漸。帝臨私第。親問所患。請命上帝求効。翌日而誓願無徵。病患彌重。即詔曰。若有所思。便可以聞。大臣對曰。臣既一本無既字不敏。敢當何言。但其葬事願用輕易。生則無益於軍國。死何勞於百姓。即臥復無言矣。帝哽咽悲不自勝。即時還宮。遣東宮及俗本作太非是。皇弟。就於其家詔曰。遠思前代。執政之臣。時時世世。非一二耳。而計勞校能。不足比公。非但朕寵汝身而已。後嗣帝王實惠汝子孫。不忘不遺。廣厚酬答。頃聞病重。朕意彌軫作。汝可得之任。仍授大織冠。以任太政大臣。改姓爲藤原。〔割註〕俗本原下有朝臣二字。非是。」姓氏錄曰。大織冠中臣連鎌子。天智八年賜藤原氏。男不比等。天武武(マヽ)十三年賜朝臣姓。」十日辛酉薨于淡海之第。時年五十有六。上哭之甚慟。廢朝五日。一作九日。甲子遣宗我舍人臣詔曰。太政大臣俗本作内大臣。某某下俗本有朝臣二字。非是。不期之間忽然薨謝。如何蒼天殲我良人。痛哉。悲哉。下略、家傳三本アリ。一俗本。一源元寬校本。一舊本也。コヽニ載スル所ノ千二十字ハ舊本ニシテ。餘ノ二本ト共文異同アリテ、實ニ其原本タル疑ベカラザル者也。讀者、コレヲ詳ニスベシ。

〔二十三〕 逸書

一搢紳家傳ル所ノ逸書一巻アリ。首尾裂テ書名傳ラズ。象棊首闕 似畫 詩 競馬 音樂 神樂 和歌
能書ノ篇ナリ。四百年許ノ書ナラム。

〔二十四〕 正保帝御點四子

或人ノ家藏ニ、帙ノ簽ニ、正保帝御讀書本ト題セシ四書一部朱註韓本、アリ。全部訓點宸筆ナリ。又年中行事
目錄一巻アリ。寶永大火ニ隻字存セズ。惜ベシ。嘆ズベシ。

〔二十五〕 四書 小學

臥雲日件錄云、寶德元年閏十月三日、竺華曰、吾翁大椿、筑紫人也。少年東遊、就ニ常州師ニ、學ニ四書五經ヲ。始學ニ孟子ニ」四書ノ名、始テミユ。小學ハ山崎闇齋門人ノ說ニ、先生小學ノ句讀ヲ印行セリ。其後、始テ集成渡シニ、朱子ノ本註アルヲ以、朱子ノ舊ニ復シテ印行セリトゾ。然ルニ撮壤集書籍ノ部、小學十巻、アレバ、集成ノコトナルコト知ベシ。撮壤集ハ、享祿三年脫藁ノ書也。

〔二十六〕 孟子

或人ノ隨筆ニ、古書毛詩、尙書、禮記、周易、左傳ヲ五經トス。此ニ周禮、儀禮、公穀二傳ヲ加テ九經トシ、又此ニ論語、孝經、老子、莊子ヲ加テ十三經ト稱ス。孟子ハ古來ヨリ用ルコトナシ。」幹按ニ、此說、活字拾芥鈔ニ依テ謬ル者也。老子、莊子、古本及印本拾芥鈔ニ、孟子、爾雅ニ作ル。國朝古來、老莊ノ二書ヲ經傳ニ加ルコトナシ。孟子ハ古來ヨリ用ユ。然レドモ所レ謂施行ノ書ニ非ズ。尺素往來曰、上略、先至經者、周易、尙書、毛詩、周禮、儀禮、一本無ニ儀禮ノ二字ー。禮記、春秋、論語、孝經、孟子、爾雅也。中略、清中二家之儒、傳ニ師說ニ而候ニ于侍讀ニ歟。」臥雲日件錄、文安三年五月五日、大外記業忠來訪。予曰、昔時ニ條攝政與ニ義堂ニ和漢。和亦用レ韻。時洪武韵府初來、將レ用レ此也。外記曰、某見ニ其和漢本ニ。因曰、吾朝用ニ漢土書ニ、必有ニ朝廷施行之命ニ。如ニ孟子ニ則未ニ施行ニ之書也。攝政公用ニ洪武韻府ニ、擬ニ施行ニ也。老人夜話曰、老人少年ノ時、洛中ニ四書ノ素讀教ユル人無レ之。公家ノ中山科殿知レリ。下略、幹按、山科殿ハ日野弘資卿也。

輯手錄曰、摘要、四書ハ正嘉ノ比始テ渡リタレドモ、其後、打ツヾキテモ渡ラズ。公私共ニ此ヲ用ヒシムルコトハ文祿以來也。按、尺素往來、孟子ヲ經ニ載テ、淸中兩家之儒、傳ニ師說ヲ而候ニ于侍讀ニトアレバ、朝廷此ヲ用ヒ給コト知ベシ。又四書ハ、文祿已來、公私共ニ此ヲ用ヒシムトアレバ、所レ謂施行スル者也。然レバ趙註ノ孟子ヲ施行ニ擬スベシ。又按、赤塚芸菴、舟橋賢忠卿ノ門人ニテ、明曆四年二月仙洞御所ニテ孟子ヲ講ズ。

〔二十七〕 活字年中行事

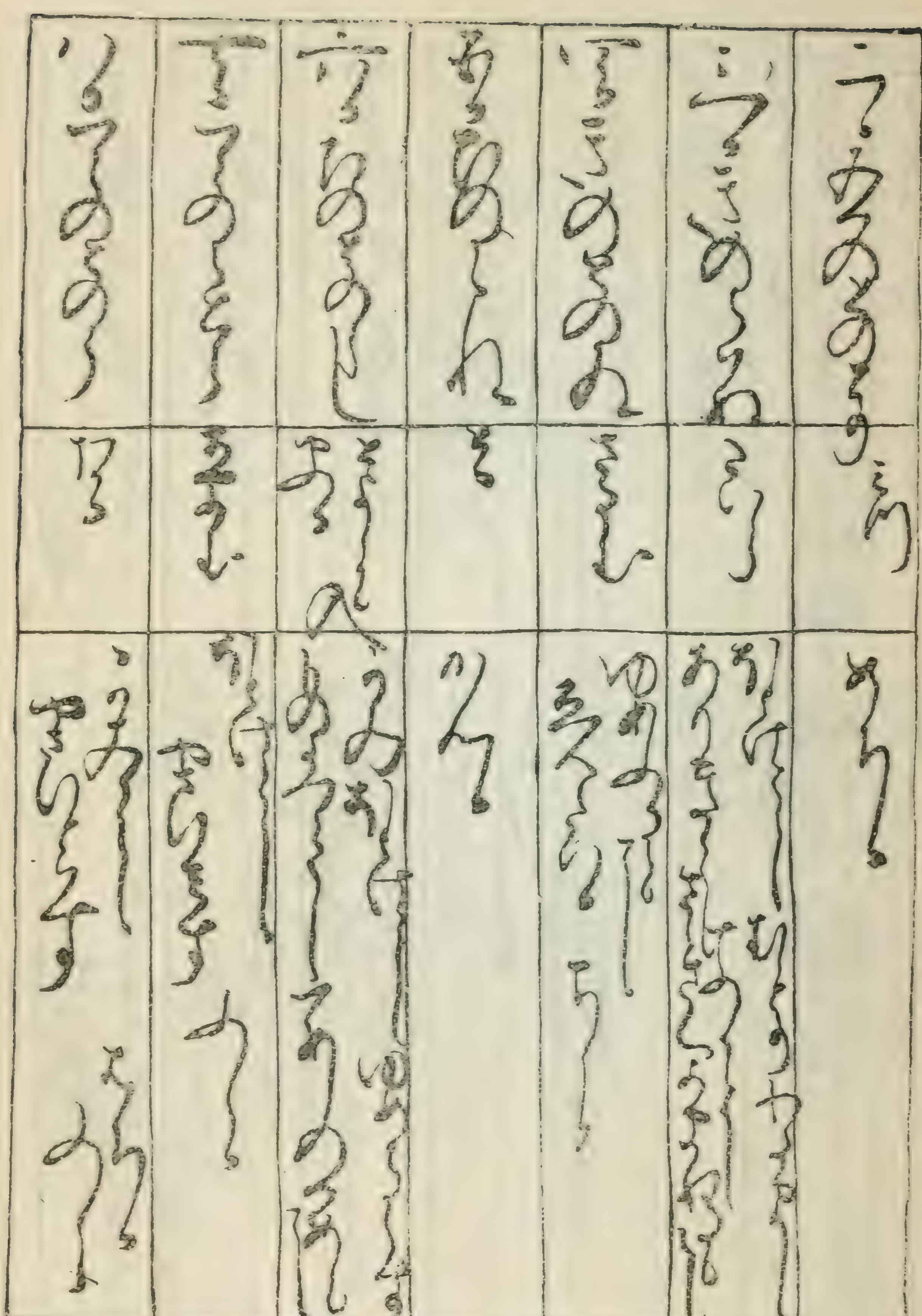
余嘗、十二月ノ末一葉ヲミルノミ。公事根元ノ活字モ、今存スルモノ至尠シ。

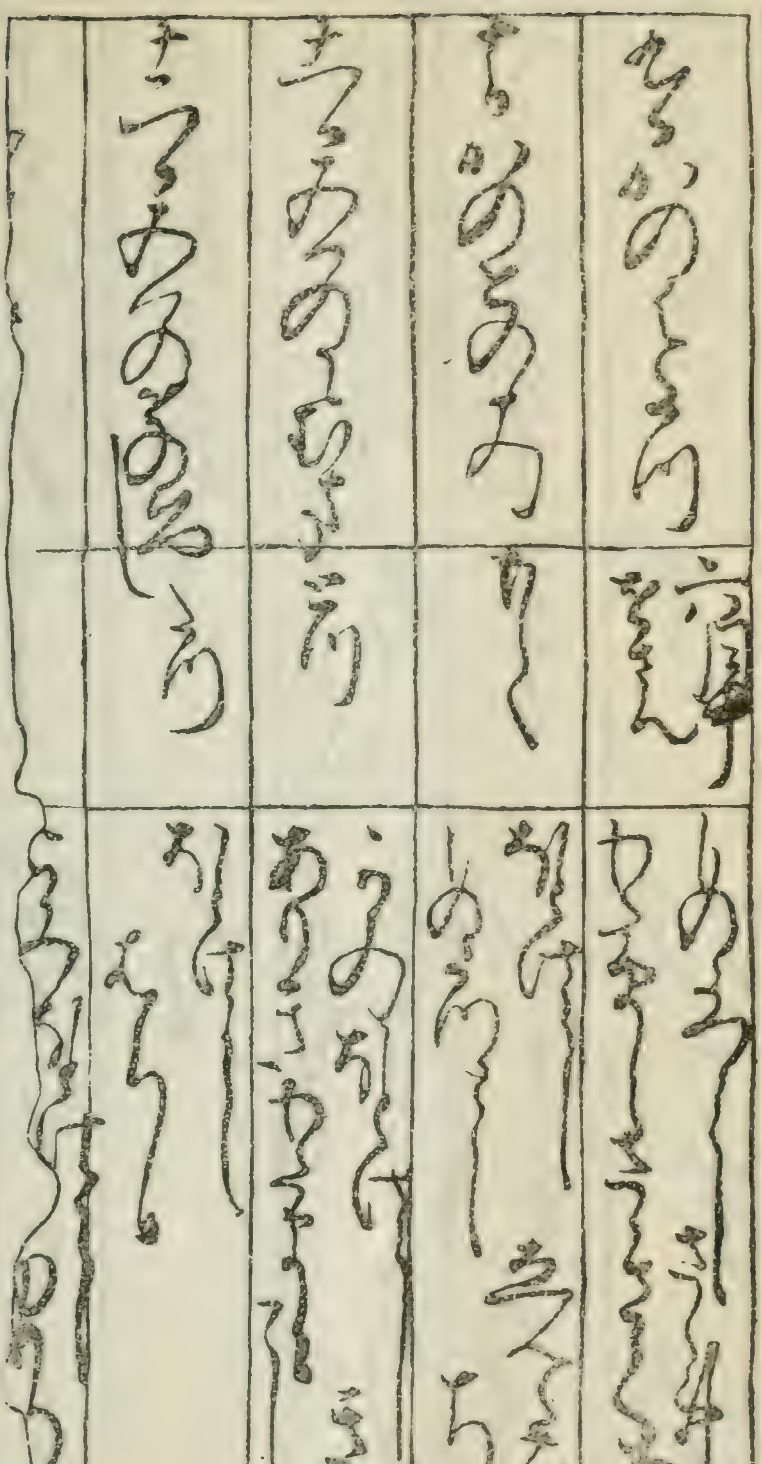
〔二十八〕 古曆本片假名活字

諸家ニ古曆ノ傳ル者、皆其註曆也ニ。國字曆ハ貞應二年癸未曆日アリ。長曆ヲ以考ルニ、月ノ奇隅異同（マヽ）アリ。其體中段ハ今ト同ジ。下段遠くゆかす、かみほとけよし、ゆめかたらすノ類、今ト同ジカラズ。但げふく元服はせん事八ノ類、當時古詞ノ存スルコトヲミルベシ。

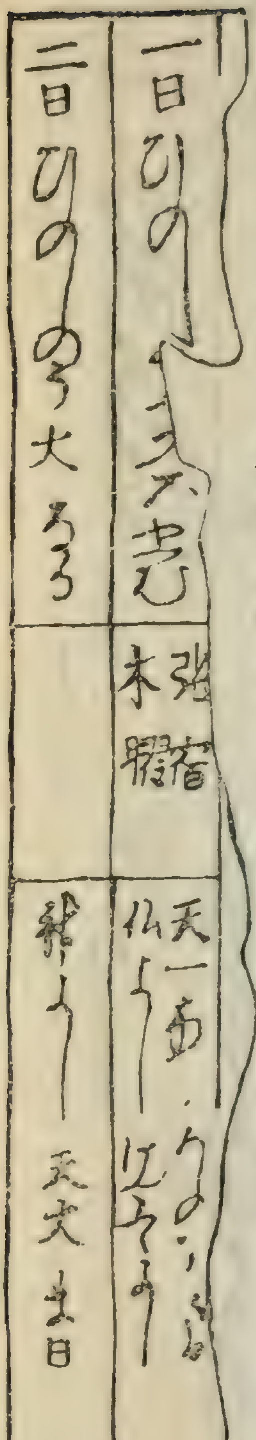


貞應二年癸未假名曆日



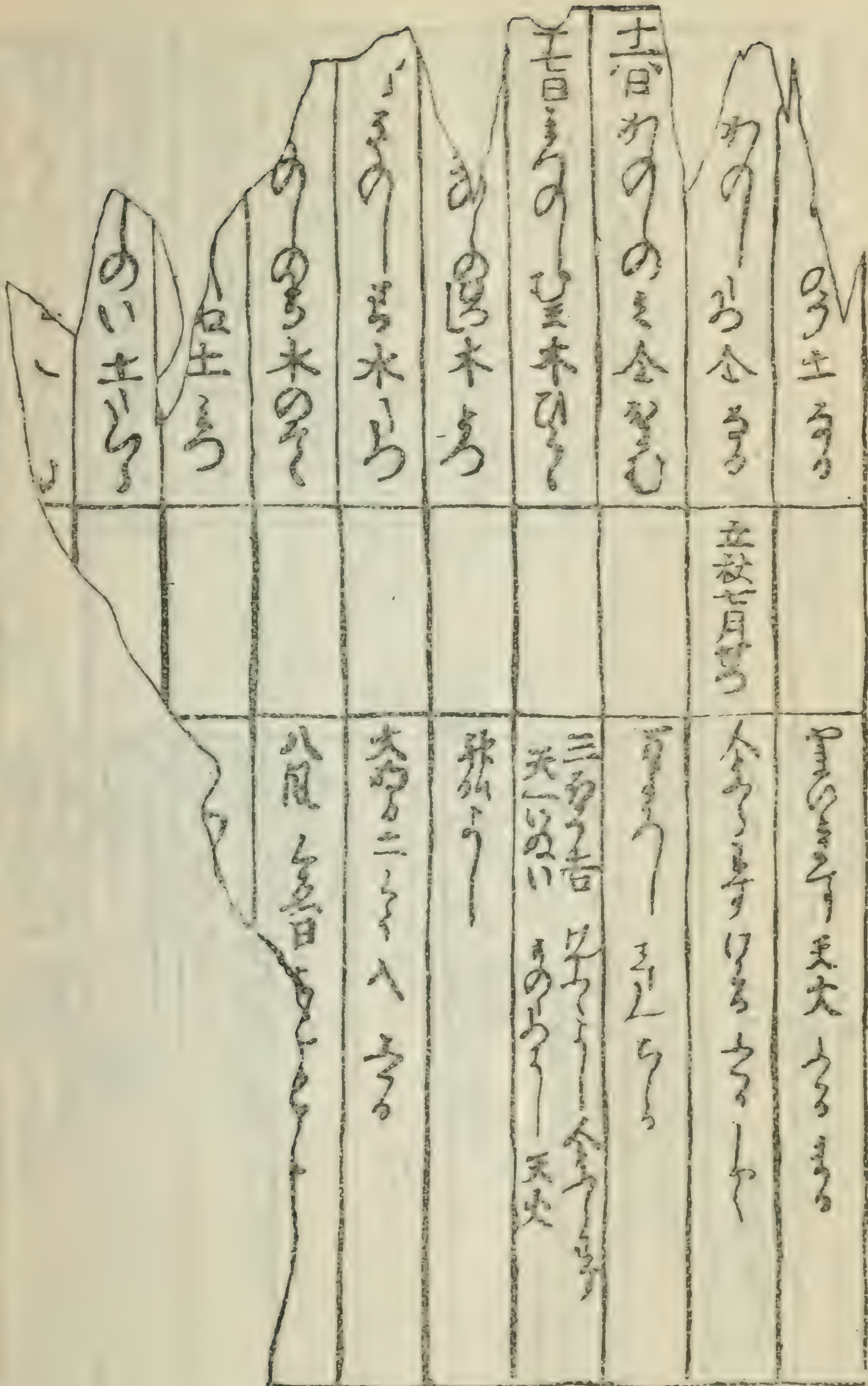


活字暦日　慶長元年六月



三日つちのえたつ木おさむ		やうひよし せまつる くゑ日よし [illegible]
四日つちのとのみ木ひらく		大[illegible] [illegible] よし [illegible] やまゐ [illegible]
五日かのえうま土とづ		○土らう入 八風 百[illegible]
六日かのとのひつじ土たつ		大[illegible] 三りん吉 天一天じやう
七日みづのえさる金のぞく		[illegible] まつる
八日みづのととり金みつ		[illegible] 日 [illegible]
九日きのえいぬ火たいら		百[illegible] 地火 [illegible]
十日きのとのゐ火さだむ		[illegible]
十一日ひのえね水とる		百[illegible] [illegible]
十二日ひのとのうし水やぶる		天[illegible] [illegible]
十三日つちのえとら土あやぶ		やまゐ [illegible] 土[illegible]

片假名暦日 延寶四年辰暦十月小



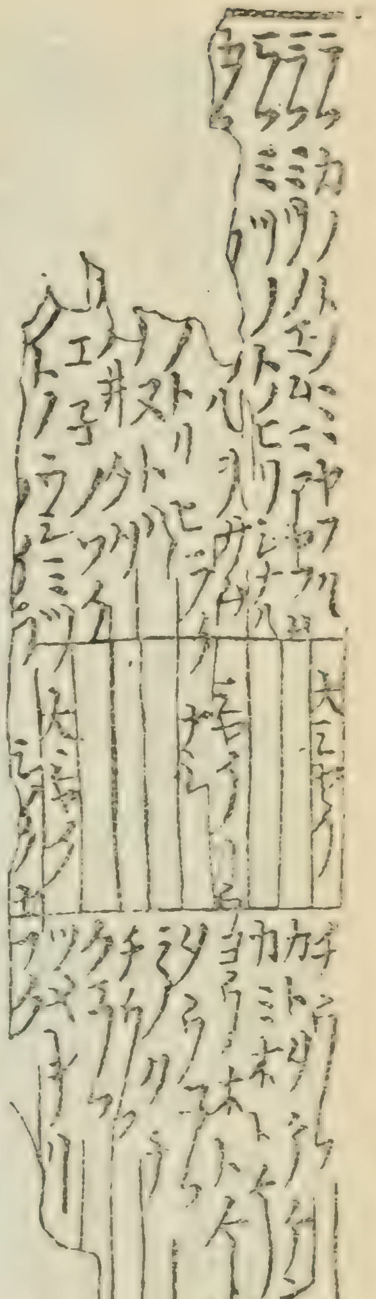
十月大 トラウミワミアリ

一らカノエイヌタツ
二らカノトヰノゾク
三らミヅノエ子ミツ
四らミヅノトウシタイラ
五らキノエトラサダム
六らキノトウトル
七らヒノエタツヤブル
八らヒノトミアヤフ
九らツチノエムマナル
十らツチノトヒツジヲサム
十一らカノエサルヒラク
十二らカノトトリトヅ
十三らミヅノエイヌタツ
十四らミヅノトヰノゾク
十五らキノエ子ミツ
十六らキノトウシタイラ
十七らヒノエトラサダム
十八らヒノトウトル
十九らツチノエタツヤブル
廿らツチノトミアヤフ
廿一らカノエムマナル
廿二らカノトヒツジヲサム
廿三らミヅノエサルヒラク
廿四らミヅノトトリトヅ
廿五らキノエイヌタツ
廿六らキノトヰノゾク
廿七らヒノエ子ミツ
廿八らヒノトウシタイラ
廿九らツチノエトラサダム
卅らツチノトウトル

十一月大 トラウミワ アリ

カノエツノトマ カミミネトクリ

五フク ハセン ミヌ大ミヤウ
ミヤウ
十月セツ 大ミヤウ
大ミヤウ
ヒ月ヌトハニ
十一月中 五フク ミヤウ



〔二十九〕　安南曆日

安南國ヲ大越ト號シ、曆ヲ欽授トイフ。嘗景治三年乙巳（皇國寛文五年也）ノ曆日ヲミルニ、月ノ奇偶國朝ノ曆日ト異同アリ。國朝十一月十七日冬至、安南曆十五日トス。

〔三十〕　曆日異同

年中行事祕鈔曰、永承三年五月二日、太宰府進二新羅曆一。與二本朝曆一無レ違。但十二月大小不レ同。〔割註〕按、當時高麗一統ニシテ新羅曆ト稱ス。考ル所ナシ。」〇古曆書曰、上略建仁年中、大外記賴業以レ金誂二遣唐使一渡二曆書一。號二宋開禧曆本一。吾朝用二宣明曆一。而以二此開禧曆一欲レ破二宣明曆一。於レ是曆博士等失レ色之處、開禧有二一日相違一。仍被レ捨レ之、〇貞應二年癸未曆八月大、長曆小、十月大、長曆小、十一月小、長曆大、〇日工集、應安七年甲寅三月四日、浴二于伊豆熱海一。蓋三島曆以二是日一爲二上巳節一。故作レ詩記レ之。」按、古昔曆法精シカラズシテ、此間ト異邦ト、奇偶一日ノ相違ノ類間アリ。日工集載ル所ノ如キハ、京曆ト三島曆トノ異同ナリ。長曆ニ據ニ、應安七年正月二月トモニ大ナリ。當年ノ三島曆、同ク正二月トモニ大トミユ。京曆正二兩月ノ間小アリテ、三島曆ノ三日、京曆ノ四日ナリシナラム。

〔三十一〕　書皮

書皮ノ古製、佛經ノ如キハ不レ一レバ證據トナシガタシ。經傳ノ古本用ル所、八九百年來ノ者、皆楮漆紙ナリ。書賈ノ所謂嘉縣標紙ナルモノ此ニ近シ。是元丁子煎汁ヲ以染タル體也。近古書皮蓮華カラクサノ紋アル者多シ。朝鮮ノ書皮ヲ摸スル者也。

〔三十二〕解文

延喜儀式曰、凡内外諸司解文、不得用薄紙。具記其字令分明、不得一行過十三四箇字。」余嘗テ、延喜中ノ解文數通ヲミルニ、行々字數式ノ如シ。其已前ノ解文、延暦以來ノ體ニシテ、一行字數十八九字ニ及ブ者アリ。按ニ解文モ、一定ノ書法アル者也。

〔三十三〕手印

嘉祥二年七月廿九日賣買佰姓家地券文

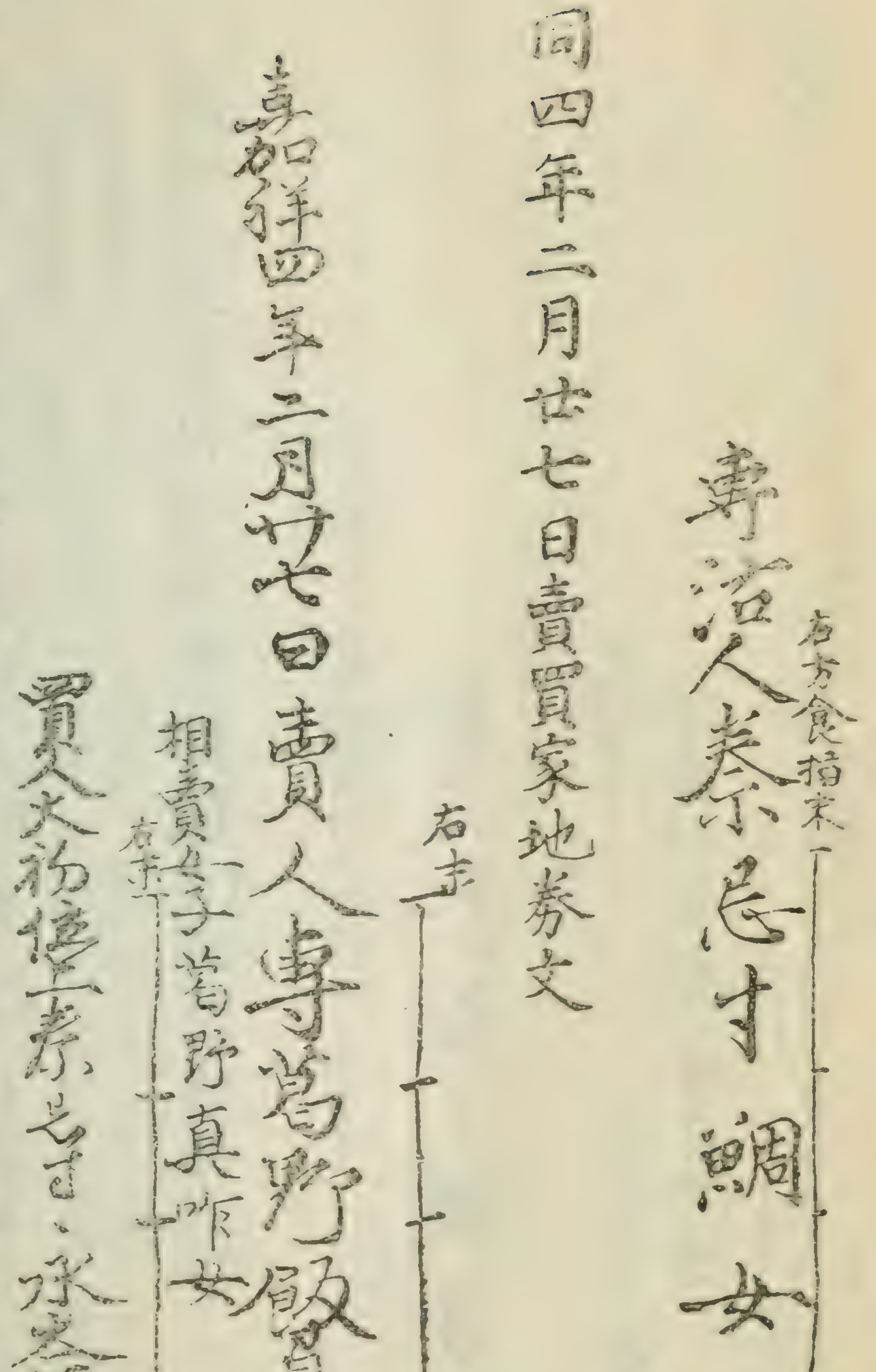
右指末 —— 本

賣人秦忌寸繩子

同十一月廿日賣買家地券文

右指末 —— 本

相賣[illegible]國[illegible]女


右方食指末
寡沼人秦忌寸鯛女
同四年二月廿七日賣買家地劵文
右方
嘉祥四年二月廿七日賣人専葛野阿自女
相賣姉子葛野真咋女
買人大初位上秦忌寸永岑

古昔文劵上ニ手掌ヲ印シテ證トセシヨリ、世俗、文劵ヲ手形ト云。其文劵、今稀ニ存ス。又婦女ノ押字スルコトアタハザル者ハ、指節ヲ姓名ノ右傍ニ寫ス。手形ノ一變ナリ。

〔三十四〕 回狀

俗ニ傳狀ヲ回狀、或回文〔割註〕北山鈔及江次第已下ノ書ニ散見ス。答書ノコトニ非ズ。」ト云。回ハ答書ニテ、フレデウニテハナシ。然ニ中古フレデウヲメグラシト云。タトヘバ使ノ廳ノ回ノ類也。使ノ廳ヨリノ答書ニテハナシ。使ノ廳ヨリノ傳狀ナリ。回ノ字ニ意ナシ。タヾ、メグラスト云辭也。小野宮年中行事ニ、

藏人頭奉レ仰差ニ内竪ヲ令ノ御ニ廻可レ参文人等ニ。又源氏物語ニ、俄ニメグラシ仰セタマヒテト云モ是也。

〔三十五〕 花押

東寺ノ一子院ニシテ、古文書數通ヲ展翫ス。天祿二年ノ田券ニ、花押一通ヲ副畢ヌノ語アリ。按ニ、唐國史補ニ、宰相判ニ四方之事ヲ有ニ堂案。處ニ分百司ヲ有ニ堂帖。不次押名曰ニ花押。下略、此ニ據バ、花押ハ文書ノ名ナルコト知ベシ。

〔三十六〕 手繼

弘長元年三月六日、沽却家地ノ券云、手繼八枚也。又文保二年七月家地券ニ、本券手繼燒亡既畢。仍立新券文請在地署判云々。手繼解スベカラズ。近日建武二年乙亥八月ノ田券ヲミルニ云、右件田地者、僧慶寛相傳之私領也。然依レ有ニ要用ニ、直錢充ニ于拾參貫文ニ、相ニ副手繼貳通ニ、限ニ永代ニ所レ奉レ賣ニ渡大進阿闍梨御房ニ實正也。下略、此券ニ、手繼二通トアルヲ以ミレバ、券文ノ類ニシテ、文書ノ名ナルコト知ベシ。

〔三十七〕 料紙 車雙紙

任ニ仰旨ニ粗注ニ進之ニ。眞習者料レ紙竹等結ニ和毛強筆ニ可レ書レ之行習結ニ和毛和筆ニ時以レ如レ針可レ書之草習結ニ兎毛和筆ニ不レ料レ紙可レ書レ之砂草書梵字等可レ習者喩筆勢與ニ意態ニ不レ異愼禪事故云々手習初心之時以ニ車雙紙ニ爲ニ第一ニ也都自ニ一字ニ能習ニ千字ニ愚習事也喩自ニ強力一人ニ弱輩萬人勝様ニ一字能力ニ千字不レ被レ書愚習以ニ千字力ニ無レ不レ被レ書ニ一字ニ也以ニ此趣ニ可レ有ニ御心得ニ候恐々謹言

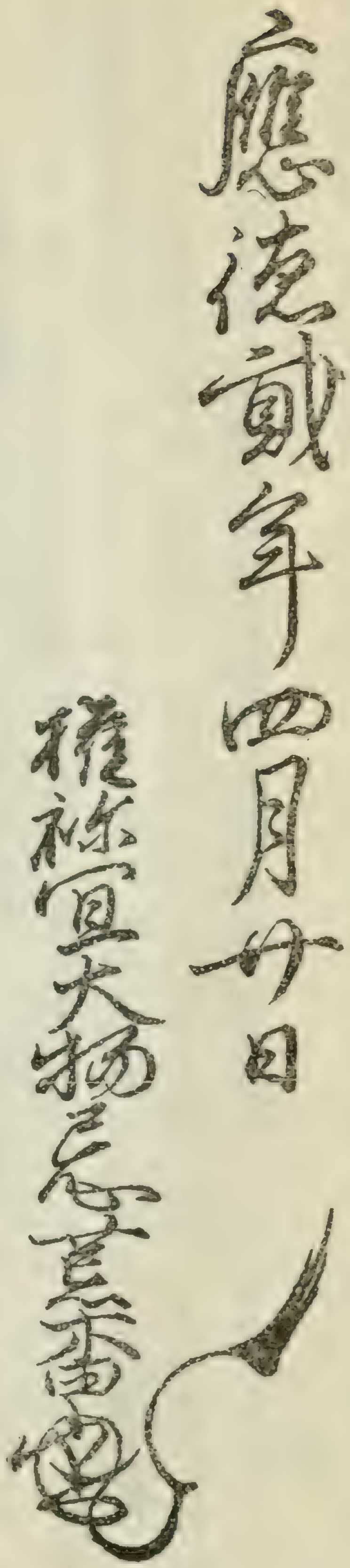
十月四日　　行能

行能卿眞蹟復書草藁一通、行草書、紙縱四寸五分、横七寸六分、或人ノ所藏ニシテ、乙卯春日一友人ノ家ニシテ熟覽ス、世尊寺家學書ノ要領タルベキ者也。文中ニ、所レ謂料紙ハ熟紙、不料紙ハ生紙、今料紙ト云ト其義同ジカラズ。竹ハ筆ノ省。時ハ筆尖砂、草書ハ假名、車雙紙ハ倣紙ナリ。其製今猶存ス。年、四十年前建仁寺ノ家ニシテ、古書牘五六行ノ破片ヲ諸友ト同觀ス。鑒裁家云、行能ノ書ト座間ノ人、皆信

ゼズ。今此復書ヲミルニ、實ニ一手ニ出ル者也。

〔三十八〕 飛白花押

古人花押ニ間、飛白書ノ者アリ。近日、古解文ヲミルニ、花押飛白ヲ用ユ。



〔三十九〕 梵字花押

延喜中ノ田券連署ノ中、梵字ノ花押ヲ用ルアリ。疑クハ僧ナラム。年月日及名魚食惜ムベシ。



〔四十〕 牛王

佛刹ノ牛王ノ札、王印二字點有テ珠玉ノ狀ヲナス。何ノ意義アルコトヲシラズ。一日、或人藏ル所ノ古牛王ノ札ヲミル。其紙色ヲ審ニスルニ、五六百年ノ者ナラム。又近日、福田寺ノ牛王札ヲミル、文明中書ク所也。其書體同樣ナリ。其珠玉狀ノ點ハ、飛白書ヨリ變ジテ然ルコトヲ知ル。

〔四十一〕 唐人眞蹟

嘗テ長壽（則天武氏僞號）、三年雍州長安縣李元惠寫ス所ノ佛經ヲミル。小楷端好愛スベシ。古本ノ佛經ニ、紙ハ西土ノ紙ニシテ、其書、和漢辨ジガタキ者アリ。品目家ハ多ク此間ノ書トス。然ルヲ李元惠ノ書ヲ以考レバ、皆西土ノ書ナルコトヲ知ベシ。

〔四十二〕 省畫

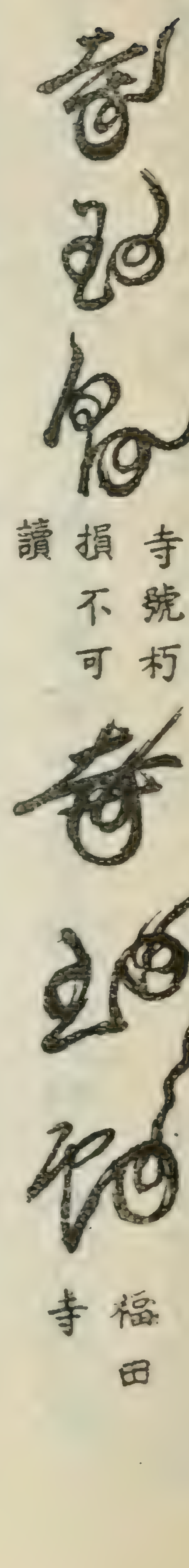
往年一名刹所傳ノ寛平二年ノ民部省ノ牒ヲ觀ル。省ノ字、皆日ニ从フ。又正安年中寫ス所ノ詩經胤ノ字、消ニ作ル。皆御名ヲ避テ畫ヲ省ク者也。或云、此間古昔省畫ノコトナシト、幹ハ信ゼズ。又古本ノ論語久、省テクニ作ルアリ。疑ハ寶治、正元間ニ寫ス所ナラム。

〔四十三〕 委倭和通用

説文云、倭、从レ人委聲、於爲切。玉篇云、倭烏禾切。續日本紀云、天平九年十二月、改ニ大倭國一爲ニ大養德國一。十九年三月、依レ舊爲ニ大倭國一。天平寶字元年改爲ニ大和國一。按、法隆寺所藏法華經義疏題下、大委國ニ作ル。醍醐地藏院傳ル所ノ古記亦、大委國ニ作ル。

〔四十四〕 藤字

藤字、光明皇后寫經跋作レ滕。从糸、多賀城碑似レ从レ禾。興福寺南圓堂銅燈臺銘从レ小。古印章二面从レ木。道澄寺鐘銘从レ禾。又从レ木。古本延喜式从レ水、又从レ力、按、西人所レ書亦一ナラス。从レ糸、从レ幺、从レ木、



从レ心、从レ、、从レ小ニ

〔四十五〕 六立習

古書ノ註字ニ、六、立、習ノ三字ヲ用ユ。六立ハ並ニ音ノ字ノ略也。習ハ摺ノ略ニシテ摺本也。摺本ハ印本ナリ。東鑑ニ、寛元二年六月三日、於ニ大殿一御方ニ被レ供ニ養百部法華經一。並是所レ被レ加ニ後鳥羽院御追福一也。形木則以ニ彼敕筆一被レ習レ之。」以明證トスベシ。一說云、摺本ハ、俗ニ云折本ナリト、猶考フベシ。

〔四十六〕 片假名

片假名何ノ時ヨリ今ノ字ニ定リシヤ字體一キラハシカラス古體ハヲイ伊 ヲホ保 禾ワ和 与ヨ與 ホレ礼 ホ子禰 レム氷 了ノ乃 ヽキ㡬 チテ天 刀ミ身 尸ミ民 七サ左 レヒ比 爪ス爪ノ類昔人用ル所往々此ノ如シ然ニ示レ示チ同字ヲ用ヒ又禾ワノ字形モ似タリアミアニ混シムレヒレニ混ス因テ云古昔書籍ノ訓點ノ如キ諸家ノ點圖ニ一ジフルニ此ノ如キ假名ヲ用ヒテ各自讀法アリ故ニ讀

易キ書モ輙クヨミガタシ但此ヲ迂遠ナリトテ概ノ棄ル者ハ去告朔之餼羊也又古ヲ慕テ是非此ヲ用ントスルハ生乎今之世反古之道ト云ベシ

〔四十七〕 周尺

周尺ノ長短、諸家ノ説紛々トシテ一定セズ。伯耆守近家宿禰ノ説ハ、曲尺ノ六寸六分五厘弱ヲ、周尺ノ一尺トス。是樂家傳來ノ説ニテ據アル者トミユ。詳ニ下文ニ見タリ。

〔四十八〕 晉前尺

近家宿禰云、以ニ曲尺六寸六分五厘弱一爲ニ周尺一尺ト、以ニ周尺一尺二寸ヲ爲ニ古尺一尺ト。是古來所レ傳之秘説也。幹按、古尺ハ即晉前尺也。余嘗、古錢〔割註〕元狩五年鑄五銖錢、鍾官赤側錢、太貨六銖錢、常平五銖錢、布泉錢、五行大布錢、白錢、五銖錢、已上眞正大樣者。〕ヲ以、晉前尺ヲ起ス。一尺、曲尺ノ八寸許ナリ。國朝制養老以前、晉前尺ヲ用ユ。器用ノ寸法皆此ニヨル、此間ノ古印章モ間、考ニ備フベキ者アリ。古法帖載ル所ノ古璽亦一證トスベシ。近家宿禰ノ説、實ニ傳ル所アルコトヲ知ル。

〔四十九〕 小尺

一故家傳ル所ノ古尺、以レ竹造レ之。實ニ千年ノ古色アリト云。近光宿禰嘗テ摸造ス。今ノ小尺即曲尺。ニ短キ二厘許也。按ニ、上文ニ所謂周尺ノ一尺二寸、古尺ノ一尺曲尺ノ八寸弱、ナル者ト、毫忽ノ長短ナシ。

〔五十〕 古尺

近事中、伏見ニ塗師アリ。田中某ト云。塗徒、古銅尺ヲ以、書鎭トスル者アリ。其尺、和漢辨ズベカラズ。古色蒼然愛スベシ。其家、久ク藏ル所ト云。曲尺ヲ以ハカルニ、八寸七分五厘ヲ一尺トス。何等ノ尺ナルコト。

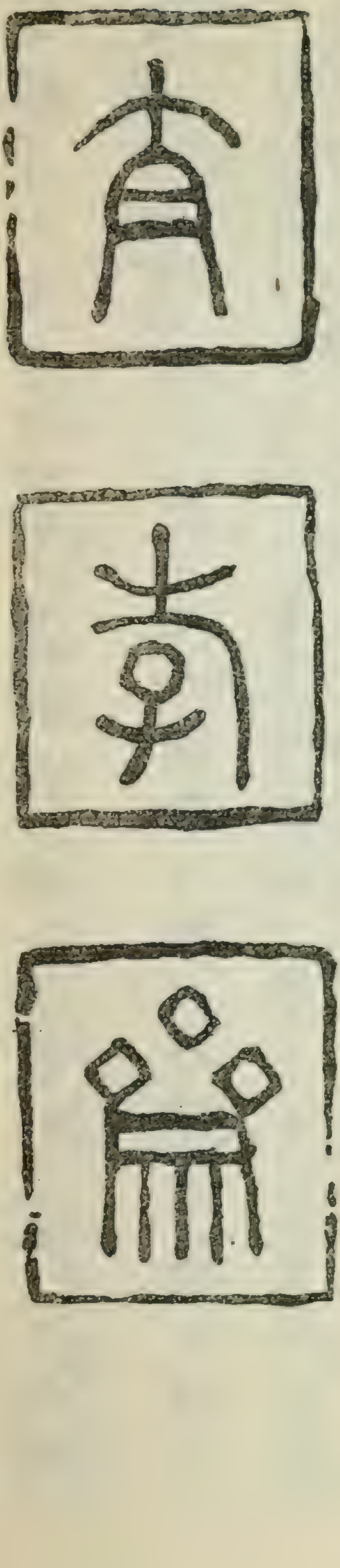
シラズ。後ノ考ヲ俟。

〔五十一〕弓

鶴林玉露ニ、荊公詩云、臥占ニ寬閒ヲ五百弓。蓋佛家以ニ四肘ヲ爲レ弓。肘一尺八寸、四肘蓋七尺二寸、其說出ニ譯梵ニ。弓ハ丈尺ノ名ニシテ七尺二寸ヲ云。古來此ヲ以、ユミノ長七尺二寸ト云說アリ。〔割註〕江次第鈔曰、俱舍四肘爲弓量、一肘一尺八寸、四肘七尺二寸爲弓量。多羅葉長七尺二寸。四肘ヲ爲ニ弓量ト云ヨリ誤タル者ナリ　旦所謂七尺二寸、何ノ尺ヲ以テハカランヤ。又弓ヲタラシト云ハ、多羅葉ノ長ヨリ名クト、此類、古代ヨリノ說ナレドモ信用スベカラズ。弓ヲヲンタラシト稱スルコトハ、古書ニ明說アリ。此ニ贅セズ。

〔五十二〕古升

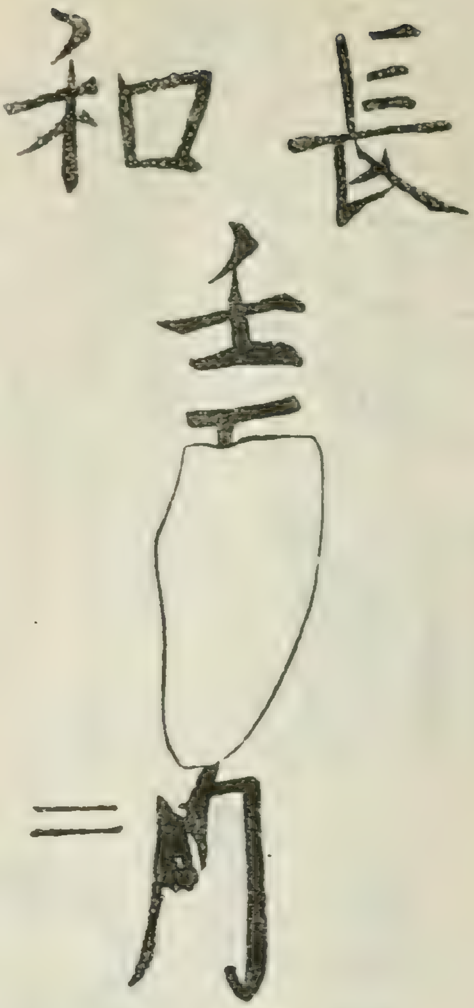
神戶氏傳ヘシ民部省厨升、受ル所山科升ト同。實ニ古制ノ考フベキ者也。寶永ノ火ニ燒失ス、惜ベシ。又古升ニ、宣字烙印ノ者アリ。疑ハ所レ謂宣旨升ナラム。又古斗深一寸五分、徑一寸八分五厘ノ者有リ、用ル所ノ烙印、太孝齋ノ三字ナリ。年世後考ヲ俟。



〔五十三〕又

二十年前一大斗ヲミル、二升四合許ヲ受ク。蓋山科斗ノ三升斗ナラム、年世ノ考フベキナシ。惜ベシ。

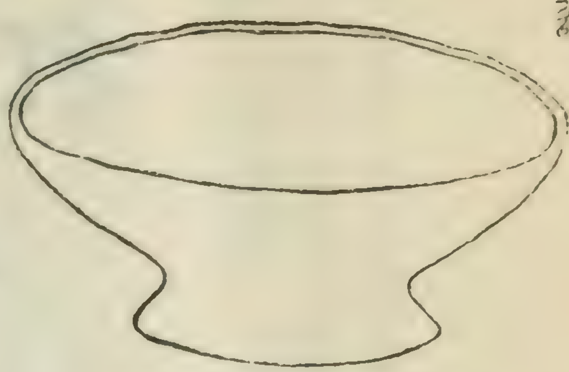
又長和元年壬子造ル所ノ斗アリ。一升六合許ヲ受ク。蓋山科斗（マス）ノ二升斗ナラム。皆當時ノ大斗也。底板ニ、長和壬子□月ノ數字ヲ鐫ル。又四面ニ納世寶ノ三字及ヽヽヲ墨書ス。長和中ノ書ニハ非ルベシ。ヽヽ何ノ意ヲシラズ。後ノ考ヲ俟。



〔五十四〕　上世食器

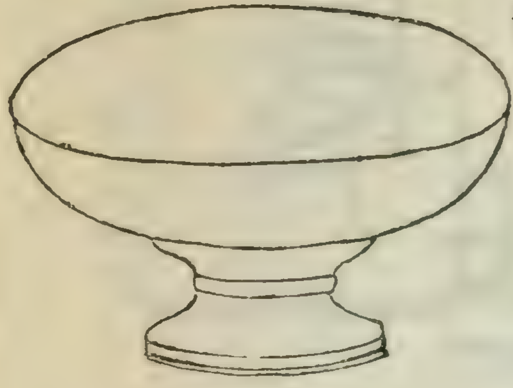
古昔ヨリ上世ノ飯碗ト稱スル古瓦器アリ。又其形ニ似タル古木器アリ。其製、至テ質素漆ヲツケズ。松尾社今猶、供神ノ飯器トス。又浮屠氏飮食器トシテ供佛ノ銅器アリ。其形亦、此ニ遠カラズ。

瓦器



圓徑三寸五分厚二分五厘高二寸七分足高一寸在其中圏足徑三寸

銅器



圓徑四寸二分高二寸三分五厘圏足徑二寸五分厚四分

木器



圓徑五寸七分厚二分深一寸二分高二寸五分足高九分在其中圏足徑三寸七分

圏足銘

知足院　常行堂

元永二年　六口之内

〔五十五〕クツ形ノ餅

年始ニ竈神ニ供ズルクツガタノ餅、何ノ比ヨリノ物ニヤ。文明中ノ記ニ、スデニ其名アリ。今製スル所、其形楕圓ニシテ長シ。按ニ、世俗間竈神ニ供ズルニ黄金餅(コガネモチ)ト云有。此一變スル者ナラム。又畫所預家、古來ヨリクツガタノ餅ト云ヲ竈神ニ供ズ。其形同ジカラズ。

〔五十六〕ハクムカシ

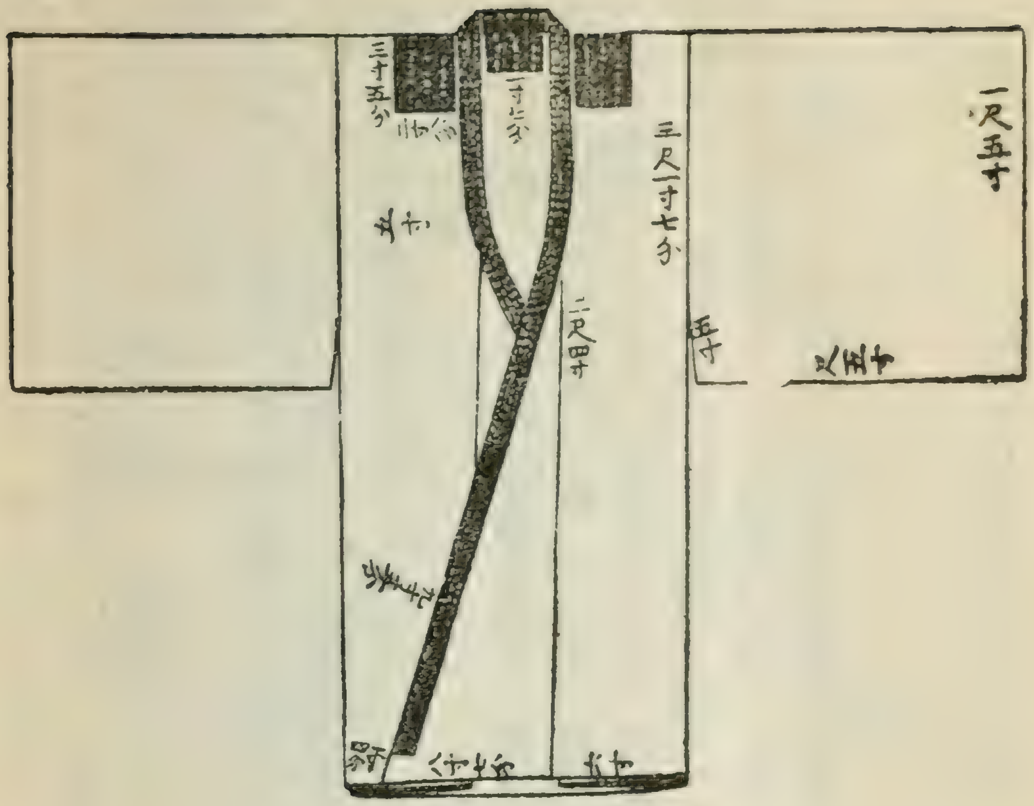
古茶書ニ、ハクムカシト云茶ノ名アリ。余按ルニ、散牙(ハタムカシ)ハ茶ノ名品ナレバ、若散ノ字ヲ分テ支昔(ハクムカシ)ト讀テ、上品ノ茶ノ名トセシカ。又今、初昔ト云ハ、若支昔ノ誤リカ。廿一日ヨリ前ヲハツト云コト、其意通ゼズ。然ルニ後昔ハ初昔ヨリ名ケシナラム。

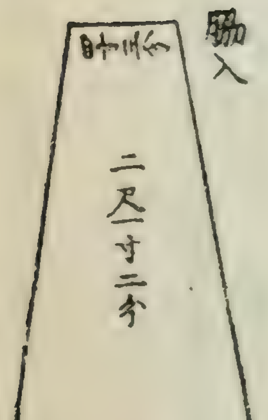
〔五十七〕十德

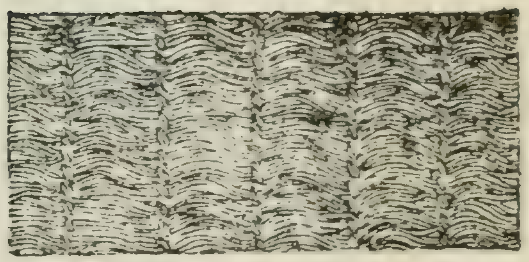
一故家ニ古十德ヲ藏ム。松田丹後守貞秀遺物也。寶永ノ火災ニカヽル。惜ムベシ。其製、苔布ヲ以造ル。大尺ヲ以度ルニ、身長三尺、後一幅、廣一尺四寸、襟廣一寸八分、大頸廣下八寸、袖廣一尺五寸、打タレ二尺一寸、裄下襞積長一尺九寸、廣上四寸、下一尺、其製、縫腋ノ入襴ノ如シ。帶平絹廣二寸、長結頭ヨリキレテ知ベカラズ。蓋十德ハ古昔貴賤通用ノ服ニシテ、今絶テ見ズ聞セ〔割註〕按、古ク傳ハル十德ノヒナガタアリ。疑ハ僧衣ナラム。又宗悟一冊ニ、十德ノコトミエタリ。裁縫考フベカラズ。又今世俗ニ用ル所ノ十德、何ノ比ノモノニヤ。誤テ僧服ト心得タル人アリ。又輿丁ノ着ル十德、其原始、考ル所ナシ。

〔五十八〕アミ衣

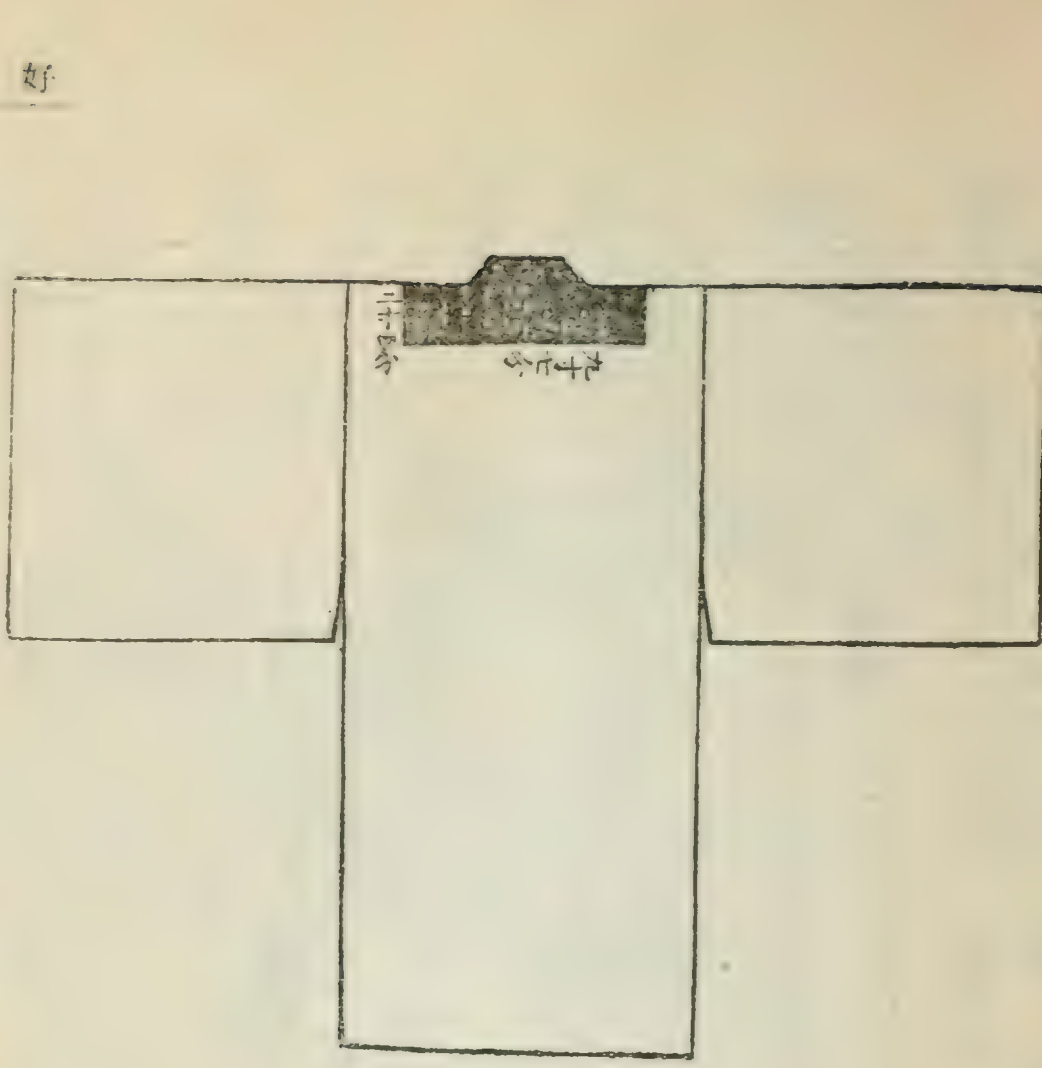
佛家ニアミ衣ト云服アリ。麻絲ヲ以編タル如ク、裁縫ハ十德ニ同ジ。但、其異ナル所ハ肩ヌキト襟ノ長キトノミ。







麻縁ヲ編タル圖



幹竊按、褄衣和名鈔引唐韻云、褄音催、和名不知古呂毛。喪服也〔〕河海鈔云、服者着衣也。〇拾遺和歌集、藤衣織ケル絲ハ水ナレヤ濡ハ勝レト乾クトモナシ 貫之、〇明星鈔云、本義ハ藤皮ニテ織レル布也〔〕御厨子所預宗恒朝臣手冊引或鈔云、褄衣喪服也、此制不レ知ニ何代始一、藤皮ヲ打和以レ麻編タニ如ク仁織天造レ之、稱ニ藤衣一トモ麻ノ類ニテモ造ル。〔割註〕宗恒按、此說、外ニ無ニ所見一裁縫ノ體可レ尋。〇幹按、無題號源氏物語註ニ、藤衣ハ藤皮ヲアミノ如クニ織テ作ルトアリ。アミノ如ク織ハ、疑ハアミタル如ク織ルノ誤寫ナルベシ。」此等ノ說ヲ以ミレバ、アミ衣ハ即褄衣ナラム。古畫ニ烏帽子ニ此服ヲ着タル人、墳墓ヲ拜スルノ圖〔割註〕此何ノ畫巻ノ逸スル者ナルヲシラズ。疑ラクハ古物語ノ畫ナラム。」アリ。以一證トスベシ、其體、編タル如クナルヲ以、俗アミ衣ト名ヅケシナラム。阿彌衣ト書ハ假借ナルベシ。

〔五十九〕鶴氅

余幼年ノ時ニ老翁アリ。時々來テ余ニ蒙求ヲヨマシム。王恭鶴氅ヲ、カクジヨヲトヨマシム。クハクシヤ

ウトハ云ベカラズトゾ。又充國自贊ヲ、シイサント、シ文字ヲスミテ引カシム。是皆古ノ讀法也。

〔六十〕　古錦

寶暦ノ初年、原田越齋ノ家ニ於テ錦繡圖一帖ヲミル。其中ニ、淡路天皇ノ御褥ノ錦ト云ヲ載テ、法隆寺ニアリト云。往年コレヲ寺僧ニタヾスニ、淡路帝ノ御褥ハナシ。然ルニ乙卯春法隆寺所施ノ錦綾ノ破片中ニ、右ノ圖ニ載ル所ノ錦ヲ得タリ。至テ上品ノ錦也。

〔六十一〕　金襴金段諸錦

金襴トハ、地ヲ金ニテ織テ紋ヲ絹ニテ織也。今俗ニ金地ト云モノナリ。金段ハ、紋ヲ金ニテ織テ、地ハ段子也。蜀江錦トハ、錦ニ金ヲ交タルヲ云也。此說、近ク蹇驢嘶餘ニ出タレドモ、今是ヲ別テ稱スル人ナシ。又古昔祕錦、呉錦、毛錦等ノ名アリ。祕錦ハ地色ナク、一面ニ紋ヲ織、呉錦ハ綾地ナリト、或書ニ出タリ。東京錦ハ、近來マデ其體サダカナラザリシガ、今ハ普ク人シレリ。余按ニ、延喜式ニ唐經錦アリ。東京ト書ハ假借ナラム。又東京錦ニ、コヽニシキノ訓アリ。其義詳ナラズ。薔薇錦、霞錦ノ類、今存スル者稀也。

〔六十二〕　籠目紗

法隆寺資財帳云、紫籠目ノ紗ノ垣代ノ帳。其破裂ノ小片ナラムト思シキ者、今猶存ス。實ニ天平中ノ物ナラム。其製其采、皆古制ヲミルベシ。今ノ穀織ト同ジカラズ。

〔六十三〕　條布

條布ハ二百年來ノ物ト云。非也。文明年中ニ製スル條布ノ書嚢アレバ、古來ヨリ有モノ也。往古條絹アレバ、布モ木綿モアルベキ也。

〔六十四〕　氈毯

中葉已來、氈及毯ヲ用ヒズ。代ヲ用ユ。諸書ニ所レ謂、氈代、毯代是也。故ニ古昔ノ毯氈。今知ル人鮮シ。幹按ニ、法隆寺記ニ、氈ニハ毛氈、織氈ノ二種アリ。毛氈ハ、今ノ毛氈ト異ナラズシテ厚シ。織氈

ハ、染タルフトキ木綿絲ヲ以テ織テ花紋アリ。毯ハ、經ハ木綿絲、緯ハ種々ニ染タル獸毛ヲ以織ル。余ガミル所、厚一分五厘許、強堅木板ノ如シ。

〔六十五〕 紫奪緋

延喜縫殿寮式ノ褋染ノ法ヲ以、深緋深紫ヲ染ルニ、緋紫其色相遠カラズシテ、紫色ハ黒麗ナリ。紫ノ緋ヲ奪ノ色ヲミルベシ。

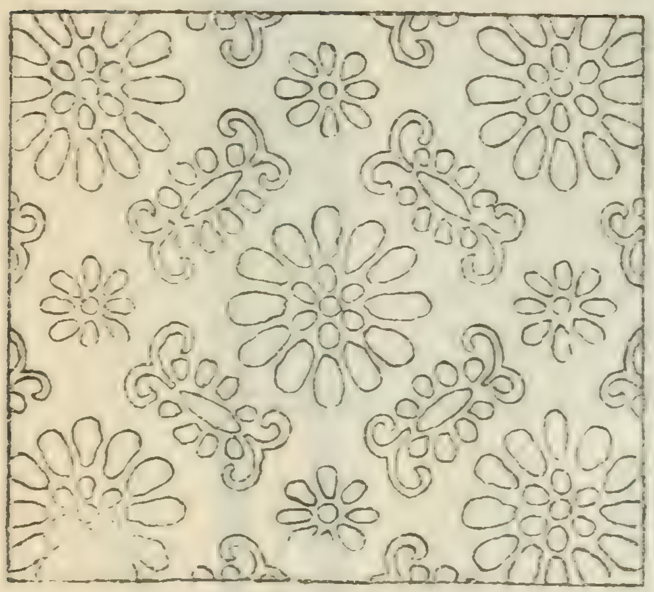
〔六十六〕 退紅

品字箋曰、退與褪同。唐時染色名ニ退紅。唐詩ニ、香炷小薫籠 韶州新退紅ト。註淺紅也。

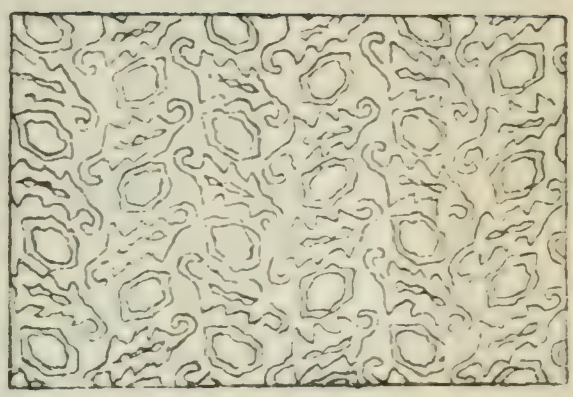
〔六十七〕 小葵

小葵ハ、此間織ル所ノ紋ニシテ、異邦ニ此紋ヲ織タル者ナシト云説アレドモシカラズ。西土ノ金段俗ニヤケキレト云、ニアリ。又一種小葵ニ、異紋ト稱スルアリ。是亦、元亨比ノ紋織ニ此紋アリ。紋織後世ノ者ト云ハ非ナリ。

ヤケギレ



紋絨



異紋小葵



【六十八】 鳥襷鳥

鳥襷ノ紋ノ鳥、及屏風ノ裏形ノ鳥、俗ニ雀形ト云。或人ノ説ニ、皆風鳥トス。又此鳥ニ足ナシ。足アルハ誤トイヘリ。幹按、此説、大ニ疑フベシ。風鳥、蠻名ハテテイスホヲケル、アメリカ天竺ノ内也。ニ生ズ。アンホイス國名首飾トスル者也。己酉夏、紅夷モチ來ル、其足、小鷹ノ足ニ似タリ。或人ノ説、スベテ何ノ據アルコトヲシラズ。

〔六十九〕 古花様

古代ノ花様ハ、木模ニ絹布ヲアテ、墨汁ヲ以染ム。靑摺ノ如シ。靑摺製飾鈔ニ詳也。今存スル者至テ尠シ。余嘗ミル所、其絹、性ヲ詳ニスルニ八九百年許ノ者ナラム。其花様ノ體、鴨毛屛風ノ畫ニ似タリ。布ニ染タルハ、建武年中ノ褐衣也。其製精シカラズ。

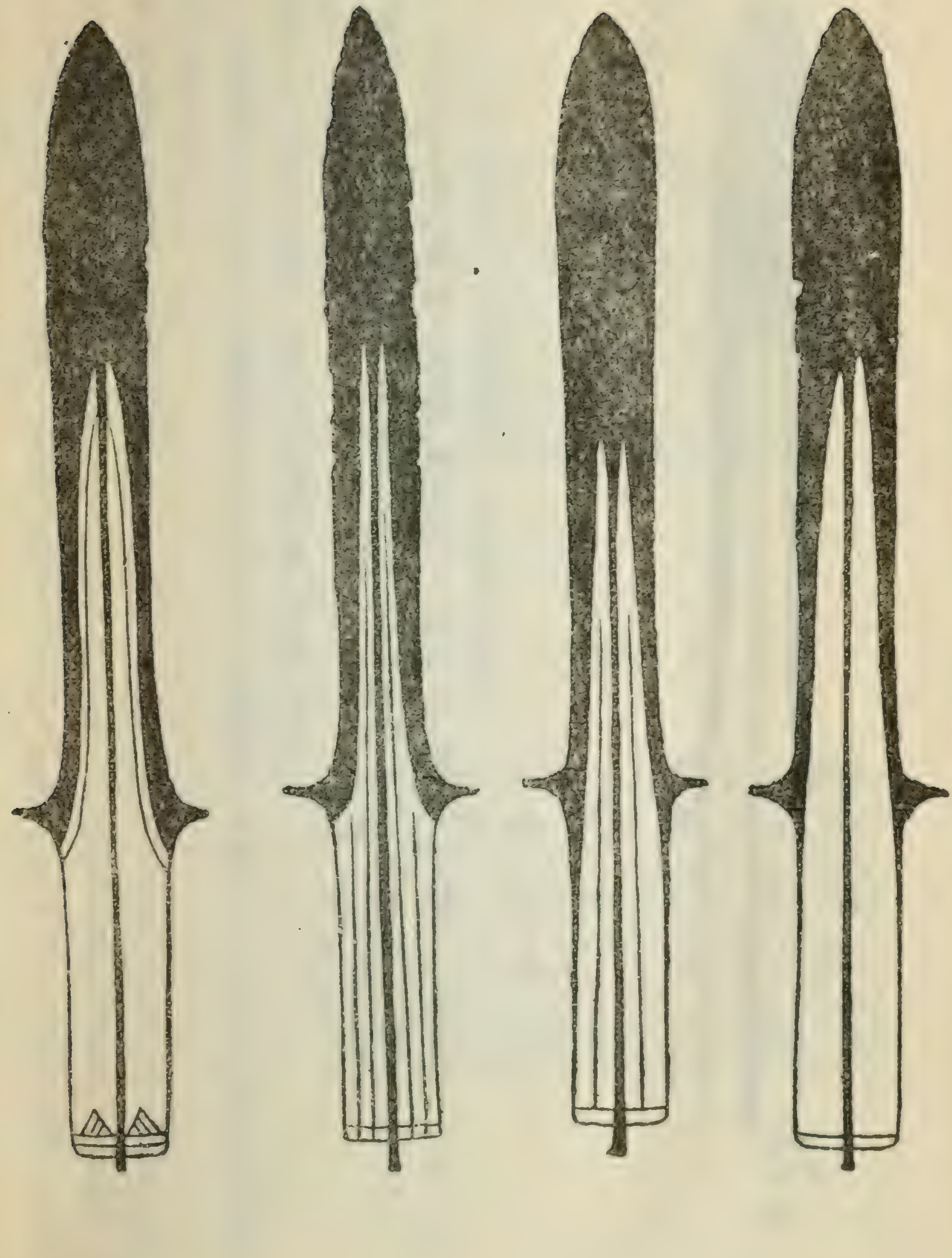
〔七十〕 古琴

法隆寺所傳ノ黑漆琴池中、開元十二年歳在甲子五月五日於九隴縣造十八字アリ。宋人云、開元天寶去今能幾、其趙宋ノ人ニ在テハ然リ。今千七十餘年、實ニ希世ノ珍ナリ。

〔七十一〕 鑄劍　鉾鋒

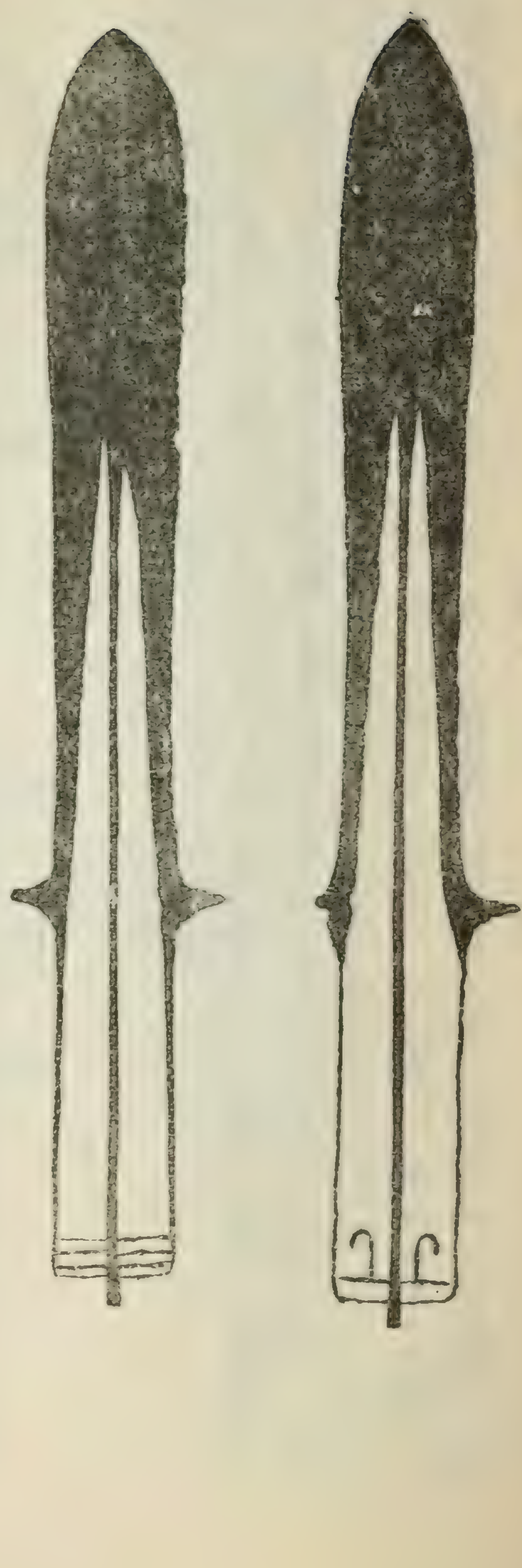
往年讃岐國多濃郡大見村刀五枚ヲ掘出ス。其色淡黑長二尺五寸許、一枚ハ全ク、餘ハ皆折タリ。五枚共ニ鑄タル者也。又安藝國諸延八幡祠ノ境地、銅器數枚ヲ掘出ス。其形大同小異、皆鑄造スル者也。古昔所レ謂鉾鋒ナリ。此等ヲ以考レバ、古昔儀刀ハ、皆鑄造セシニヤ。

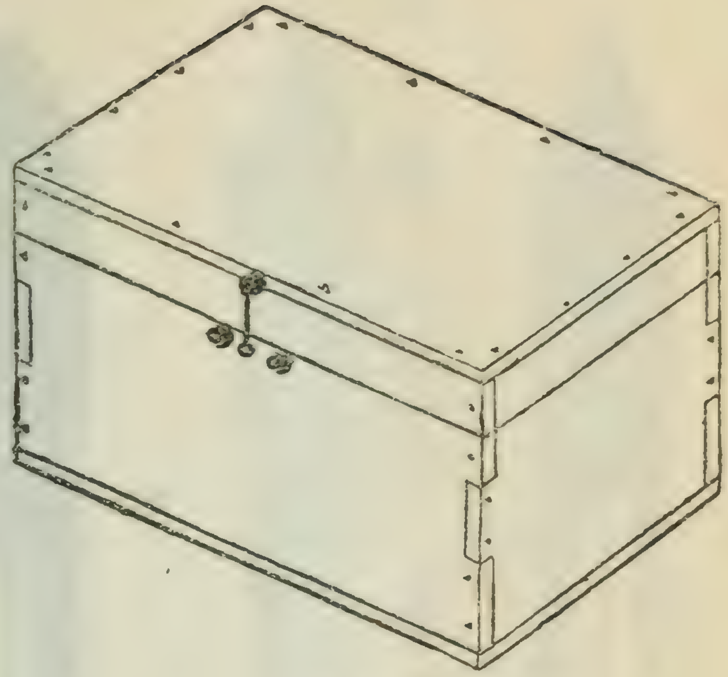




（七十二）印櫃

或記ニ據ニ、古印櫃ハ定リタル寸法アリ。長一尺三寸、濶七寸一分ニシテ、高七寸二分、蓋一寸二分、其中ニ在杉ノ木ヲ以造ル。東寺所傳印櫃寸尺大畧同之。釘鉸、皆鐵ヲ用ユ。台記別記ニ見タル印櫃ナドトハ貫テ論ズベカラズ。







〔七十三〕 絲葺車

絲葺(イトゲ)ノ車ハ、絲ヲ以屋ヲ葺ク。故ニ絲葺ト云。近世職達ノ人ノ、庇差絲葺ノ車ノ圖モアリテ、故實ヲ心カクル人ハ、寫シテ祕藏ス。然ルニ是無稽ノ事也。絲葺トイヘバトテ、絲ニテ葺タル者ニアラズ。思フベシ。絲ヲ以屋ヲ覆フ理アラムヤ。又或聞書ノ中ニ、車ノヒアジロハ、古昔ハ檜ヲ以クミタル故ニ、ヒアジロト云。今竹ニテ制スルハ非ナリ。是紀圖南老人ノ說トテ記セリ。余按ニ、河海鈔曰、網代屛風、普通ノアジロニテ張タル屛風ナリ。昔ハ山莊ナドノ古メカシキ調度ニハ定事也。漆骨ニ片面ヲ張テ、細組ニテ問合タル物ナリ。籧(ロ)屛風ト書也。又ヒアジロノ屛風トイフ物アルガ、車ノヒアジロハ、竹ヲ日ニ白クサラシ

テクミタル物也。其體ナルモノカ。」シカレバ、ヒアジロハ檜ニ非ズ、竹ナリ。圖南老人ノ説ト云疑フベシ、

〔七十四〕 鴨毛屛風

俗ニ東大寺ノ鴨毛屛風ノ文字、羲之ノ書ト云。論ズルニ足ラザル事ナレドモ、是古來ノ俗説トミユ。康治元年五月五日記云、開ニ敕封倉ヲ御ニ覽寶物ヲ。中略、聖武天皇玉冠及鞍。中略、王右軍皃毛屛風有ニ良田之贊一。下略、康治元年記ニ載ル所如此ナレバ、其俗説舊タリ。又傳ヘテ鴨毛屛風ハ西土所造ト云。固ヨリ非ナリ。屛風ノ畫側ニ、天平勝寶三年十月ノ八字アリ。傳粉ヲチテ其字鮮ニミユ。

天平勝寶三年十月

〔七十五〕 書翰屛風

相國寺心華院ニ六曲屛風二坐アリ。外國ノ書翰ヲ粘ス。名テ書翰屛風ト云。〇萬曆貳拾玖年捌月朝鮮禮曹參議鄭曄復書一通。有封皮。萬曆參拾貳年柒月朝鮮禮曹參議成以文復書一通。〇安南國弘定二年國朝慶長六年辛丑五月五日書二通。弘定四年五月十九日書一通。弘定六年五月初六日啓一通。有禮單及封皮。又報書一通。有封皮。弘定柒年伍月拾參日書一通。有禮單及封皮。〇天安國弘定七年肆月拾伍日曉示一通。有封皮、〇呂宋書一通。〇東埔寨癸卯年慶長八年癸卯四月書一通。乙巳年慶長十年季春三月書一通。同年四月書三通。〇無國名禮單二通。疑安南東埔寨。凡二十八張。戊申ノ火。隻字存セズ。惜ヘシ。余嘗摸寫スル者、纔ニ其影子ヲトヾム。

〔七十六〕 歴世古物

微物トイヘドモ、古ヲ考フベキ者ハ珍重スベシ。毎ニ見聞ノ及バザルヲ遺憾トス。〇筑後國人形原石室石人。繼體帝御宇。〇河內國古市郡西琳寺所傳玉器。安閑帝御宇。〇法隆寺金堂藥師佛光緂銘。〇又釋迦佛光緂銘。並推古帝御宇。〇船王後首墓誌。孝德帝御宇。〇滋賀宮殿屋瓦。天智帝御宇。〇藥師寺東塔銘。塔亦創造者。〇小野毛人墓誌。銅牌

〔並天武帝御宇。〕○那須國造碑○形山浦碑。並持統帝御宇。○平城朝集殿。招提寺金堂。○伊奈大村墓誌。並文武帝御宇。○和同開珎錢○伊福部德足墓誌○多胡郡碑。並元明帝御宇。○賊寶山御陵碑○近江國栗太郡大萱村碑。並元正帝御宇。○東大寺南大門及石獸○上野國群馬郡碑○楊貴氏墓誌○微妙寺鐘○鶴滿寺鐘。〔割註〕並聖武帝御宇。○東大寺枚封倉中多聖武帝御宇物有圖及目錄。〕○孝謙帝御禱及常陸國調布○兎毛屏風。並孝謙帝御宇。○萬年通寶錢○多賀城碑。並淡路帝御宇。○神功開寶錢○越前國劍御子祠鐘。並稱德帝御宇。○高屋枚人墓誌○法隆寺印○大和國宇智川岸上磨崖碑。並光仁帝御宇。○隆平永寶錢。紀廣純女墓誌。並桓武帝御宇。○播磨國八部郡畑村人家〔割註〕有ニ大同中上梁文。〕○平城帝御宇。〕○富壽神寶錢○興福寺南圓堂銅燈臺銘。並嵯峨帝御宇○河內國石河郡石不動銘。淳和帝御宇。○承和昌寶錢○長年大寶錢。並仁明帝御宇。○大神宮印。文德帝御宇。○饒益神寶錢○貞觀永寶錢○陸奥介高道墓誌○三絶鐘。並清和帝御宇。○寛平大寶錢。宇多帝御宇。○延喜通寶錢○道澄寺鐘。並醍醐帝御宇。○乾元大寶錢○土佐國蓮臺寺鐘。並村上帝御宇。此餘、佛堂佛像佛器ノ類、世ニ存スル者多カルベシ。

〔七十七〕 歷世文書

古文書ノ世ニ存スル、或ハ朽敗、或ハ魚食、又ハ水火ニ逢テ日ニ滅ズ。サレバ片楮隻葉トイヘドモ珍重スベシ。幹年來、故家及古祀名刹ヲサグリ、上靈龜ヨリ下建武ニ至リ、四十二世ノ御宇ノ符牒券文及雜文書數千通ヲ展玩ス。內佛事佛剎ノ事ニアヅカラザル田券ノ類、纔ニ百餘通、因テ謂、古文書三等ノ品アリ。印ヲ踏セル文書第一トスベシ。白紙文書此ニ次グ。當時ノ摸本又、此ニ次グ。若舊籤存スル者ハ　印章ヲ用ル者ト同等トスベシ。〔割註〕或人、延喜八年大和國八田券ヲ藏ス。當時ノ籤存ス。又天曆ノ券郡印ヲ用ユ。今得ガタキノ品也。今何人ノ藏トナリシヤ。余其詳細ヲシラズ。○又或人所藏正平二年家地券、當時古制全ク亡ビズ。解文朱記ヲ用ヒ、籤亦存ス。又副ル所ノ天授ノ券、古拙觀ルベシ。實ニ得難ノ品ナリ。〕

〔七十八〕 延元後五十年間遺器 附文書

笙 延元二年丁丑三月□□□□□造。工管所鐫。

鍍 具註暦所用鍍首書云、具註暦興國肆年。

又 鍍首書云、正平二年家地劵。天授劵文二通。正平劵古制不レ亡。解文用二郡印一、合縫用二私印一。但印文不レ可レ讀。可レ惜。

碑 近江國信樂庄寺、谷碑刻云。正平二年□月。

官牒 正平廿三年八月□□日太政官牒。〔割註〕按、所用外印、貞應以來所印外印也。」

洪鐘 河內國大縣方雁林堂新福寺鐘正平廿四年丁未七月七日鑄。銘文略之。

書嚢 嚢裏書云、建德三年二月日石見國。國下二十許字破裂、不レ可レ讀。

石燈籠 銘云、文中三年甲寅正月。嘗見二打本一。不レ知二燈籠所在一。

紫石研 銘云、天授柔兆執徐仲夏自造。

韓櫃 蓋裏書云、弘和四年甲子正月。下文遺忘。

洪鐘 陸奥國標葉郡天台寺鐘、元中九年壬申三月廿六日。銘文略之。

延元ヨリ元中ニ至リ寫ス所ノ書籍ノ卷尾、當時ノ年號ヲ記ス者間マヽアリ。今贅ゼス。

〔七十九〕 不知年世古器

伊勢內宮政印○外宮豐受宮印○隱岐國若玉酢神社所傳驛鈴○隱岐倉印○欽明帝山陵邊出ル所ノ石人○東大寺所傳伎樂面 中ニ天平中ノ者アリト云。○五獅子如意。〔割註〕寺傳云、宇多帝僧聖寶ニ所賜。幹按、此威儀ノ執物ノ如意ナリ。疑ハ仁和已前ノ物ニシテ、聖寶賜テ後、傚ルニ五獅子ヲ以テスル者ナラム。」○法隆寺所傳銅斗玖大斗○尺八○羯鼓牀○伎樂面○風爐○龍頭鐎斗。〔割註〕龍頭鐎斗ノ名、西淸古鑑ニミニタリ。寺傳テ油注ト云。恐ハ是ニ非ズ。

〔八十〕 無名古器

古金銅環ヲ藏ル者アリ。一ハ用明帝ノ御陵ヲ去ル六七十丈許ノ田間ニ得ルト云。一ハ山階ノ御陵ヲ去ル五六十丈許ノ土中ヨリ掘出スト云。余亦、一枚ヲ藏ム。何レノ所ヨリ出ルコトヲシラズ。トモニ圓徑七分許、純金精煉其形二ナシ。製作絶佳、若服御ノ器玩カ。然ルニ其何ノ用アルコトヲシラズ。按ニ、國朝、金ヲ出ス聖武帝ノ御宇也。天智帝、用明帝ノ御宇黃金ナシ。然レバ西土造ル者ナラム。後考ヲ俟。

或人珠數顆ヲ藏ス。或青、（出雲珠ニ似タリ。）或紅、或淡紅、（共瑪瑙ニ似タリ。）白ハ水晶、又淡黑色ノ者アリ。其形其大サノロクメノ珠ノ如シ。念珠ニテハ非ルベシ。上世ノ器玩ナラム。

二十餘年前岡崎村土中瓦器一枚ヲ掘出ス。土人得テ余ニ贈ル。博古ノ人ニシメスニ、何ノ器タルヲシラズ。



高前一寸七分後二寸
圓徑二寸底縱徑三寸
三分横九分孔前圓徑
五分後九分

六角烏丸ノ市ニシテ銅器一枚ヲ得、圓徑一寸三分、厚一分、熟銅精煉、烏金ノ如シ。蟠龍ノ紋アリ。正中

一孔ヲ穿ツ。一工人見テ云、千年近キ者ナラムト。又鐵器アリ。圓形方孔、面背菊花紋ヲ鑿記ス。徑八分五厘、厚一分餘、俗誤テ厭勝錢トス。熟鐵紫褐色、製作亦精シ。固ヨリ近古ノ者ニアラズ。世上マヽ無名ノ器アリ。終ニ何ノタメニ製スルコトヲシラズ。

上



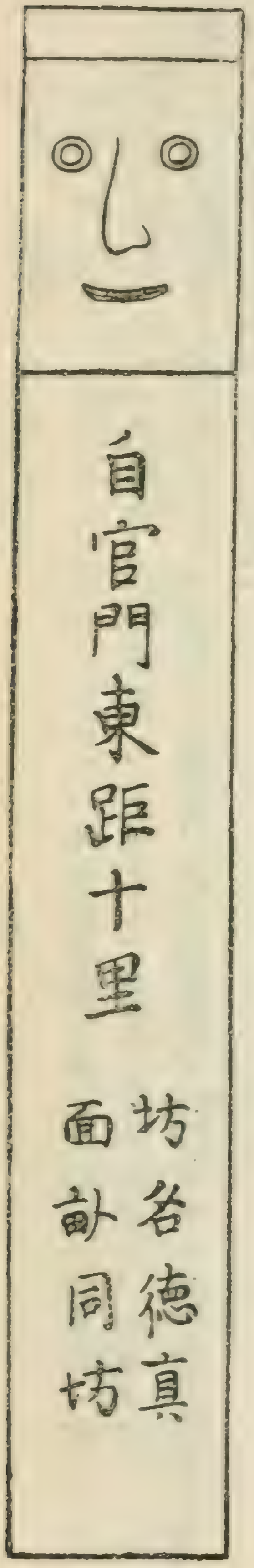


〔八十一〕制札寸法

建内記云、嘉吉元年九月十日、播州事、赤松已補ニ籠木山城ノ之間、無レ主之地也。仍寺社本所領請ニ制札ヲ於管領ニ、止ムニ甲乙人之濫吹ヲ。件ノ札長一尺五寸、廣一尺云々。此事、左大辨三位所ニ告示ス也。

〔八十二〕界牌

明和乙酉春、界牌一根石見國唐鐘ノ海岸ニ流レヨル。疑クハ朝鮮ニ出ル者ナラム。長六尺方六寸許、其材、松ニ似タリ。彫ル所人面長一尺三寸、文字上七字二寸許、下八字二寸ニミタズ。



〔八十三〕 茶匙

茶匙、今チヤシヤクト云。應永二十九年十一月廿日、將軍家御成用意注文云、一御茶具、御茶、御ケンサン、同タイ、御ホンサ、ク、茶巾、一尺五寸茶セン、カマフロ、水入、ヒサクタテ、火ハシ、スミトリ、下略、又云、一北僧坊茶ノ具、カマフロ、水入、天目六、ボン、茶巾、一尺五寸、サ、ク、杪、此外ニモ、サ、クト書タル注文アリ。今サ、クト云人ナシ。

〔八十四〕 碁子

天曆御時、一條攝政藏人頭ニテ侍ケルニ、帶ヲカケテ御碁アソバシケル。マケ奉リテ御カズオホクナリ侍ケレバ、帶ヲ返シ玉フトテ、御製、白浪ノウチヤカヘスト待ホドニ濱ノマサゴノ數ゾツモレル。拾遺和歌集雜下、江家次第列見標註云、史二人、取ニ菅圓座四枚一敷ニ碁枰南北一。上首二人居ニ北圓座一。上首把レ黑、下﨟把レ白。公卿以下移ニ着碁所一見レ之。相分爲ニ念人一。古昔碁子、貴人及高手、黑ヲ用ユ。今シカラズ。

〔八十五〕 雜器

俗ニ云、箱桃燈ハ、豐臣公ノ時始テ製ス。上下ヲ藤葛ヲ以編ミタリ。板ヲ用ルハ、慶長已後ノコトト云。天正已前ノ挑燈ハ、籠ニ紙ヲ粘シテ用ユ。雄德山安居頭ノ屋ニ用ル者、其遺製ナリ。〇重箱ハ、慶長年中重アル食籠ニモトヅキテ、始テ製造ス。〇世ニ婦女ノ普ク用ル笄ハ、貞享年間、御厨子所預故備前守始テ工人ニ造ラシム。後ワヅカニ十數年ニシテ、宇內ニ弘マリタリ。

〔八十六〕 檀紙

大高檀紙、小高檀紙ノ皺ハ、板ニ付テ乾カサズ、繩ニカケテ干シシワノヨリタルヲ、朝露ニアテ、、少シ打タル故ニ皺文アリ。此事、蹇驢嘶餘ニ詳ナリ。今ハ大高ヲ始、引合ニ至リ、皺ヲヨセテ、板ニ付テ乾カスナリ。又古昔ノ檀紙ハ、打タル故熟紙ナリ。簾メ消テ、板ズキノ如シ。今ハスダレメアリテ、熟紙トハ云ガタシ。

〔八十七〕宿紙

宿紙、モト板ズキナリ。簾ズキハ後ニ出來ル。南紙ニ簾ズキナシ。北紙ハ貞和比ヨリ板ズキ尠シ。〔割註〕南紙、北紙ハ、幹、假ニ名ヅク。古來、此名アルニアラズ。」

〔八十八〕各色紙

中陰(ウチクモリ)、古昔ノ製、今ト異ナリ。其文青、或紫、一紙ニ斜ニ、ホソク一筋、或ハ二筋引渡シテ、雲烟ノ如キアリ。今存スル者至テ尠シ。又上下共ニ青ク、其形雲烟ノ風ニ飄散スル如キアリ。今、希ニ存ス。其餘上下青、又上下青ニシテ中紫、又青々相迫、青紫相迫ノ類、存スル者多シ。○墨流(スミナガシ)、後世ノ種々奇巧ヲナス如キハ、古昔ナシ。淡墨ヲ用ユ。一條ノ翠烟ノ風ニ順テ飄ル如シ。四百年許ノ物ニ有。甚雅趣アリ。○下畫ノ類、鳥蝶ノミヲ畫クニ、古物アリ。愛スベシ。其餘、アシテ等ノ下畫ニ至テハ、種々ノ風致ヲ盡ス者有レドモ、一種ノ俗氣アリ。○燒畫(ヤキエ)、此間古製ノモノ、此間ノ紙ヲ用ユ。其燒、濃淡有テ着色ノ狀アリ。今、存スル者至テ尠シ。又、唐紙ヲ用ル者アリ。至古ノモノヲミズ。異邦ノ製ト同ジ。〔割註〕燒畫、大炭畫ト稱スベシ。蘐園雜記ニ見タリ。

〔八十九〕染紙

古昔ノ染紙、此間ノ紙アリ。西土ノ紙アリ。數百年ヲ歷テ、其色アセズ。又面背異色ノ者モ有リ。此等ノ紙、魚食ノ爲メニ損ズル者ヲミズ。染汁ノ故カ。紙性カ。今知ベカラズ。

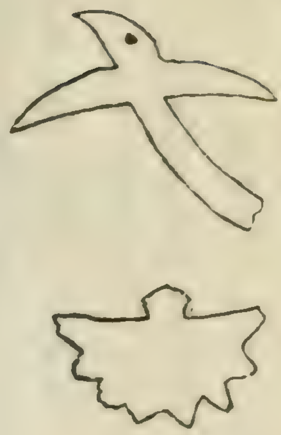
〔九十〕錦花鳥

一名刹ニ錦花鳥ヲ畫キタル古器アリ。其體絕妙、錦花鳥ノ眞面目也。今二百年許來、諸家寫ス所ノ錦花鳥古法ニカナハズ。是故實ニカヽハラズ。又師傳ヲ得ズシテ猥リニ寫ス故ナリ。錦花鳥ニハ聊口傳アルコト也。

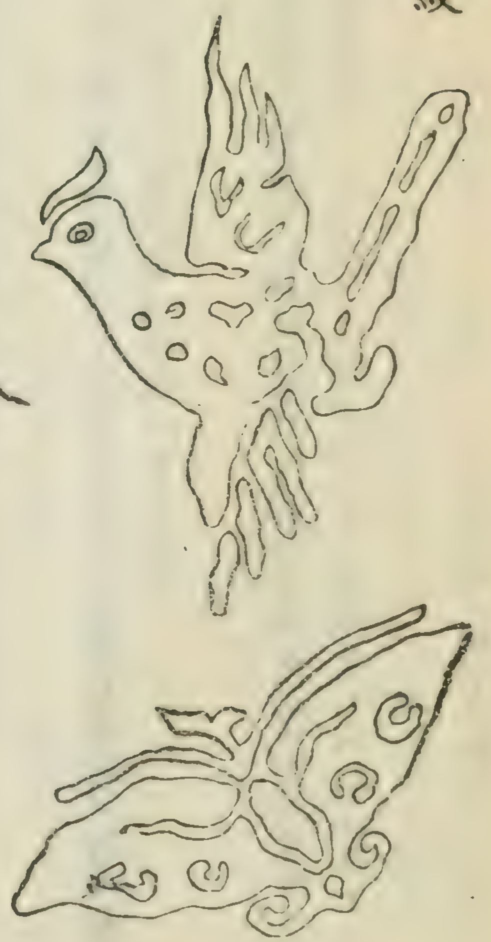
〔九十一〕蝶鳥

蝶鳥、或螺塡、或描金、或畫、或花樣、用ヒザル者ナシ。然ルニ今ノ鳥蝶ノ形、古風ヲ失フ。

古螺塡



古綾紋



古色紙形下畫



〔九十二〕 巩畫

香祖筆記曰、鈕玉樵琇云、有二王秋山者一、工二爲巩挐畫一。凡人物樓臺山水花木皆于二紙上一用二指甲及細針一挐出。設色濃淡、布境淺深、一二法古名畫一。按、挐當レ作レ巩音築。字書以レ手巩レ物也。近閩中有二織畫一。乃破紙爲レ條。織二成之一。山水人物、花鳥布置、設色種々臻レ妙。與二刺繡一無レ異。亦奇技也。近年巩畫間アリ。

俗ニ指書ト云、瓶玉、コレガ祖ヲナス。

〔九十三〕スナガシ

古昔スナガシト云ハ、紙ニスナゴヲ置タルナリ。散物ハコレヨリヲコル也。散物ハ、クロメニ金ヲスナゴノ如クニ焼ツケタル也。梨地ト云ハ、漆器ノ散物ナリ。俗ニ云微塵青貝モ此類也トゾ。先輩ノ說ノマヽヲ記ス。

〔九十四〕玉石

拾芥鈔首書ニ、太極殿金銅鐺玉石礎ト、往年太極殿ノ廢址ヨリ礎石ノ破壞スル者出タリ。肥後ノ白石ニ似タリ。諸藥西京藥師寺緣起ニ、藥師堂ノ壇瑪瑙石云々。亦肥後ノ白石ニ似タリ。東大寺要錄奈保山太上天皇陵碑文、養老五年十二月元明天皇馬瑙石鐫レ之。碑高三尺許、厚一尺許、此碑、今傳テ奈良坂ノ春日祠中ニ在。練石ニシテ石ニ非ズ。新成ノ時白瑪瑙石ノ如ク光澤アリシニヤ。

〔九十五〕字

金石錄曰、唐薛牧碑、文字殘缺、其可レ讀。處々以ニ唐史ニ校レ之、無ニ甚異同一。唯牧之卒謚曰レ懿。而史不レ書爾。又牧之子元超、據ニ唐史及此碑一、皆云ニ名振字元超一。蓋唐初人多以レ字爲レ名爾。」國朝宦三、文琳、紀寛ノ類、名トイハズシテ字ト云。唐初ノ人ノ字ヲ以テ名トスルニ倣テ、名ヲ字ト云ナラム。

〔九十六〕和歌彌多弗利

北史倭傳ニ、名ニ太子ニ爲ニ利歌彌多弗利ト、嘗古本ノ北史ヲミルニ、利ヲ和ニ作ル是ナリ古昔、王孫ヲワカムドウリト云。ワカムドウリハ即和歌彌多弗利ナリ。和ト利ト字形ノ似タルヲ以、西土ノ印刻誤ノミ。又後世ニワカムドウリニ、王家無等倫ノ字ヲ用ユルハ、附會ト云ベシ。上古ノ辭強テ文字ヲ用ユベカラズ。

〔九十七〕踏印

踏印、古書ノ訓點ヲシテサス。印刺世、印刺川ノ類、諸書ニ散見ス。和歌ニモ、庭ダチニヲシテサステフナドヨメリ。今、印ヲスト云ハ俗語ナリ。

〔九十八〕 嗚呼

老學菴筆記曰、蜀人見人物之可誇者、則曰嗚呼。可鄙者則曰噫嘻。嗚呼ノ者、此間ノ書ニ古來ヨリ散見ス。俗言ニ、イキスギ者ト云ハ、噫嘻過ナランカ。

〔九十九〕 稱唯

稱唯、ヰシヤウストヨム。ヰヲシヤウストハヨマズ。定考。考ヲ定ストハイハズ。カウヂヤウトイフ。踏印、ヲシテサスヲシテ、ヲサストハイハズ。人或ハ其讀法ヲアヤシムコト也。然ルニ此古昔ノ讀法ニシテ、經傳ヲヨムニ此類多シ。論語ノ子謂韶盡美矣。盡善也。謂武盡美矣。未盡善。又爲禮不敬。又好仁者惡不仁者皆是也。美ヲ、善ヲ、禮ヲ、仁ヲ、不仁ヲト、ヲ、ソヘテ讀シムルハ、百四五十年來ノコト也。或云、古來漢音、呉音、韓音、對馬音等ヲ以、讀法ヲ分ツコト甚ワヅラハシ、一ニ歸シテ可ナラムト、余云、此間漢音、呉音、韓音ヲ用ル、西土ノ四聲ノ如シ。タトヘバ奴ノ字ノ如キ、奴隷、奴僕ヲ、ト、ボク、トレイトイヒ、奴材ヲヌサイト云テハ通ジガタシ。越コツ、鐘シク、渉シキハ韓音也。一越ヲ一エツ、黄鐘ヲ黄シヤウ、盤渉ヲ盤シヤウトハ、今更改メガタカルベシ。西土ニテモ、念ヲジウハ市井ノ音ニシテ、正音ニアラザレドモ、廿ノ字ニ假リ用ル類改ガタシ。

〔百〕 織簾

寶暦間一女子アリ。其母、一故家ノ女ニシテ、物語ノ葉子若干卷ヲ藏メ、常ニ此ヲ讀シム。女子強記、輙ク讀テ其辭ヲ記憶シ、常言往々古詞ヲ用ユ。簾ヲ編ヲ、ミスヲ織ルト云シガ、何ノ書ニ出タルニヤ。所出ヲ問ントスルニ早世ス。按ニ、國史補ニ、門簾以粗竹織成、不加緣飾トアレバ、古昔、此間ニテモ織ト云シナラム。

〔百一〕　驅儺詞

臥雲日件錄曰、文安四年十二月廿二日、明日立春、故及ニ昏景ニ毎室散ニ熬豆ヲ一、因唱ニ鬼外福内四字ヲ一、蓋此方驅儺之樣也。」世俗節分散ニ熬豆一、鬼外福内ト呼ブ。其事、舊タリ。

〔百二〕　炎上

此間、火災ヲ云テ炎上ト云。孔叢子論勢篇云、先人有レ言、燕雀處レ屋、子母相哺。喣々然其相樂也。自以爲レ安矣。竈突炎上、棟宇將レ焚。燕雀顏不レ變不レ知ニ禍之及一已也。先輩此ヲ以、炎上ノ字ノ所出トス。幹按、洪範ニ、火曰ニ炎上一。所出ノ元トスベシ。或云、炎上ハ延燒ノ假借ナリ。

〔百三〕　スバ

古昔ノ假名文ニ、スバナキモノヲステサセタマハヌメグミノホドヽアリ。按ニ、スバナキハ無ニ業望一ナラム。江家次第春日祭途中儀ニ、無ニ業望一下部トアリ。今俗ニ、スベノナキ者ト云ハ、スバノ訛ナラム。又鄙野ノ辭ニスツパト云モ、同ク此訛轉トミユ。

〔百四〕　俗語

俗語皆、モトヅク所アリ。物ノトリシマリナキヲ、シドケナシト云。シドケナシハ、四度解無ナリ。物ノフツヽカナルヲ、ブタゴト云。ブタゴハ無單袴ナリ。隱座ノハツモノ、アゲクノハテ、皆由來スル所アル者也。

〔百五〕　吉凶　方頭

西土ニテ多少ト云ハ、多也。此間ノ俗吉凶ト云ハ、吉也。方頭ハ俗謂下不レ通ニ時宜一者上爲ニ方頭一。見輟耕錄。此間ノ俗誤テ方頭無ト云。

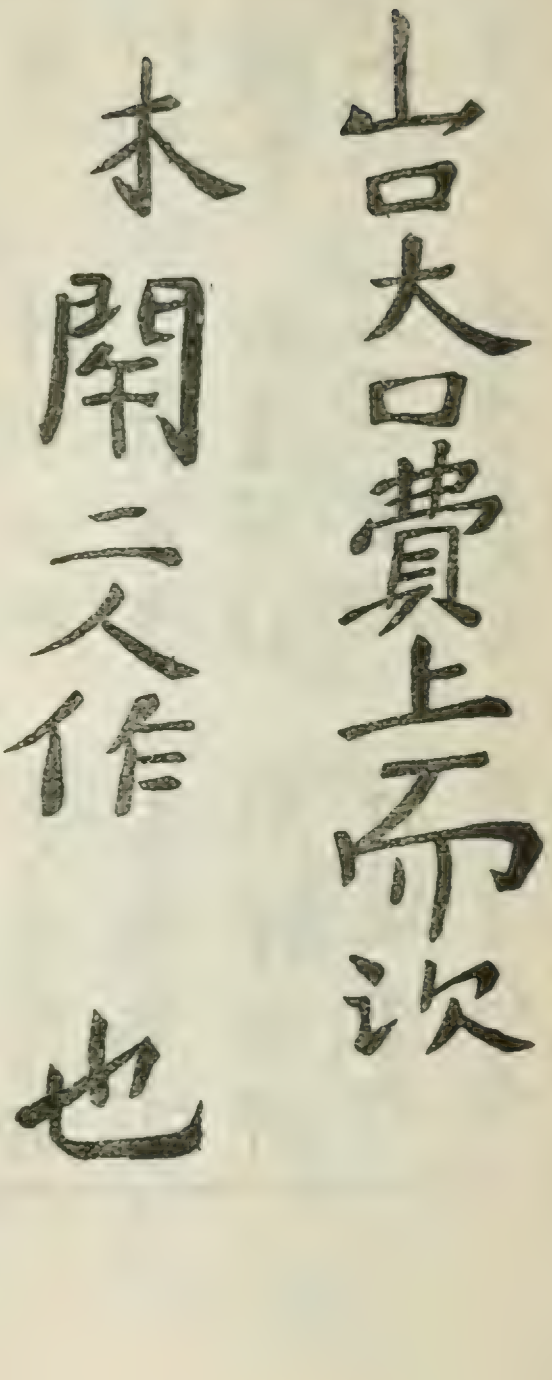
〔百六〕　葉月

承運第六丙辰葉月仲□陸朱碩娃隣寫。」古書落款也。承運ノ年號、華夷ニ聞ザル所、葉月及陸朱云々。解

スベカラズ。

〔百七〕韓語

藥師德保上而
鐵師到古二人作也



右法隆寺金堂四天光焰所鐫、寺傳云、百濟國所造。

天寶四載乙酉思仁大角于爲賜夫只山村旡盡寺鐘成教受内成記時傾助在衆臥僧村宅方一切壇越并成在願旨者一切衆生者苦離樂得教受成在節齊乃秋長幢主

右鐘傳在對馬八幡宮。按、大角于新羅位階ノ名ナレバ、其國、所鑄ノ鐘ナルコト知ベシ。天寶ノ字アルヲ以、俗、楊貴妃ノ化粧鐘ト稱ス。固ヨリ意義ナシ。

太和七年三月日菁州蓮池寺
鐘成内節傳合入金七百十三廷
古金四百九十八廷加入金百十廷
成典和上　惠門法師　縣[illegible]惠法師
上坐　則忠法師　都乃法昧法師
鄉村主　三長及干　朱雀跃柰
作韓舍　宝清軍師　龍碎軍師
史六　三忠舍知　行道舍知
成博士　安海哀大舍　哀忍大舍
節州坑　皇龍寺　覺明和上

右越前國敦賀常宮鐘銘。幹按、太和新羅年號、唐貞觀廿一年丁未太和元年也。東國通鑑云、新羅景德王十六年唐肅宗至德二年丁酉。十二月置二九州一。改郡縣名以沙伐州、爲尙州領一、郡十、縣三十。歃良州領、州一、小京一、郡十二、縣三十四。菁州爲康州領、州一、郡十一、縣二十七。

大邑利活辯慶着師盡可來觀
都我往還三倉利如寬忠良哉
願望元九貞□□戊子集月銘文

右銅牌銘。〔割註〕陰識長一尺二寸、濶二寸强、厚一分弱。摸本傳テ一友人ノ家ニ在。疑ハ韓物ナラム。集月、上野國古碑ニモアリ。古昔此間ニテモ用シコト、ミユ。今皆讀ベカラズ。解スベカラズ。

〔百八〕 新羅寫佛經

一書賈、古寫佛經ヲ古董舖ニ得テ一僧ニ贈ル。卷尾仁平六年云々ノ字アリ。僧曰、仁平ハ三年ニ盡ク。四年ハ久壽元年ナレドモ、四年ハ猶アルベシ。何ゾ六年アラムト。按ニ、仁平ハ新羅ノ年號、六年ハ唐貞觀十三年也。韓人千有餘年ノ書、希世ノ品也。

〔百九〕 新羅年號

東國通鑑云、梁大同二年新羅始稱二年號一。自二國初一行二中國年號一。至レ是因二中國分裂一。自號二建元一。大寶二年正月改元開國。○陳大建四年正月改元鴻濟。至德二年改元建福。○唐貞觀八年正月改元仁平。○廿一年二月改元太和。（永徽元年復用二中國年號一）

〔百十〕爲客置簿

佳節ヲ始メ、凡テ來客アル日、門內便宜ノ處ニ、簿及筆硯ヲ置、客來テ姓名ヲ簿ニシルシテ去ル。此事、何ノ時ニ始ルニヤ。古昔聞ザルコト也。明世說新語排調云、京師節日、主人皆出賀。惟置二白紙簿幷筆硯于几一。賀客至書二其名一ト、異域同事カ。若此風ノ移リシカ。

〔百十一〕假賃喪具

京師坊間、喪具ヲ賃ス。衣服器用、立ニ辨備スベシ。兩京新記ニ、次南曰二豐邑坊一。南街西通二驀平門一。此坊、多假二賃方相送喪之具一。ト、古今異域同情ナラズヤ。

〔百十二〕淺間山

天明三年癸卯七月、信濃國淺間山ノ火坑大ニ燒ク。烏雲天ニ覆ヒ、炎氣空ニ接ス。震響千里、京師ノ人家窓戶、此ガ爲ニ動搖ス。巨巖大石砂土ノ燒ル者、トモニ數里ノ外ニ飄散シ。田畠皆焦土ニ埋ル。火坑土泥ヲ湧出シ、吾妻河及利根川壅塞シテ水流絕エ、河邊ニ連ル村落、土泥ニ埋ミ、死傷溺死之人類牛馬其數ヲシラズ。按ニ、中右記云、天治元年九月五日、左中辨長忠於二陣頭一談云、近日上野國進二解狀一云、國中有二高山一、稱二麻間峯一。而從二治曆間一、峯中細煙出來。其後微々也、從二今年七月廿一日一猛火燒二山嶺一、其烟屬レ天、沙礫滿レ國、煨燼積レ庭。國內田畠依レ之已以滅亡。一國之嘆未レ有二如レ此事一。依二希有之怪一所二記置一也。」天治元年甲辰、今年癸卯ニ至リ六百年。

〔百十三〕靺鞨

五代史（卷七十四四夷附錄第三）曰、渤海本號靺鞨、高麗之別種也。〔割註〕此語ニ據レバ、疑ハ渤海ハ靺鞨ノ轉語。」又

曰、黑水靺鞨本號勿吉ト。當後魏時見中國。其國東至海、南界高麗、西接ス突厥。北鄰室韋。蓋肅愼氏之地也。其衆分テ爲數十部ト。而黑水靺鞨最處其北。尤勁悍無文字之記。其兵角弓楛矢。」多賀城碑所謂靺鞨國ノ考證ニソナフベシ。

〔百十四〕　憲淸宅

淸獬眼鈔云、安元元年十一月廿日燒亡。左兵衛佐憲淸西行家、油小路二條ノ南ノ西側北ニ在、家五六軒有テ其南ナリ。

〔百十五〕　大和眞吉

古寫涅槃經卷尾ニ、康和三年辛巳十月書寫。大和眞吉、其人ヲシラズ。タヾ古色ミルベキノミ。一日、東寺所傳ノ古文書ヲ展翫スルニ、

四丈絹壹切

進上本寺政所如件

康和五年七月十日內人大和眞吉

懸紙ニ伊勢今年參納。」〔割註〕此ハ當時東寺ニテ記シタル者ナリ。」始テ大和眞吉ハ伊勢ノ內人ナルコトヲシル。又此間ノ俗、長短廣狹ノ別ナク、絹布ノ小片ヲ切キレト云。此書ニ、壹切トイヘバ、其詞フリタリ。

〔百十六〕　岩佐又兵衛

又兵衛父ヲ荒木攝津守ト云、信長公ニ仕テ軍功アリ。公賞シテ攝津國ヲ予フ。後公ノ命ニ背テ自殺ス。又兵衛時ニ二歲、乳母懷テ本願寺ノ子院ニ隱レ、母家ノ氏ヲ假テ岩佐ト稱ス。成人ノ後織田信雄ニ仕フ。畫圖ヲ好テ一家ヲナス。能當時ノ風俗ヲ寫スヲ以、世人呼テ浮世又兵衛ト云。世ニ又平ト呼ハ誤也。畫所預家ニ又兵衛略傳アリ。

〔百十七〕　伊孚九

伊海父嘗、海外ニ貿易ス。一夜、東海洋中ニシテ男子生ト夢ム。家ニ還レバ妻男子ヲ安産ス。即感夢ノ夜也。故ニ海ト名ヅケ。字九ト字ス。享保十一年廿八番ノ船ニ乘ジテ、始テ長崎ニ來リ、延享中ニ至リ廿餘年ノ間往來ス。其寫ス書畫世上ニ賞セラル。最風韻アリ。〔割註〕印行啽囈錄、海書スル所也。歐法愛スベシ。

〔百十八〕絶伎

大年雙鈎芙蓉篆刻、古來見聞セザル所也。

〔百十九〕相感

一友人古瓦一枚ヲ贈ラル。一日其瓦ヲ地板上ニ置ク、隣家屋上ニ一塊石アリ。石上ニ墜テ聲アリ。古瓦其聲ニ應ジテ、破テ三片トナル。廉郊蕤賓調ヲ彈ジテ、一片方鐵躍出スル、何ゾ怪マム。

好古日録 終

好古小録

好古小録序

藤の翁なむわかきころより古ことをこのみて國々に[illegible]
つゝをちこちの世に[illegible]繪卷
物などは好み[illegible]調度をのみなむ[illegible]
我國史家の日記[illegible]
[illegible]
[illegible]
小録と[illegible]
[illegible]春行と

よゝのなれゆかしく人をすゝむるの世の人のしるしは
さしに並くまじやるまて〔illegible〕あれなをたつと
ぬるをたのもしきはふることゝ書もの跡をしめ
このふみは何よりの益せまほしかるべきものなりて
しるし侍

寛政六年六月

正五位下橘経亮

好古小錄目錄

金石

書畫

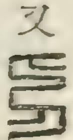
雜　考

好古小錄上

貞幹

○金石

〔一〕大寶元年敕書所レ用内印及大學寮印

試ニ晉前尺ヲ以度ルニ、内印方三寸、大學寮ノ印二寸二分、大寶ノ制、晉前尺ヲ用ルコト知ベシ。養老以後ノ印製、公式令ニ見テ、其寸法、曲尺ヲ以テ度ル者也。養老制令ノ日、晉前尺ヲ廢シテ、李唐ノ大小尺ヲ用ルコト知ベシ。余髫年、一友人ノ家ニシテ、古印一ヲ摸寫ス。古文書ニ所レ用ノ外印ナリ。又或人ノ家ニシテ、惺窩先生自ラウツス所ノ古印、摸本一卷ヲ得。其後、古文書印ヲ用ル者アレバ、輙ク摸シテ百餘ニ及ブ。就レ中ニ、大寶ノ勅書所レ用ノ内印、天平ノ比ノ内印、及乾政官印、遣唐使印、遣新羅使印、造平安宮職印、建武御璽。文曰建武之寶、篆體精好、製作絶佳、皆唐人ノ氣アリ。其餘ハ篆體古拙ミルニタラザル者モアレドモ、古昔ノ制度ヲ考フベシ。〔割註〕國朝古印印字、或ニ作ル。此皆李唐ノ印章ニ用ル篆也。ニ作ルハ尚書吏部印、ニ作ハ枚擧スベカラズ。又ニ作ル者アリ。西土ノ印ニ見ズ。」

〔二〕驛鈴

隱岐國若玉神社傳ル所八稜ノ驛鈴一口、古製考フベシ。實ニ希世ノ珍也。六稜ノ鈴、梨木二位ノ摸本世ニ傳ハル。何ノ所ニ存シテ摸セシニヤ。摸本ニ其傳フル所ヲ記サズ。驛鈴ノ二篆字、八稜ノ書ニ勝

ル。

〔三〕 錢幣

和同開珎、數種、萬年通寶、二樣、神功開寶、數種、隆平永寶、數種、富壽神寶、數種、承和昌寶、二種、長年大寶、二種、饒益神寶、三種、貞觀永寶、一種、寛平大寶、二種、延喜通寶、二種、乾元大寶、五種、武德中、白錢五銖ヲ廢シテ、始テ開通元寶錢ヲ鑄ル。歐陽詢、詞ヲ製シ并書ス。其字八分、篆、隸ノ三體ヲ兼ヌ。此ノ字體率更始テ製スル所ニシテ、錢文ニ於テ恰好ス。故ニ乾元漢通周通等ノ錢文、皆此體ニ倣ヒ、南宋ニ至テモ、此體ヲ用ユル者多シ。國朝萬年通寶、神功開寶等ノ字文モ、此ニ倣テ八分、篆、隸ノ三體ヲ兼ヌ。其餘、隆平永寶、富壽神寶等ノ字文モ、後世ノ書ノ企テ及ブベカラザル者、皆唐人ノ氣アリ。〔割註〕或云、和同開珍錢ノ字文同ハ、銅ノ字ノ省文也。銅錢ナルガ故ニ、金ヲ省クト。幹按ニ、此說其據ナシト云ベカラズ。西土古鏡ノ銘、鏡ヲ竟ニ作リ、鑑ヲ監ニ作ル者儘アリ。銅ヲ同ニ作ルモ、此類ニシテ、モトヨリ皆同韻ノ字ナリ。

〔四〕 伊豫國道後ノ湯碑、〔割註〕文見ニ釋日本紀所レ引伊豫國風土記一。」

文云、法興元年十月歲在丙辰云々。法興元年丙辰ハ、推古帝ノ即位四年丙辰也。一本ニ、元年ヲ六年ニ作ル。文字似タルヨリ誤寫スルモノナリ。法興ハ五年ニ盡テ、六年ハ願轉元年也。〔割註〕詳見ニ余カ所レ輯ル逸號年表ニ。」此碑石、今傳ラズ。惜ベシ。

〔五〕 船氏墓誌、〔割註〕銅牌長九寸七分、濶二寸二分、厚五厘、面背鐫之。」

銅碑河內國古市郡古市村西琳寺ノ所藏。〇船氏、〔割註〕日本紀云、欽明天皇即位十四年七月甲子、幸ニ樟勾宮一。蘇我大臣稻目宿禰奉レ敕遣ニ王辰爾ニ數レ賦。即以ニ王辰爾一爲ニ船長一。因賜レ姓爲ニ船史一。今船連之先也。」〇王智仁、〔割註〕姓氏錄右京諸蕃云、船連、菅野朝臣同祖、大阿郎王三世孫、智仁君之後也。

面

惟船氏故王後首者是船氏中祖王智仁首兒那沛故
首之子也生於乎娑陁宮治天下天皇之世奉仕於等由
羅宮治天下天皇之朝至於阿須迦宮治天下天皇之
朝天皇照見知其才異仕有功勲勅賜官位大仁品為第

背

三殞亡於阿須迦天皇之末歳次辛丑十二月三日庚寅故
戊辰年十二月殯葬於松岳山上共婦安理故能刀自
同墓其大兄刀羅古首之墓並作墓也即為安保万
代之靈基牢固永劫之寶地也

又曰、菅野朝臣、出レ自二百濟國都慕王一。十世孫貴首王也。又曰、宮原宿禰、菅野朝臣同祖、監君智仁君之後也。○乎娑陁宮、〔割註〕日本紀云、敏達天皇即位四年、營二宮於譯語田（ヲサダ）一、是謂二幸玉宮一。」○等由羅宮、〔割註〕日本紀推古天皇紀題下云、十二月壬申朔己卯、皇后即二天皇位一、後二於豐浦宮一。」○阿須迦宮、〔割註〕日本紀云、舒明天皇即位二年十月癸卯、天皇遷二於飛鳥岡傍一。是謂二岡本宮一。」○官位大仁品第三、〔割註〕日本紀云、推古天皇即位十一年十二月壬申、始行二冠位十二階一。第一大德、第二小德、第

三大仁也。」〔○河須迦天皇之末歲辛丑、〔割註〕日本紀云、舒明天皇即位十三年辛丑十月、天皇崩二于百濟宮一」〇戊辰年、〔割註〕天智天皇即位元年戊辰、攝位七年也。」〔○松岳山、〔割註〕在二安宿郡國分村一」

〔六〕奈良西ノ京藥師寺東塔銘

維清原馭宇天皇即位八年庚辰之歲、建子之月、中宮不悆、創此伽藍、而鋪金未遂、龍駕騰仙、大上天皇奉遵前緒、遂成斯業、照先皇之弘誓、光後帝之玄功、道濟郡生業傳曠劫、式於高躅、敢勒貞金、　其銘曰

巍巍蕩蕩。藥師如來。大發誓願。廣運慈哀。猗歟聖王。仰延冥助。爰餝靈宇。莊嚴調御。亭亭寶刹。寂々法城。福崇億劫。慶溢萬齡。

此銘、擦ノ西面ニ鐫ル。寺傳テ舍人親王撰幷書云。按ニ、日本紀壬申年ヲ以テ、天武天皇即位ノ元年トス。此銘即位八年庚辰歲トイヘルハ、癸酉ノ年ヲ、天武天皇ノ即位ノ元年トシ、壬申ノ年ヲ、皇子大友ニ係テ、日本紀ノ壬申ノ年ヲ、天武天皇即位ノ元年トスル者ト合ザレバ、親王ノ撰ニ非ルコト知ベシ。〇淸原宮天皇〔天武天皇〕、〇中宮及太上天皇〔持統天皇〕、〇後帝〔文武天皇〕、〇羣生ノ羣、郡ニ作ル、疑ハ誤寫。

〔七〕小野毛人墓誌、〔割註〕墓在二高野川北山上一町許一。銅牌長二尺、濶二寸、面背鐫レ之。」

面

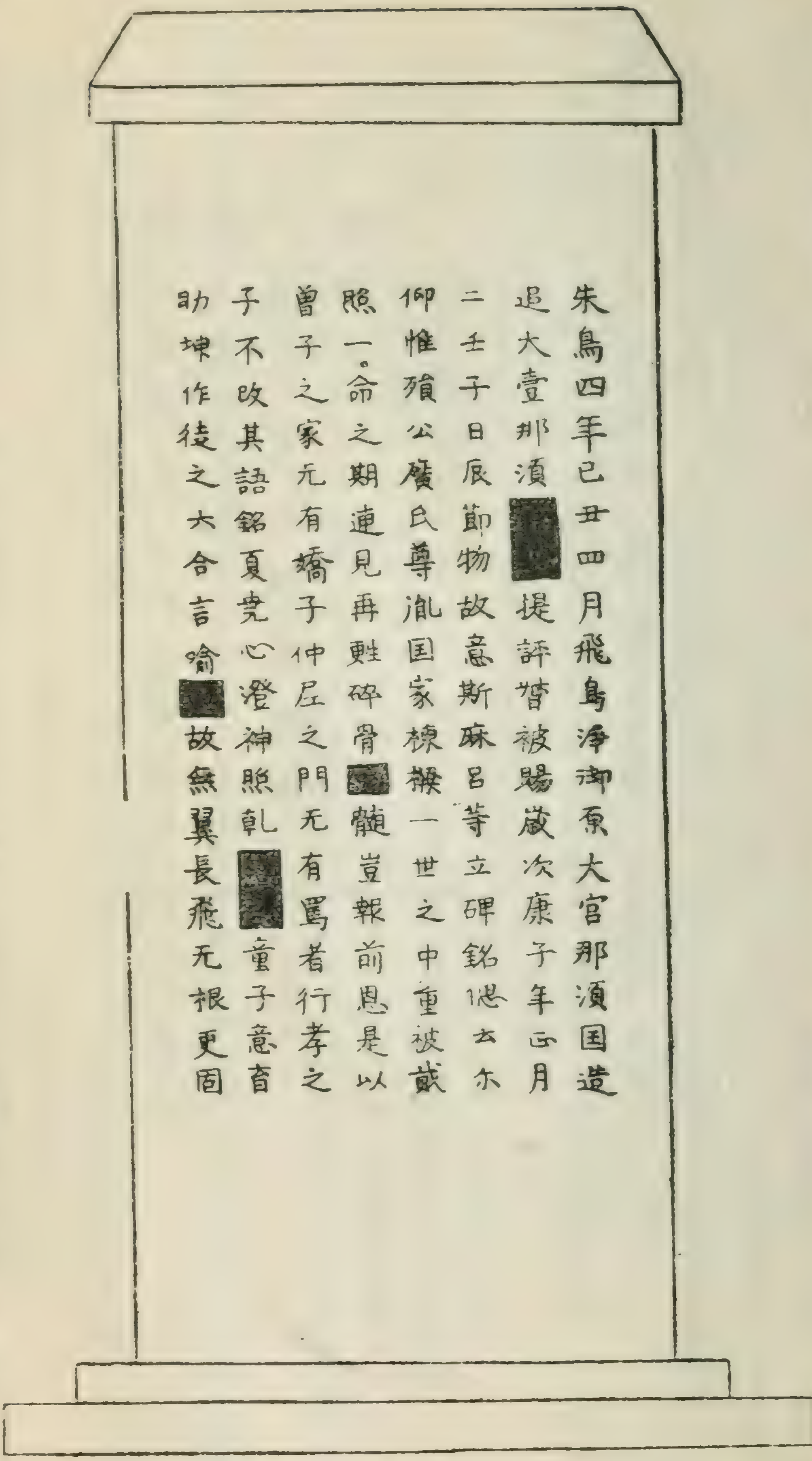
飛鳥淨御原宮天下天皇御朝任太政官兼刑部大卿位大錦上

背

小野毛人朝臣之墓　營造歲次丁丑年十二月上旬即葬

丁丑年、日本紀ニ據ニ、天武天皇即位六年也。毛人ハ敏達帝ノ曾孫、妹子ノ孫、毛野ノ男ナリ。

〔八〕下野國那須郡那須國造碑。〔割註〕在ニ那須郡湯津邑ニ。碑石高四尺、蓋厚五寸、濶一尺六寸五分、跗上高七寸、濶二尺一寸、下高一尺三寸、濶三尺一寸、元祿四年辛未建ニ碑亭ニ。



此碑文、先輩說アリ。今コヽニ擧ゲズ。唯朱鳥四年ヲ永昌元年トスルコト、余信ゼザル所也。朱鳥ノ號

ハ、此碑ニ限ラズ、二年ヨリ十一年ニ至テ、諸書ニ此ヲ用ヒタリ。洗者誤テ、永昌元年トナセシナラム。

〔九〕河内國石河郡形浦山碑、〔割註〕碑石長二尺許、濶一尺許、今移ニ立春日村妙見寺中。」

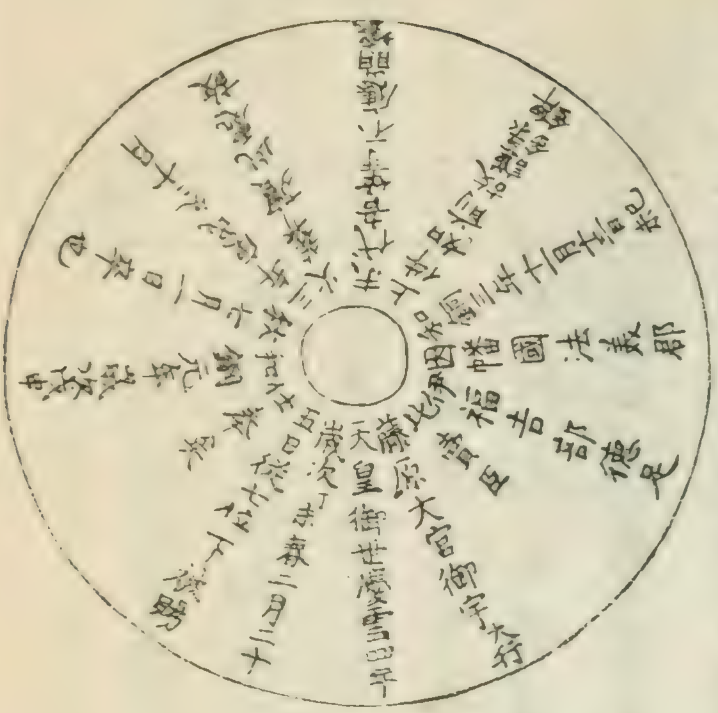
飛鳥浄原大朝廷大弁
官直大貳采女竹良卿所
請造墓所形浦山地四十
代他人莫上毀木犯穢
傍地也
巳丑年十二月廿五日

采女、〔割註〕姓氏録右京神別云、采女朝臣、石上朝臣同祖神饒速日命六世ノ孫大水口宿禰之後、又和泉國神別采女ノ臣神饒速日命ノ六世ノ孫、伊香色雄命之後也。○日本紀云、天武天皇即位十三年十一月、采女臣賜ニ姓朝臣ヲ。按、姓ヲ賜ハリシハ即竹良卿也。」○竹良、〔割註〕日本紀竹羅ニ作リ、又筑良、筑羅ニ作ル。○形浦山、〔割註〕石河郡春日村ニ在。即采女氏ノ吉地也。土人誤テ、カタヒラ山ト云。」○四十代、〔割註〕方五尺爲一歩。四十代ハ二百歩。」○己丑年、〔割註〕持統天皇即位五年己丑。」

〔十〕威奈大村墓誌銘。〔割註〕盛レ骨ヲ銅器蓋上所レ鐫銅器圓徑八寸。」

卿諱大村。檜前五百野宮御宇天皇之四世。後岡本聖朝紫冠威奈鏡公之第三子也。卿温良在性。恭儉爲懷。簡而廉隅。柔而成立。後淸原聖朝初授務廣肆。藤原聖朝小納言闕。於是高門貴冑各望備員。

天皇特擢卿除小納言。授勒賓肆。居無幾。進位直廣肆。以大寶元年律令初定。受從五位下。仍兼侍從。卿對揚宸扆。參贊絲(マヽ)綸之密。朝夕帷幄深陳獻替之規。四年正月進爵從五位上。慶雲三年命兼太政官左小辨。越後北彊衝接蝦虜。柔懷鎭撫允屬其人。同歲十一月十六日命卿除越後城司。四年二月進爵正五位下。卿臨之以德澤。扇之以仁風。化洽刑清。令行禁止。所冀亨茲景祐錫以長齡。豈謂一朝遽成千古。以慶雲四年歲在丁未四月廿四日寢疾終於越城。時年四十六。粤以其年冬十一月乙未朔廿一日乙卯。歸葬於大倭國葛木下郡山君里狛井山岡。天潢疏派。若木分枝。標英啓哲。載德形儀。惟卿降誕。餘慶在斯。吐納參贊。啓沃陳規。位由道進。榮以禮隨。製錦蕃維。令望攸屬。鳴絃露冕。安民靜俗。憬服來蘇。遙荒仚足。輔仁無驗。連城折玉。空對泉門。長悲風燭。

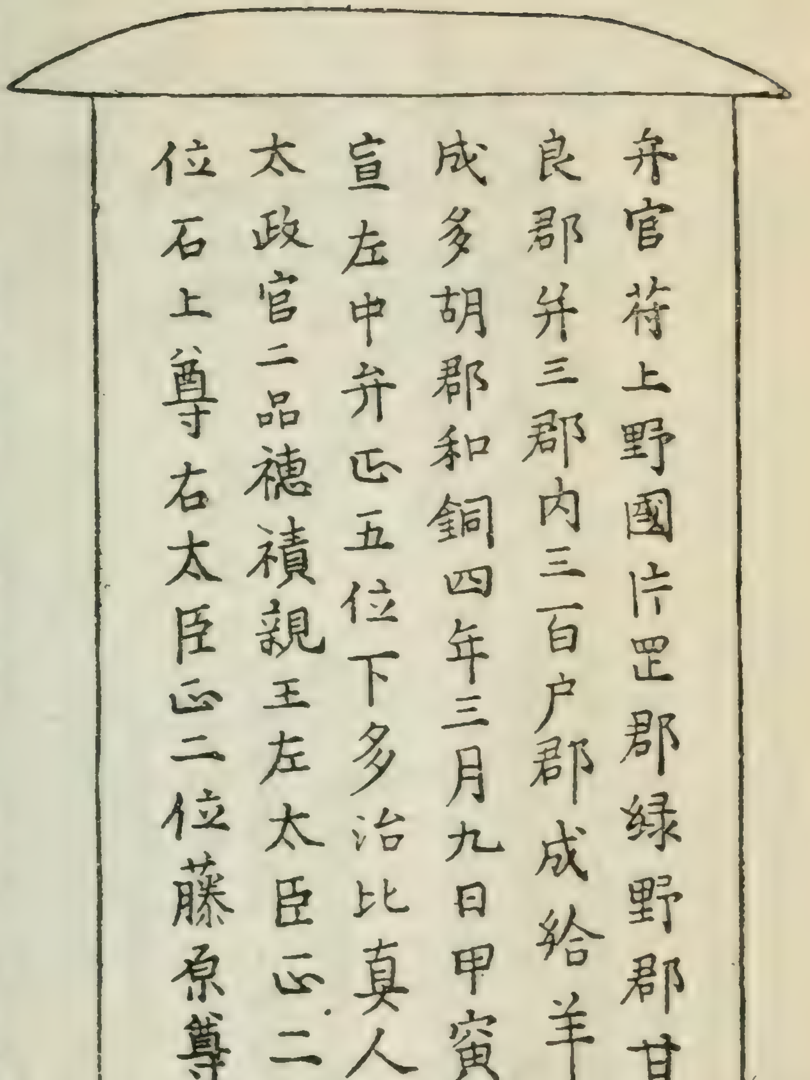


明和中大和國葛下郡穴蟲(アナムシ)山ノ崩ル、所ヨリ出。○小納言及左小辨、〔割註〕小ノ字ヲ用テ、少ノ字ヲ用ヒズ。日本紀天武天皇紀ノ小七位小僧都ノ類也。」○威奈〔割註〕姓氏錄云、右京皇別爲名眞人、宣化天皇ノ子火焰命之後也。日本紀合也。國史作二猪名一。又作二韋那一。」○檜前五百野宮。〔割註〕日本紀作二檜隈廬入野宮一。」

〔十一〕伊福吉部德足比賣臣(イフクベトコタルノ)墓誌、〔割註〕誌文鐫盛骨銅器、蓋上銅器高七寸、圓徑九寸、厚一分五厘、」

安永三年六月廿四日因幡國鳥羽巽府中ヨリ堀出ス。文中錍ノ字疑ベシ。字書云、錍柴鍕也。

〔十二〕上野國多胡郡碑、〔割註〕碑石高四尺、濶二尺八寸、蓋方三尺、



碑上野國多胡郡池村ニ在。按、續日本紀云、和銅四年三月辛亥、割ニ上野國甘良郡織裳、韓級、矢田、大家、緑野、武美、片岡、郡山等六郷ヲ、別置ニ多胡郡ニ。」此碑、始テ多胡郡ヲ置レシ時、建タル碑也。土人誤テ、羊大夫ナル者ノ碑トシテ、牽合附會ノ説アリ。村民、故事ヲ談ズルノ憑據ナキ者論ズルニタラズ。○羊、〔割註〕牟ノ誤ナラム。幷三郡内三百戸郡成給、牟成ニ多胡郡ト讀テ、其義通ズベシ。」○多治比眞人、〔割註〕三宅麻呂。」○穗積親王、〔割註〕續日本紀云、慶雲二年九月、詔ニ二品穗積親王ニ知太政官事。靈龜元年七月丙子、知太政官事一品穗積親王薨。天武天皇之第五子也。」○石上尊、〔割註〕續日本紀云、和銅元年三月、右大臣正二位石上朝臣麻呂爲ニ左大臣ニ。養老元年三月癸卯、左大臣正二位

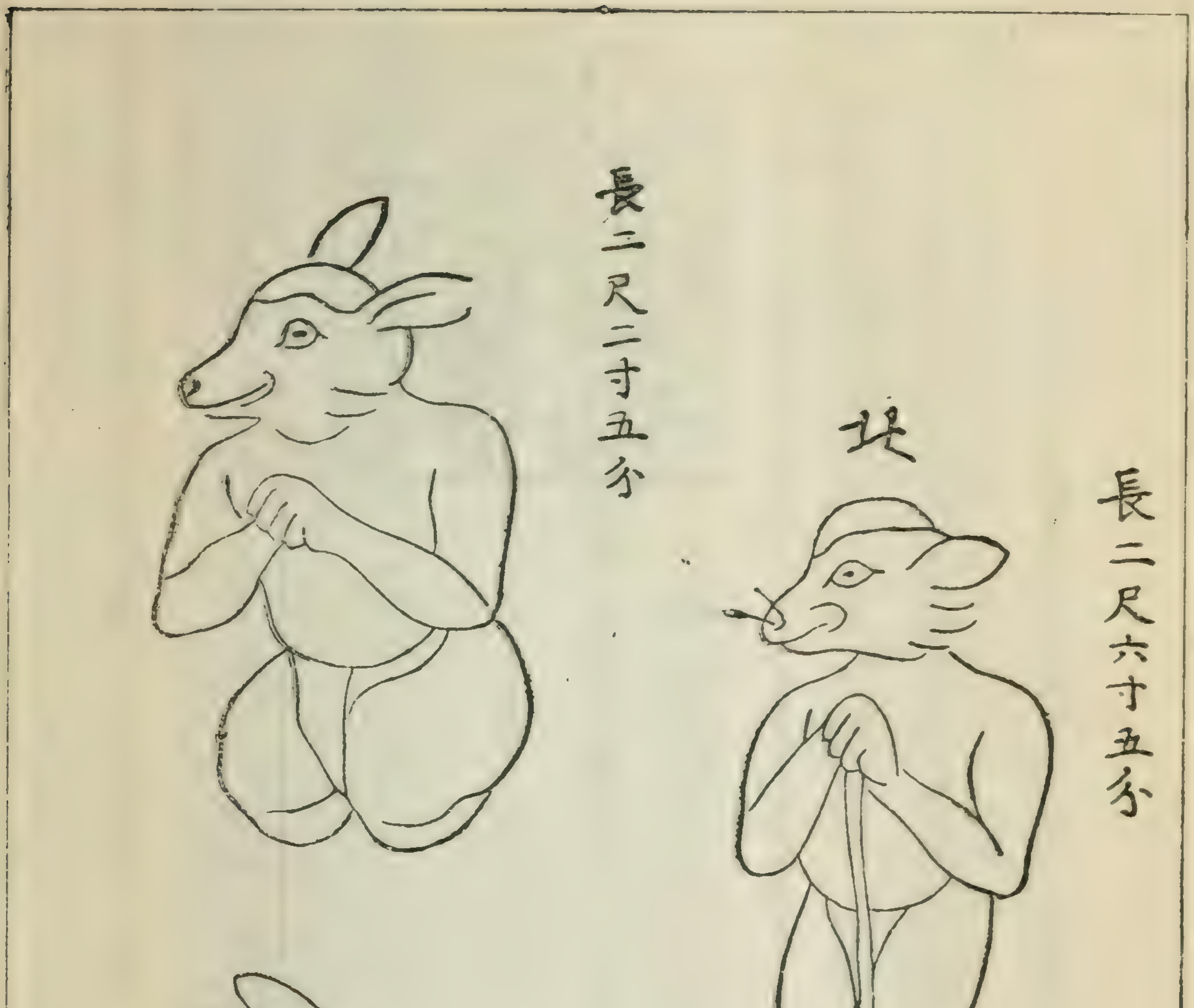
石上朝臣麻呂薨。大臣泊瀬朝倉朝廷大連物部目之後、難波朝衞部大華上宇麻之子也。」○藤原尊、〔割註〕續日本紀云、和銅元年三月、大納言正二位藤原朝臣不比等爲二右大臣一。養老四年八月癸未、右大臣正二位藤原朝臣不比等薨。大臣近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也。」○尊、〔割註〕日本紀註云、至貴曰レ尊、自餘曰レ命。」

〔十三〕元明天皇御陵碑、〔割註〕碑石高三尺、濶二尺餘、厚一尺。」

大倭國添上郡平城
之宮馭宇八洲
太上天皇之陵是其
所也
養老五年歳次辛酉
冬十二月癸酉朔十
三日乙酉葬

續日本紀云、養老五年十月庚寅、太上天皇（元明帝）詔曰、喪地者皆植二常葉之樹一、即立二刻字之碑一。癸亥太上天皇詔曰、諡號稱二其國其郡朝廷馭宇天皇一、流二傳于後世一。」按、先王ノ御陵碑文アルコトナクシテ、此御陵獨、碑ヲ立ルモノハ、右ノ詔ニヨル者ナラム。此碑、何レノ時ニカ土中ニ埋レテ、後御陵ノ南ノ崩ルヽ所ヨリ出タルヲ、奈良坂ノ春日社ノ庭中ニ移シ立、又御陵上隼人ノ形ヲ鐫ル石三枚ヲ立。一ハ立二一ハ踞ス、

隼人圖


長二尺二寸五分
長二尺六寸五分

〔十四〕上野國群馬郡下贊鄉碑、〔割註〕碑石高二尺餘、濶一尺七寸許、」

上野國羣馬郡下贊鄉高田里
三家子□為七世父母現在父母
現在侍家刀自□□呂□□刀自人兒□
部刀自後物部君午足次馹刀自次□□
刀自合六口又知識所結人三家氏人□□
次知万呂鍛師礒マ君□麻呂合三口
知是知識結而天地誓願仕奉
石文
神龜三年丙寅二月廿九日

明和中、上野國高崎ノ山崩レテ出ヅ。文義通ジ難シ。後考ヲ俟ツ。

〔十五〕上野國□□郡山名村碑、〔割註〕碑石長三尺許、濶一尺□寸許。」

辛巳歳集月三日記
佐野三家定賜健守命孫黒賣■自此
新川臣兒斯■弥足■孫大兒臣娶三兒
長利僧母為記定文也　放光寺僧

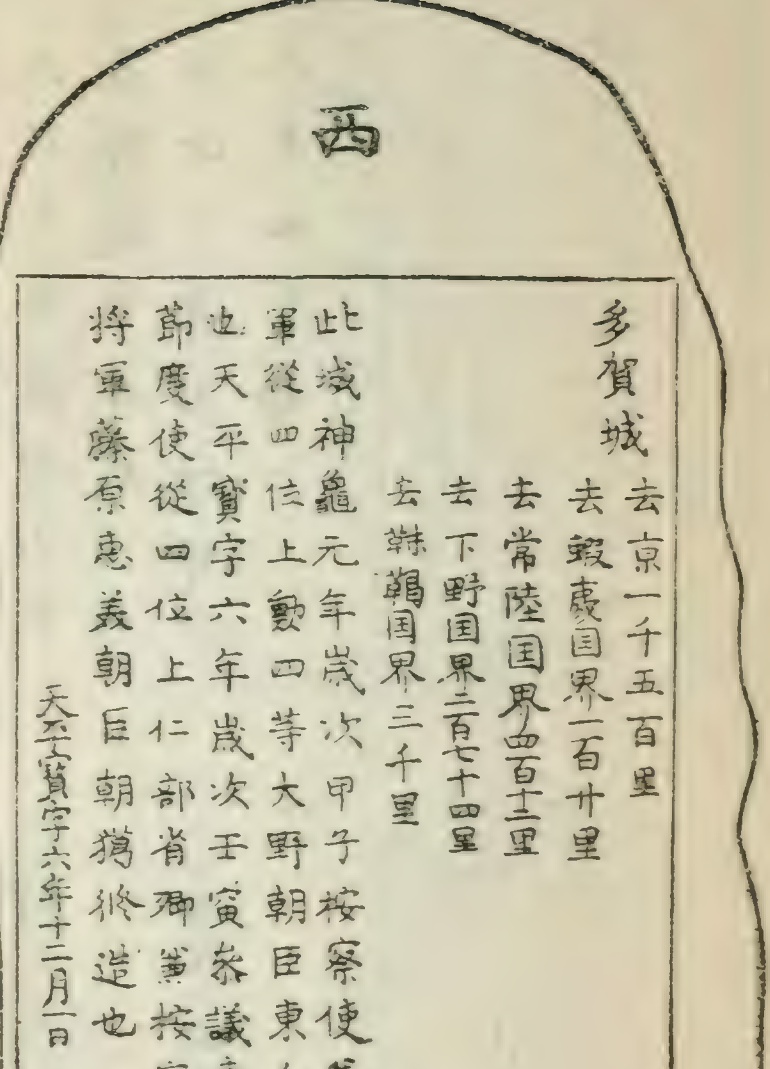
碑石、山名村ノ山上ニ在リ。按、辛巳歳今考ベカラズトイヘドモ、此文體、下贊鄉ノ碑ニ似タレバ、天平十三年辛巳ナラン。碑文辨スベカラズ。後考ヲ俟ツ。集月古銅牌ノ銘ニ、戊子集月銘文トアリ。疑クハ韓語ナラム。

〔十六〕楊貴氏墓誌、〔割註〕長六寸八分、濶九寸、厚二寸。」

従五位上守右衛
士督兼行中宮亮
下道朝臣真備葬
亡妣楊貴氏之墓
天平十一年八月十
二日記
歳次己卯

享保中大和國宇知郡大澤村山崩ル、所ヨリ出ヅ。今大澤村蓮華寺ニ藏ス。此墓誌及枚人甯純女墓誌、皆瓦ヲ以造ル。古制ミルベシ。

〔十七〕陸奥國多賀城碑。〔割註〕碑石高六尺餘、濶三尺四寸許。」



此碑、往年宮城郡市川邑ノ土中ヨリ掘出ス。多賀城ノ廢址ナラン。〇靺鞨、〔割註〕續日本紀云、養老四年正月、遣渡島津輕津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨國觀其風俗。」何レノ地方ナルニヤ。今知ベカラズ。」〇從四位上勳四等大野朝臣東人、〔割註〕按、續日本紀、東人當年從四位下也。此碑、從四位上ニ作ル。」按、壺碑考ニ載スル所ノ陸奥國風土記ノ殘篇、疑ハ後人ノ僞作ナラム。イマ其文中、解スベカラザル者ヲ記シテ、識者ノ訂正ヲ俟ツ。

〇陸奥風土記殘篇云、陸奥國宮城郡坪碑在。一作有。鴻之池今廢。〔割註〕鎭守府ノ門碑ヲ宮城郡ノ坪碑トハ書ベカラズ。今廢ノ二字、其義通ゼズ。」爲故鎭守門碑。〔割註〕故鎭守故ノ字、其義通ゼズ。門碑モ疑

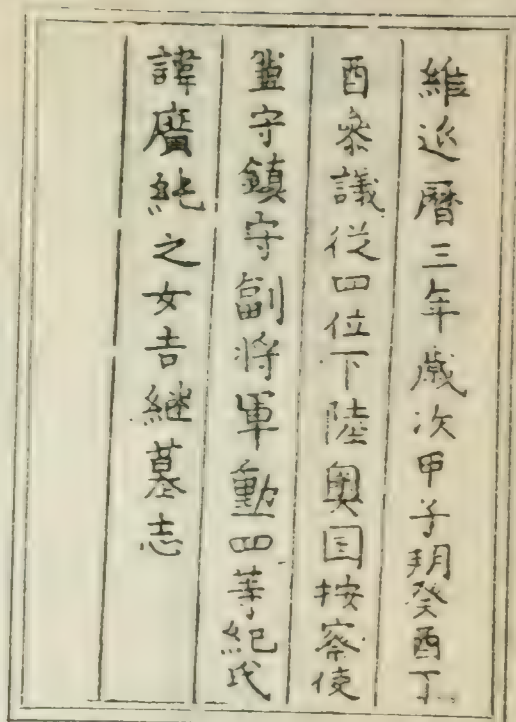
フベシ。「其美輔獨立之、見未眞人滿書也、〔滿書二字未詳、疑フベシ。〕記異域東邦之行程、〔異域東邦之行程、其意通ゼズ。〕令旅人不爲迷途、〔割註〕國界ヲ去ルノ里數ヲ記スノミニテ、途ニ迷ハザラシムト云大簡ナラズヤ。此ヲ以テ途ニ迷ハザル旅人アラバ、一奇ト云ベシ。」

〔十八〕高屋枚人墓誌、〔割註〕長八寸、濶六寸、厚二寸餘。」

故正六位上常陸国
大目高屋連枚人之
墓寶龜七年歳次丙
辰十一月乙卯朔廿
八日壬午葬

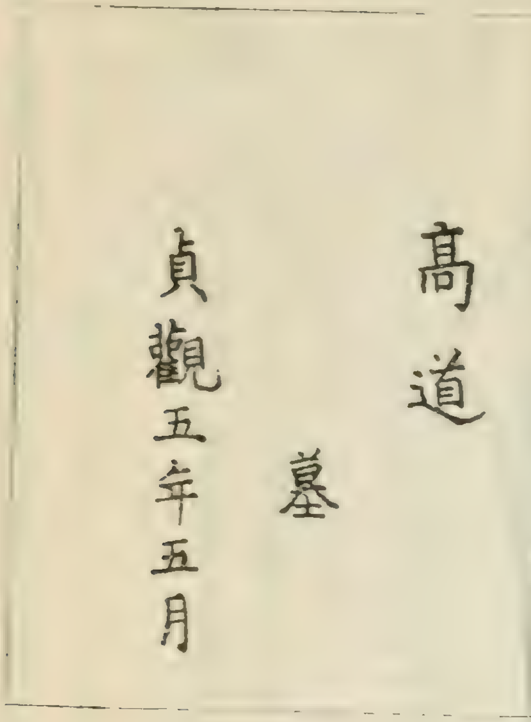
河内國石河郡□□山崩テアラハル。今叡福寺ノ東南院ニ藏ス。

〔十九〕紀廣純女吉繼墓誌。〔割註〕長八寸二分、濶五寸三分、厚二寸餘。」


維延暦三年歳次甲子朔癸酉丁
酉參議従四位下陸奥国按察使
兼守鎮守副将軍勲四等紀氏
諱廣純之女吉継墓志

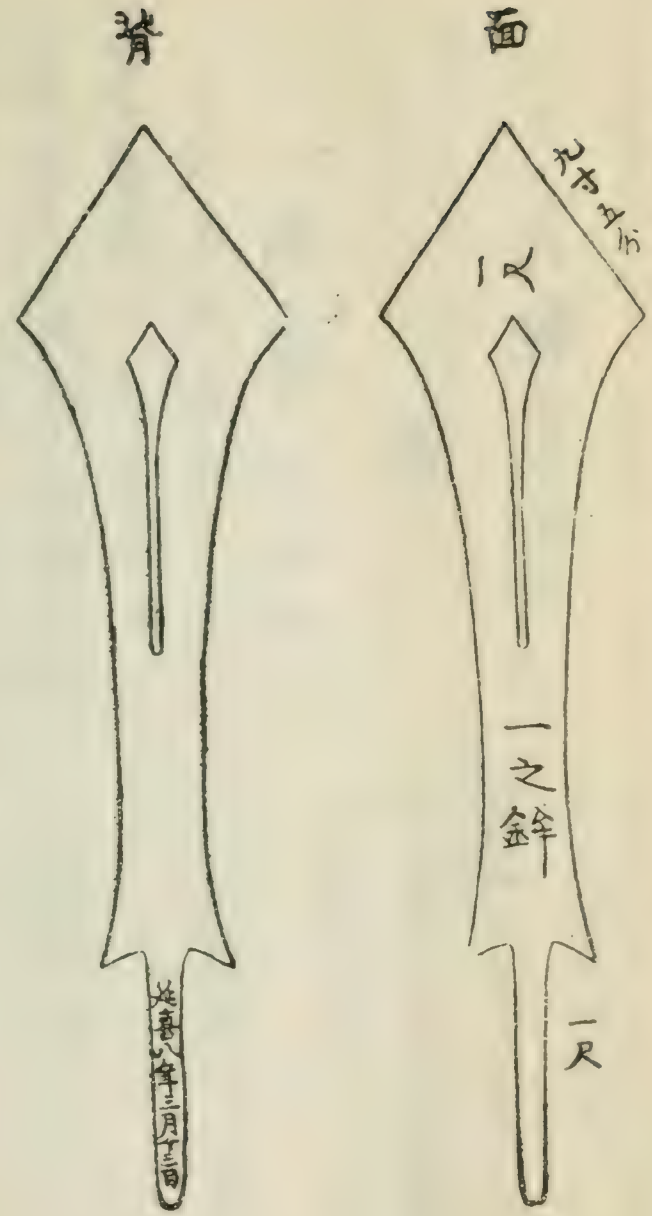
河内國石河郡春日村妙見寺ノ境内ニ邱陵〔土人茶臼山ト云。〕アリ。往年、此墓誌イヅ。コレ紀氏ノ吉地ナルコトシルベシ。誌石今、妙見寺ニ藏ス。

〔二十〕陸奥介高道墓


高道墓
貞觀五年五月

墓、陸奥國欅木村ニアリ。土人傳云、高道、蝦夷ト戰死スト、按、文德實錄云、天安二年正月甲申、授正六位上坂上大宿禰高道從五位下。己酉爲陸奥介。

〔二十一〕山城國白河村天神宮鐵鉾銘。〔割註〕長四尺二寸許。〕



〔二十二〕古宮殿廢址屋瓦文字

小片ノ毀瓦トイヘドモ、古製ヲ考ルニ足ル。況ヤ文字ノ觀ルベク、碑銘ト並ベ賞スベキ者、何ゾ塵土ニ委スベケンヤ。余嘗テ搜索シテ譜ヲ作ル。其文字ハ、好古日錄ニ見タリ。其餘搨氈臨摸スル所ノ碑銘百餘、好古雜錄ニ載ル者、今略レ之。

○書　畫

〔一〕大寶元年勅書。殘字十餘字。

何人ノ書ナルコトヲシラズ。字畫端好、實ニ晉人ノ氣アリ。

〔二〕天平□年□月解 殘缺。

廿年前、源猪皮ノ家ニ於テ一展觀ス。其書、薛稷ニ似タリ。余嘗テ大寶已後百餘年間ノ文書數十通ヲ觀ル。其書、固ヨリ巧拙アレドモ、皆唐人ノ氣アリ。弘仁、天長已後ヤヽ一變ストイヘドモ、其間、古今ニ傑出スル者アリ。康保、安和已後又一變シテ、善書トイヘドモ古風存ゼズ。

〔三〕施法隆寺物敕書、天平勝寶八年。

其書、端楷唐人ニ肖タリ。其用ル所ノ紙、古製ヲミルベシ。

〔四〕天平寶字四年七月廿三日敕書

東大寺封戸敕書也。古敕書ノ傳ル者、褾褫及軸等存スル者無シ。獨此敕書、軸等存ス。古制、詳ニ考フベシ。

〔五〕鴨毛屛風、二座

國朝、古昔ノ篆字存スル者、印篆ノ外、纔ニ此屛風及藥師寺屋瓦ノミ。

〔六〕延曆□年造宮使解

魚食讀ベカラズ。惜ベシ。其書、院體ナレドモ賞スベキ者也。

〔七〕魚養書

乃樂西京藥師寺所藏ノ大般若經一部、寺傳テ、魚養ノ眞蹟ト云。但一二卷逸シテ、一卷ハ雄德山ノ一子院ニ藏ス。藥師寺印ヲ印ス。其餘ハ數行ノ小片トナシテ世間ニ散在ス。此外ニ眞蹟ノ存スル者ヲキカズ。七大寺ノ扁額モ隻字存セズ。按ニ、扁額、飛白ヲ用ルハ空海ニ始ル。聖武帝四天王護國之寺額、孝謙帝御書、唐招提寺板題、皆正書也。魚養七大寺ノ額モ、正書ニテ有シナラム。

〔八〕僧空海書

傳云、空海入唐シテ、書法ヲ韓方明ナル人ニ得テ、書名ヲ後世ニノコス。本邦ニシテ飛白等ノ書アル、海ヲ始トス。東寺七祖畫像ノ名號、及贊辭書訣、嵯峨帝ニ奉ル詩藁、與ニ越州節度使ニ書ノ類。其

眞面目也。最澄ニ寄ル書牘ノ如ハ、不用意ニ出ル者ニシテ、自好處ヲシラザルモノ也。故其體傳ル者尠シ。益田池碑文、（摸本世ニ散在ス。）ノ如キハ、一時ノ戯ニ出ル者也。

〔九〕 橘逸勢書

眞蹟ノ存スル者、伊都内親王願文ノミ、聊晋人ノ氣アリ。興福寺南圓堂銅燈臺銘、世ニ傳ヘテ逸勢ノ書ト云。是否ヲシラズ。

〔十〕 敏行朝臣書

高雄山鐘銘ノ外一字其書ヲミズ。鐘銘ハ徐浩ノ風アリ。

〔十一〕 菅贈太政大臣書

長谷寺ノ緣起、公ノ眞蹟也、卷尾云、執筆遣唐大使中納言從三位兼行左大辨春宮大夫式部大輔侍從菅原朝臣道眞。」其眞蹟タル疑ベカラズ。又大安寺緣起モ、公ノ撰幷書ト云。卷尾云、俗別當遣唐大使中納言從三位兼行左大辨春宮 攉 夫 儔 儗 朝 トノミアリテ、名ノ字ナシ。書體、長谷寺ノ緣起ト一點似タル所ナシ。又菅公ノ眞蹟ノ佛經、世ニ散在ス。一モ長谷寺ノ緣起ニ似ズ。十種アレバ十種ノ書也。皆信ズルニ足ラズ。

〔十二〕 道風朝臣書

白居易ノ詩ヲ寫ス、摸本一卷（殘缺ヲ集一卷トナス。）ヲミル。絕妙二王ノ體ヲ得、實ニ奇世ノ珍也。眞蹟、何ノ所ニ存スルニヤ。道澄寺鐘銘、〔割註〕鐘今傳テ大和國宇知郡榮山寺ニ在。」ノ如キ、古今ノ碑銘、其右ニ出ル者ヲミズ。又遊絲連綿草ノ如キ餘人、豈企テ及ンヤ。實ニ良書ト云ベシ。世上ニ存スル眞蹟拓本、信用スベカラザル者多シ。因テ云、下馬ノ札ノ書、道風ニ始ルト云俗說、幷ニ書記セル書モアリ。無稽

ノ言也。下馬ノ札ハ、後世ノ制也。

〔十三〕 佐理卿書

一士人、長恨歌ノ摸本雙鉤墨塡、ヲ藏ス。卷尾ニ、源相公ノ藏本ヲ以寫ス。花押有。原本ヲ以、摸セシ者ナラン。其黴、李邕ニ肖テ、今世ニ存スルモノト同ジカラズ。摸手タクミナラズシテ、其神彩猶存ス。況ヤ眞蹟ヲヤ。

〔十四〕 行成卿書

余嘗所レ見ノ行成卿眞蹟、和漢朗詠集全篇ノ者五種、小片數行ノ者七八葉ニ及ブ。皆鑒裁家ノ記アリ。然ルニ其書、皆別手ニ出ルモノ也。若一種、此卿ノ眞蹟アラバ、餘ハ皆非ナラン。又此卿何ゾ、此ノ如ク朗詠集ヲ數本寫サレシヤ、疑フベキコト也。其餘、文集佛經ノ類、行成卿ノ眞蹟ト稱スル者、世上ニ散在ス。然ルニ不レ覺ミザ避レクル席ヲ如キ者、隻字ナキハ何ゾヤ。

〔十五〕 無名氏書

或人法華經第五卷ヲ藏ス。其書、遒勁愛スベシ。其法、歐陽通ニ出。○寶曆ノ初、一友人ノ家ニ於テ、金字佛經集ニ殘缺一篇ニ一卷ヲ見ル。卷尾云、康保二𠡦テ、、ミ𠥱、、其書、ミルニ足ラズ。若婦女ノ書歟。其書、武后ノ制字ヲマジエ用ユ。𠡦ハ古人儘用フ。𡆠𠥱𤯔ノ類ヲ用ルハ、此外ニ見アタラズ。

〔十六〕 多□永書牘 仁書

先使稍繼歸洛之後不承音問□墳甚深伏惟淸宜何□永□□應祭彼請□料等雜盡□□不啻之貴定在下吏

悚息□□莫不九廻伏乞寛之諸在貢□使至事不更委陳不宜謹言

十二月五日少椽多□永拜□

菅相公秀主几前

春秋省試未知何人及第如

有便風乞垂告示

謹空

右浪華木世肅所藏也。某國少椽多□永、今誰ナルコト考フベカラズ。其書及ヒ紙色ヲ察ニスルニ、六百年外ノ者ナルベシ。古書ノ存スルモノ多クハ、詔敕符牒及券文ノ類ニシテ、書牘ハ至テ希也。此一紙、其體古風ヲ觀ルニ足ル者也。實ニ珍重スベシ。文中ノ先使ハ、古書所レ謂サイヅカイ也。〔割註〕先使ハ、國司拜任ノ後、其國ニ下向セザル前ニ、其國ノ在廳ノ官人等ニ、三箇條ノ事ヲ仰セ下ス使ナリ。國司ノ下向ヨリ、先ニツカハス、故ニ先使トイフ。〕平家物語ニ、御車副ノ古老ノ者ニ、淀ノ住人因幡ノ先使國久丸云々。〕大記ニ、寛治五年八月八日、淡州被レ申ニ慶賀ヲ淡路先使雜色是貞先日差遣。余拜ニ任兩州ニ之時、每敎遣ニ件男ヲ〕人車記、久壽三年三月十三日、伊豫先使ヲ發遣ノ事アリ。先使守時。〔割註〕着ニ白襖ヲ正ニ平禮ヲ有ニ文筥持ヲ。從類又濟々焉。〕入ニ中門ニ立ニ前庭ニ。今日於レ淀乘レ船。明日於ニ河尻ニ乘ニ大船ニ可ニ進發ス。〔割註〕其文長略レ之。〕

〔十七〕花押

國朝、花押ヲ用ル其始ヲシラズ。和銅二年田劵合縫ニ、花押ヲ用ユル者、東寺所レ傳ノ文書模本ニミエタリ。此ヨリ古キ者ヲミズ。〔〕中古、左文ノ押字アリ。康平二年十二月田劵紙尾連署七人、其中、二人ノ押字、左文ナリ。又東大寺滿寺所施入帳、永久五年七月十五日、大法師押字左文ヲ用ユ。〇古代ノ花押ニ、飛白ノ體ヲ用ル者アリ。其筆力、飛動ノ勢アリ。〔〕婦人ノ文書ニ花押ヲ用ル。余嘗テ見ル所ノ一二ヲ記

ス。天暦□年田券□□氏女、花押。正中三年三月八日讓狀、大中臣氏女。花押。嘉暦二年十一月四日田畠券在原氏女。花押。建武五年七月八日九條大豆田讓狀藤原氏女。花押。建久元年七月十四日家地沽却券女官三條加判。花押。建長三年十月八日脩明門院御讓狀。御花押。文永十二年四月廿日田券藤井氏女。花押。此餘、見ル所十餘通、年號ヲ遺忘ス。

〔十八〕陰陽寮日月圖

寛正二年九月僧堯忠傳寫スル所也。世人、紅夷寫シ傳ルヲ日月ノ圖ノ始トス。古昔、スデニ此圖アリ。

〔十九〕輿地圖 一鋪

下鴨社所ㇾ傳ニシテ、梨木三位祐之摸本也。延暦二十四年改定ノ圖ト云。古年代記ニ所載ノ圖ト大同小異ナリ。

〔二十〕平安都城圖

東寺所ㇾ傳一種。一舗殘缺。○神泉苑所ㇾ傳圖。右京不詳審。○拾芥鈔所ㇾ載圖。脱二水路一。○古本拾芥鈔圖。左右京並圖ニ水路。

〔二十一〕宮城古圖

延暦遷都ノ制也。破裂十分ノ二三ヲ存ス。惜ベシ。

〔二十二〕大内裏圖

南都故家所ㇾ傳、神泉苑所ㇾ傳、東寺所ㇾ傳、一故家所ㇾ傳、匡遠鈔所ㇾ載圖、古本拾芥抄所ㇾ載圖、校本拾芥抄所ㇾ載圖、印本拾芥抄所ㇾ載、豊楽院圖脱。醍醐寺所ㇾ傳圖、應永千分一圖、各小異同アリテ、各益アリ。但應永千分一圖、醍醐所ㇾ傳圖ハ諸圖ニ及バズ。○朝堂院諸圖、年中行事畫ト合ハズ。年中行事畫ハ、保元造内裏ノ制、全盛ノ時式ニ非ズ。○木工總官ニ、古ク傳フト云大内裏圖アリ。大内裏ノ結構ヲシラザル者ノ僞作也。先輩、此圖ヲ珍重ス。怪シムベシ。

〔二十三〕神祇官圖

古圖トイヘドモ味ナシ。

〔二十四〕鳥羽造道及朱雀川圖一鋪

年號不ㇾ見。疑ハ五百年許所ㇾ圖ナラム。

〔二十五〕墾田圖

天平七年、讃岐國、天平勝寶八年、攝津國、天平寶字三年越中國、田圖也。古ノ墾田圖ノ制ミルベシ。

〔二十六〕上宮太子畫像

法隆寺所ㇾ傳也。國朝古畫ノ存スル者、此ニ過タル有ベカラズ。衣服ノ制モ聊考フベシ。

〔二十七〕大學寮九哲粉本。殘缺、畫者姓名不ㇾ傳。

畫所預家ニ傳ル所、世ニ誤テ賢聖ノ障子ノ粉本トス。畫力、賢聖障子ノ粉本ニ及バズ。

〔二十八〕賢聖障子粉本。〔割註〕畫者姓名不ㇾ傳。但正和前粉本也。」

畫所預家ニ傳ル所、馬周、房玄齡、魏徵、杜如晦四人ノ粉本也。按、土佐家傳云、刑部大輔吉光、正和中、南殿障子畫ニ賢聖ト、此等ノ摸本今傳ラズ。惜ムベシ。

〔二十九〕東大寺鴨毛屏風畫

今存スル者十六枚、中ノ一枚ニ天平勝寶三年十月ノ八字アリ。千有餘年ノ畫、實ニ賞スベシ。

〔三十〕殘缺畫卷

畫法、伴大納言ノ繪詞ニ似タリ。古色掬スベシ。其圖、山陵ヲ築キヲサムル體、上古ノ風俗ヲ考フベシ。傳テ叡福寺ノ繪詞ト云、是否ヲシラズ。

〔三十一〕年中行事畫摸本。〔割註〕土佐家傳云、凡六十卷、今所ㇾ存二十餘卷、畫刑部大輔光長。」

事々物々古ヲ徵スベシ。此畫及春日驗記畫卷中ノ至寶也。

〔三十二〕唐僧畫一卷

教訓鈔及續教訓鈔ニ載スル所ノ唐舞繪ナル者也。樂儛圖中ノ至寶也。

〔三十三〕吉備公入唐圖。〔割註〕殘缺、畫工姓名不レ傳。」

畫法、新豐折臂翁ニ似タリ。神采愛スベク、古色掬スベシ。

〔三十四〕吉備公入唐繪詞。〔割註〕二卷、今下卷逸ス。畫光長、書卜部兼好。」

說、東征傳繪緣記ニ見ヘタリ。

〔三十五〕伴大納言繪詞。〔割註〕三卷、畫者姓名闕。」

畫力精絕、事々古ヲ徵スベシ。首卷詞逸ス。

〔三十六〕相撲人圖。〔割註〕一卷、畫基光及公望、基光子阿闍梨。」

其圖、古昔相撲ノ事、皆徵スベシ。基光ノ畫、存スル者此外ニミズ。

〔三十七〕中殿管絃圖。〔割註〕一卷。畫信實。」

〔三十八〕隨身庭騎（ニハノリ）圖

畫中、考ニ備フベキコト有。畫力亦精好ナリ。

〔三十九〕競馬圖粉本。〔割註〕殘缺、畫工姓名不レ傳。」

〔四十〕承安五節圖屛風摸本。元壽卷

光長所レ寫ノ畫卷ヲ以、光信、屛風一坐ニ寫シテ、畫卷ハ傳ハラズ。今ノ畫卷ハ、御厨子所預宗直朝臣屛風ノ摸本ヲ以、畫卷トナス者也。

〔四十一〕大著色傳樂圖屛風粉本、一坐、

此畫、元光長寫ス所ニシテ、光信、此ヲ摸ス。其圖、據ルベキコト多シ。一說ニ光信圖スル所ト云、非ナリ。

又一種、傳樂圖屛風摸本著色ナシ。アリテ、原本光信ノ所レ寫ト云。是畫所預光信ニ非ズ。狩野光信所レ寫ノ摸本也。其圖甚劣レリ。

〔四十二〕 賀茂祭草子、一卷、

跋云、此繪、龜山院御繪合之時、經業卿所ニ調進ト也。畫爲信卿、詞定成朝臣書レ之。元德二年閏六月中旬之頃令レ寫レ之。畫繪所預隆兼朝臣、詞入道內藏權頭季邦朝臣寫レ之。」幹嘗テ、展翫スル前後六七次、對スルゴトニ結搆及ビ畫圖ノ凡ナラザルヲ覺ユ。且隆兼摸スル所ニシテ、隆兼ニ似ズ。隆兼、摸ニ於テ已ヲ用ザルヲミルベシ。原本ト相比セバ、出藍ノ勢有ン者也。○新摸本、元祿七年閏五月畫高階定信、詞沙門旦生、此摸本、咄々眞ニ逼ル。戊申ノ火後、所在ヲシラズ。惜ムベシ。

〔四十三〕 國牛十圖、一卷、

余古本ヲ得テ紀圖南老人ニ贈ル。其後、世上ニ摸本出來レリ。延慶中ノ者ニシテ、余ヲ以現ハル。先輩ノ曾テ知ラザル者也。

〔四十四〕 後三年軍記。〔割註〕三卷。畫飛驒守惟久、書上卷土御門文殿寄人仲直、中卷持明院左少將保修、下卷世尊寺從三位行尹卿。」

原本序逸ス。傳寫ノ本ノ序云、貞和三年法印權大僧都玄慧序。」畫力精好、事々古ヲ徵スベシ。

〔四十五〕 十二類。〔割註〕三卷。畫藤廣周、一說光興、書上卷後崇光院、中及下卷尊道親王。」

眼ヲ悅バシムベク、且考古ノ益アリ。

〔四十六〕 付喪神記。二卷、

詞云、陰陽雜記曰、器物百年をへて化して精靈を得てより、人のこゝろを誑す。これを付喪神と號すといへり。これによりて世俗、每年立春に先立て、人家の具足をはらひいだして、路次にすつること侍り。これを煤拂といふ。これすなはち、百年に一年たらぬ付喪神の災難にあはじと也。」按ニ、泣不動緣起ニ、付喪神ヲ祭ル圖アリ。和歌ニ、百年ニ一年タラヌツクモガミト云即是也。

〔四十七〕 非常草木成佛。〔割註〕二卷、畫僧覺融、詞僧成賢。」

付喪神記ニ似テ畫モ詞モスクナシ。

〔四十八〕福富ノ草子。〔割註〕二卷。畫工及書者姓名不レ傳。」

〔四十九〕時代不同歌合繪。〔割註〕摸本二卷。畫隆信。」

〔五十〕三十六歌仙像。〔割註〕畫信實。略傳及和歌後京極殿。」

後世ノ衣服ヲ以テ當時ヲ寫ス。古昔ノ制ヲ考ルニ益ナシ。六七百年來ノ衣服、詳ニ考フベシ。

〔五十一〕小野道風畫像。信實、

其容貌其衣服、實ニ當時ヲ想像セシム。此像、摸本ニ摺アル者アリ。俗工ノ猥ニ添ル所論ズルニタラズ。

〔五十二〕奈與竹ノ草子。〔割註〕一卷。畫者姓名不レ傳。」

摸本異同アリ。余ガ所レ藏古本ニシテ誤寫ナシ。

〔五十三〕畫師ノ草子。〔割註〕一卷。畫信實。」

結構俗氣ナシ。眼ヲヨロコバシムベシ。

〔五十四〕新豐折臂翁。〔割註〕一卷。畫光長、書寂蓮。」

古昔、畫法ヲ唐人ニ取ル、此等ノ卷ヲ以見ルベシ。

〔五十五〕紀長谷雄草子。〔割註〕一卷。畫者姓名不レ傳。」

摸本二種アリ。破裂不レ全者佳本也。全者ハ俗手ノ補ヒナリ。

〔五十六〕長歌葦手畫。〔割註〕一卷。畫光正。」

葦手ノ一種ナリ。

〔五十七〕百鬼夜行圖。〔割註〕一卷。畫光重。」

〔五十八〕建保二年東北院職人歌合。〔割註〕一卷。畫□□。」

〔五十九〕鎌倉職人歌合。〔割註〕一卷。畫行廣。書爲重卿。」

一種鎌倉職人歌合ニ畫ナキ者アリ。圖ヨリ歌モ判ノ詞モ別也。

〔六十〕職人歌合。〔割註〕三卷。畫光信。書東坊城和長卿。」

淡彩ナレドモ其圖ハ委シ。印行ノ本ハ縮本也。此歌合、作者烏丸光廣卿ト云說アレドモ、和長卿眞跡傳リタレバ、俗說ナルコト知ベシ。

〔六十一〕馬醫ノ繪。一卷。

往年、古本ヲ見ル。無用ノ長物トイヘドモ、古色アル者也。住吉家傳ル所ハ、貞享五年八月ノ摹本也。後附藥草圖一二據ルベキコト有。

〔六十二〕勝（カチ）ノ畫。〔割註〕二卷。畫僧覺融。」

東寺金勝院ノ所藏ニシテ、今傳フル所ヲシラズ。

〔六十三〕僧覺融畫藁。一卷。

禽獸草本ヲ寫。戲畫ニアラズ。跋云、祕藏繪本也。建長五年五月日竹丸。花押。

〔六十四〕僧覺融戲畫。三卷。

右四卷、畫力愛スベシ。高山寺所藏也。勝畫トナラベ賞スベシ。

〔六十五〕三論。〔割註〕一卷。詞後成恩寺殿。」

畫傳ラズ。今ノ畫ハ、後世俗工、詞ニヨリテ寫ス者ナリ。

〔六十六〕轉害會（テガイエ）圖。〔割註〕六曲屛（風カ）一坐。畫光興、未レ知二是非一。」

〔六十七〕疾ノ草子。〔割註〕一卷。畫光信。」

〔六十八〕東大寺三倉寶物圖。一卷。

此圖、余見ル所三種アリ。一ハ普通本、一ハ琴及象牙等ノ圖アル本、一ハ都維那祐想摸本。

〔六十九〕文安即位調度圖。一卷。

此卷、圖スル所皆古制ヲ考フベシ。但、圖ノ細密ナラザル遺恨ト云ベシ。

〔七十〕熊野本宮及新宮神寶圖。二卷。

〔七十一〕伊豫三島社神寶圖。二卷。

〔七十二〕安藝嚴島社神寶圖。二卷。

右三種、近來寫ス所、皆古制ヲ考ルニ足ル。

〔七十三〕春日權現驗記。〔割註〕二十卷。畫繪所預高階隆兼、詞第一、二、三、四、五、九、十、十一、十二、十三、十六卷前關白殿、第六、七、八卷攝政殿、第十七、十八卷良信親王、第十四、十五、十九、廿權大納言冬基卿、跋云、延慶二年三月。」

隆兼、畫力精好微物トイヘドモ苟モセズ、古今ノ繪詞傳數種有トイヘドモ、考古ノ益アル、此驗記ニ並ブ者アランヤ。年中行事ノ畫ト伯仲ス。惟、識者ノ偏ク熟覽スルコトアタハザルヲ遺憾トスベシ。

〔七十四〕北野天滿宮繪詞。四卷。

隆成及行光、光信、各此ヲ寫シテ、今皆傳ラズ。隆成ノ粉本纔一葉、行光眞蹟三葉、光信摸本一卷ヲ見ルノミ。

〔七十五〕鎌倉荏柄天神緣記。〔割註〕三卷。畫行長。書行尹卿。」

余嘗テ摸本ヲ見ル。原本ハ他所ノ珍藏トナリテ、本社ニハ摸本モナシ。

〔七十六〕上宮太子繪詞摸本。

山陵ヲ築ク圖アリ。又帳臺ノアル殿ニテ、人多ク泣臥タルトコロアリ。畫法精好、腕力凡ナラズ。新豐折臂翁ニ似タリ。摸本二葉ニタラズトイヘドモ奇品ナリ。

〔七十七〕上宮太子傳畫。

數種アリテ、法隆寺繪殿ノ圖ヲ巨擘トス。近年、本寺朽敗ヲ恐レ、屛風トナシテ寶藏ニ祕ス。畫力拙カラザレドモ、後世ヲ以、當時ヲ寫ス故ニ、上宮太子ノ御服、黄丹ノ縫腋、公卿ノ束帶、五六百年來ノ體也。推古帝ノ朝、此ノ如キ衣服アランヤ。又、殿舍ノ結搆及器用、婦人ノ衣服ニ至テハ、皆畫工ノ意ニ任テ無稽ニ出ル者也。〇又、直幅六軸、其圖、大概繪殿ノ如ニシテ、畫法、腕力伯仲ヲ成シ難シ。此餘、諸佛刹等ニ藏スル上宮太子繪詞數種アリ。畫力賞スベキ者ナシ。今皆、此ヲ略ス。

〔七十八〕 執金剛神。三卷。

圖中、聖武帝行幸ノ圖アリ、聊考ニ備フベシ。其餘ミルニタラズ。

〔七十九〕 石山寺緣起。〔割註〕五卷。畫第一、二、三隆兼、詞呆守僧正、第四畫光信、補詞實隆公、第五畫隆光、詞爲重卿。」

佛刹繪詞傳ノ巨擘也。

〔八十〕 東征傳繪緣記。〔割註〕五卷。簽鷹司殿。」

褾卷紙ニ、奉施入唐招提寺、永仁六年戊戌八月日極樂律寺住持沙門忍性。」按ニ、此卷及吉備公入唐繪、高山寺ノ繪詞ノ類、略、其事ノ始末ヲ考フベシトイヘドモ、圖スル所多ク異邦ノ事ニシテ、衣服器用ニ至リテハ、畫工ノ私意ニ出ヅ。故ニ考古ノ益スクナシ。

〔八十一〕 志義山毘沙門緣起。〔割註〕三卷。畫幷詞僧覺融。」

覺融畫、信實ニ似テ一家ヲナス。此卷ノ如キ結構奇絶、畫力ト共ニ成ル。俗手ノ企及ブベカラザル所アリ。

〔八十二〕 誓願寺緣起。〔割註〕二幀。畫工姓名不ㇾ傳。」

元三幀ニシテ、一幀ハ不ㇾ傳ト云。惜ベシ。古老傳云、此本寺ノ緣記ニ非ズ。後人、辭ヲ附會シテ、本寺ノ緣起トナス者也。繪ト詞ト合ガタキ所アレバ、サモアランカ。但、畫力ハ精好ニシテ、故實ヲ存ス

ルコト多シ。

〔八十三〕清水寺縁記。〔割註〕二卷。畫光信、書當時公卿集書。」

癸巳初夏終日展翫ス。按宣胤卿記云、永正十四年九月十七日清水寺縁記繪詞、余淸書三十二段內五段、分ニ遣廿亞相一。彼卿傳達也。繪者土佐刑部大輔光信書レ之。

〔八十四〕泣不動縁起。〔割註〕二卷。畫光茂。」

此卷中、安倍晴明、付喪神ヲ祭リテ僧知空ノ病ヲ證空ニ移シテ、知空病治スルコトアリ。按ニ、山槐記云、治承二年七月廿七日、御產御祈云々。夜陰權僧正房覺參入、渡ニ御物氣一、傳ニ于女房一渡レ物付云々。陰陽家、浮屠氏共ニ此術アリト云。〔割註〕淨華院所レ傳泣不動縁起、琢磨所レ寫ト云。余不レ覩レ之。」

〔八十五〕證空繪詞。〔割註〕殘缺爲一卷。畫法眼慶恩、詞證空の云々數行世尊寺伊經朝臣、おほよそ云々數行光明峯寺殿。さて筆の云々數行伊經朝臣、習光病は云々數行從三位行能卿。」

光茂所レ寫ノ泣不動ノ縁起ト同物ニシテ、結構同ジカラズ。又此卷、灌頂卷ト同手ニシテ、其畫、別手ニ出ルガ如シ。

〔八十六〕因幡藥師佛縁記。〔割註〕三卷。畫光信。書尊應准后。」

普廣院殿寄附、本寺執行所藏也。○又桃坊所藏ノ本アリ。書宸翰、畫光信ト云。疑ハ摸本ナラム。」

〔八十七〕淸涼寺融通念佛縁記。〔割註〕二卷。畫大夫法眼永春、備前守光國、栗田口隆光、前兵部大輔入道寂濟、飛驒守光行、土佐守行廣、春日修理亮行秀、詞上卷、後小松帝宸筆及公卿集書。下卷、慈照院義政公、佐々木赤松等。」

〔八十八〕鞍馬寺縁起。〔割註〕三卷。畫狩野元信、詞尊應准后。」

永正十年癸酉六月、右京大夫源高國跋アリ。

〔八十九〕眞如堂繪詞傳。〔割註〕三卷。畫掃部助久國、詞上及外簽、後柏原帝宸筆、中、入道式部卿宮入

道尊鎭親王、下、入道前內大臣、法務前大僧正公助。」

跋云、此繪三卷、住持昭淳僧都命ニ畫工掃部助久國ニ令レ圖レ之。中略、大永歳次甲申年八月十五日記、遍照金剛入道親王尊鎭親王。」近世ノ事ヲ考ルニ益アルベシ。

〔九十〕弘法大師行狀記。〔割註〕十一卷。畫々所預光信、詞一卷大覺寺二品深守親王、二卷一條前中納言公勝卿、三卷六條中將有孝朝臣、四、五卷後押小路前內大臣、六卷二條中納言爲重卿、七卷四辻儀同三司、八卷成就院前大僧正杲守、九卷靈山僧實嚴、十卷大炊御門三位入道明燈、十一卷靑蓮院無品道圓親王。」

東寺所レ傳也。余、此畫ヲ熟視スルニ、畫光信ニテハ非ルベシ。其圖、畫所預ノ畫法ニ非ズ。〇新寫畫工姓名不レ見。詞王卿ノ集書、外簽持明院基雄卿。〇按ニ、東寺ノ古記ニ、弘法行狀ノ繪、應安七年ヨリ康曆元年ニ至テ成就ス。畫所預大藏少輔行忠、繪師釆女正名闕。中務少輔久行定阿彌名闕。大進法眼名闕。南都繪師祐高法眼。凡六人、此畫、今片楮半葉存セズ。惜ベシ。

〔九十一〕西行物語。〔割註〕四卷。畫相保、一卷存、三卷不レ傳。」

〔九十二〕解脫明慧緣記。〔割註〕一卷。畫巨勢有家、詞爲相卿。」

〔九十三〕圓光大師繪詞。〔割註〕四十八卷。畫光信、書當時公卿集書。」

〔九十四〕親鸞上人繪詞傳。〔割註〕二卷、畫工姓名不レ傳。書後醍醐帝宸筆。」

〔九十五〕六條道場一遍聖繪詞。〔割註〕十二卷。畫法眼圓伊、詞僧聖戒、外簽經尹卿、卷尾云、正安元年己亥八月廿三日、西方行人聖戒記。〇應安二年僧阿修補。〇延德四年覺阿再修補。」往々古ヲ考ルニ足ル。圓伊、畫力愛スベシ。但、其圖小ニシテ詳細ヲ盡シガタシ。惜ベシ。

〔九十六〕四條道場遊行畫辭。〔割註〕畫工姓名不レ傳。」

六條道場及藤澤ノ道場ノ卷ニ比スレバ、其畫、精シカラズ。固ヨリ圖モ同ジカラズ。

〔九十七〕藤澤道場遊行繪記。〔割註〕十卷　畫隆光、詞二十世遊行。〕

圖、六條道場所藏ト同ジカラズ。畫力、圓伊ニ及ハズ。

〔九十八〕來迎寺所藏十界圖。〔割註〕傳云、凡三十幅。今存者十五幅。〕

僧慧心ノ結構ニシテ、巨勢金岡所ㇾ圖ト云。道風眞蹟ノ和漢朗詠集ト伯仲ス。蓋慧心ハ是ニシテ、金岡ハ非也。此圖中古製、考フベキコト多シ。

〔九十九〕佛鬼軍。〔割註〕殘缺一卷。畫及詞僧一休。〕

〔百〕明義草子。〔割註〕一卷。畫工姓名不ㇾ傳。〕

〔百一〕狂僧草子。〔割註〕一卷。畫光信。〕

〔百二〕地獄圖。〔割註〕一卷。畫光長、詞寂蓮。〕

〔百三〕餓鬼畫。〔割註〕一卷。畫工姓名不ㇾ傳。〕

本邦古來、佛教盛ニ行ハレ、因果報應ヲ以テ勸善懲惡ヲナスノミ。故ニ畫卷ノ如キモ、皆佛教ニモトヅキ、甚ニ至リテハ或ハ地獄、或餓鬼ヲ寫シテ、人ヲシテ酸鼻セシメテ勸懲ヲナサシメントス。愚蒙ノ態、笑フベシ。惡ムベシ。

好古小錄下

○雜考

〔一〕南都招提寺ノ講堂ハ、平城宮ノ朝集殿ト云傳フ。予其結構ヲミルニ、朝集殿ノ結構ニ非ズ。金堂ノ結構ヲ詳ニスルニ、間架結構疑フベクモナキ朝集殿ナリ。〔割註〕藻井及土壇ハ、當時金堂トナシテ設ル所、朝集殿ノ結構ニ非ズ。」材ノ美モ諸堂ノ及ブベキニ非ズ。講堂ヲ朝集殿ト云説ハ、古來ヨリ誤リヲ傳ヘタル者トミユ。

〔二〕東寺ノ西院ハ、建治帝ノ寢殿也。按ニ「東寶記、康暦元年十二月四日回祿、二年造立如レ元ト、今其結構ヲ詳ニスルニ、五間四面ノ殿ニテ、古製儘存ス。北面ノ裳庇ハ、後來添ル所ニシテ、當時ノ結構ニ非ズ。

〔三〕東西二寺地。東寺緣起云、東寺　桓武帝勅建、賜ニ鴻臚館ヲ創レ之。又建武元年九月廿四日塔供養表白云、伏惟當伽藍者、桓武天皇敕願之梵宇、弘法大師經始之密場。按河海鈔云、鴻臚館延暦遷都ノハジメ、東西ノ大宮ニ被レ置レ之。而弘仁以ニ東鴻臚地ヲ爲ニ東寺ヲ賜ニ弘法大師ニ、以ニ西鴻臚館地ヲ爲ニ西寺ト、賜ニ修圓僧都ニ。其後七條朱雀ニ鴻臚館ヲ建テ、置ニ三韓館舍於其中ニ。古本拾芥鈔標註引ニ古記ニ云、東西鴻臚館地、延暦遷都所レ定、而館舍未レ成　弘仁更移ニ七條ニ、始建ニ館舍ヲ、故地爲ニ護國寺ト。東西二寺是也。此等ノ文ニ據レバ、東西鴻臚館ノ々舍、弘仁ニ建ル所ニシテ、東寺西寺、桓武帝ノ創造ニ非ルコト明ケシ。

〔四〕校倉ハ、烈日ニアタレドモ土蒸ノ氣ナク、又雨ニ逢テ濕氣ヲ含マズ。故ニ其藏ル所ノモノ、數百年ヲ經ルトイヘドモ、魚食ノ憂テシ。古人ノ遠慮、往々此ノ如シ。

〔五〕垣形、脇壁、犬防等ノ名、今ハ知人稀ナリ。垣形、脇壁ハ、近ク六條殿御修理ノ間充ニモ散見ス。犬防ハ慶長ノ比ノ註文ニモ見タリ。

〔六〕滋賀宮ノ屋瓦、至テ得ガタシ。世上ニ滋賀宮ノ瓦トテ賞スルハ、皆滋賀寺ノ瓦也。余、滋賀宮花頭瓦研アリ。密緻堅實、石ニ減ゼズ。大宰府廢址ノ瓦ニ一種、此ニ似タルアリ。傳云、此等ノ屋瓦、此間ノ所製ニ非ズ。

〔七〕屋瓦料ヲ用ルハ、平城宮殿ニ始ルナラム。余、乃樂二條ノ北ノ田間ニシテ、碧料瓦ノ小片ヲ得タリ。其製、恭仁宮ノ廢址ニ出ル者ト同ジ。平安太極殿亦、碧料瓦也。廢址希ニ、破壞スル者ヲ出ス。又紫褐料瓦、平城宮ノ廢址ニ存ス。西京藥師寺ニモ出。平安ニテハ外記廳ノ廢址ニ出。又黑料瓦アリ。大學寮ノ廢址ニ出ル者、密緻堅實、石ノ如シ。

〔八〕閑院内裏ノ廢址、修木ノ字アル瓦アリ。先輩ノ説ニ云、木ハ木工寮、修ハ修理職ノ記也。

〔九〕日本紀、古來ハ全篇訓讀ノ書ニ非ズ。故ニ建久年中ノ本、及桃華ノ御本、皆ヲコト點ヲ付ルノミ。サレバ日本紀ノ假名ト稱スルハ、私記等ノ訓也。今ノ印本ノ如ク悉訓讀セシニハ非ズ。悉ク訓讀ヲナスハ、日本紀ヲ讀ム爲ニ作リシ假名本ヲ、〔割註〕釋日本紀云、假名日本紀、元慶説云、爲レ讀ニ此書ヲ私ニ所ニ注出一也。作者未レ詳。〕眞名ノ日本紀ニナラベテ、書入テ讀マシメシガ傳ル者ナラム。

〔十〕禁秘御鈔ハ即建暦御記ニシテ、眞名假名相交リタリ。近古悉ク眞名ニ書更メテ、名クルニ禁秘鈔ヲ以テシ、建暦御記ノ舊文亡タリ。

〔十一〕和名鈔、文字ノ小異同四五種ニ及ブ。天文中傳寫ノ本ハ別本也。實ニ定本ト云ベシ。

〔十二〕職原鈔ハ元題號ナク、卷首タヾ百官ノ二字アルノミ、後人、猥ニ增補ヲナシ、官位鈔、明職、職原鈔等ノ名ヲツケタリ。然ルニ其題號ナキ者モ亦、一種ニ非ズ。

〔十三〕清輔袋草子、先輩ノ説ニ、袋ニ秘シタル草子、故ニ名クルト云ハ非ナリ。囊葉子ニ書タル故ニ、袋

草子ト名ヅクル者也。

〔十四〕夜鶴庭訓鈔三種、一ハ樂書、一ハ衣服ノ書、一ハ入木ノ書也。然シテ入木ノ書ハ、二種アリ。

〔十五〕本朝書籍目錄、俗ニ御室目錄ト云。卷尾云、永享十一年冬清大外記業忠依レ仰註ニ進之ヿ。」此事、體源抄ニミエタリ。

〔十六〕國朝古昔、六朝ノ書籍ヲ傳フ。故ニ足利學校ノ七經、豐宮崎文庫所蔵ノ尙書等、皆六朝ノ文字ヲ交ヘ用ユ。余、弘安二年所レ寫ノ孝經ヲ藏ス。此ニ同ジ。

〔十七〕寶曆中、越後國ノ僧、古董店ニシテ金剛經ヲ買フ。魚食用ユベカラズ。裝背ヲ加フ。其軸ニ書アリ。寛治三年己巳六月書干祿字書軸。」按、仁平ノ比、干祿字書ヲ用ユルコト、古記ニ見ユ。當時スデニ行レシコト知ベシ。然レバ當時ノ書、正俗ヲ別テ用ユベキニ、龜龜、移移、善善、玅玅、新料ノ類、符牒等ニ用ル者、擧テ數フベカラズ。是皆六朝ノ書ノ傳リシヨリ、世々因循シテ用來ルトミユ。

〔十八〕建内記、嘉吉元年四月十五日云、晦翁集傍注ニ云、朱熹集ノ事也。三十冊貢本被レ召ニ置 禁裏ニ。此代八百匹。自ニ長橋局ニ到來。遂ニ清大外記許ニ畢。彼請取進レ局畢。後日、本人了淳請取。外史見レ送レ之。加ニ一見ヲ返遣畢。」先輩此ヲ以、朱子文集、本邦ニワタリシ始トス。然ルニ享保中、伊賀國ノ僧兆藏主ト云者、京師骨董店ニシテ朱子文集ノ零本ヲ得。卷尾ニ永和四年戊午九月讀了下略。嘉吉ノ前六十餘年也。

〔十九〕國朝印板ノ書、何ノ時ニ始ルヲシラズ。法隆寺傳ル所ノ多羅尾アレドモ、銅板トミユ。貞觀スデニ木印アレバ、梨桑ノ印板、後世ノコトニハ非ルベシ。然ルニ今、隻字存スル者ヲミズ。按、白山社牛

王ノ札ハ、久安年中ノ刻ニシテ、其板、今猶存ス。佛經ハ、東鑑ニ、寛元二年六月三日、於二大殿御方一被レ供二養百部摺字法華經一。蓋是所レ被レ加二後鳥羽院御追福一也。形木則以二彼敕筆一被レ彫レ之。」一部ノ書ハ、正嘉二年刻ノ性靈集アリ。〔 〕命諸ハ、世上ニ正平板ヲ印本ノ始トスレドモ、跋云、堺浦 道祐居士重新命レ工鏤レ梓トアレバ、此已前スデニ印本アリシトミユ。

〔二十〕 曆日ヲ印行スルコト、何ノ時ニ始ルニヤ。天正中ノ印行曆日、稀ニ存ス。又活板國字曆アリ。天正已前ノ者ト云。印板ノ片假名曆アリ。余、缺本ヲ藏ス、首尾破裂シテ年號考フベカラズ。

〔二十一〕 囊草子ハ旋風葉ナリ。讀書敏求記云、雲烟過眼錄、隆慶三年秋八月周曰東從二至正二十年夏一、顧手抄本重書一過字畫端楷、且與二居士錢叔寶諸公一友善、共相摸寫。洵一名士也。錄云、焦達卿有二吳彩鸞〔割註〕按書畫譜書家傳引二宣和書譜一云、吳彩鸞自言西山吳眞君之女、太和中進士文簫客二鍾陵中一。秋夜彩鸞在二歌場中一、簫心悅レ之。遂偕往二簫拙一於爲レ生。彩鸞小楷書二唐韻一部一、市二五千錢一、爲二餬口一、計不レ出二一日間一、了二十數萬字一。非二人力所一レ爲也。囊羅。復一日書レ之、所レ市不レ過二前數一、歷二十年一簫與二彩鸞一各乘二一虎一仙去。引二庚集道園學古錄一云、龍興紫極宮寫韻軒、世傳吳仙嘗寫二韻於此軒一。以レ之得レ名。予昔在二圖書之府及好事之家一、往々有二其所レ寫唐韻一、皆硬黃書レ之。紙素芳潔界書精整、結字遒麗。皆人間之奇觀也。一書切韻一卷。其書一先爲二二十三先二十四仙一。相傳彩鸞所レ書韵、散二落人間一者甚多。余從二延陵季氏一、曾觀二其眞蹟一。一先仍作二一先一、與二達卿所レ藏者一異。遂葉翻看展轉至レ末。仍合爲二一卷一。又引二張邦基墨莊漫錄一云、旋風葉者即此、眞曠代奇寶。因悟二古人玉燮金題之義一、唐六典所二以有二熟紙裝潢匠之別一也。自二北宋一刊本書行レ世、而裝潢之技絕矣。余幸遇二此韵一、得レ觀二唐時卷帙舊觀一。今季氏零替此卷歸之不レ知二何人一。世無下有二賞二鑒其裝潢一者上。惜哉。」囊葉子ニ古書ニミエテ、其存スルモノ所レ謂遂葉翻看展轉至レ末。仍合爲二一卷一者也。又囊草子絲及紙裱ヲ以トヅルコトアリ。

〔二十二〕粘葉ハ胡蝶裝也。按通雅云、粘葉謂蝴蝶裝。○王原叔云、書册粘葉爲上。縫繢歲久斷絕。張子賢言、宋宣獻令家錄作粘法。予舊見三館□黃本白本。皆粘葉、上下爛界出于紙葉。孫莘老錢穆父亦如此。孟奇言秘閣宋板書如試錄。謂之蝴蝶裝。王古心筆錄有老僧永光。定藏經接縫用楮汁飛麪白芨糊。則堅如膠漆。造澄心紙亦用芨糊。潢治者裝潢也。下略、○疑曜云、今秘閣中所藏宋板諸書、皆如今制。□會進呈試錄謂之蝴蝶裝。其糊經數百年不脫落。不知其糊法何似。偶閱王古心筆錄、有老僧永光。相逢古心、問僧、前代藏經接縫如線。日久不脫、何也。光云、古法用楮樹汁飛麪白芨末三物、調和如糊、以之粘紙、永不脫落。堅如膠漆。宋世裝書豈即此法耶。」今古粘葉、接縫線ノ如キ者、希ニ存ス。二三百年來者、縫繼一分、廣ハ二分許ニ及ビ、加ルニ糊法佳ナラズ。魚食ノ憂アリ。

〔二十三〕古書ニ、葉子ヲ草子ト書、又造紙トモ書。皆假借也。

〔二十四〕大寶令ノ制ハ、晉前尺ヲ用ルコト、大寶ノ內外印等ノ寸法ヲ以知ベシ。養老制令ヨリ、唐ノ大小尺ヲ用ユ。〔割註〕按、和銅六年格ヨリ、唐ノ大小尺ヲ用ヒ始メシナラム。」小尺ハ今ノ曲尺、大尺ハ俗ニ云吳服尺也。又俗云、鯨尺ハ唐ノ御府尺也。〔割註〕按、南都西ノ京藥師寺鐫ル所ノ佛足跡記云、佛足長一尺八寸、廣六寸ト、是小尺ヲ以、度ル者也。シカルニ長一尺八寸、一尺六寸ニ作ルベシ。八寸ハ誤ナリ。巨指端ヨリ踵端ニ至テ一尺六寸、此ヲ半ニシテ、八寸ニアタル所ヲ以、度ルニ廣六寸。」

〔二十五〕東大寺ニ、几帳尺ト云ヲ用ユ。曲尺ト同ジ。

〔二十六〕古昔、布帛及衣服ヲ度ルハ、大尺ヲ用ト云。○按ニ續日本紀云、天平八年五月、諸國ノ調ノ布長二丈八尺、闊一尺九寸。○法隆寺ニ、天平勝寶八年ノ調ノ布〔割註〕布ノハシニ、常陸國信太ノ郡中家ノ鄉戶主大伴□□調ノ布進納天平勝寶六年十月ノ廿七字アリ。賦役令ニ、凡調ノ布、具ニ注國郡里戶主姓名年月日ト云者也。」アリ。闊大尺ノ一尺九寸也。帛布ヲハカルニ、大尺ヲ用ルノ明證トスベシ。又續教訓抄

ニ、襲裝束ノ裁縫ヲ裁ス。其寸法、大尺ヲ以ハカル者也。是衣服ヲ度ルニ、大尺ヲ用ル證トスベシ。然レバ大尺ニ、吳服尺ノ名アルモ、古キコト、ミユ。〔割註〕按、東大寺所レ傳、天平寶字三年越中國射水郡開田圖ヲ寫ス所ノ布、御府尺ヲ以、度ルニ一尺九寸有奇、疑ハ李唐ノ物ナラム。」

〔二十七〕同身寸ハ、中指ノ中節ヲ以、一寸トス。本邦食指ノ節ヲ以、尺ヲ起ス法アリ。此ヲ以、衣服ヲ製スルニ亦、大小長短各其身ニカナフ。然ルニ其原始ヲシラズ。

〔二十八〕民部省厨斗、（摹本存。）○山科升、（今存。）○近江升、（武佐升同レ之今存。）○東大寺拾合升、（今存。）○咸大升、（見ニ政事要。）○大升、（同上。）民部省厨斗已下所レ受ル見ニ下文ニ。○大寶量○和銅量。（並見ニ續日本紀ニ。）○宣旨升、〔割註〕見ニ厨事類記ニ。○按古量有下印ニ宣字ヲ烙印スル者上。疑是矣。」○錢升、〔割註〕見ニ文明十六年二月廿六日田券ニ。疑反錢升矣。」○花園升、（見ニ元龜元年七月廿二日田券ニ。）大寶已下升所レ受今不レ可レ知。○本供升、（受ニ今升六合六夕ニ。）○瓺原升、（受ニ今升九合四夕八才ニ。）○川上升、（受ニ今升一升六夕ニ。）○二月堂拾合升、（受ニ今升八合六才ニ。）○寺升、（受ニ今升六合ニ。）○長箸升、（受同ニ寺升ニ。）本供升已下南都東大寺所レ用○反錢升、〔割註〕南都藥師寺所レ傳、天文十五年所レ造、受ニ今升八合五夕ヲ。」○南圓堂油升、（徑方八寸三分、深三寸。）○稻荷御出講升、〔割註〕東寺中綱稻荷神會所レ用、受ニ今升一升一合六夕ヲ。」○法隆寺大斗、〔割註〕寺ニテ太子升ト稱ス。徑方九寸五分、深三寸七分强。受ニ京升五升三合ヲ。」○法隆寺銅斗、〔割註〕寺ニテツリ升ト云。受ニ京升六斗四升ヲ。口圓徑二尺二寸五分。腰廻リ七尺八寸三分、深一尺四分、重三貫三百目餘。銘曰、重大廿六斤受ニ一石四斗ヲ。」按、民部省厨斗十合升、山科升、近江升東大寺常十合升、其名、同ジカラザレドモ、受ル所ハ十合ノ八合升ニシテ、雜令ニ所レ謂十合ヲ升トスト云一升ノマス也。此三升ヲ大升ノ一升トス。三八二升四合也。此ヲ半分カ減、大升ノ一升ニシテ、古升ノ一升二合、即時行ノ升ニテ九合六夕。賀茂社ニ所レ謂九六升也。此ニ四夕足シテ、今ノ一升マストス。

〔二十九〕天平已來古銅器ノ斤兩ヲ鐫リタル者ヲ以考ルニ、今ノ權衡斤兩異ナルコトナシ。

〔三十〕編年詩鈔暗ニ吳門周孚尹ガ詩ニ、我欲下黃楊追ニ舊製一、象犀不レ稱野人名上、自註ニ、元末諸賢俱用ニ老黃楊木根一。按、國朝古昔多、李唐ノ制ヲ用ユ。黃楊木ヲ印材トスルコト、貞觀ノ比、旣ニアリ。疑クハ亦李唐ノ制ナラム。〔割註〕日本紀ニ木印アリ。其材考フベカラズ。」元末始テ黃楊木根ヲ用ルニハ非ルベシ。

〔三十一〕玉印、銅印、木印、竹根印、牙印、磁印、火ニ遇ヘバ皆形存セズ。獨凍石印、烈火ニアフトイヘドモ形存シテ用ユベシ。然レバ凍石印、後世ノ物ナレドモ愛スベキ者也。西人、著始ヨリ此ヲ知リテ印材トナセシカ。猶考フベシ。

〔三十二〕昔人ノ所レ謂瓦研ハ、イカナル物ニヤ。露及ビ雞冠木ノ名、並古瓦研ヲ、書生故實抄ニ、實物ト稱シテ、石硯ニハ名アル程ノ物ハナシ。日出キ硯ハ瓦ニアリトミエタリ。一搢紳家ニ古澄泥研アリ。其家、數世コレヲシラズ。余始テ云テ、石ニ非ルヲ知レリ。其色紫褐、密緻堅實、墨ヲ摩スルニ、石王寺石ノ堅キガ如シ。其形製ヲ詳ニスルニ、異邦ノ製ニアラズ。此等ヤ昔人ノ賞シテ、瓦研ト稱スル者ナラム。天明初年、藤子禮ガ家ニシテ、古澄泥研ヲミル。側面ニ永祚三年辛卯六月日云々ノ字アリ。淡黑密緻、一搢紳家ノ研ニ髣彿タリ。又余ガ所藏ノ澄泥研、形製不レ雅、淸玩ニ供スルニタラズトイヘドモ、數百年外ノ者也。此等ヲ以、此間古昔、澄泥研ノ製アリテ、所レ謂瓦研ハ、澄泥研ナルコト知ベシ。東寺食堂ノ研、文安四年ニ所レ造ナレドモ、麁惡用ニアタラズ。

〔三十三〕東大寺古陶猿頭研アリ。寺傳テ、僧良辨手澤ノ研ト云。是否ヲシラズ。按ニ、朝野群載ニ、左辨官下。尾張國、應ニ早速進ニ上猿頭硯貳拾口瓶貳拾口一事。右左大臣宣。件硯等外記結政左右廳并陣頭用途料、宜下仰ニ彼國一依レ例令中進濟上者國宜ニ承知依レ宣行レ之。寄ニ事左右一、莫レ忽ニ其勤一。長治元年九月廿九日、左少史時宗。」東大寺古研、其土其料、尾張國ノ所製ニ似タリ。此ヲ以考レバ、延喜式ニ猿頭硯トアルモ、石研ニハアラザルベシ。又下文ニ所レ謂瓶ハ水滴ナリ。瓶カメト訓ズ。古來、銀及銅ヲ以テ

製スル水滴、カメガタノ名アリ。瓶形(カメガタ)ト云コトナラム。龜形ト書ハ假借ナルベシ。又或記ニ、硯瓶トアリ。往年或人家ニシテ、窰(ヤキモノ)水滴ヲミル。圓徑二寸、高九分、土色碗料、東大寺所レ傳ノ猿頭研ニ似タリ。古色掬スベシ。疑クハ古昔ノ瓶ナル者ナラム。

〔三十四〕古昔、瓦研陶研ヲ用テ、石研ヲ賞セズ。名アリテ存スル者ハ、皆異邦ノ研也。故ニ研材ノ出ル所ヲモシラザリシコト、ミユ。職人歌合ハ、畫光信、書ハ和長卿也。研工ヲ研キリト云。カキノカラ月影ミレバ土佐石ノトヨミ。石王寺ハ白ミノ堅クテ、キリニクキト云辭アリテ、始テ土佐石王寺ノ硯材ノコトミユ。古代ノ石研、元龜帝御硯、材高雄石ニ似テ堅實。壬生寺所レ藏ノ紫石研、俗ニ忠岑形ト云。紫石乾卦研、〔割註〕背ニ天授柔兆執徐仲夏日造ノ十字ヲ鐫。〕此三研、疑フベクモナキ、此間ノ古石研ナリ。然ルニ材佳ナラズ。製亦至拙也。天然ノ材ニ硯心ヲ鐫タルハ、鴨長明ノ研ナドゾ古物ナルベキ。今石材、所々ニ出テ乏シカラズ。就中、土佐、石王寺、雨端(アマバタ)ノ類上材也。土佐。〔割註〕海石也。石中銅鐵ノ如キ者ヲ含ム。此ナキヲ佳トス。石王寺、〔割註〕丹波、銀紋ウルミ易キハ、新坑ニシテ佳ナラズ。〕雨端、〔割註〕甲斐、奥山端山ノ二種アリ。奥ヲ佳トス。〕鳳足、若狹、上材得ガタシ。月輪、〔割註〕山城、古研ニ絶佳ナルモノアリ。〕高雄、山城、同上。高島、〔割註〕近江、同上。新坑ニ上材アレドモ堅實ナラズ。〕日光石、〔割註〕日光山、深黑色上材ナレドモ至テ堅シ。櫻川、上野沼田。寒水、島寒水、並常陸。黑山、陸奧、堅緻ナルモノ得ガタシ。金鳳石、三河。養老、美濃。內山石、豐後、何モ上材得ガタシ。高田、美作、古研ニ上品アリ。加茂川石、山城。高野川石、山城。鏡石、伊勢俗ニ笹瑪瑙ト云。一見石、伊勢、白濱ニ似テ柔。白石、肥後。白濱石、〔割註〕紀伊、此等皆研材ニ非レドモ、好事者强テ此ヲモチユ。高濱、肥前、希ニ佳ナルモノアリ。木葉石、〔割註〕越後、及諸國堅實ノモノナシ。〕固ヨリ研材ニ非ズ。高山石(タカヤマ)、備後。赤間關、〔割註〕長門產、又豐前ヨリモ同材出。天下ニ布テ研材中ノ麁品ナリ。〕此餘、猶用ユベキ者アリ。

〔三十五〕古屋瓦ノ研トナスベキ者、滋賀宮、深黑色緻密。平安大學寮廢址黑料瓦、至堅密緻。大宰府廢址瓦、紫褐色者佳、此外、古佛刹ノ屋瓦ニモ用ユベキモノアルベシ。

〔三十六〕小硯圖函、後三年軍記ノ畫卷ニミユ。古本平家物語、木曾願書、覺明箙ノホウダテヨリ、小硯ハコ（印本ハコノ二字ナシ。）タヽフ紙トリ出シテ、木曾殿ノ御前ニカシコマリテ、願書ヲ書。下略、或人ノ随筆ニ、近家宿禰語テ云、イニシヘ筆藁ニ函ナシ、小硯ノ函ニイレテモチシ人有ショリ、函ハイデキタリシトゾ。此ハヤゴトナキ人ノ古キ記文ニミエシヲ語ラセタマフヲ傳ヘ侍ル。ユメ〳〵モラシタモフベカラズ。下略、後三年軍記ノ畫ト、此随筆トヲ以ミレバ、今ノ筆藁函ノ如キコト知ベシ。然レドモ其詳ナルコトヲ得ザリシニ、或人ノ古キ筆藁函トテ圖シ置タルヲミルニ、マガフベクモナキ小研函ナリ。其形、今ノ筆藁ノ函ト大同小異也。〔割註〕曾テ古小陶研ヲ見ル。長二寸四分許、廣八分弱、厚四分弱、土及料、東大寺ノ古陶研ニ似タリ。疑クハ小研匣ニ所レ用ナラム。」又南都春日社ニ古研匣アリ。其製、略同フシテ大ナリ。

〔三十七〕古昔、藤代墨、武佐墨、並ニ入木家此ヲ賞スル歷々タレドモ、今殘墨ダニ傳ラズ。一佛刹ニ、古墨一笏ヲ藏ス。長三寸二分、闊七分、厚三分半、包シ紙ニ云、先師遺物墨、元德二年庚午八月。」一好研ヲ以摩シ試ルニ、光彩漆ノ如シ。眞ニ上品ノ古墨ナリ。何ノ所ノ製ニヤ。乃樂ノ興福寺ノ妙喜院ニ墨摸アリ。銅ヲ以造ル。傳云、僧空海入唐將來スル所ト、面ニ龍ヲ彫リ、背ニ李家烟ノ三字アリ。墨工、此墨摸ヲ招牌ニ寫シ、又、門帷ニ染ル者アリ。實ニ古キ墨摸ナリ。延暦年間、筑紫ノ斐紙、筑紫ノ筆、筑紫ノ墨アリ。イカ體ノ物ニカ。山下松烟ナドサヘ、其名ヲ知ル人モスクナシ

〔三十八〕古昔ノ紙、全葉ノ尺寸ノ考フベキハ、御厨子所預家、延暦末年ノ太政官符ノ摸本アリ。云、其紙全葉、縱一尺一寸餘、横二尺七寸許、是當時、符牒等ニ用ル紙トミユ。又寛治ヨリ建武ニ至テ二百五十年ノ間ノ、太政官符及牒凡六十通許、余親クミル所、其紙縱一尺一寸、横一尺八寸、小異同アレドモ、大概寸尺此ノ如シ。是貞觀以後ノ製ナラム。古昔、半紙ヲ用ルト云者ハ、横ノ長キ紙ノ半ノ廣サニ抄（スキ）タル紙アリテ用ヒシナラム。延暦十三年田券ニ、縱一尺許、横一尺四寸許ノ紙ヲ用ヒ、嘉祥、齊衡ノ頃、縱一尺餘、横一尺三寸餘ノ紙ヲ用ル者多シ。皆延暦制ノ二尺七寸許ノ半紙ナルベシ。又古紙ニ・縱一尺

許、横ニ尺八寸許ノ者アリ。伊覩内親王ノ願文ノ料紙、此ニ同ジ。此亦、一種ノ寸法トミユ。又縦八寸許、横二尺二寸許ノ紙アリ。大略西土大史紙ノ寸尺也。此ヲ二ツニキレバ、大概今俗ニ云、半紙ノ寸尺也。

〔三十九〕或說ニ、宿紙ハ還魂(スキカヘシ)ナラズ淡黑色ニ染タル者也。其故ハ製麁ナリトイヘドモ、故紙ノ墨色、此ノ如ク存センヤト、予云、此說非ナリ。承元中ノ宿紙ニ、故紙ノ文字存スルモノ有レバ、反古ヲ以、スキ返シタルモノナルコト必セリ。〔割註〕俗ニ、宿紙ハ熟紙也。ジュクヲ淸テシュクト云ガ。古來ノヨミクセト云。此說非ナリ。熟紙ハ何レノ紙ニモ、生ト熟トアリ、宿紙ノコトニハアヅカラズ。〕

〔四十〕古代ノ杉原紙ハ、板ズキトテ簾メナシ。奉書モ杉原ナレドモ、奉書ハスダレメアリ。美濃紙ノ類ハ、イカホドウスクテモ皆强紙ナリ。

〔四十一〕軸頭ヲ牙(ガ)籤(セン)ノ如ク製シテ、其書名及年號等ヲ記ス軸ヲ名テ、籤ト云。〔割註〕南都ニテ、往來ノ軸ト云、何ノ義タルヲシラズ。〕嘗テ古物數十枚ヲミル。其形一ナラズ。意ニ任セテ造ル者也。今古物アレバ、毫釐ヲ差ヘズ摸造スルハ、泥ムト云ベシ。喪葬ノ文書ニ用ルハ、竹ヲ以造ル。

〔四十二〕書囊(フミブクロ)、石山寺緣起ノ繪ニ見タレドモ、圖小ニシテ其製考フベカラズ。余ミル所ノ古書囊、凡テ六ツ、其製、小異同アレドモ、長ハ皆一尺二寸許也。内一ツ封結(フウムスビ)ノ昔ノマヽニ付タルアリ。古製ミルベシ。封結、今ハ名ヲ知ル人モスクナシ。

〔四十三〕臂囊、江談鈔及古今著聞集ニ、土囊(ヒヂ)ニ作ル。假借也。人車記云、仁平四年六月廿日、貢士等登省也。次貢士乘レ車隨ニ身臂袋一。有ニ納物一、相ニ具淺沓一。向ニ朱雀門下一。中略、次試業懸ニ臂袋於左一。分註云、長和平相公臂袋依ニ重代物一在レ家。今度用レ之。納ニ干祿字書、造紙幹按、葉子也。造紙硯筆各一、紙屋紙三枚一。或入ニ濕紙於硯一。或入ニ硯瓶一。是爲レ書ニ寫題字一也。而切韻押韻等入レ之。今度强不レ入レ之。臂袋製傳ラズ。惜

ムベシ。

〔四十四〕 𦆘嚢ハ、豐前國宇佐ノ邊ニハ、古製傳リテ今猶此ヲ用ユ。竹ニテアミタル籠ナリ。竹籠ヲアクヾト云ハ、餌袋ト同意ナリ。其スサ、今ハ謙帛ハ用ヒズ。イロノ〵ニ染タル紙ヲ用ユ。嚢ノメヨリコボレテミユル體、源氏物語ニ、色々コボレ出タルミスノツマ〴〵スキカゲナド、春ノタムケノヌサブクロニヤトオボユト書ル、ゲニトオモハレ侍ル。近來好事家、錦繡ヲモテ製シテ、ヌサブクロトテ翫ブハ、無稽ノモノ也。

〔四十五〕 文書筒、古物稀ニ存ス。余嘗テ見ル所、長サハ一尺一寸許、短キハ五寸餘許、俗誤テ筆筒ト云、夫レ五寸許ノ筆管ハ有モスベシ。一尺餘ノ筆管ハアルベカラズ。又木ヲ以テ造ル者アリ。

〔四十六〕 羣碎錄云、書曰レ帙者、古人書卷外必有レ帙藏レ之、如ニ今裹袱之類一。白樂天嘗以ニ文集一留ニ廬山草堂一。屢忘逸。宋眞宗令ニ崇文院寫校一、包以ニ斑竹帙一、送レ寺。余嘗于ニ項子京家一、見ニ王右丞書畫一卷一。外以ニ斑竹帙一裹レ之。云是宋物。帙如ニ細簾一、其內襲以ニ薄緖一、觀ニ帙字一。巾旁可レ想也。〔割註〕按、香祖筆記引レ之。草堂作ニ東林寺一、項子京家作ニ秀水項氏一。此間數百年外ノ竹帙存スル者アリ。俗ニ帙簣ト云。內襲、或ハ錦繡、或綾纈ヲ用ユ。美麗眼ヲヨロコバシム。古昔、佛經ヲ尊ビ數千卷トイヘドモ、皆竹帙ヲ用テ、此ヲ藏ム。又竹帙、皆牙籤ヲ用ユ。今存スル者少シ。東寺校倉中ニ希ニ存スル者アリ。

〔四十七〕 𦾔子形、俗ニ板文庫ト云。古物希ニ存ス。東寺ニ所レ傳、建治帝御物ト云。又、一古家ニ所レ藏固ヨリ數百年外ノ物ナリ。其大サ東寺所レ傳ニ同ジ。然レバ其製大異同ナキモノトミユ。古葉子ノ寸法ノ大概モ、此ヲモテ知ベシ。高野山ニ古葉子形ヲ傳フト云。余、其詳ナルコトヲ聞カズ。

〔四十八〕 文車。東寺ニ有シガ、今傳ラズ。圖ハ繪師ノ草子及石山寺ノ緣起ノ繪等ニノコレリ。久安二年十月廿八日記、引ニ侍從中納言記ニ云、今日法皇被レ供ニ養新造御堂一、被レ安ニ置丈六尊勝曼陀羅一。號ニ佛頂堂一。以ニ二品覺法親王一爲ニ導師一。讚衆二十口、件御堂、右衛門督家成卿所ニ造進一也。臨ニ供養期一、調ニ車數十

兩、即載ニ呉錦遮布之類一。〔割註〕其車如ニ世間文車體一、以レ板造レ之。不レ懸レ車。」一人以爲、信濃僧侶之施物、實進ニ上皇一之料也。」山槐記云、治承三年十二月五日、前關白文車被レ奉ニ目錄一。中略、文車七兩、櫃百餘合、一作レ合、衛士守ニ護之一。

〔四十九〕高臺寺ノ子院ニ圓純院アリ。驛傳ノ古函ヲ傳フ。長一尺三寸九分、濶四寸九分、深四寸五分、蓋上驛傳大宰府五字アリ。又墨子數十枚アリ。古製考フベシ。住僧猥ニ諸器一物ヲ遺サズ沽却ス、後寺モ亦廢ス。

〔五十〕佛光寺ノ子院長性院ニ、古器數十ヲ傳フ。其傳ル來由ヲシラズ。厨子一基、底板ノ裏ニ數十字有。板朽テ讀ベカラズ。其讀ベキ者ハ施入長承四字ノミ。又、古革帶一腰アリ。石一モ存セズ。然レドモ其製ハ知ベシ。又筥形一枚アリ。元文三年九月、近隣失火器物多ク散失シ、革帶所在ヲシラズ。厨子破壞ス。惜ベシ。筥形ハ明和中ニ故アリテ遺失ス。

〔五十一〕燧囊ヲ佩タル圖、古畫ニ散見シテ、其製シルベカラズ。一畫卷ニ、兩面共ニ襞アルコトヲ知ルベキ圖アリ。依テ試ニ一囊ヲ製シテ、博古ノ訂正ヲ俟シニ、其後、一故家傳ル所ノ古物ヲ得タリ。余ガ所製ト附合ス。軍器考ノ圖ニ、辻家傳來ノ古物トテ載タルハ、燧囊ニアラズ。〔割註〕或云、燧囊兩口ニシテ一口燧ヲ納レ、一口發火ヲ納ルト、其據ヲシラザレドモ、理或ハ然ラン。」

〔五十二〕戴袋、古畫ヲ以考ルニ、無星ノ秤、無寸ノ尺ノミ。近來、一佛刹所レ傳ノ古物ヲミルニ、其體、後世ノ物ニアラズ。書囊ノ如キハ、文書ノ數ニ隨テ、其製廣狹アリ。戴袋ノ如キハ、大略一定ノ尺寸アルモノトミユ。

〔五十三〕イヌマネキハ、猪ノ眼ヌキカ、ナメハ蝦ノ眼ノ轉語。

〔五十四〕此間、下賤ノ飯器ヲデヤウギ碗ト云。デヤウギハ定器ト書ベシ。老學庵筆記ニ、故都時定器不ニ入禁中一、惟用ニ汝器一、以ニ定器有一レ芒也。

〔五十五〕諸器物ノ紋ニ巴ヲ用ユル者、古昔ヨリ多シテ、其形、今ト異ナリ。古昔畫ク巴ノ形ハ、多ハ首尖リテマロカラズ。古寫伎樂ノ畫、太鼓ノ巴紋、神祇官瓦及醍醐寺、法勝寺、最勝寺ノ瓦ノ巴、鹿苑寺ノ供鐘ノ巴紋、皆其首尖リタリ。菊花ヲ紋ニ用ルコト、何レノ時ニ始コトヲシラズ。滋賀宮及平城宮ノ花頭瓦皆、菊花ヲ用レバ、其ヨリ來ルコト久シ。此等ノ紋、モト何ノ意アルコトヲシラズ。

〔五十六〕獅子牡丹ヲ取リ合セテ、錦ニ織ル者、西土ノ古錦ニアリ、本邦古昔、此ヲ用ヒ、此間ニテ摸織シタルモノ古物、儘傳ハル。畫家、此ヲ繪ク、今猶多シ。獅子牡丹ヲ取リ合スルコト、何ノ意義ナルコトヲシラズ。五獅子ノ如意ノ鈒鏤モ牡丹也。

〔五十七〕天下太平ノ四字ノ古繡アリ。數百年外ノ者也。文字ノ大サ寸許、字畫端正、方尺許ノ絹ニ相並べ繡テ餘地ナシ。何ノ用タルコトヲ知ラズ。余髫年、源滿仙ノ家ニ於テ此ヲ見ル。

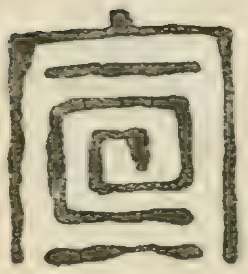
好古小録 終

附錄

民部省厨量烙印



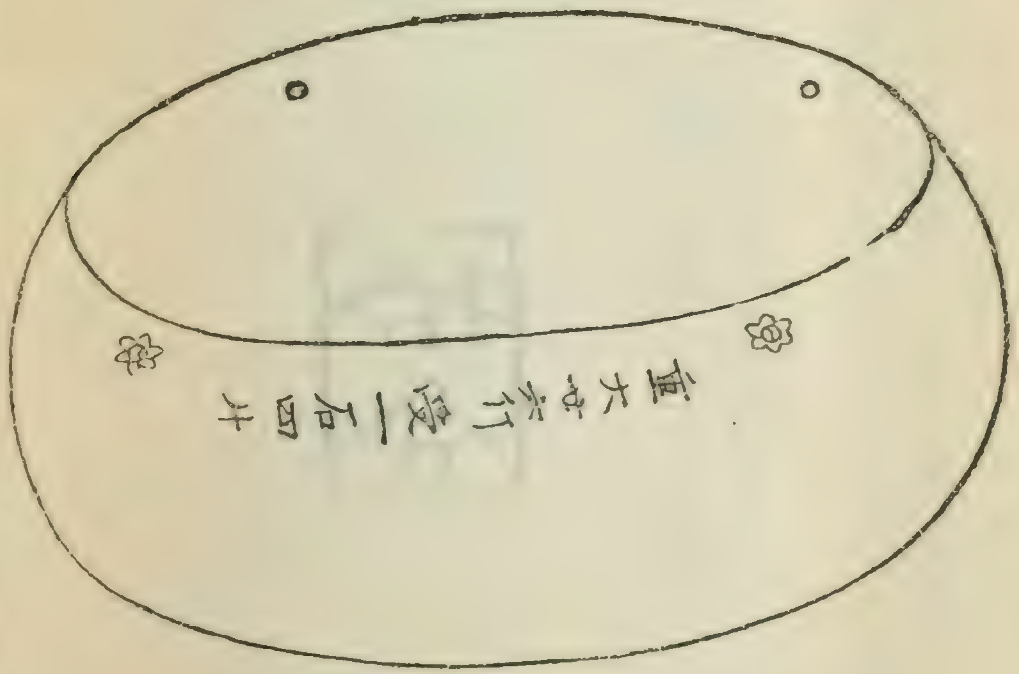
宣字量烙印





銅斗法隆寺所傳

口圓徑二尺二寸五分
腰圍七尺八寸三分
深一尺四分



重大廿六斤

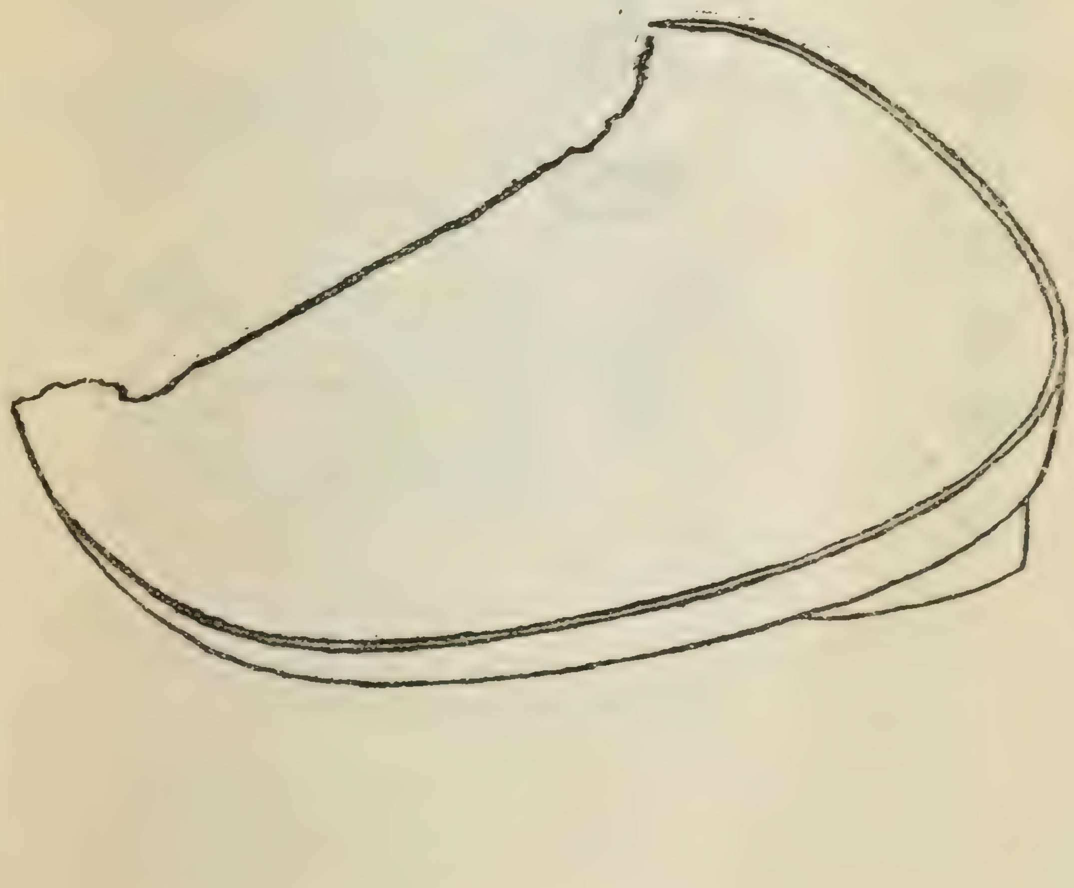
受一石四斗

底破環逸今不得詳斤兩可惜

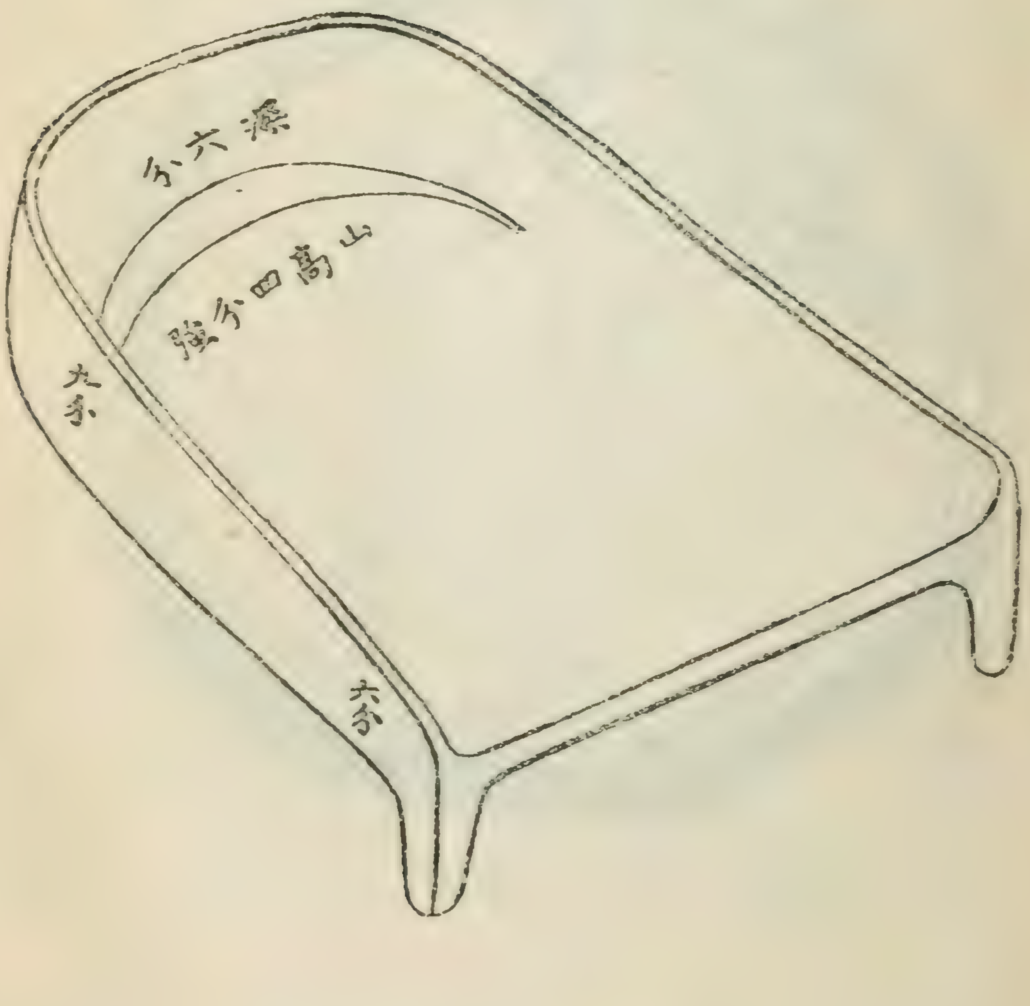
古磁研

長五寸五分

廣四寸



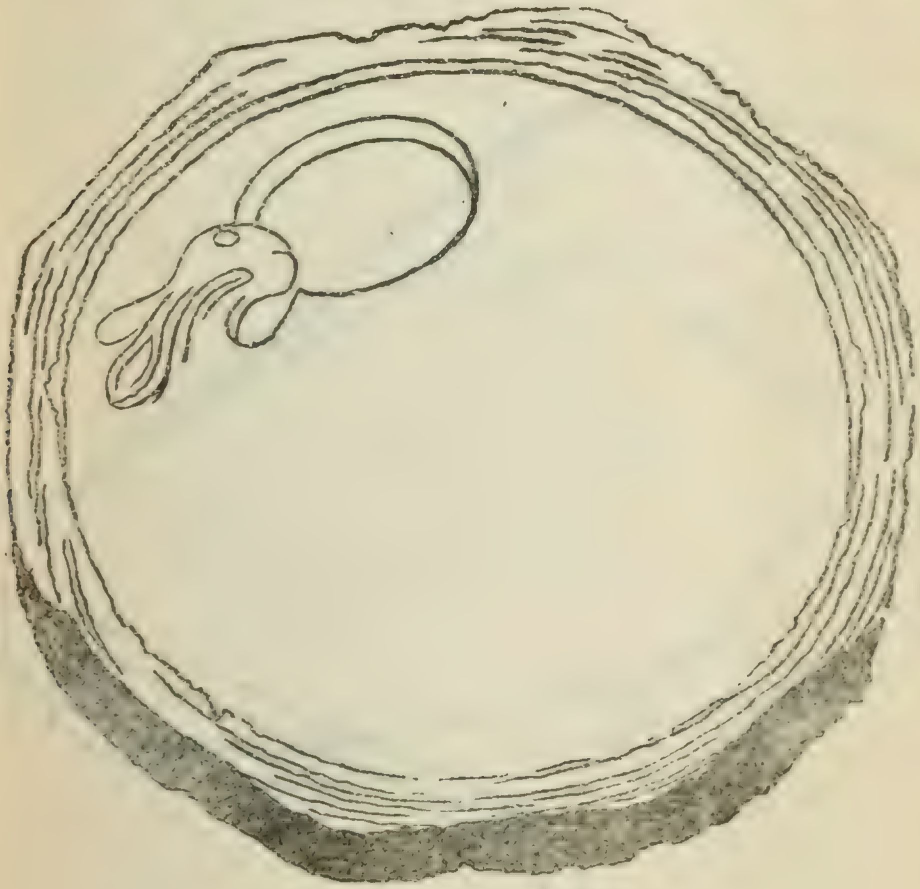
又
東大寺所傳
長四寸六分
廣四寸三分
高一寸

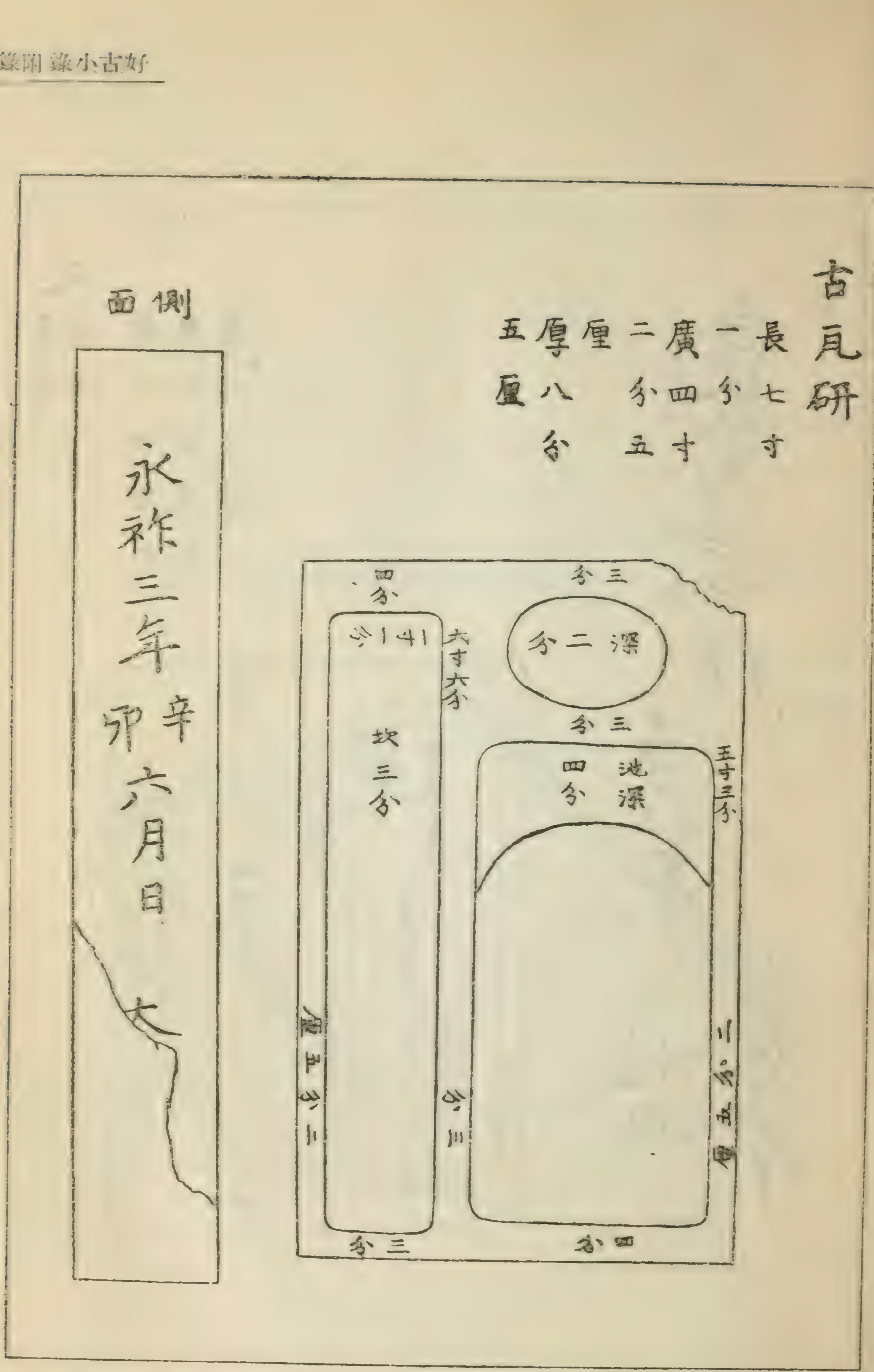


澄泥研 家藏

圓徑五寸

厚四分五厘




古瓦研
長七寸一分
廣四寸二分五厘
厚八分五厘
側面
永祚三年辛卯六月日
深二分
池深四分

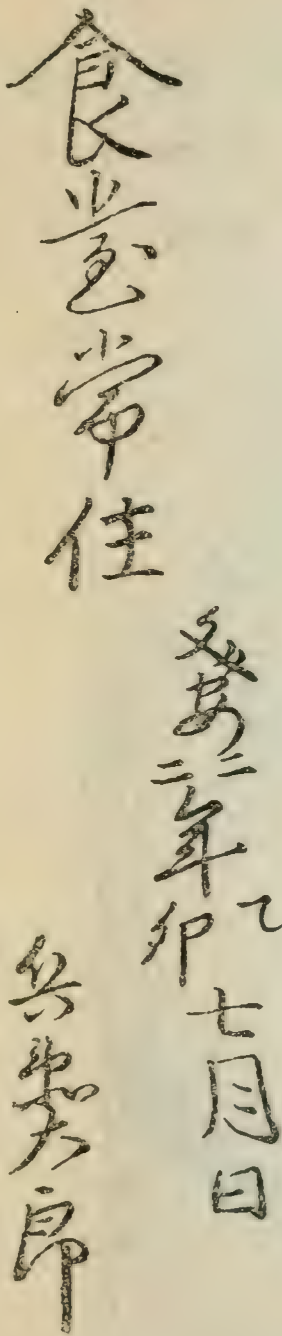
又

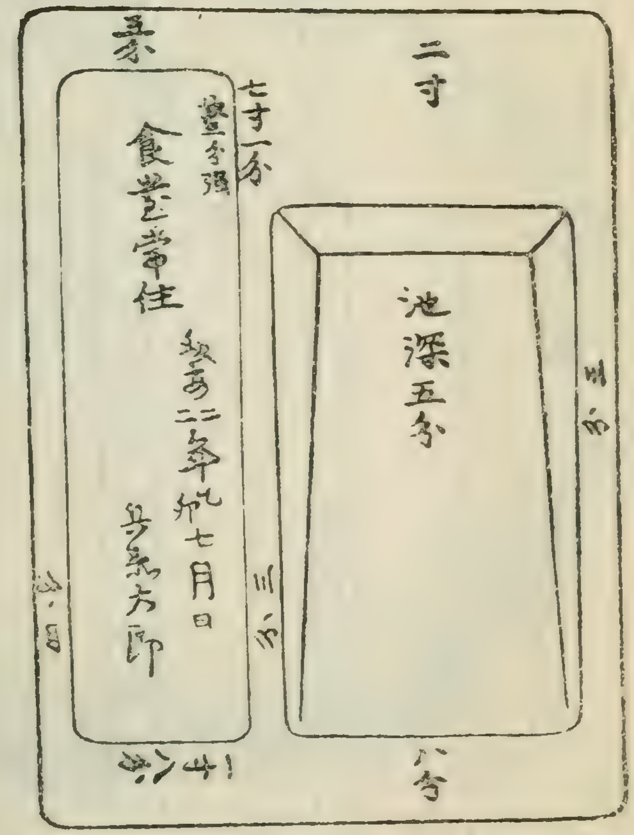
東寺所傳

長八寸五分

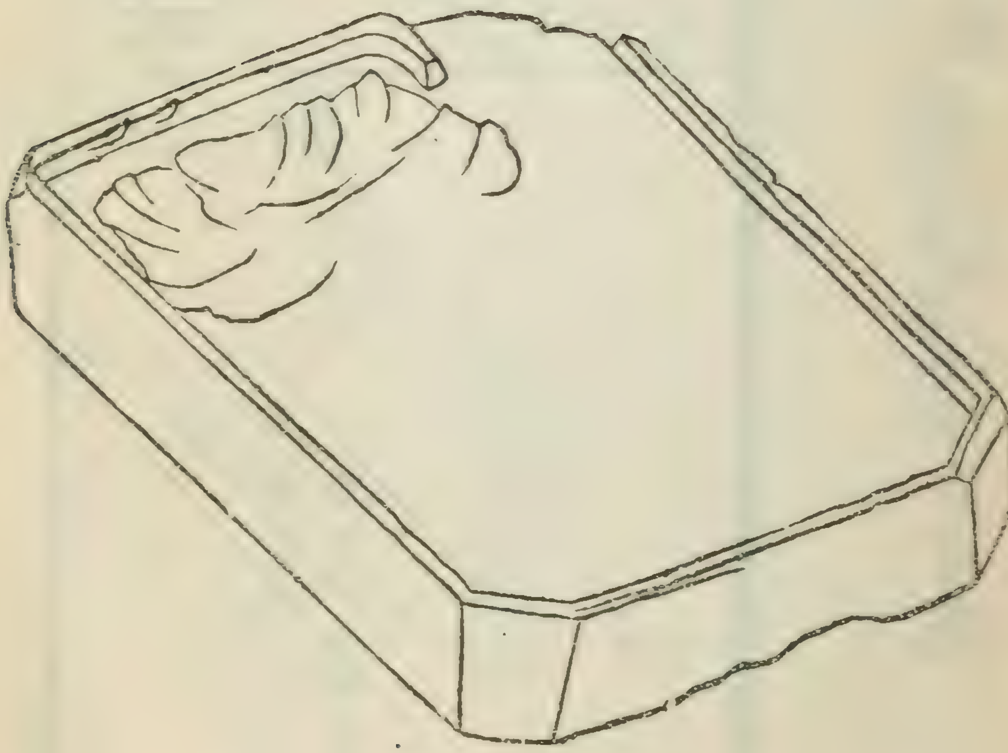
廣六寸三分

厚一寸弱



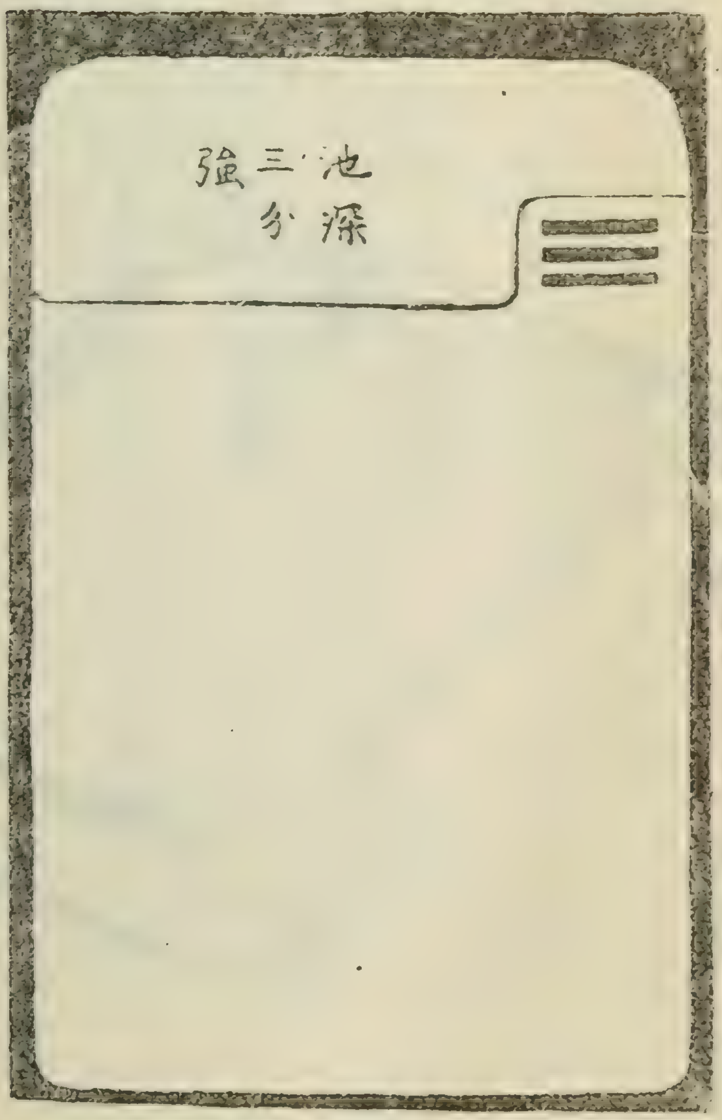


紫石研壬生寺所藏
俗曰忠岑摸
長四寸一分
廣三寸三分
厚七分五厘



紫石乾卦研

長四寸七分
廣二寸八分
厚八分

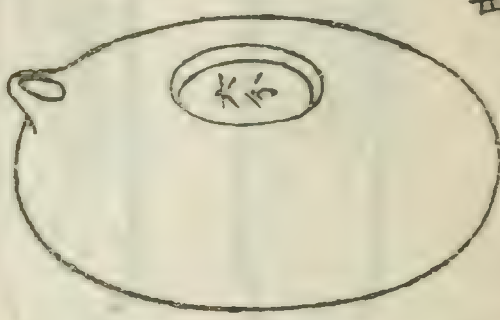


背

天授柔兆執徐仲夏自造

古水滴

窯



圓徑二寸高九分

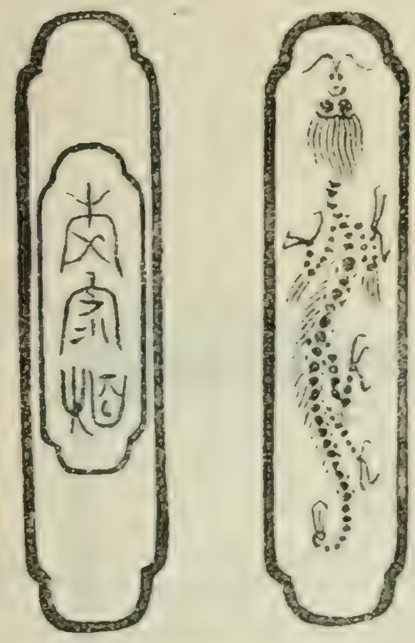
銅



口徑四分五釐蓋高二分五釐底徑一寸二分高七分

古墨

以興福寺二諦坊
所傳墨模所製
長二寸六分五厘
廣六分五厘
厚三分五厘

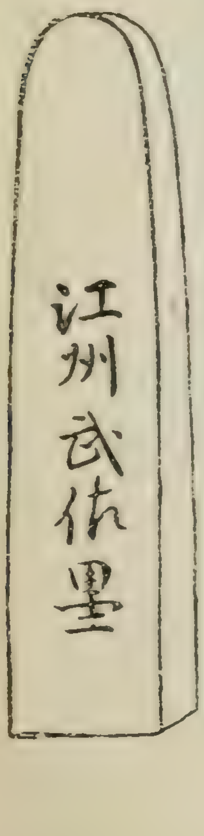


東寺所傳殘墨

面　背　側



一友人家藏殘墨



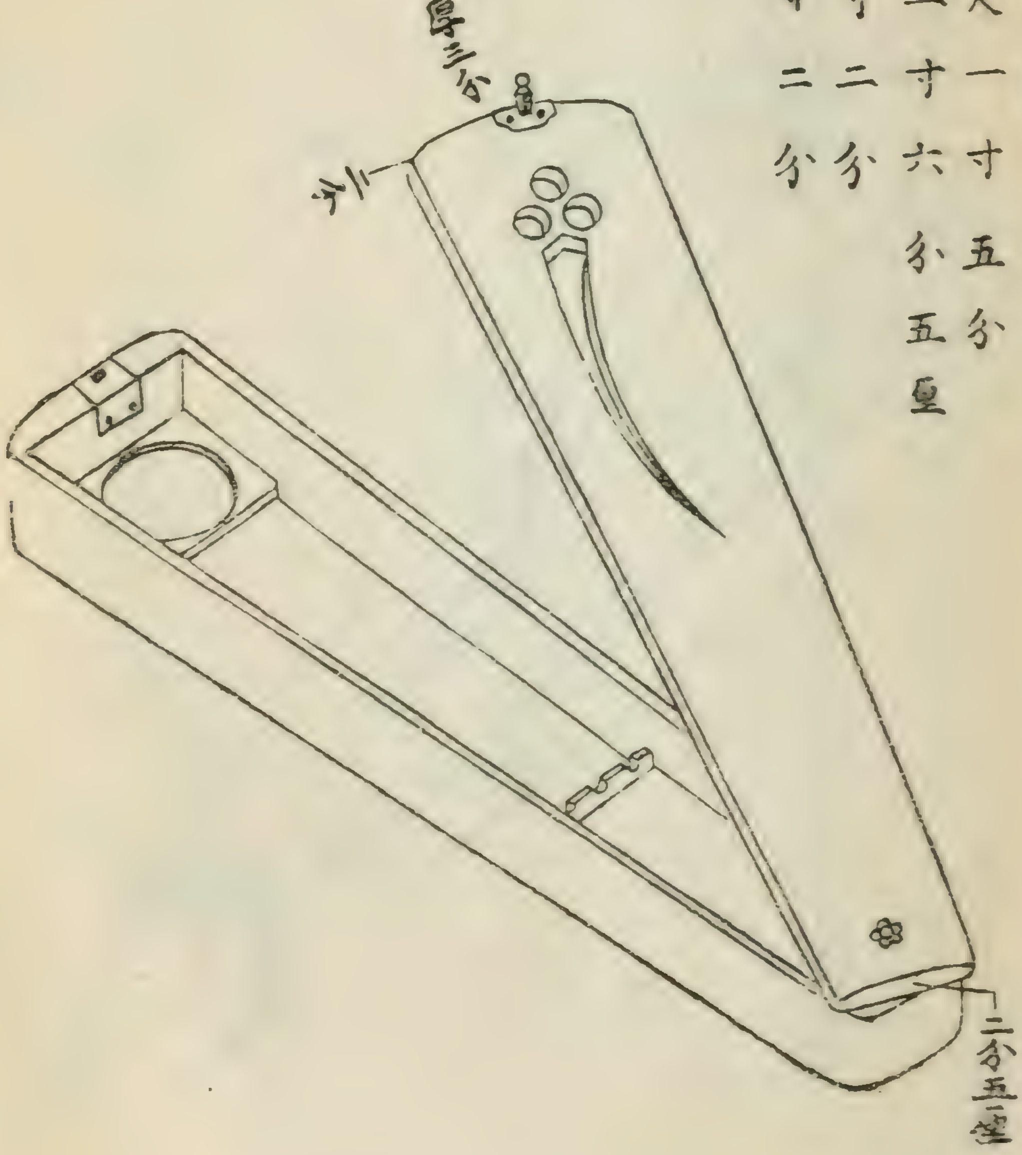
研匣 乃樂春日社所傳

長一尺一寸五分

廣上二寸六分五厘

下二寸二分

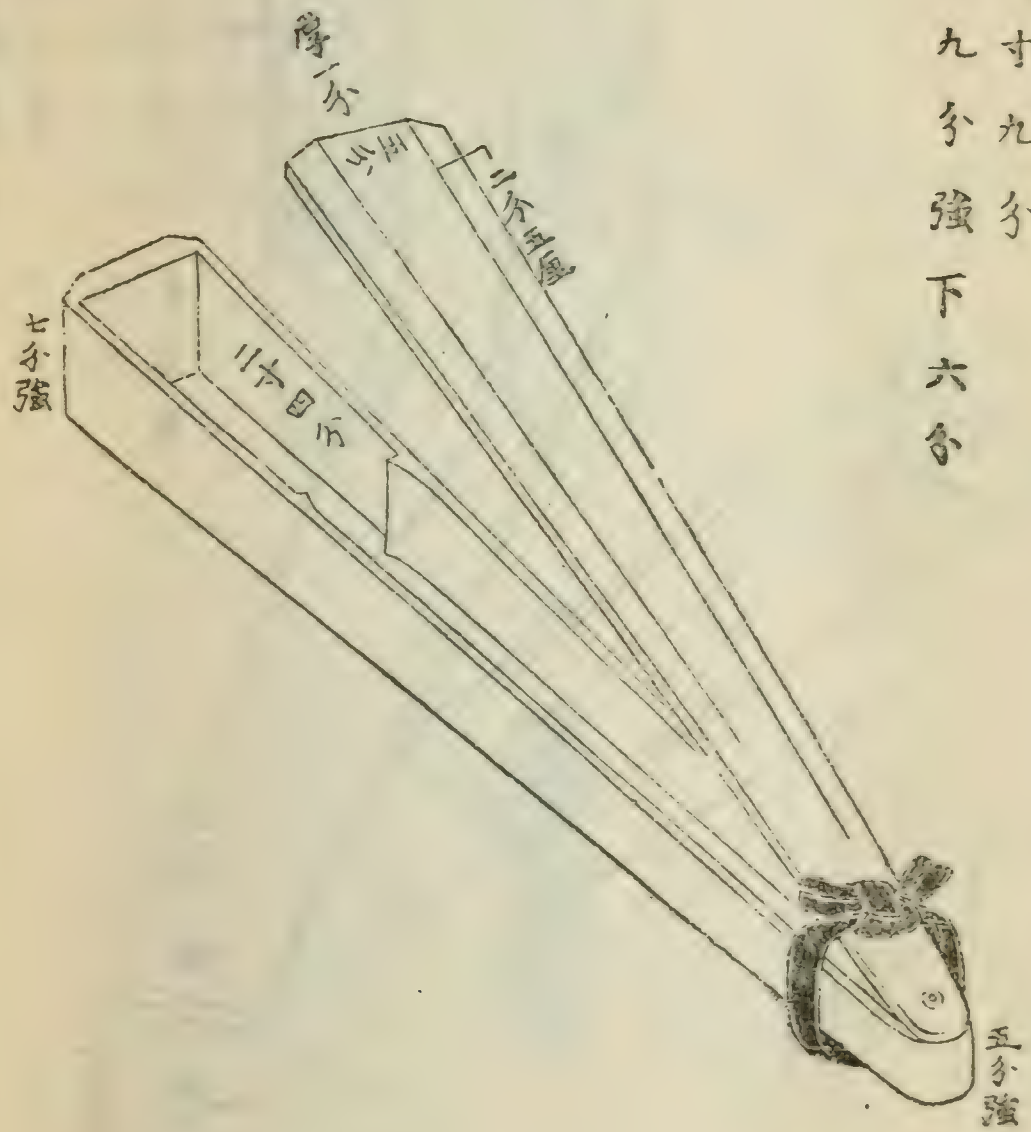
側一寸二分



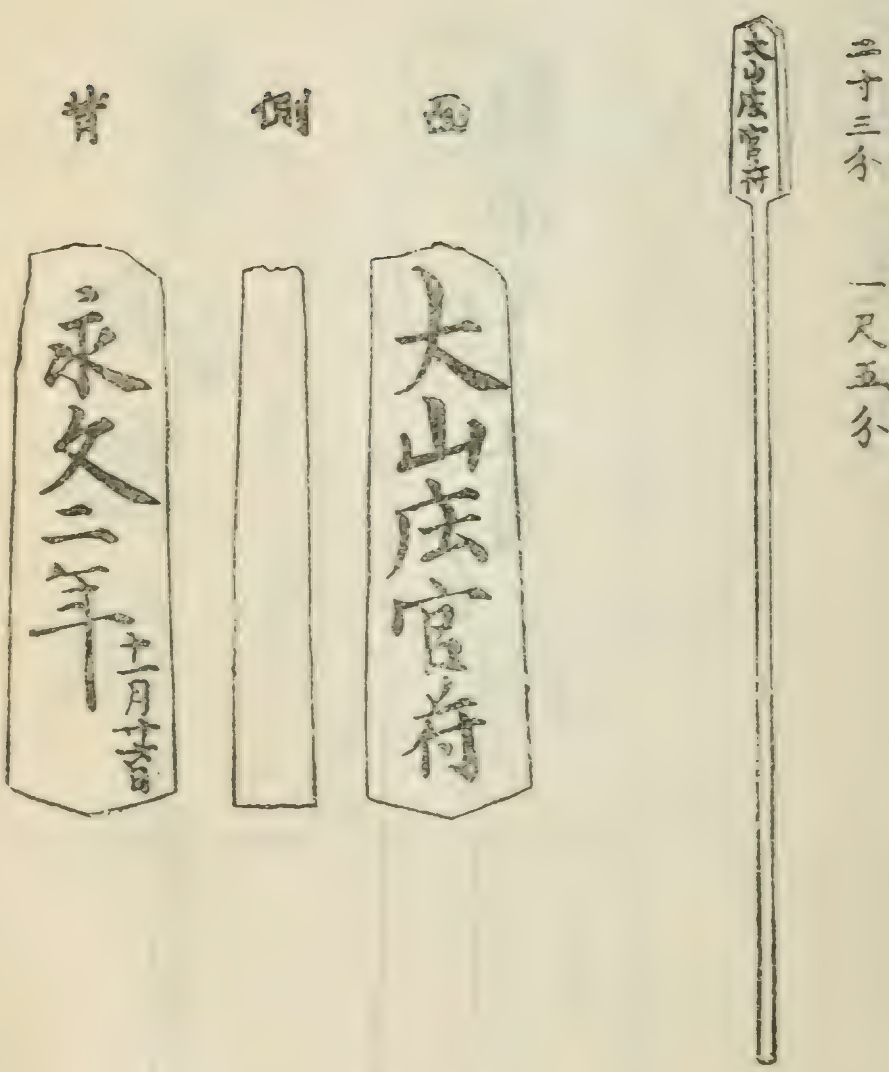
小研匣一故家所傳

長八寸九分

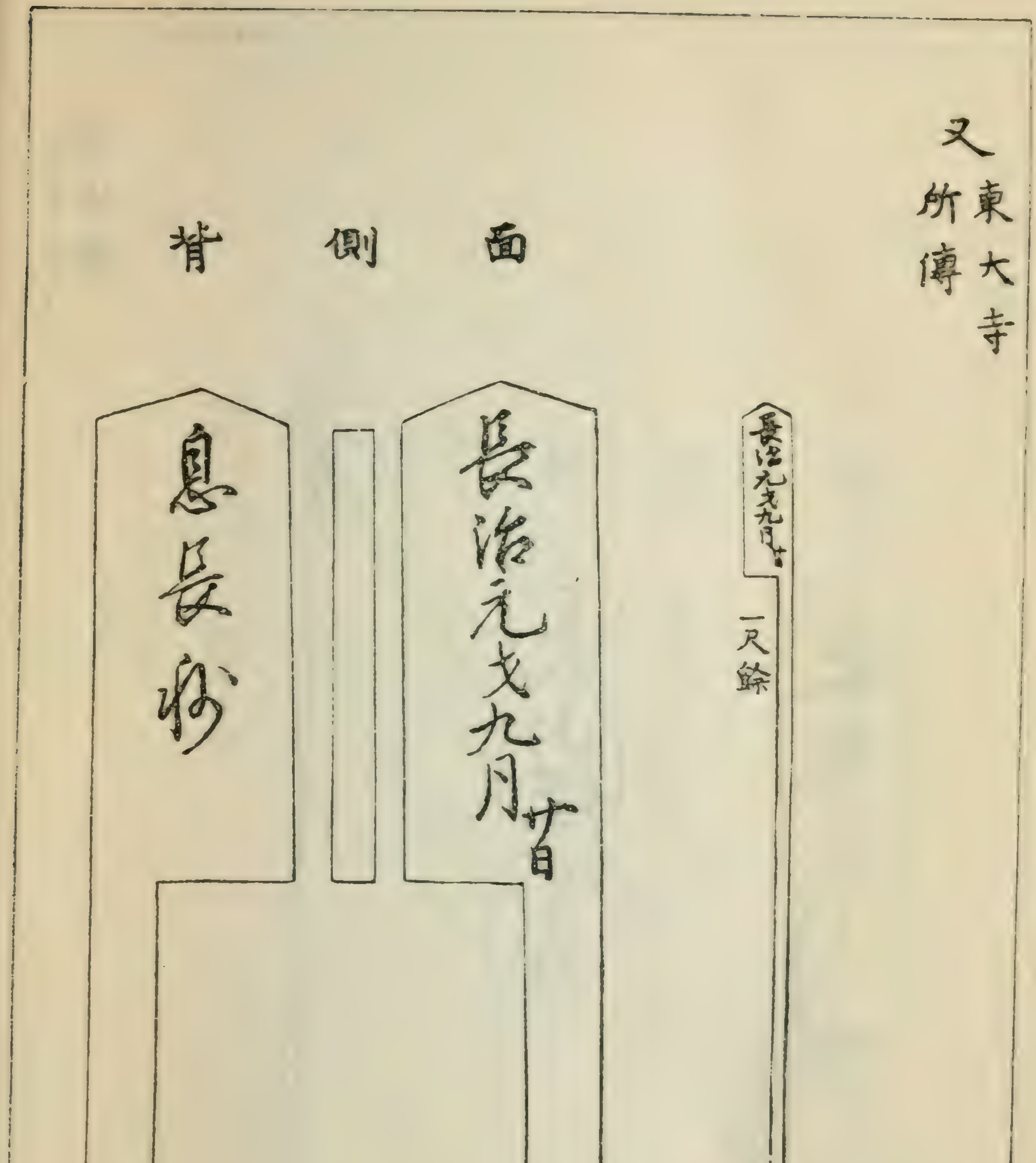
廣上九分強下六分

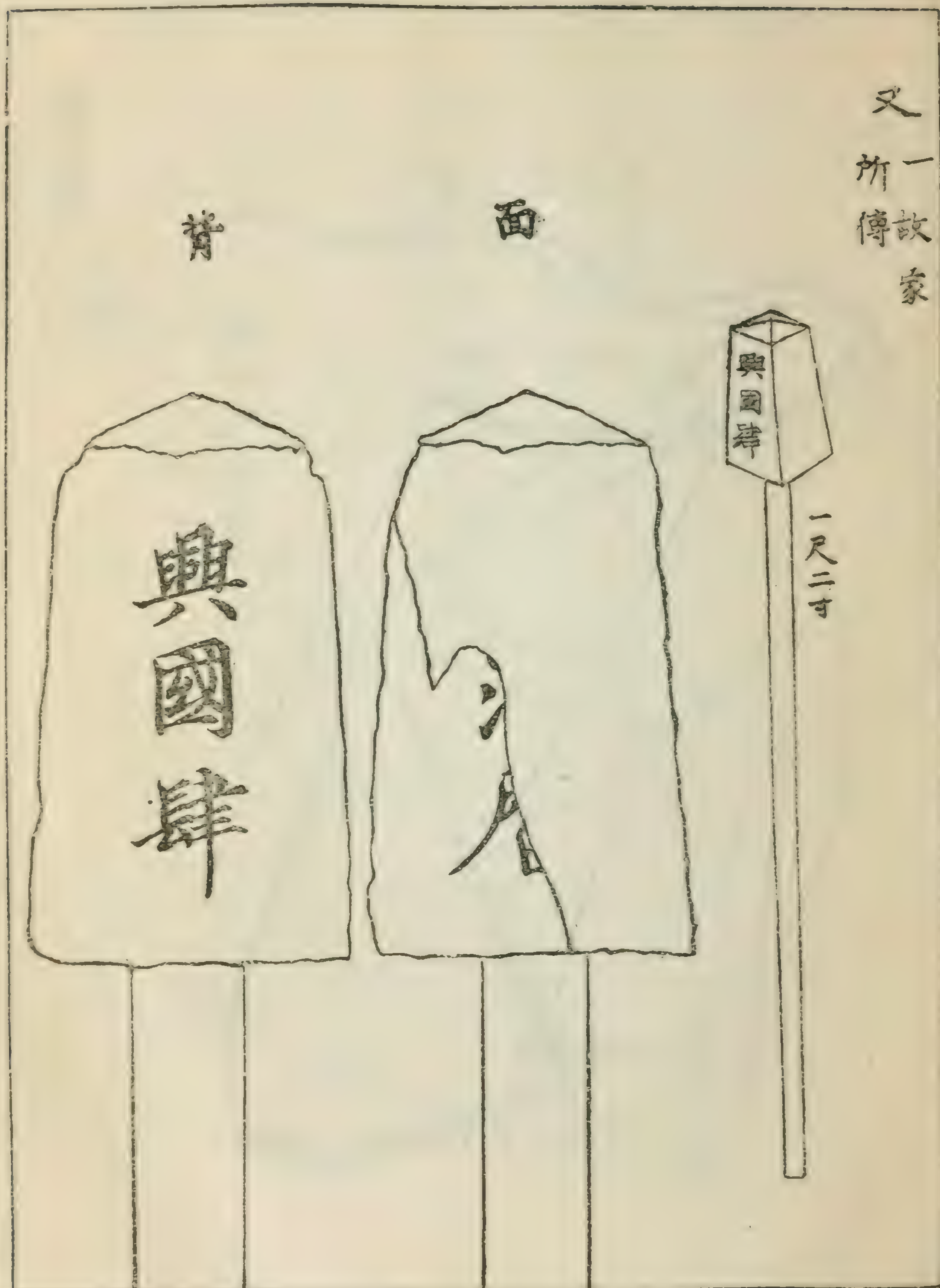


籤 東寺所傳



又東大寺所傳



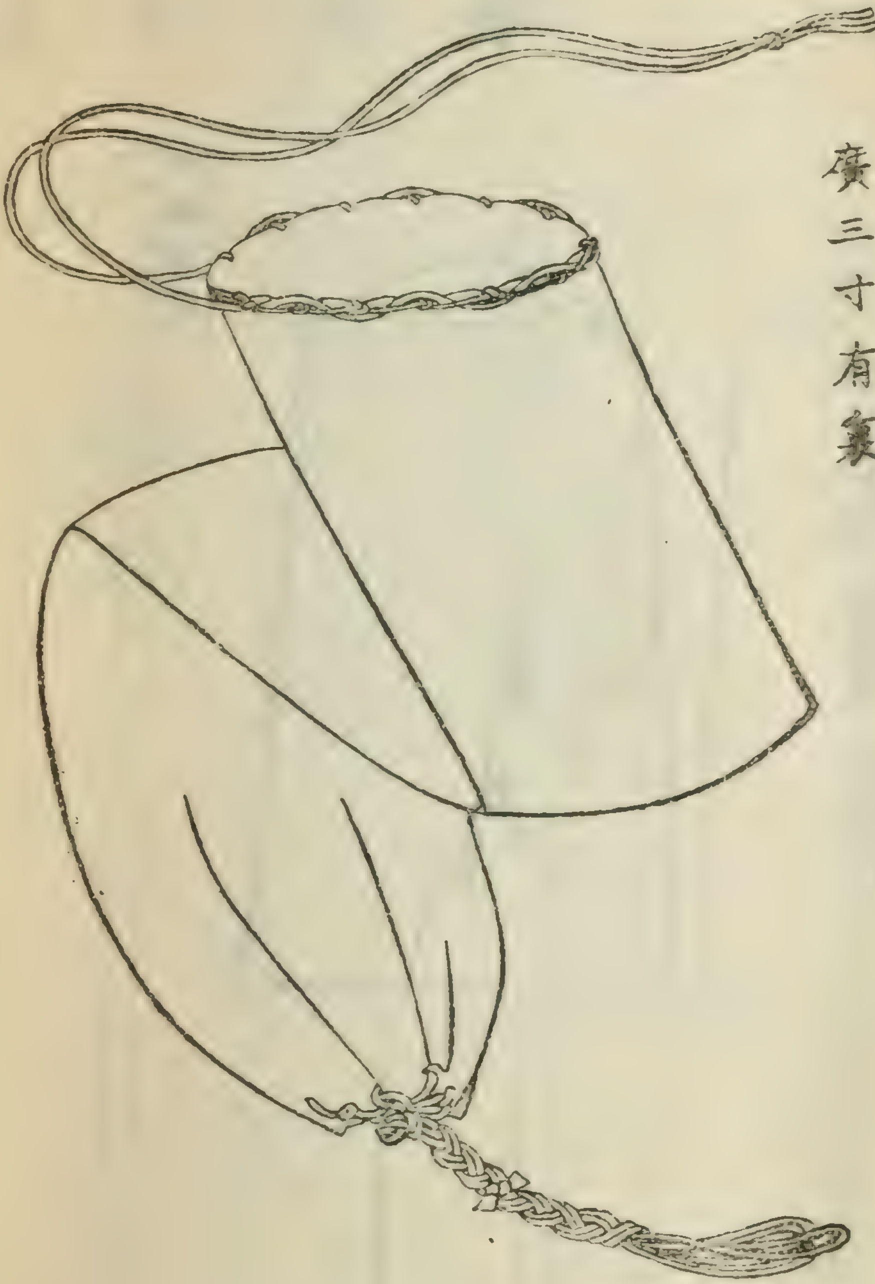

又一故家所傳
背
面
興國肆
興國肆
一尺二寸

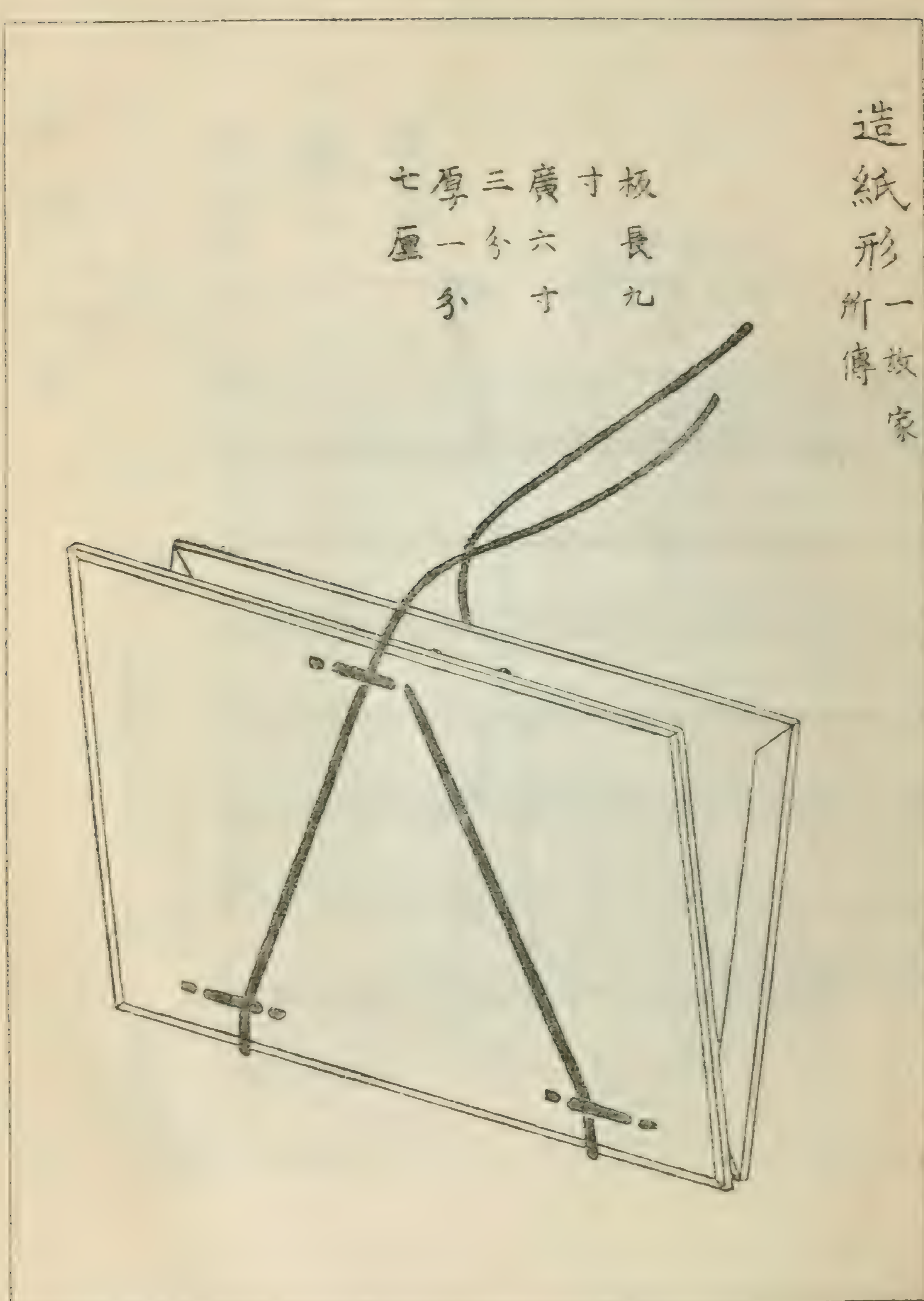
書囊

東寺所傳

長一尺三寸

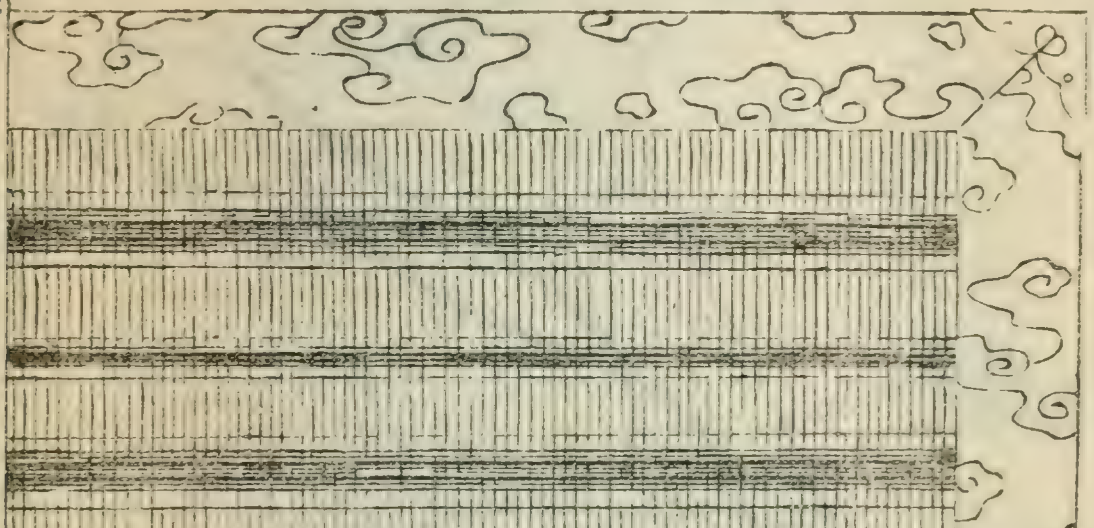
廣三寸有裏




造紙形一故家所傳
板長九寸廣六寸三分厚一分七厘

竹帙一 故韓所圖

長一尺五分
廣一尺三寸
襲緋綾

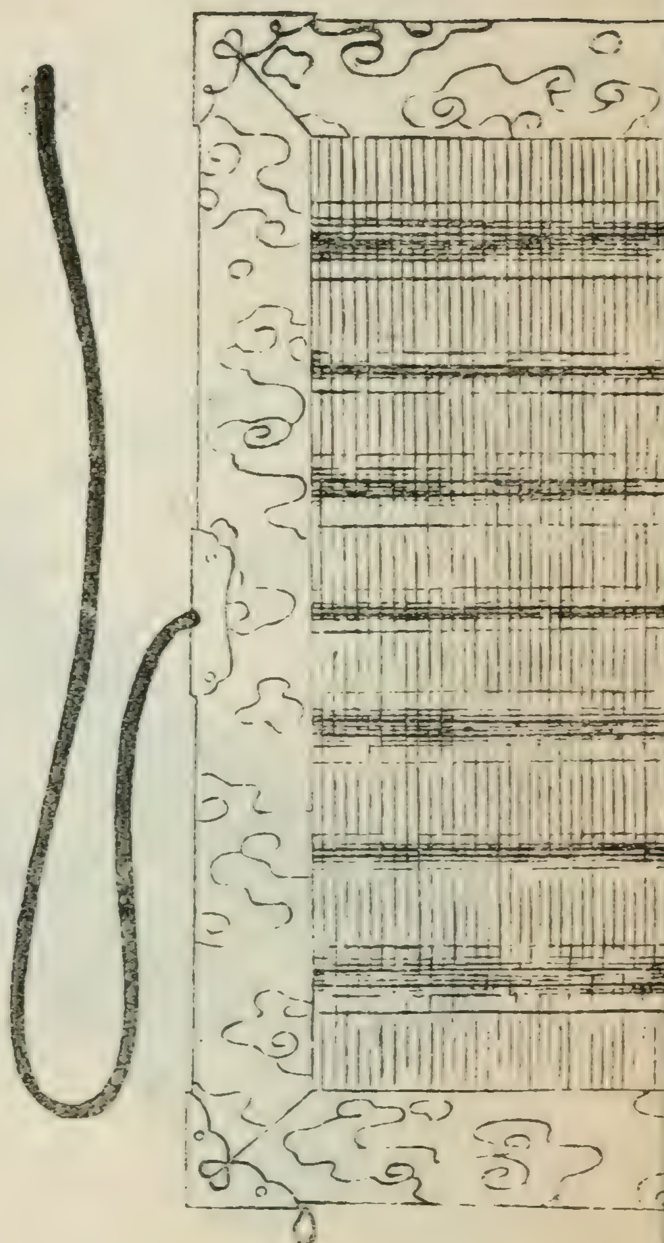


牙籤

法隆寺所傳

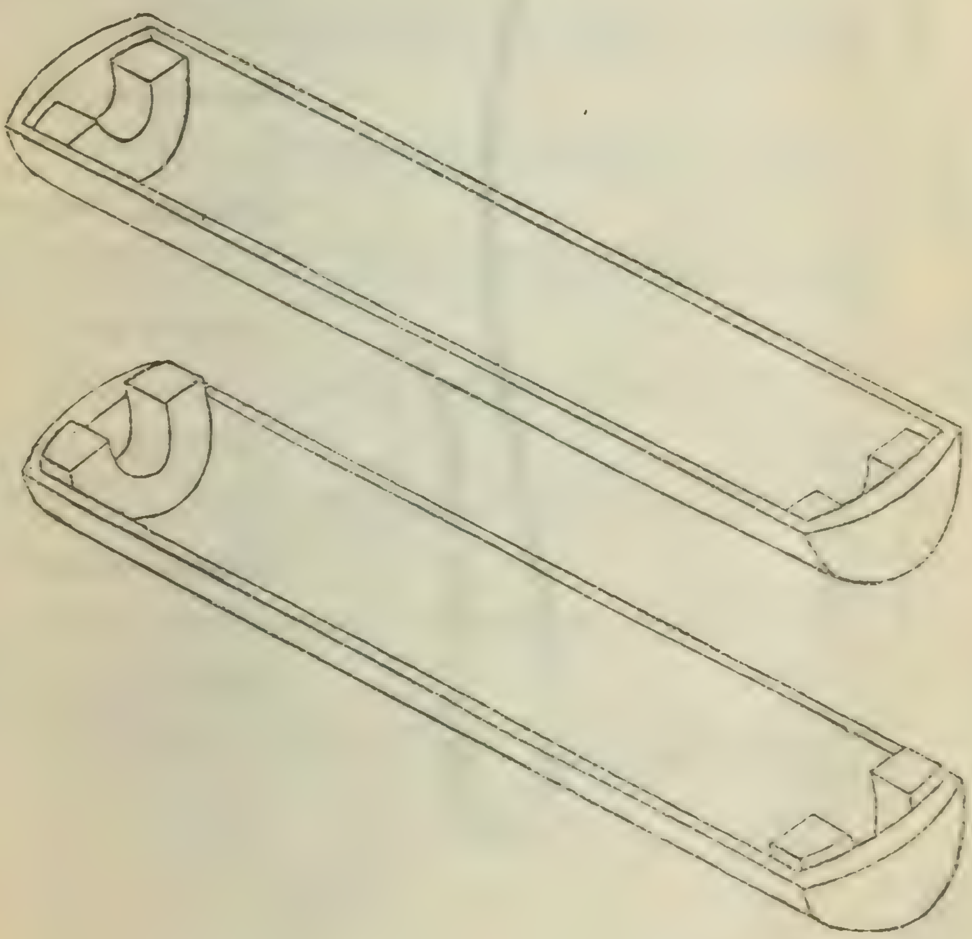
東寺所傳



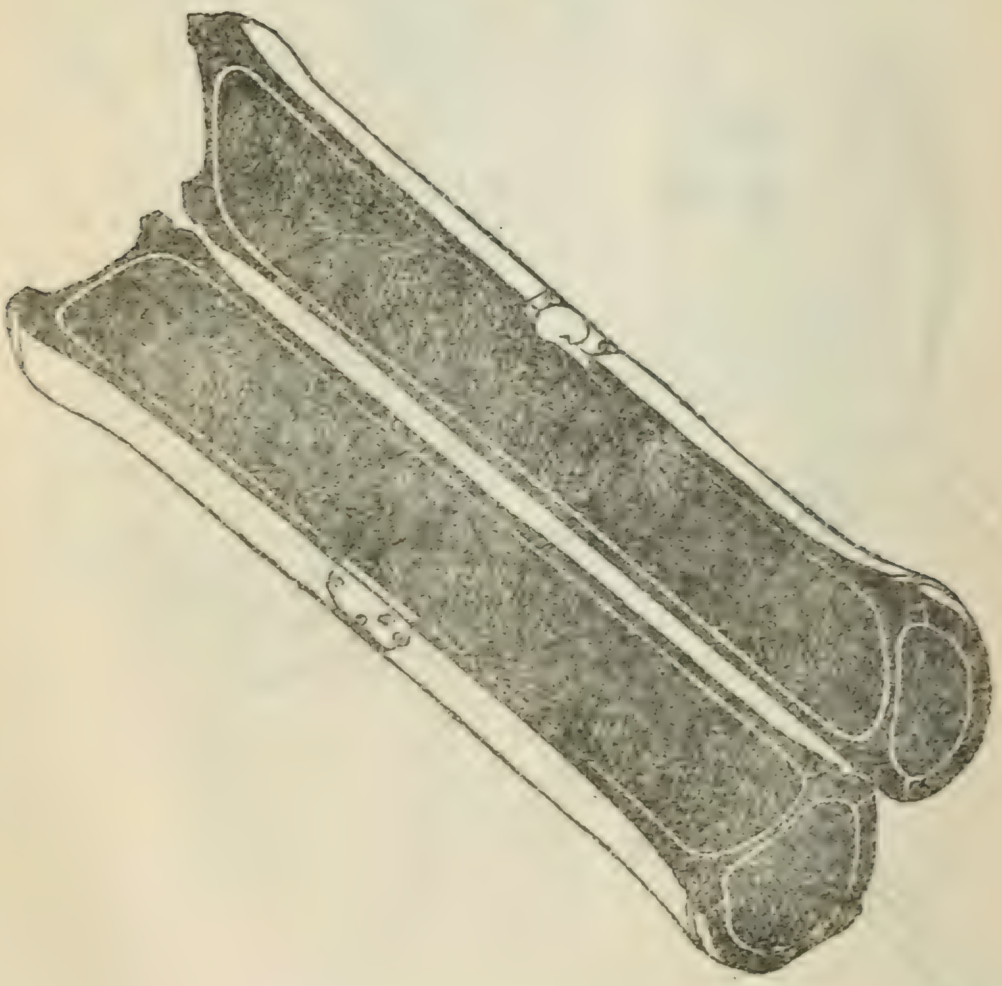


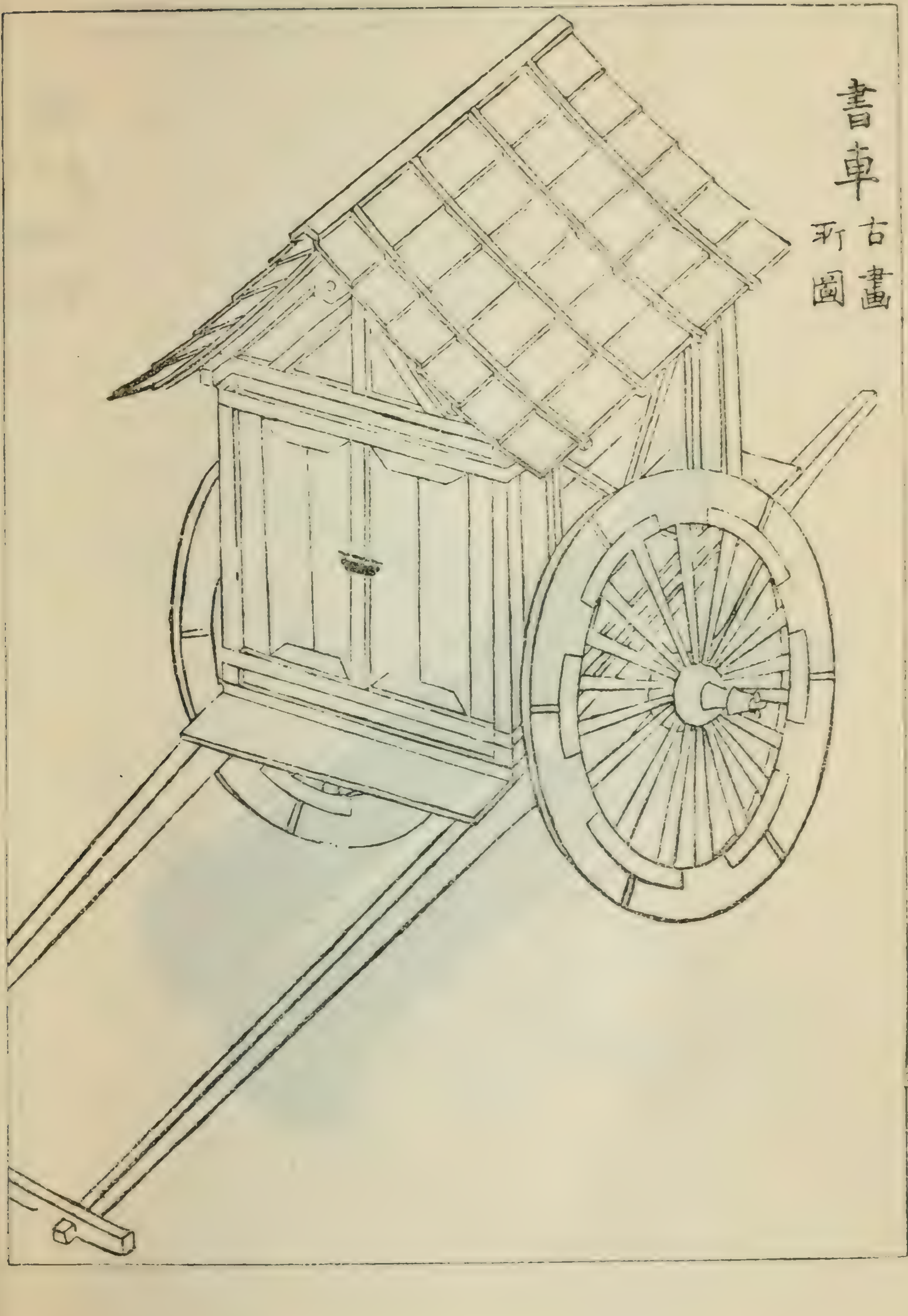
書筒 法隆寺所傳

圓徑二寸
長一尺



又
一縉紳家所傳





書車 古畫所圖

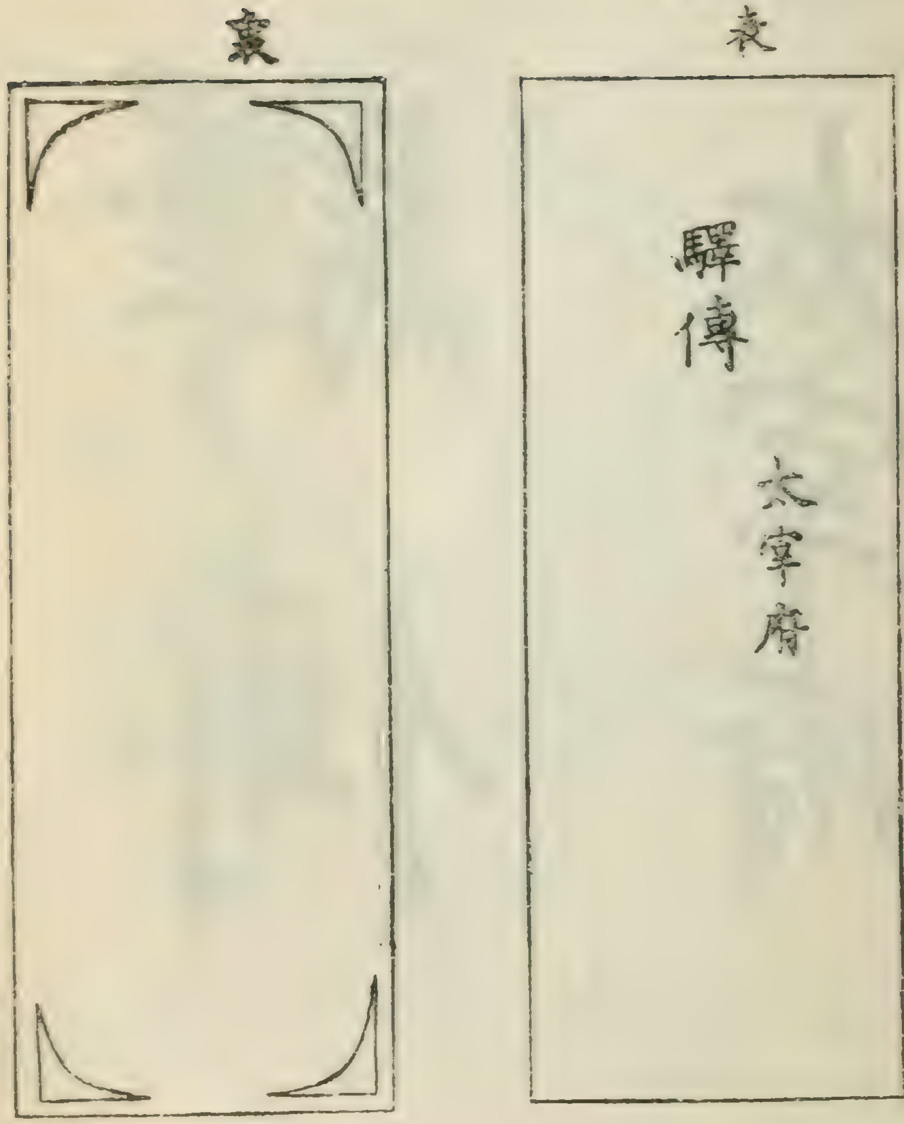
驛傳古函

長一尺四寸

廣五寸

深四寸五分

蓋



驛傳

太宰府

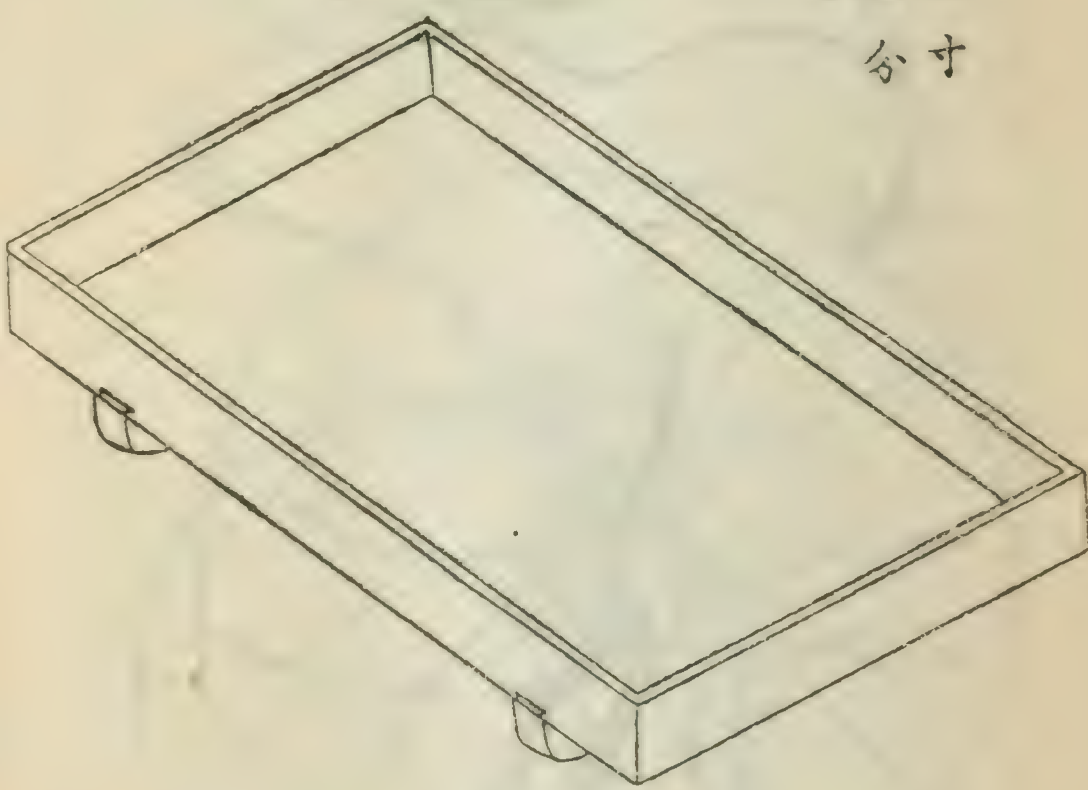
宮形

長二尺

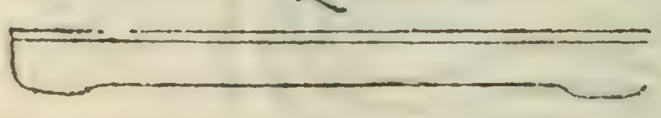
廣一尺三寸

高二寸四分

足外三寸



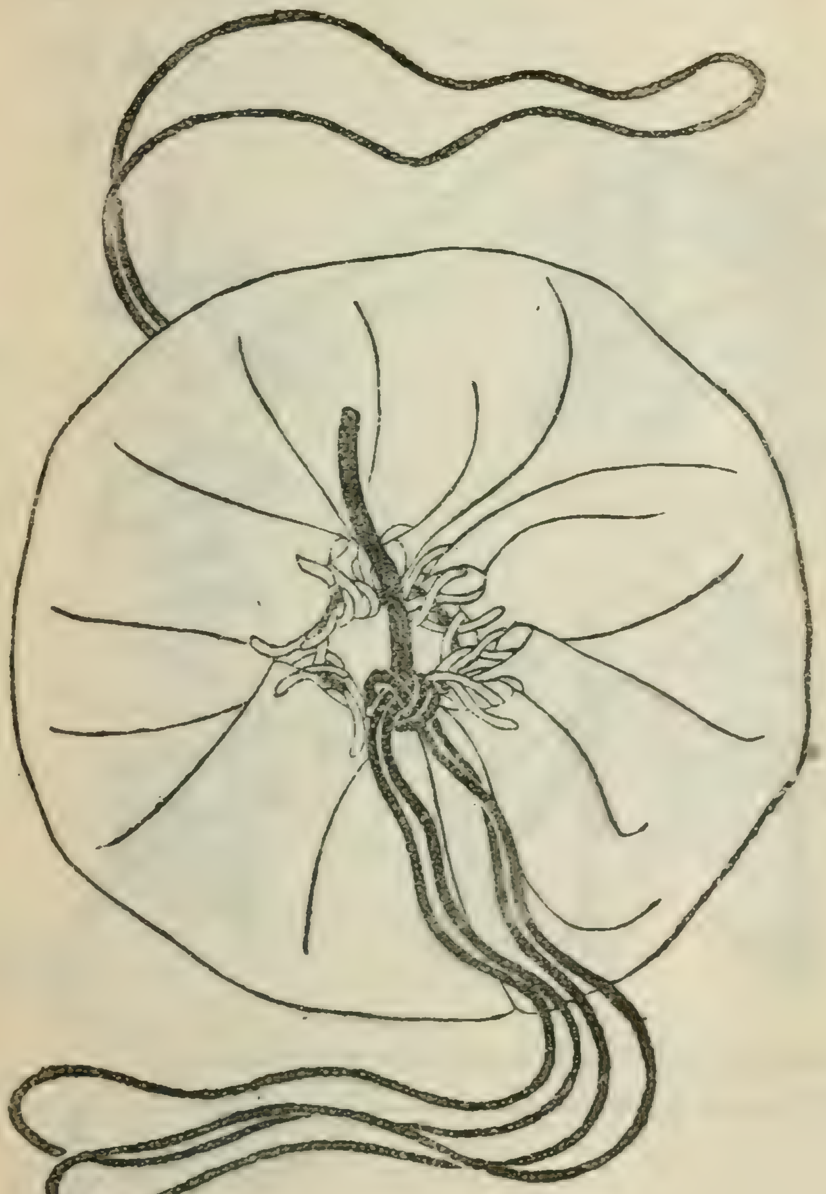
足



廣一寸

高一寸五分

燧囊一故家
所傳
西背
同製



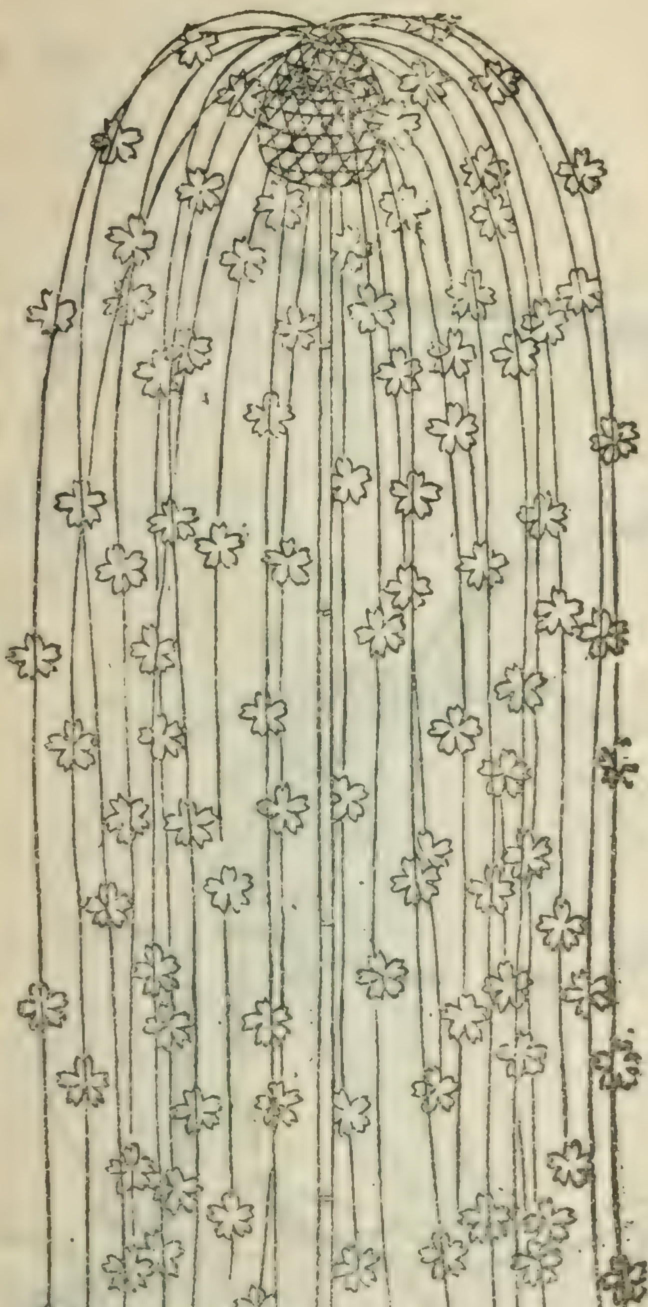

戴囊
口方一尺四寸深一尺四寸
表差組廣七分許流蘇二寸許
組紃七尺餘流蘇一寸許

麻囊

豐前國宇佐所傳製

長一丈許紙

華以糊帖



巴紋

神祇官廢址瓦



冣勝寺廢址瓦



醍醐寺古瓦



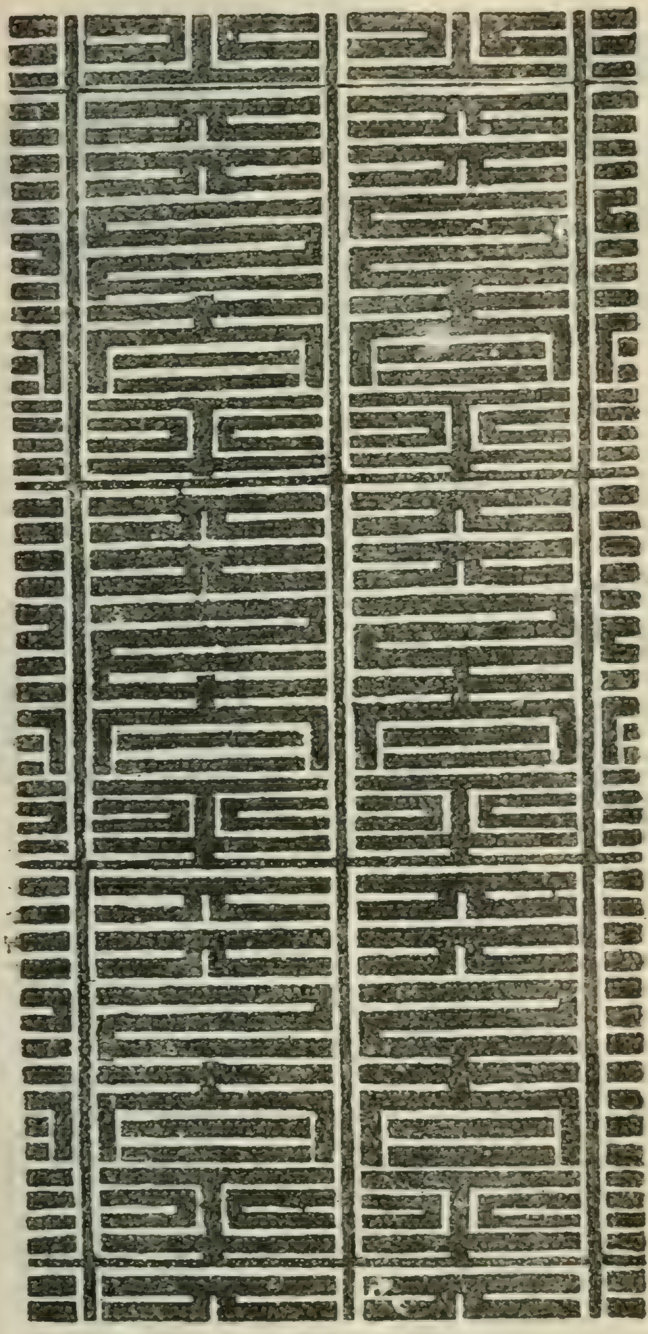
鹿苑院鐘



法勝寺廢址瓦



古繡 文曰天下太平



附録 尾



川口好和著

諸國
奇遊談

皇都書林　雲箋堂

奇遊談序

秋の野の穂ひろふわざは、寡婦の利とこそきけ。川口好和はふるきを溫るさがありて、あまたのとし月、かゝる事にのみかゝづらひて、畿内をはじめ遠きあだし國をさへ、とひもとめ間あきらめたれば、かくれたる名所も、ゆふづく夜たど〳〵しからずさぐりいでたるを、かいとゞめつゝ數の卷をなせり。そが中に山城國は、石山ふるき代より、ものしり人の文に繪につばらかなれば、級戸の風のいぶきはらひし、みそらの雲のゝこれる處あらねど、おのがうぶ砂國に筆たて初ぬは、いとも〳〵ほいなしと、こゝかしこの田づらのくま〴〵もとめいでゝ、早稻晩稻のわいためなくひろひ入たる。こは老てのゝちおもひいでむのよすがなれば、おのがためにして、世にやくあらんとのわざにはあらぬを、はしにしるすべくのもとめのまゝになむ。

寛政十あまり一とせの秋の日、鴨水の堤の宿に筆をとる信美

奇遊談目次

卷之三下

奇遊談巻之一

川口三郎好和著

○愛宕寺車寄

洛東松原通大和大路の東、北方愛宕寺の本堂方丈は、五百年前のまゝにして、堂内の天井、其外世に希なる美麗の荘厳なり。同じく南面に方丈の舎屋、上世のすがたにして、世に希なる舎屋なること行て見るべし。此舎の東の間に車寄あり、開戸にして、世に妻戸といふものを立たり。屋根の唐破風、世上の車寄のごとく、さし出し作たるものにはあらず。ひら軒の並びを、車寄の間のみ唐破風に作しものにして、今世の唐破風作は、花美のもやうにして古へにたがへり。此舎屋のさまを見れば、平軒にては車寄がたく、軒に差つかへぬれば、車よすべき所のみを、車の屋根にならひて唐破風に作しものなること、此寺の形にてしられたり。車は引出すやうに長柄を先へ出し、家の軒へ寄て、くるまの後より乗ものなり。此車よせのまへなる、平門の柱にも扉にも、矢の根多く射込あるゆえに、世に矢根門といふ。此僧房はもとよりこゝにありて、此方丈といふものをおもふに、むかし両六波羅のときの舊舎を、そのまゝに方丈になせしものにやあらん。僧の白慧の山州名跡志に、應仁の兵亂に、此邊のこらず焼亡せしに、此寺のみむかしのまゝなるべきやうなしと、いぶかしく書たれども、應仁の兵火に残らず焼亡せしかども、所々災をのがれしことと、外にもあることをしらざるゆへなり。本堂の梁札、文保二年八月十四日と

あり。寛政十一年にいたりて四百八十二年に及べり。扨此僧房の住持の法師は、此門前弓矢町の防長の年寄たるが、剃髪して住職となる流例なり。

○祇園犬神人

祇園犬神人は、愛宕の邊弓矢町あたりの人々に此職多くあるなり。是を俗に弦召とゝなふることは、むかしよしある者の筋にして、祇園の社の警衛の神職なり。犬神人といふことは、常に社頭に宮仕する神職に同じければ、犬神人とはいふこと也。犬といふは、本朝にしてはものゝ相似たるものを、なべてかくいふ。蓼にゝたる草を犬蓼、山椒に似たる木を犬山椒といふたぐひなり。此神職、むかしは弓矢を作り、宮仕の間には弓弦をつくりなどして、公私に賣あるきけるゆへに、弦めせ〳〵とあるきけるから、世人此神職を弦めそと言ならはせり。今も祇園社祭禮に、甲冑弓箭を帯し警衛することも、年久しき例なり。愛宕寺にて、毎年正月二日の夜、天狗酒盛といふことも、この神職のなすことにして、評定初の式なりとぞ。天狗といふことは、外より人のしられぬことを天狗とはいふなり。これも評定始の式にして、人にしらさぬことなれば、夜になりて執行ことゆへに、天狗酒盛といふ。されば世に大なる爪のごときもの、何ともしられぬものを、天狗の爪といひ、癇症のたぐひにて、あてどもなく行しを天狗につかまれしといふも、此類なるぞかし。つゐでにこゝに書つくるもおかしけれど、上の天狗のことといはんとて、かくは書つくる。

○古塚の怪異

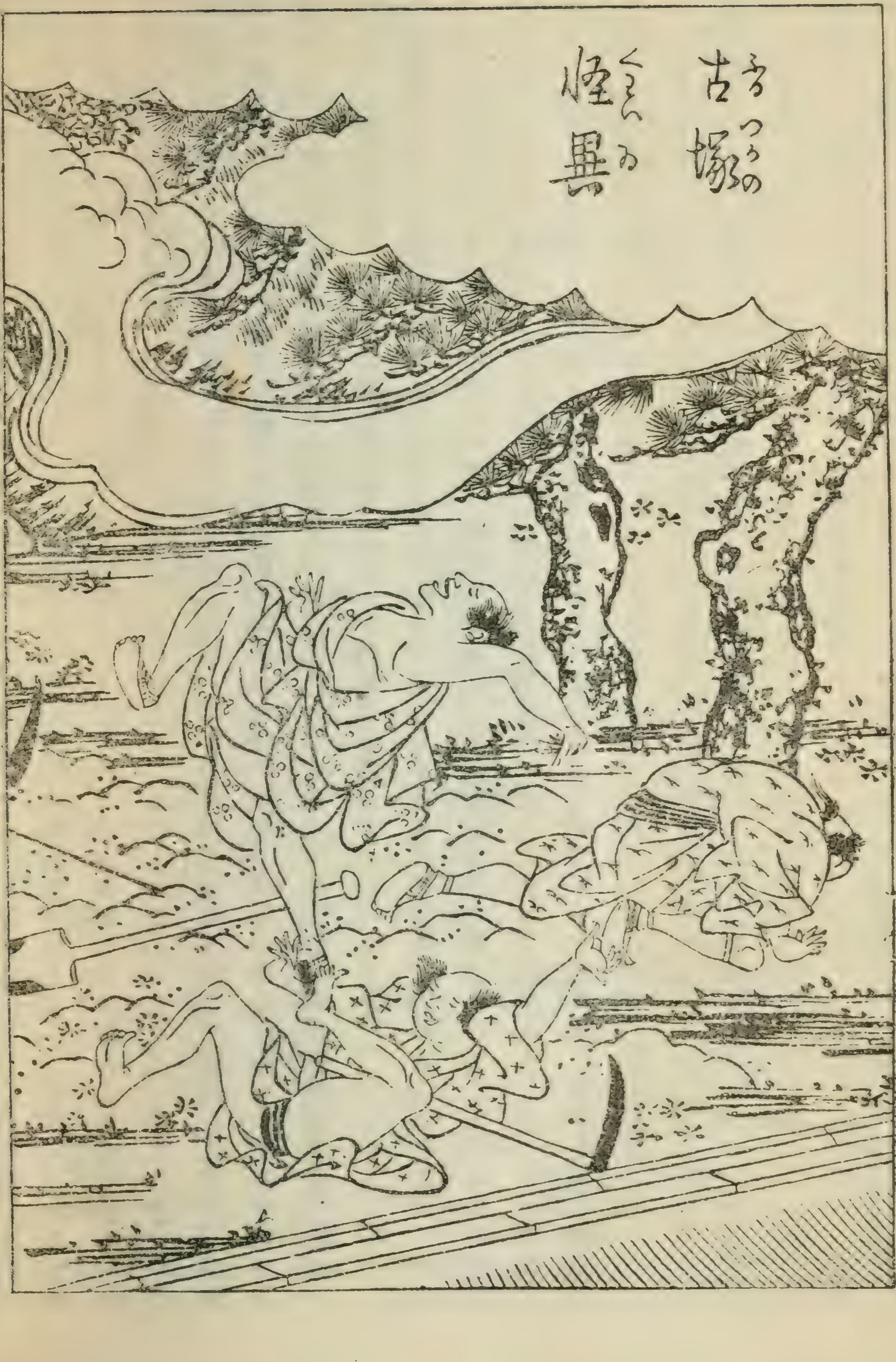
寛政の初、清水寺本堂の下、瀧のかたはら慶泰庵（うかぶせといふ。）の前、音羽山の麓のいさゝかなる地を、平均になさんとて、人をかたらひ掘けるほどに、次第〳〵に掘行まゝに、大なる石に掘あたりければ、この

下にはさるためしあり、黄金やあらし。釜にてもよからん。さらばいそぎ掘やとて、大勢鋤鍬取持て大音聲を上て掘ほどに、少し大石けちりと動とひとしく、一むらの靈氣、ひら〳〵と四方にたなびくと見しほどもなく、多くの僧俗一度にあつと倒伏けり。そのあたりちかき稲荷の小祠のある寺に住る老僧は、かゝることは露しらず、心靜に本尊の御前に行ひすましておはしけるが、たぐふべくもなき大きなる、世にいふ鬼のごとき手さしのべて、此老法師を、一つかみにつかまるゝと覺て跡はしらずと、此法師もいたく病伏て、やう〳〵日を經て、次第につかまれし手の、じり〳〵とはなれ行やうにありしとかたりき。近き年のことゆへに、今も此邊の人はよくしれることなり。なべて古塚を掘崩しなどすれば、かゝることはあることにて、おそれて掘うがつべからぬことなり。

其頃此塚、いかなる塚やらんとしられぬことをとり〳〵いひけるに、予にも問ける人あれど、させる證據もなければしれがたし。しゐていはゞ源平盛衰記に、清盛左衞門佐たりしとき、大内に鵺の聲をなす化鳥をとる。是毛ジユウといふものなり。鼠の唐名也。博士の占に、清盛取とゞむること吉祥なりと、南臺の竹を召て中に籠て、清水寺の岡にうづまれたり。御惱のとき勅使立て宣命を含るとき、ジユウ一竹が塚といふとぞかゝれたり。もし此一竹が塚などにはあらぬにや。

○暗部山

伏見街道東福寺門前あぶの町といふ東方のうらは、東福寺の境内にして、次第に東山につゞきたる地なり。このあたりを古へは暗部山といひしとなん。さるから、町の號も暗部町といひしを、略してあぶの町といふは、さもありぬべきことなり。山州名跡志卷の十六、五十八葉に、いまだ詳ならざる部に、暗部山を、古人鞍馬山の一名と覺しを、甘心せざるよしをかゝれたり。祭主輔親、紀伊國より都にいたる


古塚の怪異



に、暗部山を詠る歌、夫木抄にありとて、都の南なる證に引れたり。ふかくも考へられしことぞとは覺ぬる。並川氏などもしられざりしゆへに、山城志に暗部山は貴船山の一名としるされたるは、杜撰の甚しきことなり。予も年頃心にかけて問求けるに、此わたりの人にきゝてしりにき。夫木和歌抄卷第十五秋部紅葉の條下に、

村上の御時殿上紅葉歌合　元輔

おもひやるくらふの山の紅葉におとらぬものは心なりけり

紀伊より京へのぼりにくらぶ山にて　祭主輔親

ときは木にもみちの色をくらふ山よるのにしきと人やみるらむ

同卷第二十雜部山の條下に、

くらぶ山天德三年二月内裏歌合霞　元貞

春かすみたちやこめぬるくらふ山おとはの山に雪も見へねば

康保三年八月内裏前栽合　右大將濟時卿

おみなへしくらふの野へのたねならは人にこえたる色ぞゝへまじ

右の詠歌に、前にもいふごとく輔親の歌のはしがきには、紀伊より京にのぼるときよめる也。元貞は音羽山を讀合たれば、これも鞍馬にはあらず。濟時卿のうたを見れば暗部野とあり。此地、麓は田野なること、是亦古へのさまなり。古今著聞集に、和泉式部忍びて稲荷へ參けるに、田中明神のほどにて時雨のしけるに、いかゞすべきとおもひけるに、田かりけるわらはの襖といふものをかりてきて參にけりとあり。昔は此わたりなべて田野なりし證なり。田中の社近きにあり。むかしも今も、此わたりは梅花、紅

葉のよき地なりとぞ思ひぬる。

○深養父子孫

扨此暗部町の東方、三栗栞といふ古き農家ありて、この家の後園に方壹丁ばかりもありぬべき、四方土居を高く築たる荒地あり。則三栗氏、二百年前まではこゝに住居せしとぞ。古き井泉なども見へたり。此家、淸原深養父の子孫なるよしをいひ傳たり。扨今の官道は、豐臣家の御世より山根にありし道を、所々にて二丁あるは三丁、西のかたへひらかれしといへり。さるから東福寺も、稻荷も、中門の前に南北の道筋あるは、古への大道なりとぞ。さてこの地に深養父の住れしといふこと、たしかに書には見あたらず。夫木抄廿一巻雜の部谷の條に、題しらず、深養父の歌に、

あさ日山霞の谷に冬こもりわがものおもひのはるゝよもなし

とあり。この東南深草山のうちに、霞谷といふ地あれば、かゝることよりして、いひけるかもしらず。あさ日やまこのわたりにはきかざる名なり。なを後の考を待のみ。

○稻荷の水晶

伏見稻荷山本社の北のかた東福寺界に、水晶谷といふありて、水晶の出る地あれども、大きなる上品にはあらずして、たゞ小さき砂のごとき水晶のみあり。

○同手水鉢

稻荷本社の前石さくの外に、南北一丈ばかり、丸き石の鳥居の柱のごときうへに、角にながくほりたる手水鉢あり。近江の國の湖水より取あげしよし彫刻せる文字あり。願主は左近將監瀧川氏なり。傍に神代文字と世にいふもの見へたり。前にもいふごとく、稻荷のあたりは田野にして、御社も昔は山上三ケ

所にありて、道の傍に瀧などありしさま、古書に見ゆ。今も三の峯にまいる坂路のほとりに、社務やしきといふ地あり。義教将軍の時、今の地へ遷坐し玉ふ。建久年中伊勢の小朝熊の神社の神鏡を、ある法師の盗とりて、この山にかくしおきしがあらはれて、奏聞に及で、伊勢へかへさるゝときも、都にいれずして山科のかたへ遷かへさるゝよし、建久の沙汰文にみへたり。

○竹の下道

深草の竹の下道といへるも、上にいへるごとく、東によりたるむかしの道なること明らけし。なを二百年前は東の山根通を行かよひて、東福寺にいたりては、今の勅使門の前を北へゆきしなり。さるから東福寺勅使門の北に、南面の脇門の柱にも、扉にも、矢の根の射込あるも、今のごとくならば、勅使門にあるべきに、此門に残あるは、南よりたゞちに登くるとて、まづ此門を正面にして軍せしことぞと思ひやられぬ。寺僧のいへるに、こゝに軍ありしとき、のこらず寺僧は退散せり。今ある兆傳主の畫し涅槃像もうせて、後にこゝに寄附せし人ありとぞ。

○深草不喰蛤

洛南深草山より瓦土を所々掘とる所を鹽ふきといふ。日々瓦土をぼとることなるに、たま〳〵蛤の化石を掘あつれば一所に多くあることにて、里人は常のことなれば取捨ることとなり。三十年前一所掘たるに、人の周身全うして石に化たるを見たりと、里人いへり。いかさま鹽ふきといふ場所は、土中に物あれば化する所と覺たり。此人はいかにして土中にありて化たるかはしらず。諸國介石の產所多し。

○七瀬川裸踊

毎年正月十六日の夜、伏見七瀬川の東方の藥師堂の前にして、此町の人々集りて、法會を執行ひて後、

裸身になりて踊ことなり。此夜此わたりを過る人あれば、貴賤によらず酒をひたすらにすゝむることにして、醉狂ひして伏るもあり、踊もあり。薬師佛に限て、かゝることのあるは、いかなるゆえならんかし。

○西福寺床黒縁

伏見大龜谷西福寺は、太平記にのする光嚴院なりとぞ。むかしは今の城山の奥にありしを、豊臣家の御時、城を建玉ふ頃、今の地へ移玉ひけるといふ。さるゆへに院號は光嚴院とぞ。此寺の書院の床縁は黒漆にして、桐の紋を金蒔繪にして、古きすがたなり。近き頃、城山の古井の中に埋れ有しを、ある人とり出して此寺に附與せしとぞ。

○小野篁古冠

伏見六地藏は大善寺といひて、六ケ所の地藏菩薩の隨一にして、小納言信西の建立なりしを、清盛公六ケ所に移玉へるとぞ。地藏菩薩はもと篁の作玉ひしと、是非はしらず。此寺に篁の君の冠といふもの有。近き世の物にはあらねど、篁の時代にかゝる冠のあるべしともおぼへず。

奇遊談卷之二

○小栗栖村古瓦

醍醐の西、小栗栖村に廢法琳寺の古跡有。承知年中、常曉法師大元師の法を修行せし所なり。今廢してはづかに小堂一字のこれり。爰にむかしの堂舍の古瓦、土中に多く埋れあるなり。まゝ經瓦も有とぞ。承和の年頃のものも殘れるにや。さあれば一千年近き古物なれば、珍重すべき古瓦なり。

○小栗栖作左衛門

同所に作左衛門といふ勇猛の者ありて、天正年間明智日向守を討取しといひ傳たり。實非はしらず。其子孫寶永の頃までありて、同く左作衛門といひて勇者にして、白日山中に行て狼を手捕になして、ねぢ合組あひて、つゐに狼をねぢころしけると、不破立悅の醍醐隨筆にかゝれたり。いま里人に尋問に、ちかき世その子孫他所へうつり住居せしといふ。

○石田古軍扇

醍醐の南石田村の中に、石田の神社あり。式內の神にして古き土地なり。此社の神職の家に、佐々木家の古き軍配扇を所持せり。いかさまに古きかたちなるものなり。

○日野裸踊

例年正月十六日の夜、醍醐の南なる日野法界寺藥師堂にして裸踊といふことあり。此寺は傳敎大師比叡山延曆寺建立のとき、日野家宗勅使たり。その歡悅に金銅の藥師佛を送る。則所領ゆへに、この地に法界寺を立て、彼藥師佛を安置し、諸堂全備せり。其後兵火にかゝりて、今阿彌陀堂のみ存せり。い

と古き堂形にして、古へをしたふにあまりあり。今は此堂に藥師佛立せ玉ふ。此堂にして、正月十六日佛會ありて、後に里人等あまた參りつどひて、いとも餘寒なるに、あか裸に白き犢鼻褌ばかりして數百人堂の椽に出て、なにごとやらんものうたひて踊ことなり。他所よりも產婦の乳汁を祈りて、願みつれば其かへりもうしに、この里人をやとひて踊もありといふ。踊はてゝ、牛王てふものを寺僧の手して廣庭になげいだせば、我おとらじと拾ふことなり。一年參て見しに、外に替りたる事もなし。此法會備前國西大寺にもありて、本尊は藥師佛なり。なを備前の部にくはしくいふべし。

○牛尾山石筆

山科の東牛尾山法嚴寺は、觀音の靈場にして、淸水寺の奥の院といふ。此山に黑石脂を產す。俗に石筆といひて、懷中の筆墨にかへ用ゆ。

○宇治川敷石

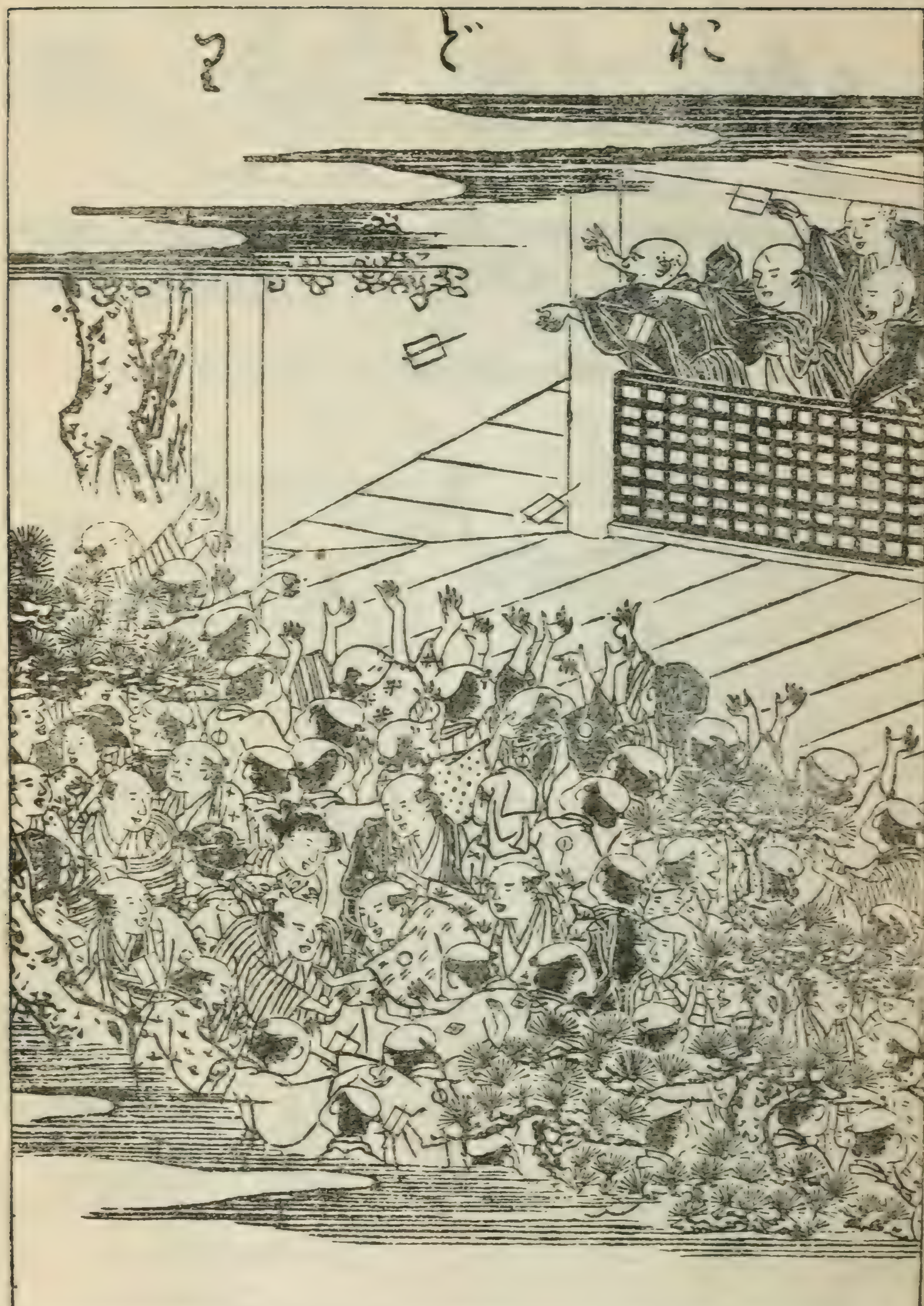
明和七年五月頃より旱して、諸國とも所々井水もかれぬる頃、伏見より大坂へ行かよふ舟も自由ならざりし頃、宇治より伏見までの柴、薪の運送もとゞこほりけるゆへに、舟の行かよふべきほどに、宇治川筋を掘んと相議して、まづ上島、下島といふ兩村のまへ、槇の島よりは川下なり。此川中を掘けるに、二三尺も掘ければ、川底に大石を敷ならべたれば、こゝをさし置て一二丈も外を掘見しに。こゝも同じさまに敷石あり。川上、川下はいかばかりあるべしとは知ざれども、川幅のこらず大石敷ならべたれば、力及ずして其ことならずしてやみけり。いかなる世に、かゝる敷石をせしにやとて語りあへり。

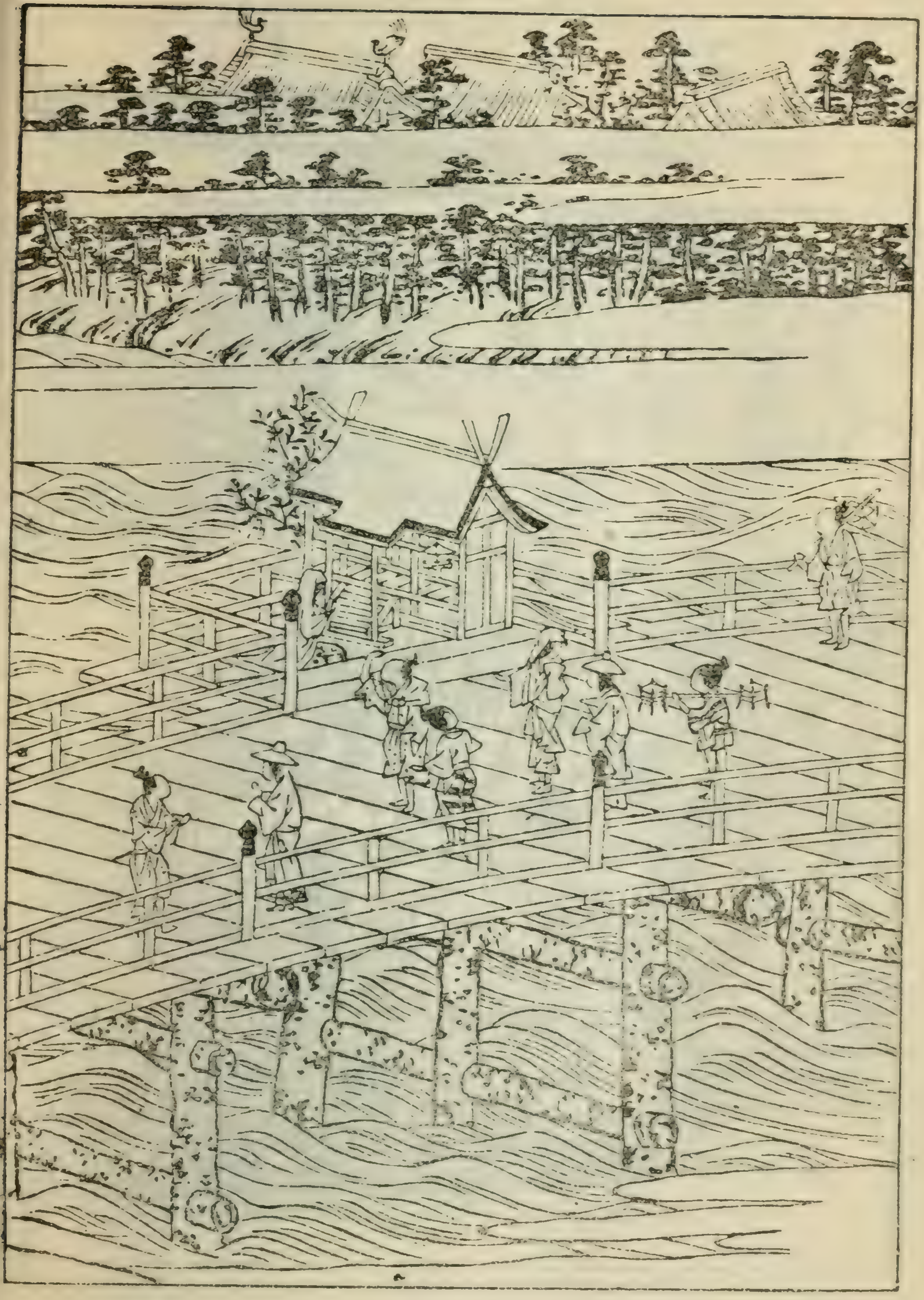
○宇治橋三の間

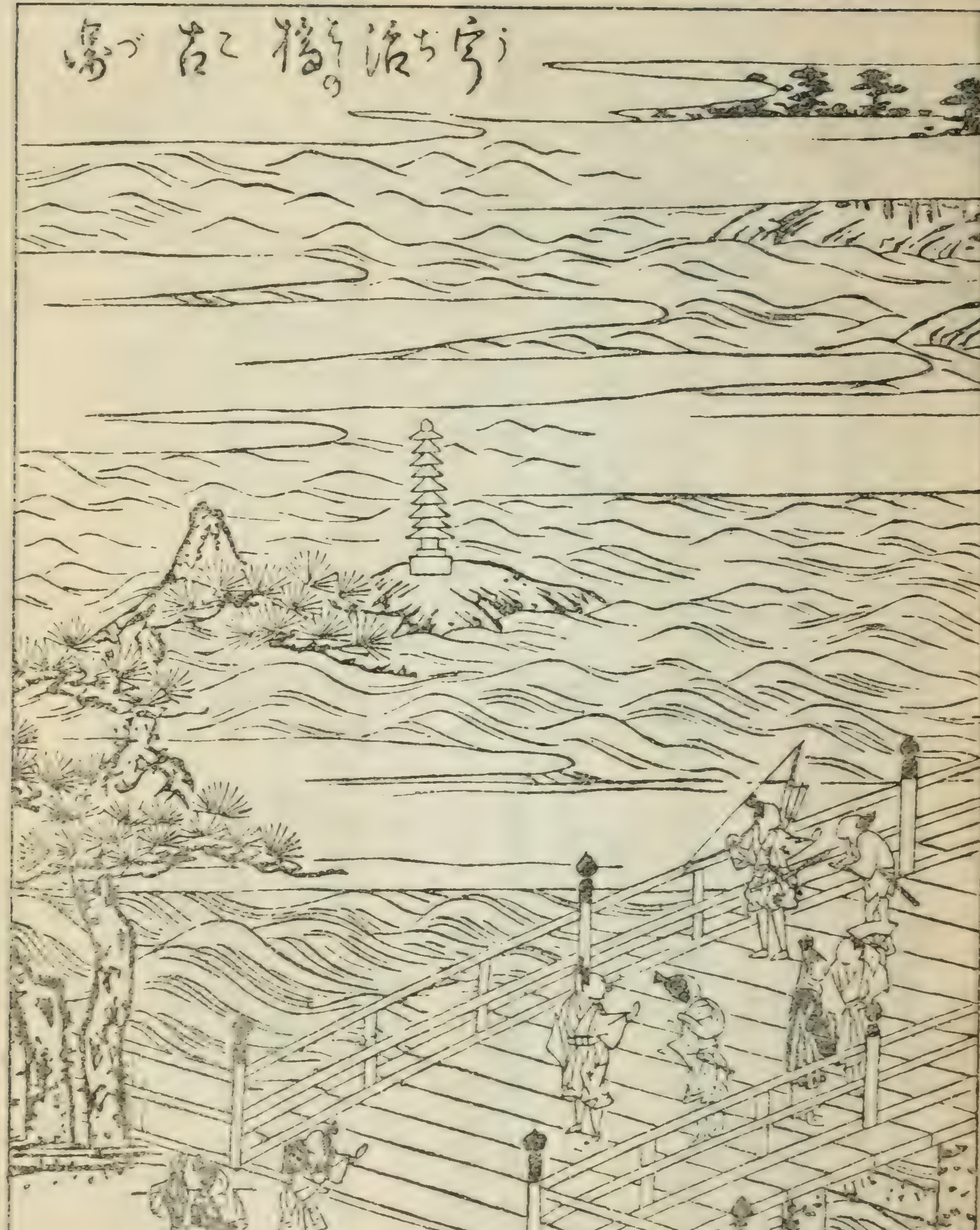
洛南宇治川の大橋は、世にかくれなし。此橋に限て三の間とて、南の方川上へ一丈もさし出たる所あり



日野の裸






宇治橋の古圖

て、高欄に南北東西を彫刻せり。大きなる鐵鐶を打つけありし。前年流失せしかども、近き年頃、公の御沙汰として作らせ玉ふにも、いにしへのごとくになし玉へり。爰の三の間といふ所を、いかなるゆへにかくさし出したるにや。往來の人の立とゞまるべき爲ならば、中程にあるべきに、西のかたによりたるもいぶかし。又人の往來をよくるほどの小き橋にもあらず。或は豐臣家の御とき、茶の水をこゝより汲上しといふ。さらば釣瓶を下して便あるは、川下なるべきに、川上にあるもなをいぶかし。扨茶の水に此あたりよきならば、橋のうへよりくみあぐるよりは、舟してくまば、持行にも便よかるべし。いづれ俗説にして聞にたらずと思ひけるに、予が父の友、龍城學丹居士といふ翁、宇治の里のなにがしにきゝしは、左にあらずして大むかしは橋姫の明神を、此三の間にいはひ祭り奉りしなり。さるから鐵鐶は榊を立しくわんにてありけると、これぞ實にむかしをしるたよりなりけり。中むかし橋の崩しころ、今の橋詰の地へ社をうつしけるものといふ。世の浮説はかゝることをしらぬ人のいひ出せることにしてまゝ多し。實説をきゝしゆへに、くはしくこゝにしるすことなり。

〇浮島石塔婆

宇治川の中平等院の前にあたりて小島あり。俗に浮島といふ。此島は網代を禁斷せし證に、こゝに十三重の石塔婆を立て供養せしものとぞ。又宇治橋に流水をつよく當まじきために、川上にかゝる小島を築は、ものしれる人の工なりともいふ。扨石塔婆の銘は、弘安九年十月と彫刻せり。今寛政十一年までは五百十四年に及べり。先年洪水に此島もかけそこね、石塔婆も流失せしに、塔中にありし經卷佛具等、品々の金銀にて作れるもの數多箱に納てありしも流れ行て、槇島の里人拾ひあげて、今は橋寺の預りになれり。尋ね見るべき古物なり。

○元和年中愛宕燈籠

宇治平等院の北のかた、町のはづれ北面に石燈籠あり。いづれにも村里のはし〴〵には、火伏守護の爲に愛宕權現に奉る燈明あり。此里にもこゝかしこにあるなり。この平等院の前なるは、させるものならねど、元和二年と彫刻せり。かゝるわづかなるものなれど、百八十四年の星霜をへたるも希なり。

○金色院牛王寶印

宇治の南十八丁計に白河村といふあり。金色院とて、越の泰澄法師の上足昭澄上人の開基にして、年ふるき地なり。此僧房に金色院牛王寶印としるせる板ありて、裏に久安□年（一字闕ク）としるせり。させるものならねど、六百五十餘年存在せり。頼政治承の宇治合戰の頃よりは、二三十年まへつかたに製造せし牛王寶印の板なり。釣鐘あり。年號は建武二年二月とあり。これも四百六十六年に及びける。此鐘は治承より二百年あまり後の世に作れるなり。

○平尾村石棺

奈良街道玉水の南、平尾村の南に和伎の神社あり。今涌出の森といふ。式内の神社にして、古き社地なり。こゝを一丁ばかり行て、高き岡のごとく諸木繁茂せし地ありて、觀世音安置の小堂一宇あり。その左のかたはらに、十三重の石塔婆有。右のかたに石棺あり。高さ三尺餘、竪六尺餘、横三尺五寸計にして、底の隅に穴あり、銘もなし。いかさま上代高貴の人の御墓なるべし。里人此地に稱應寺といふ寺を建しも、後世のことなるべきに、其寺も今は亡びて、一字の小堂のみ存せり。

○椿井村城跡

上狛の郷中椿井村に、椿井權之亟といふ歴代の處士あり。予も幼ときの友なるゆへに、さきの年頃尋問

しに、此家もとは足利家の家人にして、義輝公逝去の頃は、南都大乘院に陪從して、南都の椿井町に住居せり。其頃大乘院門主を歸俗せしめ義昭公と號す。しかれども義昭公不才にして、いくほどもなく天正七年亡滅せし後は、もとよりの住居の地なれば、此椿井村にかへり住けるまゝにて、今に相續せり。家のうらのかたなる岡山の上に、むかし住居せし城跡、今にのこれり。

○海修山石棺

玉水の東、瓶原郷佛生村の東に、海修山寺あり。聖武帝の建立。朗辨法師元祖にして、中興は解脱上人再興す。此本堂の前左のかたに石櫃あり。今は手水鉢となせり。これも上世高貴の人の石棺なることうたがひなし。高さ二尺餘、竪六尺餘、横三尺餘、厚み五寸三分、正嘉二年戊午十二月日と鐫たり。蓋はなし。往年里人、此奥の院老宿坊といふ地の前なる溪間より堀出し、こゝにすへて手水鉢となせりと寺僧のかたりき。これも平野の林中なる石櫃とおなじ。寛政十一年にいたりて、五百四十二年におよべるものなり。

○海修山靈玉

此山を聖武帝、朗辨法師に賜しよりして海修山と號す。初は出水山となづく。山城志に、解脱上人地名を改しといふは、時代はるかにたがへり。此寺に、聖武帝より賜し名玉ありて、毎年正月七日、此玉に日影をうつし、火を取て祕密の法式を行ふことなり。此名玉を載る玉臺は三尺五寸、厚さ五寸にして、山の形を作り、面の繪樣は、宮殿のうちに蘇我の妹子、百濟の學士厚舒座列せり。宮殿のうへ後のかたは遠山にて、櫻の花を畫たり。背面は春日の神社を畫たり。今の奈良の春日の神社の圖にはあらずして、上世の社の姿なり。此山の形につくれるものぞ。玉臺にして、上に玉をのする處あり。今世は玉石をもてあ


海修山玉臺
厚五寸

そぶ人世に多ければ、かゝる古物は尋見るべし。其外、後土御門院より解脱上人へ賜ひし奇品どもあまたあり。

○瓶原郷洫守

瓶原郷中は水旱の憂ありしを、解脱上人の附弟慈心上人水道を開きてより、永く水旱のわづらひなし。今に至て郷中に十六人の洫守といふ家ありて、彼水路を守るといふ。慈心上人は地理にくはしき人にして、後世までかゝる徳澤を殘せり。扨も上古この海修山を出水山といへれば、元より水脈のありしを、里人知らずしてありしを、慈心房開しなるべし。元より水なき地は、いかんともしがたかるべし。

○笠置の石浮圖

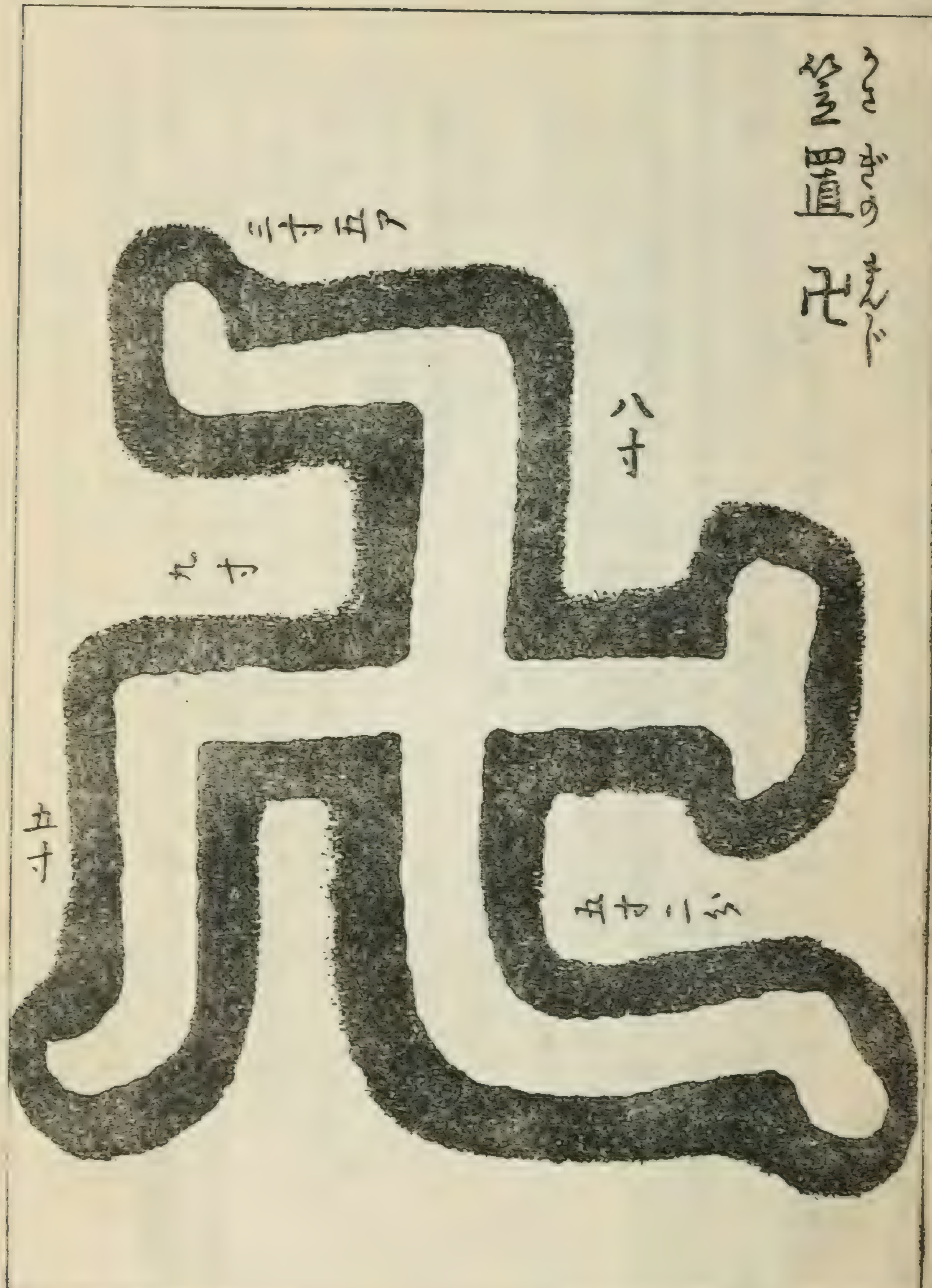
笠置山の石彫の本尊諸佛、又岩屋の楠正成卿の花押などは、世にある名所記等にくはしければもらしつ。彌勒石の蓮臺に、萬字を彫刻せるは、世にこれまで見ざる卍字にて、筆法も殊によろし。扨此彌勒石の前に、十三重の石塔婆あり。嘉祿二年と彫たり。今寛政十一年まで五百七十四年におよべり。

○湯屋谷介石

宇治田原の奥、大道寺村の東北にあたりて、奥山田村といふあり。其所の湯屋谷といふに介石多し。深草山の介石に同じければ、くはしくしるさず。

○猿丸社石燈籠

宇治田原の奥、禪定寺より曾束をへて石山に出る山路に、猿丸の小祠ありて、前に古代の石燈籠ありしが、今は溪間へ落たりしといふ。今立るところは、はるかに後世のものにして銘あり。禪定寺猿丸の神前乙巳之秋、重建二石燈籠一、銘曰、松膏日滴、夜月然燈、千載無レ藏、神功大興とあり。長明


笠置卍
八寸
九寸
五寸

の方丈記を見れば、石山の奥會束の猿丸の古墳を尋るとあるゆへに、安永の年頃、石山より會束をへて尋しに、會束よりは一里に遠くして、禪定寺の地也。いにしへと所たがひたるにやとおもわれし。

○八幡藥師堂前碑

洛南八幡清水町正法寺の南、路の傍なる藥師堂の前に石碑あり。高さ四尺餘にして、中央に梵字を鐫左右によせて正安二年八月市野邊無常講と彫刻せり。中世までは、この南の町はづれ、車塚といふうへにありしを、後こゝの堂前にうつし立しといふ。寛政十一年にいたりて五百年に及べり。

○八幡鐘銘

八幡下院神宮寺大乘院の堂前に鐘あり。陰識の銘あり。

延慶三年庚戌三月十九日鑄之　願主　右衛門尉紀近延

妻　㳄客人氏女

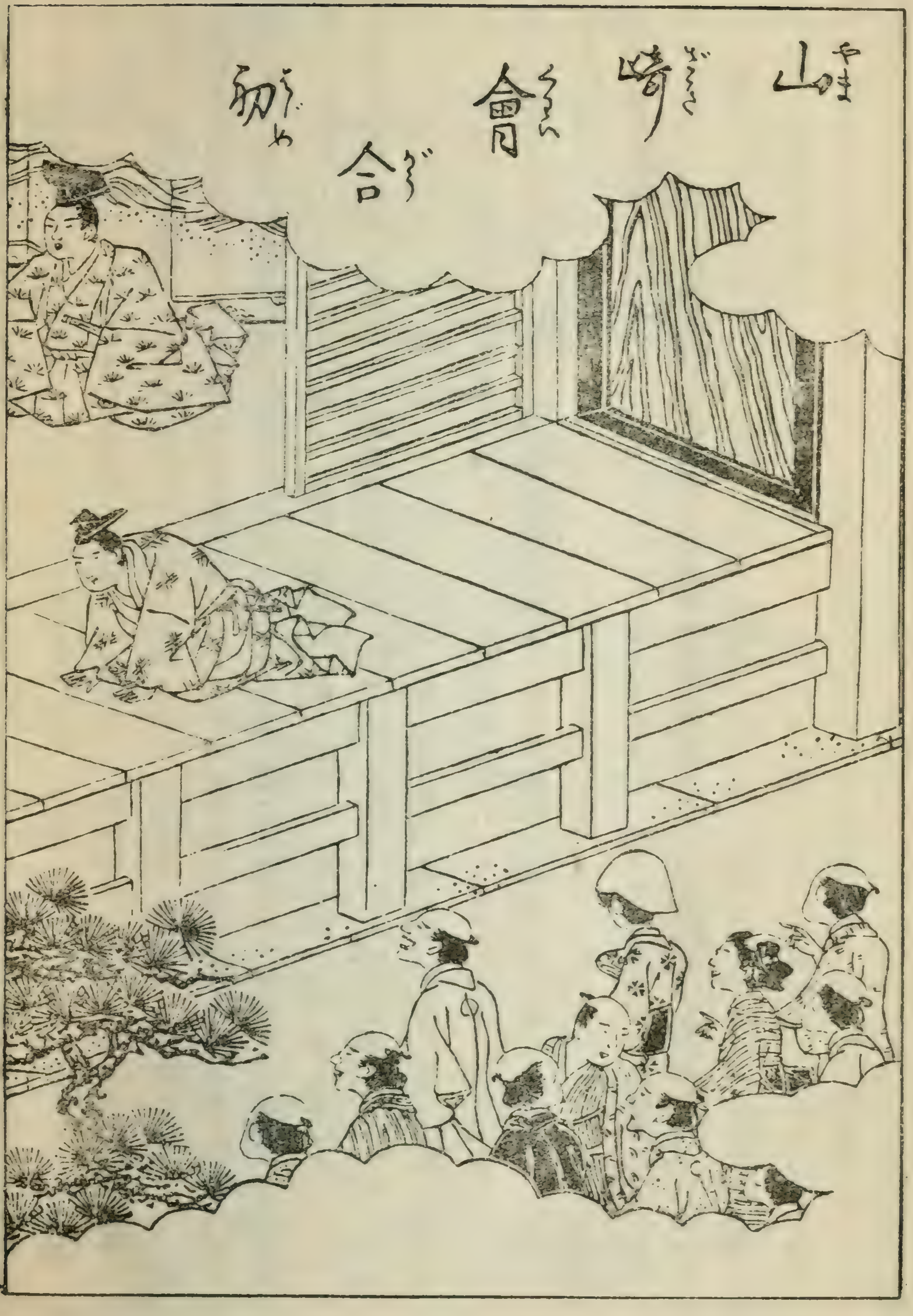
大工　壹岐得實

次に四句の文あり。此妻の姓氏磨滅ありて見へわかず。姓氏錄に見當らぬ氏なり。尚後勘をまつ。今年まで四百九十年に及べり。廿年ばかりも前つかた、此里人片岡某浪花に行て、とある古物うる家にて、平釜の廻りに男山神宮寺天正五年と、陽識の銘ある古釜を買得して歸けるが、此寺にそのころ住る僧は、茶事を好るから、後代まで散失せまじきよしをやくして附與せり。今此寺のものとはなれり。

○山崎會合初

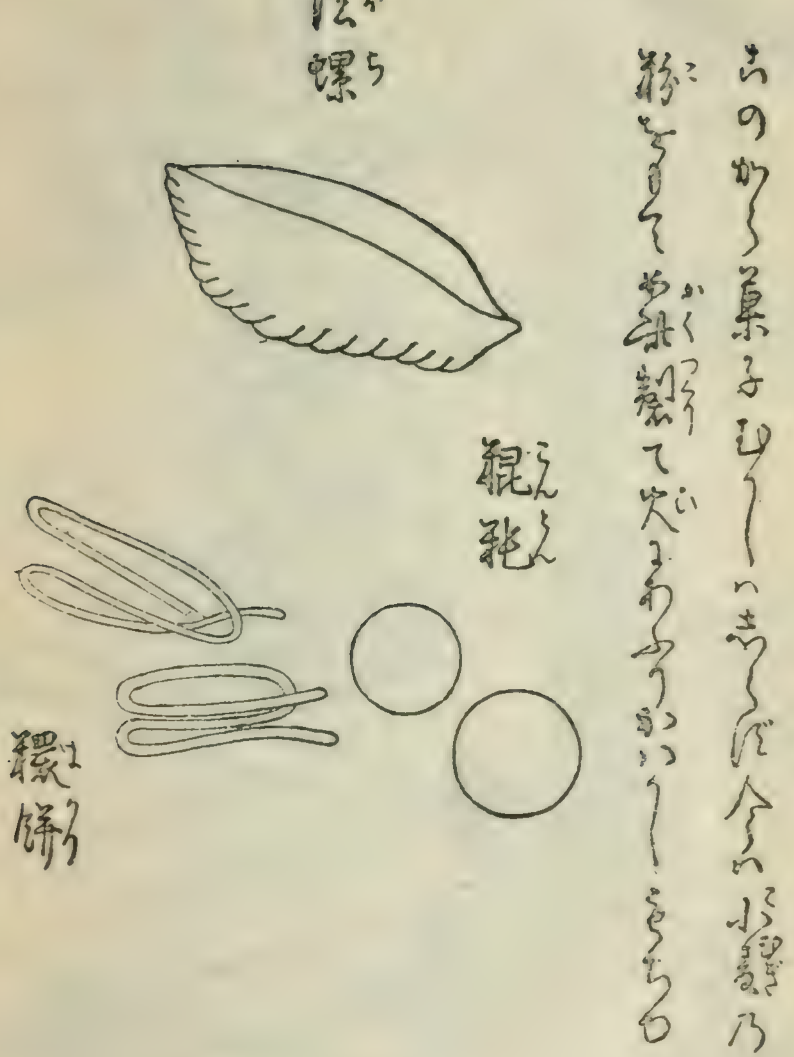
城南、大山崎八幡宮の神官の家にして、毎年正月十六日の夜會合初といふ式例あり。神職の家にしても

年長有才の人を撰て、五六輩當役といふあり。此人々神領中の大小事となく執行ふ事なり。此職のみ會合初の座に列りて、上大夫、下大夫といふ下役人を召寄て、當宮の古へより傳へし文書を取出し、下知する樣今やうならぬ式ども多し。先第一に神殿の破損あらんには申出べし、すみやかに御修理さくにへよなど、數ケ條讀終りて酒宴におよぶ。一人々々我盃をたがひにまいらする人の前にすへて、瓶子にて酒をすゝめて、さてたちて舞踏する事なり。一人々々かくなして、又當年の執事役を定むるに、其職にさゝれし人、兎角辭て我宅に歸るを引とゞめて、此職に補する事なり。同正月、油賣へ免狀を渡す式あり。これも上下の兩大夫を召て、諸國の油賣共は參りたるやいなやをとふ。參りたるよしを申せば、さらば免狀取出よやとて、一紙の文章に朱印を印て渡ことなり。今は兩三紙認て、此山崎の油屋におくるとぞ。實に古へは、此山崎のみに油うりは多ありしことは、職人盡歌合にも、山崎の油賣とかゝれて、宵ごとに都にいづるあぶらうりふけてのみ見る山崎の月。とはよみたり。每年四月八日天神八王子の神事にて、むかしは異なる莊觀なりしといふ。今も少將代、童使といふことありて、此使つとむる人の家は、一年の間齋して、當日いかめしきよそほひして出立ことなり。神職の家の二三歲計の小兒を、あまた婢女のいだきて、傘に筒守をかけて指かけ行さま、古き姿なり。八幡宮の北の御門のほとりにして、神供を備進ふ。その神供の御棚に糫餅を盛たり。この糫餅といふから菓子、上賀茂下鴨などの大社には、今もそなふることなれども、此地にては、ことに古へしのばれぬ。さるは紀貫之の土佐日記に、十六日けふの夕つかた京へのぼる、ついでにみれば、山崎の小櫃の繪も、まかりのおほちのかたもかはらざりけり。うる人のこゝろをぞしらぬとぞいふなると、書たまへり。日記の異本に、まかりのほらのかたもかはらざりけりと、一本にみゆ。むかしは此地にて賣たることゝ見えたり。さて今は糫

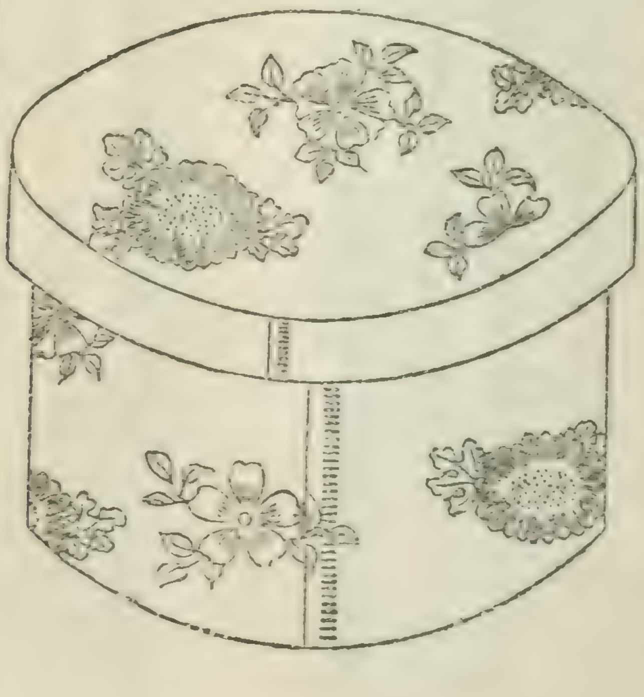

山崎會合初



餅、法螺、混飩とて、三品の形あるなり。今の世のほらがい餅、きんとう餅といふもちの名あるも、ふるきためしたらずや。此御社にては、糫餅のみを獻つることゝなれど、ことのついでにかきつくることぞかし。



今ハ絵櫃といひて
洛北の村里にハ三月
節句ふしまへ必用の
事が幼よりまでハ都にも
宮も用ひし此る二月
の末つ方賣ありしを
あつふ今ハ絶て見ず
を今ハ寄するを図文
洛北の今世の形をとこふしうん



小櫃

奇遊談巻之三上

○三鈷寺制碑

西山三鈷寺は、西岩倉の西三十町にあり。當寺の門前に制界の碑ありて、不許女人魚肉五辛等、承保元甲寅季三月廿九日と彫刻せり。今寛政十一年に及んで七百廿六年なり。されどさせる古代のものとはおもはれず。むかしありしを、後にうつし彫たるものならんか。此碑は山州名跡志にも出たれども、後考のためにこゝにしるす。

○勝持寺石燈籠

洛西小鹽山勝持寺は、東山長嘯子の住こし寺にして、擧白集にかけるヤヨイ櫻、驢上岩、指月池などいふもありしやうに、今にいひ傳ふれども、かつてなし。さるは中むかし山くづれのとき、いづれも崩れ埋れしと、此里の古老の語りき。さて堂前に石燈籠一基あり。應安四年三月廿六日、願主庸安と彫刻せり。寛政十一年まで四百廿九年に及べり。

○長岡大塚鳴動

洛西長岡村天神の社の東、細川三齋屋敷のあたり、神足村との間に大塚といふあり。むかしの陵墓なること明けし。近き頃までは、陶器のたぐひなど出たることもまゝありし。此大塚折にふれては鳴動することなり。つよく鳴ときは雷聲のごとく、あるひは猛獸の吼るごとくなり。さあれば必明日雨降となり。思ふに地下の水氣濕熱にむされて登るべきに、此塚のうち空虚にして、彼くん上の氣欝してかく鳴

ことゝはおもはる。近き年頃は、昔のごとく響鳴ざるとぞ。されば地下の水脈も少づゝはたがひ、又塚の傍かけ崩などして、空虚にこもれる地氣の、外にもれいでゝ鳴ざるにや。東山將軍塚も異靈あるにはあらずして、かゝるたぐひならん。

〇馬場村裝束宮

長岡の東神足の北につゞく馬場村に、即提寺といふ淨土宗門の寺の寺内に、裝束宮といふ小祠あり。常に開くことを禁ず。毎年四月辰の日向日明神神事の前夜神幸に供奉する童子あり。其家は定らず、臨時に鬮を取て定むる事なり。其鬮にあたりたる家より小童を出すなり。此小童の着する裝束を、前夜の丑の刻計に燈をとらずして、此小祠をひらき取出し、明日神事に着用して、又其夜元のごとく此小祠に納ることとなり。いつの代に制作せし衣服にてやあらんに、朽損もせざるといふ。其衣服は今いふ千早の如き物なり。

〇怪異石塔

下鳥羽の南、横大路村街道の東、當所飛鳥田神社の例祭の御旅所の傍、榎木の老樹の下に高さ五尺餘の細く長き五輪の塔婆あり。古へ此村の邑長の塔にして、夜な／＼怪異をなせし石塔なりといふ。あるとき勇悍の人ありて、太刀にて切伏しと、其後此塔のうへに流れかゝりし血液の跡殘れりと、今に上の方に赤き色見ゆ。されど石の性によりて、かゝる色はあることなれば、さしてあやしきことにはあらず。さて中央に文永年中と彫刻せる古き塔婆なり。かたはらに古き石碑ども見ゆ。いかさまゆへある人の立しものとは覺たり。

〇東洞院磨砂

東洞院九條の南加茂川を渡る所に假橋あり。其傍に伏見より京都へ運送の牛車、日々數十車登る。川中の輪形にある小砂をみがき砂に用ゆること也。夫も外の用には立がたし。矢の箆をみがくに、外の砂よりも格別よしといふ。させる砂にはあらねど、土地のことにて好惡はあることなり。

○釜ケ淵角石

七條川原の下を釜ケ淵といふ。石川五右衞門の俗說ある所なり。今は淵といふべき地もなし。されど東の岸は高くして、水の行あたる所なれば、昔には淵ともなるべし。こゝにかぎりて細く長き角なる石多し。茶室などのかつら石には、必此所の石ならでは揃ひがたし。これも又、おなじかも川の中なれども、土地の産物なることとぞかし。

○秋山の馬骨

東寺四塚より鳥羽街道を南へ行、小えだの橋の南、人家小々ある地を則小枝といふ。此人家の東の方、道のかたはらに小き岡あり。これを鳥羽の離宮の四季の山の中にして、秋山の遺跡といふ。此岡を七八年前掘穿けるに、馬の立たるまゝにて埋し骨の出けるを見るに、よのつねの馬よりははるかに大きかりしといふ。其外古瓦古陶器も折に掘出せるよしを、里人のかたりき。天子の假山に、かゝるものを埋しとも覺ず。されば後の世になせしものたらんか。此鳥羽殿は、むかし法然上人流罪のとき、鳥羽の南門の前より船出せしといふも、このわたりなり。今は池もうづもれ山もすかれて、此秋の山のみ殘れり。さて小えだの橋も今は土橋なれど、近き頃までは板橋なり。予幼き頃、富小路高辻の南、西側の古銅器賣店に、銅擬寶珠ありて、銘に山城國小枝橋とありしを見しことなり。其後尋れども見へず。昔は高欄擬寶珠のありし橋なり。

○竹田六地藏銘

城南竹田北向不動院は、鳥羽法皇の勅願たり。此院の書院の前に、たけ三尺五寸計の高さなる六角の石面に、上のかたによりて六體地藏菩薩を彫刻せり。下に

暦應二年六月廿五日敬白　衆沙彌妙〇

とあり。今は手水鉢となせり。今寛政十一年迄四百五十九年の星霜をへたり。同じ庭に三尺五寸餘の角石のうへに、梵字を一字づゝ彫たるあり。此石は練石なり。いかなるものなるやしらず。叔こゝは鳥羽の離宮に近き地なるゆへに、此寺院の界内を掘ぬることあれば、大石古瓦など多く取いだせることきゝあり。

○西洞院古石塔

西洞院七條下ル粟島明神の社のある門前の少し北、西方の人家の軒下に辻地藏堂あり。其臺石四尺四方もあるべし。むかしの供養塔の臺石にて、喜捨の連名ありて、長祿二年三月日、開山行阿とあり。其外連名もあり。應仁大亂の十年前につくりし塔なり。今年まで三百四十二年におよぶ。

○松原石橋銘

松原通西洞院の川筋にかゝれる石橋の下より、靈水湧出するといふことありて、寶暦の末、明和の初の頃にやありけん。諸人の群集せしことありし。其後此石橋を修補するとき行かゝりけるに、石橋のうらに文字あり。奉建立五條石橋願主木食額離元和八年と彫刻せり。寛政十一年まで百七十八年をへたり。橋うらゆへに常に見ることかたし。後世この街を松原通といへど、五條と本つ名をかきしはよし。

○壬生地藏堂

洛西壬生地藏堂は、尋常の堂形にあらず。千本琰魔堂の條下にいへるごとく、六波羅の獄舍なりといひ傳へたり。春每に大念佛會を修行して、里人狂言舞をなして、法會歡喜踊躍す。この法會に打ならす金鼓あり。

地藏堂　金鼓壹口

正嘉元年丁巳五月　大和權守土師宗貞

かくのごとく彫刻せり。寛政十一年まで五百四十三年になる古物也。此寺、大和招提寺の末院なり。開基は三井快賢僧都なるがゆへに、小三井寺といふ。永承年間の人にして、七百五十四年の道場也。當寺東の門内北方に小堂あり。かたはらにたけ三尺餘の石佛います。中央に地藏菩薩の立像を彫刻して、佛像の右のかたはらに、

文祿五丙申年十夜〇〇大願起所〇〇〇

左のかたはらに、

寛永五戊辰年到開白三十三年之爲供養　右京　參詣且那

如此しるせり。今寛政十一年に至りて百七十二年に及べり。扨この石彫の地藏尊は、文祿五年に願心を起して、參詣の輩に金錢などを乞もとめて、年を經て三十三年にあたれる寛永五年に供養のために立しなるべし。させる古物にはあらねど、遷都の後、延喜式を書たまひし頃よりは、朱雀大路を中央になして、西を右京、東を左京とさだめたまひ、また拾芥抄には、東京を號二洛陽城一、西京を號二長安城一とありて、上世は左京の人、右京の人、また洛陽のなに町、長安のなに町と、人を召にも所をいふにも、

かくありしこととなるに、應仁已後、都のうち荒野のやうになりしより、東西の左右京の號もうせしやうに思ひ、今は絶て聞ずなりしに、この古石佛を見れば、寛永の頃までは、まだ右京といひし號のありしゆへによりて、かくばかりつたなき碑文なれども、右京なにと記せしは、その世までは卑俗にいたるまで言なれし故ならんかし。東京、西京といふも、今にては西京のみ常にもいひなれて、東京とはいはず。これも同じ寛永の年頃まではいひなれし證には、東山清水寺の本堂のうへに奉納せし、大きなる繪馬といふものに、唐山人と日本人と唐山作りの船に乘て酒宴をなせる圖繪あるに、寛永十一年東京なにかしと書たり。されば寛永の年頃までは、かくいひもし書もしたることとぞしられぬる。その頃東の京、西の京といひし。中世までは堀川通をかぎりて西を右京、東を左京といひしことなり。

○六角堂門前石

洛陽六角堂頂法寺は、世にかくれなき靈場なり。上古は櫛田郷土車里といひし。聖徳太子こゝに詣して當堂を建ると、その頃は此わたり荒野にして、雜樹繁茂せし地にして、岩間の水を掬せられしよし傳記にくはし。いかさまにも此あたりより西を見れば、西洞院は洛中の谷川にして、こゝかしこ岡のかたちなど見へて、さもありなんこととぞかし。遷都の頃、當堂を北のかたへ移されしこと也。さるから門前六角通の中央に、丸き上に穴明たる石の、今にのこりあるは、本堂の跡なりといふ。左にはあらず。これは中むかしまで石燈籠のありしなり。往來のさはりになればとて、取のけたる跡なり。今の世のごとく、石燈籠を堂前の左右に建るは、花美の至にして、むかしはすべて堂前に一基立たる也。洛北鞍馬の堂前、尾張熱田の社前、近くは南禪寺山門前の大石燈籠、みな一基なり。中頃まで此邊條路ひろく、南の方に撞鐘のあるも境内なればなり。扨此地土車といひしこと、今はしらぬ人多し。大永の年頃まで


玉章庄六角堂の古図



はいひし號也。近隣錦小路烏丸の東順照寺の本尊の裏書は、實如上人の筆跡にして、愛宕郡土車庄錦小路烏丸釋了善に附與す。大永三年十一月とあれば、その頃までは、なを土車の庄といひしこと明らけし。

○油小路辻地藏

油小路三條の北、宗林町の東方に辻地藏あり。其臺はたゝき土にして、中へ蓮華の繪樣ほりし石を入たるに、年號長祿二年とあり。今寛政十一年まで三百四十二年以前の年號なり。むかし此あたりに寺院ありて建し寶篋印塔の臺石ならん。たま／＼市中にかゝる古物の殘りたるはめづらし。今は西方人家の軒下にうつして南向になし、臺石をうつしかゆる頃、年號のかたをうらへなしけるゆへ、今は見へず。

○五百年前賣券狀

油小路姉小路西へ入北方に毘沙門堂あり。此地、橘逸勢の第跡なり。近年近隣油屋某、碑文を立る。この東の方油小路姉小路上ル町の賣券狀を、往年古筆了惠よりみせられしをこゝにのす。

奉賣渡敷地事

合壹所者

在東京三條坊門油小路西頭

自坊門南自姉小路北

口南北四丈杉尺闕東西拾丈

右敷地者定舜相傳之私領也。而依有要用相副手繼證文、直錢貳拾貳貫文、限永代法橋御房奉賣渡所實也。已下畧。

賣主　定　舜　花押
相共　藤原氏女　花押
請人　定　有　花押
同　左衛門尉長房　花押

嘉元三年七月廿五日

嘉元三年より寛政十一年迄四百九十五年におよべり。

○矢田寺祭鉾

寺町三條上ル矢田寺は、大和國矢田寺金剛山寺の別院にして、滿米上人の建立也。此寺、下御靈の社の祭鉾一柄あり。矢田の鉾といふ。七月十八日御出、八月十八日神祭に、此寺より神幸に矢田の鉾を捧て供奉す。いかなる由緣かもしらず。此寺は祇園の社の敷地にして、御靈の敷地にもあらざるに、かゝることは中古の例にや。尋問べし。

○明智日向守木主

高倉六條上ル西本願寺末寺淨光寺といふ寺に、明智日向守光秀の木主ありて、其祭日には誦經念佛を修すること也。光秀、主君を亡し、永く世にあるべからぬことを、前におもひ計て、本能寺へ發向の前に、させる由緣もなかりしに、金錢を包て此寺へ納、後世の冥福をたのみおきしとぞ。惡逆の佞臣なれども、生死のことは知たる武將の一人なりと思ひやれらぬ。

奇遊談巻之三下

○堀川老人上レ天

予が母の物がたりけるついでに、たしか成人にきゝしことゝてかたられしは、享保の末の頃かとよ。堀川出水の辻にて、俄につむじ風起たりしに、一人の老人杖つき歩行ながら、二丈許空に吹あげられしを、人々あはやと立さはぎ見るまゝに、たゞ一葉の風に吹あげられしやうにて、やすやすと元の地上に立たりしと、其のあたり見し者の話しと。かゝることも、伊勢の外宮にもありし。これ風も吹ざりしに、参宮人の男、老杉の木末に吹あげられ、暫時留りしかば、同道の人々、外の人も空を詠て、とやせんかくやせんと云さゝに、外宮の神役人もこゝら出合て、杣人をやとひのぼらせんとて、其あたりやとひあるくほどに、これもやすやすと鳥などの飛おるゝやうにふはふはと、まへの地に下つきしと、彼神職某のかたりき。かゝることは奇特を集たる書にありし。なを近江にもかゝることありき。伊勢、近江の部にくはしくのすべきなれば、こゝにもらしつ。

○松の下古蹟

松の下一條の南、中立賣の北西方に、三十年前までは、此地になかし住ける樂官豊原統秋の宅のあとありて、庭のさまなど今やうならぬ所なりし。統秋は雅樂に長ぜしうへ、和歌に名高く、山にてもうからんときのかくれ家に都のうちの松の下庵。とよめるもこの地なり。世に名高き平蜘といふ釜を、つねにもてあそびしといふ。三十年前破却して今はその跡もなし。

○戻橋の名水

一條戻橋の東、松の下の西のかた、小川のながれの北方の石垣の間より、いとも清き水の流れいづるあり。路より北のかたは、近衛殿の別業村雲の御所といふ。その内に清泉涌出して、その水脈こゝにつゞきて、此小川へもれ出るならんか。所の人はくはしく知ること也。

○大心院町念佛踊

新町の北、清蔵口の南の町を大心院町といふ。細川政元の第跡也。永正四年六月廿三日夜、家臣戸倉がために生害す。其一族六郎澄元を養子とす。いかにして政元、澄元の人をいるゝことのありしにや。于今毎年此所の人々、七月の夜、かの追福のためにとて、念佛を修行し踊を催すこと、今にたへず。言傳へたることもあらねど、かゝることのたへざるは、其人の徳によることゝぞおもはれき。

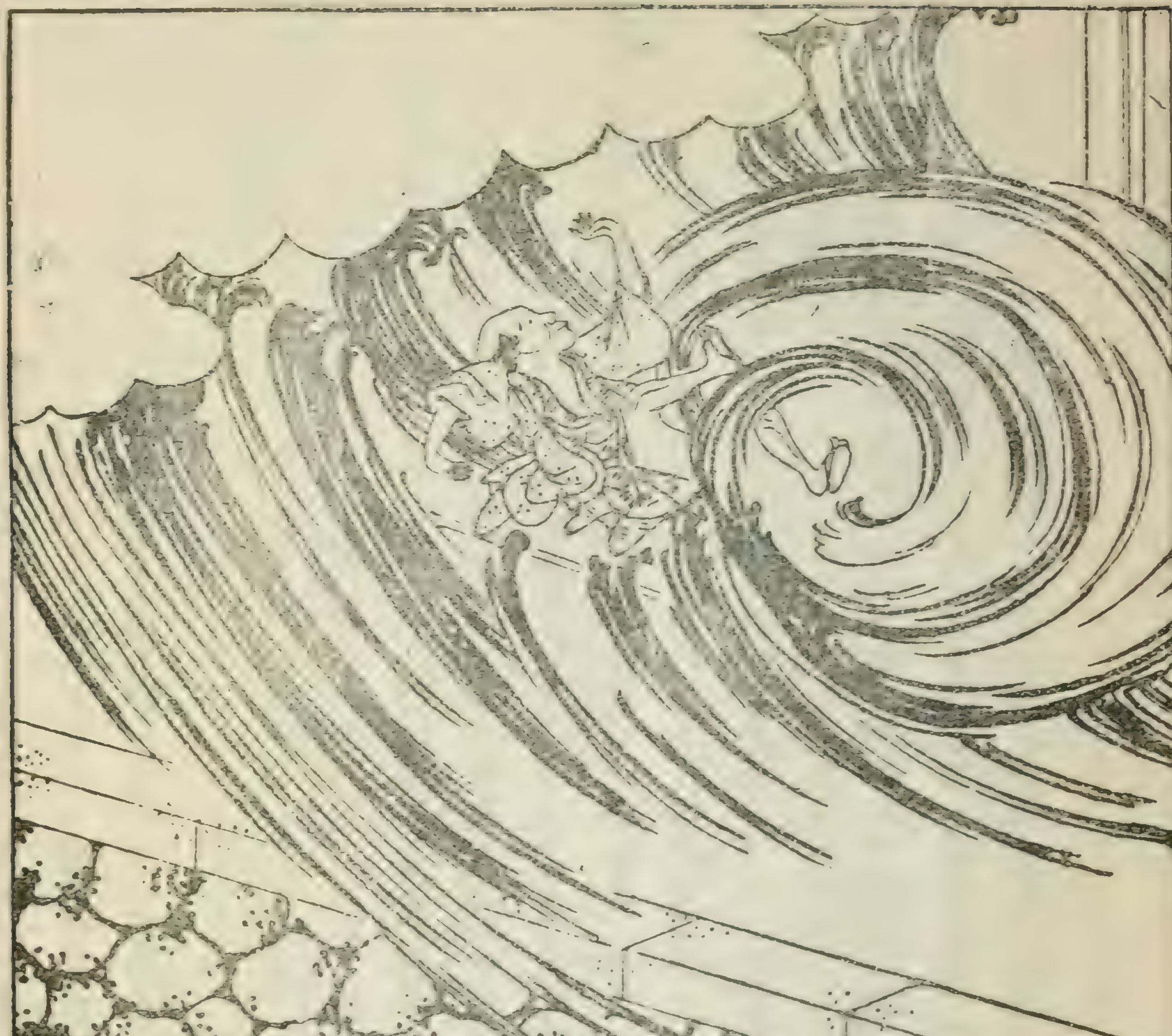
○金龍水銀龍水

室町の北、寺の内通の北なる西方、人家のうらに金龍水といふ井泉あり。いかなる旱魃にも、水の増減なき清泉にして、此家にしては常に遣ふ薬手ぬぐひなどは、日を經ば清白になるといへり。この井に人を入て見しに、底には平なる大石を敷て、梵字を一字彫付たり。水中のことゆへに、うつし見ることもなし。此東鄰の家に銀龍水とてあり。これもこの井泉におとらぬ水なりとぞ。むかし室町家の御治世に掘たるものならんかといへり。

○嵐山燒米石

嵯峨嵐山のうへ十八丁に、永正四年細川右京大夫政元が家人香西又六逆心しこゝに城を設し。ほどなく香西又六亡し也。こゝに其軍せしときにおきし兵粮米の燒うせしが、年へて石に化せしものあり。諸國


老人
上天



ともに古き城跡には、まゝ燒米石、燒麥石出ることとなり。予も十五六歳の頃、物產者齋藤東溪と共に、嵐山の花の頃こゝにいたりさぐりもとめ得しなり。藥品に用ひて奇効あり。用ひ試たることとなり。山下の大井川に木化石ありて、好事のともがら拾ひもてり。このわたり化石の產所なるべし。天龍寺の後山に石炭あり。

○高橋神明

北野天滿宮東の門の前を北へ二丁計ゆけば神明の社、むかしは此地を神明といひしにや。高橋といふは、此西のかた紙屋川にかゝれる橋をいふ。宇治拾遺に、むかし閑院大臣殿冬嗣公三位の中將におはしける時、わらは病を重くわづらひ給ひけるが、神名と云所に叡實といふ持經者なん、童病はよく行落し給ふと申す人有ければ、「この持經者に行せん」とて行たまふに、荒見川のほどにて、はやうおこり給ぬ。寺はちかくなりければとあり。さて此近き小北山といふに、今も巫といふものありて、かゝろわざをなす事は、ふかく此わたりにあることぞと思ひやられぬ。荒見川といふは、紙屋川の事にして、大嘗會のとき、こゝにして祓あることとなり。寺もむかしよりありて、神明寺といふこと、野府記に見へたり。

○千本焰魔堂

千本の北焰魔堂引接寺といふ。本尊は定朝の作なり。此堂の形、外に類なし。これ古への獄舍の遺風にて、此拜所とおぼしき前拜のうへに、頭を掛しものなれば、獄門にかくるといふ事にや。刑人の追福に、三月に堂前の櫻花咲いづれば、大念佛會を修行することとなり。今も此寺より櫻の花を獄舍に遣すことありといふなり。

○釋迦堂車輪

千本五辻釋迦堂大報恩寺といふ。毎年二月七日より十五日まで遺教經會あり。つれ〴〵草にも、釋迦念佛は文永の頃はじまりたることをいへり。古き寺なり。此本堂は希有に數度の火災をのがれて、今に昔のまゝにして、洛中にして五百八十餘年の古物は、此堂のみなり。方丈はむかし西陣火災の時燒亡せし。其方丈の床の黒緣に、弓の弦をはりし跡ありしなり。これは平教經能登守殿のおさなきころ、此寺に住せ玉ひし頃、弓を張し跡なりと、今は燒うせてなし。此寺の行者を竹內能登と代々いふことも、かゝるゆかりなりといふ。本堂はむかしのまゝにて、堂內に八葉車の輪あり。いとも古代のものにして世にまれなり。雅樂の鼉太鼓の雲形の脇もありて、いづれも五百年前の古器にしてみる所多し。いかにしてかゝる調度どもの此寺にのこりしにや、今は古きつたへもなければしるよしもなし。北野社內の輪藏は、當寺のあづかりにして、毎月廿五日には、寺僧をつかはすことなり。夏の頃一兩日虫拂をなすころ行て見るべし。書寫の一切經にして、奥書いづれも二百年前の人々なり。下の森願就寺經王堂といふは、義滿將軍、山名氏淸を討たまひし後、この寺にして萬部經を修行せしといふ。その經卷は、則輪藏の佛經を用ひられしなり。今に此寺、釋迦堂の末寺なり。

○小野村舊地

當國のうち小野といふ地二三ケ所ありて、古歌に詠る小野の炭がま、伊勢物語、古今和歌集にみへたる、惟喬親王の住たまひし比叡の山のふもとなる小野のさと、たしかにしるせるものなし。山州名跡志卷五にも、洛北の小原の里に、惟喬親王の塔などありて、業平朝臣の惟喬親王の小野の山莊へとひ奉られしも今の小原の小野と定めしも、ひゑの山の西のかたなればさもおもはれけん。又同じ卷第六岩屋の北なる小野にも、惟喬親王の社塔など今もありぬれど、この小野は比叡山を遙にへだちければ、こゝにはあ

らずとかきし。二所とも後世につくり出したることにして、古證なし。予年頃この小野を考へ尋しに修學寺村の北なる高野村ぞ、古への小野なり。いつの頃高野とあらためしはしらねど、此高野の西に山端といふ地の北にわたせる土橋を、小野の橋といひ、夫よりつゞきたる道を小野畷といふ。里人に委く尋しに、高野村の田畠の地名に小野といふも今に殘れり。それもたしかなる證ならずといはゞ、慶長の年頃、生土神祠の東の方に古塚ありしが、崩かけて銅板の墓誌の出たり。〔割註〕諸書に、眞鍮又黄金の板といへど、さにはあらず。銅、土中に千年うづもれあれば、金色をなすといふこと、唐山の書にも見へたり。」名跡志、山城志にも、其墓誌を出せり。小野毛人朝臣營造、歳次丁丑年十二月葬、飛鳥淨御原宮治天皇御朝とあり。されば毛人は、こゝの里人にて、姓氏も地名を賜ひしなるべし。飛鳥淨御原の天皇は天武帝の御事也。かくてはたしかなる證なり。〔割註〕丁丑年は白鳳六年にあたる。寛政十一年まで千百二十三年になる。」又夫木の歌に、隆實のよめる、

八瀬川のせゞのゐせきにせきとめて水引かくる小野の苗代

八瀬川は、この里の北四五町ばかりに流れて、今こゝよりやせに行には、川の北岸に大道あり。さて小野の名目絶しとおもふに、今小野といふ地名の田畠は、熟田にして耕作のたよりよければ、人家を山根に移替て、その跡を田畠となしける。もとより今人家ある所を、小野の中にて高き地ゆへに、高野といひしも古名也。さるから小野の號はたへて、やがて村里を高野といひならはせり。延喜式に載る高野神社は、今の生土神祠なり。小野神社は末社のうちなるべし。井蛙抄に、石藏の小野の秋津は、山城の國としるせり。石藏の里も、こゝより二十町ばかり北なり。名寄、雅成のうたに、

石藏の小野にたち出て詠むれは秋津のかたは猶時雨けり

こゝのついでに曰、名跡志第五芹生の里は、木舟の北なる芹生なりとて、大原の芹生といふことあたらぬやうにかきたり。こは山城志に書たるごとく、芹生の里は絕て、今はなし。村氏は勝林院村にうつるとありて、今に芹生の村里の跡を田となして、芹生田といふなり。古人の詠歌に、地名のよみ合など、たがひたるはかつてなし。それを考あたらぬまゝに、とらざるはつたなし。拾遺、慈鎭のうたに、

詠やる人のおもひは大原や芹生のおくの槇のすみかま

○花園燈籠躍

洛北花園村に、毎年七月十六日の夜、里の童女頭に二尺四方もあるべき角なる帋ばりの燈籠をいただき、上に名所の山水などの形をつくりて、燈火をてらして、念佛をとなへつゝ踊ることなり。隣村北岩倉村にも同日おなじさまのおどりあり。

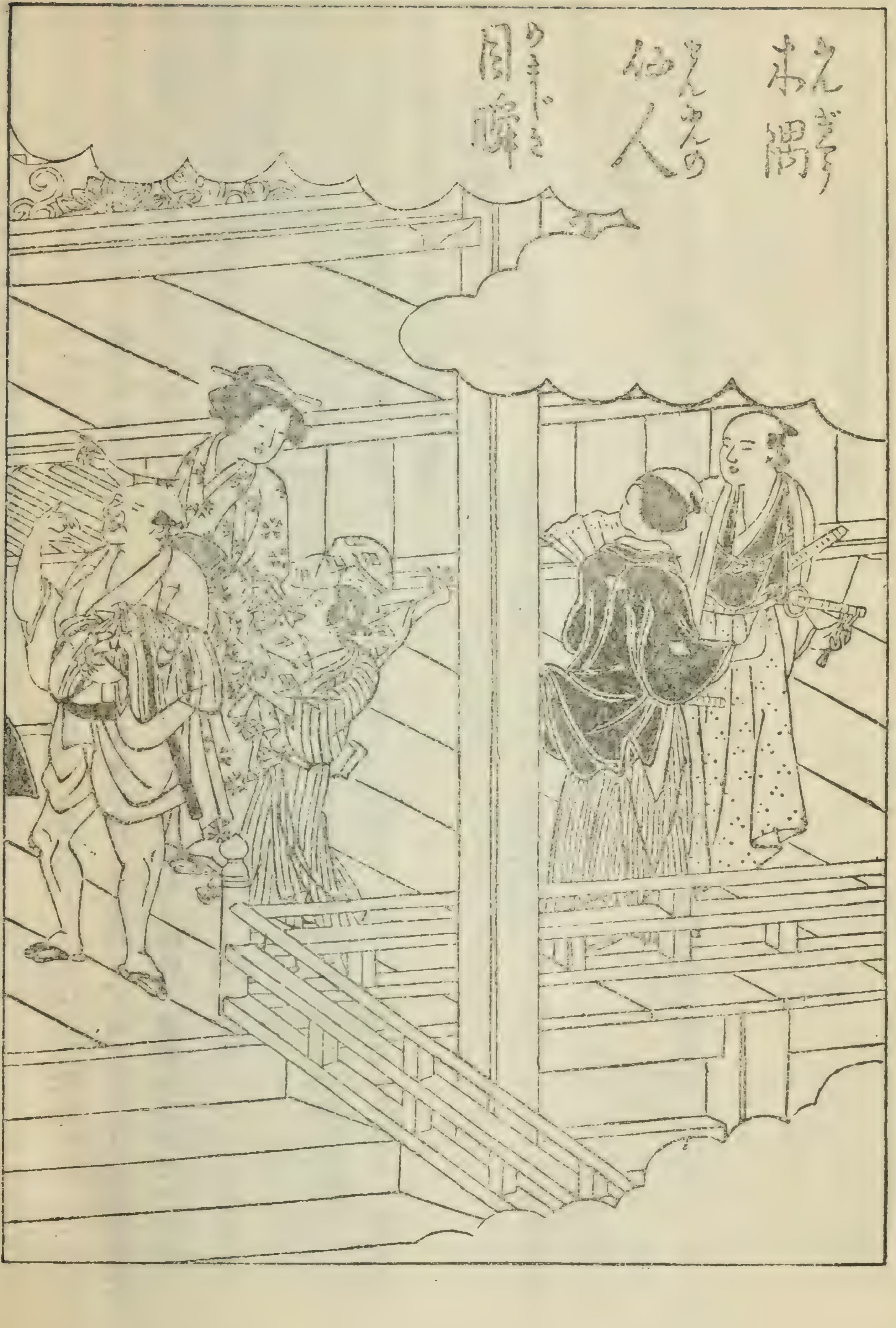
○松ヶ崎題目踊

北岩倉の南下鴨の北、松が崎村にも七月法花の首題をとなへつゝ老若男女ともに躍ことあり。外にさせることは見へず。

○鞍馬銅燈臺

洛北鞍馬山本堂の前なる銅燈臺一基あり。廻りに施主の姓名あまた彫刻せり。まづ始に、

爲伯母春日範康助成人也
正喜(嘉カ)二年戊午六月九日丁亥
勸進沙彌西蓮藤井景之
助成之


木閒
仙人の
目瞬



右の外こゝに畧す。寛政十一年まで五百四十二年の星霜をへたり。中頃修補せしこともしるせり。
本堂高欄擬寶珠の銘は

　鞍馬毘沙門堂正二位右大臣豐臣朝臣秀頼公辱御再興也

　　鈞命御奉行西森長助慶長十二年正月吉日

觀音院高欄擬寶珠の銘

　觀音院秀頼公再興也御奉行建部内匠頭光重慶長十五年

としるされたり。

當山の西二丁ばかりに、御所壇といふ地あり。往昔こゝに、空也上人住たまひしといふ。さるから今にいたりて、四條坊門油小路の西なる極樂院空也堂、世人鉢敲といふ。此寺の人々、つねは茶筌を製してなりわひとす。法會又はつねにも市中を瓢をうちたゝき、佛名をとなへ躍ことなり。其瓢をたゝく一尺計もあらん細き竹は、かならず此御所壇に生る小篠を取て作れること古實なりといふ。

○貴船の川苔

洛北鞍馬の西貴船明神は水神にして、加茂の攝社にして、世に名高き靈地なり。此御前の川瀬の石に、六月いと暑き頃、川苔の少とあるを取集て、日に干かはかして、江戸の淺草海苔のごとく用ゆるに、調味かくべつにして、富士川苔よりもよし。ある年、東山圓山にて物産會せしに、此川苔、淺草におとらじとてもてはやしけることなり。しかし多くは得がたし。此所に今世もてあつかふ加茂川石多し。磬石もあり。黒石脂などもみゆ。此やしろに、虎杖合の神事といふことあり。

○神樂岡碼碯

洛東神樂岡吉田の新長谷寺の本尊は、中納言山蔭卿の本願にして、大和の長谷寺の觀世音を摸寫て彫刻せる尊形なり。本尊の臺座の下に、疊一枚ばかりの大きなる碼碯石をすえて、その上に御厨子をかざれり。是は大和國長谷寺の本尊の臺坐、則碼碯の大石なり。それをこゝの寺作とき、こひ求てかの大石を割かきて、こゝの本尊の臺座とはなしけりといふ。上品の碼碯にはあらず。さゝさ碼碯の下品なれども大石なり。

○木偶仙人目瞬

寶暦十二三年の頃にやありけん。予が幼かりしとき、東山極樂寺眞如堂の長押のうへに彫たる仙人の中に、正面よりは北の間、蝦蟇仙の人形の眼光いつとなく光りかゞやき、下より望みるに、左右上下へ瞳うごき、いかさまにも天にやのぼらん。地にや立んとみへける。初は六十六部といふもの見出しけるとぞ。幼きときなりしかど、多く人のむらがりつどひけることは忘れず。さて日頃へて、あまりの群集ゆへに、かねて堂中に住なれし鳩鳥どもおどろきさはぎ飛ちがひけるに、此仙人の頭面にあたりければ、なにか小き瞳のごときもの落たり。これを堂司のやせ法師拾ひ見れば、表は黒く裏は白き大指の頭ほどなるものなり。さて上なる仙人を見あぐれば、今まで動し眼はたとやみてけり。扨はと寺僧どもかけはしして、恐つゝも登りて見れば、此押押の人形ども、眼目いづれも玉眼にてありしが、此がま仙人の眉毛の所は、高くけづりあげて、上を布をはりて蛤粉にてぬりしが、年へてかの布むくりあがりて落べきに、わづかなる布の糸に、かのかけたる眉毛かゝりて、わざと下しやうになりたるが、きら／＼と動に、黑きかたうつれば左を見、白きかたうつれば右を見るごとくうつれるなり。扨もあやしきことは世

になきことなりとぞおもはれぬ。

奇遊談終

虚齋茅原定先生著

茅窗漫録

皇都書房

漫錄自叙

此書、寫本三冊、予が名を著して、以前より、坊間に商賈する者あり。其書は、予が手錄にあらず。假說の大僞書なり。予幼年の比より、群書に涉獵するを好み、蠹魚の癖ありて、書物さへあれば、おのが食物にせむと、目に觸、手に輟ずして、遺忘せざらむため、一々書ぬき、反故雜りの漫錄數十卷あり。弱冠の比より四方に漫遊する事十年餘、見聞覺えたるも亦、數多あり。壯年に及で、浪華に羈留し、六七年の間、編述草稿のまに〳〵書加へ、寫眞模帖などあれば、彼此と考の事、其傍に記しおきたり。本より編述すべき意なければ、校合改竄は勿論、くさ〴〵反故雜りの小冊子なりし。文化丁卯の秋、京地へ來りし時、一二書肆の人したしく訪來り、机邊に漫錄あるを披き見て、頻に懇望し、見了ると、即時返却せむといひ、おのが家に久しく留おけり。其人は一年餘にて身まかりぬ。二三年經て後に、尾張より來る書生あり。予が名を著したる漫錄寫本三冊、彼地にも數多ありしといふ。予大に驚て、いかなる漫錄にやと問ば、寫眞模帖などしか〴〵の由語る。こはさきの書肆の人、此漫錄を本とし、有にもあらぬ事など、おの等が業に僞り作り

たる書、彼地へもおくりしと覺ゆ。されども、編述草稿に暇なく、今更一々せんすべなく打捨おきけり。其後、東府にて、或人の隨筆に、漫錄の書名出せりといふ。乙亥の春、又一二書肆の人來り、校合改竄なるうへは、急ぎ板に彫りたき由、頻にいふまゝ、以前より坊間にあり觸し漫錄は、大僞りの書なる事をしめし、更に編てつかはしむ。其書も年月ふりて、やう〳〵此比にうながし來るにより、其首に辨すといふ。

文政己丑の春　　茅原定識

茅窻漫錄目錄

上之卷

中之卷

下之卷

茅窻漫錄 上之卷

中國　茅原　定　著

○驛路鈴

驛路鈴は、常陸國鹿島明神正等寺の什物にして、其長壹尺壹分、耳目口鼻皆具る、形甚奇雅なり。又河内丹北郡長原村日蔭明神の寶物にもありしが、今は同地丹上鄉彌五郎が家に秘藏せり。その形、鹿島のものとは、少々異なる所ありて、面目見え兼るといふ。驛路鈴は、古き書にも數多見えて、鹿島に傳ふるものは、扶桑見聞私記、第六十一建久五年十二月下に大庭景義曰驛路鈴の事出る所をしらず。神代より相承ありし驛路鈴といふは、何れの御代よりか、鹿島神の寶前に奉納あり。其形、柄香爐に似て、其音たかし。昔は彼鈴を賜はり、朝敵退治の人持參し、彼鈴を以て軍兵を指揮しけるといへり。能惡魔を降伏すとなり。今俗にいふ所の驛路鈴といふは、驛馬の𩑶頭に付る鈴をいふなり。驛路鈴聲夜過レ山といふも、驛馬の鈴なりといふ。今按ずるに、驛路鈴と名付るもの三種あり。鹿島、日蔭兩社に傳るものは、神代より相承ありし、其所謂詳ならず。一說に、是は鬼面鈴なりともいふ。又驛馬鈴を、後世押なべて驛路鈴といふ。是は日本紀孝德天皇大化二年春正月甲子、宣二改新之詔一に、驛馬傳馬及造二鈴契一定二山海一。又凡給二驛馬傳馬一依二皆鈴傳符剋數一。凡諸國及關給二鈴契一とあり。又天武紀に、令レ乞二驛鈴一といひ、續日本紀文武紀に、飛驛鈴八口、傳符十枚とあるも、皆是なり。公式令に、親王及一位驛鈴十剋、傳符三十剋より、初位驛鈴二剋、傳符三剋に至るまで品級次第あり。其餘、江家次第にも

見え、禁祕抄に、俊賓、通俊曰、件鈴、太有レ興物也。或六角、或八角とあり。又は天子御讓位の時、固關の使上卿に御馬を賜り、內舍人一人官符と、驛鈴二口とをたまふも、皆おなじ。萬葉集第十八に、

さぶる子がいつきしとのに鈴かけぬ驛まくだれり里もとゞろに

堀川百首に、大江匡房

逢坂の關の關守出て見よ驛傳ひに鈴聞ゆなり

新撰六帖に、衣笠內大臣

旅人の山越わぶる夕霧に驛の鈴の聲ひゞくなり

東海道驛路鈴といふ書に、むかしは驛路鈴とて、勅使、外國へ趣たまふ時賜て付けしなり。此鈴を付たる馬は晝夜にかぎらず、關の戶もあけて通しけるとあり。神祇式に、凡驛使入二太神宮堺一者。到二于飯高下樋小河一、由二鈴聲一といふも是なり。この鈴は、漢土にもあり。大明會典に、遞二送公文一、照二依古法一、一晝夜通一百刻、每二三刻一行二一鋪一。晝夜須レ行二三百里一。無レ分二晝夜一、鳴レ鈴走遞。前鋪聞レ鈴、鋪司預先出レ鋪交收といひ、又元經世大典に、凡文書往來、卒腰二革帶一。帶二懸鈴手槍一、挾二擻袱一。賚二文書一以行夜則持二火炬一焉。道狹車馬者、負荷者、聞レ鈴則遠避二諸旁一。夜亦以驚二虎狼不若一。又響二及所レ之鋪一。則鋪人出以俟二其至一といふも是なり。〔割註〕世事通考全書に載たる提鈴も、是と覺ゆ。驛路鈴聲は杜荀鶴が、秋宿二臨江驛一詩、〔割註〕漁舟火影寒燒レ浪。驛路鈴聲夜過レ山。」和漢朗詠に見えて人のよく知ところなり。江談抄卷四に、時棟語曰、忠文民部卿爲二大將軍一、下向時、宿二駿河國清見關一。軍監溝原滋藤夜詠二此句一。將軍拭レ淚とあり。今 禁中にあるは、形四角にて、大貳寸許、厚壹寸許、上に鈕ありて、兩面に驛路鈴といふ三字を隱起にし、鈴口は常の鈴におなじ。先年聖護院より御還幸の時、隱岐

國社司より奉るといふ。その摸寫を陶器とし、間々世にあり。古は此驛鈴を掛たる船を鈴船といふ。日本紀仁德天皇三十年秋九月朔、親幸ニ大津ー、待ニ皇后之船ー、而歌曰、難波人鈴船執ラセ腰煩ミ其船執レ大御船執。これを私記には、鈴以て飾る船なりといへど、水驛に置レ船事は、厩牧令に見たれば、驛鈴を掛たるべし。中納言行平須磨へ左遷の時、船に此鈴を掛たるを、上野近き海邊の雉子、其聲に驚きしとなむ。千五百首に顯昭一に行平とあり、

鈴船を寄來る波に驚きて須磨の上野に雉子鳴なり

今も勅使などの旅行には、乘輿下乘の時、かならず此歌を吟じ給ふとなり。昔遠州掛川の近邑西方村、



驛路鈴 常陸國鹿嶋 正等寺藏

龍雲寺福天權現の七甲より堀出せし驛路鈴はいかなる形なるや。又一種、俗人の覺え侍る驛路鈴といふは、松岡玄達の詹詹言に、漢土の虎撐を出し、其圖を載たり。徑貳寸餘、厚壹寸、形輪のごとく、中虛しく、緣より聲を出す。是は權貴の人、または聲音不足の老人など、人を呼召するとて、旁に置もの、又多く牛馬の頂に掛るなり。是も亦漢土にあり。品字箋に、金鈴以レ銅爲レ之。虛ニ其中ー。而裂ニ其半ー。納ニ小鐵子ー。搖レ之令作レ聲。郵卒懸レ腰、與ニ驢馬掛ル頂者ー是と見ゆ。三種同名異物。おの〳〵分別すべし。

○啐啄

武德編年集成に、甲州武田信玄、昭代へ交通せん爲に、信州伊奈の下條彈正信氏を以て、書を酒井左衛門尉へ贈りしに、紙表に啐啄の二字あり。當時、其意を辨知せず。然るに、勢陽の江南和尚、岡崎を經て、東國に趣く。石川日向守家成是に對し、彼文字の旨を問れしに、和尚の言は、鳥の卵を破に、その節あり。太早ければ未水にて益なし。餘遲ければ、腐と云意味なりと答ふ。此事御聽に及所萬端時を待事肝要なり。武將一人、此心を存べき旨命ありて、後日、柴山小兵衛を召て鷹も能夜居をなし、其節を得て鳥を捉しむ事、啐啄の心かと宣ふとぞ云々。予謂に其比江南和尚答ふるに、書名出據を引ざるはいかなる事にや。此二字、禪家の書に多く見えたり。

○傳燈錄巻二十如何是啐啄之機。又師上堂曰、諸方只具二啐啄同時眼一。不レ具二啐啄同時用一。又十九同二十九にも見ゆ。○普燈錄、有レ僧問。如何是啐啄。同時用院曰、作家不二啐啄一。啐啄同時失。○禪林寶訓音義云、啐啄如二鷄抱レ卵。小鷄欲レ出。以レ嘴吮レ聲曰レ啐。母鷄憶レ出、以レ嘴嚙レ之曰レ啄。作家機緣相投而解、亦猶レ是矣。貝原の諺草にも是を引けり。又雲笈七籤に、瓜熟蔕落。啐啄同時とあり。簡禮集巻二折紙條太刀に、此分之由。啐啄之返答に因りて、御返事申上候ともいへり。啐啄は俗に咋合よろしといふ程の事にて、當時天下の諸侯大小ともに、釁を窺の節なれば、雙方とも咋合よろしきを見計るべきとの事なり。信玄は機山と號し、大僧正達台密禪奥儀の人にて、當時天下の諸侯、弓矢の取扱を論じ、信長、謙信、六角義秀、淺井長政、及昭代の事を語られし事、和論語に見えたり。未然を透察する武略明智の人なり。惜哉其父信虎大惡無道により、不孝の名をとれり。甲陽軍鑑に載たる詩十七首、十九歳までに作られ、松同レ花題にてよまれし歌を見るに、かゝる戰國爭亂の世に出て、詩歌にも心を寄られたるは、感賞すべき武將なり。不孝の名

をとれりとはいへど、其父信虎の大惡無道致方なきにより、家老舊臣と相談し、姉聟の今川義元と謀り、其國を退出せしむ。室鳩巣の非言茶話に、此事を論じて、信玄、名は不孝にして實は孝なり。十八歳より一生論語を手にとらず。其言に曰、此書孝道を說り。我が如き不孝の子の見るべき書にあらず。予是に於て落涙して、信玄の不孝無據事をしれりといへり。五十三歳病卒、辭世の句に、大底還他肌骨好。不塗紅粉自風流。また平生自警の歌に、

人は城人は石垣人は堀情は味方仇は敵なり（身の鏡に載せたり）

凡て、國を領する諸侯は、大小によらず、誰も／＼もかくありたき事なり。〔割註〕信玄、吾身人の善惡を評判するを拙き女子に問て、人の飾詞を質されし事、諫草に見え、又義家、賴政二人とも、禁中の妖怪を鎭たりしを、平家を語る撿挍、信玄の前にて語りければ、當時武道の衰へたるを歎かれし事、鳩巢の不忘抄卷二に載たり。」

○佛法僧鳥

佛法僧といふ鳥、此邦に居る事、諸書に多く載たり○日本紀略云、延喜六年右大臣光修法華八講。佛法僧來鳴。同十八年右大臣忠平於五條家。限五日十坐。講說法華經。佛法僧鳴樹上。○扶桑略記裡書云、延喜十八年八月十四日夜。五條后宮松林佛法僧鳥鳴。衆人聞奇異。自去三日講法華經。○藤原敦光記云、下野國荒山有佛法僧。○醍醐寺鐘銘云、山城國宇治醍醐山有佛法僧。○性靈集云、於高野山龍光院後夜聞佛法僧詩、寒林獨坐草堂曉。三寶之聲聞一鳥。一鳥有聲人有心。性心雲水俱了了○本朝無題詩、暮春於醍醐寺即事、中原廣俊七律 櫻桃李色花空盡。佛法僧音鳥獨鳴。（自注云此山有佛法僧故云。）此外にも通念集に、佛法僧の鳥の事は、靈幅閑林の中にて、曉方夏の間鳴なり。雄佛法と鳴ば雌僧と聲を

含するなり。鵄鷺記には、佛法僧は烏に似たるとも見ゆ。夫木集に、三首

我國は御法の道の廣ければ烏も唱る佛法僧かな　慈圓

鳥の音も三の御法を聞すなり深山の庵の明方の夢　家隆

松の尾の峯靜なる曙に仰てきけば佛法僧なく　光俊

此外にも、「憂事を聞ぬ深山の鳥にだも鳴音はたへな三の御法にとよむも、此鳥の事なり。深山に居る鳥にて、比叡山、日向霧島、くる孫嶽にも、間々居るといふ。高野山に居る者は、大白頭翁に似て、指の前後二ッに分るといふ。佛法僧と名付るは、いかなる義にや。日本紀推古紀聖德太子十七條に、篤敬二三寶一佛法僧也。〔割註〕佛寶、法寶、僧寶、謂二之三寶。又住特三寶、同體三寶、別相三寶、大小乘三寶といふ事、華嚴經に見えたり。」懺悔物語花かつらの條に、佛法僧の三寶みちみてりと書たるとおなじく、御法の聲は、法華の義にて名付しならむ。魏書釋老志に、其始修レ心則依二佛法僧之三歸一。若二君子之三畏一也。といふも、おなじ意なり。元來漢土に聞かざる鳥ゆゑ、貝原の大和本草にも、たゞ日本の鳥なりとのみ記せり。予謂に、池北偶談に、王得臣が麈史を引て、安陸有二念佛鳥一。小二於鸜鵒一。色靑廣（黄カ）。唐韋蟾岳麓道林詩、靜聽林飛念佛僧といへり。此等にやあらむ。予過にし頃、浪華蒹葭堂にて此事を語りしに、主人、大に喜て、生狀せし佛法僧一羽取出し見せらる。又主人、手錄せし禽譜に形鳩に似て、目大に靑色、嘴赤黄を帶び、目の左右の郭赤く、足淡赤にして、爪黑く、頭頰より喉に至て黑く、右の赤色を以て頭頰の間をわかつ。喉下及翅羽の端、皆郡靑色



佛法僧鳥

蒹葭堂主人寫

頬より背及胸腹皆黑質にして、綠色を帶び、翅羽尾並に黑しと記されたり。其後主人その形を寫眞し予に贈らるゝもの左のごとし。

○朱子學四書來由并二先生像

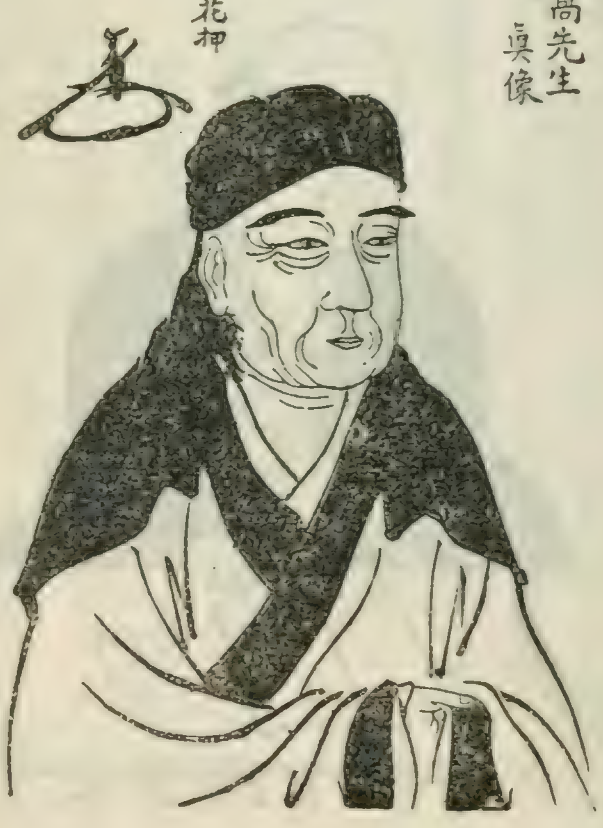
吾朝の儒學、上古はさておき、程朱の書、四書、小學、近思錄の類、舶來せざりし時は、いかなる學風なりしにや。五經十三經の類、大抵漢唐諸儒の注疏を用ると見ゆ。四書朱學の書、始て舶來せし事、先輩諸說も數多あれど、某年某地に舶せし事定かならず。藤井懶齋が國朝諫諍錄、永井貞宗が本朝通紀、寺島良安が倭漢三才圖會、井澤長秀が俗說辨などに、伊勢國司垂水廣信與二藤房一論レ學、朱晦庵之書、前レ此六年、始入二本朝一よし、長濟草に見えたるといふを、朱學の權輿とすれど、夫は二山伯養が許にて、佐々木玄信といふ瞽者の妄言なり。後に詳にいふ ○貝原篤信和事始云古は魯論五經の類、皆漢唐の注疏を用ゆ。吉野先主の時、獨淸軒健叟 玄惠法師が事なり 始て程朱の義を唱。求良公の尺素往來に記せり 是程朱の學日本に傳る始なり○山崎闇齋答二眞邊仲庵一書云、朱書之來二于本朝一。凡數百年焉。獨淸軒玄惠法印始以レ此爲レ正、而未レ免レ佛。藤太閤亦以爲、程朱新釋可二肝心一。而猶惑二乎佛一 二說相同 ○南山編年錄云、元應元年十月四日四書集注舶來。○中村惕齋曰、後小松帝應永十年癸未、南都歸船載二四書集註詩經集傳一來。同年八月三日、達二之洛陽一。於レ是東福寺不二岐陽和尙始講レ之〔割註〕新書籍目錄云、〔割註〕享保十四年己酉冬、文照軒柴橋著。〔朱子の新註本朝へ渡る事は、後花園院御宇、普廣院殿御治世、東福寺不二庵岐陽和尙、始以二朱子註一講談したまへり。以上二說相同 ○中原康富記云、應永廿二年八月明月詩、吉亭軒康富、詣二寶生庵一之處、今日孟子談義延引云々。明日可レ讀之由被レ申。明日予出仕之事候間、不レ可レ參之由令レ申。無念之至也。又云、享德三年十月四日壬午晴。參二靑蓮院殿一、孟子第六被レ遊レ之。無二論談一矣。無二異儀一不レ寫レ之。同十一日

乙丑晴。參二御堂一。孟子第三終二御談義一申退出、過二菩提院一。用二非時一矣〇臥雲日件錄。第十寶德元年閏十月三日、長照院竺華來過。竺華曰、吾翁大椿筑紫人也。少年東遊。就二常州師一學二四五書經一、始聞二孟子講一。時食不レ足。就レ人求二豆一斗一、掛二之座隅一。日熬二一握一、以療レ飢耳。如是者凡五旬。〇建內記、嘉吉元年四月十五日下云、晦翁ノ集 朱熹集事也。三十冊賣本被レ召二置禁裏一。此代八百匹自二長橋局一到來。送二淸大外記 許一畢。彼請取進レ局畢。後人本人了淳請取、外史見レ送レ之。加二一見一返遣畢。以上諸說を考るに、朱學の書、始て本朝に讀み初しは後醍醐帝の御時と見ゆ。獨淸軒玄惠師の最初開講せられしも、四書集註にて、禪閤兼良公の四書童子訓は、朱註に据て編したまふ。〔割註〕禪閤は應永九年生、文明十三年薨。年八十歲。公卿補任に見ゆ。」然るに、日野弘資卿手錄に、四書は、正嘉の比、始て渡たれども、其後打續きても渡らず。公私倶に是を用ひしむるは、文祿以來なりといふを據とする者あり。此正嘉といふは、後深草帝の正嘉なるや。後醍醐帝の御時まで、六七十年の間、埋れ居たるや。儒家用ゐざるや。覺束なし。大抵宋學の書、珍重するは、應永以來の事なれば、此正嘉は、室町將軍の頃、正長、嘉吉の間をいふにや。康富記、日件錄などに、孟子を珍重し講談するも、朱子新註なり。先輩の諸說考索の足ざるより、瞽者の妄言を據とせり。其妄言は、二山義長字伯養〔割註〕小名彌三郞、時習堂と號す。石見の人。」寶永年中、江戶駒籠に在て儒を業とし、始浮屠の書をよみ、後王陽明、朱紫陽の書をよみ、發明する事ありて、朱王學辨を著す。此人の妻垂水氏に娶る。名三、字は省君といふ。貞操文學の賢女なり。時に佐々木玄信といふ瞽者あり。諸家系譜を記臆して、其證なき家系は、自己說を作て、人を欺く。或日伯養が許にいたる。伯養其妻垂水氏の家系を問ければ、即答に、長濟草云、垂水廣信稱二河內守一。伊勢垂水人、事二後醍醐天皇一。所レ著有二嘉文亂記六十五卷一。廣信嘗在レ京、與二藤房一論レ學。一日語二

藤房曰、宋大儒朱晦菴之書、前此六年始入本朝、世儒未有知焉。我幸深尊信之。請今借之。宜尊思於斯書。藤房諾。然藤房之學、雅混儒佛、以故卒與廣信不合。廣信延文元年三月下世。年九十六といふ。伯養聞て大に喜び、其明證を得たりと、當時の諸儒に語る。是より相傳て垂水廣信は、朱學の權輿といふ。然るに、古今に垂水廣信といふ人なく、又嘉文亂記及長濟草などいへる書夢にもなき事なり。是は贅者玄信が、一時作說の妄言なるを、伯養信じて、遂に海内に流傳する事、日夏高繁が兵家茶話に委く論ぜり。當時伯養、其友藤井懶齋に語る。懶齋虛實を質さず。其妄言を國朝諫諍録に記しより、次第世に妄傳する事になりぬ。新書籍目録に、日本にて往昔より四書を講ずといへども、大學、中庸は朱子の章句を用ひ、論孟は何晏、趙岐が注、皇侃、邢昺が疏を讀み來れり。慶長年中に、惺窩先生、羅山林先生、朱子の新注を讀てより以來、今に新注を用ふ。自是宋儒の道學盛に世に弘まれりといふ。何人の說か知ざれども、證據とすべし。惺窩先生は、永祿四年に生る、冷泉家なり。先生系譜略云。出于法性寺攝政道長公六男長家卿。中略參議侍從累世住播州。歲時入朝。有子數人。長曰爲勝。爲左近衛權少將。次曰致勝。次乃先生也。幼而爲僧、既長常讀聖賢之書。志嚮儒術。後還俗、名肅、字斂父、號惺窩。先生初、薙髮して相國寺に入り、名舜、妙壽院と號し、舜首座ともいふ。浮屠を遁るに及で、四方に漫遊し、始て四書、五經、朱子新注を讀みて、大に發明する所あり。然るに當時戰國海內擾亂の世なりし故、質問講究する人なきを悲み、奮激して漢土へ渡り、所見を質さむと欲し、既に出船なりしに、中流にて暴颶にさへられ、鬼界が島に漂流し、志遂ずして歸り、自以爲聖人に常師なし。四書、五經に求むるにしくはなしと、市北市原村の山莊に閑居し、頻に程朱の學を唱ふ。別名北肉山人といふは、居地八景の其一、北肉峯にとれり。此先生、當代開國以來、儒道の先達にて、朱學の

嚆矢なり。其證は先生與二朝鮮姜沆一書に、赤松公、今新書二四書五經之經文一、請レ予欲下以二宋儒之意一加二倭訓于字傍一、以便中後學上といへり。赤松は播州の赤松廣通也程朱の學名價世に高く、天下の學に志もの、皆先生の門に入る。林羅山、松永昌三、那波活所、菅玄同、堀杏庵の徒、當時の俊才、皆先生入室の弟子なり。〔割註〕林羅山、松永昌三、那波活所、堀杏庵、惺窩の門四天王と稱す。」朝鮮の姜沆來聘せしとき、先生に謁し、出て人に語りて曰、朝鮮國三百年來、未レ有下如二先生一人上也。と賞歎せり。此先生よりして、聖人孔子の道、次第世に廣まり、戰國以來の世、既に地に墜むとするを再興し給ふゆゑ、先生の事を、孔子の道のすたれたるを興しける背の山人と、磐齋が大原紀行に書きたり。脊の山人は惺窩先生の事なり。徂徠與二都三近一書にも、王仁、黃備、菅原、惺窩の四氏有て、稱レ天語レ聖。斯四君子者。雖三世尸二祝乎學宮一可也。と褒稱せり。先生別號數多あり。北肉山人の外、柴立子、廣胖窩ともに市原村閑居の地による。都句墩も先生の別號なるよし、松岡如庵が詹詹言に載せたり。〔割註〕都句は蘇鐵の別名未タしらずといへり。」先生の高弟、林羅山弱冠の頃より朱子集注をよみ、會友講究せられしを、明經博士家より難詰せらるれども、惺窩の門に入り、頻に講究し、登庸の後、朱學を奉教して、遂に泮宮の祖となる。引續て山崎闇齋出で、數多の生徒を教授するも、專朱學を唱へ、其徒殊に多く、各皆列國侯伯の師となり、天下の學、程朱、宋儒の教、濂洛の風となれり。惺窩先生四書首書、羅山四書點、闇齋四書點など、おひ／＼に國家に廣まり、三歲の童子も、四書の名をしる事になりぬ。是皆其もとは、惺窩先生の功德餘論の及所にして、最、景仰すべき事なり。或一故家に、先生の眞像並に先生の書を祕藏す。予就て眞像、及花押を拜贍す。溫良恭嚴、威而不レ猛。其人たるを知べし。次第治平の世の中、文學の士、おひ／＼數多傑出し、伊藤仁齋先生の如き、初は朱學を尊信し、大極論、性善論、心學原論等を著

し、濂洛の風なりしが、中年の頃より見識發明する所ありて、朱學性理の說をとらず、大學非孔書辨、論孟古義等を著し、六經を宗とせず、宋儒理學の敎を排斥し、別に一家を立、古に遡らむとするより、古義堂を標して、多く生徒を敎授す。縉紳高位の人も數多、その門に學びたまひき。されば物窮而變は、天の道なり。惺窩以來の學風、性理議論のみ高くして、先王の大道に疎く、孤單の弊あり。仁齋古義を唱るに及で、性理の學、聊か衰兆を見し、變化の氣あり。仁齋性理の非を覺り、古義を標する一世の大儒なれど、論孟を以て聖人の道足りとし、易經古義を著し、是を謂て卜筮之書とし、聖人十翼をとらず。其餘聖經大抵取捨あり。大宰の斥非にいふごとく、六經を以て雜肋とするより、其解說する所、肯綮に中ざる事多し。畢竟は宋儒の範圍を免れざる故なり。詩文のごときは、風雅の趣なく、作文數章、大抵達意の氣象あれども、顚倒錯置多く、頗和習あり。漢人作家の文法に傚ざると見ゆ。然レ是江府に物部氏徂徠先生起る。初程宋の書をよみ、壯年の頃、蘐園隨筆を著し、尙濂洛の風ありしが、中年後より翻然として學を變じ、大に宋儒の非をさとり、性理議論は言までもなく、瑣々たる注解は目も觸ず、挺然特立一家の學を創立す。辨道一卷を著し、孔子の道は先王の道なる事を辨じ、一家の學要を示し、次に辨名二



惺窩先生眞像

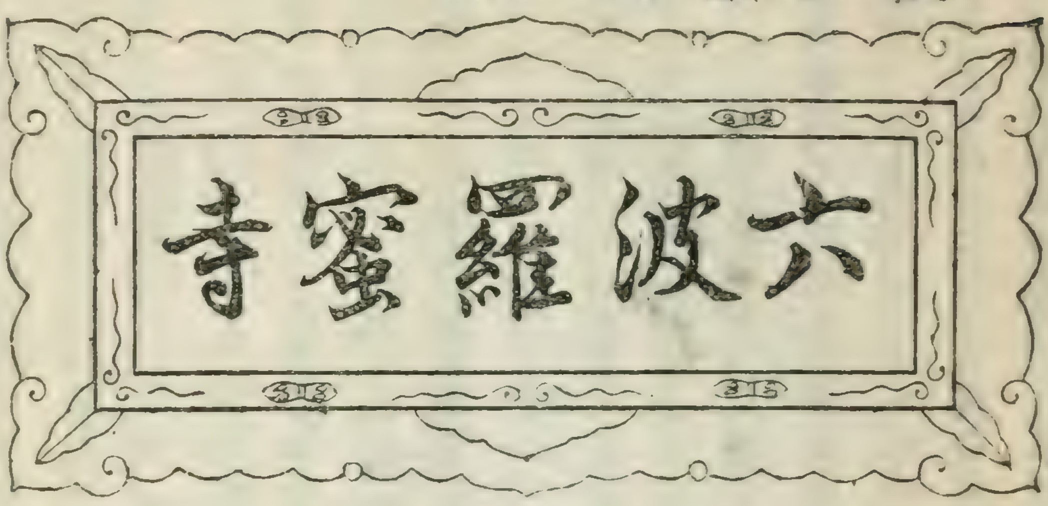
惺窩花押

卷を著し、仁義道德より以下、名目の訛を正し、論語徵、大學中庸解を著し、合せて經學發揮の書と定め、詩文のごときは、特得の見を以て、古文辭を唱へ、四家雋を著して、韓愈、子厚、于鱗、元美を作文の規則となし、唐後詩絕句解拾遺等を著して、皇明詩選、明詩正聲の純粹をとり、李王の詩に注解を加へ、是を藝苑の規則と定め、大に復古の學を唱ふ。もとより材氣豪邁特絕大器、其量、千古に卓越するを以て、雅樂、象胥、軍旅、法律、及諸子百家の道を究、各注解國字を施し、多く生徒を誘ふ。實に東方一偉人なり。其門に出る者百人、入室の弟子みな英材なり。春臺、周南、南郭、東野、金華、潛水の徒、靡然として其學風に偃し雷同震撼して、天下の學を一新せり。自レ是以來東方の學分れて兩岐となり、不レ歸レ宋則歸レ明不レ之レ明則之レ宋事に成ぬ。因て考るに惺窩、徂徠の二先生は、當代文學の儒祖たるべし。天下の庠校學館に祭酒たる人、二先生の支流餘裔と知べし。其德を仰む人は、行狀碑銘を見るべし。或ル故家に徂徠先生の眞像を祕藏す、因て拜謄し、惺窩先生と幷出す。



○六波羅寺額

縦二尺餘　横六尺餘



東齋隨筆に、佐理大貳、任果て鎭西より上る時、伊豫國泊にて風波悪くて船を出す事能ず。其夜の夢に、三島明神社の額を書さむとて留給へる事見えたり。即神の御前にて、額を書て打ければ、順風になりて、煩なく著岸せり。日本第一の能書なり。三島の額と、六波羅密寺の額とは此人の筆跡なりと、さもあらむ。筆力勁健、當時汎々の書家及所にあらず。塵塚物語に、参議佐理卿は三島明神の神言によりて、日本想鎭守三島大明神といへる額を書たまひけるとぞ。〔割註〕伊豫三島は越智郡の島にあり、大山祇神を祭る。伊豆三島は伊豫より遷す。攝津の三島は神代よりあり。」

〇丈山歌并凹凸字

石川嘉右衞門源重之は、丈山と號す。寛永十三年五十四歳にて、藝州を出て京師に隱れ、板倉周防侯と會友なりしが、其後叡嶽の麓・乗寺村に隱遁の居を搆へ、詩仙堂を建られ、詩人三十六人の像を狩野尙信に畫せ、自其詩を書て常に書籍を友とし閑居せり。承應元年七十歳に及で、三河國泉郷は其故郷たるを以て歸るべき志ありしが、板倉侯にかくと申されしに許さゞりければ、今よりは京師に再び出じ、御元へも參らじとて歌よめり。

渡らじな瀬見の小川の淺くとも老の浪よる影もはづかし

此歌人口に膾炙して千載の絕唱といふ。是は後拾遺集旅部に、前大僧正隆辨の歌に、

七十の年ふるまゝに鈴鹿川老の浪よる影ぞかなしき

是をふみてよみ、七十歲によくかなへり。然るに丈山の別名を凸凹先生といひ、丈山詩集の覆醬集にも、凹凸窠十二景の詩あり。喜詩仙圖成詩にも、風雅新開凹凸花と作れり。是まで多く見覺えたりし丈山の書、落欵にも凹凸窠夫、凹凸主人など多くあり。何とてかゝる奇字を用ひたるやと思ひしに、其訣あり。瑯琊代醉二、卷十土窪曰凹。土高曰凸。古之象形字也。周伯溫乃曰。凹當作坳。凸當作垤。俗作凸凹非。是反以古字爲俗字也。東方朔神異經云、大荒石湖千里無凸凹。平滿無高下。畫記云、張僧繇畫一乘寺壁。遠望如凹凸。近視則平。名曰凹凸花。俗呼一乘寺爲凹凸寺。江淹靑苔賦云悲凹檢兮惟流水爲馳騖。高僧傳云谷之應音語雄而響厲鏡之鑒像形曲影凹字皆名人文士所用、其來夐矣。豈至伯溫始貶爲俗字乎とあり。此文はもと楊升庵外集卷六十四に載たり。丈山、叡嶽の麓凹凸の地一乘寺村に隱居せられしゆゑ、漢土の一乘寺凹凸寺に擬して、かゝる奇字を用ひられたり。又別名六々山人といふは、右三十六人の詩仙を以てなり。是も歐陽修が六一居士の稱に傚ひたると見ゆ。いづれも訣のある事なり。

○武家月代

今世の武家、一統に月代するを見るに、前額を剃落し、後髮際にて厚一寸許殘し置、殘髮を四角へ引わくれば、宛も法師のごとく見ゆ。如何に大平の御世なればとて、武具すべき人は、兜を戴くとき必難儀すべし。平人は論なし。心得ある武士は平生に氣をつくべし。元來月代する事は、此邦上古はなき事にて、源平以前の頃より、此風俗出來しと見ゆ。最初何者の始しや。されども昔の月代は、今の月代に

あらず、其名付る訓義にてしるべし。昔の月代は、冠下に月額を入る事にて、日本紀に冠サカとよめり。又鷄冠トサカといふにおなじ。ヤキは鮮の約、鮮は明サヤカの約、冠下の額に角を剃入る事却月のごとく、其跡鮮明なるゆゑ、サカヤキは冠明なり。冠の半額を半月形ともいへば、もとは冠下の粧より出たる名なり。その形月の出しほに似たるを以て、假名文には月しろとよめり。沙石集に、月しろある入道と書し、撰集抄に、月代など鮮に見ゆと書けり。〔割註〕悅目抄に、「檣棹たて湊もしらぬ夕暮に舟漕出せ夜半の月代。最初は右の風俗なりしに、鳥羽院の御時より、强き裝束を用ゐ、男眉の毛を拔、鬚をはさみ、鐵漿を付る風俗となりて、（此事海人藻芥に見ゆ。）いつとなく其月代髮上へ剃り入るようになり、高倉院の御時は、月代の形批判すとる見えて、兼實公玉海の註に、安元年中、其髮不レ正、月代太見苦とあり。（平山打聞にも此事ないへり）其頃より打續き、源平戰國の世となり、内兜を透さむ爲に冉々に大きくなりしと見ゆ。平大納言時忠月額を顯すの記あり。されども南北朝の比までは、今のごとくはあらざりし也。大塔宮熊野落の時、片岡八郎、矢田彥七、頭巾を脫で側にさし置く。實の山伏ならねば、月額の跡隱れなしと、太平記に見えたり。永祿十一年足利義照流落し、濃州にいたり織田家に據り、信長上洛を催し令して曰、信長に同心せむ者、月代を廣大にして、半頭を剃、下髮をすべしと、是より月代大きく風俗をなせりと、織田家記、將軍上洛記等に見えたり。今の風俗は其頃よりか。木村長門守重成が首實檢に入ける時、兜の内に蘭奢待を燒しめ、口に鷄舌香を含み、かほど最後をたしなむ身に、月代の少し伸しは如何と耳語を、兩公再び御叱ありて、其は風氣などか、又は兜のしまりの爲にわざと剃ざるかなるべし。御意に從ひ改見るに、果して上意のごとくなる事、翁物語に見えたり。心得ある武家はかくこそあるらめ。一說に、男の鬚剃事は天智天皇未大海皇子とて、東宮におはせしとき、疑を散ぜむとて、鬚髮を除剃し給ふ事あり。又源氏柏木卷にも

見えたれど、頭髮を剃事はなく、五刑に及ばぬ程の輕罪は、髮刑とて頭髮を剃事はあり。今のごとく貴賤一統に頭髮を剃は、漢土の辮髮に倣ひ、みな僧尼より事起るともいへり。元來冠下の粧より出たる名ゆゑ、今にても市民奴僕の徒、成童以後額に角を剃入れ、其後に前髮を落すを、皆元服するといひ習はす古の遺意なり。漢土の書に、此邦の月代を載たる數多あり。〇平壤錄云、日本其產ニ育男女ー。初以密請ニ一友ー。認爲ニ義父ー、子年十五以上、親父厚レ禮、送ニ子歸ニ義父家ー斷髮魁頭。〇全浙兵制日本風土記云、男子斷髮魁頭〇東西洋考云、男子魁頭削髮〇海防纂要云、各倭頂髮開レ塘、外髮稍長〇劉氏鴻書云、其國人皆髡髮者服則留頭〇昭代叢書外國竹枝詞、毎レ逢ニ朔望ー鬆ニ新頭ー、自注曰、叫禮日皆剃レ頭。此外にも數多あれども、大抵皆室町家以來、當時のごとく大きくなりたる形を書たるなり。琉球國にも、この風俗あるは、此邦に倣ひしにや。中山傳信錄に、剃ニ頂髮ー留ニ外髮ー、一圍綰ニ小髻於頂之正中ー とあり。西川忠英が增補通商考に、交趾東京は男女倶に齒を黑し、男は小き月額を剃とて、其圖を出したれど、是は月額にあらず、頂の正中に小き圓形を剃。此邦幼童の中剃といふがごとし。前髮は落さゞるなり。

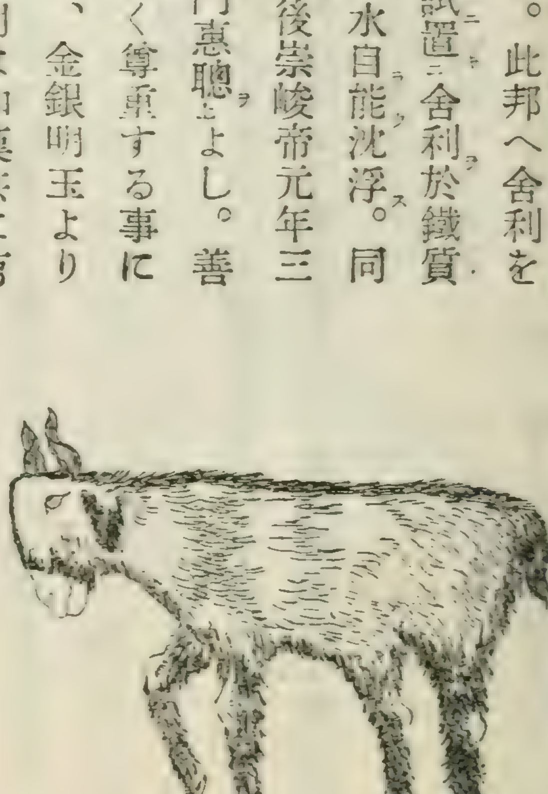
〇舍利幷バサル

佛者のいふ舍利は、翻譯名義、金光明經、法苑珠林等に多く載て尊重せしより、此邦にも永觀律師が舍利講式、妙幢が舍利驗論、亮汰が舍利禮科注などに、佛者より至寶奇瑞の事さま〲に傳れど、是は獸畜魚介にも多あるものにて、實は病癖の凝塌したる物なり。獸畜にある者は、本草綱目に載たる鮓答なり。其色白黑黃赤ありて一樣ならず、人にある者は、火燒する故に、多は瑩白なり。狗にあるを狗寶といひ、猿にあるを猿棗といひ、猪にあるを猪醬といふ。其中馬に多ある者なり。至て大なるは毬鞠のごとく、小なるは木槵子のごとし。其形も一樣ならず。或は三角、或は扁種々あり。正圓なる者は腹

中にたゞ一塊ある故なり。數塊聚り生ずる者の種々に變ず。至て小なるものは、馬糞中に雜出るなり。〔割註〕伊賀方言に小なる者を石の糞といふ。」鮓答の訓へイサラバサラといふは、蠻名なりといひ傳れど、是は訣のある名なり。陶宗儀が輟耕錄に、蒙古人禱レ雨、惟以二淨水一盆一、浸二石子數枚一、淘漉玩弄密持二呪語一、良久輒雨石子名二鮓答一とあり。梵語のヘイサラダ、バサラタ。といふを飜譯すれば、雨金剛、雪金剛となる。毎年雪降時に、小童の悅て雪やこんご霰やこんごと唱るは、雨雪金剛をいふ詞にて、雨を祈に此物を用る故なり。名義抄に、金剛石、梵語跋折羅とあれば蠻名ならず。雨を祈に唱る梵語より出たる名なり。此邦にても美作國一宮末社に雨乞祠あり。其神體は鮓答なりといふ。又武州雨降山雨降明神に納る鮓答は、大狐子の如く旱魃の時山上に持行て雨を乞ば直に雨降といふ。又豬にある者は日本紀垂仁紀に丹波國桑田村有レ犬。名曰二足往一。是犬咋二山獸名牟士那一而殺レ之。則獸腹有二八尺瓊勾玉一。因獻レ之是玉今有二石上神宮一といふ。石上神社は神名式に載る布留御魂神社にて、後世ふるの枕詞に用ひて零とも雨になど萬葉によみたるは鮓答雨乞の意に自然と其調感符するも亦奇なり。〔割註〕布留の社は山邊郡布留村にあり。曾丹集に、「春雨のふるの都の花見ると三笠の山をさしてのみこそ。」又魚にあるものは間々出る事あり。山城宇治上林峯順が家に、鯛魚を科理せしに、腹中に八九寸の圓石二つありし事、中山三柳が隨筆に見ゆ。又介にある者は阿古耶貞を始め、〔割註〕阿古耶は尾州知多郡、石決明、淡菜、魁蛤、蛤、蚌、蜆の類おの〳〵皆珠あり。其中阿古耶貝より出る者、上品にて所謂眞珠は是なり。〔割註〕山家集に、「阿古耶とる貽貝の殼を積おきて寳の山を見するなりけり。」今にては伊勢、肥前を上品とす。下品の者を貝の玉といふ。されども介毎にあるにはあらず。介を數多破て稀に得る者なり。凡て此等皆病癖の凝竭したる者にて、得難きによりて皆寶とす。人にある者は舍利なり。北山醫話に、牛之有レ黃、狗

之有レ寶、魚之有ニ鮓答一、人之有ニ癖石一、僧道之有ニ舍利一、謂ニ之病一可也といふは、能卓見發明せり。然るを、法華經に、以ニ佛舍利一起ニ七寶塔一といひ、或は釋迦佛の骨子は、如レ珠光瑩堅固。名曰ニ舍利一など佛者より尊重し、さま〲の奇端をいひ立るにより、いつとなく金銀寶玉よりも珍重する事になりぬ。草木子に、僧之有ニ舍利一、其心源澹然無レ欲。祕耀含靈眞積レ力久。氣血精華結成レ之也。故及ニ其火化一、炳然獨存といふも、氣血の凝竭したる事を說くなり。物理小識に、徽士死。荼毘之心內包ニ觀音像一。如ニ刻成一。此皆志局不レ分。精靈氣液因レ感凝レ形といふもおなじ。昔或女を葬りしに、古冢の棺內、其心堅して石のごとし。鋸にて挽破るに、中に山水の形ありて畫くがごとし。其傍に女あり。此女山水を好むの病癖なる事、程氏遺書に見えたり。又宋の潛溪文集に、一人の像を火葬せしに、たゞ心のみ化せず、狀如ニ佛像一。此僧、平生に大舟三昧の法を行ひし、一心の凝結する所なりと、此邦にても、雄略帝の皇女、腹中有レ物如レ水。水中有レ石といふも、病癖石瘕なり。また惠心僧都を火葬せしに、心內に三本の青蓮華ありしといふも、皆是精神を練修して、氣液の凝竭したるなり。然るを漢土にても、佛者より尊重し、最初舍利塔を建る。是佛氏塔を建るの權輿なり。高僧傳に、康僧會呉赤烏十年至ニ建業一。孫權使レ求ニ舍利一。既得權爲造レ塔。晉帝過レ江更修ニ飾之一。此中國造レ塔始也とあり。其後、佛道次第に盛に行はれ、年々冥祥奇瑞をいひ立るにより遂に天下後世に及べり。宣律師の廣弘明集に、隋高祖仁壽元年六月十三日、詔立ニ舍利塔於諸州一。靈瑞甚多とあり。此時、王郡といふ人、舍利感應記を著して諸州の奇瑞を悉く載たり。又舍利を見て佛者となる人もあり。林間錄に、宋文潞公見ニ魏府老元華嚴化ニ舍利一。大駕歎異。自レ是竭ニ誠內典一とあり。是等皆氣血精液の凝竭したる病癖をしらざる故なり。有識の人は左にあらず、舍利を尊重する事なく、靈瑞奇怪をとらず、通鑑綱目梁大同二年下に、致堂胡氏曰、五色珠琲名

曰舍利。云是物也。是精氣所結也。非益民者と見ゆ。朱文公は佛學も致されたる人なれど、佛舍利の靈瑞奇怪はとらず。朱子語類に、釋氏之學務使神輕去其幹。以爲坐忘立脫之備。其魄之未盡者、則流爲膏液、散爲珠琲、以驚動世俗之身目。因論釋氏多有神異。疑其有之曰、此未必有。使有亦只是妖怪といへり。此邦へ舍利を渡すは、敏達天皇十三年秋九月なりしが、蘇我馬子試置舍利於鐵質上。以鐵鎚打之、質鎚共摧。舍利不毀。投之水、水自能沈浮。同十四年起塔於大野丘北〔高市郡和田村〕日本紀に見えたり。其後崇峻帝元年三月、百濟國釋惠慈來。使恩率首信貢佛舍利及沙門惠聰とよし。善隣國寶記に載たり。引續て佛道盛に行はれ、今のごとく尊重する事にはなりぬ。氣血病癖の凝塊も人の用ひやうによりて、金銀明玉よりも尊重するは奇ならずや。其物の生起を究理し、用不用は和漢共に有識の人にこそあるらめ。されども舍利の生ずるは、精神氣血の凝塊なれば、尋常の人には多くあらざるべし。正德二年十一月關東一統に舍利降たるといふは、白沙ならむ。舍利の降べき理さらになし。又鮓答ならず。別に一種バサルと名付る獸あり。渤泥波斯等の人持渡る事、間々あり。バサラといふは、此獸の腹中より出るといふ說あり。馬、狗、猿、猪の類、皆此病癖あるときは、此獸にもあるべし。一物には限るべからず。浪華蒹葭堂に、バサル獸を寫眞せしあり。圖のごとし。〔割註〕外に一種阿媽港より渡す大舍利あり。是は鮓答にあらず、菩薩石なり。本草綱目にも見えて、嘉州峨眉山より出す事、諸書に多く見ゆ。此邦にては能登國鳳至郡菩薩谷より出す者、色黃にして長一寸許、又大和國反田よりも出し、


バサル獸

又對馬の六萬石も同種なり。」

○檢地

檢地の二字、此邦古書に見えず。毛視地の義なるべし。稻穗を毛といふ。東鑑に、田園作毛とあり。砂石集に、秋の毛の上を賜りて下ると見えたり。檢地といふは、農監の人、稻田を巡り、稻穗の毛を見て、其年の豐凶を定め、斂法をおこなふをいふ。漢土の檢蹈に似たるともいふ。往古は此事無りしに、世の降るにしたがひ、戰國打續き、上は下を疑ひ、下は上を僞るやうになりて、出來たる事と見ゆ。信長公、勢州一國を治る時、瀧川一益といふ人、始て檢地を入れ、諸家是に傚ひ、諸方に檢地を沙汰す。その頃信雄、信包兩人、勢州南北の境を改めらるゝ時、雲出川を以て定めんとせらるゝに、或老人進出て、古歌を引ていはく、

風早の池の流のしたゞりは安濃と一志の境なりけり

此歌を以て其境決定する事、北畠物語に見えたり。其後、天正年中に、大閤秀吉公、日本國中悉く檢地せらる。山城國粟生野光明寺は、西山派淨土宗なり。領內兩度まで檢地せらる。其時の奉行は細川幽齋なり。光明寺の住持、幽齋の前に出て狂歌せり。

御狩野のわれは雉子とぞなりにける檢々地にてほろ〳〵と鳴

幽齋其意を感じて、殿下の御前はからひ、當寺の領內ばかり赦免ありし事、雜々拾遺に見えたり。其後文祿四年の檢地高と、末代に稱するは、其頃に改め出す所をさしていふなりと、武德編年に載たり。遂には檢地、定免の兩法となりて、造化の生物を農監と民と、相きしらひ、地上の新穀を上下する事にはなりぬ。

○伊豆那

世に伊豆那の術とて、人の眼目を眩惑する邪法惡魔あり。何の世、何者の傳へしかはしらず。大倭本草に、天竺の荼耆尼天の法なる事載たり。伊豆那といふは、飯綱、又飯繩とも書。もとは奥州仙臺飯繩山に此法を祭るゆゑ、飯繩三郎と呼といへり。其法飯繩使に高倉楊梅小次郎といふ者、舟屋文治といふ者と仕合せし事、宗祇物語に見えたり。此邪魔また信州戸隱山、越前日永嶽、武州高尾山にも祭れり。遠州秋葉山三尺坊の祠も、以前戸隱山より移し祭るといふ。其荼耆尼天、一に陀吉尼、或は荼吉尼、又は陀祇尼とも書り。荼耆尼といふは、元來狐の別名なり。其證は、著聞集に、知足院殿何事やらむ御望深かりける事侍りけるに、大權房といふ效驗の僧に、荼耆尼の法を行はせられけり。三七日に滿ずる日、知足院晝寢の夢中に、狐の生尾を得て、其明日午刻に御悅の事、公家より申され、件の生尾淸き物にひめ藏め、其後花園大臣の御跡、冷泉東洞院に御渡ありしときも、祠を構て祝はれたり。福太神とておはしますめりと載たり。〔割註〕京都葭屋町一條の南、福太明神是なり。初は下立賣高倉にあり。寛永中九條殿の舘舍を建るに因て、今の地に移す。稻荷を祭るといふ。實は狐なり。」荼耆尼といふは、外國の名にて、高野山運敞が谷響集に、荼吉尼有レ二。謂二實類與二漫荼羅衆一。實類荼吉尼名レ噉二食人心一。雖二業通自在祭者得一レ福。名爲二邪法一。漫荼羅中荼吉尼者、如來應迹噉二盡心垢一。住二大涅槃一。所二以名一レ乘、如二大龍八部一皆此義也とあり。其噉レ心などいふは、皆邪法にて魔僧妖巫のする所なり。文德實錄に、席田郡有二妖巫一。其靈轉行噉レ心。一種滋蔓民被二毒害一とあるも、荼耆尼の邪法なり。太平記に、妙吉侍者外法成就といふも此種類にて、盛衰記に、荒神鎭して財寶を得るといふも、實は陀吉尼天なりといふ說もあり。元來狐を使ふ故に、佛家にて陀耆尼天の別號を、白晨狐王菩薩、或は貴狐天皇など稱し、稻荷の神

體は即ち是形像なりといひ、稻荷の社には、飯綱といふ物を瑞垣に延るといふ。〔割註〕稻荷に狐のあづかる義なし。初午稻荷の條に詳にす」かゝる邪法惡魔、古へより世に傳りて、撰集抄にいへる物の識、または宇治拾遺にしきにうてける、新猿樂記に仕二式神一など、或は榮華物語に見えたる口奇、台記に寄二帝巫口一たる邪術など、皆其支流餘裔と見えて、今の世までもあり。愚陋恒民を眩惑するのみか。尊き神名に混雜し、大に正道に害あり。有識なる人出たまひて、邪法惡魔の種類を糺明し、驅除いたしたきものなり。此邪法飯綱等の術を破るに、莽草を燒ば行ひ得ずといふ。〔割註〕莽草は、本草綱目毒草に見ゆ。俗に樒といひて、佛前に供する物。」さもあらむ。周禮に、煎氏掌レ除二蠱物一。以二莽草一薰レ之則死と見ゆ。蠱も同類相兼たる邪毒なれば、凡て此種類を破るには、莽草を薰ずべし。〔割註〕一說に、此種類蠱毒を治むる蘘荷を用るもよろしといふ。鄭漈が通志に、搜神記を引て、此事をいへり。是も周禮庶氏掌レ除二蠱毒一以二嘉草一攻レ之とあり。嘉草は蘘荷といふ。」

○甘藷

甘藷さつまいもと訓ずるは、最初薩摩へ來す故なり。琉球いもといふは、彼土に多く作る故なり。元來は蠻種にて、和漢ともになき物なりしが、今は和漢とも甚多し。白、赤、黃の品種ありて、赤き者は閩書に、蕃薯根如二山藥一。皮薄而朱とあり。貝原翁は赤きを赤芋とし、甘藷を常のさつま芋とし、兩種分別せられるど、實は兩種一物なり。此物和邦流行の本は、東涯の門人に、靑木敦書、字厚甫、昆陽と號す。小名文藏といふ。此人登用せらるの後、國家有益の事ども多く考索いたし、自おもへらく、遠島流罪の地は、五穀に乏しく、罪人等餓死せむ事を憐み、國字を以て蕃薯考一卷を著し、培養收藏の法を委しく記し、官刻なりて島々諸國へ下し賜り、今のごとく天下國家に充滿し、米穀とひとしく流行する事にはなりぬ。

故に青木敦書の碑に、甘藷先生の墓と題せり。實に國家有益の事いふばかりなし。此物人に益ある事、時珍綱目に詳なり。授時通考には十二勝を載せたり。異邦には固より食糧に充るゆゑ、南方草木狀には、藷糧とも見え、博聞類纂に、種芋三十畝、可省米三十斛ともいへり。又酒にも釀すると見えて、類腋に、徐玄扈の說を引て、甘藷可充籩實、可以釀酒ともいへり。制用によりては、酒にも作り、又葛粉餅の代ともなる。鈴木俊民が甘藷の記あり。蕃薯百珍といへる書などには、百品の料理やうを載せたり。國中農民の制ある時に、家々に是を作り貯へおく時は、第一菜蔬の資となり、又米穀とおなじく荒年の助ともなるべし。琉球國には、其法制あると見えて、是を堀る時に頭人帶劍にて男女に下知をなす事、此邦の農監田地を巡り、檢見するがごとし。或一故家に、琉球國より畫き來る圖あり。左のごとし。〔割註〕彼地は薩國ゆゑ、海邊砂地に栽ゑて莖を生ずる時、其莖に土をかけおけば、その所より根を生じ、塊をなすなり。」



○澄泥硯

澄泥研は書畫好事家の貴重する所、其名義をいはず。按するに、高似孫が硯箋（澄泥研）澤州金道人澄泥硯有呂字。堅緻可試墨〇文房四譜云。魏銅雀臺遺趾、人多發其古瓦。琢硯甚工。貯水數日不燥。世傳。其瓦使陶人澄泥。以絺絡濾過。加胡桃油埴之。與他瓦異〇季之が硯譜云、虢州澄泥唐人品硯以爲第一。〇博聞類纂云。俗呼硯爲硯瓦者、以硯中隆起如瓦仍不留墨、故以名之非也。昔人多取古瓦琢爲硯。故有是稱。如今人所蓄魏之銅雀臺瓦硯是也。耶州萬道與廬陵澄泥研乃其遺意。其外硯史賈氏談錄等に、澄泥研を造る法あり。（遵生八牋に澄泥研圖あり。）銅雀臺の物は、彼土にも絕てなく、僞造の物のみ傳ると見えて、王荊公の詩に、吹盡西陵歌舞塵。當時屋瓦始稱珍。甄陶往往成今手。尚託虛名動世人。（見優曝談餘）然るに、銅雀臺の物、此邦に來りし事あり。昔天龍長老春屋葩禪師海舶に求得て、幕府源公に獻ぜらる。背に建安十五年と記し、面上に紹聖元年七月十六日東坡居士銘、黃庭堅書とあり。釋義堂が銅雀研記に載たり。（義堂は貞治年中の人。）今其研いづれに藏するをしらず。予が家に、大雅堂所持せし舶來の澄泥研圖あり。其形甚奇雅なり。〔割註〕朝野群載に見えたる猿頭硯、兼良公藤河記に見えたる龍尾硯の類ならむ。」

澄泥研



大雅堂藏

〇和漢異年號

和邦の年號。大化前後に異年號ある事、藤貞幹が逸號年表に多く載せ、高昶が和漢年契凡例にも並べ擧たれど、國の正史に見えざれば、紀年の始末、文字の異同ありて、皆後世より臆斷するもの、いづれも確說とはいひがたし。故に如是院年代記、繼體帝十六年善記注に、或曰、繼體天皇自十六年始年號

在レ之云々。分著朱に二書レ之。年數相違之處在レ之。不審とあり。漢土の異年號も、建元以前にあるもの、大率相同じ。紀元の始末臆斷し難し。諸書に載る所その異同を擧る事左のごとし。

和邦異年號

○列滴〔割註〕孝靈帝之時、紀元始終未レ詳。」 璽至〔割註〕應神帝之時、紀元始終未レ詳。一說沙功皇后攝政四十年庚申、魏齊王正治元年、賜二倭王印一。璽至年號據レ此。」 嘉紀〔割註〕武烈帝即位元年己卯紀元四年終。同五年改元。是字下一字磨滅未レ詳。歷年四年後無レ紀。」 善化〔割註〕繼體帝十六年壬寅紀元五年終。以上三號見二古代年號一。○海東諸國記云、繼體帝十六年壬寅、始建二年號一爲二善化一。五年丙午改元。○春秋曆略、年代記、皇代記並皆四年終。○如是院年代記、善化作二善記一、四年終。」 正和〔割註〕繼體帝二十年丙午改元五年終。年代記。皇代記。春秋曆略。海東諸國記皆同。皇代記作二正治一。○古代年號二十一年丁未改元四年終。○如是院年代、正和元太子立。年六十一。」 教到〔割註〕繼體帝二十五年辛亥改元五年終。古代年號、春秋曆略、年代記、皇代記、古本水鏡、活字水鏡皆同。○續教訓抄云、安閑帝教到六年丙辰。○海東諸國記作二發到一。」 寶元〔割註〕安閑帝二年乙卯紀元五年後無レ紀。見二西林寺佛光後銘一。○如是院年代記無二寶元號一。」 僧聽〔割註〕宣化帝即位丙辰年紀元四年後無レ紀。春秋曆略。年代記、皇代記、海東諸國記、如是院年代記皆同。○古代年號水鏡二本至二五年一。」 明要〔割註〕欽明帝二年辛酉紀元十一年終。春秋曆略、年代記、皇代記皆同。○皇代記作二明安一。○古代年號九年改元、得字下一字磨滅未レ詳。海東諸國記作二同要一。」 貴樂〔割註〕欽明帝十三年壬申改元二年終。年代記、皇代記、春秋曆略、如是院皆同。○古代年號三年終。」 法靖〔割註〕欽明帝十五甲戌改元。年代記、皇代記皆同。○春秋曆略、如是院年代記作二法淸一、○海東諸國記作二結淸一古代年號十六年乙亥改元。」

兄弟〔割註〕欽明帝十九年戊寅改元一年終。古代年號、皇代記、春秋曆略、諸國記。如是院皆同。一本作〔兄弟和〕」藏和〔割註〕欽明帝二十年己卯改元五年終。年代記、皇代記、春秋曆略、諸國記皆同。○古代年號二十一年改元○如是院作〔藏知〕」 師安〔割註〕欽明帝二十五年甲申改元一年終。年代、皇代記、峰相記、春秋曆略、諸國記、如是院皆同。○古代年號二十一年後。」 知僧〔割註〕欽明帝二十六年乙酉改元五年終。年代、皇代記、曆略、如是院皆同。○古代年號二十七年改元。○諸國記作〔和僧〕」 金光〔割註〕欽明帝三十一年庚寅改元六年終。年代、皇代記、古代年號、曆略、如是院、平家物語、源平盛衰記、諸國記皆同。」 賢稱〔割註〕敏達帝五年丙申紀元五年終。年代、皇代記、曆略、如是院、水鏡二本皆同。〔古代年號作〔賢接〕○海東諸國記作〔賢接〕一本作〔賢輔〕又一本作〔賢博〕」 鏡常〔割註〕敏達帝十年辛丑改元四年終。水鏡二本、古代年號、年代、皇代記、如是院皆相同。○海東諸國記作〔鏡當〕一本作〔鏡照〕。」 勝照〔割註〕敏達帝十四年乙巳改元四年終。年代、皇代記、諸國記、如是院皆相同。○古代年號二年終○古本水鏡勝照作〔勝烈〕。」 和重〔割註〕用明帝二年丁未紀元二年終。見古代年號。」 端政〔割註〕崇峻帝二年己酉紀元五年終。皇代記、春秋曆略、水鏡二本、古代年號、諸國紀皆同。○年代記、平家物語、源平盛衰記皆作〔端正〕○如是院年代記作〔端改〕○古代年號、端正爲推古帝二年改元。」 喜樂〔割註〕推古帝即位元年癸丑紀元一年終。見古代年號。」 告貴〔割註〕推古帝二年甲寅改元七年終。年代、皇代記、春秋曆略皆同。○諸國記告貴作〔從貴〕一本作〔告言〕○如是院記二年改元作〔吉貴〕。」 始哭〔割註〕推古帝三年乙卯改元一年終。見古代年號。」 法興〔割註〕推古帝四年丙辰改元五年終。見古代年號。○釋日本紀引伊豫風土記云、法興元年十月歲在丙辰。見道後湯碑。○一本作六年、非。六年辛酉改元願轉。蓋元字以六字體似誤。一說此年法興寺落成。故改

元法興。」　願轉〔割註〕推古帝九年辛酉改元四年終。古代年號、年代、皇代、曆略、如是院皆同。○諸國記作二〔煩轉〕一。」　光元〔割註〕推古帝十三年乙丑改元六年終。古代年號、諸國記皆同。○皇代記光元作二〔弘元〕一曆略、如是院並作二〔光充〕一○按此年四月、造二丈六佛像一。故爲レ號。」　定居〔割註〕推古帝十九年辛未改元七年終。年代、皇代、曆略、諸國記、如是院皆同。○水鏡二本、六年後不レ見。神明鏡二年後不レ見。聖德太子拾遺記定居作二〔定光〕一。」　見聖〔割註〕推古帝二十一年癸酉改元五年終。見二古代年號一。」　倭京〔割註〕推古帝二十六年戊寅改元五年終。古代年號、諸國記皆同。○水鏡二本作二〔和京〕一六年終。○一本作二〔委京〕一○如是院作二〔和景繩〕一。」　景繩〔割註〕推古帝二十六年戊寅改元五年終。年代、皇代、曆略皆同。○神明鏡二年後不レ見。皇代記一本作二〔和黃繩〕一○按此年年中改元諸書所レ載不レ同。」　法興元世〔割註〕推古帝二十九年辛巳改元其終未レ詳。見二法隆寺釋迦佛光後銘一。○和漢三才圖會、信州善光寺條云、法興元世一年辛巳十二月五日。○源平盛衰記云。法興元世二十一年壬子○按此年皇太子薨。是與二法興一同浮屠之所レ稱也。」　仁王〔割註〕推古帝三十一年癸未改元六年終。年代、皇代、曆略、諸國記皆同。○水鏡二本、三十二年改元五年終。」　節中〔割註〕推古帝三十一年癸未改元一年終。見二古代年號一○按此年改二元仁王一。又改二元節中一。是與二上倭景繩一同。未レ知二孰是一。」　聖德〔割註〕舒明帝即位元年己丑紀元六年終。年代、皇代、曆略、諸國記皆同。○古代年號作二〔聖聽〕一三年改元。」　僧要〔割註〕舒明帝四年壬辰改元五年終。見二古代年號一。○諸國記、如是院並七年乙未改元、五年終。」　僧安〔割註〕舒明帝七年乙未改元五年終。年代、皇代、曆略、諸國記皆同。○按、僧要。僧安以二字體似一。一是必有レ誤。未レ如二孰是一。」　命長〔割註〕舒明帝十二年庚子改元、水鏡二本、三年後不レ見。諸國記七年後改元。○古代年號九年丁酉改元。五年後不レ見。一本作二〔明長〕一一作二〔長命〕一。」　今長〔割註〕改元同

レ上。七年終。年代、皇代、曆略、所レ載皆同○按、命令字體相似。一是傳寫誤。」

以上年號係二大化以前一。○如是院年代記。孝德帝朝、無二大化之號一

○常色〔割註〕孝德帝三年丁未改元五年終。年代、皇代、曆略、諸國記所レ載皆同。」中元〔割註〕天智帝即位元年壬戌紀元四年後不レ見。古代年號所レ載。」果安〔割註〕天武帝十五年丙戌改元、四年終。見二古代年號一。」大和〔割註〕持統帝四年庚寅紀元、七年後不レ見。見二古代年號一。」大長〔割註〕持統帝六年壬辰改元、九年終。年代、皇代、曆略、如是院皆同。○海東諸國記、延曆中解文所レ載、並皆係二文武帝丁酉年一而四年終。」

白雉、白鳳、朱雀、朱鳥之號、始末未レ詳。

○白雉〔割註〕日本紀、孝德帝六年二月庚午朔戊寅、穴戸國司草壁連醜經獻二白雉一。此年爲二白雉元年一。如是院年代記亦係二六年庚戌一、改二元白雉一。○水鏡一本、年代、皇代、曆略、諸國記皆以二孝德帝八年壬子一爲二改元一。如是院年代記八年無二改元一。○舊唐書以二孝德大化乙巳年一爲二改元一。」白鳳〔割註〕水鏡二本、年代、皇代、曆略、諸國記、如是院皆以二齊明帝七年辛酉一爲二白鳳元年一。○大織冠傳以二孝德帝五年己酉一爲二改元一。如是院以二六年庚戌一爲二改元一。引二二月長門國獻二白雉一。○愚管抄、良醞年中行事並皆以二天武帝即位壬申一爲二白鳳一。」白鳳雉〔割註〕水鏡一本、天武帝二年癸酉二月廿七日即レ位改二元白鳳雉一。如是院癸酉二改二元白鳳一。二月皇后立。」朱雀〔割註〕水鏡一本、天武帝即位元年八月改二元朱雀一。○如是院以二天武帝十三年甲申一爲二朱雀元一。那須國造碑、海東諸國記並皆相同。而朱雀爲二朱鳥一。」朱鳥〔割註〕日本紀天武帝朱鳥元年秋七月己亥朔戊午改レ元曰二朱鳥元年一○如是院、天武帝十五年、大化元和州獻二赤雉一。因レ茲改二朱鳥一。日本靈異記、天武帝十五年丙戌改元。朱鳥七年後不レ見。海東諸國記

改元同上、歴世九年改元。」

以上年號係大化以後。○如是院年代記天武帝十五年爲大化元。

○證明〔割註〕詹詹云、江州油火明神の社記に、證明四年と云書付あり。此暦號、何代なることを知らず○此年號右社の鰐口にもあり。按ずるに、兼延が名法要集に、大織冠曰、吾唯一神者以天地爲書籍、以日月爲證明。此語を兼倶が神代抄に、皇太子の語といへば、法興、聖德などゝおなじく、推古、舒明兩帝の御時なるべし。油火明神は、江州甲賀郡にあり。油火と名付るは、昔、文武帝、大友皇子に襲はれ、吉野より鹿伏を經て、この所にいたり給ふ。鹿伏兎是なり。時に山中に燈火見えけるが、忽一人の翁顯れて、天皇に謁し、吾は此山の神大山祇なりとて、案内にそひ奉るに、鈴鹿井水まさりて、渡り兼ね給ふに、鹿きたりて、天皇を負奉りて、驛路の鈴を付て渡しぬ。因て鈴鹿といふ。其天皇を案内せし翁を祭りて、油火明神といふ。」天平感寶〔割註〕清輔奥儀抄云、此號、年中改元不載于年代暦。此號在萬葉集。○按ずるに、是は聖武帝天平二十一年、陸奥國始貢黄金時の事なり。三貨由來の條に詳にす。」

因りて考ふるに、此邦大化前後の頃までは、年號紀元の事は、甚疎略にして、制法もたゝず。年數の長短も正しく記載せざりしと見ゆ。故に諸書に載たるも彼此異同ありて、いづれを證據となし難し。續日本紀に、神龜元年十月朔日、詔曰、白鳳以來朱雀以前年代、玄遠、尋問難明とは是なり。文字の美惡是非は勿論、その頃は、佛道興隆の初なれば、名目多くは佛家より出たると見ゆ。孝德帝の御世、蘇我入鹿、天誅に伏し暴虐夷滅せらるの後、教化大に行はれ、人々に制をなすの始を示さむとて、大化の號を紀元し給ふ。日本紀略に、弘仁詔、朱雀以前未有年號之目、難波御宇始顯大化之稱、と

は是なり。海東諸國記に、繼體帝十六年壬寅始建二年號一。爲二善化一。五年丙午改元とあり。此帝の七年に、五經博士を置たまへば、文字の義理も定めて吟味ありつらむ。然るに、善化を以て、紀元の始とし、又孝德帝の御世、大化を以て紀元の始とし給ひ、一ッの化字、五年にして同じく改元なりしも、疑和仲が言しごとく、大率離合之讖、深微難レ逃とは是ならむ。此邦改元ある時に、難陳といふ事あり。年號文字の義理出據などを吟味し、善惡是非を難じ陳るといふ。其時易經の語を引には、書名をいはず、或文に曰と書は、故實にて、變易變化を忌嫌なりと、然るに、近歳にも化字を用ひて、紀元ありしは、いかなる事にや。又孝德帝の御世より、天下の政事多く改り、專に漢土の法則に傚ひ給ふ。故に古代の年號は、皆刊り去りて、大化と紀元し給ふと見ゆ。されども、これより定式となり、末代に連綿せざるなり。又朱雀、白鳳などの號、一時の瑞を紀したるは、諸書載る所、始末おなじからず。日本紀に載ざるゆゑ、年號の數に入ざるなり。日本紀に、大化五年二月庚午朔戊寅、（戊寅は九日。）穴戸國司草壁連醜經獻二白雉一。改二元白雉一の號見え。〔割註〕今日本紀に改二元白雉一とあるも、後世、文人の稱する所、定式となし難し。其訣は、續日本紀に、白鳳以來朱雀以前といひ、古語拾遺に、難波長柄豐前朝白鳳四年とあれば、白鳳と書たるにや。水鏡、正統記、寶基本紀、元亨釋書の類證據となし難し。又如是院年代に、天武帝十五年丙戌を大化元とし、和州獻二赤雉一。因レ玆改二朱鳥一とあれども、日本紀に此事なし。」天武帝十五年朱鳥の號あれども、年號改元の規則とせず、本朝改元考云、本朝文武天皇創二建大寶之號一。嚮レ此雖レ有二孝德天皇之大化、白雉、天武天皇朱鳥一。而紀二一時之瑞一。未レ爲二定式一。故源親房正統記以二大寶一、爲二年號之始一。〔割註〕本朝改元考は、山崎闇齋の著なり。」源爲憲が口遊（天祿元年冬十二月記）年代門に、今案、自二大寶元年一迄二今年一、總二百七十年、昔大寶以往有二年號一。曰二大化、白

雉、白鳳、朱鳥。凡至白雉。合九載。其後齊明、天智二帝雖治天下、専無年號。轉更至天武治天。歳號朱鳥。其後、持統一帝無年號。亦文武御天歳號大寶。從此以來永以不絶也とあり。此即ち吾國金貨の始發する日にて、文武帝五年三月廿一日、大寶紀元の號、本朝紀年の權輿、萬世不易の定法としるべし。漢土にも、武帝建元を紀年の始とすれど、文帝の後元と、景帝の中元後元は、史官追書の名として、改元定式の年數に入ざる事、改元考に見えたり。〔割註〕雅安志及祭祀志に、建武中元元年二年と書たるを、諸書に誤りきたる事、瑯琊代醉にくはしく論ぜり。」

漢土ノ異年號

平初 中天皇氏年號 太始 地皇氏年號并見三一經 上皇 永壽 元景 延和 赤明 延康 康泰 龍漢 開皇 無極 以上道書
年號見紀年通譜。 中皇 見三統經序。 清虚 見漢武内傳。 叢帝 方通 并見楊雄蜀王本紀。

以上ノ年號係建元以前

載初 如意 澄淸〔割註〕柳芳唐書、武后載初元年、是月改天授元年。三年四月戊申、改如意元年。是歳九月庚子、改長壽元年。計三年。新書、自天授元年正月庚辰載初盡二年十月改長壽。不載如意。計一年十月、新書、永昌後有天授。自天授改載初。而唐曆、無天授。自永昌後便改載初。唐曆延載之後、有澄淸。新書無之。年號史家當具載無去取。不知何爲如此差誤。見瑯琊代醉。」

中元、大鵬〔割註〕徐氏筆精云、先輩中丞嘗于荒莽、得石盆。甚巨。背刻中元庚申僭本茲造八字。按中元乃光武年號。光武無庚申。庚申乃明帝之永平三年也。今石盆猶存。余友林熙工堀地得古磚。刻大鵬二年。大鵬年號無攷。書之以質博雅者。」

以上年號係建元以後

和漢の異年號、諸書に見えたるもの、大率かくのごとし。紀年の始末しれざるは、いづれも臆斷しがたし。此外に、彼土には年號同名數多あり。陳繼儒が偃曝談餘に、漢の建元より明の正德に至るまで、凡一百餘名を載たり。其中大半は僭號多し。此邦は、皇統一姓にて、ありがたき事なり。〔割註〕繼體帝の正和と、花園帝の正和と同名なれど、大化以前の年號は、正史に載せざれば、證據となし難し。」いづれにも年號は、國家第一の重事たるべき事と思はる。餘は革命紀元の條に詳にす。

○カタクリ

病人飮食進みがたく、至て危篤の症になると、カタクリといふ葛粉のごとくなる物を、湯にたてゝ飮しむ。近歳一統の風俗となれり。最初何者のいひ出せし事にや。是は本草綱目山草類王孫の釋名に出たる旱藕といふ草の根を製したるものにて、東國、北國より多く出し、奥州南部、加州山中及び越前より出す物、最上品なり。唐書方技傳に、開元末、姜撫言、終南山有旱藕、餌之延年。狀類葛粉。帝作湯餅賜大臣。右驍衛將軍甘守誠能銘藥石。曰、旱藕牡蒙也。方家久不用。撫易名以神之爾とあり。餌之延年といひ、陳藏器の說に、長生不飢黑毛髮といふにより、かゝる風俗となりしと見ゆ。此草昔は堅香子といふ。一名猪の舌ともいふ。萬葉集第十九天平感寶元年五月十二日於越中國主館大伴宿禰家持作之攀折堅香子艸

旱藕



草花一首

物部乃八十乃感嬬等之挹亂 寺井之於乃堅香之子花

萬葉目安に、堅香子花は、つゝじに似たる草なりとて、

小車の諸輪にかくるかたかどのいづれもつよき人心かな　コガ通音

新撰六帖には堅香子を讀誤りて、樫とこゝろへ、本部に入れて、萬葉下句を寺井のうへの堅かしの花と出せり。此草の形、葉は和大黄の初生、または車前葉のごとく、一根にたゞ二葉生じて相對す。其葉に淡紫色の斑點あり。山生は四月頃葉間に莖立て、莖頭に六瓣の紫花を開く。長五寸許、徑一寸五分許、唯一莖一花のみ俯してひらく。百合花のごとし。瓣の末は上に翻る。希には白花もあり。根は葱白又は水仙のごとし。北國能登邊にては、此根を採り煮熟して食に供す。所在寒國に多く生ずる物なれど、今は諸國往々にあり。京都近邊は、叡山、雲母坂、篠原の中に多く生ず。嫩葉を摘て漬物となし、菜に充。又播州神出山、雄子尾、雌子尾の山中に多くある事、播州名所圖會に載たり。此根を採て葛を製するごとくにし、餅とするを堅子餅といふ。越前にて多く製す。南都にての製、東府へ獻上せらる。又大和宇陀葛屋藤助よりも、おなじく獻上す。此草、諸國方言多し。京師にてカタユリとも、初ユリともいふ。東府にてカヾユリとも、フムタイユリともいふ。佐渡にてカタハナといふ。延年長生の語より事起りて、危篤の病人、一統に服餌する風俗となり、遂には進獻供用の物となるも奇ならずや。

茅窓漫錄 中之巻

○鸎字并百舌百千鳥

此邦古昔より鸎うぐひすと訓じ來れり、鸎は此邦にいふうぐひすにあらず。別に一種の鳥なり。鸎の形狀、漢土の書に、數多載たるを見てしるべし。○格物論云、鸎大勝鸜鵒。黑眉嘴尖紅。脚青遍身黃色。羽及尾有黑毛相間。三四月間鳴聲音圓滑○爾雅黃鳥注、幽州人曰之黃鸎。一名倉庚 ○說文云、鶬鶊鳴則蠶生。〔割註〕倉は淸なり。庚は新なり。感青陽淸新之氣、而初出故名と、章龜經に見ゆ。」○禽經云、商庚夏蠶候也。注云、此鳥鳴時、蠶事方興。蠶婦以爲候。○陸璣草木疏云、黃鳥黃鸝留也。常以葚熟時來。桑間里語曰、黃栗留看我麥黃葚熟。亦應節趨時之鳥也。○正韻云、雌雄雙飛。鳴聲如織機聲。○時珍曰、冬月則藏蟄、入田塘中以泥自裹如卵。至春始出。

此等の諸說を考ふるに、鸎は此邦のうぐひすにあらず。朝鮮又は高麗に多く居るといふ。故に本草家にて、朝鮮うぐひす、唐うぐひすと和訓せり。其形大抵鵙の大にして、全身黃色、背少し青綠色を帶て、腹下白く、尾と羽とに黑羽あり。鳴聲、此邦の物に似よりたる所もありといふ。昔年伊豫大洲山中に來る事あり。又筑前於呂島に栖ともいふ。說文以下の說に据ば、蠶の出るとき、桑葚熟する比、雌雄ならびとぶものと見ゆ。楊夔が止妬論に、梁武帝郗后性妬。或言、倉庚爲膳療妬。遂令茹之。妬果減半と、此事は五雜俎にも見えて、鳥の雌雄ならび飛、匹偶する故なり。此邦のうぐひすは、形狀も大に相違し、蠶出る時、桑葚熟する頃、雌雄ならび飛ものにあらず。又田塘の中に泥を以てつゝみ、卵

の如きものにあらず。大抵冬春の間に村里へ來り、二三月の頃は、山中にのみ多く鳴く。樹上に巣をくふものなり。野必大が本朝食鑑に、華之黃鳥兼二本邦之鶯一、形色大小殊者甚矣。近頃、黃鳥雖レ來二于本邦一、未レ得レ聞二雌雄相和、睍睆綿蠻之聲一、則太有レ恨矣といへり。又石川丈山嘲二吾邦黃鶯非二眞黃鶯一詩に、春上二竹梢一雖レ奏レ鳴。形聲毛羽異二倉庚一。見來爾是鷄鴝類。幸被三人呼二黃鳥名一といふも、うぐひすは鶯にあらざるを誚るなり。羅山文集には、婆餅焦といへる鳥、うぐひすに充たり。是は事物紀原に、昔人有二遠戍一。其婦山頭望レ之。化爲レ石。其姿爲レ餅、將二以爲一レ餉。使二其子一偵レ之。恐二其焦不一レ可レ食也。往已無レ及矣。因化二此物一、但呼二婆餅焦一也。今江淮所在有レ之といへり。此鳥は重修鎭江府志、寧波府志等にも見えて、形狀大に相違するのみならず、舶來もせざるなり。宋范石湖が、曉聞二婆餅焦一詩に、曉寒燕雀噤二春陰一。珍重淸黃度二好音一。窓色熹微欹レ枕聽。夢成府縣竹溪深。又陸游が枕上聞二禽聲一詩に、破レ曉一聲婆餅焦とも作れり。其形狀鳴聲を見聞せず、牽强臆斷するは誤ならずや。又百舌鳥、うぐひすに充たる說あり、是は本草綱目に、陳藏器曰、百舌今之鶯也と、其誤は集解に、時珍委しく論ぜり。此邦古昔より百舌もずと訓じ來れるより、此誤出たり。日本紀、仁德天皇四十三年秋九月庚子朔、是日幸二百舌鳥野一而遊獵。同六十七年、以探二其痍一。即百舌鳥自レ耳出之飛去。〔割註〕古事記に、裳伏山岡毛受之耳原ありて、山岡は河內國惠賀にあり。應神帝の御廟なり。耳原は和泉國大鳥郡にあり、仁德帝の御廟なり。並に延喜式に見ゆ。此百舌、もずにもあらず。又うぐひすにもあらず。是も一種の鳥なり。漢土の書に多く載たり〇易通卦驗云、反舌鳥百舌鳥。能反二覆其舌一。證二百鳥之音一。〇淮南子說山訓人有二多言者一、猶二百舌之聲一〇格物總論云、百舌春二三月鳴、至二五月一無レ聲。亦候禽也〇山堂肆考云、百舌、一名望春、一名喚起、江南之人謂二之喚春一。聲圓轉如二絡絲一〔割註〕喚起の事、後に見ゆ。同名を以て誤

る。其年益都方物記に、一名翠碧鳥ともいひ、事物異名に饒舌郎といふも、能諸鳥の眞似をする故なり。文同が詩に、「就中百舌最無謂。滿口學盡衆鳥聲。自無一語出於已。徒爾嘲音誇縱橫」といふも、其眞似を悪でなり。〔割註〕王維が聽百舌鳥詩に、入春解作千般語。拂曙能先百鳥啼。唐詩紀事に見ゆ。然るを、和名抄に、鵙の一名、伯勞とし、百舌鳥とする。鶪の一名黄伯勞、古昔よりの誤を承傳へ、枕草子に、「鵙の鬪と書きたるを、李吟の春曙抄に、百舌鳥陵と注せしは、次第に誤り來れり。鶪は爾雅に云、鶪鵙、郭注に俗呼爲擬鳥といへるもの、鄭漈が草木略に、按此似鸜鵒無冠而長尾。多在山寺厨檻間。今謂之鳥鵙と是なり。此鳥の癖として、最初の發聲に何となく諸鳥の眞似をする中に、うぐひすの眞似を能する故に、彼此と誤りきたれり。此鵙を萬葉集第十六に、

吾門の榎の實もりはむ百千鳥千鳥は來れど君ぞ來まさぬ

秋の比、榎の實熟する時、多く來るものにて、〔割註〕六帖に「鵙の居る野邊の草葉の末さばき羽もやすめず秋風ぞふく。」此百千鳥は、百津鳥の義、五百津鳥ともよめるが如し。萬葉は秋の百千鳥をよみたるをしらで、此鳥を春のうぐひすに充たる說、古來より諸書に多く載たり。僻案集、吳竹集、藻鹽草等も、彼此と覺束なき說あり。源氏若菜卷に見えたる、百千鳥うぐひすといふより、古今集の百千鳥さへづる春はの歌を宗とし、拾遺愚草、林葉集等に、「うぐひすを、百千鳥とよみたる歌見ゆ。佛國禪師、或人の親の百ケ日佛事せしに、折節軒端の梅にうぐひすの啼きけるを聞て、

なき人の日數もけふは百千鳥啼くは涙か花の下露

されども、百千鳥は春秋ともに一物を指にはあらず。百千鳥の群來りさへづりなどするをいふ。後拾遺集に、

聲たへずさへずれ春の百千鳥殘りすくなき春にやはあらぬ

六帖に、

百千鳥花になれ行くあだし身は葉なき程にうらやまれぬる

此等は、皆春になれば、百千鳥のきたりさへづるをよみたるなり。塵添壒嚢抄に、貫之集を引て、

太山には月もさだめず百千鳥時ぞともなくなき渡るかな

是レは百千鳥の題に入

いでつとふ春にもあらぬ鶯は谷にのみこそなきわたるかな

是レは鶯の題に入

兩種格別なる事、明白に論ぜり。元來百千鳥といふは、海邊に鷗の如き鳥の、數百千鳥群集るの名にて、一物を指にはあらず。故に水邊に千鳥一ッ立るを見て、和泉式部

友をなみ川瀬に望み立ち居なく百千鳥とはたれかいひけむ

其千鳥も、近歲まで漢名しれざりしに、彼ノ土にて水喜鵲といふ。淸ノ余曾が三百鳥ノ圖に見えたり。兎角にも鶯の字、此邦うぐひすに充らざる故に、古今種々の說を設け一決せず。石川丈山は、剖葦うぐひすに充たり。是亦大なる誤なり。剖葦は本草綱目巧婦鳥集解時珍曰、一種鷦鷯、爾雅謂二之剖葦一。似レ雀而靑。灰斑色長尾好食二葦蠧一と是なり。此鳥筑前にてギヤウ／＼シ、若狹にてゲヽシといふ。皆鳴聲に因て名とす。仙巢稿筑前崇福寺僧玄蕃著。葦雀ノ序に、斯禽也、筑前、肥前呼鶩といふ者にて、俗に葦原雀といふ。山城伏見邊葦原の中に多く居る。全體うぐひすに似て、腹下白く尾長し。一名蘆虎といふ。兼名苑に見ゆ。鳴聲うぐひすに能似たり。性甚柔弱にして、寒暑に堪ず、樊養しがたき鳥なり。然らば此邦うぐひすは、

いづれに充るかといふに、貝原氏の本草名物附錄、及び江村如圭が名物辨解に載たる報春鳥は、大抵時候名稱も能充れるやうに覺ゆ。

○陸羽顧渚山茶記云、山中有レ鳥如二雊鵒一色蒼。每レ至二正二月一作レ聲。云二春起一也。至二三四月一云二春去一也。採レ茶人呼爲二報春鳥一。○月令廣義云、報春鳥一名喚起。

報春鳥は、潛確居類書にも出て、劉孝綽が詩に、復値懷春鳥。枝間弄二好音一。孤鴻若無レ對。百囀似二群吟一といふもおなじ。報春、懷春の名、此邦うぐひすに能充れり。一名喚起といふに因て、百舌一名喚起に牽强し、綱目陳藏器の說を主張して、百舌を充るは、反て誤なり。白石の東雅に、萬葉を引て、春鳥うぐひすと訓ぜしを疑へども、是も報春鳥、懷春鳥の省と見るべし。余先年癸未の夏、長崎に在て、朝鮮學士將仕郞韓用梓と對坐筆語せし時、問曰、鸎所謂黃鳥者。朝鮮之地多居乎。用梓答曰、黃鳥果多。人稱二喚友鳥一。又問曰、其大比二鸜鵒一如何。正二月之間、期二梅花一而來、發二圓滑之聲一乎。又曰、此邦所謂、鸎者非二眞黃鳥一。形比二鶺鴒一稍大、其來必正二月之間、上二暗香樹枝一而鳴。用梓答曰、鶺鴒之謂正合當。而眞鸎三四月于二飛樹林間一鳴。此答形狀は詳ならざれども、喚友鳥といひ、三四月といへば、彼地に居る事疑なし。されば鸎も、婆餅焦も、百舌及剖葦も、皆此邦うぐひすに充らず。凡て是のみならず。此土に有て、漢土に無もの、牽强して漢名を充むとするより、古今誤稱するもの頗多し。其的充しがたきは、國字にて事足ぬべし。尤學者の心得べき事なり。又此邦うぐひすにも品種あり。和州奈良山に出るを上とし、信州奈良井に出る次とす。鳴聲も尋常の者は、月日星となき、神路の山にては、日月星となき、東國の產は、其音だみて聞ゆ。風土によりて異なり。況ャ異國の產をや。時珍綱目に載せたる鸎の圖、王思義三才圖會に載たる黃鳥雌雄雙飛の圖、及ビ朝鮮うぐひす寫眞の圖を出し、其形狀をしらしむ。

朝鮮鸎 喚友鳥

漢土鸎 本草綱目

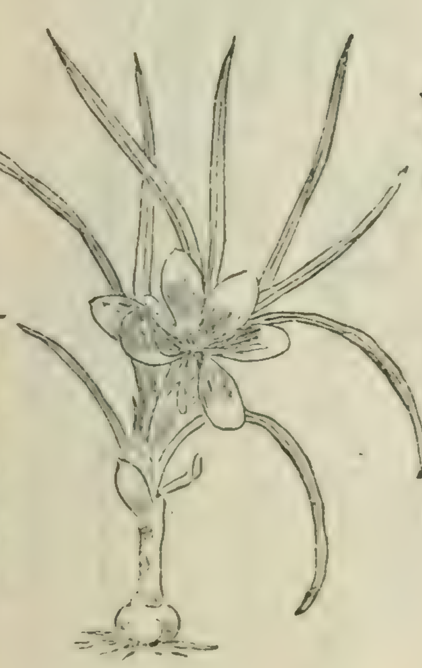


黃鳥 雌雄雙飛者見王忠義 三才圖會



○サフラム花

サフラムは近歳刊行せし六物新志に載てより、始めて西洋歐邏巴、亞弗利加、亞細亞洲の諸國に生ずる草花の蕊なることを人皆知れり。それまでは蠻國に生ずる紅花を蜜にて製するものといひ、其草の形狀知ざるゆゑ、此邦山中に生ずる猩々袴といふ草を充たる人もあり。漢土にも、時珍の綱目までは知ざるにや。隰草の部に、番紅花を出し、釋名に、泊夫藍撒法郎をならべ載て、西蕃回回地天方國の紅藍花なりといひ、又獸部羊心附方に、正要を引て、泊夫蘭 即回回紅花なりといひ、同腎の附方にも、泊夫蘭と書り。遵生八牋には、撒夫蘭とも書り。皆是蕃名を字音に假借する者にて、實物を見ざる故なり。形狀は新志に載て、一種花の中心、三線の蕊をなし、細き長舌の狀に似たり。その色赤黄にして、味辛く少苦を帶て、油氣のあるに似たり。其氣芳烈にして、人の鼻を撲もの、又一種春苗を生じ、秋に至りて花を開く。六瓣にして其色純黄、其香百合に似たり。花後に實を結ぶ。ともに三房をなす。根は韮蒜に似て毬をなせり。然るに品類ありて、形狀其地に隨て、少々異なりといへり。さもあらむ。以前浪華蒹葭堂へ蕃國より贈來るを寫眞し、一幅となし、人に見せらる。予其圖をこひ得て、爰に模す。新志に載たるものとは、形狀また少々異なり。萬國地球圖に載たる形狀ともおなじからず。いかにも種類多しと見ゆ。此品、近歳貴賤一統に珍重し、其價、韓参に等しくすれど、時珍の綱目には、心氣鬱結、或は



蒹葭堂寫眞標軸

活血驚悸の症のみに用ひて、格別の効能を載ず。近歳主治を法のごとく、數人に用ひ見るに、効能奇驗格別の事更になし。兎角にも末世に及で、貴賤一統奇を好むの癖情、世と推移ると見ゆ。いふ程の功能奇驗あらば、漢土の書にも多く載すべし。當今淸朝の方書、多く舶來するにも、未見當らず。此邦の主治方書は、往古より大抵漢土を法則とすれば、風土人情格別に異なる事はあるまじ。

○初午并稻荷

毎年二月初午の日、貴賤一統に持囃し、初午稻荷祭といひ、在々所々、其祠へ詣する事、天下一統風俗となれり。これは和銅四年二月十一日午日、出現有しといふに據と見ゆ。其稻荷といふは、神代紀に、保食神腹中生稻とあるを本據とす。イナリは稻生の義にして、稻は飯の根、生は生産の義なり。日本紀、萬葉集に、生、成、産、業の字、皆ナリとよめり。伊勢國安藝郡に稻生村あり。延喜式に、伊奈富神社、又は朝野群載にも見えて、保食神を祭れり。又文永十一年、正三位藤原經朝卿の書れし額に、正一位稻荷大明神とありといふ。然ば稻生と書べきに、文德實錄に、稻荷神三前とあれば、古昔より稻荷と書來りしと見ゆ。されども荷の字、古書にリと讀たる例なし。一說に、荷はリと通ず、古は稻荷といひしならむ。〔割註〕古事記に、樺井を苅羽井に作るがごとし。」當今祭所三社、第一は倉稻魂、第二は須佐之男命、第三は大市比賣といへば、神代紀、倉稻魂は古事記にいふ宇迦之御魂神にて、大殿祭祝詞にいふ屋船豐宇氣姬命、稻の靈なり。〔割註〕ウケはウカにて、食饌の義なり。」天武紀に、祭大忌神於廣瀨河曲といひ、神名式に、廣瀨郡廣瀨坐和加宇賀賣神社在川合村とあり。祝詞式に、廣瀨能川合爾稱辭竟奉流、皇神能御名乎白久、御膳持須留若宇加能賣能命登御名白氏といへる是なり。神祇譯書に豐宇賀乃賣神、神祇官坐御氣津神是也と見ゆ。〔割註〕舊事記に、乞食物於大御食都姬神とある

も、是事にて、奥儀抄に、「深見草庭にしげれる花の香を家よきてへようけもちの神。」大殿祭祝詞註に、今世産屋以辟木束稲置於戸邊、乃以米散屋中とある束稲は、屋船豊宇気姫にて、稲の魂なり。〔割註〕俗に米をうちまきといふも、束稲より出たる詞にて、其元は天孫日向國高千穂の峯に、天降たまひしより事起ると、日向風土記に見ゆ。」しかれば保食の神、稲生の義、能符合せり。荷の字を書しより、後世種々牽強附會の説をまふく。神名式に、山城國紀伊郡稲荷神社とあるは、今の稲荷山なり。兼良公世諺問答に、二月初午は、弘法大師、東寺の門前にて、稲荷たる老翁に、二月午の日逢給ひて、則東寺の鎮守に勸請申され、此寺繁昌せしより此日を以て縁日とすといへり。一説に、此山の地主神を、荷田神といふ。後に倉稲魂を祭るといふ。其弘法大師稲荷し老翁に逢玉ふといふは、元亨釋書の妄説より出たる事、恕庵が僖々言に見えたり。又例祭、東寺の南門に、神輿を舁入て、神供を奉る事は、昔東寺の傍に二階長者あり。二階祭といふ。神輿を其家に舁入て、神供を奉りし事ありて、今に例式となりぬといふ。又其荷田神といふは、いかなる神を指にや。神祇拾遺に、右の三社に、田中社四大神二社を併て五座とす。弘長三年に告有て文永三年に併祭る。〔割註〕多田義寛が蓴の草紙に云、稲荷五社は神紀に所見あれども、今祭る者多は狐なり。人は萬物の長にあらずや。四足の物に敬禮をなし、供物をなす。其意財を祈るより淺間敷なり降れり。士たる者などは、殊に恥べき事なり。」又一説に、田中社の客神大歳神は、鶴と化して、稲の穂を含て來現す。故に此社に一切の鳥を奉る事を忌といふ。是は風土記に稱伊奈利者、秦中家忌寸等遠祖伊侶具秦公、積稲梁有富祐。乃用餅爲的者、化成白鳥飛翔居山峯、遂爲社名とあるを、聞誤しならむ。〔割註〕諸神記に、稲荷秦氏之祖神也とあり。今に稲荷の社司秦氏を名乘も訣ある事と見ゆ。」それはともあれ。初午詣は、昔より年久しくありしと見ゆ。貫

之家集に、延喜六年月次屏風歌の中に、二月初午稲荷詣したる所といひ、源順集に、二月初午の所に、花摘にかくしよみたる歌あり。〔割註〕按ずるに、稲荷山に多く杉をよみ入たる歌あり。顯仲朝臣「稲荷山しるしの杉を尋ね來て、周防ノ内侍「稲荷山杉間の紅葉來て見れば、家隆卿「稲荷山杉の庵の明ぼのに、新撰六帖に、「二月やけふ初午のしるしとて稲荷の杉葉本つ葉もなし。稲荷山にて杉を挿頭花にする事、多く、諸書に見ゆ。初午ならでも此事あると見えて、有家歌に、「稲荷山杉の青葉をかざしつゝ歸るはしるきけふの諸人。又平治物語に、清盛、稲荷の社に參りて、おの〳〵杉の枝を折て鎧の袖にかざしてとあり。いかなる所謂なるや。杉は正直の表物なれば、日本紀に、石上振之神榲、萬葉集にも、三諸の神の神杉などよみたれば、神明正直の意にとるにや。大殿祭の辟木を神木とし、古は神木をかざせしにや。今も紀州熊野にては、毎年二月初午の日は、人々神木をかざすといへり。」然るに、いつの比より何者のいひ出せしか、野狐を稲荷の神使と稱し、初午の日は、天下一統貴賤押なべて、家々に持囃し、赤小豆飯、油煮等の供物種々とゝのへ、町家士民の中にても、其格式定例ある家は、居宅の内に、鎭守の小祠稲荷を勸請し、正一位大明神の幟を立て、往來群聚いはむかたなし。其本原を委く推尋するに、鎭座傳記云、素戔嗚尊子宇賀之御魂神、亦名專女三狐神、〔割註〕タクメ、タウメ音相通、下に見。」此二句下の七字より事起ると見ゆ。〔割註〕鎭座傳記、倭姫世記などは、昔外宮にて何者か書たりけん。佛書雜りに作りたる神道五部の書にて、古事記、日本紀等の正書にあらず。禁河の書とて、宮川より外へ渡さゞるも、彼地よりいひ出したる事にて、正しき證據となしがたし。其訣は、已前外宮より出したる御祓箱に、二天八王子、諸神、諸佛又は、渡海祈禱の祓に、八幡大菩薩、五大力菩薩など書たるゆゑ、寛文の比銘淨論記を著して、大に批評說破せり。」亦名專女三狐神といふ七字、古書字音に暗き人讀

誤しか。利を釣餌に牽强せしかはしらざれど、是七字より外に稻荷に野狐のあづかる事更になし。其訣、委細明白に辨じ曉さん。專女三狐神といふは、本は借字にて、日本紀に、專の字、專女の二字、タクメとよめり。タクは燒なり。古事記に、燒擧、燒凝の語あり。メは米なり。和名抄に、糄糅ヒメとよめり。非米なり。糄は米なり。三狐は御食津なり。御饌津、或は御膳御氣とも書り。萬葉集に、御食津國、又御饌津國、伊勢、志摩、淡路、難波などつゞけたり。〔割註〕大御食の御贄を奉る國をさしていふなり。儀式帳に、朝乃大饌乃夕乃大饌とありて、直會御歌に、「折鈴五十鈴の宮に御氣立と打なる膝は宮もとゞろにと唱る御氣の事にて、中臣壽詞に、長御膳乃遠御膳、又祝詞式に御膳持須留といふ、皆同語なり。〔割註〕昔外宮に御饌殿ありて、內宮へ供進しける事、聖武帝の御時までありしに、途中汚穢に觸し事ありて、別に內宮に御造立あり。忌火屋殿といふ是なり。」故に日本紀に、神食二字をもミケとよめり。津は例の中の休め字にて、乃とおなじ。凡て神號に上に津の字あれば、下に乃を付て讀は古例なきに、後世乃を付て讀誤るもの多し。專女三狐神といふは、燒米御食乃神といふ事にて、宇賀之御魂神は、亦燒米御食に供するの神、御一名といふ意なり。倉稻の實は米なれば、稻の意即ち御食なり。此邦にて、稻米は五穀の長たるを以て、日本紀に、嚴稻魂女、イヅウカノメとよめり。尤嚴重の意なり。三狐神、三狐乃神。〔割註〕ケツ〇ケツノ〇ケツネ〇ノネ音通。」讀誤りやすし。元來鎭座傳記にもせよ。三狐の三古書になき假名なり。古事記、日本紀に、三の字、みの假名に用ゐたる例決してなし。後世の書なる事しるべし。然るに日本紀に、專の字、專女の二字、タウメともよめり。〔割註〕タク、タウ、クウ音通。」和名抄に、老女を呼て專と訓じ、土佐日記に、翁人ひとりたうめひとりと書り。是即ち神代紀に、姥トメとよめる姥も、專女もおなじ事にて、專は級長戸邊も、皇代紀の荒河刀辨、苅幡刀辨も同語なり。〔割註〕

一說に專は刀自女の中略ともいへり。野狐をタウメといふ事、古書、正史に決してなき事なり。源氏東屋卷に、伊賀たうめと書たるは、岷江入楚に、伊勢、伊賀の諺に、專の事をたうめといふ。專は老女の稱にて、狐は人を誑を以て、よそへたるといへり。新猿樂記に、野干坂伊賀專之男祭と見え、山槐記に、治承二年於ニ齋宮御在所一射ニ殺白專女一といひ、百練抄に、藤原仲季於ニ齋宮邊一依レ殺ニ白專女一と書し、宇治拾遺に、狐のいひし語に、たうめや子供などにくはせむとあるも、皆老女の稱にて、其本は玄中記に、千載之狐爲ニ婬婦一、百歲之狐爲ニ美女一といふより出たる事にて、人を誑し惑すにたとへたるなり。其專の字、專女の二字、タウメと讀により三狐の字讀誤しか。牽强せしか、狐の一名とし、三狐を稻荷三の峯に配し、遂に野狐を合祭る事になりぬ。是非もなき恐るべきの甚しきなり。顯座傳記の文能」考へ讀べし。宇賀之御魂神亦名專女三狐神とあれば、即ち神の御一名にて、假令ば、宇賀之御魂神亦名豐宇氣姬命といふがごとし。古書正史に、野狐を倉稻魂神と稱する事、ゆめゆめなき事にて、其左文字本は借字なるをしらず、尊き神の御名を黷に至るは、尤恐れ多き事なり。又野狐を稻荷の神使といふも、古昔、正史に見えず。神使といふ事もなきにはあらず。古事記、日本紀に出て、猿を伊勢太神之使といふは、齊明帝紀に見え、熊野の烏は、神武帝八咫烏の導を得玉ひ、熱田氣比の鷺は、仲哀帝、白鳥を愛したまふ緣によりて、俱に紀に見えたり。八幡の鳩は旗と音通じ、春日の鹿は、鹿島より鹿背に乘て來り玉ひし歌あり。其外に松尾の龜は、龜尾山の因をとり、日吉の猿は、月行事の社猿田彦の緣を結び、愛宕の猪は宍戶氏の功によりて、各皆其所謂訣のある事なり。野狐はもと淫獸妖魔の物、北方陰地に多く居て、白晝の中は幽闇の間に隱れ、夜中のみ出物を掠取、人を惑し寃をなす。〔割註〕狐の人に喰付たる事、徒然草に、二事を載たり。伽籃記に、狐の化て人の髮を截し事、一百三十人に及事見えたり。」

南方陽地に居る事あたはず。此邦南海四國及對馬五島には狐なし。漢土にも江南無二野狐一と北夢瑣言に見え、江東無レ狐。狐出二北方及益州一と、時珍綱目に載たり。かゝる淫獸妖魔を倉稻魂神使たまふといふも亦、恐れあるべき事なり。わづか專女三狐神といふ五文字より事起りて、尊神も野狐も混じ祭る事になりぬ。〔割註〕女童の小歌に、稻荷といふも狐なり。狐といふも稻荷なりとは何事ぞや。其始は、險惡狡猾の徒、五文字を證據として、野狐を祈り、鄙俗を誑し、福を求め、利を得む事を作り出したると見ゆ。愚昧文盲の鄙俗は、其淫惡妖魔に化され、いつとなく天下風俗をなせり。漢土にも朝野僉載に、初唐時。百姓多事二狐神一。時有レ諺曰、無二狐魅一不レ成レ村とあり。宋史に見えたる狐王廟も、此類にて尤悪むべきものなり。此等の妖魔、次第に行はるゝにより、貴賤上下押なべて、野狐を尊恐する事、鬼神のごとし。妖巫邪覡の輩は、流行の時勢に乘じ、種々の奸惡をめぐらし、一の獸穴を見出す時は、稻荷の來現と稱し、又狐惑の人あれば、神降たまふなどいひ觸し、神職掌る家に授位を請ば、直に正一位大明神を賜る。其より己が居宅に社壇を構て、鳥井、瑞垣等の物を飾り、木綿繈をかけ、幣を持て、人の吉凶禍福、物の得失出入、或は病の治不治、方角の善否をいふ。是を御寛、又は御指圖など稱し、所々に數多あり。故に近歳新造の社に、稻荷ほど流行するは外になし。畢竟は愚昧文盲の鄙俗、おの／＼淫獸妖魔の智を假て福を求め、利を得むとするより、次第（に脱カ）行はるゝなり。人は萬物の靈に生れ、天性五常の德を具ながら、淫獸の智を假むと思ふは、もとより論なし。然ば、彼佛家にて、陀耆尼天の惡魔を、白晨狐王菩薩、又貴狐天皇など稱する飯綱使とおなじく、野狐大明神なりとも、野狐大菩薩なりとも稱し祭る時は、鄙俗の爲には、其應もあらむかし。恐多くも倉稻魂の神名を假り、直に尊位を受領するは、淫獸ながらも無禮の甚しき、猩々能言不レ離二禽獸一とは是なり。獺祭レ魚然後虞人入二澤梁一、豺

祭レ獸然後田獵とは、正邪善惡、大に懸隔の相違にて、尤惡むべき者なり。或人予を笑て曰、子は世の諺をしらざるか、虎の威を假る狐とは、たれも〳〵いふ事にて、文選に、鼠憑二社貴一、狐藉二虎威一とあり。〔割註〕狐借二虎威一者、江乙所レ對二楚王一之喩也。其王戰國策爲二宣王一、春秋後語爲二莊王一、一書所レ引、新序只爲二楚王一とし、山本格安が燕石錄に載たり。〕狐虎の走る後より、其尾に附て走る。時人虎を懼ば、已其威を假て人を懼さす、邪智淫獸の性なり。尊神の御名を假て、鄙俗を懼さすも宜ならずやと。兎角にもかゝる惡魔の流行徘徊するにより、妖巫邪覡の輩、次第に其尾を紹續し、或は口寄、識神、或は加持祈禱など、種々の奇怪を唱へ、愚昧鄙俗を誑し、財寶を貪り、人心を疑惑せしめ、國家を治むる正道に害あり。畢竟は天性萬物の靈たる、己が明德を忘却し、陰惡狐獸の妖をなす。邪智に依賴するが淺間敷なり。正道有識の人は、かゝる淫獸を毫も懼れず。昔帥大納言經信卿の時、野干を以て神體とし、崇祭者あり。其社邊にて、狐を射殺したる者訴られ、罪の沙汰に及時に、經信卿曰、白龍之魚縣二豫且之密網一とのみ有りて、其咎なき事、續故事談に見えたり。〔割註〕續日本後紀、天長十年八月十三日乙未有レ狐走二入内裏一到二清涼殿下一近衞等打殺レ之。〕又三宅尙齋は播州の人山崎垂加翁の門人なりしが、其在所に野狐有て、一人の老婆を取殺す。尙齋の姪幸助といふ人、其村の里正を勤む。尙齋、幸助を責て曰、汝當村里正の事を掌る。何ぞ擧村の人を催し、野狐を驅殺さゞる。於レ是幸助其所の若者數十人を催し、兵器罝罘の具を用意し、既に狐穴を探り馳むとする其前夜に、狐の啼聲甚し。夜明て一疋の狐、河邊に喰殺されてあり。是其前夜に群狐聚り、右の惡狐を喰殺すと見ゆ。尙齋、急に屠者に命じて、其皮を剝とらせ、常に布皮とし、其上に座する每に、輒て曰、淫獸已何ぞ萬物の靈を害するやと叱せられしなり。此事、先達遺事にも載たり。正道を行ふ識者は、邪妖を懼ざる事しかるべし。昔は此淫獸を取

拔ふ者、禁獄せらる。中原康富記に、室町殿醫師高天被禁獄父子三人也　此者仕狐之沙汰風聞とあり。凡て獸畜淫神を役し、人を害する者を、怯恐する故に、古昔より此類諸國に多し。畢竟は、其所に主たる者、志怯く正道に見識なき故なり。西國雲州邊に狐蠱犬蠱あり。俗に犬神といふ。四國に蛇蠱あり。俗に土瓶といふ。備前、備後の猫神、猿神、東國は上州南牧の大さき使、信州伊奈郡のくだ、皆此種類なり。漢土にも、常州人好殺犬以祭淫神。而犬名韓盧狗大王。即犬妖所作といふ。錢希言が獪園に見え、捜神記に載たる犬蠱もおなじ。蛇蠱は隋書志に見え、猫鬼は病源候論及隋書、獨孤陀傳に見えて、此等の妖術淫神を役使する者、悉皆誅罰せられ、其家も破却するなり。開皇十八年夏四月辛亥、詔畜猫鬼蠱毒厭媚野道之家、并投於四裔とあり。もとより不正の道を唱る者、聖人の法、尤嚴重に制したまふ。禮王制に、執左道以亂政殺。假鬼神時日卜筮以疑衆殺とあり。唐の狄仁傑は、寧州の刺史となり、江南巡撫使の時、吳楚の俗に淫祠多きを一々禁止し、凡千七百房を毀て、殘り夏禹、吳太伯、季札、伍員の四祠のみを留て毀ざる事、唐書本傳に載たり。明の行逢は、以淫祠爲患、管内祀廟非前代有功及民者皆毀柝。一時有識之士。欣然以爲明斷とよし、周羽沖が三楚新錄に載たり。此邦にても、古昔は淫祀、巫覡の類、奇怪を唱る者、嚴しく禁斷せらる。續日本紀に、光仁帝寶龜十一年十二月甲辰、勅左右京。如聞、比來無知百姓搆合巫覡。妄祟淫祀、蒭狗之設、符書之類、百方作怪。塡溢街路。託事求福、還渉厭魅。非唯不畏朝憲、誠亦長養妖忘。自今以後宜嚴加禁斷。如有違犯者。五位以上錄名奏聞。六位已下所司科決とあり。有識の人は、淫神巫覡を懼ず。越前守高房は、仁壽中の人なり。當時安八郡の陂渠決壞て、是を修むとす。其陂に神ありて、若水を遏逆ふ者は死す。高房曰、苟利於民、死而不恨と、遂に其陂を築きて、流を通じ、亦席田郡

に妖恠あり。民多く毒害せらる。古來恐怖して、其部に入らず。高房、單騎にて其部に入、其類を追捕て、一時に酷罰する事、文德實錄に載たり。又黃門義公は、寛文五年十二月、定二寺社法令一、毀二淫祀三千八十八一、同六年毀レ新、建二寺院九百九十七一と、常山文集附錄に載たり。此ノ後もかゝる有識の明士達君世に出て、淫神淫祀の類、一々其始原を糺明し、妖妄奸惡の徒は、悉皆驅除ありたき事なり。元來日本は、皇統連綿神明正直の大御國なれば、神代より天下大小の神祇、鎭座祭祀おの／＼皆顯然として、延喜神名式に載たり。淫神淫祀の種類、相混雜するは、尤惡むべきの甚しく、又恐るべき事どもなり。〔割註〕此邦、元祿年中以來、一派の學風行はれ、稱して國學といふ。其先生達、おひ／＼多く世に出て、國の正史古書等を吟味し、其學風の書尤多く、汗牛充棟ともいふべく、天下の書肆に充滿せり。最初音韻古言より事起りて、國書考索の是非、今日に至りては、其詳明なること餘蘊なきといふべし。然るに多くは皆、國書紙上の善否を、彼此と論辨して、今日、將來ともに天下國家治道の益、又は生民言行の助となるは、未見あたらず。故に予は國學者ならず、漢字をまなぶまに／＼、國の正史、古書等を見る每に、片言隻語も、天下生民の益助なる事あらばと、彼此數多抄書し置たり。今其國學者の是非もかへりみず、識者の用捨にかゝはらず、漫に隨筆中に錄し、諸君子達の是正をまつのみ。」

○寄枕

座は東雅の義にて、天子御座したまふを高御座といひ、馬背の鞍も座なり。頭を置を枕といひ、足を置を胡牀といひ、〔割註〕古事記に、呉床、日本紀に、踞二座胡床一とあり。肱を曲ぐるを肱枕といひ、身を寄るを寄枕といふ。近世刊行せし梅窓筆記に、隱囊の圖を出し、よりまくらと訓ずれど、隱囊二字、其出據をしるさず。是は明の楊太史が藝林伐山に、六朝人作二隱囊一柔軟可レ倚。中略王維詩隱囊沙帽坐彈レ棊と

いふを用ゐたるなり。漢土の寄枕と稱する物、皮を以て制し、其上面に舞鶴を彩色せしあり、蒹葭堂主人寫しおけり。是彼土の隱嚢なり。常の皮枕は、遵生八牋に見ゆ。



○ワレカラ

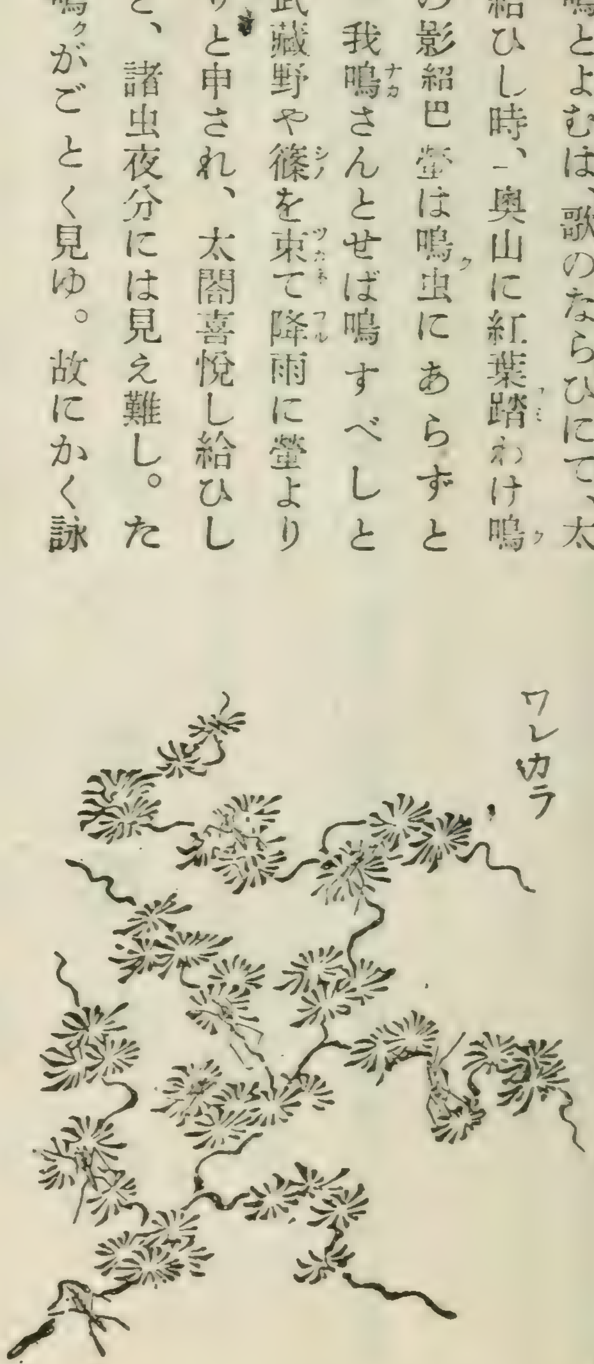
海人の刈藻に住虫の我からとねをこそなかめ世をば恨みじ　古今集典侍藤原直子、我からは、我故の義なれども、其虫の聲無に、ねをなかめとよみたるにより、其虫の形狀、昔より諸說多し。大和本草に、本草約言を引て、紫菜中有小螺螄といふを據とし、藻に付て殼の一片なる螺あり。破殼の意なりといふは、牽强の說なり。吳竹集、愚見抄などに、海草にとり付たる小貝なりといふも似よりたる說なり。怡顏齋の介品に出したる我からの圖も小螺なり。一說に、伊勢にてはなりけりといふ虫、八寸餘り、手足長く色靑しといふ。是說も覺束なし。伊勢物語注に、和布苔などに付たる蝦の樣なる物の付たるをいふと是なり。此虫、形水黽に似て、長二三分、色靑黄にして足長く、蝦の種類にて、水を離ても能飛ものなり。北國には佐渡に多し。四國邊には此虫を藻と共に煮て、酒肴に充食ふ。甚賞味なり。名を我からといふ虫なる故に、戀歌に、人のとがならず我故の意に屬けたり。

隱なく藻に住虫は見ゆれども我から曇る秋の夜の月　西行

又我からと名を出さゞれどもよめり。吳竹集に、

人を猶恨みつる哉蜑の刈藻に住虫の名を忘れつゝ

「戀しつらしと何を恨みむ「世こそたゞ藻に住虫の思ひなれ宗祇附句我からとねをなくは、日本紀仁德紀に載たる因己物以泣といふ意なりともいふ。〔割註〕續後拾遺集一形見こそおのが物から悲しけれ誰ゆゑならぬ墨染の袖。」聲無虫も鳴とよむは、歌のならひにて、太閤秀吉公、紹巴と發句し給ひし時、「奥山に紅葉踏わけ鳴螢大閤鹿とも見えぬ燈火の影紹巴螢は鳴虫にあらずと紹巴申す。太閤聞玉ひて、我鳴さんとせば鳴すべしと有し傍より細川幽齋、「武藏野や篠を束て降雨に螢より外なく虫もなし。古詠ありと申され、太閤喜悦し給ひしとぞ。螢は鳴ク虫ならねど、諸虫夜分には見え難し。たゞ螢の光のみ分別し、螢鳴クがごとく見ゆ。故にかく詠ぜしといふ。



○偏傍

明の楊太史が藝林伐山に、五行偏傍の字を出せり。

淼 音眇　焱 音談　鑫 音忻　森 音參　垚 音姚 宋人以名レ字

是は、陳仁錫が邇韻海篇朝宗に載たる「三同四共類に多くあり。奇とするにたらず。是に似て尤奇なる

あり。呉郡の丑青天が書畫舫に、宋迪秋山對レ月圖卷、是周草窓藏本後有二元人鄭采一。題レ語甚奇。走レ筆錄レ之とあり。藏頭隱語の如くなる者にて、武后の十二字、宣和書譜中に載たる七字とおなじく、音注なくては讀がたし。

天 (天天天天) (天天天天) 兮 月 朤 朤 兮 山 (山山山) (山山山) 兮
水 (水水水水) (水水水水) 兮 木 森 森 兮 竹 (竹竹竹) (竹竹竹) 兮
勢 (寒寒寒寒) (寒寒寒寒) 兮 墨 鱻 鱻 兮 滎 陽 鄭 采
題 眞跡

天陵々兮月耀々兮。山疊々兮水渺々兮。木參々兮竹戰々兮。勢凛々兮墨鮮々兮。滎陽鄭采題といふ事なり

〇枝折

文房の具、書紙の間にはさみおく枝折は、近歳の物にて、黄門義公始て製したまひ、大内へ獻ぜらる。後水尾帝、枝折の名を付たまひ、新古今集に載たる西行の歌を書つけたまふ。寸法あり

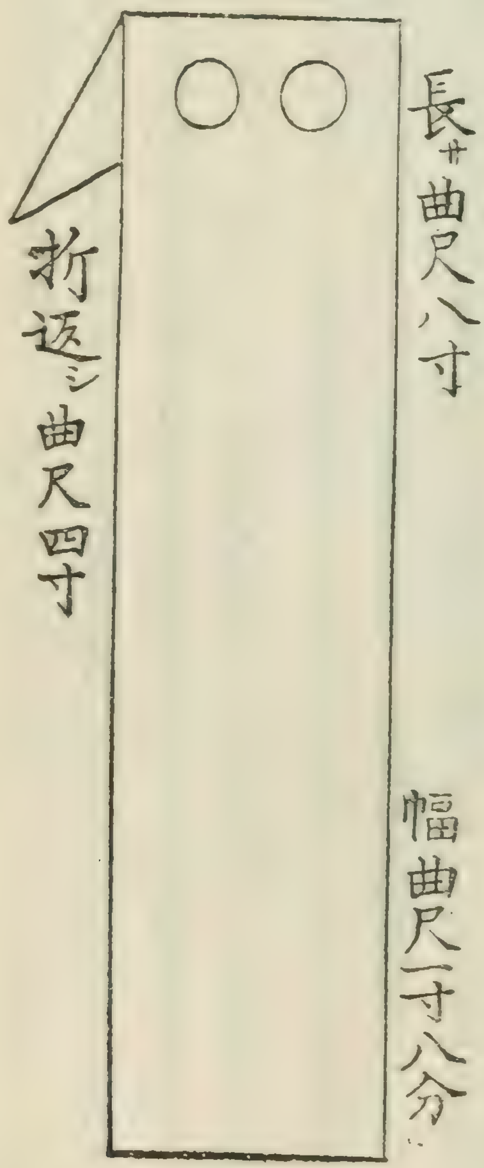
　吉野山こぞの枝折の道かへてまだ見ぬかたの花を尋ねむ

枝折といふは、標折の義にて、一字にては、栞の字もしをりと訓ず。周伯溫曰、禹貢、隨レ山栞レ木、謂下

隨レ所レ行斫二其枝一爲二道標一也。〔割註〕佩觿集ニ、書ノ盆稷隨レ山刊レ木、作二隨レ山栞一レ木。」字書に、栞槎識也とあり。日本紀皇極紀 折二取枝葉一、懸二掛木綿一といふもおなじ。〔割註〕下野國都賀郡標茅原も、昔在原中將、敗軍に因て奥州小野の人、猿丸を賴みけるに、猿丸、其地理に熟せざるゆゑ、茅を折て標とし、其戰利を得たりしより、其地を標茅原といふなり。」山に入に木の枝を折かけて道の標となすをいふ。此意を取て、今の枝折といふ物は出來たり。文房必用の雅器となりしより、天下讀書の人、みなしる事になりて、右西行の歌も書き、又拾玉集慈鎭の歌、

歸りては重なる山の峯毎にとまる心を枝折にやせん

緣は金とりたるも。又金紙にて仕立つるもあり。又裏を銀にしたるもあり。穴を明け。皮にて括るもあり。或は房を附くるもあり。人々の好によるべし



此圖には、湯淺常山が文會雜記拾遺に載たり。

又堀川百首傳燈大師の歌、

尋ねさき山を出むと急ぐ間に枝折をもせで越にけるかな

右二首も書り。此物、漢土にもあり。事林廣記に、若作レ詩時用二此一韻一則揭二開策子一。一觀則皆可レ見矣といふ開策子なり。

○戾摺

陸奧のしのぶ戾摺誰ゆゑにみだれそめにし我ならなくに。古今集河原左大臣此しのぶ戾摺を、昔より彼此と諸說多して一決せず。古今榮雅抄に、信夫郡に大なる石貳あり。其面平かにして戾のやうなる紋あり、其に藍にて摺る布を、昔年貢に奉りけり。天智天皇の時、奉りしなり。松岡氏結毦錄に、山藍を以て摺付け、其汁にて摺り、石の面平なりしが、旅人頻に來り、傍の田地を蹈損ずるを以て、今は其石を倒して平かならずといふ。〔割註〕此二說は石と藍とを主としていふ。」信夫摺記に、奧州人著。姓名未レ詳。信夫戾摺の狩衣は、陸奧に信夫の鄉にて染しなり。信夫の鄉は、今の福島の事なり。此所に石あり。此に草の葉を摺塗て、絹をおしぬれば、色々に亂れ染て見ゆるなり。今其石、福島の府より一里許隔て山中村の山下にあり。方二尺、長八尺許なり。童蒙抄に、戾摺とは、陸奧信夫郡に摺出せる摺なり、打ちがへて亂りがはしく摺り。〔割註〕此二說は、草の名をいはず、信夫郡の名を主としていふ。」壽鶴齋が東國旅行談に、奧州福島の驛より山口宿まで、此間に川あり。節黑川といふ。此川につゞきたる山上に、幅七尺に長一丈三尺許なる石あり、此石を信夫草といふ草を以て、石面を磨けば鏡のごとく、我影を摸に因て鏡石とも名づく。又は絹、或は紙を此石にあて、彼信夫草を以て摺時、石の摸樣うつくしく、色々にみだれ染となり。見事なる故に、陸奧のしのぶ戾摺誰ゆゑに――――。此石、いつの頃にや。大地震にゆり動き、山より落て、今は田地の中に石の裏を見せてあり。名のみ殘りて、今は石を摺事なしといふ。〔割註〕此一說は石と忍草とを主としていふ。」此等の諸說、陸奧國に、今信夫といふ地名あるにより、昔より其地に、

石あると心得て、或は藍にて摺といひ、或は草葉にて摺といひ、地名と石とを主として說ゆゑに、彼此と一決せざるなり。元來此歌は、古今集、讀人しらず二首ある其中に出し、前には、紅のはつ花染の色ふかく、後には、あさぢの色ことにちゞの色にうつろふらめの歌とおなじく、色を主としてよみたる歌を撰て、一所に類聚せしなり。昔は摺にいろ／＼ありて、黄土摺、山藍摺、榛摺又しのぶ摺、小松摺、遠山摺など、延喜式に見えたり。中右記に、鳥羽院時、禁民間服摺衣といふは、當時の俗、我思ふ物を好て、衣に摺たるを禁ぜられしなり。（後世の染模様は其遺風なり、）昔陸奥の國よりしのぶ草もて摺たる衣を出したる事ありて、其所はいづ地とも定めなけれども、其色の戾摺たるが、みだれて見ゆるなり。河原左大臣は、弘仁二年の生にて、寛平七年に薨ず。此時奥州に信夫といふ郡なし。倭名抄に、陸奥國郡部に、國分爲伊達郡とあり、郷部にも伊達郡信夫郡ともになし。安達郡郷名に、伊達といふは見ゆ。されば信夫といふ地名は、後世に出來たる名なり。信夫といふ地名出來たるにより、此歌を種として、今の信夫といふ地に、信夫摺の石を僞造し植たるなり。或は方二尺、長八尺といひ、或は幅七尺、長一丈三尺といひ、其石に大小あつて、所在も定かならざるは、全く後人の僞造せしなり。昔、東國陸奥邊より、しのぶ草の摺衣出したるは、もとよりあるべき事と見えて、公忠朝臣家集に、東に下る人に白き物を靑き物して摺りて、火打を入れておくるとて

打見ては思ひ出よと我宿のしのぶ草して摺るなりけり

昔はしのぶ摺のみならず、小松摺、紫の根摺の衣、眞はぎもて摺る衣、萩が花摺、一入摺の小忌衣など、いろ／＼摸樣を摺たるなり。陸奥ならでも、しのぶ摺の衣をよみたるは、千載集に、賴政

思へどもいはでしのぶの摺衣心のうちに亂れぬるかな

呉竹集に、清輔の歌を引て、

昨日見ししのぶのみだれ誰ならむ心の程ぞ限りしられぬ

此歌は、前右馬助範綱が子清綱が、しのぶ摺の狩衣を着たりけるをよみたるなりと、しのぶ草は、其葉細かにして、摺つくる物の形、色摸様あざやかならず、戻けるごとく亂れて見ゆるなり。〔割註〕和名抄に、垣衣一名烏韭。之乃夫久佐と訓ずるは、本草學ひらけざる時の誤なり。烏韭は和名ノタゴ苔、一名瓔珞ゴケなり。しのぶ草は、漢名小雉尾草。戻はもぢける事にて、夏の衣に綟をもぢといふは、集韻に麻綟と見ゆ。枕草子に、山藍にて摺もどろかしたる水干袴といひ、狭衣に、我心しどろもどろになりにける袖より外に涙洩るまで。とよみたるも、おなじ詞にて、俗にもぢる、もぢけるといふは是なり。〔割註〕一説に、戻摺は、戻り摺なり。トチ通音、リを中略とも云。上の句は、陸奥よりしのぶ草もて戻けるごとく、摺たる衣の色は、誰ゆゑにと疑へるなり。みだれ初にしは、古今集にみだれむと思ふとあり。されども初と染と兼たるは、萬葉につきなむ物をみだれ初るやの意なり。我ならなくには、蘭阿の反あらなくになり、みだれ心は我にはあらず。萬葉に、心つくしてわが思ひはなくにの意なり。古今集前後三首ともに、色を主としてよみたる歌なる事しるべし。後世此歌を證として、よみたるも數多あり。

千載集に、寂然

陸奥のしのぶ戻摺しのびつゝ色には出じみだれもぞする

又は、

君にかく思ひ亂るとしらせばや心の奥のしのぶ戻摺

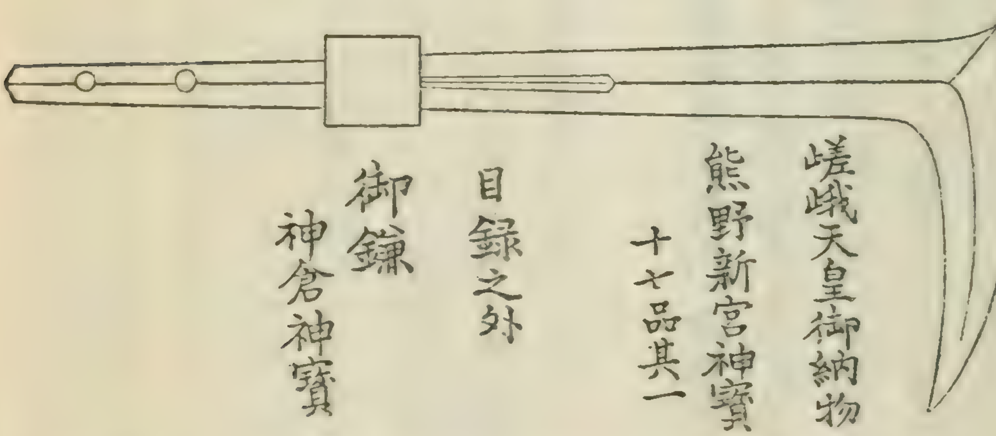
飛螢ひるはしのぶの摺衣夜は思ひの色にみだれて

和歌者流、信夫の地名をおさず、年月時代を考へずして、昔より彼地に、信夫摺の石あると心得るは疎ならずや。すべて彼邊には、後世僞造の地名あり。義經勳功記に、義經、蝦夷へ渡しといふ妄說により、蝦夷に辨慶崎といふ地名を造りし事、伊勢平藏が四季草に見ゆ。

○鎗來由

雜々拾遺に、敏達天皇の後胤和田賢秀、曆應元年、手鉾の中より鎗を工夫し、始て作り出す。是短兵を討に利あるとの義なり。賢秀、鎗にて大利を得、其後楠正儀京軍の時、鎗を以て敵を討事おびたゞし。是より諸家に習ひて、多くこしらへ、遂に武道の寶具となれりといふ。古今銘盡に、近江國天九郎俊長といふ者、始て鎗を作るといふ。俊長は延文年中の人、太平記に、住吉合戰の時、阿閉了願といふ者、鎗をもて敵を多く突伏せたること見えたり。古書に多く載ざるゆゑ、大抵南北朝以來、應仁、文明の頃より專ら用ゐたるやうに、人みな覺へ來れり。白石の軍器考にも、足利殿の末に及て、鎗突る事の一番二番などいふ事にて、其賓格を定る事になりしかば、弓矢打物取りての高名は有ど

鎌鎗圖



長サハ、脛巾金ノ上ヨリ鋒先マデ壹尺壹寸、廣サハ一寸一分ヲ半ニシテ、其中ニ通テ脊アリ。前後ノ面、片方ハ小劔ノ形ヲ陽文ニ彫付ケ、片方ハ隱起ニシテ纐シ、茎長サ四寸八分ナリ。心ノ長一尺二寸二分、脛巾ノ地金ハ黒ク色付テ、其性見分ケ難シ。神人社僧、古ヨリ鎌鎗ト云ヒ傳フ。

も、無に似たりきといへり。されども、鎗の製作、今の形とは異なるかしらざれど、此器、遙か以前より有しと見えて、日本紀皇極紀、執長槍、隱於殿側、三代實錄元慶五年夏四月廿五日、抗表に、槍一百八十一竿、鎌槍七十三竿、鯰尾槍一百八竿とあり。延喜式に、花槍あり。槍、鎗ともに同じ。〔割註〕槍、鎗ともに同じく、漢土にも用ふるは、名物六帖に見ゆ。今にては直鎗、十文字鎗、鍵鎗、管鎗、鎌鎗等の品種數多ありて、公侯諸士の武具第一となれり。其中管鎗は、江州佐和山の主大谷刑部より始るとも、又手棒左馬介といふ者作るともいへり。元來此器は、古の儀式などいひし如く、其人の品位に據て、其威儀とするゆゑ、今に道具といふ名殘れり。今にては弓矢取身の武士は少くて、鎗突す武士こそ多けれ。熊野新宮に、嵯峨帝納めたまふ鎌鎗あり。古より有し事しるべし。

○郎字

此邦の人、太郎二郎など名づくる事、古今常例なり。其始は、日本紀に、皇極帝四年、蘇我入鹿を君太郎といふよりこと起りて、光孝帝の三子を、太郎、二郎、三郎と稱し奉るも、唐朝の例に倣ひたまふにや。唐の太宗は、高祖の二男にて、二郎と稱し、玄宗は睿宗の三男にて、三郎と稱するがごとし。後世多く其例に傚ひて、源頼義の三子は、太郎、二郎、三郎と稱し、佐々木兄弟五人、太郎定綱より五郎義淸まで皆おなじ。漢土も五郎、六郎は、唐朝より俗をなす事、隋唐嘉話に見えたり。太郎より十郎にいたるまで、漢土の書にのせたるを擧見るに、

〔太郎〕〔割註〕創業起居注云、命太郎二郎率衆取。時文武官人未署置。軍中以次第呼太子秦王、爲太郎次郎。」〔二郎〕〔次郎〕〔割註〕晉書杜軫傳、號蜀有二郎。○事物紀原、元豐時國城西民立灌口二郎神祠云。又云、會要所謂水次子郎君神也。」〔三郎〕唐書郎餘令傳、帝語稱三郎。○五代會要、

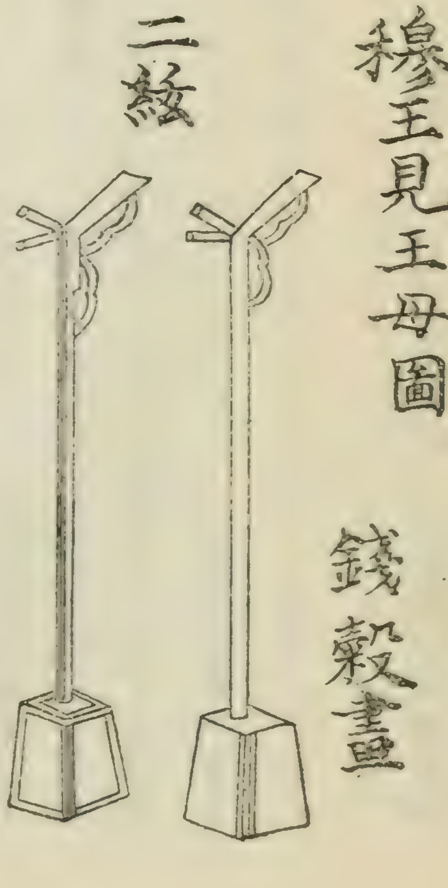
後唐長興四年七月、封泰山三郎爲威雄大將軍。○宋朝會要、廟在兗州泰山下。即泰山神三郎也。○聞見錄、三郎者文正公旦也。○因樹屋書影、邑有歲三郎。與婦王篤伉儷。」(四郎)(割註)南史王訓傳、謂門人羅智國曰、四郎眉目疎朗。擧動和韻。○柳敬禮傳、故襄陽有柳四郎歌。」(五郎)(割註)隋唐嘉話、張易之昌宗初入朝。官位尚卑。諂附者乃呼爲五郎六郎。自後因以成俗。○唐書宋璟傳、呼易之五郎昌宗六郎。○夢溪筆談、有杜生者。不知其名。邑人謂之杜五郎。」(六郎)(割註)同上○唐楊再思傳、謂昌宗曰、人言六郎似蓮花。正蓮花似六郎爾。」(七郎)(割註)書苑、王子敬出戲、見北館新泥壁白淨、取帚沾泥汁、書方丈一字。觀者如市。義之見歎美、問所作、答曰七郎。」(八郎)(割註)國史補、樂人皆大驚曰、是李八郎也。」(九郎)(九三郎)(割註)孝學庵筆記、徐謂黃門曰、九三郎爾尚欲噬臍耶。」(十郎)(割註)唐書安祿山傳、林甫呼十郎。○霍小玉傳、色目共十郎相當矣。」

大抵、唐朝より専らにいひし事と見ゆ。此邦も、其頃は唐朝と數往來せしゆゑ、彼土の稱呼にならひ、遂に俗をなせりと覺ゆ。源氏物語に、大殿の太郎君といひ、次郎、三郎肥後國の太夫監にすかされてなど書たるも、滋野貞主を滋二と稱し、在原業平を在五と稱するも、其例皆おなじ。拾芥抄に、有河朝臣云嫡子太郎云嫡孫二郎已下可云衆孫ともあり。東鑑に、太郎、二郎、三郎を字と稱する事あれども、古法にあらざるなり。何分にもかやうの事は、常例となる其起を推尋ね、一概に俗稱和習ともいひがたし。當時の儒者、二郎、三郎などを笑ふは、古例をしらざるなり。

○二絃

樂器の絃に、一絃、三絃は、古今ありて人皆しる所なり。二絃のものは聞ざりしに、高孟彪が印譜古帖

を見れば、一絃の圖を寫し置けり。漢土には、二絃も用ゐると見ゆ。雜字宋珍樂器部玩器類三絃、一絃をならべ出せり。



○刀圭

醫者の用る藥匙を刀圭といふ事。和漢とも詩文章に書く人多し。白樂天が挽茶の詩に、湯添勺水煎魚眼、末下刀圭攪麴塵と作り、蘇東坡が句に、促膝問道要、遂蒙分刀圭といひ、元の林坤が誠齋雜記に、出袖中刀圭藥滲之、悉化爲水と書たれど、共名義しれざりしに、王士禎が池北偶談巻二刀圭字。常用之而未有確義。碧里雜存云、在京師買得古錯刀三枚。形似今之剃刀。其上一圏如圭璧之形。中一孔即貫索之處。蓋服食家擧刀取藥。僅滿其上之圭。故謂之刀圭。言其少耳。泉布錯刀、皆古錢名といへり。されば、彼土にても刀圭の名義しれがたしと見ゆ。碧里雜存は、明董穀が著なり。又外に飲刀圭といふあり。是は藥匙にあらず。道書入藥鏡に見ゆ。

○岳飛四字

宋の岳飛が、赤心報國の四字を背に黥にせし事、人みな傳へいひて感激する所なり。山崎闇齋の高弟淺見重次郎絅齋は、此四字を自佩る所の刀の腰巾金に書付たり。予がしる人、その刀を所持せり。〔割註〕人物志などに、鐔に彫付るといふは非なり。四尺有餘の長劍、其腰巾金に書付たり。地は赤銅、半面に赤心半面に報國、行書にて字の大三分許、黑字なり。〔此四字は、煎燈新話に出たるといへど、劉氏鴻書巻二十

岳飛下に、檜遣レ使捕レ飛。父子證ニ張憲事一。初命ニ何鑄一鞫レ之。飛裂レ裳以レ背示レ鑄。有ニ盡忠報國四大字一。深入ニ膚理一。中略於レ是飛以レ衆證、坐死。時年三十九とあり。又萬曆三十七年正月十五日、原任巡按直隸監察御史臣胡時化著、孝經列傳六卷あり。岳飛忠孝部に。嘗自涅ニ其背一。爲ニ盡忠報國四字一。深入ニ膚理一。張浚謂レ人曰、岳飛忠孝人也と載たり。さらば赤心報國にはあらず。盡忠報國なり。通鑑に、文天祥殺さるゝ時年四十七、其衣裳の中に贊あり。孔曰成レ仁。孟曰取レ義。惟其義盡所ニ以仁至一。讀ニ聖賢書一所レ學何事而今而後庶幾無レ愧といふ三十二字を記せり。此兩人忠義確實、其志相同じ。後世の人を感激せしむるも宜ならずや。

○木花櫻

木花は、古今集序細注よりして、千歳以來梅花の名と成り。されども、其起りを考索するに、梅花にあらず、櫻花なり。木花開耶姬五字は、神代紀下一書第二に、妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姬、亦名木花開耶姬とあるを權輿とす。又木華ともあり。木花は櫻樹にて、纂疏傳記に、伊勢朝熊神社以ニ櫻樹一爲ニ木花開耶姬靈一［割註］サクラ、サクヤ音通ず見ニ延經ノ注一。此朝熊社、櫻宮ともいふ。西行の歌あり。［割註］神名秘書、苔虫神社も、櫻大刀自の神體形石に坐せり。苔生たるをいへり。思圓上人文永十年記に、小朝熊宮坤の方隅に聳たる巖ありて、其上に櫻樹あり。高三尺許、此樹往古以來枯ず、これ櫻大刀自命の神體なりとあり。是なり。此外にも櫻樹を祭て、木花開耶姬とするは、駿河の富士淺間もおなじ。一宮紀に見えたり。神名式に、甲斐國山梨郡金櫻神社、在ニ金峯山一。三代實錄に、貞觀七年十二月廿七日丁卯、令下ニ甲斐國一於ニ山梨郡一致ゆ祭淺間明神上とあるも、皆伊勢朝明郡布自神社、櫻神社と同じく一體一神なり。此櫻樹木花開耶姬を、王仁はよみたるなり。故に萬葉集第二十に、

櫻花今盛りなり難波の海おしてる宮にきこしめすなへ

是は王仁が、難波津に開耶木花の歌をふみてよみたるなり。然るを、古今集序注に、この花は梅の花をいふなるべしと書たるにより、和歌者流今にいたるまで、木花は梅花と傳へ來れり。古今集序細注を貫之の自序、自注と心得て、千載以來の取違へなり。彼序細注は、後人の加筆なる事、平維章が和學辨にもいひたれど、何れの世、何人の加筆なるや知れがたし。彼注者も、木花は必定梅花とも決しがたき故に、この花は梅の花をいふなるべしと書り。必定梅花に決したらば、この花は梅花なりと書べし。此以前より大内にて梅花を賞美し給ふと見えて、南殿左近の櫻も、本は梅樹にて、桓武帝遷都の時植ゑたまひしに、承和年中に枯たるより、改て櫻樹を植たまふ事、東齋隨筆に見えたり。又葛野郡梅宮四座も、橘諸兄公を大若子とし、佐爲卿を小若子とし、三千夫人を酒解神とし、牟漏女王を酒解子とす。皆美努王の御子なる事、三代實錄に見えて、承和年中に祭る事、公事根元に載たり。因て古今集の細注も、梅花に決しがたけれど、梅花を賞美せむとて、梅なるべしと書たるなり。元來、梅は此邦山野自然生の樹なければ、田道間守が橘を絶域より採來りしごとく、外國より來りし物と見ゆ。彼細注より木花を梅に決するゆゑ、八雲御抄にも、往昔花とのみ稱するは梅なり。後世花とのみ稱するは櫻なりと載たまひ、光廣卿百椿園序にも、凡日本に花といふ櫻になむ、それすら中比の事にして、昔は梅をぞ申たんなると書れしは、彼細注よりその誤を次第に承來れり。又木花を梅に牽强せむとて、宋の山谷が水仙詩を引て、山礬是弟梅是兄といふを證とする者あり。王仁がよみたるは、應神帝崩御の後、東宮を互に讓りて、位に即給はで、三年になりにければといへば、西晉の懷帝永嘉末年の比なり。八百餘年後の山谷が詩を引は何事ぞや。梅は熟實の義にて、初は花を賞せず。一說に、うめは梅の唐音ともいひ、萬葉に、烏梅

と書たるは、字音なり。〔割註〕萬葉集に、たゞ一所牟女と書たろあり。今はうめと書ず。皆むめと書。」漢土にても、梅花を貴ぶは、自戰國始と、瀛奎律髓に見えたり。梅を木母といふは、湖海新聞に見え、好文木といふは、晉ノ起居注に見え、末世になりて次第に花を賞する事になりぬ。此ノ邦も最初は花を賞せず、實を以て名付け、末世にむかひ、次第に花を賞するなり。櫻は此邦山野自然生の樹にて、木花開耶の轉音なり。サクヤ サクラ 一說に咲簇の訓ともいふ。キムの反ク。最初花を名付て賞美せり。開耶木花より始りて、履仲帝三年、磐余の稚櫻宮に櫻花落于御盞たる事見え、允恭帝八年、井ノ傍櫻華を御歌に詠じ給ひ、其後、平城帝櫻花の御製あり。凌雲集に、

昔在幽岩下、光華照四方。忽逢攀折客、含笑亘三陽。送氣時多少垂陰枝。
短長如何此一物、擅美九春場。

類聚國史に、弘仁三年二月、幸神泉苑覽花樹、命文人賦詩。花宴之節始此焉。伊勢物語に、業平

世の中に絕て櫻のなかりせば春の心は長閑からまし

奧儀抄に、貫之の歌を引て、

櫻より増る花なき花なればあだし草木は物ならなくに

拾遺集に、

日本に咲る櫻の花見ればよその國にも有じとぞおもふ

又、後冷泉帝天喜四年、櫻花の宴、新殿成就せし時、記を作て上りし事、淸輔袋草紙に載たり。本より櫻は此邦第一の花にて、漢土にも賞美せり。義楚六帖に、日本國都城南五百餘里、金峯山頂上有金剛

藏王菩薩第一靈異一。山有二松檜名花軟草一といふ金峯山は、神名式に見えたる大和國吉野郡金峯神社にて、今は金精明神といふ。名花は、今の吉野櫻なり。宋景濂が櫻詩に、賞レ櫻日本盛二於唐一。如レ被二牡丹兼一海棠一。恐是趙昌所レ難レ畫。春風纔起雪吹レ香と作れり。趙昌所レ難レ畫といふは、枕草紙に、繪に書て劣る物といふにおなじ。神代木の花櫻より王仁が難波津の詠に入り、歷代帝王の花宴を開き、詩歌墨客の賞美するところ、實に日本第一の木の花なる事しるべし。

○ヲガ玉木

古今集物名に出たる、をがたまの木は、古今傳授にて、往古より祕說とせり。傳授に御賀玉木と唱へ來れり。それには訣のある事なり。をがたまの木は榊なりといふより、御賀玉と書傳へり。是は度會社家の據とする神名帳祕書に、興玉社光二寶殿一。以二賢木一爲二神殿一也といひ、對馬の藤齋延が說に、諸神本懷といふ書を引て、八神殿不レ安二御體一、唯用二賢木一也といふにより、御賀玉興玉とおなじ假名に用ひ來れり。興玉社は、伊勢にて猿田彥大神を祭るといへど、社壇のみにて社はなし。二見浦立石の邊に興玉石といふもあり。されども、をがたま御賀玉の假名相違へり。御は大、御など略して於と書ときは、御の假名にて、をがたまと書ときは、御の假字にあらず。故に御賀玉興玉より牽强して、榊なりといふも妄說なり。一說に、をがたまは招魂の義にて、伊勢神宮の禰宜の寶物ををかまといふ。キタの反カ。此等は似よりたる說にて、招は古事記に遠岐、日本紀に招禱とよみて、をがみなり。因て考るに、をがたまの木は、をがみたまの木なり。天武紀に、招魂、みたまふりとよめり。神を祭る時、御魂をがむ木なり。日本紀に、設齋二字、又齋字をがみとよめり。齋むとき用ふる木は玉柏なり。日本紀覓宴の歌に、

玉柏をがたまの木の鏡葉に神のひもろぎそなへつるかな

此歌をかたまの明證にて、延喜、天慶の頃まで傳へ來りし事と見ゆ、此邦上古は、凡て飲饌の類、皆柏葉を以て器とす。柏をかしはと訓ずるは、堅葉の義にあらず。食鋪葉の省言なり。萬葉集第二、

家にあれば笥に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉にもる

柏葉のみならず、凡て木葉をかしはといふ。仁徳紀分注に、葉此云二箇始婆一とあり。鏡葉は神代紀岩窟章の故事をとれり。柏葉にひもろぎを盛りて神を祝ひをがむなり。［割註］萬葉第十一に、「神蘢にひもろぎたてゝ齋へども人の心は守りあへぬも。」同十二に、「はふり等がいはふ三諸の十寸鏡かけてぞしのぶ見る人なしに。」此玉柏の木、即ち神の御魂を祭りをがむ木なり。顯昭曰、祭レ神時以二柏葉一爲二葉盤一盛二飯菜一［割註］按ずるに、「今人、酒肴を臺に盛るに、青き木葉などを鋪も、神代よりの遺風なり。」其柏葉を後世葉守の神といふは、盛と守と同訓なる故なり。大和物語に、

柏木に葉守の神のましけるをしらでぞ折し祟りなさるな

此歌、清正集にも載せたり。後撰集には、上句ならの葉の葉守の神とあり。

新古今に、藤原基俊

玉柏しげりにけりな五月雨に葉守の神のしめはふるまで

枕草紙木といへる部柏木いとをかし。葉守の神のますらむとかしこしと書り。此事、漢土にも聞ゆると見えて、北史倭國傳に、俗無二盤爼一。藉以二槲葉一［槲葉はかしの葉なり。］又此柏葉より事起りて、神武紀の葉盤八枚、仁徳紀の御綱葉、持統紀の柏手及び拍二八開手一。打二天枚手一。大嘗會柏殿も皆々此より出るなり。［割註］大嘗會柏殿は、兼良公の大嘗會和字抄に委しく見ゆ。」坂井兼政が著せし三貫柏巻に、御綱柏、又三重柏、

玉柏　御祭葉



一種ヲガタマノ木

日向ノ國小戸岩屋ニ産スル者



又三角柏、俗に御祭葉、又俗に葉盛葉、木は桐に似て枝多し。莖赤くして又芽赤し。故に赤芽柏ともいふ。藻鹽草に、伊勢の御裳川の岸に生る柏なり。是をとりて神供をもそなへ、又占をもするなり。【割註】占をする事、是も神名帳祕書に出て、年の豐凶をしるよし、夫木集の歌、祭主輔親の歌、禰宜氏良、寂阿小侍從、神祇伯資茂、俊賴などの詠、諸書に多く載たれども、是にあづからざれば載せず。古事記に、大后爲レ將二豐樂一而於レ採二御綱柏一、幸二行木國一といひ、應神記に、聞二看豐明一之日、於二髮長比賣一令レ握二大御酒柏一とあるも、皆此柏にて、承和大嘗會悠紀方歌に、「蓑山に繁に生たる玉柏、豐の明に逢がたのしきと、よめるもおなじ。本草綱目喬木類に載せたる梓是レなり。此ノ木、冬は葉落て、春新葉を生ず。大三四寸、形三尖にして、細鋸齒あり。嫩葉は全く赤くして薊に似たり。長じて青色に變ず。故に赤芽柏の名あり。夏の頃、枝の末毎に花を發く。黃白色叢生して傘を張る、花後小實を結ぶ。大さ南天燭子のごとく、軟刺あり。初青く後茶褐色にして枯る。其實熟すれば、四ツに發て、中の子椒目のごとく、色黑し。西國にては、今も此葉を採りて、御祭葉と名づけ、神供を盛るなり。されども、此をがたまの木は、古今傳授といふ事になりて、種々の說あり。一決せず。一說には、門松の下に立る木を、をがたまの木といふもあり。又岡靈の木といふもあり。定家卿の說に、烏柴をいふともあり。貞德自筆の和歌寶樹には、宗祇の切紙を難じて、三箇ならで古今集の奧義は、歌序の中に多き事なりといへり。又後奈良院享祿元年十一月十六日、古今御傳授道澄院申さるゝと、御湯殿の記に見えたり。又外に一種、日向ノ國小戶窟の邊より出すをがたまの木あり。是は通雅に見えたる楊桐の種類にて、神代に用ゐたるかしはとは、大

に異コトなるやうに覺ゆ。先年日向より予が門に來りし書生、一枝を贈る。寫眞しおけり。

茅窻漫錄 下之卷

〇四百餘州

日本より漢土をさして、四百餘州といふ事、古今の人のよくしる所にて、明の萬曆十九年、太閤秀吉公彼土へ答る書に、一超直入大明國。易吾朝風俗於四百餘州。施帝都政化于億萬斯年者。在方寸中。〔割註〕松下見林が異稱日本傳に見ゆ。」されども、漢土の書に、四百餘州といふ事、多く見あたらず。何れの頃よりいひ傳るにや。

圖書編、第八十三、臣博考前古。若光武中興。監前世官冗之弊。裁省天下四百州縣官。止七千五百餘員。額類極少者也。

便明至書云、光武中興、乃併省郡國十縣。道侯國四百餘所。呂東萊紫微詩話云、李芳州贈汝州太守詩。安得吾皇四百州。皆如此邦二千石。

水滸傳首卷云、一條捍棒等身齊打、四百軍州都是姓趙。此等の書に據ていひ傳るにや。東見記に、千歳寶掌和尚の詩を引て、行盡支那四百州。此中偏稱道人遊ともいへど、彼土は四百餘州にわかつ事、歴代の正史にいはざるところなり。

〇烟草

烟草の事は、近年刊行なりし蔫錄に委しく載せたれば、諸人のよくしる所なり。別名多く諸書に見えたり。此邦傳來の事も、數多說あり。覺えたるを左にしるす。

烟草。〔本草備要、錦囊祕錄、本草彙言、物理小識、本草洞詮、菊席雜記、食物本草、在園雜志、本經逢原、食物本草會纂。〕烟葉。〔博學彙言、肇慶府志、格物志。〕烟花。〔祕傳花鏡。〕烟氣。〔醫意商。〕烟酒。〔本草綱目、聞見卮言、奇園奇所奇。〕建烟。〔行厨集。〕氤烟。〔願體集。〕魂烟。〔本草會纂。〕薦。〔行厨集。〕芸。〔景岳全書。〕酒草。〔博學彙言。〕仙草。〔怡曝堂集。〕盞露、〔食物本草、姚旅露書、本草會纂。〕露酒、〔聞見卮言。〕余糖、〔姚旅露書。〕髮絲、〔同上。〕返魂烟、〔祕傳花鏡、本草會纂。〕返魂草、〔本草彙言、書隱叢說。〕南靈草、〔芝峯類說。〕綠南草、〔同上。〕金絲草、〔物理小識。〕金絲烟、〔芝峯類說、祕傳花鏡。〕金絲醺、〔姚旅露書。〕金絲薰、〔香祖筆記。〕淡肉果、〔物理小識、書隱叢說、松谿縣志。〕淡巴菰、〔香祖筆記、姚旅露書、書隱叢說。〕淡芭菰、〔漳州府志。〕淡把姑、〔物理小識、祕傳花鏡。〕相思草、〔本草備要、本草洞詮、本草會纂、錦囊祕錄、書隱叢說。〕穃香茄梢、〔怡曝堂集。〕

漢土の書に載たるを見るに、大抵皆いふ、此草呂宋國に生ずるなりと。然るに劉廷璣が在園雜志に、閩外人相傳、高麗國其妃死、王哭レ之慟、夢妃告レ國、塚生二一草一。名曰二煙草一。采レ之焙乾。以レ火燃レ之。而吸二其煙一。則可レ止レ悲、亦忘憂之類也、王如レ言采得遂傳二其種一、といふ。此說奇なり。袁棟が書隱叢說に相思草、一名略レ之好レ之可三以破レ寂助レ氣、無二大利一亦無二大害一、前世未レ聞焉。相傳。起二於明末一。今已十室而九。無レ論二朝野雅俗良賤一、且波二及閨閣一矣。用レ之者若刻不レ能レ忘、即閒窓弄レ墨、與二夫工作及勤劬者一同飮二食之一、不レ須臾離レ焉。豈習俗使レ然耶、抑天道使レ然耶といふ。此說雅なり。

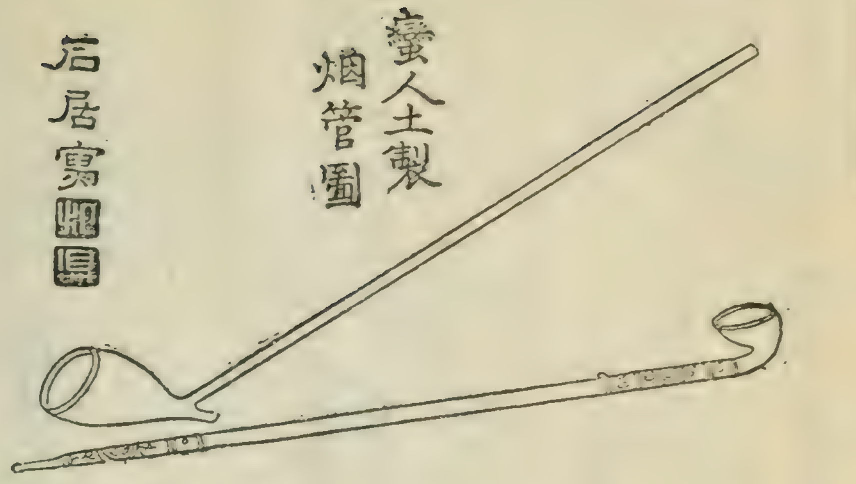
此邦へ傳來の事も、諸說數多あり、いづれを正據とし難し。本朝食鑑云、煙草素自二南蠻國一來。移二種于本邦一、不レ過二六七十年一、中略初番舶商夫卷レ葉作レ甯、如二筆管狀一、吹レ火爽二廣處一、吸二狹處一、則煙滿レ口、

欲レ呑ニ其煙ヲ一、暫住ニ喉中ニ一、而吹ニ出口及鼻孔ヨリ一、令下ニ胸膈ヲ以通利上、令下レ氣ヲ以舒暢上、而得ニ一時之快ヲ一、故長崎ノ商客爭效者如レ流、人人吸レ之、不レ經ニ年月ヲ一、而九州同翫レ之、後蠻國傳ニ吸管ヲ一、此號ニ幾世流ト一。世事談及ヒ其蜩老人が翁草に、慶長十年始て南蠻國より種を傳へて、長崎櫻の馬場に植る。其後山州花山に作り、花山多葉粉といふ。其より和州吉野に作り、相續て丹波に植え、次第に諸國へ廣まりしといへり。奥州四家合考に、頃年夷狄の傳來とて、烟草といふ物、諸人好で是を吸ふ。つひに是年奥州の津にて流布すといふ。〔割註〕是年といふは、慶長十年を指なり。慶長日記十二年の記に、此比タバコといふ物時行、南蠻國より渡ると記せり。」

後水尾帝御製

藻鹽燒海人ならねども烟草なみよる人のしほとこそなれ

あまりに諸人の好むにより、元和三年六月廿八日、天下一統に制禁あり。〔割註〕武德編年に、元和二年十月烟草「益制禁、畠に彼草を作るもの過怠として、牢舍たるべし。其所の代官過料錢五貫文、村中總百姓より一人にて過料錢百文宛出すべし。」されども、竊に吸者あり。罪人多きとて程なく宥免あり。最初は幾世流とて、小き竹の節を留め、火皿の大サに作り、筆の軸に似たる物を横につけ、其烟を吸しなり。又紙に卷て呑たる事もありしと見えて、羅山文集に、佗波古草名、採レ之乾暴、剉ニ其葉ヲ一而貼ニ于紙ニ一、捲レ之吸ニ其烟ヲ一といへり。其後黃銅の幾世流出來たる時も、自身には所持せず。家々にこしらへおき、人の來る時取出し、請取渡の禮あり。年々流行するに隨ひ、次第に增長し、今は其法の廢ろのみか。勿體なき白銀黃銅の國貨を以て、烟器を作り、或は錦繡綾羅斑毛皮革の文物を以て、草具を製し、其弊年々いふばかりなし。然るに此物元來毒草にして、人に益なし。性辛烈にして、無レ病に津を生ず。津は一



身の液なり。潤養せずして反りて枯竭するときは、損あるべし。畢竟は少々鬱を開の能あるのみ。〔割註〕本草備要に、飽則易レ饑、饑則飽と載たれども、煙草の饑渇を救ひし事を見ず。」黄檗の隱元禪師烟草を惡の偈に、一管猿烟呑復吐。恰如ニ炎口鬼神身一、當年鹿苑有ニ此草一、不レ說ニ五辛ニ說ニ六辛ニといへり。漢人是レを惡む事、諸本草に多く見ゆ。〔割註〕大抵上に出したる別名を載る本草は、皆惡めり、蔣王吉が醫意商は、殊に甚しく惡む事を載す。」明の崇禎ノ時、嚴禁レ之不レ止よし。松谿縣志に載たり。此邦も、次第流行するより、多くの田畑を費し、金銀銅鐵は勿論、錦繡綾羅斑毛皮革の類、國家の貨物を消鑠する事廣大なり。蠻人最初傳へしは、土にて烟管を長く作り、客來の時取出し、一服毎に吸口を折て、又他の人に渡す故に、請取渡の禮あり。漢人も大抵右のごとく禮式あり。八僊卓燕式記に、〔割註〕寶暦辛巳刻、清人吳成充が長崎にて、山西金右衛を、船中に饗せし筆記。」叙席烟筒に烟草をつぎて出す。管の長凡四尺許。管の長きを馳走とす。芬盤、火盤、烟袋の類を出さず。主人火刀を以て火をうち、黄篾にて喫すといへり。當時は最初異國傳來の法を失ひ、人々烟器を所持し、獻酬の禮なく、不遜鄙野の態いふばかりなし。これも太平の化に乘じ、人氣高上各好事に耽り、貴賤一統奇をこのむの風となり。異國蠻夷の品物、國益ならざるも次第流行し。遂には制止なりがたきに、識者の尤思慮あるべき事なり。凡て品物のみならず。聖人諸子百家の道といふとも、其理を講究し、吾國治道の具となすこそ本意ならめ。

ある一故家に、蠻人土製の烟管あり。圖の如し。

〇革命紀元

此邦辛酉甲子の歳運に當るときは、必紀元するといふ事、兼良公の三革說にも見えたれど、何れの御世よりいひ出せしことにや、日本紀に、神武帝辛酉年春正月、天皇即二帝位一、故に辛酉の年、必紀元すといふは、其理當れり。甲子に必改元すといふは、いかなる義にや。詩緯推度災に、戊午革運、辛酉革命、甲子革政といふに據にや。されども、年號定まりて、遙か以後にいひ出せし事ならむ。大化以前の異年號も始終定かならざれど、欽明帝の明要と、推古帝の願轉、齊明帝の白鳳とのみ。辛酉に紀元ありしと見ゆ。甲子の紀元は、未見えず。年號定紀の大寶も、辛丑の年に紀元ありて、辛酉は改元なし。聖武帝の辛酉、甲子とは、改元ありて、桓武帝の甲子と、仁明帝の辛酉は、改元なし。醍醐帝の辛酉は、改元ありて、甲子はなし。村上帝の辛酉、應和甲子、康保より、後柏原帝の文龜、永正まで、五百四十三年のあいだ、辛酉、甲子ともに皆改元ありて、正親町帝の辛酉、甲子はともに改元なし。後水尾帝の甲子は、改元ありて、辛酉はなし。靈元帝の天和、貞享より當今にいたるまで、改元あり。然らば辛酉、甲子は、必改元するといふ定法とも見えず。帝王編年記云、延喜二十三年、昌泰四年七月十五日改元。依二辛酉革命老人星一也。孔雀經御修法記云、土御門天皇建仁元年二月廿一日壬寅、修二孔雀經法于閑院一、讓二辛酉厄一、建仁元年は辛酉。此等の記を考るに、神武帝御即位の辛酉を、必定法則とし、紀元すとも見えず。老人星、辛酉厄などいふは、緯書佛氏等のいふ說にて、人君體レ元、以居レ正、元年を稱する大法にあらず。勿論辛酉、甲子の改元は、漢人定法になき事なり。緯書の類はとらず、王俊川曰、緯書多以二三字一爲レ名、中略皆異端邪術之流、假二託聖經一、以傳二邪誕之說一、其書今雖レ不レ存、而類書引用

尙多、終惑後學、（見瑯琊代醉）王者の大義法則を取るの書にあらず。改元立號は、國家第一の大義にて、劉炫曰、唯王者然後改元立號、（見左傳疏）漢人紀元の法に倣はゞ、緯書佛氏等異端冥妄の說取るに足らざるなり。文字を用ゐるも、一字より四字まで、古例法則あり。方日升曰、案紀元云、以一字紀元者、始於漢文帝後元年景帝中元年、以二字紀元者、始漢武帝建元元年、以三字紀元者、始於梁武帝中大通元年、以四字紀元者、始於漢哀帝大初元將元年、今詳立號紀元、當始於文景、非武帝也、（見韻會擧要小補）此邦異年號に、兄弟和、倭黃繩、白鳳雉の三字あり。又天平感寶、天平寶字、天平神護、神護景雲の四字あり。いづれも漢土の例に倣ひたるにや。文字の美惡、義理などは、勿論吟味講究して、古人の論辨したるを考索し、紀元あるべき事と覺ゆれ。漢土にて改元の誤を論じたるは、明の燧和仲が千百年眼（巻十二）に、國家以改元爲重。然歷世無窮。美名有限、遂有前後相複之嫌、（中略）又當詳稽國運、如宋改治平、而說者謂火德不宜用水、則我朝土德不宜用水、犯之者有耗損元氣之嫌、又當審國姓、如周高祖姓宇文改元宣政、當時以爲文亡日是也。又當避忌國號、如唐禧宗改元廣明、而當時以爲唐去其口而著黃家日月、後果爲黃巢所簒是也。大率離合之讖、深微難逃、最宜熟察、桓玄改元大亨、議者以爲一人二月了、果二月乘輿反正于江陵、梁豫章王揀武陵王紀、皆改元天正、說者謂、一年一年止といへり。其他、齊後主緯は龍化と改元し、隋煬帝は大業と改元し、未齊顯祖は天保と改元し、宋徽宗は宣和と改元し、欽宗は靖康と改元し、各皆其徵を讖たり。又正の字はたゞしき字義なれど、一止を合せて正とすれば、正始、正隆、正平、正曆、正法の類。皆古徵にあらずといへり。正の字も用ゐどころによるべし。此邦改元ある每に、難陳とい

ふ事あるは、專らに此等の事を是非せむが爲なるべし。

○紫色

今の紫は古の紫にあらず。論語と孟子に、紫之奪朱といふは、其色朱にまがふゆゑなり。今の中緋の本紅にまがふがごとし。古の紫は、和漢とも紫草ちがふ故に、朱とまがふなり。趙彥衞が雲麓漫抄に、孟子云、惡紫奪朱也、蓋朱與紫相亂久矣。仁宗晚年、京師染紫變其色、而加重、先染而作青、徐以紫草加染、謂之油紫、自後只以重色爲紫色、愈久人愈珍之。與朱大不相類、淳熙中北方染紫極鮮明、中國亦效之、曰爲北紫、蓋不先染青、而改緋爲脚、用紫草極少、其實復古之紫色、而誠可奪朱。中略則知古之朱、赤汁染之、紫與朱實相去不多、今之淺紫甚似之矣といへり。

古の紫は下染に靑色を用ゐず、最初に緋色に染、其上に紫根汁を少しかけたれば、朱の色とまがひやすし。朱を奪といふも宜ならずや、今の紫は後世の事にて、彼土にては油紫といふ。此邦も古は茜草汁にて染たる故に、朱にまがひやすし。茜指紫とつゞけたるも、其色似たるを以てなり。元來、紅、紫、紺、緅等の色は間色にて、聖人は命服とし玉はざるに、隋唐の頃より和漢とも、高位貴官の命服となるも奇ならずや。隋禮儀志に、大業元年煬帝詔牛洪宇文愷等、創造章服之差等、五品以上通著紫袍、六品已下兼用緋綠、胥吏以青、庶人以白、屠商以皂、士卒以黃といふ。是漢土にて紫色を用ゐる始なり。二儀實錄に、隋煬帝詔牛洪等、三四品通著紫、五品朱、六品已下綠といひ、杜氏通典に、以紫緋綠青爲命服、昉於隋帝巡遊之時、而其制遂定於唐といふも是なり。唐書馬周が傳に、三品服紫、四五品朱、六七品綠、八九品青といへば、其差別馬周より始る。此邦も、推古帝十一年、始行冠位、當隋文帝仁壽三年、たまふ。其大德、小德は今の四位にて、紫冠の始なり。皇極帝紀に、私授紫冠於子入鹿、

とあるは、階位を僣する事を訾れり。孝德帝三年に、七色一十三階の冠制を定めたまふに、深紫を第一とし、次に直緋、次に紺とあるは、漢土の制に倣ひたまふと見ゆ。二條擬束抄に、異朝には、紫を朝服に用ゐず、婦女の服に近きを以て、褻服にもせずといふ。隋煬帝より、一品紫、次緋、次は綠を用ゐるよし見ゆといひ。野宮定基卿抄に、李唐之制以レ紫爲レ貴、本朝衣服令、專據二唐開元令一立レ制とあるも是なり。〔割註〕一說に、漢土にて紫色を貴は、隋唐より遙か以前にあり。漢書夏侯勝曰、取二青紫一如レ拾二地芥一、揚雄曰、紆レ青拖レ紫、是其證なりと、しかるに、漢の制、百官服色を考るに、青紫を服する官なし。當時青紫をいふは、皆是貴官燕居の服にて、正服にあらず。」此色次第行はるにより、弘仁元年九月廿五日壬戌制、大臣身帶二一位一者、聽レ著二中紫一、今宜レ改著二深紫一、又諸王二位已下五位已上及諸臣二位三位者、依二令條一著二淺紫一、今改著二中紫一と。日本後紀に見え。又延喜彈正式にも見えたり。萬葉集に、紫の名高浦とつゞけ多くよみたるは、其色高貴なるを以てなり。花鳥餘情序にも、東琴を諸の器の上におき、紫を萬の色の外に貴ぶと書き、枕草紙にすべて紫なるは、何も〱もめでたしと書き、和歌六帖に、

　紫はなべて位の色なれば濃も薄も上著なりけり

されども、此色は婦人、又は僧道などには似合しき色なれど、朝廷命令を執行ふ威權の服には、甚柔弱にて、聖人命服とし玉はざるも宜なり。王楙が燕翼貽謀錄に、中興以後都貴賤皆衣二黝紫一、以二赤紫一爲二御愛一、紫無下敢以爲二袍衫一者上、獨婦人以爲二衫緩一爾とあり。又僧の紫袍を著る事、漢土にては、代宗實錄に、大曆三年僧惠崇內、賜二紫袈裟一記、以爲下僧賜二紫衣一之始上とあり。唐會要には、開元二十年波斯王遣二僧及烈一至レ唐、勅賜二紫袈裟一ともあり。又祖庭事苑、僧史略などには、則天の朝に僧法朗等大雲經

を譯し、符命の言を陳るに因て、紫迦沙龜袋を賜を始とすともいへり。此邦にて紫衣を賜るは、玄昉道鏡に始れり、此色の起りを考るに、和漢とも婦人御愛の色より流例となりて、高位權貴の服となるも奇ならずや。

○封字

今人書狀を封ずるに、〆、も等を引は、封字の傍をとりて封ずといふ意なり。いづれの頃より墨を引事にはなりしや。江家次第正月十一日縣召除目下に、今夜加波加利大臣卷大間、次結固成文、結之上引墨、已上入一筥進之とあり。又北山抄に、封字代近代急引墨とも見ゆ。枕草紙、すさまじき物の條に、文のむすびたるも、たて文もいときたなげに、文字なし。ふくだめて上に引たりつる墨さへ消たるを、おこせたりけり。夫木集に、

此度は見で返しけり手馴つゝ引墨たがふ文字の上書

○疫神

疫疾を神と崇め祭る事は、和漢ともにあり。此邦は古より殊に甚しく。續日本紀に、光仁帝寶龜四年秋七月癸未、祭疫神於諸國、同六年八月癸未、祭疫神於五畿內、同八年二月庚戌、遣使祭疫神於五畿內、同九年三月癸酉、又於畿內諸界、祭疫神。是より以來引續て祭れり。紫野今宮神社は、皆人の知所にて、朝野群載に、正曆五年六月安置疫神祠船岡山、寬治中祭刀禰請和歌於藤原長能、其辭云、

今よりは荒振心ましますな花の都に社さだめつ
白妙の豐幣をとり持ていはひぞ初る紫の野に

二首、後拾遺集に見ゆ。漢土にては湧幢小品、卷十九、符堅死于新平佛寺、見夢寺主摩訶曰、改爲吾

宮則已、不則盡殺居者、果死、疫相繼、因共改寺爲廟、遂無復疾疫。正月二日民競祀、以大牢、號曰符家神、是なり。諸神記に、今宮神社は、長保三年五月九日、被遷座疫神紫野、京師衆庶行御靈會、被遷此所、依靈夢之告也。〔割註〕世諺問答も、長保三年五月九日とあり。」されば、今の紫野に遷は、符堅疫神とおなじく夢の告なり。又愛宕郡祇園の社も、備後風土記と、簠簋內傳との寓言により、蘇民將來とする祝文なる事をしらず。中臣祓抄に、貞觀十八年、疫神の祟を六月七日十四日神泉苑に送り、祇園會となるといひ。今にては、專、牛頭天皇と稱して、今宮も一體の神とせり。牛頭天皇と稱するは、いづれの比より始しや、應仁、延久の宣命には、祇園天神とあるよし、松岡氏いへり。〔割註〕如是院年代記に、正曆五年建祇園大神堂とあり。」

〔〕大織冠像并印

大織冠鎌足公の御事は、世人の遍く知所にして、「姓氏錄に、兒屋命二十三世孫、小德冠御食子之長子、御母は、扶桑略記に、大伴夫人と申奉る。一に橘夫人ともいふ。公御母の胎中に在す事十二月。御聲外に聞ゆといふ。推古帝二十三年甲戌八月廿五日、和州高市郡に誕生し給ふ。初は中臣鎌子連といふ。皇極帝四年夏六月、中大兄皇子と相議て、逆臣蘇我入鹿を誅し、其族蘇我蝦夷等を夷滅し給ふ。勳功によりて、孝德帝御宇、以中臣鎌子連始爲內臣よし、職原鈔に載たり。〔割註〕內臣は左右大臣の上にありて、令外の官なり、此官に任じたまふにより、鎌子を改て、鎌足とし給ひしや、孝德帝五年紀に鎌足連とあり。」其後、天智帝八年十月十五日庚申に、東宮大海皇子を內臣の家に遣して、內大臣とし、大織冠を授け、藤原朝臣の姓をたまふ。大織冠は正一位の名にして、織部の冠に繡を緣にたち入たる、尤極官の服なり。此冠を戴く人は、衣服令に據ば深紫を袍とするなり。〔割註〕按ずるに、此事如是院年代記

には、天智帝四年乙丑八月とす。」藤原は地名。〔割註〕藤原系圖云、大和國鎌足之所レ住也。」同十六日辛酉、御壽五十六歳にて薨じたまひぬ。同國十市郡倉橋山多武峯に葬り奉る。〔割註〕公の墓は、もと攝津國島下郡安威村にあり、公の庶子釋定慧なる者、白雉四年遣唐使に從て入唐し、其喪に遭ず、歸朝の日改て、多武峯に葬る、十市郡妙樂寺護國院といふ。定慧の建立なり。公の祠廟は正堂東にあり。元亨釋書に、俗定慧葬二其徒骨一、上二阿威山一、取二遺體一改二葬於此一、建二祠廟墓上一、又起二十三層浮屠一、以祀二公即此一。天安二年十二月獻二年終荷前之幣一。」

大織冠鎌足公眞像



或二故家に、公の御像寫眞の圖あり、時綱執柄家より出たりといふ。眞蹟屢度拜看すべし。此圖は孝徳帝三年に、七色十三階の冠制を定めたまひし時の服なり。古の圭冠は柔かにして、あげ緒にて括りたるゆゑ、甚古雅にして、纓尾もたれ下たるなり。巾子も今のごとく高くはあらじ。枕草紙に、わびしげに見ゆる物の條。雨のいたくふる日に、ひさげ馬にのりて前驅したる人の、かうふりもひしげ、うへのきぬ下がさねもひとつになりたる、いかにわびしからむといふ。

是冠の薄く柔かなるなり。徒然草に、此頃の冠はむかしより遙に高くなりたるなりしとぞ。或人仰られし、古代の冠桶を持たる人は、はたをつぎて、今用ゐるなりといふ。是冠の巾子、後世高くなりたるをいふ。今公の冠服を見て、古代温順寛厚の風しるべし。又公の印を高芙蓉が手錄せしあり。甚古雅なれど、當時かゝる印を彫刻なりしやしらず。併せ載て後考をまつ。

○天降二異物一并月桂

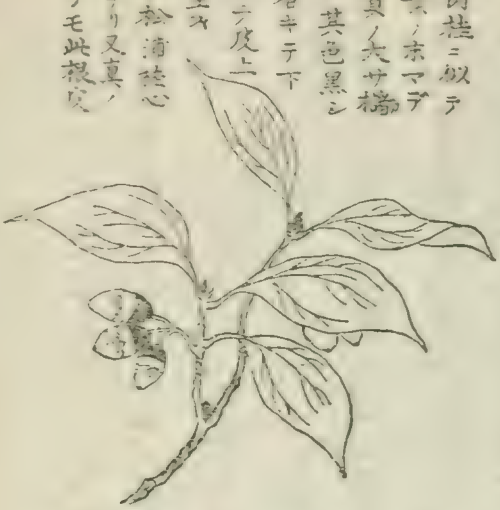
天より異物を降す事、和漢とも古より數度あり、奇とするにたらず。和邦にては、天武帝七年冬十月甲申朔、有レ物如レ綿、零二於難波一、長五六尺、廣七八寸、則隨レ風以飄二于松原及葦原一、時人曰二甘露一也。〔割註〕日本紀○按ずるに、甘露の降る事、類聚國史祥瑞ノ部に、數多見えたれど、此ノ朝如レ綿ノといひ。長五六尺、廣七八寸といふは、異物なり。〔聖武帝天平十四年正月廿三日己巳、陸奧國言、部下黑川郡以北十一部雨二赤雪一平地二寸、續日本紀、仁明帝承和五年七月十八日癸酉、有レ物如レ粉、從レ天散零、逢レ雨不レ銷、或降或止、同九月廿九日甲申、從二七月一至二今月一、河內、參河、遠江、駿河、伊豆、甲斐、武藏、上總、美濃、飛驒、信濃、越前、加賀、越中、播磨、紀伊等十六國一々相續言、有レ物如レ灰、從レ天而雨、累日不レ止、但雖レ似二怪異一、無レ有二損害一、續日本後紀、文德帝齊衡三年八月八日戊寅、安房國言、天雨二黑灰一、從レ風而來、委レ地三四許分、文德實錄、陽成帝元慶八年六月二十六日、秋田城雷雨晦冥、雨二石鏃二十三枚一、七月二日、飽波郡海濱雨レ石似レ鏃、其鋒皆向レ南、陰陽寮占云、彼國之憂應レ在二兵賊一、先レ是、國忌、御齋會布施依レ式充二用官家功德分封物一。〔割註〕三代實錄○按ずるに、雨二石鏃一といひ、雨レ石似レ鏃といふは、天より降たるにはあらず。是は雷斧石といふ物にて、雷雨の後、山中に間々多く生ずるものなり。本草に載する霹靂碪は即此なり。月令廣義に、雷公石といひ、玄中記に、石礥とも

いふ、俗に狐の斧、または天狗の斧ともいふ。越後山中、其外奥州津輕、美濃金生山などに尤多し、雷雨の後多く出るなり。」國の正史に載たるは、大抵右のごとくにして、又寶龜七年、仁和元年に石を降す事、東鑑に載たり、又圓融帝天延元年に、大和國に水精を降す。後堀河帝寛喜二年十月十六日、奥州に石を降す。後深草帝建長元年三月十六日、常陸國に菱を降す。龜山帝文永三年二月二日、泥を降す。後花園帝文安元年三月四日、豆を降す。〔割註〕中原康富記に、是日洛中之男女、皆申云、自虛空大豆、小豆降ト云々。雨降時分交下、其體如大豆之形。但慥非大豆歟、下女等拾取持來之間、見之所詮如米之實歟。何樣表豐年嘉瑞者哉。珍重日本昔不知時代。大麥自空中降下。又飯降事在之由、見類聚國史云々。漢家例、周室王屋之上、有火化鳥、此鳥牟麥銜來ト云々。后稷之時五穀之種自空降下ト云々。慥可引勘之、近江國飯降山云々。名所在之、飯降之故歟。見類聚國史、本朝大麥降事、淸外史之所令語給也。聖武天皇天平十三年六月戊寅、日夜京中條々飯降之由。見水鏡といふ。」後土御門帝文明九年七月、北陸道に紅雪を降す事一寸餘。同延德元年三月廿日、北陸道に泥雨を降す。後陽成帝慶長元年天下一統土を降す。是歲閏七月十二日地震、月を踰てやまず。諸國に毛を降す事、長四五寸。明正帝寛永八年十月、諸國に灰を降す。後光明帝慶安三年六月四日、毛を降す事長四五寸。靈元帝寛文十年三月廿九日、大豆のごとき物を降す。東山帝元祿五年七月、伊賀國島原村に五穀を降す。同十三年三月、伯耆國に麥、赤小豆を降す。寶永二年にも大豆のごとき物を降す。中御門帝正德二年十一月、東國一統に白沙を降す。〔割註〕俗に舍利降たるといふは誤なり。」同享保十九年十二月五日、大豆の如き物を降す。桃園帝寶曆六年四月朔日夜、長崎に黃豆を降す。後櫻町帝明和元年五月初旬、京大坂に灰を降す。同六年九月七日、八日、九日三ケ日の間、京、大津に白毛を降す。同八年

にも豆のごとき物を降す。此類擧て數へがたし。

漢土にては、大禹之世、天雨レ金三日と、通鑑に見え。漢書に、元帝永光二年八月に、天より草を雨といひ、博物志に、孝元竟寧元年に、南陽縣に穀を雨す事を載たり。又漢惠帝、晉惠帝の時、倶に天より血を雨す事、通鑑に見えたり。また漢書に、哀帝建平年中に、山陽の湖陵に血を雨す事三日といひ。平帝元始三年正月に、草をふらす事を載たり。唐書に、武后垂拱三年七月に、廣州に金を雨す事見え。五行志に、垂拱四年三月、雨二桂子於台州一、旬餘乃止といひ。德宗貞元四年陳留といふ所に、樹木を雨す事を載たり。時珍綱目に、宋仁宗天聖乙卯八月十五夜、杭州靈隱寺桂子降、其繁如レ雨、其大如レ豆、其圓如レ珠といひ。仁宗慶曆元年に、京師に藥を雨す事。神宗元豐三年六月に、䕫州に雨二木子一數畝、狀類二山芋子一、味辛而香と載たり。元史に、天より米を雨す事見え。群芳譜に、弘治乙卯六月、黔歙雨レ豆。隆慶六年四月、陝西寧衛天降二黑豆一、徧地人食レ之氣悶といふ。此類も亦擧て數へがたし　されば、和漢とも天より異物を降す事、古より數度あり。謝肇淛が文海披沙、又は物理小識に、異物の降事多く載たり。時珍曰、泛觀二群書一、有下雨二塵沙土石一、雨二金銀鉛錢一、雨二草木花實一、雨二毛血魚肉一之類上、甚衆。凡て皆奇とするにたらず。其中に雨レ豆如レ豆といひ。降二黑豆一などいふは、多皆月桂の實なり。月桂一名天竺桂ともいふ。本草に載たり。俗にだもといふ。西國にてたぶといふ。諸國方言多し。〔割註〕和泉、土佐アサダノ木、○因幡アサカイ、○長門コガノキ、○伊豫タマクサ、○阿波ムヅ、○上總シホタマ、○伊豆クロタマ、○ヤブ肉桂、○油ダモ、○クスダモ、○タヅノ木、○ツヾノ木、○佛タラシ、○クスメンドウ。」大葉、小葉の二種、赤實、黑實の二種あり。此實を窄て臘となし、諸國に貨賣し、或は藥用にも入れ。又此木を線香の具にも用ゐるなり。此實風に隨て、遠方へ吹來し、天より豆の降るご

とく、分散する故に、月桂の名を付たり。和漢とも雨レ豆如レ豆といふは、此實なり。月桂と名付るは、時珍の說に、呉剛伐ニ月桂一之說、起ニ于隋唐小說一、月桂落レ子之說、起ニ武后之時一といへり。其本は酉陽雜俎に、月中有レ桂高五百丈、下有ニ一人一、常斧斫レ之、樹創隨合、乃仙人呉剛也といふ。小說により、此實の天より降下に牽强して、遂に月桂の名を作り出せり。武后の時、駱賓王が詩に、桂子月中落と作れり。其より以後、月桂の故事となりて、白樂天も偃蹇月中桂。結レ根依ニ青天一。天風繞レ月起。吹レ子下ニ人間一と作れり。故に後人其說を附演して、種々月桂の說を設く。霏雪錄に、宋天聖中秋月甚朗、降ニ靈實於靈隱一、狀若ニ珠璣一、瓘璨奪レ目。有ニ異人一識レ之。因曰、此月中桂子也と。又後宋の慈雲式公が



月桂 一名天竺桂

葉ノ形肉桂ニ似テ三縦道英ハ末マデ通ラズ實ハ大サ櫟子ノ如ク其色黑シ二三粒着キテ下垂ス熟シテ皮上ニ白粉ヲ生ズ藥舖ニテ桂心トユフハ是ナリ又眞ノ根皮トユフモ此根皮ナリ

月桂詩序に、天聖丁卯八月十五夜、月有ニ濃華一、雲無ニ纖迹一、天降ニ靈實一云々。識者曰、此月中桂子、好事者播ニ種林下一、一種即活といひ、又佛氏の說には、禪林備覽に、天竺山八月十五日夜、常有ニ桂子落一といへり。楊升庵の如き卓識の人も、丹鉛總錄に、杭州靈隱寺月中墜ニ桂子一、事涉ニ怪異一、余按ニ本草圖經ニ云、江東諸處多于ニ衢路閒一、拾ニ得桂子一、破レ之辛香、古老相傳、是月中下也と載たり。最初隋唐の小說より事起りて、其寓言なるをしらず。月桂の名數千載に傳る故事となれり。初唐の比は、此ノ邦より遣唐使多く往來し、追々彼ノ土に留學する者も多く、彼ノ土の說を聞き、晩唐樂天の白氏文集など、專ラに用ゆるゆゑ、彼ノ土にいふ故事は、多く取リ用ゐて歌にもよめり。月の桂といふは、萬葉集第四、秦陽原王が娘子に贈るとて、

　目には見て手には取れぬ月中の桂のごとき妹をいかにせむ

是を證歌とし、後世月の桂とよみたる歌、多く詞林採葉に載たり。鴨長明秀逸の歌といふにも、

　宵の間の月の桂の薄紅葉散るとしもなき初秋の空

月人壯、又は桂男などよむも、桂下有二一人一といふを故事とせり。また天子御即位の時、月像の旗、徑リ三尺、上に玉兎を圖して、中央に桂を用ゐるも、此月桂なるべきに、昔より誤て賀茂の葵に配する桂を用ゐ來れり。月の桂といふ意ならば、月桂を用ゐるこそ本意ならめ。此月桂諸國に多く喬木あり。外の木實と違ひ、其實間々遠方へ吹送る事多し。奇とするにたらず。すべて是のみならず、天より異物を降すは、みな遠方より風に隨て來るものとしるべし。天地の大なる歳月の久しき。此後又いかなる異物の降るべきもはかられず。若又、たとひ異物の降りたるも、國の盛衰、歳の豐凶に當るべき必徵なければ、古より和漢に例多きを考て、更に奇異とするにたらざるなり。愚昧鄙俗の附說あるを曉さむために爰に錄するのみ。

○織工

予先年至て織工の物を見る。稻穀一粒の內に、神體を刻み、兩脇に狛犬を安置す。顯微鏡にて照し見るに、神の威體儼然たり。虞初新志に、王叔達奇工人也。作二八分舟一、刻曰、天啓壬戌秋日虞山王毅叔達甫刻とあり。其後筆のすさみを讀しに、奧州會津の近邑柳津といふ所の圓藏寺より、京師へ贈り來せしは、長一寸許なる榧の實の中へ、白檀の木にて、七福神の像を彫刻せり。每像一體の大サ二三分、各儼然として、面目口鼻皆具るといへり。和漢とも織工に達人ありしと見ゆ。

○神農祭幷醫祖神

此邦の醫者、毎年冬至の日に當れば、神農祭と稱し、赤豆餅、赤豆飯、又は酒肴盛饌の具を調へ、親戚、交友を集め、賀宴する事常例となれり、是は歳時雜記に、至日以赤小豆煮粥。合門食之。可免疫といひ、又風土記に、天正日南黄鐘踐長。是日始芽動。爲饘粥以養幼。俗倚以赤豆爲糜。所以象色也とあるに據ると見ゆ。されども、是日に限り神農にあづかる所謂なし。又冬至は、庶人の賀宴すべき日にあらず、馬總が通暦に、地皇氏以十一月爲冬至とあつて、漢雜事に、冬至陽生。君子道長。故賀といひ、類書纂要に、冬至陽氣起。君道長。故賀といひ、宋書に。魏晉冬至日。受萬國及百僚稱賀。因小會。其儀亞于歳朝とあり。此邦にては、齊明天皇五年十一月一日。朝有冬至之會。日本紀類聚國史巻七十四に、聖武帝神龜二年十一月己丑。御大安殿。受冬至賀辭。此爲始より陽成帝元慶三年十一月丙辰朔冬至まで、數十條を載たり。其中に、延暦三年十一月戊戌朔。詔曰。朔旦冬至者。是歴代之希遇。王者之休祥也。朕不德得値於今とあり。玉燭寶典に、冬至陰陽百物之始。有履長之慶といふも、君道生長の日にして、君上を臣下より祝賀し奉るの日なり。然るを庶人の家に、祝賀安樂するは、無禮僭擬の甚き、尤愚昧文盲といふべし。又是日に神農を祭るは、いかなる所謂あるぞ。淮南子などの寓言を信じ誤り祭ると見えたり。三皇氏は人道開基の聖人なれば、漢土にても大醫院に祭る事はあれど、神農一人を祭る例なし。又冬至に醫祖を祭る例もあらず。淮南子脩務訓云。於是神農乃始教民播種五穀。相土地宜燥濕肥墝高下。嘗百草之滋味水泉之甘苦。令民知所避就。當此之時。一日而遇七十毒。此事は高史小史、司馬貞が補史記、程氏遺書にも見えて、淮南王の寓言なるよし、王安道が泝洄集にも最初に論を立て大に訾れり。○帝王世紀云。伏羲嘗味百藥。○孔叢子云。伏羲始嘗草木。一日而遇七十二毒。○武林前王劍池金環傳云。伏羲神農嘗百草。○雪窓私記云。古傳黃帝嘗百

草非。黄帝師薬獣而知醫。○神仙通鑑云。帝使岐伯嘗味草木典主醫疾經方本草素問之書咸出焉。是等の書を信ずる時は、伏羲、神農、黄帝、三皇氏、岐伯もおなじく草を嘗たるに、神農に限り醫者の祖とし祭るも、淮南子の寓言を誤り信ずると見ゆ。漢土の醫祖を祭るは、決して冬至の日にあらず。說郛中の潛居錄に、古人以八月朔爲天醫節。祭黄帝岐伯。〔割註〕風俗通に、八月一日是六神日。以露水調朱砂。蘸小指宜點灸。去百病。又云。楚俗以八月八日以朱墨點小兒額。爲天灸。以厭疾。此等皆醫にあづかる事なり。」又、太醫院に祭るは、春二月、冬十一月、并に上甲日を用るなり。大明會典云。嘉靖十五年建聖濟殿于文華殿後。以祀先醫。遣太醫院正官行禮。二十一年又建景惠殿于太醫院。上祀三皇。配以句芒。祝融。風后。力牧。而附歷代醫師於兩廡。凡二十八人。〔割註〕東廡醫師十四位。分設三壇。僦貸季、天師岐伯、伯高、鬼臾區、俞跗、少俞、少師桐君、太乙雷公、馬師皇、伊尹、神應王扁鵲、倉公淳于意、張機、西廡醫師十四位、華佗王叔和、皇甫謐、抱朴子葛洪、巢元方、眞人孫思邈、藥王韋慈藏、啓玄子王冰、錢乙、朱肱、李杲、劉完素、張元素、朱彥脩。」歲遣禮部堂上官一員行禮。太醫院堂上官二員分獻。二殿之祭。并以春冬仲月上甲日。彼土先醫を祭るに、上祀三皇は、人道開基の聖人なれば、神農に限らざる事しるべし、此邦にも人道開基の神人まし〱て、醫者の祭るべき事なるに、其國に生れながら、其神を祭らず、淮南子などの寓言に據り、神農一人を祭るは、其道を失ふといふべし。此邦の神人醫祖といふは、日本紀神代上一書第六云。夫大己貴命與少彥名命。戮力一心。經營天下。復爲顯見蒼生及畜產。則定其療病之方。又爲攘鳥獸昆虫之災異。則定其禁厭之法。是以百姓至今、咸蒙恩賴。古語拾遺も同じ是なり。精要記に療病之方。則藥物醪醴也。禁厭之法。則呪祝方術也とありて。此二神日本醫道開基

の始祖なり。其民を濟たまふ御靈の、今世まで顯然として著き事、仰ぎ尊べし。文德實錄云、齊衡三年十二月戊戌。戊戌は廿九日 常陸國上言。鹿島大洗礒前有レ神新降。初郡民有下煮レ海爲レ鹽者上。夜半望レ海、光耀屬レ天。明日有二兩恠石一。見レ在二水次一。高各尺許。體二於神造一。非二人間石一。鹽翁私異レ之去。後一日亦有二廿餘小石一。在二向石左右一。似レ若二侍坐一。彩色非レ常。或形二沙門一。唯無二耳目一。時神憑レ人云。我是大奈母知。少奈比古奈命也。昔造二此國一訖去。往二東海一。今爲レ濟レ民更亦來歸。これ即ち二神の出現し、民を濟玉はむとて造りたまふ二石なり。神名帳に、常陸國鹿島郡大洗礒前藥師菩薩明神社。那賀郡酒列礒前藥師菩薩神社。并名神。〔割註〕文德實錄。天安元年冬十月十五日己卯條も同じ。〕といふ是なり。藥師菩薩の名下に見ゆ。其外にも二神の石像を造り玉ひし事、處々にあり。能登國羽咋郡大穴持像石神社。能登郡宿奈彥神像石神社、并に延喜式に見えたり。〔割註〕三代實錄に、貞觀二年六月九日戊子、能登國大穴持神。宿那彥神像石神二前。並列二於官社一とあり。〕萬葉集第三、生石村主眞人

大汝少彥名の座しけむしづの石室は幾代經ぬらむ

播州石寶殿も、今は二神を祭りて、生石子大明神、高御座大明神と號す。此事は神代より傳へ來りし明證にて、日本紀神功皇后十三年、酒樂の歌にも、區之能伽彌等虛豫珥伊麻輸伊波多々須、周玖那彌伽未能等豫保根とよめり、區之能伽彌は藥神なり。〔割註〕奇の神とするは非なり、スリの反ス。〕日本後紀に、大同三年五月甲申、衞門佐安倍眞貞、侍醫出雲廣貞等、撰二大同類聚一百卷一奉進。其中に數多神方と稱するものあり、神代二神の傳へたまひし藥方にやあらむ。先レ是に、皇極帝四年、蘇我入鹿を誅伐せられしとき、蘇我の臣蝦夷等誅に臨で、天皇の記、國記、珍寶を悉く燒棄たり、此時蔡レ病之方、禁厭之法なども、皆燒失せしと覺ゆ、實に長大息すべき事なり、大己貴命一神七名に分、京下賀茂本殿前

七社是なり。〔割註〕中二座一言社、西二座一言社、東三座三言社。」又五條天神。〔割註〕松原通西洞院、俗天使社と云。」少彦名命、相殿大己貴命を祭る、毎年節分の夜、朮の勝餅を禁庭へ獻り、朮の神事あり。〔割註〕俗小の餅と書くは誤、シヤウハ勝の字音なり。」四季物語追儺の夜は、朮の餅つぐみの鳥など燒奉り、御餉の御まはりに奉る。又世諺問答、康富記にも載たり。〔割註〕朮は白朮なり。天武紀招魂にも、白朮煎を用ゐ給ふ事見えたり、ヲケラといふ鬼嫌の略語と詹詹言に載たれど、ヲの假名違へり、ヲケは祈禱の義、ヲケラ、ウケラ音通、八雲御抄に、うけらが花の色に出めやの歌を引て、註し給へり、らは即ち枚なり、餅を枚ともいふ。靈異記に見ゆ。」此朮餅は、疫疾を除く藥品にて、今人毎歳除夕に、祇園社にをけら參といひ、神前燈明の火を燃し歸るもおなじ。〔割註〕除夕に、朮を燒事、月令廣義に見ゆ。」其本は、醫道始祖二神の御藥方なれば、闇齋詩にも、永言少彦名、經濟起二蒼生一。除夕世間靜。神風餅朮馨とも作れり、尤尊崇し、敬祀すべき事なり。又姓氏錄に。山城國神別神宮部造。葛城猪石岡天下神天破命之後也。六世孫吉足日命。磯城瑞籬宮御宇。天下有レ災。因遣二吉足日命一。令レ齋二祭大物主神一。災異即止。天皇詔曰。消二天下災一。百姓得レ福。自レ今以後。可レ爲二宮能賣神一。仍賜二姓宮能賣公一。然後庚午年籍註二神宮部造一也とある、宮能賣神は、即ち大已貴命にて、天下の災異を消し玉ひ、百姓福を得るも、日本紀、古語拾遺と能符合して藥の御神なればなり。延喜式、造酒司坐神六座、大宮賣神社四座も、此御神にて、拾芥抄に宮咩祭文ありて、宮咩笠間廣前といふ。其祭日は、伊呂波字類抄に、宮咩奠、正月十二日初午日、院宮諸家祭レ之。笠間神社越前國坂井郡、實方家集に

天にます笠間の神のなかりせばふりにし中をいかで問まし

古語拾遺に、令大宮賣神侍於御前といひ、八神殿に祭る大宮賣も、皆おなじく此御神なり。此邦の人醫祖を祀らば、此二神より外祀るべき此神なきとしるべし、然るに、欽明帝の御代より佛道行はれ、尊き神の御名佛に混ずる事多し、能分別すべき事なり。和名抄に、醫を久須之と訓ずるは、藥師の義にて、光明皇后佛足跡の歌に、くすりしとよめり、常陸國大洗磯前、酒列磯前の二神は、本は藥師明神なるを、菩薩の號を付たるは、佛氏の書より俗稱に從ひしなり、大寶積經に、譬如藥師持藥囊。自身病不能療治といふ文あり。是より藥師は、醫家の祭るべき佛と心得て、藥師菩薩、藥師如來など稱し、又佛氏の徒より藥師を牽强し、慈覺大師經文を修るとき、一佛一神來て守護せり、一佛は藥師如來、一神は江文明神などいふ妄說を信じ、正月八日藥師結緣日とて、藥師と神農とを祭る者なり、其國に生れながら醫道祖神をしらず、愚昧文盲の至り、可笑可恥の甚しきなり、又醫者藥師を以て姓とするも、佛氏より出るにあらず。日本紀推古帝三十一年。醫惠日福因等並從智洗來之。〔割註〕惠日は、德來五世の孫、德來は百濟の人、雄略帝御宇投化す。」舒明帝二年秋八月癸巳朔丁酉。以大仁藥師惠日遣於大唐。續日本紀、孝謙帝天平二年三月。內藥司佐兼出雲國員外掾正六位上難波藥師奈良等。中略昔泊瀨朝倉朝廷。詔百濟國訪求才人。爰以德來貢進聖朝。德來五世孫惠日。小治田朝廷御世被遣大唐。學得醫術。因號藥師。遂以爲姓といへる、是等の藥師も、佛氏の藥師と相混じ、藥師菩薩の俗稱となりて、此邦醫祖二神を鎭坐する所に、悉く藥師佛を安置するは、桓武帝以來の事なり。尊神と胡佛と相混ずる事、尤分別すべき事なり。予先年日本名醫圖一幅を作り、上二神を始め、國史に載る所、悉く抄擧し、旁近世に至るまでの醫名を多く載たり。藤原愛親卿より、文章及褒詩を賜る。其詩に、誰甘髫髪學軒岐。爾挈靑囊不蹈斯。表揭國家千古美。能知其本是良醫と。こは予が浪華

にありし弱冠の頃なりき。

○中神金神

此邦、昔より方違、方塞、方忌などいひて、中神金神を避る事あり、物語の類に多載たり。源氏帚木巻に、中神内よりはふさがりてと書たるは、内裏より左大臣の御所辰巳の方にある故なり。中神は倭名抄に、天一神、なかゞみと訓ぜり。天一神は地星の靈とて、中央に立、ゆゑに中神といふ。金匱經に、天一立中央。爲十二將。定吉凶とあり。陰陽書に、天一遊行方角。百事犯向之大凶といふ。暦家に、此神四方に五日づゝ、四維に六日づゝ巡り行。凡て四十四日、下土を巡り、日を重て長くあるにより、一名長神ともいふ。此後上に上り給ふ間、癸巳を始とし、戊申を終とし、凡十六日を天一天上と名付、八方へ行ても忌事なしといふ。通書大全に、鷄神遊方毎日各有避忌。但癸巳日。到戊申日。鷄神在天。无避忌者といふも、是神にて、百鬼經に、天女化身ともいへり。此神に向を方違、方塞といひ、忌避るなり。北山抄に、方忌といふも、此事にて、十訓抄に、俊頼朝臣曰。白河院淀に御方違の行幸ありと見ゆ。又此神を太白神ともいふ。袋草紙に、明日有還御ハ、當太白の方と書たり。元來は、陰陽家雜書より出たる事にて、物語類に多く載たるを、遂には陰陽家の職となりて、後世に傳はる事になりぬ。

後撰集に

逢事の方ふたがりて君こずは思ふ心の違ふばかりぞ

金葉抄に

忌こそは一夜巡りの神ときけなど逢事の方違らむ

又、金神を忌避るも、保元、平治以前よりと見えて、百練抄云。後白河天皇保元二年十二月廿二日。諸卿定申中諸道勘申中金神方忌可被棄哉否事、件方角。永長。定俊。眞人依申出三四代所忌來也。自今以後。不可忌避之由。宣下有之。仁安二年二月廿三日爲御方違行幸鳥羽殿修理大膳職之間。爲避金神方と。此金神は、山海經、萬斛明珠、三才圖會などに載て、西方蓐收。金神左耳有青蛇乘兩龍而目有毛。虎爪執鉞とあり。是も元來陰陽家雜說にて、正史になき事なり。然るを、昔より忌さくるは、高位權貴の側に陪侍の女多く居て、雜說奇談を聞毎に、其君に言上し、十に八九は、女と共に忌避る事になりぬ。聖人不語怪力亂神。又有識の人は、雜說方忌は決して信ぜず。其譯は、漢土にて大歲を忌避る事、此邦中神金神を忌避ると同じ。大歲は三才圖會に見ゆ然るに、酉陽雜俎に、百姓王豐常於大歲上堀坑といひ、宋仁宗は、嘉祐年中東華門を建る時に、東家西は、乃西家東。西家東乃東家西。大歲果何在といひ。董表儀は、土を堀て肉塊を得たるを、人大歲といふを聞て、河に投て何のさわりもなき事、幽怪錄に載たり。有識の人はかくあるべき事と思はる。〔割註〕鬼門金神の事、本朝俚諺にも委しく論ぜり。」



金神 王思義三才圖會所載

○庭忌草

芭蕉を庭忌草と名付るは、桔梗をきちかふといふとおなじく、字音にては、歌によみにくきによりて、名付たるにや。庭忌といふは、佛書に此身如芭蕉と云。其葉脆く、風に破れやすき故に、庭に植る事を忌とみえたり。西國にては、神社佛閣より外は植へず、然るに、此草に花咲く時は、優曇華の咲たる

とて、大に貴ぶも亦をかし。優曇華は、般泥洹經に、閻浮提內有二尊樹生一。名二優曇鉢一。有レ實無レ花。優曇華は三千年に一度花咲く。輪王出世の瑞にて、一名靈瑞花ともいふ。人壽八萬歲の時、輪王四州を巡る。其時海水半現するに及び、此花咲などいふにより、人皆貴賞すると見ゆ。東鑑に、鎌倉淨密法師が庵に、優曇華の咲たるとて、人多く群聚せり。二位禪尼、左近將監を遣はして見せしむるに、芭蕉の花なり。元來此草花の著稀るものなり。花を生ずれば、直に枯るなり、一草一花にて用舍甚しきは何事ぞや。藏玉集に

吹風の草や破らむ庭忌草花は軒端の燈の影

○火車

西國雲州薩州の邊、又は東國にも間々ある事にて、葬送のとき、俄に大風雨ありて、往來人を吹倒す程の烈しき時、葬棺を吹上吹飛す事あり。其時、守護の僧珠數を投かくれば異事なし、若左なきときは、葬棺を吹飛し、其尸を失ふ事あり、是を火車に捉れたるとて、大に恐れ恥る事なり。愚俗の言傳へに、其人生涯に惡事を多くせし罪により、地獄の火車が迎ひに來りしといふ。後に其尸を引裂き、山中の樹枝、又は岩頭などに掛置く事あり、火車と名付るは、佛者よりいひ出したる事にて、法事讃に、無量刀林當レ上而下。火車爐炭十八苦事。一時來迎といひ。因果經に、今身作二後母一。誤二尅前母兒一者。死墜二火車地獄中一など、愚俗を驚畏せしむるなり。慈鎭の拾玉集に

火の車今日は我門やりすぎてあはれいづ地に巡り行らむ

其火車に捉れたるといふは、和漢とも多くある事にて、是は魍魎といふ獸の所爲なり。罔兩とも方良とも書く。酉陽雜俎に、周禮方相氏毆二罔象一。好食二亡者肝一。而畏二虎與一レ栢。墓上樹レ栢。路口致二石虎一。

爲レ此也とあり。此獸葬送の時、間々出て災をなす。故に漢土にては聖人の時より、方相氏といふものありて熊の皮をかぶり、目四ツある形に作り、大喪の時は、柩に先立て墓所に至り、壙に入て戈を以て、四隅をうち、此獸を毆事あり。是を險道神といふ。事物紀原に見えたり。此邦にても、親王一品は方相轜車を導く事、喪葬令に見ゆ。今俗葬送に龍頭を先に立るも、其遺意なり。時珍の綱目に、述異記を引て、秦の時陳倉の人、獵して此獸を得たり。形は若レ彘若レ羊とあり。古より、愚俗の謬て火車と名付るゆゑ、地獄の火車と思ふ笑ふべし。〔割註〕淮南子に載たる罔兩は、大和本草に、俗いふ河太郎といふ獸なりと。是は本草綱目溪鬼蟲附錄に出たる水虎にて、通雅に、水唐、水蘆の名あり、形猴のごとく、圓く鼻長く赤毛を戴く、項に皿あり、全體龜の種類にて、水に居て、人を捕り食ふ者なり。」

魍魎



○飛鳥寺の銘并三貨の由來

大和國高市郡飛鳥寺光銘云。推古天皇十三年歳次乙丑。四月八日戊辰。以銅貳萬參千貳百斤、金七百五十九兩。敬造釋迦丈六像銅繡二軀并挾侍等。

是國史に載せたる文に能く符合せり。

日本紀云。推古天皇十三年夏四月辛酉朔。天皇詔皇太子大臣及諸王諸臣。共同發誓願。以始造銅繡丈六佛像各一軀。乃命鞍作鳥。爲造佛之工。是時高麗國大興王。聞日本國天皇造佛像。貢上黃金三百兩。同十四年夏四月壬辰。銅繡丈六佛像並造竟。

是即光銘とおなじく、其本は百済國より事起れり。欽明帝紀に、六年秋九月百済遣中部護徳菩提等。使于任那。贈呉財於日本府臣及諸旱岐。各有差。是月。百済造丈六佛像。製願文曰。蓋聞。造丈六佛功徳甚大。今敬造以此功徳。願天皇獲勝善之徳。天皇所用彌移居國俱蒙福祐。又願普天之下一切衆生皆解脱。故造之矣とあるに因て、推古帝右の佛像を造りたまふ。然るに此邦に銅金二貨の見え初しは、其年より遙か後世の事なれば、當時さほどの銅金を用ゐられしや。高麗王貢金の餘は、以前より貯おきしや。彼此と疑ふ者あり。因て國史を考るに、其年より遙か以前より、金、銀、銅の三貨はありしなり、神代の時白銅鏡、八咫鏡は、いかなる銅貨にて造りたまひしやしらず。金銀二字見え初しは、神代紀上一書曰。素戔嗚尊曰。韓郷之島。是有金銀。若使吾兒所御之國不有浮寶者。未是佳也とあり。人皇の御代となりては、仲哀帝紀に、八年秋九月乙亥朔己卯。有神託皇后。而誨曰。中略愈茲國。而有寶國。譬如美女之睩。有向津國。眼炎之金銀彩色多在其國。是謂𣑥衾新羅國焉とあり。古事記に、西方有國。金銀爲本。目之炎耀種種珍寶。多在其國といふも。是なり。

神功皇后紀云。九年春二月。足仲彦天皇崩。冬十月辛丑。從和珥津發之。便到新羅。中略仍賚金銀彩色及綾羅縑絹。載于八十艘船。令從官軍。是以新羅王常以八十之調。貢于日本。其是之緣也。於是高麗百済二國王中略自來于營外。叩頭歎曰。從今以後。永稱西蕃。不絶朝貢。故因以定内官家。是所謂之三韓也。

是其年より三國の王、年々金銀を此邦へ貢し上る事知ぬべし。又魏志に、明帝景初二年十二月。詔書報倭王。中略又特賜金八兩。五尺刀二口。銅鏡百枚とあり。景初二年は、皇后三十八年に當る。又

齊王正始元年。奉詔書印綬。詣倭國。賜金帛。錦罽。刀鏡。采物。とあり。正始元年は、皇后四十年に當る。されば、三韓の外、漢土よりも金銅を此邦へ貢し上る事、亦知ぬべし。〔割註〕按ずるに、三韓より貢る金銀の量數は詳かならず。その形も詳かならず。魏晉の一兩は、今の二錢三分强半に當れば、八兩は今の十八錢四分强半に當る。

顯宗天皇二年冬十月戊午朔癸亥、宴群臣。是時天下安平。民無徭役。歳比登稔。百姓殷富。稻斛銀錢一文。

是此邦、錢貨の見え初しなり。皇后新羅の役より、此朝に至るまで二百八十七年、其間に錢貨の事ありしと見ゆ。〔割註〕和漢泉彙に、顯宗の御時より、文武の御宇まで、共に其錢文を載せず。寶曆十一年辛巳十月七日、攝津天王寺村の南、平野町操屋が田地、字眞寶院と稱する畠中より無紋銀錢、凡百枚許を得て、官に納むと、即是なり、重サ一文目八分。

是、三韓銀貨を貢上する天皇となり給ふをいふ。

武烈天皇紀。伏願陛下御答靈祇。弘宣景命。光宅日本。誕受銀鄉。

繼體天皇六年冬十二月。中略夫住吉神初以海表金銀之國。高麗。百濟。新羅。任那等。授記胎中譽田天皇。故大后氣長足姬尊與大臣武內宿禰。毎國初置官家。爲海表之蕃屛。其來尙矣。

是即神功紀に見えたることにて、三韓の外、任那よりも年々金銀を貢上せし事知ぬべし、故に二十三年夏四月戊子、任那王己能末多干岐來朝して、大伴大連金村に啓して曰、夫海表諸蕃、自胎中天皇置內官家。不棄本土。封其地。良有以也。と合せ看べし。

宣化天皇元年夏五月辛丑朔。詔曰。食者天下之本也。黄金萬貫不可療飢。白玉千箱何能救冷。中略

是以海表之國。候海水以來賓。望天雲而奉貢。自胎中之帝泊于朕身。

是は黄金萬貫譬の言なれども、下文胎中之帝に及す時は、上文とおなじく、譽田天皇以來、貢を奉る事をいふ。〔割註〕〇以上推古帝以前載于國史者。

されば、仲哀帝九年冬十月、皇后新羅の役より、推古帝十三年に至るまで、四百六年の間、三韓及漢土任那より貢し上る所の金銀、其貲數測るべからざるなり、故に顯宗の朝に、銀錢を交易して、國家に通用あり、造佛の頃は、國家に金銀多き事しるべし、銅も是に準ずるなり。

皇極天皇元年二月丁亥朔壬辰。高麗使人泊難波津。丁未。遣諸大夫於難波郡。撿高麗國所貢金銀等并其獻物。使人貢獻既訖而諸云。

是即皇極帝の御代まで、金銀を獻りし事しるべし。

孝德天皇大化二年三月癸亥朔甲申詔。無藏金銀銅鐵。一以瓦器合古塗車芻靈之義。同三年。是歳制七色一十三階之冠。略上小錦冠以上鈿雜金銀爲之。大小青冠之鈿以銀爲之。大小黑冠之鈿以銅爲之。

是は二年葬棺の制を陳たまふ時は、金銀銅鐵の四貨を禁じ、三年冠制を陳たまふ時は、金銀銅の三貨を用ゐ、各法度を施したまふ。當時四貨不自由ならば、何ぞ葬棺に藏むや。甚富有なる事しるべし。

皇后新羅の役より、此後天武の朝に、和銀出るまでは、四百七十六年の間、國家通用する所の銀貨、悉皆外國貢上の物としるべし。〔割註〕〇以上推古帝以後載于國史者。

天武天皇三年三月庚戌朔丙辰。對馬國司守忍海造大國言。銀始出于當國。即貢上。由是大國授小錦下位。凡銀有倭國。初出于此時。故悉奉諸神祇。亦同賜小錦以上大夫等。丙辰は三月七日

是此邦銀貨の始發にて、人皇より第四十代一千三百三十四年後なり。唐高宗上元元年に當る。其堀出せし山は、三代實錄に、貞觀七年八月十五日癸亥。太宰府言。對馬島銀穴。在下縣郡。自高山底穿鑿巖。堀入四十許丈。白晝執炬而得入とあり。其銀を貢上せし文は、朝野群載に、對馬貢銀記あり。其山に社を建るは、神名式に、對馬島下縣郡銀山上神社是なり。此貢銀は、白石の五事略に、天武白鳳三年三月對馬より銀を貢す。是延喜式に、太宰府より毎年銀八百九十兩づつ貢すと見えしは、對馬より出せる所なり。此後、鳥羽、堀川の頃まで、對馬より銀出せしと見えたりといへり。

同八年十月戊申朔甲子。新羅遣河飡金項那沙飡薩虆生朝貢也。調物金。銀。鐵鼎。錦。布。馬。狗。騾。駱駝之類。十餘種亦別獻物。天皇皇后太子貢金。銀。刀。旗之類。各有數。

是時は、金銀二重に獻りし事、後十年十月とおなじ。

同十年四月己亥朔辛丑。立禁式九十二條。因以詔之曰。親王以下至于庶民。諸所服用金。銀。珠玉。紫錦。繡綾及氈褥。冠帶幷種々雜色之類。服用各有差。

是は金銀富有にして、庶民にいたるまで服用する故に、其禁式を立たまふなり。

同十月丙寅朔乙酉。新羅遣沙喙一吉飡金忠平大奈金壹世。貢調。金銀銅鐵錦絹鹿皮細布之類。各有數。別獻天皇皇后太子金銀霞幡皮之類。各有數。

是前八年十月に獻ると例おなじ。

同十二年四月戊午朔壬申。詔曰。自今以後。必用銅錢。莫用銀錢。乙亥。詔曰。用銀莫止。

是は和銀の出し十年後の事なり、以前顯宗の朝より引續て鑄たりし銀錢なるや、詳ならざれど、四月

十五日に銀錢を禁じ、共四日後十八日に通用すべき詔あるは、譯ある事と見ゆ。此年銅錢とあるは、外國貢上の銅を用ゐたりしは勿論なれど、何れの年に鑄たりしや詳かならず。〔割註〕和銅の出る是より廿六年後にて、鑄錢司を置るゝは、持統帝八年にて、是より十二年後なり。

朱鳥元年夏四月庚午朔戊子。新羅進調從筑紫貢上細馬一疋。騾一頭。犬二狗。鏤金器及金銀。霞錦。綾羅。虎豹皮及藥物之類。幷百餘種。亦智祥健勳等別獻物。金銀。霞錦。綾羅。金器。屛風。鞍皮。絹布。藥物之類各六十餘種。別獻皇后皇太子及諸親王等之物。各有數。

是は前八年十月又十年十月に獻ると例おなじ。

持統天皇二年二月庚寅朔辛卯。太宰獻新羅調賦金銀絹布皮銅鐵之類十餘物。幷別所獻佛像。種々彩絹。鳥馬之類。十餘種。及霜林所獻。金銀彩色種々珍異之物。幷八十餘物。

是れは天武の朝獻物と、品種少々異なり。

同五年秋七月庚午朔壬申。伊豫國司田中朝臣法麻呂等。獻宇和郡御馬山白銀三斤八兩。鉚一籠。

是に據ば、當時伊豫よりも銀を出せり、銀に斤兩をいふは、是を始とす。〔割註〕斤兩の名、漢書律曆志に、二十四銖爲兩。十六兩爲斤といふより、今の淸朝に至るまで、彼土の銖兩は、大抵知れたれど、此邦幾兩幾分幾銖と、延喜式に載せたるは先輩の說多きも、各一理有りて一決しがたし。」又此歲より人に銀を賜ふが例となりて、九月己巳朔壬申。賜音博士大唐續守言。薩弘恪書博士百濟末士善信。銀人二十兩。同十二月戊戌朔己亥。賜醫博士務大參德自珍呪禁博士木素丁武沙宅萬首。銀人二十兩。同六年二月丁酉朔丁未。陰陽博士沙門法藏道基。銀人二十兩とあり。

同八年三月甲申朔乙酉。以直廣肆大宅朝臣麻呂。勤大貳臺忌寸八嶋。黃書連本實等。拜鑄錢司。

是レ此ノ邦鑄錢司を置る始ノなり。和語連珠集に、持統天皇八年に、鑄錢司の事始て見ゆ、然れども此時未本邦に銅無し。異邦より來る所の銅にて鑄たるなるべし。

續日本紀云。文武天皇二年三月乙丑。因幡國獻ニ銅鑛ヲ一。同九月壬午。周芳國獻ニ銅鑛ヲ一。同十二月辛卯。令下ニ對馬島ニ冶ハ中金鑛ヲ上。

是は銅金ともに堀出しのまゝなり、鑛といふは、生銅、生金の一名にて、鑛銀は本草蒙筌に見ゆ。石州ノ方言に銀のとちといふ。金銀銅ともに、堀出しのまゝ、銅絲の如く束たる形なり。石雜りたるといふは非なり。又銅の蔓、金の蔓といふも非なり。〔割註〕金銀の蔓は、金苗、銀苗といふ。天工開物に見ゆ。二是を冶て、竿金、板金となしおき、金貨、銀貨の類を造ると見えたり。今の銅に竿と板とあるも、其遺形ならむ。されども、當時の金貨、銀貨はいかなる形なるや詳ならず。

同三年十二月庚子。始置ニ鑄錢司ヲ一。以ニ直ノ大肆中臣朝臣意美麻呂ヲ一爲ニ長官ト一

是は文武の朝に、銅鑛、金鑛おひ〳〵出るにより、鑄錢司を置て鑄させ給ふなり。

大寶元年三月戊子。遣ニ大肆凡海宿禰麁于陸奧ニ一。冶レ金。

是は陸奧に金出ることを聞給ひて、其金を冶しむると見ゆ。されども、何れの所に出るは詳かならず、陸奧は所々より多く金を出す事、後にしるすを見つべし。

同三月甲午。對馬島貢レ金。建レ元爲ニ大寶元年ト一。始依ニ新令ニ一。改ニ制官名位號ヲ一。甲午は二十一日なり。

是ヽ此ノ邦金貨の始發にて、人皇より四十二代一千三百六十一年後なり。唐ノ中宗嗣聖十八年に當る。皇后新羅の役より、此ノ朝和金出るまでは、五百十三年の間、國家用ゐる所の金貨、悉ク皆外國貢上の物なり。然るに、對馬島より此和金を貢するに因て、文武帝五年三月廿一日、大寶と紀元あり。〔割註〕

如是院年代記云。大寶元三月廿一日。改元年號。始於此。是歲對馬島貢金。由是三月廿一日甲午改元大寶。」是より以來歷代の年號連綿し、數千載に相續するは、全是日本金貨の盛德長久の兆とし るべし。此貢金は、四年前十二月辛卯に冶しむる金鑛なり。故に是歲八月丁未。先是遣大倭國忍海郡人三田首五瀨於對馬島。冶成黃金。至是とあり。又對馬島及郡司主典已上。進位一階。其出金郡司者二階。獲金人家部宮道授正八位上。幷給綿布鍬復其戶終身百姓三年。又贈右大臣大伴宿禰御行。首遣五瀨冶金。因賜大臣子封百戶田四十町とあり。當時金貨を貴重し給ふ事知べし。金銀圖錄に、對馬國高木握小判金 重四匁、津ノ字高木二字銘。 載たり。〔割註〕此貢金を砂金といふ說あり。國史本文前後を考へざるなり。

同三年五月己亥。紀伊國阿提。飯高。牟漏三郡獻銀也。

是に據ば、當時紀伊國よりも銀を出せり。

元明天皇和銅元年正月乙未朔乙巳。武藏國秩父郡獻和銅。詔曰云々。上略 改慶雲五年。而和銅元年爲。而御世年號止定賜。

是此邦銅貨の始發にて、人皇より第四十三代一千三百六十八年後なり。唐ノ中宗景龍二年に當る。皇后新羅の役より、此朝和銅出るまでは、五百二十年の間、國家用ゐる所の銅貨悉皆外國貢上の物なり。先是文武の朝に、因幡、周芳二國より銅鑛を獻りし事あれど、熟銅ならず、此朝熟銅を獻るに因て、慶雲五年正月十一日和銅と改元あり。〔割註〕如是院年代記云。正月十一日改元和銅。自武藏秩父郡貢熟銅故。

同二月甲戌。始置催鑄錢司。

是此邦和銅を以て錢を鑄るの始にて、文を和同開珍といふ。其後、歷代の鑄錢毎に、最初に和同開珍一錢を鑄るは、定例といふ。此錢泉彙に出。〔割註〕和銅を和同に作るは、當時省字の法なり。」

同五月壬寅。始行銀錢。秋七月丙辰。令近江國鑄銅錢。八日己巳。始行銅錢。

是は催鑄錢司を置れ、新に鑄たる銀錢、銅錢を行はる。故に始行といふ。

同二年正月壬午詔。向者頒銀錢。以代前錢。又銅錢並行。比奸盜逐利。私作濫鑄。紛亂公錢。自今以後。私鑄銀錢者。其身沒官。行濫逐利者。加杖二百。加役常徒。知情不告者。各與同罪。

是は新鑄の銀錢を、以前の銀錢に代て、又新鑄の銅錢を並び行ふに私鑄の者あり、故に此詔あるなり。

同二年三月甲申制。凡交關雜物。其物價銀錢四文以上。即用銀錢。其價三文已下。皆用銅錢。

是は銀錢少きに因て、先其價を貴くし、後是を廢して、專に銅錢を行はむが爲なり。

同三年九月乙丑。禁天下銀錢。

是は前年銀錢の價を貴し、後又是を廢し、今年に至て禁ぜむが爲なり。同四年冬十月甲子に、私鑄の者を嚴重に制勅あり。同六年三月壬午に、賣買田以錢爲價の詔あり。同七年九月甲辰の制、不得擇錢の勅あるも、銀錢を重じ、銅錢を行ひ、濫錢を破らむが爲なり。

元正天皇養老五年正月丙子。令天下百姓以銀錢一。當銅錢二十五。以銀一兩。當一百錢。行用之。

是は銀銅錢の三品。其充用の制を定給ふ。銀錢一文を以て、銅錢、鐵錢の廿五文に當。又銀一兩

を以て、鐵錢百文に當て行ひ用ゆる事を示し給ふ。〔割註〕鐵錢は、此朝を始とす。當時の銀一兩、諸說あれど詳ならざれば强解しがたし。

同六年二月戊戌詔。市頭交易元來定レ價。中略更量二用レ錢之便宜一。欲レ得二百姓之潤利一。其用二二百錢一當二一兩銀一。仍買レ物。貴賤價錢多少隨レ時平章。永以爲二恒式一。

是は前年銀一兩を一百鐵に當て用ゆべき制あれども、鐵の價に高下あり、多少に因てなれば、市頭にて交易する時は、一兩を二百錢に當て、通用せよとなり。是歲九月庚寅。令下二伊賀、伊勢、尾張、近江、越前、丹波、播磨、紀伊等一。始鑄中錢調上とあるは、錢の多寡を知らむ爲と見ゆ。

聖武天皇天平二年三月丁酉。周防國熊野郡牛島西汀。吉敷郡達理山所レ出銅。試加二冶煉一。並堪レ爲レ用。

是は文武の朝に、周芳國獻二銅鑛一とある種類ならむ。

同七年閏十一月庚子。更置二鑄錢司一。

是は諸國より三貨おひ〳〵出るにより、持統、文武、元明三帝の例に倣ひ、更に鑄錢司を置給ふなり。

同二十一年二月丁巳。陸奥國始貢二黃金一。於レ是奉レ幣以告二畿內七道諸社一。丁巳は二十二日なり。

是即世に所謂奥州の貢金なり。其堀出せし山は、稱德帝紀に、陸奥國馳レ驛貢二小田郡所レ出黃金九百兩一。我國家黃金從レ此始出焉といふ。小田郡は金華山なり。其山に社を建るは、神名式に、小田郡黃金山神社是なり。今の仙臺も此金を出したる金華山より起れる名にて、陣子昂が春日登二金華觀一詩に、白玉仙臺古。といふによれり。金華山には黃金と水精とあるに因てなり。〔割註〕仙臺城下儒士の著はせし奥羽觀跡聞老志に、陸奥の砂金は、もと小田郡陸奥山に出づ。山は式に載る所の黃金山神社なり。後世其地を牡鹿郡に併せ、其山を金華山と改む。古を失ふといふべしとあり。〕此貢金は延

喜式交易雜物に、陸奥國砂金五十兩といひ、小右記に、長元二年九月、前陸奥孝義志砂金十兩といひ。東鑑に、文治二年十月、陸奥國今年貢金四百五十兩といふ物にて、五事略に、其後、後白河の頃まで參らせしなりとあり。後世に傳る陸奥國永字小判金（一名秀衡小判）即此なりと。其始は對馬の貢銀と、大抵同じ貢賦なりしに、此金のみ諸書に多く載て、聲價世に高く、人のいひつたえて、異朝までも聞しにや。東西洋考（形勝名蹟條）東奥州産黄金處といひ。（物産條）引倭奇然曰。東奥州産黄金。西別島出白銀。以爲貢賦といふ。（宋史日本傳にも見ゆ）其譯あり。是より七年前。聖武帝天平十五年冬十月辛巳詔曰。（上略）粤以天平十五年歳次癸未十月十五日。發菩薩大願。奉造盧舍那佛金銅像一軀。盡國銅而鎔象。削大山以構堂。及法界爲朕知識。遂使同蒙利益共致菩提と云々。同月乙酉に、皇帝近江の紫香樂宮に御し、右大佛の像を造り奉むために、始て寺地を開きたまふ。此時、行基法師弟子を率ゐて、多くの衆生を勸誘せり。同十六年十一月壬申に。近江の甲賀寺に、右大佛の像をたて、骨柱出來たるとき、皇帝みづからその繩を引たまふ。同十七年八月に、其大佛を南都東大寺に移さる。此佛像を鑄るに數萬の金銅を用ゐたり。〔割註〕朝野群載に、東大寺大佛を鑄る時、熟銅七十三萬九千五百六十斤、白錫一萬二千六百三十八斤、練金一萬四百三十六兩、銅五萬八千六百二十兩、炭一萬六千三百五十六石といふ。」乃其像を裝飾せむとし給へども、國家の金銅を多く用ひ盡されたれば、其料金無く、是非異朝へ乞求むとし給ふとき、陸奥國守百濟王敬福より黄金を貢す。于時天平二十一年二月丁巳（二十二日）なり。天皇限なく感悦し給ひ、同夏四月甲午朔。幸東大寺。御盧舍那佛前殿。北面對像。勅。（上略）陸奥國守從五位上百濟王敬福伊部內小田郡仁黄金在奏氐。獻此遠聞食驚伎悅備

貴備念久波。盧舍那佛乃慈賜比福波倍賜物爾有止云々。下略此日授二百濟王敬福從三位一。〔割註〕元亨釋書に、陸奥國守敬福を銀青光祿太夫に任らるといふは、是なり。」其翌二日乙未に、天皇又大佛の前殿に御し、大臣以下多くの百官士庶を行列し、是日改二天平二十一年一。爲二天平感寶元年一。〔割註〕如是院年代記云。四月二日改元。萬葉集第十八 天平感寶元年五月十二日。於二越中國守館一。大伴宿禰家持作レ之。

須賣呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻爾金花佐久。〔割註〕夫木集に、殷富門院大輔、咲初し黄金の花はすべらぎの、光をひらくはじめなりけり。」此年號天平感寶は、年中改元とて、年代曆に不レ載と、清輔が奥儀抄に見えたり。又同年五月庚寅。陸奥國免二三年調庸一。小田郡永免。同閏五月甲辰。授二獲レ金上總國人大部大麿呂從五位下一。授二冶レ金人左京人戸淨山大初位上一。出レ金山神主小田郡日下部深淵外少初位下一。同秋七月甲午。是日改二感寶元年一爲二勝寶元年一。其後廢帝天平寶字二年八月戊申の勅に、信終出二勝寶之金一。我國家於レ是初有二奇珍一。開闢已來未レ聞若レ斯盛徳者也といひ。高野天皇天平神護二年六月壬子にも、我國家黄金從レ此始出焉といひ。此貢金大佛の用となりて、其大佛の名、殊に高く、光仁帝寶龜五年十月己巳の條、文德實錄齊衡二年九月甲戌の條、同三年五月丙寅の條、三代實錄貞觀三年正月廿一日丙申、同三月十二日丙戌の條にも載て聲價代々世に高く、人のいひ傳えて異朝までも聞事になりぬ。先レ是文武の朝、大寶元年三月甲午、對馬島貢金こそ、實に此邦金貨の始發ならめ。聖武帝大佛の前にて、勅し給ふに、此大倭國者、天地開闢以來に、黄金は人の國より獻る事はあれども、斯地にはなき物と思へるにと宣は、甚しく佛に泥て媚諂ひ給ふなり。此帝は其妣光明皇后、皇女孝謙帝二代とも、深く佛を信じて出家し給ふにより、二代とも御諡を奉ら

す。〔割註〕續日本紀聖武天皇注云。諸案ニ勝寶七歲勅一曰。太上天皇出家歸レ佛。更不レ奉レ諡。至ニ寶字年一。勅進ニ上此號諡一。孝謙帝注云。出家歸レ佛。更不レ奉レ諡。因取ニ寶字二年百官所レ上尊號一。稱レ之。」此ノ邦國家第一の寶貨を、大牟佛氏の用となし、後世に流傳し給ふは、推古、聖武二帝の御代より始る。其原は百濟王より始て佣を作れり。西蕃外國の徒、吾皇國に害ある事、識者考ふべし。

天平感寶元年四月乙卯。陸奥守從三位百濟王敬福。貢ニ黄金九百兩一。

是は二月丁巳二十二日に始貢す物とは異なり、四月一日感寶と改元ありし同月乙卯なれば、四月二十二日なり。然るに、稱德紀に、冶鑄云畢。塗金不レ足。而陸奥國馳レ驛。貢ニ小田郡所レ出黄金九百兩一といへば、二月丁巳二十二日の貢金も九百兩なり、此歲二度の貢金合せて、千八百兩としるべし。

孝謙天皇天平勝寶二年三月戊戌。駿河國守從五位下楢原造東人等。於ニ部内廬原郡多胡濱一。獲ニ黄金一獻レ之練金一分。沙金一分。於レ是東人等賜ニ勤臣姓一。同年十二月癸酉。授ニ駿河國守從五位下勤臣東人從五位上一。獲レ金人无位三使連淨足從六位下一。賜ニ絁一十疋。綿四十屯。正稅二千束一。出レ金郡免ニ今年田租一。

是は文德實錄仁壽二年二月乙巳。滋野貞主卒條に、曾祖父楢原東人天平勝寶元年爲ニ駿河守一。于レ時土出ニ黄金一。東人採獻レ之。帝美ニ其功一曰。勤哉臣也。遂取ニ勤臣之義一。賜ニ姓伊蘇志臣一。といふ。是なり。此黄金は、風土記に、駿河國廬河郡鞠込貢ニ黄金一といひ。宣秀卿記に、享祿四年駿河金といふ物にて、後世に傳る駿河ノ今川永四貫小判金即ニ此なりと。〔割註〕此ノ金三品あり、圖錄に出、當時練金、沙金一分といふは、分兩の分なるや。」

同四年二月丙寅。陸奥國調庸者。多賀以北諸郡。令レ輸ニ黄金一。其法正丁四人一兩。以南諸郡。依レ舊輸レ布。

是は奥州の地、おひ〳〵金貨を出すにより、調布の代に黄金を納しむるなり。調布の代なれば、金貨分量の制も立と見えたり、其量未詳ならず、源平盛衰記に、小松内府重盛公、奥州知行の時、氣仙郡より金千三百兩を参せたりといふも、是等の調金なるや、後世に傳る奥州上字小判金、分銅金種々あれども、必當すべき徴なし。

廢帝天平寶字四年三月丁丑勅。云々。（上略）頃者。私鑄稍多。僞濫既半。頓將禁斷。恐有騷擾。宜造新樣。與舊並行。庶無損於民。有益於國。其新錢文曰萬年通寶。以一當舊錢之十。銀錢文曰太平元寶。以一當新錢之十。金錢文曰開基勝寶。以一當銀錢之十。

是は金銀銅の三貨を鑄させたまふ。是まで銀銅鐵三錢はあれども、金錢は見えず。金錢は此朝に始る、萬年通寶は銅錢なり。〔割註〕按ずるに、錢文に通寶と名付るは、萬年通寶に始る。漢土にて通寶と名付るは、唐高祖開元通寶に始る事通鑑に見ゆ。」金錢以一當十といふは、漢土の制法にもあり、後漢西域傳に、大秦國以金銀爲錢。銀錢十當金錢之一とあり。萬年通寶泉彙に出。

稱德天皇天平神護元年九月丁酉。更鑄新錢。文曰神功開寶。與前新錢並行於世。

是は銅錢なり、故に前の新錢と並び行ふ。〔割註〕拾芥抄に、神功開寶は稱德御宇鑄之とあり、王思儀が三才圖會に、小窓別記を引て、神功開珍とあり。」同二年十二月。是歲民私鑄錢者。先後相尋。配鑄錢司駈役とあり。是より、私鑄の者は、皆鑄錢司に屬託す、此錢三品泉彙に出。

光仁天皇寶龜三年八月庚申。太政官奏。去天平寶字四年三月十六日。始造新錢。與舊並行。以新錢之一。當舊錢之十。但以年序稍積新錢已賤。限以格時。良未安穩。加以。百姓一人間。償宿債者。以賤日新錢一貫。當貴時舊錢十貫。依法雖相當計。價有懸隔。因茲物情擾亂。多致諠

訴。請新舊兩錢同レ價施行。奏可。
是は寶龜三年より、十二三年以前に鑄たる新錢、段々に價賤なりたるを、一錢十錢と引替への制をいひ立て、下りたる新錢一貫を以て、高時の古錢十貫に引ならし、差引する故に、每々諠譁訴訟に及ぶ。新錢古錢おなじ價にし通用させむ事を奏するなり。聞屆あり。

同八年五月癸酉。賜二渤海王書一曰云々。上略又緣二都蒙請一。加二附黃金小一百兩水銀大一百兩一。
是は渤海國の使者都蒙が歸る時、天皇より彼土へ贈り給ふ黃金なり。小一百兩とあれば、此時黃金に大小の分あり。

同十年八月壬子勅。去寶龜三年八月十二日。太政官奏。永止二舊錢一。全用二新錢一。今聞。百姓徒蓄二古錢一。還憂無レ施。宜レ聽二新舊同レ價並行一。
是即三年八月庚申の奏を勅し給ふなり。其年永止二舊錢一。全用二新錢一とは奏せざれど、新古一貫十貫の高下あり。その時より百姓等、古錢を蓄へ持たるは格別の損あり、施すべきやうなき故に、新古におなじ價に通用せよとなり。

桓武天皇延曆九年冬十月甲午。復二置鑄錢司一。
是レは先例におなじ。

日本紀略云。桓武天皇延曆十五年六月壬戌。木工允上道廣成授二外從五位下一。褒下採二備前國銀一之功上也。
是に據ば、當時備前の國よりも銀を出せり。

日本後紀云。桓武天皇延曆十五年十一月乙未詔曰。云々。上略是以更鑄二新錢一。仍增二其直一。文曰二隆平永寶一。宜下以二新錢一一。當二舊錢十一。新舊兩色兼使中行用上。但舊錢者。始レ自二來歲一。限以二四年一。然後停廢。

辛丑始用新錢。

是平安城遷都以後に鑄させ給ふなり。此時古錢は四年を限り、通用停止せり、此錢大小中數品あり、三品泉彙に出。〔割註〕往年大坂堀江川にて、此錢數枚を堀得たり、其所の橋を隆平橋と名くといふ。

同十六年二月甲申勅。云々。上略今聞。京職多有收錢。事須賤本貴末。一絶收錢。但恐民有貧富。不必蓄穀。宜聽貧乏之徒進錢。通計不得過四分之一。

是は京職の者、多く錢を收て其價を高くし、貧乏のもの不便なる故に、其制を立たまふなり。

類聚三代格第十二 延暦十七年九月乙丑。是日太政官符。禁斷貯錢事。被右大臣宣偁。奉勅用錢之道。取於輕便。有無均利。彼此得宜者也。如聞。外國吏民多有貯蓄。京畿士庶還乏資用。既乖均利之義。亦失得宜之方。宜下嚴制不上得更然。

是は畿內より、外の國に多く、錢を貯て、京畿の錢乏く、利用に不便なる故に、蓄錢を禁じたまふなり。

日本後紀云。平城天皇大同三年五月己丑勅。百姓之間。新錢未多。宜新舊列用濟民乏。

是は以前よりの古錢多く、隆平永寶の新錢多からず。其中には、收錢の者もあり、乏民に行渡らざる故に、新古共に列ね用ゐ、融通せよとの事なり。

弘仁元年十二月廿日丙戌。銅錢司用乘銅鑄進新錢一千四十貫。因茲賜祿有差。

是は銅錢司より、銅の有餘を計て、隆平永寶を鑄て進獻す。大同三年、新錢未多とあるに、鑄進する故に、賞美して祿をたまふなり。〔割註〕按ずるに、類聚國史第百七職官部十二鑄錢司條に載た

るは文長し、故に略す。」

類聚國史第百七職官部 弘仁七年秋七月戊寅。廢二鑄錢司一。

是は鑄錢司を廢せらる。其譯あり。同月癸巳詔。日本紀略を考ふべし。

日本紀略云。弘仁九年十一月辛巳朔。詔曰云々。略上改二錢文一曰二富壽神寶一。

是は隆平、永寶の錢文を改るなり。延喜通寶を乾元大寶と改るとおなじ、此錢四品泉彙に出。

承和符云。八年閏九月廿九日符 弘仁十二年七月壬戌符偁。得二鑄錢解一偁。依二去弘仁九年六月十一日申レ官支度帳一。作錢每レ年鑄作可レ進。而始レ自二九年一。至二于今年一。堀採之銅。乏少作レ物之類有レ欠。望請。五千六百七十貫之內。減定二三十貫文一。每レ年作貢。但豐レ銅之年。隨即陪作。不三必限二以此數一。

是は官に申上る支度帳の事を陳るなり、去弘仁九年六月十一日に、鑄錢司より申上るは、每年五千六百七十貫づゝ、調進可レ致の所、其年より今十二年七月まで、四年の間、堀出す銅乏しく少なくして、錢より外の銅器を造るにたらず、定數の內三十貫を減じて、每年調進可レ致、銅豐に出る年は、三十貫に限らず、其倍も鑄作らむとの事なり。

承和符云。八年閏九月廿九日符 淳和天皇天長三年九月乙酉。下二民部省一符偁。相二轉舊錢一鑄二造新錢一之間。宜下停二鑄錢料銅一令上レ進二年料熟銅千斤一。

是は此輌、舊錢を相轉して、新錢を鑄作むとの事にて、新錢出來るまでの間は、鑄錢司へ賜る料銅は停止せられ、諸國より貢進する熟銅は、每年千斤づゝに定めらるなり。同八年三月癸卯、鑄錢司秩限一准二諸國一と。類聚國史職官部及承和二年三月十五日符にも見えたり。〔割註〕○六史の中、日本後紀は欠本にて、全部なし、故に日本紀略、類聚國史、類聚三代格、承和年符を以て年序とす。

續日本後紀云。仁明天皇承和二年正月廿二日戊辰。令レ鑄二新錢一。下レ詔曰云々。略上是以今制二新錢一。以叶二適變一。文曰二承和昌寶一。以二新錢之一一。當二舊錢之十一。新之與レ舊宜レ令二並用一。

是歳新錢を鑄さしめ、年號を以て錢文とせり、和同開珍は、銅出るに因て、是と異なり、年號錢文は承和通寶に始る。此錢二品泉彙に出。〔割註〕漢土にて、年號錢文は、南宋の孝文帝孝建四銖錢に始る。」

同二月廿三日戊戌。下野國武茂神奉レ授二從五位下一。此神坐下採二沙金一之山上。

是は延喜式に、下野國より毎年砂金百五十兩、練金八十兩づゝ貢すといふものならむ。〔割註〕圖錄に、上野國吉岡小判金、一名足利小判載せたり。」

同三年正月廿五日乙丑。詔。奉レ充二陸奥國白河郡從五位下勳十等八溝黄金神封戸二烟一。以レ應二國司之禱一。令レ採二得砂金一。其數倍レ常。能助二遣唐之資一也。

是は奥州白河郡より、砂金を採得て、遣唐使の入用を助たる故に、其賞に封戸を充たまふなり。

嘉祥元年九月十九日乙亥。令レ鑄二新錢一。下レ詔曰。云々。略上宜下改二舊貫於晃鏹一。磨中新彩於金刀上。文曰二長年大寶一。一以當二舊之十一。新之與レ舊並用雜行。將レ令下用不レ倦既富レ之而教上レ之。

是は年號改元に因て、新錢を鑄たまふ、この錢二品泉彙に出。

三代實錄清和天皇貞觀元年四月廿八日癸丑。詔曰。云々。略上宜下改二舊幣一更制二新錢一。勸二此變通一救中彼流幣上。文曰二饒益神寶一。一以當二舊之十一。即舊之與レ新並令二雜用一。同年十月廿八日庚戌。是日鑄錢司進二鑄錢一。

是も年號改元に因て、新錢を鑄させ給ふなり、是歳二月廿五日、長門國海部男種麻呂といふ人を採銅

使とし、三箇年の內、年々銅鉛三千斤づゝ進むべき事を載せたれば、新錢の用となしたまふ事しるべし。

同七年六月十日己未。禁ニ京畿及近江國賣買之輩擇ニ棄惡錢一。

是は去弘仁十一年六月九日、大藏省に下知ありて、鑄錢司より進獻する所の新錢は、文字少々不レ明。又少の疵有とも通用に妨なく、請取渡可レ致處に、是は文字不レ全、是は輪郭有レ缺などいひ立て、十に二三は嫌ふ故に、此度嚴重に禁制せられて、通用せよとの事なり。

同九月廿六日甲辰。勅ニ木工寮一。採ニ銅於山城國相樂郡岡田鄕一。舊鑄錢司止。

是は岡田鄕採銅の事にて、同九年六月九日丙子の勅、同十一年七月十日丙寅の採銅使、元慶五年六月丁丑朔、採銅使停止、同八月廿日丙申、採銅使返進は、皆是なり。

同十二年正月廿五日戊寅。詔日云々。上略 錢文曰ニ貞觀永寳一。一以當ニ舊之十一。母子相隨。並共通用。同八月五日乙酉。鑄錢司進ニ新鑄貞觀錢一千一百十貫文一。

是歲又鑄錢あり、此錢泉彙に出。〔割註〕母子といふは、母は種錢、子は通用錢。」

陽成天皇元慶三年十月十三日己巳勅。令ニ太宰府一庫物之代砂金六百三十三兩。水銀百七十斤。注ニ附官帳一。先レ是。府司申請。每ニ唐人來一。募ニ貨物一。直借ニ用庫物一。交關畢後以ニ砂金一給レ官給レ綿。綿 計返納。其砂金一兩宛ニ綿十六屯一。絹一疋宛ニ十四屯一。府司不レ能レ勘。行來尙矣。

是は當時砂金を綿絹にて交易すれば、其一兩はいか程といふ事をしるせり、金銀圖品に砂金の圖あり。

以上國の六史、日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄に載せたる金銀銅

鐵の四貨、及代々鑄錢の沿革、勅命制令の文、すべて皆かくのごとし、是を見て、正史に載たる寶貨の大率知ぬべし。

按ずるに、外國貢上の金銀は、皇后の御代に始り、和銀の出るは、天武帝三年に始り、獻銅鑛と、冶金鑛とは、文武帝二年に始り、貢冶金は、大寶元年に始り、獻和銅は、元明帝和銅元年に始り、陸奥貢金は、聖武天平二十一年に始る、其中に練金、砂金、黄金に大小あり、銀に白銀及鈋あり、いかなる形なるや詳ならず。又金に分兩あり、銀に兩斤あり、其量目も亦詳かならず。(割註)練金は、後世にいふ竹流金にて、竿金といふ說もあり、砂金は、金銀圖品に、その形を載たれど、國史に見えたる砂金なるや、砂金に砂と沙と二品あり、砂金は、碎石、又は金鑛中より出づ、强流水の底にあり、佐渡、松前より出を瓜實といふ。伊豫より出を茄子實といふ。沙金は、水沙中にあり、佐渡西三河、伊豫三角寺奥の院、及吉野川の底にあり。人民莚にて抄取に、大に人力を費して利あらず、今は此事を止といふ。砂金を冶ば、熟金となる、生金是なり。沙金を爐上に置、炭にて焼ば、金沙集て玉となる、俗金丸といふ。和漢三才圖會に見えたり。宋の朱輔が溪蠻叢笑に、二種共に載て、名絲金といへり。天工開物にも二種を載す。國史に見えたる砂金は、何れなるや詳かならず、黄金も小一百兩とあれば、大小ありと見ゆ。其形、量目詳かならず、白銀も鈋は砂銀なるや、其形、量目皆詳かならず。」大抵六史に載たる頃は、國家通用は、錢貨のみ多く用ゐて、金銀二貨、今のごとくは用ゐざると見ゆ。勅命、制令に貨の事なきにてしるべし。

宇多天皇寛平二年。鑄寛平大寶。

是錢泉彙に出。二品ありといふ。

醍醐天皇延喜七年。鑄ル二延喜通寶ヲ一。

是ノ錢泉彙に出。〔割註〕この錢、天明二年壬寅三月下旬、攝津ノ國川邊郡東長洲村にて數枚堀リ出せり。銅錢多クして、鉛錢少クなし。」

村上天皇御宇。鑄ニ乾元大寶ヲ一。見ニ拾芥抄ニ一。

是レは延喜通寶の錢文を改メ鑄るなり。〔割註〕日本紀略云ク。天德二年三月廿五日。改ニ錢貨ノ文ヲ一。延喜通寶ヲ爲ニ乾元大寶ト一。三月八日右大臣於テ二仗座ニ一。仰セ二外記ニ一。令ニ因幡介廣兼ノ、圖書允阿保懷之ヲ一。令レ書ニ新錢ノ文ヲ一。但被レ用ニ懷之ノ之字樣ヲ一。」和同開珍より乾元大寶まで、〔太平と開基と二品除く〕。本朝十二錢といふ。冷泉帝より、天皇の號止ミて、皆院號となり、鎌倉時代までは、三貨及ヒ鑄錢の沙汰なし。日本紀略に、後一條ノ院寛仁元年、盜人前ノ攝政家の倉町に入て、砂金千三百餘兩を盜み取リし事見えたり。小右記に、長元二年九月、前陸奧守孝義志ス二砂金十兩ヲ一。金粒太タ大ニシテ不レ似ニ例金ニ一。又此ノ砂金異ナリニ例金ニ一。不レ可レ被レ充ニ用雜事ニ一といへば、當時は砂金を專ラ通用せしにや、例金といふは、別に通用の金貨ありしにや、一說に、太寶元年、對馬島の貢金、當時長元の貢銀と同じく世に行はると、其金は金銀圖錄に載セたる對馬高木ノ揑小判金形チ菜刀の如く、津ノ字高木ノ二字とを刻する物是レなり。是レのみ例金とも見えがたし、其後高倉ノ院安元元年六月、小松重盛黃金三千兩を、宋の育王山へ贈られし事、平家物語に見えたり。其金貨いかなる形チなるや。治承二年十一月十二日、安德帝御誕生のとき、金錢九十九文を皇子の御枕に置せらる事、平家物語に見え、謹上泰山府君都狀に、銀錢二百四十貫文と、朝野群載に見えたれば、其ノ頃金銀二錢も專ら通用せしにや。源平盛衰記に、治承二年砂金千兩、南鐐百とあり。平家物語に、南鐐を熳遂に作り、東鑑に、南廷に作り、砂石集に、軟挺に作るも皆同じ。其ノ形チは、金銀圖錄に多く載せ

たれど、何れを當時通用せしか詳ならず、又壽永小判金といふは、壽永中造る所といふ。其形、今の判金と同じく、壽永二字と、花押とを刻せり。重五匁（或云北條泰時造ると。）當時此等の寶貨通用すると見えたり。又其頃、異朝の錢も來舶すると見えて、法曹至要抄に、建久四年宣旨停止宋朝錢貨とあり。〔割註〕今も世に多くある、嘉祐通寶、治平、熙寧、元豐、政和の類、是なり。善隣國寶記に、元史を引て、後宇多院建治三年、是異朝渡錢之始也といふは誤れり。」されども、其頃は、戰國大亂の世なりし故に、金銀も不白山の事有しにや、治承四年、南都東大寺重衡の兵火に罹て、再建の沙汰あり、建久の初、白河法皇より右大將頼朝と、俊乘坊重源師とに、其命ありしに、頼朝より朝金五十兩寄附せむと申れしに、其年旱魃にて、都合調はざる事、東鑑に見えたり。其のち北條時代には、寶貨の沙汰は見えず。銅錢を用る事は、東鑑脫漏に、嘉祿二年、先是、以準布為幣。至此又用銅錢とあり。東鑑建長四年記に、砂金百兩、南廷十兩とあれば、引續て、此等の寶貨を通用せしと見ゆ。南北朝時代も、寶貨の沙汰は見えず、金銀圖錄に、大塔宮小判、重四匁六分、太平小判金、重三匁六分、新田判官仁木頼明の造る所、赤松小判金、重四匁壹分、尊氏小判銀、重四匁三分、各其圖を載たり。されども、當時此等の寶貨を通用せし事、その證を見當らず、室町殿時代も、寶貨の沙汰は見えず。中原康富記に、應永八年五月十三日、日本准三后道義書上大明皇帝陛下云々。（中略）金千兩馬千疋、（此千兩は砂金なるや、）其餘は、同書に、文安六年四月宣下に、砂金二十兩二裹といひ、親長記に、文明五年十二月元服に、砂金十兩、但代二千匹といひ、長興記に、文明七年四月宣下に、砂金一裹代二千疋といへば、專砂金を用ゐしと見ゆ。鹿苑院義滿公は、大に奢侈を好まれ、國家の金貨を磨剤し、應永四年に、金閣寺を建られ、同八年五月十三日、大明の皇帝へ金千兩、馬、鎧、劍、刀、種々の品を贈らる。此

皆皇國第一の寶貨を磨滅し、神明守護の御德をかへりみず、其弊政いふばかりなし。其後太宗の壽爵を受られし故に、彼土より永樂通寳の錢を多く頒ち贈れり。〔割註〕天野氏鹽尻には、應永十年八月三日と記せり。」此錢文は、相國寺の僧中正藏主一名仲芳の筆なるよし、本朝通鑑、異稱日本傳、五岳傳、連珠集等に見ゆ。義滿奢侈の風、その子孫に流傳し、慈照院義政の世にいたり、殊更甚しく、天下の寶貨を融通する事能はず。應仁文明の大亂も、其まゝにて東山に銀閣寺を建られ、文明十二年に、世務を譲りて、是に閑居す。金閣に準じ、銀閣といへば、其弊政亦いふばかりなし。故に皇國神明の冥加なく、寛正五年、文明七年、同十五年以上三度まで、大明の天子に錢貨を賜るべきを乞ヒ求メらる。中にも文明十五年には、錢十萬貫を賜りなば、我國の財用足り申さむと歎かれし事あり。我朝未曾有の大亂世とは申しながら、左程まで困乏せしも、寶貨の德を輕ずる冥罰にやあらむ。先レ是普光院義教の時代に、灰吹銀といふ物通用せしにや。永享二年八月記に、鈴鹿某云、灰吹銀五十目、錢壹貫文價也とあり。金銀錢譜に、えぎれ銀は灰吹にて、耳薄く、中厚く、細長く、えぎれの魚に似たる故にいふと、其形はいかなる物にや、金銀圖錄に、石州御藏ノ灰吹銀其種二三品を載セたれど、是レは其時代より後世の物なり。蔭凉軒日錄に、永享十二年十月、金三十三兩二分といひ。親元日記に、文明十一年時岡民部丞預置金四十兩、料足十貫といふも、義滿大明へ贈られし千兩も同じ金貨なるや。〔割註〕按ずるに、砂金一分とあるは、孝謙紀に見えたるのみにて、其餘砂金一分二分とあるは、未タ見あたらず。室町時代に、三十三兩二分といふは、砂金なるにや覺束なし。」其後天文永祿の頃、大内義興、毛利元就石州を領せし時、銀貨を造られし事、石州銀山舊記に見えたるよし、圖錄に載たれど、是は私領のみ通用にて、甲州金壹百三十六品、越後小判諸國の金貨多く載セたるごとく、天下一統公用の

寶貨にはあらざるなり。其後元龜天正の頃、金銀に幾枚といふ名目あり。圖錄に引用する所、多見ゆ。多門日記略に、元龜三年十二月、信長樂哽の時、銀子百枚。又云く、天正二年十二月、銀一枚代三石八斗に買レ之。同八年十二月金子一枚持上代廿八石五斗同九年八月。金子一枚代寺升卅八石五斗其後引續て二貨幾枚と唱へ、太閤記に、金賦之事。天正十三年初秋の頃。金子五千枚。銀子三萬枚。諸侯太夫等に施したまへりと云々。右元龜三年より、天正年中まで、金銀に幾枚といふ。其寶貨は何れの世、何人の造りて、いかなる形チ、其目方何程といふ事詳かならず。靑木敦書の說、又は圖錄に、彼レ此レと考證あれど、皆後世よりの臆斷にて、確說とはいひがたし。武德編年大判ノ條に、是レは室町家の流例なりといへば、信長以前室町の時代より、金幾ク枚と唱へ來りしと見ゆ。黃金を音に呼ブは今の大判の事なり。是レは信長の時に始まれり。

正親町院天正年中。始鑄ル黃金大判金ヲ。一名板金。

是レは織田信長公造ッせらる。其形は、圖錄に載セて、拾兩ノ二字幷に後藤ノ花押を刻せり。〔割註〕圖錄に、右天正大判金重サ四拾四匁、大判は信長公の時に始る。紳書に、後藤云フ、大判に拾兩と書ク事は、小判拾兩にてはなく、黃金拾兩なり。黃金拾兩とは、昔は銀壹枚を黃金壹兩とし、銀拾枚を黃金拾兩といふ。大判壹枚を銀四百二十匁に通用せり。又云ク、大判は信長公の時、後藤の先祖極む者なりと、板金といふは、同書に進退記を引て、板金の事、是も殿中にては披露なし、又進上もなし、私ざまにての事なり。五枚、十枚、百枚とも候へば、折又は唐の盆などに居スヱて披露候。只一枚二枚も同前に候。御前にて包ミを明ヶ候事などはなく候と見えたり。是レ則大判の權輿なるべしといふ。」按ずるに、板金の起りは、周禮職金の金鈑キンハン、爾雅の鉼金ハンキン、漢書武帝太始二年更ル黃金ヲ師古註。吉字金挺之類。小

判は夢溪筆談の小金鉼など、東涯の名物六帖に載せたるより、後人多く引書を出し、種々の說あれども、盡く漢土の法に倣ひしとも見えず。甲州金などは、數十品あるもの、多くは圓形なり。

同天正年中、鑄ル長大判金一。

是レも重サ四拾四匁、拾兩及ヒ後藤榮乘の花押あり。圖錄に出。

同十五年、鑄ル天正通寶一。

是レ錢二品あり。一品泉彙に出。

同十六年、鑄ル大佛大判金一。

是レは金銀錢譜に、天正十六年造ルといふ。重サ四拾三匁、其面に差目なく、文字花押もなし。圖錄に出。〔割註〕細書に、大佛供養の時造られしとあり。」外に同名あり。

又鑄ル讓葉大判金一、又鑄ル小佛判一。

是レは二品共に諸書鑄たる年を記さず。金銀圖品に、「讓葉金大判、或は大佛判といふ。其形は、圖錄に出。

金銀吹替錄に、小佛判是レを二條判といふ。慶長以前より通用といふ。

後陽成院天正十九年。鑄ル判金大小一。

是レは武德編年に、天正十九年、此ノ年關八州へ通用せらるべき爲に、後藤德乘幷に門人庄三郎光次に命じ、黃金を以て、大小の形を定て鑄させらる。但大判は、金目四拾八文目を以て一枚とす。是は室町將軍家の流例なり。往古より今にいたり、小判といふ事は無く、灰吹の砂金を權衡に掛て、通用すといへども、急務をなさず。今度光次に命じ、昔年よりありし金錢に、四增倍の積り四文目八分を以て小判とし、是を鑄て、通用其便を得に、金錢ともに世に行はると云々。〔割註〕五事略には、天正十

六年、造ル黄金大判小判ヲ。とあり。されども、圖錄にも天正十九年とあり。」

天正、文祿之間、大閤鑄ル大判金及圓歩判金ヲ。

是レは圖錄に、重サ三拾八匁二分、天正、文祿の間造る所なり。大閤小判といふ。又靜庵隨筆を引て、大判に橋本といふ極印あるあり。大閤の時の銀座なり。又大閤圓歩判金の圖を出して、重サ壹匁二分と記ルせり。〔割註〕此ノ外に、大閤但馬小判、軍用金銀二貨重サ六分、及花降金銀二貨等、圖錄に載セたれども、國家常用の物とも見えざるなり。」

文祿元年、鑄ル文祿通寶ヲ。

是レ錢、泉彙に出。

同四年、鑄ル駿河小判金及武藏野小判金ヲ。

是レは五事略に、駿河判、江戸判など、皆々造ッれし所を以て稱すといふ物にて、紳書に、後藤云ッ、文祿四年、江戸、駿河兩所にて小判を定メらる。〔割註〕駿河小判重サ四匁貳分五厘、武藏小判重サ四匁八分弱、並に圖錄に出。」

慶長年中、鑄ル金壹分判ヲ。

是には諸說ありて一決せず。五事略に、慶長四年、始造ル壹分判ヲといひ、紳書には、後藤の說を引て、慶長五年に造るといひ、武德編年には、慶長十年後藤庄三郎光次に命じ、金壹分判を始て造せらる。其ノ重目壹錢目二分なりといへり。常山紀談に、後藤庄三郎黄金を四ッに切て、通用せむと望ミけり。今の一分金といふは、夫レより始れり。但シ甲州には、信玄碁石金といふあり。一分金は碁石金に倣にやあるべしと云々。是等の諸說孰か是なるや。其ノ黄金を四ッに切といふは、靜庵隨筆に、花小判

といひて、金子壹兩を四ツにして、小判のやうにしたる物なり。壹分の大サなりと、重サ壹匁二分、其形チは、圖錄に出。〔割註〕碁石金は、甲陽軍鑑に出たり。圖錄に、露金を出し、此ノ類なるべしといへり。圓形なり。」

同六年、鑄二判金大小挺銀豆板等一、而定二法制一。

是レは五事略にもいへり。慶長六年五月、始て通用金銀の法を立たまひ、判金大小、丁銀、豆板等の制定る。〔割註〕圖錄に、慶長大判金重サ四拾貳匁二分、拾兩ノ二字、後藤榮乘花押を刻す。同笹大判金目方同じ、但シ榮乘の花押變態なり。江戸座小判金重サ四匁八分、壹兩ノ二字、光次花押を刻す。京座、駿河座二品文字目方皆同じ。万兩頭小判は光次花押上下に刻す、壹分判重サ壹匁二分、是に片本字兩本字あり、目方皆同じ。」此ノ時始て銀座を置キたまひ、其座より菊一文字、夷一文字、大黑極印等を刻して調進せしに、大黑極印に定られ、其銀貨を俗に大黑遣ヒといふ。常是は乃チ其ノ名なり。〔割註〕慶長丁銀は、大抵目方四拾三匁の內外なり、大黑丁銀は、大黑の形チ十二程刻せり。豆板は眞面に宝字を刻し、裏に大黑を刻す。」按ずるに、丁銀の起りは、漢土の銀錠、又は鋌銀に倣て造りしといふ說あり。〔割註〕金銀を錠といふは、通雅に見え、金銀銅を鋌といふは、後魏崔浩。好觀二星變一。置二金銀銅鋌於酢器一、と、史に見え、銀八千鋌は、五代史賈緯が傳に見え、銀錠は品字箋に見え、鋌銀は通鑑釋文辨疑に見ゆ。」豆板は、俗に小玉といふ。漢土の碎銀、又は散碎銀、こまがねと、東涯の六帖に載サたるより、後人多く引書を出し、種々の說あれども、是等も皆漢土の法に倣しとも見えず。是より以前、天文、永祿の比、石州銀山にて、始銀貨を鑄たる公用丁銀公用永祿二字を刻し、其後、文祿二年に鑄たる丁銀重サ四拾三匁、〔割註〕石州銀、文祿二卯ノ月日を刻し、」同年、筑前博多丁銀、〔割註〕博多御公用、文祿二中山與左衞門

名一面に刻す。」共に慶長丁銀〔割註〕四十三匁の內外常是を刻する物、」其形チ宛然として相同じ。されば最初丁銀を鑄たる時より、今の形を造りしなり。又碎銀も切使など諸說あれど、彼土にも豆板に似たる物あり。群談採餘に、景泰上頗事ニ聲色奢侈ー。嘗以ニ銀豆金銀物ー撒レ地、令ニ宮人及宦侍。爭拾爲中閧笑上といひ。輟耕錄に、白金百星許といふも、豆板の事ならむ。〔割註〕一說に、豆板はちやぼ銀に倣しともいふ。是は重一匁五分許、圓形にて面に矮鷄の形を鑄付たり。京都室町養林庵に、昔は數百粒を藏せり。此寺加藤清正の菩提所にて、矮鷄銀は朝鮮銀なりと、」

同八年五月、鑄ニ慶長大判ー。

是レは金銀圖錄に載す。丸の內に、五曜星の紋と、慶長八五月極メ六字を分書し、壹兩川介花押とを刻す。

同十一年、鑄ニ慶長通寶ー。

是レは銅錢なり。武德編年に、是歲、永樂通寶を止メ、薄錢を用らる。五事略に、慶長十三年十一月、止ニ永樂錢ー、用ニ京錢ーと、二說同じからず。〔割註〕後小松帝應永十年八月三日、永樂錢を積たる船、鎌倉に來著す。領主滿兼より、京都將軍義滿に言上す。義滿下知して、其錢を滿兼にたまふ。其後、北條氏康、關東を領せしより、永樂錢のみ通用下知を施し、他錢を鐚と名付、永樂錢一文に他錢四五文宛行はる。故に他錢多く京地に集り、京錢と稱せり。一說に、應永十八年八月、相州三崎に永樂錢積たる船漂著す。將軍義持の時なりともいふ。一說に、當時永樂錢を重じ、黃金と米價と、皆永樂錢にて定む。黃金一枚といふは、七兩二分なり。物の代附二千貫といふは、金五十枚なり。二百貫は五枚なり。七兩二分は、代銀四百五十目なり、千石千貫といふは、みな永樂錢なり。千疋萬疋といふ

は、一分は百疋の積なり。當時永樂と、鐚との擇み強く、人々永樂を好みて、京錢を惡み、毎々爭論に及ぶ。故に制札に、要脚精撰と書くも、錢の擇みなく通せよとの事なりと、此說に據れば、金幾枚といふは、室町時代より稱する事、いよ〳〵證とすべし。」永樂と鐚との爭ひ、天文十九年より慶長十一年まで、五十七年といふ。慶長通寶を鑄たる年より、永樂錢停止せられ、永樂常錢の差別なく、同じ一文の通用に定りぬ。

同十四年、鑄大佛大判金。

是は武德編年に、慶長十四年、秀賴洛東大佛再興あり。秀吉聚斂の黃金千枚分銅を潰し、大佛資用の爲に、大判とせらるといふ。

後水尾帝元和元年、鑄元和通寶。

是錢四五品、泉彙に出。

明正院寶永十三年、鑄寶永通寶。

是歲五月、錢座免許。此錢、背文一より十六にいたる。悉皆泉彙に出。

靈元院寛文八年、鑄寛永通寶。至天和三年。

是錢、京都大佛の像を毀て鑄たり。寛文より天和にいたるまで、十六年の間、東府龜井戸村（俗龜戸村といふ。）にて鑄る。泉彙に出。（文錢是なり。）

貞享元年、鑄貞享通寶。

是は銀錢なり。泉彙に出。

東山院元祿八年、改鑄判金大小挺銀豆板等。

是ハ元祿八年九月十日、二貨を改メ鑄らる。世に是レを元字金銀といひ、又元祿新金といふ。判金大小共に背に元ノ字を刻す。江戸座、京座小判及ヒ壹分判、重サ皆慶長の制に同じ。〔割註〕此ノ改鑄金大判は、享保十年十二月朔日停止、小判分判は、享保三年通用停止。其形は悉皆圖錄に出。」

同十年、鑄ル二朱判金ヲ。

是ハ元祿十年六月晦日、新金を以て二朱判を鑄る。重サ六分。圖錄に出。此金、寶永七年四月停止。

同十六年正月、鑄ル銀代通寶ヲ。

是レは伊勢屋道喜といふ者の願書納り、一錢壹分五厘の通用、大サ九分五厘、重サ一匁六分、鑄高百廿萬貫文、未タ命令なきに試に鑄る。泉彙に出。

寶永三年、新ニ鑄ル銀貨ヲ。

是レは寶永三年六月六日、新銀を以て挺銀豆板等を鑄ラる。寶字極印二ツを刻し、常是極印なし。世に是レを二ツ寶銀といひ、又寶永新銀といふ。圖錄に出。此ノ銀、享保七年通用停止。

同四年五月、始テ鑄ル當十大錢ノ寛永通寶ヲ。

是レは一文十文に當る。通用京七條にて鑄る。此ノ制は漢土にもあり。文獻通考に、宋崇寧二年令シテ陝西ニ鑄シム折十大錢ヲ。又崇寧監鑄ル御書ノ當十錢ヲ。毎錢重サ三錢とあり。此ノ錢同六年正月通用停止。〔割註〕外に寶永大錢時代に、一字寶永十錢通寶を鑄る。倶に泉彙に載セたり。」

同七年三月、改メ鑄ル二ツ寶銀貨ヲ。同四月二日。改メ鑄ル三ツ寶銀貨ヲ。同月十五日改メ鑄ル乾ノ字金貨ヲ。

是レは寶永七年三月六日、二ツ寶銀を改メ鑄ラる。兩頭に寶字の極印、中に永ノ字の添極印を刻す。世に是レを永ノ字銀といひ、又中銀といふ。挺銀、豆板共に、此ノ銀享保七年通用停止。又同年四月二日、三ツ

寶を改メ鑄ル。宝ノ字極印、三を刻す。世に三ツ寶銀といふ。此ノ銀も享保七年通用停止。又同月十五日、元ノ字金を改メ鑄ル。小判壹分判ともに小形となる。乾ノ字を刻す。世に是レを乾ノ字金といひ、又乾金といふ。小判重サ二匁五分、壹分判重サ六分二厘五毛、圖錄に出。此金享保五年停止。

中御門院正德元年、改メ鑄ル四宝銀貨ヲ。

是レは正德元年二月二日、三ツ寶銀を改メ鑄ル。宝ノ字極印四ツを刻す、是レを世に四ツ宝銀といふ。同年九月鑄所を廢し、挺銀、豆板ともに、此ノ銀享保七年通用停止。圖錄に出。

同四年五月、改ノ鑄テ二貨ヲ稱ス復古ト。

是レは正德四年五月十五日、金銀二貨、慶長の法制、古に復さむとの事にて、慶長金の目方に改メ、小判は重サ四匁八分、分判は重サ一匁二分、添極印等なし、是レを世に正德新金といふ。佐渡にて鑄る。佐字小判字壹分金あり。裏に佐ノ字を刻す。挺銀、豆板も慶長におなじ。圖錄に出。

又是歲奉レ命。鑄ル寛永通寶佐字錢ヲ。至ル同六年十一月ニ。

是レは正德甲午に命ぜられ、同乙未十一月まで、佐渡ノ國相川にて、寛永通寶佐字錢を鑄る。此ノ錢二品、泉彙に出。

享保元年、鑄ル享保通寶ヲ。

是ノ錢、背に永ノ字刻す。泉彙に出。

同三年十一月朔、二貨有リ轉換通用之命。

是ニは金錢引替の命あり。乾ノ字金百兩に上金五十兩、元字も同前なり。寅年まで五年を限リとす。新銀拾貫目に、元ノ字銀十二貫五百目を以て替る。寶永銀は十六貫目、中銀は廿貫目、三ツ寶は廿五貫目、

四ッ寶銀は四十貫目を以て替る。右の割合を以て、來る寅年まで五年を限り引替るとなり。

同十年十二月朔、鑄ル二新金大判ヲ一。

是レは元祿大判を止メて、慶長大判の法制に改メ鑄ッる。重サ四十四匁、花押は壽乘の判を刻す。是レを世に新金大判といふ。一枚金七兩二分の積り、同十一年にも亦鑄る、今用る物是なり。圖録に出。

同十三年、鑄ル二寛永通寶仙字錢ヲ一。至ル二同十七年ニ一。同十三年、是歲鑄ル二大錢ヲ一。

是レは享保戊申より同壬子まで、五年の間、奥州仙臺石卷にて、仙字錢を鑄る。又是歲、攝州難波にて大形の寛永通寶を鑄る。此錢金鉛銅の三品あり。倶に泉彙に出。

櫻町院元文元年、改ノ鑄ル二文字二貨ヲ一。且有ル二轉換通用之命一。

是レは元文元年五月十二日、金銀を改メ鑄ッる、小判重サ三匁五分、壹分判重サ八分七厘五毛、文ノ字の添極印を刻す。是レを世に文ノ字金銀といひ、又文金銀といふ。同年六月十五日より引替始る。其命は慶長金百兩代百兩、乾字金二百兩代百兩、慶長新銀十貫目代同じ。文金改鑄の分は、分判古金百兩代、文金百六十五兩賜ハる、古銀十貫目代文銀十五貫賜るとなり。

同年、鑄ル二寛永通寶十字及小字錢ヲ一。

是レは元文丙辰年命ありて、東府二ケ所にて鑄る。五月より深川十萬坪にて、十字錢を鑄る。十月より同所小梅村にて小字錢を鑄る。（小字錢は銅鐵二品なり。）此錢泉彙に出。

同二年、鑄ル二寛永通寶仙字及川字錢ヲ一。佐字錢異品亦出ツ二乎其間ニ一。

是レは奥州仙臺石卷にて、仙字新錢を鑄る。（享保中に鑄る錢とは異なり。）又東府小名木川（今うなぎ川といふ。）にて、川字錢を鑄る。

又佐字錢異品も、是年前後に鑄る。（正德中に鑄る錢とは異なり。）二品泉彙に出。

同五年、有鑄錢之命。寛保二年鑄寛永通寳元字錢。又是歳鑄足字錢。

是は元文五年に命ありて、寛保二年より元字錢を鑄る。此時大坂高津新地德倉長右衛門、別段の用座命あり。又是歳下野國簗田郡足尾村にて、足字錢を鑄る。泉彙に出。

後櫻町院明和二年、鑄五錢歩銀。同三年、歩銀通用有命。

是は明和二年九月四日、新に五匁銀貨を鑄る。形南鐐の如く、表に銀五匁、裏に常是の二字を刻す。此銀重五匁三厘、金壹分に銀三枚、金一兩に銀十二枚の積なり。同三年三月、此銀通用を命ぜらる。圖錄に出。

同五年、鑄寛永通寳鎭鍮當四錢。又是歳、鑄長字錢及久字錢。

是は明和五年三ケ所にて鑄錢あり。鎭鍮の四文錢は、東府龜井戸村にて鑄る。〔割註〕是年五月晦日、始て行はる。錢背に波少きは、同六年秋以來に鑄る物なり。」長字錢は、肥前長崎にて鑄る、久字錢は常州三戸にて鑄る。此錢二品、泉彙に出。〔割註〕漢土にて鎭鍮錢は、明孝宗帝弘治十六年、弘治通寳を鑄る。」

同九年、鑄南鐐銀貳朱判。

是は明和九年九月七日、上銀南鐐を以て、貳朱歩判を鑄る。重二匁七分五厘、長九分半、横五分半、厚八厘、表に以南鐐八斤換小判一兩の十字、裏に銀座常是の四字を識す。金銀錢譜に載る南鐐異品二品あり。〔割註〕一種は今の南鐐、裏紋分銅を菊の紋にしたるあり。一種は表に以南鐐十六換小判一兩といふ十字、裏に銀座二字ありて、常是の二字なし。」圖錄に載る加賀南鐐。但馬南鐐。菊桐南鐐の類數品、是と異なり。按ずるに、南鐐は上にもいひしごとく、源平治承の頃よりありて、

圖錄に載せたる南鐐大判、表に南鐐一枚と銘して、重サ四十三匁、尊氏小判銀、表に壹兩と銘して、重サ四匁三分、此等銀貨の起りにて、後世の丁銀一枚四十三匁、豆板一兩四匁三分に定たるは、此南鐐銀の遺意ならむか。鐐は爾雅に、白金謂二之銀一。其美者謂二之鐐一とあり。南は海篇朝宗夷語音釋門珍寶銀南者とあり。南は離にして明なり。詩小雅。以雅以南も、南夏文明の方、銀は明白にて貴き物なり。故に事物異名に、銀の一名白貴といひ、白物といふ。鏡の裏に南天燭を鑄付るも、離乾二卦に象り、明白にして貴からむ爲なり。南方を火とし、朱とするは明なり。故に銀の一名を朱提ともいふ。行厨集に見えたり。南鐐は明白にして、貴き銀といふ事なり。

太上天皇天明四年、奥州鑄二仙臺通寶一。

是は楕の鐵錢にて、仙臺地のみ通用する爲に鑄たるに、諸國に分散せしが、今は通用せず。西國にては長崎のみ通用せり。此ノ錢泉彙に出。

同八年四月、南鐐銀有二永代通用之命一。

是レ銀貨通用の便利、最上といふべし。

以上我國の寶貨、世に通用する物、皇后新羅の役より一千五六百年前の間、其大略如レ此。

諸國の寶山も追々にひらけ、其ノ始末詳カならざるも多し。

○大和國より金銀を出す。金峯山は金の峯とて、黄金出る事、宇治拾遺に見えたり。銀の嵩は吉野山にあり。將軍義興の反せし所なり。

○攝津ノ國より金銀を出す。元祿以前まで出たりといふ。攝州金津山は、打出村の北にあり。阿保親王此山に金の瓦一萬黄金一千枚を埋みたりといひ傳ふ。〔割註〕俗傳に歌あり。「朝日さすいり日かゞやく

此ノ下に金千枚瓦萬枚。」圖錄に、攝津ノ國多田ノ鋏銀を載セたり。

○甲斐國より黃金を出す。其ノ金坑は山梨郡黑川にあり。神名式に、甲斐國山梨郡金櫻神社。在リ二金峰山ニ一といふ是レなり。其ノ金座は、志村、野中、山下、松木四家あり。其ノ古金は、碁石金、板金、大鼓判、細字金、延シ金、繩目金等あり。其ノ新金は、甲安金、中金、甲重金、甲定金等あり。今通用するは壹分判、貳朱判、壹朱判、朱中の四品なり。往古よりの舊制に因て、天正中改鑄後より、今に至て、一國通用を許さる。圖錄に一百三十六品を載たり。

○近江國より黃金を出す。石部驛より東に入る、金山村是レ古の坑山、其蹟猶存す。今の通路は、古の通路にあらざるなりと。一說に銅坑ともいふ。圖錄に、近江國戶笹小判金江津川桐小判金載セたり。

○出羽國より金銀を出す。此國は元明帝和銅五年九月に、陸奥國を割て、始て置れ、同年冬十月、陸奥ノ國最上置賜二郡を割て、出羽國に隷られし事なれば、其ノ昔は國史に載たる大寶年中より、金を出せしと見ゆ。〔割註〕出羽國村上郡寒川江村より砂金を出す。」圖錄に、出羽國月山及赤西ノ小判金、秋田ノ小判金、龜田、窪田、横手、角舘等の切銀、或は佐竹花降銀等數品載セたり。

○加賀ノ國より金銀を出す。金坑は澤村山にあり。圖錄、圖品等に、加賀小判金、梅鉢小判銀、花降銀、七八種笄銀、挺銀、切銀、南鐐等數十品を載たり。

○越後ノ國より金銀を出す。是レは謙信、佐渡を領せし時、其金山より採し物ならむ。圖錄に、越後國高田小判金、圓小判金、越座小判金、一名皆謙信小判といふ。長岡寬字切銀、村上永字銀及新潟榮字寶字しかみ切銀、數千品載セたり。

○佐渡ノ國より金銀を出す。其ノ黃金出る事は、宇治大納言物語巻四に載たり。此ノ國は聖武帝天平十五年

二月に、佐渡を以て越後に幷せ、孝謙帝天平勝寶四年十一月、又置て國とせらるゝ事、拾芥抄に見えたれば、越後の屬國なり。上杉謙信佐渡を攻取しより、其金を採て年々國用を僃せり。大閤秀吉公兼て此事を聞傳へ、謙信ノ義子中納言景勝を拔て奥州に移し、其國を私領して、金を採ッせらる。然るに金出ずして、程なく薨ぜられし。其ノ後年々多くの砂金を出せり。〔割註〕武德編年に、慶長九年八月十日、大久保石見守長安、伏見に至て、其司ル所の佐渡國の山岳砂銀を出す事夥しきを言上す。五年以前庚子まで、上杉景勝佐州を領せし時は、僅に砂銀出けるが、辛丑公領となり、石見守按檢して、壬寅一ケ年に出る所、萬貫目なりといへり。圖錄に、佐渡ノ上銀、一分上銀、元印銀、新印銀等載セたり。

○但馬ノ國より金銀を出す。延喜式に、對馬島の銀をいふに、但馬の國司は、此ノ例に非ズといへば、其ノ比より銀を出せり。圖錄に、但馬國小判金、小判銀、南鐐小判、但馬南鐐、小玉銀等數品載たり。

○石見ノ國より金銀を出す。〔割註〕金ノ種類、石州方言あり、金鐵屎をツヨシ、伴金石をデイシといふ。」銀多く出る故に、銀山の名となれり。〔割註〕武德編年、慶長九年八月十日に、且ッ石州銀山も、庚子まで、毛利輝元領分の時は、銀僅に出けるが、辛丑公領となり、長安檢斷して、壬寅の年中、砂銀出る事、四千貫目に及べりといへり。」圖錄に、石見ノ國挺銀、公用切銀、灰吹銀等數品載たり。

○美作國より銀を出す。作州眞島郡神代カワシロに、古の坑山其蹟猶存す。圖錄に、美作國ニ菊小判銀、壹分銀載セたり。

此ノ外に、伊豆ノ國より金銀を出す事、陸奥南部より黃金を出す事、五事略に載せ、圖錄に、各國の金銀數十品載セたれども、其坑處及ビ正據なきは記さず、今は佐渡の金銀、陸奥、石見の銀のみ、多く出

す。又圖品、圖錄等に玩賞の金銀、凡七十品載せたれども、國家通用の寶貨にあらざれば記さず。和銅は國史に見えしより以來、諸國に出る殊に多く、攝州多田、奥州南部、同仙臺、越前、紀伊、伊豫、日向、備中、美濃等より出す。其ノ中越前を上品とす。是レも鑄錢、國家通用の外、弄錢、繪錢數百品あり。孔方圖鑑、珍貨百錢ノ圖及錢範、泉彙等に多く載せたれども、通用の寶貨にあらざれば記さず。

我ガ國人皇の御代となりて、一千五六百年の間、異朝より來りし寶貨と、國土に堀出せし寶貨と、其ノ數廣大無量にて、測算の及ぶ所にあらず。然るに金銀銅の三貨、今日國家に充滿するとも見えざるは、七寶最上の物、不消不滅の德をかへり見ず、耗散磨滅する事多きの故なり。耗散磨滅に、大率三ノ不利あり。第一に欽明帝の御代より、佛氏舶來し、代々の帝王、佛氏を尊信し、推古、聖武二帝大佛を造り給ひし如く、佛道次第に行はれ、天下の寶貨、佛氏の用となる事十に七八、是レ一ノ不利なり。第二に貴賤上下、皇統神明の大御國に生れ、古帝明王の世、無爲無欲、各長壽の風俗をしらず、奇珍異物を賞美し、外國他域の品を尊び、海舶互市に交易し、天下の寶貨、好奇の用となる事十に二三、是レ二の不利なり。第三に、貴賤一統、美麗華色を本とし、服佩器物玩弄の品まで、鏤刻泥薄に磨元し、天下の寶貨、裝飾の用となる事十に一二、是レ三不利なり。識者出給ひ、此ノ三不利を考制あるときは、我ガ東方は四大洲に長ずる寶貨富有第一の國たるべし。昔は寶貨を磨滅する事制禁あり。續日本後紀に、承和元年二月癸巳。勅曰。金銀薄泥用ニ之公私一。有レ費無レ益。宜レ禁ニ斷之一といへり。漢土にも耗散磨滅の事をいひし人、數多あり、其ノ一二をいふに、

宋方勺泊宅編云。東坡常怪。今之黃金。不レ若ニ昔之多一。糜レ之者衆也。宜ニ其小價貴一也。

草木子（巻四雜篇）前古黃金如ニ王莽末年一。省中尚有ニ六十餘萬斤一。後世黃金絕少。由下其所レ耗之途廣上也。

金一爲レ箔。無三復再還二元矣。

謝肇淛文海披沙六巻黃金一種。古多而今少。漢高帝賜二陳平黃金一。至二四萬斤一。梁孝王沒庫中黃金尙四十萬斤。韓嫣以レ金爲レ彈。董卓積レ金成レ塢。而漢制天子毎レ聘レ后。輙用二黃金二萬斤一。今之大内豈易レ辨レ此。所二以然一者。世間糜費漸滅唯金最多。而四夷之外。去不レ返者不レ與焉。衣服之銷レ金鏤レ金。器玩之鍍レ金。餾レ金鉤レ金鈒レ金。箋扇之泥レ金灑レ金貼レ金。神佛之鋪レ金。經典之乳レ金。軸攴之貼レ金。天下廣。一日殆以レ萬計。皆磨滅至レ盡。間有二銷鎔所レ得者。萬中之一二耳。生之有レ限。安能副二無レ窮之用一哉。考二宋太宗時禁一。自二中宮一以下服玩皆不レ得レ用レ金。一切銷レ金、貼レ金、鏤レ金。間レ金、戧レ金、圏レ金、解レ金、剔レ金、撚レ金、陷レ金、明レ金、泥レ金、影レ金、榜レ金、闌レ金、盤レ金、織レ金。金線皆不レ許レ造。安今日而一申二明此禁一也哉。

謝肇淛がいふ所を、今此地にて金貨を磨滅する所と、一々引合せ見るべし。外國に持チ歸て返らざるの外、無益の事に七寶最上の物を磨滅するは、勿體なき事にあらずや。天下の廣、一日にても磨滅する事、廣大なれば、終には寶貨も盡に至ると宜ならずや。金貨は地中に在ては、數千載を經る程、生長する物なり。〔割註〕天明四年、筑前國那珂郡にて、後漢光武帝金印を掘出す。是即委奴國王の印、其ノ方七分八厘、後漢の尺七寸八分を以て度るに、其長伸たるよし、度量衡再編に載たり。」本より我東方は、四大洲に長ずる寶貨第一の國なれば、諸國の寶山を一々封禪し、彼は金山、此は銀山、銅山と尊崇し、堀開する事を禁じ、永く地中に安置して、不消不滅幾億萬歲を經るといへども、日月と同じく仰ぎたきものなり。彼肥後國阿蘇山を、明朝より壽安鎭國山と稱美するごとくに致しなば、人々自ら寶貨の尊き事をかへりみ、聊も耗散磨滅の氣は起らず、大切に取扱ふべし。國

家入用の節は、何時にても堀開して、其用を催にいたらむ。其内に、國家の三不利を考制し、無益の用を省なば、國家所有の寶貨、一天下を往來するとも、聊も耗散磨滅はなき理なり。先三不利を制するは、金銀泥薄より始る時は、人々磨滅をしる所なり。〔割註〕此邦の金箔三寸四分四方、百枚重サ三分四厘許リ、世に四寸箔といふ。佛師箔は箔の上品なり、また大中小三種あり、大は曲尺方四寸、中は三寸五分、小は三寸、大は百枚重サ四分六厘、中は三分九厘、小は二分七厘、箔に製する金は、上澄といひ、出紙ともいふ。銀箔は百枚重七分許。」其二貨を磨滅する、天下の廣き推知すべし。

海舶互市の貨は、五事略及ヒ折リ焼ク柴ノ記に、正保戊子より寶永戊子まで、六十一年の大數を載セたり。其外太宰の經濟錄にも、寶貨の事論あれども、何れも耗散磨滅の不利を說ず、また永く地中に安置し、我國四大洲に長ずる、不消不滅の寶貨とする事を說ず、故に隨筆しおくのみ。

茅窓漫錄 終

庵丁書録

庖丁書錄目錄

庖丁書録

羅浮先生道春著

いにしへあめつちはじめてひらけて、人其中に生る。其時、鳥けだものをころし、其肉をくらひ、其血をすゝり、其毛を衣とし、其かはをきて、いまだ衣服飲食の禮あらず。後の世に、聖人出て宮室を作り、衣服をとゝのへ、飲食をそなふ。ことさら伏羲氏の天下の王たる時に、鳥けだものをかり、うろくづをすなどりて、まつりの牲とし、人々にはじめて、庖厨の事をのたまひければ、其名を庖犧氏と名づけ奉る。神農黄帝あひついで、此道、彌々よく治りける。是より五帝三王にわたりて、杜康儀狄ははじめて酒を作り、伊尹は割烹をもて天下の滋味を論ず。周文王、武王、成王の時に及で、武王の弟周公旦、天下の攝政として泰平をいたせり。是にをひて、周の禮儀官位をさだめらるゝに。膳夫、庖人、内饔、食醫など云官をたてたり。膳夫は帝王后妃太子の御膳をつかさどる。其供御の品々一百二十種ありて、醬十二をあげたり。此下の屬官はなはだおほし。庖人は鳥けだものゝ品をわきまへ、其善惡をしりて御膳をとゝのへ、祭禮にも賓客にも隨行する也。是にも屬官有。内饔は内々にて御膳をとゝのへ、王后太子にたてまつるしなごとに、まづなめこゝろみて、あぢはひを知る也。外饔は王の御膳にはいまはず、祭禮の時供と客人の時と、其そなへものをつかさどる也。各々皆屬官有。食醫は御膳をとゝのふる人、よく醫藥をしるべし。よろづの能毒をしる時は、もとより合食禁なくしてたゝりなし。若又あやまりて合食禁あれば、膳夫を罪すべしと律にいましめ有。是等の官にかたどりて、日本にも大膳、主膳、内膳な

ど云官をたてたり。大膳職は宮內省に屬して、所々の饗膳の事をつかさどる。もろこしの大官署にあたれり。內膳司はもつぱら御膳の事を司る。もろこしの尙書局なり。此下に奉膳、典膳の名有。もろこしの尙食奉御なり。膳部の官なれば、高橋氏の家に相傳て補任せり。主膳監は東坊宮に屬す。內膳かねて坊の御膳を知るゆへに、近代はかならずしも別に任ぜず。もろこしの典膳局にあたれり。此外に造酒司、主醤首、主漿、主菓餅なんどいへるも、皆膳部の官也。文武天皇の御宇に、淡海公不比等、勅をうけ給はりて官位令を撰れしは、周禮唐令を習ひまなびたまひけるとかや。されば本朝神代のむかしをたづぬれば、天照太神天にまし〳〵て、あし原中津國に保食神ありときこしめして、御弟月夜見尊をあまくだらしめて、保食神のもとにいたりたまふ。保食神、かうべをめぐらして國にむかへば飯いづ。海にむかへばはたのひろものはたのさもの、をのづから出づ。山にむかへば毛のあらもの毛のにごもの又をのづから出づ。此くさ〴〵ものみなそなへて、もゝとりのつくゑにあさへてみやへ奉り。これぞまことに、天地自然の飮食のはじめ成べし。人の代と成て、一日片時もなくてかなはざるものは飮食也。代々の君、此禮を重むずるゆへに、官を建てつかさをまふく。此道をもとゝするゆへに、あぢはひを知て性をやしなふ。いかんぞ一日一口腹のこのおまゝなるのみならんや。もろこしの易牙は、淄水澠水のまじはりあへるを分ちしり、庖丁は牛を切て歌舞音曲にかなふ。我朝の高橋氏は、數代の饗膳をつかさどり。園別當は百日の鯉魚を切る。此道をしたふもの美談せずといふことなし。今そこなる人は、君のくりやを司どり、かしはでを知る事なれば、からやまとの庖丁の事いひきかせてんやと、しきりにせむれば、いなとはゐいはで、かれこれ聊ぬきしるしなげやり侍る。

〇腹赤

景行天皇筑紫へ行幸有ける時に、海人、此魚を釣りて奉る。聖武天皇の天平十五年正月十四日に、大宰府より是を奉る。これより後、毎年元日の節會に供せよと定らるゝ也。是を腹赤の贄と申也。此食やうとて、食さしたるを皆取渡して食けり。腹赤とは鱒の魚の事也。毛詩にも、九罭之魚鱒魴なりと有。

○吉野國栖

應神天皇吉野へ行幸し給ふ時、此山のおくより國樔人參て、酒を奉り歌をうたひける。此人、よし野の河上にありて道さかしければ、常に參ことかなひ侍ずとすと申けるが、其のちは時々まいりて、年魚樣々のものを奉りける。今元日に國樔の奏とて、歌をうたひ笛をふきならすことは、としのはじめに吉野より參りたりといはふ心なり。年魚とは、鮎の魚の事也。淸見原天皇の吉野におはせし時も、定てくず人、まいりたる事も有べし。

○若菜

正月の上の子の日に若菜を奉る事、寛平天皇の御宇よりはじまる也。延喜、天暦の比にも奉る事有。七種の若菜は、薺、はこべら、せり、菁、御形、すゞしろ、佛の座なり。又十二種は、はこべら、ちしや、せり、わらび、なづな、あふひ、芝、よもぎ、水蓼、水雲、松なり。松の字を菘の字に成す說も有。菘はこほほねなり。松の字なれば、十一種に松をうへて奉りけるとかや。正月七日に、七種の菜を供する事、ゝ文類聚にみえたり。此日是を食へば萬病をのぞくと云へり。

○御粥

正月十五日に御粥を奉る。むかしもろこしに、蚩尤と云惡人ありけるが、黄帝と申帝とたゝかひて、正月十五日に蚩尤終に殺れぬ。其後は天狗と成り、其身は地靈となり、是によりて今日亥時、あづき粥を

にて、庭中に案を立て、天狗を祭て、其後、東に向ひ再拜してひざまづき、是を食すれば、年中の疫氣を除くと云本說有。又高辛氏の女子ありしが、是も心あしくて、正月十五日巷中にして失ぬ。其魂とゞまりて、道路にさまよひて行人を惱す。此人、平生粥をのみこのみけるゆへに、今日是を祭れば災ひなしとかや。此二說、いづれをよしとも定がたし。大かたわたまし養産の時など、粥を四方にいてそゝぐこと
も、かやうの事のおこりに覺る。寬平の頃より年ごとに是を獻る。其外、三月三日などの御節供も、此御時より同く定らる。七種の粥とは、白穀、まめ、あづき、粟、栗、柿、さゝげなどなりと、九條の右丞相の御記にみえたり。正月に地黃粥、防風粥、紫蘇粥などをくへば、人によろしきと云事、千金月令にみえたり。

〇草餅

三月三日に草餅を用る事、周幽王の時よりはじまると云傳へたり。出處は未ㇾ詳。又此日、艾をとりて納て、くすりに用てよしと、千金月令に有。

〇粽

五月五日粽を食事也。むかし高辛氏の惡子、五月五日に舟にのりて海をわたりし時、暴風俄に吹て浪にしづみけるが、水神と成て常に人を惱す。ある人、五色の糸をもつてちまきをして、海中になげ入しかば、五色の蛟龍となる。それよりして海神人を惱さず、こぎ行舟もさいなんに逢はずと申傳たり。又は屈原が汨羅にしづみ、魚腹に葬りしを祭りし時の供物なりとも申にや。又粽は惡鬼にかたどりたれば、是をねぢきりて食ふは、鬼を降伏する義也と、安部晴明が說に有となん申傳へたり。唐の代に、端午の粽其品おほし。角粽、錐粽、菱粽、角黍、百索粽、九子粽有。粽を角のごとくにし、又錐のごとくにし、又

ひしのごとくにし、又竹の筒のごとくにし、又はかりのおもりのごとくにし、或は五色の糸を縄になふて、じゆずのごとくにつなぐも有。或はだんごのごとくして、九つゝらぬるも有。いづれもまこもの葉をもてつゝむ也。是を角粽とも角黍とも云なり。むかし屈原が姉、これを作りて屈原を弔ひける也。月令廣義にみえたり。屈原が姉の名を女嬃と申也。

○氷

六月一日を賜氷節と名く。仁德天皇の時六十二年五月に、額田大中彦皇子鬪雞と云所にかりに出たまひて、山に上り野中を見やり給ひしかば、廣庵を作りたるやうなる所有。人をつかはして見せたまふに窖なりと申。其時かの山のあたりに侍る人をめしてとはせたまふに、氷室なりと申。皇子のいはく、其氷をばいかやうにして納めたるにか。答て申さく。土を一丈あまりほりて、草を其上にふきて、茅萱などをあつめとりしきて、氷をおきたるに氷て、いかやうなる大旱にもとけず。是をとりて熱月に用るとなん。其時皇子、此氷を仁德の聖の帝に奉らせたまひければ、斜ならず叡感あるよし、やまとぶみなどにものせたり。是氷を獻る初也。其後より季冬ごとに、是を納て國々所々氷室をおかれ侍し也。又禁中にては、元日に氷樣を奉ることあり。是は氷のあつさうすさのかたちを奏聞する也。周禮に、凌人職と云は、氷室をつかさどる也。去冬の極寒に、深山幽谷より氷雪をとりて、是をおさめて、夏にいたりて暑氣をさけんがために、氷を出して群臣にわかちたまふ也。毛詩に、二之日鑿㆑氷沖々、三之日納㆑之凌陰と云り。左傳に、日在㆓北陸㆒而藏㆑氷。西陸朝覿而出㆑之と云り。是皆、氷をおさめていだすことを云なり。晉の石季龍、三伏の日に氷井臺の氷をとりて、大臣にあたふることあり。日本にても近き世まで、丹波のおく山に氷室ありけるとなん。

○嘉定

六月十六日に嘉定有。近頃、世俗には申傳ふるは、室町家大樹の時に、六月納凉のあそびのために、楊弓を射てかけものとし、まけたるもの嘉定錢十六文を出し、食物を買てかちたるものをもてなすなり。嘉定は宋の寧宗の年號にて十七年有。其年毎いたる錢に、元年より十六年迄のしるしあるを、十六錢あつめて、今日一人ごとのもてなしものゝ代に定むるなり。右の本說たしかならざれども、ならはしきたる事如レ斯。

○七夕

七月七日の夕、牽牛織女、天河を渡て相逢ことありとて、瓜菓をつらね、食物をそなへて二星をまつる也。男女ともに才能をいのるゆへに、乞巧奠と申也。

○盂蘭盆

七月十五日、竹をくんで盆盂のごとくにし、米飯をもり素饌をそなへ、秋の神をまつりて、五穀のよくみのらん事をいのる。是を簽籃盆と申なり。簽籃は、かごかたみの類也。是むかしよりの風俗也。今の世の蓮の葉の強食は此義なるべし。しかるに世にいひつたふるは、目蓮の母、餓鬼道に落たり。目蓮、これをすくはんとて、通力をほどこせども、或は食物火焰を生じ、あるひは母のゝどの穴針のごとくせばく成て、物を食ことあたはず。目蓮、かなしんで佛にとひければ、佛、百味の飲食を盆にそなへて、一切の衆にあたふべしとをしへらる。目蓮したがひければ、母のくるしみをすくへり。是をうらんぼんと云は、くるしみをたすくるの梵語なり。此事も七月十五日なれば取合てする事、簽籃と盂蘭と音にたるゆへなり。

○八朔

八朔の禮義むかしはなし。建長の頃よりはじめておこなはる。當年の秋の田の、みのることをいはふ故に、たのもの朔日と、世俗に云ならはせり。

○菊酒

九月九日、菊花の宴あり。是を重陽の宴と申也。天子より臣下に菊の酒をたまはる。御帳左右に茱萸の嚢をかけ、御前に菊瓶をおく。又茱萸の房を折て頭にさしはさめば、惡氣をさると云本文あり。昔費長房と云仙人、汝南の桓景にかたりていはく、九月九日、汝の家に災あるべし、茱萸の嚢をぬいてひじにかけ、山にのぼりて菊酒をのまば、此災きゆべしと申ければ、其日にいたりて、をしへのごとくせしかば、其身はつゝがなくして、家中の雞犬羊こと〴〵く死たり。かやうの功能侍るより、今日は菊酒をのむと云傳へたり。

○亥子餅

十月上の亥の日に、內藏寮より此餅をそなへ奉る。あさがれいにてきこしめす。十月の亥の日、餅を食すれば、病なしと云本說あり。此事、いつ比よりはじまるとも見えず。延喜式にのせたれば、往古よりはや有ける事ならんかし。承安四年に沙汰ありて、大外記賴重、師尙など勘文をまいらす。それも本朝のをこりはたしかにも申さず。皆本書本記をのせたり。源氏物語に、子のこはいくつかまひらせんとあれば、亥の子の儀を翌日もくふとみえたり。

○節分豆

節分に大豆をいりて屋內にまきちらす。鬼はそと、福はうちとゝなふる。又是風俗也。禁中にては追儺おこなはる。是はもろ〳〵の邪鬼をかり出すを云なり。鬼やらいと申也。又此夜、赤丸五穀をまじへそゝぎ

まく事、後漢書の注に見えたり。五穀の中に豆あり。古人の詩に、除夜の豆を詠じて、暗中信レ手頻拋擲、打着諸方鬼眼睛と云也。大豆をまひて鬼の眼をうちつぶすなり。

○鯉

詩の陳風云、豈其食レ魚必河之鯉とあり。鯉はうろくづのうちの美物なり。孔子の子をうめる時、魯の君、鯉をおくられければ、孔子君のたま物をよみんじて、其子を鯉と名づけ、字伯魚と云り。誠に目出度魚也。大河の源は崑崙より出で、積石山をへて龍門となる。此所に三級とて、三重みなぎり落る急流有。其波の音、百千萬の雷一度にはためきなるがごとし。春三月の比、桃花の浪ながるゝ時、魚、此所をのぼる。鯉龍門にのぼれば化して龍となる。諸魚のぼりゑざれば水にたゝきをとされて、死して腮をさらす也。うろくずの中に此心ざしあるは、すぐれたる魚なるべし。龍となりて雲にのぼり、霧をつかみ、天地の間に飛行自在なるごとくなるべしと、此魚をいはふなり。又魚は陰類也。陰數は六つなれば、六々三十六にて、鯉は大小にかぎらず、一とほりに三十六鱗あり。よの魚は死て後に、うろこの色かはれども、鯉はうろこの色かはらず。

○鱸

周武王孟津を渡る時、白魚をどりて舟に入る。めでたきしるしにて、遂に殷紂をうちほろぼして天下をとれり。此白魚は鱸にてや侍らんと申傳へけるとかや。魏曹操が座上に、色々の美物をまうけゝるが、今かく物とては松江の鱸魚なりといひければ、左元放と云仙人、術をもて銅盆に水を入、座中にて鱸魚を盆より釣り出して、諸人の興をそへたり。晉の張翰は、蓴菜のあつもの鱸魚の膾をおもひ出して松江へかへり、東坡は、巨口細鱗の魚を得て赤壁にあそぶ。此魚、色白くあざらけきゆへに銀魚となづく。膾

につくりてはいとすじのごとくなりとて、絲膾とも、玉膾とも申也。隋帝の玉膾は、東南の佳味也と云へるはこれ也。我朝にても平家の繁昌せんしるしに、清盛が舟へ鱸の飛入たる事有。

○鮒

鮒魚は鯽魚なり。莊子に車轍の中に鮒ありとあれば、古より名ある魚也。呂氏春秋に、魚のうまきものは、洞庭の鮒なりといへば、むかしよりの美味なり。蘇子美が詩に、松橋待二金鯽一、竟日獨遲留　とあれば、金色の鯽魚もあるにや。その池を金鯽池と申なり。松江は鱸の名所、洞庭は鮒の名所也。たとへば近江鮒、淀鯉と云がごとし。

○鯛

むかし神代に、彦火々出見尊釣をたれたまふ時、赤女、其鈎りを呑たり。龍王赤女をめして鈎をとりて尊へかへし奉る。又口女呑たりとも云り。赤女は鯛の事也。口女は鯔の魚の事也。然れば鯛は、神代より名ある魚ならずや。長門國の風土記に、赤間關は赤女の魚あるによりて名づけたり。あかめのせきと云べきを、あやまりて赤間關といふ也。又延喜式には、平魚と書て鯛のことなり。

○鮭

奥州の衣川、又越後の國、是鮭の名所なり。其ほしたるをば楚割、鹽引、干鮭など云名有。源頼朝へ梶原が楚割を奉りたること有。又四條大納言隆親卿、からざけと云ものを供御にまいらせられたりけるを、かくあやしきものまいるやうあらじと人の申けるをきゝて、大納言、鮭と云魚まいらぬことにてあらんにこそあれ、鮭のしらぼし何條事かあらん。鮎のしらぼしはまいらぬかはと申されけり。もろこしにも、此魚を賞味すとみえたり。されば庾杲之食レ鮭、嘗有二二十七種一と云事、南史にみえたり。又老杜が詩に、

自愧無鮭菜。山谷が詩に、婦能養姑供珍鮭とあり。本草をかんがふれば、鮭音桂、さけとすべきかと云人もあれども、今たゞ日本に古來かきならはしたる鮭の字をしるし侍る。

○王餘魚

もろこしにて呉王闔廬江を渡る時に、鱠を食て其餘を水中に入れば、則化して魚となる。是鱠殘魚と名づく。又王餘魚とも申也。一說に、越王の鱠の殘りなりとも云り。

○烏賊

此魚烏をとらんとて水にうかぶを、烏ついばまむとする時、是をまいて水に入て食ゆへに、烏賊と名づく。海邊の人の云傳へしは、昔秦王、東海に遊ぶ時、算袋を海中に捨つ。化して此魚となるがゆへに、魚のかたち、袋に似て腹中に墨ありと申なり。是に鹽を付てほしたるを明鯗と名づく。なまなからほしたるを淡鯗と名く。是指するめの事也。

○章擧

章魚は、たこの事也。閩國越國の人は、はじかみの酢にて是を食ふ。韓退之が詩に、章擧、馬甲柱鬪以怪自呈と云へり。又其身、小にして足ながきを石距と名く。鹽を付てやきて食ふとも云り。石距はてながたこなるべし。日本にて蛸の字をたことよむは、本說たしかならず。蛸はあしたかくもなり。かたち相にたるゆへに、字をかりてよむなるべし。

○海月

海月は眼なし。水にうかびてかたち絮のごとし。其そばに蝦ありて、人來てとらんとする時、蝦、水中に入れば、海月もついてしづむ也。文選に水母目蝦と云事は是也。又水母借蝦目と云句も有。水母はくら

げ也。又石鏡とも、海鏡とも、海蛇とも申也。石ばい明礬の水にて、茄の木の灰に鹽をまぜて海月をひたし、其後、あらひとゝのへてはじかみの酢にて食ふ。

○鰕

蝦の字と、鰕の字とかよへり。ゑびなり。江湖より出る物は色しろし、溪地より出る物は小にして色あをし。いづれも湯に入ば、あかくなる也。もろこしにては酢にして食ふ。むしても食ふ。はじかみの酢にても食ふ。其大なる物をば海鰕と名く。海より出るゆへ也。鱠にしても食ふ。ほしても食ふ也。海鰕は伊勢ゑびの類なるべし。

○干物

ほしたる魚を鮑と云事は、魚のつゝむべきものなるゆへに云也。禮記には、是を薨魚と云へり。なまながらをしをかけてほしたるをば淡魚といふ。くしにさして、風にふきかはかし、或ははらはたをさりて、縄につなぎほしたるを法魚と名く。鹽を付てほしたるを醃魚と名く。いづれの魚にても、かくのごときの類は皆乾魚なり。又別に鮑魚とて、海中の魚の悪くくさき物あり。このしろと云魚の類なるべし。日本に蚫を鮑と云は、ほしたる串蚫をば、干物なれば鮑魚と云べきか。生蚫をば鮑と云がたし。鰒魚とも決明子とも云なり。野曲に、我家にとばり幔をもたてたれば、大きみきませむこにあせん。御さかなにはなによけん。あはびさたをかゝぜよけんと云へり。

○熨斗

あはびをほしてのしとす。あはびを石決明とも、九孔螺とも申なり。かひに九つ孔あるをよしとす。熨斗は銅にて作る。火を入て物のしはをのす物なり。晋の韓康伯が母、康伯がために衣をぬふ時、康伯、熨

斗をとる。母又はかまをとゝのへきせんと云ければ、康伯はや無用なり。火斗中にあれば柄も熱し。衣をきたらば、すそもさむかるまじと云けり。康伯、幼少にしてかく云は、孝も智もありと、母もあやしめり。あはびを長くけづりほして、のしとするを、うちあはびとも申也。又漢の世に、威斗は五色の藥石を以てつくる。或は銅を以ても作る。長二尺五寸にして、座のかたはらにをく。もろ〳〵の兵氣をおさゆるまじなひなり。此等のかたちにかたどりて、うちあはびをすることにてや侍らん。

○鶴

昔周穆王の時、巨蒐氏、白鶴の血をたてまつる。是をのめば人の氣力をますと云り。又漢の世に玄鶴を射て奉る事、漢書、文選などにもみえたり。又琴を聞て淫亂の音をこのみ、鶴をあいして國をほろぼす故事有ゆへに、琴を燒て薪とし、鶴を煮て食ふと云ふことあり。鶴は仙人ののり物にて、いのちながきゆへに、めでたき鳥なり。

○鵠

鵠を天鵝と名づく。日本にて白鳥と云は是なり。食物の上味なりと云事、飲膳正要にのせたり。是を食へば、人の氣力をますと云へり。

○雁

雁、秋北より南に來る。春は南より北に歸る。其まことありて僞なく、陰陽にしたがひ、雌雄たがひにみだれざる事あるをもて、もろこしにてはよめをとる時、はじめて雁をやりて、約束を定むる也。毛詩に、弋ニ鳧與レ雁とあるは、雁と鳧とを射てとるを云なり。楚辭にも、雁をいり物にとゝのゆる事あり。後漢書に、或人、雁門の太守になりたれば、雁を食てむましやとたはむれたる事有。

○鴨

野鴨はかも也。家鴨はあひるなり。もろこしにて無官無位なるものゝ、貴人へまみゆる時、鶩を贄とすと禮記にあり。鶩はかも也。贄は進上の物を云なり。九月より以後立春の時分まで、鴨を食へば人によろし。腹中をとゝのふと云り。

○鷄

もろこしにては、とりわけ鷄を賞味する事をゝくみえたり。鷄卵も同前の事なり。

○雉

雉は五色のつばさあるゆへに、物のかざりとするなり。衣裳のもんに、雉ぬいゑがく事は、人の文章あるべき義にかたどる也。又雉、しぬる時はけなげなるゆへに、士のさゝげものに雉を用る也。又君の御膳に、夏雉のほしたるそなふる事有。これを雉膳と名く。又山梁の雌雉を、子路とゝのへて孔子にまひらせたる事も侍る也。周禮の六禽も、其内の一つは雉也。食品の貴きものなり。又二足のむまきものは鷮也と云事も有。鷮はやまどり也。

○鶉

鶉に鹽をつけてあぶり食へばよしと、交州記にみえたり。禮記にはあつものにすることも有。或酒にひたし、蓼をかてゝむして食ふともみえたり。

庖丁は庖はくりやなり。丁は人の名也。くりやをつかさどりて、肉をよくきるゆへに、後の世に、魚鳥をきる刀を庖丁と申也。むかしは刀にすゞを付てきる時に、鈴の音ときる音と拍子にあふ。その刀を鸞刀と申也。毛詩にも、禮記にも、鸞と鑾と通じてすゞなり。莊子に云こゝろは、庖丁の刀をつかふとき、

其音よく舞(まい)にも音律にもかなふと云り。又割刀と申は、すゞはつけず、たゞよきものきれ刀を云也。

慶安五暦孟春中旬

崑山館道可處士鋟板

庖丁書錄終

こかねくさ

こがねぐさ

石川雅望著

ちかきころになんありける。みやこ五條わたりにさまよひけるかたゐ(乞兒)なるものゝ、橋のほとりにて、きぬもてつゝみなせるものをひろひけるが、いとおもかりければ、あやしとおもひなして、あけて見けるに、こがね三百(ミホ)ひらに、かいつけ(書付)やうの物もそへてありけるにぞ、やがてこがねのぬしも、こをおくりやる人の名も、あからにぞしられける。かたゐなるものゝおもふに、かゝるさは(多)のたからを、いたづらにとりおとすべきやうもあらじ。こはつかひなせるものゝ、此ほとりなるさぶるこ(遊女)にたはれて、おほ(大)みき(酒)たうべさかみづき(遊宴)たるに、眞ごゝろをうしなひつるものにやあらん。さらば酒のゑひもおこたりて、こゝろなほからんには、いのちすつべくもこそおもはめ。そはいたましき事にあらずや。とみにかへしあたへむも、その人をしるべからず。なほこゝに待たうとも、とめ(尋)てきたらんもはかられず。たゞ時のまもはやくぞ、こがねのぬしがり(許)ゆきてかへしあたへば、つかひなせるものゝゆくへもしるべし。このいさをしに、それがあやまちをもこひうけなば、おのれがほいもとぐるなるべしと、なれたる袖にたからおしつゝみて、あしをそらにかのがり行きつゝ、かどべにたちて、これのあるじにみそか(密)にかたらひ侍ることとありて、まかりしなりと申すにぞ、もとよりとめる家にて、つかふるものもさはに、ところ(處)

せくゐなみて、みな口にのり聞えけるは、かゝるかたゐものゝ身もて、あるじにまのあたり聞えごとせんとは、をこの事なり。まさごとにはあらじ。みだれごゝろのものにやあらんなどいひて、ことうけなす人もあらねば、猶いらちて、さなのたまひそ。やつがれこゝろみだれたるにもあらず。けふしもそれのがりへ、こがねおくり給ひしことやある。其事にぞ、みそかにきこえまゐらせんとて、來つるなりといふにぞ、さらばそのことわりを聞えよといへども、さらにいはずして、たゞみそかに、あるじにきこえまゐらせんとぞいふなる。かくいどみのりあふほどに、あるじきゝてとかくをなだめ、やつがれこそ此いへのぬしにはあれ。申すむねあらばうけひき侍らん。されどこは大路も近く、こと人のくしきことにおもはんもいかならん。まづこなたへとせうじぬるに、なれたる袖、けがれたるかたちもはづるいろなく、奥ふかくまゐりて、ゐやたゞしく、やつがれは加茂河原にさまよひ侍りて、あだ名にかまぼこてふなる小屋にすまひなす、かたゐにて侍るなり。けふ五條の橋のほとりにて、こがね三百ひらに、そこよりそれのぬしへおくりなせる、かいつけもあんなるを、つゝみなせるものをひろひ侍るなり。こは仕へ人のあやまちて、うしなへるにこそあらめ。よりてこをかへしまゐらせんとてまかりけるが、とみに此事をきこえまゐらせんとは思ひ侍れども、うしなへる人のつみなはれんもこゝろぐるしく、さてこそみそかにかへしまうし、このいさをしに、うしなへる人のあやまちをなだめて、のちのいましめをこそたゞし給へ。やつがれがほいに侍るなりとて、みほひらのこがねかいつけつゝみなせるきぬともに、かへしあたへけるこそ、いとめでたきこゝろざしなりけれ。あるじもあまりの事に、たゝへつべき言ばもなくて、

なみだおしぬぐひつゝ、かくふかき御こゝろざしとも知らで、ずさ(従者)どものりきこえまゐらせしこそはづかしけれ。などてか御めぐみのこゝろにたがひ侍らん。けふこのたからうしなひ侍るものも、つねにひが(僻)めるものにもあらず。さてこそさはのたからもあづけおきしなり。けふはたまさかに外出し侍るより、さかみづきてのあやまちにぞありなん。とみにたづねよびて、後の事をこそいましめてめ。けふのあやまちは、きみがめぐみになだめおきて、こと人に聞ゆることゆめあるまじ。かへすがへすもそこのみこゝろざしこそ、たゝへまうさんに言葉さへなし。なれたる袖あかつきたるたもとも、やつがれがまなこには、あやにしきにも、まさり侍るなり。ことごとしくかうふりさうぞく(冠装束)して、ゐやたゞしき人も、そこのきよきこゝろにたぐへば、とをが一つもあるべからず。こはおきぬ。こがねにまれしろ金にまれ。ひろひし人の、おほやけにうたへ出づるときは、そのなかばをわかちて、下したまはる事の御おきてなり。さらば此こがね百あまり五十ひらは、そこにまゐらせん。やつがれ萬々一が富におよばずとも、三百ひらばかりのこがねうしなひ侍るとも、さらにをしとも思はず。そこのきよきこゝろざしを、たゝへまうすしるしなりとてあたへければ、かたゐ人、かしらうちふりて、やつがれもし、あまりのたからほりするこゝろあらば、など三百ひらのこがねをかへし申さんやとて、さらにことうけもせず。あるじも共こゝろをとみにくみて、やつがれ、こがねもてゐやとするにはあらず。それのこゝろざしをうけ(承)ひ侍るうへ、わがこゝろをもうけひたまへと、せちにきこゆれば、かたゐのまうしけるは、さらばやつがれのぞむ事あり。わがごとく河原にさまよひなすもの、百人(もゝたり)にもあまりぬらん。これらに一たび、あくま

でいひ(飯)たうべさせ、酒のませてんとほりするなり。あすさりて(男後)の日、こはいひ(強飯)むして、酒いつたるをそへて、五條の河原へおくりたまへ。是ぞこよなきおほんめぐみならんといふにぞ、いとやすき事なりとうけひて、けふしも風あれてはださむし。そのなれぎぬもすて給へ。ふるくともわがきぬまゐらせんなどきこゆるに、さらにうけひかず。はだへにしむあらしに、秋のなさけをしるは、西風に鱸魚をおふも、〔頭註〕張翰遠官見二秋風起一思二故郷鱸鱠蓴羹一遂歸。」たのしびは同じことなり。久しくかたらひまゐらせば、人もくし(奇)とおもひたまはん。またこそおほんかどまではまゐりも侍らめ。さる時は、なだれい(頽魚)を、のこれるいひ(殘飯)もあらんときは、御めぐみたまはらんと、いひもはてずまかんでぬ。それよりあるじは、人もてたからうしなへるしもつをとこ(下男)を見するに、からうじてつれきたりぬ。かのをとこは、今やおほやけにうたへていましめ給ふか。又はおやはらから(兄弟)にもおほせ(課)て、うきことを見せたまふやと、まさな(正體)きこゝろに、身もふるひ、いろはまさを(眞青)になりてあるを、あるじのねやにまねきて、なれ(汝)がけふのあやまちは、たぐふべきものなし。されどうしなへるたからは、ゆゑありてとみにわが手にいりぬ。こをもてつみゆるし侍るなり。さらばやすきこゝろもて、たから失へるむねを、つばらにきこえよといへるにぞ、よみがへりしごと、こゝろおちゐていふやうは、けふしも御つかひかうふりて、四條の坊までまかりしに、ゆくりなくともがきみたり四たりにいであひ侍りしが、それらにいざなはれて、祇園の坊なる井筒がりのたかどの(樓)にのぼりて、はじめはあらししのぐばかりに、ひとくさ二くさのな(肴)にて、さけたうべ侍りしが、いつしかうつゝごゝろ(現心)をうしなひ侍りて、白拍子せうじ(請)させ、しをり萩などうたはせ

侍るより、おもはずおほみき（大酒）になりて、さかみづき、まへうしろもわすれ侍り。ともがきにもいづべ（何方）にてわかれけん。それもおぼえ侍らず、たゞひんがし山のほとりをとかくさまよひて、そがうちにたからもうしなひ侍りけん。みち〳〵にはいぬてふものゝよろこぶといふなる、けがれ（吐）し事などなし侍りて、まがきがしまのうちに、たふれふし侍るにや。川風のひや〳〵と身にしみけるに、目さましぬれば、おほいなる松がねをまくらにして伏し侍るなり。かくして酒のゑひもおこたるまゝ、やう〳〵眞心になりておもへば、ありしことも夢なる心ちして、たからはいづちにておとしけん。それをしらで、こはいかなるちなみ（因）ぞや。あめのよこしま神のみいれたらんか。のらのくつね（野狐）のあだ事なしゝかと思へど、まうしひらかんあてもなし。いざやこと國へもゆきなんとするに、そはまた白浪（賊）のうき名もはづかし。さらばこのくだりをつばらにかいのこして（書残）、加茂、桂のみくづ（水屑）ともなりなんと、松原の坊なるともがきのがりゆく道にて、むかへる人に行きあひ侍りぬ。その人のいへるは、とまれかくまれ。君のふかきみこゝろあらんに、一たび御まのあたりなしまうせよと、せちに（切）いさめけるまゝ、げにたらちをたらちね（父母）にもまさる御いつくしみからふれる君に、御ゐやまうして（禮）のち、いのちすつべくもおそからじと、したゝる汗かい（掻）ぬぐひてかへりまゐりさぶらふなり。またうしなへるたからの、君のおほん手に侍るも、いかなる御事に侍るにか。さらにわいだめ（分別）もなしと、なく〳〵けいす（申上）れば、かたゐ人のいひけんも、わが思ふにもつゆたがはず、しか〳〵のことにこそあれと、はじめよりをはりまでかたりきこえて、こたびはかたゐ人のほい（本意）によ（依）て、つみゆるすなれば、これゆ後のことをこそ、ふかくもつゝしめよなどきこえければ、はじ

めて人ごゝろをえて、あるじををがみ、またかたゐ人のかたををがみて、うれしなきに泣きけるを、あなかま（喧騒）こと人のきゝてはわぎへ（吾家）のおきてごともうしなふめり。つねのごとやすらけきふりしてなんと聞ゆれば、など（何）となくふしどにはいりぬ。あくるあしたはつとめて（早朝）おきいでゝ、いへのこ（家人）にきこえけるは、あすはとほつおや（遠祖）のためにおもふむねあり、こはいひ（強飯）そくばく、そがうへに伊丹の里につくりなす白菊てふ酒五樽てうじてよと聞えければ、かしこまりうけひきて（拝承）、やがてよね（米）かしぎ。さけとゝのへ、ちかひし日のあした、こはいひはんぎりてふうつはにうづだかくもり、いひはくるまにのせ、酒は馬におふせて、かのたから交へる男をもそへて、辰さがるころ、五條の河原へはおくりやりぬ。なほたへずや思ひけん。こがねはたひらを、さかなのれう（料）とかいつけ（書付）て、酒だるのうちへいれておくりけるとなん。さて河原にいたりて、馬ゆ車ゆとりおろして、ところせきまでつみおけるを、見る人も、こはいかなるほどこしにかといぶかりけるも、ことわりになん。さてかたゐ人はかねてまちまうけしにや。とみに出であひて、なれたる袖ながら、ゐやたゞしうして、ちかひ（約）しよりきよらになしたまひて、くさ〴〵さはにめぐみ給ふことのかたじけなさよ。さてこそおのれがほいとぐるわざなれとて、よろこぶ事かぎりなし。河原にゐなみたるかたゐどもは、をどりあがりて、かゝるおほんめぐみは、かみ代よりもきゝ侍らず。あめのかみのたまものか。つちのかみのめぐみかと、うたひなせるもめづらかなり。さてはおくりゆきしものも、いとまつげて立ち歸り、あるじにしか〴〵とけいすれば、ほいとげたりとよろこび思ひけり。その日もくれてあくるあした、おもてのかたのしとみあくるほど、なにとはしらず。ちりといへるいやし

げなる紙につゝみたるものをなげいれて、その人はいづち行きけん。影だにも見えず。しとみあけゝるもの、こをひらきみるに、こがねなりければ、うちおどろきつゝ、あるじにかくとけいすれば、あるじ、とりて見けるに、きのふ酒だるにかくしておくりつる、こがねはたひらにぞありける。そのつゝめる紙に、一くさのうたをぞかいつけゝる。

たからともおもはゞ袖につゝまゝしうき世のちりを何にかはせん

となん。あるじいよ〳〵はぢらひて、はじめよりたゞ人とはおもひも侍らず。いかならんだい大徳とこの、世をいとひてかく侍るならん。孫氏がわらのしとね、許氏がひさごのこゝろにもまさりけんとぞ、ひめおきし事をもわすれて、こゝろをおなじうする友がきにかたりけるが、一犬の噓をほゆるならひにて、つひにわがともがらの茶話とぞなれりける。

こがねぐさ をはり

昭和參年二月二十日印刷
昭和參年二月廿五日發行

日本隨筆大成十一回

編纂者 日本隨筆大成編輯部
代表者 早川純三郎

發行兼印刷者 東京市京橋區鈴木町十二番地 吉川半七

發行所 東京市京橋區鈴木町十二番地 吉川弘文館
振替貯金東京二四四番
電話京橋一四一番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町 六合館
名古屋市西區下長者町四丁目 合資會社 川瀬書店
大阪市東區北久太郎町四丁目 合資會社 柳原書店
東京市京橋區鈴木町 日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町 國際美術社

—•〔吉川弘文館印刷工場印刷〕•—



